前原一誠傳

前原一誠肖像

君は明治二年二月十八日從五位に叙し越後府判事に任じたが、五月十七日越後を發し、ついで東京に出で姑く長藩の神田邸に稽留してゐた、此の寫眞は當時の撮影で三十六歳であつた、君は常に袴地の良品なるを好みとたり傳へられたれば、其の着用の佳麗なることが知らるのである。（第三十六章七二五頁參照）

従四位源朝臣一誠
任參議
従一位行右大臣藤原朝臣實美宣
従三位行大辨藤原朝臣俊政奉行
明治二年己巳七月八日

従四位守參議源朝臣一誠
任兵部大輔
右大臣従一位藤原朝臣實美宣
大辨従三位藤原朝臣俊政奉行
明治二年己巳十二月二日

故　前原一誠

特旨ヲ以テ位記ヲ
贈ラル

大正五年四月十一日

宮内省

前原一誠肖像

君は明治二年七月八日從四位に敍し參議に任じた、此の寫眞は其の頃の撮影である、君が烏帽子直垂を着して廟堂に列し、畏くも玉座に咫尺し奉つて朝庠し　甚だ窮屈を感じたことが、父彥七へ贈つた書中に見えてゐる、即ち「日々烏帽子直垂にて天子之御前え恐入り候事には御座候得共困窮古今無双に奉存候」とあるのである（第三十六章七四八頁參照

前原一誠妻の肖像

君の妻を綾子といひ、長藩士楊井孫右衛門の女である、容貌美にして材習に富み能く来客を待遇して内助の功多く、大正十一年二月九日七十八歳で歿した。

前原一誠の書

此の書は明治九年三月君が自宅にあつて、豪傑の有せる才氣量識斷の五者を鋭き、自ら染毫して弟山田穎太郎に示したのである、之に據つてまた當時の君の氣宇が推知せらるのである。

前原一誠の書

君が東京に出で、闕下に伏奏して諫死せんとし、其の途中にて松江の獄舍に拘禁せられたのは、明治九年十一月七日である。是時島根縣の屬官で、君の知人である淸水淸太郎の楊椒山文集を耽讀し、其帙裏に感想と共に記して胸臆を披瀝し、末尾に大書したのが此の七字である。（第四十五章一〇七〇頁參照）

佐世彦七肖像（前原一誠の父）

君の父彦七は藩政府に仕へ、御廐頭人役を勤めたこともあつて騎馬に巧みであつた、また常に藩公の乘匹を預つて調馬したことも傳へられてゐる、此の寫眞は乘馬の時の服裝である、明治九年十一月十四日六十四歳で歿した。

前原一誠の母肖像

君の母は末子といひ、長藩士鷲頭九郎左衛門の女である、天性温和恭順であつて賢母の稱があつた、明治三十三年八月二十四日九十二歳の長壽で歿した、此の寫眞は明治二十七年の頃名古屋で撮影したのである、

山田顯太郎肖像

穎太郎は初め次郎と稱し、君の同母弟である、長藩士山田政輔の養嗣となつて氏を山田と稱した、長藩振武隊にあつて維新の戰に從軍し、明治二年六月十二日蝦夷地（北海道）の平定に及びて東京に凱旋した、後明治政府に仕へて陸軍少佐に進み、明治七年の頃大阪鎭臺にあつた、此の寫眞は當時の撮影で二十六歲であつた、同九年十二月三日二十八歲で歿した。

山田穎太郎妻の肖像

穎太郎の妻は玉子といひ山田政輔の女である、此の寫眞は玉子二十五歳の時の撮影である、其の傍に立てるは穎太郎の長男克介である。

佐世一淸肖像

一清は初め三郎と稱し、君の同母弟である君が前原家を立つるに及び、父彦七の後を承けて佐世氏を稱した、長藩干城隊にあつて明治元年君の北越出征に際し、相共に赴いて各所に戰つた、君が六月二十九日戰地から父に贈つた書中に「三郎恆太郎も誠に盛に合戰仕候、御悦ひ可被成遣候」とあつて、恆太郎は族の奮頭恆太郎で同じく干城隊にあつた、此の寫眞は明治五年の頃の撮影で二十一歲であつた、同九年十二月三日二十五歲で歿した。

前原一誠姉妹の肖像

君の同母姉妹は四人あつて其の姉を萬志子といひ、其の妹を伊久子伊登子多喜子といつた、萬志子は長藩士國司右内の妻となり、伊久子は同藩士重富與三に伊登子は同藩士河北一に多喜子は同藩士田中一介に各嫁して其の妻となつた、此の寫眞は向つて右より多喜子伊登子綾子（一誠の妻）萬志子であつて、上にある半身は伊久子である、また多喜子の抱けるは一介の長女眞志子で、伊登子の抱けるは一の長男勘七である。

奥平謙輔の肖像

奥平謙輔は字を居正といひ、弘毅齋と號した、性質倜儻にして大志を懷き、學を好みて文を屬し、また詩賦に長じてゐた、明治元年皇軍に從ひて奥越に戰ひ、始めて君を識り、其の人と爲りに推服して之に兄事した、翌二年從五位に叙し、越後府權判事に任じ、佐渡に赴いて治績があつた、居ること凡そ半歳、辭して歸國しまた出でなかつた、明治九年君と共に兵を萩に擧げしが十二月三日遂に斬に處せらる、時に年三十六歳であつた、大正五年四月十一日特旨を以て從五位を贈られたのである。

前原一誠傳序

古云、忠臣出于孝子之門、信乎言也、予祖父前原一誠者、初稱佐世八十郎、實佐世彥七之嫡出也、明治維新前有故變姓氏、仲弟既嗣他家、使季弟繼生家、後遂別立一家、一誠天性醇厚事親孝順、而立志忠誠、雖敵人猶且心服、其師吉田松陰曾評門生曰、八十誠實過人、學不及實甫、識不及暢夫、而人物之完、二子不及八十、亦可以窺其爲人矣、丙子巴城之變、蹉躓觸刑辟、固非其志也、雖然不明其眞相、或恐招後人之謬傳、予等深憾焉、冀闡明眞相、以雪其寃也久矣、而蓋棺以後多閱年所、資料散佚、比之同門顯榮之士、蒐集之難易非同日之論、拾乏摭匱略得梗概、因往年囑之渡邊世祐博士、博士薦妻木忠太先生、先生前勤于文部修史、後入于舊藩主毛利公爵家編纂所、先生博覽强記、

夙有維新史實大家之目、據乏匱之資料、覃思寡覈、鉛槧積功遂成此篇、庶幾得知一誠之志所存歟、若夫記而不盡、語而不詳、固非著者之尤、予等供資者之責也、君子幸垂教焉、當本篇之上梓、錄著者之勞且記其所由、以爲序、

昭和九年歲次甲戌七月仲浣

孫　前原彥八識

佐世庄次郞

山田克介

姪　河北勘七　代識

田中清次郞

例　言

一、本書は前原一誠傳と題し、一誠君畢生に於ける事蹟を闡明にし之を後昆に傳へんが爲に著述したのである。

一、本書の著述は前原家並に同家近親の企圖に係るものにして文學博士渡邊世祐氏の紹介に依り予に其の任務を擧げて囑託せられたのである。

一、本書の內容は固より一誠君の事蹟を中心として之を悉く確實なる文獻に證徵し研鑽討究して敍述し、其の體裁の繁簡と記載の詳略とは各事蹟の輕重に依つて取捨折衷したのである。

一、本書は一誠君の事蹟と共に天保四年以降凡そ四十有三年間に於ける時勢の推移と形情の變遷とを略述し、其の關係あることを明晰ならしめんとしたのである。

一、本書敍述の文章は徒に華美潤飾を事とせずして專ら平易簡潔を旨とし、また事實の批評論斷を避けて其の正確ならんことを期したのである。

一、本書に比較的詳細なる年譜を附し、一誠君の事蹟を容易に瞥觀しうると共に重要の諸件を列記して參照の便に備へたのである。

一、本書に著はれたる人人は史的敍法に遵ひすべて敬語を省略したのであるが、毛利敬親元德の二公のみには維新前主從の關係ありたるを以て之に敬語を附したので敢へて他意ないのである。

一、本書に挿入せる寫眞はすべて前原家及び同家近親の所藏せらるものを採用したのである。

一、本書は前原家に藏せらる凡そ壹千餘通の尺牘日記等を根幹となして敍述したるもまた諸家秘藏の史料に依りて其の完稿を告げたのである、玆に其の史料の觀覽を許容せられたる各家の厚意を深く感謝して歇まないのであ

る。

一、本書の著述に際し前原家の近親河北勘七田中清次郎の兩氏は常に注意を與へられ、また三坂圭治氏は校正に盡されたので併記して感謝の意を表するのである。

一、本書題簽の前原一誠の四字は其の眞蹟に依り之に傳の一字を補ふたのである。

一、本書は一誠君事蹟の網羅について大に努力を竭したることを信ずるも其の遺漏錯誤の絶無は期しがたいのである、若し讀者の發見せらる所あらば切に誨示し賜はんことを冀ふのである。

昭和九年九月下澣

妻木忠太識

前原一誠傳　目次

修養時代

勤王時代

在朝時代

在野時代

前原一誠傳目次畢

前原一誠傳圖版目次

以　上

前原氏略系

初稱二米原氏一、尋改二佐世氏一、後更二前原氏一。

佐々木秀義―定綱……

（米原氏）廣綱（初代） 又九郎 平内 左衛門尉

廣綱之祖、從二尼子氏一世々住二近江一、湖水之南有二米原邑一、因稱二米原氏一、後移二出雲一據二高瀬城一、永祿年間尼子氏之滅亡後、廣綱屬二于毛利氏一、仍居二出雲高瀬一、元龜年間廣綱叛二毛利氏一、再從二尼子氏一、後不レ知レ所レ終、

―德子

廣綱亡命ノ後、同母妹二人相與歸二母之父佐世清宗一、清宗乃以二德子一、嫁二田中與市兵衞政知一、德子生二一女一、後有レ故離別、會清宗受レ命養二毛利秀就一、因而令三德子進二其乳一、秀就成長之後、賞二德子一賜二扶持米一、慶長十八年八月十二日歿、

―女子 同母妹

―女子 同母妹

―廣次 五郎 異母弟

―女子 神田三郎次妻 異母妹

政廣 彌五郎
　異母弟

廣信 又次郎
　異母弟

女子 赤川喜右衛門妻
　父田中與市兵衛

左以子 徳子養レ之配ニ林六右衛門一

正勝（二代） 六之丞 六右衛門
　實林龜壽丸玄澄二男、慶安四年五月得ニ藩許一續ニ米原家一、
　母林彦兵衛元次女、
　元祿十二年四月五日歿、年八十、
　妻徳子養女左以子、寛文三年七月歿、
　後妻村上彦左衛門就房女、延寶九年七月歿、

女子 田中三郎右衛門貞正妻
　母左以子

女子 村上伊右衛門正定妻
　母村上彦左衛門就房女

政道（或政通）（三代） 八十郎 新右衛門
　母同前
　正徳五年二月以ニ勤功一列ニ大組士一、

享保十一年八月歿、年六十七、
妻相島仁右衛門常直女、享保八年十二月歿、

（米原氏 佐世氏）
（四代）政如　長三郎　新右衛門
母相島仁右衛門常直女
寶曆九年十二月得二藩許一改二于佐世氏一、
明和元年九月歿、年五十九、
妻栗屋七郎右衛門信定養女

盛之　平八　源右衛門
母同前
（或盛尙）
爲二來原利右衛門盛直養子一
明和二年正月歿、年五十九、

女子　安春和政高妻
母同前

（佐世氏）
（五代）如琢　新二郎　新右衛門
母栗屋七郎右衛門信定養女
寬政七年七月歿、年五十九、

如章　八十郎
母同前
兄如琢以レ無レ子、續二其後一、

如章（六代）
八十郎　新右衛門
母粟屋七郎右衛門信定養女
兄如琢多病以無子爲嗣、食祿四十石、
文政四年二月歿、年五十七、
妻豐島彌平太女、天保四年正月歿、年五十六、

六之允
母豐島彌平太女、
享和三年六月歿、年十、

滿幾
母同前
文化六年十月歿、年十一、

政信（七代）
丑之助
母同前
文政十一年二月歿、年二十四、

經一
少三郎
母同前
兄政信以無子、續其後、

經一（八代）
少三郎　彥七
母豐島彌平太女
兄政信以無子爲其嗣、

明治九年十一月十四日歿、年六十四、
妻鷲頭九郎左衛門盛任女、明治三十三年八月二十四日歿、年九十二、

─萬志　國司右內妻
母鷲頭九郎左衛門女

─一誠（前原氏）（初代）　八十郎　彥太郎
母同前
慶應元年三月十三日得二藩許一改二前原彥太郎一
明治二年二月十八日敍二從五位一任二越後府判事一
明治二年七月八日敍二從四位一任二參議一
明治二年十二月二日任二兵部大輔一
明治三年九月二日依レ願免二本官一
明治九年十二月三日歿、年四十三、
妻楊井孫右衛門盛富女、大正十一年二月九日歿、年七十八、

─伊久　重富與三妻
母同前

─伊登　河北一妻
母同前

─多喜　田中一介妻
母同前

─一昌　次郎　穎太郎　一樹
母同前
爲二山田政輔成之養子一、

（佐世氏）一清（九代）

明治九年十二月三日歿、年二十八、

三郎　一武
母同前
明治九年十二月三日歿、年二十五、

昌（二代）——百合熊（三代）——彦八（四代）……

年譜

天保十年以後に藩公とあるは毛利敬親公にして世子とあるは毛利元徳公なり

天保甲午五年　一歳

三月二十日　君、長門萩市土原馬場丁に生る、

天保丙申七年　三歳

九月八日　藩公齊元公（邦憲）萩城にて卒す、

十二月十日　世子齊廣家督す、

十二月二十九日　藩公齊廣公（崇文）江戸櫻田邸にて卒す、

天保丁酉八年　四歳

三月五日　齊元の長男猷之進（後敬親）齊廣公の世子となる、

四月二日　將軍家齊職を家慶に讓る、

四月二十七日　世子敬親公（忠正）家督す、

天保己亥十年　六歳

是年　君、父彦七に從ひて長門厚狹郡船木村の目出に移居す、

天保庚子十一年　七歳

三月十四日　統仁親王皇太子に立たせ給ふ、

三月二十一日　藩政府士風の奢侈怠惰を戒む、

八月十五日　藩政府文學の興隆を令す、

十一月十五日　光格上皇崩御し給ふ、

是年　君、目出にありて幡生周作に習字素讀を學ぶ、

天保辛丑十二年　八歲

閏正月七日　前將軍家齊薨ず、

十二月十一日　藩政府江戸櫻田邸に學館を設け文武講習の所となす是日落成して有備館と名づく、

天保壬寅十三年　九歲

七月二十八日　幕府外船擊攘の令を緩む、

十月二十七日　朝廷學習所を京都に建て給ふ後學習院の名を賜はる、

天保癸卯十四年　十歲

四月朔日　藩政府羽賀臺に於て大に操練を行ふ、

閏九月十三日　老中濱松藩主水野越前守忠邦罷められ福山藩主阿部伊勢守正弘之に代る、

弘化甲辰元年　十一歲

六月二十一日　水野越前守忠邦再び老中となる、

七月十三日　藩公諸臣を召し赤間關前大津先大津及び萩城の沿海地に砲臺を築かしめ各砲臺に總奉行を置く、

十二月二日　天保を改めて弘化となす、

弘化乙巳二年　十二歲

二月二十二日　老中水野越前守忠邦罷む、

是　　年　君、目出に移りて玆に七年采薪耕耨を事とし其の間に修學して勉强す、　十三歲

弘化丙午三年

正月二十六日　仁孝天皇崩御し給ふ、

二月十三日　孝明天皇即位し給ふ、

八月二十九日　海防嚴飭の勅諭幕府に下る、

是　　年　君、萩に出で岡本權九郎に學ぶ、　十四歲

弘化丁未四年

六月二十七日　和蘭人再び外交につき幕府に勸告す初め弘化元年勸告す、

九月二十三日　孝明天皇即位の大禮を行はせ給ふ、

十二月十六日　藩公左近衞權少將に任ず、　十五歲

嘉永戊申元年

二月二十八日　弘化を改めて嘉永とす、　十六歲

嘉永己酉二年

三月二日　藩公親しく新明倫館に臨みて開校式を行ふ、

九　　月　君の弟穎太郎生る、

是　　年　君、福原彌吉郎に從ひて經史詩文を修む、

是　　年　君、萩の來原良藏の宅に寄寓す、

嘉永庚戌三年　十七歲

是年春　君、目出に歸省し其の途中馬より落ちて傷つくついでまた萩に出づ、

六月朔日　洪水あり藩公自ら責を引きて洞春公元就の靈に謝し士民救匡の意見を徵す、

六月十一日　和蘭人外交につきまた幕府に忠告す、

六月十五日　君、藩公の有司士民を戒飭し救匡の意見を徵せる寫書を父に示す、

十一月十日　萩城及び封內沿海の守備成り是日藩政府其の兵員砲數等を幕府に告ぐ、

十一月二十二日　朝廷再び海防嚴飭の勅諭を幕府に下し給ふ、

嘉永辛亥四年　十八歲

七月二十三日　吉田松陰東北遊歷の途に就く、

十一月朔日　藩公德山侯毛利兵庫頭元蕃十男尉䑓後元德公を養ひて嗣子となす、

十二月二十一日　關宿藩主久世大和守廣周老中となり龍野藩主脇坂淡路守安宅京都所司代となる、

嘉永壬子五年　十九歲

是年冬　君、目出に歸り農漁を業とし父の陶器製造を助く、

三月　君の弟三郎（一清）生る、

五月二日　幕府大森に砲臺を築造す、

嘉永癸丑六年　二十歲

九月二十二日　明治天皇降誕し給ふ、

正月二十日　藩政府長門北海岸の防備部署を定む、
六月朔日　吉田松陰既に遊學の藩許を獲て是日江戶に入る、
六月三日　米國水師提督ペリー軍艦を率ゐて浦賀に來り和親を請ふ、
六月七日　幕府江戶沿海の防禦區畫を定め我が藩に大森海岸の警衞を命ず、
六月十三日　幕府米艦の退去を諸侯に傳ふ、
六月二十二日　將軍家慶薨ず翌七月二十二日喪を發し十月家定職を繼ぐ、
七月十八日　露國水師提督プチャーチン軍艦四隻を率ゐ長崎に來りて互市を請ふ。
八月二十三日　幕府曩に米國使節の齎らせる國書に對する諸侯の意見を徵す。
九月十八日　吉田松陰江戶を發して長崎に赴く、
十一月十四日　幕府近海沿岸の守備を更め相州警衞を我が藩に命ず、

安政甲寅元年　二十一歲

正月十六日　米國使節ペリー軍艦を率ゐて再び浦賀に來り進んで本牧に入り去年の報を促す、
是月　君の父彥七藩命を以て萩を發し三月江戶に入り相州警衞地に赴きて宮田に屯營す、
二月十六日　藩世子既に萩を發し是日江戶櫻田邸に入る十八日名を廣封と改む、
三月三日　幕府米船の下田函館二港にて薪水食料等を採るを許す所謂橫濱假條約是なり、
三月九日　藩公世子廣封を伴ひて登營す將軍家定其の偏諱を賜ひて定廣と改めしめ從四位下長門守に叙任す、
三月二十七日　吉田松陰同志金子重輔と共に下田に赴き米艦に投じて海外に遊ばんとす是日二人米艦に上り遂に果さず、
四月十五日　吉田松陰金子重輔と共に江戶傳馬町の獄舍に送らる、

八月二十三日　幕府英船に函館長崎にて薪水食料を給すべきを約す、
十月二十四日　幕府吉田松陰金子重輔に在所蟄居を命ず是日二人萩に着し松陰野山獄に投ぜられ重輔揚り屋に囚はる、
十一月二十七日　嘉永を改めて安政とす、
十二月二十一日　幕府露船の長崎下田函館の三港に來ることを許す、

安政乙卯二年　二十二歳

正月十一日　金子重輔獄中に病死す、
正月十七日　藩政府神器陣の規格を改め更に一手銃陣の調練を創始す、
五月二十六日　村田清風歿す、
七月十八日　藩政府來原良藏福原淸介等を九州に遊學せしむ、
七月二十九日　幕府長崎西役所を講堂とし蘭士を聘して西洋銃陣及び砲術の直傳習を開始す、
八月二十日　我が藩長崎聞役兒玉平馬直傳習生を派遣すべきを促す、
九月二十日　藩公萩城を發して東勤の途に上る翌十月三日江戸に入る、
十月九日　佐倉藩主堀田備中守正睦老中となる、
十月二十二日　松島瑞益長崎に赴き始めて直傳習生となる、
十二月十五日　吉田松陰出獄して其の父百合之助の家に錮せらる、

安政丙辰三年　二十三歳

二月十九日　藩公江戸を發して歸國の途に上る翌三月十八日萩に入る、
七月二十一日　米國總領事ハリス下田に來りて國書を將軍に呈せんと請ふ、

八月二十四日　露國使節プチャーチン長崎に來る、
十月晦日　幕府下田奉行に命じ米國國書を下田にて受けしむハリス之を聽かず、

安政丁巳四年　二十四歳

二月　君の父彦七御駕籠奉行役となる君從ひて萩に寓居す、
五月二十六日　幕府米使ハリスと條約を結びて長崎を開き下田函館に米人の在留を許す所謂下田條約是なり、
九月五日　君の父彦七藩公の東勤に從ひ萩を發す翌十月五日江戸に入る、
十月二十一日　米使ハリス登營し將軍家定に面謁して國書を呈す十一月十五日幕府ハリスの演說筆記を諸侯に示して意見を徵す、

是月　君、松下村塾に入り始めて吉田松陰に師事す、
十一月十八日　君、目出の邑に歸らんとす是夜學友松下村塾に會して各別を告ぐ、
十一月十八日　吉田松陰書を口羽德祐に送りて君を紹介す、

安政戊午五年　二十五歳

正月十四日　吉田松陰書を目出にある君に送る、
正月二十二日　藩公養女銀姬を世子に配し之が禮を行ふ、
是月　君また萩に移りて吉田松陰に學び門人久坂玄瑞に始めて面晤す、
二月五日　吉田松陰君等に武技の練習を奬む、
二月五日　老中堀田備中守正睦參內し米國との條約勅許を奏請す、

二月七日　君、中谷正亮を訪ふ、

二月晦日　君、松浦松洞の東游を序して之を送る、

是　月　君、序を作りて久坂玄瑞の將に東遊せんとするを送る、

三月朔日　君、富永有隣と共に僧月性の郷里に歸るを送り山口に至りて別る、

三月三日　君の歸路松浦松洞の東行に遭ひて更に之を送り宮市に至りて歸萩す、

三月十九日　朝廷老中堀田正睦を召し外交に關し更に三家以下諸侯の議を盡して之を奏聞し再び勅裁を請はしめ給ふ、

三月二十六日　君、詩を賦して中谷正亮の上國に赴かんとするを送る、

四月二十三日　彦根藩主井伊掃部頭直弼大老となる、

四月二十五日　藩公幕府の召に應じて登營す老中堀田正睦米國條約の勅答を告げて各諸侯の意見を徵す、

五月二十五日　藩公江戸を發して歸國の途に就く翌六月十五日萩城に入る、

是　月　君、擧家萩に移る、

六月十九日　幕府遂に神奈川にて米國との通商條約に調印す、

六月二十一日　幕府長藩の相州警衞を罷めて兵庫戍衞を命す、

六月二十五日　幕府紀州侯徳川慶福（後ち家茂）を將軍の繼嗣に定む、

六月二十六日　幕府小濱藩主酒井若狹守忠義を京都所司代となす、

七月五日　將軍家定薨ず、（八月八日發表す）

七月十日　幕府和蘭と通商條約を締結す、（ついで露英等と各通商條約を締結す）

八月五日　朝廷水戸藩主徳川慶篤に勅書を賜ひて幕府を匡輔せしめ給ふ、是時旨を長門尾張越前等十三藩に回示し共に協力せしめ給ふ世に所謂戊午密勅なり

八月二十一日　毛利筑前の舊臣甲谷岩熊議奏中山忠能正親町三條實愛の內旨を承け密勅（前項と異にす）を奉じ京都より萩に來りて當役益田彈正に授く、

九月五日　幕府信濃の人堤茂左衞門を捕へ七日小濱藩士梅田源次郎雲濱を捕ふ、安政戊午の大獄起る

九月十七日　老中鯖江侯間部下總守詮勝入京す、

九月十八日　幕府京都水戸藩邸吏鵜飼吉左衞門父子を捕へ二十二日處士頼三樹三郎等を捕ふ京囚の始、

是月　來原良藏を手當用掛となして長崎に赴かしむ翌十一月萩に還りて長崎傳習生の實況を報じてまた赴く、

十一月二十九日　吉田松陰參府議を作りて藩公明春の東勤を沮止せんとす是日遂に其の家に錮せらる、

十二月二日　君、吉田榮太郎作間忠三郎の報に接し吉田松陰投獄の藩命あらんとするを知り同志と共に奔走す、

十二月五日　藩政府吉田松陰に投獄の命を下す君等八人松陰の罪名を糾正せんとして奔走す、

十二月六日　藩政府君等八人に謹慎を命ず、

十二月二十二日　吉田松陰入獄の日切迫し君の苦心を察して其の懷を陳ぶ、

十二月二十六日　幕府京囚の審問を開始す、

十二月二十六日　吉田松陰野山獄に入る詩を君に送りて其の志を示す、

十二月二十九日　水戸藩士關鐵之助矢野長九郎萩に來る、

安政巳未六年　二十六歳

正月七日　闘鐵之助矢野長九郎萩を去る、
正月十二日　幕府長崎函館神奈川の三港を開くを以て自由に貿易せしむ、
正月十五日　播磨の人大高又次郎備中の人平島武次郎萩に來る吉田松陰の門人入江杉藏野村和作に面晤して去る、
正月二十日　來原良藏書を周布政之助等に送りて西洋銃陣修行のものを派遣せんことを請ふ、
正月二十五日　藩政府君及び品川彌二郎等の謹愼を解く、
正月二十八日　吉田松陰上書して時事を論ず、
二月五日　藩政府西洋學所の規則を定む、
二月五日　老中堀田備中守正睦入京す九日正睦參内し米國との條約勅許を奏請す聽されず、
二月九日　藩政府君及び木梨平之進江木清次郎等十三人を選びて長崎に遊學せしむ、
二月十日　吉田松陰序を作りて君の長崎に往くを送る、
二月十五日　君、吉田松陰の內意を察し長崎行の途次馬關より亡命して上京せんとし是日之を岡部富太郎に謀る遂に果さず、
二月二十四日　吉田松陰詩を賦して君の長崎に赴くを訓戒す、
二月二十四日　久坂玄瑞序を作りて君の長崎に赴くを送る、
二月二十五日　君、萩を發して長崎に赴く吉田松陰書を送りて之を訓誨す、
二月二十七日　吉田松陰要駕策上篇を作り翌三月三日其下篇を草す、

三月五日　藩政府西洋銃陣直傳習生の長崎より歸るものをして萩城下深野町馬場にて練習せしむ、

三月五日　藩公東勤の途に就く翌四月五日江戸麻布邸に入る、

三月五日　君、長崎に至り疾を發す是日書を岡部富太郎に送りて留崎の意なきを告ぐ、

四月十二日　吉田松陰藩公の要駕を策せんとし野村和作を東上せしむ事君の言に依りて洩れ和作遂に捕へらる是日君書を松陰に送りて其罪を謝す、

四月二十一日　江戸長藩邸員は長井雅樂を急馳して萩に歸らしむ蓋し吉田松陰東送の命を傳へしむるにあり、

五月二十四日　藩政府吉田松陰幕府召致の命を其の父百合之助に傳ふ、

五月二十五日　吉田松陰萩を發し翌六月二十五日江戸櫻田長藩邸に入る、」

是月　君等長崎を發して歸國の途に就く、

六月三日　藩政府西洋學所を增築し是日落成式を行ふ、

六月十三日　長崎西洋銃陣直傳習生已に歸國し深野町馬場にて調練を開始す是日藩政府之を江戸長藩邸員に告ぐ、

六月十九日　幕府勅許を俟たず米國との條約に調印す、

六月二十六日　世子江戸を發して歸國の途に上る翌七月二十七日萩に入る、

七月九日　吉田松陰始めて評定所に召され幕吏の訊問を受け傳馬町の獄に投ぜらる、

七月九日　藩政府西洋學所に海軍術教授を開始し藩士に入學せしむ、

八月三日　君、西洋學所に入り洋學を修す、

八月二十四日　藩政府西洋學所を博習堂と改む、

是月　西濱教練場設置の工事を起す、

九月十七日　江戸長藩邸員銃陣の教練に關し來原良藏を召す、
九月十八日　江戸長藩邸員操練の綱領を商議せんとし前田孫右衞門を召す、
九月二十五日　世子深野町練兵場に親臨して西洋銃陣小隊運動を觀る、
十月二十七日　吉田松陰死刑の宣告を受く即日小塚原刑場に斬らる桂小五郎等松陰の遺骸を埋葬す、
十一月朔日　君は書を來原良藏に送り吉田松陰の近狀を問ふ、
十一月六日　前田孫右衞門來原良藏相共に江戸に着す、
十一月十一日　來原良藏君に書を送りて吉田松陰嚴刑に處せられ從容死に就きしを報ず、
十一月二十四日　幕府外國奉行新見豐前守正興等を米國に遣はす蓋し條約批准交換の爲なり、
十一月二十七日　君、吉田松陰の死刑に處せられしを痛憤し是日書を來原良藏に送りて恩師の宿志に報ぜんとするを告ぐ、
十二月十六日　藩公左近衞權中將に任ぜらる、

萬延庚申元年　二十七歲

正月十五日　世子明倫館に臨みて開館式を行ひ儒生に經史を講ぜしむ、
正月十五日　若年寄平藩主安藤對馬守信正老中となる、
正月十六日　藩公上書し藩内の軍制を增損し銃砲の操縱は洋式に改めしを幕府に稟申す、
正月二十五日　藩政府桂右衞門原荒吉久坂玄瑞を函館神奈川に遣はして英學を修めしむ、
二月十一日　藩政府吏員を長崎に遣はし新式ゲベール銃一千挺を購入せしむ、
三月三日　大老井伊掃部頭直弼櫻田門外にて水戸藩士佐野竹之助薩摩藩士有村治左衞門等の爲に殺さる、

三月二十一日　藩政府萩野流砲術家守永彌右衞門教授の火技を停む、

三月二十二日　君、疾の爲に博習堂を退學す。

三月二十三日　世子淸水美作長井雅樂等を從へ萩を發して東上の途に就く翌閏三月二十六日江戸に入る、

閏三月朔日　關宿藩主久世大和守廣周老中となる、

四月朔日　幕府老中をして皇妹和宮内親王の關東へ降嫁せられんことを内願せしむ。

四月二十六日　藩公江戸を發し翌五月二十五日兵庫に到る六月十一日萩城に入る、

五月朔日　藩政府庚申丸進水式を擧ぐ八月完成す、

五月二十一日　西濱敎練場竣功す、

七月二十一日　和蘭船馬關に入り同二十七日英船また馬關に泊して需用品を購入す、

八月三日　藩政府西濱敎練開場式擧行につき敎練用掛等を定めて之を布達す、

八月十五日　和宮内親王關東降嫁の聖旨を奉ずることを言上し給ふ、

九月五日　米船馬關に碇泊す、

十月三日　幕府兵庫警衞陣營地を我が藩に交附す、

十月十八日　和宮降嫁勅許の詔を將軍家茂に賜はる、

十一月二十二日　北條源藏米國より歸朝す、

十二月五日　米國公使館通譯官ヒウスケン麻布中の橋にて殺さる、

十二月十四日　幕府普國と修好通商條約を締結す、

文久辛酉元年　二十八歲

二月三日　露人入寇して對馬に據る、

二月十九日　萬延の號を改めて文久とす、

三月二十八日　藩政府長井雅樂の建策に基づきて公武周旋の議を決し是日藩公の旨を候す所謂航海遠略の議是なり、

四月四日　藩公、內南海岸巡視の爲に是日萩を發し山口伊佐吉田を經て七日伊崎新地に着す、

四月六日　久坂玄瑞形勢を察し藩公の東勤を沮止せんとし是日其の意見書を草して君に送り藩政府に致さしむ六月君、更に書を副へて執政益田彈正に呈す、

四月八日　藩公是日彦島に至り船木藤曲小郡等を經て十四日湯田に着す、

四月十九日　和宮に親王宣下ありて親子內親王と賜はる、

四月二十八日　英船二隻來りて豐浦沖に泊す後屢々英船來泊す。

五月十二日　長井雅樂藩命を以て東上し是日京都に入る、

五月十五日　長井雅樂議奏正親町三條實愛に內謁して密に藩公建白の趣旨を陳述す、

五月二十八日　水戸藩士有賀半彌等東禪寺英國公使館を襲ひて英人二名を傷く、

六月三日　長井雅樂京都を辭して東下の途に就く是月十四日江戸に入る、

七月二日　世子老中久世大和守廣周を訪ひ藩公建白の旨を陳ぶ、

七月五日　藩政府菊濱敎練場を設く八月二十二日開場式を行ふ、

七月十九日　藩政府汽船購入の議を決す、

八月三日　長井雅樂老中安藤對馬守信正（初め信睦）に面晤し長藩建白の趣旨を陳述す、

八月二十四日　君、書を久坂玄瑞に送り其の歸國せんとするを止め且つ藩情を報ず、

八月二十八日　長井雅樂萩に歸る、

九月五日　藩政府菊濱敎練場を東敎練場と改め西濱敎練場を西敎練場と改む、

九月七日　周布政之助久坂玄瑞を伴ひ江戸を發して京都に向ふ、

九月十五日　藩政府練兵場假規則を頒つ、

九月十六日　藩公長井雅樂を隨へて萩を發し東勤の途に上る、

九月十八日　藩公福川驛に至りて疾む二十二日花岡驛に進みて保養す、

十月三日　周布政之助久坂玄瑞と共に京都を發し五日鞆港に着す、

十月五日　藩公花岡驛を發し二十五日伏見に着す翌日伏見を發す、十一月十三日江戸に入る、

十月五日　長井雅樂藩公に先ちて發し是日鞆港に着して周布政之助に會晤す、

十月九日　周布政之助海田にて待罪書を益田彈正に致す十一日番手を除かれ久坂玄瑞と共に歸國を命ぜらる、

十月十五日　周布政之助久坂玄瑞萩に歸る、

十月二十日　和宮親子内親王將軍家茂に降嫁し給ふ、

十月二十四日　君、其の疾癒ゑて練兵場に入る、

十一月五日　米國公使ハリス登營して將軍家茂に面謁し大統領の書を致し開港延期の承諾を陳ぶ、

十一月七日　君、練兵場舍長に拔擢せらる、

十二月朔日　君、久坂玄瑞中谷正亮等と共に一錢燈の談議をなす、

十二月八日　藩公書を幕府に致し王室を尊び國是を定めんことを請ふ、

十二月十六日　世子左近衞少將に任す、

十二月十九日　藩公杉德輔の幕使に從ひて英佛兩國に赴くを許し是日謁を賜ふ、

十二月二十三日　藩公高杉晉作の幕吏に從ひて支那に赴くを許す、

文久壬戌二年　二十九歲

正月朔日　薩藩士樺山三圓書を久坂玄瑞等に送りて薩長兩藩相結びて義擧に出でんことを促す、玄瑞君等と之を謀議す

正月三日　藩公長井雅樂を中老に準じ京都に赴かしむ、

正月十四日　土佐藩士坂本龍馬萩に來り翌日久坂玄瑞を訪ふ、

正月十五日　水戶藩士平山兵助等六人老中安藤對馬守信正を坂下門に要擊す、

二月五日　藩公登營して公武合體幕政改革の議を建白す二十四日幕府公武周旋を藩公に囑託す、

二月十六日　藩公周布政之助を江戶に召す、

二月十九日　土佐藩士吉村寅太郎本間誠一郎等萩に來り是日去る、

二月二十日　君及び久坂玄瑞寺島忠三郎等亡命して京都に出で長井雅樂を誅除せんことを謀る、

二月二十日　久坂玄瑞君等に謀り藩公歸國の利なるを前田孫右衞門に陳述す、

二月二十五日　久坂玄瑞所懷を老臣宍戶備前に吐露せんとし其の斡旋を前田孫右衞門に請ふ、

二月二十五日　君及び久坂玄瑞松浦龜太郞（松洞）三人吉田松陰の墓に展して其の志を告ぐ、

二月二十七日　久坂玄瑞等盟約書を草し翌日君及び品川彌二郞等之に血判す、

二月二十八日　藩政府北條瀨兵衞を江戶に遣はし藩地老臣の意見を藩公に致さしむ蓋し久坂玄瑞

君等に謀りて東西の形情を藩政府に說きしに基つく、

是　月　君、亡命上京せんとし米原八十槌と變名し遺書を草して双親及び弟姉妹に與へ之に和歌を添ふ、

三　月　六　日　老臣宍戶備前藩公の召に應じて東上せんとす是日久坂玄瑞備前に面晤し藩公の歸國に盡力せんことを說く、

三　月　七　日　藩公公武合體に周旋盡力せんとし長井雅樂をして朝意を候せしむ是日雅樂江戶を發し十八日入京す、

三　月　十　日　土佐藩士吉村寅太郎馬關に來るついで久坂玄瑞土屋矢之助馬關に出で薩摩藩士森山新藏と共に會して互に國事を談ず、

三月十四日　周布政之助萩を發して江戶に赴く、

三月十六日　來原良藏薩摩より歸國す翌日久坂玄瑞萩に歸る、

三月十六日　薩摩の島津和泉兵を率ゐて上京の途につく四月十六日入京す、

三月十八日　藩政府來原良藏を京都に遣はし山田亦介村田次郎三郎を馬關に派して他藩人の應接に任ぜしむ、

三月十八日　長井雅樂入京し翌日議奏正親町三條實愛に謁し關東の事情を詳陳す、

三月十八日　君及び久坂玄瑞等來原良藏を訪ひ上京しうべく斡旋を請ふ、

三月二十日　君、再び亡命して上京せんとし父彥七の諒解を請ふ、

三月二十四日　君及び久坂玄瑞岡部富太郎楢崎彌八郎等兵庫出張を命ぜらる玄瑞即日萩を發す、

三月二十六日　老臣浦靱負兵庫警衞地に赴き兵庫總奉行毛利將監を輔佐すべき命を受く、

三月二十八日　君及び久坂玄瑞楢崎彌八郎等浦靱負に從ふべき藩命を受く、

四月三日　君及び久保清太郎等阿月に至りて老臣浦靱負を訪ひ六日之に從ひて發し十四日兵庫に着す、
四月十四日　長井雅樂朝廷の內旨を齎らし京都を發して江戶に赴く、
四月十七日　朝廷島津和泉に勅し滯京して諸浪士を鎭撫せしめ給ふ、
四月十九日　君及び久坂玄瑞中谷正亮久保清太郎楢崎彌八郎等上書して長井雅樂を彈劾す、
四月二十一日　薩摩藩士有馬新七等事を擧げんとす即夜浦靱負君及び久坂玄瑞等を率ゐて入京し輦下に駐衞す、
四月二十二日　長井雅樂江戶に着し議奏正親町三條實愛傳ふる所の內旨を藩公に進めて復命す、
四月二十三日　薩摩藩士有馬新七柴山愛次郞橋口傳藏等寺田屋に會し關白九條尙忠等を襲はんとす島津和泉其の臣大山格之助等を遣はして之を擊たしむ、
四月二十四日　周布政之助兼重讓藏相議して藩公上洛準備の條目を定めて稟申す、
四月二十七日　君及び久坂玄瑞等長井雅樂の正親町三條實愛に呈せる上文を論駁して長藩京都の要路に致す、
四月二十八日　世子江戶より歸國の途次入京す島津和泉と共に闕下守衞浪士鎭撫の朝命を受く、
五月朔日　朝廷世子に內勅を傳へて國事に周旋せしめ給ふ、
五月八日　朝廷正三位大原重德を左衞門督に任じ東下の內命を賜ふ二十二日京都を發す、
五月十二日　朝廷旨を島津三郞初め和泉に傳へて勅使を輔佐せしめ給ふ二十二日勅使を護して發し六月七日江戶に入る、

五月十三日　朝廷旨を藩公に傳へしめて勅使を輔佐せしめ給ふ、
五月二十六日　江戸長藩邸員議して藩公の江戸周旋猶豫を決す、
五月二十七日　君及び久坂玄瑞中谷正亮楢崎仲輔書を桂小五郎に致し長井雅樂建白に對する辨駁書の趣旨貫徹すべく周旋を懇請す、
五月二十九日　幕府藩公に歸國賜暇の命を傳ふ、
六月五日　藩公長井雅樂の中老格を褫ぎ歸國して謹愼せしむ十八日雅樂江戸を發して歸藩の途につく、
六月六日　藩公江戸を發して上京す七月二日入京す、
六月十日　將軍家茂勅使を城中に延見して朝命を拜受す、
六月二十日　藩公中津川驛に至る桂小五郎世子の內命を含み京都より來りて都下の情況を聞す、
六月二十三日　前左大臣近衞忠熙九條尚忠に代りて關白となる、
六月二十四日　藩公中津川驛を發し七月二日入京す、
七月朔日　將軍家茂勅使大原重德を城中に延見して奉答書を上る、
七月六日　幕府德川慶喜に再び一橋家を繼がしめて將軍後見職を命ず、
七月八日　藩公周布政之助等を議奏正親町三條實愛の邸に遣はし書を致して藩公父子盡力の旨を陳べしむ、
七月九日　幕府前越前藩主松平慶永を政事總裁職となす、
七月九日　藩公老臣毛利筑前益田彈正浦靱負及び周布政之助桂小五郎等に時事を議せしめ航海遠略の畫策を拋棄し專ら叡慮を遵奉すべきを決す、
七月十三日　藩公老臣毛利伊勢を議奏正親町三條實愛の邸に遣はし長井雅樂の上る建白書の却下を請はしむ、

七月十六日　藩公學習院に候す議奏中山忠能之に面接して諮詢の氷解攘夷叡念の貫徹世子の公武周旋依賴に關する勅書を傳ふ、
七月二十日　藩公三事決策の疑義を條陳して朝旨を候す、
七月二十四日　藩公朝旨を遵奉して幕府に其の實を擧げしむるに決す是日親諭書を闔藩に下して之を示諭す、
七月二十七日　藩公召に應じて學習院に候す傳奏出でて父子の中一人東下して朝旨の貫徹に周旋すべき勅旨を授く、
八月朔日　久坂玄瑞回瀾條議を作り翌二日之を藩公に上る、
八月二日　世子學習院に候す議奏中山忠能等之に接し戊午以後國事殉難者の禮葬及び流放以下の復籍等に關する朝旨を賜ひ且つ東下周旋につき訓令を授く、
八月三日　世子伏見を發して江戸に赴く、
八月五日　君及び中谷正亮江戸にて文學修養の藩命を受く十二日二人京都を發し二十一日江戸に入る、
八月十九日　世子江戸に着し翌日勅使の館に候す、
八月十九日　島津三郎一橋慶喜を訪ひ時事二十餘條を建議す、
八月二十一日　島津三郎江戸を發し翌日勅使大原重德歸京の途につく閏八月七日重德翌日三郎各歸京す、
八月二十五日　土佐藩主山内土佐守豐範東下せんとし京都を過ぎる朝廷豐範に輦下を守護せしめ給ふ、
八月二十七日　來原良藏横濱外人を斬殺せんとして果さず二十九日遂に自殺す、
八月二十九日　君、來原良藏自殺の爲め書を藩政府に致して命を待つ、
八月二十九日　世子來原良藏の死を憐み香花料を賜ふて之を吊す、

閏八月朔日　幕府京都守護職を置き會津藩主松平肥後守容保を之に補す、
閏八月六日　世子老中板倉周防守勝靜の邸に赴き齎らす所の勅旨の說明書を授く、
閏八月二十二日　幕府諸侯の參勤在府三年を百日となし其の妻子の江戶在住を廢す、
閏八月二十三日　島津三郞時事に關する意見の用ゐられずして是日歸國の途につく、
閏八月二十六日　朝廷前關白九條尙忠前內大臣久我建通及び岩倉具視等に洛外退去を命じ給ふ、
閏八月二十七日　議奏中山忠能老臣毛利筑前益田彈正を召し攘夷拒絕決定の朝旨を傳ふ、
九月二十一日　朝廷左近衞權中將三條實美侍從姉小路公知に東下せしめ給ふ、
十月朔日　世子登營して一橋慶喜に上京の延期を勸告す、
十月六日　君、江戶にあり書を弟三郞に送りて修學を督勵す、
十月七日　權中納言三條實美議奏となる、
十月十一日　朝廷世子に勅使輔佐の詔書を賜ふ、
十月十二日　勅使三條實美等京都を發して江戶に向ふ土佐藩主山內土佐守豐範兵を率ゐて之を護衞す、
十月十三日　君また形勢に鑑み書を弟三郞に送りて修學を督勵す、
十月二十八日　勅使三條實美等江戶に着す君及び久坂玄瑞等警衞に任ず、
十一月五日　前土佐藩主山內豐信容堂世子の招きに應じて櫻田邸に來る世子禮を厚くして之を饗す周布政之助席に陪し泥醉して放言し豐信遽に駕して去る、
十一月十三日　高杉晉作志道聞多久坂玄瑞等橫濱外國公使館を燒かんとして果さず、
十一月十四日　周布政之助蒲田の梅屋敷にて山內容堂を謗る、

十一月二十日　幕府戊午以降の失政を責めて安藤信正間部詮勝酒井忠義等を處罰す、

十一月二十三日　君及び小倉健作等上京を命ぜられ是日江戸を發す、

十一月二十八日　勅使三條實美等登營して攘夷決策の勅書を將軍家茂に授く、

十二月二日　將軍家茂世子を召し奉勅の意を示し刀を賜ひて其の勞を慰す、

十二月五日　將軍家茂勅諚奉承の答書を上る、

十二月七日　勅使三條實美等江戸を發し同二十三日歸京復命す、

十二月八日　世子江戸を發して西上の途につき二十八日入京す、

十二月九日　朝廷新に國事掛を設け大に言路を開かしめ給ふ、

十二月十二日　高杉晋作久坂玄瑞等品川御殿山英國公使館を燒く、

十二月十七日　朝廷幕府に命して將軍入朝の儀を省略せしめ給ふ、

十二月二十四日　京都守護職松平肥後守容保入京す、

文久癸亥三年　　三十歳

正月三日　世子參內して天盃並に御衣を賜はる、

正月五日　將軍後見職一橋慶喜入京す、

正月五日　高杉晋作等吉田松陰の遺骸を荏原郡若林大夫山に改葬す、

正月十日　高杉小忠太前田孫右衞門來島又兵衞中村九郎桂小五郎等の學習院用掛を免じ楢崎彌八郎佐々木男也二人に之に代らしむ、

正月十三日　君、江戸より入京す翌日鷹司邸の護衛を命ぜらる、

正月十七日　藩公朝命を奉じ參內して天顏を拜し參議任官の宣旨を拜受す、

正月十八日　君、鷹司邸護衛の任を解かる、

正月二十二日　藩公歸國の途に上り是日大坂藩邸に入りて二月十二日萩城に着す、
正月二十三日　前右大臣鷹司輔熙近衞忠熙に代りて關白に任ず、
正月二十七日　諸藩の有志京都東山翠紅舘に會し時事を議す中村九郎久坂玄瑞寺島忠三郎大和彌八郎志道聞多等之に會す、
二月三日　世子の駐舘を嵯峨天龍寺に移す、
二月六日　藩政府長井雅樂に屠腹を命ず、
二月七日　藩公歸國の途次吉川監物を訪ひ自今監物を待つに支藩の禮を以てすべく告ぐ、
二月十一日　久坂玄瑞寺島忠三郎及び熊本藩士轟武兵衞等上書して攘夷期限の決定を關白鷹司輔熙に請ふ、
二月十三日　朝廷國事參政國事寄人を置き權大納言正親町實德權中納言三條西季知右近衞權少將姉小路公知左近衞權少將東久世通禧等十四人を之に任じ給ふ、
二月十八日　朝廷在京諸侯を召し攘夷の旨を諭して各意見を建白せしめ給ふ、
二月二十日　世子上書して賀茂社及び泉涌寺に幸し攘夷の典を擧げ給はんことを奏請す、
二月二十二日　松山藩士三輪田元綱等京都等持院內足利尊氏以下三代の木像の首を斬りて三條河原に梟す、
二月二十七日　京都守護職松平肥後守容保攘夷切迫の故を以て洛西壬生組を設けんことを請ひて許さる（新撰壬生組）、
二月二十八日　世子學習院に上書し攘夷親征の宸斷あらせられんことを奏請す、
三月朔日　世子京都を發して大坂に趣き將に兵庫警衞地に抵らんとす、
三月四日　將軍家茂入京して二條城に着すついで七日家茂入朝す、

三月五日　世子淸水淸太郎等を學習院に候せしめて賜暇を請はしむ、
三月六日　朝廷長藩の親兵貢獻を嘉賞し給ふ、
三月七日　藩政府國政復古局を設置し翌八日萩大書院を政事堂とす、
三月九日　世子朝命を奉じて入京す、

三月十一日　車駕賀茂社に行幸し攘夷を祈らせ給ふ世子供奉の行列に君の父子及び波多野金吾等加はりて之を護衛す、

三月十四日　薩摩の島津久光三郎召に應じて入京し關白鷹司輔凞前關白近衞忠凞等に攘夷の輕擧しがたきを條陳す、
三月十五日　幕府朝旨を奉じ十萬石以上の諸侯に親兵を貢獻せしむ、
三月十五日　世子高杉晋作に十ヶ年の暇を賜ふ、
三月十六日　朝廷水戸藩主德川慶篤に京都守衞を命じ給ふ、
三月十八日　薩摩の島津久光建言の趣旨採用せられずして是日歸國の途につく、
三月二十日　政事總裁職松平慶永其の職を去りて歸國す、
三月二十二日　將軍家茂歸東の巷說傳はる長藩京邸員之を議し攝海戰守策を草し學習院其の他に致して沮止を謀る、
三月二十四日　朝廷世子の歸國を允許し給ふ、
三月晦日　朝廷國事寄人中山忠光の官位辭退を許し給ふ忠光密に馬關に奔る、
四月二日　藩公闔藩に令して戰備を修めしめ老臣毛利能登をして馬關に趣かしむ、
四月二日　將軍家茂入朝す是日一橋慶喜書を中川宮尊融親王に上りて石淸水行幸の中止を請ふ、
四月三日　世子二條城に出で將軍家茂に見え上洛參內の賀を陳べ且つ賜暇歸國及び兵庫警衞免除の恩を謝す、

四月六日　朝廷世子を召し且つ車駕石清水行幸に供奉すべき命を傳へしめ給ふ、

四月六日　世子浦靱負清水清太郎周布政之助桂小五郎等を會して行幸中止の不可を決し之を關白に進言す、

四月七日　世子參內して天顏を拜し退きて關白に謁す更に權大納言坊城俊克御劍と勅諚とを世子に授く、

四月七日　京都所司代牧野備前守忠恭供奉の少將三條西季知の加員隨身十人の選出を長藩に命ず君は父彥七と共に隨身に選ばる、

四月八日　朝廷淀橋以南行幸沿道の警衞を長藩に命じ給ふ、

四月十一日　車駕石清水八幡宮に行幸あらせられ給ひ翌日還幸し給ふ、

四月十五日　在京諸侯を學習院に召して海防攘夷の策を徵し給ふ翌十六日世子及び備前藩主池田備前守茂政等時事の所見を上陳す、

四月二十日　將軍家茂上書し五月十日を攘夷期限となすを奏聞す越えて二十二日在京諸侯に此の期限決定を告ぐ、

四月二十一日　世子天龍寺の營を發して歸國の途に上る五月十一日萩城に入る、

四月二十一日　將軍家茂京都を發して攝海防備を視察す五月十一日歸京す、

四月二十三日　議奏三條實美長藩京邸員を召し勅使の從衞人員選出を命ず君及び清水清太郎山縣九右衞門福原乙之進等選ばる、

四日二十三日　國事參政姉小路公知勅命を拜し攝海防備視察の爲に京都を發す君等藩命によりて之に從衞す、

四月二十六日　將軍後見職一橋慶喜東下の途中書を關白に致し職を罷めんことを請ひて許されず、

五月朔日　勅使姉小路公知大坂城に還り將軍家茂を引見し君及び福原乙之進に紀淡二國の內情を

視察せしめ翌日歸京して復命す、
五月九日　老中格小笠原圖書頭長行洋銀四十五萬元を英人に交付して生麥の事を謝し三港拒絶の旨を各國公使に告ぐ、
五月十日　長藩米船ペムグロークを馬關に砲擊す、
五月十日　周布政之助京都より歸る翌日藩政府政之助に政事堂の機務に與らしめ麻田公輔と改稱せしむ、
五月十二日　志道聞多野村彌吉遠藤謹助伊藤俊輔山尾庸三相共に外遊の途に上る、
五月十八日　將軍家茂沿海防備の狀を奏上す、
五月二十日　賊ありて國事參政姉小路公知を朔平門外に要擊す、
五月二十一日　朝廷禁門守衞を改め長州に堺町門薩州に乾門等各之を命じ給ふ、
五月二十三日　君及び品川彌二郎等土佐安藝兩藩士と共に姉小路公知刺客の搜索を命ぜらる、
五月二十三日　長藩佛艦キユーチヤンを馬關に砲擊す、
五月二十四日　長藩君等に堺町門守衞を命ず君報告の爲め歸國の命を受く、
五月二十四日　將軍家茂に歸東の暇を賜はる、
五月二十六日　長藩蘭艦メヂユサを馬關に砲擊す、
五月二十七日　世子萩を發して二十九日馬關に着す六月三日山口に歸る、
五月二十九日　朝廷薩州の乾門守衞を免じ給ふ、
五月晦日　老中格小笠原圖書頭長行兵を卒ゐて入京せんとす朝廷其の入京を禁じ幕府をして之を審問せしめ給ふ、
六月朔日　長藩米艦ヴイオミングを馬關に砲擊す是日朝廷藩公に攘夷の褒勅を賜ふ、
六月二日　傳奏坊城俊克長藩京邸員を召し藩公父子の中一人の上京を促す、

六月三日　朝廷將軍家茂歸東の請を允して攘夷の効を奏せしめ給ふ、
六月五日　佛艦セミラミス及びタンクルードの二隻馬關を砲擊して其の砲臺を陷る、
六月六日　高杉晋作の亡命の罪を宥し是日馬關に赴き士衆を糾合せしむ、
六月七日　朝廷諸藩に勅して戮力攘夷の叡慮を貫徹せしめ給ふ、
六月十一日　淀藩主稻葉長門守正邦京都所司代となる、
六月十二日　老中山形藩主水野和泉守忠誠等毛利氏に諭して猥に外船を擊つなからしむ、
六月十二日　君、手廻組に加へられ右筆役を命ぜらる、
六月十三日　將軍家茂大坂を發して歸東し十六日江戸に入る、
六月十三日　藩公國司信濃を老中となし關地の總指揮を委す、
六月十四日　朝廷左近衞少將正親町公董を監察使となし長藩に遣はして攘夷の功を褒せしめ給ふ、
六月十六日　朝廷久留米藩に命じ新に砲臺を豐前大里に築かしめ馬關の應援をなさしめ二十一日更に小倉藩に令し之を助けしめ給ふ、
六月十七日　淸水淸太郎桂小五郎佐々木男也等筑後の眞木和泉を京都翠紅館に招く和泉攘夷親征等五事の建策を説く、
六月二十三日　藩公金壹萬兩を朝廷に獻す、
六月二十七日　英艦七隻鹿兒島に至り是日生麥の償金を要求す、
六月二十九日　君、曩に歸國す是日再び上京して長藩内の近情を京邸に復命す、
七月朔日　英艦夜襲をなし薩船三隻を奪ひて櫻島に向ふ翌日薩藩士英艦の不意を砲擊して之を走らす、
七月四日　君等輦下附近の防火に任ず、

七月四日　監察使正親町公董宮市に着し六日氷上山の旅館に入る二十三日宮市に移る、

七月七日　周防吉敷郡鯖山勝坂小郡柳井田に關門を新設すまた此日力士山分勝五郎等江戸より歸り力を効さんことを請ふ力士隊の濫觴とす、

七月九日　高杉晉作先鋒隊小隊の陣中規則を草して山口政事堂の許可を請ふついで允さる、

七月十一日　幕府使番中根市之允を長藩に遣はし攘夷の趣旨を誤解せるを詰問せしむ、

七月十二日　朝廷島津久光の上京を促し給ふ十七日其の上京を止むるの朝命下る、

七月十七日　朝廷右近衛權中將東園基敬侍從四條隆謌を監察使となし紀伊明石二藩に遣はし給ふ、
君は時山直八と共に基敬を護衛して紀州に赴く、

七月十八日　吉川監物益田彈正清水清太郎等關白鷹司輔熈の邸に赴き親征の議を上言す、

七月二十一日　世子萩城に入り二十八日諸臣を召して藩政府の施設に反對せるものを諭す、

七月二十四日　長藩士幕使中根市之允等の乘ぜる朝陽丸を砲擊し二十六日遂に之を抑留す九月三日吉田稔麿命を受け朝陽丸に赴き船員を諭して江戸に廻航せしむ、

八月朔日　清末侯毛利讃岐守元純入京し七日參內して天顏を拜す、

八月九日　朝廷中川宮尊融親王に九州鎭撫使を命じ給ふ親王之を辭せらる、

八月十一日　世子馬關諸砲臺を巡視せんとし是日萩を發して赴き二十日山口に歸着す、

八月十三日　車駕大和行幸神武天皇御陵等を拜し御親征の軍議を興し給ふの令を在京諸侯に布告し給ふ、

八月十四日　鳥取藩主池田相模守慶德岡山藩主池田備前守茂政等姑く親征を停め給はんことを奏請す、

八月十五日　君等監察使を護して歸京す、

八月十六日　奇兵先鋒兩隊軋轢をなしついで九月六日奇兵隊は秋穗に移陣す、

八月十七日　土佐藩士吉村寅太郎等中山忠光を擁して義兵を擧げ是日大和の五條を襲ふ、

八月十七日　中川宮尊融親王夜參內せられ勅命を京都守護職松平肥後守容保等に傳へ兵を率ゐて禁門を守護せしめらる。

八月十八日　勅して大和行幸を停め權中納言三條實美等の參朝を止め長藩の堺町門警衞を罷め給ふ君等大に憤慨し大佛に赴きて進退を議決す、

八月十九日　君及び佐々木次郎四郎是日京都を發し二十三日の夜山口に歸着し翌日京都の變を報ず

八月十九日　清末侯毛利讃岐守元純等權中納言三條實美等と共に大佛を發し二十一日神戶に着す、

八月二十日　根來上總京都より山口に歸着し大和行幸の詔發せられ藩公父子上京の朝命ありしを報ず、

八月二十一日　朝廷監察使正親町三條公董を京都に召還せしめ給ふ、

八月二十二日　藩公長府德山兩支侯及び諸老臣を會し世子を上京せしむべく決す、

八月二十三日　因州備前米澤の三侯及び阿波の世子連署して長藩の寬典並に七卿宥免のことを請ふ、

八月二十四日　藩政府京勢急變の報に接し世子の上京を延期す、

八月二十四日　權中納言三條實美等七人の官位を奪ひ二十九日長藩士の禁門出入を停めらる、

八月二十六日　權中納言三條西季知等三田尻に着し翌日權中納言三條實美等もまた抵りて招賢閣に館す、

八月二十七日　藩公政府員をして朝廷に書を進めしめ姑く七卿を三田尻に留むべく言上せしむ、

八月二十九日　藩公根來上總宍戶九郎兵衞を登京せしめ堺町門の變に關し歎願書を朝廷に上らしむ、

八月二十九日　藩政府兒玉小民部に馬關出戍を命ずついで先鋒隊士の一部馬關に出張し小民部之を管す、

九月朔日　朝廷有栖川宮熾仁親王を攘夷別勅使として江戶に至らしめ給ふ十月七日之を止めらる、

九月朔日　益田右衞門介京都を發し八日山口に歸る、

九月朔日　中川宇右衞門椋梨藤太等山口に出で京師變動に對する當局の罪を訴ふ翌日藩政府は麻田公輔毛利登人前田孫右衞門を罷む、

九月二日　麻田公輔大に決心する所あり是日遺書を留めて大坂に走る、

九月二日　筑後の眞木和泉權大納言正親町三條實愛の使命を啣み山口に來りて藩公に謁し上京のことを說く、

九月三日　監察使正親町公董是日筑前に赴かんとす翌四日九州出張を止むるの朝命至る、

九月三日　明倫館に令して國典の講義に勉めしむ、

九月五日　朝廷諸藩の費を省くを名とし親兵を廢し給ふ、

九月八日　毛利登人前田孫右衞門謹愼を免ぜられついで登庸せらる、

九月十日　寺島忠三郎京都より歸國すついで中村九郎久坂義助來島又兵衞桂小五郎等相踵ぎて歸る

九月十二日　島津久光朝命に依り上京の途につく士卒千五百餘人を從へ十月二日入京す、

九月十三日　根來上總歎願書を携へて大坂に着し入京を請ふ、

九月十四日　朝廷堺町門變の爲に鎖港の議を猶豫せざらしめ給ふ、

九月十七日　朝廷淸末侯毛利讃岐守元純及び吉川監物以下の堺町門の變に對する覈査を命じ給ふ是日更に之を促し給ふ、

九月十七日　三條實美等會議所を三田尻の招賢閣に設け是日筑後眞木和泉肥後宮部鼎藏轟武兵衞山田十郎土佐土方楠左衞門を會議所詰となす、

九月十七日　朝議根來上總の入京を許さざるに決す二十三日其の携ふ所の嘆願書は勸修寺家を經て朝廷に上らしめらる、

九月十八日　馬關諸兵指揮國司信濃を罷め是日志道安房之に代る、

九月十九日　麻田公輔謹愼を免ぜられついで登庸せらる、

九月二十二日　因州侯上書して長藩の陳情使を入京せしむべく辨疏す、
九月二十六日　因州備前阿波安藝美作津和野六藩の世子上書して長藩の爲に辨疏す、
九月二十七日　村岡伊右衞門三宅忠藏椋梨藤太中川宇右衞門各隱居を命ぜられ翌日坪井九右衞門獄に投ぜらる、
九月二十八日　筑前平野次郎但馬北垣晋太郎三田尻に來りて國情を三條實美等に告ぐ、
九月二十八日　世子三田尻に赴き翌日七卿を訪ひて國是の方針布告の旨を語りて歸る、
九月二十九日　君、佐々木男也と共に七卿方御用掛となり三田尻出張中藏元役及政務座機務兼任を命ぜらる、
十月朔日　藩公諭書を下して國是の方針を定め勤王の大義を明にすべきを一藩に告ぐ、
十月二日　七卿の一人澤宣嘉但馬に奔る翌日君等事情を藩政府に報ず、
十月三日　君形勢に鑑み職を罷めて國事に奔走せんとし是日楢崎彌八郎に其の周旋を請ひて許されず、
十月四日　東久世通禧四條隆謌二人澤宣嘉追蹤の狀を君等より藩政府に報ず、
十月五日　麻田公輔大坂より歸國し是日また登庸せらる、
十月十日　朝廷將軍家茂に上京を命じ給ふ、
十月十日　令を一藩に下して世子の上京を命じ給ふ、
十月十日　藩政府來島又兵衞久坂義助に遊擊隊を編成せしむ二十二日又兵衞に之を總管せしむ、
十月十一日　澤宣嘉河上彌一等と共に兵を但馬に擧げ銀山代官所を襲ふ、
十月十五日　薩摩島津久光上書して時事を論じ國家の大計を定めんことを奏請す、

十月二十日　對州藩士十二人三田尻に來り七卿の上京に從はんことを請ふ同二十五日藩政府之を許して君等に報ず、

十月二十二日　筑後の眞木和泉勤王出師の三策を三條實美等に獻すついで麻田公輔之に反對し進發尙早論を唱へ高杉晋作桂小五郎等之を賛す、

十月二十五日　井原主計に奉勅始末書及び査點書を齎らし世子の出發に先だちて上京せしむ、

十月二十五日　奇兵隊の士三田尻に移り牙營を正福寺に置きついで七卿の館を警衞す、

十月二十八日　薩藩金七萬兩を英人に與へて生麥事件の局を結ぶ、

十月二十九日　朝廷將軍家茂の入京を促し給ふ、

十一月二日　有栖川宮の內使山口に來る、

十一月四日　藩公梅の木原に赴きて騎馬隊の調練を覽る、

十一月七日　藩公萩に赴き十七日山口に歸る、

十一月八日　井原主計をして奉勅始末書及び査點書を携へ久坂義助を隨へて上京せしむ是日主計義助と共に發す、

十一月八日　吉田稔麿を江戶に遣はす十三日三田尻を發して東上す、

十一月十一日　藩公奉勅始末書を闔藩に示し上下此の趣旨を守らしむ、

十一月十五日　京都留守居役乃美織江井原主計の登坂を朝廷に稟報して入京を請ひ且つ勸修寺家の斡旋を促す、

十一月十八日　一橋慶喜入京す、

十一月二十五日　福原乙之進江戶にあり幕吏に圍まれて自殺す、

十一月二十五日　藩公山口講習堂を山口明倫館と稱せしむ、

十一月二十六日　井原主計入京勅許の歎願書を朝廷に上り翌二十七日宍戸九郎兵衛と伏見に至りて命を待つ、

十二月朔日　井原主計再び書を朝廷に上り從者を減じて入京せんことを請ふ三日朝議之を許さゞるに決す、

十二月二日　藩公父子長野原に至りて遊擊隊の調練を覽る、

十二月十一日　井原主計入京の勅許なきを以て是日奉勅始末書及び査點書を勸修寺家の雜掌に交付して朝廷に上らしむ、

十二月十四日　井原主計奉勅始末書等を朝廷に上りし狀を藩政府に報じて命を待つ、

十二月十六日　井原主計歸國待命の朝令に接したるを以て更に入京の允許を歎願す、

十二月二十一日　井原主計乃美織江と共に藤森の社祠にて右少辨勸修寺經理に會見し藩公密命の主旨を詳陳す、

十二月二十一日　長藩士誤りて豐前田の浦碇泊の薩藩商船を擊沈す、

十二月二十四日　奇兵隊先鋒隊に代りて馬關警衛に任じ是日前田壇の浦砲臺に入る、

十二月晦日　朝廷一橋慶喜及び宇和島藩主伊達伊豫守宗城會津藩主松平肥後守容保前越前藩主松平慶永前土佐藩主山內豐信に各國事參預を命じ給ふ、

元治甲子元年　三十一歲

正月十二日　藩公山口を發して萩に至り二十三日歸山す、

正月十五日　將軍家茂入京す、

正月十五日　藩公朝廷及び幕府に上書し洋船の馬關海峽通過を豫知すべく天下に令せんことを請ふ許されず、

正月二十一日　井原主計伏見を去りて大坂に留まる、

正月二十一日　將軍家茂入朝す朝廷一定不拔の國是を議して奏聞せしめ給ふ、

正月二十七日　將軍家茂召に應じて入朝す朝廷武備を修め膺懲の典を擧げ武臣の職を盡さしめ給ふ、

正月二十八日　遊擊隊總督來島又兵衛亡命して上京せんとす藩公世子に諜り高杉晉作に之を諭止せしむ又兵衛聽かず是日晉作

脱藩して京都に走る、

二月朔日　三條實美等東上のことを謀る、

二月四日　小田村文助等を長崎に遣はし外艦襲來の近情を探聞せしむ、

二月八日　一橋慶喜松平慶永等長州處分を關白邸に議す、

二月十一日　藩公山口を發して大田に至り翌日歸山す、

二月十一日　幕府紀州藩以下十三藩に長藩進軍の準備を命ずべきを決し十三日朝議之を許す、

二月十四日　將軍家茂召に應じて入朝し去月二十七日の勅諭に奉答し且つ横濱鎖港の事を奏上す、

二月十五日　幕府京都守護職松平肥後守容保を罷め軍事總裁職とし松平慶永を京都守護職となす、

二月二十日　文久四年を元治元年と改む、

二月二十五日　朝廷幕府長藩留守居役に令を傳へて末家一人吉川監物及び老臣一人の登坂をなさしむ、

二月二十六日　水井精一山本誠一郎薩船砲撃の責を負ひて自殺す、

二月二十九日　藩政府諸隊の規律に從はざるものを戒飭す、

三月朔日　藩政府君及び山縣彌八を馬關に遣はして干城隊の動搖を鎭撫せしめ出張中藏元役並に政務座の機務を處理せしむ、

三月三日　馬關駐在の干城隊上京を希望し騷擾の憂あり藩公君及び山縣彌八を遣はして之を慰綏せしむ、

三月五日　藩公上疏して支族等の入京を許し且つ三條實美等の官職を復せんことを請ふ、

三月六日　朝廷京都留守居役に命を傳へて末家一人吉川監物並に家老一人の登坂を再び促さしめ給ふ、

三月七日　藩政府君の右筆役を免じ二十日赤間關都合役の事務を辨ぜしむ、

三月十五日　藩政府令して諸隊の輕擧を戒しむ、

三月二十四日　朝廷一橋慶喜の請を容れて其の將軍後見職を解き更に禁裡守衞總督攝海防禦指揮を命じ給ふ、

三月二十五日　久坂義助山口を發して再び上京す遊擊干城二隊より來島又兵衞等十二人を選びて之に同伴せしむ、

三月二十六日　水戸藩士田丸稻之衞門藤田小四郎等其の黨を率ゐ筑波山に據りて攘夷を唱ふ、

三月二十七日　君、久芳内記と共に藩政府に上書し馬關駐屯兵の期間を延べて激勵せんことを請ふ、

三月二十八日　三條實美等馬關に抵りて兵備を視る四月五日山口に歸る、

四月四日　福岡藩世子黑田下野守慶贊京都を發して歸國の途に上る朝廷命じて藩公父子に面諭して其の罪を謝せしむ、

四月七日　幕府京都守護職松平慶永をやめ會津藩主松平肥後守容保を復して其の軍事總裁職を免ず、

四月十一日　波多野金吾錦小路賴德の望に委し山口に歸らしめんとし是日之を君に報ず、

四月十八日　島津久光京都を發し五月八日鹿兒島に歸着す、

四月二十日　朝廷庶政を幕府に委し橫濱鎖港長藩處分等の事を命じ給ふ、

四月二十一日　世子山口を發して小郡に至り福岡藩世子黑田下野守慶贊に面晤し京都の近狀を聞く是日山口に歸る、

四月二十四日　世子山口を發して萩に赴き二十六日兵を羽賀臺に觀る、

四月二十五日　藩公三田尻に赴き翌日軍艦及び遊擊隊の操練を觀て山口に歸る、

四月二十五日　君等錦小路賴德の病狀を前田孫右衞門等に報じ醫師一人の派遣を請ふ、

四月二十五日　錦小路賴德馬關に卒す君及び波多野金吾山田亦介楢崎彌八郎等十七人看護に努む五月八日山口赤妻に葬る、

五月二日　世子萩を發して山口に歸着す、
五月七日　將軍家茂京都を發し大坂に赴く十六日大坂を發して東歸す、
五月十二日　君は馬關守禦に關する意見を條陳して廟議決定の確答を請ふ、
五月十三日　君、馬關總奉行役志道安房を代らしめて更に適任者を選び益々士氣を作興せんとし之を山縣彌八に開示す是日彌八之を辨疏し且つ戒告す、
五月十七日　三條實美等藩公と共に東上のことを議す、
五月二十五日　山口明倫舘にて楠木正成の祭典を修す、
五月二十七日　諸藩士京都に會す因州藩其の主となりて長藩應援のことを議す、
六月三日　三條實美藩公父子を訪ひて國事を議し翌日進發を令す、
六月五日　幕府新撰組の徒をして京都池田屋を襲はしむ吉田稔麿杉山松助等之に死す、
六月六日　世子諸軍を率ゐて繁枝原に大操練を行ふ、
六月十四日　藩政府厩田公輔に五十日間の逼塞を命ず、
六月十六日　英米佛蘭四國公使協議し馬關襲擊を決す、
六月二十二日　福原越後江戸に赴くと稱し壯士三百人を率ゐて大坂に入る、
六月二十四日　福原越後大坂より伏見に至る、
六月二十四日　井上聞多伊藤俊輔外國より歸朝し是日藩公に謁して攘夷の無謀を說く用ゐられず、
六月二十五日　權大納言大炊御門家信等三十八人連署し橫濱鎖港を幕府に促さんことを奏請す、
六月二十五日　國司信濃兵八百餘を率ゐて東上の途につく、

六月二十八日　長藩廟議四國聯合艦隊と交戰を決し令を闔藩に下して各覺悟せしむ、

六月二十九日　天皇宸翰を一橋慶喜に賜はり客年八月十八日の事は矯勅にあらざる旨を諭し且つ長藩士の入京を禁ぜしめ給ふ

七月朔日　福原越後書を勸修寺家に致して入京の朝許を請ふ三日幕府大目付永井主水正尙志を伏見に遣はし朝命を越後に傳へて兵士を歸藩せしむ、

七月七日　君、書を藩政府に致し機要の知照を促す、

七月五日　權大納言大炊御門家信等連署して長藩士の入京を允さんことを奏請す、

七月六日　益田右衞門介兵六百餘を率ゐて東上す、

七月九日　國司信濃兵八百を率ゐて山崎に着す同十四日益田右衞門介兵六百を率ゐて男山に屯す、

七月十二日　權大納言大炊御門家信等五十六人連署し寛大を以て長藩を處し藩公父子を入京せしめんことを請ふ、

七月十三日　世子東上の途に就き二十一日多度津に着く、

七月十四日　藩政府君及び赤根武人をして外艦來襲の對策を措置せしむべく決す、

七月十七日　薩摩土佐久留米三藩の重臣上書して長藩の請を却け斷然の處分を建白す、

七月十八日　朝廷洛外屯集の長藩士等に撤去すべき旨を傳へしめ給ふ、

七月十九日　益田右衞門介福原越後國司信濃等京都守護職松平肥後守容保を獲んとし三道より進み會津越前薩摩桑名等諸藩の兵と戰ひて敗る是時蛤門の戰烈しく來島又兵衞久坂義助寺島忠三郎入江九一等死す、

七月二十一日　會津桑名等諸藩の兵天王山を攻む眞木和泉等之に死す、

七月二十一日　世子三條實美等と多度津に至り京都の變報に接して歸國す二十八日三田尻に着す、

七月二十三日　朝廷幕府の請を容れ長藩を征討せしめ給ふ、

七月二十四日　藩政府令を闔藩に下して戒飭す、
七月二十六日　藩公山口を發して宮市三田尻に至り二十九日世子以下老臣と事を議し晦日歸山す、
七月二十七日　有栖川宮幟仁親王同熾仁親王父子及び前關白鷹司輔煕以下の參朝を停め給ふ、
八月朔日　藩政府闔藩に令して對外の趣旨を訓告す、
八月三日　藩公益田右衞門介福原越後國司信濃を禁錮し幕府に上書して命を待つ、
八月三日　將軍家茂自ら進發して長藩を伐たんとし總督を紀州侯徳川中納言茂承に命じ副督を越前侯松平越前守茂昭に命ず茂承之を辭し七日前尾張侯徳川權大納言慶勝之に代る、
八月三日　四國聯合艦隊姫島に集合し五日より馬關を砲擊して翌六日に及ぶ、
八月三日　淸水淸太郎麻田公輔藩命を受けて岩國に赴く六日吉川監物二人を引見して周旋すべきを諾す、
八月七日　世子進んで船木に陣す、
八月七日　君、外艦と決戰せんとし其の意見を藩政府に開陳す、
八月七日　四國聯合艦隊との休戰條約成る、
八月九日　德山藩士河田佳藏等俗論派の老臣富田源次郎を襲ふ後佳藏等七人殺さる、
八月十日　君は馬關の物情靜謐に歸せしを以て內藤佐渡等と共に新地に退陣し翌十一日田北太中と共に外艦襲來の概況を要路に報告す、
八月十三日　幕府征長軍の海陸部署を定む、
八月十四日　四國聯合艦隊と講和成る、
八月十五日　藩公父子謹愼の幕命到る同日藩公之を一藩に令す、

八月十八日　秋穗駐屯の奇兵隊是日陣を三田尻に移す、
八月十九日　藩政府井原主計を特使となし杉德輔伊藤俊輔を隨へ横濱に赴き償金のことを各國公使に交渉せしむ、
八月十九日　根來上總井原主計に代りて馬關總奉行となる、
八月二十一日　君、外艦と止戰講和の尙早論を懷く赤根武人山縣狂介之を賛し是日書を君に送りて其の意を述ぶ、
八月二十二日　幕府藩公の官位を褫ひ將軍偏諱の慶の字を停む、
八月晦日　藩公闔藩に令し謹愼して幕師を待つべきを諭す、
九月六日　俗論黨起り藩政府の要路連袂して辭表を呈出す是日奇兵隊上書して要路退去の不可を痛論す是より諸隊上書して屢々時事を剴論す、
九月六日　征長副總督松平越前守茂昭入京す二十一日征長總督尾張權大納言德川慶勝入京す、
九月八日　吉川監物山口に入る俗論派の氣焰熾となる、
九月十日　井原主計橫濱に至り償金のことを外人に交涉して和約を定む、
九月十日　藩公吉川監物及び當役以下と事を議す、
九月十二日　諸隊上書して時事を論ず、
九月十三日　藩政府赤根武人をして君に代らしめんとし是日其の旨を報ず、
九月十三日　野村靖之助上書して時事を論じ絶食して命を待つ、
九月二十五日　麻田公輔（周布政之助）自盡す、
九月二十八日　藩政府役員の任免を行ふ俗論派の意見に出づ、

十月朔日　淸末侯毛利讃岐守元純吉川監物登舘して藩公父子に謁し當役以下と事を議す、
十月三日　藩公山口を去りて萩城に入る、
十月四日　世子また山口を去りて萩に赴く當役老臣前後して萩に至り藩政府新に成る、
十月十三日　藩政府諸隊の動搖を憂慮し君等に命じ長府藩と協力して關地の警戒を嚴にせしむ、
十月十三日　幕府目付戸川鉡三郎を廣島に遣はし長藩老臣を召すの令を傳へしむ、
十月十五日　椋崎彌八郎諸隊の動搖を深憂し是日君に書を送りて鎭靜に努めしめ其の勢力を以て俗論黨の滌蕩に用ゐんことを冀ふ、
十月十五日　吉川監物萩を發して岩國に歸る十九日毛利讃岐守元純もまた淸末に歸る、
十月二十日　奇兵隊膺懲隊三田尻を發して德地に移り幕軍を迎へて決戰せんとす、
十月二十一日　吉川監物書を征長總督德川慶勝に致し三大夫を嚴科に處して藩公父子の罪を寛にせんことを請ふ、
十月二十一日　藩政府諸隊解散の令を下す諸隊之に應ぜず、
十月二十二日　征長總督德川慶勝軍令を諸侯に頒ち十一月十八日を以て長藩に進軍せしむ、
十月二十四日　藩政府椋崎彌八郎波多野金吾山田亦介等の辭職を許し中川宇右衛門椋梨藤太等を登庸し要路の組織一變す、
十月二十四日　藩政府宍戸佐馬介佐久間佐兵衛中村九郎を野山獄に投じ高杉晋作を捕へんとす晋作之を知りて脫走す、
十一月朔日　征長總督德川慶勝大坂を發し十六日廣島に入る、
十一月二日　藩政府君の馬關總奉行輔佐を解く君馬關にありて諸隊に氣脉を通ず、
十一月二日　吉川監物總督府に上書し益田右衛門介等三大夫の首級を致し征長の軍を延べんことを請ふ、
十一月四日　奇兵隊御楯隊力士隊山口に屯營す諸隊書を藩公父子に上りて國是の動すべからざるを論じ鴻峯大神宮參籠の趣

旨を陳ぶ、

十一月七日　藩政府一藩に令し恭順の意を奉ぜざるものを嚴科に處すべきを諭す、

十一月九日　筑前藩士田丸實等藩公に見え毛利氏の爲に黑田美濃守齊溥朝幕に斡旋せんとするを陳ぶ、

十一月十一日　藩政府益田右衛門介國司信濃に翌十二日福原越後に各死を賜ひ宍戸左馬介竹內正兵衛佐久間佐兵衛中村九郎を野山獄に斬る、

十一月十二日　吉川監物岩國を發して十四日廣島に入り書を征長總督府に致して寛典を請ふ、

十一月十七日　三條實美等諸隊と共に長府に入る、

十一月十八日　征長總督徳川慶勝益田右衛門介等三大夫の首級を國泰寺にて實驗す、

十一月十八日　君及び駒井政五郎等馬關を發して筑前に赴き九州の近情を探聞す、

十一月十九日　征長總督徳川慶勝吉川監物に命じて五卿の遷移山口城の破壞藩公父子自署の謝罪書提出の三件を實行せしむ、

十一月十九日　諸隊書を長府侯毛利左京亮元周に致して情陳す、

十一月二十五日　高杉晋作筑前より馬關に歸る、

十一月二十九日　諸隊杉徳輔の長府に來るに托し上書して海內の形勢を論じ藩情を陳ぶ、

十二月三日　筑前藩月形洗藏等長府に來り五卿の移轉を說く、

十二月五日　毛利隱岐廣島に入り藩公父子の謝罪書を征長總督府に致して歸る、

十二月五日　君等筑前より馬關に歸る高杉晋作山縣狂介等之に會晤す、

十二月十六日　高杉晋作君と共に遊擊力士兩隊を率ゐて馬關新地の會所を襲ふ、

十二月十七日　水戸藩士武田耕雲齋等金澤藩に降る、

十二月十九日　征長總督徳川慶勝の臣石河佐渡守等是日山口に入りて更に萩に赴き二十六日廣島に歸る、
十二月十九日　藩政府前田孫右衞門毛利登人山田亦介渡邊內藏太楢崎彌八郎大和國之助松島剛藏の七人を野山獄に斬る、
十二月十九日　奇兵八幡兩隊已に長府を發し萩を脫せる南園隊之に會し是日悉く伊佐に集屯す、
十二月二十四日　藩公諸隊の擾亂を憂ひ毛利宣次郎を鎭靜總奉行に命じ翌日出兵の主旨を令す、
十二月二十五日　藩政府淸水淸太郎に死を賜ふ、
十二月二十七日　征長總督徳川慶勝諸藩兵に撤去を命じ二十九日解兵の令を吉川監物に傳ふ、
十二月二十八日　藩政府諸隊鎭靜の爲に粟屋帶刀を前軍の將とし繪堂に進ましむ毛利宣次郎中軍に將として明木に兒玉若狹後軍に將として三隅に各陣す、
十二月二十八日　長府在陣の御楯隊四郎ヶ原に移轉す是日君は藩醫李家文厚と共に馬關の情報を齎らして伊佐の諸隊に告ぐ、
十二月二十九日　征長總督徳川慶勝毛利敬親父子伏罪長藩鎭靜の狀を上奏す、

慶應乙丑元年　三十二歲

正月二日　君、繪堂攻擊の計畫を高杉晋作に報じて意見を請ふ、
正月二日　高杉晋作等再び馬關の伊崎會所を襲擊す、
正月二日　赤根武人筑前に脫走す、
正月四日　征長總督徳川慶勝軍を班し廣島を發す、
正月六日　君、諸隊の爲に斡旋し荻野隊の一部を說きて中立せしむ、
正月六日　諸隊繪堂を襲擊して部將財滿新三郎を殪す君常に奔走して盡力す君山縣狂介等と斷髮

して大田天神社に誓ひて回復を祈る、

正月十日　藩政府の軍諸隊と大木津及び其の附近に戰ひて克たず、

正月十日　小郡山口の有志鴻城軍を起し井上聞多を總督となす、

正月十一日　篠川太仲等船木勘場を襲ひて公金を奪ひ之を君に送りて諸隊の軍資となさしむ、

正月十二日　副征長總督松平越前守茂昭小倉を發して歸京の途につく、

正月十四日　三條實美等長府を發して筑前に赴く、

正月十四日　藩政府の軍諸隊と長登呑水に戰ひて敗退す、

正月十四日　遊擊隊本營を伊佐に移して諸隊に合す、

正月十六日　諸隊の兵藩政府の軍を赤村に襲擊して之を破る、

正月十六日　萩有志の士鎭靜會議員を組織して弘法寺に集る、

正月十八日　朝廷將軍家茂をして大坂に至り防長の處置をなさしめ給ふ、

正月十九日　大田にある諸隊山口に移りて根據を定むついで諸隊會議所を設く、

正月二十三日　鎭靜會議員東光寺に參籠し正義の貫徹を藩祖に祈願し上書して要路の賢否黜陟を審行せんことを請ふ、

正月二十四日　征長總督德川慶勝入京す勅して姑く滯京せしめ給ふ、

正月二十八日　藩公藩政府の改革に着手し要路の一部を黜陟す、

正月晦日　世子萩城を出で明倫館に陣せしが二月二日其の軍を解散す、

二月二日　諸隊藩公の旨意を知り上書して干戈を動かせし罪を謝す、

二月五日　幕府毛利氏父子江戸召致三條實美等江戸護送を征長總督德川慶勝に命ず慶勝之を辭す、

二月六日　藩公明倫館に抵り選鋒隊士を召諭して分散せしむ

二月九日　長府侯毛利元周清末侯毛利元純國是恢復の根軸確立に斡旋す、

二月十日　藩政府鎭靜會議員香川半介等四人を山口に遣はし藩公改革の趣旨を諸隊總督に説かしむ翌日歸途權現原にて刺客の難に遭ふ、

二月十一日　山田宇右衞門杉德輔山縣彌八等登庸せらる、

二月十四日　藩政府囚獄の波多野金吾小田村素太郞瀧彌太郞等を宥し天野謙吉渡邊伊兵衞山縣半藏等の罪を免す、

　椋梨藤太中井榮次郞等脱走し津和野領に入りて捕へらる、

二月十九日　藩公父子長府淸末二支侯を召し大に藩是を議す、

二月二十二日　藩公父子支侯と共に靈社に參拜して其の罪を謝し國是の確立を祈る、

二月二十七日　藩公萩城を發し明木繪堂を過ぎ大田を經て翌日山口に入る、

二月二十七日　君及び大田市之進佐々木男也等囚居を免ぜらる、

二月二十七日　征長總督德川慶勝參內して防長二州の鎭定を奏上す、

三月三日　藩公湯田を發して三田尻に赴き民間の疾苦を問ひ十一日山口に歸る、

三月五日　高杉晋作書を君に送りて英國留學の希望を縷述す、

三月六日　君、御手廻組に加へられて用所役右筆に任ぜらる、

三月八日　藩政府山縣九右衞門井上聞多石川小五郞野村靖之助山縣狂介時山直八林半七の罪を免す、

三月九日　朝廷勅を幕府に下し諸侯の參勤交替を緩め將軍入京して速に國是を議定せしめ給ふ、

三月十三日　君、藩政府に請ひて佐世八十郎の氏名を前原彥太郎と改む、
三月十四日　藩政府三大夫の家を興す
三月十五日　藩政府干城隊を復興し君其の頭取役を兼ぬ、
三月十五日　朝廷權大納言大炊御門家信の參朝を許し給ふ、
三月二十日　高杉晋作伊藤俊輔馬關を發して長崎に赴く井上聞多之を君等に報ず、
三月二十二日　世子萩を發し湯田茶舘に入る、
三月二十四日　藩政府高杉晋作伊藤俊輔に英學修業の爲め橫濱行を命ず君等の斡旋に因る、
三月二十五日　藩政府君の兼任を解き大田市之進を干城隊總督となし御楯隊總督を兼ねしむ、
三月二十六日　藩公山口を發して萩城に入る君は波多野金吾と共に命を奉じて山口に留まる、
四月朔日　幕府長藩父子召致の命に應ぜざれば將軍進發すべきを令す、
四月七日　世子山口を發し三田尻小郡を巡回して十日歸る、
四月七日　元治の號を慶應と改む、
四月十三日　藩公老臣及び諸隊總管を召して事を議す總管等公の速に歸山し椋梨藤太以下を處罰せんことを請ふ、
四月十三日　幕府尾張前藩主德川茂德を征長先手總督とし紀伊藩主德川茂承を副とし五月十六日將軍家茂自ら進發せんとす
四月十八日　幕府將軍進發を五月十六日に定む、
四月十九日　世子山口を發して萩に至る、
四月二十二日　藩政府馬關を開港せざることを示し高杉晋作井上聞多等の馬關應接掛を罷む即日君

等は此の事情を馬關出張の村田藏六等に報ず、

四月二十五日　藩公萩城を發して山口に歸る、

四月二十六日　桂小五郎但馬より歸國す、

四月二十八日　一橋慶喜松平容保松平定敬等參朝して征長のことを議す、

五月四日　藩政府大和國之助毛利登人前田孫右衞門山田亦介等七士の家を再興せしむ、

五月四日　幕府征長の軍令を諸侯に頒つ、

五月四日　山田宇右衞門桂小五郎の歸國を知りて出山を促す、

五月五日　君及び田北太中山縣狂介等馬關戰爭の功を賞せらる、

五月七日　藩政府官制を改革し君及び山田宇右衞門廣澤藤右衞門等を用所役國政方引請となす、

五月十三日　桂小五郎藩公の召に依り山口に出で翌日政見を進言し君等要路と商議して馬關に赴く、

五月十六日　將軍家茂江戸を發し翌二十二日京都に着す、

五月十八日　吉川監物の家臣吉川勇記等山口來る君及び桂小五郎林眞輔等之に面會し監物の出山を促す、

五月二十二日　將軍家茂參內して征長の事由を奏聞し二十四日京都を發して二十五日大坂に赴く、

五月二十二日　藩政府對幕の方針決し諸老臣之を闔藩士民に告ぐ、

五月二十二日　君及び中村誠一等桂小五郎の歸山を促す二十七日小五郎要路に列す、

五月二十五日　藩公親書を干城隊に降して其の忠節を督勵す、

閏五月朔日　土佐藩坂本龍馬馬關に來りて桂小五郎に面晤せんとす、

閏五月三日　藩政府桂小五郎を馬關に遣はし機を見て太宰府に赴かしむ四日小五郎馬關に出づ、

閏五月五日　桂小五郎書を君等要路に送り薩摩藩西郷吉之助に面晤せんとするを報ず九日君等之に賛する旨を答ふ、

閏五月六日　吉川監物山口に來り翌日藩公父子に謁す、

閏五月八日　君及び杉孫七郎桂小五郎廣澤藤右衞門學校用掛干城隊頭取の兼任を命ぜらる、

閏五月十一日　德山侯毛利淡路守元蕃山口に來り翌十二日長府侯毛利左京亮元周淸末侯毛利讃岐守元純また到る、

閏五月十五日　藩公三支侯及び吉川監物に幕府再討に關する方略等を諮問す、

閏五月十七日　君、三支侯以下の議事決定せざるを憂ひ書を桂小五郎に送りて歸山を促す、

閏五月十九日　桂小五郎書を君に送り藩内一致協力の急務を說き歸山せんとするを答ふ、

閏五月二十日　三支侯以下敵軍必死防禦の議を決す君等要路大に斡旋する所あり、

閏五月二十二日　將軍家茂入京參內して征長の名義を奏上し二十五日大坂に至る、

閏五月二十六日　藩公父子三支侯及び吉川監物と共に練兵場に臨み繰練を觀て士氣を鼓舞す、

閏五月二十六日　伊藤俊輔小銃購買の藩議決定を君に說き翌日また之を促す、

閏五月二十七日　桂小五郎薩藩西郷吉之助に會晤せずして歸山す、

閏五月二十八日　椋梨藤太中川宇右衞門を嚴科に處し舊政府黨員の刑罰此の前後に決す、

六月朔日　一橋慶喜等大坂城に會し防長處分を凝議す、

六月朔日　桂小五郎藩公父子に謁して馬關出張中の狀況を具申し翌二日君に時事に關する意見を吐露す君之を賛す、

六月二日　藩政府君及び宍戶備前小田村素太郎等を德山藩に遣はし俗論派を黜けて其の藩政を改革せしむ、

六月三日　君、桂小五郎と藩政を商議せんことを欲し是日村田藏六と共に世子の舘に出でんことを報ず、

六月四日　君、桂小五郎と共に政局轉機を協議す、

六月七日　藝藩德山侯毛利淡路守元蕃及び吉川監物召致の幕命を傳ふ、

六月七日　藩公山口に留まりて世子萩に歸りし趣意を士民に告ぐ、

六月九日　君等德山藩の事情に依りて出張せんとし是日先發の小田村素太郎に其の報告を促す、

六月九日　藩公兵制改革の令を發し諸老臣に諭し各歸邑して其の備をなさしむ、

六月十日　幕府長藩士民の各所に潛伏するものを逮捕せしむ、

六月十二日　藩政府桂小五郎に藝藩使節を命ず其の途中更に馬關出張を命ず、

六月十二日　君、宍戶備前及び小笠原彌右衞門槇村半九郎と共に德山に赴く、

六月十四日　一橋慶喜入京し十七日參內して防長處分のことを奏上す、

六月十四日　宍戶備前等德山侯毛利淡路守元蕃に謁し藩公父子の趣旨を陳述す、

六月十五日　君、宍戶備前と共に德山侯毛利淡路守元蕃に謁し其の臣の正邪を判別して處分すべき

を縷述す、

六月十五日　弓隊銃隊等の足輕を以て裝條銃隊を編成す、

六月十七日　君及び宍戸備前等の進言盡力に依り德山藩臣の黜陟決行せらる、

六月二十一日　桂小五郎歸山の途次君を德山に訪ふ、

六月二十四日　世子山口を發して萩に至る、

六月二十四日　德山侯毛利淡路守元蕃藩內の兵制改革を企圖し君大に斡旋す、

六月二十六日　藩命に依り鈴尾駒之進桂小五郎馬關に赴く ついで英國公使パークスに應接す、

六月二十七日　藩政府對敵の策を定め之を士卒に令し且つ諸隊總管をして隊中に告示せしむ、

六月二十八日　藩政府幕府再征の原因は小倉藩より外船馬關碇泊等を上陳せしにあるを蘭人に聞く是日毛利出雲等書を小倉藩老臣に送りて其の故を詰問す、

七月二日　馬關櫻山招魂場を設く（四月藩政府各郡に招魂場建設を令す。）

七月六日　君、槇村半九郎と共に德山を發して歸山の途につく、

七月七日　君、馬關にて桂小五郎高杉晉作に面晤す、

七月十日　世子萩を發して山口に着す、

七月十一日　君、山口に歸り德山藩鎭靜の狀況を復命す、

七月十三日　桂小五郎、井上聞多伊藤俊輔を長崎に遣はし是日之を君等要路に告げて其の罪を謝す、

七月十三日　藩政府八組に分れたる大組の士を合す、

七月十九日　井上聞多伊藤俊輔書を君等要路に送りて銃艦購入の代金を準備せんことを請ひ且つ違約しがたきを陳ぶ、

七月二十三日　德山淸末二支侯吉川監物及び長府侯世子毛利宗五郎前後して山口に來り是日相共に藩公父子に謁す、

七月二十六日　伊藤俊輔井上聞多薩藩に賴りて銃艦を購買せんとし是日君等要路に其の議決の急要を力說す桂小五郎もまた山口に歸り大に君等要路に說きて商議を決せしむ、

七月二十七日　德山淸末二侯及び吉川監物長府侯世子毛利宗五郎老臣と議し藩公父子に意見を說述し上坂の幕命を辭し藝侯に賴りて幕府に情陳するに決す、

七月晦日　君、汽船購入の件に關し山田宇右衛門に協議せんとし桂小五郎をして其の出勤を促さしむ、

八月朔日　藩公國情陳述の爲に宍戶備前を藝藩に使せしめ松原音三小田村素太郎に隨行せしむ、

八月三日　藩政府汽船一隻軍艦二隻の購入を決す、

八月同日　侍儒山縣半藏小田村素太郎功を以て家業を免じ平士に列す、

八月五日　石川小五郎野村靖之助等廣島に至り防長士民の陳情を藝藩に致して幕閣に達せんことを請ふ、

八月十一日　德山侯の使者福間式部吉川監物の使者吉川釆女等上坂猶豫の陳情書を藝藩に致す、

八月十二日　宍戶備前等廣島に着し登城して陳情の趣旨を述ぶ、

八月十八日　幕府毛利淡路守元蕃及び吉川監物出發しえざれば九月二十七日を期し長府淸末二支侯をして宗藩老臣と共に上

坂せしむ、

八月十九日　世子山口を發し山代德地室積高森を巡視し九月朔日に歸る、

八月二十一日　御楯隊總管大田市之進南園隊總管佐々木男也遊擊隊總管石川小五郎等各賞せらる、

九月四日　藝藩使節山口に來り德山侯及び吉川監物の疾に依り九月二十七日を期し長府清末二侯之に代りて登坂すべき幕命を傳ふ、

九月八日　藩政府松原音三を藝藩に遣はし長府清末二侯疾の爲め登坂の進退致しがたきを告げしむ音三十九日廣島に着して使命を致す、

九月九日　藩政府令して薩船の來泊を厚遇し薪水缺乏品を供給せしむ、

九月十三日　藩政府地方官に令し郡村人民に防戰の用意を示諭す、

九月十五日　君、形情を察して馬關に退去せんとし之を廣澤藤右衛門に謀るついで馬關に赴く、

九月十六日　幕府宍戸備前の演說書及び防長士民の嘆願書を斥く、

九月十六日　英佛蘭軍艦大坂灣に入り翌日條約勅許兵庫開港海關稅改定を閣老に强要す、

九月二十一日　將軍家茂長州再征を奏聞して勅允を受く翌日家茂大坂に歸る、

九月二十一日　薩藩士大久保一藏內大臣近衞忠房に依り大藩諸侯を會して長藩處分並に外交問題を決せんことを建議す、

九月二十三日　藩政府老臣井原主計をして國情開陳の爲に上坂せしめんとす諸隊爲に紛議するを以て是日同會議所員森清藏等を召して之を諭す、

九月二十五日　高杉晉作姑く君と馬關に同居せんとし其の周旋を桂小五郎に請ふ、

九月二十七日　藩政府再び松原音三を廣島に遣はし長府清末二侯上坂の幕命に應じがたきを以て猶豫を請ふの事を藝藩に致さ

しむ、

九月二十九日　藩公桂小五郎の氏名を木戸貫治高杉晉作の氏名を谷潛藏と各改めしむ、

十月朔日　將軍家茂職を辭し一橋慶喜に之を續がしめんことを請ふ、

十月二日　木戸貫治馬關に出で君及び高杉晉作(谷潛藏)に會晤し時局に關する論議をなす、

十月三日　土佐藩士坂本龍馬三田尻に來り薩兵の爲に糧米を需む、

十月四日　藩政府の要路君及び木戸貫治の歸山を促す、

十月四日　藩政府令して用所藏元兩役所は山口を根本とし郡奉行役所を山口に移さしむ、

十月五日　朝廷外國との條約を勅許し給ふ、

十月六日　藩公父子孫山口に定居の旨を萩士民に告ぐ、

十月九日　藩公井原主計宍戸備後助(山縣半藏)に諱を賜ひ親しく上坂の使命を授く、

十月十三日　世子山口を發して三田尻に赴き十六日歸る、

十月十四日　君、馬關より山口に歸る、

十月十八日　藩政府海軍頭取財滿百合熊に命じ庚申癸亥丙辰の三艦を馬關に碇泊せしめて防備に任ぜしむ、

十月二十一日　木戸貫治馬關より歸山す高杉晉作君の貫治と共に協力して國事に盡力せんことを欲し是日之を貫治に告ぐ、

十月二十七日　幕府糺問使を長藩に派遣せんとし藝藩老臣野村帶刀に命を傳へしめ諸侯をして十二月十日を期して出兵せしむ、

十一月二日　君等要路議して木梨彥右衞門を廣島に赴かしむ、

十一月七日　小田村素太郞廣島より糺問使差遣の幕令を齎して山口に歸る、

十一月十日　君及び宍戶備前國貞直人等藝藩使節に面晤し周旋の勞を謝す、

十一月十一日　君及び山田宇右衞門木戶貫治等と議し出廣中の廣澤藤右衞門松原音三に幕吏應接に關する一切を委任すべきを決し之を報ず、

十一月十二日　君及び國貞直人藝藩使節立野一郞と談議の狀を在廣の大津四郞右衞門等に報ず、

十一月十二日　廣澤藤右衞門等木梨彥右衞門の井原主計に代りて適任なるを君及び木戶貫治等に告ぐ、

十一月十四日　藩公宍戶備後助を以て廣島の使事を果さしめんとせしが更に木梨彥右衞門を副使となす是日君及び山田宇右衞門等之を廣澤藤右衞門等に報ず、

十一月十六日　幕府の糺問使永井主水正戶川鉡三郞等廣島に着す、

十一月二十日　宍戶備後助廣島國泰寺に赴きて幕府糺問使の問に答ふ、

十一月二十一日　廣澤藤右衞門等幕府糺問使着廣以後宍戶備後助の應接に至るまでを君及び木戶貫治山田宇右衞門等に報ず、

十一月二十四日　君等要路は廣島應接の狀報を藩公父子に進言し是日之を廣澤藤右衞門等に告げ遺策なく盡力を請ふ、

十一月二十六日　君等廟議の漏洩を憂慮し公用以外の發書を嚴禁せんとし是日之を廣澤藤右衛門に告ぐ、
十一月晦日　藩政府闔藩に令して幕軍の來侵に對し戒嚴せしめ且つ諸兵守戰の部署を定む、
十一月晦日　幕府糺問使國泰寺にて木梨彦右衛門諸隊代表石川小五郎等を尋問す、
十二月二日　幕府糺問使石川小五郎井原小七郎野村靖之助に歸國を命ず、
十二月二日　君等要路使を廣島に遣はし幕吏應接の情報を廣澤藤右衛門等に促す、
十二月四日　幕府糺問使の請求に應じ宍戸備後助等自判待命書を出だし九日之を更めて致す、
十二月四日　廣澤藤右衛門幕吏應接の狀況を要路に報じ君の出廣を促す君行くを果さず、
十二月五日　君等廣澤藤右衛門松原音三の二人及び諸隊代表者の歸國を促す、
十二月十一日　廣澤藤右衛門松原音三は廣島延留の已むなきを君等に告げ石川小五郎の出發を報ず、
十二月十二日　木戸貫治馬關より歸山す翌日藩公貫治を召して上京の旨を諭す、
十二月十四日　廣澤藤右衛門松原音三廣島を發して歸國の途につく、
十二月十四日　藩政府君に藏元役を兼ねて米銀總括の任に當らしむ、
十二月十六日　幕吏永井主水正等廣島を發して大坂に歸る、
十二月二十七日　木戸貫治三田尻を出帆して上京す、

正月四日　木戸貫治等大坂に着し尋で京都薩藩邸に入る、
正月六日　世子、君及び山縣彌八等を召して政務の狀況を聞かんとす是日杉梅太郎之を君に告げて出山を促す、
正月七日　君、萩に稽留せんとし其の事由を杉梅太郎に告げて出山を辭す、
正月八日　紀州侯權中納言德川茂承將軍に上書し速に征長の擧を決すべきを言ふ、
正月十三日　杉梅太郎再び書を君に送りて山縣彌八久保松太郎と共に出山せんことを促す、
正月二十日　木戸貫治薩藩士小松帶刀西鄕吉之助と長薩兩藩同盟の約を結ぶ、
正月二十二日　將軍家茂一橋慶喜等を參朝せしめて毛利氏朝敵の罪名を除き其の封地十萬石を削り敬親父子を蟄居せしめ且つ老臣の家を永世斷絕せしめんことを奏請す二十三日之を允さる、
正月二十三日　土佐藩坂本龍馬幕人の爲に襲擊せらる、
正月二十五日　藩政府赤根武人を斬る、
正月二十六日　幕府唐津藩主老中小笠原壹岐守長行を廣島に行かしめ毛利氏の罪を斷ぜしむ、
二月三日　山田宇右衞門君の出山を促す、
二月三日　君、山口詰にて馬關越荷方用途引受を命ぜらる、
二月四日　老中小笠原壹岐守長行防長處分の爲め大目付永井主水正等と大坂を發し七日廣島に着す、
二月六日　藩政府君の山口に在留して馬關越荷方の事務を專管せしむ、
二月九日　長藩の幕令に對する方針確定す、

二月十日　海軍局員河野又十郎軍艦購入の約をなして馬關に歸り是日君の歸山を促す、
二月十二日　藩公山口にある諸臣を召して對幕戰備を告げ之を士卒に頒たしむ、
二月十三日　藩公各代官を召し交戰に及ばゞ持久の覺悟を管內に曉諭せしむ、
二月十三日　君、萩より山口に歸る、
二月十三日　世子萩に赴き諸士に示諭す二十五日杉梅太郎其の狀を君に報ず二十八日世子山口に歸る、
二月二十二日　一橋慶喜參內し長藩處分の決議を奏上す、
二月二十二日　老中小笠原壹岐守長行長藩處分の幕命を傳へんとし三支侯及び吉川監物並に老臣を廣島に召す二十六日藝藩之を山口德山長府淸末岩國に傳ふ、
二月二十七日　我が在藝使節演說書を藝藩に致し三支侯及び吉川監物疾の爲め幕令に應じがたきを告ぐ、
二月二十七日　高杉晉作伊藤春輔は藩公より薩侯父子に贈れる親書を授り三月二十一日鹿兒島に赴く二人長崎に至りて歸る、
三月二日　藝藩使節深町三郎右衞門山口に來り幕吏の三支侯及び吉川監物以下招致の嚴命を達す、
三月四日　在藝の赤川又太郎三支侯以下出廣しがたき演說書提出の事由を君等要路に報ず、
三月六日　君等要路は藩內一致團結し毫も顧念なきを在藝使節に告ぐ、
三月十日　赤川又太郎藩內の因循過激兩派を戒め終始恭順を以て貫徹すべきを君等要路に說く、
三月十五日　幕府目付小林甚六郎を太宰府に遣はし三條實美等を監視せしむ、

三月十七日　赤川又太郎藝藩周旋の内情並に其の使節寺尾生十郎等山口に出づべきを君等要路に告ぐ、

三月十八日　小田村素太郎將來幕吏の應接に關し君等要路の決議したる事項を齎らし是日廣島に着す、

三月二十一日　宍戸備後助藝藩世子上坂盡力せんとするを君等要路に報じ士民合議書陸宣公奏議の送付を請ふ、

三月二十四日　藩公山口を發して三田尻に赴き銃陣及び軍艦を觀て大道秋穗津市等を經て二十八日歸る、

三月二十六日　赤川又太郎小田村素太郎藝藩世子の上坂中止を報じ三支侯使節歸國後に老臣を出藝せしむべく告ぐ、

三月二十六日　老中小笠原長行長藩主父子孫三支侯等四月十五日を期して出廣すべく藝藩をして達せしむ、

三月二十七日　藝藩長幕間の介媒を辭せんとし之を老中小笠原長行に請ふ、

三月二十九日　藝藩寺尾生十郎長藩父子孫以下召致の命を在藝使節に傳ふ翌日赤川又太郎等之を山口に急報す、

是　月　長防士民合議書を印刷して之を頒つ、

四月二日　藩政府官制を釐更し國用方軍政方の二局を國政方に併す、

四月二日　老中小笠原長行長藩主父子孫以下の出藝を二十一日に延期し宍戸備後助等に歸藩を命ず五日備後助廣島を發し翌日高森に留まる、

四月四日　第二奇兵隊士騷擾す、

四月七日　宍戸備後助は小田村素太郎赤川又太郎と共に高森に退きたるを君等要路に報じ協議の

爲め一人出張せんことを促す、

四月七日　山田宇右衛門第二奇兵隊の騷擾を萩在留の君に報じて出山を促す、

四月九日　脫走の第二奇兵隊士是日備中倉敷の代官所を襲擊し翌日淺尾の領地に侵入す、

四月・十日　廣澤藤右衛門林良輔等藝藩使節鑁井與四郎等の來山に面晤し盡力の好意を謝す、

四月十一日　藩公宍戸備後助を公父子孫の名代となさしめ三支侯及び吉川監物も各名代を出ださしむ備後助等二十二日廣島に至る、

四月十四日　薩藩上書して長藩征伐の無名なるを論じ出兵を辭す、

四月十九日　藩政府は藏元附及び地方組等の中間に專ら銃陣を練習せしむ、

四月二十日　藩政府條令を定めて司令士及び代官役に示諭す、

四月二十四日　藩政府令して嚴に諸隊を戒飭し軍規を振肅す、

四月二十五日　脫走せし南奇兵隊立石孫一郎等歸國自首し後斬罪に處せらる、

五月朔日　三支侯及び吉川監物の名代國泰寺に出づ老中小笠原長行之に長藩主父子蟄居十萬石削封及び君等十二人の出廣等の幕令を交付す、

五月朔日　藩政府萩寶庫秘藏の口宣を山口に奉安せんとす是日君等其の日を選定して山口在勤の要路に報ず、

五月二日　三支侯及び吉川監物の名代演說書を藝藩に出だし宗家の處分令は宍戸備後助に交付せんことを請ふ、

五月三日　老中小笠原長行宍戸備後助小田村素太郎を廣島に止め三支侯及び吉川監物の名代に歸國を命す、

五月五日　君等、萩城寶藏の歴代日宣を山口に送付す、

五月九日　幕吏宍戸備後助小田村素太郎を廣島に拘禁す君此の報に接し大に難詰せんことを主張す、

五月十一日　高杉晋作獨斷にて購入の汽船第一丙寅丸聽許の周旋を君に請ひ干城隊兵士の振肅を謀議せんとして出關を促す、

五月十七日　藩公廣島應接の狀況及び宍戸備後助小田村素太郎の拘禁せられしを一藩に公示す、

五月二十二日　農商兵の人員年齢を定め節制の規則を頒つ、

五月二十三日　藩公兵制改革の方針を諸士に令し二十六日文武の修業を文學寮歩騎砲三兵塾にてなさしむ、

五月二十六日　長太郎九州の中津肥後兩藩等の情報を君に告ぐ、

五月二十八日　木梨平之進四境開戰に關する意見を君に陳述して廟議の斷決を促す、

五月二十八日　征長副總督宮津藩主老中本庄伯耆守宗秀廣島に來る、

五月二十九日　藝藩使者閣老小笠原長行の命に依りて岩國新港に來り四家老臣の陳情書を悉く返還す、

六月朔日　山口在勤の要路待敵の警戒を君等に報じて管內に之を知曉せしむ、

六月二日　老中小笠原壹岐守長行九州口指揮の爲め廣島を發して小倉に赴く、

六月二日　藩政府幕軍來襲の日測りがたきを士民に告示す、

六月三日　山田宇右衛門君の山口在勤を促す未だ應ぜず、

六月六日　藩政府高杉晋作を海軍總督となす、

六月七日　薩藩使節岸良彦七平田平六薩侯の親書を齎らし來りて修睦の意を表はす、
六月七日　幕府毛利氏服命せざるを以て問罪の師を發すべき旨を朝廷に奏上す、
六月七日　幕艦大島郡を砲擊し翌日松山藩兵來襲す、
六月九日　幕府の爲に江戶邸に拘禁せられしもの前後歸藩す是日藩公其の歸國せる遠藤太一郞波多野藤兵衞奧平數馬等二十餘人を召して困苦忍耐の勞を慰撫す、
六月十二日　高杉晉作山田市之允等と大島郡の敵艦を砲擊して十四日馬關に還る、
六月十三日　藝州方面の戰端開始す、
六月十四日　高杉晉作山田市之允を山口に馳せ大島郡の敵兵擊退を君に協議せしむ、
六月十五日　林半七白井小輔等大島郡に上陸し敵兵を驅逐す、
六月十六日　長藩兵益田に進入し石州口の開戰をなす翌日益田陷落す、
六月十七日　長藩軍艦田の浦門司を砲擊し小倉口方面の開戰をなす、
六月十七日　君等、小倉城掃蕩後の班師を高杉晉作久保松太郞に勸告す、
六月十九日　田北太中消夏の藥劑を石州口の兵士に贈らんことを君に促し且つ檄文を請ふ、
六月二十一日　世子三田尻に赴き翌日山口に歸る、
六月二十三日　君、是日洋式短銃の彈藥を中島治平に作らしむ、
六月二十五日　老中本庄伯耆守宗秀調停策を試みんとし是日宍戶備後助小田村素太郞の拘禁を解きて歸國せしむ、
六月二十六日　河瀨安四郞は君等要路に書を送り宍戶備後助小田村素太郞の歸國につき其の心事を

考慮して斡旋を請ふ、

六月二十八日　幕府の石州口軍監長谷川久三郎を捕へ是日山口に拘禁す、

七月朔日　藩政府の要路商議し諸職の登庸家格に拘はらず人才に依らんことを請ひ藩公之を嘉納す、

七月朔日　小田村素太郎進退の苦心を君等要路に陳べて指示を請ふ、

七月朔日　宍戸備後助小田村素太郎藝使と共に高森を發し三日山口に歸着す、

七月朔日　英軍艦一隻馬關に來着す購入の爲め三日伊藤俊輔等を同乘せしめて長崎に赴かしむ、

七月二日　老中松平伯耆守宗秀諸軍の進擊を中止し防守に努力せしむ、

七月二日　薩藩村田新八伊集院直右衞門等馬關に來り我が四境の戰況に注目す是日久保松太郎之を君に報ず、

七月三日　長藩陸海軍大里の敵兵を攻擊す、

七月五日　藩公宍戶備後助に新祿千石を給し宍戶備前の末家とし老中格となす蓋し此の厚遇は君等要路の周旋による備後助之を固辭し是日改めて五百石を給し寄組格となす、

七月五日　征長總督松平茂承宍戶備後助等の放還を慣恚し是日辭表を提出す、

七月六日　藩公鈴尾五郎をして小瀨川口に赴かしめ十日更に龜尾川口指揮役となす、

七月七日　河瀨安四郎御楯隊を派遣せしめて第一第三兩隊と交代すべく斡旋を君に請ふ、

七月七日　是月三日以來の小倉口戰況を馬關出張員より君等に報ず、

七月十日　馬關諸兵紛議を起す是日山田宇右衞門之を君に諫る翌日君馬關に赴く、

七月十一日　藩政府御楯隊を藝州口に出陣せしめ第一第二第三各大隊等と代らしむ御楯隊總督大田市之進是日君の厚意を謝す、

七月十二日　薩藩大山格之助熊本藩古閑富次と共に馬關に來る是日君は高杉晋作と二人に面接す、

七月十五日　幕府老中松平宗秀の出藝を止め沼津藩主老中水野出羽守忠誠に代らしむ是日宗秀廣島を發して歸坂の途に上る、

七月十五日　藩公小姓役田中一介森山幾太等を龜尾川口に遣はし諸兵の軍監たらしむ九月十三日之を罷む、

七月十六日　藩政府河瀬安四郎大田市之進に命じ二十日市に進擊せしむ、

七月十八日　濱田兵自ら其の城廓を燒燬して逃走す、

七月十八日　世子戰況視察の爲め微行して小瀨川口に至り二十八日山口に歸る、

七月二十日　將軍家茂薨す、

七月二十日　伊藤俊輔等汽船二隻購入を英商グラバーに約し是日馬關に歸る、

七月二十二日　薩藩品川彌二郎の齎らしたる防長士民の上表を朝廷に致し諸侯に寄せたる書を三十二藩に回送す、

七月二十三日　山田宇右衛門君の歸山を促す君已に馬關諸兵の紛議を定め二十四日山縣狂介片野十郎等と小倉城陷落を議定す、

七月二十三日　彥島駐屯の長府兵英艦を砲擊す是日山田宇右衛門之を君に報じ後患を憂慮し長府兵の輕率を遺憾となす、

七月二十六日　阿州備前二藩幕府に上書し征長軍を撤去し防長を待つに寬典を以てすべきを建言す、

七月二十七日　山田宇右衛門濱田領及び石見幕領の占領と藝州戰況とを君に報ず、

七月二十七日　馬關諸兵是日より翌日に亘り小倉を砲擊して勝たず君は二十八日馬關諸兵の統一を急要とし之を建言す、

七月二十七日　薩藩幕府の出兵に再び抗命の書を提出す、

八月朔日　小倉藩兵の城を燒棄して香春に據る、

八月三日　藩政府馬關に出張せる君に報じ軍艦一二隻を藝州口に廻航せしむ君之を辭す、

八月四日　君、薩藩が朝幕の爲に正邪曲直を分明にして周旋せんことを冀ひ是日之を木戸貫治に說く、

八月四日　德川慶喜參內して征長進發の所以を奏上すついで八日また參內して暇を請ふ、

八月五日　藩政府君を馬關口諸軍參謀に準じ高杉晉作と戰略を商議せしむ、

八月五日　英商グラバーより購入の汽船を幕吏强ひて買得す依りて再び伊藤俊輔等を遣はして之を購入せしむ是日山田宇右衛門等幕吏の橫暴を君に報ず、

八月五日　藩政府木戸貫治をして物を薩藩士五代才助に贈り軍艦購入の勞を謝せしむ、

八月七日　宗藩闔地の施政を處理せんとし是日山田宇右衛門之を君に謀る、

八月七日　我が兵宮內を占領し幕軍廣島に退く、

八月九日　我が軍豐前金邊口各所の進擊を開始す、

八月十日　我が軍豊前狸山口各所の進撃を開始す、

八月十二日　徳川慶喜征長の途につかんとし會々老中小笠原壹岐守長行長崎より上京し解兵の顚末を報ず、

八月十三日　是日英艦馬關に來り長府兵の砲擊を難詰す君は高杉晋作等と之に應接して過誤を諒解せしめ去らしむ、

八月十八日　幕府密旨を勝義邦（麟太郎）に授けて長州に赴かしめ休戰を協商せしむ、

八月二十日　幕府將軍家茂の喪を發す、

八月二十一日　朝廷將軍の喪を以て暫く征長の兵を停めしめ給ふ、

八月二十三日　君、藝地出張軍の要求に應じ十二斤砲六門を輸送す藝地の軍は二十四斤砲の輸送を欲し十二斤砲四門を還付して之を君に請ふ、

八月二十四日　藩政府戰利品處分法を定めて藏元役をして管理せしむ、

八月二十五日　藩政府君及び木戸貫治に命じ大砲を藝州口に輸送せしむ尋で君等大砲を藝州口に輸送す、

八月二十九日　藩公山内梅三郞を馬關口海陸軍諸兵指揮に命じ高杉晋作を參謀となす、

八月晦日　藩政府君を馬關諸兵指揮役鈴尾五郞の手元役心得となし且つ藏元役の事務を處理せしむ、

八月晦日　左大辨中御門經之等二十餘人參内し防長征伐は朝廷より解兵せしめ賢良を擧げて廟堂の根軸を鞏固にすべき等四事を奏請す、

九月二日　廣澤兵助御堀耕助井上聞多等宮島大願寺にて勝義邦に會見し休戰を協定す、

九月四日　藩公鈴尾五郎を馬關に遣はし總奉行の意を以て諸事を處理せしむ、

九月六日　薩藩大山格之助西郷眞吾幕吏小林甚六郎と共に馬關に來り君及び高杉晋作に面晤を請ふ翌七日君格之助の旅宿を訪ふ、

九月七日　朝廷尾州肥前土州宇和島四老侯及び紀州加州肥後阿州等十九侯並に島津久光長岡護美を京都に召し給ふ、

九月八日　薩藩大山格之助小倉藩の爲に止戰講和を策謀す君其の本末を誤れるを以て是日之を木戸貫治に告げて意見を請ふ、

九月十日　廣澤兵助勝義邦との宮島會見の概狀を君及び木戸貫治等に報じ止戰後占領地の措置に關し考慮を請ふ、

九月十二日　藩政府馬關にある海軍局を三田尻に移さんとし是日之を君及び木戸貫治に報ず翌十月三田尻に移す、

九月十四日　木戸貫治薩藩大山格之助と共に馬關を發し翌日山口に歸り小倉藩と止戰講和の時機にあらざるを確答す、

九月十六日　藝藩使節山口に來り止戰の勅旨及び幕府の達書を傳ふ我が藩止戰の命に應じがたき由を上書す、

九月十八日　勅して朝政の大事は諸藩の上京を待ちて之を衆議に附せしめ給ふ、

九月十九日　幕府廣島方面の諸軍に歸藩を令す、

九月二十一日　薩藩大山格之助肥後藩の依囑を受け小倉藩の爲に長兵の攻擊停止を請ふ、

九月二十六日　藩公萩に赴き十月五日山口に歸る、

九月二十七日　薩藩大山格之助福岡藩眞藤登等を君等に紹介す、

十月朔日　世子山口を發し伊佐吉田を經て三日馬關に赴く、

十月三日　世子馬關に微行し諸砲臺を巡視し小倉方面の戰況を詳にし吉田嘉川を經て十日山口に歸る、

十月四日　藩政府令して諸郡醫家の青年をして山口好生堂に入らしむ、

十月五日　長藩兵志井を拔き七日高津尾を陷る小倉戰爭終局す、

十月五日　品川彌二郎京都を發し十三日山口に歸る、

十月六日　幕府老中小笠原壹岐守長行をやめ翌日逼塞を命ず、

十月八日　福岡藩使節眞藤登花房靜馬等馬關に來り同藩主黑田美濃守齊溥父子の中一人上京せんとするを告ぐ、

十月八日　山口萩各明倫館並に三田尻及び諸郡の鄕校に給與の米額すべて三千五百石餘に定む、

十月十一日　小倉藩使節山內武夫薩藩三雲藤一郎熊本藩秋吉久左衞門相共に小森の我が營に來りて止戰を請ふ野村右仲直に之を君に報ず、

十月十二日　君、小倉藩の止戰談判を重大となし是日馬關を發して小倉に赴く、

十月十四日　木戶準一郞馬關に出で翌日薩藩士五代才助と會見す、

十月十六日　小倉藩使節山內武夫等是日呼野に來り幕府再征の命に出兵せざる由を陳ぶ石原會議所員其の狀を君及び野村右仲に報ず、

十月十七日　君、小倉本營より呼野に赴く小倉藩使節山內武夫等三人に面接し狸山金邊峠の要害に我が哨兵駐屯を要求す小倉藩遂に此の要害を我に交付すべきを約す、

十月十八日　薩藩士五代才助馬關に來り君及び木戸準一郎（初め貫治）等之に會晤して通商生財のことを商議す是日山田宇右衛門其の應接終了を察し君及び準一郎等に之を告ぐ、

十月二十一日　君、野村右仲と共に狸山に赴き小倉藩大堀一野島要人に會見し狸山の交割を促す、

十月二十一日　藩公品川彌二郎に命じ井原小七郎等と共に上京せしむ翌日山口を發す、

十月二十二日　薩藩修交使節黑田嘉右衛門東鄉源四郎等山口に來る、

十月二十三日　小倉藩山內武夫止戰約定書を携へて金邊峠に來りて我が軍に交付す、

十月二十八日　止戰約定書に關し君は馬關に歸りて野村右仲に謀り是日小倉藩使節の差遣を促す、

十月二十九日　英商グラバーより買得の軍艦二隻小郡沖に來着す後の丙寅丸第二丙寅丸是なり、

十月晦日　藩政府木戸準一郎をして河北一と共に薩藩に赴かしむ、

十一月三日　藩公山口を發し津市秋穗を經て五日歸る、

十一月十五日　木戸準一郎河北一と共に山口を發して鹿兒島に赴く、

十一月十五日　松山藩謝罪使奥平三左衛門等大島郡に來る林半七等之に接し十七日使者歸國す、

十一月十七日　小倉藩使節茂呂三郎平等馬關に來る君、藤井七郎左衛門等と之に會見して小倉藩世子の出質を要求す、

十一月十七日　君、薩藩黑田嘉右衛門に小倉藩使節茂呂三郎平等に面接せんことを請ふ翌十八日嘉右衛門其の旅宿を訪ふ、

十一月十八日　君及び藤井七郎左衛門は小倉藩使節茂呂三郎平等に會見し出質の回答期限を十二月

二日となす、

十一月二十一日　君、山縣狂介福田俠平に小倉の火攻を禁じ藩公の寛仁を徹底すべく盡力せしむ、

十一月二十四日　藩政府四境止戰後に人心の弛廢を憂ひ士民に令して警戒を怠らざらしむ、

十一月二十五日　世子山口を發して萩に赴く十二月十八日歸山す、

十一月二十九日　小倉藩使節石井省一郎馬關に來り是夜君等に會晤して出質の延期を請ふ君等十二月十八日迄之を延期す、

十二月朔日　小倉藩要路君及び國貞直人等に大兵を派遣せざるべく請ふ、

十二月朔日　君等我が先鋒諸隊に馬關口總管の命を傳へて香春附近に出兵せしむ、

十二月五日　小倉藩使節大堀一等馬關に來り君及び國貞直人等に會見を請ふ君等之を辭し翌日大堀一等作間正之助に面晤して撤兵を要請す、

十二月五日　德川慶喜將軍職に補し權大納言正二位に任ぜらる、

十二月七日　藩政府奏者役槍旗兩奉行役江戸方奏者役を辭せしめ使番役をして奏者役を兼ねしむ、

十二月八日　君等小倉藩使節の撤兵要求を拒絕す、

十二月十日　君等小倉藩使節に會見し派遣兵の減少に速答しがたきを陳ぶ、

十二月十二日　君、作間正之助と共に香春に赴き小倉藩使節大堀一等に撤兵しがたきを告ぐ、

十二月十二日　因州藩士河田左久馬等曩に脫走し來りて石州屯戍の我が軍に投ぜるを山口に召す是日藩公佐久馬等五人を引見して酒肴を賜ふ、

十二月十三日　君等學校用掛干城隊頭取の兼任を免ぜらる、

十二月十四日　君、作間正之助と共に香春を發し大橋を經て馬關に歸る、

十二月十四日　木戸準一郎河北一鹿兒島より馬關に歸着し十八日藩公に謁して使事を復申す、

十二月十七日　小倉藩正使小笠原織衞副使生駒主稅等馬關に來り世子の出質を辭す君及び野村右仲等之に面接談判す、

十二月十八日　藩公諸士の食祿百石以下の戰死者に對し各銀二百五十匁を賜ふ、

十二月十九日　君等小倉藩使節の旅舘に作間正之助を遣はし小笠原近江守貞正の來否を促さしむ、

十二月十九日　君等小倉藩使節に小笠原貞正出質の決答を得ざれば談判破約の外なきを答ふ使節の一行香春に歸る、

十二月二十一日　小倉藩開國撤退を決して我が營に報じ進擊の猶豫を請ふ翌二十二日山縣狂介福田俠平二人小倉藩の歎願を斥けて後患を貽さざるべく君に注意す、

十二月二十五日　孝明天皇崩御し給ふ二十九日大喪を發す、

十二月二十七日　山縣狂介時山直八我が藩公の趣旨を小倉藩生駒主稅等に告げて開國を中止せしむ、

十二月二十八日　世子三田尻に赴き晦日山口に歸る、

十二月二十九日　藩公三田尻に赴き世子と共に英國水師提督キングに會晤し晦日山口に歸る、

慶應丁卯三年　　三十四歲

正月四日　土佐の浪士馬關に來り三條實美の使節と稱して山口に入らんとす是日君之を藩政府に

知照し翌日退去せしむ、

正月五日　井原小七郎等孝明天皇崩御の報を齎らして京都より歸る藩公即日闔藩に令して謹愼せしむ、

正月九日　明治天皇踐祚し給ふ、

正月九日　藩政府君等に他藩人の馬關入港を嚴査せしむ、

正月十五日　有栖川宮幟仁親王以下の參朝を許され謹愼差控を解かる、

正月十六日　小倉藩使節生駒主税等馬關に來る君及び野村右仲等之に面接して徴質を止め企救郡以外の占領地を還付するを告げ懇親結約の爲に小郡に赴かしむ、

正月十八日　藩公干城隊の稱號を廢止す十月二十七日干城中隊の名を復す、

正月二十一日　諸兵に火技を奬勵し翌日銃器購入の爲め代價年賦支拂の令を發す、

正月二十二日　廣澤兵助小田村素太郎小郡にて小倉藩使節生駒主税等に會見し翌日講和條約覺書を交換す、

正月二十三日　幕府大喪の故を以て征長解兵を令し五藩に命じて三條實美等を京都に送還せしむ、

正月二十三日　君、官職を辭し十年間學問研究に志し國家將來に裨益せんとし是日其の所懷を木戸準一郎に披瀝す、

正月二十五日　藩政府は君等に傳達して奇兵隊を除き諸兵を企救郡より撤去せしめ小倉足立間に本營を置き要地に哨兵を留めしむ、

正月二十五日　有栖川熾仁親王以下の參朝を許され豐岡隨資等の差控を免ぜらる、

二月二日　木戸準一郎、君が辭官の意あるを止め國政補翼を勸む、

二月九日　藩政府君等の稟申せる馬關繋留の藝州由平八重藏所有の明神丸を解放し且つ改船方役を廢す、

二月十一日　君、改船方役の廢止を賛せずして是日之を木戸準一郎に告ぐ後また之を復す、

二月十二日　藩政府京都の形勢を察し群臣を諭して警戒せしむ、

二月十三日　藩政府令して山口を一藩の根據地となすを諭す、

二月十三日　君、形情を察して小倉地の大兵を撤去せしめんことを藩政府に建言す、

二月十四日　安藝藩主淺野安藝守茂長書を幕府に致し長藩への令書を直に毛利敬親に交付せんことを請ふ、

二月十六日　大行天皇に孝明天皇の諡號を奉らる、

二月二十一日　藩政府是日小倉屯營の奇兵隊を吉田陣所に歸らしむ奇兵隊の撤退に關し君其の意見を山田宇右衛門に告ぐ、

二月二十二日　廣澤兵助等戰功者品川彌二郎等を賞せんとし君の意見を求む、

二月二十三日　藩政府御楯隊鴻城軍を合して整武隊と稱し南園隊義昌隊を合して振武隊と稱し八幡隊集義隊を合して鋭武隊と稱せしむ、

二月二十三日　藩政府四境戰爭以來沿岸の人民探索を名として他國に出づるものあり是日之を嚴禁す、

二月二十五日　君、奇兵隊の歸陣を冀ひ是日其の意を山縣狂介に告げて周旋せしむ、

二月晦日　幕府肥前土佐宇和島越前四老侯及び尾州紀伊肥後三侯並に島津久光に意見書を出ださしむ、

三月朔日　藩政府毛利藤四郎鈴尾五郎河瀬安四郎の海外修學を許す、

三月三日　君、野村右仲等と共に小倉占領地に赴き民情を視察し三月十六日馬關に歸る、

三月四日　藩政府萩明倫館内に兵學校を建設せしめて寄宿生二十名に限らしむ、

三月五日　幕府上書して開港の勅許を奏請す、

三月五日　薩藩士大山格之助歸國の途次小倉にて君に面晤し國事を談議して去る、

三月七日　藩公木戸準一郎を太宰府に遣はし三條實美等を候せしむ準一郎十七日太宰府に着し翌日實美等に謁す、

三月八日　藩政府大隊を制成して役員を減じ是日之を令す、

三月九日　藤井七郎左衛門山縣狂介に面晤し君の意見に基づき吉田屯營の費にて奇兵隊の小倉地稽留を議せしが決せず、

三月二十一日　君、馬關を發し二十三日萩に歸る、

三月二十二日　將軍慶喜再び兵庫開港の議を奏す、

三月二十四日　朝廷尾張紀伊加賀越前薩摩等二十五藩に令して兵庫開港の可否に關する意見を徴し給ふ、

四月九日　士御雇伊藤俊輔品川彌二郎野村靖之助堀眞五郎を昇して三十人通さなす、

四月十三日　高杉晋作馬關にて歿す、

四月十五日　君、萩を發し是夜馬關に着港す、

四月十七日　藩政府野村右仲に赤間關伊崎都合役兼任を命す、

四月二十四日　藩政府諸郡に郷校を建設せしめ其の教員給料及び經費を定む、

四月二十四日　薩藩士伊集院金次郎中村半次郎上京せんとし馬關に來る翌二十五日君二人に面晤し

山縣狂介を伴はんことを請ふ、

四月二十六日　藩政府は薩藩士伊集院金次郎中村半次郎を馬關より山口若くは三田尻に出でしめんとし之が周旋を君になさしむ、

四月二十七日　君、福田俠平と山縣狂介東上の爲に離別の宴を催す、

四月二十九日　前日山縣狂介等東上す是日君之を山田宇右衛門等に報ず、

四月晦日　兵庫開港の可否に關し朝廷大に之を議せしめ給ふ、

四月晦日　君、野村右仲と渡海して德力に宿す翌日馬關に歸る、

五月四日　藩政府馬關及び小倉に各番所を置き其の往來を警戒せしむ蓋し君等の意見に依る、

五月七日　世子山口を發して萩に赴く、

五月十日　君、また渡海して豐前占領地の民情を視察し是日馬關に歸る、

五月十四日　藩政府海軍興隆薩州交際政事堂規則制定等六件に關する意見を徵す、

五月十九日　藩公、山田宇右衛門木戶準一郞廣澤兵助を召し益々國事に精勵すべきを命じ各刀劍等を賜ふ、

五月二十三日　將軍慶喜參朝して長藩處分兵庫開港等を奏上す翌日朝廷長州處分を寬大にし兵庫開港を勅許し給ふ、

五月二十三日　藩公諸臣を召し京都の形勢豫測しがたきを以て變に應ずるの備をなさしむ、

五月二十六日　世子萩を發し海路大津馬關其の他の海岸を巡視し六月朔日三田尻に着す、

六月朔日　世子自ら三田尻海軍局に臨みて海軍興隆を說き實學と共に講習すべく奬諭す、

六月四日　世子三田尻を發して山口に歸る、

六月十六日　薩藩島津久光山縣狂介品川彌二郎を引見し改革斷行の意を告げ藩公父子に報ぜしむ、
六月十七日　山縣狂介品川彌二郎等京都の薩藩邸を發し二十二日三田尻に着し直に山口に歸る、
七月十五日　薩藩村田新八山口に來り大擧の延期を藩政府の要路に告ぐ、
七月十七日　藩政府薩藩村田新八の上京に品川彌二郎世良修藏を從はしめついで十九日また柏村數馬御堀耕助を入洛せしむ、
七月二十一日　藩政府木戸準一郎伊藤俊輔を長崎に遣はす九月四日歸る、
七月二十四日　幕府藝藩をして毛利氏三末家の中一人並に吉川監物及び老臣一人の上坂すべき令を傳へしむ、
七月二十九日　木戸準一郎馬關に出づ君及び伊勢新左衞門之に會して時事を論議す、
八月四日　朝廷薩摩土佐越前宇和島の四藩に令し長州處分兵庫開港の先後遲速を幕府に候せしめ給ふ、
八月十一日　柏村數馬御堀耕助上京して薩藩邸に入る、
八月十四日　柏村數馬御堀耕助薩藩西鄕吉之助等に會見し島津久光の決意を聞く二十四日山口に歸る、
八月十七日　君、山口に歸り藩公に謁して馬關の狀況を進言す、
八月十八日　君、前日山口を發し是日萩に歸る、
八月二十日　藝藩使節永田清助等山口に來りて三末家中の一人及び吉川氏並に老臣一人を大坂に召し幕令を傳ふ、
九月五日　木戸準一郎長崎より歸り君等と幕府の召命に應じ老臣一人を上坂せしむべく決す翌六日藩公要路及び諸隊長に時宜を謀議せしむ、
九月六日　藩公父子政府當局員及び諸隊領袖を會して大に機務を論議せしむ、
九月九日　君、要路と國事を議し御堀耕助と意見を異にし翌日上表して歸萩す、

九月十三日　諸隊の軍服を改めて吳絽服の洋式に裁し藩政府之を給す士列にあるものは羅紗吳絽服を許す、
九月十四日　藩政府君を小倉に遣はし巡視せしむ君赴かず、
九月十四日　藩公老臣毛利内匠に上坂を命ず、
九月十七日　薩藩大久保一藏大山格之助山口に入り十九日要路と長薩兩藩出兵の事宜を協約す、
九月十九日　君、書を宍戸備後助杉孫七郎に送りて罷免の命あるべく斡旋を請ふ、
九月十九日　宍戸備後助木戸準一郎廣澤兵助等薩藩大久保一藏大山格之助と長薩兩藩出兵の協約をなす、
九月二十日　木戸準一郎廣澤兵助等藝藩植田乙次郎と出兵の部署を協約す、
十月三日　土佐藩士後藤象二郎山內豐信の名を以て政權返上の議を幕府に建白す、
十月五日　薩藩大山格之助兵を率ゐて三田尻に入港す七日柏村數馬木戸準一郎等三田尻に出で格之助に面晤す、
十月六日　安藝藩主淺野安藝守茂長書を幕府に致し天下に私せず舊習を革新せんことを建白す、
十月六日　諸隊の領袖は要路の戰機を失せんことを憂慮す是日山田市之允片野十郎建白書を藩公に上る、
十月九日　薩艦平運翔鳳の二隻兵士を搭載して小田浦に來泊す、
十月十日　藩政府また君をして馬關に赴かしむ、
十月十二日　藩政府裝條銃三千挺の購入を命ず、
十月十三日　將軍慶喜在京諸藩の重臣を二條城に會し政權返上の上奏案を示して其の意見を諮詢す、
十月十四日　討幕の密勅下る廣澤兵助等之を奉じ二十一日山口に歸りて藩公に上る、
十月十四日　將軍慶喜政權奉還の表を朝廷に上る翌十五日慶喜の奏請を允許し給ふ、
十月十七日　世子山口を發し三田尻に赴き二十二日歸る。

十月二十四日　將軍慶喜辭表を上る、

十月二十七日　世子山口を發して二十九日岩國に赴き晦日藝藩世子淺野紀伊守茂勳に會見し長薩藝三藩聯合を議す、

十月二十八日　藩公毛利內匠國貞直人を召し上京を命ず、

十一月二日　世子岩國を發し花岡宮市を經て四日山口に歸る、

十一月六日　筑前の野村望東尼三田尻に客死す、

十一月十一日　山田宇右衞門歿す、

十一月十四日　藩公東上兵の參謀山田市之允等に親書を賜ひて機宜の方略を示す君之を謄寫して保存す、

十一月十五日　土佐藩士坂本龍馬中岡愼太郎京都の旅寓にて新選組の爲に襲はれて殪る、

十一月十七日　世子山口を發して三田尻に赴く、

十一月十八日　世子三田尻に出でて薩藩主島津忠義に面晤し毛利內匠の解纜等を決す即日要路之を君に報告す、

十一月十九日　世子三田尻を發し翌日山口に歸る、

十一月十九日　藩內警備の部署を嚴にす、

十一月二十三日　薩藩主島津忠義入京し二十五日毛利內匠上坂兵を率ゐて出帆す晦日久保松太郎之を君等に報ず、

十一月二十九日　藝藩豫約に從ひ我が藩兵の東上を朝廷幕府に稟報す、

十二月朔日　海路東上の我が軍是日上ヶ原の陣營を西の宮に移す、
十二月二日　藝藩を介して長藩兵の東上を朝廷及び幕府に進言せしむ、
十二月三日　藩政府君をして松原音三に代りて海軍頭取を兼任せしむ、
十二月八日　朝廷三條實美等及び毛利敬親父子の官位を復舊して各入洛を允許し給ふ、
十二月九日　朝廷王政復古の大號令を發し給ひまた攝政關白征夷大將軍以下を廢して新に總裁議定參與の三職を置き給ふ、
十二月十日　毛利内匠朝命を拜して入京し十三日蛤門の警衞に任す、
十二月十二日　京都二條城の將士紛擾す是日德川慶喜去りて大坂城に移る、
十二月十四日　藩公封内に令して謹愼を解く、
十二月十七日　久保松太郎京都の近況及び三條實美等歸洛の途次に馬關寄港を君及び野村右仲に告ぐ、
十二月十八日　朝廷人才を登庸せんとし木戸準一郎を徵し給ふ、
十二月十九日　德山藩世子毛利平六郎入京し二十二日參內して天機を候す、
十二月十九日　藩公父子山口を發して三田尻に赴く、
十二月二十日　德山藩世子毛利平六郎の率ゐたる諸兵尾道を發し十九日入京す是日之を朝廷に稟報す、
十二月二十三日　三條實美等馬關に寄港し是日三田尻に着す藩公父子之に面晤して國事を議し且つ其の歸洛を送る、
十二月二十四日　朝廷前將軍慶喜に命じ前內大臣と稱せしめ給ふ、
十二月二十四日　君、語學校設立及び海軍局並に船艦に關する意見を藩政府に建言す、
十二月二十四日　藩公父子三田尻を發して山口に歸る、

十二月二十五日　庄内藩の兵江戸の薩摩佐土原兩藩邸を攻擊す、

十二月二十五日　藩公毛利出雲に上京を命じて官位復舊入洛允許の天恩を謝せしめ且つ石豐占領地を朝廷に奉還せんとする心事を明にせしむ、

十二月二十七日　天皇建春門に御して長薩土藝四藩兵の操練を叡覽あらせ給ふ、

十二月二十七日　三條實美入京して議定に任じ東久世通禧參與に任ず、

明治戊辰元年　三十五歲

正　月　朔　日　幕艦兵庫沖にて薩船を砲擊す、

正　月　二　日　幕兵入京せんとし是日北上を開始す翌三日長薩の兵之を鳥羽伏見に擊破す、

正　月　三　日　朝廷藩公父子の中一人大兵を率ゐ速に大阪城を襲擊すべき命を下し給ふ、

正　月　四　日　官軍將に大阪城を衝かんとす德川慶喜密に城を出で八日開陽艦に乘じて東走す、

正月四日　君、海軍改革を斷行せんとし下關を發して翌五日三田尻に着す、

正　月　七　日　朝廷德川慶喜の罪を聲らして征討の大號令を頒布し給ふ、

正　月　七　日　元治元年幕府の沒收せる京都長藩邸を復舊すべき朝命下る、

正月八日　君、海軍改革の爲に一旦海軍局生徒を退校せしめんことを藩公に禀請し翌九日之を實行せしむ、

正月八日　木戶孝允藩公の密命を含み岡山に赴かんとして是日上關に着し三田尻碇泊の汽船廻航を君及び大村永敏に請ふ、

正　月　九　日　桂太郞長藩大阪城を襲擊すべき勅命を奉じて山口に歸る翌日藩公父子奉答書を上る、

正月九日　長藩の兵福山城を陷る、

正月十日　藩政府京攝變亂の爲に四境の兵備を嚴にすべきを令す、

正月十日　英艦下關に來り新製のゴンホート一隻を長崎にて受取らんことを告ぐ十五日君は河野又十郎に長崎行を促す、

正月十日　朝廷德川慶喜及び會津藩主松平肥後守容保桑名藩主松平越中守定敬以下二十七人の官位を褫き給ふ、

正月十一日　君、是日船艦破損して廻航しがたきを木戶孝允に報じ尾道まで飛駕にて岡山に向ふの速かなるを告ぐ、

正月十二日　世子朝命を奉じ諸兵を率ゐて上坂せんとし是日藩政府其の準備を有司に命ず大村永敏之を君に報じて船將を山口に出ださしむ、

正月十三日　君、京攝の戰況世子の進發を父彥七に報ず、

正月十五日　天皇元服を加へさせられ詔して大赦を行はせ給ふ、

正月十五日　參與東久世通禧各國公使を兵庫に會し大政復古を報ずるの國書を付す、

正月十七日　朝廷職制を定め神祇内國外國海陸軍會計刑法制度の七科を置き之を議定參與に分督分掌せしめ給ふ、

正月十七日　朝廷仙臺藩主伊達陸奥守慶邦に命じ松平容保を討たしめ給ふ、

正月十九日　藩政府井上馨田中一介に世子進發の稟報を齎らして上京せしむ、

正月十九日　世子進發路山陰道を山陽道に變更す是日藩政府之を君に報じ鞆生丙寅二艦を尾道港に碇泊せしむ、

正月十九日　毛利元一木戸孝允國貞廉平銳武隊と共に尾道を發して大阪に着し夜半毛利出雲入京す、

正月二十二日　世子山口を發して東上の途につく君は宮市に出で世子の駕を迎へて之を送る、

正月二十三日　久保斷三下關に稽留せる米人ベタールを三田尻に赴かしめ之を君に報ず、

正月二十四日　參與大久保利通遷都の議を上る、

正月二十五日　木戸孝允已に入京し是日總裁局顧問に任ぜらる、

正月二十六日　藩公山口を發して萩に赴き明倫館に入る、

正月二十八日　藩公占領せる豐前石見の地を奉還せんことを請ふ、

正月二十八日　東海道鎭撫總督橋本實梁桑名城を收む、

二月朔日　世子尾道に着し四日大阪に入る、

二月三日　天皇太政官代に臨御あらせられ親征の詔を頒ち列藩に兵備をなさしめ給ふ、

二月六日　朝廷征討に關し長藩に東海東山兩道の先鋒を命じ給ふ

二月七日　世子入京し十日參內して天機を伺候す、

二月七日　世子及び島津忠義細川護久淺野茂勳松平慶永山內豐信六人連署し外國公使を參朝せしめんことを奏請す、

二月九日　朝廷總裁熾仁親王を東征大總督となし進發せしめ給ひ十四日參與西鄕隆盛等を參謀となし給ふ、

二月十一日　大木喬任東京京都間に鐵道敷設を副總裁三條實美に建言す、

二月十一日　藩公萩を發して山口に歸る、

二月十四日　君の請に依り米人ベタールを處理せんとし是日御堀耕助君の出山を促す、

二月十四日　參與林通顯大總督府參謀となる、

二月十七日　長崎動搖の報至る是日藩公君に長崎出張を命ず遂に果さず、

二月十七日　藩政府松下村塾に毎年銀七百匁を與へて修繕の費に充てしむ、

二月二十日　君、山口に出で諸隊の上京準備米人ベタールの解雇等に關して要路と商議し二十二日三田尻に歸る、

二月二十二日　大村永敏軍防事務局判事加勢を命ぜられ車駕大阪行幸に關する軍務を擔當せしめらる、

二月二十六日　朝廷前左大臣九條道孝を奧羽鎭撫總督となし三位澤爲量を副總督となし給ふ三月二日道孝等京都を發す、

二月二十八日　天皇在京諸侯を便殿に召させられ親諭して同心協力國事に勉勵せしめ給ふ、

是　月　木戸孝允諸侯に版籍を奉還せしむべき建言書を輔相に上る、

二月二十九日　君、藩命を以て三田尻を發し三月朔日兵庫に着し英商グラバーに鞠生丸の返却買入新艦の不備等を談判す、

三月六日　舊幕臣山岡高歩薩藩益滿休之助と共に駿府大總督府に至り參謀西鄕隆盛に面會し德川慶喜恭順謹愼の意を陳ぶ

三月八日　大總督府東海東山北陸三道の先鋒總督に令し是月十五日を期して江戸に進撃せしむ、

三月九日　天皇太政官代に臨御あらせられ蝦夷開拓の得失を諮詢し給ふ、

三月九日　世子議定に任ず、

三月十四日　天皇天神地祇を祭りて國是五事を誓はせ給ふ木戸孝允の建言に基づく、

三月十八日　藩公山口を發して三田尻に赴き二十一日歸る、

三月十八日　君、是日兵庫を發して二十日三田尻に歸着す、

三月二十一日　車駕京都を發し二十三日大阪に抵らせ給ふ、

三月二十一日　世子京都を發して大阪に滯在し閏四月十八日山口に歸る、

三月二十四日　藩政府再び君に長崎出張を命ず翌二十五日君は山縣彌八と共に三田尻を發し二十六日長崎に着す、

三月二十四日　壬生胤丸京都より留學の爲め山口に來り四月四日鷹司淳丸もまた來る明治四年正月二人共に京都に歸る、

四月三日　藩公山口を發し上關大島郡室積三田尻を經て歸る、

四月四日　東海道先鋒總督橋本實梁等江戸に入り勅旨を田安慶賴に傳へて德川慶喜の死一等を減じ五事を實效せしむ、

四月五日　官軍結城城を復す、

四月八日　君は久保斷三等と長崎を發して翌日下關に歸着す、

四月十一日　東海道先鋒總督橋本實梁江戸城を收め德川慶喜水戸に閉居す、

四月十一日　舊幕府海軍副總裁榎本武揚船艦八隻を率ゐて舘山に走る舊幕府歩兵奉行大島圭介もまた其の黨を率ゐて市川に走る、

四月十二日　朝廷列藩に令して舊習を釐革し人材を擢用せしめ給ふ、

四月十四日　朝廷長薩及び佐土原三藩に命じ北越に出兵せしめ給ふ十八日長府藩へも出兵の命下る、

四月十五日　大總督熾仁親王江戸に入らせらる、

四月十九日　賊兵宇都宮を陷る二十三日官軍之を復す、

四月二十二日　君は野村素介等と小倉占領地の民政を巡察し是日下關を發して三田尻に歸る、

四月二十三日　河野又十郎北行の乘組員に山田顯義を加へんとし是日之を君に斡旋せん事を請ふ、

四月二十三日　山縣有朋薩藩黑田清隆と共に北陸道鎭撫總督參謀を命ぜらる、

四月二十七日　大村永敏軍防事務局判事に任ぜられ十月二十四日軍務官副知事となる、

四月二十九日　藩政府は君に謀り野村靖品川彌二郎等を偵察の爲に上京せしむ、

閏四月八日　車駕京都に還幸し給ふ、

閏四月十日　關東大監察使を置き副總裁三條實美に之を兼ねしめらる、

閏四月十三日　木戸孝允長崎出張の途次是日三田尻に着し君に面晤して藩内の近況を聞き京攝の現状を告ぐ、

閏四月十四日　薩藩乾行丸三田尻に入り君等に謀り我が丁卯丸と共に越後同行を約す、

閏四月十九日　官軍參謀世良修藏福島にて賊兵に殺さる、

閏四月十九日　北陸鎭撫總督參謀山縣有朋黑田清隆長藩の兵と共に高田に着す越後口戰爭之より始まる、

閏四月二十日　奧羽諸藩の老臣白石に會盟して官軍に抗す、

閏四月二十一日　官制を改定し太政官を議政行政神祇會計軍務外國刑法の七官に分ち立法行政司法の三權を分掌せしめらる、

閏四月二十二日　君及び國貞廉平野村素介等杉孫七郎の政事堂出勤を冀ひ木戸孝允に斡旋を請ふ、

閏四月二十七日　藩政府山田顯義をして丁卯丸に乘じ越後に赴かしむ是れ君の斡旋による、

閏四月二十七日　君、佐世八十郎の舊名を用ゐんことを請ひて許さる蓋し戰地出張急命の逆睹しが

たきを慮りてなり、

閏四月二十九日　田安家達をして宗家德川氏を嗣がしめらる五月二十四日駿府に封じて七十萬石を賜はる、

五月朔日　官軍白河城を復す、

五月三日　仙臺藩主伊達慶邦等奥羽二十五藩老臣と仙臺に會盟して官軍に抗す、

五月八日　北陸道鎭撫總督兼會津征討總督高倉永祜同副總督四條隆平高田に着す、

五月九日　木戶孝允山口を去りて長崎に赴く、

五月十一日　藩公山口を發して上京の途につく二十九日入京す、

五月十三日　官軍朝日山に戰ひ奇兵隊軍監時山直八之に死す、

五月十五日　官軍東叡山の賊徒を平定す軍防局判事大村永敏の作戰計畫に依る。

五月十八日　奥羽鎭撫總督九條道孝仙臺を發して盛岡に赴く、

五月十九日　官軍長岡城を陷る、

五月二十日　高倉永祜を越後口總督に任ぜらる、

五月二十四日　藩政府君等に謀り購入の第二ゴンボート艦を第二丁卯丸と命名す、

五月二十四日　輔相三條實美の大監察使を罷めて關東八州鎭將を兼ねしめらる、

五月二十八日　長藩に令し更に北越に出兵せしむ、

五月晦日　勅使五辻高仲を藩公の旅舘に遣はして慰問せしめ給ひ且つ勅語を賜はる、

六月二日　藩公參朝して天顏を拜し勅語天盃を賜はる、

六月四日　藩政府君を干城隊副督となし北越に出張せしむ、

六月七日　大總督府白河口總督岩倉具定副總督岩倉具經を罷め鷲尾隆聚を奥羽追討總督となす十日隆聚を參謀とし正親町公董を奥羽追討總督となす、

六月八日　長藩海軍局御用掛山縣彌八該局機務の要件に關し君の示訓を請ふ、

六月八日　世子山口を發して萩に赴き二十日歸る、

六月十二日　藩政府君に北越出張中藏元役兼任を命ず、

六月十二日　朝廷窮民救助のことを諸諭あらせらる、

六月十四日　朝廷軍務官知事嘉彰親王を會津征討越後口總督となし給ふ三等陸軍將西園寺公望壬生基修參謀となる、

六月十五日　朝廷長藩に令し北越東國へ各出兵せしめ給ふ二十日急に北越へ出兵せしめらる、

六月十九日　朝廷參與木戸孝允軍務官判事大木喬任を江戸に遣はし車駕東幸等を三條實美に議せしめ給ふ、

六月二十三日　筑前藩環瀛丸萩小畑津に來る君は干城隊副督を以て總督毛利親信及び參謀平岡通義等と共に同乘して解纜し二十六日柏崎に着す、

六月二十六日　藩政府奨勵慰撫の書を越後口戰地に送る、

六月二十八日　君、長岡の陣營に赴き始めて戰地を視察す、

七月朔日　越後山道の官軍椽尾に迫る蓋し君等の作戰に出づ、

七月朔日　參謀西園寺公望高田を發して柏崎に移り本營となす、

七月朔日　奥羽鎭撫總督九條道孝久保田に抵る翌二日副總督澤爲量能代港より來會す、

七月三日　大總督府參謀四條隆謌を仙臺追討總督となし五日奥羽追討總督正親町公董をやむ、

七月五日　君、柏崎に赴き參謀西園寺公望に見え將來の作戰及び長岡移陣を陳述す八日公望長岡に移る、

七月六日　北越官軍參謀山縣有朋罷め君之に代はる、

七月十日　軍務官判事櫻井直養軍貨を齎らし北越出張を命ぜらる、

七月十二日　山田顯義柳川藩千別丸を海軍專屬となすべく盡力を君及び吉井友實に請ひ速に佐渡を占領して海上權を制すべきを說く、

七月十二日　福田俠平陸海兩軍駢進說の不利を君及び吉井友實に說き山田顯義を攝津艦に乘ぜしめ千別丸稽留に周旋せんことを請ふ、

七月十五日　會津征討越後口總督嘉彰親王柏崎に着せらる、

七月十六日　干城隊士薩藩兵に同じく裝條銃の下賜あるべく周旋を君に請ふ、

七月十七日　天皇將に江戶に行幸し給はんとす是日詔して江戶を東京とし鎭將府を置き給ふ、

七月十八日　君等陸海軍進擊の作戰を協議決定す、

七月二十一日　長藩山田顯義を海軍參謀に任ず、

七月二十二日　干城隊士湯淺祥之助砲彈の乏しきを憂ひ柏崎鑄物師に鑄造せしめんとし之を君に謀る君之を猶豫せしむ、

七月二十四日　敵兵官軍の攻擊に先ちて長岡を奪還す君等退却す、

七月二十七日　前中將四辻公賀越後知事となり君徴士越後府判事となる、

七月二十七日　君、青木平右衞門を歸國せしめ武器彈藥及び軍費の輸送を促さしむ、

七月二十八日　藩公參朝して御學問所にて御菓子を賜はり天皇の調馬を拜觀す、

七月二十九日　官軍海陸より新潟を攻擊して之を陷れまた長岡を收復す、

八月三日　仙臺藩主伊達慶邦米澤藩主上杉齊憲の官位を褫き之を討たしめ給ふ、

八月四日　官軍村松城を拔く君、長岡より村松に移り七日諸藩兵を部署して此所を嚴守せしむ、

八月七日　君、戰地患者の治療に洋醫を招かんとす是日大村永敏洋醫一人派遣を君及び吉井友實に報ず、

八月八日　參謀西園寺公望三條に移り十二日總督宮も此所に抵る、

八月八日　君、新潟附近に民政局を置かんとし之を吉井友實に謀る是日友實之れを賛し二十四日總督府之を置く、

八月十一日　官軍村上城を取る、

八月十三日　世子山口を發して三田尻に赴く翌日歸る、

八月十三日　大總督府仙臺追討總督四條隆謌を奥羽追討平潟口總督となす。

八月十八日　朝廷長藩庸聘の米人ベタールを採用し給ふ、

八月二十日　朝廷長藩出願の獻米壹萬俵を納めしめ給ふ、

八月二十三日　官軍進んで若松城を圍む、

八月二十六日　君は命に依り村松會議所を去りて總督府に屬す、

八月二十七日　天皇即位の大禮を行はせ給ふ藩公參預を命ぜらる、

八月二十八日　朝廷毛利敬親島津忠義に命じ京都にありて機務に參せしめ給ふ、

九月三日　福田俠平野澤の陣營より阿賀川附近の戰況を君に報じ兵士糧食の增遣を請ふ、

九月四日　官軍舘野原木會に激戰す八日平岡通義狀を君に報ず、

九月四日　米澤藩主上杉齊憲降る十二日官軍米澤に入る、

九月七日　世子山口を發して萩に赴き九日歸る、

九月七日　朝廷長藩に令し急に兵五百人を秋田に出張せしめ給ふ。

九月八日　慶應の號を明治と改め一世一元の制を定めらる、

九月十日　君、是月五日以來の戰況を父彥七に報じ奧羽平定後歸國すべきを告ぐ、

九月十二日　世子山口を發し十八日京都に入る、

九月十二日　北越出征の干城隊會津を發し凱旋の途につく君及び平岡通義之を斡旋す、

九月十四日　朝廷東北征討の諸兵に毛布各一枚を賜ふ、

九月十五日　仙臺藩主伊達慶邦降る二十六日官軍仙臺に入る、

九月十八日　藩公從三位に叙し左近衞權中將を兼任せしめらる、

九月十八日　高田屯營の桂讓介、君に若松附近の戰況を報じ會津に干城隊の增遣を請ふ、

九月十八日　君、總督府詰となり抱懷せる戰略の施しがたきを歎じて平岡通義に告げ干城隊の精强を忌むものあるを報ず、
九月十九日　平岡通義君の會津出張を促す、
九月二十日　車駕東幸あらせられ是日京都を發し給ふ、
九月二十二日　若松城陷り會津藩主松平容保降る平岡通義之を君に報ず、
九月二十三日　庄内藩主酒井忠篤降る、
九月二十三日　藩公京都を發し大阪兵庫三田尻中關を經て十月五日山口に歸る、
九月二十六日　村松藩士沼外記東京に出で藩主の爲に本領安堵を哀願せんとす是日君外記を大村永敏に紹介す、
十月七日　山縣有朋南野一郎君に謀り北越より三島驛に出で木戸孝允に會晤し戰地の實況を報じ將來の施設に關する朝旨を聞く、
十月九日　盛岡藩主南部利剛降る、
十月十三日　車駕東京に抵らせ給ふ江戸城を皇居となし改めて東京城と稱し給ふ、
十月十三日　會津征討越後口總督嘉彰親王戰死者を新發田城に祭り十五日發して東京凱旋の途につく、
十月十六日　山縣有朋東京に出で木戸孝允を訪ひ君の意見となし北越の諸件を陳述す十八日孝允君に答ふ、

十月十七日　藩公朝廷呈出の文書に毛利大膳大夫と署名したりしを今後毛利宰相中將と改むべく決す、
十月十八日　鎭將府を廢しまた東北平定せるを以て征討兵を罷めしめらる、
十月十八日　白河口總督正親町公董東京に凱旋す、
十月二十日　大村永敏村松藩の爲に盡力すべきを君に報じ且つ車駕の東京着御を告ぐ、
十月二十日　朝廷治河掛を置き議定中御門經之等を之に任じ給ふ、
十月二十三日　東征大總督熾仁親王東北平定を奏上せらる、
十月二十五日　賊徒五稜廓に據る、
十月二十六日　藩公、君及び木戸孝允朝廷に出仕せるも長藩參政現勤の旨を以て周旋せしむ、
十月二十七日　參與大久保利通、君の參與に任ぜらるべく輔相岩倉具視に推薦す、
十月二十七日　君、越後國貢租の半減北越民心收攬の急要等の意見を木戸孝允に開陳す、
十月二十八日　新潟府知事四條隆平罷め越後口總督府參謀西園寺公望之に代り君之を輔佐す、
十月二十八日　朝廷藩治職制を定め各藩に執政參政公儀人及び家知事を置かしめ給ふ、
十一月二日　詔して東征大總督熾仁親王の功を賞し其の任を解き給ふ參謀西鄕隆盛等みな罷めらる、
十一月二日　平岡通義柏崎病院中患者の實狀を調査し是日之を君に報ず、
十一月三日　北越出征の奇兵報國兩隊東京に凱旋す、
十一月三日　藩公親書を示し藩治職制に基づき藩制改革の趣旨を告ぐ、

十一月四日　越後口總督嘉彰親王東京に凱旋せられ錦旗節刀を奉還せらる、

十一月五日　柏崎縣を新潟府に合す、

十一月六日　藩公山口を發して萩に赴く二十六日歸山す、

十一月六日　朝廷治河使を置き大に水利を修治すべく府藩縣に布告せしめ給ふ、

十一月十三日　奥羽出征の長藩兵一中隊京都に凱旋す、

十一月十四日　君、佐渡の民情を視察せんとして寺泊に赴き風波の爲に止まる是日西園寺公望歸營を命ず、

十一月十四日　福田俠平歿す、

十一月十五日　加藤隼之助本營給與の羅紗服及び金員等速に患者の受領すべく周旋を君に請ふ、

十一月十五日　奥羽追討平潟口總督四條隆謌東京に凱旋す、

十一月十八日　奥羽鎭撫總督九條道孝副總督澤爲量東京に凱旋す、

十一月十八日　北越出征の干城隊萩に凱旋す、

十一月二十五日　醫師赤川玄櫟大病院の建設及び戰傷患者平癒のものへの交付金等に關し盡力を君に請ふ、

十一月二十五日　朝廷長藩遊擊隊に奥羽青森出張を命じ給ふ、

十二月七日　奥羽を分ちて七國とせらる蓋し木戸孝允の建言に基づく。

十二月七日　詔して松平容保及び其の黨與を罰し給ふ、

十二月八日　車駕東京を發して西還し給ふ二十二日京都に着御あらせらる、
十二月十六日　藩公山口を發して三田尻に赴き海軍局海軍學校及び軍艦を覽て十九日歸る、
十二月十八日　朝廷府藩縣に令し戊午以來國事に死せるものを祀り其の妻子を賑恤せしめ給ふ、
十二月二十日　特旨を以て世子及び島津忠義池田慶德に九門内乘馬を許し給ふ、
十二月二十五日　奥州出陣の長藩鋭武隊山口に凱旋す、
十二月二十八日　女御藤原美子皇后に立たせ給ふ、

明治己巳二年　三十六歲

正月四日　東北平定せるを以て手詔して前途の方向を諭し百官將士を奬勵し給ふ、
正月五日　新發田戍兵より米澤村上方面に殘賊の出沒を報ず君等益々警備を嚴にす、
正月十日　百官に勅諭し禮義廉耻を守り賄賂を收めて私利を營むことを戒め給ふ、
正月十日　君、北地の形情に鑑み駐屯兵の歸國及び軍制養兵等に關する意見を大村永敏に開陳す、
正月十七日　朝廷議定岩倉具視の請を允して其の輔相を罷め輔相三條實美に專任せしめ給ふ、
正月十九日　新潟府知事西園寺公望東京に出で東久世通禧大原重德に北越の近情を報じ翌二十日之を木戸孝允に論ず、
正月二十日　木戸孝允東久世通禧の命にて外國官の件に關し是日之を君に告ぐ、
正月二十一日　藩政府鐘秀隊酬恩隊を合して昭武隊と稱せしむ、
正月二十三日　藩公及び島津忠義鍋島直大山内豐範連署上表して封土人民を奉還せんことを奏請す、

正月晦日　勅使右少辨柳原前光を薩摩藩に權右中辨萬里小路通房を長藩に各勅使として差遣し給ふ藩公及び島津久光を召し太政を賛襄せしめ給ふ、

是　月　新發田長岡村松村上等の八藩大河津分水の議を建白す、

二月三日　朝廷贈從三位毛利元就に豐榮神社の號を賜ふ、

二月四日　新潟府知事西園寺公望京都に歸り即日罷めらる、

二月四日　君、平野屋嘉兵衞を東京に遣はし信濃川分水工事の急要を木戶孝允に說かしむ十八日嘉兵衞孝允に之を陳述す、

二月八日　朝廷再び越後府を置き三等陸軍將壬生基修を知事とし給ふ、

二月八日　始めて新聞紙の刊行を許さる、

二月十日　勅使萬里小路通房山口に入り宸翰を藩公に賜はる十二日藩公父子勅使の館に至りて奉答書を奉る、

二月十二日　朝廷君に命じて東京に出でしめ給ふ、

二月十八日　君、從五位に叙せられ越後府判事に任ぜらる或は八日となす、

二月二十一日　朝廷君の東北平定に功あるを賞し御太刀料金三百兩を賜ふ、

二月二十二日　朝廷新潟府を縣となし楠田英世を其の知事に任じ佐渡縣を越後府に合し給ふ、

二月二十三日　木戶孝允、君の信濃川分水工事の趣意を當局に通達せんとし是日之を告ぐ、

二月二十三日　藩公山口を發し二十九日京都に着す、

二月二十五日　詔して公議所を開き制度律令を議せしめまた議事所を東京城に置き公卿諸侯の會議を開かんさし議事取調局に其の規則を草せしめらる、
三月朔日　藩公參朝して優詔の天恩を謝し奉る、
三月六日　藩公上書して致仕を請ふ六月四日許さる、
三月七日　車駕再び東幸し給ふ是日京都發輦あらせらる、
三月十二日　藩公京都を發して十五日山口に歸る、
三月十二日　待詔局を東京城に置き草莽の徒に至るまで意見を上陳するをえせしめ給ふ、
三月十五日　長藩令して陪臣の文才あるものを拔擢す、
三月二十八日　車駕東京城に着御し給ふ、
是月　越後府信濃川分水事業の起工を決す、
四月十一日　世子山口を發し十六日東京に着す、
四月十一日　藩公遷都郡縣に關する意見を輔相三條實美に建議す、
四月二十日　二等官以上を小御所に召し手詔して萬機施設の方法を諮詢し給ふ、
四月二十三日　藩公山口を發して萩に赴く、
四月二十五日　朝廷國是確立の會議あるを以て上下共に待詔局に建言せしめらる、
五月四日　世子施設方針に關する勅問に對し是日奉答書を上る、
五月七日　上局會議を開くを令し議定山內豐信をして議長を兼れ議定鍋島直正に副議長を兼れしめらる、
五月十一日　藩公萩を發し山口に歸る、

五月十七日　是日君越後を發しついで東京に出で長藩神田邸に入る、

五月十八日　榎本武揚等五稜廓を出で降り蝦夷地悉く平らぐ、

五月二十一日　勅して皇道興隆知藩事新置蝦夷地開拓の三條を親王大臣及び諸侯等に下問し給ふ翌日世子奉答書を上る、

六月朔日　北征諸藩の兵東京に凱旋す、

六月二日　詔して去年諸所征討の功を賞し兵部卿嘉彰親王以下に祿を賜ふ君もまた其の功に依り永世祿六百石を賜はる、

六月二日　藩公權大納言に任じ從二位に叙し永世祿十萬石を賜はり世子參議從三位に任叙せらる、

六月四日　君、東京にあり書を父彥七に送りて八月に歸國せんとするを報ず、

六月四日　藩公隱退し世子毛利元德家督の請を允さる、

六月六日　君、輔相三條實美に面謁し北越の事情及び信濃川分水の急要を進言す、

六月十四日　岩倉具視君を東京に留めんとし其の意を三條實美に告ぐ、

六月十七日　勅して諸藩版籍奉還の請を聽し給ふ、

六月十七日　公卿諸侯の稱を廢し改めて華族と稱せしめらる、

六月二十日　越後府知事壬生基修坂田潔を東京に遣はし君と共に信濃川分水の趣意を貫徹せしめんとし是日之を告ぐ、

六月二十四日　君、弟山田頴太郎函館より東京に歸着し姑く守衞の朝命を受けしを父彥七に報ず、

六月二十五日　朝廷知藩事家祿の制を定め其の臣隷を以て悉く士族と稱し家令家扶家從を置かしめらる、

六月二十八日　天皇群臣を率ゐて神祇官に臨ませられ國是一定を天神地祇及び列祖の靈に告げさせ給ふ、

七月二日　會同の議事竣るを以て勅して列藩知事を慰勞し各歸藩せしめ給ふ、

七月三日　山口知藩事毛利元德參内す天盃を賜ひ直垂鞍鐙を下賜せらる、

七月五日　三條實美岩倉具視、君を登庸せんとし其の人物實情等を參與木戸孝允廣澤眞臣に問ふ、

七月八日　朝廷官制を改定し給ふ君參議に任じ從四位に叙せらる、

七月九日　君、未だ參議を拜せず待詔院學士大久保利通之を憂ひ是日彈正大忠吉井友實をして拜命を慫慂せしむ、

七月十一日　朝廷毛利敬親公及び島津久光を東京に召し給ふ、

七月十五日　山口知藩事公東京を發し二十二日歸藩す、

七月十七日　京都東京大阪の三府を除くの外は悉く改めて縣とせらる、

七月十九日　右大臣三條實美、君の寓居を訪ひて參議就任を勸む君乃ち拜命を決す、

七月二十日　君、東京を發して越後に赴く八月四日越後を發して東京に歸る、

七月二十二日　英國王子シユークヲフイジンホルク來朝し二十九日參内して謁を賜はる、

七月二十七日　朝廷越後府を水原縣とし之に新潟縣を合し壬生基修を知事に任じ且つ信濃川分水工事の後命を待たしめ給ふ、

七月二十七日　朝廷山口藩に命じ常備兵四百人を貢獻せしめ給ふ、

是月　越後府知事壬生基修信濃川分水工事の朝許を建白す蓋し建白書は君の草する所なり、

八月二日　朝廷山口藩に命じ其の管理せる豐前の地を日田縣に石見の地を大森縣に各移さしめ給ふ、

八月十二日　朝廷民部大藏二省を合し民部卿松平慶永に大藏卿を兼れ民部大輔大隈重信に大藏大輔を兼ねしめ給ふ、

八月十五日　蝦夷地を改めて北海道と稱し十一國に分たる、

八月二十四日　參議廣澤眞臣、君の出勤を促す、

八月二十五日　詔して躬ら節儉を行ひ救荒に備へんとするを布告せしめ給ふ、

八月二十五日　山口藩權參事國貞廉平長薩離間兩藩排斥の策動あるを憤慨し是日之を君に告ぐ、

九月三日　開拓使に教育の法開拓の業露人接遇等を令せらる、

九月四日　賊兵部大輔大村永敏を京都に襲撃す永敏重傷を負ひ十一月五日遂に歿す、

九月八日　知藩事公軍艦二隻を朝廷に獻納せんことを請ふ、

九月十二日　君の疾癒え參議を拜命して登閣す、

九月十四日　詔して蝦夷征討の功を賞し給ふ知藩事公に二萬五千石三年間賜はり山田顯義に永世祿六百石を賜はる、

九月十五日　君、德川慶喜等の處分に寬宥の廟議あるに反對す是日參議大久保利通君を訪ねて之を說く、

九月十七日　水原縣知事壬生基修信濃川分水工事を中止し二十四日辭表を出だす、

九月二十五日　大村永敏遭難の爲め君兵部省の機務に參與せしめらる、

九月二十六日　詔して復古の功を賞し給ふ木戸孝允大久保利通廣澤眞臣各永世祿千八百石を賜はる、

十月三日　朝廷水原縣知事壬生基修を東京府知事に任じ侍從三條西公允を水原縣知事となし給ふ君が基修と畫策したる信濃川分水工事の開始頓挫す、

十月四日　皇后東京に行啓あらせらる是日京都を發輿し給ふ、

十月六日　君、東京に浮浪の徒多く外出に警衛の嚴なるを父彥七に報ず、

十月二十四日　皇后東京に抵らせ給ふ、

十月二十七日　天皇集議院に行幸し給ひ陸海軍興隆に關する議を聞召し給ふついで君は之に關する意見を上言す、

十月二十九日　山口藩の諸隊連署して戰功賞典を辭し之を國費に充てんことを請ふ、

是月　山口知藩事公常備兵二千人を獻ぜんことを請ふ朝廷之を聽し先づ其の千五百人を徵し給ふ、

十一月六日　君、大久保利通廣澤眞臣等と兵部省職員のことを議す、

十一月八日　山口藩整武隊副總管品川彌二郎東京に着す爾後君及び木戶孝允等を訪ひて國事を議す、

十一月十四日　遊擊隊の嚮導四人連署して山口藩軍事局を彈劾す藩政府遊擊隊を除き諸隊中より常備軍を選拔せんとす是れを脫隊騷動の起因となす、

十一月十八日　三條實美軍備擴張策の起案を君に促す是日君は參議廣澤眞臣に依りて猶豫を請ひつ
いで其の畫策を閣議に提出す、

十一月二十二日　朝廷品川彌二郎を登庸せんとし給ふ彌二郎之を拜辭せんとせしが是日君聽許せら
れざるを告ぐ、

十一月二十三日　外務大丞勝安芳同權大丞黑田淸隆及び川村純義各兵部大丞に任ず蓋し君等の推薦
に依る、

十一月二十七日　兵部大丞山田顯義黑田淸隆等君の兵部大輔任官に關して斡旋盡力す、

十一月二十七日　山口藩諸隊號を止め常備軍四大隊を編成し其の他を解散す、

十二月朔日　遊擊隊上書して其の隊の舊長官等處分及び藩政府官吏の黜陟を迫る是夜遊擊隊及び他の諸隊不平の徒相共に山
口を脫して三田尻に走る、

十二月二日　朝廷君を兵部大輔に轉任せしめ給ふ、

十二月二日　中下大夫以下の稱を廢し士族卒となして各地方に隷し其の祿制を定めしめらる、

十二月三日　天皇木戶孝允大久保利通を御前に召し勅旨を含めて歸藩せしめ給ふ、

十二月三日　山口藩遊擊隊其の他の兵凡そ二千人山口を脫して宮市に赴く、

十二月八日　山口藩諸隊暴動せるを以て知藩事公直諭書を發して嚴肅せしむ、

十二月九日　君の盡力其の功なく是日品川彌二郎彈正少忠に任ぜらる、

十二月十九日　山口知藩事公山口を發して三田尻に赴き二十三日歸る、

十二月二十六日　山口藩の要路藩內諸隊の擾亂を君及び參議廣澤眞臣に報じて歸國を請ふ、

十二月二十八日　木戸孝允高杉小忠太作間正之助東京より山口に歸着す、

明治庚午三年　三十七歲

正月三日　詔して天神地祇八神及び皇靈を神祇官に祭り宣教使を置きて大敎を宣布せしめ給ふ、

正月十三日　山口常備軍藩政府に上書し諸隊の暴動に關するを避けんが爲長府に赴きて命を待つを告ぐ、

正月十五日　君、三條實美岩倉具視に謁して歸國を請願し許容せらる、

正月十九日　參議大久保利通歸藩して島津久光大參事西鄕隆盛の奮起を促す二人遂に起たず三月十二日利通歸京す、

正月二十一日　歸國中の民部大丞兼大藏大丞井上馨脫隊の暴狀を報ぜんとし小郡口より潛出して東上す、

正月二十四日　山口藩脫隊の徒毛利敬親公父子の館を包圍す

正月二十八日　濱田縣浮浪の徒土民を煽動す是日朝廷廣島山口津和野三藩に出兵を命じて鎭定せしめ給ふ、

二月三日　府藩縣の公廨を廳と稱せしめらる、

二月三日　山口藩常備軍檄を諸郡に飛ばして脫隊の討伐を告ぐ、

二月三日　靑木研藏書を與へて君の歸國せんとするを送る、

二月八日　井上馨既に東京に歸る是日其の請を許して山口藩に差遣せしめらる、

二月十一日　山口藩脫隊の徒潰敗して散走す、

二月十二日　朝廷大納言德大寺實則を宣撫使となし山口藩に遣はし給ふ實則二十九日山口に入り諭書を知藩事公に授く、

二月十二日　脫隊暴徒の巨魁佐々木祥一郎篠川多仲富永有隣等を獄に投ず、
二月十三日　干城隊參謀諫早作次郎を罷免して謹愼せしむ、
二月十四日　山口知藩事公藩內鎭定を君及び參議廣澤眞臣に報じ其の歸國を止む、
二月十六日　山口藩權大參事杉孫七郎等君及び參議廣澤眞臣の歸國を止む、
二月十六日　朝議大阪に陸軍所及び軍事病院を建設せんとし是日兵部少輔久我通久を該地に出張せしむ蓋し去年十一月君の建言に基づく、
二月十九日　山口藩脫隊徒の賞典を沒收し帶刀を奪ひて歸農を命ず、
二月二十二日　山口藩權大參事久保斷三脫隊騷擾の鎭定を君に報じ且つ歸國せんことを促す、
三月三日　宣撫使德大寺實則山口を發し九日歸京す、
三月八日　山口藩政府は常備軍に分散せしめ五月朔日を期して山口に集合せしめ佛式にて敎練せんとし之を令す、
三月十四日　集議院を開かれ諸藩議員に令し四月を限りて會集せしめらる、
三月十七日　參議廣澤眞臣山口藩出張の由を君に告げて其の諒解を求む、
三月二十四日　廣澤眞臣東京を發し四月五日山口に着して山口知藩事公父子に謁す四月二十二日歸京の途につく、
三月二十五日　兵部少輔久我通久大阪駐屯諸兵の形情を察し兵部大丞山田顯義並に櫻井直養の中一人を出張せしむべく君に請ふ、
三月三十日　兵部權大丞船越衞等海軍規則を起草せんとし君の出勤せざるに困難し是日之を促す、

四月二日　海軍所建設地に關し朝議東京大阪の二派に分る是日君に諮問し翌三日東京に決す、

四月三日　有栖川宮熾仁親王兵部卿に任ぜらる、

四月五日　山口藩海軍教授山尾庸三朝召に依りて東京に赴く、

四月十日　毛利敬親公父子會議を開き後木戸孝允廣澤眞臣及び參事監察等を召して酒肴を賜ふ、

四月十五日　君及び兵部大丞黑田淸隆等參朝し海陸軍經費を協議す、

四月十七日　天皇駒場野に臨幸し薩長土肥等禁衞諸兵を親閱し給ふ君兵部省奏任官以上の衆に代りて下賜の天杯を拜授す、

四月二十日　朝議海軍費拾萬石陸軍費拾貳萬石を決せしが是日君朝議に列せず更に參拾萬石を折半して海陸兩軍に充てんことを建言す、

四月二十日　山口藩議事堂の名を改めて藩廳と稱す、

四月二十一日　山口知藩事公木戸孝允等を隨へて山口を發し五月二日鹿兒島に着す、

四月二十五日　君、黑田淸隆と論議し是日辭表を提出す、

四月二十九日　君、辭表提出の事由を參議大久保利通に報じて免官の斡旋を請ふ、

五月八日　山口知藩事公鹿兒島を發し十二日山口に着す、

五月九日　黑田淸隆開拓次官に轉じ君の辭表却下せられて二人の紛議解決す、

五月十二日　君、久我通久等に商議し海軍創立の建白をなす、

五月十三日　大臣納言參議の三職、君を廟堂に召して海軍創立の建白に關し論議す、

五月二十三日　毛利敬親公山口を發し六月二日東京に着す、

五月二十五日　大臣納言參議の三職兵部省に赴き君等と海軍所設置の敷地を凝議す、

五月二十八日　集議院を開き其の規則を頒布せらる、

六月朔日　浦靱負歿す、

六月七日　毛利敬親公參內す優詔して暫く滯京せしめ給ふ、

六月八日　府藩縣に令し凡そ國事の爲に順逆を誤り犯罪に至るものは寛典に從ふて處分せしめらる、

六月十日　木戶孝允參議に任す、

六月十八日　民部省官吏を派遣して鐵道の敷設線路を調査せしめんとし是日之を山城攝津近江大和丹波尾張參河美濃等の府藩縣に告ぐ君之を聞きて大に鐵道敷設に關する意見を建言す、

六月十八日　山口藩廳令して百石以下の士に貸米を許し士卒の歸農せんとするものは事情に依りて之を允す、

六月二十八日　山口明倫舘に學びし鹿兒島藩島津珍彥橫山正太郞歸國す、

七月二十日　米澤藩士雲井龍雄不軌を圖る是日米澤藩に命じ捕へて東京に押送せしむ十二月二十三日梟首に處せらる、

七月二十三日　大友帝を弘文天皇大炊廢帝を淳仁天皇九條廢帝を仲恭天皇と各追謚せらる、

七月二十四日　兵部卿熾仁親王、君の陸海軍に關する意見を聞かんとし出省を促がさる君疾を以て召に應ぜず、

七月二十七日　鹿兒島藩士橫山正太郎集議院に投疏して時弊十條を論じ征韓の非を陳じて自刄す、
八月十日　知藩事公山口を發して三田尻に赴き十二日歸る、
八月二十日　大阪神戸間の電信線成る、
九月二日　君、辭表を上ること三たび是日朝廷其の請を許して東京に留め給ふ、
九月八日　天皇越中島に臨幸あらせられ薩長土肥四藩徵兵の操練を親閱あらせ給ふ、
九月十日　藩制を釐革し十五萬石以上を大藩五萬石以上を中藩一萬石以上を小藩となし職員家祿等を定めらる、
九月十五日　山口藩權大參事久保斷三、君の歸藩せんとするを聞き是日大阪に出で之を大藏大丞井上馨兵部大丞山田顯義に謀る、
九月十九日　庶人の氏を稱するを許さる、
九月二十五日　山口藩權大參事久保斷三、君の歸國せば留任しがたきを慮り是日之を參議木戸孝允に陳ぶ、
九月二十八日　大藏大丞井上馨、君の東京に稽留し若くは他縣知事に任ぜんことを冀ひ是日木戸孝允に周旋せんことを告ぐ、
九月二十八日　諸藩の常備兵現石一萬石每に六十人に定めらる、
十月二日　毛利敬親公暇を請ひて歸國せんとす是日天皇召して優詔を賜ふ、
十月六日　兵部大丞山田顯義君の進退に關して考慮せんことを參議木戸孝允に說く、

十月十四日　毛利敬親公東京を發し閏十月朔日山口に着す、

十月二十日　君、歸國して其の疾を靜養せんとし是日之を請ひて三十日間の暇を賜はる、

閏十月二日　大中少辨務使を外務省に置かる、

閏十月二十八日　山口藩逋逃の徒傍近の藩縣に出沒せるを以て是日令して嚴に緝捕せしめらる、

閏十月二十八日　山口知藩事公藩廳の官吏を召集し家祿若干を減じて外國人を庸聘し新に敎臣の道を開き國家の用に供せんとするを直諭す、

十一月四日　東京海軍所を改めて海軍兵學寮とし大阪兵營寮を陸軍兵營寮とせらる、

十一月二十日　華族に令して悉く東京に移住せしめらる、

十一月二十五日　朝廷勅使岩倉具視を鹿兒島山口二藩に遣はし毛利敬親公及び島津久光を召さしめ參議木戸孝允を山口藩に參議大久保利通を鹿兒島藩に各差遣し給ふ、

十一月二十九日　參議木戸孝允歸國の途につき十二月二十二日山口に着す、

十二月十日　皇族及び華族舊官人以下の祿制を定めらる、

十二月十七日　松代藩の小民擾亂す是日民部權大丞林友幸を差遣して處分せしめらる、

十二月十八日　勅使岩倉具視鹿兒島に赴き二十二日島津久光召命の勅書を賜ふ、

十二月二十日　新律綱領刊布せらる、

十二月二十四日　庶人の隻刀を佩ぶるを申禁せらる、

十二月二十六日　朝廷君の在職中勉勵を思召され官祿六百石の三分一を終身給與し給ふ、

三十八歳

明治辛未四年

正月六日　勅使岩倉具視三田尻に著し翌日山口に入り九日毛利敬親公に召命の勅書を賜ふ、

正月八日　參議木戸孝允同大久保利通鹿兒島大參事西郷隆盛等薩長二藩大政輔翼の要旨を山口にて議決す、

正月九日　參議廣澤眞臣暗殺せらる、

正月十一日　勅使明倫館に臨みて銃陣を覽る、

正月十二日　君、歸萩後の衷情を弟山田穎太郎に抒ぶ、

正月十三日　勅使岩倉具視山口を發して東上し五日參議木戸孝允同大久保利通大參事西郷隆盛高知に赴く、

正月二十二日　參議木戸孝允同大久保利通大參事西郷隆盛山口藩權大參事杉孫七郎高知藩大參事板垣退助等高知を發し是日神戸に着す、

正月二十四日　郵便を東京京都大阪の間に設けらる、

正月二十八日　山口藩自ら出兵して各地不逞の徒の勦討に任ぜんことを請ふ是日上書朝廷に出づ、

二月　日　參議木戸孝允同大久保利通大參事西郷隆盛等東京に歸着し六日勅使岩倉具視もまた歸京し翌日參内して復命す、

二月十日　山口藩獨逸學傳習所を置き洋學寮と稱し萩洋學寮を之に合す、

二月十三日　朝廷薩長土三藩の徴兵を親兵となし給ふ、

二月十三日　坂田潔鹿兒島藩大參事西郷隆盛、君の蹶起を希望せるを君に報ず、

二月十三日　山口知藩事公山口を發して萩に至る二十二日萩を發して山口に歸る、

二月二十五日　詔して故參議廣澤眞臣を暗殺せし兇徒を緝捕せしめ給ふ、

二月二十九日　山口藩浮浪並に脫隊の徒の潛伏人蠱惑に關し闔藩に戒告す、

三月朔日　山口藩卒族を廢して士族に合し十二日知藩事公其の趣旨を士族一般に告ぐ、

三月十三日　巡察使四條隆謌兵を久留米に遣はし大參事水野正名權大參事小河眞文等を捕ふ賊首大樂源太郎逃逸す、

三月二十六日　毛利敬親公病篤く是日遺表を朝廷に上る、

三月二十七日　菊間藩の僧侶騷擾す是日民部大丞渡邊清朝命を以て赴き鎭定す、

三月二十八日　毛利敬親公薨ず私に忠正公と諡す、

三月二十九日　久留米藩士等密に賊首大樂源太郎を殺す、

四月十五日　天皇侍從堀河康隆を山口に遣はし詔して從一位を忠正公に贈らせ給ふ、

四月二十三日　始めて鎭臺を東山西海二道に置かる、

四月二十七日　大藏卿伊達宗城を欽差全權大臣として淸國に遣はし條約を締結せしめらる八月二十九日召還、

四月二十八日　參議大久保利通を山口に遣はし山口知藩事公及び參議木戶孝允の上京を促さしめらる、

是月　朝廷君の終身官祿三分一の給與を止め更に金百兩を賜ひ東京府に貫屬せしめ給ふ、

五月二日　山口藩兵制改革の爲め第三第五第六の各大隊を解散す、

五月十二日　參議大久保利通山口に着し參議木戶孝允を訪ひ山口知藩事公に謁す、

五月十三日　御堀耕助歿す、

五月十三日　參議副島種臣を露國に遣はし樺太彊界のことを商議せしめらる、

五月十五日　君、疾の故を以て出京の猶豫を東京府に請願す、

五月十五日　參議木戶孝允歸京を決し是日參議大久保利通大藏大丞井上馨等と共に山口を發す二十六日横濱に着す、

六月朔日　山口知藩事公山口を發し十二日東京に着す、

六月十九日　德山藩を山口藩に合併せらる、

六月二十五日　木戶孝允大久保利通大隈重信佐々木高行齋藤利行の參議を罷め西鄉隆盛を參議に任じ孝允を參議に復せらる、

六月二十九日　制度調査委員を定められ參議木戶孝允同西鄉隆盛其の議長となる、

七月四日　勅して政敎一致の要旨を宣敎師に諭し諸藩宣敎掛を罷め給ふ、

七月五日　制度取調會議を開く、

七月十二日　山口知藩事公廢藩の建言書を右大臣三條實美大納言岩倉具視に致す、

七月十四日　詔して藩を廢し悉く縣となし給ふ、

七月二十九日　太政官官制を更定し正院並に左右院を設け右大臣以下を廢し太政大臣參議議長議員等を置く、

八月七日　樺太開拓使を北海道開拓使に併す、

八月九日　散髮廢刀を許す、

八月十日　官制を改定し太政官を本官となし諸省を分官となし官位十五等を立て勅任奏任判任の等級を更む、

八月十七日　地方官に令して士族の鄉曲に武斷するの陋習を除かしむ、

八月十八日　天皇始めて馬車に乘御し給ひ延遼館に臨ませられ大臣參議等に酒饌を賜はる、

八月十八日　鎭臺を東京大阪に置き全國の城廓を兵部省に屬せしむ、

八月二十三日　華族平民の相婚嫁するを許し二十八日穢多非人の稱を廢して民籍に編す、
九月十四日　君、各地の形情を憂慮し所懷を東京の知人に陳ぶ、
十月五日　君、各地の形情を憂慮し再び東京の知人に所懷を陳述す、
十月八日　外務卿岩倉具視を特命全權大使とし參議木戸孝允大藏卿大久保利通工部大輔伊藤博文外務少輔山口尙芳等を副使とし歐米各國に差遣せらる十一月十二日各橫濱を發す、
十月十日　君の知人某東京の近情を報じて奮起を促す、
十月二十二日　華族を御前に召し詔して率先して奮勵し或は海外に留學して開明に進むべく諭し給ふ、
十月二十三日　邏卒三千人を東京府下に置く、
十一月二日　知藩事を改めて正權縣令となし正權參事を府縣に置く是日また播磨丹但馬磐城岩代三陸兩羽の三十九縣を廢し十三縣を置き二十二日に至り三府七十二縣となる、
十二月十八日　華士族卒の農工商業を營むを許す、

明治壬申五年　　三十九歲

正月三日　始めて元始祭を行はる、
正月六日　特旨を以て松平容保松平定敬以下の罪を宥さる、
二月十四日　鄕士の門望あるものを選びて士籍に編せしむ、
二月二十八日　兵部省を廢して陸軍海軍二省を置く、
二月二十八日　東京橫濱間の鐵道成る、

三月九日　親兵を廢して近衛兵を置く、
三月二十七日　新聞紙を始めて各府縣に頒つ、
三月二十七日　毛利家に於て是日より忠正公の一周年祭を行はる君の願に依り公の御由緒に加へられ拜禮及び神酒神供の頂戴を許さる、
三月二十九日　東京城を擧げて皇居となし給ふ、
四月九日　庄屋名主年寄等を廢し戸長を置く、
四月十二日　皇太后東京に行啓あらせらる、
五月七日　品川横濱間の汽車開通す、
五月二十三日　車駕西巡あらせられ是日東京を發し給ひ晦日京都に着御あらせ給ふ、
六月二日　天皇孝明天皇の山陵に參拜あらせらる、
六月七日　車駕大阪を發せられ十日下關に着御し給ふ、
六月十一日　君、行在所に召されて天顏を拜し白晒二匹を賜はる、
六月十三日　車駕下關を發し給ふ君之を奉送し大津郡を巡遊して萩に歸る、
六月二十二日　車駕鹿兒島に着御し給ふ、
七月二日　車駕鹿兒島を發し給ひ十二日東京に還幸し給ふ、
七月十九日　參議西鄉隆盛陸軍元帥近衛都督を兼ぬ、
七月二十五日　山口縣參事中野梧一權令となる、

八月三日　學制を頒布し全國を八大學區に分つ、
八月十八日　外務大丞花房義質等を朝鮮に遣はし草梁舘に駐劄せしむ、
九月十二日　車駕新橋横濱停車場に臨御し給ひ鐵道開業式行はる、
九月十四日　琉球國王尙泰を册封して琉球藩王となし華族に列す、
九月二十七日　民部大丞吉井友實、君が出京を促し奥平謙輔の登庸に盡力すべく告ぐ、
十月十四日　大中少辨務使大少記を廢し特命全權公使辨理公使代理公使書記官を置く、
十月十六日　露國皇子アレキシス來朝す二十五日東京を發せらる、
十一月九日　詔して太陰曆を廢して太陽曆を用ゐしめ給ふ、
十一月十五日　神武天皇即位の年を以て紀元となし即位日を祝日となし給ふ、
十二月朔日　詔して全國徵兵の制を設け壯丁を點して悉く兵籍に入らしめ給ふ、

明治癸酉六年　四十歲

正月四日　五節句等を廢し祝日を更定す、
正月九日　鎭臺を名古屋廣島に置き六鎭臺の軍管を定む、
正月十三日　大分縣下の小民舊知事を復し諸新令を止めんとして紛擾すついで鎭定す、
二月七日　澤宣嘉を特命全權公使となし露國に駐劄せしむ、
二月二十七日　外務卿副島種臣を特命全權公使となし淸國に差遣す、
三月七日　神武天皇即位日を紀元節と稱せしめらる、
三月十四日　敦賀縣の小民敎部說敎の意を誤解し擾亂すついで鎭定す、

三月二十八日　毛利忠正公三周忌祭事を執行せらる二十四日君及び高杉丹治杉孫七郎柏村數馬河北一等に遙拜所にて參拜を差免され且つ贈遺あり、

三月三十日　金札兌換の公債證書を發行す、

是　月　長崎縣下壹岐島士民徵兵のことに因りて擾亂すついで平定す、

四月十九日　議長後藤象次郎文部兼教部卿大木喬任司法卿江藤新平各參議となる、

四月三十日　大分縣の黨民亂をなす是日鎭定す、

五月五日　宮城火あり天皇皇后赤坂離宮に遷けさせ給ふ、

五月二十日　天皇地方官を召し牧民の要にして責任の重きを勅諭し給ふ、

五月二十六日　特命全權副使大久保利通歸朝す、

是　月　毛利家より東京移轉の爲め紋章の梨地箱を君に贈遺せらる、

六月三日　北條縣の小民新令を懼ばずして蜂起す是日速に北條縣に命じて鎭定せしむ、

六月九日　前大藏大輔井上馨前大藏省三等出仕澁澤榮一の建言中歲計誤謬あるを以て覈査し是日歲出入豫算表を頒つ、

六月十三日　改定律例を頒布す、

六月二十日　福岡縣下の小民群起擾亂すついで平定す、

六月二十九日　鳥取島根二縣の民擾亂すついで平定す、

七月二十三日　特命全權副使木戸孝允歸朝す、

七月二十三日　名東縣下の民徵兵令を誤解して擾亂すついで平定す、

七月二十六日　全權大使副島種臣淸國より至る、

七月二十八日　詔して全國地租を改正して舊法を廢し本價百分の三を租と定め給ふ、

是　　月　青森縣下の小民騷擾すついで平ぐ、

八月　三　日　天皇皇后宮ノ下溫泉に行幸し給ふ三十一日還幸あらせらる、

八月十七日　征韓論起る、

八月三十一日　小田縣權令矢野光儀管內の人民臺灣に漂着し土人の殘暴を受けたるを上申す、

是　　月　平戸島及び白川縣下擾亂す是月みな平定す、

九月　一　日　伊太利國の皇甥トーマス來朝し是日謁見仰せ付らる、

九月　三　日　太政大臣三條實美參議木戸孝允を召し參議西鄕隆盛の建白せる征臺征韓のことを謀る十四日孝允征韓の輕擧すべからざるを實美に建言す、

九月十三日　特命全權大使岩倉具視等歸朝し翌十四日使事を奏聞す、

九月二十七日　特命全權公使澤宣嘉薨ず、

九月三十日　侍從長河瀨眞孝を辨理公使となし伊墺二國に駐劄せしむ十一月十九日特命全權公使に任ず、

十月十二日　大藏卿大久保利通參議に任ず、

十月十三日　外務卿副島種臣參議に任ず、

十月二十日　太政大臣三條實美病む右大臣岩倉具視をして實美に代り事を視せしめ給ふ、

十月二十二日　遣韓使節の閣議破裂す、

十月二十四日　國政を整へ民力を養ひ成効を永遠に期すべき勅旨を右大臣岩倉具視に賜はる是日參議西鄕隆盛罷む、

十月二十五日　副島種臣後藤象二郎板垣退助江藤新平各參議を罷め伊藤博文勝安芳參議に任す、
十月二十八日　特命全權公使寺島宗則參議兼外務卿となる、
十一月十日　內務省を置く、
十一月二十四日　陸軍少將山田顯義に特命全權公使を兼ねしめ清國に駐劄せしむ、
十一月二十九日　參議大久保利通內務卿を兼任す、
十二月十七日　天皇皇后橫須賀に行幸啓あらせられ造船及び製造諸場を巡覽あらせ給ふ、
十二月十九日　天皇太政大臣三條實美の別墅に臨御あらせられ親諭して疾を力め職に就かしめ給ふ、
十二月二十三日　太政大臣三條實美參朝し陳情上奏して其の職を罷めんことを請ふ、
十二月二十五日　島津久光內閣顧問となる、
十二月二十七日　華士族家祿稅賦課發令す、

明治甲戌七年　四十一歲

一月十四日　是夜賊右大臣岩倉具視を赤坂喰違に傷く、
一月十五日　東京警視廳を置き內務省に屬す、
一月十七日　板垣退助等民選議院設立の建白をなす、
一月十八日　海軍中將榎本武揚を特命全權公使となし露國に駐劄せしむ、
一月二十三日　車駕操練場に臨幸あらせられ軍旗親授式を行はせ給ふ、
一月二十五日　參議木戶孝允文部卿を兼任す、
二月一日　佐賀の亂起る四日熊本及び佐賀附近の鎭臺に令して平定せしむ、

二月三日　太政大臣三條實美征臺意見を木戸孝允に徵す孝允征臺反對意見を致す、

二月八日　山口縣權令中野梧一萩に赴きて君を訪ひ佐賀の紛擾を告げて起たんことを慫慂す、

二月九日　參議兼內務卿大久保利通に命じ往きて佐賀の賊を鎭撫せしむ、

二月九日　陸軍少將鳥尾小彌太を大阪鎭臺に同山田顯義を西海道に外務少輔山口尙芳を長崎に各差遣して佐賀の亂に備へしむ、

二月十二日　中野梧一、君が縣下の爲に盡力すべく示諭せんことを木戸孝允に請ふ、

二月十三日　內閣顧問島津久光を鹿兒島に遣はし佐賀の亂に備へしむ、

二月十五日　君、縣下の同志を糾合して事變に備へんとし檄文を發す、

二月十八日　佐賀城陷り同縣權令岩村高俊筑後に走る、

二月十九日　山田顯義中野梧一に舊諸隊の士を招募し佐賀追討に應援せしめんことを促す、

二月十九日　江藤新平上書して朝鮮の無禮を問はんとし之を沮止するものと決戰するの議を奏聞す、

二月十九日　島義勇上書して中興の元老島津久光西鄕隆盛木戸孝允等を登庸あらんことを奏請す、

二月二十一日　大久保利通進軍し翌二十二日大に佐賀賊を破る江藤新平遁走す、

二月二十三日　仁和寺宮嘉彰親王を征討總督となし佐賀の賊を討たしめ給ふ親王三月一日東京を發し十四日佐賀に着せらる、

三月一日　陸海官軍佐賀城に入り大久保利通等また至る、

三月二十七日　島義勇已に鹿兒島縣にて捕へらる是日江藤新平以下また高知縣にて捕へらる、

四月二日　木戸孝允獨り征臺奏議書に署名せず、

四月四日　陸軍中將西郷從道を臺灣事務都督となし兵を率ゐて臺灣生蕃を討たしむ、
四月九日　中野梧一伊勢華を伴ひて上京し是日木戸孝允を訪ひ君及び萩士族に疑惑あるを說く、
四月十三日　佐賀賊徒の罪を決し江藤新平島義勇副島義高等を處刑す、
四月十五日　君の弟山田頴太郎小倉附近の景情を報じ且つ征臺に從軍すべきを告ぐ、
四月二十一日　山田顯義佐賀より下關に歸り將に萩に赴かんとす山口縣吏勝間田稔、君の面晤を慫慂せしが遂に果さず、
四月二十三日　君、萩を發して大津郡に至り山口を經て五月十七日萩に歸る、
四月二十四日　嘉彰親王大久保利通と共に佐賀より凱旋せらる、
四月二十七日　內閣顧問島津久光左大臣に任ず、
五月二日　詔して府縣長官を徵集し衆庶に代りて律法を議せしめ給ふ、
五月十三日　木戸孝允征臺の議に反對し辭表を呈出す是日聽許せられて宮內省出仕に補せらる、
五月二十二日　臺灣の生熟蕃我が軍に降る、
五月二十二日　君、大津郡に赴き三十日萩に歸る、
五月二十七日　木戸孝允歸國の途につく山口縣吏落合濟三横山幾太之を京都に迎へ山口縣下士族の近情を報ず、
五月三十一日　中野梧一、君の居を訪ひて去る、
六月五日　君また大津郡に赴き十四日歸萩す、

六月十九日　中野梧一地租金徵收方法及び協同會社設立趣意書を頒つ、

六月二十三日　北海道屯田憲兵の制を設く、

六月三十日　陸軍中將山縣有朋陸軍卿を兼任す、

七月四日　木戸孝允三田尻に着し九日山口に入る、

七月十三日　山口縣吏正木基介横山幾太等木戸孝允の歸着を君に報じて出山を促す、

七月十四日　君、木戸孝允に面晤せんとし是日萩を發して山口に出づ、

七月十六日　君、中野梧一山口縣權參事吉田右一等と木戸孝允を訪ひ時事を談じ縣下士族の方向を議す、

七月十七日　君また木戸孝允の旅寓を訪ふ、

七月十九日　木戸孝允、君の旅宿を訪ひ從來疑惑の原因を說き萩地士族將來の方向を論ず、

七月二十日　君、歸萩せんとし別を木戸孝允に告ぐ翌日孝允また君を訪ひて前日來の協議を繼續す、

七月二十五日　縣吏三浦芳介君を訪ひて互に疑念を解く翌日君之を木戸孝允に告ぐ、

八月一日　淸國我が征臺に關し違言をなす是日大久保利通を全權辨理大臣となし淸國に差遣す、

八月二日　議長伊地知正治參議兼議長となり陸軍卿山縣有朋參議を兼ね開拓次官黑田淸隆參議兼開拓長官となる、

八月十五日　木戸孝允山口を發して萩に赴く、

八月十八日　君、木戸孝允を訪ひて時事を談ず、
八月二十日　君等木戸孝允の爲に舟游を催す、
八月二十四日　木戸孝允、君に任官を勸告す君容易に出京しがたき事情あるを以て是日孝允之を參議伊藤博文に報ず、
九月一日　君の弟佐世一清東京に赴く、
九月六日　木戸孝允、君及び奥平謙輔等を訪ひて別を告げ大津郡深川に遊ばんとす君もまた是夕孝允を訪ふ、
九月九日　大藏少輔吉田淸成を特命全權公使となし米國に駐劄せしむ、
九月十日　木戸孝允萩を發す君等之を送る、
九月十三日　外務少輔上野景範を特命全權公使とし英國に駐劄せしむ、
九月十七日　木戸孝允、君の京畿縣令奉職の希望あるを伊藤博文に告げて斡旋を請ふ、
九月二十一日　君、佐々木男也と共に萩を發し翌二十二日深川に赴きて木戸孝允を訪ふ、
九月二十三日　君は木戸孝允佐々木男也等と共に漁網を投じて香魚を獲る、
九月二十八日　君、深川を發し翌日萩に歸る、
十月二日　中津の人久保益尋來りて君を訪ひ四日萩を去る、

十月二十五日　木戸孝允山口を發して翌日下關に出づ、
十月三十一日　淸國我が義擧を認め被害難民撫恤銀十萬兩臺島修道建房費四十萬兩を辨償し是日條約を交換す、
十一月一日　伊藤博文來りて木戸孝允に會晤し上京の勅旨を傳ふ孝允猶豫を奏請す、
十一月四日　君の弟佐世一淸東京より歸る、
十一月五日　長崎縣人松園忠貫來りて君を訪ひ翌日萩を去る、
十一月十二日　靑森縣人七戸不二郎來りて君を訪ふ、
十一月十六日　萩壯士の輩君を訪ひて論議す、
十一月十六日　木戸孝允下關より深川を經て萩に來る十八日より萩地諸氏と士族授産の商議を開く、
十一月十九日　佐々木男也、君を訪ひ木戸孝允將に君を他縣の縣令に推擧せんとするを告ぐ君孝允の好意を謝す、
十一月二十二日　玉木文之進及び高知縣人大石圓池知重利二人來る是夜君の父彥七之に面接す、
十一月二十三日　伊藤博文君を小田縣々令に任ぜんとし是日之を木戸孝允に告ぐ、
十一月二十六日　木戸孝允朝命あらば君の上京せんことを說く即日君猶豫を請ふ、
十一月二十六日　大久保利通淸國より歸朝し翌日使事を奏聞す、
十一月二十八日　木戸孝允、君を訪ひ議決せる授産章程の草を示す、

十一月二十九日　岡田謙道淺野往來奥平謙輔來りて君を訪ふ、

十一月三十日　君、木戸孝允の就任に關する懇情を謝し猶豫願書の發送を告ぐ、

十二月三日　我が征蕃兵臺灣より凱旋す、

十二月四日　奥平謙輔佐々木男也。君を訪ひて談話す君疾あり醫師村田文荼來診す、

十二月五日　佐々木男也中村雪樹來りて君を訪ふ、

十二月九日　水戸の人薄井顯肥田政詮萩に來り翌日二人共に別を君に告げて去る、

十二月十四日　君、岡田謙道を訪ひ飲酒快談薄暮に及びて歸る、

十二月十四日　萩地有志四五十人木戸孝允を金崎屋に招請す孝允赴きて時勢の變遷と將來の心得とを說く君之に會せず、

十二月十五日　佐世一淸横山俊彦等木戸孝允を訪ひ衷情を披瀝して將來の誘掖を依賴す、

十二月十六日　長崎縣人松園忠貫薩摩及び九州の近狀を君に報ず、

十二月十七日　木戸孝允萩の河内屋に別杯を酌む君其の招きに赴かず佃恭淸福原又市醉に乘じて私論をなし紛擾す、

十二月十九日　木戸孝允萩を去りて山口に出づ、

十二月二十二日　佐々木男也奥平謙輔來りて君を訪ふ、

十二月二十五日　木戸孝允、佐々木男也山縣彌八をして君の上京を說かしむ、

十二月二十七日　長崎縣人松園忠貫また萩に來り君を訪ふ、

十二月二十七日　西鄕從道臺灣より歸り征蕃の狀を奏聞す、

明治乙亥八年　四十二歲

一月五日　木戸孝允神戸に着し參議大久保利通等之を訪ふ（大阪會議の始）、

一月十六日　大庭此面來りて君を訪ひ一泊して翌日去る、

一月二十日　君、親族を招きて忘年會を催す、

一月二十三日　伊藤博文大阪に來りて大久保利通に會し木戸孝允を歸東せしむべく決す、

一月二十七日　英佛兩國公使是日外務卿寺島宗則に會し本國より橫濱衞兵撤去の命ありしを傳ふ、

一月二十九日　佐々木男也都野久綱久芳昌吉佐藤保介伊藤石介等君を訪ふ、

一月三十日　板垣退助木戸孝允の漸進主義を贊し大久保利通もまた之を贊す（大阪會議終る）、

二月四日　木戸孝允、君の就任を冀ひ伊勢華をして勸告せしむ是日華、君を訪ひて孝允の意を傳ふ、

二月五日　侍從東久世通禧を勅使となし大阪に遣はして木戸孝允に諭し疾を力めて歸京せしめ給ふ、

二月八日　杉民治、君を訪ふ君醉に乘じ吏を怒り世を罵る、

二月九日　長崎縣の人關清英來りて君を訪ふ君清英の征韓黨にあらず憂國黨にあるを知りて之を

日記に載す、
二月十三日　平民必す苗字を稱せしむ、
二月十五日　長崎縣人松園忠貫また來りて土佐立志社靜儉社の狀を君に語る、
二月十六日　横山俊彦久芳昌吉佐藤保介伊藤石介等君を訪ひて酒を飲み深夜に及ぶ、
二月十九日　君、佃基凊の上京を聞き其の日記に「諫兇如東京」と記す基凊を奸兇となし其の嫌隙甚だし、
二月二十五日　長崎縣人松園忠貫東上せんとす君之と將來の事を議して夜を徹す三月十二日忠貫歸る、
二月二十八日　君、木戸孝允に近日上京すべきを告ぐ、是日中野梧一、君疾の爲に出京しがたきを孝允に報ず、
是　月　君の弟山田穎太郎熊本歩兵第十九大隊を免ぜられ小倉第十四聯隊長勤務を命ぜらる、
三　月　六日　岡田謙道來りて君を訪ひ左大臣島津久光罷められ木戸孝允左右大臣の中に任ぜんとする說あるを告ぐ、
三　月　七日　横山幾太正木基介萩讀書場の開場に依り木梨信一の赴くを君に報ず、
三　月　八　日　木戸孝允參議に任ず十二日板垣退助もまた之に任ず、

三月十三日　越後の人大橋清賛來りて君を訪ふ、
三月十四日　君の弟山田穎太郎東京より歸る、
三月十七日　木戸孝允大久保利通板垣退助政體取調委員となる、
三月十七日　中野梧一、君の爲に出京の猶豫を木戸孝允に請ふ、
三月二十一日　君の胸痛甚だし村田文萊來診す、
三月二十四日　坂上忠介須佐より來り是日君を訪ふ淺野往來横山俊彥岡田謙道等も來訪す、
三月二十五日　君の胸痛なほ癒えず是日劇しく終夜眠ることを得ず、
三月二十八日　政體取調案成りて上奏す、
四月七日　君將に上京せんとす知友來り會するもの二十餘人爲に別杯をなす、
四月十二日　和智精一曾禰采亮等來訪す是夜壯士の輩君の爲に別宴を開く、
四月十三日　君の上京に關し岡田謙道奥平謙輔來りて其の進退を談ず翌日壯士の輩君の進退を論じ其の議鼎沸す、
四月十四日　左右兩院を廢し元老院大審院新置の詔下る、
四月十四日　萩壯士の徒君の進退を論議し大に鼎沸す、
四月十五日　萩壯士拾數名來りて君の進退を論じ奥平謙輔と絕交すべきを主張す君之を制止す、

四月十六日　君の疾未だ快らず書を佐々木男也正木基介に送りて狀を報ず、
四月二十日　君、上京の猶豫を木戸孝允伊藤博文に請ふ、
四月二十四日　君、立憲政體略を讀みて君民同治の政體なるを知る、
四月二十五日　是夜君、長崎縣人松園忠貫と古今政體の得失成敗を論ず、
四月二十五日　元老院を太政官代中に置き勝安芳山口尙芳鳥尾小彌太後藤象二郎三浦梧樓河野敏鎌由利公正陸奥宗光元老議官に任ず後議官增加す、
五月一日　毛利元德公東京を發し歸縣の途に就く蓋し墓參並に公子存問の爲なり、
五月七日　千島樺太交換條約成る八月二十二日調印終了す、
五月二十日　毛利元德公萩に來る二十四日雞卵壹筐を君に贈らしめ翌二十五日萩を發す、
五月三十一日　君の族重富豐太郎長崎縣人松園忠貫の爲に誘惑せられて脫走す君僕安次郎をして之を追はしむ、
六月二日　木戸孝允地方官會議々長に任ず、
六月十一日　毛利元德公歸京す、
六月十二日　奥平謙輔來りて君を訪ひ終日事を議す、
六月十八日　君、上京を決し村田文莕楊井孫右衛門に別を告ぐ、
六月十九日　君、双親姻族及び友人を會して離宴を催す、

六月二十日　君、横山俊彦岡田謙道松岡忠大和魂一等と萩を發して上京の途につく、
六月二十日　車駕地方官會議の議院に臨幸あらせられ開院式を行はせ給ふ、
七月三日　正院に法制局を置き參議伊藤博文に局長を兼ねしむ、
七月五日　元老院を開き車駕親臨して其の儀を行はせ給ふ、
七月五日　君等兵庫港に入り翌六日大阪に着す、
七月十日　君等東京丸に乘じ是日横濱港に入り翌十一日上陸して玆に泊す楊井清八來訪す、
七月十二日　君、東京に出で木戸孝允及び國司仙吉を訪ひて横濱に歸る、
七月十七日　車駕議院に臨幸あらせられ閉院式を行はせ給ふ、
七月十七日　青森縣の人永岡久茂竹村俊秀來りて君を訪ふ君あらず、
七月十七日　君、佐世一淸に東京の近況を報ず、
七月十八日　君、楊井清八の爲に轉任の斡旋を木戸孝允に請ふ、
七月十八日　君、東京に出で青森縣の人永岡久茂を訪ひ佐倉屋に宿す、
七月二十二日　君、東京到着の屆書を史官に出だすついで毛利元德公に謁し木戸孝允伊藤博文を訪ふ二人あらず、
七月二十三日　越後の人片桐讓之來りて君を訪ふ、

七月二十四日　君、青森縣人永岡久茂の寓居に會す肥後の人其の他また來會す、
七月二十五日　東京の人警保寮九等出仕伊藤退藏等來りて君を訪ふ、
七月二十六日　越後の人大橋清賛等佐倉屋に來りて君を訪ふ、
七月二十八日　木戸孝允、君を元老院議官に推薦せんとし是日國司仙吉に之を懇諭せしむ、
七月二十八日　新聞紙條例及び讒謗律を發布す、
七月三十日　青森縣人永岡久茂等來りて君を訪ひ間諜の密なるを告げて警戒せしむ、
八月一日　君、元老院議官の就任を固辭し地方官たらんとす是日國司仙吉之を木戸孝允に告ぐ、
八月三日　青森縣人永岡久茂來りて左大臣島津久光及び鹿兒島縣人海江田信義內田政風等の近況を報ず、
八月四日　鹿兒島縣人內田政風等來りて君を訪ふ、
八月五日　君、書を佐々木男也に送り島津久光へ內閣員詰責を勸說切論したるを報ず、
八月五日　高知縣人大石圓來り君また副島種臣を訪ふ午後君島津久光に會晤して時事を談ず、
八月八日　鹿兒島縣人海江田信義及び伊藤退藏來りて君を訪ふ、
八月九日　木戸孝允、君の旅寓を訪ふ君あらず、
八月十日　伊藤博文、君の旅寓を訪ひ一泊して去る、

八月十一日　鹿兒島縣人海江田信義島津久光の內命を含み來りて君の去らんとするを留む、
八月十三日　君、東京を去りて橫濱に出づ翌日東京丸に乘じて歸路に上り十五日神戸に着す、
八月十四日　君、橫濱より退京の屆書を史官に致す、
八月十四日　國司仙吉、君の退京を木戸孝允に報ず、
八月十四日　伊藤博文歸縣の途中にある中野梧一等に君の退京を報じて留めしむ、
八月十六日　木戸孝允中野梧一に電報を發し君の歸國を留めしむ、
八月十六日　吉田右一等君の運貨丸に乘ぜるを知り之を訪ひて其の歸國を留め相共に上京せんことを勸む、
八月十八日　君、三田尻に着し直に萩に歸る、
八月二十三日　中野梧一木戸孝允に奥平謙輔の登庸を請ひ且つ君の再び上京すべく斡旋せんとするを告ぐ、
九月一日　板垣退助立法行政の分離論を主張す、
九月七日　越後の人大橋淸賛萩に來りて君を訪ふ、
九月十四日　君、史官に書を致し召徵の命を除かんことを請ふ十月四日聽許せらる、
九月二十日　朝鮮江華島の戍兵我が測量艦雲揚號を砲擊す我が艦應戰して二十二日其の砲臺を陷る、

九月二十四日　君、讀書場に出で壯士の輩に會す、
九月二十七日　杉民治佐々木男也玉木正誼等來りて君を訪ふ、
九月二十九日　木戶孝允既に辭官の意を決す朝鮮江華島事件の爲に辭意を飜へす、
十月四日　車駕正院に臨幸あらせられ閣員の勉勵を親諭し給ふ、
十月五日　吉田右一萩に來りて君の出仕を勸說す、
十月五日　木戶孝允朝鮮使節となり江華島事件を處理せんことを請ふ、
十月六日　伊藤博文征韓軍起らば參加せんとし木戶孝允等に其の採用を請ふ、
十月九日　島津久光上書して時事を痛論す、
十月十三日　吉田右一、君に面晤の狀を木戶孝允等に報じ決意の飜へしがたきを告ぐ、
十月十九日　天皇內閣分離を中止すべき旨を親諭し給ふ、
十月十九日　島津久光上書して太政大臣三條實美を劾奏す、
十月二十五日　佐賀縣人松永判次郎田中七四郎來りて君を訪ふ、
十月二十七日　左大臣島津久光參議板垣退助各其の官を免ぜらる、
十一月一日　鳥取縣人茅原信行島津久光板垣退助の免官を君に報ず八日其の書萩に至る、
十一月六日　君、明倫館に抵り朝鮮對策を議して征韓論を決す、
十一月八日　佐世一清小倉に赴き秋月の人益田靜方來りて君を訪ふ、

十一月十日　千島樺太交換條約公布せらる、

十一月二十九日　吉田右一、君及び萩士族の近情憂慮なきを木戸孝允伊藤博文に報ず、

十二月四日　山田穎太郎小倉分營第十四大隊長心得を罷む、

十二月七日　參議黑田淸隆特命全權辨理大臣に任じ井上馨副使に任ず、

十二月七日　陸軍卿山縣有朋禁刀の建議をなす、

十二月七日　佐賀縣の人田中七四郎家永泰種重松龍之進來る君之に遇はず、

十二月九日　山口縣令中野梧一罷む、

十二月十日　德山の人飯田端來るついで佐賀縣人田中七四郎等三人來る是夜佐世一淸九州より歸る、

十二月十五日　越前の人長谷川保基隈江淸次來りて君を訪ふ、

十二月二十七日　井上馨元老院議官に任ず、

十二月二十七日　山形縣權令關口隆吉山口縣令となる、

明治丙子九年　四十三歲

一月十二日　鹿兒島縣人指宿貞文小林寬來りて君を訪ふ奧平謙輔橫山俊彥佐藤保介之に會し談議雞鳴に及ぶ、

一月十七日　元老議官員數を定め正副議長各一人幹事二人議官二十八人となす、

一月十八日　木戸孝允萩地近情の報告を三浦芳介に促す、

一月十九日　君、有志を招きて忘年會を催す、
一月二十一日　明倫舘讀書場に集會するもの君等五十餘人に及ぶ、
一月二十五日　佃基清萩地士族の不穩を木戸孝允井上馨に報ず同二十八日三浦芳介も同じく孝允に報ず孝允大に之を悲歎す、
一月二十八日　德山の人今田濤江來りて君を訪ひ薩摩の情報を告ぐ、
一月二十九日　今田濤江奧平謙輔橫山俊彥等君を訪ひ飮酒快談深更に及びて去る、
二月二日　君、橫山俊彥を鹿兒島に遣はし西鄕隆盛等の動靜を探知せしむ、
二月二十日　今田濤江九州より歸り來り薩摩の近況を君に報ず、
二月二十六日　黑田淸隆井上馨朝鮮との修好條規に調印す江華島事件解決す二人三月五日歸朝す、
二月二十七日　橫山俊彥西鄕隆盛の書を齎らして歸り薩摩の近情を君に報ず、
二月二十九日　越後の人大橋淸賛秋月の人白根成一來りて君を訪ふ、
三月一日　飯田端來りて君を訪ふ是夜君は端及び奧平謙輔越後の人大橋淸賛秋月の人白根成一等と共に之を議す、
三月四日　特命全權副使井上馨朝鮮の歸途下關にて君等の近情を聞き是日東京に着す、
三月八日　薩摩の人小林寬また萩に來る君之と面會を謝絕し翌日寬脫走す、

三月十日　是夜君は佐々木男也と堺屋に會し壯士の意志柔弱なるを憤怒す、

三月十三日　佐々木男也山口より萩に來り君を訪ひて物情鎮定を説く、

三月十五日　山口縣參事木梨信一、君等萩士族の近情を伊藤博文等に報ず、

三月十六日　秋月の人宮崎伊六同哲之助來り横山俊彦に面晤して去る、

三月二十日　島原の人和田要太郎等來りて横山俊彦に面晤して去る、

三月二十二日　奥平正介弟謙輔を諭かんとして東京を發す、

三月二十二日　山田穎太郎依願免官同時に位記返上を命ぜらる、

三月二十七日　秋月の人益田靜方來りて君を訪ふ越後の人大橋淸賛及び伊藤石介都野久綱之に會し九州の事情を聞く、

三月二十八日　參議木戸孝允免ぜられて內閣顧問に任ず

三月二十八日　帶刀禁止の令を發す、

四月五日　土佐の人森復吉郎安岡正德來りて君を訪ふ七日二人萩を去りて鹿兒島に赴く、

四月九日　尾張の人種野弘道來りて君を訪ふ。

四月十一日　內務大丞品川彌二郎萩に來り君に面晤せんとし其の意を玉木文之進に通ず、

四月十三日　君、特に明日を以て品川彌二郎に面會せんとして之を招く彌二郎十四日君を訪ひて懇諭す、

四月十四日　車駕木戸孝允の別墅に臨ませ給ふ十九日大久保利通の邸にも臨幸あらせらる、
四月十五日　君の父彦七品川彌二郎に面晤せんとし君をして時宜を問はしむ翌十六日彦七彌二郎を訪ふ、
四月十六日　君、其の心事を品川彌二郎に吐露して救濟を懇請す、
四月十七日　君、品川彌二郎の寓居を訪ひて再び心事を披瀝す、
四月十八日　君、品川彌二郎に淺見の爲に進退困迫の愚をなさざるを說く、
四月十八日　三浦芳介品川彌二郎來萩後靜穩の狀あるを木戸孝允に報ず、
四月十九日　品川彌二郎、君の異圖なきを察し是日別を告げ奥平正介と共に萩を發して歸京の途につく、
四月二十二日　警保寮助石井邦猷伊藤博文に寮吏片桐讓之を山口に遣はし萩情探索の必要を陳ぶ、
四月二十七日　品川彌二郎橫濱に着し萩の事情を木戸孝允に報ず奥平正介も直に歸京し之を孝允に告ぐ、
四月二十七日　君、萩讀書場を閉鎖す、
四月三十日　品川彌二郎木戸孝允を訪ひて萩情を報ず孝允は君眞に悔悟せば一身の幸なるのみならずまた萩士族の幸となして大に之を喜ぶ、
五月八日　忠正公の社號を野田神社と號し十月縣社に加へらる、

五月八日　山口縣廳は學事視察の爲め横山俊彥等をして上京せしむ是日俊彥等來りて君に別を告ぐ、

五月八日　土佐の人森復吉郎安岡正德鹿兒島より歸り來りて君を訪ふ翌日二人鹿兒島の近況を君に語る、

五月十日　山口縣廳は井上馨山口に來りしを以て是日姑く横山俊彥等の東上を中止せしむ、

五月十日　警保寮員片桐讓之井上馨に從ひて來る是日君を訪ひて出山を促し翌日山口に歸る、

五月十三日　君、疾甚だしく起り腦溢血の症狀あり村田文斎來診す、

五月十六日　木梨信一、君の出山を促す翌十七日君山田穎太郎を遣はして井上馨を訪はしむ、

五月十八日　横山俊彥等東京に赴く、

五月十八日　有栖川宮熾仁親王元老院議長に任ぜらる、

五月十九日　山田穎太郎歸萩して井上馨示諭の要旨を君に告ぐ、

五月十九日　大洲の人築山弘毅等來る君之に面晤せず、

五月二十日　島根縣の人松本正道來りて君を訪ふ正道は青森縣人永岡久茂の同志にして其の添書を携ふ、

五月二十六日　君、井上馨に面しえざりし事由を品川彌二郎に告げて其の諒解を請ふ、

五月二十九日　朝鮮國修信使曹禮等來る、

五月二十九日　君、都野久綱久芳昌吉等の縣吏に任じたるを聞き醜態となして之を喜ばず、

六月一日　朝鮮國修信使曹禮等朝見して方物を上る、

六月一日　和智精一曾禰采亮等の縣吏奉職を聞き君之を喜ばず、

六月二日　車駕東北御巡幸の爲め東京を發し給ひ岩倉具視木戸孝允等供奉す、

六月十七日　横山俊彥等東京より歸り翌日景情を君に報ず、

六月二十五日　横山俊彥萩（第二十六區）區長に任ず七月八日君之を祝して鯛を贈る、

七月三日　品川彌二郎國法汎論を君に贈る、

七月五日　新聞雜誌雜報の國安妨害のものは内務省にて其の發行を禁止または停止すべきを布告す、

七月十六日　車駕函館に抵り給ひ二十一日東京に還幸し給ふ、

七月二十日　秋月の人白根成一等來り君に一擧を約して去る是夜君奥平謙輔山田穎太郎と事を謀る、

七月二十一日　君等玉木正誼を東上せしめ永岡久茂等と東西一擧を謀らしむ政府員之を知らず、

七月二十五日　德山同志の徒小野槇太郎來りて君を訪ひ一擧のことを談じて去る、

八月四日　君及び奥平謙輔横山俊彥奥平左織馬來木工山縣信藏松岡忠等十人舟中にて密議をな

す、

八月五日　木戸孝允華士族家祿支銷に關し廟議に反對せしが貫徹せず是日華士族以下の家祿賞典祿給與を廢し公債證書下附せらる、

八月八日　佐賀縣人田中七四郎重松彥之進來りて君と西肥の事を議して去る、

八月二十二日　奧平謙輔橫山俊彥、君を訪ふ俊彥肥後人の來るに應接す、

八月二十五日　佃基淸の徒山口に赴き橫山俊彥を萩區長となすの非を山口縣令關口隆吉に說く、

九月六日　勅を元老院に下して憲法を議定せしめ給ふ、

九月九日　玉木正誼東京より西肥を經て歸萩す、

九月十一日　永岡久茂の徒竹村俊秀等萩に來りて君に擧事の切迫を論じ翌日將來の畫策を議し且つ暗號を定め十四日歸東す、

九月十三日　府縣裁判所を廢して地方裁判所を置く、

九月二十五日　敬神黨の同志緒方小太郎來りて君に面晤し近日擧兵を告げて去る、

十月四日　君の疾未だ全癒せず體重大に減ず、

十月六日　伊勢華上京して萩士族の鎭靜を木戶孝允に告ぐ孝允大に喜ぶ、

十月七日　君、佐世一淸を須佐に遣はして坂上忠介を說かしむ、

十月二十一日　熊本敬神黨の廣岡濟同志緒方小太郎の添書を携へて來る翌日君の之に面晤するに及

び直に西歸す、

十月二十二日　玉木正誼、君に謀りて小倉に赴く、

十月二十四日　熊本敬神黨の首領太田黒伴雄等兵を擧ぐ翌日熊本鎭臺兵之を擊破して平ぐ、

十月二十六日　秋月の人宮崎重遠等また兵を擧ぐ十一月一日重遠等自盡して平定す、

十月二十六日　玉木正誼歸萩して敬神黨の擧兵と秋月其の他の同志響應の狀を君等に報ず、

十月二十六日　君、急に秋月の亂に應ぜんとし奥平謙輔等腹心のものを東光寺に會して擧兵を告ぐ、

十月二十六日　君、檄を德山に飛ばして同志を募る、

十月二十七日　君等舊明倫舘に移りて本營となし其の兵を殉國軍と稱し區長横山俊彦をして各戸長を諭して士族を招かしむ、

十月二十八日　關口隆吉縣吏百村發藏を萩に遣はし速に屯集の士を解散せしむ、

十月二十八日　君、書を縣令及び山口營所に贈りて事を擧げしを告げ且つ闕下に諫死せんとするを報ず、

十月二十九日　君等舊明倫舘を出で黑川村に至り萩を去りたる事由を同志に告ぐ、

十月二十九日　靑森縣人永岡久茂竹村俊秀松本正道等君に謀るところありしが是日千葉縣廳を襲はんとし東京思案橋にて捕縛さる、

十月三十日　君等須佐に赴き海陸兩路より濱田に向はんとし萩の變起りしを聞きて再び歸途につく、

十月三十日　君の位記褫奪せられ征討の令下る、

十月三十一日　君等萩の海岸越ヶ濱に着し進擊の部署を定めて大に官軍と戰ふ山田穎太郎傷き玉木正誼殪る、

十月三十一日　廣島鎭臺司令長官三浦梧樓山口に來りて本營を置き萩暴徒鎭定の部署を定む、

十月三十一日　是夜君は山田穎太郎佐世一淸奥平謙輔横山俊彥馬來木工僕白井林藏と竊に家を出で拂曉江崎港に着す、

十一月一日　官軍萩暴徒を進擊す、

十一月一日　君等の一行須佐を發して都濃港に着す、

十一月二日　君等の一行都濃港を發して宇龍港に着す、

十一月三日　君等水夫を上陸せしめ水を索めしめ警吏に捕へられて事發覺す、

十一月四日　大阪鎭臺兵山口に至り軍艦孟春號下關に來る、

十一月四日　島根縣々吏來りて君の一行横山俊彥を拉して去る、

十一月五日　島根縣令佐藤信寛屬吏淸水淸太郎をして君等を招致せしむ、

十一月五日　君等上陸して淸水淸太郎の旅寓に至る、
十一月六日　官軍暴徒を驅逐して萩町に入る軍艦萩沖より連に發砲して陸上の官兵に應援す八日に至りて鎭定す、
十一月六日　君等平田町に宿し翌七日松江の獄舍に拘禁せらる、
十一月七日　佐藤信寬、君に位記褫奪の旨を達す、
十一月八日　君、法廷に出で東京に至りて伏奏せんとするの意志を陳述す、
十一月十日　君の父彥七自刄して未だ絕せず病院に送りしが十四日歿す、
十一月十一日　君等速に東京に護送せんことを佐藤信寬に促す、
十一月十一日　參議兼司法卿大木喬任等山口縣出張の命を受く、
十一月三十日　君等は萩地戰死者の靈を祀らんとし是日祭文を淸水淸太郎に囑して萩地に送らしむ、
十一月十七日　君等島根縣松江より山口縣萩に送られ是日拘囚せらる、
是　月　君、上書して同志の寬典を哀願す、

——▲◎▼——

十二月三日　山口裁判所長岩村通俊宣告をなして君等を斬刑に處す餘黨罪せらるもの甚だ少し、

明治二十二年二月十一日　大赦令發布せられて君等生前の罪名を追赦せらる、
明治二十二年六月二十四日　舊友知人東京芝紅葉館に會し君等の爲に弔慰祭を擧行す、
大正五年四月十一日　特旨を以て君に從四位を奥平謙輔に從五位を各追贈せらる、
大正五年七月三十一日　君等の贈位奉告祭を萩町明倫小學校にて行ふ、
大正十五年七月三日　有志東京芝增上寺に會して君等の爲に弔慰祭を行ふ、」

年　譜　終

前原一誠傳

妻木忠太著

第一章　家系と誕生

前原氏は尼子氏の支族

前原氏は初め米原氏を稱し、出雲に仕してゐた尼子氏の支族である。尼子氏は近江の守護佐々木定綱に出で、定綱六世の孫高久に至つて同國犬上郡尼子の邑を領し、其の族の湖南米原村に住せるものが地名に因みて氏を米原と稱したのである。高久の子持久は京極持淸に代はり、出雲の守護となつて任に赴き、米原氏もまた之に從屬して代々高瀨城（今の簸川郡高松村）にゐた。其の後數代を經て、湯原尙信の次男

米原廣綱

廣綱なるもの米原氏を繼ぎ、武勇の名高かつたが、永祿九年尼子氏の滅亡するに及びて毛利元就に屬した。尙信は將軍足利義尙に仕へ、其の偏諱を與へられて相伴衆に列したが、長子信綱に至つて、伯

者の相見郡時山に城いて大永元年尼子氏に屬し、同七年更に出雲の島根郡貞江に築いて其の兩城を領有した廣綱は、實に信綱の弟である。

米原氏の斷絶

かくて永祿十二年、尼子勝久の臣山中鹿之助が主家の再興を企圖するに方り、廣綱其の誘勸に從ひ遂に毛利氏に叛いて之に復歸した。後元就の孫輝元の高瀨城を陷るに及び、廣綱遁逃して其の踪跡を晦匿し、遂に終る所が知れないので、米原氏は一旦斷絶の姿となつたのである。

米原氏の再興

初め廣綱は佐々木氏の支族で、出雲の佐世（今の大原郡佐世村）に住せし佐世清宗の女を娶つて三女を生み、其の長を德子と呼んだ。廣綱の亡命後に德子は妹二人を攜帶し、其の母に隨ふて相共に伯父の元喜（宗孚）に依つた。元喜は清宗の子であつて德子の母の弟である。德子長じて毛利氏の臣田中與市兵衛に嫁し、一女を生んだが離緣となつたので、更に其の女を攜抱してまた元喜の家に歸へつた。會元喜は輝元の子秀就を養育すべき命を受けたので、德子をして秀就に進乳せしめた。かくて秀就の長ずるに及び、幼時德子の乳養せしを德となし、特に食祿を元喜に給せんとした。元喜は之を固辭したので、秀就德子に扶持米（三人分）を給與して厚遇した。後元喜は德子の生める女を同藩士赤川喜右衛門に嫁せしめ、其の出なる左以子を德子に養はしめて孫となさしめた。かくて德子は慶長十八年八月に歿したが、慶安四年に同藩士林玄澄の二男正勝（或は政勝）なるもの其の養孫左以子を妻となし、藩命を以て米原氏を繼いで

同家を再興した。正勝は實に米原氏二代の祖である。米原家の再興に關し同家譜に「米原平内左衞門廣綱娘於德、佐世宗孚姪に而、秀就公え御乳差上候被レ對ニ勤功一、秀就公御盛長之後、格別知行可レ被ニ下置一と之御事御座候得共、宗孚因ニ辭退仕一、當分被ニ下置一候御扶持相續仕、米原之家名立申候」とあつて、當時三人扶持を以て一家を立てたのである。

二代正勝と三代政道

正勝は夙に藩政府に仕へて、承應三年笠戶浦船究役及び官林取締役に任じ、延寶四年まで二十三年間勤續し、其の功を以て三人扶持と恩米三石とを給與せられた。正勝の子政道（或は政通）は、正德元年老臣堅田安房の大頭役勤務の間、證人役に任じたが、同五年に大組の士に陞等し、享保二年異船掃攘の爲め赤間關へ出張し、其の任を果して歸萩した。

四代政如と佐世氏改稱

政道の子が政如である。政如は寬保三年以來藩政府の藏元檢使役・救米方檢使役に歷任し、寶曆三年奧山代の代官役となつた。かくて同九年十二月、政如は藩許を請ふて妻の出自なる佐世氏に改稱した。政如家譜に「私先祖於德、佐世宗孚姪に而、段々世話相成、秀就公御幼稚之節、御乳母に被ニ召出一、此外佐世家より爲レ受ニ厚恩一候儀御座候に付、母方之家名佐世に稱號替仕度段、兼而御願申出置候處、寶曆九年十二月九日如レ願被ニ仰出一候」とあつて、佐世家の舊恩を思ふて改稱したのである。

六代如章

政如の子に如琢・如章の二人あつて父の後を承け、其の兄弟が家督を相續した。如章は通稱を八十郎とも新右衞門ともいひ、藩政府に仕へて寬政五年地方右筆役に任じ、密用方役・撫育方役・江戶右筆役等に轉じ

文政元年に至つて職を辭した。如章の子政信は子なくして歿し、弟經一其の後嗣となつた。經一は初め少三郎と稱したが、兄政信の後を承けて彥七と改め、藩政府に仕へ、御駕籠奉行役・大坂檢使役・御厩頭人役等に歷任して慶應元年に吉田代官助役となつた。君は實に彥七の長子で、天保五年三月二十日を以て長門萩市土原馬場丁に生れたのである。そこで君は其の恩師吉田松陰より五歲少く、親友の久坂義助・高杉晉作より五歲多く、また木戶孝允・廣澤眞臣は各々天保四年の生れで、君と一歲の差である。君は初め八十郎と稱したが、慶應元年彥太郎と改め、更に前原氏を冐するに及び、末弟一清をして佐世家を繼がしめたので、玆に前原・佐世の二家が分立するに至つたのである。

君の誕生

佐世前原兩家分立

君は字を子明名を一誠といひ、梅窓・默宇・甇休齋・椿東・太虛洞等はみな其の號である。文久二年京都に出で、ついで江戶に遊んだが、翌三年始めて藩政府に仕へた。かくて元治元年要路に列せし以來專ら國事に鞅掌したが、王政復古の後、越後口參謀となりまた徵士越後判事ともなつて、更に參議・兵部大輔に歷任した。明治三年九月病の故を以て萩の故山に歸臥したが、同九年十二月三日遂に死去した。時に年四十三であつた。

君の任官と死去

第二章　修養（其の一）

○天保十年幡生周作の家塾に入る

天保十年に君は年甫めて六歳となり、父彦七に從ふて長門厚狹郡船木村の目出（今の小野田町の字）に移つた。目出の邑に幡生周作なるものがあつて、夙に家塾を開いて鄕黨の子弟に專ら習字・素讀を授けてゐた。そこで翌十一年、君もまた贄を執つて此の門に入つた。周作は九州の人で、初め久間田氏を稱したが、船木村に來たつて幡生家の養嗣となるに及び、之を改めたのである。周作は性が嚴恭で學問があつたが、深く自ら晦匿して其の名の顯はるを欲しない、子弟を敎授すると共に、坐作進退の習熟にも努力したといはる。（安政六年十月に歿す）然るに其の塾中にて、君の交はるところのものは、概ね農兒賈童にして鄙陋嫌厭にたへがたく、加之、當時君の家道は富裕ならで日々采薪耕耨に從事し、修學に專意なることが出來なかつた。されど君は性頗る穎悟にして深く學を好み、家業の少間を偸み晝夜の別なく矻々として繙讀に懈怠あることなかつた。

○弘化三年岡本栖雲に學ぶ

弘化三年（十三歲）君は再び萩に出で、其の族國司氏に寓居して岡本權九郎に從學した。權九郎は字を成章號を栖雲といひ、萩市の江向に私塾を開いて城下の子弟に讀書・習字を敎授し、桂小五郎（後ち木戸孝允）等を始め、業を受くるもの多くて、其の名聲頗る高く、吉田松陰（矩方）も之を稱揚してゐたのである。君は其の門に遊ぶこと凡そ三年に及び、

○嘉永二年

嘉永二年族の來原氏に寄寓し、更に福

福原冬嶺の薫陶を受く

原俊健に就いて經史・詩文を修めた。俊健は字を寛といひ、通稱を彌吉郎といふて冬嶺を號となし、蚤く藩政府に仕へたが故あつて職を辭し、隱退して家塾を設け專ら育英に從事し、また藩黌明倫館の招きに應じて經書を講じたこともあつた。俊健は性明敏で人となり寛厚であつたが、よく淸貧に安んじてゐた。來原良藏（盛功）・中谷正亮（實之）等は其の門人である。君の之に師事すること年餘であつたが、其の懇篤なる薫陶を受けたので、爲に感化すること多大であつた。

○嘉永三年落馬と痼疾

翌三年君は歸省したが、會其の途中過つて落馬し、足部に負傷して遂に終身の痼疾となつた。君の自ら記せるものに「其後又誤而落レ馬殆將レ死、亦不幸而雖レ不レ死、傷遂爲二廢人一」とある。ついで君はまた萩に出でたが、足痛の爲に武技の練習を廢し、自炊して其の疾の保養に努めた。

希有の洪水

是年六月會希有の洪水があつた。萩市街の被害は多大であつて士民の困窮甚だしかつた。藩公（敬親公）之を深憂し、自ら責を引いて曩祖洞春公（元就公）の靈に謝し、親書を下して有司士民を戒飭し、且つ救匡の意見を徴した。君乃ち其の文を謄寫して父に送り、藩公痛憂の狀を報じた。其の全文は次の如くである。

嘉永三庚戌六月六日、洪水に付而殿樣御直筆御書附之寫

此度非常之洪水に付而は國中士民之困窮不便之至に候、就中城内之破損別而不二容易一事に而、洞春公尊靈御震怒も難レ計、我等不肖不レ堪二其任一より事起り候、實に奉二恐入一候、日夜不レ安二寢食一、深く致二心痛一、元來天災は人事より

起候事故、我等兼々行狀不行屆有レ之候哉、又は撰擧不レ得二其人一、有司不レ有二其職に一乎、又は士民其職を怠り奢に長し候乎、其外天戒を受候廉可レ有レ之哉と恐懼此時に候間、上下心を一にし、治亂時務相整ひ、救世匡非之氣附も有レ之候は丶、無二遠慮一可二申出一、且戰事相勵み、擧世其處を得候而　洞春公尊靈之奉レ安二御憂慮一候樣、切實之工夫肝要之事、

右之通に御座候間御目に懸申候、

洞春寺山一所、大照院山三所、東光寺山一所、つへぬけ仕候、洞春寺は餘程いたみ候樣子に而御座候、此度之大水に付而、餘程御心勞々々奉二恐入一候、以上、

六月十五日　　八十郎

彥七樣

○嘉永四年苦學と勞働

翌四年の冬、君はまた目出の邑に歸へり、家居して農漁を業とし、殆ど讀書の遑がなかつた。或は云ふ、君の父彥七は目出の邑に移るに及び、窯場を設けんとして甃瓦並に陶器を製造せしめ（陶器を製造せしは、今の小野田町の小字旦の地にして、彥七の住所も玆にあり、また開墾したる地は、同じ町の字須入道の海濱凡そ一千七百八十餘坪であつて、現に佐世開作の名を存すといふ）君もまた之に加はり、其の伎工を助けて日々勤勞に服し、間あれば經書を繙閱し、また好んで野史を通讀したが、當時作製の陶器なほ傳家して珍寶となせりと、後年君が萩の子弟修學の狀情を察知し、舊時を追懷して曰ふ、予が少壯の頃家に燈油を節したので、已むなく自ら魚油を作つて書を讀み、また專ら舂米にも任じたが、目出の

邑にあつては殊に勞働に從ふて辛酸を具にしたるも、常に卷を座右に繙いて研鑽を怠ることなかつたと、なほ君の手記に「四年（○嘉永四年）歸二家于船木一、與二農漁一雜處、廢二文武一務二鄙事一、非三自甘二此地一、雖レ然有二不レ得レ已事一不レ可レ筆」とあり、また「一誠稟性頑且愚、幼居二田舍一、地僻陋乏レ書無二師友一、雖レ有レ氣不レ能レ爲、荏苒經レ年、其間或罹二疾病一、將レ斃者三、而不レ斃者、余之不幸也、抑余之所三以以レ不レ斃爲二不幸一者、蓋有レ由也、雖三不レ斃以至二今日一、足疾常痛、胸痛時發、使二父母勞一レ心、其罪莫レ大レ焉、而身亦不レ覺二一日之安一也」とあつて、君の苦學と共に孝心深く、其の疾痛慘澹想察に餘あるのである。

○安政元年君の父相州警衞地に赴く

かくて君は目出の邑にあること凡そ四年に及んだが、此の間に於て賦せる一詩に「吾生二十似二井蛙一、心緒紛々亂如レ麻、悲歎窮廬我胸割、春來僅見二一瓶花一」とあつて、僻陬に在住して驥足の展舒しがたきを悲歎せることが知らる。ついで君の父は藩命を以て、安政元年正月萩を發して三月江戸に着し、來原良藏等と共に相州警衞地に赴いて宮田に屯營した。爾來君は屢々書を贈つて其の起居を問ひ、且つ藩内の事情を報じたが、父もまた每に之に答へ、互に音信を絕つことなかつた。かくて父は相州警衞地の任務を畢はつて歸萩したが、君は目出の邑にあつたのである。

○安政四年

同四年二月、君の父は藩政府に仕へて駕籠奉行役となつたが、幾ばくもなく江戸番手を命せられ、

父の江戸行と君の吉田松陰師事

九月藩公に隨從し、萩を發して東武に赴いた。是時君は既に出でて萩にあつたが、父の許容をえて十月始めて吉田松陰を訪ひ、其の贄を執つて松下村塾に入つた。時に君は二十四歲であつた。事は君の手記に「安政四年二十四歲にして、初めて謁二吉田松陰先生一、先レ是家君爲二御輿奉行一、因りて家君の寓居に從ふ、炊間を得ば、則ち從二松陰先生一以て學ぶ」とあり、また「居二于僻鄙地一、患二足痛一出二于隴一而耕耨、入二于山一而伐薙、不レ能下就二名師一交中良友上、就二大丈夫立レ身行レ道之業一、余心竊有レ憾二于此一、未三嘗一言發二之口一、因循姑息送レ光者亦數年矣、家君見爲二御輿奉行一、獨出二于府下一、從二一僕一而勤仕、余與レ僕從而居、炊以供二家君一、家君一日謂レ余曰、汝幸出而在焉、宜レ從二學松陰吉田先生一、余心欲レ從二先生一者、平生之志也、故蹶然而起、欣々然不レ覺二手足舞踏一、草卒往從二先生一矣、數年之宿志始伸、恰如下登二雲霧一望中白日上、雖レ然余性愚魯、讀書亦拙、故唯聞二先生之一言一乃守レ之、而余亦以二忠義一自任自信甚篤」とあつて、松陰に師事したのを欣躍せると共に、忠義を以て自任せるの篤厚なることが知らるのである。

松下村塾を辭して目出に歸へる

かくて君は吉田松陰に就いて其の教訓を受け、日夜孜々として經史の研鑽に黽勉し、慨然として竊に時機の到るを俟つた。君の松下村塾に寄寓すること旬日であつて、日本政記の講讀を終畢したのでまた將に目出の邑に歸らんとした。ついで十一月松陰君の爲に次の詩を賦して之を送つた。

君武元赳々、　亦足レ助二國威一、
干城不二自慊一、　文海拾二珠璣一、
八方肅冬景、　萬山多二落暉一、
南海有二君在一、　不三必嘆二式微一、
往矣華渭徒、　勿三徒歌二采薇一、

君の學友もまた各々別を告げ、詩文を作つて之を送つた。君が松下村塾を辭して歸邑したのは、全く事情の已むをえないのである。同門の士中谷正亮は、君の志を知つて大に之を惜み、安慰の爲に大石良雄が義士を激勵し、荻生徂徠及び隋の王通（文中子）の各々人材を教養したのを說き、閭里僻鄕にあるも之に倣傚せば、よく其の俗を化して世道名教を維持しうべきを述べ、育英を以て怡樂となさしめ、其の序を作つて之を送つた。松陰もまた君の衷情を察して言はんとし、正亮已に其の意を抒べたので、之に代はつて自ら序を書して君に與へた。其の文次の如くである。

送二佐世君八十歸レ鄕序

佐世君八十、余同學友也、退二居舟木目出一、頃寄二寓松下塾一、課二讀賴氏政記一、期以二一旬一、業滿將レ歸、月之望後三夜、同志皆會二松下塾一、以告レ別送以レ詩、若レ序余亦與焉、余乃謂レ君曰、君子不レ擇レ地而理、雖二閭里僻鄕一可二以造一レ士、

可ニ以化レ俗、維ニ世道ー持ニ名敎ー、自以爲レ樂、君其得レ無レ意ニ于此ー乎、且一國以ニ一人ー顯、天下以ニ一人ー動、夫赤穂小藩也、而有ニ義士四十七名ー、何其盛也、然四十七士之興、大石良雄實激レ之也、物徂徠上總一流人也、及ニ其學成ー、則有名之士彬々輩ニ出其門ー、遂使ミ天下靡然唱ニ物學ー、有志之君子其所ニ造立ー、自レ古如レ此、士生ニ此世ー、幸爲ニ男子ー、無下顯レ國動ニ天下ー之績上、而可哉、方今所レ稱ニ有志ー士者、居則曰我不レ得レ位也、我不レ見レ用也、他日當ニ要路ー而後行ニ其道ー也、嗚呼士則壯矣、殊不レ知下當今天下國家有ニ萬々不レ可レ爲者ー存上焉、漫然躁進、遽當ニ要路ー、幸不レ陷ニ尸位素餐之罪ー、乃亦匹夫匹婦之諒焉耳、不レ如下造レ士化レ俗、以維ニ持世道名敎ー之有中實効上也、吾嘗求ニ諸異邦ー、其唯文中子乎、方ニ隋之亂而、唐之興ー也、世道不レ振、名敎墜レ地、中子者先退ニ居河汾ー、以敎ニ育人才ー、太宗之定ニ天下ー、房杜魏王諸名臣皆其徒也、是其人寧與、夫尸位素餐、匹夫匹婦也者、同日之論哉、今君在ニ閭里ー、聚レ童敎授、其他日之所ニ造立ー、未レ可レ測也、而良雄徂徠與ニ中子ー之事、孰能禦レ之哉、叙以爲レ贈、期ニ諸他日ー也、安政四年十一月中谷實之撰、

八十將レ歸、諸友會送皆有ニ篇詠ー、而實卿爲ニ之叙ー、其言皆吾所レ欲レ言而、吾無レ可ニ復言ー者、因代ニ實卿ー書レ之、實致ニ吾意ー也、藤寅書、

松陰口羽徳祐を君に紹介す

松陰更に君の爲に口羽徳祐（通琦）を介し、之に就いて益を請はしめた。徳祐は目出を去る五里餘なる伊佐の邑に住したが、夙に松陰に師事し、博覽强記で才學豊富であつた。君大に松陰の懇情に感喜し、歸着の日直に徳祐を訪はんとした。そこで是月十八日松陰書を徳祐に送つて君を紹介し、且つ慷慨の志を懷いて將來有爲のものなることを告げた。其の書中に「寅白、向四人呈レ書、而未レ獲ニ回報ー、不レ審ニ

足下定歸邑平否ニ、君子想應樂只至慰々々、頃佐世八十良來留遊十日、與讀ニ賴氏政記一部一、渠反覆甚悅レ之、子有レ志有レ氣、春秋又富、如ニ其才學一、今雖レ未レ見、有ニ可レ道者一、其前途必有ニ成者一矣、但其居在ニ船木之目出一、其地僻陋、乏レ書無ニ師友一、以爲ニ至苦一、僕乃語ニ足下息偃在レ邑、渠固稔ニ聞足下才學行義一、則蹶然而起曰、伊佐與ニ目出一五里已、何其聞知之遲也、歸日欲下急見ニ足下一請上レ益、足下幸傳ニ其蘊一、借ニ其所藏一、使下八十得上レ成ニ其才學一、方今之世、人材唯爲レ急、故特言レ之耳、讀史餘詠壁上、別錄ニ一本一藏ニ諸篋笥一、有レ加ニ亭尺璧一也、鄙況碌々、八十應ニ面陳一、不宣、寅再拜」とあつて、松陰の君に望を囑せるの深きを知り得べきである。かくて君は目出の邑にあり、經學史書を涉獵して大に修養したが、翌五年正月松陰の門人佐々木謙藏等其の師の書を齎らし來たつた。蓋し書中の意は、米國使節の江戸に入るを深憂して之を告げ、其の所懷を求めたのである。ついで今茲の春、

再び松陰の門に遊ぶ

君また萩に移つて松陰の門に遊んだ。時に松陰は、門人の讀書に專精にして武術の修練に淺鮮なるを憂慮し、君をして謙藏及び岡部富太郎(利濟)大谷茂樹等と共に擊劍を演習せしめて、其の流弊を匡救せんとした。そこで二月五日松陰書を謙藏・富太郎・茂樹の三人に與へて其の意を陳べ、塾中に之を開場せしめた。

松浦松洞中

また松陰の門人に松浦松洞(通稱龜太郎)なるものがあつた。松洞畫を以て業となすも、世俗の畫工の徒と遊ぶを憚ばないで常に有志に交はり、君もまた之を知つてゐた。會松洞東遊の志を起し、將に

谷正亮の東遊を送る

三月三日を以て其の途に就かんとしたので、二月晦日君は之に次の序を與へて其の行を壯にした。

送㆓松浦松洞東行㆒序

安政戊午三月、我友松浦松洞、將㆓東行㆒矣、松洞者、雖㆘以㆑畫爲㆒㆑業、不㆑喜㆘與㆓世俗畫工㆒遊㆖、獨求㆓賢士長者㆒而交㆑之、蓋有志之士也、先㆑是松洞提㆓筆紙㆒走㆓南郡㆒、直貌㆓烈婦孝子㆒而還、從㆑是奮發益有㆘跋㆓涉天下㆒之志㆖、遂有㆓此行㆒矣、期㆘以㆓三月三日㆒發㆖、先㆑發二日、僧月性去㆑萩歸㆑鄕、余與㆓富永君㆒、送到㆓山口㆒別焉、余固有㆑志㆓于本草學㆒、遂與㆑君枉㆓路小郡㆒、欲㆑觀㆓小郡松永氏藥園㆒、且問㆓其植方㆒也、行計已定矣、恨㆑不㆑得㆑預㆓祖道㆒也、夫東武天下之大都會而天下之技藝萃焉、天下有志之士聚焉、而當今天下之時勢、豈安然坐視之時也、我願松洞能觀㆓天下之形勢㆒、間以㆓畫師㆒、多交㆓結有志之士㆒、而以期㆓他日㆒也、果然則我願足也、松洞往矣、我亦將㆑有㆑所㆓經營㆒也、

蓋し松洞をして海内の形勢を觀察して廣く有志に交結せしめ、以て他日の成功を期すべく激勵せしめたのである。是より先、妙圓寺（周防玖珂郡）の僧月性萩に來たり、二月二十五日松陰を訪ふて互に時事を論議し、去つて其の鄕里に歸らんとした。依つて君は之を送らんとし、松洞の發するに方り、萩にあらざるを以て、此の序を作つて與へたのである。ついで君は松洞の出萩に先だち、富永有隣（松陰の門人）と共に月性を送つて山口に到り、各々別を告げて南郡に遊んだ。（小郡松永某の藥園を觀る）其の歸路君は佐波山上（佐波郡）に至つて松洞の東行せんとするに逢遇した。君其の意氣の旺盛なるを喜び、二人茶亭に入つて互に酒を飲み、

慷慨國事を談議した。君其の別を惜みて遂に相共に宮市に赴き、是夜同衾寢臥して天明に至り、之を送つて萩に歸へつた。卽ち君は其の感を次の如く手記した。

遊二南郡一、歸路到二佐波山一、遭二松浦松洞東行一、惜レ別至二于宮市驛一而別、先レ是余遊二南郡一、而先二松洞之發一三四日、仍有レ叙、今邂逅而又遭、余益有レ感、

浮梁将レ渡驛馬逕題坂、　果知親友東行荷、
佐波山上忽相遭、　意氣如レ雲共相賀、
茶亭呼レ醉紫蟹堆、　獻酬如レ織琥珀盃、
一語無レ非二天下事一、　滿腹忼慨氣鋒鋭、
惜レ別終至二宮市驛一、　同衾盡レ歡到二天明一、

また君が松洞と其の意氣の相投ぜることが知らる。旣にして中谷正亮上國に赴かんとし、松陰乃ち詩及び序を作つて之を送つた。僧提山（松陰の門人後ち松本鼎）もまた東行せんとするので、二十六日門人松下村塾に相會し、併せて之を餞し、且つ詩を賦した。君また正亮の爲に次の詩を作つて之を送つた。

村塾今霄蠋涙堆、　此筵乃是別離抔、
噫君此去豈無レ意、　忼慨抜レ劍歌莫レ哀、

之に據つて、村塾に於ける送別開筵の狀が想察しえらるのである。

第三章　修　養（其の二）

吉田松陰の皇室尊崇

君が松下村塾にあつて苦刻勉勵せるに方り、吉田松陰は時事の非なるを痛憤し、其の議論激烈に趨くに及び、非常に之を憂慮するに至つたのである。松陰夙に皇室を尊崇し、常に慷慨の氣節を砥礪し、時弊の匡救を以て念慮としたので、君等を始め大に其の門下生を鼓舞作興した。而して松陰固より純然たる尊王論者なるも、其の初は倒幕の意見を保持するにあらで、諸侯の幕府を匡輔して倶に力を王室に傾竭し、以て時患を救濟せんことを切望したのである。然るに、大老井伊掃部頭直弼が勅允を待たないで、恣に日・米條約の調印を斷行せるのみならず、車駕を彦根に迎へ奉らんとするの巷説流傳するに及びて之を痛歎深慨し、其の抱懷せるところの意見を忽ち一擲して大義に殉ぜんとし、盛に排幕を唱道するに至つた。

松陰の倒幕論

會世子の傅長井雅樂時庸及び遊學せる山縣半藏後ち宍戸璣前後して歸國し、同じく關東の事態の憂慮すべきを傳へた。松陰は之を聞き、二人の歸國に依つて藩公の東勤の明春に決定せるを察し、君の父彦七を招いて廟議の狀況を知らんとした。そこで急に次の書を君に送つて彦七の來たるべく說かんことを請ふた。

山縣半藏も愈昨夜歸着之由、左候得は彌決定と被レ察候、右に付千萬奉二恐入一候得共、尊大人懸二御目一御相談申上度

儀御座候間、相成事に御座候はゝ、今明日之内御來光被ㇾ成遺ㇾ候樣、被ㇾ仰上ㇾ度奉ㇾ賴候、以上、六日、

佐世八十郎樣　要急　　松陰生

○安政五年　周布政之助と松陰

是は安政五年十一月六日のことで、松陰は彥七に謀つて意見を開陳せんとしたのである。かくて外患を憂慮して時局を憤慨し、藩政府の施設と雖も、其の意に滿たざれば痛切に之を論議し、而も激烈であつた。當時藩政府の要路にあるものは、前田孫右衞門利濟・宍戶九郎兵衞眞澂・周布政之助兼翼等の如きみな一時の儁俊で、且つ勤王の志に篤きもののみであつた。中にも政之助は、殊に松陰の慷慨を尊重して說義に敬服せるも、其の立論の往々危激に急趨せるを憂惧し、爲に慰諭忠告するところあつたが、却つて非難攻擊して輟むべくないありさまである。依つて政之助は、人々之が爲に疑惧の念を懷いて動搖せんことを深憂し、已むなく要路に謀つて松陰を其の家に錮せしめた。然るに松陰益々激昂して抗論が甚烈なので、藩政府大に之を危み、遂に物議を排して入獄の命を下した。時に十二月五日である。

松陰の冤罪を糾正せんとす

こゝに於て君は痛く之を苦慮し、同志吉田榮太郎秀實後ち稔麿・入江杉藏弘毅後ち九一・品川彌二郎日孜・岡部富太郎・福原又四郎利實・作間忠三郎昌昭後ち寺島忠三郎・有吉熊太郎良朋と松下村塾に會し、相與に松陰の罪名を糾正せんとし、馳せて政之助を訪ふた。會政之助がゐないので、更に井上與四郎勝行を訪ふたが、疾と稱して其の面接を辭した。君等は事機を失せんことを慮つて、速に其の措置を難詰せんとし、百方之

謹慎を命ぜらる

を凝議して遂に夜を徹した。藩政府は君等の行動を以て暴恣となし、翌日之を罰して、三十日間各々其の家にあつて謹慎せしめた。此の事に關して君等八人の奔走したことは、松陰の記せるものに「本月五日餘有二投獄之命一、而無レ有二名狀一、其夜三子（○岡部富太郎有吉熊太郎作間忠三郎）與二佐世・福原・杉藏・榮太・彌二一、詣二政府吏周布・井上家一、問二余罪狀一、周布脫走、井上稱レ病並不二出接一、明日八子亦皆囚二于家一焉」とあるが、なほ入獄後に書した「投獄紀事」に其の顚末が詳に傳へてある。君が家囚の藩命を蒙むるに及び、人々或は粗暴の行爲となして之を難責するものもあるので、其の素志を明示せんとし、一書を草して之を論辯し、且つ抱懷する所を披瀝した。其の全文次の如くである。

余天稟頑鈍、四支孱弱、幼而罹二疾病一、不幸而不レ死矣、其後又誤而落レ馬、殆將レ死亦不幸而雖レ不レ死、傷遂爲二廢人一、亦保レ生以至二今日一、頗重二父母拮据養育之恩一、不レ能レ報二萬々一一、不孝之罪亦太甚矣、今年年二十四、望二分外之事一、稍生二報國之念一、焉料然惟已爲二不孝子一、寧爲二忠臣一志決矣、頗患二神州之積衰一立不レ苟レ身、策則雖二既前蹶一焉尙未レ屈、然而憤懣益壯矣、一夕聞二吾師藤松陰投獄之命下一、時余足痛甚、聞レ之否慨然起謂、果是奸吏所レ爲也、疾走詣二松下塾一也、同志皆會矣、卽同志八人詣二周布政助一、將レ問二師之寃一、詣卽政助脫走而不レ在、尋又詣二井上與四郎一亦僞爲レ在二病床一、遂不レ遂二陳寃一、茫然歸來、則八人者各蒙レ譴屛居矣、人責レ余以二粗暴一、余亦以自爲二粗暴一矣、雖レ然余亦非レ不レ辨二於東西黑白一也、知二爲レ子爲上レ孝、知二爲レ臣爲上レ忠、知三國有二刑典法度一、亦知レ有二花月酒色之樂一、焉不レ得レ知而不レ犯者、常所レ磅二礴於胸中一之義氣也、不レ可二知而行一者淫樂也矣、今所レ見者如レ此、故所レ欲二自今已後、

爲㆒者忠義也、爲㆑之果不㆑孝也、則嗜㆓於淫樂㆒者果孝也乎、余頗所㆑未㆑能㆑解也焉、蓋方今世人見㆓於今之輩之行㆒、則笑而且罵矣、見㆑斃㆓於蕩淫㆒者、則哀而且泣矣、然而受㆓父母侮㆒者一也、故余不㆑爲㆓淫行㆒、自以爲㆑孝、忼慨以㆑義觸㆑法、自以爲㆑忠、爲㆓人不㆑能㆑爲之事㆒、自以爲㆑榮、自信已如㆑此不㆑可㆑奪矣、士氣不㆑振人情惰者所㆓國法之致㆒也、非㆑所㆓衰世之致㆒也乎、

之に據つて當時の事情を詳にしうるのみならず、君が常に忠孝を念とせる其の自信をも知らるのである。なほ君の日記十二月五日の條に次の如く詳細に載せてある。

安政五戊午十一月廿九日　來原良藏え一書、一通正木市太郎え記贈、來原至㆓長崎㆒、

廿九日　早朝杉藏來、吉田先生嚴囚蟄居之由、井上與四郎翁曰、書生之呶々有㆑言㆓政道㆒也、因而先生嚴囚之議興、傾㆓別杯㆒歸、

富永嚴禁之論起、

吉田榮太郎多才多辯、故に必事に害有んを以て、先生絶㆑交、有志皆同、英太は實に傑物也、

十二月五日　夜初更、岡部富太・福原又四來訪、對吟到㆓二更㆒益盛、時戸外忽有㆑人曰㆓八十八十㆒、應曰誰也、曰英太也、彌二也、忠三也、因問有㆓何事㆒乎、先生入牢之命下、主人三人愕然且慍曰、我輩從㆑是可㆓于㆑塾往㆒、公等則館往矣、既而先三人去、我輩三人將㆑至㆓松下㆒、道又逢㆑歸、三人於㆑館問㆓小田村先生・赤川淡水如何㆒、曰皆不㆑在也、至㆓松下塾㆒、先松島・杉藏在、自㆑是議論沸騰、傾㆑酒數杯而未㆑醉也、瑞益曰、公等速傾㆓二三杯㆒、往而可㆑責㆓詰周布政

之助ニ矣、

先生高ニ吟枋得之詩、且東湖之詩一、一座皆和愉快亦甚矣、先生當今第一流之卓傑也、我輩師事亦面目矣、先生慨然曰、吾投レ獄也、於レ吾實面目也矣、吾入レ局而長州勤王之事去、則君公之耻辱如ニ之何一豈不レ憂乎、一座義氣以一言益振、則奮然皆起、將レ徃ニ於周布一、先生又吟ニ壯士一去又不レ歸句一、且送ニ戸外一曰、似ニ義士報讎夜一、又似ニ易水別一也、時夜將ニ四更一、雪白風寒、壯士踏ニ破滿街冰一、八ツ時周布の門を叩き來ることを通ず、僕出で曰、病氣と、是非面會致べしと云、又入て其事を通ず、主人又辭す、故に余斷然曰、推而可レ到ニ病床一矣、僕又曰暫可レ待焉、因少待又出曰、主人實は他行不レ在レ家也矣と、然可レ待レ歸而已と、皆上レ座、就中余訪ニ中村道太一、道太曰、久在レ家定而足下之勢に窮したるなるべしと、而暫論ニ時事一、復及ニ周布に一、栗原良來て內に在、因て其事を通じ、退而訪ニ井上與四郎一、亦病氣不レ得ニ面談一、逢ニ壯太一反復時事を論じ、茫然出レ門、先レ是始面會、壯太郎曰、今自ニ內藤圓活一書來、公所持來否、吾輩對曰否、政府之動搖以レ是可レ知矣、井上門外逢ニ宇野忠右衞門一、忠衞福原又四郎に謂云、汝に有レ可レ議、急に歸り來れ、因而欺き去、松下塾え行、始嘗て道太に聞く、晩に御用所にて、足下と杉藏者と少く御聞込の事有を聞くと、

井上氏の門を出るや、同志謀曰、是より內藤翁を訪ひ、夫より行相益彈え行、結局付ずば直に毛利雲州を詰責すべしと、議論定るとも實に肌寒不レ可レ堪、故に松下より喫飯而行んと、歸レ塾て議論未レ了內に、瑞益より書來、故に余岡部・作間と同松島え行、前夜の議を咄す、中に家君來らる、因問何事なるやと、家君曰、前夜內藤より書を遣曰汝輩の粗暴を戒むべしと、

是時赤川直次郎（淡水と號す）來たつて、政之助に罪なくして松陰の投獄の已むなきことを説いた。君等之を懼ばず、更に書を致して辨ぜんとしたが、直次郎は却へつて俗論の助とならんことを憂慮して之を止めた。君等もまた熟考し、慘嗟耐へがたきを忍びて上書せんとするを止め、各々家に歸へつて謹愼の命を受けた。卽ち君の日記に「赤川淡水來曰、麻田賓に罪なし、先生の投獄は不レ得レ止なりと、因云、吾輩より願書出すへしと、淡水曰是誠に惡しゝ、上書且先生之事論候は俗論を扶助するなり、必勿レ用、因而吾輩慘然而止矣、各家に歸愼被二申付一候事」とあるのである。

かくて吉田松陰の入獄已に決して其の日が近づいたが、偶父百合之助疾めるを以て、之が猶豫を請ふて數日の遲延を聽許されたので、松陰直に之を君に報じ、且つ江戸にある門人久坂玄瑞（後ち義助）等と共に斡旋を求めた。君は百合之助の疾癒ゆるを俟ち、徐に父彥七に謀つて、松陰の叔父玉木文之進（直韞）等と議し、なほ其の罪を糾彈せんとして、岡部富太郎に其の由を告げた。其の書中に「松陰先生投獄愈相決矣、書先生より只今（〇八日の事）到來、乍レ去杉大人風邪に而、食餌丸に進み不レ申候由に候、且野山屋敷乞合抔に而、四五日は遲延に可二相成一候由被二申越一候、然處、先生此度之儀、罪名何とも不二相分一候儀に付、杉大人（〇百合之助）快氣、玉木翁（〇文之進）歸萩抔有レ之候はゞ、愚父（〇彥七）相談仕候而、罪名聞正し候手段も可レ有レ之候、昨日日下（〇久坂玄瑞）より書到來之段、先生より被二仰越一候吾輩之不二周旋一を尤むること

甚しき由に御座候」とあつて、君は如何にもして松陰の罪名を明白にし、之を救濟せんことを苦慮したが、事遂に志の如くならなかつた。かくて松陰は入獄の日迫まるに及びて君の苦心せるを察し、遂に相見るをえざるを憾み、次の書を送つて其の懷を述べ、且つ志業の奪滅すべからざるを說いた。

生死離合、人事倏忽、但不レ奪者志、不レ滅者業、天地間可レ恃者、獨是而已、吾不レ見レ公而投レ獄、獄不レ可レ脫、公不レ得レ見レ吾、而志業之寓ニ于天地一、吾與レ公當レ務焉耳、陸務觀〇宋の陸遊有レ言、死生原是開闔眼、禍福正如ニ反覆手一、嗚呼大丈夫之所レ重、在レ彼不レ在レ此也、

二十二日

越えて二十四日桂小五郞・岡部富太郞・入江杉藏の三人松陰を訪ひ、互に時事を談議して其の入獄を慰綏した。松陰其の厚意を喜びて愉快の懷をなしたが、獨り君のゐないのを惜恨し、翌日次の書を送つて之を告げ、且つ明日を以て獄に赴かんとするを報じた。

僕愈明日登獄に決申候、昨日不レ圖桂・岡部・杉藏來會、近來之一快、以レ無ニ老兄一爲レ恨、頓首、

佐世八十郞樣　要事　松陰

ついで二十六日、松陰故舊門生に衞護せられて、遂に野山の獄舍に至つたが、是日また次の詩を君に送つて其の志を示した。

吾人報レ國志、滿世人不レ知、雖二則人不一レ知、蒼天將レ憐レ之、人事有二通塞一、天道豈敢疑、
直爲二區々身一、去築二神州基一、銜レ雪向二岸獄一、此事絶世奇、佐生同志士、吾故寄二此辭一、

此の詩句の文字に小異あるものが、傳へられてゐて次の如くである。

吾儕報レ國志、滿世人不レ知、雖二則人不一レ知、蒼天將レ知レ之、直將二區々身一、去築二神州基一、
人事有二通塞一、天道奚復疑、銜レ雪向二岸獄一、此事絶世奇、　佐生同志士、　我故贈二斯辭一、

之に據つて、松陰常に君を同志の一人として愛重したことが知らるのである。

君の閉居と謹愼の解禁

君は謹愼の藩命を受けしこのかた閉居してゐたが、越えて八日吉田松陰更に書を送つて、赤川直次郎・松島瑞益（後ち剛藏）の斡旋も遂に其の効なくして入獄のことに決したるを報じた。なほ久坂玄瑞が江戸より書を松陰に送つて、君等盡力の足らざるを責めたる由をも告げた。即ち君の日記に「八日、蟄居無事、先生より書來、淡水・瑞益之心配遂不レ被レ行、先生投獄相決矣、日下玄瑞より書到來之段申來、吾輩不二周旋一を尤むる由」とある。初め直次郎・瑞益は松陰の投獄の已むなきを考慮してゐたが、君等の誠意を察し、更に之を沮止せんことに運動を試みたのである。翌九日直次郎・瑞益の二人は君を訪ふて互に愉快に酒を飮み、周布政之助が俗論の沸騰を鎭壓せんが爲に、松陰投獄の措置を稱讃して國家の幸となし、且つ自ら其の責を引いて退役を請願したるを語つた。君は政之助一人にて、正議の維

持しがたきを疑ふのみならず、其の職責を完ふしえざるものとして之を憚ばなかつた。卽ち君の日記に「九日晴、赤川淡水・松島瑞益來訪、置酒愉快極矣、二人數麻田（○周布政之助）之事を稱す、果然國家之幸不レ過レ之也矣、周布麻田要路に在て、樞密を書生に　レ、其罪又義卿（○吉田松陰）且書生と同じ、因而御斷りを出し、退役を願ふと、麻田實に有爲は、此國家存亡の時に當り、身去れば國事共に去るを知りながら、如何に俗論沸騰と云とも、御前議の時に、斷然此事を申上げ、自分思付たる忠義を盡し死を決し義を唱えざる、俗物の邪論國を誤り、君を辱る、人に對し遜謙持重の言葉を出し候は、其職に在て其職を盡す能はずと云ふべきか、麻田壹人にて上の正議を維持すると云こと甚以疑わし」とある。十日小田村伊之助（後ち楫取素彦）來たつて君を訪ひ、藩政府要路の交迭を當役益田彈正（後ち右衞門介親施）に建言せんとして之を謀つた。君の父彥七座にあつて其の事の貫徹しがたきを慮り、なほ深く考慮せんことを說いた。ついで十三日松陰また書を君に送つて、前夜伊之助は予の罪名に關して藩政府に問ふところあつたが、答ふることのできない由を報じた。事は君の日記に「十日夕小田村伊之助來訪、役人交代をさせ候論を益彈相え云入れの論有レ之候處、成否如何を相謀んとて來、家君も萬々無レ成、今少し御深思被レ爲レ在候樣に申候事」とあり、また「十三日雨、先生より書來る、昨夜小田村先生罪名の儀に付頗周旋、兩政府不レ能レ開二一口一候由」とあつて、伊之助もまた松陰の爲に盡せることが知らる。かくて君は蟄居して、

安政六年の春を迎へたが、正月二十五日其の期が滿ち、品川彌二郎・吉田榮太郎等と共に謹愼の禁を解かれたのである。

松陰の見たる君の性格

按に君は吉田松陰に投獄の藩命下るに及び、驚愕して岡部富太郎・品川彌二郎等と共に奔走し、遂に上書して其の罪名を當役・當職役の兩相に糾正せんことを決した。時に赤川直次郎・松島瑞益・小田村伊之助等は、松陰の投獄を以て已むをえざるものとなし、君の父彥七もまた之に同意であつた。依つて君は松陰の意を承け、彥七を諫說して投獄の沮止を周旋せしめんとした。然るに彥七は、形情に鑑みて一旦松陰入獄の已むなきを辨じ、却つて君等の策動を粗暴となし、全く反對の意見を固執した。こゝに於て君は進退大に谷まり、將に自刄せんとしたが、慈父の言また兒子を懷念せる切情に出でたるを察し、遂に其の意を飜へした。事は君が松陰に貳言の罪を謝し、且つ將來の大計を畫策すべく慫慂したる次の書にて推知せらるのである。

夜前は不レ心二言申上一、多罪不レ知二謝處一候、何卒平に御仁恕奉レ希候、實は暮過田北〇太中翁來、議論も數々御座候、是も全く邪論にては無二御座一候、愚父儀此中已來、世上より吠へすへめられ申候、田北去後、登門之事相願見申候處、中々容易に允し不レ申候中、議論逐々相重申候內、私不平心に而一言發申候處、實は怒に觸れ、長き話相成申候段は、私より不レ被二申上一候、乍レ去愚父儀、志は不レ變候得共、議論は大いに反し居申候、何か事長き中、私胸塞り申候而

前後相窮十方にくれ、愚父之前を辭し、屏居へ歸り、熟按は仕候得共、何分分別付不レ申候故、不孝不忠之身となり一死此時と存詰、刀を抜までは仕候得共、何分にも涕涙不レ禁、孤疑因循仕居候內、又思ひ直し、能々按し申候處、愚父之言葉も子を思ふ慈悲心より出候事故、一先押こらへ申候而、此後事をと思止申候、夜前之心事は實に筆に得盡し不レ申、御憐察奉レ願候、

一、私より不レ動心は必御許偏に奉レ願候、

一、愚父申候事御座候、先生一應は必穩に入牢不レ被レ成候而は、御後闘却而可レ難と申候、拔劍挺身之御働抔とは愚父實に大不平罷居申候、

一、已後之大計久保〇淸太郞兄御用意之儀、何とて僕異議可レ有レ之様無レ之候、若後之大計に洩申候事に立至候はゝ、其時社夜前思立申候伏劍より外無二御座一候、其時自殺仕候はゝ、忠孝相立可レ申候、

一、愚父にも見せ申候、當座平穩之御答壹つと、先生之御心事先之御大計と、小生が心事え相當候樣之御答壹つ、是れは漢文なれは尙難レ有奉二存上一候、

一、御入牢前最早決而可レ奉レ得二拜顏一事相成申間敷、實不レ堪レ悲候、且又御投獄之拜顏如何相成可レ申哉と、實に懸念仕候、若も事惡しく參候はゝ、生前之拜顏實難レ期候、何分にも貴體御自重專一に奉レ存候、左候而大策成就萬萬奉レ祈所に御座候、

一、愚父儀は夜中どもには、御投獄前御見舞可二申上一事も可二相成一かと奉レ存候、若登門仕候共、前文之次第、必々

一句壹字も、をくびにも御聞せ被レ成被レ遣間布樣偏に奉レ願候、乍レ爾後策實着之所は、是非御聞せ被二成遣一候樣奉レ願候、幾回も貴體御自重專一に奉二存上一候、大計成就奉レ祈候、中上度事實に海岳に御座候得共、私か筆頭にてどうしても盡不レ申、加之、胸中蔚悶仕候、不レ堪レ悲候、敬白、極密内呈、

二十一回猛士先生函丈　受業門生　八十郎

之に據つて君の性質が誠實にして忠孝の慮に深きと、松陰の畫策あることとが想察せらる。松陰入獄の後に、入江杉藏に送つた文中にも「八十有レ勇有レ智、誠實過レ人、所謂布帛粟米、無二適不一レ用、其才不レ及二實甫一〇久坂玄瑞其識不レ及二暢夫一〇高杉晋作、而其人物完全、二子亦不レ及二八十一遠矣、吾友肥後宮部鼎藏、資性與二八十一相近、八十事二父母一極孝、余未レ可三責以二國事一也」とあつて、君の人となりを評品し、且つ其の性質を以て肥後の宮部鼎藏に比してゐる。鼎藏は雄略大志あつて、修學の爲め嘉永四年五月江戶に出でた。會松陰もまた江戶にあつて之と交はり、相共に東北地方の遊歷をなして翌五年に及んだ。かくて鼎藏は京都に出で、諸藩勤王の士に交はつて尊攘論を唱へ、文久三年三條實美等の西下に隨ふて三田尻に來たり、久留米の人眞木和泉守保臣等と忠勇隊を組織したが、元治元年六月池田屋の變に吉田榮太郎等と共に鬪死したのである。

第四章　長崎直傳習の開始と長崎行

〇安政二年來原良藏等の長崎出遊

長崎直傳習生の開始

長藩長崎直傳習生の始

幕府は嘉永六年米國水師提督ペリーの來航に鑑み、是年十月諸侯に令して江戸灣の防備を洋式に則らしめしこのかた、長藩益々之に傾注し、安政二年七月福原清助（誠遠）・來原良藏を九州に、翌八月山田宇右衛門（頼毅）・岡儀右衛門（子敬）等を佐賀に各々出遊せしめた。是等の人々は各々其の好む所に從つて、或は蘭學を修め、或は洋法の砲術造船築城等を習つたのである。是年七月幕府更に長崎奉行所の西衙（西役所といふ）を講堂に充て、和蘭が致した觀光丸を練習艦となし、彼國の士官を傭聘して西洋銃陣を直接に傳習せしめ、公然之を發表した。依つて肥前・肥後・筑前の諸藩は、幕府に先ちて各々傳習生を長崎に派遣し、彥根・津二藩もまた將に傳習生を選出せんとするの報が傳はつた。そこで長崎出張の長藩聞役兒玉平馬は是等の事情を長藩政府に急報し、機會を失せずして速に傳習生を差遣せんことを促した。是は八月二十日のことである。夙に海防に留意せる長藩政府の要路は、直に其の商議を凝らし、藩公の決裁を請ふて先づ洋學師範の松島瑞益を長崎に遣はし、ついで九州より歸藩せる清助及び氏家音熊を茲に趣かしめた。既にして瑞益は長崎に着し、平馬に謀つて長崎奉行に請ひ、蘭人直傳習の許容を獲て、十月二十二日通詞本木昌藏と共に蘭館に至つて入門の式を行ふた。是れ實に長藩士に長崎直傳習生あ

る始である。

かくて松島瑞益・福原清助等は、蒸氣砲術製艦運用四科の中各々其の一科を專門に修業したが、長藩政府は更に楊井裕二を長崎に派遣し、且つ山田宇右衞門・岡儀右衞門等四人をして、暫く淹留して傳習生に加はらしめた。儀右衞門等は曩に藩命を以て、造艦鑄砲等攻究の爲め九州に出張したのである。

直傳習生の增遣と君の長崎行

ついで長藩政府は北條源藏(後ち伊勢煥)を長崎に遣はして傳習生たらしめたが、會萩城及び馬關の沿岸に砲臺築造の藩議が起つて、其の意見を徵せんが爲め各々を歸國せしめた。幾ばくもなく源藏・裕二等再び長

○安政四年

崎に赴き、翌四年に幕府派遣の傳習生を始め其の業を終了して歸國するもの相踵いだが、瑞益・源藏の二人は稽留したのである。ついで是年六月、藩政府は瑞益を召還して洋學教授に任じたが、幕府更に傳

○安政五年

習生を差遣するに及び、翌年桂右衞門(後ち讓介)・戶田龜之助等六人を遣はし、十月來原良藏を手當用掛として長崎に赴かしめた。手當用掛は專ら防寇準備を講究するの任である。良藏已に長崎に着し、之に踵いで野村彌吉(後ち井上勝)・正木市太郎(後ち基介)等八人も傳習生となつて發した。十一月良藏は一旦萩に還へつて長崎傳習生の實況を報じ、且つ其の增遣の意見を要路に開陳したが、歸任の後もまた屢々之を促した。

○安政六年

そこで六年二月九日、藩政府は君を始め江木清次郎(後ち康直)・楢崎八十槌・木梨平之進(後ち信一)等十三人を簡擇して銃陣練習員となし、平岡兵部(通義)・沓尾衞三を運用術練習員となして共に長崎に差遣したのである。

是時吉田松陰は獄中にあつて、君が長崎出張の藩命を受けたことを聞き、先づ上國に行かしめ、公卿に諷して藩公東勤の駕を伏見に要せしめんとした。されど君は此の要駕策（後ちに出づ）の容易に行ひがたきを察し、長崎に赴いて大に洋式兵術を講究せんことを欲し、松陰に面晤して其の衷情を吐露せんとし、即日獄舎に至つたが、遂に果すことができなかつた。松陰もまた君の志を知り、翌十日爲に序を作つて之を送つた。其の文に、

與二八十一

聞足下有二崎行之命一賀々、足下欲レ爲二忠臣一則忠臣、欲レ爲二孝子一則孝子、欲レ爲二節義一則節義、欲レ爲二功業一則功業、素絲未レ染、大路兩岐、黑黃與二左右一、在二足下方寸一而已、嗚呼、天下無二忠臣一久矣、其以爲二孝子一、豈其眞孝子哉、神州無二節義一更久矣、其以爲二功業一、助レ桀爲レ虐、輔レ跖爲レ盗耳、非二眞功業一也、雖レ然、非二八十一、僕安發二斯狂言一哉、昔者重瞳昏眊、問二路田夫一、田夫曰、左、左則陷二大澤一矣、今足下明眸炯々非二重瞳一、僕雖レ囚矣非二田夫一、赤間門司左右、必有二大澤一、開レ眼觀レ之、寅白、二月十日、

とあつて、松陰は君の天稟と才氣とを曉察し、忠臣孝子となるも、また節義功業を遂行せんとするも唯其の意の欲する所に決すべきなるが、岐路に向ふては愼重に之を考慮すべきことを誨諭した。そこで君は百方考究したが、時勢に鑑みて遂に其の意を決し、心事を書して松陰に披瀝し、將に二十五日を以て發せんとした。ついで君は獄舍を訪ひ、別を松陰に告げんことを約して二十四日に赴いたが、

吉田松陰君の行を送る

會門衞のをらざりし爲に面晤をえなかつた。依つて君は直に書を松陰に送つて、其の心事を披瀝した。松陰乃ち君と相見ざるを痛恨し、其の夜次の詩を賦した。

八十將レ往レ崎、約二來獄面別一、已來門番不レ在、事隨二障礙一、痛恨無レ言、僅得二二絕一、

多情以レ無レ情、聞レ行口如レ啞、八洲人許多、忠孝豈可レ假、

天公不レ假レ緣、使三吾負二良友一、此恨可レ無レ恨、恨散成二佛後一、

兩々如レ鑑心、豈待二相見快一、若必待二見快一、吾與二古人一話、

是時久坂玄瑞は松陰の將來を深憂し、既に江戶より歸へつて萩にあつたが、君の長崎に赴いて西洋銃陣を外人に學ばんとするを聞いて大に欣愉し、二十四日忽卒次の序を草して其の意を示すと共に、寧ろ江戶にて練習するの優れる所以を說き、また兵法を彼に傚ふの要あるも、蘭語を修むるの非なるを陳べて之を戒めた。

久坂玄瑞君の長崎行を送る

天下之兵、摸二倣諸西洋一者十七八矣、而如二本藩一知レ有二天山氏〇坂本天山之兵一、而特不レ知三洋陣爲二何物一也、抑使三天山氏生二今日一歟、不三必主二張私見一、以取二舍乎彼我一矣、余非丙徒觀下今世變二兵制一者多上而後言乙洋陣甲也、甚矣、本藩守株之陋至レ此也、歲之二月、予所レ識佐世八十、蒙二藩命一將レ學下洋陣於中長崎上、予聞レ之欣躍何勝、其叔伯來原良藏爲二總督一先往、壯者十八人、亦已尋發、蓋一二新兵勢一在二此時一耶、八十其勉レ旃、十餘年前、予亡兄〇久坂玄機譯二述海軍大砲

書及銃隊指揮諸書一、予固暗二兵法一、雖三略聞二其不一レ得レ不レ倣レ彼、而心未三眞知二其何如一也、及三其遊二江戸一、熟三視韮山氏〇江川太郎左衛門調二洋陣一、進退離合鬼出神沒、始得レ窺二其神而微一矣、而深嘆三本藩未二曾及一レ焉者也、抑兵制不レ建何在レ爲二武門一、矧若我江家、雄藩鉅國指不レ多屈一者、而兵皆飾二戎裝一不レ問二輕便一、行師左右不レ如レ意、所謂兵制其將何在、遂不レ免レ爲二兒戲一、而若觀二之江戸一者、如二乃周亞夫之兵一乎、夫長崎蘭人所二傳習一、而其號令皆鴂舌不レ易二遽解一、且爲二其地一一港埠耳、諸藩士人不二亦輻輳一、故其受二傳習一者、僅不レ過二數十人而一大隊一、猶何足レ謂、然則學二長崎一、不レ若レ學二之江戸一也、予觀二之韮山氏一銃而步者千百人、桴而鼓者數十人、率出二二三大隊一、邦語以二號令一、號令官敎導官其他各稱二其員一焉、而旗本士藩人陪隸輕卒固勿レ論、某儲君某公子亦雜二處其間一、不三敢言二貴賤一、唯技拙者不レ居、其巧者上耳、自レ古豪傑之主、臂使二三軍一、其始皆起二卒伍一者、豈有レ若二後世人主高拱睡座一哉、予每レ觀二其練兵一、未二曾不一レ嘆、本藩固陋之甚也、然而雖二長崎一、亦安如レ此痛快哉、來原向久東役、明二達其形勢一者、今不レ東而西頗可レ怪、八十其徃論レ焉、噫夫兵可レ倣レ彼也、倣レ彼可レ學步法也、步法可レ學矣、鴂舌竟不レ可レ學矣、阿保機有レ言、吾能二漢語一然絕レ口不レ道二於部人一、懼二其倣レ漢而怯弱一也、其可レ不一レ察哉、是以爲レ贈、

文字蕪雜甚慚入候、老兄翌曉より御發程に候得は、再考に暇なし、只樣起草草稿のまゝ呈二玉覽一候、僕少々風邪甚厭二曉寒一候、明朝之送別は御無禮可レ仕候、僕之贈言止レ此なり、

佐世兄　　　　日下誠拜白

二月二十四日、夜九ツ時、硯乾筆禿文不レ爲レ辭、御推讀可レ被レ下候、

翌二十五日拂曉松陰人を遣はし、君に復書を與へて修業に專心なるべく誠勵した。其の書中に「御

書具に拜見、御心事具に承知仕候、何處不レ可レ建レ功、何時不レ可レ成レ事、御勉强專一に奉レ存候、小生事は爾後必御相手に被二成下一間布候、人々各力を竭すが忠也」とあつて、君の長崎行は眞心之を贊襄したのでなかつたのである。

吉田松陰の胸臆を痛憂す

かくて君は吉田松陰の胸臆を想察して介意があつたが、已に萩を發して馬關を出でた後に、此の行を送つた小田村伊之助・松浦松洞(龜太郎)・入江杉藏・增野德民等に書を贈つて其の心事を吐露した。其の書中に「御遠送被二成遣一難レ有奉レ謝候、沈醉誠に奉レ愧候、且御深切之被二仰聞一奉二肝名一候○此事は秘中之秘萬々人に示し賜ふな、發程之曉、松陰先生より一書孫助持來、其文辭は不レ可レ言也矣、僕此西遊、若伏見之變有レ之時は、上背二君公一、且違レ師最甚矣、余雖二痴漢一豈得レ不レ泣乎、心事御憐察奉レ願候、而斷然西、自今已後、不忠不孝不義之人とならば、僕固非二長藩世臣一也、可二自刎一焉、先生吾に示教するに、眞忠眞孝を以す、而して僕之斷然東するも、亦眞忠眞孝たる處、臍落不レ仕故に、背二君師一而西す、僕學最不レ足故に迷惑如レ此、幸便次第御叱教奉レ願候」とあり、また「蔚々として暴吟も何もなし、時に落涙、僕重腫痴漢不レ辯二左右一、與二大澤一呵々」とあり、其の後君が長崎に着して書を岡部富太郎に寄せた中にも「松陰先生に實に何と云はれても、一言半句も僕言分けは無レ之候、背二君父師諸友一而西し、今之後悔云はん方なし、胸中水火實欲レ窮レ死」とあつて、松陰並に諸友の意に乖背して

西遊を決し、其の途につきたるは、固より國家將來の念慮に出でたるもまた痛憂患悔せることが知らるのである。

第五章　吉田松陰の伏見要駕策

○安政五年水戸藩士萩に來たる

君が未だ長崎出張の藩命に接せざるに方り、水戸藩士關鐵之助(任士)・矢野長九郎(道長)の二人因州を經て萩に來たり、長藩士赤川直次郎(後ち佐久間佐兵衞)に面晤して要路に會見せんことを請ふた。直次郎曾つて水戸に遊學し、鐵之助・長九郎に面識があつた。そこで二人は幕府の施設を憤慨し、水戸藩切迫の事情を說いて有志將に義擧に出でんとするを告げ、雄藩の贊助を得て其の目的を貫達せんとした。是は安政五年十二月二十九日のことである。長藩の要路は內外の形情を察し、遽に鐵之助等の說に同意しがたいので、其の面接を謝絕せしめた。そこで二人は遂に其の志を果すことができなくて、翌六年正月七日萩を

○安政六年大高又次郎の來萩

去つて歸路についた。吉田松陰之を聞いて甚だ不快であつたが、十五日播磨の人大高又次郎重秋・備中の人平島武次郎相踵いで萩に來たつた。又次郎等は前水戸侯徳川齊昭の密旨を受くると稱して、藩政府の吏員に說かんとし、且つ三位大原重德以下有志の廷臣長藩主の東上を俟つので、予等もまた其の駕を伏見に迎へて共に入京し、互に國事を謀議せんとするの計畫あることをも陳べたのである。松陰の門人入江杉藏弘毅・野村和作靖等は二人の爲に斡旋したが、藩政府員は其の說が過激であつて藩命に乖睽せるので、面接を辭せしめた。二人已むなく快々として萩を去つた。松陰之を知つて大に憤慨し、二十八日遂に上書して時勢を痛論し、藩公參勤の途次に入京して公卿老中に面會し、其の誠意の貫徹に竭盡せんことを縷述した。是時松陰尊攘の大義に熱中し、其の議論畫策稍常軌を脫したので、門人知友も之に贊襄しなかつた。然るに獨り杉藏は又次郎・武次郎二人の說を賛し、竊に松陰を獄舍に訪ふて伏見要駕策の遂行すべきを告げた。松陰大に喜び、杉藏をして其の畫策を果さしめ、時艱を救濟せんとした。杉藏家貧にして老母あるを以て、之を弟和作に謀つた。和作慨然として遂に兄に代はつて自ら任せんことを決したのである。會藩政府之を探知し、輕卒に事を誤らんことを憂慮し、先づ杉藏を捕へて投獄し、和作の東上を追躡せしめた。かくて二月二十七日、松陰要駕策の上篇を草して、先づ諸友が要駕を無益とするの非なるを辯明し、次に又次郎等二人の說に基づき、藩公東勤の駕を伏見

吉田松陰藩公の要駕を畫策す

に要して入京せしめ、正義の廷臣と共に國事を反覆商議し、草莽志士の意見をも徴して將來の大計を確定すべきの利なるを陳述した。ついで三月三日、松陰藩公の發駕已に決したるを聞いて感慨の詩を賦し、且つ其の行程の伏見に到るべきを豫測して要駕策下篇を作つた。然るに松陰の爲に決心したる和作もまた捕へられて獄に下されたので、伏見要駕の畫策は遂に行はれなかつたのである。

要駕策遂行の頓挫と君の苦心

初め吉田松陰は君が入江杉藏等の人と爲りを熟知せるを以て、其の心事を說かしめ、相共に大原重德に謁せしめて、伏見要駕の畫策を遂行せしめんとした。卽ち松陰の記せるものに「若僕が說の如く、佐世・杉藏・松洞・赤根〇武人四人共上り候得は、成る事必然なり」とある。君は松陰の此の意あるを知り、長崎行の途次馬關より亡命して上京し、重德に謁して之を說くを難しとせざるも、父の諒解を得るに苦んだ。若し同志の盡力によつて、父の聽許するに至らば長崎に赴くを中止し、必ず上京して周旋せんことを決し、二月十五日次の書を岡部富太郎に送つて之を謀り、松陰にはなほ告げざらしめた。

崎陽行の序に、馬關より亡命僕甚だ難とせず、且京師にて大原卿え謁し候事抔も、固より容易きことなり、左候而、大原卿は僕等が論を用ひらるべし、大原以上の正論の公卿如何あらん、若萬一公卿方の仰に、汝等が心切誠に辱し、乍レ爾先日間部攘夷の命を蒙り候、左候處、事火急に行ひ難きに付、借すに數月を以てするなり、萬一此度の勅も亦奉ぜぬ時は、賴むとか長門え勅を下すとか被レ申候時は、僕甚だ困るなり、困る所以は、此度は私の亡命に非ず、何

にしても命を蒙り崎行する身なり、夫故暴露するや否や、正に上の尋ね人となるなり、私の亡命なれは此事決而なし、七日過れは出奔居けにて濟なり、

一、僕此度の西行是非止んと欲す、乍レ爾愚父え論じるに諸君の力をからねば出來ぬなり、且又小田村先生より、此節御國の樣子天下の動靜、且僕此度の西行命を蒙るといえども、君公之御參府に附而は、何如なる變もあるべきもしれず、故に病氣に成候而も止り候方に、忠義存抔とか云やうな御敎示之御書簡一通もらいたし、隨分精密程妙なり、此位の事獨斷できぬ奴なれば、取るに足らぬ奴つ、議るに足らぬ奴と諸君の罵笑も愧かしけれども、僕が賤劣は允し玉へ、

一、西行止て後に亡命は僕すべし、是は私の亡命故、實に僧侶になりても或學僕になりても又手代になりてもよき故、假令事がなきとても毫もつかえ有事はなきなり、又家を脱するの策も僕按じつきたり、此事は同志中なれば誰ゑなりとも語り玉ゑ、僕決而僞らざるなり、

一、夜前より膝の痛み增し候、是亦一幸也、

一、僕實に不周旋故に、此度の事起りし也、諸君ゑ對し、實に面目なく心痛無二此上一候、

右之事件御同志被二仰合一、御回復奉レ願候、乍レ爾松陰先生へは、此事急に知れぬ樣被二成遣一候樣奉レ希候、萬々俗論奉レ耻候、不盡、

十五日　　　　八十郎拜

富太樣　侍史

然るに富太郎之を賛成しなかつたので、君は形情に鑑み、恩師の意志に乖背するも、斷然長崎に遊ばんとし、諸士もまた百方松陰の擧を沮止せんとせしかば、和作一人遂に兄に代はつて脫走し、上京の途に就いたのである。松陰の和作を脫走せしむるに方り、其の交友に察知するものなかつたが、君は獨り漏聞して大に憂慮し、長崎發程の別に臨み、竊に之を富太郎に語つた。富太郎もまた松陰を獄舍に訪ひ、伏見要駕の畫策あるを聞いた。松陰の自ら記せるものに「伏策の破れは、僕子楫〇岡部富太郎來獄の時告たか大に誤り、子楫卽小田村に告く」とあつて、富太郎も默忍しがたく、直に其の由を小田村伊之助に告げた。伊之助また之を藩政府に報じたので、杉藏・和作の兄弟共に幽囚の身となつて、松陰の計畫は玆に破れたのである。卽ち松陰の起草した要駕策主意下篇に「初和作之發、交友皆無レ有ニ知者一、佐世八十、偶漏聞レ之、八十往レ崎、臨レ別告ニ之岡部子楫一、子楫語ニ小田村士毅一、士毅卽白ニ之政府一、政府遂追ニ捕和作一、逮ニ其兄子遠一、降ニ之揚屋一」とあつて、子遠は杉藏である。また杉藏に送つた松陰の書中にも「豈圖八十漏ニ之子楫一、子楫洩ニ之士毅一、士毅白ニ之政府一、政府遂有ニ追捕之擧一也、子遠遂有ニ囹圄之行一也、僕始聞時、憤懣塞レ胸、謂ニ村塾諸子皆非ニ吾友一也」とあつて、痛く君を憤懣して其の友人にあらざることをさへ松下村塾の諸生に告げた。なほ松陰は君及び富太郎・伊之助の行爲を小人となして大に之を惡憎し、また松浦龜太郎松洞が和作の脫走を非難せしを聞いて忿恨し、姑く忘るゝ

こと能はざる程であつた。君己に長崎にあつて富太郎の書に接し、要駕策の發覺せるを知つて驚いたが、更に君の言に依つて暴露したるを松陰の痛恨せるを聞き、表裏反復の誹謗あるを深く慚愧し、四月十二日書を松陰に贈つて其の罪を謝し、來原良藏に謀つて杉藏の免囚に盡力すべきを告げた。其の書中に「私儀實に淺劣臆病者には御座候得共、表裏反覆之言行は深く自耻申候に付、屹度相愼居申候處、豈料此度子遠兄弟之事に付而は、小生儀一言も無二御座一、誠慚愧之極に而、先生且子遠兄弟へ對し申候而は、面目無二御座一候、實に心痛仕候、且私先生之高恩に報候事も無二御座一、且子遠兄弟之心事を不レ遺私へ語り申候を、私より暴露仕、如レ此之次第に相成申候事、心中切難レ堪候、來原良藏へ相謀り申候而、子遠丈急に免囚相成候樣、可成丈は働度奉レ存候云々」とあつて、松陰及び杉藏兄弟に對して痛く靦慚憂惱せることが知らるゝのである。而して二十三日、松陰は其の書を杉藏・和作に示し、君が悔改に勇決にして有爲のものなるを喜び之を告げた。其の文中に「八十之言如レ此、其勇二於悔一レ改、殆亦有レ爲者也、吾深喜レ之、足下兄弟以爲二何如一、急々回答、寅白、四月念三」とあつて、また松陰が君の將來に望を矚せしことが知らる。是日松陰更に君に書を送り、事の成敗は自然の運命あつて、人力の企及しがたきものあるを說き、之を愼慮すべく戒飭した。卽ち其の書に「事之成壞、有レ數自レ天、豈是人力、乃危乃顚、禍福相仍、吉凶迭遷、人言事去、去兮言旋、嗟汝君子、庶其愼レ

旂知レ過殉レ難、斯仲由賢」とある。越えて二十七日、杉藏之に復書して曰く、杉藏素より佐世君の人となりを知る、故に悉く兄弟の心事を告ぐ、而して事の敗るゝ殆ど其の漏言に原づく、杉藏切齒して佐世君の男子に非ざるを罵る、而して佐世君引いて以て己が過となし、若し眞に甚だ之を悔ゆるは、改過に勇と謂ふべきで、最も貴ぶべきである、事の成敗は實に天數である、固より人力の及ぶ所でない、蓋し杉藏の入獄も天數であつて、政府の要路と共に佐世君に深怨はないのである、佐世君は實厚餘りあるも、惜むべし才氣が足らない、故に事に臨みて澁滯多きと雖も、終に義には背かない、と。杉藏兄弟も松陰と同じく君の篤實を察し、一時の忿恨は釋然として氷解せしことが知らるのである。

第六章　久坂玄瑞との誓約

○安政五年久坂玄瑞に胸裡を吐露す

初め君が贄を執つて吉田松陰の門に入つた時に、其の門人に久坂玄瑞通武があつて、高杉晋作春風と共に

双璧と稱せられ、才氣衆に勝れて夙に文章に長じ、常に天下を以て己の憂となすを聞き、之に面晤して胸臆を吐露せんことを切望したが、未だ機會がなかつた。既にして松陰其の妹文子を玄瑞に配するに及び、君始めて相見ることを得て、之と當世の事を論議し、其の意趣殆ど符合して舊識あるが如きを互に喜び、國家の爲に生死を誓約するに至つた。時に安政五年である。是年二月玄瑞遊學を志し、將に萩を發して東武に赴かんとした。君乃ち誓約のことを序述して、其の行を送つた。其文に

送二日下玄瑞東行一序

噫夫當今天下之時勢、不レ可レ堪レ言、又不レ可二坐視一焉、余丙辰十月、來二寓於松下村塾一、受二學於松陰先生門一、日夜感激以二天下一爲二己憂一、而未レ能レ有レ爲、孜々力學徒以待二時機一焉耳、已而聞三萩城有二日下君者一、才氣頴敏防長第一流、而夙長二文章一、亦能以二天下一爲レ憂矣、而余常恨二半面之無一レ緣、久レ之君來爲二先生妹婿一、余始得二相見一、議論吻合反復甚悅、遂長誓二同生死一焉、今茲二月、君將下自二山陽一東上遠蹈中坂東上、仍送二山口一告レ別、且諗曰、君苟跋二涉天下山川一、且多交二天下有志之士一、而能勿レ負二吾前誓一焉、是爲レ叙、

とあつて、君が如何に時事の非なるを深憂し、其の匡救に留意せるかゞ知らるゝのである。

○安政六年長崎より歸國せんとす

かくて翌六年君は長崎に赴いたが、其の修業想像の如くならざるのみならず、不幸にも足痛を發して遂に病蓐に臥した。時恰も來原良藏が傳習生頭取役を以て、銃陣の練習を督勵して大に盡力すると

ころあつた。君は三月五日、書を同友岡部富太郎に送つて其の狀を報じ、且つ出崎せんとするを止めた。卽ち其の書中に「益御勇猛可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在二御座一奉ㇾ賀候、私足痛殊に甚敷座も不ㇾ得ㇾ仕、引籠居申候、僕脫走せざれば、一生之誤りに而御座候、良藏兄は大御勉强、號令は原語に而一向に分りも覺へられも不ㇾ仕候、僕雖ㇾ欲ㇾ論二其鉾鋩一、誠に盛に御座候、而當られ不ㇾ申候、僕誠に足之痛みと不平とに而、此節は大きに煩ひ居申候、必長崎之念は御絕可ㇾ被ㇾ成候、愉快更に無二御座一候、良藏兄は僕に隊の稽古に而死ねとか、自分之足を折たが馬鹿とか被ㇾ申候而、少々は罵詈之躰に而御座候、隊にて死ねと進められ候と、脫走せいと進められ候と、くらべて見候得ば、さすが先生たるゆゑんに而、誠に感心仕候、脫走せぬ事、今更後悔臍を嚙み申候、僕か行所每誠艱難のみ、心事御察可ㇾ被ㇾ下候云々」とあつて、松陰の命に背き、伏見に脫走しなくて長崎に出でたるを悔悟し、歸國の意思を告げたのである。君が此の書を發するに先だち、二月幕府は急遽令を下して長崎直傳習を中止し、其の生徒に東歸を命じ、業半にしてなほ練習を要するものは、蘭人の西歸まで淹留して之に師事することを許した。そこで長藩の傳習生は五月に入り、桂右衞門・北條源藏の外、君を始め良藏等前後してみな歸國の止むなきに至つた。そして長崎傳習生の歸國せるもの、或は西洋銃陣を演じ、或は海軍に入つて航海を試みるもの多々あつたが、君は是年八月三日西洋學所に入校した。西洋學所は長藩が時勢に鑑み、諸

西洋學所に入校す

士をして西洋文明の諸學を修養せしめんが爲め、藩黌明倫館中に置き、松島剛藏（誠久）・田原玄周等を其の役員に簡擇したのであつた。君が入校せるに方り、剛藏・玄周二人の伺書があつて、西洋學修養の志の篤かつたことが知らるゝのである。かくて藩政府は、漸次西洋學所の規模を擴張整頓して、八月二十五日其の名稱を博習堂と改め、諸生の修業を奬勵したのである。

吉田松陰の死を悲歎す

是より先き、幕府は長藩に命じて吉田松陰を江戸に檻送せしめ、評定所をして屢々鞠訊せしめたが、遂に其の獄を斷じて十月二十七日死刑を宣告した。君は松陰の江戸に出でしこのかた、日夜其の將來を深憂して止まなかつた。時に來原良藏長崎より歸へつて已に江戸に赴いたので、十一日朔日次の書を送つて松陰の近狀を問ひ、且つ入江杉藏の幽囚が放免せらるべく政府員に說かんことを請ひ、また桂小五郎をして爲に周旋せしめた。

寒氣相募申候得共、殿樣益御機嫌克可レ被レ遊二御座一奉二恐悅一候、於二御國一も若殿樣益御機嫌克被レ遊二御座一候、且又尊兄樣益御壯可レ被レ爲レ在奉二敬賀一候、其後關東之容子一向不レ承、節角如何奉レ按候、松陰先生之樣子、御聞被レ成候はゝ御申越奉レ願候〇杉藏事、周布・內藤抔へ宜御話被二成遣一候樣に、偏に奉二懇願一候、杉藏は只和作之事え座し候事に而御痛めに付、最早二百餘日も繫囚被レ致居候事故、是に而何卒宥囚に相成候樣に、偏に御周旋奉レ希候、行相府之諸君子へ、何卒宜く被二仰入一、是非々々赦獄に相成候樣に御執成萬々奉二至願一候、桂兄へ可レ然御傳話奉レ希候、

且杉藏事、御疎も有二御座一間敷候へ共、桂兄にも御周旋被レ成遣レ候樣に奉レ願候、僕儀胸痛日々に相募り申候而、所詮怠惰に消光仕候、加レ之、俗事も亦繁冗御憐察奉レ願候、
來春御歸國之節、何卒韮山笠壹つ御取歸り奉レ願候、
御留守樣には御揃被レ成二御安全一に御座候、御放念可レ被レ成候、
其中辰下御自重專一に奉レ存上一候、右御見舞且御願旁奉レ呈二腐毫一候、書外奉レ期二後鴻一候、恐惶謹言、
　十一月朔日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　八十郎　一誠
二白幾回も御自重專一に奉レ存候、本文之趣幾回も宜御願申上候、取紛前後雜出、不敬萬々御仁恕奉レ願候、
　　來原良藏樣　執事

かくて良藏は、十一月十一日同二十七日の二回、書を君に送つて、松陰が遂に嚴科に處せられ、從容として刑に就いた狀を報じ、小五郎及び飯田正伯・尾寺新之允の三人、其の遺骸の埋葬に盡力したことを告げた。君は其の報に接し、甚だしく悲歎して哀慟したが、益々憤勵して恩師の宿志に報ぜんことを期し、十一月二十七日更に書を良藏に送つて其の決心を告げた。卽ち其の書中に「松陰先生之事、哀慟至極之事に御座候、僕輩益志を勵し、先生之志に不レ報候而は、實に不二相濟一事と奉レ存候、且先生被レ就レ死候節、從容自若之由、平日之學問感服之至に御座候、御埋葬之儀に而付而は、桂・飯田・尾寺三名頗御配意之由、誠に奉二感銘一候」とあるのである。

博習堂の退學と練兵場の入場

君は曩に博習堂に入りしこのかた、克く寒衣麁食に耐へ、孜々として西洋學理の攻究に熱心であつたが、吉田松陰の死を聞き、益々發憤するところあつた。然るに胸痛の爲に、既に外出せざること殆ど三旬に及び、原書の閲讀に頗る困難であつた。即ち來原良藏に送れる書中にも「私も三十日餘、外出不仕、諸友も余り往來不仕候に付、館中抔之光景も餘り承り不申候、爾ながら此節に而多分快相成申候、ヶ様に胸痛煩ひ申候而は、原書は誠に讀苦敷候故、思按最中に而御座候」とある。かくて君の疾平快に趨いたが、翌萬延元年宿痾再び發したので、已むなく三月二十二日遂に退學した。此の頃君の記せる日載の斷片が傳はつてゐる。其の中に、

○萬延元年

二日翳、胸痛綏、讀傳習錄、夜隣家女兒來、弄骨牌誰呼甚亥牌去、予獨屏居一室、
四日雪、既而雨且讀且臥、終日甚閑也、
五日雪、往于竹田、佐世・來原其外薄暮歸來、夜胸痛、
六日晴、李家文厚來、終日話、夜胸痛、
七日雨、自午牌霽、終日家居、且讀書且臥、
八日雨、自己牌霽、乘馬甚疲、夜讀傳習錄、
九日晴、訪岡部・林・井上、夜痛胸、

十二日晴、終日家居胸痛、
十三日晴、携㆑僕漁㆓小畑㆒、午後胸痛、
十四日晴、胸痛家居、午牌松浦龜太郎・和作來、相携遊㆓小畑㆒借㆓小茶店㆒飲㆑酒喫㆑飯、薄暮歸、
十五日雨、詣㆓中谷柿本社㆒、晡時歸㆑家、夜爲㆑弟讀㆓大學㆒、終日大雨、至㆑夜更甚矣、胸痛稍緩、
十六日翳、終日家居、夜伴㆑母而至㆓田街㆒、歸路過㆓于田㆒取㆑藥歸、已亥牌喫㆑茶就㆑寢、
十七日翳、終日不㆑出、讀㆓楊椒山年譜㆒、

と見えて、病苦の狀を推知することができる。なほ次の詩は此の頃の君の作である。

男兒由來非㆓蜉蝣㆒、生來豫期㆓鴻業優㆒、
抱痾十年身委㆑藥、蓐上半生日夕流、
一身憔悴倚㆓欄干㆒、四外蕭條夜已闌、
心緒麻紛向㆑誰訴、唯看㆓孤月湧㆓清瀾㆒、

また當時君の草せるものに「病蓐筆語」と題せるあつて、次の如く錄してある。

一、今日志不㆑定、則生涯碌々、終不㆑能㆑報㆓師教於萬分之一㆒也、
一、吾在㆓病蓐㆒、聞㆓先師蒙㆑戮、切齒慟哭、殆不㆑堪㆑座、攘㆑空而罵詈、
一、茫然自失如㆑無㆑所㆑措、

一、誓レ不下與二此賊一共戴上レ天矣、
一、荏苒碌々、與レ世浮沈、共戴二此天一、何面目立二天下一、
一、先師既死二于忠義一、余爲二門生一不三奉下遺志上死二于忠義一、何面目地下見二先師一、
一、大丈夫雖レ不レ用レ泣、胸塞咽迫、而涕涙不レ禁、是至情也、不レ可レ如二之何一、
一、日夜耿々、是念百結、
一、風雨、寒暖、飲食、被衾、火爐、造次顚沛無レ不レ念二先師一、
一、常思レ就レ死、甚容易矣、今日初知レ此、此未レ知レ道也、死實其難矣、
一、恒義忘レ家尚難矣、於レ死乎、

○文久元年

是等に據つて、また君が有爲の雄志を抱懷し、宿痾の爲に身を藥艾に委して暢舒しえざるを憂憤せるのみならず、吉田松陰が忠義の爲に慘死せるを痛恨して、造次も忘愁しがたく、其の遺志を堅守して日夜之に報効せんと覺悟せることが想察せらるのである。かくて君の疾また漸く快癒するに及び、志を起して文久元年十月二十四日西教練場に入り、翌十一月七日其の舍長に拔擢せられた。初め西教練場は練兵場と稱し、城西なる西の濱にあつて、安政二年八月藩政府其の工事を起し、萬延元年五月に竣功し、西洋銃陣の操練場となしたのである。翌文久元年正月、此の練兵場の始業式を行ふたが、八月更に城東に菊ヶ濱教練場を開設した。依つて翌九月、菊ヶ濱教練場を東教練場、西の濱練兵場を西

教練場と各々改め、是月十五日教練場假規定を頒つて生兵・砲兵・撒兵・騎兵の四科となし、十月朔日より之を實施せしめた。君が此の教練場に入つたのは、第二科であつて、北條源藏其の手當方用掛となり、來原良藏教練用掛に林彦五郎教授方に各々補せられてゐたのである。

○萬延元年 藩公の尊攘誠意貫徹を憂慮す

曩に江戸に赴いた久坂玄瑞は、一旦萩に歸へつたが、萬延元年再び江戸に赴き、君とまた東西隔離して親しく面晤談語するの機會がなかつた。翌文久元年の秋、藩公將に東勤の途に就かんとするの報に接した。玄瑞は海內の形勢に鑑み、且つ藩公が安政己未の年幕府の推薦に依つて中將に昇叙せしは、却つて有志の遺憾とするところなるを察し、內は國威を維持して闔藩の人材を教育し、外は陰に天下正氣の振作を助けんことを冀ひ、關東の現狀を報じて今秋の參勤を沮止せんとし、四月其の建白書を草して急使を馳せ、君に依囑して當役益田彈正に進致せしめた。君此の情報に接して藩公東勤の不可なるを深憂し、六月更に副書を彈正に呈して毛利氏と姻戚ある宗氏の領邑對馬に外寇あらば、兵糧を輸送して救援すべきの急務を說き、且つ馬關防備の忽諸に付しがたきを陳べ、藩公參勤の期を延べて益益國力を蓄養せんことを請ふた。乃ち玄瑞の書並に君の副書は次の如くである。

○文久元年 久坂玄瑞の建白書と君の副書

當秋殿樣御參府之御事に就而は、至極御懸念仕候故、推參申上候、抑己未の年、御參府御昇進等被レ遊候儀、天下有志之士之至極口惜敷奉レ存事に而、大江御家之御名望、御失ひ之儀にも可レ有レ之哉と奉ニ恐入一候、戊午六月金川調印

幕吏、天勅に違ひ、剰へ公卿方之御有志幷尾張・水戸・越前・一橋・土佐・宇和島などの賢公を押込、其外草莽間の力を尊攘に盡せし人共、或放逐或斬戮などせしめ候折柄、御參府御昇進等被レ遊候得は、有志の士の口惜敷存せしも、左も可レ有事哉と奉レ存候、上樣御賢明に被レ爲レ在、天朝御尊ひ、夷狄御憤被レ遊候は、申上る迄も無ニ御座一御事に候處、天下に御名望御失ひ被レ遊候樣に相成候も、偏に執事方の御責にも候得は、往事は今更致方無レ之、此後之處、能々御熟慮不レ被レ爲レ在候而は不ニ相濟一事と奉レ存候、當春は御參府之御順に御座候處、御延引被レ遊候に就而は、頗る天下有志之士之正氣を助け候事にも相成候得ば、何卒當秋之處も、一先御見合せ可レ然候、癸丑以來、相州御固、引續兵庫御警衛被レ爲レ在候に付、不ニ一方一御國力之御疲弊にも相成、其上防長百里之海岸を引受、赤間關などへは毎々蠻艦來泊、夷狄陸梁仕候折柄、何時禍變出來候も難レ被レ測候得は、當秋之御參府、正義を以斷然御斷可レ被レ成候、去年薩摩御參府も、無双之遠國などを以、公然御斷に相成候事共、熟々御考合有レ之度奉レ祈候、當江戸は幕府奸吏之巣窟にして、去年上已後も局面少しも變し不レ申候處、徒に御首尾々々とのみ相唱候而、奔趨阿諛仕候而は、國力之疲弊に堪へず、且天下に名望を失ふのみならず、つまらぬ奸吏に蔑視せられ、竟には夷狄の爲に警衛を命ぜられ、義兵起る時に、此防禦を申付る樣に相成候而、天下後世の唾罵を請可レ申、御參府御延引被レ成候而、内は國脈を維持し、人才を教育し、外は隱然天下之正氣を御助有レ之候得ば、幕吏も自然畏憚仕候而、大江御家の御名望、益四海に仰き可レ申、是等之得失可否は、智者を不レ待して分明に相分り可レ申と奉レ存候、且此節府下之勢にては、常陸邊之人氣餘程奮興仕候得ば、何時横濱焚拂可レ申哉、何時奸吏等を誅可レ申哉も難レ被レ測、且物價騰貴、餓莩道に横る時節に候得ば、何時一揆起る哉も相知不レ申候、其上此內は、會津・藤堂・久留米・米澤・伊豫・松山など御滯府に相成候事も御

座候得ば、實に當秋之御參府は御懸念至極に而、御延引不レ被レ爲レ在候而は不ニ相濟一事と奉レ存候、若御參府之上に而、御滯府にも相成候得ば、此時は最早致方も無レ之、御兩殿樣御在府にて、禍變俄に出來仕候而は、實に御大事之御事に可レ有レ之御座候、此不ニ容易一御時節柄に候處、公駕を彼不測之地に御奉じ被レ成候而は、君を死地に投ずると申ものにて、被レ對ニ幕府一御首尾所に而も有レ之間敷候間、何卒執事御任被レ成候而、御參府一先御見合に相成候樣、必々奉ニ祈上一候、爲レ國不レ顧ニ越俎之罪一推參申上候、以上、

四月六日　　久坂玄瑞

益田君執事

右一書、私朋友久坂玄瑞飛脚便を以差越申候、乃執事え呈候、此書に而關東之事情明白に相見申候、關東は危邦不測之地に御座候得ば、當秋御參府は深く執事之御賢慮を御加不レ被レ成候而は、不ニ相濟一事に奉レ存候、且此頃又對馬之事出來仕、唯一葦航之御隣國、且御近き御親戚之儀に付、誠に難レ被レ閣儀に奉レ存候、對馬は大洋中之孤島に而、定而兵食等不如意に可レ有ニ御座一候得ば、早々兵食御運送等之御手當肝要之事に奉レ存候、禍變出來之節に至り候而は、兵食御運漕抔六ツケ敷事にも可ニ相成一候、何卒早々此御手當大御急務と奉レ存候、兵粮御運送相成居候はゞ、御援兵抔は禍變出來之上に而、如何樣とも相成可レ申奉レ存候、且又赤間關は御國要衝之地に御座候處、毎々夷船碇泊仕跋扈狼藉實に不レ堪ニ切齒一候次第に御座候、遂に厚狹郡之中苅屋浦え夷船來泊、上陸仕候由、是等之儀御國に於ては須臾も御油斷相成不レ申儀に御座候處、却而衆心恬然と仕、更に怪候勢も相見え不レ申、是等皆以士氣之衰に御座候、士氣之衰は乍レ恐其源御上に御座候、今日を異變之始と心得候樣との御意被ニ仰聞一に引替、已未歲御昇進被レ遊候抔、

是皆士氣衰頽之源に而御座候と奉ㇾ存候、且前書に御座候通り、相模・兵庫等之御費用莫大、且所々御手當張りに御座候而、彼是御國之御疲弊不ㇾ一形ㇾ儀と奉ㇾ存候、此御時節に當り、御兩殿樣御在府被ㇾ遊候而は、士心更に一定不ㇾ仕實に御大事之儀に奉ㇾ存候、右に付當秋御參府は是非共斷然御斷被ㇾ遊候而、御國脈御養ひ被ㇾ遊候事、御要務と奉ㇾ存候、大江御家御名望之得失國家之盛衰、上樣御賢明御尊攘之御志、上　天朝より下萬民、天下後世え徹底仕候と不ㇾ仕候とは、偏に執事方之御責に而御座候間、當秋御參府は是非々々御延引被ㇾ遊候樣偏に奉ㇾ祈候、病氣中甚奉ㇾ恐入ㇾ候得共、爲ㇾ國徽衷不ㇾ能ㇾ安、不ㇾ顧ㇾ越俎之罪ㇾ、敢推參申上候、以上、

六月　　佐世八十郎

益田君執事

之に據つて、當時如何に君が藩公尊攘の誠意の上下に貫徹せんことを丹心憂慮せることが知らるのである。其の後君は病蓐に臥して藥餌を去らなかつたが、玄瑞の建白書に對する藩議を憂慮し、また國勢日に淩夷して正氣の衰退せるを痛歎し、要路に振作すべき意見を開陳したが、其の趣旨未だ徹底するに至らなかつた。會藩公東勤の議決したるを聞き、且つ玄瑞もまた將に歸國せんとするの報に接した。君は東西の形情を察して玄瑞歸國の時宜にあらざるを思ひ、八月二十四日次の書を送つて之を止め、藩內の近況を報じたのである。

益御淸康可レ被レ爲レ在奉レ賀候、僕今以二病蓐一罷居、碌々送光仕候、御憐笑奉レ希候、陳は當秋御參府如何可二相成一哉と夜白奉二懸念一居候處、九月上旬に御發駕に御治定相成候由、廟堂之議論は不レ知候得共、何共覺束なき儀に乍レ恐奉二愚察一候、僕彈太夫え之呈書も如何相成居候哉、其後之樣子承不レ申候、今之躰に而候得は、國勢日々凌遲正氣日日衰弱、實に只今之勢威盡而悳愵と申者に而可レ有レ之か、何共慨歎之至に御座候、御氣付も御座候は丶、何卒被二仰遣一、惰氣御激發被二成下一候樣奉レ祈候、已に今月廿五日御前御會議御座候由に付、僕も少々議論申込置候、平生所レ學淺薄、欲レ言者は滿腹なれとも、口不レ能レ言、何共遺憾千萬、夫故此節は大分奮發仕、力レ疾讀書も少々は仕候、御一笑可レ被レ下候、近來は打絕諸友之光景不レ承候、決而起居は壯健と奉レ存候、如レ右諸友と往來も絕居候位に付關東邊之動靜も不レ承、何かと奉二懸念一候、且又老兄御歸國論如何相成申候哉、何卒して御還り不レ被レ成候而、相濟候樣に奉レ祈候、只今御歸被レ成候而も、誠に無益之事也、只憂ふは僕輩を切瑳して吳候人無二御座一是也、何卒御書翰共切々御投被二成遣一候樣、奉レ願候中谷兄は大ねくう也、山林に退居して志を手習に恣にする抔、言てぬけて被レ居申候、なんと合點之行ぬ話ては無二御座一候哉、其餘御國之容子は子遠より切々可二申上一と奉レ存候、其中辰下爲レ國御自重是祈、差急き相認、眞之一筆申上候、書外萬縷在二他日一、頓首、

二白幾回も御自重奉レ祈候、高杉兄へ可レ然御鳳聲奉レ祈候、直八・彌二へも同樣御願申上候、以上、

八月廿四日曉　　　　　　　　一誠　拜

日下實甫盟兄　侍史下

玄瑞の建白採用せられず

かくて久坂玄瑞の建白は君の進言と共に採用せられず、藩公將に東勤の途に就かんとするので、玄瑞は遂に周布政之助に謀り、其の駕を伏見に迎へて朝廷に盡力あるべく建言せんとし、二人江戸を發して西上した。然るに其の事志の如くならず、政之助は罷免せられて後逼塞を命ぜられ、玄瑞は歸國の命を受けたのである。事は八章に詳なり

第七章　一燈錢の申合

○文久元年事變の勃發を憂慮す

久坂玄瑞の歸萩するに及び、君は之と往來して互に國事を談議したが、海內の形勢に鑑みて、事變の急遽に勃發せんことを深憂したのである。此の際に方り、有志の牢獄に拘禁せられ、或は飢渇に窮迫せるものを救助し、また義士烈婦の爲に墓碑を建築して其の節操を旌表せんとし、玄瑞を始め中谷

一燈錢の趣旨と謄寫の方法

正亮・寺島忠三郎・楢崎彌八郎義清・品川彌二郎・山田市之允義顯・岡部富太郎・福原又四郎後ち又市等松下村塾のものに相謀り、各々經史の謄寫を勉勵して毎月其の賃錢を儲蓄し、以て變時の資給に充てんことを決した。實に文久元年十二月朔日であつて、之を一燈錢の申合といつた。蓋し是は同志のもの各々蓄財なくして、互に膏血を絞つて毎月儲峙せるを以て、長者の萬燈に比して貧者の一燈ともいふべきものなるも、刻苦奮勵せば必ず其の至誠の貫徹すべきを期約して、一燈錢の申合と名づけたのである。そして其の謄寫は各々一日貳枚一ヶ月六十枚となし、また之が筆耕料は先師吉田松陰の定むる所に從つて眞文字二十字詰十行一枚を錢五文となし、假名文字二十字詰十行一枚を錢四文となし、若し枚數不足せば一枚毎に錢五文を償ふことゝなし、此の僅少の勞力を厭ふて惜まば、各自の誠意容易に貫徹しがたきを以て、必ず懈怠せざるべきことを誓約したので、其の申合文は次の如くである。

此度同社中申合せ、自分々々の力を盡、骨を折て鎖細之事なからも相儲置度事に候、非常之變不意之急に差掛候ても、嚢中拂底にては差込ものにて候、逐々有志人の牢獄に繫かれ、又は飢渇に迫候ものも相助度、義士烈婦の碑を建、墓を築等までにも力を盡し手を延はし度事に候得共、同社中有餘の金も有之間敷事に候得は、何れ此方の至誠をのみ貫き度事に候、左れは毎月寫本なりともして、纔之儲致置度、月末松下村塾まて銘々持寄可致候、半年にもせよ一年にもせよ、塵も積れは山と成理にて、屹と他日之用に相立、用途も可有之被相考候、同社中身の膏を絞

出して集る事なれは、容易に費すへきにあらす、已を得さる事あれは、同社中申合せ之上にて別捌可レ申候、抑人を救ふも用に備るも、富貴長者の事なれは、如何樣にも相叶へけれと、我々にてかくまてにするは貧者の一燈とも申へき事にて、至誠の貫ぬ理はよもあるましき、依レ之此度取建て候金を一燈錢とは名くる也、

一、每月寫本六十枚宛、村塾まて必す持寄致置候事、

一、寫本料は先師之所レ定、眞字十行二十字五文、片假奈同斷四文之事、

一、一日僅に二枚宛之事なれは、左まて勉强のならぬ事はあるまし、若此數不足あるときは、一枚五文之辻を以相償、必持寄可レ有レ之候事、

一、寫本紙寫本取捌等は、逐々申談合可レ致候得共、當分之中は、寫本紙は銘々心配可レ有レ之候事、

右之條々此度申合候處、是式之事さへ骨を惜候位にては、我々の至誠相貫候事も無二覺束一事之樣被二相考一候、銘々屹と怠らぬ樣致度事は申も疎に候、以上、

參照　前文の謄寫料に關し安政六年五月六日松陰の野山獄中より諸友に示したる庸書榜の末尾にもまた次の如く記せるものがあるので、錄して參照となしたのである。

一、眞字每葉鈔、値寛永通寳五孔、

一、眞假交混者、每葉鈔、値寶曆國鈔四厘、

右二項葉中縱横各二十格、字並置二格內一、

一、俗文每葉鈔、値寛永三孔、

右葉中縱二十行、横無レ格字數不レ等、

一、半紙德地山代諸地所レ製、毎束値鈔二錢五分者、

一、藍格朱料工直併計、毎束鈔六分、

之に據つて、君等が發起せる一燈錢は、有志者の窮迫を救濟し、義士烈婦を旌表せるを唯一の目的となすにあらで、各自日に謄寫の勞苦を積みて其の心身の鍛錬をもなし、以て他日の赤誠貫徹を期待せるものなることが知らるゝのである。

同志の増加と謄寫の中止

かくて前田孫右衞門・高杉晉作・桂小五郎・伊藤俊輔（後ち博文）・山縣小輔（後ち有朋）・入江杉藏・野村和作・尾寺新之允・松浦龜太郎・久保淸太郎・堀眞五郎（義明）・瀧鴻次郎等も申合員に加はつて、凡そ二十五人に達し、翌二年二月までに謄寫に着手せしものは、外蕃通略・不恤緯・孫子・孫子評註・國王稱號論・高山先生傳・淸國咸豐亂記・孔孟劄記等であつた。然るに幾ばくもなく、國事益々多端に趨き、申合員の主腦なる君及び久坂玄瑞・中谷正亮・楢崎彌八郎・寺島忠三郎等は尊王攘夷の爲に盡瘁奔走したので、謄寫の遑なく、從つて其の成績も著大ならずして寢むに至つたのである。

第八章　航海遠略の建白　兵庫警衛地出張

○萬延元年航海遠略の計策と長井雅樂の奔走

萬延元年上巳の變後、老中安藤對馬守信正（平藩主）等は故大老井伊掃部頭直弼の遺策を紹ぎ、皇妹和宮親子內親王の降嫁を奏請して、一は公武の一和を籌圖し、一は之に依つて公卿諸侯を威壓し、以て幕威の衰頽に趨けるを恢復せんとした。然るに此の姑息彌縫の畫策は、却つて東西志士の憤慨を增長し幕閣は殆ど其の怨府となつて、內治外交共に益々紛糾するに至つた。藩公大に天下の形勢を憂慮し、慨然として時弊匡救の策籌を講究せんとし、重臣に謀咨して長井雅樂の建議を容れ、公武に周旋せんことを決心した。蓋し此の建議は、公武の協和を計り、航海遠略を以て外を制せんとするの趣旨であつて、公武合體と開國進取との兩策である。其の航海遠略の說は、夙に吉田松陰もまた內外の形勢に鑑みて之を唱へたのである。然れども、當時尊王攘夷の論漸く旺盛となれるを以て、此の計策の貫徹は聊か其の潮流に遡泝するの感があるのである。そこで久坂玄瑞を始め桂小五郎等の如きは、東西の形情に鑑み、其の策の非なるを察して大に之に反對であつた。而して雅樂は建言の容れらるゝに及び、

○文久元年

藩公の命を受けて文久元年四月東上の途につき、五月入京して權大納言正親町三條實愛に內謁を請ふた。ついで是月十五日、雅樂は實愛の招きに應じて其の邸に出で、建白の主旨を詳陳した。實愛大に

之を贊し、更に文書となして上らしめ、其の疑義を質だして遂に天聽に達したのである。依つて雅樂は、六月京都を發して江戸に入り、七月老中久世大和守廣周（關宿藩主）の招きに趨き、また建白の趣旨を開陳した。廣周乃ち之を信正に說きしに、幕閣齊しく大に贊し、遂に毛利氏をして公武周旋の勞を執らしめんとするの意嚮であつた。かくて雅樂は是月九日江戸を發し、京都を經て二十八日の夜萩に歸着し、東西の事情を藩公に復命したのである。

藩公の東勤と建白

こゝに於て藩公は江戸・京都の形情を詳にし、奮然公武の間に周旋して忠節信義の道を盡し、以て機運の開轉を策せんとし、遂に參府の議を決し、長井雅樂を從へて九月十六日萩を發した。會途中福川驛にて疾を發し、花岡驛に抵つて淹留治療し、十一月十三日に至つて江戸に着した。是より藩公は諸閣老を歷訪し、また久世廣周の求めに應じ、旨を含みて更に建議の趣意を書し、十二月雅樂をして之を提出せしめた。蓋し其の要は公武一和して叡旨を遵奉し、制度を改めて航海の術を開き、凜然皇威を海外に發揮すべき國策の樹立を促したので、當時世に名高き長藩公の建白は實に是れである。閣老各々藩公の忠誠に感歎し、將に公武の周旋を委任せんとしたが、藩公は愼重に之を考慮し、京都の情勢を詳にして藩是を確定し、徐に此の大策を遂行すべき決意をなしたのである。

久坂玄瑞周

是より先き、久坂玄瑞は長井雅樂の公武周旋に反對し、藩公の東勤を懌ばなかつたが、同志の時山

布政之助等の運動

直八・楢崎彌八郎等も東西の形情に鑑み、同意見を抱懐したのである。而して玄瑞己に其の意見書を草し、君をして老臣益田彈正に呈せしめ、大に反省を促したが（第六章に見ゆ）、また幕閣が徒に策を弄して、畏くも皇妹和宮の降嫁を奏請したるを痛く憤慨し、其の東下を沮止し奉らんとし、桂小五郎に謀つて之を周布政之助に説いた。政之助は其の誠忠に感動し、遂に玄瑞と共に江戸を發して伏見に赴き、藩公東勤の駕を途に要して所懐を披瀝し、專ら朝廷に盡瘁あらんことを歎願せんとした。會藩公疾んで花岡驛に稽留せしかば、玄瑞は伏見を發して二十日市驛に至り、其の携へたる意見書を彈正に致したが、却つて政之助と共に歸國を命ぜられた。（第六章參照）そこで玄瑞は政之助に前後して發し、十月十五日萩に着したが、其の家に入つたのは十一月十一日である。

○文久二年藩公建白の影響

藩公の幕府に致せる建議は、諸閣老の痛く之を感服せるのみならず、其の影響頗る大にして時勢の進運を促し、雄藩の齊しく活目傾注するところであつた。就中、薩摩・土佐兩藩の有志には、夙に江戸・京都に出で、汎く尊攘の士に交はつて時事を論議せるもの尠少でなかつた。（イ）薩摩藩士樺山三圓（資之）は、薩・長兩藩相結びて義擧に出でんことを欲し、同藩士田上藤七（賴庸）に其の趣意の書を托し、萩に赴いて周布政之助・久坂玄瑞に送らしめた。實に文久二年正月元日であつた。依つて玄瑞は、其の夜政之助の宅に往いて三圓の書を示し、歸路土屋矢之助（蕭海）を訪ふて事を談じ、更に藤七の旅宿に赴いて

遠來の勞を犒ふた。卽ち玄瑞の日乘正月の條に「元日霽、盥漱京師を遙拜し、祖先考妣の靈牌を拜す、昨夜中谷・佐世・寺島・大樂・松洞など村塾に會す、曉に至り散す、午時雨、圖らずも薩州樺山書簡來る、爲レ之奮興、夜至二周布一、樺山氏の簡を達す、歸路蕭海を訪ひ、薩人の居を尋ぬ、元日此書を得るを以て吉兆となす、他日の驗如何を顧るのみなり」とあつて、君は前夜（大晦日）玄瑞及び中谷正亮・寺島忠三郎・大樂源太郎・松浦龜太郎等と松下村塾に會し、徹宵國事を謀議せしことが知らる。ついで十四日、土佐藩士坂本龍馬（直柔）、同藩士武市半平太（小楯）の書を齎らして來萩し、翌日玄瑞を訪ふて時事を談議した。依つて君は正亮・忠三郎・龜太郎及び岡部富太郎と共に玄瑞の宅に會し、時局に對して同志の奮起策動すべきことを凝議した。玄瑞の日乘正月の條に「十五日晴、龍馬來話、午後文武修行館へ遣す、是日佐世・中谷・寺島・岡部・松洞など來る」とある、時に薩摩の島津和泉（久光藩主忠義の父）は、兄齊彬の遺志を繼ぎて朝幕の爲に竭さんとし、其の臣大久保一藏（利通）を京都に遣はし、前左大臣近衞忠熙父子に謁して其の內意を開陳せしめ、自らまた將に東上せんとした。一藏が命を受けて上京し、忠熙父子に面謁したのは、龍馬の萩に來りしと同日であつた。ついで土佐藩士吉村寅太郎（重郷）・越後の人本間精一郎（正高）・久留米藩牟田大助等前後して萩に來たり、君等を訪ふて互に國事に關する意見を吐露して去つた。是等諸士の來訪は、また君等を裨益し且つ憤起を促すことが多かつたのである。

島津久光の上京と君等同志の血盟

かくて島津和泉東上の準備既に成り、士卒凡そ一千人を從へ、將に三月十六日を以て鹿兒島を發せんとした。君等は此の報に接するに及び、薩摩藩が勤王の魁をなして長藩其の機を失せんことを深憂し、同志堀眞五郎を遣はして虛實を偵察せしめ、旅費を一燈錢申合の儲蓄金より補助せんことを決した。依つて眞五郎は、田上藤七の歸國に從ふて九州に赴かんとし、相共に萩を發した。是は正月二十四日であつて、玄瑞の日乘正月の條に「二十四日晴、是日眞五南遊薩人皈ㇾ國」とある。なほ後年眞五郎の著はせる傳家錄に、次の記事があるので收めて參照となしたのである。

文久二年壬戌正月元日、薩藩樺山三圓より久坂玄瑞に宛たる書翰到來せり、同藩田中藤八の齎す所なり、田中は後に賴朋といふ、其文意は島津三郎國事周旋の爲め上京す、有志者も亦之を機とし上京し爲す所あるへしと云ふに在り、於ㇾ是久坂及土屋蕭海等、藩府の參政員宍戶九郎兵衞・前田孫右衞門等に就き、奔走盡力する折柄、同十四日土藩坂本龍馬も亦武市半平太の書翰を齎らし來萩して久坂を訪ふ、依て之を旅館に宿泊せしめ、久坂其外同志者と屢之を訪ひ、猪肉を煮酒を酌んで國事を談し、或は田中藤八の旅亭を訪ふ、塾に於ては日夜宵を鳩めて藩府の動靜を論し、且時機に應すへき同志者の進退を協議す、此時國學明倫館に於ては、松下塾の者謀反を企つるとの說盛なりしと云、已にして薩藩の有志者に會談して、其目的の在る所を聞くに若かすと決し、余は脫籍者にして何等の嫌疑なきを以て、其任に當ることゝなれり、而して尊攘の策たるや、當時有志者間に於て兩說あり、其一は幕府を改革し有志の諸侯をして幕府を佐けて尊攘の實を擧けしめんと欲する者、其二は幕府を討て皇政を復古せんと欲する者

是なり、因て問て云、兩說の中孰れを目的として會談すへきか、願くは一定の說を聞かんと、久坂は江戶に於て諸藩有志者の論する所を聞くに、多くは幕府を佐けて尊攘の實を擧けしめんと欲するに在り、之に從ふを可とすと論し、楢崎彌八郎は皇政復古に非されは尊攘の實擧かる可らすと主張し、佐世八十郎は默して言はす、然るに余は田中藤八と同行するに非されは、肥薩の境界に在る出水の關門を通過し難きを慮り、同行の意を田中に通したるに、其出發の日已に切迫し、兩說容易に歸一すへき見込なきを以て意見を述へて云、今日の目的は尊攘に在り、幕府を扶くるも討つも共に此目的を達するの手段方法に過きす、然るに之を固執して以て千載一遇の好機を逸することあらは他日臍を噬むとも及はさるへし、寧ろ其會談の任に當る余に一任ありては如何と、皆云、善しと、於レ是同二十四日萩を出發して深川驛に宿し、有田又四郎と稱す、

此の傳家錄に據つて、田上藤七・坂本龍馬の來萩するに及び、君等同志は松下村塾にて尊攘の畫策を論議し、佐幕勤王と討幕勤王との兩說あつて容易に決しなかつたことが知らる。そして玄瑞の日乘には正月元日に樺山三圓の書に接して奮興し、宿志を達するの吉兆となして之を喜びしことを記し、なほ二月十九日吉村寅太郎・本間精一郎の歸鄕を送つて萩の城外金谷に至り、天下の爲に盡瘁せんとし、其の抱懷するところを詳述せんとして明木驛に一泊せしめ、更に牟田大助の逆旅を訪ひ、胸臆を吐露して國事を談議したことが見え、また其の議を君等に謀つて眞五郎を薩摩に遣はせし趣意に合したる由を傳へてゐるが、未だ佐幕討幕の兩說あつた確實の史料をえない。其の玄瑞日乘の

二月十九日の條に次の如くある。

晴朝、蕭海より人遣し、只今御來光と申來る、即出浮候處、土州人吉村先在、吉村宿屋へ罷歸候後にて、久留米藩牟田大助と會す、是男は今年二十七歳にて、余程沈實樸毅の人と相考られ候、即肥後宮部なとより、予僕の名を聞き來るものなり、蕭海家にて午飯を喫し、夫より本間・吉村なと訪ふ、吉村南歸に付、送りて金谷橋まて至る、是所にて予曰、兄之來予未た見込之處も申上不レ申、兄果て爲二天下一盡力せんとならは、少敷談する事あり、明木驛に今夜一宿すへし、予明朝參上可レ仕、吉村諾せり、竟に是邊の金子屋某と申逆旅に投す、明木に參らぬは今夜中尋ぬる事あれはなり、夫より予亦引返し、牟田氏の宿、中野屋を尋ね、談數刻益其人の沈實を感す、此度薩州島津和泉千人の供張東上、此儀に付、大に談合する事ありて、余なとの堀を薩へ遣せし意と大に合す、是より心腹を一々吐露せり、今夜半彼吉村を尋ぬる事を約せり、

玄瑞既に薩摩・土佐・久留米三藩の有志に面晤して國事を談議したが、尋常にて宿望の遂行しがたきを察知し、竊に君を始め寺島忠三郎・增野德民・品川彌二郎・松浦龜太郎と相共に脫走して京都に出で、奸賊長井雅樂をいふを誅除して勤王の先驅となり、以て藩公尊皇の誠意を朝廷及び薩摩其の他の諸藩等に貫徹せんことを畫策した。是は玄瑞が其の胸裡を寅太郎・大助等に吐露したる翌日卽ち二月二十日のことであつて、玄瑞の日乘にも「佐世・寺島・德民・彌二・松洞なと逐々來會、皆我意に同す、是より爲二天下一脫走する論に決せり」とあるのである。是日玄瑞は更に君等に謀り、藩政府の要路にある前田

孫右衞門に東西の形情並に薩摩藩の奮起を說き、藩公速に歸國するにあらざれば、困難に遭遇せんことを陳述した。孫右衞門固より東西の形勢に鑑み、其の默止しがたきを察してゐた。そこで要路と共に之を商議し、北條瀨兵衞(後ち伊勢華)を東行せしめ、來原良藏を薩摩に赴かしめて各々其の事情を偵知せしめ、更に土屋矢之助を馬關に馳せしむべきに決した。かくて君は玄瑞・彌二郎及び久保淸太郎等と屢屢會合して國事を謀議し、二十三日良藏萩を發して九州に向つたが、瀨兵衞は未だ東上の途につかなかつた。玄瑞已に決心するところあるも、兵庫警衞の隊伍に加はつて事を籌圖せんとし、一書を裁して君に托し、其の員數を增さんことを孫右衞門に請ふたが、更に玄瑞以爲らく、瀨兵衞は藩公父子の中、其の一人を迎へんとし、長井雅樂と諍議して冠を挂ぐるのみに止まらんには寸效もあるなし、若し必ず藩公を迎へて歸國せんことを期せば、雅樂を殪すの決心なかるべからずと、そこで玄瑞は老臣宍戸備前(親基)に面晤し、所懷を吐露して辯論せんとし、二十五日孫右衞門を訪ふて其の斡旋を懇請した。孫右衞門乃ち玄瑞の旨意を諒解して之を約諾した。是日君は同志決策の企圖漸く切迫せるを以て、彌太郎と共に玄瑞を訪ひ、三人先づ松陰の墓に詣し、更に團子岩の高丘に遊び、放吟高嘯して各々其の思を抒べ、毫も介意なく、互に時事を談議した。會酒を一瓢に滿たして鰹節を肴となした。君戲れて曰く、鰹節は勝男武士にして吾輩勝利の兆なりと、同志皆哄然として歡笑した。越えて二十七日瀨兵

衞將に萩を發せんとしたので、玄瑞は時勢に關する意見書を草して藩政府に致した。是日同志もまた盟約書を草し、玄瑞及び中谷正亮・淸太郎先づ血判し、翌日君は龜太郎・彌二郎・德民と共に各々血判したのである。

君の遺書と和歌

君は事を遂げんとして米原八十槌と變名し、久坂玄瑞・中谷正亮等の同志と共に既に血判したが、生還の期しがたきを慮り、雙親並に弟姉妹に與ふる遺書を草し、且つ和歌をも詠じた。其の遺書は次の如くである。

一筆奉ㇾ殘候、私儀幼少より多病に而、既に死にも至り可ㇾ申被二思召一候事四度、且又夫のみならず落馬仕、其節より引續、今以足痛胸痛相煩申候而、實に一方ならぬ御心勞を掛、御兩親樣之御恩骨髓に徹し、元より筆紙に盡すべき樣無二御座一次第に御座候、左候處、昨夜已來胸痛も追々快氣仕候に付而は、尊公樣御かゝ樣にも御憂之御顏色も稍御とけ被ㇾ遊、私に置候而も、誠に喜悅仕、何卒是より孝行を以、私之任と仕、一日も御心を安め奉り度一念に罷在候處、御咄申上候通り之儀、俄に出來仕、何共國家之大事、此時に立至り申候上、且他國之人より大義相談に預り私共おそれおのゝき、他國之人に先駈をせられ申候而は、長門之面目も無二御座一、且數代御高恩之上々樣に背き、尊公樣御名にも拘り候次第にも相成申候間、乍ㇾ恐私ども數人申談仕、御法度を背き亡命仕、御勤王之先駈仕、京都におゐて奸賊を誅伐仕、君公御勤王之思召、天朝薩摩えも忽度相つらぬき候樣一命を投ち御奉公可ㇾ仕心底、何卒御察奉ㇾ祈候、誠に艱難辛苦之儀も御座候得ども、忠義之道地に落候を歎き、不孝之罪を不ㇾ顧、亡命仕候間、不孝之

罪何卒御免奉二願上一候、御かゝ樣えも此段とくと被二仰聞一、先年之病に果候と被二思召一候而、深く御愁傷不レ被レ遊候樣、是のみ誠に信實以て御願申上候、實に此等の事悦んで仕候儀、露ばかりも無二御座一候得共、武士之道無二詮方一次第、おかゝ樣とくと御合點之參り候樣被二仰聞一奉二願上一候、亡命後欠落之御屆奉二願上一候、私共數人亡命仕候は、決而政府にもおどろき申候而、君上樣連歸候議相決可レ申と拜察、左樣相成候得ば、誠に以死をも思ひ殘候事無二御座一候、申上度儀海山に候得共、盡ぬ名ごりに候故、書留申候、尊公樣始奉り、おかゝ樣兄弟中御氣分御大事被レ遊候事、偏に々々奉レ祈候、

一、血判狀之前文に此度欠落之次第、能々相認置申候、

一、私亡命已後は、長門浪人米原八十槌と改名仕候事、

一、刀壹本同志之者え遣申候間、左樣思召奉二願上一候、

一、借用之書物えはちり札付置申候間、夫々御返し奉二願上一候、

一、兼而足痛相煩居候事に付、別而御氣遣可レ被二思召一候得共、是は決而御懸念不レ被レ遊候樣奉レ祈候、内を出候節より、必死之覺悟に罷在候、

一、心事は私よみ候歌に而御察奉二願上一候、

一、足痛之儀に付候而は、神明え大願を懸申候必神明之御惠み可レ有レ之奉レ存候、

右相認候に付而は、實に涙胸に滿申上度事百分之一も盡し得申さず、前後亂文に相成居候間、御推讀奉二願上一候、

泣血再拜白、

頑兒八十郞

一誠

一陳、幾回も御用心專一に奉二存上一候、若討死仕候はゝ、其日追々相分り可ㇾ申候間、其日を命日に被ㇾ遊被ㇾ遣候樣奉二願上一候、

墓えは佐世八十良一誠墓と御書奉二願上一候、重富與三・國司仙吉え一書遣し度奉ㇾ存候へ共、心事且東裝多用に付、誠に乍二殘念一一書も遣し不ㇾ申候間、何卒宜御傳語奉ㇾ祈候、

家大人膝下

忠孝節義之道御修行肝要に奉ㇾ存候、寸分も忠孝之外に出候事有ㇾ之候而は、實に相濟不ㇾ申候間、何卒夜白是のみ御心掛專一に奉ㇾ存候、文武不ㇾ怠御修行可ㇾ被ㇾ成候、

吉田先生御著し被ㇾ成候書物、御讀可ㇾ被ㇾ成候、吉田先生御書被ㇾ成候士規七則と申者御座候、早々御讀可ㇾ被ㇾ成候、

吉田之書物杉に御座候間、御相談可ㇾ被ㇾ成候、

頑兒　八十郞拜

御父樣

御母樣　え

途中に而長井雅樂之出會仕候はゝ、其時こそ一刀兩斷、爲二國家一平生之欝憤相はらし可ㇾ申奉ㇾ存候、

佐世　八十郞改名

家大人樣　膝下

米原八十槌

かへす〴〵も御用心專一にぞんじ上まゐらせ候、以上、

私此たひ出奔仕候次第は、委細御とゝ様え申上置候まゝ何卒御力御落し不ㇾ被ㇾ遊候樣、是のみ偏に神かけ祈上まゐらせ候、偏に御氣ぶん御用心遊ばし、何とぞ御長壽御たもち遊ばし、ひとへに〴〵ねがひあげまゐらせ候、私事じつに御心に御かけ不ㇾ遊候樣奉ㇾ祈上ㇾ候、偏に〴〵に御用心肝もじに是のみいのり上まゐらせ候、目出度かしく、

八十郎

文久二年壬戌二月

御かゝ殿

私此たび出奔の一條は、くはしく御とゝ様より御きゝとりたのみ上まゐらせ候、くれ〴〵も御かなしみなされずやうたのみ上まゐらせ候、たゞ御とゝ樣御母殿御こゝろを御なぐさめ、くれ〴〵もたのみ上まゐらせ候、そもじ樣方、いづれもおん身御大事になさるべく候やうねがひ上まゐらせ候、女に生れ候而は、女の道をよく〳〵御かくごねがひ上まいらせ候、士の娘女房となりては、猶更御心がけかんもじにぞんじ上まゐらせ候、むかしよりの忠臣孝子烈婦貞女などの事、よく〳〵御聞とりたのみまゐらせ候、別而御氣ぶん御用心かんもじに存上まゐらせ候、かしく、

かへす〴〵も御とゝ樣御かゝ樣へ、よろしく御心添ねがひ上まゐらせ候、御用心〳〵、

八十郎

國司姉樣

一誠

重富おゆく樣

川北お糸樣

お瀧樣

此の書に國司姉とあるは國司右内の妻萬志子、重富おゆくとあるは妹伊久子で重富與三の妻、川北お糸とあるは伊久子の妹で河北一の妻、お瀧とあるは伊登子の妹で田中一介の妻となつた多喜子で、みな君の姉妹である。

御念御入偏に御願申候、身を强壯に致し置ず候而は、矢張不孝不忠に候間、御大事可レ被レ成候、幾向も御忠孝第一に奉レ存候、且御身體御念入、是又專一に奉レ存候、

文久二壬戌二月　八十郎一誠

二郎樣

三郎樣

此の書の二郎は後の山田頴太郎、三郎は佐世一淸でみな君の弟である。

また其の和歌に曰く、

父母の事し思へは丈夫の
　猛きこゝろも胸つふれぬる
大君の御爲めと思ひ切る太刀に

なきつくさめや醜のしこ草
涙にも色にもさすか武士の
出さぬこゝろはいとゝ苦しき

とある。古語に「惟忠惟孝」といひ、「奉二安君父一忠孝之至也」といひ、「貴二忠孝之兩全一」といへるも、國難に際して其の兩全は洵に困竭のことがある。君は常に孝養の念深かつたが、國事の爲め藩法に背いて將に亡命せんとし、雙親に對して衷心悲痛に堪へないのであるが、忠義の道衰頽して地に墜ちんとするを憤慨し、須臾も之を顧慮するの遑なく、暗涙に咽びながら此の遺書を草して死後のことに及び、特に吉田松陰の士規を讀むを勸めたが、和歌にもまた其の誠意を寓したのである。

周布政之助の東上と君等有志の登京計畫

かくて久坂玄瑞は宍戸備前の東上せんとするを聞き、三月六日先づ福原與三兵衛民世を訪ふて其の虚實を質だし、ついで東西の風說書並に長井雅樂の五罪辯駁書を懷にし、備前に面謁して大に薩摩藩奮起の狀況を說き、藩公の速に歸國あるべく盡力せんことを痛論した。曩に藩政府は世子の歸國を請はしめんが爲め、北條瀨兵衛を特に江戶に赴かしめたが、今また備前は玄瑞に面晤して其の所懷を聞き、益々長藩の機會を失はざらんことに傾注せるのみならず、逼塞の嚴命を受けて蟄居してゐた周布政之助もまた藩公の召命に接したので、直に萩を發して是月十四日江戶に馳せしめた。政之助の東馳に關

し、君を始め玄瑞等の同志は其の籌圖畫策あるのみならず、急に藩公の駕に從ふて歸國せるの持論あるを知り、大に期待するところあつた。蓋し藩政府がかゝる態度に出でたのは、固より東西の形勢が促進するところあるも、また君等同志の熱誠に斡旋せるもの與つて力あるのである。時に玄瑞は既に馬關に出で、土屋矢之助と共に薩摩藩士森山新藏(棠園)の來たるに會し、土佐藩士吉村寅太郎・久留米藩士原道太(盾雄)等と國事を議したが、是日(三月十六日)來原良藏薩摩より歸國し、其の探知せる九州の事情を詳述した。玄瑞大に喜び、藩政府をして益々奮興せしめんとし、翌日輿に乘じて星馳し、夜に入つて萩に歸へり、直に前田孫右衛門を訪ふて之を論議した。藩政府乃ち十八日良藏を東上せしめて京攝の事情を偵察せしめ、更に山田亦介(公章)・村田次郎三郎(忠之)をして、馬關にあつて他藩の應接を擔任せしめた。かくて良藏將に發せんとするに方り、時局に對する意見を聞いて資するところあらんとし、岡部富太郎をして玄瑞を招かしめた。玄瑞乃ち君及び楢崎彌八郎・寺島忠三郎と共に良藏を訪ひ、互に時事を論議して別れ、更に之に上京しうべく斡旋を歎願したのである。

君登京の宿望達す

君は藩政府の要路が漸次時局の應策を講じて施設せんとするの傾嚮に趨きしを察し、豫期の計畫を中止し、稽古人(文武修業の意)に參加して出京するを利となし、屢々之を請願したるも、未だ容易に許さるべくもなかつた。そこで君は、若し此の機を失して京都警衛の人員に加ふるを得ざれば、素志の水泡に

歸せんことを憂慮し、再び亡命を斷行して上京し、宍戸備前等に胸臆を披瀝して宿望を遂せんとし、三月二十日之が所懷を草して父彥七に致し、其の諒解を哀願した。其の書は次の如くである。

政府本氣相成申間敷奉ㇾ存候に付、大包書狀殘置、尊公樣奉ㇾ備二御覽一心底に罷在申候處、はからずも政府本氣に相成申候故、何卒稽古人數として差登候樣、度々相願候得共、差免不ㇾ申、此度、天朝御守護之人數に相洩候而は、何とも面目無二御座一次第に御座候に付、亡命仕上京、樣子次第備前殿其外ゑ相願、是非共人數差加被ㇾ下候樣可ㇾ申心底に罷在申候間、前書之樣子とは事變居申候間、何卒御安堵之程偏に奉二願上一候、再拜敬白、

三月二十日　　　　　　　　　　八十郎

家大人樣　膝下

君は吉田松陰が他人の行を悲歎するよりも、自彊して息まざるの優れることを訓戒したる語を引いて兄弟を誨諭し、誠心を以て雙親に孝養を竭すべきを冀ふて之を懇囑した。其の爲め兄弟に與へたる書は次の如くである。

呉々も人を悲んよりは、自らつとむるがよろしと、吉田先生之被二仰置一候事も御座候間、能々御考合可ㇾ被ㇾ下候、御母樣御氣分相之事大に氣に懸り申候、是は子供中誠心に而神樣ゑ心願をかけ、御病氣平癒相祈候樣御賴申候、御父樣御かんのおこらぬ樣、能々御氣を御付可ㇾ被ㇾ下候樣御賴申候、酒杯大被ㇾ遊候事、甚不ㇾ宜候得共、是も御氣に不ㇾ支候樣に皆々御氣を付可ㇾ被ㇾ下候、偏に〳〵御孝行是のみ、實に御賴仕候事、

文久貳年三月　　　　八十郎

兄弟中樣

此の文中に吉田松陰の語を引けるは、留魂錄に見えたる小田村伊之助・久保清太郎・久坂玄瑞三人に宛てたる書に「吳々も人を哀んよりは、自ら勤むること肝要に御座候」とあるのである。そして是月二十日老臣毛利將監（親詮）・浦靱負（元襄）は兵庫警衛地に赴き、更に天機を伺候し奉らんが爲に上京せんことを決し、また竹内正兵衛（勝愛）も藩命に依つて杉梅太郎（後ち民治）と共に萩を發して兵庫・大坂に向つた。そこで君は安座しがたく、脫藩して之に踵ぎ、將に萩を發せんとし、玄瑞及び彌八郎と共に孫右衛門を訪ふて、其の決心を告げた。時に孫右衛門は君等の爲に周旋せんとし、已に富太郎に東上の趣意書を出ださしめた。依つて君等三人は、此の夜孫右衛門を訪はんとしたが、會來客あるを知り、直に次の書を送つて趣意書を明旦までに草すべきを報じ、同志中に陪隷徒卒あるを以て、是等もまた東上しうべく斡旋を冀ひ、且つ從僕の旅費などに關して指揮を請ふたのである。

御多用中乍二御手數一、貴所樣御考之程被二仰聞一候樣、暮々御願仕度候、以上、

今霄は御客も有レ之御樣子に候得ば、態と御面唔差控申候、岡部などより被二仰聞一候趣承知仕候、趣意書明朝迄に相調參候事仕候、然處今日も申上候通、心腹打明し候朋友十人計も有レ之、中には陪隷輕卒なども一兩輩有レ之候間、

或は名目御付被レ下候や、又は自力願にして被二差許一被レ遣候や、此段爲レ念再應奉レ伺候、非常之時かゝる非常之御所置相願候、已上、

三月二十日

楢崎彌八郎
佐世八十郎
久坂玄瑞

前田孫右衛門樣　內啓

孫右衛門の斡旋大に力あつて、翌二十四日玄瑞は醫學研究の爲に兵庫に赴くべき藩命に接し、君もまた富太郎・彌八郎及び大和又四郎の四人と共に、劍槍銃陣修業の爲に同地に出張を命ぜられたので、卽日萩を發せんとした。かくて二十八日、更に君は玄瑞・彌八郎・富太郎及び中谷正亮と相共に覲負に從ふべき藩命を受けたので、茲に漸く東上の宿望を貫徹しえたのである。

旅費金策の苦心

初め君等が脫走を企圖せるに方つて、大に困窮したるは、旅費金の調達であつた。之には同志の久坂玄瑞及び寺島忠三郎・天野清三郎（後ち渡邊蒿藏）等も百方苦慮した。卽ち玄瑞の日乘三月朔日の條にも「晴佐世來話、午後玉木・久保に往く、夜寺島・天野など來る、金の一條には大困窮、英雄もこれには閉口せり」とあつて、同志の苦心が知らる。そこで玄瑞は翌二日靑木研藏を訪ひ、リセンド窮理書二卷

とブール小兒書二卷とを質となして、金五圓を借りる約をなした。同じく玄瑞の日乘に「二日晴、早朝靑木研藏を訪ひ、リセンド窮理書二卷ブール小兒書二卷を引替にして、五圓金借用致し云々」とあつて、金策に困苦したが、藩政府が修學の名にて、兵庫出張を命ずるに及びて、旅費支辨の顧念はなくなつたのである。

第九章　長井雅樂の周旋と君等の彈劾

○文久二年長井雅樂公卿間に周旋す

藩公の時艱救濟の爲に建白せる公武合體開國進取の畫策は、閣老の信憑するところであつて、將に其の周旋を毛利氏に委囑せんとするに至つた。（第八章參照）そこで長井雅樂は藩命を含み、文久二年三月七日江戸を發し、十八日入京して翌日議奏正親町三條實愛に謁し、關東の事情を詳細に縷陳した。是時雅樂は實愛の求に應じて、其の陳述の要旨を筆記せしめ、且つ藩公が幕府に進致したる建白書と共に甲

谷岩熊（初め毛利筑前の臣後ち正親町三條家の臣）をして呈出せしめた。實愛之を內奏し、二十一日を以て嘉納あらせられし旨を雅樂に傳へたのである。かくて雅樂は滯京して公卿の間に出入し、公武合體の周旋に盡瘁せしが、實愛更に之を召して近日朝廷攘夷斷行の叡旨を幕府に下し給はんとするを告げ、且つ藩公上洛すべき思召の內命を傳へた。時恰も雅樂は歸東の命に接してゐたので、此の內旨を奉じ、四月十四日京都を發してまた江戶に赴いたのである。

浦靱負君等を從へて東上す

是より先き藩政府は老臣毛利將監・宍戶備前・浦靱負に各々東上を命じたが、備前は疾に臥し、將監もまた故あつて行くを果さないので、靱負一人に急に京都及び兵庫に赴かしめ、君の父彥七を稽古人頭取として之に從はしめたのである。そこで彥七は君を始め久保淸太郞・楢崎彌八郞等の萩出發（前に出づ）に同行し、四月三日阿月（靱負の采邑）に至り、靱負を訪ふて指揮を請ふた。會風波烈しく、越えて六日靱負漸く解纜し、君の父子並に淸太郞・彌八郞及び楢崎仲介・境德藏・高橋與惣・中谷正亮八人の稽古人を從へ、十四日西宮に着した。彥七は靱負に請ふて一行と共に直に大坂に赴いたのである。

君等長井雅樂を彈劾す

初め君等が浦靱負に從ふて東上の途につくに方り、久坂玄瑞は先づ發して已に大坂にあつたが、長藩が勤王を以て自ら任じながら、輙もすれば薩摩藩に後れんことを深憂し、若し獨力尊攘に盡瘁する能はざれば、寧ろ薩摩藩志士を助けて報効の萬一に酬いんとし、京攝の間に奔走して長井雅樂の籌圖

を破壞し、諸藩志士と相呼應して大に畫策するところあらんとした。そこで藩政府は之を危懼し、再び玄瑞を歸國せしめんとの議があつたが、京都藩邸員は之を遮止した。蓋し君等を始め長藩少壯の士が、玄瑞に信頼することの深厚なるのみならず、薩藩其の他の諸有志もまた失望せんことを慮り、且つ列藩の事情を知るに便あるを以て、之を止留せしめたのである。時に雅樂は已に京都を發して江戸に歸へるの途にあつたが、君は東着の後に、玄瑞及び楢崎仲介・久保淸太郎・中谷正亮・楢崎彌八郎六人の名を以て、其の罪狀を列擧したる彈劾書を草し、大坂留守居役宍戸九郎兵衞に依つて之を要路に進致した。實に四月十九日であつて、其の全文次の如くである。

此度公武御合體御周旋御手切に相成、純然たる勤王之御所置有レ之候第一着は、長井雅樂か譎詐不臣之罪を正すに有レ之候儀故、浦大夫上京之上、早速三條・中山・大原其外之御名卿に謁せられ、委曲建白に相成、　天聽に相達候て、國是一定の基を立つへし、其言の大略に曰、私主人昨年以來、公武御周旋仕候は、時勢慨歎之誠心より發し候儀にて、幕府をして年來暴慢の過失を改めしめ、　朝廷の御正論を遵奉致さしめ候覺悟に候處、此事周旋中付候家來長井雅樂一已の取計よりして、奉レ對二　朝廷一種々失禮之言を申立、幕府に諛佞致し、終に　朝廷之御不平を蒙り、主人最前之旨意相貫き不レ申次第に立到り候段、誠以奉二恐入一候、雅樂之不心得故、右樣相成候儀とは乍レ申、私主人に於ては、何とも申分候言葉無レ之、誠恐誠懼の至に不レ堪候、乍レ去既往は不レ咎、來者は猶可レ追候間、私並在京之役人共申合是迄之周旋は丸々御斷致し、雅樂は嚴重に罪科に行ひ、主人早速上京仕、純然たる忠節を盡し、叡慮相貫

き、　皇威御回復に相成候樣有レ之度段、江戸表へ申遣候、此段諸殿下へ奉二申上一置候間、能々御亮察被レ遊、御序之節、可レ然　天聽に達し候樣奉二懇願一候と被二申分一、雅樂是迄之罪過、一々書取に相成、委細江戸表へ被二仰越一、即時御所置有レ之へし、其罪條に曰、　朝廷を蔑如し、公卿を籠絡せんとせしめ、君上を奉レ欺、老臣を侮慢せし事、

午歲御直書を以、勤　王之御盛意御示被レ爲レ遊、士氣奮興近時稀なる事に候處、雅樂歸國仕、士氣を沮み候事、

吉田寅次郎赤心誠忠の者に候得は、雅樂樞密に居いか樣にも取計ひ振も可レ有レ之候處、關東に引渡候事、

去年五月江戸へ下り候節、若殿樣之御盛意を一言之下に奉レ挫候事、

同九月花岡驛にて上樣〇公を稱す御不快之節、御家來一統之御氣遣を不レ顧御東駕を促し候事、

牽强附會の書面を以、君上之御方寸と唱へし事、

安藤・久世を己の助となし候事、

君上並御末家樣老臣を閣き、自儘に柳之間へ出候事、

百五十石を先知に返し引米を返し候事、

嶋田左近・三浦七兵衛抔と度々密談致し、賄賂內簡等取替せし事、

稽古人數を籠絡し、自身の警衛となせし事、

薩藩此度大學有レ之候とも、在京の武士を以て防き留候と、公卿へ申出、薩藩之怒を請候事、

右之罪條一つ有レ之候迚も、中々御寛待難レ有レ之儀に候處、右數十條相重り候上は、一身を寸斷致す共、足り候事にては無レ之候得共、格別之御惠みを以、家門斷絶は不レ被二仰付一、身柄切腹被二仰付一候條、左樣相心得候段、御沙汰

相成、公然御所置可レ有レ之候、此手下し無レ之ては、上樣如何程之御忠節御立被レ遊度思召候ても、朝廷に於て決して御信任有レ之間敷、天下有志之者必す承知不レ仕儀と奉レ存候、是を第一着の策とす、

四月十九日

久坂玄瑞
佐世八十郎
楢崎仲介
久保淸太郎
中谷正亮
楢崎彌八郎

寺田屋事變と君等の關係

是時に方り、島津久光は已に東上して兵庫に至り、其の臣西鄕吉之助隆盛・森山新藏・村田新八經滿を疑ふて各々歸國を命じ、進んで大坂に着し、令を藩士に傳へて諸浪士と妄に會合するを戒飭した。當時大坂に來集せる諸藩の志士數百人に達し、みな久光の入京に隨從せんことを切望せるものである。久光之を慰諭して其の大半を大坂に稽留せしめ、やがて自ら入京して公武合體幕政改革に關する要旨數條を前關白近衞忠房・議奏中山忠能等に建言した。朝廷之を嘉納あらせられ、姑く滯京して浪士を鎭撫すべき勅旨を久光に下し賜ふた。そこで薩摩藩士有馬新七正義等の徒は、久光の態度に不滿を懷き、竊に浪士田中河內介綏猷・小河彌右衞門一敏等に謀り、關白九條忠尙・京都所司代酒井若狹守忠義を芟除し、

諸侯を覺醒奮起せしめて尊攘の大義を天下に明示せんとし、將に十八日を以て事を擧げんとしたが、齟齬を生じて之を二十一日に延べた。宍戸九郎兵衛・竹内正兵衛等は常に大坂に集合せる浪士の行動に傾注せしが、其の大擧に出でんとするを探知して、二十一日之を浦靱負に急報し、星馳入京して輦下に駐衞せしめた。靱負は卽夜武裝して入京し、翌二十二日諸士を招集して戒諭し、更に警衞服務の部署を定めて二となし、其の一を前後兩隊に分ちて各隊を六伍とし、他の一を一隊十六人とし、君父子を始め久坂玄瑞・久保清太郎・中谷正亮・楢崎彌八郎・楢崎仲介・天野清三郎・岡部富太郎・財滿百合熊等を之に屬せしめ、別に靱負の手兵を參加せしめた。是時靱負の君等に戒諭したるは、藩公の趣意書を演說せるにあつて其の文次の如くである。

各事此度各別之御詮議筋を以、文武修業として兵庫表被二差越一候に付而は、別而萬端謹愼之心得可レ有レ之段は不レ能レ申、惣而御陣屋詰居中一統嚴肅を第一にして、麁暴之振舞堅相禁、謹而御下知可レ被二相守一候、

一、詰居中他藩之付合堅被二差留一、別而此度之儀は他藩より幾多人數可二罷登一に付、諸事混雜無レ之樣嚴重被二仰付一候間、萬一先方より名差候而相尋候共、其趣早速申出、差圖を可レ被レ受は勿論、書狀等にても、私に取遣り堅被二差留一候事、

一、此度御人數被二差出一候儀は、兼而　朝廷御尊奉之　御趣意を以、萬一　帝都近く非常有レ之節、御警衞被二仰付一

儀に付、於二他藩一はいか樣之處置有レ之候共、一向被レ致二管係一間敷候、若不心得之族於レ有レ之は、重く可レ被二相咎一候事、

右之外、兼而被二仰出一候御觸達之通、可レ被二相心得一候事、

戌四月

之に據つて君等を入京せしめし主要は、闕下の警衞にあるも、薩摩及び諸國の志士相結合して一擧に出で、不測の變あらんことを慮り、常に謹肅を堅守せしめ、妄に他藩人に面接するを嚴禁したることが知らるのである。かくて志士未だ豫定の期日に事を擧ぐること能はず、翌二十三日新七及び橋口傳藏兼備等は、淀川を泝つて晡時伏見の寺田屋に會し、諸藩の志士もまた相踵いで至り、將に勃發せんとして風雲頗る急であつた。久光先づ之を探知し、其の臣奈良原喜八郎繁・大山格之助綱良・鈴木勇右衞門重高等を遣はして新七等の義擧を諭止せしめ、若し肯んぜざれば已むなく之を討伐せしめた。そこで喜八郎等は直に寺田屋に赴いたが、忽ち爭鬪して遂に新七・傳藏等八人を斬斫した。所謂寺田屋の事變は是である。此の義擧に、君を始め玄瑞・忠三郎・正亮・彌八郎・清太郎・清三郎及び入江九一・品川彌二郎等二十四人が氣脈を通じて應援せんとしたことが、新七の同志彌右衞門記述の義擧錄に見えてゐる。蓋し常に尊攘の大義を唱道し、忠憤の欝結せる君等に、其の事のあつたのは、推測首肯し得ら

君等長井雅樂の獻言を駁論す

ると共に、また各々藩公の訓諭を嚴守して輕卒に赴趨せざつたことが、想知せらるのである。

曩に北條瀬兵衞は江戶に赴いて藩地老臣の意見を進言したので、世子は之を納れて幕府に歸國の暇を請ひ、其の允許を得て四月十三日櫻田邸を發した。會二十二日長井雅樂歸東し、正親町三條實愛の傳へたる內勅を藩公に進致して京狀を復命した。時に周布政之助は已に江戶にあつたが、東西の形情に鑑みて之を兼重讓藏一愼に謀り、藩公の雅樂が進致せる內勅の旨を奉じて直に西上せんことを決し、二十四日其の準備に關する要項を具して之を禀申した。藩公其の議を容れて上洛の意を決し、先づ在京の井上小豊後に之を報じ、內旨の辱きを朝廷に拜謝し奉らしめた。かくして雅樂の奔走盡瘁せる公武周旋は、時態に乖背して到底貫徹すべくもなく、其の情勢が大に衰替したのである。されど君は久坂玄瑞・久保清太郎・楢崎彌八郎・中谷正亮・寺島忠三郎等の七人と共に、極力雅樂を排斥して尊攘の趣旨を確定せんとし、嘗て陳疏したる建白の概要を草し、正親町三條實愛に呈出せる其文を抄出して逐次駁論し、二十七日更に之を長藩京邸の要路に致した。其の全文次の如くである。（一字高く抄出したるは雅樂の獻言文にして其の一字低きは玄瑞等の駁論である。）

數百年之太平武道地に墜、武備廢弛仕候より、一旦黠夷之虛喝に驚き、輕易に條約を相結ひ、終に今日に至り候事、口惜次第に候得共、是以太平之餘弊、今更論辯仕候とも其詮無レ之、

右は午夏達勅調印之事件を何事もなけに申取り、今更論辯仕候共其詮無レ之と申文言、奉レ對ニ朝廷ニ恐多事也、午春御老中堀田備中守殿上京、懇願之趣御聞濟不レ被レ遊、却て諸藩之赤心聞召れ度との勅命下り、備中守殿關東へ歸着之上、叡慮之趣諸藩へ御達有レ之、諸候方御建白之最中、六月英船江戸海へ入港致し、同月二十一日關東政府達　勅調印有レ之、英夷清國之軍に打勝て、其勢盛にして應接六ケしく、依レ之　叡慮御窺に不レ及條約御調印被レ成候儀、御斟酌に被ニ思召ニ候得共、無ニ御據ニ次第、御恕察奉レ願候と申御書面有レ之、猶此時京都に於ては、主上日々紫宸殿出御、御祈禱被レ遊、數百年來、例少き公卿　勅使を伊勢・石淸水・加茂へ發遣に及ひ、嚴重なる御祈禱有レ之關東に於て、御三家御家門方にも御示談無レ之、國家之大事を幕吏數員之私論を以、條約御取換はしに相成候始末、古今比類なき奸邪之振舞、纔之兩三艘之英船、暴慢を募り候迚も、京都へ御窺之隙無レ之、御三家御家門方へ御示談之隙無レ之と申事、絶ニ言語ニたる申分にて、其罪科輕からす候處、今更論辯仕候共、其詮無レ之と申文言は、乍レ恐君公を幕府奸吏之說客と致し、奸吏達　勅之大罪を、僞辯を以辯解して、其儘に通し置度と申意味に相成申候得は、伊勢神宮　朝威を御輕蔑被レ成候筋に相當候、若此道理を以て、　天朝より御不審被ニ仰出ニ候はゝ、何とも御申分有レ之間敷、恐多き事共なり、

關東に於ては一旦外國へ對し、御條約相濟候儀を無レ筋御破壞相成候ては、忽ち戰爭之門を開き云々、

右言上之趣、幕吏達　勅之罪狀を相糺不レ申、外夷之勢を張大にして　朝廷を恐嚇し奉る事、其罪輕からす、古より興亡之跡を見るに、其興る國と亡る國は甚し、其世を同して興亡之隔あるは、大平之人なれ共、唯刑政之正不正によりて興亡之差別ある事なり、假令外夷に私事して其號令を奉するとも、刑政の不正なれは、遂に其術中に

陷りて、社稷滅亡する事疑なし、若刑政正しく國是相立ときは、太平之人を以、百戰之軍と挑戰すへし、此段尤幕吏違　勅之罪を申分けせんとする底意顯然たり、誠に深遠之　叡慮、既往御咎なしと申事、如何なる儀なるや、午八月關東へ被二仰出一候、　勅書に、有司所存御不審に被二思召一候と有レ之御文言、既往御咎之御文言なり、されは午十二月廿八日、御老中間部下總守殿參內之節、夷狄打拂被二仰付一由之處、武備不調之旨を申上、五ケ年之猶豫を被二相願一候へは、姑其儘にて御差置被レ成儀と恐察相成候、然るに御國內異議を生し候ては、御大事と思召候而已に可レ有レ之とは、　朝家を輕し奉る誣言なり、午歲以來、於二　天朝一御國是御徹底被レ成候事にて、異議と申事は關東違　勅致し候輩之私論也、

當今於二關東一御條約相濟候儀、京都には一圓御不納得之御事に候得は、關東にて容易に御國體を御動しと之趣を以、假令御取糺有レ之候とも、御國內而已之御事にて、外夷へ對し御口實とは相成間敷、其故は　皇國三百年來、御國內之御政道は、關東御委任と相見、外國へ對し候ての御駈引も、悉皆關東より被二仰出一候得は、外夷共關東をは　皇國之政府と心得候は、尤之事にて、其政府にて條約調印相濟候へは、同盟之國と心得候事、是又無二餘儀一事に候、右建言之通、平生之御政道は、亂世後關東にて御駈引被レ成候得共、國家之大事に至り候ては、逐一奏問　天氣を伺ひ候事故、御老中をも御上せ被レ成候也、若外國向之儀は、　朝廷に於ては、御關係不レ被レ遊と申事ならは、始より御窺には及申間敷候、且亦外國關東を　皇國の政府と相心得候とて、　幕吏私約を徹底せしめ、　皇國覆沒之難を御傍觀可レ被レ成謂れなし、若外夷不レ信の名を以て申立候はゝ、不信の罪は幕吏に引請させ、刑典を御正可レ被レ成事なり、然るに關東外夷へ面目を失ひ、浩然之氣を餒し候抔と有レ之事、全く幕府之奸吏に交通し、其說客

と相成、其達　勅之大罪を淫辭邪論を以て申消、幕吏に媚諂ひ、又幕吏之勢を借り、己か立身出世を謀る者之奸計にて、更に君上之御後難を不レ顧、累世重恩之主君を餌にして、不義の富貴を得んと相謀候事、可レ惡々レ々、關東にて午夏魯夷應接之節、彼より幕吏へ對し、　皇后皇太子抔と認めて物品を獻せしに、幕吏甘んして是を受候事も有レ之、關東にて外夷へ對し、日本國王抔と被ニ相唱一候事も間々有レ之故、恐多くも　天朝之尊事、外夷共に通徹し不レ申、山城國王又は擁ニ虚器一居ニ山城一なと、外夷我國之事を記したる書にも相見申候樣に成行候事は、偏に幕府倨傲、　天朝の尊を知しめさる事より起る次第にて、天下志士の怨泣する處なるに、今何心氣も無く、御國內而已之御事にて、外夷へ對し御口實には相成間布抔申候事、痛憤切齒に堪へぬ事ならすや、朝鮮國抔も往復書には、必唐山天子を引き、自ら榮とする事、如何にも尊奉寅恭之意に候へ共、方今外夷へ對し、　天朝の　御叡慮何所までも、相貫き不レ申ては不ニ相叶一候は、申迄も無レ之候、

皇國海路に熟候事故云々、

此段は近年防夷建策之者之申立たる內を盜み取、其前後を削りて　朝廷を恐嚇し奉る策となす、主戰を以て勝を收め、和親を以て其國を亡す、此論豈片紙剩册の能く盡す所ならんや、淸國道光の大敗、近年の連勝亦明徵之一に非すや、且二三千の兵を以て、陷るへしと云ふ夷人の大言は、固より證とするに足らされとも、今の幕吏をして是を防かしめは左も有へし、智勇の士局に當らは、彼百萬人を以て來るとも倘可ならむ、

京都之擁護實に心許なし云々、

此一段にては　朝家を恐嚇し奉り、其陰謀を遂むとす、此故に天下有志の士をして、我藩を惡む事、彥根を惡む

か如くならしめん、

鎖國と申す、三百年來之御掟にて云々、

島原一亂以前、夷人とも內地へ滯留差免され候儀、亂世の餘、制度未ㇾ調也、中古歸化の異人に、田地下され候儀は、當時人民不ㇾ足土地曠闊なれは也、京師に鴻臚館を被二建置一候儀は、海外我屬國多く、來貢之者絕されはなり且隋唐には使幣相通し、重禮したるも、彼に恐嚇暴慢せられて、畏縮してゐたる儀にあらす、伊勢　神宮之御誓宣には何と謂るや、或は　天照大神を祭り奉る祝辭に、大繩を引よする如く云々とあるを證とするにや、共祝辭之意は、我　天朝は　天祖の御末にて、世界の主におはしませは、往々時運到來して、四夷八蠻の者共貢を奉り、中古三韓の酋長等か馬飼部となりて仕へ奉りし如く此處脫文あるへし、蹂躪せられて、千古の恥辱を取り、違　勅の罪も外夷の爲に云消して論せさる程の耻辱を蒙りなから、鎖國と申儀は　神慮に不二相叶一とは何事そや、如何にも中古三韓の如く、今の醜夷共、馬飼部となつて仕奉り候はゝ、祝辭の意にも叶ふへし、今洋夷の爲に衣食器物を海外に載去られ、貧民飢寒　天子宵肝無前の國辱を蒙る事、神慮に叶ふとせんや、此一段最も　神威天威を畏れ奉らさる大不敬之罪遁れ難し、君公兼てより、　朝廷御尊奉の御誠意に背き奉り、　御祖宗の御遺法に背き奉る事、恐懼に堪へす、

當時に於て、攻守の勢を張候儀第一御急務と奉ㇾ存候へは、仰願くは神祖の思召を繼せ給ひ、鎖國之　叡慮思召變へられ、　皇威海外に振ひ、五大洲の貢悉く　皇國へ捧け來らては赦さすとの御國是、一旦立せ給はゝ云々、

右文章半含半吐の如くにして達せす、如何となれは、攻守の勢を張る時は、攻るを以て守るとすへし、然るに　神

后の御跡を蹈み候はん事、是又下策に出へき勢ならは、今攻守の勢を論すへからす、夷狄の恐嚇に畏縮し、寧ろ勅命に違ふとも、夷狄の號令に背き難しと云程の國辱を受、夷狄に制御せられては開港し、四民衣食を失ひ候事、攻守の勢を張と云へけんや、且鎖國の　叡慮思召變へられ、　皇威海外に振ひ、五大洲の貢、悉く　皇國へ捧け來らすは赦さすとの御國是を立せ給はん爲に、　勅命を以て開港交易被ニ仰出ー、急速に航海御開き、彼か巣穴を探り黠夷の恐るゝに足らさるを士民に知らしめ、漸次に　皇國の御武威を以て、五大洲を横行仕候はゝ、彼自ら皇國の恐るへきを知り、求めすして貢を　皇國に捧け來らん事、期せずして待へく候とは何事ぞ、　御國威を海外に振ひ可レ申事は、御內治刑政の嚴肅に在り、上下を欺罔して　朝憲を蔑にし、三家家門有志の諸公方より、地下之者をも無實之寃罪に陷らしめ、違　勅して外國と調印し、國家之覆沒を招き候奸吏を差免候程之刑政廢弛にして一旦航海御開き相成候迚、五大洲悉く來りて貢を奉すへき謂れあらんや、然るを年を期せすして可レ待とは餘り甚しき誣言にて、　天朝を欺き奉らんとする事、嘆かはしき儀なり、其底意を察するに、　勅命にて航海御開き相成候時は、午歳幕吏違　勅調印之大罪も、まつ相流れ可レ申と謀りたる奸計にて、幕吏の說客たる事明らかなり、

關東には、京都を御暴論と厭はせられ候云々、

違　勅調印之儀も、急速御咎なし、亦五年之猶豫を願ひ奉れは、是も御免に相成、御國內一和之爲に、　姫宮御移轉を願ひ上れは、是も御免に相成、寛容に御接待被レ成、只々　皇國之御威光不ニ相損ー、四民貧困して衣食を失はさる樣にと、御國是御徹底被レ成候儀とし、（此處讀下しがたし、落字あらん）奸黨を除き候外、四海人民誰か是を御暴論と申奉るものあらんや、

急速航海御開き云々と　勅命之趣、列藩へ臺命を被レ下、御奉行之御手段有レ之へく云々、
前文に　皇國三百年來、御國內御政道關東へ御委任と相見候へは、京都之御不納得、夷狄へ對しては申立難し、然は外國之事件京都御關係相成間敷と申意を巧みに申取、此段航海御開き之儀は列藩へ之御達なれは、尙御國內之事件に相屬申候と云ふ意にて、　勅命を申下し、正義之諸藩を相支へ、幕吏を援け、是等之僞辯を以恐多くも　朝廷を欺き奉り、君公平生之御忠志を空敷して、不忠不義之惡名を蒙らし奉る事、忠憤に堪へす、午歲夏　勅問に被レ成ニ御對一、御書取之趣と甚しき相違也、且同年七月十八日御內々之御直書にも、近來諸夷致ニ上陸一、　皇國を輕んし候儀、日々相加り候付、　朝廷より被ニ仰出一候次第を、關東にて私意を以て、種々之道理を付、御遵奉無レ之抔、被ニ仰出一候事有レ之候處、此書何等之妄誕ぞ、幕吏違　勅之罪、天地之不レ容所なるに、百方廻護し、恐多くも聖明叡武之　叡慮を動し奉らんとの奸計、是亦私意を以、種々之道理を付候事にては無レ之哉、若此書取君公之思召より出候はゝ、此趣御家來中へも御達し可レ有レ之に其儀なく、是亦君公之思召も相僞り、幕吏に密交して不義之榮を得んと、相謀る之所爲と被レ察候、此書取趣意歸着之處、　神慮古制をも僞辯を以てあらぬ方にこぢ付、攻守之勢を張抔と大言を放ち候へとも、攻守之所置は下策と差置、唯偷安苟且に航海を致候而已にて、其實は航海御免に相成候へは、先年幕吏違　勅之罪も相流れ可レ申と企たる物にて、幕吏之爲に游說して、幕威を以て不義之立身出世を希望致候處其底意にて、君家之御危難を聊顧みす、不忠不義之奸賊之所爲と明白に相見候故、君公無實之御惡名を除き奉らんと、あら々々其條件を揭け、辯駁する事前文の如し、

文久壬戌四月廿七日　　久保清太郎

楢崎彌八郎
久坂玄瑞
佐世八十郎
中谷正亮
楢崎仲輔
福原乙之進
寺島忠三郎

此の論難攻撃の中にて、鴻臚館時代の往昔と今日の開港とを同視したる辯駁は、事頗る重大で長藩京邸員をして益々雅樂の行動に反對ならしむる近因をなしたる觀があるのである。

内勅並に奉答に對する君等の進言

是時に方り、世子は西上の途中にあつたが、二十八日大津驛を發し、日岡を經て京都河原町の藩邸に入つた。越えて晦日、議奏中山權大納言忠能は浦靱負を召し、世子に賜はつた勅旨を授けた。其の文に、

其元此度通行に付、暫於二京都一滯在之樣、賴思食候儀は、元來其家之儀者、元就卿被レ重二朝廷一候儀共は、今更御沙汰も事親候、右等御由緒も有レ之兼々殊に思召も被レ爲レ在候處、先達而父大膳大夫戎夷跋扈御國威淩巡之儀を被二相歎一、勤

王之志を主とし、幕府を助け至治之基本を被レ立度趣意に而、柳營に申談之上、公然と
公武之御間に被レ爲二周旋一、全く
叡慮之被レ爲レ向候處、幾重にも丹精可レ有之趣、以二家臣長井雅樂一、委曲之事情、內々言上、國忠之段深く
御滿悅被レ爲レ在候、然る處、雅樂儀俄に歸府に付而は、大膳大夫建白之旨趣、未レ致二徹底一
御殘念に、
思召候處、幸其元上京に付而は、父朝臣之深意に隨ひ、程克周旋可レ有レ之御依賴　思召候、此段內々可二申達一との
御沙汰候事、

但、當時浪士蜂起鎭靜之處、內々島津へ
御沙汰被レ爲レ在候得共、其藩に屬候輩も不レ少旨に付、同樣取締並方今非常之變、何時可レ生も難レ計形勢候、其節
者薩州と力を合、可レ有二鎭靜之計一、是又
御沙汰被レ爲レ在候事、

とあつて、父敬親誠忠の深意に從ふて公武の周旋に盡瘁すべく御依賴あらせられ、且つ薩藩と協力して浪士の鎭靜に任じ、非常の變に備へしめ給ふた。依つて五月朔日、世子は次の書を忠能に上つて勅旨に奉答し、更に朝意を伺候した。

一、叡慮之被レ爲レ向處丹精仕候儀、大膳大夫兼而之所レ志に御座候處、長井雅樂歸府に付、建白之旨趣未レ致二徹底一

御残念に被ニ
思召一候段、何共奉ニ恐入一候次第に御座候、右不徹底之儀に付而は、何ぞ御入割之趣共無ニ御座一候哉、其段委細
被ニ
仰聞一候はゝ、早速大膳大夫へ可ニ申聞一と奉レ存候事、
一、大膳大夫深意に随ひ、程克周旋可レ仕旨、長門守力之及ひ精勤仕度奉レ存候得共、部屋住之身分、建白一條においても委細之次第承知不レ仕儀に付、唯今御請申上候様難レ仕、早速大膳大夫へ可ニ申聞一候間、暫之間御猶豫被ニ仰付一度奉レ願候事、
一、浪士輩之儀は、可レ成丈取締可レ仕候得共、意外之儀は心底に不レ任候付、其段不レ惡被ニ
聞召置一可レ被レ下候、
一、非常之變は、乍レ纔人數相帥ひ居候付、薩州と精々申合可レ奉レ安ニ
宸襟一奉レ存候事、

此の奉答があつたので、五日忠能再び靫負を召して、次の如く朝旨を世子に賜はつた。

一、國忠之段
御滿悅之事、
一、父朝臣深意に随ふ事、
右は長井雅樂演舌を以言上に、大膳大夫戎虜跋扈御國威逡巡を被ニ相歎一候而、外藩幕府之政事に不レ携制禁も有レ

之候處、其儀に不ㇾ拘諸有司を說得し、公然と
官武之御間に周旋之事、君臣之名分を正し先年來違
勅之廉、田安中納言上京御理可ㇾ被ニ申上一周旋可ㇾ致との事、
年來御國政關東え御委任に被ㇾ爲ㇾ泥、幕府諸有司之存意を
御斟酌被ㇾ爲ㇾ在、節角之思召をも宛曲に被ニ仰出一候故、
叡慮之御旨、徹底不ㇾ致のみならす、却而
公武之御間柄如何之儀出來致し候故、此後は何事も斷然と可ㇾ被ニ
仰出一候、左候はゝ、諸有司も恐入拜服可ㇾ致、何事も斷然と被ニ
仰出一候はゝ、主人は素より雅樂も
叡慮之被ㇾ爲
向候處に隨ひ、幾重にも周旋可ㇾ致との事
一、建白之旨趣未ㇾ致ニ徹底一御殘念に
思食之事、
右は長井雅樂半途引戾しに相成候者、全於ニ關東一安藤對馬守再出以下幕政不正に付而は、大膳大夫周旋之路も塞り候に付、右周旋も辭退之由、就而は關東へ建白之趣意不ㇾ致ニ徹底一候而、忠誠も空敷相成、御國是も難ニ相立一段を御殘念に

思召候事、

但、長井雅樂差出候建白之儀は、先御國是右樣之御事に而も可レ有レ之哉、試に書取差出候迄之儀に而、朝議は勿論、上列藩より下芻蕘に至る迄、高等之說有レ之候はゝ、其說に隨ひ違議無レ之候旨言上候、但右建白中、朝廷御處置、聊謗詞に似寄候儀も有レ之

御懸念も被レ爲レ在候得共、是等は主人上京候はゝ、委細に御辯解可レ被レ爲レ在候、併開國航海之儀は、第一御國體變動不二容易一儀に付、輕易に

叡斷難レ被レ遊、天下之衆議被二聞召上一候上之御事に可レ有レ之と御沙汰候事、

一、浪士鎭靜之事、

右は浪士勤

王之心を以て蜂起候を、被レ惱二

叡慮一候にて者無レ之儀、申迄も無レ之候へ共、

叡念も被レ爲レ在、關東へ被二仰付一候儀有レ之候處、自然暴發等有レ之候ては

叡慮之處も齟齬に付、只々

朝廷之御處分を鎭靜に相待候樣にと之事、

是時京攝間の尊王攘夷の論は、日に激烈に趨いて諸藩の有志も、また雅樂の苦心奔走せる公武合體の

周旋を憚ばざるものが多くなつた。其の爲に廷議漸く動搖し、世子の朝意を伺候したる勅旨に、雅樂の呈出したる建白中に、朝廷の處置を聊か誹謗せるに似寄たる文詞ありと懸念あらせられ、開國航海は國體の變動なるを以て、輕易に叡斷遊されがたく仰出さるに至つた。依つて君は玄瑞・清太郎・正亮・彌八郎四人と共に、此の內勅並に奉答に對する御趣旨を考慮し、雅樂の專斷逃れがたきを察し、速に開國航海の畫策を改めて叡慮の向はせ給ふところに隨順し、江戸藩地兩政府の廟議を一決して國是を確定すべきの急務なるを論じ、其の意見を要路に進言した。是れ卽ち次の如く「御內勅並御分解書提要」と題し、五月朔日の內勅並に同五日の奉答分解の主要を提出して其の意見を開陳し、廟議の一體となるべきを促進したのである。

御內勅並御分解書提要

五月朔日御內勅之文中、父朝臣之深意に隨ひ程克周旋可レ有レ之御依賴思召候、

五月五日御分解御書取文中、外藩幕府之政事に不レ携制禁も有レ之候處、其儀に不レ拘諸有司を說得し、公然と　官武之御間に周旋候事、

君臣之名分を正し、先年來違　勅之廉、田安中納言上京御理可レ被二申上一周旋可レ致との事、何事も斷然と被二仰出一候はゝ、主人は素より

叡慮之被レ爲レ向候處に隨ひ、幾重にも周旋可レ致との事、
此文言中には斷然と被二仰出一候節、自然差支へ候者有レ之時は兵威を以、屈伏致さしめ可レ申、別意味相含候、
若此心得無レ之候而は、何事も斷然と被二仰出一候樣にとは難二申上一候、
右御分解之二件、則ち　君上之御深意と被レ認候處也、此深意に隨はせられ、世子公程克御周旋可レ被レ遊旨　御
內勅と相見へ候、
五月朔日御內勅御添書御文中、方今非常之變何時可レ生も難レ計形勢候、其節は薩州と力を合せ可レ有二鎭靜之計一、是又
御沙汰被レ爲レ在候事、
此一ケ條別段、　世子公に被二仰付一候、　御內勅と相見へ候、然れは只今之内より御手都合被二成置一候はては、
火急之御間には合申間布候、

とあつて、次に

本月朔日中山卿より御渡しに相成候　御內勅之御趣意を、御分解被レ成候御書取、同月五日御渡しに相成候御文中、
右は長井雅樂演舌を以言上、大膳大夫戎虜跋扈御國威逡巡候を被二相歎一候而云々、
叡慮之被レ爲レ向候處に隨ひ、幾重にも周旋可レ致との事と有レ之、一段之言上は御尤千萬なる御國忠に候得共、其事
體甚重大にて、君臣一致御國力御整不レ被レ成候ては、假令君公御直にても、容易に御出言遊し難き程之御事體なれ
は、地江戶兩政府御廟論を合し、御評決之上にて、長井雅樂上京被二仰付一候儀に可レ有レ之候、然るに　君公御使被レ
命候御大義を不レ顧して、奉レ對二

朝廷一申分も御座あるましき程之私意之書取差上候事、公を借り私を營み、其口述言上之趣とは、黑白之相違に相成候、若又雅樂私之書取差上候得共、朝議御動なく、在京長引候內に、不レ圖も薩州樣御建白相始り、諸浪士競起り、天下形勢危急に移り、於二 御當家樣一も、幕政不レ正御改革無レ之御周旋御斷に相成候に付、無レ據京地引取候砌、雅樂一時之私意を以、右之通重大なる儀、言上致し候儀にも候はゝ、專權之罪難二相逃一假令右之通御趣意は 公上御直に御建白□[蝕]事に思召候とも、先以御國內之兵力御考被レ遊、 御廟議一決之上ならては、御出言被レ遊かたき程の事體に候所、雅樂儀一价之御使蒙り候迄に而、自分一己之了簡を以てかゝる重大之儀、奉レ對二 朝廷一申上候事、 公上諸有司をも不レ憚筋に相當り可レ申候、然れは此大難之內、是非共一難は相遁れ難き儀に候得は、是等之處篤と御廟議無レ之候而は、如レ此大事之御時節、群有司銘々之存慮に任せ候樣に相成候而、御國是一體に相成不レ申、必敗之基に有レ之候、當月朔日之 御內勅並五日御分解文中に而雅樂口述言上之通、既に 御內勅に相成候得は、君臣之名分を御正し被レ成、先年來違 勅之廉は、田安中納言樣御上京御理被二申上一、且又 叡慮之被レ爲レ向候處、幾重にも御丹精に御周旋被レ遊候儀、既に 御當家樣之御國是と相定り候樣奉レ存候、若し是等之廉に異論有レ之候時は、乍レ恐御違勅之筋に相當り可レ申と深く恐懼仕候、當月五日御渡し有レ之候御分解御書取に、開國航海之儀は第一歸國中變動不二容易一儀に付、輕易に 叡斷難レ被レ遊、天下之衆議被二聞召上一候上之御事に可レ有レ之と御沙汰相成候得は、已來午歲違 勅開國航海之論申張り候者は、屹と御差止め可レ被レ成候、殊に 朝議は勿論、上列藩下蒭蕘に至るまて、高等之說有レ之候はゝ、其說御隨ひ御違議無レ之旨、言上に相成居候得は、天下之衆論被二聞召一候上之御事と被二仰出一候儀を、得失徹底之見込も無レ之、開國航海之說は相成申間敷候、若し時勢に相觸れ候御廟議之廉も有レ之候はゝ、

早速御改革被レ成、高等之說御工夫可レ被レ成事第一と奉レ存候、伏而　朝廷之御内意を奉レ伺候得は、寛裕に御處置なされ、書取並口述言上之趣、前後意味相違之儀有レ之候得共、唯々其所レ長を御取用被レ遊、其所レ短は御涵容被レ成候姿に相見へ、既に御分解書にも右建白中謗詞に似たる儀も有レ之　御懸念も被レ爲レ在候得共、是は御上京之上、委細御辯解可レ被レ爲レ在候と有レ之御文面、深重之御意味可レ有レ之と相見申候、自然御國是動搖致し、叡慮被レ爲レ向候處に御隨順之廉、相立不レ申時は、屹と被二仰出一候儀も可レ有レ之御底意と被二相伺一候得は、差當り只今之處、御國是相立候事、御先務と被レ存候、所謂御國是と申は、君臣名分を御正し、己下　叡慮之被レ爲レ向候處、御隨順被レ遊候儀即ち提要に相認候條目に候、何卒御廟議一體に相成候樣、精々御丹精當今之御急務と奉レ存候、

久保清太郎
中谷正亮
久坂玄瑞
佐世八十郎
楢崎彌八郎

長井雅樂歸國を命ぜらる

こゝに於て長藩京邸員は君等の建議駁論を深憂し、文學修業の名を以て、久保清太郎・楢崎彌八郎・尾寺新之允が江戸に赴いて京情一變の狀を報ずると共に、雅樂の非行を藩公の聞に達せんとするを許容した。是は五月十二日である。時に君及び久坂玄瑞・中谷正亮・楢崎仲輔等は、京都にあつて曩に

提出した長井雅樂彈劾の書（四月十九日）を己に京邸員浦靱負に依つて藩公の聞に及んだが、偶其の文字に敬謹を闕くの語あつて不快の感をなしたるを傳知した。そこで君等は思へらく、雅樂彈劾書は上書の體裁に傚倣せざるを以て、輙もすれば敬禮を失するの語なきこと測りがたい、吾々の彈劾せる衷情は、該書にて詳盡せるものにあらず、次に（四月二十七日）呈出した雅樂の議奏に上れる書取に對する辨駁書の君前に達せば、其の趣意の益々明白になるべきである。されど雅樂恣に朝廷に書取を上つた爲に、畏くも叡慮を動かし奉り、遂に幕府の安政戊午に於ける違勅の罪譴を東閣するの形態に趨かば、藩公の盡瘁せんとする人心一和公武合體の建白もまた水泡に歸せんことを深憂し、徹頭徹尾之を論究辨駁せんと決心してゐるのである。されば是等の建言は、固より上書の體にならはなかつたので、要路のもの其の文字に依つて君前を誹謗するの誤解あらんには、實に恐懼に堪へがたきとなし、四人相謀り、更に京邸員桂小五郎に賴つて吾曹の抱懷せる誠意の貫徹すべく周旋を請はんとし、五月二十七日其の事由を陳述した次の書を裁して送つたのである。

竊に承り候得者、先達而私共申合相認候書取一通、達二君前一何歟御氣色に相觸申候よし、奉二恐入一候次第に奉レ存候、然處、右書取は、宍戸翁まで相渡、此翁より浦大夫に差出され、竟に君前にも相達申候事に相成候次第に候、右に付書取上書之體にても無レ之、文字之間には失敬之語氣も有レ之申候事も不レ少と相考候事に候得は、悶らす

も　御氣色に相觸申候次第に立至申候哉も難レ被レ測、惶恐至極に奉レ存候、併し私共愚存之程は、右書面にては相盡し不レ申、雅樂書取辨駁書、最早江戸表えも相屆申候半、左候得は僕輩之愚存も明白に相成可レ申候、何分之處、雅樂一己之書取を出し、恐多くも　天朝之御叡慮を動し奉り、午歳之違勅之罪狀をも其儘に打流し候樣相見申候事に付而は、折角上樣平生勤王之御思召も相貫き不レ申、人心一和公武合體之御建白も水之泡と相成可レ申事と相考申候事に付、如レ此何處までも論辯仕候事に御座候、此度浦大夫まで差出申候書付に付、文字間之失敬は有レ之候も難レ被レ測候得共、是は全く　御前への上書之體にては無レ之候事に付、何分右等之事にて意味違出來仕、御前おも誹謗仕候樣御引受被レ爲レ在候而は、實以惶恐之至に堪へぬ次第に候間、惡からす御取計奉レ願候、私共之心底は、右申上候通、雅樂書取之趣は、決而　御前平生　天朝御遵奉之御趣意と相違仕候事と、一途に存詰申候事に候故、極力排斥仕候儀に有レ之申候、早々如レ此、

五月廿七日

中谷正亮
佐世八十郎
久坂玄瑞
楢崎仲輔

桂小五郎樣

匆々中相認候間、惡からす御推讀被レ下候樣御願仕候、已上、

是時藩公は既に京都の情態を聞知し、其の爲に尊王の誠意を損せんことを憂慮して益田彈正に命じ、靱負をして先づ謗詞一件を議奏中山忠能に謝せしめ、委曲は後に自ら上洛して解說すべく陳べしめ、遂に雅樂をして姑く謹愼せしめ、其の處分を江戸藩邸員に審議せしめた。依つて江戸の藩邸員は愼重に之を商量凝議して雅樂の進退を決し、其の老中格を罷めて且つ歸國せしめ、家にあつて謹愼命を待たしめた。こゝに於て、去年以來雅樂の畫策奔走したる苦心は全く畫餅に屬し、六月二十一日江戸を發して歸國の途についたのである。

君等の宿望貫徹す

君は久坂玄瑞・中谷正亮・楢崎彌八郎等と共に、時局に鑑み航海遠略の建策を打破して長藩の國是を純然たる尊王攘夷に確定し、以て益々勤王の誠悃を發揮せんとして百方苦心したが、藩公命を藩地に下して雅樂の職を褫ぎ、更に之を姻族に監視せしめ、益田彈正・周布政之助・桂小五郎等に命じ、遂に前策を東閣して奉勅攘夷の議を決せしめたので、其の宿望漸く貫徹したのである。八月二十六日玄瑞が君及び正亮・有吉熊次郎等に送つた書中に「勅使並薩西上之事に付ては、御苦心被レ爲レ在候事と奉レ存候、爰許萬事徹底仕らす、長雅始末も漸二三日前、道太相調候よし、併今以君上之御處置如何候哉と御案申上候(中略)、亂筆桂迄申遣候事に付、御覽可レ被レ下候、何分猛斷勇決ならては天下之大事は不ニ相成一候」とあつて、君等が局面轉換の爲め苦慮焦心して努力奮勵せしことが察せらるので

ある。

第十章　世子の東下　君の江戸行

○文久二年島津久光及長藩世子の京都護衛

曩に薩摩の島津久光は入京して時弊救濟の意見を建白したが、朝廷之に輦下の守衛を命じ給ふた。ついで長藩世子の歸國の議を決して江戸より西上するに及び、朝廷また久光と共に禁闕を護衛して浪士を鎭撫せしめ給ひ、五月朔日更に內勅を傳へて國事に周旋せしめ給ふたのである。

○關東へ勅使差遣と三事の決策

江戸にあつては、藩公將軍の上洛を勸告したので、幕議先づ老中久世大和守廣周を上京せしむべきに決した。されど幕府の有司は京都の現狀を察し、老中堀田備中守正睦の覆轍を踐踏せんことを憂慮し、廣周もまた大に之を苦慮し、踏跙逡巡して容易に江戸を發しなかつた。偶朝廷にては、島津久光の議を容れ、勅使を關東に差遣し給ふに決し、三位大原重德に其の內命を賜はつた。既にして朝廷三

事を決し、幕府をして其の一を奉行せしめんとし給ひ、藩公父子並に久光に各々勅諭を賜ふて勅使を輔佐せしめ給ふた。此の三事の決策は、將軍家茂の上洛と五大老及び將軍後見職の設置と攘夷の成効を圖るとにあるのである。かくて二十二日勅使は三事の決策を齎らして京都を發し、久光兵を率ゐて之を護衛し、六月七日江戸に着した。江戸にては、曩に世子の拜受せる勅書が到達したので、藩公は須臾も安居しがたく、速に上京し且つ歸國せんとして其の暇を幕府に請ひ、世子を江戸に還へらしむべき由を稟申した。之と同時に關東の狀を京都に報ぜしめて、入洛まで暫く周旋の御辭退を朝廷に奏上せしめたのである。

藩公の上洛と鎖攘の方針確定

ついで藩公は、勅使の到着前日に江戸を發して七月二日に入京した。そこで藩公は、長井雅樂の建言中にある謗詞似寄の件を辯明せし後、世子に謀つて勅使東下に關する朝旨を奉承せんとし、八日周布政之助等を正親町三條邸に遣はして其の上書を進致せしめた。翌日藩公父子は、更に在京の諸臣を會して時局の對策を議し、遂に航海遠略の建策を抛棄して專ら叡慮を遵奉し、鎖攘の方針を取つて邁進すべきを確定し、十三日老臣毛利伊勢(親彥)を正親町三條邸に遣はして雅樂の上れる建白書の却下を稟請せしめた。かくて十六日、藩公は朝命を以て學習院に候するに及び、權大納言中山忠能・正親町三條實愛等之に面接し、謗詞似寄の件氷解あらせられ、勅使東下の叡慮貫徹に周旋すべき勅書を賜ふた。こ

こに於て、藩公は勅使の奉ぜる三事策の疑義を條陳して更に朝旨を候し、攘夷の叡慮を遵奉して盡力周旋すべきを闔藩に示諭して、其の趨嚮を一定にしたのである。

世子の東下

ついで二十七日、藩公召を以てまた學習院に候した。傳奏出でて藩公に面晤し、父子の中一人江戸に赴いて叡慮の貫徹に周旋すべき勅旨を授けた。藩公乃ち勅旨を奉承して、世子を東下せしむべきに決し、其の由を奏上した。かくて世子は藩公の命を以て、將に關東に赴かんとし、八月二日學習院に候した。忠能・實愛等の諸卿出でて之に面接し、戊午以來の幽閉者を[illegible]周旋等の勅旨を授けた。そこで世子は翌日伏見を發して東下の途につき、柏村數馬(後ち信)・井上小豐後(行勝)・山縣彌八(和至)・大田市之進(後ち御堀耕助)等當時の俊才多く之に從ひ、是月十九日品川驛に着したのである。

勅使の歸洛

是時に方り、將軍家茂は大原重徳から拜受した勅諚の御趣旨を奉承し、德川齊昭の子慶喜を將軍後見職となし、前老中安藤對馬守信正等を隱居せしめて、幕政改革の端緒を開いた。そこで重徳は、久光と共に將に江戸を發して歸京の途に上らんとした。世子は此の報に接して其の行程を急ぎ、品川到着の日、直に久光を訪はんとした。然るに久光之を辭したので、世子は先づ長藩邸に入り、翌二十日勅使の館に候して重徳に謁し、ついで薩藩邸を訪ふて久光に會晤した。されど久光は、將に明日江戸を發せんとし、互に其の胸裡を吐露することができなかつた。そして二十一日久光は勅使に先つて江戸

を發し、翌日重德もまた歸京の途についたのである。（閏八月七日重德歸洛し翌日久光もまた歸京した、）

是より先き、浦靱負に從ひたる兵庫警衞の出兵は、京都守護の任に當れるもの多くて、攝海防禦の爲め駐屯せるものは少數であつた。かくて老臣毛利將監は其の疾癒えて兵庫に赴いたが、幾ばくもなく世子上洛せしを以て、君は依然京都に稽留して守衞の員にあつた。が、八月五日に至り、君は中谷正亮と共に文學修業の爲め江戸に赴くべき藩命を受けた。蓋し其の修業は名のみで、實は世子の周旋を輔佐せしめたのである。依つて君は旅裝を調へ、十二日正亮と共に京都を發し、是夕關驛に着した。翌日關驛を發したが、途中追分にて來原良藏の江戸に赴くに會し、相共に桑名驛に宿した。十四日宮驛に達して其の夜岡崎驛に泊し、是より新井・舞坂・掛川等の諸驛を經て、十七日金谷驛に宿し、世子に後れて江戸に着した。（江戸到着の日未詳）蓋し君が江戸に出でたるは之が始めである。

（君及び中谷正亮の江戸行）

君に前後して來原良藏もまた江戸に着したが、時局の開展を進促せんとし、二十七日橫濱の外人を斬殺せんことを企圖した。世子之を知り、直に人を遣はして遮止せしめ、親しく慰諭したが、二十九日良藏櫻田邸に於て遂に自盡した。初め良藏は攘夷論の主張者であつたが、九州より歸へつて京都に出づるに及び、長井雅樂の說に服して其の周旋に奔走した。會藩論一變して奉勅攘夷に決せるのみならず、京都の形情を察して衷心頗る不快の念を懷き、日夜怏々たりしを以て、京邸員之を憂慮し、有備

（來原良藏の自盡と君の待命）

館教授の任命を請ふて江戸に赴かしめた。良藏は將に歸國して隱退せんとしたが、知友の勸告默止しがたく、江戸に出で横濱の外人を要撃して攘夷の魁たらんとし、遂に自殺するに至つたのである。君の曾祖父政治の弟である盛之が、出でて來原家を繼いだので、君は親族の關係あるを以て、醫師李家文厚をして其の遺骸を診察せしめ、次の書を藩政府に致して命を待つた。

來原良藏儀、委細書面に相認置致₂割腹₁居、少々温も有ㇾ之候に付、文厚に見合相賴候而、療養候得共、最早手段無ㇾ之相果申候、依ㇾ之拙者不ㇾ遁者之儀に付、致₂御屆₁候間、何分之御沙汰可ㇾ被ㇾ下候、以上、

世子は深く良藏の心事を憐み、卽日香花料二千疋を賜ふて之を弔せしめ、君は桂小五郎等と共に其の死後に關して周旋したのである。

君弟の修學を督勵す

かくて君の江戸にあるや、東西の形情に鑑み、益々人才養成の必要を痛切に感じ、屢々書を弟三郎に與へて修學を督勵した。中にも十月六日と十三日とに送れる書は次の如くである。

御安全珍重に存候、拙者も無事也、貴所には專一に學問御出精偏に致₂御賴₁候、尤身體は弱らぬ樣に、時々御運動可ㇾ被ㇾ成候、爲₂君父₁御勉强且御用心專一に存候、匆々、以上、

十月六日　八十郎

三郎樣　無事

御兩君上益御機嫌克奉₂恐悅₁候、將又御兩親樣益御勇健奉₂恐賀₁候、且貴所彌御壯健珍喜之至に存候　何分夜白

無二御懈怠一文武御出精無レ之候而は、名を揚二後世一候事は、迚も出來不レ申候、拙者少年之時、實怠惰文武之業に拙く、實に後悔噬レ臍居申候、貴所之年齡に而、廿五歲迄御勉强被レ成候はゝ、且々一通り之人にはなられ候間、以レ夜繼レ日御勉强偏に祈候、其中時下御自重專一に存候、不備、十月十三夜三更孤燈之下に書、

八十郎

三郎足下

之に據つて、君が修學中に偶落馬し、其の爲に癇疾を發せしこのかた、常に意の如く十分に勉强しえないのを畢生の遺憾とせることが推知せらる。なほ此の頃君は、萩城下の士が文武を修養して學藝に熟達せるものあるも、誠心を以て忠孝節義を練磨しないので、國家の多難に趨けるも之を顧念せるものゝ少なきを深憂し、更に次の書を弟次郎・三郎の二人に送つて訓諭した。蓋し其の要は士たるものの本分を說き、常に叡慮を安んじ奉つて、我が藩公の誠意を貫徹すべきを念とし、須臾も忠孝の道を忘るべからざるを諭したのである。

一、武士として文武を知らぬ人、もとより武士にあらず、左れ共藝と名づくるものは、皆枝葉なり、其枝葉なる所以は、此萩に而も讀書人も如何程も有う、又弓馬劒槍其外柔術砲術之諸技藝には、隨分達したる人も如何程も有れ共、眞實心に忠孝節義を磨なしたる人なき故、此危き時節に而も、更に何とも思ふ人なく、國家之事は丸に度外に措て居るなり、少々心付たる人も有れ共、其人の言分何分合點の行ぬ言分有り、我役人ではなし、何之言事

か有るべき、國亡べば共に亡んのみと、是も亦不忠之甚なり、左様の心底ならば、何にし君より給はる祿を食ひ候哉、是等之人實に惡べし、

一、世祿の臣なれば、氣付たる事はいつにてもいふ筈なり、

一、死すべき時を見て死す事の出來ぬは士にあらず、是が出來ぬ程ならば、別に士といふものこしらへ置に及ばぬ也、

一、人の死んだを是非するは、己が死る事の出來ぬ臆病を隱さん爲なり、可レ笑又可レ惡、

一、丑寅以來は

天子樣にも御食を御減じ遊し、一日二度之外は召上らぬよし、何とも恐入たる事ならずや、我々とも榮曜ケ間敷事は申迄もなく、不自由の難儀のと申事、半口も申てならぬなり、

天子ケ樣御軫念遊ばし候も、全上幕府大名より我々輩迄不行跡致し候故也、何ともして

叡慮を安じ奉らずては、我　君公之御思召にも不二相叶一

天朝えも相濟ぬ事故、屹度心掛可レ申事也、

一、夷狄を拂はず

宸憂を安じ奉らぬ內は、武士たらんもの決而安樂を思ふべからず、此事一段平らぎたらん上は、老人などは月も花も弄ぶべし、

一、如何程文武達したりとも、眞忠孝の心なき人は日雇下郎も同じ事也、

一、家はもらねばよし、衣物ばはだかかくるればよしと思ふべし、爾し衣食住が立派に出來る人ならば、如何様とも衣食住のため、年中心せはしく、忠孝仁義にいとまなき様の人世の中甚多し、能々考ふべき事也、

一、昔しの人は學問讀書はせずとも、幼少より合戰ばかりにて、父母妻子のもとに安閑として居候事は、實に稀なる事故、誠に心も萬事に能行屆、義理も能分り居たれ共、當時の人は太平無事に生れ、辛苦艱難は夢にもしらぬ事故、書物を讀で古人苦勞を思ひ出し、自分の手本とすべき事なり、

一、忠孝兩不全と聖人もいへり、能々味ふべし强而忠孝兩全をせふとすると、不忠不孝にならふもしれぬなり、幾回も能々味ふべし、

申置度山々に候得共、書に臨んで反て思ふ處を言ふ能はず、書を讀み自ら得べし、幾回も御兩親様へ御孝行是のみ祈上候、以上、

狂兒八十郎拜

次郎様

三郎様

勅使三條實美等の東下と世子の上洛

是時に方り、長嶺内藏太暢・寺島忠三郎・楢崎彌八郎・志道聞多後ち井上馨・久坂玄瑞等の同志江戸にあつて、君と共に世子を護衞して其の周旋を輔佐したが、勅使三條實美・副使姉小路公知攘夷の決行を幕府に促さんが爲め江戸に着し、是月二十八日傳奏屋敷に入つた。かくて世子は志士の赦宥と攘夷

第十一章　賀茂石淸水の行幸と勅使の攝海巡視

○文久三年君等の鷹司邸守衞

文久二年十二月、世子は江戸より上洛して妙滿寺に館し、翌三年正月三日參內して天盃並に御衣を賜はつた。是れ世子が攘夷の勅諚に關して斡旋し、なほ國家の爲め其の盡力を依賴に思召し給ふが故である。ついで天皇更に藩公を召さしめんとし給ふた。時に寺島忠三郞は命を以て、前右大臣鷹司輔熙の邸宅を守衞したが、君が江戸より歸京するに及び、楢崎八十槌と共に之に代はつて其の任に當つた。是は正月十四日である。越えて十七日、藩公は召命を奉じ、鷹司家讓與の衣冠を着して參朝し、龍顏を拜し天盃を賜はり、ついで御劔を拜受し、更に虎の間に於て、參議任官の宣旨をも授かつた。蓋し藩公が皇國の爲め丹誠を抽んで、周旋せし功勞を叡感あらせられ、此の優渥なる恩命があつたのである。此の儀漸く畢はつて、翌十八日君は八十槌と共に鷹司邸守衞の任を解かれたのである。

藩公の歸國

是より先き、藩公は奏請して歸國の勅允を得たので、正月二十一日權中納言三條實美以下の諸卿を歷訪して各々別を告げ、翌日大坂に抵つて其の藩邸に入つた。越えて二十五日、藩公兵庫に出でて警衞地の諸務を整理し、其の歸路に迂回して岩國に赴き、吉川監物を訪ふて二月十二日に萩城に入つたのである。

賀茂社行幸と世子の供奉に君等の隨從

京都に於て、世子は其の居館を嵯峨の天龍寺に移したが、形情を鑑みて、攘夷安民の爲め車駕の賀茂兩社及び泉涌寺に行幸あらせられ、親征御巡狩の基本たらんことを冀ひ、二月二十日關白鷹司輔熙（正月二十三日關白任）に見えて、其の議を上つた。時に外艦將に攝海に闖入せんとするの形狀があるので、世子之を深憂し、鳳輦を男山に進め給ふて海內の士氣を淬勵あらせられ、親征の宸斷あらんことを希ひ、二十八日老臣浦靱負を學習院に遣はして、更に車駕石淸水行幸の建議書を進めしめた。かくて世子は朝命を以て兵庫警衞地に赴かんとし、三月朔日京都を發して大坂に抵り、茲に稽留した。偶攘夷祈願の爲め、來る十一日車駕賀茂兩社へ行幸あらせ給はんとし、供奉すべきの朝命を世子に下し給ふた。そこで世子は、是月九日入京して、小倉宗右衞門を傳奏坊城俊克の邸に遣はし、供奉に關する要項を質さしめ、從衞士卒の部署を定めた。そして世子の行列には、君及び其の父彥七を始め淸水淸太郞・毛利登人・大和彌八郞・來島又兵衞・波多野金吾（後ち廣澤藤右衞門）等凡そ三拾餘人を選拔したのである。かくて十一日に至り、車駕賀茂兩社に行幸あらせ給ふので、世子は其の前夜君等を從へ、京都藩邸を發して學習院に候し、翌朝先發の列を以て鹵簿に扈從し、車駕の還幸後直に參內し、天機を伺ふて歸邸した。是日關白及び將軍家茂以下公卿百官在京諸侯など扈從し奉るもの多く、行幸の盛儀を拜觀するもの路傍に群集し、聖德を仰ぎ奉つてみな感泣し、長藩の名聲益々高くなつたのである。

世子の將軍家茂に謁見

賀茂兩社行幸の儀畢はるに及び、世子は再び京都を發して兵庫警衛地に赴いた。かくて三月二十四日に至り、朝廷世子の歸國を勅許し給ひ、速に吉川監物を召して兵庫警衛の任に當らしめ給ふた。そこで浦靱負は杉徳輔(後ち杉孫七郎)を兵庫の營に遣はして、朝旨を世子に傳へしめ、また直に國に歸へつて、藩公へ其の由を報せしめた。ついで世子は、近日歸國の途に就かんとして兵庫を發し、四月三日二條城に出でて將軍家茂に見え、上洛參內の賀を陳べ、且つ賜暇歸國及び兵庫警衛免除の恩を謝した。曩に世子は防長二州沿岸の防備が容易ならざる事由を稟申して、兵庫警衛の解除を請ふたが、對州防禦の幕命を受けて之を免ぜられたので、是時其の恩をも謝したのである。

石清水行幸と君等の警衛

是月六日右少辨勸修寺經理は長藩邸吏を召し(村田次郎三郎召に應ず)、雜掌立入左京權亮をして世子の參內すべき旨を授け、且つ十一日を以て車駕の石清水行幸に供奉すべき命を傳へしめた。會將軍後見職一橋慶喜は、浪士の徒が鳳輦を途に奪ひ奉らんとする陰謀あるを傳聞したので、家茂の暫く行幸を停め奉らんとするの由を鷹司輔熙に進言した。是は國事掛寄人の中山忠光が時事を憤慨して、京都を去つた爲にかゝる流言蜚語が傳はつたので、慶喜は之を機會に行幸を中止し奉らんとしたのである。輔熙は事の重大なるを慮り、急に世子を召して其の意見を求めた。世子乃ち天龍寺の館を發して關白邸に赴き、浮說宣傳の狀を聞き、退いて河原町の藩邸に入り、浦靱負・清水清太郎・周布政之助・桂小五郎等を

會して之を凝議し、行幸中止の不可を決定して、其の意見書を關白に進致した。そこで輔煕は慶喜の請を斥け、廷議もまた一定したのである。翌七日世子參內して天顏を拜し、退いて關白に謁し、更に櫻の間に於て、權大納言坊城俊克をして御劍と勅諚とを授けしめ給ふた。勅諚は自國防禦の爲め世子歸國の請願を允許すべきも、なほ叡慮の貫徹に周旋すべき朝旨であつた。是日京都所司代牧野備前守忠恭（長岡藩主）は、少將三條西季知の加員隨身として長藩士十人を出だすべきを命じ、翌八日更に淀橋以南行幸沿道警衛の部署を我が藩に委任した。そこで長藩の任更に重きを加へ、其の準備を決して三條西家に出だすべき加員隨身は、河原町藩邸の壯士八人と長府・德山兩支藩の壯士各々一人とを以て之に充て、君の父彥七を年長の故にて伍長となし、其の他の制規をも定めた。君の日記四月十一日の條に「石清水行幸余隨臣加員として、三條西殿え從ひ行候事」とあり、また「此度加員罷出候者え布衣下賜候事」とあつて、君もまた隨身の一員に選出せられた。是時季知は次の和歌一首を添へて、風折烏帽子壹頭と布衣指貫壹領とを君に賜ふた。

よの人はといへかくいへきみのため
つくすまことは神そしるへき

なほ此の外に袴壹領と扇壹握とを拜受せしことが、君の手記に見えてゐる。ついでまた京邸員は淀大

橋から八幡に至れる間の警衞に屬する部署を定め、三銃隊を編制して一隊毎に銃手三十二人士官五人を伍せしめ、君は更に小五郎及び寺島忠三郞・福原乙之進等と共に之に任じたのである。越えて十日世子は河原町藩邸を出でて、蛤門を過ぎり、宜秋門から入つて天機を伺候し、翌十一日拂曉西穴門に出でて凝華洞門前に至り、車駕に扈從し奉つて發した。公卿及び在京の諸侯之に供奉し、頗る盛儀であつた。是時拜觀するもの、京街より八幡に至れる沿道に充滿し、鳳輦の過ぎ給ふ所は、拍手の響が山嶽を動す程であつた。晡時車駕石淸水八幡宮に參拜あらせられ、慶喜（家茂疾と稱して供奉を辭す）を召して將に攘夷の節刀を授けんとし給ふたが、疾を以て已に社頭を去つた。そこで家茂の失體と慶喜の醜態とを怒罵するものが、甚だ多いかつた。かくて攘夷の祈願を畢はらせられ、翌日京都に還幸し給ふた。世子は是日車駕に先つて發し、城南宮に至つて儀列を整へて供奉し、西穴門より入つて諸大夫の間に昇り、傳奏に見えて還幸を祝し、夜に入つて河原町邸に歸へつた。君等の如き沿道警衞の任に當れるものも世子の退出を俟ち、之を護して還へつたのである。

世子の歸國と君等の滯京

かくて朝廷には、外交に關する幕府の方略を將軍家茂及び德川慶喜に諮詢あらせられたので、二人衆議を凝らし、攘夷の期限を五月十日に定めて奉答し、ついで之を在京諸侯に布告した。そこで世子は、歸國出發の朝命を賜はり、諸公卿を始め慶喜及び閣老所司代を歷訪し、また將軍に別を告げ、四

月二十一日天龍寺の館を發し、五月十一日萩城に歸着したのである。初め世子の京都を發するに方り、在京の志士攘夷期限の切迫せるを聞き、大田市之進・石川小五郎(後ち河瀬眞孝)・時山直八・周布政之助・楢崎彌八郎等前後して歸國するものが多いかつたが、君は小五郎及び佐々木男也・寺島忠三郎等と共に滯京して、專ら機務の謀議に參與したのである。

將軍家茂並に勅使姉小路公知の攝海防備巡視

是時に當り、將軍家茂は已に攘夷期限を奏上して安居しがたく、自ら攝・泉・紀・淡の沿岸防備を巡視せんとし、世子出發の日を以て大坂に下り、徳川慶喜もまた外交談判の爲め、翌日東下の途についた。朝廷に於ても、國事參政姉小路公知を勅使となし、長藩に其の護衞を命じて下坂せしめ、攝海防備の實況を視察せしめ給ふべき廟議が決した。是日議奏三條實美の召に應じ、桂小五郎其の邸に出で、明二十三日勅使護衞の人員を選出すべき命を受けて藩邸に還へつた。藩邸員直に之を商議し、君及び清水清太郎・山縣九右衛門(後ち松原音三)・福原乙之進・有地範輔(後ち野村素介)の七人を以て、勅使の護衞に充つべきを決し、更に庶務の處理の爲め、小五郎及び佐々木男也・寺島忠三郎の三人を之に附屬せしめたのである。

君等勅使に從ふて攝海に赴く

是月二十三日勅使姉小路公知は京都を發し、伏見にて少憩し、大坂に抵つて本願寺に館した。之に從ふものは、君等の外に諸藩の有志と共に數十人であつた。是時君は伏見の錢屋で、周布政之助・楢

楢崎彌八郎の歸國せんとするに會合した。事は君の日記四月二十三日の條に「晴、天使姉小路少將に隨從午時京師を發し、申牌到ニ伏水ー暫息ふ、楢崎・周布に錢屋に會す、申半牌上ニ澱船ニ夜七ッ時比到ニ御旅館西本願寺ニ」とある。公知は先づ幕府の海軍奉行並勝麟太郎安芳を召して海防の意見を問ひ、其の注意に依つて、相與に二十五日大坂川口から單舸に乘じて本艦順動丸に駕した。順動丸は堅牢なる幕府の軍艦である。是日攝津の海岸に沿ふて、兵庫の小野濱まで航したが、麟太郎自ら指示して說明し、翌日大坂に還へつた。二十七日勅使は君等を從へ、泉州堺に赴いて砲臺に上り、二十八日淡路の由良に渡つて、大小砲の試發を行ひ、紀州加田浦に一泊し、翌二十九日巡視を終了して歸坂した。君の日記二十五日の條に「幕府之蒸氣船にて天使兵庫ヘ御渡海隨從」とあり、同二十八日の條に「天使自レ界乘レ船淡州由良砲臺に至り砲發御覽、自レ夫航ニ紀州ー加太港村に一宿」とあり、同二十九日の條に「晴、所々の砲臺及砲發御覽、七ッ時頃御歸坂」とあるは參照とすべきものである。五月朔日勅使は大坂城に入つて家茂を引見し、君と福原乙之進との二人に、紀・淡兩國の探索を命じ、翌日歸京參內して巡視の狀況を具奏し、且つ意見を上つた。君は乙之進と共に朔日勅使に別れて、紀・淡二國の內情を探査して歸京した。こゝに於て、君もまた諸士と共に勅使の巡視警衞の任を完うしたのであるが、此の航海によつて其の得る所多々であつて、慶應年間に長藩の海軍頭取に任じたのも偶然でないのである。

第十二章　親兵の貢獻と朔平門の變

○文久二年親兵の貢獻と其の人選

去年九月廟堂に於て、勅使を再び東下せしめて攘夷の實行を幕府に促さしめ給ふの議が決し、其の朝令の發するに及び、薩・長・土の三藩は幕府をして親兵を設置せしむべき建策を上つた。かくて十月十一日、長藩世子へ勅使輔佐の勅書を賜はると共に、別に親兵に關する朝旨を下して周旋するところあらしめ給ふた。

○文久三年

翌三年二月世子は時勢を察し、親兵貢獻のことを藩地に報じて藩公の批答を乞ひ、更に之を朝廷に奏請した。蓋し親兵は諸侯の石高萬石每に一人を貢士として進獻し、長藩は三十七人を簡選して其の手當食糧用金等もまた納入せんとしたのである。朝廷其の議を決して、三月六日獻上の請を聽許し給ひ、規則の制定に至るまで、姑く長藩邸に駐在せしめ給ふた。こゝに於て、因循姑息の幕府も、また十八日朝旨を奉じて親兵貢獻のことを諸藩に令した。旣にして車駕石淸水行幸の儀畢はらせ給ひ、世子將に歸國の途に就かんとするに及び、長藩京邸員は更に凝議し、親兵に充てたる四十人の外に、支藩の壯士十六人と江戶より召したる浪士十一人とを加へて六十七人となし、之を天龍寺の營に舍かんとして、世子の裁決を得た。然るに親兵の貢獻に關する朝議が、幕論に齟齬せるのみならず、藩地の回答未だ至らないので、其の人選の方法が確定しないのである。長藩京邸員は、輦下

の趨勢に鑑みて猶豫しがたいので、四十人を十九人に減じて更に之を精選し、歸國の藩命あつた浪士を暫留せしめ、之に支藩の壯士を合して四十六人となし、速に朝廷に稟申すべく決議した。そこで世子は、歸國後之を藩公に談議し、且つ朝幕の論旨一定するを竢つて選出せんとし、君を始め寺島忠三郎・時山直八・伊藤俊輔・品川彌二郎・吉田榮太郎・野村和作・山尾庸三・白井小輔素行等十九人を親兵に充て短兵獨鬪の心得を示して、之に小銃食糧等を給與すべく決したのである。

曩に勅使姉小路公知は、君等を從へて攝海沿岸の防備を巡視し、歸京後同志の朝紳と共に其の充實の急要を論究し、また攘夷の期に至つて、幕府其の實行に因循姑息なるを憂憤せしが、偶五月二十日時局に對する廷議があつた。公知此の議に列したが、事頗る重要にして諸卿の退出みな深更に及んだ。公知もまた三條實美に後れ、自ら歩して朔平門を過ぎつた時、突如兇賊三人急襲して之を戕つた。從者吉村右京獨り挺身して賊を撃ち、公知また格鬪して其の刀を奪つたが、みな遁走して遂に捕ふることができなかつた。公知重傷を負ふて流血甚だしく、右京之を左腋に擁して僅に歸邸したが、一聲枕と呼んで遂に絶息した。君の日記に「五月二十日夜、於二朔平門前一、姉小路少將御參　内御退出を待伏せ、兇徒三人及二刄傷一遁逃、遂に行方不レ知、少將殿其後御落命」とある。公知年少にして鋭氣があつて、實美と共に英俊を以て稱せられ、隱然急激公卿の首領であつた。勤王の士其の薨去を聞いて

痛惜しないものはなかつたのである。

君等刺客の捜索と堺町門の守衛

此の變の翌日吉村右京は、土佐・安藝の兩藩士に謀り、長藩士と共に協力して刺客を捜索せんとし、河原町邸に來たつて之を請ふた。長藩京邸員之を商議し、君及び品川彌二郎・浪士北村北辰齋江戸の劍客齋藤篤信齋の門人を遣はして事を倶にせしめた。そこで二十三日、君は彌二郎・北辰齋と土藩士岩神主一郎昴等に會し、其の探索の爲め五條明堂に赴き、姉小路邸を問ふた。事は君の日記に「二十三日訪二宇喜多一、午後より土藩岩神主一郎・井原應輔・品川彌二郎・北村北辰齋・湯淺又一郎予に同しく浪士探索として五條明堂へ行、夜詣二姉小路第一」とある。此の前日兩傳奏は旨を奉じ、公知遭難の故を以て、長藩に堺町門の守衛を命じた。そこで長藩京邸員は、君等に堺町門を守衛せしめたので、二十四日其の勤務に服した。即ち君の日記に「二十四日朝境御門當番」とある。京邸員は更に協議し、二十五日其の守衛の士を選定して五伍に編成し、一伍を十五人となし、伍毎に伍長を置き、交番を以て日々其の任に當らしめた。そして是時君は伍長に任ぜられたが、堺町門守衛の朝命を報ずべく歸國を命ぜられたので、其の不在中河村三郎右衛門之に代はつたのである。かくて朝廷公知が賊より奪ふた刀を檢せしめ給ひ、其の裝飾薩藩人の佩ぶるものに似たるを以て、推糺して薩人仁禮源之丞の從者田中新兵衛の有たることが明になつたので、京都守護職に命じて二人を拘禁せしめ給ふた。然るに新兵衛其の刀を請ふて一

見し、直に之を拔いて自盡した。之が爲め世人の嫌疑益々深く、薩藩は遂に乾門の守衞を免ぜられ、且つ其の士の九門に入ることをも禁ぜられたのである。

君右筆役となる

君の京都に稽留せしこと凡そ六閲月で、其の間に於て鷹司關白邸を守衞し、賀茂・石淸水の行幸に供奉せる長藩世子及び三條西季知に隨從し、また勅使の攝海巡視を護し、姉小路公知刺殺の浪士探索に赴いて各々其の任を完うしたが、重命を帶びて歸國するに及び、六月十二日藩政府から嫡子雇を以て手廻組に加へられて右筆役を命ぜられた。長藩の職制にて、手廻組は藩主に近邇して其の事務に服し、在職中特に編入組成せるものをいひ、大組乃ち中士格の嫡男を始め、儒者・醫師・膳夫などの下士も之に加はる。要路に列せる右筆役には江戸方右筆役と地方右筆役との別がある。江戸方右筆役は當役に屬して機密の文書を處理し、任免の辭令政務に關する往復文書を掌る。依つて事務に練達して文筆ある大組若くは遠近附の士より選任するのである。地方右筆役は主として他國發送の文書を掌り、當職役に屬して其の機務に參與し、同じく大組または遠近附の士より選任せらるのが常である。文久三年四月に江戸方右筆・地方右筆と遠近方（公用で出張する吏員の道程の遠近と事務の輕重とを調査し按排することを掌る）との三役を合して政務座役と稱したが、なほ君の辭令には「嫡子御雇にて御手廻組へ被レ加御右筆役被ニ仰付一候事」とあつて要路の右筆役ではないのである。

長藩の外艦砲擊と君の出關

是より先き、長藩は幕令を遵守し、攘夷の期日を待つて馬關を通航せる外國の船艦を屢々砲擊し、多大の損害を與へてみな退去せしめたので、戍兵の意氣甚だ旺盛であつた。ついで六月朔日長藩戍兵は米艦ウイオミンク號の馬關來襲を迎へて之と奮戰したが、砲臺の擊破甚大にして、壬戌・庚申・癸亥の三艦もまた坐礁沈沒した。そこで此の戰況に鑑み、海防設備の改修砲臺増築の廟議が起り、而も其の論頗る紛然であつたが漸く次の如く決定した。

赤間關御手當方左之通組替被二仰付一候事、

一、壇ノ浦を腹心とし、砲臺築造被二仰付一、只今甲山より前田まで布列之大砲、不レ殘壇ノ浦へ集め、尙不足に候はは、追々鑄造被二仰付一候大砲可レ被二差出一候事、

一、弟子待を腹心とし、砲臺築造被二仰付一、只今龜山より專念寺・永福寺邊布列之大砲、不レ殘弟子待に集め、尙不足に候はゝ、追々鑄造被二仰付一候大砲可レ被二差出一候事、

一、馬關砲臺は一先右壇ノ浦・弟子待二ケ所計にして、右二ケ所之砲臺にては精々力を鍾め、大砲を以夷艦を打碎候樣可レ致候事、

一、步兵陸戰用意之場所左之通、

一、長府、

一、伊崎新地より安岡まで之間、

一、關地諸山之後口、

一、引島にては福浦邊、

但、只今屯兵の所をは其儘にて被差置、此度弟子待砲臺へ力を鍾め候樣被仰付候付、福浦邊にて一ケ所相增候事、

右諸所地形に據り陣屋建調、陸戰跡用意可被仰付候事、

一、關地有合せ大砲之內、砲臺之用に難相立分は、陸戰に相用候樣被仰付候事、

一、新調の大砲は左之通被仰付候事、

一、八十封度三十挺、

一、百封度より百五十封度取合せ總十挺、

一、二十拇忽砲二十挺、

此の案既に成立して藩公の允可を經ふるに及び、藩政府は會京都より歸國せる君をして馬關に赴かしめ、其の由を總奉行毛利宣次郎氏親以下に之を傳達せしめた。君は藩命を含みて關地に赴き、五月十日以來の戰跡を實見し、且つ諸士に會晤して其の狀情を詳細にした。やがてまた君は上京の途につき、六月二十九日の拂曉に河原町の藩邸に着して復命したのである。

第十三章　堺町門の變と七卿の西下

○文久三年君等輦下附近の防火に任ず

堺町門守衛の朝命下りしこのかた、長藩の京邸員は其の警固に遺漏なかるべく傾注し、禁闕附近の火殃には河野何人・平川波門・兒玉兵助をして直に出動すべく準備せしめたが、君の歸京するに及び、更に近藤登一郎と共に三人に代はつて其の任に當らしめた。是は七月四日のことである。

勅使の紀伊明石二藩へ出張と君等の隨從

曩に長藩が馬關通航の外船を砲擊し、其の報の京都に達するに及び、朝廷褒勅を毛利氏に賜ひ、且つ諸藩をして一致叡慮の貫徹に盡力せしめられた。ついで左近衛少將正親町公董を觀察使となし、赴いて長州並に鎭西の攘夷實況を巡視せしめ給ふた。加之、更に右近衛權中將東園基敬・侍從四條隆謌を監察使となし、紀伊・明石の二藩に遣はして加太・明石二浦の海防を巡視し、且つ掃攘の功を奏せしめんとして、七月十七日其の命を下し給ふた。蓋し紀伊の加太浦は近畿南海の衝地で、播磨の明石浦は外船通航の要路である。基敬・隆謌二人已に勅命を拜し、長藩京邸の志士を從へんことを冀ひ、共の由を內通せしめた。京邸にては十七日君及び時山直八を基敬に附し、佐々木次郎四郎雅風・堀眞五郎を隆謌に屬せしめ、各々其の隨員に加はつて赴かしめた。君の日記七月十七日の條に「東園中將　勅使として紀州え御下向に付、時山直八・八十郎と兩人御供被仰付候事」とあるは、基敬に附隨を命せ

られたことである。そして勅使の隨行員は長州の外に因州・阿州・土州等の五藩より出で、有志の武士三十餘人となつた。是時君は米原誠藏と稱し、他の三人も各々變名して勅使に從ふて是日京都を發し、翌十八日大坂に至つたのである。越えて二十日、勅使は君等を從へて紀州加太港に到着したが、藩主權中納言德川茂承微恙の爲め之を出で迎へなかつた。そこで二十一日勅使は砲臺を巡見し、翌二十二日隆謌明石に至つて、藩主兵部大輔松平慶憲に朝命を傳へた。ついで二十四日、勅使は淡路に渡つて山陵（淳仁天皇御陵）を參拜し、八月七日茂承に兵備を嚴にし、外艦渡來せば二念を抱かず、掃攘すべき御沙汰書を授けた。慶憲・茂承みな朝命に奉答したので、勅使は前後して發し、隆謌は十四日基敬は翌十五日に各々歸京して其の狀を具奏した。其の八月十日より十五日まで、君の日記に次の如く見えて居る。

八月十日紀州侯　勅諚請取相濟攘夷決定、
十一日加太發船貝塚（和泉）に而御一宿、
十二日大坂御一宿、
十三日夜九ツ時より淀船御乘組、
十四日夜五ツ時頃伏見御着、
十五日御歸洛、

之に據つて、其敬が君等を從へて加太港解纜後、歸京までの路次が明に知らる。翌十六日朝廷二人下向の盡力苦心を賞して基敬を正四位上に隆謌を從四位上に各々推叙せしめ給ふたのである。

按に是時君及び時山直八・佐々木次郎四郎・堀眞五郎の四人が勅使の防備巡視に隨行せしは、特に長藩有志のものを選擇すべき內命があつたので、其の家臣の稱にて各々氏名を變じて之に從ふたのである。事は毛利家の舊記七月十七日の條に「佐世八十郎・時山直八・佐々木次郎四郎・堀眞五郎右御供人數之外此方より有志之者差出候樣、御內賴之趣有レ之候付、姓名を變し御家來之唱に而隨從被ニ仰付一候事」とある。そして君は氏名を米原誠藏と變稱したが、直八は萩原鹿介、次郎四郎は牧山駒之助、眞五郎は有田又四郎と各々改め、勅使の家臣と唱へて之に隨從した。之に據つて、姉小路公知遭難の後を承けて、勅使の出張に方り其の用意の周到であつたことが察せらるゝのである。

大和行幸の勅諚渙發

君等が勅使に隨從して紀伊に赴いた間に於て、車駕親征の廟議が進展したのである。抑も親征の議たるや、長藩の主唱であつて、賀茂兩社並に石清水の行幸は其の先驅ともいふべきであつた。久留米藩眞木和泉保臣等勤王の有志は、意向を同じくして大に之を主張し、長藩士の京都にあるものと共に其の貫徹の爲め公卿諸侯を歷訪し、朝紳の之に贊襄せるもの多く、君等が勅使に從ふて京都を發した翌日、吉川監物長藩世子の名代は益田彈正・清水清太郎以下と共に關白鷹司輔熙の邸に出で、遂に長藩主父子

の深意を陳述して親征の議を建言し、宸斷あらせ給はんことを請ふた。是時議奏德大寺實則・長谷信篤・傳奏野宮定功・參政烏丸光德等席にあつたが、輔熙は因州侯池田慶德の親征早計の上言ありしを說き、容易に朝議の決しがたきを懇諭した。彈正等切に上奏あらんことを請ふたが、衆議を遂げざれば宸斷の下しがたき勅ありしを傳へられたので、監物は已むなく退出し、人を藩地に馳せて其の狀を報じた。かくて彈正及び根來上總親祐・桂小五郞・中村九郞・久坂義助・寺島忠三郞・眞木和泉等は米澤・越前・加州の諸侯を訪ひ、また柳原光愛・德大寺實則等の公卿に建議の趣旨を陳べて大に奔走周旋した。こゝに於て、朝廷毛利氏の建議を採納あらせられ、八月十三日車駕大和に行幸あらせられて神武陵及び春日社に奉幣し、攘夷の軍議を開かせ給ふべき鳳勅を渙發あらせられたのである。

朝議の一變三條實美等の都落

かくて車駕將に日を期して發輦あらせられんとし、其の準備を整へさせ給ふたが、公卿諸侯の中には、危怖の念を抱いて親征の盛擧を賛せざるものもあつた。京都守護職松平容保もまた之を否として竊に中川宮入道尊融親王に說き、之に同意の薩摩藩と共に前關白近衞忠熙父子・右大臣二條齊敬・內大臣德大寺公純等の公武合體論者の一派と結託し、急遽沮止の畫策を遂行したので廟議忽ち一變し、長藩の堺町門警衛を免ぜられ、權中納言三條實美・三條西季知以下の參朝を停められ、暫く大和行幸延引の勅諚が下つたのである。此の急變に君等長藩士を始め在京諸藩の有志は大に悲憤慷慨し、形態頗

る不穩に趨いたが、支藩主毛利讃岐守元純及び吉川監物・益田右衞門介初め彈正等は退いて大佛に會し、遂に衆議に從ひ、實美以下七廷臣を護して歸國すべく決した。卽ち君の日記八月十八日の條に「中川宮近衞前關白二條薩州因州會津と合レ謀、不意參內、奉レ要ニ主上一、作ニ擬勅一正公卿を退け、邪卿を出し九門は手勢にて戎具を以固め、一卿も不レ許ニ參內一、御當家御同勢は、鷹樣相詰候境町御門御警衞被ニ差除一、今日所レ爲不レ堪ニ切齒扼腕一候得共、勅を以拒むに付、如何とも不レ能レ爲、七公卿と同しく大佛迄退陣、於ニ大佛一決議一同、御國引取候」とある。そこで翌十九日、元純等は大佛を發して、二十一日兵庫に着した。翌日右衞門介及び中村九郎・桂小五郎・久坂義助等は變後の形態を覘ふて計畫するところあらんとし、實美以下の解纜を送つて兵庫より歸へり、各々京坂に潜伏したのである。

事變の急報と君等の歸國

初め事變の勃發するや、近藤登一郎先づ急馳歸國して之を報じたが、十九日君は佐々木次郎四郎と共に、伏見を發して二十三日の夜山口に着し、翌日京都の狀態を藩政府に詳報したのである。君の日記に「二十三日夜八ツ時頃山口着」とある。君等の急報に關し、藩政府の要路にある宍戶九郎兵衞・中村文右衞門より大坂留守居役の北條瀨兵衞・秋村十藏に送つて其の歸國を促した書中に「過る十九日立に而、伏見より佐世八十郎・佐々木次郎四郎到着、京師之御摸樣大に變し、此御方御親兵境町御門御固めをも思召被レ爲レ在候由にて御免に相成、京師詰岩國樣淸末樣は勿論、御留守居を始め不レ殘御

引取に相成由候、何とも遺憾千萬之次第に御座候、朝廷御樣子委細之事は不ニ相分一候へとも、是迄御誠忠之公卿方はいつれも御退役、近衛關白復職其外中山樣御再任之御樣子御座候、是迄之三條樣を始め公卿方御七人、此御方ゑ御駈込、御引取之御人數一同御下向之御樣子に御座候云々」と見えてゐるのである。君等が京都を發した翌日卽ち二十日、根來上總は山口に歸着し、大和行幸の詔下つて藩公父子に上京の朝命のあつたことを急報した。そこで二十二日、藩公父子は長府・德山兩支侯及び諸老臣を召して之を商議せしめ、遂に世子を上洛せしめ、宏業を翼贊し奉らしむべく決した。然るに其の翌日登一郎急歸し、京都の變報を傳へたので、上下の驚愕甚だしく、直に其の應策を凝議した。されど事急遽に出で、未だ其の原由を詳悉にしないので、事實の眞相を誤解せんことを憂慮するものもあつたが、君等二人の報告に依つて二十四日再議し、遂に世子の上洛を延べて姑く形態の趨勢を注視するに決したのである。

七卿の三田尻到着と君の用掛任命

かくて藩公は三條實美等七卿（廷臣七人を長藩にて專ら七卿といふ）の來たるを國に迎へて朝旨に逆ふの狀を馴致せば、反へつて勤王の事業に阻害あるのみならず、また實美等の罪を重くせんことを慮り、之を途中に遮止して歸洛の允許あるべく斡旋せしめんとし、八月二十六日根來上總・井原主計等をして其の任に當らしめた。上總等乃ち其の命に從ふて直に三田尻に赴き、同地に駐在せる佐久間佐兵衛（濟義）等に之を謀議した。然

るに其の議未だ半ばにして、七卿己に三田尻に着船したるを聞き、上總等急馳して山口に歸へり、更に其の狀を報じた。是日三條西季知・四條隆謌・壬生基修・錦小路頼徳の四人先づ三田尻に着し、翌日實美は東久世通禧・澤宣嘉の二人と共にまた至り、みな一旦監察使正親町公董の旅館大觀樓に入つたのである。依つて藩公は已むなく書を朝廷に上つて、姑く實美等を三田尻に稽留せしむべきを稟報し、佐兵衞をして專ら其の接待をなさしめ、更に山口より藩士を遣はして七卿の旅館を警衞せしめ、別に醫師一人を附せしめた。ついで世子自ら赴いて七卿を訪ひ、且つ三田尻都合人役氏家彥十郎をして其の待遇に注意せしめ、更に會議所を實美等の旅館に充て、臣僕並に諸藩脫走の志士と集議せしめた。有名なる後の招賢閣は是である。時に藩政府は更に關東事情の視察を佐兵衞に命じたので、九月二十九日君を七卿方用掛となして、佐々木男也と共に藏元役並に政務座の機務を兼任せしめたのである。藏元役は藩政府の金穀收支を始め工事及び諸品購買等を主る職であつて、之に政務座（前章に見ゆ）の用務を兼ねたので要路に列して其の任頗る重いのである。

諸藩志士の三田尻來至と澤宣嘉の出奔

三條實美等の長藩に來たりし以來、之に隨從せるものは各々七卿の旨を承け、諸藩の西下に疑惑あるを解き、其の後援によつて速に歸洛し、君側を淸めて叡慮の貫徹に盡瘁せんとし、夜白之を念とした。そこで、實美等の從者其の旨を承けて或は九州に赴き、或は但馬に徃いて各々遊說したので、諸藩の

志士の三田尻に來たつて七卿に謁するもの相踵ぐに至つた。而して君等は是等諸藩の志士の往來を常に監視應接し、また七卿の待遇に遺洩なきを期したので、日を逐ふて忙忽に趨くのである。會對州藩士平山保之進等五人馬關に來たつて、七卿の上京に從はんことを請ひ、藩政府は姑く之を三田尻に留まらしめたが、幾ばくもなく十月二十日、同藩士古賀剛五郎等十二人また到つた。藩政府は其の請を容れて二十五日同じく三田尻に稽留せしめ、次の書を發して之を君に報じたのである。

對州藩

古賀剛五郎
櫻井富衛
古賀喜一郎
吉田格馬
古賀寛一
岩谷藤九郎
柿　壯吾
青木與三郎

成瀨順藏
古賀喜平太
重松粂助
原新藏

別紙之通、林木工其外より申越候處、最前其許被ニ差越置一候對州藩平山保之進其外同樣被ニ仰付一との御事候間、右樣御承知可レ被レ成共御沙汰候、以上、

以上

十月二十五日

御政務座各中

佐世八十郎樣

是より先き筑前藩士平野次郎國臣・北垣晉太郎但馬の士後ち國道の二人但馬より三田尻に來たり、義擧に出でんことを實美等に謀り、七卿の中其の一人を奉せんとして之を懇請した。實美等固より義擧に同意であつた。時に世子會三田尻にあつたので、實美等其の狀を之に告げた。世子事の重大を慮つて之に答へず、直に山口に歸へつて之を藩公に報じたが、幾ばくもなく次郎來たつて請ふところあつた。藩公父子之を可とせず、久坂義助を三田尻に遣はして七卿に其の輕擧の不利を說かしめ、且つ實美の來山を遍請

せしめた。實美乃ち諸卿の同意を得て、即日水野丹後を隨へて山口に出でたが、澤宣嘉獨り長兵を借りて自ら事を擧げんことを決した。されど藩公事の成らざるを察して之を應諾しないので、十月二日蓐上に一通の書を遺し、夜に紛れて竊に身を脫し、遂に但馬に奔つた。奇兵隊總管河上彌市正義以下長野熊之允政明・白石廉作資敏等は諸藩の浪士數十人と共に之に從ふて趨いた。こゝに於て閣中大に驚き、君等は直に會議所に集議し、翌朝東久世通禧・四條隆謌の二人直に眞木和泉・土方楠左衞門久元を從へて船に乘じ、宣嘉を追躡して室積に赴いた。宣嘉已に上關に寄航して解纜し、會風浪險惡にして及びがたきを察し、二人空しく三田尻に還へつた。そこで錦小路賴德は熊本藩轟武兵衞寬胤を從へて湯田に赴き、變を實美に告げた。是日君もまた佐々木男也と共に次の書を政府員中村九郎・長嶺內藏太・久坂義助に送つて其の狀を報じた。

一筆致二啓達一候、昨夜之動靜委細可二申上一筈に御座候得共、多忙罷在候故、後日可二申上一候、飯田甲藏・半七兩人罷來兩卿東久世四條、御出帆被レ遊候付、中村君之御氣付も有レ之事に付、只今より尾して參候樣申候に付、大に力を得早速其計ひに仕候、

一、昨夜脫走人數姓名相分候分、

筑前藩

平野二郎　北垣新太郎
長曾我部與七郎　長谷川澹太郎
藤四郎
秋月
戸原宇橋
澤殿
二名三郎
水戸
大川一　川又極
前木英雄　關口八郎
仙石讃岐守內
高橋幸太郎　多田彌太郎
正親町殿
德田隼人
奇兵隊
河上彌一　長野熊太郎

其餘は未能相分り不ㇾ申候、
一、船は播州しか滿迄之屆と申事に御座候、しか滿より揚陸、
一、船場之役人ども、實に惡之奴共に而御座候、三四艘之仕構へ、今朝迄も調ひ不ㇾ申、轟之苦ひ顏に大にこまり申候、左候而三田尻も船か御座候計にて、人は一向に居り不ㇾ申候、平にても飛船の引當二三艘も仕構置候而は、如何哉と奉ㇾ存候、
一、加藤有隣來候而、金三兩を借せと申候に付、無ㇾ據取替置申候、ケ樣な事之計には、殊更にこまり申候、其外可ㇾ申上ㇾ事如ㇾ山に御座候へ共、今日荒增之樣子申上置候、恐惶謹言、

十月三日　　佐世八十郎
　　　　　　佐々木男也

中村九郎樣
長嶺內藏太樣
久坂義助樣

翌四日君は男也と連署して、更に通禧・隆謌二人が宣嘉追蹤の狀を政事堂に報じた。其の書中に「澤樣御差留として、御兩卿昨朝御乘船當所御出帆之段は、委細昨日得ニ御意ー候通御座候、然所御兩卿昨暮方室積御着船之處、澤樣には昨朝同所御通船、一應上關御繫船、直樣御出帆之由に而、凡貳拾里餘

も相隔り候樣子に相聞候付、眞木泉州其外評議之上、同所より御兩卿方御連歸仕、昨夜九ッ時御着岸直樣御茶屋被レ爲レ入候、其後何之御障りも不レ被レ爲レ在、御茶屋内其外御靜謐御座候折柄、汐時惡敷彼是御出帆只樣隙取候而、失望之次第殘念之至御座候、右爲ニ御注進一如レ此御座候、云々」とあつて、二人が宣嘉に追及遮止しえなかつたを遺憾とするのである。

會議所の規定と君等の惣轄

是時に當り、七卿に隨從せる浪士である眞木和泉は、長藩世子の三條實美等と共に上京せんことを主張し、長藩の上下もまた伏闕雪寃の情切にして、三田尻有志の論漸く急激に趨くの形勢をなした。藩政府は時宜を察して、此の激論の慰撫に努めたが、澤宣嘉の脫奔あるに及び、遊擊隊を三田尻に派遣して六卿を山口に移し、不穩の鎮定を籌圖した。三條實美を湯田に迎へ五卿を氷上山眞光院に移した　されど諸卿移轉の爲に、却つて壯士激昂の憂虞があるので、藩政府は會議所に謀つて規則を定め、奇兵隊の諸卿警衛を廢し、實美等に隨從せる臣僕を以て之に充て、和泉及び水野丹後・宮部鼎藏增實・中村圓太無二・土方楠左衞門等の會議員は、山口にある諸卿隨從を任意となし、他藩人の應接及び諸卿訪問はすべて君と佐々木男也とをして總轄稟議せしめて之を處理せしむることに決したのである。

第十四章　干城隊の鎭撫と錦小路頼德の卒去

○文久三年

君退職して國事に奔走せんとす

君は招賢閣にある七卿の用掛となつて以來、三田尻に稽留して佐々木男也と共に盡力するところあつたが、澤宣嘉の脱走後、三條實美等山口移轉の議があつて、其の警衞の任に當れる奇兵隊並に浪士の動搖せるに及び、内外の形狀に鑑み、既に退職して專ら國事に奔走せんとし、要路の楢崎彌八郎に次の書を贈つて、罷免の周旋を請ふたのである。

御壯康奉レ賀候、陳又小生儀何卒早々退役仕候樣御周旋偏に奉レ願候、可レ然人才御撰擧無レ之候而は、迚も軍も何も出來申さず候、前文之次第偏に々々伏而奉二願上一候、至願々々、

十月三日

二白委細は近日可二申上一候、

蓋し有爲の遠志を抱懷せる君は、藩政府の時局に對する措置に恬愉せざるのみならず、齷齪として三田尻に淹留するを以て不愜となした。是時藩政府の要路は、君の衷情を察するも、また信賴すること深くして、遂に其の請を許容しなかつたのである。

奉勅始末書と査點書との進致

堺町門の變後、朝廷命を長藩邸員に下し、淸末侯毛利讃岐守元純及び吉川監物以下の行動に關して覈査せしめ給ふたが、九月十七日更に之を促し給ふた。かくて藩政府は、世子上京の議を決し、來島

井原主計藩公の上書を勸修寺經理に致す

又兵衛(久政)・久坂義助に其の隨從を命じ、且つ護衛の爲め遊擊隊の組織に專任せしめた。ついで世子の出發に先ち、老臣井原主計(親章)を上京せしめて、奉勅始末書と査點書とを朝廷に上らしめんとした。奉勅始末書は藩公が嘉永六年以後一に勅命を奉じ叡慮を尊びて國事に奔走したる始末を詳述明白にし、幕府の因循姑息を憤慨して罪を朝幕に獲るの理由なきを辨疏し、若し宸疑開霽し給はずば、畏くも父子の中を咫尺に召して委曲を言上せしめ給はんことを哀訴したものであつて、査點書は元純及び監物以下の不肅を覈査すべき命に對する分疏である。主計は此の二書を齎らし、十一月八日義助を隨へて上京の途につき、精選したる遊擊隊壯士の瀧鴻次郎等十餘人之を護衛した。然るに諸隊は、世子の出發遲延せるを痛憤し、主計の上京を迂遠として其の意氣甚だ激昂し、動もすれば暴擧に出でんとするの趨勢があるので、藩公は諸隊長を召し、之に親諭書を示して戒飭したのである。

是時井原主計は久坂義助等と共に已に大坂に着し、同邸員宍戸九郎兵衛・北條瀬兵衛に謀り、將に入京して奏上せんとした。そこで十一月十五日京都留守居役乃美織江(宣忠)は、先づ主計登坂の事由を朝廷に稟報して入京の允許を請ひ、更に書を勸修寺家の雜掌に致して其の應答あるべく斡旋を促した。然るに廷議は、京都留守居役をして速に主計を下坂せしめ、其の齎らすところの上書を持ち還へらしむ

べきに決し、傳奏をして之が趣旨を口達せしめた。主計此の報に接し、自ら上京して長藩の情實を縷述せざれば、藩公父子の誠忠貫徹しがたきを憂慮し、二十六日其の歎願書を朝廷に上つて閲く入京の聽許を請ひ、翌日九郎兵衞等と共に進んで伏見に宿し、下命を待つた。こゝに於て、主計入京の許否に關し、公卿諸侯の間に議論があつたが、會津藩其の拒絶を主張して、將軍後見職一橋慶喜・前越前侯松平慶永等に說いたので、廷議遂に入京を許可せざるに決し、勸修寺家の雜掌を伏見に遣はして其の上書を受けしめた。主計は死を決して藩公の使命を果さんとし、再び歎願書を上つて入京を懇請したが、會勸修寺家の雜掌來たつて携帶の書を致すべき命を傳へた。主計已むなく、遂に宍戶左馬介(初め宍戶九郎兵衞)・佐久間佐兵衞等の議を排し、十二月十一日奉勅始末書と査點書とを雜掌に授けて朝廷に上らしめ十四日書を藩政府に送つて其の狀を報じ、且つ謹愼して罪を待つた。越えて十六日歸國待命の朝令があつたので、主計更に覆載寬洪の恩召を以て鄙衷憐察あらせられ、特に入京の允許あるべく歎願した。依つて主計入京の許否に關し、朝議再び紛然であつたが、勸修寺右少辨經理を伏見に遣はし、藤森の社祠にて會見せしむべきに決した。主計は疾を以て一旦其の會見を辭謝したが、經理百方之を說諭するに及び、遂に評論すること能はず、二十一日織江と共に藤森の社祠にて經理に見え、藩公の密命を詳陳した。經理は主計の苦衷を察知し、慰諭して之を歸藩せしめた。主計なほ伏見に稽留して畫策し

たが、藩公の使者時山直八來たつて、暫く坂地に退いて後命を待つべき意を傳へた。かくて主計は歸國の朝命頻繁なるを以て、翌元治元年正月二十一日伏見を發して大坂に下つたのである。

○元治元年諸隊の動搖と君の轉任

是時に方り、奇兵隊は馬關に駐在し、八幡隊は山口に、集義隊は小郡に、義勇隊は上關に各々滯陣したが、三田尻に屯營せる遊擊隊中には、亡命して入京し、藩公及び六卿の爲に雪寃の計畫をなさんとし、其の形情甚だ不穩であつた。世子は之を憂慮し、藩公に謀つて高杉晉作を三田尻に遣はし、總督來島又兵衞に鎭靜すべく說諭せしめた。されど又兵衞は敢然として其の言を聽かざるのみならず、却つて罵倒したので、晉作大に忿恚し、正月二十八日遂に脫走して登坂の途についた。かくて藩公父子は、六卿と共に上京に關して凝議し、老臣毛利出雲元一の萩城代を免じて先づ發せしめ、遊擊隊中の精銳を選出して之を護衞せしむべきに決した。然るに出雲は藩政府と意見を異にして、其の措置を懌ばないので、上京の命を撤して老臣國司信濃親相に代はらしめ、又兵衞の總督を免じ、遊擊隊用掛となして之に隨行せしめ、膺懲隊よりもまた上京の兵員を選拔した。そこで馬關に駐屯せる干城隊も、また上京を希望して動搖の狀がある。干城隊は大組同士の團隊で、當時福原又市が總管であつた。藩公之を深憂し、三月朔日君をして山縣彌八と共に馬關に遣はし、其の慰撫鎭綏に盡力せしめ、且つ出張中藏元役並に政務座の機務を處理せしめ、七日更に右筆役を免じ、二十日赤間關都合役のことを辨せ

しめた。赤間關都合役は、主として馬關防備のことに當るので、非常時に於いて君の任務が重且つ大となつた。時に馬關の警備守衛に任じたる中軍（干城隊等）は、新地會所に陣營を移轉せしめられ、其の吏員は赤間關都合役を始め小价に至るまで、總べての事務を兼勤することになつたので、是日前田孫右衞門・宍戸左馬介・麻田公輔・中村九郎・楢崎彌八郎等の要路は、連署して其の趣意を君及び山縣彌八・久芳内記（信政　三人共に馬關警衞に任ず）に報じた。其の書中に「御詮議之趣有レ之、赤間關中軍新地會所え移轉被ニ仰付一都合役を始め諸役人手子小遣等に至る迄、御警衞諸役人より兼勤可レ被ニ仰付一との御事に候條、此段篤と被レ成ニ御承知一安房殿被ニ仰上一、締り能被レ成ニ御取計一候樣にと存候」とあり、また「猶又打廻り本締手子增手子筆者所手子後付等、夫々御警衞所諸手子より兼勤に而相濟可レ申候」とある。此の文にある安房は老臣志道安房（親良）にて馬關總奉行役である。

久坂義助來島又兵衞等の上京

君が馬關出張の藩命を受けし後、幾ばくもなく、朝廷及び幕府は京都留守居役に命を傳へて、末家一人吉川監物並に家老一人を登坂せしめた。是は二月二十五日であつたが、三月六日再び之を傳へられた。然るに藩議は、監物の登坂を欲しなかつたが、世子自ら上京して事に當らんとせるを以て、吉川家に移牒して朝幕の召命を辭せしめた。時に藩政府は既に國司信濃及び遊擊隊士等の登坂を命じて之を中止し、更に末家家老を京都に出さんとし、久坂義助を上京せしめて其の稟請の書を朝廷幕府に

進致せしめ、來島又兵衛をして遊撃・干城の兩隊から十二人を選拔して相共に從はしめたのである。

君等馬關戍兵の振作激勵を上言す

かくて後、内外の形勢漸く切迫するに及び、君は馬關戍兵の作戰防備を講究習熟するの緊要なるを察し、大に之に傾注したが、派遣の士に老若病者多く、且つ駐在短期にして屢々交替せるのみならず、各自恰も六旬の間練習場に入寮したるの思念をなして、其の成績が容易に擧らないのである。そこで君は實戰に臨みて、是等兵士の適任ならざるを憂慮し、屯營の期間を延長して益々鼓舞激勵せんとせるも、若し六旬の交替を必要とせば精兵の差遣を冀ひ、同役の久芳内記に謀つて二人連署し、三月二十七日次の書を藩政府の要路に致して其の趣旨を開陳し、之が商議を請ふたのである。

一筆致二啓達一候、小隊司令官乃木初太郎・小倉衛門介兩人とも、尤報國之心懸厚く、隊中引立夜白致二盡力一候處、追追隊中之者も被レ勵、餘程奮起罷在候處、頃日交代期限に相成、人數罷越候處、老若且病者、加レ之、大底は生兵に而且暮も異變難レ測肝要之御手當場所、稽古場之積に考、六十日間渡之心得に而は不二相濟一候と存候、已前申出之通、半年交代に被二仰付一候はゝ、生兵より引立も無二油斷一爲レ致二出精一候はゝ、且々可レ遂二其節一候得共、六十日交代に被二仰付一候はゝ、練兵精選差越候樣、早々御詮議被レ成二御沙汰一可レ被レ下候、恐惶謹言、

三條實美等の馬關砲臺巡視

藩政府は君等の書に接し、其の意見の適切なるを認めたるも、未だ急に之を謀議して採用するに至らなかつたが、三條實美等の諸卿馬關の砲臺を巡視して防備を歴檢し、且つ戍兵の意氣を大に作興せん

ことを冀望したのである。そこで實美等は山口を發し、是日馬關に赴いて白石正一郎(資風)の宅に入り、翌二十八日先づ壇の浦の砲臺を巡視したが、會同行の錦小路頼徳が輿中にあつて喀血した。實美等五人は頼徳の遽に起ちがたきを察して靜養せしめ、相共に彥島及び前田の各砲臺を歷觀し、長府・清末を經て四月五日山口の湯田に歸へつた。諸卿の馬關各砲臺を巡視せしは、戍兵に多大の影響をなし、其の意氣をして益々軒昂ならしめたのである。是より先き、豐前彥山(田川郡英彥山)にゐる天台宗の僧徒三人來たつて、實美等に謁見して去つた。後また其の僧徒の豪一なるもの來たり、三田尻に延留して君に金拾兩を借らんとし、之を迫まつた。依つて君は、佐々木男也に窮乏の衷情を陳述せしめて、之を請はしめた。ついで實美等の馬關を巡視するに及び、之に隨從して招賢閣にゐたものを選拔し、暫く正一郎の宅にて頼徳の警衛をなさしめた。然るに其の徒もまた金員の貸與を請求せるを以て、君は之が支給に困偪し、八日是等の事情を次の書にて男也に報じたのである。

一筆致二啓達一候、公卿方御機嫌克被レ爲レ遊二御歸館一候半奉二恐悅一候、將又彥山僧豪一過日於二三田尻一私え申出候金十兩之事、今以相迫申候、右に付貴公樣え篤と御相談候樣申聞せ置申候、此者より難澁之次第篤と御聞取被レ下、可レ然御取計被レ成候樣に存候、且又招賢閣生之事も、今以聢と相定り不レ申候、只今にては矢張白石正一方にて錦公之御警衛にて罷在申候、然處はや金之無心に預り、隨分困り申候、御推察可レ被レ下候、右可レ得二御意一如レ此に御座候恐惶謹言、

四月八日　　佐世八十郎

尙々本文豪一一條可ㇾ然御取計被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候、以上、

佐佐木男也樣

之に據つて、當時諸藩志士の來奔せるもの諸費の匱乏を懇請し、管統の任にある君等は其の支辨に煩累であつたことが推知せらるのである。

錦小路賴德の卒去と君等の盡力

錦小路賴德は遂に三條實美等の一行に別れ、獨り馬關に稽留して專ら病を養つたが、後稍小康を獲たので、山口に歸へらんことを欲した。そこで波多野金吾等は、賴德の病症に異狀なきを以て其の意に從ひ、徐緩に歸山なさしめて憂念を少なからしめ、閑靜の地にて治療せしむるを可とし、將に發せしめんことを決し、四月十一日書を送つて之を君に報じた。其の書中に「錦卿にも都合御同然、御容躰被ㇾ爲ㇾ在、折角只今之御模樣御座候得は、壹兩日中より當地御發途、隨分御輕道法にして、靜々御歸山可ㇾ然哉と一統內決仕居、孰れ游々御恢復之御目途は無ㇾ之事に付、不ㇾ取ㇾ敢ㇾ御歸山之上は、萬端掛念少き方に而、還而閑靜に緩々御治療も相調可ㇾ申、其段今朝御都合次第可ㇾ申ㇾ上ㇾ相含居、左候得は、殿道越荷一件荒都合承知之上、歸山不ㇾ仕而は、不締り彼是懸念も有ㇾ之、不都合之事に付、何卒何卒御一同見分仕度御繰合奉ㇾ願候」とあつて、また越荷方米銀の收支を檢査せんことを促した。是時に方り、諸卿の馬關に出張せる旅銀と共に賴德の疾病療養に關する諸費とは、概ね越荷方より支辨

したのである。然るに賴德未だ發せずして屢次の喀血をなし、痛く衰弱したので、君は金吾及び檜崎彌八郎・久芳內記等と相共に之を憂慮し、三田尻招賢閣詰居の奇兵隊を召して護衞せしめ、また藩公父子並に實美等諸卿の意を安んぜんとし、會來鬪せる老臣益田右衞門介に謀つて、四月二十五日急使を山口に馳せ、次の書を前田孫右衞門・麻田公輔等の要路に送つて其の狀を報じた。

一筆致ニ啓達一候、錦小路樣先日以來御機嫌相に付、御滯關被レ成候處、漸次御快被レ爲レ在、今日より御發程山口御歸之御都合に候得共、昨晚又々御不例に而、御發期御延引に相成候次第は委細淸水源五右衞門口頭に而御承知、猶金吾より得ニ御意一候通に候處、其後追々御折合被レ成、別紙御容體書之通に御座候、此後次第に御全快に相成候儀には可レ有レ之候得共、迚も當分御歸山と申儀は不ニ相叶一候間、諸其御手都合に仕候、錦樣にも昨夜之御艱難にて餘程御懲被レ成、此餘屹度御全快之御目途相立候迄は、御滯關御保養被レ遊度との御事に候、右に付而は諸向御手細に被レ成度被ニ思召一候得共、左候迚もいまた御危篤之御事に候得は、御醫者其外引請之人員は減少も難ニ相成一候得は、今少し是迄之通に而相勤、其內招賢閣より之御警衞人員は奇兵隊へ入込、尤兩人宛輪番にして相詰候都合に御座候、昨夜之御容體に而は、兩御殿樣三條樣其外深御案思被レ遊候儀に付、態と飛脚差立今日御折合之御樣子各樣迄申進候樣右衞門介殿被ニ申付一候間、此段御當役方被ニ仰上ニ可レ被レ下候、爲レ右如レ此御座候、恐惶謹言、

此の書中に「淸水源五右衞門」とあるは、柳川藩の浪士の賴德に付屬せるものであつて、また「金吾より得ニ御意一候通に候處」とあるは、君等の發簡に先ち、金吾は彌八郎と共に孫右衞門・公輔等に賴德

の病重患なるを報じたのである。其の文に「錦小路樣御容躰逐々及二御注進一候處、今七ッ時又々甚敷御吐血、只今之御容躰に而は、治療も難レ被レ爲レ叶御事と御醫師中擧而申出候」とあつた。君等は賴德の喀血後、一時稍安靜に見ゆるを以て、已に之を藩政府の要路に報じたるも、なほ重態なるを深憂して更に同日之を報じ、侍醫一人の派遣を請ふた。卽ち其の文中に「錦卿御不例昨夕御變動に付、遂二御注進一只今に而は又々御折合被レ爲レ在候得共、實以御難症之御事故一統御案仕居、右に付決而爲二御見廻一御使者をも可レ被二差越一、何卒可レ然御醫師一人一回被二差越一候はゝ、旁御都合能御事奉レ存候」とあるのである。されど君等の盡力其の効なく、賴德の病刻々危篤に逼り、是日遂に永眠した。時に年三十歳であつた。其の臨終に枕頭にあつて看護したものは、五卿隨從者日記に「渡邊左衞門・今井左司馬・河村能登守・杉本拙藏・水野丹後・波多野金吾・村田次郎三郎・山田亦介・楢崎彌八郎・久芳內記・佐瀨八十郎・赤根武人・田所壯輔・長野昌英・烏田良岱・山梨文厚・江田東溪」とあつて、君等十七人であるが、長野昌英以下四人は醫師である。是等有志の人々に看護せられて、永眠したのは實に不幸中の幸ともいふべきである。實美等は痛く其の死を追悼し、馬關に之を埋葬して遺志を明白にせんことを冀ふたが、藩政府は戰塵に穢瀆せんことを恐れ、五月八日遺骸を山口湯田に迎へて喪を發し、之を朝倉村の赤妻に埋葬したのである。

第十五章　蛤門の變と外艦の馬關來襲

○元治元年馬關總奉行役の適任を冀ふ

君は馬關に滯在して機務を處理すること既に久しく、駐屯諸兵の情態を洞察して總奉行役志道安房の權威なきを憂慮し、遂に之を彈劾して匡肅し、以て益々士氣を作興せしめんとし、其の趣旨を草（原文逸して未だ見る能はず）して山縣彌八に示した。彌八之を見て其の議論の理由あるを知るも、急に行はれがたきのみならず、時恰も多事に際したので、各々心を冷靜にして愼重に考慮し、輕擧ならざるべきを緊要となし、五月十三日更に次の書を君に贈つて辨疏し、且つ戒告したのである。

別紙廉書御議論に於ては、御尤に候得共、一方聞て沙汰なしと申俚諺も有レ之に付、武人の口頭を以て、政局を御輕蔑被レ成候ては、小生輩は兎もあれ角もあれ、乍レ恐奉レ對二君上一忠厚相立不レ申儀と存候、御繁務の中にても、此邊の役は無二疎略一樣小心之御工夫有レ之度候、無レ權無レ威之總奉行とは難レ解文字に候、總奉行と唱被二仰付一候は、權威兼備申迄も無レ之候、しかし其人の心得と輔佐之良不良にては、如何との可レ有レ之候、現に威權無レ之との御見込に候はゝ、無二忌諱一御建言有レ之度事と存候、中軍諸隊も奮興之由、爲二皇國一大賀之至と奉レ存候、乍レ去平生倨傲尊太に暮し候方は、德と申儀頗る戲言に涉り候無道之言歟と存候、今日に在ては、別て御戒有レ之度候、人各有分の一條贅言と存候、兎角多事の節は、心靜にして氣浮ならざるを專務と致し候事と存候、謹言、

君は國步艱難に趨かんとするに際し、諸兵統率の總奉行役に適任者を迎へて大に馬關警備の面目を刷

新せんことを切望したのであるが、彌八の異見あるを以て、已むなく姑く隱忍して時機の到るを俟つたのである。

水戸藩士の擧兵及び池田屋事件と長藩士の上京

是時に方り、水戸藩田丸稻之右衛門直久・藤田小四郎信等攘夷を唱へて兵を常・野二州の間に擧げ、關東の人心頗る動搖したが、京都に於て六月五日幕府新撰組の士三條池田屋を襲擊し、吉田稔麿・宮部鼎藏・杉山松助律義之に死し、縛に就くもの二十餘人であつた。そこで在京尊攘の志士は、大に悲憤慷慨して事を擧げんことを畫策し、因州・藝州・對州の諸藩之を察し、相謀つて會津藩の横暴を難詰するに至つた。かくて老臣福原越後元僴壯士三百人を率ゐて登坂し、是月二十四日進んで伏見に入り、佐久間佐兵衛・佐々木男也等之に從つた。既に東上せる來島又兵衛は遊擊隊を引率して先づ發し、眞木和泉・久坂義助もまた三百餘人を率ゐ、山崎に至つて書を闕門に致し、男山八幡社に參籠すべき事由を開陳して通行の許容を請ひ、進んで天王寺及び寶寺に舍營した。そして義助・和泉は、已に山崎にて朝幕に上れる歎願書を大谷撲助實德に托し、淀城に赴いて天闇に達せんことを請はしめた。城主稻葉美濃守正邦老中の一員を以て京都にあつたので、淀城急に之を報じた。蓋し歎願書の要旨は海內の形勢を論じて毛利敬親父子が國事に盡せる衷情を陳べ、以て其の入京の允許の請ふたのである。一橋慶喜は此の書を正邦に受けて直に參內し、之を廷臣に謀議した。時に中川宮は會津・桑名二藩主と共に

三大夫の東上と會津藩征長の奏請

長藩兵士の擊退を主張せられたが、慶喜は先づ之を宥解して輦下の無事を圖るべきを說き、關白以下廷臣諸侯の賛同するものが多々あつたので、衆議遂に之に一決したのである。

かくて福原越後は書を幕府に致し、池田屋の變あつた爲め、暫く伏見に留まつて長藩京邸の急に應ぜんとするを情陳したが、稻葉正邦は大坂に退いて後命を俟つべく傳へしめた。會二十六日の夜、京都長藩邸に潜伏せる志士百餘名脫して嵯峨の天龍寺に走つたので、越後は其の鎭靜を稱して來島又兵衞を遣はし、更に書を朝廷に上つて稽留の事由を開陳した。こゝに於て、淀・津・會津・桑名の諸侯各々兵を率ゐて參內し、直に征長の詔を下さんことを奏請し、一橋慶喜もまた速に退去を命ずべく主張したが、權大納言正親町三條實愛等異論を唱へて之に反對したので、廷議は容易に決しなかつた。

かくて七月朔日、越後は入京の朝許を得て、長藩有志の歎願せる衷情を辯明せんとし、書を右少辨勸修寺經理に致して之を詳陳した。越えて三日、幕吏永井主水正尙志等伏見に來たり、越後に面諭して嵯峨・山崎の屯兵を解散せしめんとし、之を奉行所に召した。越後乃ち一日を延べて、翌四日奉行所に赴いた。主水正等先づ長藩勤王の志情深厚なるを陳べ、天龍寺其の他に屯集せる兵士を速に歸國せしめ、越後の伏見に淹留せんとする請願に對して謹愼後命を待つべき諭書を授け、且つ說いて答書を出ださしめた。越後は之を天龍・山崎の將士に謀つて徐に應答せんとし、其の猶豫を請ふたが、主水

正等遂に聽さない。依つて越後は山崎に赴いて彼地屯集の兵士に達意の旨を懇諭すべき答書を致し、是日更に朝廷に上書して入京の允許を請願した。時に幕府は形情の急迫せるを察し、諸藩兵士の洛中にあるものを部署して闕下を守衞せしめ、殊に嵯峨・山崎・伏見の三方面に配置して長藩兵士に備へしめたが、越後をして退去せしめんことを欲し、慶喜をして長州と親交ある因州・藝州・備前等の諸藩に命じて之を說かしめた。されど彼我の形勢奈何ともしがたく、越後が之に應じないので、慶喜日を期して長藩兵士に退去の命を傳へしめた。會老臣國司信濃等兵八百人を率ゐて兵庫に着し、其の一部をして嵯峨に赴かしめ、信濃は翌日山崎に至り、越後に會晤して之を謀議したのである。かくて信濃は書を幕府に致し、亡命の徒の哀訴を聽許せざれば容易に鎭撫しがたきを上陳し、天龍寺に赴いて其の一部を山崎の營に合した。既にして老臣益田右衞門介も、また兵六百を率ゐて十三日大坂に着し山崎に向ふて進み、十五日己に男山に營したが、長藩世子また將に大兵を率ゐて東上せんとし、五卿も之に從ふて入洛せんとした。此の報京都に達するに及び、會津藩等大に憂慮し、世子の入洛に先ちて之を討伐せんことを謀議し、遂に征長の大詔降下を奏請したのである。

三大夫の進發と蛤門の戰

長藩兵士は洛中の形勢大に切迫せるに鑑み、世子の上京を待たないで、進んで先づ其の機を制するの利なるを察し、來島又兵衞・久坂義助・眞木和泉等益田右衞門介と共に商議を凝らした。そして闕

白以下の諸卿みな無事を冀ふもの多く、一橋慶喜も未だ戰意を決しないで、使を伏見に遣はして越後を說き、日を期して撤兵を命じたが、十七日薩摩・土佐・久留米の三藩は、上書して長州人討伐の建議をなした。長藩の諸士は、是等の京情を探知して直に男山の營に會し、翌十八日の夜を以て事を擧げんことを議した。義助及び宍戸左馬介は朝命に從ふて一旦大坂に退き、世子の到着を待つて發するの利なるを主張したが、其の趣意は遂に貫徹しなかつた。十八日洛外の長藩諸兵に、即日退去すべき朝命が下つたので、是日右衞門介等は會津藩討伐の由を奏上し、且つ其の旨を在京諸藩に告げた。因つて朝廷直に長人討伐の命を下し給ひ、幕府は急に之を諸侯に傳達して天龍寺・山崎・伏見の三方面を扼守せしめ、十九日を以て一齊に掃蕩せんことを期したのである。こゝに於て長藩兵士は幕軍に先ち、三道より進みて入京し、蛤門の戰も激烈であつたが遂に克つこと能はず、又兵衞・義助及び入江九一弘毅等之に死し、和泉等浪士の一群は退いて天王山に走つた。翌二十日薩摩・松山・小濱等の諸藩之を襲擊したので、二十一日和泉は大に會津・桑名等の諸兵と戰ひ、同志十七人と共に自殺したのである。

機要の知照を藩政府に促す

　是より先き、京都の形勢日に切迫に趨くに及び、君は專ら馬關の警備に當つて他藩人の往來を嚴肅にしたが、外艦來襲の報ありし以來、藩政府內外の機務益々多忙を極め、動すれば要件の知牒遲遠せ

るのみならず、戊兵の進退も出張員に交渉の遑なくして直に之を發令することがあるのである。君は之が爲め、危急に臨みて機猷に齟齬あらんことを憂慮し、七月五日次の書を藩政府の要路に送つて其の情由を說き、關係の事件は直接惣奉行所へ知達せんことを請ふた。

一筆致ニ啓達一候、若殿樣御進發被レ遊ニ御決定一候樣噂承レ之、彌御決定に候はゝ、定而御多忙可レ被レ爲レ在と存候、尙又兒玉友之允儀、馬關出張被レ成ニ御引一せ候如何之御詮議に御座候哉、奇兵隊增人數被ニ仰付一候とも、右樣被レ成ニ御引せ一候而は、三幕四朝之譯には無ニ御座一候哉と存候、且又近來は惣奉行所えは不レ被ニ仰越一、所詮御直沙汰に相成候に付、於ニ于惣奉行所一一向無ニ承知一事御座候に付、間々不都合之事御座候間、警衛所之儀、事々惣奉行所被ニ仰越一可レ被レ下候、爾兒玉友之允事、御上京之御供被ニ仰付一候儀に候はゝ、早速差歸し可レ申候間、早々被ニ仰越一可レ被レ下候、此段御當役方被ニ仰上一、早速御答被ニ成下一候樣、各樣迄可ニ申進一旨佐渡殿被ニ申付一、如レ此御座候、恐惶謹言、

之に據つて、世子の上京既に決定せるも、君は未だ其の出發の期日を知らず、また藩政府は兒玉友之允を馬關駐在の奇兵隊より選出して世子の隨從員に加へんとせるも、之を君等に通告しない。なほ此の書中に佐渡とあるは、老臣內藤佐渡親方で、曩に君が彈劾せんとして中止した志道安房に代はつて當時馬關に駐在せることが知らるのである。こゝに於て藩政府の要路は、書を君に送つて世子出發の期日を告げ、且つ友之允を交代せしめし由をも答へた。卽ち其の書中に「若殿樣御進發御日取來る十

二日十三日之間と被二仰出一候、左候而兒玉友之允馬關交代之儀は、御詮議之趣有レ之御沙汰相成候付出足申遣候はゝ被二差返一候樣可レ被二成下一候、代り之儀は爰元殊之外御用繁にて、時としては其元え御沙汰落に相成儀も間々可レ有レ之、本人え之御沙汰は、於二爰元一支配々々え直沙汰相成候筋に付、其段本人より申出候はゝ御聞屆被レ置候而可レ然候」とある。かくて君は佐渡に謀つて、十一日友之允を萩に歸へらしめ、卽日之を要路に報じたが、爾後藩政府も關地に關する要件は、努めて奉行所に知照するに至つたのである。

四國聯合艦隊急襲の風說と君の意見

去年長藩は朝旨を奉じ、幕令に從ふて屢々外艦を馬關海峽に砲擊したが、英・蘭諸國之に激昂し、大擧來襲して報讐せんことを計畫した。此の報の關東並に京都に傳はるに及び、幕府は大に之を深憂し軍艦奉行勝麟太郎等を長崎に遣はし、英・米・蘭三國の艦長並に領事に面晤して我が事情を說き、來襲の期を緩ぶべく斡旋せしめたが、長藩は君等をして益々馬關沿岸の警防を嚴重にせしめ、其の應策の準備を怠らなかつた。麟太郎の長崎出張に關し、彼は英・蘭をして馬關を急襲せしめんとする風說があるので、君等は之を憂慮した。會長崎にあつて外人の形情其の他の探索に任ぜる小田村文助（後ち楫取素彦）が君に書を送（四月十六日付）つて、麟太郎の談判に依つて英・蘭の馬關襲來を二ケ月間延期せしめた由を報じ且つ堅忍して關地に稽留し、姑く國家の爲に盡力せんことの冀望を陳べた。卽ち其の書中に「弟儀も

無異在崎仕候間、萬御省念可レ被レ下候、爰許夷情も相變候儀も無レ之、馬關の廻船之説も、勝麟太郎談判にて二ヶ月延引仕候樣相約置候よし、二ヶ月後も多分參り候儀は有レ之間敷哉と奉レ存候、しかし油斷は不ニ相成一事故、右御手當の儀は尤御嚴重に有レ之度奉レ存候」とあり、また「老兄御地御滯在嘸喚御苦心には可レ有ニ御座一候得共、何卒御堅忍之上、今暫御勉强所レ希に御座候、弟抔長崎詰はうるさく御座候得共、再遊後は追々探索之方角も相分り、今暫は滯崎可レ仕、其内九州邊尚外國形勢相變り候もの有レ之候得は可ニ申上一候」とある。こゝに於て、君は外艦の其の來襲を延期したる報に接したるも、早晩寇擾の患害あるを察し、五月十二日馬關守禦に關する意見十三條を列記し、之を要路に致して廟議の決定せる確答を請ふた。其の十三條の大要は次の如くである。

一、惣奉行の馬關出張中は、其の部下の生殺權を附與せざれば、切迫の時勢に趨き一般の軍律確立しがたき事、

一、小倉の地を借りて、本支藩の兵凡そ貳百餘人を屯戍せしめんとするよしを傳ふ、是等の大事に關する藩議既に決定せるも、たゞ傳言のみにては、其の要旨諒承しがたし、若し藩公の趣意に依つて其の藩議一定したれば、宜しく先づ長府・清末二支侯に其の確報なかるべからざるに其のこと未だし、因つて大に疑惑をなし、特に使を出せしを以て、藩議の決する所を開示あるべき事、

一、關地守禦の爲め其の力を盡すは、固より覺悟する所なるも、また小倉を占領するの手段あるべきを以て、藩議の決定を通知あるべき事、

一、小倉藩へは公然使節を派遣すべし、内廻役片野十郎を出張せしむるの可ならざる事、

一、小倉地へ外夷の上陸を拒ぐと稱して、陽に彼藩戍兵を出だし、其の來襲に方つて陰に之に協力せば、我が藩の不利甚だし、依つて之を未然に防がんには、先づ我より戍兵を出陣せしめて扞禦に當らしむるの上策なる事、

一、藩議封境を擴大にせんと欲せば、西は馬關を以て堺限となし、上國に心を用ゐるに若くはなし、然れば我より招致せざるも來格せるものあるべき事、

一、山口より馬關に使者を派遣するに方り、添狀のみにて之を口傳となすも不可なし、然れども國家の大事もまた傳言となすは輕忽にして、惣奉行は之を辭すべし、今後必ず其の事件を廉書にして達せざれば受理せざる事、

一、馬關守禦に關し、長府・清末二支侯の出張を請ひ、大に會議を開きて時宜を論決すべく惣奉行の冀望せる事、

一、馬關戍兵の着服及び袖印によつて、士庶の區別を明諒にすべく決定して速に之を報知すべき事、

一、今回の外夷來襲は大擧なるを流傳す、其の兵員の多寡は敢へて驚くに足らざるも、實に此の一戰は諸侯の向背と皇國の浮沈とに關するを以て、後陣の充備を完全にするの緊要なる事、
一、人々各々其の度量を異にせるも、專一に藩公の誠意を奉じて外夷と奮戰せんことを期すと共に、智謀雄略のなきを豫め諒知せんことを冀ふ事、
一、守禦に關せざる諸事と雖も、其の決定を傳言のみにて知達するの不可なる事、
一、佛式砲十門の送附を請ふ事、
藩政府員は君の意見に對し、馬關總奉行の權限に關する衆議を凝らして知達せんとし、小倉地を借らんとするの議あるも、未だ我が戍兵軍器等の準備を講ずることなくして赤根武人の誤聞と認め、若し此の借地の事件に關して使者を小倉に派遣せば、使番役を出張せしむべく、小倉藩への使者派遣は重大である。藩政府より指揮すべきを以て、馬關出張員は各々其部署につきて堅守の決心を必要とせる事、また山口より馬關へ使者を遣はすに方り、國家の重事は傳言にて達せざるべく、馬關の守衛に關し、長府・清末二支侯と共に會議を開くは急務にして、其の狀況を報道すべき事、外夷の大擧來襲に後陣の準備せるを以て、奮戰して賊肚を挫き、皇國の武威を回復すべく盡力あるを肝要とし、砲門は御武具方の商議を經て送附せんとし、是等を各事項毎に附箋して批答した。卽ち其の全文を示さば次の如

くである。

馬關より山口政府へ、內藤佐渡輔佐攘夷準備

一、惣奉行え馬關出張中、生殺之權可レ被レ成ニ御任一候事、

右樣不レ被ニ仰付一候而は、縱令馬關之事、惣而取計被ニ仰付一候共、方今切迫之時勢御軍律相立不レ申候事、

(付紙)

此段追而御詮議之上可ニ申越一候事、

一、小倉え御使者被レ遣、大里より田ノ浦迄之間、御貸受之御評議御取候由、乍レ爾此度之儀は、何も不ニ申越一候間萬事武人より承候樣との御事、御紛擾之御樣子拜察仕候、然處右土地此御方え御用立候はゝ、人數器械等御仕向之儀は、長府より百人許、清末より三十名許、御本藩之人數を合せて貳百人計に而可レ然段被ニ仰聞一候由に候處、是迄は雖ニ小事一御地え伺に相成候處、無レ權無レ威之惣奉行所え、ケ樣之大事御傳言位に而は、縱令御廟議は御一決に候共、承引相成不レ申候、且又　君上思召之所、且御廟議彌御一定に無ニ相違一事か否や長・清へ對し候而は、確答相成不レ申、大に疑惑罷在候間、態々一人差越申候間、御廟議御一定之所、委曲被ニ仰聞一可レ被レ下候事、

右樣之事件は、長・清兩公えも可レ被ニ仰越一筈存候事、

一、關地守禦之儀に付而は、乍ニ不肖一如何にも可ニ盡力一候、小倉を取候儀も　御正義に害なく、御廟議も御一決に相成候はゝ、隨分手を下候策有レ之へく奉レ存候、屹度被ニ仰越一可レ被レ下候、

(付紙)

本書向地借受之儀、廟堂上に在而は、右樣之評議無レ之事に候、實地倉卒之間に在而は、或は兵を率て渡海、或は淸野等之儀は、現場之駈引も可レ有レ之候付、御役座申合せ候との傳言可レ有レ之候得共、別段即今小倉表御使者被ニ差越一、人數器械等御仕向抔之評議は絕而無レ之候、定而赤根武人聞間違に而可レ有レ之哉と被レ察申候、此度之夷警一先鎭靜に及ひ候はゝ、別御用も有レ之、旁武人罷出候樣御沙汰可レ被レ成候、

當節廟堂上尤嚴整肅々更に紛擾之次第無レ之候事、

一、小倉え御使者被ニ差越一候はゝ、公然たる御使者被ニ差越一候方可レ然奉レ存候、御用所內廻り片野十郎に而は、失體に而は無ニ御座一候哉、

一、小倉地え醜夷揚陸根據と仕候はゝ、大害に御座候得共、小倉より戍兵を出候と相答、現場人數差出し置、襲來之節彼と合心戮力仕候時は、如何共無ニ詮方一候間、是を未然に防候には、有無渡海戍兵を先是より備候方上策と奉レ存候事、

一、只々國を廣めんとならは、馬關を御國之限となし、上國え御心を御用ひ被レ成候事可レ然愚案罷在申候、十分上國え御力伸候はゝ、不レ招して可レ來奉レ存候、

(付紙)

本書借地之儀に候得は、內廻りてなく而も御使番と申御役有レ之候、此儀に而も被レ察候事、

(付紙)

小倉え使節被ニ差立一、人數渡海等之儀は重大之事件に候條、山口表より御指揮可レ有レ之に付、馬關出張之面

々は、一途に持場を固め候覺悟肝要に候、餘計無レ之戰士を以、猥りに他え手を出し候は、所謂己之田を捨て人之田を耕す之類、甚以不レ可レ然候、

（付紙）

是尤正論、

一、山口より態々御使等、當地え被二差越一候はゝ、御添狀耳に而、余は口授に而可レ然候得共、歸便え之御傳言に、國家之大事をも御託し被レ成候抔申事、堅く御斷申上候、萬一左樣之儀候とも、廉書に御添狀無レ之候得は、何も引受不レ申候事、

（付紙）

本書向後歸便之傳言、御引當被成二下間敷、於二當地一も御傳言同樣相心得候事、

一、馬關守禦之儀に付、長・淸兩公御內々御出馬相願申候而大會議仕、議論承置度段、佐渡殿も被レ申候事、

（付紙）

此段尤御急務御議論御打合せ相濟候はゝ、可レ被二仰越一候事、

一、今日を初之軍に而は無二御座一候間、袖印衣服は矢張是非とも、士庶之分不二相立一候而は、後日之妨に御座候間早々御取極被二仰越一可レ被レ下候事、

（付紙）

此段追而御詮議可レ有レ之候事、

一、此度之新聞は、意外之大擧に御座候處、大小多少に而今更可レ驚事も無レ之候得共、此一戰に敗を取候而は、二百六十諸侯之向背は素り　神州之浮沈に關係仕候事に付、後詰之軍勢御手當肝要に存候事、

（付紙）

醜夷大擧實可レ驚事に無レ之、後詰之手當有レ之候付、十分に勇奮決戰賊膽を挫き　神州を一戰に回復いたし候樣御盡力肝要に候事、

一、人各有二分量一、八十郎は只一筋に　御誠意を奉し盡二微力一眞向に夷狄と戰ひ可レ申候、智謀雄略は毛頭無レ之候間此處篤と御承知置可レ被レ下候事、

（付紙）

二條孰れも正議、

一、惟御言傳耳に而、萬事守禦之外をも決候樣被レ仰候共、木戸を立牛を逐之論には無二御座一候哉、

一、佛蘭西式十門許、御送方相成候得は、大に仕合申候、

（付紙）

御武具詮議之上、送り方可レ被二仰付一候事、

（付紙）

御武具方相調候處、諸所え手當有レ之、只今に而は壹挺も無レ之候由に御座候事、

五月十二日　佐世八十郎

四國聯合艦隊と交戰の決議

かくて幕府の神奈川鎖港を聲言するに及び、英・米・佛・蘭の四國公使は、協定書を作つて馬關の聯合襲撃を議決した。實に元治元年六月十六日である。時に海外にあつて各國が馬關襲撃の擧あるを知り、蒼皇歸途についた井上聞多・伊藤俊輔二人恰も横濱に着し、直に英公使オールコツクに面晤し藩公に說いて平和に結局すべき意志を告げ、姑く襲撃の猶豫を請ふた。オールコツク乃ち諸公使と商議し、長藩主に贈れる書を裁して之を二人に囑し、アドミラル、クーパーをして軍艦バロサ號に乘せしめて長州に送らしめた。かくて二人は豐後の姬島に着し、英人に回答を約するに十二日間を期し、富海・三田尻を經て山口に入り、攘夷の無謀を要路に痛論し、二十六日藩公に謁して同じく其の意を陳述した。然るに闔藩の上下雪冤の爲に苦心焦慮し、旣に兵士東上の途について意氣昂騰せるのみならず、各々攘夷を正義とせるを以て、二人の進說は貫徹すべくもなく、其の身もまた將に危殆ならんとした。されば翌日藩公は政府の要路を會合し、其の措置を圖議せしめたが、遂に交戰を決し、二十八日令を闔藩に下して各々覺悟せしめたのである。

銃砲彈藥等の製造及び駐兵の練習戒飭等に關する意見

君は曩に馬關の守禦に關する意見十三條を藩政府に開陳して其の批答をえたが、更に形情に鑑み、大砲の配置地雷火及び銃砲彈藥の製造駐兵の練習戒飭交戰の準備死者の收葬等につき抱懷するところを列記して總奉行役に提出した。卽ち其の草案にして君の自ら記せるものがあつて次の如くである。

前後雜出御用捨被レ下度事

一、砲數に當り、砲卒人數積り之事、
一、大砲之儀は、大砲司令士各其持場之形勢を以て、御手當御用掛り申合据付可レ被ニ仰付一事、
一、地雷火之儀は、各其持場有レ之、小隊物頭其外諸隊え引受に被ニ仰付一度事、
但、地雷火伏塡所之儀は、兼而司令士其外役付計致ニ承知一、其餘之兵卒え傳へ申間敷事、
一、地雷火製造之儀は、調製方引受之事、
但、臨ニ異變に一引綱仕掛等之事は、各隊之卒伍に至る迄、兼而可レ致ニ傳受一事、
一、大砲彈藥之儀は、各砲え十發宛兼而は渡方可レ被ニ仰付一事、
但、彈藥運輸之儀、砲卒自ら可レ致之事、
一、小銃彈藥之人別二十發、要用として渡方可レ被ニ仰付一事、
但、戰爭之節、交代致ニ休息一候に付、其時に各彈藥相改、二十發に仕繼可レ被ニ仰付一事、
一、鬪市中回番之事、
但、小隊役付壹人銃卒一伍腰兵糧用意にて規律嚴重に相立、曉六ツ時より暮六ツ時を限り歸陣、回番中異變急報之儀は、銃卒兩名宛差歸、其趣直に御用所え可ニ相達一事、
一、彥島斥候望卒之事、
但、未レ得ニ其人一、

一、賊兵襲來之機、確見定之上は、大砲三發を以相圖に被二仰付一度事、
一、平日斥候望卒之者、於二市中一食事休息之場は兼而被二定置一、其外に於て休息等之儀、嚴可レ被二相禁一事、
一、各隊持場之儀は、於二隊中一交番相定、日々回見之事、
一、平日稽古方之事、
但、各隊其專業を刻限規則を相定、日稽古に被二仰付一候事、
一、士官之儀は、將帥之心得を以可レ有二習練一事、
一、各隊之卒專業之餘力を以、他技相學之事可レ爲二勝手一事、
一、一月六日宛、各隊合併操練被二仰付一度事、
一、一月三日宛講釋、
但、講師之儀は惣奉行被二相勤一度事、
但、儒學引立講師兼帶に而、一人出張被二仰付一度事、
一、壹家一人出張被二仰付一度事、
一、諸陣屋とも、門限暮六ツ時に被二仰付一度事、
但、御用有レ之節、筋々え相達、趣により頻入被二差許一度事、
一、所々村落陣屋之儀に付、一郡毎々賴中擊柝に而廻番被二仰付一度事、
但、擊柝廻番之者は、諸陣屋に遣ひ候小使に而可レ然事、

廻番時左之通、

一、戰爭之節、兵糧配當役として、一隊二人宛被ニ付置一度事、

一、戰爭之節、戰士兵卒とも、腰兵糧は握飯用意之事、

一、人夫遣ひ方之事幷人數割之事、

但、未レ得ニ其宜一、

一、御目附役一人宛、日々不レ定時、諸郡陣屋廻見被ニ仰付一度事、

一、輕卒之者、御制度外之衣服等相用候節は、嚴重御咎被ニ仰付一度事、

但、物頭小隊とも、其頭之越度にも被ニ仰付一度事、

一、一月朔望兩度御酒被レ下度事、

但、其御費幾多に相成候哉を不レ知、大費無レ之候はゝ、如何にも被レ行度事、

凡、各隊とも不レ責ニ其法一して其業を責候時は、繁煩といふへからす、而して時に於ゐて、兵士之心附撫被ニ仰付一候はゝ、却而號令も被レ行安からんか、

一、諸隊費用規則、

飯米、菜代、稽古料、油、炭、薪、蠟燭其外根御定之外、斷而立被レ下間敷事、

一、諸隊兼而御定人數之外、異變之節駈附何人と申出候儀、以來嚴重に被ニ差留一度事、

一、各隊とも根御定郡夫之外、日傭使之儀嚴重被ニ差留一度事、

一、戰爭に至候而は虚隙多々故、別而嚴重に被ㇾ爲ㇾ制度ㇾ事也、爾戰爭三日に及ひ候節は、適宜に臨時被ㇾ就ㇾ御氣ㇾ度事、

一、戰死之者取收め之儀、戰爭中之急務に付、不ㇾ惜ㇾ費早速丁寧に取扱致度事、

但、死者所持之器械は、死骸取收之者取收め可ㇾ置事、

一、死骸取收見屆人、一隊宛被ㇾ付置ㇾ度事、

一、葬地預定置度事、

之に據つて、君が常に駐屯諸隊の士氣を振作して防禦に遺策なからんことを冀ひ、賊兵の襲來に方つて各自沈重に應戰すべき決心を益々堅勁ならしむべく努めしことが察知せらるのである。其意見書は總奉行役より之を藩政府に進達したりしこと未だ明かでないのである、

君等應戰の準備と四國聯合艦隊の來襲

かくて、藩公は外艦の掃攘に關して親しく叡慮を候せしめんとし、世子をして出發せしめ、井上聞多・伊藤俊輔を姬島に遣はし、交戰三ヶ月の延期を請はしめた。英人長藩の態度を察して二人の請を斥け、直に揚碇して東走した。そして外艦の來襲必ず近日にあるを以て、長藩要路其の應策に關して大に苦心し、下の如く略ぼ議決した。蓋し其の要は使節を江戸に差遣して朝旨を遵奉し、幕議に隨從して砲擊せし事由を條理にて說明せしめ、且つ幕府の罪を問ふべき故を以て、直に英艦に投乘して江

戸海に進航し、大に之を難詰せば却つて禍を轉ずるものである、若し彼之を聽かずして強いて我に開戰せば、直に之に應戰すべきは固より覺悟のことである、此の議決せば、馬關に出張せる君及び赤根武人を選拔して其の重任に當らしむべく藩命あるべく定まつた。之は實に七月十四日のことであつて毛利家の舊記に次の如く見えてゐる。

英・蘭諸夷馬關襲來致候節、いづれも決戰の儀は覺悟の前に有レ之候處、自レ彼一先應接に掛り候次第は、孛漏生人の話說にも有レ之候通りと被ニ相考一候、然處、最前井上聞多・伊藤俊輔を以、是迄之次第逐一申聞せ相濟候付、再應不レ及ニ應接一決戰致し可レ然哉、乍レ併策略可レ施事に付、今一應辯士一兩輩被ニ差越一、叡慮遵奉幕議隨順にて及ニ砲擊一候次第、條理を逐ひ申聞せ、且幕府の罪をこそ問ふへき筈の處を以、直に英艦へ乘込み江戶海へ乘入らせ、幕府の不處置を督責に及ひ、禍を轉するの御處置被レ爲レ在候ては、如何可レ有ニ御座一哉、其上にて彼承引不レ致及ニ戰爭一候はは、素より覺悟の事に候へは、及ニ一戰一候樣被ニ仰付一可レ然、若此御評議相決候へは、馬關出役之內、佐世八十郎・赤根武人へ其取計可レ被ニ仰付一候、

藩政府は此の議に基づいて俊輔を江戶に遣はし、君及び武人をして外艦來襲の對策を措置せしむべく一決したるも、俊輔未だ發せざるに、十九日蛤門の變あるのみならず、二十六日英・佛・米・蘭四國の聯合艦隊已に橫濱を解纜し、八月三日の拂曉に及びて、軍艦十六隻商船二隻悉く姫島の海濱に集合したのである。藩政府は此の警報に接し、遽に戰期を緩和にせんとして俊輔の東行を止め、松島剛藏と

共に姫島に赴いて外艦に應接せしめた。二人藩命を含み、翌四日三田尻を發して姫島に向ふたが、途に各國艦隊の西駛するを見て、事の已に及ばざるを知り、遂に三田尻に歸へつた。是日各國艦隊は、馬關攻擊の準備を整へ、其の陣形を作つて海峽に進入し、岸上の狀況を偵窺探索して將に發砲せんとしたのである。

開戰と我が軍の不利

當時馬關海峽にある我が砲臺は、奇兵・膺懲二隊の戍れる前田・壇ノ浦の砲臺最も强大にして、之に次ぐものは、長府藩の經營せる洲崎・城山の砲臺、荻野隊の據れる弟子待砲臺であつて、其の他は一時築造せる掩堡である。是等に備戒せる砲熕の總數七十門に達し、戍兵凡そ千餘人であつた。後藩政府は益田豐前(親雄)・口羽熊之允(通政)等をして前田砲臺の戍兵に參加せしめたが、其の增援隊は概ね老衰病弱のもの多く、武器もまた甚だ闕乏せるを以て、君は田北太中(惟一)等に諜り、其の三十二人を歸へらしめ、之を藩政府に報告した。其の書中に「然は益田・口羽兩組赤間關二ノ手援兵として出張被二仰付一候處、老年之者多く、實地之御用に相立兼候部、段々有レ之樣相見候付、昨年戰爭之砌、沙汰被二仰付一候振を以、年齡六十歲近々にも相成、亦は病後等に而働之程無二覺束一存候者は、於二于下一申合伍中無二差間一候はゝ、願ひ之上休息又は歸宅之御詮議も被二仰付一、尤見習有レ之面々は、陣代殘置候樣致二沙汰一、兩組に而都合三十二人被二差返一候云々」とあつて、戍兵の精選に努めたのである。かくて四國艦隊

の進航して田ノ浦に碇泊するに及び、海峽沿岸の戍兵は、各々警戒を嚴にして砲彈の命中距離内に入るを俟ち、一擊に之を轟沈せしめんことを期した。當時藩政府は敵兵を誘ふて陸戰防禦を主となし、以て外患を緩くすべき議を決し、旣に其の命を馬關總奉行役内藤佐渡に傳へ、前田孫右衞門・山縣彌八を馬關に遣はして其の趣旨を駐兵に示さしめ、且つ聞多を應接使となして孫右衞門と共に講和のことに任せしめた。孫右衞門乃ち聞多と共に馬關に赴いて、諸隊の部將を說諭し、外艦を訪ふて開戰猶豫の談議をなさんとし、將に單舸に投乘せんとした。會敵艦轟然發砲して交戰の信號をなすと同時に、沿岸諸砲臺の我が戍兵もまた齊しく之に應じて俄に戰鬪を開始した。依つて孫右衞門等空しく山口に馳せ歸へり、其の急狀を報じた。かくて敵艦連に我が砲臺を砲擊し、やがて陸戰隊を岸上に送つて、前田砲臺所在の砲熕を毀壞せしめた。日沒に及びて敵艦漸く戰鬪を中止したが、翌六日再び砲擊を開始し、急に陸戰隊を上陸せしめて、前田・洲崎の砲臺を占領し、更に沿岸一帶の諸砲臺を破壞せんとした。時に馬關市街を守備せるは、長府・淸末二支藩の各一隊及び農商兵であつて、君もまた一部隊を率ゐて其の任にあつたが、銃火交戰に當れるものは、實に百餘人の少數であつた。されば外國陸戰隊は、市街の東端に來たつて人影なきを窺知し、一旦壇ノ浦に退いて黃昏本艦に歸へつた。此の二日間の戰鬪に於て、彼我兵員の死傷大差なく、我が士氣の旺盛は彼に勝つたが、兵器の利と戰術の巧とは

常に劣つて、遂に我の不利に歸したのである。翌七日外國艦隊は、更に馬關對岸の彦島砲臺を畫策し、我が來襲を威壓せんが爲め、遙に馬關市街に向つて發砲した。我が兵敵艦の陸地に近接して其の碇泊せるを認め、之を射擊して將に戰鬪を再演せんとしたが、會講和使至り、各艦白旗を掲げて休戰を報じたので、彼我俱に發砲を停止したのである。

藩政府は前田孫右衞門・井上聞多二人の歸山後、馬關の戰況に關して君前の會議を凝らし、六日藩公事の急を察し、將に自ら出でて諸兵を董督せんとしたが、世子請ふて之に代はり、翌日陣を船木に進めた。是時君は馬關の危急を藩政府に告げ、長府の孤立とならんことを深憂し、死力を竭して決戰をなし、敵兵擊退の後講和をなすの利なるを察し、其の趣旨を藩政府に報じた。藩政府も君の意見を賛し、是日次の書を送つて世子の出馬を告げ、內藤佐渡・田北太中に謀つて決戰の指揮をなさしめた。

一筆致二啓達一候、馬關危急之樣子追々報知有レ之、長府孤立に相成候而は、一大事に付、不二容易一御案思被レ遊候、就而は追々は人數をも繰出可レ被二仰付一候付、死力を盡し決戰賊兵追退之上、講和之所置、與右衞門より承レ之、御尤之儀、於二委許一も御同案に付、　若殿樣右御馸引旁、小郡關門外迄御出馬被レ遊候付、其御心得を以、田北太中共外被二仰合一、佐渡殿被二申達一、御決戰之御馸引可レ被レ成候、佐渡殿えも其段　御意書被二差下一候、委曲井上角之助・山縣狂之助えも被二仰含一候付、御承知可レ被レ下候、恐惶謹言、

甲子八月七日　政事堂各中

佐世八十郎様

然るに、時恰も馬關の戍兵已に退いて和議の論が起つたので、高杉晉作を宍戸刑馬（宍戸備前の養子となす）と稱せしめて正使となし、杉德輔・渡邊內藏太を副使となし、聞多・俊輔を譯官となして各々馬關に徃かしめた。晉作等は八日馬關に至つて英國水師提督に面晤し、和議の意を陳述して彼の應諾を得た。そこで晉作は俊輔と共に船木に歸へつて世子に見え、外人と談判したる狀を報告して、後事を商議した。是時五卿を始め諸隊のものは、和議に反對であつたが、會壯士輩は晉作・俊輔が聞多と共に藩公の意を要して和議を强ゆるものとなし、三人を除かんとして、其の身上甚だ危殆に迫まつた。晉作・俊輔二人は大に之を憤慨し、遂に遁走して隱匿するに至つた。そして翌十日は、外人と再會の約があるので、藩政府吏に毛利登人武を老臣毛利出雲と稱せしめ、山田宇右衛門・波多野金吾・渡邊內藏太等を副使となして聞多を譯官となし、各々外艦に赴かしめて藩公の手書を致し、十四日を期して公の親臨を約せしめた。こゝに於て鬪地の物情全く鎭靜に歸したので、君は是夜佐渡等と共に新地に退陣し、翌十一日太中と連署して外艦渡來以後の槪況を要路に報告した。其の全文次の如くである。

一筆致啓達候、然は過る朔日二日姫島え渡來の異船は、其後追々渡來の分共都合十八艘、同四日未の刻頃、鬪海

え乘入候樣子に相見候付、前田其外より相圖之砲聲有㆑之、即刻諸臺場出張中軍一柄は、裏町教法寺迄出陣、同五日夕方前田沖迄乘入、彼より及㆓砲擊㆒候付、前田洲鼻壇の浦御臺場よりも數度打出、暮方迄打合、同夜は都合穩に而、同六日未明亦々彼より及㆓砲擊㆒、數度打合、夕方前田御臺場其外え致㆓上陸㆒々戰に相成、同日前田壇の浦共御陣屋奇兵隊より致㆓放火㆒候而、孰れも長府迄引取申候、同七日終日戰爭無㆑之、同八日井上聞多被㆓差越㆒、和親應接濟之段御到來有㆑之致㆓承知㆒、同九日は勿論穩に而、昨十日井上聞太其外亦々及㆓應接㆒、彌鎭靜之樣子に付、同夜惣奉行を始め、一統新地迄致㆓退陣㆒候、委細は軍監松野四郎衞門被㆓差越㆒、尙御當役方え佐渡殿より御狀を以、被㆓仰越㆒候付、可㆑被㆑成㆓御承知㆒と存候、右之趣御注進爲㆑可㆑得㆓御意㆒、如㆑是御座候、恐惶謹言、

文辭頗る簡潔なるも、其の概要を知ることができるのである。かくて藩政府は、晋作・俊輔を潛伏地より起たしめ、十二日再び聞多・村田藏六（後ち大村益次郎）等と共に馬關に出張せしめ、翌日更に井原主計及び登人・孫右衞門・宇右衞門・內藏太・金吾等を合せて、外人と應接論議をなさしめ、十四日遂に彼我の間に、次の條項で其の和議が成立したのである。

一、今後外國船舶の馬關通航を懇切に取扱ふこと、
一、石炭食物薪水等船中入用の品を供給すること、
一、馬關海灣にて風波の難に遭遇せば、安全に上陸せしむること、
一、砲臺を新造せざるのみならず、古き砲臺の修理をもなさざること、

償金軍費支拂の交渉と赤根武人山縣狂介君の止戰尚早論賛同

一、四國公使の決定に基づく償金並に軍費を支出すべきこと、

此の五箇條中の償金並に軍費の支出に關し、藩政府は四國公使に猶豫或は輕減を請はしめんとし、十九日井原主計を特使となし杉徳輔・伊藤俊輔等と共に横濱に赴かしめた。初め此の講和の議あるに方り、闔藩に之を非難するものが多々あつたので、藩公之を憂慮し、高杉晋作・毛利登人等をして外人に應接せしめし同日に、親書を下して示諭し、藩政府は奇兵隊を三田尻に轉陣せしめた。時に奇兵隊總管赤根武人及び外寇防禦に苦闘せし山縣狂介有朋は、藩命に從ひ部下を率ゐて三田尻に退陣したが、君が隊中の諸事に奔走斡旋せるのみならず、負傷兵を憫恤看護したるを徳とし、且つ決戰の後徐に講和談判するの利なる意見を抱懷してゐるので、之を以て遠謀深慮ありとして感服してゐた。なほ君は武備を完整して益々士氣を振興せんとするの畫策あるをも察し、他日大に外艦を攘撃せんとするの目途を確定せんことを冀ひ、且つ藩公誠意の貫徹と大義の樹立とを深憂し、良謀あらば示さんことを欲した。依つて是月二十一日、武人・狂介二人は次の書を君に送つて其の所懷を開陳し、且つ止戰後馬關形情の詳報を請ひ、野村和作の齎らせる上國の狀態我が藩の爲に因州侯の周旋等を述べ、狡猾多智の薩・越に常に囑目すべきを注意し、筑波山義兵の奮戰奇兵隊轉陣後の困難等を告げたのである。

愈御勇健御所勤可レ被レ成奉二拜賀一候、陳者過頃戰爭之節は、實以御苦慮奉二察入一候、別而隊中諸事格段之御配意、

一統之者奉ニ萬謝一候、止戰之儀に付而者、御深遠思食も被レ爲レ在候儀奉ニ感服一候得とも、兎角人情苟且因循に流れ易く、此間只々武備一歩も整繕、士氣愈奮起可レ致様の御手段被レ爲レ在、他日大攘夷之御目途屹度被レ爲レ建度奉レ存候、御誠義之貫與ニ不貫一、御名儀之立與ニ不立一、一篇之段落結局如何に可レ有ニ御座一、僕等固より區々一敗卒覲面之至には御座候得共、猶不レ堪ニ杞憂一、御良計被レ爲レ在候はゝ拜聽仕度奉レ存候、

一、止戰後、御地之形態如何成行候哉、乍ニ御面倒一い細承知仕度候、

一、上國之形勢、今日野村和作歸着、近況相變候儀も無レ之、因侯爲ニ御國一周旋、依レ舊盡力之由之次第に御座候、賊焰日熾同志（マヽ）候得とも、御國征伐論は未レ定、是も因州邊より建白之件有レ之、遲延之由に御座候、併狡猾多智薩越諸賊蔓殘り、御油斷被レ成間敷は申も疎に御座候、

一、筑波義徒益盛之由、先達而幕より討手差向候處、兵機固より不レ可レ當、一戰にも百首級も討取られ候由、幕臣大に辟易再度討手差出候得共、兵力之優劣策略之功拙、迚も不レ可レ敵、幕府恐怖之爲體、小氣味よく覺へ申候、

右は確報有レ之、實說之段傳聞致し候、

一、勝林先日姫島迄被レ下候由、都而九州邊近頃如何之模樣に御座候哉、虎の尾につく小倉共は定而傲驕不遜、御目前之敵對にも討れす、千萬御憤懣奉ニ察入一候、

一、止戰講和之儀に付、奇兵隊一旦引退候に付而は、固より陣屋燒拂候事故、一身得武具之外燒殘候ものも無ニ御座一甚難澁仕候、尤兵節拜領被ニ仰付一一統分配仕候得共、中々行屆不レ申氣膽如レ虎には候得共、其形實に喪家之犬の如く、御憐察可レ被レ下候、此度登一・幸兵衛を以、別紙書付差出候間、何卒可レ然御詮議被レ遂可レ被レ遣候、極究心

迫申出候故、不條理之廉も有レ之候はヽ、此者え被ニ仰聞ー萬々宜敷御高配奉レ願候、

一、手負之もの多人數、預ニ御厄害ー奉ニ恐入ー候、乍ニ此上ー幾重も宜敷御賴仕候、李家氏え不レ得ニ別啓ー、乍ニ失敬ー宜敷御致聲奉レ願候、先は右件々奉レ得ニ貴意ー度、呈ニ腐筆ー候、時下爲レ國千萬御保愛可レ被レ遊候、猶書外は奉レ期ニ拜青ー候、恐惶不具、

八月廿一日　　赤禰武人
　　　　　　　山縣少輔

佐世八十郎樣足下

之に據つて、武人・狂介は君が止戰講和の尙早論に贊同せるのみならず、攘夷に關して畫策あるを推測せることが想察せらるのである。かくて九月十日、主計等橫濱に赴いて英・蘭公使に會見したが、償金軍費に關して各國公使已に幕府と其の條約を締結したので、容易に使命を果して山口に歸着したのである。

第十六章　藩政府の動搖と幕府の征長

○元治元年舊守進取二黨の軋轢

癸丑甲寅以來、長藩內に於ける守舊の人士は、概ね偸安姑息の流弊を馴致し、進取の思想を抱懷して封土を抛つと雖も、皇運を恢復して、我が國威を海外に發揚せんとして奔走盡力せるものを大に危惧し、陰然黨派をなして其の二者常に乖背衝突せるは、形狀の已むを得ざる趨勢である。殊に蛤門の變後、幕兵將に四境に逼迫せんとし、また英・米・佛・蘭四國の聯合艦隊既に馬關に來襲して外患內憂あるに方り、舊守黨は蹶起して藩政府の措置を非難し、其の改造を企圖せんとして漸く鋒鋩を顯はし、德山支藩の士にも暗に之に氣脈を通ずるものがあるのである。

舊守黨要路を占め進取黨の退避

當時益田右衞門介・福原越後・國司信濃の三大夫は、蛤門變亂の責を引いて各々謹愼閉居し、他の諸老臣には此の難局を轉回すべき畫策あるものなく、藩政府の要路も遂に連袂して辭表を呈出するに至つた。諸隊の人士は斯かる形勢を大に憤慨し、九月六日奇兵隊先づ建言して要路退避の不可なるを痛論した。會吉川監物の山口に來たるに及び、舊守黨は迎へて之を說いたが、諸隊の有志は藩公父子が英斷を以て防長二州を籠城と決し、天朝に忠節幕府に信義祖宗に孝道なる三大綱の至誠を貫徹し、支家と相共に一致協力して敵兵防禦の準備をなすの急要を縷述した。かくて諸隊は屢々書を藩政府に

致して時事の切要を剴論したが、毛利出雲・毛利伊勢・毛利能登元美の老臣加判役となつて、進取黨は遂に罷免せられた。麻田公輔は國事の非なるを憤慨して自盡し、岡本吉之進・新山忠右衞門・天野九郎右衞門等の舊守黨登庸せられて、毛利登人・大和國之助直利・前田孫右衞門・渡邊內藏太・高杉晉作等要路を去り、三大夫もまた將に嚴刑に處せられんとするの情勢となつたのである。

君の馬關駐屯と諸隊の間に奔走

是時に方り、馬關は英・米等四國艦隊襲撃の後を承けて、軍政整頓に關する處理尠少ならず、君は田北太中等と共に其の整理に着手し、九月六日國司左馬太・赤川勇藏・井上嘉一郎・妻木久米之進・內藤次郎作・石津直藏等出張員十六人を除いて歸萩せしむるなど頗る多務であつた。然るに藩政府は旣に奇兵隊總管赤根武人をして政務座の機務に參預せしめ、且つ君に代はつて馬關の軍政取扱をも命じたが、是月十三日更に武人の該地に至るを俟つて君と交替すべく太中等に知照した。卽ち其の書中に「此度赤根武人其地出張被二仰付一、着之上佐世八十郎と交代被二仰付一との事候條、上總殿被二仰達一、八十郎え共授可レ被レ成候」とあり、文中に上總とあるは、老臣根來上總であつて、當時內藤佐渡に代はつて馬關に出張したのである。君は常に時事を憤慨し、諸隊と其の意見を同じくし、藩政府要路の措置に反對せるを以て、未だ直に歸萩せず、藩政府も其の交代を達しなかつたので、君は依然關地に駐在して太中等と共に警備戒嚴の任に當つた。かくて馬關出張の役員物頭役等の交替期月となるに及

び、其の由を藩政府に稟申したが、容易に決行しないので、九月三十日太中と連署し、次の書を致して之を促した。

一筆致啓達候、馬關出張役人物頭小隊御規則通り、交代月に相成候間、何卒早々交代可被仰付候、然處已に御沙汰も相成候様被仰越候處、于今一人も不致出張候に付、御手數中不遠慮とは存候得共、押而申上候、被遂御詮議可被下候、右爲可得御意如此御座候、恐惶謹言、

蓋し君等は規律の厲行が士氣の振作に影響することの甚大なるを思惟して藩政府の緩漫を促進したのである。ついで十月三日、藩公山口を去つて萩に入り、君もまた一旦歸省したが、形情を察して再び馬關に赴いた。而して藩政府の施設に憤懣せる諸隊並に浪士の關地に來往するもの多きを加へたので要路は之を深憂し、用務を含みて出張せるものに、悉く印鑑を交付し、長府藩と協力して警戒を嚴肅にせしめんとし、十三日君及び太中に其の趣旨を達した。そこで君は太中及び新に出張した山田七兵衛顯行に謀り、直に此の旨意を長府藩に知照し、他藩人並に諸浪士の往來を嚴重に監視し、屢々事情を藩政府に稟報し、更に馬關派遣の使役司令士其の他を交替せしむべく要請した。是時楢崎彌八郎はなほ要路にあつたが、毛利登人・大和國之助等已に免ぜられ、狀態日に非なるを以て遂に閉居して出でなかつた。そして關地の諸隊動搖せるを聞いて彌八郎大に憂慮し、之を鎭靜せしめて其の勇憤の勢力

を萩城に移し、俗論黨を滌蕩して根軸を鞏固にするの準備運籌を急要となし、志意を決定して之に傾注してゐた。會若の歸萩せるを知り、之に會晤して胸裡を吐露せんとしたが、己に出關したるを聞いて遺憾となし、十五日次の書を送つて其の衷情を開陳し、馬關總奉行役に請ふて、速に御楯隊を歸萩せしめんことを慫慂し、なほ俗論黨の氣焰熾烈にして抑壓しがたきに苦慮痛心せるを告げ、其の地に駐屯せる將卒をして、叡旨を遵奉せしめ、藩公父子の遠謀を堅守せしむべく盡力を促したのである。

拜啓、寒冷日加候處、御忠壯御滯陣欽慕之至に奉ㇾ存候、清義當節は萩城に幽居御憐察可ㇾ被ㇾ下候、先日老兄にも御歸萩之由承候付、拜晤仕候半と奉ㇾ存候處、再度御出關殘念欣喜交至候風に奉ㇾ存候、關地は諸浪士出浮候而、何歟一奇策を旋し候哉之由、殘念ともには無ㇾ之哉、何分卽今手を出す時に非す、幾重にも御鎭靜肝要存候也、勇憤之力は萩城に移して邪議を退け、小人を遠け基本を固し、恃ㇾ有ㇾ待之豫備宿謀、一日も早々相立候樣有ㇾ之度、是清義輩之決志注目する所也、御楯隊抔は惣奉行に懇願し、一日も早く萩罷歸候樣御盡力奉ㇾ願候、先月上旬關地御同居之節俗議沸騰之聞有候節とは、誠に雲泥之違に而、是の節は日々極處に赴申候、外え手を出すは高き論なれとも、時勢を識る俊傑は、斯は致し申間敷と千思萬慮仕候、何卒關地之士卒、擧而　明天子之　宸衷　兩君上之御深慮、彌益確乎として相守候樣、御盡力申も疎に奉ㇾ存候、別封高杉書簡差出申候內に有ㇾ之百合三郎え之帖は、急速御屆可ㇾ被ㇾ下候、臨ㇾ書匆々不ㇾ盡ㇾ意、御互に忠節之競仕度奉ㇾ存候、時下御精神御保護奉二專祈一候、頓首謹言、

十月十五日　楢崎彌八郎

此の書の末尾に「臨レ書匆々不レ盡レ意、御互に忠節之競仕度奉レ存候」とあつて、君等の有志は國家の危難に方り、互に忠節を盡竭せんとして、苦心焦慮せる其の誠意が推知しえらるのである。なほ書中に百合三郎とあるは、高杉百合三郎にして馬關警衛出戍の一人である。曩に君が太中等と共に要請したる件に關し、藩政府は商議をなし、二十九日司令士其の他貳拾餘人を選拔して各々馬關に出張せしめた。かくて十一月二日に至り君は其の現任を解かれたが、御楯隊の兵士は悉く椋野の陣營を撤去し、總督大田市之進將に出萩して所懷を陳述し、稟請するところあらんとした。そこで君は之を憂慮し、徐に策謀せんことを欲し、翌三日鎭撫の爲に自ら之に赴いた。然るに四日力士隊もまた出萩せんとし、御楯隊と同一の行動をなし、總督伊藤俊輔山口に赴き、市之進に會見して謀議畫策するところあつた。事は十一月六日七兵衞・太中二人の要路に發した報告書に、次の如く見えるのである。

一筆致二啓達一候、然は過る三日御楯隊人數不レ殘椋野陣屋を出、孰え參候哉相知不レ申、尤惣督大田市之進儀は、一日數願之筋有レ之に付、萩表え罷出度段屆出候、右に付爲二鎭靜一佐世八十郎差越候處、翌四日力士隊之者不レ殘隊中同斷、是亦惣督伊藤春輔儀は、大田同樣之事、只今孰れも山口に集居候樣子に相聞候、御楯隊人數も丸に出切に致候積にも無レ之樣相見、荷物も段々殘置有レ之、左候へは孰も萩表數願罷出候積り之樣被レ察候、決而近々罷歸候共、一

應之處各樣迄得二御意一候樣、上總殿被二申付一、如レ此御座候、恐惶謹言、

之に據つて、御楯・力士の二隊は、時事の非なるを憂憤して動搖せるの狀あるを窺ふに足ると共に、君が形情に鑑みて、已に藩政府の措置に反し、諸隊の間に奔走して時機の到來を俟てることが知らるのである。

征長の部署と紛議

蛤門の變後、朝廷毛利氏追討の命を下し給ふに及び、幕府は阿波・筑前・因幡・薩摩・肥後等二十一藩に出師の準備を命じ、紀州侯德川茂承を總督となし、越前侯松平茂昭を其の副となした。ついで茂承の總督を罷めて、尾張前大納言德川慶勝に代はらしめ、且つ海陸兩路進軍の部署を定めた。是は八月十三日である。然るに公卿諸侯の中に、幕府の征長を非として寛典に處すべく論ずるものあり、或は先づ攘夷事件を解決したる後に、征長すべく說くものもあつて、衆議紛然として起つた。また京都に於ては、市民浪士等各々其の意を長州に傾注し、流言榜示に依つて、幕府の施設を難詰するものが多いのである。加之、閣老も其の統一を欠いで長藩の處分外交の措置に對する畫策が容易に決しがたいので、薩摩・肥後・久留米等在京諸藩の有司は相共に之を商議し、各々上書して將軍の進發を促すに至つたのである。

征長總督及

是より先き、幕府は屢々征長總督の出陣を督促したが、十月十三日長藩老臣を廣島に召すの命を發

び副總督の進發

して目付戸川鉡三郎忠愛を派遣した。越えて十五日、德川慶勝京都を發して大坂に下り、二十二日列藩の重臣を會して諸軍の部署地に集合するを十一月十一日となし、十八日を以て各々進發の期と定めた。此の大坂會議に於て、西鄉吉之助は諸藩が戰事を嫌忌せる形情を察して薩藩を代表し、長人を以て長藩を制するの策を總督に建言した。總督大に之を賛して其の畫策を委任したので、吉之助は吉川監物を說かんとして十一月二日廣島に着した。會是日監物は安藝藩を經て書を總督府に致し、暫く長藩進戰の期を延べんことを請ふた。依つて其の夜吉之助は廣島を發して岩國に赴き、畫策の實現に斡旋した。かくて慶勝は大坂を發し、十二日安藝藩をして益田右衞門介・國司信濃・福原越後の三大夫を生致せしむべき旨を傳へしめ、十六日廣島に入つたが、副總督松平茂昭は總督に先ちて海路小倉に着したのである。

征長總督の歸東

長藩政府の要路は、既に舊守黨卽ち俗論派で之を占め、諸隊の反抗あるを顧省せず、幕府に對して專ら恭順の意を表明せんとした。而して征長總督は、三大夫の處分を吉川監物に迫ること益々急であつた。そこで監物は、岩國に稽留せる宗藩の老臣毛利隱岐熙賴等に總督の令を傳へ、特に使を德山に遣はして三大夫の處分を促さしめた。是時三大夫は德山藩に幽閉せしめてあつた　山口に屯集せる諸隊は、事態の急迫せるを察知して激昂すること甚だしく、德山・岩國に赴いて將に三大夫を奪はんとした。藩政府は大に危惧し

直に使節を山口に馳せて鎭靜の命を諸隊に傳へしめ、且つ警戒を嚴にしたが、十一月十一日遂に三大夫に各々死を賜ひ翌日各自盡す　また翌日宍戶左馬介・佐久間佐兵衞・竹內正兵衞・中村九郞を野山獄にて斬に處した。こゝに於て老臣志道安房は、三大夫の首級を携へて十三日二十日市に出で、總督の實檢に供せんことを請ふた。會監物も總督府に寬典を請はんとし、岩國を發して是日草津に至り、其の臣香川諒景登を遣はして先づ願書を致さしめ、翌十四日廣島に入つた。是日總督は、三大夫の首級の到着したのを聞き、老臣成瀨隼人正正肥をして國泰寺廣島市にあり　に於て豫檢せしめて之を受領し、安房更に四參謀の斬首を報じた。因つて總督府は直に令を從軍の諸侯に傳へ、開戰の期を延べて、更に後令を待たしめたが、十八日總督國泰寺にて自ら三大夫の首級を實檢して、其の狀を朝廷幕府に具申し、翌日監物に命じて五卿の遷移山口城の破壞藩主父子自署の謝罪書提出の三事を履行せしめた。かくて總督は、筑前・肥後・久留米・薩摩・佐賀の五藩に五卿の保監を命じ、之を長州より受けて各藩に分送のことは筑前藩に行はしめ、開戰に至らないで速に解兵せんとした。是時副總督松平茂昭を始め肥後及び廣島出張の幕吏は、總督府の長州に對する處置を過寬となして不滿のものが多かつたが、薩摩・尾張を代表せる吉之助・隼人正等が異議がないので、之に抗爭しがたく、遂に解兵を斷行するに至つた。そこで總督は、十二月二十七日を以て諸藩に撤兵を命じ、唯筑前・肥後・久留米・薩摩・佐賀の五藩に、必要

○慶應元年

○元治元年筑前藩士の周旋と諸隊の監視

の兵員を留めて五卿の授受を終了せしめ、二十九日遂に解兵の令を監物に傳へ、なほ謹愼して後命を待たしめた。こゝに於て、閣老稻葉正邦・大目付永井主水正等先づ廣島を發し、翌慶應元年正月慶勝・茂昭もまた各々東歸の途に就いたのである。

初め蛤門の變に、長藩同志と共に其の軍にあつた久留米藩淵上郁太郎廣祐は事の敗るゝに及び、幕府征長の師を起さんとするを憂慮し、筑前の士月形洗藏詳・早川養敬勇に說いて長藩の爲に後圖を畫策せんとした。二人之を賛し、先づ筑前藩の老臣黑田播磨・矢部相摸等に朝幕の爲に盡力せんことを勸說し、更に田代在住の對州藩士平田大江をも慫慂した。然るに播磨等は、幕府の嫌疑を憂慮して密使を長州に發せんことを謀り、同藩の士田丸實及び平田大江の子主馬を馬關に赴かしめて其の先容をなさしめた。そこで實・主馬の二人は、郁太郎と共に十月二十九日馬關に來たつた。かくて實等は、萩に赴いて十一月九日藩公に見え、黑田美濃守齊溥が毛利氏の爲に朝幕に斡旋せんとするの意あるを陳述した。藩公乃ち實等に其の厚意を深謝した。旣にして實及び郁太郎の二人は、一旦去つて馬關に出でたが、齊溥の密使筑紫義門衛・淺香一學・早川養敬等の來たるに邂逅し、相共に再び萩に赴いて藩內の一和と薩藩と反目の不利とを說き、且つ正義の志士登庸の急要なるを勸告した。藩政府乃ち使節を發して之に答禮せしむべきを告げて歸國せしめ、十八日桂治人を筑前に赴かしめた。されど諸隊の

有志は、藩政府が治人を筑前に派遣せるを憚ばず、陰に之に對抗せんことを議し、遂に君及び駒井政五郎（忠仲）・藤村五郎を筑前に赴かしめた。君等三人が筑前に赴いたのは、中村圓太の洗藏に贈れる次の書にて知ることを得るのである。

爾後御壯健奉㆑賀候、陳は先頃も烏渡傳書差出候通、長藩の內訌甚切迫之情態、何卒折角御盡力被㆓成下㆒候樣奉㆓賴上㆒候、就而此節有志間より內密使者として佐世八十郎・駒井政五郎・藤村五郎の三士、其地迄罷越候條、委細御聞屆之上、一入御周旋奉㆓專願㆒候、伏て願は此般は是非共有志の一大夫御使者に被㆓罷越㆒、御說得に相成候はゝ、當藩有志の力とも可㆓相成㆒候條、老兄御賢慮を以、其段御取計早々相運候樣伏而奉㆓願上㆒候、將又萩表より桂治人御使者に被㆑參候由、此仁は俗論家故、其意をも御含御應接可㆑然奉㆑存候、此許有志よりの賴みには、何卒筑前藩內に於て、斬姦致吳候樣、精々被㆓相賴㆒候、左樣無㆑之而は、此後之戒に不㆓相成㆒候故、屹と懲させ、以來は又々俗論家より恐怖して二度と使節差立候樣の儀仕間敷との遠謀に御座候、但藝備と□□□左樣に處置致候は、證跡相顯れ不㆑申候樣御遠慮肝要と奉㆑存候、東行君之儀は御同藩其仁之御心に任せ、去就御決可㆑然奉㆑存候、條公御引受之儀は、何れ御覺悟被㆑下置候方、萬々可㆑然奉㆑存候、委細三士より御聞得被㆑下候樣是祈、草々、

十一月二十四日　　吉成叶

月形洗藏樣

按に筑前藩士の周旋に對して藩政府答禮使を遣はすに及び、諸隊は之が措置に傾注し、特に君等を

して其の監視に任じ、機宜の處理を委したが、是等の事實に關する史料を未だ發見しえざるを以て、之を詳細に叙述しがたいのである。諸隊の日記十二月五日の條に「佐世其外筑前より歸國に付、東行一同山縣も闘え行」と見えたれば、君は九州の近情を探聞して是日馬關に歸着し、高杉晋作・山縣狂介等之に會晤して、互に國論恢復の密議を凝らせしことが知らる。なほ是より後、君は竊に馬關・長府の間を往來し、晋作と事を謀議して畫策し、遂に十六日新地會所の襲撃(第十七章に詳なり)に參加したことが察せらるのである。

第十七章　五卿の移轉と諸隊の鎭靜　附要路の黜陟

○元治元年五卿の移轉と筑薩兩藩士の奔走

曩に征長總督徳川慶勝の解兵の議を決するや、其の臣石河佐渡守(光晁)及び目付戸川鉡三郎を巡見使となして萩に遣はし、長藩の實狀を檢視せしめ、且つ毛利氏父子謝罪の形式を終畢せしめた。そこで佐

渡守等は、元治元年十二月十九日先づ山口に入り、更に萩に赴いて城中を巡視し、二十六日岩國を經て卽日廣島に歸へり、其の使命を果したのである。そしてなほ征長解兵の一要件なる五卿の移轉に關し、總督に對して薩摩・筑前の二藩は之を保證したので、互に協議商量して其の遂行の責に任せざるべからざるも、長藩諸隊の反抗あるのみならず、三條實美等もまた容易に應諾せざるを以て、事頗る困難であつた。殊に筑前藩は五卿を長州より迎へて、之を各藩に分送すべき命を受けたので、審議を凝らし、其の臣眞藤登・喜多岡勇平道元等を使節となして長府に遣はした。登等十二月朔日、長府の功山寺に來たつて實美等に面謁し、且つ諸隊領袖の間に奔走し、圓滿に五卿の渡海を完了せんとして大に盡力した。越えて三日、筑前藩士月形洗藏・早川養敬等もまた長府に來たつて五卿に面謁し、百方移轉のことを勸說した。然るに實美等は、長藩內訌の央に去らば、沸鼎益々甚烈ならんことを慮つて、皇國の爲に深憂し、寧ろ毛利氏父子に寬大の措置あらば、人々感激して國情平穩に歸すべきを思惟し、却つて其の周旋を筑前藩主黑田美濃守齊溥に懇囑して容易に進退を決しなかつた。そこで洗藏等は、慶勝が幕吏並に諸藩の主張を排け、薩摩藩の趣意を參酌して皇國の爲め姑く五卿を渡海せしめ、解兵の後に長藩寬宥の措置を籌圖すべく陳述して之を催促した。實美等に隨從せる土佐藩士中岡愼太郎道正は、此の形態に鑑みて更に養敬に謀り、相共に小倉に赴いて西鄕吉之助に會晤し、五卿の心事並に長

藩諸隊の趣旨を詳陳して解兵後に移轉せしめんことを論說した。會奇兵隊總管赤根武人は、事局の紛議容易に解決しがたいのを憂慮し、萩に赴いて調和を畫策せんとし、五卿隨從の士にもまた之に贊同するものがあつた。洗藏・養敬之を知り、馬關に留まつて諸隊領袖と五卿の從士とに斡旋奔走し、更に同志筑紫衞・淵上郁太郎を萩に遣はして調和策の貫徹に盡力せしめた。郁太郎等乃ち萩に赴いて藩公に見え、前田孫右衞門・楢崎彌八郎等を再用して薩藩の應接を命ぜば、人心鎭靜して趣旨徹底すべきを說いたが、藩政府遂に之を肯んぜず、淸末侯毛利讚岐守元純をして長府に赴いて諸隊及び五卿の間に周旋せしめ、更に老臣志道安房等を馬關・長府に遣はして渡海を謀畫せしめた。時恰も吉之助及び吉井幸輔友實等の薩藩士も、また密に小倉から來關して其の策動を試みた。そこで五卿は、吉川監物の反正して安藝に赴き、爲に周旋せんことを冀ひ、吉之助を岩國に抵らしめて之を說かしめんとし、洗藏・養敬に書を與へて依囑した。然るに若し五卿の移轉が遷延せば、列藩益々困憊せんことを慮り、之を主張せる反對論が起つて、遂に其の趣旨が貫徹しなかつた。既にして元純は、實美等を功山寺に訪ふて渡海を勸說し、養敬も吉之助等に謀つて長府に來たり、洗藏の書を五卿に致して出發の期日を約諾せんことを懇請したのである。

五卿渡海の

こゝに於て五卿は、筑・薩二藩士の奔走並に其の形情を察して藩政府の反正奈何に關せず、遂に渡

意を決す

海すべきを決し、十日間の猶豫を請ひ、且つ速に解兵の實現に斡旋盡力すべく月形洗藏に依囑した。時に十二月十五日であつた。かくて三條西季知は、四條隆謌と共に藩公父子に訣別し、且つ藩政府の要路に最後の勸告をなさんとして、十九日伊佐に赴いたが、入萩を拒絶せられて已むなく功山寺に還へつた。翌二十七日老臣根來上總、藩公の命を含み來たつて、三條實美等の爲に告別の贐餞をなし、越えて二十九日其の渡海を慫慂した。ついで西郷吉之助も廣島より小倉に赴き、五卿の出發を迫まつたので、筑前藩は特使を長府に派して之を促し、藩政府もまた諸隊の擁護せんことを深憂して西遷を覬望するので、實美等遂に其の意を決し、功山寺を發して筑前に向つた。實に慶應元年正月十四日である。

○慶應元年

○元治元年高杉晉作の脱走と其の擧兵

初め藩政府は、要路にある毛利登人・大和國之助・前田孫右衛門・渡邊內藏太を免じて高杉晉作の政務役を罷め、俗論派（舊守黨）の中川宇右衛門（以德）・椋梨藤太（景治）を登庸し、椙崎彌八郎・波多野金吾・山田亦介等の辭職を聽許したので、其の組織漸く一變せんとするに至つた。是れ元治元年十月二十四日である。是日藩政府は、宍戸左馬介・佐久間左兵衛・中村九郎の三人を同じく野山獄に投じ、將に晉作をも拘禁せんとした。晉作之を探知して急遽萩を去り、山口・德地を經て富海に出で、是より海路にて十一月朔日馬關に着して白石正一郎の家に投じ「脱來狼虎穴、潜伏宿㆓君家㆒、莫奈㆓州裏、人心亂似㆑

麻」の五絶を賦して其の懐を述べた。翌日筑前の士中村圓太及び正一郎の弟大庭傳七を隨へて博多に向つた。蓋し晉作は九州諸藩の有志と協力して、長藩政府の俗論派を驅逐すべき畫策を講究せんとしたのである。かくて晉作は、博多にて筑前の士月形洗藏・早川養敬等に會見し、更に田代に赴いて對州藩士平田大江を訪問し、各々謀議するところあつたが、其の抱懐せる趣旨が貫徹しなかつた。そこで已むなく福岡の人野村望東尼に依り、平尾村の山莊に潜伏して機宜を窺つた。既にして晉作は、其の潜伏中に益田右衞門介・國司信濃・福原越後の三大夫を始め、佐兵衞・正兵衞・左馬介・九郎の四參謀各々嚴刑に處せられたのを聞いて、悲惜慷慨措く能はなかつたが、會長府の使臣三澤求馬・野野村勘九郎の福岡に來たるを訪ひ、防長二州の近況を詳確にし、遂に二人に從ふて馬關に歸着し「忠臣死レ義是斯辰」の七絶を賦して所懐を述べた。是より晉作は、馬關に淹留すること殆ど二旬に及んだが、時事の日に非なるを痛憤し、蹶起して反正の畫策を遂行せんとし、長府に赴いて諸隊の首領に會見し、撥亂の籌圖を披瀝した。實に十二月十三日である。然るに遊撃隊總督石川小五郎（後ち河瀬安四郎）獨り晉作の畫策を贊襄したが、其の他は輕擧して錯誤せんことを憂懼し、暫く時機を傍觀して發動せんとした。晉作機を失せんことを憂ひ、大に諸首領の姑息を忿恚し、痛罵して馬關に還へり、之を力士隊總督伊藤俊輔に謀つた。俊輔其の計畫に同意したので、晉作再び長府に往いて小五郎を說き、遂に遊撃

・力士の二隊を以て事を擧ぐるに決した。君は曩に幽居の藩命を受けし以來、前原猾介と變名し、常に奇兵・御楯・南園等諸隊の間に奔走して機宜の處理をなし、專ら士氣の旺盛に盡力したが、また晋作の擧を賛して馬關に赴き之を助けた。そこで翌十五日、晋作等功山寺に至り、三條實美以下に謁して訣別をなし、十六日の拂曉直に馬關新地の會所長藩政府の出張所を包圍して吏員を驅逐した。是時君も晋作等の軍に參加して、俗論黨鎭壓の魁をなしたる馬上の詩作があつて次の如くである。

子十二月十六日襲二國賊某於新地一馬上作

軍謀終夜剪二青燈一、　曉閃旌旗氣益增、
凛冽寒風面將レ裂、　馬蹄踏破滿街冰、

之に據つて、君は十五日徹夜晋作と軍議を凝らし、相共に並轡して曉天沍寒を冒し、會所を襲擊せしことが知らるのである。是より晋作等は會所に據り、更に死士數人を三田尻に派遣して軍艦を奪ひ去らしめ、遂に海陸共に馬關占有の形勢をなして、糧食兵員の蓄積增加を謀つた。既にして長府駐營の諸隊も、五卿を警衞せる御楯隊の外は轉陣と稱し、漸次移動して伊佐に屯集した。そこで藩政府の要路之を凝議して諸隊來迫の拒絕を決し、二十四日藩公は、老臣毛利宣次郎に鎭靜總奉行を命じ、翌日出兵の主旨を諭令したのである。

○元治元年高杉晉作再び馬關新地會所を襲擊す

○慶應元年

長府に在陣せる御楯隊も形勢を察して、十二月二十八日四郎ヶ原に移轉し、萩屯營の南園隊もまた脫走し來たつて、伊佐に駐在せる諸隊に合した。君が藩醫李家文厚と共に長府の形情遊擊隊の近狀等を齎らし、馬關より來たつたもまた是日である。かくて慶應元年正月、高杉晉作等は再び馬關伊崎の會所を襲擊して之を占領し、且つ奸吏を討伐して掃蕩せんとした。そこで晉作は、其の擧に先ち書を君に送つて、戰略の狀を示さんことを促した。依つて君は正月二日、使者を馬關に馳せて形勢の切迫を告げ、繪堂攻擊の計畫を報じて意見を請ふた。晉作卽日復書を君に贈り、繪堂屯集の敵營に放火し赤村附近に伏兵を設けて攻擊せば、苦鬪なくして勝利あるを告げ、北方の陸海進退は諸隊の戰機に因つて決すべく、且つ是夜澤瀉の紋章ある義旗（澤瀉は毛利氏の紋章）を飜へして、馬關の伊崎會所を占領せんとするを報じた。其の書は次の如くである。

尙々奇兵隊其外え御傳聲奉ㇾ賴候、

奉二拜讀一候、愈以御忠壯御切迫之御面樣奉二承知一、爲二邦家一奉二大賀一候、使節到着仕候由、御決答之處、御尤千萬御同意之儀奉ㇾ存候、御戰略御廟算之處、知ㇾ彼知ㇾ己之妙奉二感佩一候、乍ㇾ爾弟之策なれは、繪堂邊屯集之陣屋え放火伏兵を小野・赤邊潜居致候はゝ、無ㇾ苦勝利可ㇾ有ㇾ之と奉二愚案一候間、御廟議之御端え御加へ被ㇾ下候樣奉ㇾ賴候、弟軍は今晩入夜次第、斷然一發澤瀉御旗を飄し候覺悟に御座候間、左樣御承知可ㇾ被ㇾ下候、北陸・北海進退之處は、

諸隊戰爭之面樣に依り進退可レ仕候、豫め申上候而も、却而間違候而は不レ宜候間、事機に應じ御援兵仕候間、左樣御承知可レ被レ下候、尊隊機會有レ之次第御報知奉レ賴候、貴報迄匆々如レ此御座候、以上、

正月二日朝四ツ時　谷梅之進

前原猾介樣

此の書にて、晉作は繪堂の戰端開始を顧慮し、其の機に應じて援兵を派遣せんとしたことが知らるのである。晉作は豫定の戰略に從ひ、是夜馬關伊崎の會所を占領し、奸吏を驅逐して藩公父子の正義を海內に發揮し、以て國民を安撫すべき檄榜を各郡に建設した。かくて晉作は、往年君と共に吉田松陰の門人であつたことを追懷し、一日次の詩を賦して示した。其の詩に曰く、

同舍友朋盡忠死、　獨君與レ我有レ偷レ生、
合心從レ是嘗二辛苦一、　欲レ學二景清與二幸盛一、

と、蓋し二人齊しく藤原景淸・山中幸盛の苦楚辛慘を倶にし、同心協力相共に國事に盡瘁せんことを期したのである。

○慶應元年正義俗論兩黨の訌爭

高杉晉作の馬關伊崎會所を占領せんとした時、赤根武人は諸隊と藩政府との調和に盡力したが、其の爲に聲望全く地に墜ちて、正月二日筑前に脫藩したので、奇兵隊統率の實權は山縣狂介に歸した

武人藩政府の要路に列した。後、狂介總管の事務を執る

是より先き藩政府は、晋作等進擊の報に接し、諸隊鎭壓の爲に旣に栗屋帶刀篤實・毛利宣次郎・兒玉若狹祖明を各將となし、繪堂・明木・三隅の三所に出陣せしめ、更に使節を伊佐に遣はして駐兵の退去を命じ、且つ武器を納めしめた。諸隊之を拒絕して戰意を決し、六日の夜急に繪堂を襲擊して部將財滿新三郎久道を殪したので、帶刀は僅に身を以て免れたのである。此の戰の前日に、藩政府の命に從つて萩より來たつて伊佐及び繪堂に分屯せる荻野隊が、未だ其の方向を決しなかつた。そこで狂介は君等に謀り、義兵を擧げたる事由を伊佐屯營の隊長に說き、遂に荻野隊をして嚴正中立を約諾せしめしことが懷舊記事に次の如く見えてゐる。

時に荻野隊は伊佐及び繪堂に分屯し、其方向未だ定まらざる者の如し、因て此日〇五日前原彥太郎後一誠、前原は李家文厚等と十二月二十八日馬關より到着し長府の形勢及び遊擊隊其外目下の事情を報道せり、李家は當時馬關の病院長なり、維新の後二等軍醫正となれり、等と相謀り、伊佐屯在の隊長に言はしめて曰く、今般我輩は君側の奸を除かんが爲めに義兵を擧げんとす、貴隊若し我と鋒を爭はんと欲せば、退て撰鋒隊俗論黨に合すべし、然らざれば速に此地引拂はれよ、何れにても明白に返答せらるべし、彼曰く、決して過慮を要せず、我等は嚴然中立して孰にも應援せざるべしと、然れども荻野隊は其後遂に撰鋒隊に合し數度の戰を爲したり、

また山縣公の直話の要に　繪堂の戰に際し、荻野隊の一部猶伊佐の一寺院に在るを以て、我が軍其動靜に關心してゐた、會前原彥太郎來て隊中に在りしが、往いて之を說き、遂に中立を約せしめた、繪堂駐在の荻野隊も均しく中

立を守り、其の證として繪堂の開戰と同時に提燈を養泉寺の營前に揭けて、其の意を表すべしと約したりとあるのである。

なほ君が伊佐にある荻野隊を說諭して中立せしめしことに關し、振武隊記正月六日の條に左の如く傳へてゐる。

此日伊佐に於ては、同所に屯在の荻野隊が其方向未た明らかならざるを以て、諸隊會議所より前原彥太郞同隊に至り、隊長に會して明日開戰の旨を告げ、且つ其隊所存如何と問ふ、隊長曰く、我隊は中立不偏なり、貴隊と撰鋒隊との戰爭に於て相鬪する所なしと、初め荻野隊一半は馬關に出張し、一半は萩に屯せしが、其馬關に在るもの後長府に來り、今又諸隊に尾して伊佐に來れるなり、其萩に在りしものは、現今萩僞政府の指揮を受け、粟屋帶刀の手に屬し繪堂に來り、養泉寺に屯せり、依て伊佐の荻野隊は今夜高鹽又四郞を繪堂に遣はし、中立の事を同隊へ通知せしむることに約し、且其時刻を定め繪堂の荻野隊にして中立せは、其信號として同隊徽章ある提燈三箇を寺門の棟に差上ぐべし、若し然らざるときは中立せざるものと爲し、俗論黨一同打拂ふも後日に於て聊たりとも異論あるべからずとして約し置きたり(中略)荻野隊は伊佐より通牒を得たるを以て、中立の信號として其陣營なる養泉寺の門上に長き棹に挑灯三箇を繫ぎ差上げ肅として相控へたり、

是れまた君が諸隊の中にあつて奔走盡瘁し、勇强なる荻野隊をして藩政府の軍に應ぜざらしめ、繪堂の戰勝に大に與つて力ありしことが知らる。かくて諸隊は要地を占領せんとし、各々部署を定めて守

兵を配置したが藩政府もまた將士を派遣して鋒鋩鋭く之を擊退した。是時の戰況を傳へたる懷舊記事の中に次の如く見えてゐる。

是夜諸隊の本營に守兵を配置するに、終日戰疲れたるを以て之に代はらしめんと欲すれども人員足らず、僅に疲勞したる兵一小隊を以て之を護衛せり、此時赤川敬三（後驥助）は膺懲隊に堀眞五郎は八幡に佐々木男也は南園隊に總督たれば、各防禦の方面に在て其隊を指揮せり、奇兵隊にては前原彦太郎・交野十郎・福田俠平及予大田中央なる本營（即天神社）に在りしを以て、皆天神に誓ひ斷髮して同復を祈り、一層防備を嚴にして其夜を徹したり。

之に據つて、國是恢復の機揆なるを以て君等決心の牢固であつたことが知らるのである。

按に君が片野十郎・福田俠平・山縣狂介と共に藩論を正義に恢復せんとして其の赤誠を神明に祈誓し、爲に斷髮せしことは懷舊記事に傳へてゐるのである。そして君は、後に國是恢復の根軸確定するに及び、藩法に抵觸せんことを慮り、三月に至つて、次の如く斷髮した事由を稟申して其の許容をえたのである。

拙者儀先達而御國難に付、大神宮え致二參籠一爲二祈願一致二斷髮一候、此段致二御屆一候間、御物筋え被二仰入一可レ被レ下候、以上、

三月　　佐世八十郎

佐伯建士殿

ついで南園・八幡の二隊は、奇兵隊に應援して共に突進し來たつて藩政府の派遣軍を擊破し、十四日遂に大木津の要地を恢復した。是より先き、小郡・山口の有志は義兵を起し、井上聞多を總督に推して鴻城軍と號し、老臣毛利筑前元統の家兵もまた意を諸隊に通じた。こゝに於て、小郡・山口及び三田尻の方面は全く諸隊の有に歸し、其の勢益々熾であつた。時恰も晉作は大田方面の戰報に接し、石川小五郞・伊藤俊輔と共に遊擊隊を吉田に集め、更に本營を伊佐に移して十四日諸隊に合した。ついで晉作は、狂介等の各首領と商議し、形勢開展の爲め、十六日猛進して赤村を夜襲した。赤村には帶刀が出陣して、荻野隊及び選鋒隊を率ゐてゐたが、拒守しがたきを察し、兵を收めて明木に退き、遂に中軍に合した。依つて晉作は、一擧に此の明木の敵營を衝擊せんとしたが、狂介の意見に從ふて先づ根據を鞏固にし、其の後に萩に迫逼するを得策となし、全軍共に大田を發して山口に入り、更に諸隊の部署を定めて各要所を搤扼したのである。

諸隊の會計總管

按に君は諸隊の進擊このかた、常に總督・軍監等と共に作戰の謀略に參畫したが、また其の會計をも總管したのである。事は諸隊の中にあつた篠川太仲の談話にて知らる。其の概要は、正月十一日太仲自ら大田に駐屯せる諸隊の本陣に赴いて、總會計の君に面晤し、萩軍との交戰に對する資金の有無を質だした。君は僅に現金四拾兩を餘すのみと答へ、之を意に介してゐた。そこで太仲は、我

に隊兵の一部を假さば、之を以て軍資金を獲んとするの希望を陳べた。依つて君は、奇兵鎗隊林半七(友幸)の率ゐたる一隊中の十八人を授けた。太仲之を從へ、直に船木の勘場に至つて代官の所在を大庄屋三戸普九郎に問ふた。時に代官役赤川友之允等は、既に遁れて一人も勘場に留まるものがなかつた。そこで太仲は、勘場に蓄へたる金貳百兩と鹽噌類とを獲て歸へり、半七等をして之を君に送らしめたといふのである。友之允が諸隊の襲來するに及びて、屬僚と共に遁走し、其の途中鹿野に至つて、十三日遂に自殺せしことは、毛利家の舊記(正月十五日)にも「赤川友之允事、根來治右衛門一同船木勘場相滯居候處、追々諸隊之者共及二狼藉一候付、無二餘儀一過る十二日、友之允並手子者一同、藤曲浦より乘船、徳山領福川港ぇ一昨朝着船、夫より鹿野村邊歸掛候處、山代宰判下鹿野村之內大泉村と申所、於二途中一友之允儀及二自殺一申候」とあるにて明かである。

鎭靜會議員の運動と藩公父子の諸兵示諭

藩政府の諸隊鎭壓は全く失敗したが、時事の非なるを憤慨して大局の平和に歸せんことを切望し、香川半助(景眞)・櫻井三木三(知章)・冷泉五郎(綏豊)・江木清次郎(康直)・笠原半九郎(頼方)・國貞直人(後ち廉平)等其の畫策に關して商議するところあつた。既にして藩政府の軍屢々敗退するに及び、半九郎は同志杉梅太郎等と大谷口の總奉行毛利將監を其の旅館に訪ひ、畫策の趣旨を陳說して藩公に謁せしめんことを請ふた。將監之を容れ、梅太郎及び杉徳輔等と共に登城して藩公に謁し、諸士の志すところを進言した。蓋し其

の要は藩內訌爭の爲め國民の疲憊せるを深憂し、兵力を以て諸隊を鎭壓するの非なるを縷述したのである。藩公之を聽いて考慮し、各々退いて後命を待たしめた。諸士みな退いて萩の弘法寺に屯したが、有志の之を聞いて來たるもの二百餘人に達したので、隊名を用ゐなくて鎭靜會議員と自稱した。かくて鎭靜會議員は、曩に進言した趣旨を擴充して、諸隊追討の不可を痛論し、出兵を撤去して要路の黜陟を斷行し、以て人心一和の根基を開展すべく建白した。藩公乃ち淸末侯毛利讃岐守元純を伊佐に遣はし、諸兵に曉諭して山口に退去せしめた。時に南園・御楯の兩隊は佐々並に屯營したが、各々撤退を肯んぜないので、二十三日元純は一週間の休戰を約して歸萩した。會是日藩政府は、斷然出征軍に其の班師を命じたのである。そして鎭靜會議員は、弘法寺を去つて東光寺に參籠し、速に正義の貫徹すべきを藩祖に祈願し、且つ上書して要路の賢否を審察し、其の黜陟を斷行せんことを懇請し、二十五日再び前疏の餘意を條陳して、時事の非なるを切論した。かくて休戰の期滿つるに及び、元純延期を諸隊に約諾せしめんとしたが、之を拒絕したので、藩政府は協議して世子の出陣を一決した。依つて世子は軍裝して明倫館に入つたが、藩公己に政府の改革に着手し、使節を諸隊に遣はして之を告げしめ、更に山田宇右衞門・柏村數馬をして鎭靜の命を奉ぜしめた。こゝに於て奇兵・遊擊等の諸隊は、始めて藩公の內意を明諒にし、其の進軍を止めたが、二月二日上書して干戈を動かした罪を謝した。

越えて四日、世子は明木に赴き、數馬を佐々並に遣はして藩公父子の旨意を諸隊總督に傳へしめ、即日歸萩して兩軍鎭靜の狀を藩公に報じ、武裝を脱して從衞を解散し、城下四口の戍兵を撤去した。諸隊もまた各々命を奉じて退去したので、六日藩公は明倫館に赴き、選鋒隊士を召諭して分散せしめたのである。

長府淸末兩支侯の周旋と闔藩訌爭の鎭※

是時に方つて、長府侯毛利左京亮元周は事態を深憂し、兵を率ゐて萩に稽留した。毛利元純も休戰延期の奔走に効なきを憤慨して一旦歸邑したが、鎭靜の端緒が開けたのでまた萩に來たつた。元周乃ち元純と共に登城し、藩公父子及び要路と共に大に將來の施設を審議し、上書して意見を條陳した。蓋し其の要は、諸隊の歎願せる妥當の事項を速に容納し、民心の向背を深察して前政府員の治罪を寬恕にし、また吏僚を黜陟して輿望のものを精選し、之を以て闔藩一和國是恢復の根軸を確立すべきを急務としたのである。藩公父子は其の意見を是認し、天朝へ忠節を盡し、幕府との信義を守り、祖先へ孝道を踐み、また有司の黜陟に關して衆心の一和を主旨とすべき心得の緊要なる趣意を元周・元純及び要路に示した。こゝに於て、藩政府は特に香川半介・櫻井三木三・冷泉五郎・江木淸次郎等鎭靜會議員を山口に遣はし、藩公父子の趣旨を諸隊總管に説かしめた。かくて二十二日藩公父子は支侯と共に靈社に參拜して告文を納め、且つ更始の心得を以て國是を確立し、黜陟を愼重にし、壅蔽を除去

し、言路を洞開し、刑賞を明白にすべき盛旨を示諭したので、諸隊の紛擾鎮靜して闔藩の訌爭全く綏定するに至つたのである。

諸臣の任免黜陟と藩公の地方巡視

曩に藩公は鎮靜會議員の建言を容れ、闔藩の形情に鑑みて岡本吉之進を罷め椋梨藤太を轉じ、出征軍の班師を命じ、以て改革の端緒を開いたが、更に山田宇右衞門・兼重讓藏・中村誠一（保）を任用し、中川宇右衞門・三宅忠藏（政達）・村岡伊右衞門（政員）等を罷免し、村田次郎三郎・波多野金吾・小田村素太郎瀧彌太郎（厚徳）の繋囚を解き、天野謙吉（華）・山縣半藏（後ち宍戸璣）等の罪譴を宥して各々謹慎を命じた。かくて諸隊の紛擾鎮定するに及び、藩公は二月二十七日自ら萩を發し、明木・繪堂等の諸村を過ぎて戰跡を歷視し、代官・郡吏を召して民間の疾苦を問ひ、翌日山口に入つて湯田の別邸に館した。ついで三月三日藩公小郡地方を巡視し、翌日湯田に歸へつて高田殿を諸隊會議所に充て、次郎三郎及び山縣九右衞門を諸隊總會計用掛となして金吾を手當用掛となした。越えて八日宇右衞門・伊右衞門・忠藏・藤太及び小倉源五右衞門（實發）・山縣與一兵衞（貞義）・吉之進等を各々老臣に託保せしめ、井上聞多・石川小五郎・野村靖之助・山縣狂介・時山直八等の罪を免じ、ついで素太郎・彌太郎・謙吉・半藏等の謹慎を解き、三大夫の家を興して高杉晋作の罪を免じたのである。

君要路に列

君は藩公の萩を發せし日、大田市之進・佐々木男也等と共に幽居を免せられたが、三月六日嫡子雇

して機務に任ず

を以て手廻組に加へられて用所役右筆に任ぜられ、再び藩政府の機務に參預するに至つた。かくて十三日君は請ふて佐世八十郎を前原彦太郎と改名したが、十五日鎭靜會議員の意見に依つて、干城隊復興して鈴尾駒之進後の福原越後の後總督たるに及び、また其の頭取を兼ぬることとなつた。去年十一月君は戸主預の嚴命に接せし以來、凡そ四ヶ月の久しきに涉つて謹愼し、常に時事の非なるを憂憤して局面開展の促進を冀ひ、陰に諸隊の間に奔走したが、茲に至つて其の屛居を免せられ、登庸せられて要路に列し、干城隊頭取をも兼ねたのである。干城隊の再興に及びて、世祿の士相踵いで加入を請ふもの多く、諸隊に並びて有志隊の稱あつたが、是月二十五日藩政府は君の兼任を解いて市之進を共の頭取となし、御楯隊總督を兼攝せしめた。翌日藩公は諸隊の兵士百人を選擇して護衞せしめ、志道安房・井原主計等の老臣を從へて歸萩の途につき、君及び波多野金吾を山口に留めて、專ら機務の處理に任せしめたのである。

第十八章　馬關開港論と藩制改革

○慶應元年高杉晋作の英國行希望

闔藩の訌爭漸く鎭定するに及び、君を始め高杉晋作・井上聞多・伊藤俊輔・山縣狂介等相共に山口に會合し、益々内憂を殄熄して外患を防禦せんとし、其の畫策に關して互に談議講究するところあつた。そして晋作は、山田宇右衞門・中村誠一等が已に登庸せられたので、凛然として藩内の秩序の恢復すべきを察し、また干城隊再興の議決したるを聞いて國家の大幸となし、英氣才幹あるものを選推して其の總督に任じ、之を山口に屯營せしめ、奇兵・遊擊兩隊の半を馬關・小瀬川に交互出陣せしめ、更に八幡・膺懲・南園の諸隊を馬關・小瀬川及び石見國境に配置し、各總督藩政府の命を受けて是等に號令指揮し、且つ藩公父子速に山口に歸城し、使節を派遣して朝廷幕府に情實を歎願せば、正義の趣旨必ず貫徹すべきを知り、輿論の趨勢に鑑み、將に隱退せんとして其の心事を君に吐露した。蓋し晋作は文久辛酉以來國事の非なるを深憂し、屢々其の匡救策を企圖したが、殊に蛤門の變後俗論派勃興して藩公父子を擁持するに及び、悲憤慨歎に堪へず、遂に蹶起して鎭壓の魁をなし、諸隊と共に奔走盡瘁して綏定したので、往年來の行動、輙もすれば狂暴なる嫌疑もあつたが、玆に至つて神明に誓盟したる功罪稍相償ひしを以て、此の機會に斷然隱退して時運の推移に傾注せんことを覺悟したので

ある。君は固より晋作の苦衷を察知せるも、藩公父子を輔佐して皇威恢復の雄圖を抱懷しながら、自ら隱退せんとするを以て國家の爲に痛惜し、其の決心を飜へして、姑く海外に赴かんことを冀ひ、慰諭して大に之を慫慂した。時恰も晋作は馬關開港の時機あるべきを想察し、歐洲の事情を詳悉せば、我が外交に裨益あるのみならず、なほ償罪の一端たるべきを思惟し、遂に超然英國に赴かんことを決し、其の希望の實現すべく斡旋せんことを君に懇請した。事は三月五日晋作が文久元年以來、其の行動したる事情を披瀝して、君に送つた四千餘字ある長文の書中に、次の如く見えてゐるのである。

弟今日之心事、前條吐露仕候通に御座候、山口に而脫走不レ仕、朋友と共に從容被レ縛候得は、此世之者には無レ之候故、一日も早く沈滅之人と相成度御座候、夫れと申而割腹を急に致も愚也、夫故老兄御氣付之英行を相遂度候處、此れを公然行ふ時は異論も多く、込入候事に付、是は老兄確乎御請合被レ下候はゝ、竊に行き度事に御座候、金の事も老兄乍ニ御面倒一御取計被レ下候はゝ、千萬難レ有奉レ存候、左候節は、弟私に馬關え春輔同伴罷越、其支度等仕候、跡より少年先生なほ御遣し所レ賴に御座候、弟も回復相成候上は、死而も宜敷と相誓候處、是迄爲ニ邦家一盡候事も心中耻ちぬ事に候得共、元來暴狂之性質故、過も多く罪不レ少候、乍レ爾自分に申候而も、惡しく候得共、功も少々可レ有レ之候付、功罪相つぐない候樣兼々鬼神に祈り候事に御座候、此度英行も、弟には大任なれども、是迄之罪をつぐなう一端にも相成らんかと相考候、馬關も孰れ開港に相成らん、其節は御國の御爲に相成候事も出來ぬとも不レ被レ申候、旁御推察可レ被レ下候、此一擧も議論生じ難レ行節は、斷然墨染衣と決心仕候、何卒老兄弟の苦心御推察被レ下此

度之一擧被二相遂一候樣御配慮千萬所レ祈御座候、自分かつての事而已申上、千萬奉二恐入一候、此後之處、老兄方へ丸に御賴不レ申而はならぬ故、申迄も無レ之候得共、何卒浪士なと之愚說に御惑ひ被レ成ぬ樣奉レ願候、外は兎も角兩國を五大洲中第一の强富國にすれば、隨分勤王も出來候樣奉二愚案一候云々」とあり、また末尾に「倘々英行の一條、別而密に御計被レ下候樣奉二願上一候、事若し不レ行則速に墨染衣と決心仕候、御悵笑可レ被レ下候」とある。

之に據つて、晉作が早晩馬關開港の時期あるべきを察し、防長二州を歐米各國に對峙すべく、强富ならしめんとする抱負の雄大なると共に洋行せんとして大に反對論あるを豫測し、其の辯解に盡力して遠望の貫徹すべく君に委囑せるの深厚なることが知らるのである。

按に此の書の原本は前原家に現存せるものであるが、晉作は君の招きに應じて將に馬關に出でんとするに方り、二十三日(二月か)更に書を大田市之進・佐々木男也・山縣狂介等諸隊の首領に送つて外患防禦の急務を說き、其の謀策の大概を報じ且つ馬關開港の必要をも陳べたが、未だ海外出行のことを明言してゐなかつた。當時君に信賴するの深かりしことが推知せらるのである。

高杉晉作伊藤俊輔長崎に赴く

君は高杉晉作が輿論の嫌疑を避脫せんとするを慰諭して海外視察を勸告し、之が爲め其の斡旋を全任せられたので、之を井上聞多に謀り、竊に事情を山田宇右衞門・波多野金吾等の要路に說いて百方策動し、漸く其の內許を得たのである。こゝに於て晉作は、伊藤俊輔と共に英人ハリソンの馬關に寄

航したるを好機とし、之に便乘して三月二十日拂曉長崎に向ふて出帆した。此の英人ハリソンは、當時英國公使館の一員である。去年俊輔が聞多と共に國難を深憂して歸朝し、外艦の馬關襲來を猶豫せしめんとして、英國公使に之を請願するに方つて專ら周旋したのが、此のハリソンで、二人に面識があるのである。事は晉作・俊輔二人が馬關を發したる日、聞多より君及び山田宇右衞門・波多野金吾等に報じた書中に「歸關前日異船一艘着仕候折柄、弟歸關候處、右之內兩人丈昨年歸國之節、於二横濱一大きに世話に預り候ハリソンと云人に而、誠に以好機故、早速谷・花山兩士出港仕らせ候間、一先御安心可レ被二成下一候、今曉六ツ時出帆候、い曲申上度候得とも、後便に可二申上一候、併此兩士之儀は、亡命之屆に而可レ仕候哉、如何致候而可レ然哉、被二仰付一候樣奉レ賴候」とあつて、二人の出發後に名義に關して、聞多は之を要路に質だしたことが知らるのである。藩政府は之を商議し、公然二人に洋行の聽許しがたきを以て、是月二十四日假に英學修業時勢搜索の名稱を設けて横濱に赴くことを命じた。時に晉作は俊輔と共に已に長崎に至り、英商グラバー等に面晤して西洋に航せんとするの志を告げた。グラバー等は、鎖港の永續しがたき大勢を說き、長藩自ら進んで馬關開港の擧に出づるの利なるを陳べ、且つ新任の英國公使パークス來たつて之と事を謀らば、回天の宏業も容易なるを以て、今本國を去つて海外に赴くの時機にあらずとなし、二人の再考を促した。こゝに於て二人は、グラバ

晉作俊輔の

歸國と潛伏

」等の言を聞いて互に熟考深慮し、其の條理あるを察して遂に斷然海外渡航の念を拋棄し、竊に馬關開港を藩政府に謀議して後圖を畫策せんことを決し、幾ばくもなく、相共に長崎を去つて歸國した。是より二人は馬關開港の必要を藩政府に論議し、聞多は楊井謙藏（盛之）等と先づ之を贊し、要路にもまた傾注重視せるものがあつたが、會事外間に漏るゝに及び、長府・清末二藩の士痛く之に反對した。蓋し長府・清末二藩は、宗藩が馬關統轄の爲め領土交換の計畫あるをさへ懌ばなかつたが、晉作等の開港を主張せるを聞いて益々疑惑をなし、甚烈に反對の聲を揚げたのである。かくて外人を嫌忌せる長府・清末二藩の壯士は、憤激のあまり遂に晉作・俊輔・聞多の三人を暗殺せんことを企圖した。三人之を探知し、晉作先づ去つて讚岐に奔り、聞多は豐後に遁れ、俊輔もまた踵いで對州に赴かんとしたが、果さずして僅に其の危殆を免れたのである。

藩政府馬關開港の意なきを表明す

こゝに於て君は、山田宇右衛門・兼重讓藏・中村誠一・廣澤藤右衛門（波多野金吾の改名）等と共に凝議し、未だ馬關開港を論ずるの時機にあらざるを決し、藩政府は四月二十二日外人との交涉に對し、去年の講和條約を尊重して信義を失はざるべく注意すべき旨を闔藩に示諭し、且つ高杉晉作・井上聞多・伊藤俊輔・楊井謙藏の馬關應接掛を罷免して、專ら人心の鎭綏を計つた。卽ち藩政府の令は、

赤間關に於て、異國船開港等之儀は決して不ㇾ被二仰付一儀に候處、昨年以來講和之御約定も有ㇾ之儀に付、右御約條

通堅く相守り、外國へ信義を建て、他日之御國害を不ㇾ生候樣、精々心遣仕候樣被㆓仰付㆒候事、

とあつて、要路は馬關開港の意なきを闔藩に表明したるも、また外交の重大なるを考慮し、攘夷の思想を鎭壓せんことに傾注せることが推知せらるのである。是日君は宇右衞門・讓藏等と連署し、更に次の書を馬關出張の田北太中・村田藏六に送つて藩令發布の事情を報じ、晋作等四人の住所を探索して罷免の命を傳達せんことを請ひ、且つ孛漏人から購入契約の裝條銃の措置を誤らざるべく注意した。

一筆致㆓啓達㆒候、赤間關に於て外國人應接一件に付、別紙通被㆓仰出㆒候間、諸事御不都合之儀無ㇾ之樣御取計可ㇾ被ㇾ成候、楊井謙藏・高杉和介・井上聞多・伊藤春輔四人へ當る御國狀四通差越候間、居所御穿鑿候而、早々御渡方相成候樣にと存候、右四人共馬關出張被㆓差除㆒候御沙汰相成、尤謙藏事、歸萩被㆓仰付㆒候に付ては、孛漏生より裝條銃御買入一件定約濟候處、篤と御聞取置可ㇾ被ㇾ成候、去年來餘程、入組居候事に付、追て其御地積越候節、無㆓御難題㆒請取方相成候樣にと存候、此段可㆓申進㆒旨安房殿被㆓申付㆒、如ㇾ是御座候、恐惶謹言、

此の書中に陳ぶる裝條銃の購入は、聞多が孛漏人に交渉して契約を完了し、其の狀を政府員の山縣彌八に報じたことは、己に三月二十日君等に送れる書にも「プロイス一件之儀は、山縣えい曲申上候間御聞取可ㇾ被ㇾ成候」とあるのである。

是時に方り、藩公は民心の綏撫と政治の刷新とに傾意し、執政以下有司を督勵し、自ら明倫館に臨

みて兵士の銃陣・文武の修業を視察したが、諸隊總管の建言を容れ、四月二十五日萩を發して山口に歸へつた。ついで大和國之助・毛利登人・前田孫右衛門・山田亦介・宍戸左馬介・竹内正兵衛等七士の家を興さしめ、文久三年の藩制更革の趣旨に基づき、俗論派の復舊した制度を改定して簡易に從はしめた。此の改革によつて、現職の首班にある加判役は同じく藩務に任ずることゝなつて之を當役と稱し、民政と財政とに關する各々主任を置き、其の一を國政方引請といひ、其の一を國用方引請民政兼勤といひ、政府を政事堂と總稱するに至つたのである。そして毛利筑前は國政方引請に、志道安房は國用方引請民政兼勤に、渡邊伊兵衛清は用所役民政引請に、君を始め山田宇右衛門・兼重讓藏・廣澤藤右衛門は用所役國政方引請に、玉木文之進・山縣九右衛門・山縣彌八・正木市太郎は藏元役に各各任じた。されど其の後任免行はれて、北條新左衛門初め北條瀬兵衛・中島市郎兵衛正章・中村誠一・藤田與次右衛門・秋村十藏達等もまた要路に列し、十二月五日君は更に藏元役を兼任することゝなつて、其の任務益々重大となつたのである。

と君の任務重大

去年八月、英・米・佛・蘭四國と講和條約を締結した後、藩政府は外艦の馬關襲來に防禦奮戰せるものゝ功を論じて其の賞を行はんとした。然るに俗論黨漸く蜂起し、延いて藩内の動搖をなすに至つたので、遂に論功行賞の遑がなかつた。かくて藩内の訌爭鎭靜し、俗論黨貶逐せられて人心安定する

君等戰功の褒賞

に及び、藩政府は馬關戰鬪の功を論じ、閏五月五日君を始め山縣彌八・田北太中・松野四郎右衞門・乃美仙吉に各々御切錢百目を賞與した。卽ち久保松太郎の日記にも「閏五月五日、赤間關戰爭御賞美、山縣彌八・前原彥太郎・松野四郎右衞門・乃美千吉・田北太中等御切錢百目御賞」とある。切錢百目は祿高拾石に均しいのである。そこで是月九日、君に賞與せられたる拾石を父彥七の祿高に加へられた。其の令文は次の如くである。

前原彥太郎

右去子秋長門國赤間關え異國船襲來之節、駈引別而遂二心配一候段、被二聞召上一、神妙被二思召一候、依レ之爲二御加恩一、御切錢百目可レ被二宛行一旨被レ成二御判一、父佐世彥七本知被二結下一候事、

是時赤川敬三に米貳拾五俵を給して、之を一代御雇遠近支配になし、山縣狂介の祿高を貳拾五石となし、御切錢貳拾五匁を與へて無給通に昇格した。また時山直八・林半七二人に各々御扶持方五人御切錢百七拾五匁を與へて三十人通に昇格し、高木猪三郎・杉山市郎兵衞・別府熊吉・小野勝四郎等に各各御扶持方一人を增し、南野一郎を一代士御雇に準じ、其の他は刀若くは金を與へ、差を以て賞したのである。此の賞與あつた日、狂介は他にあつて、半七代はつて命を拜し、未だ之を知らなかつた。そして狂介は已に戰功のものに褒賞あらんとするを聞き、士氣振揮の爲に美擧として之を欣讙せるも、

敗衂して寸功なく、却つて其の員內に班列せるを耻ぢ、十一日次の書を君に送つて之が事由を開陳し、廟議にて削除せらるべく論破せんことを懇請し、狙擊隊以下の諸卒には速に行賞あるべく冀ふたのである。

亦云、老臺も御承知被レ爲レ在候樣、馬關戰爭指揮不行居に付而は、死罪萬死、其節差控も申出候段、御熟察御配意奉ニ願上一候、以上、

奉ニ拜啓一候、近來御左右不レ承候處、益御清適可レ被レ爲レ成ニ御奉職一奉ニ雀躍一候、小生も碌々消光御放念奉レ仰候、陳李家先生より承り候へば、馬關戰功褒賞近日被レ行候由、士氣振興之一端とも可ニ相成一、尤美事と奉ニ欣喜一候、然處風聲鶴淚固より根なき言とは察候へとも、素狂も人員に連候樣子一聞、愕然全以、天地間え身を容所無レ之、恐縮罷在候、眞にか樣之儀も有レ之候はゝ、何卒迅速御論破被ニ成下一、御差除相成候樣願上候、今日まで碌々罷在候すら天地鬼神え對し而も慚愧之至、素狂心中御垂憐被ニ成下一、何國までも御配意被ニ成下一候樣只管奉レ仰候、尙先達而も申上置候樣、狙擊隊以下は片時も早く褒賞相運ひ候樣、强而も願ふ所に御座候、何分素狂心事御推察被レ爲レ在、人員被ニ差除一候樣、伏而奉レ願候、先は其己差急、余は他日拜靑萬縷可ニ申上一候、其中爲レ國御自嗇奉レ祈候、草々敬白、

閏月十一日　　鹿之介

二伸、波多野君其他えも可レ然御鳳聲奉レ仰候、尙本文之次第反復願上候、以上、

佐世老臺足下

是日狂介は褒賞の辭令に接して驚愕し、茫然自失して措くところを知らず、直に山口に出でて之を返上せんとしたが、會微恙あつて果しがたいので、再び次の書を君に送り、其の心事を憐察して聽許あるべく周旋を請ふた。

追啓、只今別紙御奉書到來、實以恐愕手足不レ知レ所レ措茫然罷在候、萬步寸功も無レ之、何とも心事不安儀に付、則御奉書返上仕候間、願くは素狂心事御垂憐被レ下、御多忙中なに分御配意被ニ仰付一可レ被レ下候、此中以來氣分相に付、鴻城罷出候儀も不ニ相成一、甚書翰を以失敬奉ニ恐入一候へとも、何卒不レ惡御聞入御配意只管奉ニ願上一候、余は拜青萬縷と拋筆、

閏月十一日夕方

荻原鹿之介

前原彥太郎樣　內啓急用

君は二回の書に接して其の衷情を察せるも、事みな發令の後にあつたので、奈何ともしがたく、狂介もまた之を知つて遂に褒賞を拜受したのである。

第十九章　幕府の長州再征と藩是の決定

幕府は征長總督德川慶勝の毛利氏に對する處分を以て寛大に過ぐるものとなし、藩公父子並に三條實美等を江戸に召致せんとし、大目付大久保紀伊守忠寛・目付山口駿河守直毅を廣島に遣はして其の命を傳へしめた。時恰も總督及び閣老以下歸東の途にあつたので、二人其の後を追ふて之に幕命を致したが、慶勝は行程を繼續して大坂に着した。實に慶應元年正月十六日である。初め慶勝は征長のことを終了せば、參府すべき幕命に接したので、東上の途次入京しないで一旦歸國し、直に江戸に赴いて復命せんとした。然るに大坂に着するに及び、直に參內すべき朝命を拜したので、慶勝其の意を決して二十四日入京した。時に朝廷は征長後の處理及び外交に關して商議せしめんとし給ひ、既に將軍德川家茂に西上を命じ給ふたので、慶勝をして姑く輦下に稽留せしめ給ふた。こゝに於て二月二十七日慶勝は副總督松平越前守茂昭と共に參內して防長二州鎭定の狀を奏聞したのである。

〇慶應元年征長總督長藩鎭定の狀を奏聞す

幕府長州再征を奏請す

幕府は海內の形情と其の趨勢とを深く考慮せず、前令の趣旨を貫徹せんことを欲し、尾張藩に毛利氏父子の警衞兵を出ださしめ、筑前・薩摩等五藩をして三條實美以下を護送せしめ、大目付駒井甲斐守朝溫・目付御手洗幹一郎をして其の事に當らしめ、二月五日其の命を德川慶勝に發した。然るに朝

温は事の行はれざるを察し、其の不可を論じて使命を辭し、慶勝もまた上書して幕府强いて前令を厲行せば、海內の大亂を勃發すべきを剴論して出兵に應じなかつた。そこで幕府は、大目付神保山城守相德をして朝温に代はらしめたが、同じく之を辭したので、二人の職を罷免し、更に大目付塚原但馬守昌義に之を命じ、且つ宇和島・大洲・龍野の三藩をして江戶召致の旨を毛利氏に傳へしめ、各々其の警衞兵を出ださしめた。依つて昌義は、幹一郎と共に江戶を發して三月二十二日大坂に着したが、西國の形情關東に於ける豫想と大に齟齬せるを以て、姑く京坂の間に淹留し、其の景狀を具して幕府に稟報し、宇和島・大洲・龍野の三藩も事の實行しがたきを察知し、小藩の力にて毛利氏召致の困難を建言し、將軍の西上を俟つて徐に大計を議定せんことを請ふた。されど幕府は形勢の變移を重視せず、毛利氏恭順の機會に乘じて其の威嚴を回復せんことに腐心し、防長處分に關する慶勝の建議を斥けて四月十三日更に前大納言德川玄同を先手總督となし、紀州侯權中納言德川茂承を副となし、五月十六日を以て將軍自ら進發すべきことを奏上したのである。

毛利元蕃吉川監物召致の幕令

曩に老中阿部豐後守正外は、將軍家茂を西上せしむべき朝旨を奉じて東歸したが、幕府が毛利氏父子並に三條實美以下を江戶に召致せんとするに及び、不穩の形情あつて變動を釀成せんことの憂虞があるので、三月九日更に勅諚を下して諸侯の參勤交替を緩め、且つ將軍速に入洛して永世不朽の國是

を議定すべく命じ給ふた。こゝに於て幕閣には、將軍の入洛を憚ばざるものがあつたが、朝命再び下つて之に奉答せざるべからざるを以て、防長に對する威壓の手段となして遂に西上の議を決し、其の進發と共に征伐をも奏聞して同じく之を發令するに至つた。會德川玄同の辭表が江戶に達した爲め幕閣之に苦心したが、更に紀州侯德川茂承を先手總督となし、五月十六日將軍家茂自ら閣老松平伯耆守宗秀・阿部豐後守正外等を從へて江戶を發し、翌月二十二日京都に着した。曩に廷臣には未だ勅令なきに、幕府が長州征伐の準備をなすを輕擧となして之を痛論するもの多く、將に將軍の入京を待つて難詰せんとした。一橋慶喜等之を知つて大に憂慮し、京都守護職松平肥後守容保の朝召に應じて參內するに及び、百方辯疏して責問の事なかるべく懇請せしめた。かくて、家茂着京の日參內して進發の事由を奏聞し、且つ諸侯參勤交替の件に關して猶豫を請願した。そこで朝廷は勅して將軍に滯坂せしめ、公平至當に防長を處置すべく商議を凝らして言上せしめ給ひ、且つ國家重大の件を愼重にして輕擧なかるべく戒飭し給ふた。此の勅諚の下るに及び、正外は萬機委任の朝命に適應せざるを論諍して速に奉承しなかつたので、廷議遂に之を撤回して更に容保をして慶喜及び京都所司代松平越中守定敬と共に大坂に赴かしめ、毛利氏に對する事件を善處すべく、協議せしむべきに決した。そこで二十五日家茂大坂に赴き、ついで六月一日慶喜・容保・正外等之に會して防長處分を鳩首凝議し、毛利氏

父子孫の召致に換ふるに、徳山支侯毛利淡路守元蕃及び吉川監物を以てし、藝州侯松平安藝守茂長をして二人を大坂に護送せしめんとし、之を奏上した。朝廷なほ二人の護送を國家の大事なりとして憂慮あらせられ、妄に輕擧す可らざる旨を幕府に命じ給ふた。時に將軍進發の布告は、既に宇和島藩より之を岩國に報じたが、藝藩の臣野村帶刀(景躂)は元蕃及び監物召致の令を達すべき幕命を受けて大坂より歸國し、是月七日更に之を徳山・岩國に傳へたのである。

桂小五郎歸藩して君等要路に會晤す

蛤門の亂後、長藩兵士は悉く歸國したが、桂小五郎は藩公父子の此の事變に對する苦衷を遙に痛憂し、獨り京都に稽留して朝廷幕府の狀情を窺ひ、更に畫策盡力するところあらんとした。然るに幕吏の捜索甚だ峻酷なりしかば、已むなく變裝して但馬に奔り、義故を糾合して京都殘敗の徒と共に相呼應し、以て征長軍を遮止せんことを籌圖した。かくて但馬に潛伏すること久しく、機を察て策動せんとしたが、事志と齟齬し、空しく元治元年を送つて慶應元年の春を迎へた。會征長軍の出發に關して蜚語浮說が傳はつたので、小五郎大に之を憂慮し、遂に歸國の意を決して但馬を發し、四月二十六日馬關に着したのである。小五郎は歸國後馬關に淹留して内外の形狀を察し、防長二州一致協力して民治軍政を整理肅正し、待敵の籌策を確定することを最も急務となした。時に伊藤俊輔・村田藏六二人は小五郎の歸國したるを探知し、竊に之を其の寓に訪ふた。小五郎乃ち抱懷するところを吐露せしに、

二人大に其の意見を賛襄し、各々時局の匡救に盡力すべきを約諾した。そこで小五郎は藏六を山口に赴かしめて、其の趣意を政府の要路に陳述せしめ、また俊輔を岩國に差遣して吉川監物の出山を慫慂せしめ、自ら清末・長府二支侯に勸說せんとした。當時藩政府の要路には、君を始め山田宇右衞門・廣澤藤右衞門等があつたが、小五郎の歸着を知つて大に喜び、且つ其の畫策の時務に適切であつて、概ね廟議に符合するので速に會晤し、相共に事宜を謀議して藩是を確立せんことを冀ふた。依つて宇右衞門は、直に書を裁して藏六の歸關に托し、小五郎の出山を慫慂したが、藩公もまた時山直八を遣はして之を促さしめた。小五郎即ち歸山して藩公に謁し、上國の實狀並に但馬潛伏中の狀況を陳述し、更に君等に會見して抱懷せる政策の急要を披瀝したのである。

桂小五郎君等と共に要路に列す

桂小五郎の政策は、藩政府に於ける一指導であつて、君等要路が其の意見を採用して施政の藩是を確定すべく決したので、小五郎は再び馬關に赴いた。會世子が萩を發して山口に出で、五十鈴旅館に宿して小五郎に面晤せんとし、其の由を直目付役杉孫七郎(初め杉徳輔)に達した。依つて君は中村誠一・廣澤藤右衞門と共に連署し、五月二十二日次の書を發して歸山を促した。

昨二十一日　儲君被ㇾ遊㆓御出㆒、右に付御用之儀御座候間、早々可ㇾ被ㇾ成㆓御歸山㆒候、爲ㇾ其態と得㆓御意㆒候、以上、

二白、儲君急に被ㇾ遊㆓御逢㆒度、杉侍御史え被㆓仰聞㆒候に付、何卒早々御歸山御待申候、以上、

そこで小五郎は直に歸山して世子に謁し、君等要路と共に更に國事を商議したが、二十七日政事堂內用掛となつて國政方用談役心得を命せられた。こゝに於て君は、小五郎及び宇右衞門等と共に要路に列して互に將來の施設を審議することゝなつたのである。

藩是の協議につき桂小五郎の歸山を促す

曩に伊藤俊輔は小五郎の計畫を贊助して岩國に赴いたが、君等要路は更に直目付役竹中織部（和彜）を遣はし、吉川監物に藩公の趣旨を傳へて出山を促さしめた。蓋し織部を使節としたるは、小五郎の注意に基づいたのである。監物は藩公が尊攘の正義を貫徹せんとするを諒承せるも、幕府已に征長の令を發したので、京坂の形情を探知して出山せんとし、先づ家臣吉川勇記等を遣はして其の由を陳述せしめた。君は小五郎及び直目付役柏村數馬等と共に勇記等に面接し、幕府の再征は一藩の危急存亡に關する重事なるを以て、速に監物の出山して其の應策を審議せんことを力說した。勇記等其の趣旨を諒解贊襄し、直に岩國に歸へつて監物に之を詳陳した。そこで監物もまた決心して岩國を發し、閏五月六日山口に來たり、翌日藩公父子に謁して益々宗藩の爲に盡瘁すべく誓つた。かくて德山・長府・淸末の三支侯相踵いで來山したので、藩公父子は幕軍に對する事宜其の他を商議せしめた。然るに老臣宍戶備前・毛利筑前・毛利能登等は、終日整衣端座して敢へて討究審議することなかつたので、待敵守禦の籌策有司將士の黜陟賞罰等急要の重事、未だ一も決定しないのである。君は固より杉孫七郎・

廣澤藤右衛門等の閣僚と共に、國策の樹立に盡力すべく覺悟したが、此の形狀を察して悲憤浩歎に堪へず、小五郎と相俱に策動して此の機會に藩是を確定せんことを期し、十七日次の書を送つて議事の概況を告げ、且つ薩藩士西鄕吉之助の來關確報を俟つて、更に會見せんことを報じて歸山を促した。蓋し小五郎は土佐藩士坂本龍馬等の勸に從ひ、要路の同意を得て吉之助の上京を馬關に待ち、之に面晤して薩藩の時局に對する誠意を確實にせんとしたのである。

爾來益御勇壯可レ被レ成二御盡力一奉二敬賀一候、長・淸・德・岩四公も御來山に相成候處、御熟知之通、至愚大夫群居、終日整衣端坐、恰も如二死者一、然而稍俗論之氣味は無レ之にても、盡すべく奉レ存候四公御揃に候へ共、待敵守禦之御謀議正邪黜陟臧否賞罰到二今日一未一事も不レ擧、實に拆脾慨歎之至に奉レ存候、杉・廣澤之驥尾に從ひ、小生も乍二微力一盡候得共、未レ能レ動焦心苦慮罷在申候、御諒察奉二願上一候、尙又老臺頃日御滯關之儀は、西鄕吉之助來關を御待合被レ爲レ在候事に付、西鄕來候はゝ、急速馬關より致二報知一候御都合御定被二成置一候而、報知次第、迅速御出關被レ爲レ在、御應接被レ爲レ成候樣奉レ願候、右之御都合に而、此書狀到着次第、千萬乍二御苦勞一一應急速御歸山有レ之御盡力被二成遣一候樣、爲二國家一偏に奉二至願一候、匆々擱筆、

閏五月十七日

二白、不レ可レ筆之事あり、萬付二面陳一、

之に據つて、君が小五郎と共に斡旋盡力し、以て速に時局に對する藩議を決定せんとせる其の焦心苦

慮が窺知せらるのである。小五郎も待敵の籌策を決して之を闔藩に布告し、姦魁の處分と舊政府員の黜陟とを斷行して、士民の方向を定めんことを切望し、將に人を山口に遣はして其の趣旨を君及び藤右衛門に開陳せんとした。會君の書に接せるのみならず、吉之助將に來闘せんとするの報あり、且つ九州諸藩の征長に關する事情をも傳聞した。そこで十九日小五郎は、書を君に迸つて是等の形情を報じ、藩內の一致協力するの急要を縷述し、機を見て歸山の意あるを告げたるも、時局に對する建言の實行せられざるを痛歎し、官職を辭して自由に奔走盡力せんとし、罷免の命あるべく周旋せんことを懇請した。卽ち其の書中に「中々物事思ようには、十に一二も運ひ不レ申、遺憾此事に御座候、依而一之存念御座候付、是非々々御盡力奉レ願度、其故は脫官被ニ仰付一、御國內の浪人ものに被ニ成下一度、付而は元より祿一合も入り不レ申、段々思ふ存分に致し度事も有レ之申候（中略）、偏に存念通り被ニ仰付一候は丶、無ニ此上一難レ有偏に御憐察被ニ成下一御盡力御周旋奉レ願候」とあつて、辭官を痛切に冀望せることが知らるのである。

藩是の決定と要路の斡旋

かくて桂小五郎は未だ歸山しなかつたが、三支侯及び吉川監物更に會議を繼續し、君等要路もまた裏面に於て大に盡力した。こゝに於て二十日、藩公父子は三支侯及び監物に敵兵來攻せば、必死防禦せんとするの決意を示した。そこで監物先づ進みて其の趣意を賛し、幕府は寛大の所置あるべき叡慮

を撓め、猥に流言浮說を信じて封境に迫らば、志士報國の爲め防長二州の正義を貫徹するの秋であつて、決死防戰の外に道なきを陳述した。三支侯もまた之に同意したので、決死防戰の大策が始めて決定したのである。藩公乃ち各々をして其の封境を嚴守せしめ、二十五日監物は多賀社に賽して祭文を納め、世子は藩公に代はつて之に參拜した。翌日藩公父子は、三支侯及び監物と共に練兵場に臨み、諸兵の操練を見て益々士氣を皷舞した。二十七日長府・淸末二支侯先づ山口を辭し、晦日監物もまた發して各々歸邑した。此の藩是の決定に關し、君等要路の斡旋は容易でなかつたのである。是より先き、舊政府員の罪案に關し、要路は大に苦心したが、小五郎の但馬より歸藩するに及び、速に其の處斷を以て時局收拾政策の一に置き、常に之を促し、君もまた之に同意したのである。然るに其の處分につき、情實纏綿して要路の容易に之を決定することが困難である。既にして決死防戰の藩是確定せんとすると共に、其の罪案は漸く成つたが、未だ斷行するに至らなかつた。會閏五月二十七日、小五郎は馬關より山口に歸へつて藩政府の遲疑せるを考慮し、時事の非なるを察知し、屛居して家を出でなかつたので、杉孫七郎之を深憂し、自ら責を引いて辭官せんとするの意を告げた。小五郎は之を抑止して林良輔(初め主稅)等に謀り、速に姦魁の罪を糾正して人民の疑惑を氷解せしむべく促したのである。孫七郎・良輔等は君側にあつて、舊來の慣例を參酌對比してなほ愼重に審議を凝らさんとし、加之、吉川

監物の寛大論さへあつて罪案の裁斷に窘窮した。そこで良輔は、其の罪を小五郎に謝し、孫七郎も小五郎の出仕して庶政を刷新せんことを懇請した。小五郎等は廟堂の優柔なる形狀を痛歎し、將に山口を去つて萩に歸へらんとし、六月一日共の意を山田宇右衞門に告げたが、要路は却つて藩公父子の命を傳へ、城中に出でしめた。小五郎は已むなく、藩公父子に謁して馬關出張中の狀況を具申し、且つ翌二日君を訪ふて時事に關する意見を披瀝した。君は大に小五郎の誠意を諒解し、要路と共に國事を協議せんとし、三日次の書を送つて、村田藏六と共に世子の館に出でんことを報じたのである。

昨夜は御枉顧奉二肝銘一候、今曉より新御殿罷出、只今政事堂出勤、林半七面會御傳語奉二承知一候、就而は昨夜來種種御懇諭被二仰聞一候儀も、諸彥一同御商議仕度奉レ存候處、千萬乍二御苦勞一村田氏御同道唯今政事堂迄御出奉二願上一候、爲レ其態々呈二腐毫一候、敬白、

此の書にて、君が小五郎の民政軍制に對する施設等に關せる意見の適切なるに贊同し、其の貫徹に盡力したことが知らるのである。かくて藩公父子もまた更に面諭するところあつて、小五郎は歸萩の意を飜へし、四日再び君を訪ふて抱懷せる意見を反覆し、相與に畫策の實現に益々盡力せんとし、局面茲に漸次轉換に趨いたのである。

舊政府員の

此の間に於て、舊政府員の罪案は已に裁決し、老臣毛利能登・毛利伊勢等に謹愼を命じ、椋梨藤太を

罪案決定す

斬に處し、中川宇右衛門に死を賜ひ、三宅忠藏を其の家に錮し、進藤吉兵衛・工藤半右衛門・村岡伊右衛門を遠流に處し、小倉源五右衛門・山縣與一兵衛・岡本吉之進は野山獄に移さるゝ途中に自盡した。ついで諫早巳次郎・山中梅次郎を處罰し、明木刺客の罪を斷じて中井榮次郎・小倉半右衛門等七人をして、野山獄にて自裁せしめたのである。

第二十章　徳山藩の俗論鎮壓と英人との應接

○慶應元年徳山藩政改革の爲め宗藩使節の派遣

蛤門の變後、徳山支藩に內訌あつて俗論黨漸く其の勢を逞くし、遂に正義派の本城清斐・江村彥之進（厚）・河田佳藏（政佳）・淺見安之丞（正虔）・信田作太夫（徽胤）・井上唯一（和暢）・兒玉次郎彥（忠炳）等七人を殺して政權を掌握した。爾來宗藩が防長二州一致の國策を確定して諸般の改革を斷行せるも、徳山支藩は依然舊套を墨守し、輙もすれば其の趣旨に乖背して遵承せざるの形情があるのである。藩公父子は之を深憂し、

老臣福原駒之進芳山に君及び小田村素太郎等を從へて徳山に遣はし、同支侯毛利淡路守元蕃に勸說せしめ、正邪を甄別して黜陟を決行し、其の釐革を籌圖せしめた。是は慶應元年六月二日である。然るに待敵の畫策防備に關して、藩公は姑く山口に稽留し、世子萩城に歸へつて士氣を鼓舞せんとし、其の趣旨を諸隊に徹底せしむべき等の要件あつて、君等未だ徳山に出張するをえなかつた。依つて藩政府は、先づ素太郎及び宍戸小彌太をして、鴻城隊士七十餘人を率ゐて徳山に差遣せしめ、其の情勢を探知せしめた。是日藩政府は徳山藩の交渉困難なるを察し、更に駒之進に代はるに老臣宍戸備前を以てし、將に明日より發せしめんとした。そこで要路は之を君に商議せんとし、山田宇右衞門・兼重讓藏二人次の書を送つて其の事由を告げ、徳山より來たれる使者と共に同朝出勤せんことを通知した。

駒之進殿徳山被ニ差越一候段、最前御沙汰相成候處被ニ差除一、備前殿明日より被ニ罷越一候、付而は明早朝御出伺之上・彼是被ニ仰合一候儀も可ㇾ有ㇾ之に付、左樣御承知可ㇾ被ㇾ成候、且御頃合次第、徳山より參り居候者、御同道御出勤被ㇾ成候而も可ㇾ然哉、是又御含迄得ニ御意一候、以上、

六月二日

尙々明朝は御早めに御出勤可ㇾ被ㇾ成候、以上、

依つて翌三日君は政事堂に出で、宇右衞門・讓藏等の要路と協議し、備前に五六小隊の兵士を附して

徳山に出張せしむべく決した。會備前なほ藩務あつて未だ發しなかつたが、君及び宇右衞門・讓藏等は徳山の情實を確知せんとし、九日連署せる次の書を急使に托し、素太郎に送つて直に其の報告を促した。

一筆致二啓達一候、徳山表御着之上、早速御談判も有レ之、如何之御樣子に候哉、備前殿にも引續き御出可二相成一之處別御用有レ之、旁一應御報知之處、御見合に相成居候事に付、彌姦黨共要閉せしめ、黜陟等淡路守樣思召しも不レ被レ爲レ叶趣に候はゝ、御一左右次第備前殿にも速に御發途、且又其御地最寄之諸隊より、五六小隊をも被二差添一越候御都合に有レ之との御事に付、何分之御答被二仰越一候樣にと存候、此段備前殿其外御當役方より可二申進一樣被二申付一、如レ是御座候、恐惶謹言、

時に素太郎は已に冨田町の善宗寺に館し、徳山藩士粟屋多炊（鎭城）・森主水（蕃佑）・櫻井龍右衞門（蕃香）・大野太郎兵衞（直樹）・岩崎仁左衞門（重遠）等の來訪に面接し、ついで徳山町に宿した。かくて十二日素太郎・小彌太は召に依つて登城し、元蕃に謁して來徳の事由を陳述した。時に徳山藩側用人松野幹右衞門（蕃温）專ら周旋し、元蕃は晒布各々一疋を與へて二人の勞を慰した。是夜山口を發した備前は、君と共に小笠原彌右衞門（長清）・槇村半九郎（後ち正直）を從へて福川町に着し、十三日客館に入つたのである。翌十四日夕刻備前は召に應じて彌右衞門・半九郎を從へて登城し、幹右衞門等の案内にて元蕃に謁し、藩公父子の授け

たる趣旨三ヶ條を陳述して、其の實行を懇請した。蓋し三ヶ條は諸臣の正邪を判別して黜陟を行ひ、兵制を改革して軍備を擴張し、且つ正義派死者の後嗣を再興するのである。備前退いて德山藩の老臣福間式部(蕃雄)・鳥羽嘉盛(蕃雅)・粟屋釆雄(壽温)・森主水に面晤し、更に來德の要旨を詳説した。是日君は登城せず、旅館にあつて要路に斷行せしむべき運策を講じたのである。備前等登城の狀況は御居間日記(德山藩の舊記)に

十四日、宍戸備前被二差越一、付添として小笠原彌右衛門・筆者役槇村半九郎、夕七時頃一同罷出候、福間式部・鳥羽嘉盛・粟屋多炊列席へ相詰、記錄所御用人三吉吉右衛門按內、御側御用人松野幹右衛門按內、御座敷二の間にて、備前殿被二罷出一と披二露之一、御前被二召出一候、半九郎も番頭棟居敬次郎按內にて、二の間北の方へ相控させ置、御父子樣よりの御口上御用向等被レ爲二聞召一、罷下り候に付、幹右衛門・敬次郎御鐵砲の間迄按內、夫より御表御用人三吉吉右衛門按內にて御表雁の間へ歸座の上、夫々御懸合有レ之、無レ程退去の由なり、備前殿罷下り候後、式部・嘉盛・釆雄・森主水御用有レ之、一同に被レ遊二御逢一候事、

とあり、また御藏本日記(德山藩の舊記)十四日の條に「今朝日出比、大砲五發にて異船仕出の船二艘粧島より德山へ乘込候に付、應援として杉浦種治被二差越一候處、船將山田熊之進相對、風並惡しく且暑氣の時分に付、洗湯並水等相賴度段申出候に付、種治罷歸り右之段申出、粂崎寬九郎被二差越一、濱崎中村屋利

君等の盡力と徳山藩政の改革斷行

兵衞へ湯の仕向申付置、其段船將へ申述置候事、右二艘は御本家の御船なり」とあつて、是日宗藩派遣の軍艦二隻徳山灣に碇泊して不穩を警戒したのである。

毛利元蕃は宍戸備前が詳陳せる藩公父子の趣意を諒承したが、熟考の後明日を以て之に應答せんとし、其の意を傳へしめた。會是夜徳山藩の世子平六郎元功付屬の伊藤隼太宗藩の士歸山し、正義派福間一内壽昭・中村治人春秀を登庸して俗論派富山要人鎭亮・本多亙人蕃忠・梅地央等五人を罷免したる報を齎らした。こゝに於て山田宇右衞門・廣澤藤右衞門は、漸次徳山藩諸臣の黜陟行はるべきを想察し、峻酷に要路に促迫せば、却つて宗藩の威嚴を損せんことを憂慮した。依つて二人は、藩公父子の元蕃に勸告せる趣旨の貫徹して、三ケ條實行の方針確立せば、君等が一旦歸山し、且つ徳山海岸に出張駐屯せる鴻城隊を撤去せんことを欲し、十五日連署したる書を送り、其の由を備前に傳へて復答せんことを請ふた。其の書は次の如くである。

一筆致啓達候、徳山表御着以後、追々御盡力相成り、如何程に御手着き候哉と存候、然處平六郎樣御側伊藤隼太昨夜其御地より歸山、左之通、

當役　福間一内

退役　富山要人　本多亙人　梅地央　熊谷蔀　井上淸兵衞

要路之役人進退有レ之候段、爲二報知一罷歸候由、番頭役光井三郎兵衞を以、今朝御茶屋え御達相成候、就而は其後追追黜陟被二相行一可レ申哉に被二相考一、此內於二山口一、殿樣より淡路守樣え御直に被二仰聞一候三ケ條、都合之御目途相立候處に而備前殿始御一統速に御引揚相成候樣、餘り嚴重行詰進退相迫り、還而御威光不二相立一樣、成り行候而は、不二相濟一との趣被レ遊二御噂一、左候へは鴻城隊等追而德山海岸出張被二仰付一との趣も御座候得共、其中事之擧候に隨ひ一應引退候方可レ然哉との御事に御座候、右等之御駈引、元より無二御疎一事には候得共、爲レ念貴樣迄申進、備前殿被二仰上一候樣にと御當役方被二申付一如レ斯御座候、尤德山之報知曖昧之程難レ計、何分之御答被二仰越一可レ被レ下候、恐惶謹言、

是日午後備前は元蕃の言に依り、君と共に小田村素太郎・小笠原彌右衞門・槇村半九郎を從へて再び登城した。鳥羽嘉盛・粟屋多炊・森主水・用人櫻井一樹翼𦾔等各々席にあり、櫻井龍右衞門の按內にて備前は元蕃に謁し、君及び素太郎・彌右衞門・半九郎も相續いで召された。是時君は奸徒の要人・互人及び井上清兵衞彌光既に罷免せられたるも、陰謀の企圖あるを以て、登用の命を受けたる一內・主税等各々疑念を懷いて出勤せざるのみならず、他になほ黜陟すべきもの多きを知り、備前と共に正邪を判別して之を處分すべきの急要を元蕃に縷述した。されど要人等元蕃の心を蠱惑すること久しく、却つて正義派の行爲を以て、不軌を籌圖したるものとなして毫も悔悟の意なし、依つて君は、更に其の

誤解を氷釋せしめんとし、反覆して事由を力說したので、元蕃遂に前日備前の陳述したる三ヶ條に關し、悉く斷行すべき目途の確立したるを告げ、諸臣の正邪を甄別して之を處理すべきを答へた。然るに備前及び君等はなほ一時の塗糊摸稜にして誠意にあらざらんことを疑ひ、且つ藩內の形情に鑑み、諸臣の正邪黜陟を實行せるを見たる後に、歸山して之を藩公父子に復命せんとし、其の由を進言した。元蕃已に覺悟するところあつて、將に明日を以て決行せんとし、其の意を答へ、且つ各々に飮饌を侑めしめた。こゝに於て備前は、君等と共に退き、更に嘉盛・多炊・釆雄・主水と正邪の黜陟等に關して商議するところあつた。是日の狀況は御居間日記に、

宍戸備前殿今日も御用有レ之罷出候に付、附添役前原彥太郞・小田村素太郞・小笠原彌右衞門・筆者役槇村半九郞夕七時罷出候に付、御表御引受相成、追付御居間於二御座敷一被レ遊二御逢一候に付、嘉盛・多炊・主水例席へ相詰、記錄所御用人櫻井一樹御鐵砲の間迄按內、夫より御側御用人櫻井龍右衞門二の間にて御取合有レ之、御前被二召出一、彥太郞・素太郞・彌右衞門・半九郞引續被二召出一候に付、番頭渡邊御座敷二の間下の敷居より三尺程南より北向に着座、右四人御具足の間より三の間末迄、番頭福間彥左衞門按內にて、順々罷出候に付、銘々殿付にて罷出候段申上（半九郞儀は殿付も無之）、昨日の通り御前被二召出一、御用向被二聞召一、此時御末席詰御前詰の御近習等勝手へ引く、相濟四人罷下候に付、御具足の間迄、彥左衞門按內、夫より陣僧竹の間へ按內、引續備前殿被二罷下一候に付、御鐵砲の間迄龍右衞門按內、夫より御表御用人櫻井二樹雁の間へ按內、着座の上二汁五菜の御料理、粟屋內匠相伴にて

被レ下レ之、付添四人竹の間にて一汁五菜御料理被レ下レ之、無レ程退去の由なり、
備前殿被ニ罷下一候後、嘉盛・多炊・釆雄・主水被レ遊ニ御逢一候事、

依つて君は宇右衞門・藤右衞門より贈れる書に之を覆答せんとし、翌十六日裏書をなして使者に托し、二人の意見を已に備前に告げ、且つ藩公父子の趣旨を貫徹せんが爲に盡瘁せる狀を報じた。

御面書致ニ承知一候、德山着後備州大夫にも頗盡力相成、追々被ニ仰出一候、正邪判然之御實行速に擧候樣、追々被ニ仰上一候、然處被ニ仰越一候通、富山・梅地・本多・井上之四奸は、當境着已前速に退役被ニ仰付一候へ共、退役は名耳に而、陰に事を謀り奸徒を固結罷在申候、尙福間一內(加判役) 其外櫻井・森抔も御用相成候へ共、出勤不レ仕候、其故は彼之奸徒之事を承知罷在候に付而之事と被レ考申候、其餘黜陟の人も多く無レ之候而は、御回復之御目途相立不レ申候處、更に御實行無ニ御座一候處、光井より之達之趣、其齟齬に被ニ相考一候間、屹度御取糺し可レ被レ下候、已に昨日備州大夫一同登殿、正邪判然(數件應書して參殿) 之事反覆申上候處、富山其外においても、決而奸に而は無レ之、爲ニ國家一致ニ盡力一候者に候得共、少々心得違之筋も有レ之、尙又於ニ山口一侍御史より淡路樣え申上候趣に付、退役申付候得共、全く奸邪之行ひ有レ之候而、退職申付候譯に而は、毛頭無レ之と被ニ仰出一候付、富山其外之奸跡大概申上候得共、御聞納に相成候趣も無レ之に付、本城淸其外正義之正たる所を又々概略申上、城市放火廢立等之儀は、全く奸物共造言詐僞を以、正義士を誣陷するの奸謀等に至る迄、犯顏申上候得共、更に御悔悟之咄も無レ之、只管彼等謀ニ不軌一に相違無レ之と耳被ニ思召一候、實に奸臣賊子之君心を蠱惑仕候事、言語同斷、恰奸臣淡公之如レ在ニ腹中一に御座候に付、尙更押

而申上は、民心不レ服市街怨讟之聲滿居候事より、山崎隊御疎外に相成候趣不ニ相分一段等迄申上候得とも、敢而御確答無レ之、只幽囚は明日赦免可ニ申付一と被ニ仰出一候、然處岩崎謙同外一人之儀は、既に穢多之手に下し、投獄申付候儀に付、不レ被ニ差免一と被ニ仰出一候付、穢多之手に可レ被レ下罪有レ之候而、左樣被ニ仰付一候者に候得は、素より至當之儀に候得共、是等寃罪に相違無レ之奉レ存候間、是等之儀正しく御糺しに相成候はゝ、必正邪判然可ニ相成一申上候得共、是亦御請無レ之に付、何も御片問に而は、公平之御處置出來不レ申候に付、山崎隊も共上に同樣親敷差出候而、彼等之心事被ニ聞召一候はゝ、必御發明之廉も可レ有レ之申上候得共、是は固より御確答無レ之、所謂鯰瓢之譬之如くに御拔被レ成候、實に此等之處に至り候而は、塗糊摸稜極申候、右に付今日は篤と致ニ詮議一候處、淫刑濫罰之跡も檢斷穢多等よりも稍相顯れ、其外之罪狀も都合相分り候間、明朝又々登城一通り今一應可ニ申上一候、尙聞納無レ之節は、他日御手下し御支りに不ニ相成一候樣、取計進退相決可レ申候、畢竟正邪判然之處、大眼目に而御座候間、此さへ御實行擧り候はゝ、待敵之方略、此武備更張士氣一新、何も從而擧り可レ申と奉レ存候、此餘萬々可ニ申上一儀も候得共、待ニ後便一申候、此段御當役方被ニ仰上一被レ及ニ御兩殿樣御聞一候樣、各樣迄可ニ申進一旨、備前殿被ニ申付一如レ是御座候、恐惶謹言、

六月十六日　前原彥太郎

山田宇右衞門樣

廣澤藤右衞門樣

之に據つて、元蕃が俗論黨の奸計を覺知せるも、容易に處分し得ざるの情實を明にすると共に、君等

が正邪の判別を大眼目となし、其の實現に苦慮盡瘁せることが詳にせらるのである。是日備前もまた次の書を藩政府に送つて、十三日徳山到着以來の狀況を報じたのである。

一筆令二啓達一候、御兩殿樣益御機嫌能被レ遊二御座一奉二恐悅一候、然は拙者儀、過る十三日徳山着、翌十四日御館罷出被二仰含一之趣、淡路樣え申上候處、正義御恢復之儀、追々被レ成二御配慮一候折柄に而、早々御實行被二相顯一候樣、御熟考之上、明日御答可レ被二仰出一との事に付、昨十五日晝後又々御館罷出、御伺申上候處、兼而被二仰聞一候三ケ條之儀は、御行驗已に相立、正邪判然之御所置は、追々に可レ被レ就二御手一との御答に付、何分御時勢切迫に候得は、早速御實行被レ爲レ擧度、折角被二差出一候事に候へは、御實行凜然相立候處、拜見之上歸山、直に御兩殿樣え申上候ははは、嘸御安悅可レ被二思召一候間。其御驗相立可レ申段被二仰出一候、依レ之今日は於二旅宿一御家老其外呼出、種々及二說得一置候、此度之儀、半途にして、引取候而は、御恢復不二相調一而已ならす、却而いか樣御妨出來も難レ計候間、いつれ御正義之根元、凜然相立候處見定之上、可レ致二歸山一と存候、い細前原彥太郎より山田宇右衞門其外え可二申越一候間、左樣御承知、御序を以被レ及二御聞一候樣にと存候、恐惶謹言、

尙以福間一內其外御登用之儀は、御沙汰相成候迄に而、未だ一人も致二出勤一候者は無二御座一候、以上、

備前は元藩の言に安んせず、君等と共に是夜更に一內・主水及び櫻井龍右衞門を旅館に招きて內外の形情を痛論し、徳山藩の改革斷行を商議したので、みな大に盡力すべきを約した。適山崎隊士大野丹下直輔・有福秀太郎恭輔・內田五郎國雄等五人來たり會し、去年八月以來俗論黨が正義派を排斥し、遂に本

城清・江村彦之進等七人を戮殺して政權を收攬したる横暴を詳細に陳述した。一內之を聞いて大に驚愕憤慨したが、翌十七日丹下等元蕃に謁見を聽許されたので、淸等の寃罪を辯疏し、富山要人等の奸謀を詳陳して之を彈劾した。元蕃既に君等の勸說に依つて、己に決するところあつたが、丹下等彈劾の爲め大に悔悟して胸裡の疑惑を氷解し、其の進言を嘉納して卽座に黜陟を命じた。こゝに於て、一內・主水（主水を一代家老となす）を當役となし、粟屋多炊・福間式部を加判役となし、櫻井龍右衛門・松岡欽左衛門（蕃敬）・飯田信を政府に登用し、光井左馬允（蕃外）・井上佐市・渡邊新三郎（玄包）・遠藤春岱（正衡）・淺見榮三郎（正欽）・增野友左衛門（友輔）・江村純一郎（忠純）・淺見修次（正澤）・入江彌源太（精）の幽囚を免じ、岩崎謙洞（環）・庄原登美衛に出獄せしめ、富山要人・本多亙人・井上淸兵衛を親類預となし、熊谷蔀・梅地央・水津餘一（正質）に遠慮を命じて他人との面接を禁じ、鹽川順藏（常佑）にも遠慮せしめ、岩崎仁左衛門を政府より退け、本城淸等の遺跡再興を詮議せしめ、且つ必死決戰の布令を發せんとして德山藩の改革を斷行したのである。

翌十八日君は備前に謀り、書を裁して宇右衛門・藤右衛門に十六日十七日兩日の狀を報じた。其の書の全文次の如くである。

一筆致㆓啓達㆒候、炎暑之節に御座候處、各位愈御勇猛可㆑被㆑在㆓御盡力㆒奉㆓敬賀㆒候、過る十六日夜備州旅宿え福間一內・森主水・櫻井龍右衛門呼寄、御國事致㆓商議㆒候處、何も屹度可㆑致㆓盡力㆒段確答仕候、然處山崎隊中より大野

丹下・有福秀太郎・內田五郎共外都合五人罷越、其席え相加り、去八月已來當正月迄之事、一內え委曲申陳候處、一內儀一聞一驚一言一愕頗切齒憤怒之體に御座候故、殊更都合も宜しく、翌十七日は卽山崎隊拜謁被二仰付一候に付、本城淸其外死罪幽囚之次第、精忠に而蒙二赦罪一候次第、富山其外奸謀を恣仕、欺レ上下を虐け候次第、逐一不レ洩淡路公え縷述仕候處、淡公にも大に御悔悟之體も相見れ、御意中も頗御氷解何も御嘉納被レ爲レ在候而、於二其座一御賞行之目途左之通、

福間一內　森主水

右當役　但主水儀一代家老に被二仰付一候事

粟屋多炊　福間式部

右加判

櫻井龍右衛門

右勤懸りより政府

光井左馬允　井上佐市　渡邊新三郎

右幽囚御免

岩崎謙洞　庄原登美衛

右脫獄

遠藤春岱　淺見榮三郎　增野友左衛門

江村純一郎　　淺見修次　　入江彌源太

右幽囚御免

松岡欽左衛門

右目付より政府

飯田信

右御勤懸りより政府

奸物　富山要人　　本多和多理　　井上清兵衛

右親類預け

熊谷志登美　　梅地央　　水津余一

右先遠慮他人相對被㆓差留㆒

鹽川作藏

右遠慮

岩崎仁左衛門

右政府向退役

右十七夜發令相成申候、本城清其外遺跡再立等も遂に詮議相成申候、尙又必死決戰之布告も不日相行れ申候樣相對へ申候、淡州樣にも頗御奮發にて、精々盡力氣付筋不ㇾ憚申出候樣、山崎隊へも御直に被㆓仰聞㆒候由に御座候、屯首

連中も大に屈折之模様に相見候得共、萬一翼をおさめ候も難ㇾ計奉ㇾ存候、爾唯今之様子に御座候得は、一兩日之中には、屹度御目途も相立可ㇾ申と存候付、一兩日中には歸山相成可ㇾ申と存候、匆々中不ㇾ盡二委曲一候得共、此段御當役方被二仰達一被ㇾ及二御兩殿様御聞一候様、各様迄可二申進一旨、備前殿被二申付一如ㇾ此に御座候、恐惶謹言、

六月十八日　前原彦太郎

山田宇右衛門様
廣澤藤右衛門様

なほ黜陟に關して御居間日記及び大令錄（徳山藩舊記）に次の如く見えて居る。

十七日左の面々御直に被二仰渡一候事、
福間式部　其方當職因ㇾ願差免、直様加判役申付、粟屋多炊　同斷、福間一內　其方儀加判役差免當職申付候、森主水　其方加判役免、側用人座の取計をも申付候處、差免一代家老申付、尚當職申付候、御末席當役座相詰候事、
松野幹右衛門　此迄御側御用人座の取計當分被二仰付一候處、直様本役御直に被二仰渡一候事、　有福左榮太當分側用人座の取計申付候、

（御居間日記）

十七日　富山要人
右存寄有ㇾ之、親子兄弟の外相對差留押隱居、先親類預け申付候。

本多和多理

右御思召有レ之押隱居、親子兄弟之外相對差留、尤以御了簡次男百合之丞へ家督被二仰付一候事。

井上誠兵衞

押隱居

熊谷志登美

右思召有レ之、寺社奉行役被二差代一、先遠慮被二仰付一

水津余一

右思召有レ之、兩人役被二差代一先遠慮被二仰付一、

梅地央

先遠慮被二仰付一、

鹽川順藏

先遠慮被二仰付一、

渡邊新三郎

御咎筋有レ之候處、愼方惣て差免候、

（大令錄）

ついで二十一日、元蕃は家臣を城中に召し、宗藩の趣意に基づき、幕軍境域に迫らば、時宜に依り條

理を以て明白に之を辯疏すべきも、止むを得ざれば必死決戰の外なき旨を諭し、各々一致協力して不覺悟なからしめたのである。こゝに於て備前は山口に歸へらんとし、翌二十二日君及び素太郎・小彌太・彌右衞門・半九郎と共に登城した。主水及び粟屋內匠等專ら周旋し、龍右衞門の案內に依り、元蕃に謁見して別を告げた。元蕃備前及び君等の勞を慰して各々晒布を與へ、且つ酒饌を饗した。當日の狀は御居間日記に次の如く見えてゐる。

二十二日　宍戶備前殿御用相濟み被₂罷歸₁候に付、今日御城被₂罷出₁付添前原彥太郞・小田村素太郞・小笠原彌右衞門筆者役槇村半九郞、九時半比御表御引受相成、御居間於₂御座敷₁被ᴸ遊₂御逢₁候に付、內匠・主水例席へ相詰、記錄所御用人吉右衞門御鐵砲の間迄按內、夫より龍右衞門按內にて御前被₂召出₁候、其餘は何れも過る十五日の通り、尤御用相濟み、御吸物ロ取肴三種にて、御酒備前殿其外付添役四人の者へ於₂同所₁頂戴被₂仰付₁候に付、加判中御側御用人中番頭等罷出、遂₂挨拶₁候、何れも頂戴相濟候後、又々御出座にて、御相應御意被ᴸ下、何れも罷下候に付、最前の通、按內雁の間にて備前殿一汁五菜御料理被ᴸ下、其外四人の者へも同斷、同所二の間にて、同樣御料理被ᴸ下ᴸ之、相濟無ᴸ程退去之由、

二十二日　御藏本休日、

宍戶備前殿今日四ツ時御城被₂罷出₁候に付、諸沙汰左之通、

一汁五菜燒物中酒吸物中皿肴前後の菓子付、宍戶備前殿・前原彥太郞・小田村素太郞・宍戶小彌太・小笠原彌右衞

（御居間日記）

門・牧村半九郎、
吸物二通取肴三種御酒　御前に於て右人數へ
割籠三十人前、右惣僕の者へ被レ下候分、
右御客供待仕向の儀は、御作事方へ遂二沙汰一候事、
右仕出の儀、夫々御臺所へ賴遣候事、
晒布一疋宛、前原彥太郎・小田村素太郎・宍戸小彌太・小笠原彌右衛門・牧村半九郎、
右之通被レ下レ之、御買物方より差出せ、上御用所包調包熨斗相添へ御居間へ差出候事、
晒布三疋、
右宍戸備前殿へ上使奈古屋左仲を以被レ下レ之候に付、仕出の儀御買物方仕出、左仲御付人組付一人荒仕子二人才料足輕一人持夫荒仕子二人御貸馬に付、御付二人夫々差出候事、

（御藏本日記）

翌二十三日備前は、君及び半九郎を德山に留めて事後の處理をなさしめ、小彌太・彌右衛門等と共に山口に歸へつたのである。二十四日元蕃親しく藏元所に臨み、評定役・兩人役・記錄役・目付役・寺社町奉行役・代官役・世帶方役・檢使役等を召して政治刷新の趣意を示諭し、是日兒玉次郎彥・河田佳藏・林謹治・井上左織（正一の父）・信田作太夫等の家を再興せしめた。蓋し元蕃の藏元所に親臨せるは、實

に稀有にして享和元年以來五回あつたのみである。

徳山藩兵制改革と君の斡旋

曩に福間一内は元蕃の意を承け、徳山藩の兵制改革に方つて、洋式銃陣に練達の士を宗藩より招聘せんとし、之を宍戸備前に懇請した。元蕃既に諸臣の正邪黜陟を斷行し、幕軍の來襲に死戰の決意を命じたので、二十四日更に宗藩の兵制に準じて改正すべきを令し、益々將士の訓練を督勵せしめた。ここに於て翌日、君は一内が備前に請ふた教授の招聘並に元蕃の不時藏元所臨莅、本城清等の遺跡再興等を山田宇右衛門・廣澤藤右衛門に報じ、徳山藩に人才乏しくして正義派の勢力微々たるを告げ、西洋銃陣のみならず、兵學武術に練達せる人材五人を精選して速に差遣せんことを促した。其の書は次の如くである。

一筆致二啓達一候、此度徳山兵制御改に付、山口表より教授方被二差出一被レ下候様、先達而備前殿え福間一内より相咄候付、其御詮議相成儀と存候、就而は昨日別紙之通、御命令も相成候は早速被二差出一候儀に存候、然處御承知之通爰許は人材甚乏敷、正義家至而微力に而、政連中も頼少き様子に付、前段教授方、人柄御精選銃陣に限らす、都而之事一通りは相談相調位之人材五人程、急に被二差出一候様致し度候、自然御人詰にも候はゝ、君側之内被二差出一候而も可レ然哉に相考申候、勿論御人撰御踈は有レ之間敷候得共、右仁に而、徳山之正義維持仕儀に付、萬一不當に候得は、着之上に而も、其段可レ得二御意一候間、其節早速御呼返し之御沙汰相成候様にと存候、旁に付諸事申合置度、

候間、拙者滯留も三四日は相重り候樣有之度候、何卒早々御詮議被差出候樣にと存候、
一、昨日は淡路守樣不時に政府え御出有之、德山に而は、至而稀成事に而、諸官大狼狽之由相聞申候、
一、本城淸其外跡職被差立候段、昨日御發令相成申候、
一、松岡周作一條如何相成候哉、早々御運ひ可被下候、
右、廉々爲可得御意如是に御座候、恐惶謹言、

六月二十五日　前原彥太郎

山田宇右衞門樣
廣澤藤右衞門樣

宇右衞門等は君の報告に接し、德山藩の兵制改革に敎官招聘の急要なるを察し、二十七日大庭此面(景久)・福井太郎・松浦忠左衞門・石川幹之助・町田梅之進・品川米槌・矢野半助を簡選し、之に足輕二人を付して派遣した。かくて二十九日、此面等五人德山に着したが、君はなほ其の敎練の實況を監視して山口に歸へらんとし、數日濱崎の嵐屋に滯宿した。事は御藏本日記二十九日の條に

山口より西洋銃陣授方として左の通、
大庭此面・福井太郎・松浦忠左衞門・石川幹之助・町田梅之進・品川米槌・矢野半助外に足輕二人、右之通罷越候に付、いりへ屋又五郎方へ引受、左つま宿木村金右衞門方へ申付候事、

濱崎嵐屋へ滯留の前原彥太郎へ、隔日輕き肴二種位にて酒差出候樣、右買物方へ達、

君は德山出張このかた、玆に稽留せること凡そ二旬を超え、備前を助けて元蕃の疑惑を氷解するに、苦慮盡瘁した。遂によく諸臣の正邪黜陟正義派の遺跡再興兵制の改革布達等を斷行せしめ、更に教官を山口より差遣せしめて洋式銃陣を傳習せしめ、闔藩一致協力して敵軍に對抗するの準備完成し、士氣大に振作したので、時に山口に歸へらんとし、槇村半九郎と共に七月六日其の途についた。君の出發につき、前五日森主水・松野幹右衛門專ら周旋したが、元蕃は君及び半九郎を引見して淹留中の勞を謝し、自ら小袴地一反を各々に與へ、且つ酒肴を饗せしめた。濱崎に碇泊せる庚申・癸亥・壬戌の三艦（前には二隻とありて玆に三隻とあるは後に一隻來り加はりしか）も是日歸航せんとするので、元蕃は之にまた酒肴を與へしめた。即ち萩岩國八家日記（德山舊記）中七月五日の條に、

前原彥太郎・槇村半九郎明日出足罷歸候に付、罷出八ツ時比、御表御引受番頭棟居敬次郎及ニ出會一、御用人松野幹右衛門出會、追付被レ遊ニ御逢一候に付、當役森主水・幹右衛門相詰、番頭御二の間例席にて披露（何れも帶劔なり）御前被ニ召出一御意被レ成（此外に時御內用向も被ニ聞召一候に付何れも勝手へ引く）、尙小袴地一反宛兩人へ御手自被レ下レ之、相濟み取肴三種にて御酒被レ下レ之、七ツ半時退去の事、

先達而濱崎へ罷越候庚申丸・癸亥丸・壬戌丸、今日出帆罷歸候に付、酒一挺金千疋（肴料）右之通被レ下候に付、買物

方へ仕出の儀相違、其向世話役より夫々相違候事、

とあるのである。

桂小五郎の藝藩行使節と英人應接

是より先き、決死防戰の藩議を定めし以來、長藩政府の要路は其の畫策を講究して準備に孜々してゐたが、幕府の再征を受くる理由なきを明曉にせんとし、老臣毛利出雲をして歎願書を携へて藝藩に赴かしめ、桂小五郎・山縣半藏等に隨行せしめ、藩政府は更に事態の重大なるに鑑み、俄に出雲の發途を延期し、特に小五郎を中老格に準じ、正使となして半藏等と共に往かしめた。そこで半藏は、小五郎に先ちて岩國に赴き、使節の差遣について吉川監物の周旋を懇囑し、且つ意見を請ふた。監物は去年幕吏の詰問に對して、小五郎等の所在未だ明確ならざるを答へたので、長藩の爲め其の出張の不利ならんことを想察し、之に贊同しなかつた。依つて監物は家臣今田傳(篤信)を山口に遣はし、其の趣意を陳述せしめ、半藏もまた歸途についた。二人は前後して途中高森(宗藩と岩國の領地境)に淹留して、岩國の情報を俟てる小五郎に面會し、監物の意見を傳へて各々山口に向つた。會英人馬關に來泊し、要路に面晤して時事を論議し、且つ藩公に謁見せんことを請願した。藩政府は之を苦慮し、先づ英人に應接して其の論議要求の趣旨を確實にせんとし、之が特使の人選に關して凝議し、遂に小五郎を派遣すべく決し、半藏をして藝藩に赴かしめた。そこで半藏は小五郎に代はつて山口を發し、藩命を齎らして廣島に赴

かんとし、途中君を德山に訪ひ、近情を報じて高森に着し、更に狀を小五郎に告げて速に歸山せしめた。小五郎は事の俄に變更したるに驚いたが、外交の重大なるを慮り、半藏と共に廣島に於ける時宜を商議して高森を發した。實に六月二十一日である。是日小五郎は德山に着し、君が宍戸備前等と共に盡力せし爲め、毛利元蕃已に藩公の要旨を奉承して諸臣の正邪黜陟を斷行し、且つ死戰の決意を示諭したるを聞いて國家の爲め大に喜び、事情を詳細にして將來の畫策を謀議せんとし、直に次の書を與へて面晤を請ふた。

先以御淸榮引繼御盡力、逐々御實行も相擧り候御樣子、一段之御事に奉レ存候、山半よりも御承知被レ爲レ成候半と奉レ存候、弟も今日高森驛より引返し申候、右往左往何と申事歟、自分に自分て相分り不レ申候、御隙被レ爲レ居候得は後刻相窺可レ申と奉レ存候、鳥渡何分之御樣子御尋申上候、爲レ其匆々頓拜、

かくて小五郎は、君に會晤して德山藩の紛擾鎭定の事情を審にし、去つて二十三日山口に歸へり、出張の命を受けて福原駒之進及び杉孫七郎と共に二十六日馬關に赴いたのである。是より小五郎等は英人に應接し、彼が疑惑せる攘夷の勅諚に關する長藩の態度を明亮に辯疏した。英人は長藩が去々年以來、外艦を馬關に砲擊したる眞情を諒解して交涉容易に終了し、藩公に謁見せんとしたる要求を中止して去つたのである。

君は曩に桂小五郎に會見せし以來、英人との應接に關して後患を貽さんことを深慮したが、七月五日已に毛利元蕃に謁見して告別せしを以て、翌六日徳山を發し、其の歸途癸亥丸に乘じて馬關に回航し、次の書を小五郎に贈つて面晤を請ふた。

君馬關にて桂小五郎高杉晋作に會晤す

殘熱之節に御座候處、益御清祥可レ被レ爲レ在奉レ敬賀一候、徳山も漸昨日迄に相片付申候に付、昨夜出帆仕候、然處實は直樣歸山可レ仕筈之處、風順も宜歟、癸亥艄底積之石も、序に取歸度段申候に付、任二其意一一寸來關仕候、尙又小生儀も谷氏え一面仕度儀も御座候付、精助え相對相尋可レ申奉レ存候處、精助儀は對州行候由、其節老臺方福原大夫にも御出關之御樣子に承申候に付、不二取敢一一筆呈啓仕候、何そ難事出來とも仕候に而は、無二御座一候哉と深奉二懸念一候、極而御多忙可レ被レ爲レ在奉レ存候得共、略御答被二仰知一被レ下候樣奉二希上一候、尙谷氏潜居も御知せ奉レ願候、諸君へも可レ然御致聲奉レ願候、書外萬期二拜鳳一候、匆々頓首敬白、

此の書にて、君は山口歸着の期を延べて馬關に迂回し、英人交渉の實情を諦詳にせんとするのみならず、高杉晋作に面會して敵軍防禦の對策をも商議せんとしたことが知らる。然るに英人との應接は毫も難澁なく、事容易に解決したるを小五郎に聞いて大に安堵の念をなし、晋作の潜居を訪ひ、楨村半九郎と共に十一日山口に歸着して徳山鎭靜の實狀を復命したのである。

君歸山後徳

君の徳山を去つた後も、毛利元蕃は兵學規則を改めて人材を登用し、大野丹下・本城宣馬等を山口

に遣はして銃陣を學ばしめたが、曩に招聘したる大庭此面・福井太郎等七人も教練を終はつて干城隊附屬の足輕二人を從へて歸山した。こゝに於て、德山藩は俗論派全く黜斥せられて形情一變し、本藩と齊しく國家の爲め敵軍防禦の準備が成りしのみならず、君の名は永く德山藩士に忘られなかつたのである。

第二十一章　長薩兩藩和解の開端と銃艦の購入

○文久元治年間坂本龍馬等長薩兩藩和解の周旋と桂小五郎の出關

文久二年長藩は薩摩藩と互に疎隔を惹起し、堺町門・蛤門の兩變後、諸隊士は會津藩と共に薩賊會奸と併稱して之を怨懟すること甚大であつた。當時桂小五郎は海內の形勢を察し、夙に正義の諸藩と協力して王事に傾竭せんことを冀望し、堺町門の變後正藩合一論を唱へ、大に其の輿論を喚起せんとして策動を試みた。然るに事志と齟齬し、蛤門の變後一時但馬に潛伏するの已むなきに至つたのである。

○慶應元年

されど此の潛伏中にも、常に正藩協力の冀望を抱懷し、慶應元年四月の歸國後は藩政の刷新を企畫し、君等要路と共に敵兵防禦の大策を確定したが、其の宿志の貫徹を念頭に置いたのである。會小田村素太郎が長府藩の時田少輔光大と共に、五卿慰問の爲に太宰府に使し、土佐藩士坂本龍馬に邂逅した。龍馬は長薩兩藩の確執が國家將來の畫策に對して大に不利なるを察し、薩藩の近情並に西鄕吉之助等が勤王の有志と共に長藩の爲に周旋せる由を二人に告げて、兩藩和解の緊要なることを切言し、將に馬關に來たつて小五郎に面晤せんとし、其の意を陳述した。蓋し龍馬は嘗つて小五郎に面識あるのみならず、夙に其の人と爲りを敬慕してゐたのである。素太郎は筑前より歸國して使事を復命すると共に、龍馬に面會の狀を小五郎等に語つた。是より先き吉川監物は、京坂の形情を察して幕府の長州再征の擧を阻止せんとし、其の周旋を薩藩の小松帶刀等に懇請した。當時薩藩は內外の形勢に鑑み、幕府の長州再征に贊同しないので、監物の請を容れて長薩の爲に盡力せんとし、已に之に答ふるところあつた。小五郎は之を知つて書を太宰府の三條實美に致し、薩藩の近況を質だし且つ藩政府の要路にも謀つた。そこで君等藩政府の要路は、帶刀及び吉之助等の情誼に對する措置を問題として之を凝議した。其の要旨は薩藩が苟くも誠意を以て皇國の爲に盡瘁せば、長藩固より私怨を挾みて之に異議あるにあらざることと勿論なるも、焦眉の急難を凌突せんとし、自ら屈膝して之に周旋を請ふことは斷然なしがたい

のである。若し從來と同じく親因の交際をなし、赤心王事に竭さんには、我に於て應策の考慮あるべきも、姑く監物の依賴に出でたるものとし、其の斡旋に委して彼藩の行動に傾注すべきの可なるを決し、廣澤藤右衞門より其の趣意を小五郞に報じたのである。既にして閏五月朔日、龍馬は五卿に隨從せる安藝守衞と共に馬關に來たり、少輔を訪ふて小五郞に面晤の紹介を請ふた。少輔乃ち翌二日、書を小五郞に送つて龍馬等來着の狀を告げ、速に出關會晤して薩藩の近況を知曉せんことを慫慂した。小五郞益々心動き、將に馬關に赴いて龍馬に會見せんとし、竊に之を君等要路に謀り、且つ直目付役林良輔に少輔の書を示して藩公の內許を得んとし、其の周旋を請ふた。藩公之を聞き、用意周到なる小五郞が諸事を愼重に處理すべきを察知し、三日馬關に出張して龍馬に會晤せしめ、情態によつて更に太宰府に赴かしめんとし、藩政府の要路もまた固より大に之に贊成であつた。良輔乃ち少輔の書に添へて、一書を小五郞に送つて藩公の聽許を報じ、明日を以て山口を發せしめた。そこで小五郞は、翌四日山口を發して晡時馬關に着し、實美の回答に基づき、便宜太宰府に赴いて薩藩の眞意を審にせんことを覺悟した。會實美に隨從せる土方楠左衞門は、京攝の形情を視察して將に太宰府に歸へらんとするの途次、馬關に着して長薩兩藩の協力を小五郞に勸說せんとし、白石正一郞の宅に投宿した。楠左衞門は小五郞の出關を聞いたが、未だ其の來着したるを知らないで、翌五日も龍馬・少輔等と共に

之を俟つてゐた。小五郎もまた楠左衞門が京坂より吉之助會見の報を齎らして來着したのを傳聞し、先づ龍馬に面晤して九州諸藩の近況を詳にし、更に之に會見して其の形情を知り、遂に筑前行を中止せんとし、一書を裁して之を君等政府の要路に報じた。蓋し其の書の要旨は、楠左衞門の京報等によつて筑前に赴かんとするを止め、吉之助の來關を竢つて疑難の點を質究し、皇威の恢復に盡力すべく督責せんとするを告げ、且つ肥後藩の態度に注意の怠るべからざるを說き、速に監物及び三末家と共に對敵の國是を議決して人心の方向を一定するの急要を陳べ、小銃千挺の購入をも促したのである。かくて小五郎は龍馬に會晤し、六日少輔を伴ふて楠左衞門の旅客を訪問した。楠左衞門直に小五郎に面晤し、吉之助の東上せんとする事由を詳陳し、小五郎に會見を冀望せるを告げ、互に誠意を以て長薩兩藩の王事に協力盡瘁すべきを力說した。翌日楠左衞門もまた小五郎の旅寓を訪ふて互に時事を談議し、互に往來したが、やがて去つて太宰府に歸へり、龍馬・守衞はなほ淹留して吉之助の來關を俟つたのである。

長薩兩藩和解の梛始

曩に桂小五郎の發した書に接し、君等藩政府の要路は其の趣意を賛襄し、閏五月九日之を報じ、且つ吉川監物既に出山せるを以て、末家の來着を俟つて國是を議定すべきを告げ、なほ小銃の購買を村田藏六に委したるを說き、西郷吉之助に應接せば速に歸山せんことを慫慂した。卽ち其の書中（廣澤藤右衞門自筆）

であつて君及び山田宇右衛門兼重譲藏四人の連署であるに「御表書奉二拜見一候、彌以御剛健被レ成二御滯關一奉二珍壽一候、土方楠左衛門上國より歸り掛、御相對相成候趣、委曲承知仕候、薩藩大島〇西郷吉之助事、明十日前後蒸汽艦に而上坂砌其御地罷越、老兄え致二御面會一度念願之由に付、太宰府御越之儀は一先御見合相成り御相對之上、彼藩可レ疑事躰、御督責相成り候上、彌可レ信趣に候はゝ、追々被レ着二御手一度御存慮御同意奉レ存候、此内預二御示談一置候通、程克御進捗可レ被レ成候、申も疎に奉レ存候、岩公にも過る六日御出山被レ爲レ在、未た爲レ何御議論も承知不レ仕、孰れ以往待敵其外御所置振、確乎御不動有レ之度、就而者御三末樣にも、御一同御評議相成候樣との御書に而、既に　君側より御使被二差越一、決而壹兩日中御一統御出山と奉レ待候」とあり、また「小銃之事、村田藏六より青木軍平其外え申越候通、不二取敢一崎陽有合之長裝條銃千挺、片時も早く御買得相調候樣、其余之處も何卒早々御手に入候樣是祈候」とあつて、「大島え御相對相成候得は、薩筑國論は不レ及レ申、上國向其外總而之形勢も分明相成候半、相濟次第疾御歸山偏に奉レ待候」とある。是時土佐藩士で三條實美等に隨從せる中岡愼太郎は、龍馬と同じく長薩兩藩の和解に奔走し、土方楠左衛門と共に京都より西下し、馬關にて別れ、鹿兒島に赴いて吉之助を說き、之とまた相與に發した。かくて十八日、吉之助は佐賀關に來たつたが、上國の形情を深憂し、俄に大坂に直航せんとした。愼太郎は小五郎が馬關にて吉之助の來會を待てるを說き、相共に寄港せんことを

懇請したが、遂に之を聽かないで登坂した。そこで愼太郎は、已むなく吉之助に別れて馬關に來たり、其の狀を龍馬等に告げた。龍馬も痛く當惑したが、愼太郎と共に小五郎の旅寓を訪ひ、吉之助の東上したるを報じ、必ず後會を謀つて這回の失錯を償復すべきを誓約した。小五郎は大に失望し、二十七日馬關を發して山口に歸へつたが、長薩兩藩和解の開端は實に是時に剏始したのである。

伊藤俊輔井上聞多銃艦購入の爲め長崎に赴く

桂小五郎の山口に歸着せる前日、伊藤俊輔は君を訪ふて兵備の充實と共に小銃購入の急要を說き、竊に上海・香港に赴いて之を買得せざれば獲がたきを陳べ、速に其の藩議を決せんことを請ふたが、翌二十七日更に次の書を送つて其の趣意を反覆した。

昨日得二拜靑一申上置候、小銃御買入之儀最急務之事、且諸大夫其外諸士中とも、兵備御精整相成候へは、餘程不足と奉レ存候處、急に難二相成一事に付、從二今日一速に御買入之儀御決着相成、幾挺御入用と申事を御取調可レ被レ下候、左すれば拙生、竊に上海香港邊迄罷越、買得仕可レ申候、無レ左候而は、とても手に入申手段無二御座一候、何分之御決議相成、急速被二仰越一可レ被レ下候樣奉二願上一候、爲レ其申上候、匇々拜白、

念七日　花山春太郎

前原彥太郞樣御直拆急要

此の書の花山春太郎は俊輔の變名である。當時小銃の購入に關し、藩政府は既に村田藏六に委囑し、

たるも、其の買得が長崎にて頗る困難なので、俊輔自ら支那に赴いて目的を達せんとし、之を君に促したのである。俊輔はなほ中岡愼太郎・坂本龍馬が、小五郎を西郷吉之助に會見せしめんことを畫策して上坂せんとするに方り、薩藩の名にて汽船一隻の購買に盡力せんことを請ふた。かくて君は、宍戸備前等と共に德山藩の紛擾鎭定の爲に、彼地に赴いて久しく稽留し、小五郎は福原駒之進・杉孫七郎と英人應接の爲めまた馬關に出張した。ついで小五郎は英人との談判を容易に解決したので、井上聞多及び俊輔に謀つて二人を長崎に遣はし、薩藩の名を假りて小銃汽船の購入に斡旋せしめんとし、獨斷にて之を決し、七月十三日書を君等藩政府の要路に送つて報告し、且つ其の罪を謝した。書中に

「獨斷にて明日より聞多・俊輔兩人を崎陽に差遣し申し候、其都合九州邊周旋仕、千慮萬考相盡し候上、終に手段無レ之時は、微行之外策有レ之間敷と奉レ存候、かく申上候は、甚奉ニ恐入一候得共、兎角考申上とも、十の九は思召とも相逆ひ、不レ堪ニ恐懼一譯にて、此度一條も推て取計らひ候次第、多罪何とも難レ奉レ謝儀に御座候得共、此期に臨み候上は、銃丈ケなりと取込置候はゝ、又一益と存込、右之次第に及ひ候事に御座候間、他日御嚴罰之處は、いか樣被ニ仰付一候とも不レ苦候間、右樣御承知被ニ成遣一候樣奉レ願候」

とあつて、焦眉の急務なる銃艦購入を處理するに方り、藩政府の意見に乖背することを顧念せず、責任を以て擅斷の措置に出でたのである。かくて聞多・俊輔は馬關を發し、太宰府に

赴いて三條實美等に謁し、更に薩藩士に會見して銃艦買得の事情を告げ、遂に土佐藩士楠本文吉（三條實美隨從）と共に十九日長崎に向つた。二人は其の出崎に對し、反對論の紛起せんことを憂慮し、太宰府を發するの日、急使を馳せ左の書を君等の要路に送つて五卿の近状を報じ、且つ藩議の動搖せざるべく確乎たらんことを切言した。

爾後御清適可レ被レ爲レ入欣躍之至奉レ存候、小生共一月十七日、太宰府迄無レ恙到着仕候間、乍レ憚御休慮奉ニ願上一候、條公樣方御英然被レ爲レ在候間、此段被レ爲レ達ニ君聽一候樣奉ニ願上一候、竊に拜謁仕、縷々事情申上候處、大に御安心被レ爲レ在候處、別段相變候事も無レ之、當節五藩御警衞之人數も交代彼是にて、至て少人數之樣子に承り及申候○崎陽行、則今日より當地出發の覺悟に御座候、當節は小松帶刀崎陽に相滯居候由にて、旁都合宜敷、多分被ニ相行一可レ申と奉レ存候、當地出張篠崎彥十郎と申者より、崎陽出役之者え添書仕吳候に付、土之楠本氏同行可レ仕候、薩人を一人同行を相賴候へ共、當節少人數に付、一人も難ニ差越一由に付、不レ得レ已三人にて罷越可レ申と奉レ存候、右に付ては、銃艦共買求之相談相決次第、金は從ニ崎陽一慥なる町人にても差出可レ申に付、此書相屆次第、金高凡十二萬兩位之御手當被ニ成置一、前廣馬關迄御差出被レ下候て、從ニ崎陽一一書差送次第、何時も御渡相成候樣奉ニ願上一候、此度は如何樣之事有レ之候ても、御違約不レ被レ下候樣奉レ願候、薩州人へ對し候ても、自然違約仕候事出來候而は、僕等面皮は差置、國辱不レ可レ雪と奉レ存候、此段偏に御忘却不レ被レ下候樣奉レ冀候、爲レ其急飛を以如レ此に御座候、誠惶謹言、

七月十九日

山田新助

吉村荘蔵

尙々山口某は、太宰府より日田邊へ罷越候由に付、其儘差置申候、大に虛喝を吐き候とて、御附人數等も大に笑居申候位に付、强ての事も有レ之間布候へ共、多分處々流落仕候中には被レ縛可レ申歟と懸念仕候、以上、

山田宇右衛門様

兼重讓藏様

廣澤藤右衛門様

前原彦太郎様

桂小五郎様

（山田新助は井上聞多で、吉村荘藏は伊藤俊輔である。長崎行の爲に二人ともに一時各々變名したのである）

之に據つて聞多・俊輔は太宰府にて薩藩士を一人件はんとしたるも能はないので、同藩出張員の篠崎彦十郎の紹介書を齎らして發したことが知らるのである。

銃艦購入に關する紛議と君等要路の苦心

かくて伊藤俊輔・井上聞多は、七月二十一日長崎に着し、薩藩士小松帶刀等に面會して長藩の事情を說き、薩藩の名を假りて銃艦購入の許容を請ふた。帶刀等は長藩の利ある處は、毫も幕府の嫌疑を顧慮せず、購入の爲に盡力せんことを快諾した。そこで聞多は帶刀と共に薩船に同乘し、鹿兒島に赴

いて其の周旋を懇請し、俊輔は暫く淹留して購入の小銃不足を處理し、薩艦の再び長崎に到着するを俟ち、二人相與に歸國せんことを決した。會二人は銃艦の購入に關し、長藩の廟議動搖の內報に接したので、要路の反省を促さんとした。依つて開多の鹿兒島に發航せんとするに臨み、俊輔と共に連署し、また次の書を君等に送つて是等の事情を詳報し、薩藩が我が藩の爲に盡力せるに方り、要路に異議なかるべく杞憂せる苦衷を開陳し、汽船購入に關して二人犧牲となるも、國害を惹起せざるの決意を披瀝し、速に藩公の允可を仰いで確定すべきの急要を力說し其の回答を促したのである。

以二飛書一御答申上候、銃艦一條被二仰越一、委曲致二拜諸一候、拙生共過る廿一日崎陽到着、薩藩小松帶刀其外面會之上一々及二示談一候處、案外に都合宜敷參り、薩州買入之名前を以、周旋致呉候との事に相決、旣に當節夷人へも及二懸合一、銃は殆不レ殘相調申候、左候而艦之儀も御買入相成候儀は、必然御決着相成居候事と相考、只得二其名一候へは仔細無レ之事に付、何卒買求候方略色々苦心仕候て、薩人へも急迫に談し込、依賴仕候處、固より於二今日一は、唯吾藩之寸益にも相成候事に候得は、幕府えの嫌疑等之事に更に眼を注き候譯に無レ之故、いか樣之事にても、盡力可レ仕との事、則銃買求之儀も、速に相運ひ候如く、毛頭嫌疑を厭ひ候樣子も、更に相見不レ申、後來之處も、力之及候丈は相助可レ申との儀に付、卽明後日より小松帶刀歸國新助同行蒸汽船にて、一應鹿兒島迄參り候樣相決申候、莊藏儀は當地に滯留、小銃不足等之始末を相着申候而、薩の蒸汽艦再ひ崎陽え到來を待候て、銃を積込直樣歸帆と相決申候、就ては能々御熟考奉レ願候事に御座候、薩にて箇樣に嫌疑を不レ厭盡力仕呉候へは、幕府之忌諱に觸候事

いか計か被二推察一候事と奉レ存候、外藩にてさい、如レ此致二周旋一吳候に御座候へは、諸賢臺一應御評決之事、再變仕候樣相成候ては、實に今日之急に應兼候而已ならす、外藩へ對候ても、國論一定之處は箇樣と申候言葉も、有レ之間布と奉レ存候、今一應君上え御伺等之事は、急務之事に候得は、片時も速に被レ爲レ伺、御評決可レ被二仰越一儀と奉レ存候、只々御買求相成候と不二相成一との御決議相着居候へは、其名を得其船を求候等之事は、死力を盡し御國害を不レ生樣と、實に焦思勞心仕候て、既に薩藩等へも深重之熟議に及候折柄、曖昧模稜之事にて、御決斷不二相着一候ては、いか樣にして他より扶助仕候事出來可レ申哉、僕等外にて盡力仕候詮も有レ之間布と奉レ存候、則銃を求候は、不慮之御備にて、自然敵兵境內に差迫候而、暴戰に及ひ可レ申も難レ計事に付、御手當相成候事に候へは、其不慮に御備相成候儀は、人力之及候丈けは、御調不二相成一ては、相濟間布と奉レ存候、只昔日之因循は、今日之實着と而已、御存付にては、時勢に違ひ候事と奉レ存候、於二拙生共一は、いか樣共諸賢臺之貴意に任せ可レ申候へは、中中礮艦御買入等之事も、幕長關係之中は容易に再ひ相調候譯に無レ之、且薩藩と申候ても、度々相煩し候譯にも參申間布、且僕等當地滯在之苦慮も、少し御推察奉レ仰候、固より束縛せられ候ても、拷掠百端所レ不二敢辭一に御座候へは、毛頭御國害に相成候事は、決て不レ仕候に付、此段御推察奉レ冀候、猶艦之儀は、一旦薩人へも依賴仕候て略相決候儀、且後來之處も、薩と御合一に御座候へは、此方より餘り動搖之言を不レ出方可レ然と奉レ存候間、何卒速に君上御伺、艦の御入用と申事を、急速に御答奉レ願候、薩國論開國勤王に無レ之ては、皇威回復は出來不レ申と擧國一決と承り及申候、會津抔と絕交議論異論に相成候儀は、只會之論は開國にして幕威を助くるの論にて、薩と相離候由、固より未た信僞一々御氷解にも相成間布候得共、僕等一見之所に於ては、薩今日之國論、毛頭國家之禍

害に相成候譯、更に有レ之間布と奉レ存候、船之儀は御廟議御一決、絕て御動搖無レ之處、分明に被二仰越一可レ被レ下候、最速に無レ之候ては、行違に相成可レ申に付、迅速に御決斷爲二邦家一奉レ仰候、餘は別紙一ツ書を以、御承知可レ被レ下候、匆々恐惶謹言、

山田新助
吉村莊藏

七月二十六日

山田宇右衞門樣
桂小五郎樣
廣澤藤右衞門樣
兼重讓藏樣
前原彥太郎樣

覺

一、ミネーゲベール短筒、
四千三百挺、凡挺別十八兩之積りにて、
右に當る代金七萬四千四百兩、

一、ゲベール　三千挺、
此分所々豪農其外寄組等買得申出候者、餘分有レ之候樣承り候に付、此度買得仕候事、若し上に御不用にて

も御國中之益に相成候間、一應之拂金は、上より御拂方奉ㇾ願候、取締り方は、私共兩人より取集候ても宜敷候間、右之金引當丈は、當分之事故、是非とも御願申上置候、

右之金子五兩積りにて一萬五千兩、

合九萬二千四百兩、

右は眞之荒積りに候間、いつれ少々金之千二千位は、餘り候樣算立仕置申候、

一、金子渡し方は、於二馬關一ガラバと云異人、船便にて夜中不ㇾ殘相渡候條約に御座候間、必々來八月十日を限り、馬關迄御繰出し置被二成置一候樣奉ㇾ祈候、若し不都合之儀候はゝ、兩人の面皮は差置、二州之耻辱と立行候間、深く御勘辨可ㇾ被二成下一候、

一、馬關迄送り方の儀に付ても、色々吟味仕候得共、多分之事故、實に名を設跡を隱滅する樣之良策無ㇾ之、込り入候得とも、小松共外へ談候て、薩州之海門丸と云船、明後二十八日より鹿兒島迄、米之運送仕候上、凡十日位滯留にて、再崎陽へ參り、銃不ㇾ殘積入候而、馬關迄送り付之談決に相成候故、凡來月十二三日之頃には、是非とも着關之都合に御座候、乍ㇾ去石炭之費と水夫へ之心付等は、是より出し不ㇾ申ては、不二相濟一事と奉ㇾ考候、其御心持にて御配慮可ㇾ被二成下一候、兩人も歸關は其節乘込候積りに御座候、何も此度薩より至て正實に心配、且餘程弟等へも念を入呉候間、相應之答禮無ㇾ之ては不二相叶一候事、

一、銃は二十挺入五百箱計りも有ㇾ之候故、關地へ陸揚候ても無ㇾ益、且陸送りは餘程之費故、來月十二三日迄に、必癸亥丸を馬關迄差廻し被ㇾ置候而、夜中に於て船を近く寄、船より船へ積込みして、小郡へ被二差廻一候方、便

利と心得候間、共御手都合可レ被ニ成置一候、

一、ミネーゲベール三百挺丈、餘分に相成候得とも、不レ殘賣拂度事異人より申出、且薩人よりも度々噂有レ之候間、都合三百位之事故、辭退も難レ仕候故買添候、是れも餘計の事と被ニ思召一候はゝ、何時も脇方へ讓り可レ申候、何も少々之出入は、御約束前と相違候ても、必々御立腹なき樣奉レ祈候、成丈は心配仕候而安く求候間、必御安心可レ被ニ成下一候、暴狂之者兩人參り候故、色々と御氣遣之程奉ニ遠察一候、いつれ幕よりは不レ係ニ善惡一、罪名を付候て、若し諸侯憤發ともは仕間敷かとの謀計故、必々小事と風說に御疑惑なく、決戰と御一定候得は、とても薩も見捨候覺悟は無レ之樣奉レ考候、內に強實一定之論無レ之て、外之扶助を求候ては、實に外より誠實は決て盡し不レ申候、何分御疑惑なく、御實備肝要に御座候、以上、

山田新助
吉村莊藏

七月二十七日

山田宇右衛門樣
兼重讓藏樣
廣澤藤右衛門樣
前原彥太郎樣
桂小五郎樣

なほ聞多は木造汽船長二十四五間一隻の代價凡そ七萬弗位にて、購入し得べきをも報じた。初め二人出發の

後、要路は汽船の購入に關して海軍局の意見を徵せざるのみならず、誤認ありし爲め、端なくも紛議を惹起して非難を受け、其の畫策に奔走せし小五郎も、攻擊せらるゝに至つた。依つて要路は大に困惑し、百方調停に盡力したが、會小五郎は聞多・俊輔の送れる此の書に接したので、山口に歸へつて君を始め山田宇右衞門・廣澤藤右衞門等に示し、種々辯論をなして政府員の勇斷を促した。聞多・俊輔が危險を冒して長崎に赴き、薩藩士に銃艦購入を依囑して周旋せし爲め、益々長薩兩藩和解の氣運を進展せしめたが、また二人苦楚辛慘の事情は、此の報告の言辭悲壯なるによつて、君等要路の齊しく痛感するところである。そこで藤右衞門は速に汽船の購入を議定し、藩公の親裁を仰いで解決せんとし、君も之に贊襄したが、會宇右衞門が閉居せるので、晦日次の書を小五郎に送つて其の出勤を促さんことを請ふた。

朶雲奉ニ潄讀一候、探索人撰擧之儀は、福田良輔・時山直八兩生え申遣置申候、決而心配可レ仕奉レ存候、爾來返答は仕不レ申候、人物あり次第早速其運可レ仕候、蒸汽艦之一事、廣澤書面相認申候、廣澤之論素好論に而御座候、此餘は唯一統之決斷耳に御座候、然處山翁今日も出勤無レ之甚煩念罷在申候、右故事頗留滯に相成申候間、老臺よりも早々出勤相成候樣御進奉レ願候、尤此段駒之進大夫如何被ニ取計一候哉、未承知不レ仕候、翁出勤廟議一決候得は、此餘は唯御親斷に有レ之申候、何も隔靴搔痒氣味不レ能レ無レ之、多事中眞之御請耳申上候、萬在ニ拜靑一、敬答。

初秋晦日　　誠　拜

木　圭　君

虎皮下御密拆

此の書の首めに陳べたるは、京攝の近狀を探聞せしめんが爲め、小五郎より其の人選を君に囑したるに答へたるものであつて、また汽船購入に關して意志の速に貫徹せざるを遺憾とせることが知らるのである。

銃艦購入の紛議解決す

既にして君等政府員は、國防の須臾も忽諸に附しがたきを論究し、文久癸亥の冬、海軍局を創設して丙辰・庚申・壬戌・癸亥の四艦を備へしも、壬戌を沈沒せしめ、他艦の戰鬪力甚だ乏劣にして徒器に均しく、侵寇の勁敵を扞禦すること能はざるの觀あるを憂慮した。而して幕府及び列藩は、各々遠大の計畫をなして銃艦を買得せるに方り、獨り我が藩袖手して其の準備をなさざれば、自然兵威を以て壓倒せらるゝの懼ありとなし、遂に汽船一隻軍艦二隻を購入すべく議決した。蓋し其の汽船は、開多・俊輔の稟報せるものを採り、軍艦二隻は海軍局の調査に委し、更に薩藩に依囑して之を購入し、其の費額を凡そ十五萬兩として撫育・本勘の兩者より支出すべき成案を具し、八月三日藩公の決裁を得たのである。小五郎は此議の內決するに及び、藩公允許の前日、急使を長崎に馳せ、之を聞多・俊

輔の二人に報じて盡力せしめた。會聞多なほ鹿兒島にあつたので、九日俊輔は聞多の近日必ず小銃を積載して歸關すべく、また船艦購入に關する確報をもなし、且つ薩藩士大久保一藏・小松帶刀の中一人上京の途次馬關に寄港せんとするをも告げた。依つて君等政府員は、此の報に接して漸く安堵の念をなし、やがて聞多は薩船蝴蝶丸に便乘し、買得の小銃を積載して是月下旬三田尻に着し、俊輔も購入せんとする汽船ユニオン號（俊輔は汽船購入に盡力せる土藩浪士上杉宗二郎と共に便乘す）を馬關に寄航せしめて、海軍局員の檢査を受けしめた。こゝに於て銃艦購入の事件は一段落を告げたのである。

第二十二章　幕令の拒絶と待敵の準備

○慶應元年藩公父子及び支侯等幕

曩に幕府は安藝藩をして、德山侯毛利淡路守元蕃及び吉川監物を大坂に召致するの令（第十九章に見ゆ）を長藩に傳へしめた。當時君等要路は、既に待敵の議を決したるを以て、幕府が元蕃及び監物を召すの令を

斷然辭拒せんとした。そこで藩公は、再び長府・徳山・清末の三支侯及び監物を山口に召し、各々其の意見を徵し、以て藩議を確定せんとした。かくて徳山・清末の二支侯及び長府侯名代嗣子宗五郎（後ち元敏）・監物各々召に應じ、前後して山口に來たり、七月二十三日藩公父子に謁した。藩公乃ち幕府が元蕃及び監物を召致せんとするを拒絶せんとするの決意を示して、之を協議せしめた。翌二十四日二支侯及び宗五郎・監物は、徳山侯の旅館に會して之を凝議し、藩公父子の旨を遵奉して召令を辭拒するも、また適材を擧げて登坂せしめ、條理を以て藩情を明辯せしむるを可となし、其の趣意を書して上つた。ついで二十七日、徳山・清末二支侯及び宗五郎・監物は、藩公の館に出でて更に執政老臣と審議し、遂に幕命を拒絶し、藝侯に依賴して藩情を陳述すべきを決したのである。

令拒絶を決す

こゝに於て藩公は、八月朔日宍戸備前を使節となし、藩情陳述の爲に廣島に赴かしめ、松原音三・小田村素太郎をして之に隨行せしめた。かくて徳山侯毛利淡路守元蕃及び吉川監物等各々山口を去つたが、十一日元蕃の使者福間式部監物の使者吉川釆女（賓堅）は、上坂猶豫の請願書を藝藩に致した。其の書の趣旨は、元蕃・監物共に略ぼ同一である。元蕃の文に

宍戸備前等の廣島行と支侯等の登坂辭退

今度御尋之趣被ㇾ爲ㇾ在候付、登坂之儀御使者を以被㆓仰渡㆒候、付而は早速發程可ㇾ仕筈に御座候處、尾州總督御陣拂後も恭順を旨とし、謹而御寛大之御沙汰を而已奉㆓待居㆒候折柄、不ㇾ計御進發被㆓仰出㆒候哉之風聞有ㇾ之、士民共

虚實をも不ニ相辨一、驚愕不ニ一方一、別而登坂之儀を承り候而は、闔境之衆心安堵不レ仕、一統抱ニ疑惑一候而、只今豈而發程仕候はゝ、士民掛念之餘、紛擾も難レ計と深痛心罷在候、且年來痔疾癪氣不ニ相勝一候處、此節別而相募難儀仕候、旁に付而は、千萬奉ニ恐入一候得共、無レ據譯柄に付、進退相窮候次第、御垂憐被ニ成下一、此節登坂之儀、一先延引仕候而も不レ苦候樣、程能御取成可レ被レ下候樣、偏に奉ニ懇願一候、以上、

とあつて、幕府再討の計畫あるを傳聞し、闔藩の人々大に驚愕せるに方り、召致の命ありしを知つて益々疑惑の念を懷抱せるを陳べ、若し强いて出發せば、紛擾の深憂あるのみならず、年來の疾病なほ全快せざるを以て、登坂を延ぶるも不可なかるべく稟申の勞を執らんことを請ふたのである。其の翌日備前もまた廣島に着して登城し、同じく闔藩の人心疑貳の念を抱懷せる原由を縷陳し、之が情實を亮察して隣藩の交誼を以て周旋せんことを懇請し、且つ演說書を致した。是時諸隊は、幕府が藝藩をして德山侯及び監物を大坂に召致するの令を傳へしめたるを痛憤し、石川小五郎・野村靖之助等をして備前に先ちて廣島に赴かしめ、防長士民の歎願書を藝藩に致して盡力を請願せしめ、直に歸國して其の事由を稟申し、出境の罪を待たしめた。君等要路は之を商議し、諸隊切迫の衷情を洞察し、特に小五郎等謹愼の罪を免して益々奮勵ならしめた。かくて藝藩は、德山侯及び監物の延期願宍戶備前の演說書防長士民の歎願書を携へ、老臣野村帶刀をして十九日大坂に赴かしめたが、之と前後して同藩

寺尾生十郎（由慰）は、八月十八日附を以て老中松前伊豆守崇廣の授けたる幕令を齎らして二十三日廣島に歸着した。其の要旨は徳山侯及び監物若し疾を以て發しがたくば、長府・清末二支侯之に代はつて宗藩老臣に謀り、九月二十七日を期して相共に登坂せしむべきであつた。藝藩乃ち更に使節を山口に遣はして、此の幕令を傳へしめた。要路は一旦幕令を受けたが、同じく之を辭拒すべきを議定し、晉三を廣島に遣はし、長府・清末二支侯みな疾を以て、其の進退容易に決しがたき由を告げしめた。晉三は十九日廣島に至つて、長府・清末二支侯の出發しがたき事由を陳述したので、藝藩其の臣立野一郎（寬）を上坂せしめ、書を幕府に致して期限の猶豫を請はしめた。時恰も帶刀既に大坂に着し、備前の演説書及び防長士民の歎願書等を進致したるも、幕府は帶刀を召し、其の書に受理しがたき附箋をなして之を却斥した。やがて其の報が廣島に着したので、淹留せる晉三は之を齎らして山口に歸へつた。そこで藩公は再び晉三を廣島に遣はし、長府・清末二支侯もまた幕命に應じがたきを以て、猶豫を請ふの書を藝藩に致さしめたが、長・清二侯は更に使者を遣はして上坂辭謝の書を呈せしめたのである。

かくの如く、幕府の支侯及び吉川監物の召命は、各々疾病の故を以て全く之を拒絶したのである。

井原主計山縣半藏の廣島行

然るに八月十八日の幕令には、老臣召致のことがあるので、藩公は君等要路に之を議せしめ、井原主計をして大坂に赴き、國情を詳細に陳述せしめんとし、九月七日采地（熊毛郡三井村）から山口に召した。會諸

隊の士之を聞いて懌ばず、藩議既に決せるに、我が必戰の覺悟を示さないで、老臣を上坂せしむるは徒に之を死地に入らしむるものとなし、上書して其の非を疏陳するものもあつた。藩公は此の異議あるを憂慮し、二十三日諸隊會議所員森清藏・時山直八等を召し、老臣を上坂せしむるの趣旨を親諭して之を諸隊士に告げしめた。かくて主計は召に應じ、二十八日山口に來たつて藩公に謁し、親しく其の內旨を受けて十月七日上坂を命ぜられ、山縣半藏の氏名を宍戸備後助と改めしめ、中老雇の格を以て之に副たらしめた。こゝに於て主計及び備後助は、赤川又太郎・醫師松村玄仲等を隨へて發し、二十二日廣島に入り、將に進んで登坂せんとしたのである。

幕令拒絶後の待敵準備と追賞

德山侯及び吉川監物の召致の幕令を拒絶せし以來、君等要路は藩公父子の旨を承けて、益々待敵の準備に關する審議をなし、先づ經費を節減して財政軍制の改革を行ひ、其の施設に容易ならざる苦心をしたのである。乃ち藩政府は、八月二十九日を以て經費節減令を發したが、九月に入つて大田市之進・石川小五郎・高杉晋作を同じく用所役となして國政方の機務を聞かしめ、市之進に御楯隊總管を小五郎に遊擊隊總管を各々兼任せしめ、また伊藤俊輔を國政方內用役員として馬關に駐在せしめ、以て諸隊と政府との關係を密接ならしめた。ついで集義隊（總管櫻井愼平）を佐々並に轉陣せしめ、干城隊一中隊を花岡に萩住居の士一中隊を船木に各々出戍せしめ、楢崎駿河（親英）を船木出戍總管となし、小笠原彌右

衞門を花岡干城隊總管となし、特に代官役に令して各管內人民に防戰の覺悟を曉諭せしめ、敵衝の要地に當れる大島郡・熊毛・上關・吉田・奧阿武郡の五宰判に、代官助役を置いて代官役と共に軍事を商議せしめ、また南海の防備を變更して益々警戒を嚴にした。なほ藩公は、市之進・小五郞・愼平及び南園隊總管佐々木男也・八幡隊總管堀眞五郞・鴻城隊總管森清藏に各々新刀を賜ふて功勞を賞し、清水清太郞・麻田公輔・大和國之助・毛利登人・前田孫右衞門・山田亦介・松島剛藏・渡邊內藏太・楢崎彌八郞の殉難者に各々香資を給して其の靈を慰し、また故吉田稔麿の功を追賞し、其の父清內に一代名字を許して士格に準じ、故入江九一の功を追賞し、其の子音次郞を一代士格に準じ、從前の家祿を給したのである。中にも音次郞の士格に準ぜられたを、九月七日君及び山田宇右衞門等から野村彌右衞門等に知照したる覺書は次の如くである。

覺

士御雇入江九一根株之倅

地方組　音次郞

右九一事、兼而尊　王攘夷之　御主意を奉し、報國之志厚く、正義之者に付、去々亥年被レ準ニ士雇一候處、昨年京師變動之節、於ニ彼地一令ニ死亡一候、依レ之此內沙汰之趣有レ之、右音次郞跡職申出候付、各別之御詮議を以て、

身柄一代名字被二差免一被レ準二士雇一候、委細前廉被二仰出一候御仕法之通、右之通被二仰付一候、出雲殿（老臣毛利出雲）被二仰上一可レ被レ成二其御沙汰一候、此段得二御意一候様被二申付一、如レ此御座候、

此の如く國難に殉じたる志士を追賞し、或は其の後嗣を援護せるは、時宜を得て闔藩義氣の皷舞に影響せることが多大であつた。

按に是年五月（四日）前政府員の大和國之助・毛利登人・前田孫右衛門・山田亦介・宍戸左馬介・竹内正兵衛・松島剛藏七士の家を再興せられ、ついで閏五月（二日）中村九郎の家名を立てしめらるゝに及び、杉梅太郎は懽欣して雀躍の思をなした。是等の中には蛤門の戰鬪に敗衂し、其の生命を安全にして脫歸し、俗論黨の爲に斬戕せられたものもある。而して京都池田屋の變に殪れた吉田稔麿・杉山松助、また蛤門の戰に自盡した入江九一等の如きは、未だ再興の恩典に浴しえないので、其の緩急に公平を失し、士氣の振作に關係の尠少ならざる懷を抱いた。然るに其の中には、梅太郎に親戚のものもあつたので、妄に私論を唱議するの嫌疑あらんことを虞慮し、他言を愼重にしてゐた。會親交ある君が、要路にあつて刷新に盡瘁せるを念ふて緘默しがたく、梅太郎は是月（閏五月）十一日竊に次の書を送り、其の所懷を披瀝して熟慮せんことを請ふた。

御堅勝可レ被レ成二御勤一珍重奉レ存候、私儀此内急に歸萩仕、御暇乞をも不レ得二申上一失敬之至、遺憾不レ少奉レ存候、

毎度卒爾之儀申上候處、京都戻り之人數七子等、家筋御取立被ㇾ仰付ㇾ候由、難ㇾ有御事雀躍に不ㇾ堪奉ㇾ存候、然處京都に而打死切腹等之人數も有ㇾ之候へ共、廟堂上に而は、暴動を起し敗走に至り候趣に付而は、罪之輕重御見居も可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候、乍ㇾ去其砌之輿論巷說に而は、色々も有ㇾ之候へ共、縮る處御目付等之慥に見屆、言上も有ㇾ之間敷に付、先世間に而は、都合同樣にも相考可ㇾ申候處、其場に而、武士之本意を不ㇾ失、見事に相働、遂打死或は事迫り切腹等仕候者之跡は、御搆ひ無ㇾ之、其場之参り懸りに曲節は可ㇾ有ㇾ之候へ共、跡より論じ候而は、苟生を盗し脫歸仕、奸吏之手に而刎斬に被ㇾ處候衆は、家筋御取立と御座候而は、武士道御引立節操御激昂之筋におゐて、いかが可ㇾ有ㇾ御座ㇾ哉と奉ㇾ存候、或說には、右之部類も一旦沒收被ㇾ仰付ㇾ追而家筋取立可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ抔申說も略承り候へ共、是は奸政府之所置を、的當之筋に而有ㇾ之と心得候說に可ㇾ有ㇾ御座ㇾ と奉ㇾ存候、尤右人數之内には、小生親姻も有ㇾ之事に付、私論も可ㇾ有ㇾ之かと自から顧み、敢而他人えは一言不ㇾ仕候へ共、老兄え御内々申上見候間御熟考被ㇾ爲ㇾ在度奉ㇾ存候、且又其已前去六月五日、京都に而打死之吉田年丸・杉山松助其外は、暴動之罪も無ㇾ之、且既に去年跡式御詮議之御内意と申ものか、血脉之者付出し迄も被ㇾ仰付ㇾ置候部は、夫形に被ㇾ捨置ㇾ候而は、緩急前後之當を被ㇾ得候筋に可ㇾ有ㇾ御座ㇾ哉、手詰に催促仕候もの有ㇾ之部は、御詮議速にして左も無ㇾ之候得は、夫形に相成候樣、世間より見入候而は、所謂大公至正之御筋合に相叶兼可ㇾ申哉と奉ㇾ案量ㇾ候、古人曰不ㇾ泄ㇾ邇不ㇾ忘ㇾ遠と、旁御當路之御方々御熟察被ㇾ爲ㇾ在度奉ㇾ存候、其内御氣分御自愛專一に奉ㇾ存候、御一見御火中奉ㇾ希上ㇾ候、以上、

閏五月十一日

尙々幾重も去年血脉之者付出被ㇾ仰付ㇾ置、下に而は一ヶ年近くも奉ㇾ待居ㇾ候、御詮議被ㇾ仰付ㇾ度奉ㇾ存候、

君は固より此の意見に賛同し、要路と共に之を謀議して盡力したのであるが、七月七日來島又兵衛の實子龜之進に新知高參拾九石を給與せられ、其の家名を立てゝ遠近附に加へられ、寺島忠三郎は一代御雇士なので、跡職の沙汰に及ばれがたく、永々香花料金五十兩を賜はることになつたが、茲に至つて稔麿・九一二人の功を各々追賞せられたので、梅太郎の志念もまた貫徹した。なほ是時松助の家名再興に關し、其の血緣あるもの二人を稟申したので、更に一人を選定して請願せば九月十一日恩命あらんとしたが、十一月二日に至つて父熊之允に苗字を免され、士御雇に準んぜられた。是日山口藩政府の要路より、次の如く萩にある君及び中村誠一・國貞直人に之を報告した。

士御雇杉山松介父

山下新兵衞組　熊之允

右松介事、兼而尊王攘夷之正義を辨知し、心得宜者に付、往々御仕方も有レ之、去々年被レ準ニ士雇一、追々御用被ニ仰付一、京都被ニ差登一置候處、去夏於ニ彼地一不レ計令ニ死去一候、依レ之先達而御沙汰之趣も有レ之、右父熊之允を付出候付、各別之筋を以、身柄一代名字被ニ差免一、被レ準ニ士雇一候、委細前廉被ニ仰出一候御仕法之通候事、

かくて井原主計等上坂の途につくに及び、令を一藩に下して非常を警戒し、丙辰・庚申・癸亥の三艦

をして、三田尻・中關等要港出入の船舶を檢覈せしめ、且つ海岸を防禦せしめ、更に小瀨川・上關・花岡・德地・山代・三田尻・小郡・船木・馬關・兩大津・山口・萩及び石州口四境の出兵守戰の部署を定め、幕軍の來侵に對する準備成つて滿を持するの觀があるのである。

第二十三章　幕吏の應接　長薩提携の盟約

○慶應元年幕府長州再征の部署を定む

幕府は長藩支侯及び吉川監物を大坂に召致したが、之に應じないので、更に他の二支侯に登坂を命じ、其の期の漸く切迫するに及びて薩藩等の反對論を排斥し、再征を奏聞して遂に勅允を得るに至つた。實に九月二十一日である。是時に方つて、外國公使は條約の勅許と兵庫の先期開港及び關稅率の改定とを幕府に要求し、而も其の決答の逼迫が嚴酷であつた。幕府は此の形勢に鑑み、將軍後見職德川慶喜をして兵庫開港を拒絕せしむべきを以て、速に條約の勅許あらんことを奏請せしめた。蓋し幕

府は條約勅許を請ひ、之に由つて外國公使に兵庫の先期開港を撤去せしめんとした姑息策であつて、關税率の改定は奏聞もしなかつたのである。されど幕府の奏請に依り、朝議紛然として勅許の不可を極論するもの多く、薩摩・備前等の諸藩は公使の要求を全く拒絶せんことを主張したが、慶喜等百方盡力したので、十月五日遂に條約のみ勅許あらせられたのである。かくて幕府は既に征長の允許を得たが、朝廷之が寛大の處置を期し給ひ、薩藩其の他再征に反抗せるもの多きを以て、先づ大目付永井主水正・目付戸川鉡三郎を糺問使となして廣島に差遣すべき議を決し、二十七日在京の老中小笠原壹岐守長行をして藝藩士野村帶刀を召して其の命を傳へしめ、更に從軍諸藩の部署を定め、十二月十日を期して防長二州の境上に出兵せしめたのである。

長藩使節の脅廣と幕府の糺問使差遣の令達

長藩使節井原主計・宍戸備後助が、十月二十二日既に廣島に着したので、藝藩は二人登坂發程の期を二十六日に定め、翌二十三日其の由を通告した。然るに主計は此の登坂を考慮し、なほ藩公父子に稟伺のことが生じたので、其の意を承けて再び出廣すべきと稱し、二十五日突如書を藝藩に致して即夜歸國の途に就いた。そこで備後助は是日直に書を藝藩に致し、疾の故を以て上坂出發の猶豫を請ふたが、會廣島にあつた松原音三が草津より海路にて歸國し、二十八日藩公に謁して其の事情を上申した。要路之を聞いて大に驚き、商議して使事の全權を備後助に任せしむべきを決し、二十九日之を廣

島に急報した。是夕主計は山口に着して藩公に謁せんことを請ふたが、聽されないので其の胸臆を披瀝することができない、專斷の罪遁れがたきを自覺して疾と稱し、屛居して待命書を上つた。かくて要路は更に之を議し、十一月二日木梨彦右衛門（恆幹、後ち杉原治人）を中老雇格となして廣島に赴かしめ、藩政府が決定した趣旨を藝藩に告げしめて、其の承認を得せしめた。なほ要路は、爾後藝藩との交渉頻繁に趨くべきを察し、音三及び廣澤藤右衛門を廣島に往かしめ、機宜の處理に任せしめた。時恰も廣島にては、糺問使差遣の幕令が藝藩に達した。其の令文は

毛利大膳父子伏罪之儀、御疑惑之廉々有レ之に付、右爲ニ御糺一大目付永井主水正・御目付戸川鉾三郎・松野孫八郎陸地共地え被ニ差遣一候間、最前相達候通、末家並家老共之内、且奇兵諸隊中重立候者も三四人十一月を限、廣島表へ罷出候樣、大膳大夫え可レ被ニ相達一候、尤自然末家幷家老共同所え罷出候はゞ、大目付御目付到着迄差留可レ被レ置候、

とあつて諸隊の首領をも廣島に召した。藝藩は四日此の幕令を備後助等に傳へたが、後更に西本盛登・立野一郎・黑田彌五左衛門を山口に遣はして之を報せしめた。在廣の小田村素太郎先づ幕令を齎らして歸國の途に就いたが、備後助及び赤川又太郎・大津四郎右衛門（初め村田次郎三郎）等各々書を認め、糺問使應接に關する意見を陳述して政府員に示した。かくて五日、素太郎は途中にて藤右衛門・音三の廣島に赴くに遇ひ、翌日二人の托せる要路に宛たる書をも携へて七日山口に歸へり、卽日藩公父子に謁して

糺問使の差遣並に藝藩使者の來山等を言上した。そこで藩政府は、諸隊會議所に命じて糺問使差遣等の幕令を諸隊に傳へしめ、また在藝使節の求に應じて國重德次郎正文を廣島に赴かしめた。是時藝藩の使者將に來たらんとせるを以て、九日藩政府は國貞直人をして其の應接に主たらしむべく決したが、素太郎は君の必ず之に列席せんことを切望した。そこで山田宇右衛門は、卽日次の書を君に送り、藝使に會晤を請ふて其の承諾をえたのである。

藝使應接之儀、今日國貞氏に御決定相成居候處、是非貴兄にも御出會被レ爲レ成候樣奉レ願候、只今小田村へ罷越、明日之都合談置候處、小田村よりも達て相願候儀に御座候間、千萬乍ニ御苦勞ー御出會之儀、是祈申候、

十一月九日　　　　宇右衛門

彥太郎樣

翌十日老臣宍戸備前・毛利出雲は、君及び國貞直人・林良輔・小田村素太郎・井上五郎三郎と共に藝使立野一郎・西本盛登・黑田彌五左衛門を客館に引いて其の齎らすところの幕達を受け、互に時事を談議して饌飮を饗し、特に一郎が我が爲に上國に周旋の勞あるべきを以て、新刀一振を與へしめられた。事は柏村日記十一月十日の條に

一、藝使爲ニ御請ー備前殿・出雲殿、政府前原彥太郎・國貞直人、役座より林良輔外に小田村素太郎・井上五郎三郎、

いつれも客館え出勤之事、

一、於二客館一御達之趣、御家老承つて畢而御料理御肴五種御酒被レ下、御目錄をも被レ下、尤立野一郎へは追々上國向周旋仕候付、新身一振被レ下候事、

御目付　西本盛登
物頭　黑田彌五左衛門
政府　立野一郎

とあるのである。翌十一日盛登・彌五左衛門二人先づ山口を去り、素太郎再び藩命を以て廣島に赴いた。是日君は宇右衛門及び木戸貫治（初め桂小五郎）と凝議し、相共に連署したる次の書を出廣の途中にある藤右衛門・音三に復答し、幕吏應接に關して一切を委任し、政府は決して之を掣肘せざる意趣を陳述した。

本月六日上關より小田村え御附托之御狀、七日夜相達申候、御發程後御堅榮致二雀躍一候、風潮不便、只樣御滯泊に相成候由、乍レ爾頓に御着藝被レ成候半、大津其外來書之趣、尙各位御附廉書之趣等、委曲致二承知一候、則國重德次郎事、御內用被レ成二御聞一、藝州被二差越一候段御沙汰相成、幕吏其外他藩人等、右手合且御銀管轄之儀、旁御投相成り、有田千葉助をも被二差越一申候、然處大小監察來る十五六日頃には、藝着相成候由、御出立後之小變態、彼地御着之上可レ被レ成二御聞一、右報知に付而は、國重・小田村早速發途之筈に御座候處、兩人共支度彼是差閊候由に而、兩三

日は延着に可ニ相成一候、諸隊えは人數附出候樣相授有レ之候處、未附出不レ申、癸亥丸え乘組可ニ罷越一議も有レ之、素より一決には無レ之候得共、其内御含置可レ被レ成候、扨又小田村歸候節、宍太夫より之書中、藝におゐて幕吏應接は下策と有レ之、其意不ニ相分一候處、小田村より承り候得は、御國近く候處故、内より駈引可レ有レ之、左候而は、十分應接難ニ相成一との按し有レ之候由、此度之事は、丸々御委任に而、内より御駈引可レ有レ之筈も無レ之、其上浪花藝國地は異に候得共、何も最前之通り、浪華應接之心得に而、相變儀無レ之候間、各位よりも克々御示諭被ニ成置一候樣奉レ存候、井原歸國一條、藝藩に對候而は、實以氣之毒、御應接御苦慮致ニ御察一候、此度幕之模樣變り候而は、愈以殘懷之至御座候、幕においては、進發より大小監察下藝之策に至り、前後四變、此後又幾變か可レ有レ之、我におゐては、兼而決議之通り、條理と決戰を以而應レ之可也耳、先は御答且爰許樣子も申上度、旁荒々如レ是御座候、香山因重・小田村着之上、御聞取可レ被レ下候、恐惶謹言、

此の書にて、幕府は第一回の征長後我に對する態度を屢々變更し、なほ確乎たる方針なきが如きも、我は既に決定したる藩議に基づき、條理を以て國情を辯明し、若し貫徹せざれば、敢へて干戈を辭せざる牢固なる意趣を示したることが知らるのである。

君等の立野一郎應接と井原主計の代人差遣

是時藝藩使節立野一郎が、同行の西本盛登・黑田彌五左衞門に別れて一人山口に留まつたので、君は國貞直人と共に之を湯田の旅館に伴ふて互に時事を談語した。一郎は井原主計歸國後の病狀を問き、之に代はるべき家老の選定を切望し、且つ諸隊代表者の出藝如何を質だした。蓋し藝藩が使節の一員

であつた主計を歸へらしめたのは、失態に陷つて幕吏の難詰を受けんとする虞憂があるのである。君は主計の疾未だ平癒せざるのみならず、他の老臣の選出は容易に決しがたきを語り、先づ備後助一人をして使節を專任せしめ、若し幕吏不條理の處分をなさば、已むなく必戰の覺悟をも示諭しあるを告げ、また諸隊代表者は各惣管の意見を徵したる後に、政府より出藝せしむべく簡擇中なるを答へた。依つて君は翌十二日（十一月）直人と連署し、次の書を在藝の大津四郎右衞門・赤川又太郎に送つて一郎と應接した狀を報じて參考となさしめたのである。

一筆致ニ啓達一候、各位愈以御清適御盡力可レ被レ成候半、幕吏下藝も差迫り、殊更御配慮之御事不レ堪ニ想像一奉レ存候、扨は藝使寺西（ママ）盛登・黑田彌五左衞門・立野一郎事、過る九日當境罷越、客館におゐて御饗應相濟候上、寺西・黑田は直樣發途仕候、立野壹人居殘り候間、湯田え同伴致し及ニ示談一候趣は、近頃多人數貴藩え罷出候而は、彼是不ニ容易一御配慮而已と及ニ挨拶一候處、井原大夫には御引取如何之御樣子に御座候哉、御病症相募り、當分御出藝御六ケ敷候へは、孰にても宜敷御替りとして、壹大夫被ニ差出一候方可レ然と申懸候付、御存之通、井原は歸藩後、病症彌增相募り難澁罷居候、素より出藝可レ仕體に無レ之、別大夫と申候而も、手間取可レ申に付、先は宍大夫壹人に而相濟せ可レ申心得に罷在候段申聞せ候、右に付、藝之情實を推察仕候得は、井大夫之事に付、幕より被レ迫候廉も可レ有レ之旨、苦胸之餘りより出る事哉と奉レ存候、且又萬事荷ひ呉候樣申置候得とも、中々荷ひ候體にも不ニ相見一、乍レ爾一途に荷ひ呉候樣申候而は、彼之引受振如何哉と懸念も不レ少に付、全體弊藩之論にては、御達し通天下え對し、如何程も

條理丈けは可二相立一心得にて、備後助差越、應接爲レ仕候譯に御座候、乍レ爾ごの手にしても、無事相濟候樣との心底は毛頭無レ之候得共、可二相成一丈けは宇內之騷擾は不二相好一候得共、十分に辯解仕而も、幕より是非理不盡之處置有レ之候上は、不レ得レ止乍二微力一決戰之外、他事無レ之段、必戰之主意をも相示し置候、尙又諸隊出藝之事、廟議如何と頻りに相尋候付、寡君におゐては、御達し之通可レ被二差出一心得御座候、然處諸隊之者は、國中方々え散居罷在候事故、一應布告致し、各隊中熟談之上、惣管中城下にて會議仕り、一統居合之廉申出候上にて、政府より人名を指し出藝被二仰付一候譯に御座候間、當布告中に付、人名迄御卽答と申次第には參り兼候と申答、兎に角弊藩之情實御洞察、位地を替て御心配可レ被レ下樣、縷述に及置候、藝使應接之廉々、都合前文之通に御座候間、爲二御含一申上候、先は夫耳早々得二御意一候、恐惶謹言、

十一月十二日

國貞直人
前原彥太郎

大津四郎右衞門樣
赤川又太郎樣

君等が此の書を發したる前日、藤右衞門・音三は廣島より歸國の途にある木梨彥右衞門・大津四郎右衞門と草津に會合して藝藩の事情を聞き、君及び山田宇右衞門・木戶貫治に書を送つて主計の代人を出ださんことを請ふた。ついで藤右衞門・音三は廣島に着し、主計の歸國によつて、藝藩の要路が幕

更に對せるのみならず、世人にも面目を失して大に困惑せる內情を詳細に察知し、將來の爲め傍觀しがたく、二人は備後助に謀り、是夜次の書をまた君及び宇右衞門・貫治に送つて彥右衞門の適任なるを陳べ、使節たらしめんことを請ふたのである。蓋し此の書は翌十三日早曉、在藝の佐伯太郞右衞門の歸國に托したのである。

前文略、井原主計殿御病氣に付、宍戶備後助殿御壹人被ニ差出一候付、公邊向萬端都合能相濟候樣御賴、不レ被レ得レ止御次第、一應致ニ承知一、尤最前より彼是步ひ合も有レ之、迷惑不レ少候得共、此度大小監察當地迄御入込之儀に付、使者を以、御達被レ申候趣も有レ之候に付、尙亦御良考有ニ御座一度と被レ存候、就而は追々得ニ御意一置候通、井原大夫代り、何邊於ニ藝藩一餘程心痛之趣も有レ之樣相見へ、今日も彥右衞門に入々相賴候由に而、何分共右御答之又々御返答無レ之而は、御條理不ニ相立一、然處藝藩之情實に引され、國論動搖と申譯に而は、毛頭無ニ御座一候得共、藝は微力にもせよ、昨夜以來不ニ容易一盡力之處、今日に至世見え面目を失せ候も不本意次第、何邊迄も藝之內向も被ニ相助一置度事歟と、當地居合決論に而候處、右井原代り御人選六ツケ敷事に付、幸此度彥右衞門事、中老御屆に而罷越候事故、折返し右井原代りに被ニ差出一候而は如何哉奉レ存候、彥右衞門よりは、實に重大之任に而、難ニ申出一候得共、詰り被ニ御付一候得は、不レ讓ニ其他一內大夫一同罷出可レ申との心事に御座候、根元此度井原折返し、不レ圖病氣と申も、全く藝を詐き僞り候心底は更に無ニ御座一、實に意外之儀不レ得レ止事に而、藝之世見え對し、無ニ面目一抔と申は、如何にも可レ憐次第には候得共、此御方におゐては、天地神明に盟ひ不レ耻事故、吾藩之誠實を以、品能

相斷候得は、十口中分も有レ之間布候得共、只々此往不平たく心配候と、不平を構え周旋仕候と之利害、且前件成丈扶助被レ仕置度事とに有、篤斗御勘考之上、彥右衛門え被ニ仰付一候而は如何哉奉レ存候、右樣御決定相成候得は、彥右衛門事は諸隊之者ニ同、當月中參着に而可レ然。其中幕大小監察當地參着之上。井原大夫代り出浮に不レ及、居合宍大夫壹人に而相濟せ可レ申との趣に候得は、速に備後助差出可レ申、左候而彥右衛門途中迄、當地罷出に不レ及候段、及ニ注進一可レ申、夫迄之處、藝之首尾都合取繕ひ、前件之通被ニ仰付一候得は、諸事御都合能御事歟と奉レ存候、何邊藝之世見え對し、面目を失候段、愁訴難レ耐レ聞次第、併幾回も藝之情に引れ、國論動搖と申筋に而は決而無ニ御座一、前件利害得失御良考此願候、爲レ右態度佐伯太郎右衛門え委曲申含差歸、猶又彥右衛門事、明日發途致ニ歸國一候事に付、篤斗御聞取被ニ仰合一何分之趣御急答被ニ仰越一可レ被レ下候、餘略之、

藩政府は備後助一人を使節たらしめんとしたが、藤右衛門等の書屢々至つたので、彥右衛門をして在藝せしめ、幕接の任に當らしむべきに決した。そこで十四日、君は宇右衛門・貫治と共に次の書を藤右衛門・晉三に送つて之を報じ、成るべく備後助一人を以て、使事を畢はらしむべき藩公の內意ありしをも告げたのである。

十一月十一日夜御認之御書狀、十二日夜到來拜見仕候、海上所詮風潮不順に而、過る十一日夜六ツ時過、草津港御着船之由、卽刻大津四郎右衛門御示談之趣に而は、井原大夫不レ圖病氣歸國相成候に付、藝國之心痛不ニ一形一、內輪政府は勿論、親藩幕吏抔之首尾不ニ相調一趣も有レ之、何卒井原大夫代り、壹人差越候樣との儀、寺尾生拾郞より切

迫に大津え相願候得共、大津よりは强而相斷苦鋪との儀　承知仕候得共、最早貴所樣方、御肴藝之事に候得は、最前之手續を以、宍大夫壹人に而相濟候樣、可レ被レ成ニ御盡力一候、乍レ去井原大夫歸國之一條に付、我藩より藝を嘲弄仕候樣、疑惑を生し、是非共井原代り不ニ差出一候而は、藝州之不都合に相成との儀に御座候はゝ、詰り之處、木梨滯藝之事故、木梨よりは藝え拙者に而も可レ然に付、御抑留被レ爲レ在度、御懇切之思召、內々承候得共、拙者儀は別用事に而、罷越候事に付、滯藝之儀御卽答も難レ仕に付、國元え申遣候處、貴藩右樣之思召に候はゝ、滯藝應接仕候樣申越候付、乍ニ不肖一其節は相勤可レ申に付、萬事可レ然御取計被レ下度段、挨拶相成候樣之次第共相成候はゝ萬事都合宜候半と存候間、此邊木梨え入々御示談被レ爲レ成候樣奉レ存候、右樣候得は、爰元よりは井原引取に付、貴藩之御面皮にも相拘り、此往之處御取計苦鋪との御事に付、別人を差出候も手間取可レ申に付、詰掛り彥右衞門を以、井原代りとして可ニ差出一候間、可レ然御周旋被レ下度段、表方申越す都合に相成候方可レ然歟と決議相成申候、侍御史よりも可ニ相成一丈けは、宍大夫壹人に而相濟せ可レ申候得共、詰り不レ得レ止儀に候はゝ、暫く滯藝應接可レ被レ致樣可レ被ニ仰付一との御內思召も有レ之候との儀、木梨え申越候、旁被ニ仰合一、宍大夫壹人に而相濟候樣、御張込幾回も御理解可レ被レ成候樣奉レ賴候、其餘略レ之、

依つて是日、藩政府は歸國の途にある彥右衞門をして、更に中老格を以て廣島に赴き、備後助の副たらしめ、また諸隊が幕令に因つて選出したる代表者を、石川小五郞・井原小七郞・野村靖之助の三人に決し、同じく藝州に行かしめたのである。

幕吏宍戸備後助に應接す

幕吏永井主水正・戸川鉾三郎等は十一月十六日廣島に着し、將に二十日國泰寺に於て宍戸備後助に應接せんとし、藝藩をして其の由を在藝使節に傳へしめた。主水正等は先づ備後助一人に接見せんとした。廣澤藤右衞門等之を商議し、井原主計の代使並に諸隊代表者の到着を俟たんことを請ふたが、主水正等は先づ備後助一人に接見せんとした。そこで備後助は、疾を力めて出づべきを決したので、二十日大津四郎右衞門・赤川又太郎先づ國泰寺に赴いて其の來たるを待つた。既にして備後助が國泰寺に至つたので、主水正等來たつて之に臨み、互に禮を以て應接問答し、凡そ七時間餘にして終了した。是日幕吏問ふところのもの凡そ八箇條であつたが、備後助は餘蘊なく之に明答したのである。應接の畢はつた後、藝藩植田乙次郎常職は主水正の意を承けて、問答を錄すべく備後助に請ふた。備後助之を諾し、翌日乙次郞をして主水正等の訊問せる條項を記して交付せしめた。其の條項は次の如くである。

一、當春內輪致二爭鬪一候に付、大膳父子乍二愼中一爲二鎭靜一致二出張一候段、一應御屆致有レ之候得共、委細之事實不分明之事、

一、當春之爭鬪、已に及二鎭撫一候上は、大膳父子如二已前一萩え引取愼可二罷在一處、一昨日中立候趣にては、鎭撫之爲とは乍レ申、只今以山口に罷在、處々巡行致居候段、如何之事、

一、舊冬破却之山口、春已來再築之致二評議一、其後加二修理一武器間配候事、

一、讃岐中家來之者、馬關來泊之英人と懇親接待致候事、

一、當春中所持之蒸氣船、亞人え賣拂方に付、家來村田藏六華押有レ之證書差遣し、長門も其節亞人と直應對致候事、

一、大小砲夷人より買入候事。

一、筑前引渡相成候五公卿え、使者並贈物差遣、右爲二答禮一諸大夫森寺大和守長州え罷越候事、

一、淡路監物大坂え被二召呼一候處、難二罷出一段申立之趣も有レ之に付、曲而被レ任二其意一外末家並家老之内申合、九月二十七日迄に可二罷出一旨、再應御達之處、終に及二延引一候事、

是は幕吏の尋問したる要旨であつて、備後助は逐條答案を作り、二十四日藝藩士に托して幕吏に致さしめたのである。

幕吏應接の寛縱に對する戒飭と諸隊代表者の出發

宍戸備後助が幕吏と應接を畢はつた翌二十一日拂曉、廣澤藤右衛門・松原音三・大津四郎右衛門は十六日永井主水正等が廣島に到着した以來、二十日に至るまでの狀況を君及び山田宇右衛門・木戸貫治・國貞直人に、次の如く詳報して訊問の甚だ寛縱であつたことを告げ、木梨彦右衛門並に諸隊代表者の出藝を促し、且つ幕府の發した防長攻擊配兵の布告書を之に添送したのである。

前文略、扨は追々得二御意一置候通、此度下藝幕府大御目付永井主水正殿・御目附戸川鉾三郎殿・松野孫八郎殿共、本月十六日當城下着相成り申候、同十八日植田乙次郎・寺尾生拾郎來議趣は、今夕永井殿旅館罷出候處、御達之趣有レ之

且備後助え明後廿日、先應對致度との事、右御達之儀は、表通り遠藤佐兵衛より備後助え向け可二相達一候得共、其中御內達御都合打合置度、態度罷越候との事に付、此方答に備後助事、御承知之樣、先達而以來、病氣にも有レ之其上兼而御掛合仕置候通、井原大夫代り之事に付而は、國許衆議折合六ツケ鋪中なからも、貴藩え對し、如何にも氣之毒に存居、其段態度追々國元申越置候事に付、自然も右代り御當表迄、近々罷出可レ申哉も難レ計候處、只今居合備後助壹人矢庭に御應對相成り、又々跡壹人參着之上、御同樣之儀も、又改而壹人立、御應對と申樣有レ之候而は全體…………父子心事國內實情等其大意は、幾人罷出申上候而も、相違は無レ之事候得共、其枝葉に至り、自然も齟齬可レ仕程も難レ量、不二相濟一次第、實に此度之事件、兼々御承知も被レ爲レ在候通、於二弊藩一は不二容易一重大之事に而、右樣先備後助壹人御尋と申樣、御輕易之氣味に而は、何共罷出苦鋪段相對候處、植田・寺尾共も其邊は至極尤に引請、永井殿え押て相伺不レ申段は、不行屆杯と迷惑之體に相見へ、何分明早朝永井殿罷出、篤斗相窺、又々可レ及二御掛合一段申置引取申候處、翌十九日薄暮、寺尾事罷越趣は、昨日及二示談一置候通り、今朝永井殿罷出、備後助壹人先御應接と申樣なる事に而は、難二罷出一心事具に及二演述一候處、永井殿返答に、最前兩人之處、不レ圖も壹人病氣に而、代り之事公邊え對し、藝藩是迄申立都合、彼是如何にも兩人揃之上、應對可レ然は勿論に候得共、去冬も永き中には、段々虛說も腋々より令二注進一、其弊不レ少、此度も彼是永ひき候中には、如何樣之浮說入候哉難レ測、甚心痛いたし居、此度相尋度趣は、防長事實種々異言之廉、眞僞相尋候事に而、大體之處相分り候得は、宜敷事に付、左程掛念には及間敷樣被二相考一只々なき事は何處迄もなきと答へ、ある事は有ると答へ、其外國國之情實何も無二腹藏一承度事に而、可二相成一は備後助壹人早々罷出呉候得は、彼是都合宜敷との申分との事に而、御尋と

中様なる詞は更に不レ出、應對に而と被レ申、又罪人扱に取計候而は、不二相濟一との趣、重疊當藩え被二相咄一候由に而、此度之事件、餘程任し被レ居候由申事、就而は前件輕易難二罷出一趣、貫徹之上は、尖に罷出候方可レ然との儀に決議、即席寺尾え備後助、氣分取繕罷出可レ申段及二返答一置、昨廿日應接場國泰寺え晝時前備後助罷出、尤途中案內として組頭横山平大夫先乘いたし、四郎右衛門・又太郎隨從、先達而國泰寺罷出候處、永井・戸川・松野三監察立會、備後助罷出席合等、餘程厚く被二取扱一夕八ツ時頃より、夜六ツ半時頃迄、應對相成り、大監察相尋候事件は、昨冬以來、防長において持論兩端に相別れ居候件則先鋒隊論諸隊共外激徒再發論之當幕御國內紛擾有レ之候件、鴻城新築城再修理且大砲等備付之件、於二馬關一去秋不レ得レ止止戰講和以來、外國人え狎々敷取扱候件、於二同所一大小砲餘多買入候件、元公卿方筑前御渡海後御恭順をも不レ憚、追々贈答仕との件、壬戌丸村田藏六印章有レ之手形を入定海邊え賣拂候件、君上寺院御蟄居中御廻在、今以山口御滯在有レ之との件等相尋候付、都合擬對問錄に有レ之を以、及二相答一、且衷情無二底意一可レ申との旨趣を以、多年君上御忠誠之御心事、闔國確乎不動之持論等委曲申立、何邊僻境固頑愚直之風習、防長御所置振彼是疑惑之廉、何共鎭靜難レ仕、……父子初大きに心配罷居候段をも及二演述一候處、孰之廉も、御領承有レ之候様被二相窺一、悉皆公邊において、御疑惑に相觸居候事實、明瞭に相成候上は、公邊においても、決而嚴刻之御所置は無レ之事に付、其邊は掛念致間布、其後國許えも早速申遣し、奇兵諸隊之者えも應對、心事委細承屆度候付、何卒早々當表迄出浮候様、國許え致二知達一候様との事に而、今日は先引取可レ然との趣に而、備後助其外無レ滯致二歸館一候、大監察心底相察候處に而は、備後助壹人相對、都合之情實分明之上は、速に遂二言上一度、且攻口人數出張抔之事は、早々出張に不レ及邊をも、布告に相成候様被レ致度、何も幕府江戸御進發より今日迄不條理之

康も、去冬尾州老公御陣拂に相成候一段落に引戻し、都合結局相付け度事共には無レ之哉被ニ相考一、併主水正殿寛容之詞は、更に引當不ニ相成一、我藩は渠之寛嚴に不レ拘、多年君上御正義、確乎不動之國論を以、條理を立、根强く往詰る覺悟に付、此段は御安慮可レ被レ下候、吾藩之確定は、闔國意外之御所置捨等有レ之候得は、不レ得レ止決戰と申處踏詰故、今日永井殿寛容は、更に引當不ニ相成一又候後日松前阿部如き姦吏再勤、何時苛刻之所置も難レ量、既に別紙之通、攻口布告にも相成候事故、益々御國內兵氣撓み不レ申樣、無ニ御疎一御迫立、只々君上之御誠意、貫不貫は兵威之張不張に有レ之、實に前件之通、幕議如ニ時雨一、前途之事如何にも目算不ニ相立一彌御開運當日迄は、少も油斷不ニ相成一事に奉レ存候、佐伯太郎右衞門事、今以歸着不レ仕、如何御評決相成候哉奉ニ煩念一候、今日に而は、井原代り出浮不レ及との趣も無レ之、今日之問答に而、御疑惑之扁都合相濟、此餘は諸隊之者應對、所レ謂僻境頑固愚直之風習に而、唯知レ有レ君不レ知ニ其他一と申邊は、先達而當藝藩迄歎願、闔國士民之情實貫徹、積年來今日に至り、更に君上大夫以下諸隊抔と申樣、種々異論は無レ之。防長中一般一致に而有レ之との心事、分明に相知れ候得は、言上振別而都合能との事に相見へ候間、何邊諸隊之者、早々被ニ差出一候樣、尙木梨事も萬一無益とも可ニ相成一哉、被ニ相考一候得共、井原代りに不レ及との御達も無レ之事に付、矢張小條理を立、幕府え對し、片時も早く參着有レ之方、別而都合好可レ有レ之、例之誠實を以、今一層貫徹仕度、自然も意外に出候節は、何時も必戰之事と奉レ存候、御達書其外寫三通差送申候、其外略レ之、

十一月廿一日曉認(松原、大津、廣澤より木戶、山田、前原、國貞え當る)

右同日朝、寬三郎爲ニ飛脚一通達候事、

君等要路は此の報告に接して之を商議し、主水正尋問の言辭頗る溫和なるも從來我に對する幕議の屢屢變易して信順しがたきを以て、若し接幕の事態世間に漏洩せば、闔藩緊張の意氣弛緩せんことを深憂し、廣島の狀況を藩公父子にのみ進言して、藤右衛門等の報告書を姑く嚴封し、幕軍配兵の布告書は、直に支藩及び諸臣に示した。依つて二十四日君及び宇右衛門等は次の書を藤右衛門・晋三・四郎右衛門に送つて其の由を告げ、且つ幕吏の應接に關し、曩に一切を委任したので、遺策なく盡瘁せんことを請ひ、國內敵衝の要地には、既に配兵の布告をなして上下必戰の覺悟をなし、且つ武備の充實に懈怠なきを陳べて毫も顧念なからしめ、また諸隊代表者河瀨安四郎（初め石川小五郎）等從者四十餘人と共に今日出發したるを報じたのである。

十一月廿日御認之御書翰並攻口布告書共以上五通、縷々御報知之趣、委曲承知仕候、如レ命應接之趣、幕吏口頭は如何程容易御座候共、時雨同樣之幕議、一切信用難ニ相成ー折柄、御書翰之趣萬一も世間え漏聞仕候而は、自然御國內之兵士、惰氣を生し候樣相成候而は、不ニ相濟ー儀に付、御當役方申達及ニ御聞ー候而已に而、嚴封致置、攻口軍配之布告書等は、直樣御支藩樣を始、御家來中えも觸沙汰被ニ仰付ー候、然處應接一條之儀は、諸賢え御委任之事故、何卒も御斟引勿論、政府中之氣附杯は、一向無ニ御座ー候間、御存分に御盡力可レ被レ成候、就而は御國內敵衝之場所を始夫々え一左右次第、出張之軍配布告相成候、一統必戰之覺悟罷在、武備聊に而も怠り候譯は無ニ御座ー候間、此邊は毫も無ニ御顧念ー候樣奉レ存候、諸隊も井原小七郎・河瀨安四郎・野村靖之助え藝行被ニ仰付ー、今二十四日出足之御

沙汰相成候、供張之儀四拾人計に御座候、追付御地可ㇾ罷越ㇾ候間、萬端可ㇾ然御駈引可ㇾ被ㇾ成候、尙亦藝州行印鑑之事先達而御支藩様え達し被ㇾ仰付ㇾ候、以下略ㇾ之、

此の前日國重德次郎・小田村素太郎等は廣島に着し、翌二十五日彦右衞門もまた至つた。是時彦右衞門は、君及び宇右衞門・貫治・直人より藤右衞門・晋三に送れる十四日附の書を齎らした。其の書は次の如くである。

本月十二日御仕出之御狀、今八ツ時相達致ㇾ拜讀ㇾ候、先以主計殿御引返一條に付、木梨彦右衞門を以被ㇾ仰入ㇾ候付、御彼方御答之趣、且各様より被ㇾ仰越ㇾ候次第等、委曲御當役方え申達、早速御內慮伺相成候處、前段一條に付、藝藩えも不ㇾ容易ㇾ苦心を掛、此餘押而被ㇾ仰入ㇾ候も御氣之毒に思食、彦右衞門に而相濟事に候得は、改而家老差出候譯にも無ㇾ之、彼是之都合も有ㇾ之事に付、居滯候而直様相勤候様可ㇾ被ㇾ仰付ㇾとの御事に付、彦右衞門事途中迄罷歸候も難ㇾ計に付、早速御奉書を以被ㇾ仰越ㇾ、自然途中迄罷歸候共、御奉書請取候場より、直様引返、藝州罷越候様御使をも被ㇾ差出ㇾ候間、宍大夫えも右之趣被ㇾ仰達ㇾ候様、尙又御用筋之儀は、藝におゐて備後助申合取計候様との御事に御座候間、是亦御含被ㇾ置可ㇾ被ㇾ下候、素より備後助正使木梨副使之御詮議に御座候、主計殿病氣無ㇾ餘儀ㇾ次第とは乍ㇾ申、不ㇾ一通ㇾ御手數に相成、御出先に而は、別而御痛心之御事奉ㇾ推察ㇾ候、其他略ㇾ之、

木梨彦右衞門同二十五日到着持參也、

此の書に據つて、藩政府が彦右衞門を備後助の副として、廣島に赴かしめたる事狀を益々明にし得る

のである。時に在藝使節に隨從せる石津茂一郎歸國し、幕吏の情報を齎らしたが、君は此の應接に依つて和戰の期決すべきを察し、且つ廟議の漏洩せんことを虞憂し、公用以外の發書を一切嚴禁せるのみならず、使者の選擇に注意すべきを緊要となして直人に謀り、二十六日次の書を藤右衛門に送つて之を告げ、且つ長府報國隊士熊野直介・早川省吾・伊藤太郎三名の出發を報じたのである。

（前文略）其後之光景如何相成候哉、石津茂一郎も歸來、幕情粗承候得は、大小監察も此度は頗決心にて來候由、雖レ然固寛大之所置に出候心得には御座候由、寛大と申所、御退隱或は少々之削封位之所に、拾收を附候心底と承申候、此應接則和戰之決する所と奉レ存候、於二御國一は只管戰亂を而耳相待居申候、尙又御地より飛脚御差立に相成候はゝ、御用狀計に而承、脇狀は嚴に御禁可レ被レ下候、右樣無レ之而は、廟堂に而如何程沈密候而も、脇より漏泄仕候、且飛脚之者は、別而能々相心得候者、御選ひ差返可レ被レ下候、餘略レ之、端書に長府報國隊より三名差出候姓名左に記レ之、

熊野直介
早川省吾
伊藤太郎　僕一人

尤右は諸隊供張之內え相加有レ之申候間、右樣御承知迄申上候事、

かくて幕吏は、十一月晦日を以て木梨彦右衛門を國泰寺に召したが、會河瀨安四郎・井原小七郎・

右衞門及び諸隊代表者に應接尋問す

野村靖之助の三人廣島に着したので、幕吏の許容を請ひ、備後助・彥右衞門は諸隊代表者と相共に出でた。主水正等は先づ彥右衞門を尋問し、更に安四郞・小七郞・靖之助に及んだが各々之に應答し、遂に夜に入つて畢了した。其の尋問應答は、主水正等の請求に依つて、彥右衞門後日また之を記して致したが、備後助の時と大同小異あるのみである。彥右衞門等の應答の終はつた日、主水正等は備後助に自判書を出ださしめ、十二月二日安四郞・小七郞・靖之助三人へ歸國の命を傳へしめた。依つて在藝使節は之を商議し、彥右衞門の答辯書及び安四郞等の國情陳述書並に備後助・彥右衞門の自判書を認め、翌四日藝藩寺尾生十郞に托して之を幕吏に致さしめた。其の自判書の文は次の如くである。

大膳父子儀、去冬以來恐懼謹而御沙汰奉レ待候段、當節に至る迄堅相守居、且長防二州士民一統臣子之分、無二餘儀一情實共、今般巨細奉二申上一置候儀、決而相違無二御座一候處、孰も被二聞召屆一難レ有奉レ存候、然る上は、何分之御沙汰被二成下一候樣、奉二願上一候、以上、

初め幕吏の自判書を徵した達文には「大膳父子より昨年尾張前大納言殿ぇ差出候謝罪狀に申立候、恐懼謹而御沙汰奉レ待候との旨、父子は勿論長防二州士民一同當節とても、堅相守居との申立令二承知一候、猶其段自判書を以可二申立一候」とあつて、國內士民の情實疏徹の趣意がなかつた。そこで備後助等は容易に之を承諾しなかつたので、幕吏は前文を改めて「於二父子一當節とても堅相守居、

且長防二州士民之情實共、今般申立之趣令ニ承知一候云々」となした。依つて備後助・彥右衞門二人は、遂に自判書を致したのである。なほ安四郎等が幕吏の尋問に應答せるに方り、慷慨悲憤の狀あつて主水正も大に驚いたが、其の國情陳述書中に「今般國老並私共被ニ召出一、御疑惑之廉は、委細御尋被レ爲レ在、夫夫御答申上候處、何も御明瞭被ニ聞召分一、推而御詰責も不レ被レ爲レ在、定而御疑惑御氷解被ニ仰付一候御事に可レ有ニ御座一歟、左候上は、朝敵國賊削封廢立抔、思も不レ寄儀、決而無レ之は勿論、乍レ恐是迄、皇威扶助夷狄掃攘之微忠をも御酌取被ニ仰付一隨而皇國之名義凜然相立、萬古不易之御盛典、屹度被レ爲レ擧候はゞ、主人父子は素より二州之士民、如何計り難レ有奉レ存、從來之欝情も一時に開散可レ仕奉レ存候」とある文中の朝敵以下二十一字を削除せしめて受理したのである。

在藝河瀨安四郎廣澤藤右衞門等の歸國と永井主水正の登坂

君及び山田宇右衞門・國貞直人の政府員は、幕吏應接以來の狀況に關し、在藝使節の報告未だ至らないので之を深慮し、是月二日使者を廣島に馳せ、三人の連署した次の書を廣澤藤右衞門・松原音三に送つて復答を請ふた。

(前文略)過る二十日御應接後如何相成候哉、固より大段落之外、細事は不レ及ニ御報知一候段は、最前定居候事に付、一向結局之御報知相待居候處、寄手追々浪華出帆、既に過二十六日頃、藝州內え着陣之風說有レ之、然處其御地一御應接後日數も相立候得共、爲レ何御報知も無レ之に付、格別相變候儀は、有レ之間數存候得共、一層深く相考候得は

御地に而は甘言好辭に而、時日を移し候中、不意に襲來之姦謀も難ㇾ測、旁懸念之儀御座候に付、一應御地之近況承り度、態々飛脚差立申候間、御地之情實篤と被ㇾ仰聞ㇾ可ㇾ被ㇾ下候、尤來る六日晩迄に、御報知無ㇾ之候はゝ、七日よりは夫々受場爲ㇾ致ㇾ出張ㇾ候間、急速以ㇾ此飛脚ㇾ御答可ㇾ被ㇾ下候、

とあつて、幕兵漸次大坂を發し、既に藝州に到着したる流說も山口に傳はつたのである。三日藤右衞門等此の書に接したるを以て、翌四日二十日以降廣島に於ける接幕の狀況等を報ずる書を作り、之を使者に齎らしめて山口に歸へらしめ、君の出張を冀ふた。時に君等は、幕使が陽に溫言巧辭を以て我が使節に應接し、陰に彥根藩其の他旗下の諸兵を廣島に派遣し、防長士氣の惰慢を窺ふて突如侵入せんとする計謀あるを察し、若し不虞の襲擊を受けなば、天下に面目なきを深憂し、益々防禦決戰の準備をなし、頗る多忙を極めたので、俄に君を廣島に遣はすを得ざるのみならず、却つて藤右衞門・音三及び諸隊代表者の速に歸國せんことを欲した。會五日大津四郞右衞門廣島より歸山し、幕吏及び在藝使節の狀況を詳報した。そこで君は宇右衞門・直人と共に、再び次の書を藤右衞門・音三に送つて、二人及び諸隊代表者の歸國を促したのである。

追々被ㇾ仰越ㇾ候御書翰之趣、尙大津も過る五日歸着、彼是御地之御樣子委曲致ㇾ承知ㇾ候、去月晦日應接振も、都合二十日同樣之事に而、格別相變候儀も無ㇾ之、永井抔は矢張表に溫言巧辭を以て、右手相候得共、素より引當には

不二相成一彦根其外歩兵等も、追々着藝之樣子に而は、言語と形跡は雲泥之相違致居候由、全以我士氣之怠惰を生せしめ、突然亂入之姦計と推察仕り、今更不虞之襲來を受候而て、天下に對し面目も無ㇾ之事に付、夫々敵衛之手配り等も相成、出張被二御付一候向も有ㇾ之、只管決戰之心得に罷在候折柄、一人に而も御用濟次第、歸國有ㇾ之候樣と奉ㇾ存候、殊に諸隊之儀は、晦日應接上に而、尋問相濟、最早引取候而も可ㇾ然との事に候得は、河瀨抔之存寄も有ㇾ之、今以滯藝致居候由に候得共、遊擊隊中に而は、暫時頭領を失ひ候體に而、種々難澁之廉も有ㇾ之、乍ㇾ去彦太郎儀も、只今御多務之御中に付、兵端相開候迄は、容易に出張と申譯にも參り兼、旁差閊之儀不ㇾ少候間、格別於二御地一御不都合も無ㇾ之候はゝ、諸隊之者は引取候樣有ㇾ之度、就中安四郎丈は、一日も早く歸國仕候樣、可ㇾ被二仰付一との御事に付、此段被二仰授一急速出足仕候樣、御配慮可ㇾ被ㇾ下候、

翌九日藤右衛門・音三兩人は、君等の書に接して藩政府忙迫の狀を察し、且つ遊擊隊は一時其の首領を失ふて安四郎歸國の急要を知るも、幕吏應接後の處理終了を俟つて各々出發せんとした。會是日宍戸備後助・木梨彦右衛門は、藝藩寺尾生十郎に托して改案の自判書を致し、十一日幕吏之を受理せしよしを報じた。そこで藤右衛門・音三は直に次の書を裁して、廣島に淹留の已むなき事情を君及び宇右衛門等に告げ、先づ安四郎を出發せしめて一二日の後二人相共に歸國の途につくべきを覆答した。

一昨々八日之御飛札、昨九日曉七時前相達申候、先以御兩殿樣益御機嫌能被ㇾ遊二御座一恐悅至極奉ㇾ存候、亦各位彌御堅固被ㇾ成二御精勤一珍重奉ㇾ存候、扨は追々幕兵御國境え相迫候趣に付、夫々御手配にも相成候由、就而は爰許居

合御用相濟候は丶、一人に而も歸國いたし候樣、且諸隊之者をも引取候樣、被ニ仰付一候との御事、遊擊隊之情實等委曲被ニ仰越一致ニ承知一候、素より當境居合拙者共、初應接結局相着候得は、引取可レ申覺悟に罷在、猶前件被ニ仰越一之趣、早速安四郎初え相授候處、是亦最前滯在相願候程に候事に而、同樣決局相分候上、引取可レ申との事に候處、此内以來決局之處、彼是駈合有レ之、手間取漸兩大夫自判書趣請込に相成候段、只今寺尾生拾郞より申來候、左候上は、安四郎初一統明朝發途歸國、拙者共兩人も一兩日中出足可レ致覺悟に御座候、其中是迄應接始末、荒增控置候分、別册二册先達而差送置候間、篤と御覽何ゟ御推察可レ被レ下候、孰れ不日歸國之上、萬可ニ申上一候、右爲レ可レ得ニ御意一如レ此に御座候、此段御當役方被ニ仰上一被レ逮ニ御聞一候樣にと存候、恐惶謹言、

十二月十一日　薄暮認

以上は廣澤藤右衞門の自筆にして、松原音三之に次の如く加へたのである。

追而得ニ御意一候、別紙相認候處え、寺尾生拾郞罷越、今日永井殿罷出候處、御用相濟候間歸國いたし、猶御沙汰有レ之節は、早々罷出候樣備後助・彥右衞門え可レ被ニ相達一との大小監察三人より達書持參に付、請取之生拾郞引取後一統集會評議仕候處、縮る處、兩大夫より自判書差出候儀にも有レ之事に付、此餘何分之御沙汰被ニ仰出一候處迄、於ニ當境一差控罷居可レ申との願書、並に闔國士民一統何分之御沙汰奉レ待居、是迄之處に引取候而は、如何にも彼もの共え對し候而も不ニ相濟一、且何分御沙汰無レ之内、引取候而は、當今國境え諸兵出張も被ニ仰付一候中に付、御手切に而も可レ有レ之哉と疑惑せしめ、奉ニ恐入一候儀出來仕候而は、折角之思召筋も、徹底不レ致との書取相添差出可レ申合

に而明朝共運可レ仕奉レ存候、可二相成一は、備後助・彦右衞門に而、往形り相濟候樣有レ之度、一應引取又々罷出候と申も彼是面倒可レ有レ之との一決に御座候、就而は彌右之次第、聞屆相濟候得は、素太郎・又太郎並共中附添居滯音三・藤右衞門共事、右一件明朝操込樣子相分り候上は、明後日に而も發途、德次郎事は是迄之賄共外諸拂並に跡跡仕詰相付置引取可レ然哉とに一決仕居申候、諸隊之者は、彌明朝出足之筈に御座候、孰れ近々歸國之上、萬可二申上一、共中爲レ可レ得二御意一如レ此御座候、申上も疎、時下御加護奉二專禱一候、頓首、　十二月十一日夜半、

翌十二日安四郎等は先づ歸國の途に就いたが、備後助・彦右衞門は尋問應答に對する幕府の決定を聞くに及ぶまで姑く稽留せんとし、其の事由を書して主水正等に致した。幕吏之を許容せしを以て、兩使は小田村素太郎・赤川又太郎と共に滯藝して將來の事を謀議し、十四日藤右衞門・音三歸途につき、十六日主水正もまた廣島を發して大坂に向つたのである。

君の長薩和解に贊襄と馬關退居

初め桂小五郎が伊藤俊輔・井上聞多を長崎に遣はし、薩藩士に依つて銃艦購入を計畫すると共に、長薩の和解を策籌するに及び、君は「薩州云々、御高論至理、敢不レ可レ容二黄啄一奉二敬伏一候」と言つて大に遠謀ある趣意を贊襄し、其の爲に盡力したのである。然るに當時藩內には、未だ俗論の餘焰全銷せざるのみならず、排薩の意見を抱懷せる急激派の諸隊中には、輙もすれば政府員の措置を非難せるものあつて、要路の齊しく苦心するところであつた。君は時局に鑑み、陰忍して機務に軼掌したが、

形情を察して姑く馬關に退居し、國家急迫に及ばゞ、更に起ちて盡瘁せんことを覺悟し、一夕廣澤藤右衞門を訪ふて其の衷心を披瀝し、將に發せんとして爲に周旋せんことを請ふた。是れ實に九月十五日であつた。藤右衞門は君の胸裡を察知して諒解せるも、國家の多事に際して廟堂を去らしむるを欲しないで、世子の決裁を仰がんとし、翌十六日次の書を送つて其の出發を延べしめた。

華墨奉二謹讀一候、昨夕御樣子承知仕、何卒御進め申上度心得に御座候處、御心事拜承仕候而は、如何にも御尤千萬に相考へ、今日出勤盡力可レ仕候間、暫御見合被レ下度、爲二國君一奉二懇願一候、世子君被レ爲レ召御斷被二仰上一候次第、無レ據御譯柄、決而御了簡振可レ有レ之、是非々々今日中御滯被レ下度、追附出勤掛拜靑萬可二申上一候、略二貴答一敬白、

九月十六日

藤右衞門

彥太郎樣　奉復

かくて君は、世子の內許を得て竊に馬關に出で、高杉晉作等に會晤往來して互に時事を談議した。是より先き、小五郎もまた銃艦購入馬關統一論などに關し、要路の措置に慊焉たらず、藩許を請ふて萩に赴いたが、中村誠一(要路の一人)等の催促が急なので、已むなく山口に歸へつた。時恰も君の出關したるを聞いて小五郎之を憂慮し、直に晉作に書を送つて歸山を促さしめた。晉作は小五郎の書に接し、君

の歸山を論ずるものあるを知るも、其の胸裡を察し、強いて慫慂せば來原良藏の自盡を履蹈せんことを深憂し、姑く寓居に稽留せしめんとし、是月二十五日小五郎に復書して之を告げ、若し予に關地出張の藩命あらんには、君と同勤すべく周旋を請ふた。卽ち其の書中に「略啓、被ニ仰越一候條々奉ニ承知一候（中略）佐世も當分は弟と同居之覺悟に仕候間、御安心可レ被レ下候、歸山論も可レ有ニ御座一候得共、來原之跡を蹈候而は不ニ相濟一候間、弟へ當分御預被レ下候樣奉レ希候、若し弟に關地事被ニ仰付一候樣なれは、佐世同勤に被ニ仰付一候得は、千萬難レ有奉レ存候」とあつて、是時君の心事切迫せしことが知らる。翌日小五郎は晉作と共に海軍興隆用掛を命ぜられたので、十月二日馬關に出で、君及び晉作に面晤して時局に關する論議をなしたのである。

薩藩の糧米請求と君の歸山

時に土佐藩士坂本龍馬は、上國より三田尻に來たつて、薩兵の爲に糧食供給のことを應接掛小田村素太郎に請ひ、且つ京攝の近況を告げた。蓋し京邸薩藩士は、幕府の形情を察して征長軍を沮止せんが爲め、非常に備へんことを決して西鄕吉之助等を歸國せしめ、再び兵を率ゐて東上せしめんとし、糧食の缺乏を憂ひ、龍馬に托して其の供給を馬關に需めんとして我に謀議せしめ、龍馬は此の機會に益々長薩兩藩の融和を進め、以て相共に回天の大策を畫策せしめんとしたのである。是れ實に十月三日で、木戸貫治の出關せし翌日である。素太郎乃ち是夜龍馬を伴ふて三田尻より山口に歸へり、吉之助

等薩藩士の時局に對する意趣を直接政府員に詳陳せしめて、糧米のことを商議せしめた。山田宇右衛門等の政府員之を凝議し、素太郎及び廣澤藤右衛門・松原音三の三人をして應接せしめ、其の請を容れ、四日書を貫治に送つて之を報じ、龍馬をして馬關に赴いて之と面議せしめた。其の書中に「此内大樹俄に上京に而、其事情御承知之通、不二相分一候處、實は討長の勅を乞ひ、被レ爲レ於二朝廷一候而は、至而御六ケ敷有レ之候得共、例之御微力不レ被レ爲レ得レ已、終に被レ下レ勅候由、就而は大樹も泰然として早速下坂に相成候、薩藩西郷等大に盡力致候得共、其詮無レ之、右に付早蒸氣に而、早急歸國率レ兵而登坂、兵力を以、再度押止め度との策之由、然處薩藩粮米不足に付、於二馬關一乞請度に付、旁之意味傳達として良馬事罷越候由、昨夜素太郎同道山口迄罷越居候に付、已に今朝政府局中より及二應接一候積に御座候、當表相濟候はゞ、馬關可二罷越一候間、委細は直に御聞取可レ被レ下候」とあり、また「廟堂隨分多事、關地之事都合濟候はゞ、早々御歸山可レ被レ成候、前原彦も急に罷歸致二盡力一候やう御配慮是祈申候」とあり、なほ同日藤右衛門の貫治に送れる書中にも「龍馬へは松音・小素・僕三人相對、今朝得二御意一置候通、粮米之事及二決答一置候」とあり、また「次第切迫微力之僕式實に込入、此内中上置候通り、彦太事片時も早々歸山いたし候樣、呉々御周旋奉レ賴候」とあつて、龍馬の來山並に之に應接の狀を報ずると共に、君が速に歸山すべく斡旋を請ふたのである。かくて龍馬は、山口より馬關

に赴き、數日淹留して君及び貫治・晋作等に面晤し、互に海内の形勢を論議し、長薩兩藩の融和提携の急要を勸說した。そして貫治は、宇右衞門・藤右衞門等の機務に忙殺せるを察知し、君が一日も速に歸山して要路と共に國事に盡瘁せんことを切望し、大に之を慫慂した。君もまた廟堂の現況に鑑み、十四日遂に馬關を發して山口に歸へつた。翌十五日藤右衞門が、貫治に藝藩使節と應接したる事情を通報せる書中に「此書狀前原宿にて相認め、同人事昨夜歸山、大きに安堵、何も老兄御配意之御事奉レ存候」とあつて、貫治の斡旋に依つて君の歸山するに至り、要路もみな其の意を安んじたことが知らるのである。ついで二十一日、貫治もまた藩命を以て山口に歸へつた。晋作は君が貫治と協力して藩論を堅固に維持し、以て國事に鞅掌せんことを欲し、是日書を貫治に送つて其の意を陳べ、親交を請ふた。卽ち其の書中に「萬端佐世と御合心被レ成候樣、爲二邦家一奉レ賴候、作世は實に後進之英物に而、弟輩之所レ及無二御座一候、乍二此上一御親信に御交りの程奉二願上一候、波多野・山田諸先生へも、弟登官一禮先生より御一言奉二願上一候」とあつて、君の英俊なるを稱し、且つ晋作が貫治と共に海軍興隆用掛に命ぜられたのを、藤右衞門・宇右衞門等の要路に謝せんことを請ふたのである。

長薩提携の盟約と其の箇條

曩に君が山口に歸へつた後、小松帶刀・西鄉吉之助等は兵を率ゐて登坂したので、坂本龍馬もまた之を追ふて東上し、糧米供給に關して長藩の快諾を得た由を報告し、更に長薩兩藩の和解に斡旋した。

吉之助等は京攝の形情を察し、長藩との融和提携を議決し、同藩士黑田了介清隆を馬關に遣はし、木戶貫治を迎へて京都に還へらしめた。會貫治また出でて馬關にあつたが、龍馬も來たつて、了介と共に面會して大に其の上京を慫慂した。貫治は了介等の說くところが、自己の意見に異なるのみでなく、諸隊は依然舊怨を忘れず、排薩の氣燄甚烈であつて、奇兵隊最も强硬の態度を示し、且つ藩內俗論の餘燼未だ全滅せざるを顧慮して上京を固辭した。然るに高杉晋作・井上聞多等の極力勸說するに及び、貫治已むなく將來を深憂して遂に上京の意を決した。依つて聞多は山口に歸へり、藩公の面前に出でて帶刀・吉之助等が貫治を京都に迎へて共に國事を謀議せんとする事情を陳述し、之を差遣せしめんことを進言した。是れ實に十二月十一日である。翌十二日貫治の馬關から歸山するに及び、十三日藩公之を召して親諭したが、二十一日京攝の形情視察を名として上京を命じたのである。かくて貫治は奇兵隊の三好軍太郞重臣・御楯隊の品川彌二郞・遊擊隊の早川渡・土佐藩士田中顯助光顯を從へ、了介と共に二十七日三田尻を出帆し、翌二年正月四日大坂に着した。薩藩士黑田嘉右衞門淸綱等出でて貫治の一行を薩邸に迎へたが、數日を經て薩船を艤し、深夜伏見に赴かしめた。此の報に接し、吉之助は直に村田新八と共に來たつて、貫治等を竊に二本松の薩邸に迎へて歡待優遇した。是より貫治は京都にあつて、薩藩老臣島津伊勢廣兼を始め桂右衞門久武・大久保一藏・吉井幸輔等に面晤して天下の形勢を論

じ、また小松帶刀の宅に會して吉之助等と互に國事を談議したが、彼我持重して未だ兩藩提携盟約のことに及ばなかつた。そこで貫治は空しく薩邸に稽留することを憚ばない、將に辭して歸國の途に就かんとした。會龍馬上京して來たり、貫治を訪ふて其の狀を聞き、大に驚いて之を薩藩士に條理を以て說破した。薩藩士乃ち其の旨意を諒解し、俄に貫治の去らんとするを留め、帶刀・吉之助二人時局收拾の畫策を凝議して、遂に次の長薩兩藩提携の協約六ヶ條を定めたのである。

一、戰と相成候時は、直樣二千餘之兵を急速差登し、只今在京之兵と合し、浪華へも千程は差置、京坂兩所を相固め候事、

一、戰自然も我勝利と相成候氣鋒有ㇾ之候とき、其節　朝廷へ申上、訖度盡力之次第有ㇾ之候との事、

一、萬一戰負色に有ㇾ之候とも、一年や半年に決而潰滅致し候と申事に無ㇾ之事に付、其間には必盡力之次第訖度有ㇾ之候との事、

一、是なりにて幕兵東歸せし時は、訖度　朝廷へ申上、直樣寃罪は從二　朝廷一御免に相成候都合に訖度盡力との事、

一、兵士をも上國之上、橋・會・桑等も如二只今一次第に而、勿體なくも　朝廷を擁し奉り正義を抗み、周旋盡力之道を相遮り候ときは、終及二決戰一候外無ㇾ之との事、

一、寃罪も御免之上は、雙方誠心を以相合し、　皇國之御爲に碎身盡力仕候事は不ㇾ及ㇾ申、いつれ之道にしても、今日より雙方　皇國之御爲　皇威相暉き御回復に立至り候を目途に、誠心を盡し訖度盡力可ㇾ仕との事、

君が貫治・晋作・藤右衛門・宇右衛門等の要路と共に粉骨碎身して國事に鞅掌し、また長薩兩藩提携盟約を贊襄せるも、其の目的の根基は此の六箇條の末條にある藩公父子の誠意を貫徹して皇威の恢復を畫策し、以て世界の强國を凌駕せんとするのである。

第二十四章　要路の任免　接幕の終局

○慶應元年官制の釐革と要路の任免

慶應元年四月、藩公は官制を根本より改革して簡易の制度となし、毛利筑前を國政方引請役に志道安房を國用方引請役に各々任じ、政務と民政及び財政との二大區畫をなして之を統轄せしめ、君を始め山田宇右衛門・木戸貫治・廣澤藤右衛門・兼重讓藏・中村誠一・高杉晋作・藤田與次右衛門・玉木文之進・久保松太郎（初め淸太郎）・村田藏六等をして漸次用談役・手元役・藏元役・用所役の要路に登庸し、山口・萩・馬關の各地にあつて其の機務を處理せしめたのである。（第十八章に詳なり）かくて待敵防禦の藩議を決し、

軍政を釐革するに及び、十月四日用所・藏元の兩役所は山口を其の根軸となし、郡奉行役所もまた此所に移轉したが、長薩和解の武歩を進め、且つ幕吏應接を開始するに至つて、更に要路の任免を促進した。依つて十七日、藩政府は用談役木戸貫治・藏元役高杉晋作をして越荷方頭人役を兼ねしめ、馬關にあつて薩摩其の他諸藩との通商に任ぜしめ、ついで二十一日國用方引請役志道安房を免じ、國政方引請役毛利筑前に之を兼理せしめて重事の統一を謀らしめ、廟堂の確立と兵備の充實とを主眼として更革したのである。是時君は、山口政府に宇右衞門・貫治・藤右衞門等の人才羅列して事に當れるもの多きのみならず、會母の疾めるを聞いて馬關より歸山の後、幾ばくもなく萩に皈へつた。そして要路の任免に關し、君もまた夙に抱懷するところがあるので、翌二十二日藤右衞門は書を送つて之を報じ、且つ藏元役玉木文之進の手元役兼任を罷めて本役となし、山口に在勤せしめんとして其の斡旋を請ふた。卽ち其の書中に「此内御認置華翰之通、廟堂論も追々被ㇾ相行ㇾ、既に大夫專任も、昨日被ㇾ仰蒙ㇾ候次第に御座候、然處、玉翁出山論、實に困窮之次第、兼而申上候通り御軍政等においては、例之偏固論も有ㇾ之、其外只今之形勢に而は、難ㇾ被ㇾ行事件も不ㇾ少候得共、元來尊攘之大義よりして卽今待敵之持論抔は、實に確乎たる老翁に而、御互に可ㇾ爲ㇾ尊敬ㇾ事、且人望も有ㇾ之儀に付、諸御政躰簡易質略、御軍制御一途に被ㇾ仰付ㇾ度との御改正事件に而、論合不合は扨置、廟堂中之第一等之翁

に而、兎に角早急出山有レ之度、一統勿論懇願故、不二一度一不二二度一御用召をも申參り居候次第に付、實に渴望仕候事に御座候、郡奉行所引越等之御沙汰も、已に相成居、御藏元役所をも、當山口を基本に〆、諸沙汰相運候樣との御沙汰之趣も有レ之、御役座其外右兩役座等、諸政被レ行候根本に付、諸事合躰被二相行一候樣無レ之而は、迚も御國中え貫徹仕間布、今般兩政府一府も、畢竟右之御趣意に而可二有レ之、幕議においては、如二猫眼一如何程之變態可レ生哉も更に不レ可二議知一勢に而、長防之御政躰彌增確乎御不動、兵備充實時を待之外、御手段も有レ之間布、僕輩は實に不レ能二其任一候得共、御國論不レ動と申處は、政府其外樞要之官職に預るもの、御正撰密議、更に不レ漏樣有レ之度奉レ存候事故、玉翁何卒疾出山相待居、老臺兼而之御因も有レ之事故、程克御勸め有レ之度奉レ賴候、筑大夫御一手に相成候而は、房州大夫手元と申名目被二差除一に而可レ有レ之、然處執政壹人に手許役兩人と申筋は無レ之事故宇翁を其儘に〆、玉翁は郡奉行專任に而、手元座之御用御聞せ歟、（此條可然歟）御用談役之御用御聞せと歟、申名目に相成候而、如何可レ有レ之哉、御高按奉レ願候、殿道當分山口政事堂に常座無レ之而は不二相濟一事、玉翁出山論六ッケ舖には實に込入、何も御憐察御盡力奉レ賴候」とあるのである。かくて十二月三日晉作に赤間關伊崎新地の都合役を聞かしめたが、更に應接場の指揮をも掌らしめ、君をして是月十四日藏元役を兼ねしめ、米銀總括の任に當らしめた。時に君はなほ萩に淹留して、遂に慶應二年の春を

○慶應二年世子君等を召し要路以下其歸山を促す

迎へたのである。

是時に方り、世子將に君及び山縣彌八・久保松太郎を新殿に召して政務の近狀を聞き、時局に對する方策を議せしめんとして之を歸山せしめた。因つて民政方御内用掛杉梅太郎は、正月六日次の書を君に送つて之を報じ、速に山口に出でんことを促し、且つ松太郎の歸山すべく説かんことを請ふた。

新年之御祝詞も難申上御座候へ共、御壯健可被成御迎春奉賀候、爰許も都合相替る儀無御座御役所向も靜に御座候、過る二日　新御殿え五郎殿中誠召出しに而、緩々御話被聞召上候、尤中誠は病氣にて不出候付、其後之處は、尊公樣御歸山被成次第、御一同御召出し之　御含に被爲在候御樣子に被奉伺候、早々御出山之儀、小生之心得を以、申上候樣にと、昨日被仰聞候付、内々申上候間、其御含を以、早速御出山被成候樣奉待上候、就而は久保・山縣等も被出候はゝ、定而御一同召出しに而可有御座候と奉存候、山縣には最早出山に可有之、何卒久保之處、暫時出浮相成候樣御勸め被成度奉存候、是は眞之私之心得に御座候へ共、尊公樣計りに而は御話もしみ申間敷に付、右之通氣付候儀に御座候、旁爲可得申上候、匆々頓首、

正月六日　梅太郎

彥太郎樣

尙々幾重も尊公樣には、早々御出山被成度奉存候、其内何となりとも、御答書奉願上候、無左而は大にこまり申候、以上、

君は翌七日此の書に接し、直に次の復書をなして萩稽留の已むなき事情を梅太郎に報じ、老母の疾小康なるを俟つて發せんとし、其の延期を請ひ、松太郎・彌八二人に歸山すべく勸説せんとするを答へた。

六日之朶雲、翌七日謹奉ニ拜誦一候、如ニ尊命一御祝詞も難ニ申上一御座候へ共、御忠壯可レ被レ成ニ御盡力一奉ニ敬慕一候、山口も都合御靜謐に御座候段奉レ賀候、當境も至而靜に御座候、尙又過日五郎殿及中誠新　御殿被ニ召出一候由、其節は中誠は病氣に而、登　殿も不ニ得仕一候段、嘸々遺憾と奉レ存候、小生儀も是迄も無レ之、出山可レ仕奉レ存候所、山口も靜之樣子に承、且政事堂も手揃之事に付、暫滯萩、萩之事情も篤と承知仕度奉レ存候內、愚母罹レ病臥蓐罷在、老衰之事に付、甚懸念仕居申候、右に付今少し快相成候迄、內居仕度奉レ存候、痴情思召被レ分、遲延仕候段可レ然御取計奉ニ懇願一候、久保・山縣へは篤と相傳へ進め可レ申候、先日來久保同行に而、大井其外諸所徘徊仕候處、間間人と出會申候處、一々肝に障り候得共、こらへ申候、久保は餘程こらへ性も宜敷敬服仕候、右に付久保申合、大體なれば、人をつき合ぬ樣にと約申候、御一笑可レ被レ下候、御殿に出候も、實に奉ニ恐愧一候次第に御座候、尙又尊公樣御氣付之通、久保・山縣抔罷出候而は、たとへ小生罷出候迚も、話は實にしみ不レ申候、老母之病氣少し快御座候へば、早速出山可レ仕候、旁可レ然御含置奉ニ願上一候、其內時下御自重是祈、書外萬期ニ他日一匆々頓首、

正月七日　　彥太郎　花押

梅太郎様　拜復

此の書によつて、君は松太郎と同じく各々意見の藩議に容れられざらんことを考慮せるのみならず、

萩にあるを欲して俄に歸山せざることが察知せらるのである。

要路君の出山を促す

杉梅太郎は君の書に因つて其の意衷を察し、未だ容易に歸山の途に就かざるを知り、竊に之を世子に進言した。世子乃ち是月十三日に開かしめんとした要路の會議を延期せしめた。そこで是日、梅太郎再び書を君に送つて其の狀を報じ、速に歸へつて會議に列せんことを促し、且つ松太郎の演舌敏捷ならざるも、智略あつて世事に練達し往々名論卓説あり、また彌八の論鋒剛直であつて闕ぐ可らざるを陳べて、相共に同行せんことを委囑慫慂した。其の書次の如くである。

引返し御免、

御表書尖に相達し難レ有拜見仕、委曲奉二敬承一候、北堂樣御不快之由、嘸々御氣遣可レ被レ成奉二遠察一候、隨分御加養被レ爲レ入二御念一度、申上も疎と奉レ存候、少し御折合被レ成候迄、暫御滯萩被レ成度趣、御內々　新御殿えは申上置候、然處右は眞之御咄位之事に御座候へ共、此度政事堂一達被二召出一御會議被二仰付一候由、既に今日之御日取に而御座候處、尊公樣方御出無レ之故に而可レ有二御座一、御延引に相成候、何卒御會議而已に、鳥渡御出山なりとも被レ成度奉レ存候、且又久保えは不二申參一哉に承り候處、此先生御存知之通、辯舌敏捷と申に而は、有レ之間敷候へ共、有レ智有レ略、人情世故に練達し、意外卓立確乎之說時々有レ之、小生抔は每々啓發せられ、大に得益之先生と奉レ存候、何卒右御會議えは御進め、御同道被レ成度奉レ存候、併爰許より不二申參一候へは、容易には出山相成兼可レ申候へ共、何卒尊公樣御盡力御勸め被レ成度奉レ存候、無レ左而は、例之言放し之御會議に相成、遂に落着付き申間

歟と奉レ存候、素より山縣先生は、議論舌鋒剛直不レ可レ欠、御兩人一度出山相成候而も、眞之暫時に而、北翁は歸萩に可ニ相成一旁前段兩人御進み立、必々奉ニ待上一候、夫而已御答旁申上候、以上、

正月十三日　　　　梅太郎

尙々隨分御老母様被レ入ニ御念一候様奉レ存候、以上、

彦太郎様

御會議御廉書、別紙久保兄え之手紙に記し候間、御一覽御廻し可レ被レ遣候、

かくて君はなほ萩に稽留せるのみならず、藏元役の兼官を辭せんとし、其の斡旋を國貞直人に懇囑したが、高杉晋作も君と共に馬關越荷方の務に任ぜんとして之を請ふた。是時在藝使節の幕吏應接漸く進行せんとするに方り、藏元役北條新左衞門また萩に歸へつて同地に務め、彌八等を始め山口に出勤するを欲せず、各々鄕閭にあらんことを望むものが多いので、山田宇右衞門之を憂ひ、二月三日更に次の書を君に送り、是等の事情を報じて出山を促した。

爾後御勇壯被レ成ニ御奉職一奉ニ恭賀一候、爰元相變儀無ニ御座一候、御萱堂様追々御快方に可レ被レ爲レ在奉レ存候、先以御藏元御兼勤之儀、御斷被レ成度御内演說被ニ差出一、尙國貞氏えも縷々被ニ仰越一候趣、謹承仕候處、只今御斷通り相運候様にも難ニ相成一、何卒御勘辨被ニ成下一候様奉レ存候、然處谷氏より貴兄御同勤之儀、追々申立も有レ之、山口に而引請致ニ世話一候もの無ニ御座一候而は、兎角どさくさ仕候儀は有レ之、旁可レ然事に被ニ相考一申候、就而は越荷方御用一

途御引請に而、御所勤相成候へは、根之御米銀方は、現勤除には無レ之候へ共、先は現手之處、除之姿に相成、思召も相立候譯に被二相考一申候、委曲は谷氏より咄も可レ有レ之、御聞取可レ被レ成候、上國之事、昨日廣澤迄申越、御承知可レ被レ成、廣澤氏は入込稽古之心配も可レ仕候付、其内何卒御出山被二成下一候樣奉レ願候、尙又北條も歸省、直樣萩に居付、山縣は勿論出山無レ之、御藏元役之山口きらいには込申候、於レ萩は萩にさへ居候へは、國家之御爲之樣被レ考可レ申候へ共、山口にては山口にも居不レ申而は、國家之御爲とは不レ被レ考、其上幕も暴斷に出候樣子、臨レ事候而御米銀方之大將、皆々萩居合に而は差閊可レ申候間、些腰を御矣被レ下候樣奉レ希候、右爲レ旁他は又々可二申上一候、幾重も御出山是祈申候、頓首々々、

二月三日　宇右衞門

彥太郞樣

ついで宇右衞門等は、商議周旋して君の請に從ひ、二月六日山口に在留して馬關越荷方の事務を專管せしめた。是より先き、藩政府がゴンボート形の軍艦購入の議を決し（第二十二章に詳なり）、其の後英商に交涉して其の約を結んだが、海軍局員河野又十郞長崎に赴いて是月四日受領を了へ、八日馬關に歸着した。其の買得の船艦が、決議のものと小異せるを以て、又十郞は君に協議し、三田尻に回航せんとした。會君が萩にあるを聞いて、十日次の書を送り、其の事情を報じて歸山を促し、且つ購入の狀を海軍局員中島四郞（佐衞）・佐藤與三右衞門に通知せんことを請ふたのである。

彌御壯榮御配慮可レ被レ爲レ在奉レ察候、二に小弟共孰れも無事、過る七日崎陽港出帆、一昨夜當地着船仕候間、乍レ憚此段御放念奉レ祈候、扨は先月廿六日夜、長崎英船コローフル商會倚ゴンボート船え罷越見候處、未た不調之廉も有レ之、共故只樣手間取、過る四日漸く請取方致申候、然處御註文之船とは相違致し、別紙之通に付、色々議論も仕候得共、條約之節立合之仁、居合不レ申、何卒請取方致吳候樣申事故、且當御時節柄、小弟共何共難レ決、先請取國元乘歸之上、御用相立不レ申候はゝ、早々可ニ差返一約定に取極罷歸候、右に付書面等も有レ之、旁急御談申上度奉レ存候處、承候へは御歸萩之御樣子故、不ニ取敢一愚札を以申上候間、何卒早々御出立被ニ成下一度奉レ祈候、當艦も一兩日中には、三田尻乘廻可レ致候、何も共節と申殘候、千萬乍ニ御面倒一中島・佐藤兩氏可レ然御傳奉レ祈候、先は用事而已、匆々頓首、

二月十日　　　　又十郎

前原樣侍史

尙々本文之次第に付、幾應も早々御出立之程奉ニ祈上一候、且又御無沙汰候、眞平御高免奉ニ願上一候、以上、

かくて十二日、藩政府は玉木文之進の藏元役を免んじ、郡奉行役を本官となして專ら其の事務に任ぜしめた。初め文之進は藏元役に任ぜられて、郡奉行役及び國政方引請役毛利筑前の手元役を兼ねたが、君は廣澤藤右衛門等の依囑に從ひ、萩にあつて之を勸說し、遂に郡奉行役を專務とするに至つたので

ある。

君の歸山と世子の出萩

是日藩公は山口駐在の諸臣を會して待敵に關する警告をなしたが、翌十三日各郡代官を召見して民政の近況を聽き、交戰に及ぶも農商各々其の業に安んじ、持久の覺悟あるべく管内に曉諭せしめた。山田宇右衞門は直に書を君に送つて之を報じ、且つ闔藩の士民殺氣衝天の勢焔あるも、若し敵兵を侮慢して一戰に蹉躓せば、再戰の困難なるを陳べ、萩地の防備に關し、軍政局に於て村田藏六等と共に協議施設すべく命ぜんことを請ふた。其の書は卽ち次の如くである。

御代官中今日呼出相成居申候、一統相揃候事に付、御前被二召出一地下近況をも被二聞召一、且先達而藝應接振りに付、怠氣を生し候向も有レ之哉に付引、立方並夫役を容易に不二相增一し而、民政之儀從來被レ爲二御心一候御仁慈之思召徹底、たとへ接戰に相成而も、農は農を安し、商は商を安し、戰場に不レ出ものは、平常之通に無レ之而は、持久は不二相成一且戰場に臨候もの、勇氣にはやり一躓不レ仕候樣、兎角持久を着眼として、引請々々諸事心遣等之儀、被二仰聞一候而は如何哉、都合之趣、昨日柏村へ談し置候得共、柏村も出萩之由、林・杉被二仰談一、猶御氣付を以、宜敷御取計奉レ賴候、御兩國之人心此節之景況、殺氣衝天之勢に御座候得共。多分は自ら信し、人を侮る弊有レ之、勝敗は兵家之常と承候處、百戰百勝之氣取故、自然萬一も一躓仕候節は、二度之戰無二覺束一、此處尤可二相戒置一事歟と奉レ存候、其他之手組決戰之主意等は、於二御軍政局一村田抔申合候樣、被二仰付一可レ然奉レ存候、其外何も宜敷奉レ賴候、

二月十三日

前原様御密披　山田

之に據つて、藩政府要路の幕軍驅逐に關する用意の周到なるを知り得るのである。君は宇右衞門の此の書に接して形情を察し、急に山口に歸へつたが、是日（十三日）世子は木戸貫治・廣澤藤右衞門を從へて萩に赴き、親しく明倫館駐在諸士の文武講習を觀視して之を督勵し、十六日甲子の京都變動後に失踪して未だ存亡の明ならざる士卒の嗣子なきものを矜憫し、各々其の養子を許さしめた。初め世子の萩に赴かんとするに方り、山口出張の諸隊士に其の隨從を聽さゞつたので、要路の措置を非難し、不滿の念を抱懷せるものが多いのである。蓋し山口出張の諸隊士は、世子の護衞に任ぜるを以て、常に之に隨從すべきものと思惟してゐた。然るに要路は、甲子の冬萩住居の士が諸隊士と政見を異にし、遂に乙丑の春互に干戈を交へし以來、常に疑惑を懷けるを以て、故らに其の隨從を許さなかつたのである。是より諸隊士は之を不快とし、歸萩せる山縣狂介・福田良輔（公明即ち俠平）の首領に迫まつたが、二人之を鎭撫しえなくて甚だ困窮してゐた。そこで貫治は之を藤右衞門及び中村誠一に謀り、世子の示諭を請ふて諸隊士の不平を澄霽し、且つ萩住士の疑惑を氷解せんとし、其の案（藩公父子の示諭なるが如し案文散逸して未だ明ならず）を草し、十八日次の書と共に君及び宇右衞門に送つて、藩公の裁許を仰がしめたのである。

山口居合諸隊之者、若殿様御出萩御供一件に付而は、追々御承知之通り、決而不レ被二仰付一との御事に御座候處、

爾後兵士一統折合附不レ申由に而、當節山縣狂助・福田良助共歸萩致居候處、追々切迫に申立候由に而、勿論兩人におゐても、此度御決定之趣、尤筋に存居候得共、山口詰は全御親兵之樣、兵士一統相心得、御兩國中地方は兎も角萩地之儀は何邊掛念不レ少、是と申も、畢竟一昨冬以來之參り掛り、疑惑今以相晴れ不レ申事より差起候次第に而、兵士中立筋兩人においても難二差押一、素より御作興一定一致之思召筋、差支り候ては、不二相濟一事に候得共、何とぞ兵士一統折合附候程之御沙汰振無レ之而は、迚も鎭靜六ツケ鋪次第、併是非共其筋に不レ被二仰付一との趣に候得は、（此作は不至言也）山口詰被二差除一被レ下度との申分に而、實に於二兩人一も大きに困窮仕居候事に付、無レ據譯柄に相聞へ、別紙之通り被二仰付一候得は、左程萩地之人氣にも相拘り申間鋪、且諸隊其外萩地掛念之事體も相知れ、自然疑惑相晴れ可レ申との評議に而、儲君え及二言上一候處、伺之通被二仰出一候得共、猶又　君上御思召も可レ被レ爲レ在に付、早々御寛相成何分之趣於二其御地一御沙汰可レ被レ下候、右に付兩人共、今日より其御地罷出候間、猶又情實御聞取、早々其御運可レ被レ下候、以上、

二月十八日　　藤右衛門　花押
　　　　　　　誠　　一　花押
　　　　　　　貫　　治　花押

宇右衛門樣
彦太郎樣

尙々前陳之通、被二仰付一事に候はゝ、道中其外諸事目立ぬ樣有レ之度との儀は、重疊兩人え相咄置、猶又屹度御

授相成候樣奉レ存候、以上、

翌十九日世子は再び明倫館講堂に臨み、其の趣旨を說いて擧國一致協力すべきを示諭したので、人々深く藩公父子の丹誠に感銘した。事は二十三日杉梅太郎より君に送れる書中に「過る十九日入込稽古滿日、於二講堂一若殿樣之被二仰聞一、實以諸人之骨髓に徹し申候、いかなる異論家も、大概感淚を絞り可レ申と奉レ存候、誠難レ有御事と奉レ存候」とあり、また「少々御氣分相之由、隨分御加養專要奉レ存候、何卒御氣分相御保養被レ成、早々御出勤云々」とあつて、微恙の爲に靜養中であつたことが知らる。ついで二十八日世子は萩を發して山口に歸へつたのである。

幕府長藩の處分を奏聞す
○慶應二年

去年十二月大目付永井主水正は、廣島より歸坂して宍戶備後助等尋問の狀を復命したが、當時幕府の要路は長藩の處置に關し、寬嚴の議論をなして未だ一致しなかつた。かくて其の議の漸く決するに及び、正月二十二日一橋慶喜は京都守護職松平肥後守容保・閣老板倉周防守勝靜・小笠原壹岐守長行と共に參內して、長藩處分の議を奏聞した。蓋し其の要は毛利氏祖先以來の忠勤あるを以て、父子朝敵の名を除き、封地十萬石を削つて之を蟄居せしめ、家督は更に人を選び、三大夫の家は永世斷絕を命ずるの四ケ條であつた。廷臣は此の幕府の奏請を以て苛酷となし、其の答旨を內示したが、慶喜固執して動かなかつたので、朝廷已むなく其の文を改めて次の如く批答を下し給ふた。

長防處置之儀、祖先より勤功も有レ之候付、寛典被レ爲レ行思食候處、今度決議之趣、言上被ニ聞食一候、猶國內平穩奉レ安ニ宸襟一候樣、被ニ仰出一候事、

長藩處分の幕令と之に對する方針の確定

是時に方り、在藝使節は平和の手段を以て、我が正義を貫徹せんことを覺悟し、其の爲に機先を制せんとして、百方京攝の形情探聞に努め、また藩政府は接幕久しきに亘つて、士氣の弛廢せんことを憂慮し、堅忍不撓の勢威を伸張して大に武備の充實に懋勵したのである。會長薩兩藩提携の盟約をなして、歸國の途にある木戸貫治等廣島に着し、在藝使節に面晤して京攝の近況を報じ、且つ幕府の長藩處分に關する奏聞に對して、既に勅諚の降下したるを告げた。實に正月二十七日である。そこで宍戸備後助等は、山口より勅諚の降りたる報に接したるものと稱して、翌二十八日書を藝藩に致し、未だ幕府の奏聞せる案文の內容を知らざるも、其の處分の叡慮に乖背して意外の嚴命を受くるの虞憂あらんことを疑懷せるを陳べ、若し事實を復答せざれば、闔藩彌不安の思念あるべきを說いて速に之を糺明せんことを請ふた。こゝに於て藝藩は、始めて幕府の奏聞したることを知りたるも、事の虛實を決しかね、三十日其の由を小田村素太郞等に答へたが、二月一日更に書を使節に送つて、閣老及び大目付永井主水正・室賀伊豫守正容等將に近日を以て廣島に來たらんとするを告げた。既にして在藝使節は幕府の處分案を明知したので、其の暴命の達あらば、直に之を拒絕するを快慨となした。ついで

幕令拒絶の

更に熟考し、一旦幕令を受けて退き、閣藩人士の承服せざる事由を辯疏して之を敢拒するを利となし、其の審議を凝らし、五日書を藩政府に致して指揮を請ふたのである。かくて藩政府の回答未だ至らざるに、越えて七日老中小笠原壹岐守長行等廣島に着したので、九日在藝使節は演說書を藝藩に致して我が寃罪を詳陳し、京師暴動の處分既に終了せるを顧みず、更に嚴令を下さんとするの不條理を痛論し、其の情實を閣老以下の聞に達せんことを請ふた。(藝藩之を辭す)之と同時に藩政府の要路にもまた書を送つて、各々心膽を碎き精力を竭して挽回の畫策に苦慮せることを報じ、幕吏廢剳の命を發せば、一旦之を受けて相共に廣島を撤退し、備後助等再び出でて之を拒絶するの利なるを縷述し、特に佐伯太郎左衛門を歸國せしめ、其の事情を具さに稟申せしめた。時に藩政府の要路は五日の書に對し、廢剳の幕令は斷然拒絶すべきを決し、國貞直人を廣島に遣はして其の命を在藝使節に傳へしめた。會九日の書また至つたので、要路は更に之を審議し、幕令の受理を拒絶し、已むなくば備後助自ら其の全文を閣老の面前に於て謄寫し、歸國して之を士民に說諭すべきを陳べ置き、暫く退いて再び出藝し、閣藩敢へて承服せざる情實の切迫を縷述し、幕吏出兵を逹せば一同直に撤去すべく決し更に之を在藝使節に報じた。こゝに於て、長藩の幕令に對する處置の方針が確定したのである。

かくて閣老小笠原長行は、其の齎らした幕令を長藩に傳へんとし、是月二十二日藝藩をして三支侯

議決と木梨彦右衛門の進退

及び吉川監物並に老臣宍戸備前・毛利筑前を廣島に召致せしめた。藝藩未だ其の命に應ぜなかつたが、更に嚴達を受くるに及び、二十六日使者を派遣して山口・德山・長府・淸末・岩國に各々幕令を傳へしめた。是日藝藩士は、幕吏の內命を含みて三支侯以下廣島召致の發令を在藝使節に報じ、また備後助は依然滯留すべき閣老の意をも傳へた。依つて在藝使節は、直に書を裁して之を藩政府に報ずると共に商議を凝らし、此の際紀州・彥根など本支藩の離間に運動するも、要路は毫も疑惑することなく、常に兵氣の弛緩を戒め、益々大敵に必勝の策を講じて三支侯等召致の命に應ずべからざるを可とし、翌日小田村素太郞を歸國せしめて之を告げ、其の指揮を請はしめた。加之、是日演說書を藝藩に致し、三支侯及び監物の疾未だ平癒の報に接せざるを以て、直に幕命に應ずる能はざるべきを告げ、副使木梨彥右衛門歸國の許容を得んことを請ふた。かくて三月二日、藝藩士深町三郞右衛門直敏來たり、前日の演說書につき、三支侯及び監物は疾を力めて備前・筑前兩家老と共に命に應じて出藝すべく、彥右衛門は隨意に歸國すべき閣老の口達を使節に傳へた。こゝに於て在藝使節等は更に協議し、再び書を藝藩に致して前日の演說書は唯豫想を陳言したるを告げ、且つ赤川又太郞は次の書を（前日藝藩に出したる書の寫を添ふ）君等山口政府の要路に送つて之を報じ、なほ彥右衛門の一旦歸國するの可なるを述べたのである。

前略然は別綴之通、過日演說書差出置候處、閣老用人よりの口達如レ此に而御座候、御承知可レ被レ下候、御三末樣

監物並兩御家老殿御呼出之儀に付、御進退は御決議之上可レ被ニ仰越一候、其内別紙之通一應出先之見込を以、手控差出置可レ申候、是亦御承知置可レ被レ下候、閣老用人口達之趣に付、木梨大夫には一應御國引取度都合に被レ申候事に御座候、左候はゝ、却而御三末様以下御進退之一策にも可ニ相成一哉と奉レ存候、委曲之儀は、大夫方より被ニ申越一候に付、彼是御勘合可レ被レ下候、此段兩大夫被ニ申付一如レ斯に御座候、御當役方え被ニ仰上一可レ被レ下候、恐惶謹言、

三月四日　　赤川又太郎

木戸貫治様
山田宇右衛門様
廣澤藤右衛門様
前原彦太郎様
國貞直人様

なほ宍戸備後助より政府員に送れる書は次の如くである。

前略、小田村發足迄之處は、巨細歸山之上、御承知にも相成可レ申と奉レ存候、然處此度赤川より御用狀を以申立候通、先日差出候演說手控え當り、閣老より差圖被レ致候由に而、藝吏深町昨日持參、兩通之通りに御座候、右に付御末家様方並に二大夫の儀に付而は、於ニ爰元一に又々別紙（此は赤川よりの書中に而御覽可レ被レ下候）之通りに而差出置候、然る所木梨氏の所、最早用向無レ之に付、勝手に引取候様にとの事、藝吏を以被ニ申達一候所、御末家様尙二大夫御出浮之儀は、萬萬六ケ敷儀は、申迄も無レ之候得共、是非共木梨之所は引留度候得共、幕吏見込に而は、何歟兩人より是非居滯度

と申出候へは、於二爰元一御末家二大夫方を御拒みいたし候樣の嫌疑も不レ少、左候へは國內事情、一統一致之次第も貫徹相成兼候哉にも有レ之、只々幕吏見込に而は、內輪に過激之徒と溫順之徒と兩立いたし居候事に而、全以出先之もの激徒のみに而、內輪を峻拒いたし候樣思入も可レ有レ之、就而は木梨氏氣付にも、勝手引取差圖に任せ、爰元一旦引取候方可レ然、いつれ御末藩二大夫御出浮は、被レ爲レ在間敷に付、其節又々去冬兩人白判の次第を以て申置罷出候方にいたし候儀可レ宜との事に而有レ之、其意に任せ候方可レ然哉と、於二小生一も被二相考一申候、小生儀は滯藝罷在候樣にとの事に付、いつれ迄も踏留り候而、右等往返相決し候は、勿論に候得は、此場は却而少人數に而、滯在候方可レ然樣にも奉レ存候、尤此後御支藩樣並に二大夫御病氣に而、御出浮六ケ敷候へは、其節小生一人に而不二相濟一との儀に候へは、最前の參懸りを申立、是非木梨氏被二差出一候樣申立候覺悟にて、其儀は木梨氏疾より承知之儀に候へは、決然出浮有レ之覺悟は十分に候へは、其筋に付而は、何も御疑念等不レ被レ爲候樣に有レ之度奉レ存候、巨細は木梨氏より侍御史役座迄可二申參一候付、木梨氏心底之處は、幾重も御推恕被二成下一候樣奉レ願候、就而は木梨氏より此度打廻り一人被二差歸一候に付、委細は右の者より御承知可レ被レ成候へとも、爲レ念小生よりも申上候間右樣御承知可レ被レ下候、

此度御末家樣方三大夫方等、去冬の參懸りに而、御病氣未だ御快起も不レ被レ爲レ在、押而も可二罷出一は勿論に候へとも、何とも藝州表迄出浮之儀、急速相成兼候次第を以、御斷御猶豫相願との事に而、曠日彌久月日を費候へは、於レ彼も別段叱り候申立樣も有レ之間敷、且其中風說之次第を以、士民より歎願書をも繰込候樣有レ之、且士民申談書取等も流布爲レ致候へは、國內事情も別而明瞭可二相成一に付、御疎は無レ之に候へとも、萬々短氣に御處置不レ被レ

爲レ在候樣に奉レ存候、尙また士民書面其外に而も、言語文辭等はいつれ迄も恭順巽輿にして、事理正當之處を至誠感泣之場合にて、申立候樣無レ之而は、貫徹六ヶ敷、たとへ幕吏姦骨を具し候者に而も、心には感する樣有レ之度、彼の過失を申立、彼之舊惡を發し候樣、過激に相成不レ申樣にと奉レ存候、此等御疎無レ之は、申迄も無レ之候へとも、是また例の婆心にて、饒舌を勞し候儘、幾重も至誠感神之精心に而、徹底爲レ致、化レ姦爲レ正、變レ曲爲レ直之氣力無レ之而は、不二相濟一と奉レ存候儀に御座候、尙此節小田村氏歸山中に候へは、爰元事情御酌合せ、篤と御熟議被レ爲レ在候樣にと奉レ存候、黑田良輔儀も、品彌一同過る二十九日昏際爰元出足、草津より乘船罷登り申候、黑良儀も御國之御樣子篤と承知いたし候よしにて、懇切に盡力いたし候心組之よし、彼是見付之次第も申候へとも、他邦人を屹度引當に相心得、內輪心緩有レ之候樣に而は不二相濟一候へは、別段不二申上一候、

先日於二岩國一、彥使應接書は疾御承知可レ被レ成、右に而も我國情亘細承知不レ致、且激徒論に而、かく相成候事とのみ存居候樣に相考候へは、別而此處は我より短氣無レ之、温順公正之所を以而士民一統無二餘儀一情實を、漸を以貫徹いたし候分に取計度事と奉レ存候、其中彼より暴を以侵レ境候樣立至り候へは、防戰之外手段無レ之は、申迄無レ之候得共、夫迄之所は、幾重も無智之小兒を諭し候心得專一と奉レ存候、先は是迄に而擱筆、餘は御推知奉二希上一候、頓首謹白、

此の書にて、在藝使節は彥右衞門の進退に關して大に苦慮したが、幕吏の嫌疑を慮つて、又太郎の報告の如く一旦歸國し、必要に應じて再び廣島に出だしむべく決したることが知られ、また三支侯及び兩家老等の召致に對して猶豫を請ひ、曠日彌久の中に、士民一統より事理妥當にして至誠を包含せ

る歎願書を進めしめ、且つ之を偏く宣傳せしめば、國內の情實も益々明亮となつて、彼の姦曲を正直に感化せしむべきの意氣あるべきを要路に勸說したのである。末尾に彥使應接書とあるは、監物の臣吉川勇記・今田靱負(靖之)等が、新湊にて彥根藩の內使田部全藏・田中三郞右衞門・日下部內記と會見したことを記述したのである。初め全藏は長藩の內情を探知せんとし、廣島にて監物の臣鹽谷鼎助(處)に會見を請ふた。鼎助は直に應諾しない、之を備後助に謀つて又太郞等と共に全藏に面接した。其の時彼は幕府が長藩の處置を奏請して朝廷諸藩共に之を至當とせば、毛利氏は宜しく其の命に從ふべきであつて、彥根侯は之が爲に周旋の意あることを陳べた。ついで全藏は三郞右衞門等と共に彥根藩內使として、更に新湊にて勇記・靱負等に會し、監物をして長藩主の幕命に從服すべく盡力せしめんとして之を說いた。勇記等は彼等が遊說なることを察知して之を避け、且つ吉川氏は宗藩と事を共にして渝ることなきを力說したので、內使は遂に空しく去つたのである。藩政府の要路は、曩に素太郞の歸國に依つて既に在藝使節の近況を詳にし、且つ藩內の過激因循兩派の爲に、紛擾の勃發が豫測しがたいのを深憂せるを知り、其の過慮を辯明せんとした。會又太郞・備後助の書に接したので、六日君等要路は次の書を又太郞に送り、兩使節に謀つて彥右衞門を一旦速に歸藩せしめ、將に三支侯等の出藝を辭せんとするを報じ、且つ藩內益々一致團結して愈々堅固なるを以て、毫も顧念の患憂なきを告

げ、常に出張中の苦辛を遙察せることをも答へたのである。

飛檄拜見仕候、御三殿様益御機嫌能御座在られ、且又各位御忠壯御盡力なされ候段敬慕奉り候、過日小田村氏歸國に而、藝州表之近況承知仕候、然處小田村出立後、木梨大夫事勝手に御國引取苦しからす段、幕より達御座候由仰越され候に付、爰元に於而も幕達之通、早速御引取然るへくと決定相なり候間、兩大夫仰合され、木大夫には、一先速に御歸國相成候様御取計なさるへく候、御支藩様方にも、去年來の續を以、士民御鎮撫且御病氣等に而、當分御出藝には相成らす事と存候、併し御確答之處少々未決之儀も候間、相決次第、夫々御使者を以仰越さるへく候、其節委曲申上へく候、尚又小田村歸國に而承り候へは、御國中或は過激或は因循等に而、何時紛擾も測り難く様思召し御出先之諸彥頗る御懸念之御様子に承り申候、全御過慮に候、御國は日に相しまり一致一定罷在候間必御懸念無レ之候様、宍大夫えも此邊篤と御申込置下さるへく候、御出先之御苦心幾回も遙察致し候、邦家の爲め御盡力偏に是祈候、近日小田村出藝仕るへくに付、其中何も縷々申上へく、御回報斯の如くに候也、

三月六日　　前原彥太郎
中村誠一
廣澤藤右衛門
山田宇右衛門

二陳、御支藩様並大夫出藝相ならすに付、宍大夫一人にては藝州表不二相濟一儀、幕令之あり候はゝ、其節又々木大夫出藝相成候はゝ、至極都合可レ然と存候、以上、

又太郎殿

在藝使節の杞憂と藝藩の周旋

かくて木梨彦右衛門の歸國の途についた後、赤川又太郎は直に次の書を君及び山田宇右衛門・廣澤藤右衛門・中村誠一に送つて之を告げ、且つ幕令の朝變暮改常なきも、我は其の動靜に着眼することなく、益々根軸を確立し、藩内因循過激の兩派は、事を破る虞あるを以て之を戒むべきを反覆し、終始恭順を盡して條理を紊亂せざるの急要を說き、土・肥兩藩家老の出藝を報じ、紀州・彦根諸藩士の策動の憂ふるに足らざるを陳べたのである。

前略、此般御決議通、木大夫出足相成申候、便宜に依り、又々出藝にも可ニ相成一歟附ニ後圖一可レ然候、幕令朝變暮換、唯々自家根脚屹然相立候得は、一切彼之動靜には着眼不レ仕方可レ然と奉レ存候所レ恃　在ニ我之語一服膺今日之専務と奉レ存候、御支藩様巳下御出先は、兎角御六ツケ敷事と出先にも其策を主張仕り、此節土・肥家老も出揃申候、如何様之人物出現歟、未レ審候得とも、肥は中老壹人上下拾六人位、土は家老以下三頭附屬も多人數之由、容堂・閑叟優劣、是一事にても可ニ測知一と奉レ存候、唯々結局及ニ遲引一、内地士氣之弛張に相拘り候は、必然之事に奉レ存候、内顧之念無レ之様、每々被ニ仰越一候得とも、因循過激いつれにても、大事を破るは、鏡を懸て見るか如くに御座候、此時之事、唯々恭順を盡し、寸毫も條理を不レ紊様專要と奉レ存候、恭順は一昨年之恭順にあらす、所レ謂辭卑者進也と云處、則必戰全勝之策と存候、佛前說法無益之様に相考候得とも、一種出先之婆心、御懸考奉ニ伏冀一候、藝人有志之論も、此度は京師暴動之擧に效様にと、私に忠告仕候位之事にて御座候、素より紀・彦其他不レ足レ懼候得とも、

不レ侮ニ鰥寡一不レ恐ニ強禦一と申處等專要奉レ存候、此它委曲は木大夫口頭に讓り申候、右宍大夫被ニ申付一如レ此御座候、恐惶謹言、

三月十日　　又太郎

宇右衞門様
藤右衞門様
誠一様
彥太郎様

ついで曩に歸藩した小田村素太郎は、將來幕吏應接に關する要路の決議事項を齎らし、山口を發して十八日再び廣島に着した。時恰も幕府が毛利氏に對する處分案の內容已に藩內に漏洩し、人心の激昂甚だしく各々決死して之を排斥し、以て宿志を貫徹せんとし、寃枉を諸藩に訴へ、正邪を判別して名義を確立すべく盡力を請ふの書を發し、また藩公父子に上書して廢削の幕命を斷然拒絕すべきを痛論し、不條理の命は決して服從せざるべきを進言したのである。是時藝藩世子淺野紀伊守長勳は、備前藩主池田備前守茂政と共に上坂し、將軍家茂に見えて意見を陳述し、且つ閣老に面接して毛利氏處分の寬大ならんことを論議せんとし、却つて我が藩の幕命に對する應否の確答を猶豫すべく冀望し、其の臣寺尾生十郎・立野一郎を山口に遣はして之が趣意を通告せしめた。依つて十七日、赤川又太郎先づ飛

書を發して其の狀を君及び宇右衛門・藤右衛門・誠一に報じ、藝藩に依賴の誠意を顯はさんことを說いたが、ついで素太郞及び宍戸備後助もまた書を送り、其の事情を反復して詳細に告げた。卽ち十七日の又太郞の書は次の如くである。

以二飛檄一得二御意一候、御二殿樣御震艮御萬福奉二御同恭祝一候、將又各位御賢勞被レ成二御忠勤一奉レ賀候、當境宍大夫已下都合無異滯在、御消念可レ被レ下候、今日植田乙次郞寓寺え罷越、今晩より寺尾生拾郞・立野一郞一同爲二使者一先三田尻え着岸、夫より山口え罷出、歸路德・岩え立寄可レ申由申述候、其故は小笠原閣老より御支藩樣已下御出藝之儀に付、何歟模樣振は無レ之哉と、每々藝藩迄せり被レ込候由、於二藝藩一不心配之廉有レ之樣被二見込一嫌疑に涉り候趣も有レ之、此度不レ得レ止儀にて、使者相立候樣子に御座候、就而は藝藩見込も有レ之、何角に付時日遷延候方、周旋振可レ然樣子に相見え申候、御支藩以下素より容易に御進退は、決而不二相成一儀に候得とも、一應御請は、尖に御恭順を被レ表候儀可レ然被レ存候、其上にて後圖は何角辭を設け、遷延すへき策はいか樣とも可レ有レ之候、しかし言語は成丈け恭順を主とし、出藝難二相成一は言外に相見へ候樣有レ之度存候、且又藝藩事情追々及二探索一候處、未た表向には兎角相顯不レ申候得とも、內實は上下とも不二容易一致二周旋一候樣に被レ窺申候、追々拙寓罷越候政府之面々口氣も、皆其意隱然相見へ申候、吾藩之事、漠然度外に置候模樣にては無レ之、實に唇齒相依候勢に付、吾藩之爲に計るは、則自ら爲にする譯にて御座候、此處能々御賢察被レ成候而、寺尾已下え御難責ケ間敷儀無レ之樣所レ希候、唯々何も御依賴之心底相顯候方可レ然と存候、さて又幕府閣老已下も態々下藝に付、無事にては難二引取一は

勿論之儀に付、二州之間隙を窺ひ、離間之策を施す歟、何角別策に出る歟不ㇾ相知ㇾ事に付、彌以ㇾ兵備充實ㇾ闔國一致ならては不ㇾ相濟ㇾ候事、申も痴に存候、長防士民申談書、追々計策を以て傳播仕候、然處寫取候事、大きに窮申候、何卒活字版早々出來候はゝ、御送越致ㇾ渴望ㇾ候、浪士風說書も同樣之事に御座候、士民申談書は、藝君公は勿論、小笠原閣老邊迄も流傳致候樣子相聞申候、活版急に御送越候はゝ、藝城は諸藩集會に候得は直に天下內え充滿可ㇾ致候、御正義貫徹姦膽を破り候妙策に御座候、何卒火急御配意致ㇾ御賴ㇾ候、旁右得ㇾ御意ㇾ度、宍大夫被ㇾ申付ㇾ如ㇾ此御座候、御當役方宜被ㇾ仰上ㇾ可ㇾ被ㇾ下候、恐惶謹言、

三月十七日　　　　　　　　赤川又太郎

山田宇右衞門樣
廣澤藤右衞門樣
中村誠一樣
前原彥太郎樣

なほ二十一日備後助二十二日素太郎・又太郎が各々君等に送つたる書は次の如くである。

過る十七日飛脚差立候處、翌十八日朝小田郁氏歸着、御國之御樣子委細承知仕候、先以御三殿樣益御機嫌克御座被ㇾ遊恐悅至極奉ㇾ存候、將また各位愈以御障無ㇾ之御忠勤可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在、恭祝此事に御座候、二小生依ㇾ舊無異罷在候に付、此段御休慮奉ㇾ願候、扨先日も追々藝侯御盡力御內々御苦慮之御樣子は申上置候處、已に兩三日前御決議に

て、藝世子公御上坂之筈にて、來る廿三日御發艦と相決し申候、右は此月初旬より之御內評之よしにて、御內々備公被二仰合一、御同樣上坂と申事に御座候、然處小笠原閣老は頻りに色惡敷、世子を抑留いたし、兎而も無益に相成可レ申候へは、是非上坂に不レ及との事よしに候へとも、當藝には已に備前內々合議にて相決し候事に付、最早嫌疑は捨置候而、押而上坂と相決し候よし、乍レ併植乙抔見込にても、成功は決而無二覺束一は候へとも、實に皇國治亂の分界に候へは、是非大樹公へ一應は直に見込之處、篤と申入不レ申而は不二相濟一、只今迄幕議會・桑抔之處にても、萬々引受は仕間敷候へとも、此上は長州一味と申候而も斷不二敢辭一位には決意罷在候よしに御座候、先日已來、藝火輪船幕府へ貸し有レ之に付、此度上坂に付而は、火輪船にて急速可二罷登一覺悟にて、右取戾度及二相談一候處、小笠原閣老抔藝公上坂不同意に付、遂に右船いまた返し不レ申由、藝決議にては、火輪船差返し不レ申候へは、只今迄之持懸り小船にて可二罷登一、纔か兩三日遲着之違に付、差返不レ申とも差障なしとの決意に御座候、就而は御國御四支藩樣並に御家老方より、當藝への御使者被二差立一候儀は、少々遲着に相成候樣に有レ之度、委細は小田郡・赤川兩子より御用狀にて御承知可レ被レ下候、前件藝藩上坂に付而は、何歟見込申立候積之よしに候へとも、藝にては例之念入に而、只今迄之行懸り、何も此方へ洩し不レ申、漸く上坂決議に付、內實相話候事にて、此も委細之見込は曾而不二申出一此より押而も難二相尋一、只々此方には追々申述置候情實、相違に相成候而は、兎而も鎮靜は六ケ敷と計申込有レ之事に付、此餘は治亂とも幕之所置次第と打出有レ之候故、盡力之見込押而相尋候にも及不レ申候處、藝にては追追國情は巨細承知に付、植乙等にては右相違は決して無レ之事に御座候、乍レ併幕・會・桑其外之暴論も有レ之候へは、藝より之建言採用可レ致樣は萬々無二覺束一儀に付、御疎は無レ之候へとも、幾應も益々嚴肅有レ之候而、少しも

御心緩み無レ之、且此儀は餘り他に不ニ相洩一候様、御秘し被レ置候方第一と奉レ存候、

右樣藝・備抔にても盡力いたし候も、畢竟此方に條理を相立、順序を以情實申述候故、有志のものは同意仕事に付、御疎は無レ之候へとも、少し合力之藩有レ之と而も、此方に右に滿心し輕暴之所置等有レ之候而は、矢張藝藩之面被レ爲レ潰申候譯にも相成候事故、何卒々々益々敵兵は不レ侮、條理順序は隨分と鄭重に盡し度事に付、此處彌增御注意被レ爲レ在度事に奉レ存候、

先日小田邨氏便にて、士民合議書三四部被ニ差越一、落手直樣脇方へ差出候へとも、今百部餘り是非とも被ニ差越一候様奉レ存候、早爲レ妙なり、

陸宣公奏議上板之分、御摺立相成候はゝ、此も五六部御差越奉レ待候、

○承り候得は、先日夷船御國へ罷越候中に、我國姦商乘組罷在、何歟私に銃砲買得之約ともいたし候よし、右樣之儀只今に而有レ之候而は、節角去冬申立之筋にも相違し、又候列藩へ申譯無レ之儀、出來候而も不ニ相濟一、旁何卒御疎も無之候へとも、右等姦商へ別して厚御制止、屹と御仰付方無レ之而は不ニ相濟一、上之手を不レ經、妄りに右樣之事無レ之樣、御盡力申も疎に奉レ存候、先は爲レ其如レ此御座候、頓首謹言、

三月廿一日　　　　　　備後助

彦右衞門様

良輔様

尙々幾應も爲ニ國家一御自愛專一に奉レ存候、

孫七郎様
數馬様
宇右衛門様
貫　二様
藤右衛門様
彦太郎様
其外様

數馬様より十四日之御書辱拜披仕候、
前文略、過る廿日廿一日植田乙次郎寓寺え入來及二應話一候、就中藝世子公來る廿三日より御上坂に相決、備前え御立寄被レ成、同公同伴にて御上坂被レ成候由、因州・阿州えも夫々使節被二差立一、跡より御上坂被レ成候様御申越之由、此般長州御處置に付、是非共大寛典に御結局相成候様、大樹公え拜謁、御陳論被レ成、閣老邊えも御說得有レ之、時宜に依り御出京にも可二相成一、御決議之由に御座候、尤藝・備被二仰合一候件々、萬一不二相調一候得は、つまり長防と死生存亡を共にする迄之御見込之由、御上坂一件に付、小笠原閣老兼而申入相成候處、閣老は不平に而一先差留候由、然るを此度背に腹は不レ被レ替勢にて、斷然振切御發程に相成候程之事に御座候、就而は此節御國許より御使者被二差立一候御決議之處、只今被二出浮一候而は、藝・備上坂差支りに可二相成一に付、今少し見合呉度段偏に相賴申候、來る廿七八日比より、出浮相成候而可レ然哉と存候、上坂無レ之内に、出先之御使者を取柄に致し、萬一も例之暴令を

發し候而は、藝・備周旋も無益に屬し可㆑申候、唯々一日も遷延に打過候方、彼是可㆑然と存候、御國是一定之上、外向之周旋可㆓相預㆒筋は無㆑之候得とも、藝藩之苦心不㆓容易㆒事に付、一先其意に任せ置候而、天下之向背相窺申候も一策と存候、畢竟積年之御誠意致㆓貫徹㆒候向に相成、一入可㆑賀事に御座候、乍㆑併油斷大敵申も疎に存候、前件之儀に付而は、寺尾・立野抔御直に可㆓申上㆒儀とも相考候得共、爲㆑念以㆓飛檄㆒得㆓御意㆒候、御當役衆宜被㆓仰上㆒可㆑被㆑下候、宍大夫被㆓申付㆒如㆑此に御座候、恐惶謹言、

三月廿二日

赤川又太郎
小田村素太郎

山田宇右衞門様
廣澤藤右衞門様
中村誠一様
前原彦太郎様

藝藩々議の一變と小笠原長行の長藩主父子以下召命

赤川又太郎の報告の如く、二十一日寺尾生十郎・立野一郎の二人、山口に來たつて山田宇右衞門・廣澤藤右衞門等に面晤し、使事の要旨を談語し、翌日去つて二十五日廣島に歸へつたが、幕吏の策動其の功を奏し、藝藩の議忽ち變じて世子の登坂を止め、老臣辻將曹(維嶽)をして先づ東上せしめた。山口より歸着せる生十郎は、翌二十六日又太郎及び小田村素太郎の旅寓に訪ふて三支侯等が曩日の幕令に對

する使節につきて、更に名代の老臣をも出藝せしむるの不便を聞いた。そこで二人は、卽日書を君及び宇右衞門等の要路に送つて、三支侯等使節の歸國を俟つて老臣を出藝せしめんことを說き、且つ藝藩が世子の登坂を中止し、將曹及び植田乙次郞の家臣を東上せしめ、野村帶刀幕吏の嫌疑にて謹愼を命ぜられたことをも報じたのである。

態以二急飛一得二御意一候、昨廿五日寺尾生十郞歸國、今朝不二取敢一旅宿迄罷越候而申聞せ候趣は、德山表より立野一郞引返させ、生十郞心付候儘得二御意一候處、御答之趣に而、萬々御支封樣方御家老被二差出一候とも、過日之御挨拶尙被二仰含一候歎願之外、別段に相違候幕令有レ之候とも、決而相斷り引請被レ申間布儀は、得と承知も仕候得とも、尙又熟考仕候處、過日之御答之使節、御家老と一同被二罷越一候而は、何角藝藩手切合も致二混雜一候ゆへ、可二相成一は一應過日之御達しえ當り、御請之使節、先つ被二差越一候而、追而夫々御家老出藝に而、左京樣を始岩公迄、御出藝難二相成一儀、藝藩に取りては、內輪之都合宜候由、全體幕府に而は、彌御支封樣方御出藝無レ之節は、彼是斷達出御家老えも押付手渡可レ申積りとも被二相考一、本より御末家樣使節中に而は、兼而右邊之論も定置候得は、斷然相辭候而引受は被レ仕間布候得とも、右を斷るも、やはり藝之手數を取り候故、御家老之出藝は、後に付け候はゝ、其中には又々模樣も出來可レ申由、因て一通り御請までに、先御支封方御用人を被二差出一、右用人引取候頃より、御家老被二差越一度候、就而は御使者の手控等も、別紙之通り調替被二仰付一候はゝ、如何可レ有二御座一候や、草案を立差送候間、御評定可レ被レ下候、山口表より之使者は、御支封樣御用人使者と一同被二差越一候而も可レ然、尙御入割

之御使者は、追々御支封様御家老被ニ差出ー候節、御出先之者え被ニ仰付ー別段に被ニ差立ー候にも及不ㇾ申儀と奉ㇾ存候、此段御頼仕候様にと備後助殿被ニ申付ー候間、御當役方え被ニ仰上ー可ㇾ被ㇾ下候、恐惶謹言、

三月廿六日

赤川又太郎
小田村素太郎

尚々前件之儀爲ニ申合ー、素太郎儀は今夕方より岩國迄罷越候、御支封様方御使節手扣等は、此便を以申越候趣、御同意に候得は、其含を以出先にて打合せ、手扣も調替可ㇾ申候、左様御承知可ㇾ被ㇾ下候、藝藩世子廿三日御出帆、御上坂之筈に候得とも、先は御延引に相成申候、辻將曹・植田乙次郎儀は、同日出船罷登り候、野村帶刀儀は、出先之閣老より移り有ㇾ之、先は謹愼被ニ申付ー候、藝も幕之嫌疑を受候狀態、御推察可ㇾ被ㇾ下候、以上、

山田宇右衛門様
廣澤藤右衛門様
中村誠一様
前原彦太郎様
野村彌右衛門様

是日閣老小笠原長行は、藝藩をして長藩父子及び孫興丸並に三支侯吉川監物老臣の出藝すべき命を傳へしめて四月十五日を期せしめた。蓋し閣老は長藩が三支侯老臣等召致の命を受けしも、其の應答を

遲延せるを以て、急に發令したのである。然るに藝藩は、長藩の前命に對する確答の未だ至らざるに、更に此の令を發するを不條理となし、翌日書を長行に致して今後幕・長間の媒介を辭せんことを請ふた。長行大に困惑して、二十八日大小監察を藝城に遣はし、藩主淺野安藝守茂勳父子に面接して、發令の事由を辯明せしめ、期限の延長を諾せしめた。二十九日生十郎は、在藝使節を訪ふて其の狀を告げしめたので、又太郎・素太郎は翌日使者を山口に馳せて事情を要路に詳報した。かくて四月二日、長行は更に長藩主父子孫三支侯以下召致の幕命を發し、其の期を改めて二十一日となし、宍戸備後助等に歸藩を命じ、甲子の年江戸長藩邸の沒收に際して囚禁したる士卒を還付すべきを以て、受者を出ださしむべく、藝藩をして之を傳達せしめた。藝藩乃ち之を在藝使節に傳へた。そこで在藝使節は之を商議し、直に急使を山口に馳せて狀を藩政府に報じ、また二通の演說書を藝藩に致して請ふところあつた。蓋し其の一の要は事重大なるを以て、本支藩の協議と國內士民の說諭等とに時日を消費すべきに依り、多少の延期を請ひ、其の二は從來の陳述のみにては、なほ閣藩の情實徹上せざらんことを憂慮し、今一たび詳細に尋問せんことを請ふたのである。然るに幕吏は此の演說書に付箋して還付し、前令を速に本國に達すべく命じた。因つて五日、宍戸備後助は遂に先づ廣島を發して、翌日高森に歸着した。是日又太郎・素太郎もまた廣島を發して七日高森驛に至り、直に狀を山口政府に報じ、要

路のもの一人速に來たらんことを請ふた。時に又太郎・素太郎より、三月晦日及び四月二日に發したる報告書が相ついで既に山口に達した。そこで政府員は、各々之に復書して備後助は高森に退き、更に命を俟つて藩公父子孫以下の名代として廣島に出づべく、素太郎は歸山して情報後再び高森に赴くべく、藩政府より將に要路のもの一人を遣はして互に商議せしむべく答へた。依つて備後助は、七日次の書を君及び宇右衛門・貫治等に送つて、既に廣島より高森に退き、ついで素太郎・又太郎もまた此所に着し、將に歸山せんとするを報じ、協議の爲に要路のもの速に來たらんことを促したのである。

拜啓仕候、先以各位愈御壯榮御忠勤可レ被レ成と奉二恭賀一候、扨過る五日、飛便を以申出置候通、小生儀も五日朝藝城發程、關戸一泊六日午時高森着にて、山口より御出浮有レ之候哉と御待申上候、何分とも早々御出浮被レ下候樣仕度、何も面晤と奉レ俟上一候、小田村・赤川も六日朝藝城出足と、今午時當表着に候、直樣歸山之樣被二仰越一候へとも、右歸山に不レ拘、御壹人御出浮と申事に付、一同打合せ置不レ申而は、矢張齟齬出來にも可二相成一哉との事に候、小田村氏も高森滯在に而、山口より御出浮を被レ待候事に御座候、一應爰元にて談合候はゝ、小田邨氏は直樣歸山仕、打合せも可レ仕との事に付、何卒早々御出浮奉レ待候、何も期限も差迫り、旁一應御請御使介等之事は、早々被二差越一候方可レ然候に付、此は御出浮已前、御末藩へも其段御知達被レ成候樣にと奉レ存候、いつれ必戰に候へは、尙更飽迄も自レ我は條理之方にいたし度ものに御座候、先は爲レ其のみ如レ此御座候、頓首、

四月七日　　　備後助

貫　　二　様
宇右衛門様
藤右衛門様
彥　太　郎様
與次右衛門様
彌右衛門様

各位下

之に據つて、備後助等の使節は開戰が焦眉に切迫するも、徹頭徹尾條理を以て應接せんとすることが知らるのである。

藩公父子以下の名代出藝と幕吏の處分令交付

かくて廣澤藤右衛門は、高森出張の命を受けて山口を發したが、會途中にて第二奇兵隊士立石孫一郎暴動（別章に詳なり）の急報に接し、其の鎭撫の爲に先づ上關に赴いた。高森にては、藤右衛門の未だ至らざるに、藝使將に山口に來たらんとするの報に接した。依つて宍戶備後助等高森駐在の使節は之を山口に報じ、且つ藤右衛門の來たるを止め、藝使に應接せんことを告げた。山口にては、曩に藝藩使節小幡宗郎等來たり、小笠原長行の下したる藩公父子孫以下召致の幕令を傳へたので、小笠原仁右衛門に猶豫の書を齎らし、途中高森に留まれる備後助等に面會して廣島に行かしめた。是時藤右衛門は已に

高森の情報に接したので、翌十日山口に歸へつて、直目付役林良輔と共に藝使櫻井與四郎（憲元）・寺尾生十郎等に面接し、我が藩の爲に盡力せる好意を謝し、藩公父子孫以下出廣の延期に斡旋せんことを請ふて之を厚遇した。既にして藝使去り、要路は備後助を以て藩公父子孫の名代と決し、三支侯及び吉川監物に各々名代を定めて廣島に赴かしむべき通告をなした。依つて藩公は、備後助を宍戸備前の中繼養子となし、之に親書を與へて名代の任を命じ、更に小田村素太郎・赤川又太郎・佐伯太郎左衞門等に隨行せしめた。そこで二十日、素太郎・又太郎先づ高森を發し、翌二十一日備後助之につぎ、二十二日岩國の老臣今田靱負等と共に廣島に着し、長府・淸末・德山三支侯の老臣もまた前後して來たつたのである。越えて二十五日、三支侯及び岩國の老臣連署の演說書を藝藩に致し、國內士民の情實を反復陳述して幕吏に其の趣意の達せんことを請ふた。是日生十郎は使節の旅館に來たつて、幕吏二十七日を以て備後助等を國泰寺に召して處分令を下さんとするを報じ、且つ藝藩の論旨を告げた。其の要は處分令を直に拒絕するよりも、一たび之を受け、藩內の情實を縷陳して閣老以下の再考を促すの利なるを告げたのである。備後助等は之を考慮し、一旦嚴令を受けて更に國情を縷陳するは、固より恭遜の意を表はすにあるも、幕吏反省の望なきを察し、素太郎をして其の旨を生十郎に說いて勸告を辭せしめた。翌二十六日藝藩植田乙次郎、また來たつて同じく生十郎の告ぐるところを反復した。

會薩藩黑田了介山口に來たつて、其の東上の途次を以て廣島に至り、備後助等の旅館を訪ふて幕命を直に拒絶するの妥當ならざるを說いた。されど備後助等は、既に必死を覺悟し、嚴令を發した日を以て幕接の斷絕となし、敢然峻拒するの已むなき決意を各々に答へた。翌二十八日長行は、將に五月朔日を以て備後助及び四家の老臣を國泰寺に召さんとし、藝藩をして其の幕命を傳達せしめた。會備後助微恙あつて其の癒ゆるを俟たんとし、四家の老臣も備後助と相共に出でんことを欲し、二十九日其の演說書を藝藩に致して之を請ふた。長行之を許さず、備後助をして疾を力めて出でしめ、若し能はざれば四家の名代をして必ず命に應ぜしめた。依つて備後助は、再び疾を以て之を辭し、四家の名代は出頭の命に應じたのである。こゝに於て五月朔日、四家の名代は藝藩吏員の先導に隨ふて國泰寺に赴き、各々着座した後に、長行來たつて宗藩並に四家以下に對する幕命を朗讀した。畢はつて四家の名代其の座を退いたので、大目付永井主水正等は別室に於て、長行朗讀の令書を交付した。其の宗藩に對する幕命の要は、毛利氏祖先以來の忠勤あるを以て、父子朝敵の名を除いて各々蟄居せしめ、封地十萬石を削つて孫興丸に家督せしめ、且つ三大夫の家を永世斷絕せしめて、君を始め高杉晋作・桂小五郎・波多野金吾・大田市之進等十二人を廣島に出ださしめたのである。なほ四家及び老臣に對する幕命は、大膳父子に蟄居を命じて興丸に家督せしめたので、互に協力して宗藩を扶翼し、領內を鎮靜せしめた

のである。依つて四家の名代は、一旦其の幕命を受けて退いたが、備後助に授くべき宗藩の處分令を交付せしを妥當ならずとなし、再び出でて其の事由を大小目付に質だして歸寓し、翌二日演說書を作り、連署して之を藝藩に致した。蓋し其の要は末家の名代は本家の名代に立ちがたき幕命があるので、宜しく宗藩の處分令は備後助の疾癒ゆるを竢つて之に交付あるべく、若し不可あらば、各家の主人に下して之を宗家に達せんことを請ふたのである。是日幕吏藝藩をして備後助・素太郎に滯留せしめたが、翌三日長行は前日四家名代進致の演說書の趣意を聽許せず、速に歸國して各主人に幕命を傳へしめた。そこで四日、四家の名代は備後助の旅館に會議し、再び演說書を藝藩に致して前意を反覆陳述したが、長行直に之を却下して歸國を促したので、已むなく是夕廣島を發した。備後助・素太郎は形情に鑑みて歸期の豫測しがたきを察し、書を藩政府に送つて朔日以來の狀況を報じ、要路一人（山田宇右衛門若くは中村誠一）直目付役一人（杉孫七郎若くは柏村數馬）相共に廣島に來たらんことを請ひ、四家の名代は暫く高森に稽留せしむべきを告げた。藩政府は此の報に接して要路凝議し、四家の名代に命じて姑く高森に滯留せしめ、良輔・藤右衛門を遣はして之に會見せしめ、また中村誠一をして決議書を齎らして廣島に赴かしめた。其の決議書の要は、數馬を長府・清末に良輔を德山・岩國に各々派遣し、擧國一致して幕府の暴命を拒絕し、已むなくば決戰を覺悟すべきこと、四家の名代へ宗藩處分令を交付せし幕命の齟齬を質正せる

こと、幕府が激徒と稱せる人名中山縣半藏・小田村素太郎は出藝し、其の他は京都變動以來或は病死し、或は脫走して所在不明なること、宍戸備後助は山縣半藏にして宍戸備前と血脈を同じくし別家より本家を相續したること等の數條である。越えて八日誠一廣島に着したが、是夜藝藩は幕令を備後助・素太郎に傳へ、明日を以て國泰寺に出でしめた。備後助疾なほ癒えなかつたので、翌日また書を藝藩に致して猶豫を請ふた。が、是夕幕吏突如來たつて、遂に二人を籃輿に載せて去つた。又太郎大に驚き、直に歎願書を藝藩に致して備後助等と共に拘留せんことを請ふたが、長行之を却下したので、翌朝隨員と同じく海路に由つて歸國の途に就いたのである。是より先き五日、四家の名代は既に高森に歸へり、良輔・藤右衞門と會議し、幕令拒絕の方針を決して之を藩政府に報じたが、九日生十郎岩國に來たり、廣島にて四家名代の進致せる歎願書の却下ありしを告げた。四家名代は此の報に接し、更に歎願書を草して生十郎に托し、道路梗塞の爲め已むなく高森に淹留せる由を陳述した。翌十日長行は此の歎願書に對し、速に道を開いて前令を宗藩に傳へしめた。是時藩政府は廣島・高森各地の情報に接し、重臣要路藩公の面前に、屢々會議を開いて應策を商量し、諸老臣及び士民をして國情を幕府に開陳せしむべきを決した。かくて諸老臣及び三支藩岩國の歎願書並に士民の陳情書を相續いで藝藩に致したが、長行は藝藩使神尾尙太郎[定談]を遣はして悉く之を返還せしめた。依つて四家名代は更に書を藝藩に致し、

隙情の道茲に全く杜絶して士民齊しく封境を守るの形勢となつたので、前日の書は藝侯の左右に保留して我が哀訴の趣旨を亮察せんことを請ひ、且つ今後の幕令は必ず國境に於て待受すべきを縷述し、また佐伯太左衛門も防長士民が藝侯に呈出せる書を尙太郎に托した。其の要は今日の事情堅く國境を封鎖して守禦の準備をなすも、地形に依つて已むなく藝藩の領内に進出することあらんも、掠略亂暴を嚴戒せるを以て、豫め其の趣意を容含せんことを請ふたのである。こゝに於て去年以來、在藝使節は藩政府の要路と共に專ら恭順を主とし、陰忍持久苦辛慘憺して正々堂々毫も條理を紊亂せず、克く闔藩士民の欝勃を慰諭鎮靜し、首尾一貫平和に依つて重大事を解決せんとしたる幕接は終局を告げたのである。

第二十五章　長薩兩藩の修交　第二奇兵隊の暴動

○慶應二年薩藩の征長出兵拒絶と乙丑丸の解決

慶應二年正月、木戸貫治が西郷吉之助・小松帯刀と共に京都にて長・薩兩藩の提携を盟約せし以來、彼我の關係益々親密に趣き、黑田了助・村田新八・木藤市助・土持左平太綱幸等の薩藩士相踵いで山口に來たつて修交を重ねた。かくて幕府が長州征伐を諸侯に布告するに及び、薩藩は長・幕の關係切迫せるを察し、四月十四日上書して其の無名の師なるを論じ、斷然出兵の命を辭したのである。此の上書は幕府の最も苦痛とするところであつて、直に之を却下せんとしたので、薩藩士大久保一藏等其の違勅失政を陳述論難して大に抗拒した。そこで幕府は、已むなく薩侯の署名を命じたので、更に松平修理大夫の名を以て之を上書し、依然前意を反復痛論したのである。かくて六月七日、薩藩使節岸良彥七俊介・平田平六の二人薩侯の親書を齎らして山口に來たり、脇差一口鰹節一筐を藩公に進致して修睦の意を表はし、去年以來紛議のあつた乙丑丸もまた漸く解決した。乙丑丸は去年土佐藩上杉宗次郎昶が井上聞多・伊藤俊輔に謀り、薩藩の名にて購入したので、其の管理に關して長・薩意見を異にし、容易に決定せざつたが、玆に至つて全く我が有に歸した。是れ固より兩藩提携の盟約成つた結果なるも、また次に叙ぶる俊輔及び高杉晉作の使節として薩藩に赴いたことが大に其の解決を促したのである。

高杉晋作伊藤俊輔を長崎に遣す

安政年間歐・米諸國が條約を締結したる後、佛國は東洋の根據を鞏固にせんとして常に幕府を援助したが、英國は其の形情に鑑み、之に對抗して密に薩藩と親交した。かくて今年の春に至り、英國公使將に鹿兒島に來遊して薩藩と會盟せんとするの風說が傳はつた。是時馬關にあつて、東西の形勢に傾注せる高杉晋作・伊藤俊輔は、竊に之を外商に聞き、事件が時局に對して頗る重大なるを察知して袖手傍觀しがたく、必ず其の會盟の席に臨まんことを切望した。加之、此の行に於て、乙丑丸の紛議をも解決せんとして遂に其の差遣を藩政府に請ひ、且つ二人屢々書を木戶貫治に送つて斡旋を懇囑した。そこで貫治は大に之を賛し、二人の爲に要路に商議し、遂に藩政府其の請を容るゝに決したので、藩公は薩侯父子に贈れる親書を晋作に授け、俊輔と共に使節となして鹿兒島に赴かしめた。是は二月二十七日である。依つて二人は、薩船の歸航に便乘せんとして旅裝を整へ、之を俟つこと旬日に及んだが、未だ通過しない、會三月六日、英商グラバーが長崎より橫濱に赴かんとして馬關に寄航し、二人に面會して英國公使西下の期日なほ後にあるを告げ、其の依賴に應じて歸航に乘船せしむることを約諾した。長藩の薩藩と疏隔せし以來、公然差遣の使節を命じたのは、實に是時が始めである。そして二人は、薩・英の會盟に臨み、且つ乙丑丸の解決に盡力せんとせるのみならず、機に乘じて洋行をなし、海外の事情を探聞せんことをも抱懷して、竊に後事を井上聞多に依囑した。聞多もまた之と同行せん

ことを欲したが、山縣狂介・久保松太郞等の喩說を容れて遂に斷念したのである。ついで二十一日、約の如くグラバーは汽船で橫濱より歸へつて馬關に寄港したので二人乃ち之に乘じ、狀を貫治に報じて其の夜長崎に着した。時に長崎の薩藩邸には市來六左衞門政清等留守居役をなし、小松帶刀・西鄕吉之助は已に去つて鹿兒島にあつた。そこで二人は鹿兒島に赴いて使事を果さんとし、之を六左衞門に謀つた。六左衞門等は鹿兒島少壯の士が、未だ長・薩兩藩融和の事情を諒解せざるものあつて、輙もすれば齟齬を生ぜんことを憂慮し、二人の含める使事を長崎にて受けんことを請ふた。加之馬關に於ける風說の如く、英公使の鹿兒島に來たらんとするは急卒ならざるを聞いたので、二人は六左衞門の言に從ひ、遂に長崎にて使事を畢はつて將に海外に雄飛せんとした。依つて二人相謀り晋作は暫く長崎に留まり、俊輔を馬關に歸へらしめて使事の復命をなさしめ且つ井上聞多等に洋行旅費の調達を斡旋せしめた。旣にして四月八日俊輔は馬關に歸へり、聞多等に內情を開陳して調金を依囑した。聞多は二人に此の事あるを豫期してゐたので、其の爲に貫治に周旋を懇請して百方盡力したのである。

高杉晋作等の歸關と長薩兩藩の親睦

かくて高杉晋作は、獨り長崎外人の中に潛居して俊輔の還へるを俟ち、雄圖を遂行せんことを期したが、會〻藝の閣老小笠原長行が三支侯及び吉川監物等を廣島に召致せる命を發して接幕の斷絕したるを聞いた。因つて晋作は大に驚き、遽に洋行の念を斷ち、直に英商グラバーに謀つて汽船一隻購入の約

をなし第一（後の丙寅丸）、之に乘じて急に馬關に歸着した。然るに長崎に於いて傳聞した如く、彼我交戰の切迫せるにあらざるを知り、其の輕率に歸關したるを悔恨したがまた奈何ともしがたく、獨斷を以て買得したる汽船の破約とならんことを憂慮し、五月十一日次の書を君に送つて購入聽許の周旋を請ひ、且つ干城隊兵士の振肅に關して謀議せんとし、速に馬關に出でんことを促したのである。

不ニ相替一御盡力被レ爲レ在候段、爲ニ邦家一奉ニ大賀一候、弟事も崎陽外國人中潜居候處、廿一日御手切備中、義兵田の浦邊暴發等之事致ニ承知一、不レ耐ニ懸念一時間切迫よりして遂に蒸氣船壹艘獨斷にて買得罷歸候、歸關之上追々御國情相窺候へは、中々御戰爭之有レ之樣には不レ被レ思、今更後悔罷在候、乍レ爾獨斷にて買入候儀に付、破約不ニ相成一候、兎角御買入は被ニ仰付一候樣奉レ願候、船は小なる分にて、底込ライフル大砲三挺相備候、隨分是にて馬關の先擊は被ニ相遂一候樣奉レ存候、是に付而は色々弟思慮の事も有レ之、大兄拜面奉ニ縷述一度罷在候事に存候、鴻城に御出と相考一筆呈候處、御歸萩之由に付、殊更急足仕候御突病而已ならす少々は御不平も有レ之由候得共、山口え御出浮と之儀にて、寸渡爰元迄御出掛被レ下候は丶難レ有奉レ存候、左れは後來之事も御咄仕度、且八組士官振興も及ニ御相談一度奉レ存候、何共御拜面祈而已に御座候間、早々御出浮被レ下候樣奉レ願候、御持病なれは御輿にても御出浮可レ被レ下候、先は爲レ右匆々如レ此御座候、恐惶謹言、

五月十一日　　谷　潜　藏　拜

前　原　彦　太　郎　樣

之に據つて、君は三月中旬に一旦山口に出でたが、要路の措置に關して嫌厭があるので、久しく稽留して國事に鞅掌せるを欲しない、俄に疾と稱して萩に歸へり、干城隊の奮揚に努力せしことが知らるのである。君は晉作の書に接したるも、遂に出關して會晤しえなかつたが、此の汽船の購入に關して井上聞多・木戸貫治等大に苦慮盡力し、藩公は現情に鑑み、特に撫育金を以て之を買はしめ、且つグラバー所有の汽船が馬關に寄航したので、晉作は曩に廻航し來たつた船員を之に依托して還へらしめ、其の事が漸く終結した。晉作・俊輔の二人が使節となつて長崎に赴いたのは、其の抱懷せる計畫が悉く齟齬し、遂に宿望をも達しえなかつたが、之が爲に乙丑丸事件の解決を促進し、また薩藩の內使の來たつて之に應酬し、兩藩の交誼益々親睦に趨いたのである。

第二奇兵隊の暴動と君の出山督促

高杉晉作が長崎より將に海外に航せんとし、伊藤俊輔を歸國せしめた時、恰も第二奇兵隊の暴動が起つた。第二奇兵隊は去年四月本營を熊毛郡岩城村に置き、奇兵隊惣督山內梅三郎（通徇）之を管し、白井小輔・木谷修藏（後ち世良修藏）軍監となつて率ゐ、凡そ百二十五名の兵團である。ついで隊中兵士に平ならざるものがあつたが、老臣清水美作（親春）之を曉諭して其の總督に任じた。かくて今年の春に及び、動搖の形情があつたので、藩政府は奇兵隊士林半七を擧げて第二奇兵隊軍監となし、岩城山の本營に駐在せしめ、其の鎭撫に任せしめた。是時小輔・修藏は赤根武人の罪に座して謹愼中であつた爲め、半七に

軍監の命があつたのである。然るに半七の赴任後、幾ばくもなく隊兵遂に亂を作して書記楢崎剛十郎綱義を殺し、其の巨魁立石孫一郎等は黨與百餘人を率ゐて脱し、海を航して大島郡に走つた。實に四月四日である。ついで此の報藩政府に臻り、高森に出張せんとした廣澤藤右衛門は六日の夜發して其の急に赴いたが、翌朝半七の歸へるに及び、山田宇右衛門は事件の擴大せんことを憂慮し、且つ山口に要路の人少きを以て、即日次の書を君に送り、萩地の事務を遠近方役渡邊伊兵衛・用所役兼常剛之助に委し、速に歸山して樞機に參畫せんことを促したのである。

御清適奉レ賀候、扨は過る四日南奇大沸騰、大野家來入隊之内、楢崎甲十郎を及二殺害一、百人餘器械を携令二脱走一、波野村に而人足五十人繼立、柳井え向け令二通行一候段、上關縣令より報知有レ之、其後之處如何相成候哉案居候內、林半七事折柄彼隊へ罷越居、現場立合候由にて、昨晝彼地出立爲二注進一今朝歸山仕候、縮る處は、昨年來不治之末及二破裂一候樣相見、立石・大友等煽動せしめ候儀に有レ之候、柳井より遠崎え出、大島郡へ渡海之積に相聞候、大島郡には彼隊交代歸休過半罷居候付、渠等を集合せしめ候策に可レ有レ之、且又彼島に而割據候哉、又は廣島へ夜襲而も掛候積哉、何れにも不二容易一事件、此砌不二相濟一次第に御座候、藝州出先之衆も、彼地引拂高森え先つ相滯、就而は示談も有レ之、廣澤今朝より行向候筈之處、前斷之次第に付、昨夜出立上關其外之手を合せ候都合に御座候、何分多事切迫之際、內輪之變動迄相重り、殆困究之至に御座候、就而は御出山之事、此內廣澤より申上候由、中誠子も今日出立歸萩之處、前斷之次第餘り御無人に而も、手之合難き事も可レ有レ之被二相考一、昨夜抑留仕候、枝表之儀

は渡邊・兼常にて相濟可レ申に付、早々御出山被レ成下一候様奉レ存候、左候はゝ中誠氏も烏渡歸萩相成候而も可レ然哉、爲レ旁任二幸便一、投二兎毫一申候、草々頓首、

四月七日　宇右衛門

彦太郎様　御親拆

此の書にて、廣澤藤右衛門もまた君が萩に在留して方面の事務に齷齪せるを欲しないで、既に其の歸山を促せしことが知らるのである。當時要路の中にて、君の性行を眞に諒解せるものは、宇右衛門・藤右衛門及び高杉晉作・木戸貫治の四人あるのみ。そして晉作・貫治は多く馬關にあつて其の機務に任じたので、宇右衛門・藤右衛門は屢々君の出山を促して相共に國政の處理を冀ふたが、是時遂に故山に留まつて之に應じなかつたのである。

立石孫一郎等の倉敷襲撃

かくて立石孫一郎等は誅戮の免れがたきを察し、幕領を襲撃したる功にて其の罪を輕減せんとし、大島郡より航路を變じて四月九日備中に上陸し、倉敷の代官所を攻めて燬燒し、翌日淺尾の領邑に侵入し遂に之を奪ふて根據となした。此の報の臻るに及び、藩政府は書を高森にある小田村素太郎等に送り、藝藩を經て之を幕府に致さしめ、藤右衛門もまた孫一郎等の去つた後に上關に着したので、更に上書の文案を素太郎等に送つた。そこで素太郎等は兩者を斟酌して變報の書を作り、赤川又太郎を廣

島に遣はして藝藩に致さしめたのである。是時孫一郎等は岡山藩兵と戰ふたが衆寡敵しなくて克つことを能はず、再び船に乘じて走り去り。餘黨もまた悉く四散した。後孫一郎等は一旦丸龜に遁れ、二十五日歸國して淸水美作に哀訴したが、或は斬罪に處せられ或は自殺したのである。

第二十六章　四境戰爭（其の一）

○慶應二年闔藩幕軍來襲を期待す

閣老小笠原壹岐守長行が我が在藝使節宍戶備後助等に長藩の處分令を下さんとするに及び、要路は交戰の免れがたきを察して益々其の準備を嚴にしたが、また萩の寶庫に秘藏せる歷代下賜の口宣を山口に奉安せんことを決した。因つて君は中村誠一・國貞直人の同僚と商議し、目付役內藤三郞助をして之を護送せしめんとし、五月朔日其の日時を選定して山口在勤の要路に報じた。卽ち其の書中に、

「御寶藏に有レ之候口宣、來る五日曉七ツ時揃に而、山口被ニ差越一候付、御目付役內藤三郞助え守護

被ニ仰付一被ニ差越一候間、此段御當役方被ニ仰上一御沙汰筋も有レ之候云々」とある。かくて接幕の形情が切迫したので、藩政府は要衝の警備を益々嚴重にしたが、是月二十六日長太郎（三洲）は次の書を君に送り九州に於ける中津・肥後兩藩及び小倉人の動靜に關する傳聞を報じ、ついで二十八日奥阿武郡都合役木梨平之進もまた書を送つて四境開戰に對する意見を陳述し、闔藩擧つて幕軍の來襲を期待し須臾も其の傾注を怠らざるを告げて廟議の明斷を促進したのである。

梅霖打續唉止奉レ存候、久布不レ奉レ伺失敬多罪御海涵可レ被レ下候、此節も烏渡白石氏まで參り候得共、草々拜趨不レ仕候、さて中津邊同志之者より內々報來り候は、近日中津薩と離れ肥後と合し候上、近日極密に而、玉藥器械等中津日田倉（是は日田領の米を納美倉なり）え入候由、探索いたし候處、野戰砲數百挺と申候由、先日以來、此邊肥後船も通行いたし、其上小倉人企救郡中え追々觸候事なとも承り候、九州も何歟不穩候由に候、格別之儀も有レ之間布候得共、此段承り候間申上置候、肥後人之心底も不レ可ニ測知一候、余は不罄、草々頓首、

五月廿六日　長太郎

前原彥太郎樣　內啓親拆

爾後御忠壯御繁務奉ニ推察一候、先日以來嚴重諸兵出張被ニ仰付一、決し而大戰御手始可ニ相成一と握手罷在候處、荏苒今日に至り、御國之形勢、譬は腎虛之症にし而、戰之有無に管せす、閉塞は眼前之事に候、急速御所置有レ之度に奉レ存候、區々鄙見寸膠無益之贅言に候得共、先つ眼着仕候處、持久防戰兵力之疲れぬ樣、且つ百姓庸役之費へ減少有レ

之度事に候、防長二州之諸口之中、小瀨川は玄關に而、尤も嚴肅彌戰期に相成候得共、藝州之幕兵一掃壹岐守生擒彼の幕膽を挫折し、凱陣に而迚此後は俄に襲來は仕間敷、殊に高森近邊は懸軍屯集候而も、左程に疲勞も無レ之候、石州口は卽今幕兵出張と申に而も無レ之、纔之監察而已に而、十里境上に滯陣有レ之候而は、持久は思ひも寄らぬ事候、土地之不便利、庸役疾苦見るに不レ忍事に候、萩・鴻城兩所え諸兵は貯へ置き、彈藥等は御代官に而要地に配分仕置、急變之節は輕裝に而進軍すれは、民肩も大きに休息し、時宜に寄れは境外迄拂ひ退け、又た根據え屯集之手筈可レ然奉レ存候、滯陣之苦に不レ忍、萬一小瀨川口戰ひ始る時は、石州えも討出候勢ひに可ニ相成一候、たとへ討出候而も、對する敵手無レ之、卽今驕兵に而は一時は虛勢被レ用候得共、忽ち人望を失ひ、却而隣隙を開き、卽今ならは、隨分守らる可き石境も、將來彌嚴重なら而は不ニ覺束一遂に足元から鳥か立つ浩歎此事に御座候、窮鼠却而猫を喰む誠言、廟堂之御明斷奉ニ祈上一候、御一（以下火中）局中にも、諸隊之望み取り、輕擧に事誤る人有レ之哉に相見へ、安危之決する所、進退共一號令而無く而は不レ宜候、とかくは密語隱計破れ之基に候」

尙申上度山岳筆紙に難レ盡、爾後は唯々天運歸する處に任し候覺悟に御座候、隨時御自玉千金是祈候、草々敬白、

五月廿八日　　平之進　恒花押

彦太郎様

幕軍防禦の部署と君の出山督促

かくて是月二十九日、藝使は小笠原長行の命を含みて岩國の新港に來たり、曩に四家の老臣等が進致した陳情書を悉く返還したので、幕府の總軍我が四境に急遽來襲の（六月五日が期日）窺測しがたき形情となつ

た。因つて藩政府は幕府との交渉斷絶を闔藩の士民に告示して益々警戒せしめんとし、六月朔日山口在勤の要路より書を送つて之を君及び渡邊伊兵衞・國貞直人・藤田與次右衞門用所役添役に報じ、管內其の他に知達せしめた。其の書中に「幕府向御歎願筋御手切に相成候、就而は別紙寫之通、御支配其外ゑ觸達被仰付候、沙汰物之儀は於爰元遠近方ゑ差廻候付、御心得被得御意候由」とあつて、別紙寫とあるは次の布告文である。

去月二十六日御支封様御名代中、藝州江波港に於而、今般御歎願書並此御方御家老中士民歎願書共被相添安藝守様ゑ御依頼被差出置候處、同月二十九日新港ゑ御使者被差越、右歎願筋、於幕府御採用不相成段御傳達有之不得止次第に而、御手切に立至り候付、何時急襲も難測候條、彌以不覺悟無之樣被仰付候事、

是時萩方面に於ける諸兵の部署は、干城隊・鐘秀隊・騎兵塾士五大隊・北第五大隊をして專ら城廓を衞戍せしめ、萩及び當島住居の散兵隊並に萩町兵を以て小畑・鶴江・櫛ヶ谷・玉江・西濱の各要所を扼守せしめ、更に北第六大隊・二番砲隊・御細工人砲隊・當島農兵を敵衝に備へ、萩町兵一小隊を非常廻番に充て、老臣毛利宣次郎親民に是等出陣の指揮官を命じた。そこで君等は山口在勤の要路と共に一般の機務に參畫し、且つ此の部署に對して管理するところあつたのである。曩に幕吏の在藝使節宍戶備後助・小田村素太郎を拘禁するに及び第二十四章に詳なり、君は大に其の横暴を難詰せんことを主張したが、

會疾の爲め萩にあつて日々出勤しえなかつたので、遂に意見の如くならなかつた。しかして幕吏との應接已に斷絶し、四境の開戰切迫して山口在勤の要路に攻守の議論起れるのみならず、機事多端に趨いたので、山田宇右衛門は君をして其の機務に參與せしめんとし、六月三日また次の書を送り、在萩と同じく其の疾を養ふて日勤せざるの不可なきを說き、奮起して出山せんことを促したのである。

近來は貴恙如何御座候哉、折々は御出勤も被レ爲レ成候由大賀此事に奉レ存候、藝地之縺合も長々之事に有レ之候處、過る朔日手切れと相成、委細是迄追々差越候書面類に而被レ成二御承知一候通に御座候、三四年來切迫決戰之文字、書面毎に相見、最早言古く御座候處、此度はとふか言新き方に相成申候、況此内御氣附被二仰聞一候通、御名代拘留之一事に而も、幕之大罪顯然、士民一統憤懣切齒之至に奉レ存候、當節は世上之人心も相締り候樣相見、政事堂に而も俗瑣事は少き方に御座候、然處日々攻守之論に振を替へ、老迂私なとは殆困厄罷居申候、廣澤氏も此間は高森・岩國邊に盡力、漸歸鴻之處、又々今朝より同所罷越、爰元も所詮御無人、如レ斯大難之場合に當り、政事堂右之次第に而は、現場差間は申迄も無二御座一世上之見る所も無二覺束一可レ有レ之歟と、甚以痛心之至に奉レ存候、御不快に被レ爲レ在候へは、無二是非一事にも御座候得共、少も御快方に候へは、何卒一日も早く御出鴻被二成下一候樣奉二伏願一候、つまり御在鴻に御座候へは、折節之御登局に而、御在萩同樣大體は殘恙御養療御寄宿に平臥被レ成候而差間も無レ之、御懸念之御用捨所レ希に御座候、前斷之通申上候は、御挨拶に而も無レ之、今日之體右樣無二御座一候而不二相濟一、左候へ迚、未た御全快と申に而も無レ之儀を、無理に御せり立仕候而も不二本意一、旁苦慮之餘申上候事に御座候間、

爲㆓國家㆒迂言御熟思被㆓成下㆒候樣是祈申候、爲㆑右如㆑此御座候、他者拜眉に讓り申候、草々頓首、

六月三日　宇右衛門

二白、國貞氏痔痛大難澁候由、何卒早く平癒被㆑成かしと祈居申候、御序可㆑然御致聲奉㆑賴候、

彥太郎樣

かくの如く、宇右衛門は時局に鑑みて君の山口政事堂に在勤せんことを冀望し、誠意を披瀝して懇切に慫慂したのである。然るに君は痼疾あるのみならず、要路の措置に關して依然慊焉たらざるものがあるので、獨り陰忍默口して容易に之に應承しなかつた事は、六月十日杉梅太郎（大檢使役にて山口在勤）の君に送つた書中に「如㆑命、當地政府は御靜謐らしく想像仕候、餘り御靜謐に過きともは不㆑仕哉と乍㆑陰奉㆑存候、御地不㆑可㆑言之御苦慮有㆑之由、其不㆑可㆑言事をも斷然と不㆑言しては、不㆑可㆑言事なき樣にはなり申間敷奉㆑存候、高見如何、中村えも一向相對不㆑仕候處、迚も輙くは出申間敷、御先書に中村か不平は何やらと申事、私え被㆓仰越㆒候事も有㆑之候處、是亦不㆑可㆑言事に而可㆑有㆑之、尊公樣之不㆑可㆑言と中村之病根も同樣ならんと奉㆓察上㆒候」とあつて、君が出山を憚ばざると共に、人々仍ほ舊の如く萩の家郷にて各其の職務を盡さんとし、稍因循の傾向あるものゝ多きことが推知しうるのである。

是月五日は幕府の總軍我に侵入の期であつたが、越えて七日幕艦一隻來たつて先づ上關近傍を威嚇

郡來襲と我が兵の擊退

し、轉じて大島郡海濱を砲擊した。是れ實に丙寅四境戰爭の開始である。之に前後して更に汽船相踵いで至り、頻に大島郡沿岸の民家を砲擊し、松山藩兵及び幕府の旗下を上陸せしめた。沿岸守衞の農商兵之を拒いで利ならず、藩政府此の警報に接し、十日急に第二騎兵・浩武の二隊に命じ、大島郡に赴いて敵の襲擊を援はしめ、海軍總督高杉晋作をして丙寅丸に乘じ、大島近海に至つて應急せしめた。そこで第二騎兵隊軍監林半七は晋作に謀り、藩祖洞春公の忌辰なる十四日を以て敵兵を進擊せんことを決した。晋作は之に先だち、十二日の暗夜に乘じ、山田市之允顯義・田中顯助等と共に小艦丙寅丸を率ゐ、冒險の手段に出でて巨大なる敵艦の間に進入し、縱橫砲擊數回にして十四日三田尻に退き、馬關に馳走し還へつた。敵艦は事の急遽に驚き、一回も之に發砲しえなくて少傷を負ひ、遂に廣島近海に移轉の止むなきに至たのである。晋作の急に大島近海を去つたのは、小艦を以て敵の巨艦と爭衡しがたきを察知せるのみならず、小倉方面の急を虞慮した爲で、其の三田尻に寄航するに及び、市之允を山口に馳せて大島郡の戰況を要路に報せしめ、且つ馬關の防備を商議せしめた。會君は萩より出でて山口にあつたので、山田宇右衞門は市之允と共に之を謀議せしめんとし、直に次の書を君に送つて其の狀を報じたのである。

谷潜藏三田尻迄歸り候由にて、唯今山田市之允罷越申候、大島は不ㇾ可ㇾ救次第之由、切齒千萬奉ㇾ存候、馬關之

事、山田市へ咄試置申候、就而は又馬關えも事を始候樣可ニ相成一哉之案も有レ之、山田市唯今貴寓へ罷越候間、夫迄は御外出無レ之やふ奉レ存候、若又山縣彌氏之許え共御泊に御座候へは、同所にて御待可レ被レ遣候、爲ニ御乞合一早早頓首、

六月十四日　山田宇右衛門

前原彥太郎樣　急き

是日第二騎兵隊軍監林半七・白井小輔・世良修藏は浩武隊總督小笠原彌右衛門等に謀り、諸兵を勒して翌十五日大島郡に上陸し、各所の幕軍を進擊驅逐し、數日にして全島また敵を見ざるに至つたのである。

藝州口方面の開戰及び休戰と宍戸備後助等の歸山

幕軍の大島郡を攻擊せし後、數日を經て其の先鋒彥根・高田兩藩の兵大竹村（安藝佐伯郡）に來營して和木村（周防玖珂郡）を砲擊した。是れ六月十三日の深更である。蓋し大竹村は藝州藩の領邑にして、小瀨川を挾み我が封土和木村に對してゐるので、實に藝州口方面に於ける開戰の始である。此の方面の我が總指揮官は老臣毛利幾之進（親直）であつて、參謀は河瀨安四郎（眞孝）と御楯隊總管大田市之進（後、御堀耕助）とである。そして我が主力軍は、遊擊隊であつて之に御楯隊及び岩國兵が參加してゐた。こゝに於て我が軍は、十四日拂曉小瀨川を渡つて陣營を置き、兵を分つて苦の坂（大竹村附近）・大竹村に進ましめた。會大竹村屯集の

敵兵は、和木村に侵入せんとして忽ち衝突したが、我が軍容易に之を擊退した。苦坂口の我が軍もまた大に敵兵を破つて、遂に苦坂の要害を占領した。ついで我が軍勝に乘じて連に敵兵を擊破し、小方大竹玖波の間・玖波佐伯郡玖波村を奪ふて凱旋した。此の戰に敵軍は、威壓の態度に出でて、却つて各所に大敗し、無數の武器を遺棄して走り、また遁路を失ふて海に投ずるものも少なからで、其の死傷實に算なかつたが、我が兵の死傷は僅に數人であつた。十五日我が軍は陣營を小方に移して作戰を講じ、十八日四十八坂口大野村の西南玖波村に出づる坂路に向つて翌日砲擊し、進んで坂路を過ぎ、更に大野村大野の敵を襲ふた。蓋し大野の敵軍は紀州藩の精鋭と幕府の歩兵とを中堅となし、彥根・高田兩藩兵の比でないのである。かくて二十五日に至り、我が軍再び大野を攻擊せんとして諸兵の部署を定めて進發した。敵軍克く拒いで我が兵苦戰したが、遂に勝つことを得なかつた。因つて更に戰略を講究して進擊を畫策したが、會宍戶備後助等在藝使節が放還せられて休戰の議が起つた。初め四境の戰端開くるに及び、老中小笠原長行廣島を去つて小倉に赴き、代はつて閣老松平伯耆守宗秀が來たつたが、我が兵の優勝なる形情に鑑み、備後助等を放還して調和止戰の畫策を講ぜんとした。そこで六月二十一日宗秀、備後助を召して其の意を告げたが、備後助は藩情を考慮して之を固辭した。翌日宗秀再び備後助及び小田村素太郎を召して放還の趣意を告諭し、且つ君等十二人の出藝をも要せざる由を我が藩に傳へしめた。二人已

むなく二十七日歸途について海路廣島を發し、藝藩植田乙次郎・立野一郎之を送り、夜半新港に着して岩國に入つた。安四郎之を聞いて二十八日陣地を發し、岩國に赴いて二人を訪問し、互に在藝の狀況を談語して其の無事を慶賀し、藩公父子以下要路の喜悅をも想察した。然るに備後助は、藩公父子の名代として封境を超越し、縱令幕吏橫肆と雖も、拘禁幽囚せられて君命を辱しめ、國耻を境外に暴露したので恐懼措くこと能はず、岩國に稽留謹愼して嚴命を待たんとした。安四郎は藩公父子以下の衷情を遙察せるのみならず、長行との應答を具申すべき重任あるを思惟し、一身と國事との大小輕易を深慮して、徐に其の進退を決せんことを說述した。そこで備後助は其の勸說を考慮し、素太郎と共に歸山すべきを決した。翌二十九日安四郎は備後助の爲に、特に次の書を君等要路に送つて之を報じ、且つ二人の心事を愼重に覆考して斡旋せんことを請ふた。

各位之御配慮致二恐察一候、陳は一昨廿七日三更宍戸大夫小田村素太郎兩人新湊歸着、付而は小生昨日岩國迄訪問之爲罷越候處、孰も無事意外之相對に言をも不レ得レ發次第、天幸と申も此事にこそ可レ有レ之被二相考一、手之舞足之踏所を失體に御座候、老豪方於二各位一は元より之儀之御事、兩君上之御悅喜嘸かしと乍レ恐奉レ察候、然處兩人共不レ得二其職一して今日之爭鬪に及、實に奉二恐入一候次第、且於二大夫一は御名代とメ越境之所、彼之暴行とは乍レ申、四人之預取扱、耻二君命一國辱を暴二境外一候事、何共不レ可レ言之次第奉二恐入一候、右に付於二當所一謹愼、何分之御沙汰奉

レ待之所存に而御座候處、兩君上御案之程、倚諸老臺之御待兼、且は伯州閣老と應答之次第、其餘諸事奉レ達ニ御聞一度件々有レ之候故、一身上之事と國事に預候儀と篤と輕重厚薄推敲之上、進退有レ之度段種々及ニ說得一、乍ニ不辨一採用に預、急速歸鴻相決候間、兩人之心事篤と御察之上、可レ然御配意被ニ成遣一候樣有レ之度、爲レ其態々以ニ愚札一如レ此に御座候間、何分之儀は御相對之上、御聞取可レ被レ成候、其内爲ニ邦家一御刻苦奉レ祈候、不一、

六月廿九日　　河瀨安四郎

前原彥太郎樣
赤川又太郎樣
廣澤兵助樣
山田宇右衞門樣
木戶貫二樣

是日備後助・素太郎は藝使と共に岩國を發して高森に歸着した。會君等要路の發したる使者が、已に來たつて之を迎へたが、二人岩國にあつて請ふた同行の藝使の山口にての引見に關し、未だ報ずるところなかつた。そこで翌七月朔日、素太郎は次の書を君等要路に送つて藝使山口引見のことを反覆し、且つ自己の進退に關しての苦心を陳述して其の指示をも請ふた。

各位彌御剛健爲ニ國家一奉レ賀候、然は肉大夫一同昨廿九日岩國出足、高森驛迄罷歸り候處、御地より御差越之迎供

も着に而待合呉、何角と御配意奉レ謝候、尙岩國より一封差送候、植田・立野山口御延見之儀、如何被二仰付一候哉、何分之御物振早々奉レ待候、可二相成一は山口御延見有レ之度、宮市切に而は餘り邀向共歟と奉レ存候、別段肉大夫拙生共苦心之廉、別紙に而御推察可レ被レ下候、甚進退にも困窮仕居候、歸宅の上は屛居謹愼御沙汰を奉レ待候覺悟に候得共、道中懸より其儀に相成候而は、藝國事情尙閣老應接之次第、逐一申上樣も無レ之、此段心痛之話、御內々御洩し仕置候間、別紙書付に而、肉大夫拙生共、心中御諒察被二成下一度奉二希上一候、爲レ右態と急飛及二呈書一に候、恐惶頓首、

七月朔日　素太郎　哲花押

二白、別紙覺侍御史局えも被二仰談一早々御答奉レ待候、心事河瀨安四郎えも相話候處、同人も氣付候廉有レ之由に而、貴局迄申越候樣子に御座候、何も早々御物振御聞せ奉レ待候、以上、

宇右衞門樣
貫　治樣
藤右衞門樣
彥太郎樣
又太郎樣

是日備後助・素太郎は高森を發して藝使と共に山口に向つた。時に君等要路は已に藝使を宮市に迎へ

て優遇すべく決してゐた。依つて藩公は、杉孫七郎・廣澤兵助（初め藤右衛門）等を遣はして藝使を宮市に迎へしめ、我が兩使幽囚中の厚遇を謝して銀幣及び物品を贈らしめた。三日備後助・素太郎は山口に歸着せしかば、藩公之を便殿に召し酒を賜ふて其の勞を犒ひ、備後助をして新に祿千石を給し、宍戸備前の末家を起して老中たらしめた。備後助は藩公の厚遇を恐惶して再三之を辭せしかば、後改めて更に五百石を給し、寄組格に列せしめた。藩公の此の厚遇に關し、君等要路の周旋によることが多いのである。

松平宗秀の齟齬と我が兵の進出

閣老松平宗秀は宍戸備後助等の歸國後は、必ず長兵の撤去に盡力すべきを想察し、七月二日諸軍に令し、其の進撃を中止して防守に努めしめた。長藩は廣澤兵助等をして備後助の歸山と共に同行せる藝使を宮市に迎へしめたが、之に國情を說き、閣老の命といへども斷然我より止戰の願書を出だすことなきを縷述し、備後助もまた此の他に答ふることなきを力說した。宗秀未だ是等强硬の說を知らないで、備後助等の放還が徒爾無益に終焉せんことを憂慮し、內命を藝藩に下し、使を岩國に遣はして長兵の撤退を促さしめ、且つ翹首して備後助の答書を俟つた。そこで藝藩は已むなく立野一郎を岩國に遣はし、鹽谷鼎助・今田靱負等に面晤して宗秀の意趣を告げしめた。然るに鼎助等は、却つて藝藩先づ幕兵を撤退せしむべきを主張して之に答へた。一郎の歸國後、宗秀は已むなく岩國の議に從ひ、

先づ幕府の旗下三大隊に退去を命じ、藝藩兵をして代つて戍衞せしめた。是より先き征長總督松平茂承は、宗秀が備後助等の放還軍旅の進退に關する重要事件を專斷に處理せるを大に憤恚し、五日急使を大坂に馳せて辭表を提出し、大野の紀州兵を撤去して二十日市（佐伯郡二十日市町）に退かしめ、七日廣島に歸へつた。時に河瀨安四郞は機を見て大擧に出でんことを畫策したが、部下第一・第三兩大隊に疾病多くして戰鬪に耐ふべきもの半數なるを憂慮し、君の斡旋に依つて休戰中に御楯隊と交代せしめんとし、是日書を送つて之を請ふた。其の書は次の如くである。

御壯榮可レ被レ爲レ入之由奉二大賀一候、當口も今に無事、嘸かし御氣積きに可レ被二思召一背汗罷在候、孰れ近日間一奇策を以、是非突入之覺悟に御座候、然處第一・第三之大隊病人多、既に只今振分に相成居候處、尙引續日々七八人宛、病院入込有レ之候故、關戶宿は病院而已に而、岩國之人夫宿抔、是迄少々有レ之候中迄不レ殘借揚に相成候處、雜費は常に倍し、實地之用には不二相立一、名而已多勢に而、現場被レ用候兵は半減之餘に相當込入候、畢竟華地に不自由なく成長之者故、右體之次第に御座候間何卒老臺之御配意を以、御楯隊と彼の大隊交代被二仰付一候御趣向被レ爲レ在懇願罷在候、只今に而は境堺屯集之儀に付、如何樣共相成候得共、既に一步を進候後には、只今之體に而は、諸事差湊候事而已に可レ有レ之候間、何卒只今之中、御繰替相成度奉レ願候、追々承候得は、熊毛才判抔は人夫之湊不二一方一由、是も不レ得レ止儀に候得は、致方も無二御座一候得共、右之次第、病人に人夫を費候事殘念千萬、且又御楯隊出張候はゝ、當口之前途又一段進易く候間、旁之御都合何卒御熟考之上、急速御運相成候樣不レ堪二懇願一、右爲二御願一如レ是

に御座候、其中時下尊體御加養奉ﾚ願候、草々頓首、

七月七日　　　　　　河瀬安四郎

前原彦太郎様

君は安四郎の書に接し、其の情狀を察して之を要路に謀つたので、藩政府は御楯隊に令し、小瀬川口に出陣して第一・第二・第三大隊に代はらしめ、其の總管大田市之進をして小瀬川口參謀に命じた。市之進は君の盡力を德とし、十一日次の書を送つて之を謝し、到着後奮戰して更に狀況を報ずべきの意を述べたのである。

朶雲難ﾚ有拜見仕候、先以御淸福依ﾚ奮御盡力之段、爲ニ國家一奉ニ大賀一候、扨當隊も藝地え出張被ニ仰付一、誠以一統之大慶不ﾚ少、所謂旱天に得ﾚ水とは此事と奉ﾚ存候、畢竟老臺之御高配奉ﾚ謝候、迂弟も先日來氣分相に罷在候得共、押而駕籠にて罷越度奉ﾚ存候、彼地到着之上は、追々苦戰も可ﾚ有ﾚ之、乍ﾚ併無益之彈藥は不ﾚ費樣には幾回にも心配仕候間、此段御安心奉ニ願上一候、何も到着之上、一戰後緩々可ニ申上一候、其内辰下御自愛專一に奉ﾚ存候、匇々不具、

七月十一日　　　　　　市之進

彥太郞樣　御内披

二白、御令弟之處は、幾回も御安心可ﾚ被ニ成遣一候、以上、

是時恰も安四郎は、豫定の行動に出でんとして已に畫策したが、會藝藩植田乙次郎より藝兵已に幕兵に代はつて本道及び間道の戍衞に任ぜしを以て、暫く進撃中止を請ふの書を發して之に接した。されど安四郎は、幕軍進出の狀あるを探知して其の作戰方略を定めたので、藝藩の要求を拒絕して翌十四日兵を松原（大野附近の北方）に出だし、將に二十日市を壓迫せんとした。越えて十六日藩政府も岩國の使者が傳へたる閣老の趣旨に對し、我が決意を明示して撤兵に應じがたきを答へしめ、安四郎及び市之進等に移牒して速に二十日市を占領せしめたのである。

松平宗秀の歸坂と征長總督の幕軍進出の指揮

是時に方り、大坂の幕閣は征長總督德川茂承の辭表に驚いて之を凝議し、閣老松平宗秀に歸坂を命じ、老中水野出羽守忠誠（沼津藩主）に代はつて廣島に赴かしめ、紀州兵をして益々奮勵せしめた。そこで宗秀は、十五日廣島を發して歸坂の途につき（二十五日老中を免ぜられ大坂城代預けとなる）、茂承再び征長の任に當つて出兵の諸藩と共に軍議を決し、二十日部署を定めて進撃せしめた。偶濱田城既に陷落の報臻り、また將軍の病危篤の傳へがあつたので、茂承は士氣の沮喪せんことを深憂したが、將來を考慮して攻勢の作戰に出でて幕威の衰微を挽回せんとした。我にあつては海軍の應援なきに困苦し、曩に市之進軍艦の派遣を君に請ふたが、其の徹底せざるを察し、二十一日更に書を馬關に出陣せる高杉晉作・山縣狂介に送つて藝州口の戰況を報じ、汽船二隻の回送を懇請したのである。ついで我が軍已に松原に入つたが、二十五日

進んで明石に陣營を置いた。越えて二十七日敵兵明石に來襲し、幕艦三隻玖波・小方の海上に浮泛して頻に威示發砲したので、我が軍松原に退却して更に進擊の戰略を講じた。是時馬關の汽船未だ來たらない、安四郎は我が海軍の應援なきを甚だ遺憾となし、藩政府に敵艦壓迫の戰況を報じ、馬關防備に任じたる軍艦を割きて速に藝州海上に回航せしめんことを請ひ、且つ晋作へも痛切に之を促した。藩政府は藝州口の戰況を察し、小倉城既に陷落せるを以て軍艦一二隻を分ちて遣はし、陸兵に應援せしめんとして、八月三日次の書を馬關出張（七月十一日）の君に送つて之を報じ、其の發航を考慮せしめた。

別紙之通、廣澤其外より申越候趣にては、藝地出張之諸兵も、海軍之應援無ㇾ之には殆んと困迫之樣子に被二相伺一候、然處貴地におゐても、小倉落城以後之收拾未た相着候と申にも無ㇾ之、遠察之所に而、强而とは難二申上一候得とも、現場之御都合次第、御繰合も相成候はゝ、何卒軍艦壹貳艘御割愛御救應相成候へは、彼口出先之面々も十倍之力を得、守防之策略凛然相立可ㇾ申、此段御痴も無ㇾ之儀に候へ共、今一應諸賢被二御合一、可ㇾ然御取計振とも無ㇾ之哉と奉ㇾ存候、爲ㇾ其早々得二御意一候、以上、

八月三日　　政事堂各中

前原彦太郎様

我が軍の幕兵擊退と藝州口の防備

君は小瀨川口の戰況を察して軍艦派遣の急要を知るも、馬關の防備須臾も忽諸に付しがたき形情なるを以て、已むなく其の割愛を辭したのである。此の前日に敵軍大擧して四十八坂及び松原口より來

襲し、幕府の船艦軸艫相銜みて玖波・小方の海上に集合し、また盛に陸兵に應援した。我が軍乃ち兵を分ち、其の一部をして四十八坂の敵に當らしめ、更に大野・明石の兩道より之を邀撃した。我が兵の正面より攻撃したる大野口の戰鬪は利がなかつたが、側面なる明石口の我が兵は頻に敵兵を驅逐して七日宮内村佐伯郡宮内村を占領し、翌日櫛戶に進みて將に最終の奮戰をなさんとした。折しも藝藩は止戰に奔走して敵兵已に廣島に撤退し、藝兵二十日市の關門を守つて其の進路を遮斷したのである。されど我が軍は益々警戒し、他日の交戰を期して持久の策を畫し、土壘を築造して要塞となし、之に大小の砲臺を備置せんとして、遊擊・御楯の兩隊より十二斤及び二十四斤二種の大砲六門の輸送を藩政府に請求した。藩政府は馬關の防備を充實にせんが爲め、非難を排して萩地の大砲もまた既に彼處に送つたので、君に移牒して之を協議せしめた。そこで君は前後して十二斤砲六門を藝州口に輸送したが、遊擊・御楯の兩隊は要求に齟齬せるを以て其の二門を臺場に設備し、是月二十三日事由を君に報じて四門を還付し、藩政府へもまた之を告げた。藩政府は馬關が咽喉の地であつて、須臾も防備の忽諸に付しがたきを知るも、また藝州口將來の戰狀を察し、越えて二十五日山田宇右衛門更に君及び木戶貫治に書を發し、要求に從ふて大砲の輸送を請ふた。是時貫治は馬關に出張し、君と共に機務の處理に任じてゐたのである。なほ遊擊・御楯の兩隊並に宇右衛門の送れる書は次の如くである。

追々御快戰之狀奉ニ遙察一候、扨は此度大砲四挺内十二斤ニ挺ライフル壹挺御送り方被ニ成下一、昨日着船致し候、然る處先達而山口表より答書有レ之、貳十四斤二門之外拾貳斤巳上之砲四挺以上六門之辻、當地え差越候との事に有レ之、過日拾貳斤二挺來着夫々居付、殘り貳拾四斤共外四挺之引當として、追々臺場等築造、旣に成就致し居候折柄、今般御送り方相成早速取調へ候處、不レ圖も十二斤巳下之砲に而當惑此事に御座候、全體當地形御承知に有レ之候哉、度々戰爭之次第に付而は、彼は海陸並進み味方は孤勢之上、海軍迚も無レ之、且地形之不勝手、每度午苦戰、今日迄敵追拂來候得共、難澁之至御承知之御事と奉レ存候、右に付不レ得レ止、山口表え申越、海岸砲相願候處、前條答書有レ之候而、御地よりは却而、此度之預ニ御仕向に一、如何之行違ひに可レ有レ之哉、態と御手數を掛け奉ニ恐入一候得共、無益之砲而倒之至に付、其儘差返申候間、御受取可レ被レ下候、尤ライフル壹挺、兼而陸用之積に有レ之、直樣相留め申候間、旁御承知可レ被レ下候、其内爲ニ邦家一御自玉奉レ祈候、恐々謹言、

八月廿三日

游撃軍
御楯隊

前原彥太郎樣 座下

要用

小濱口より大砲積廻し之儀に付、追々申來候趣も有レ之、諸口共此度之苦戰不ニ一形一其内にも馬關は肝要之海門、旁以一入勇戰感服之至御座候處、小瀨之儀も、幕軍蟻集海陸より相應し、殆苦戰之趣竊に想像仕候付、何卒注文之通大砲積廻し被ニ仰付一度候得とも、萩地之分も頓に馬關え被ニ差廻一拂底相成候付、何共手段無レ之、無ニ餘儀一馬關

之分御相談仕候儀に御座候、馬關も肝要之咽喉にて、取欠難二相成一段は承知も仕居候得共、少々之繰合は相成間敷哉、實は餘分之得物も有レ之事に付、すがり心自然出來仕候儀に御座候、別段河瀨書狀差出候間、御内々御一閲可レ被レ成、右書中に大田馬關行之事も有レ之候へ共、大田は其儀相斷申候、馬關之惜み候儀は尤に奉レ存候へ共、小瀨も相成丈ケ勢を得候樣致度、旁御考味被二成下一候樣奉レ存候、爲レ右得二貴意一候、時下御自重專一奉レ存候、草々敬白、

八月廿五日　　宇右衞門

貫治樣
彥太郎樣

二白、貫治樣へ中上候、廣澤へ被二仰越一候薩其外之書三通寫差送申候、以上、

三白、別紙御一覽後被二差返一被レ下候樣奉レ賴候、以上、

こゝに於て君は百方苦慮し、之を貫治等に謀つて馬關の防備に闕ぎがたき貳拾四斤砲十八斤砲各々一門を割愛し、大木又右衞門を付して之を小瀨川口の我が軍に輸送せしめた。此の砲は十月に入つて漸く到着したので、遊擊隊は副總督河瀨安四郎に代はり、十日次の書を君に送つて之を報じ、且つ其の勞を謝したのである。

彌御清適可レ被レ成二御忠力一奉二欣慕一候、偖は小倉殘黨今以割據致必死防戰之由、嘸々御苦慮奉レ察候、當地も幕兵其外追々廣陵引拂ひ無事消日、就而は御楯隊其外引揚衝(マヽ)遊兩擊耳に御座候、尙亦大木又右衞門才料として、貳拾四

斤一門十八斤一門着船何歟行違ひ齟齬耳、恐縮之至に御座候、當節は河瀨副督も出鴻に付、一應御答迄申上候、谷賢臺近況御伏枕之由、何卒早々御平常之程奉ニ遙禱一候、失敬な賀羅、宜しく御致意奉ニ希上一候、共中時下御厭專一に奉レ存候、匆々謹白、

十月十日

前原彥太郎樣　貴下

游擊軍各中

淺原口の戰

藝州方面に於ける小瀨川口の我が軍開戰以來、常に之と進退を共にして奮戰したのは淺原（佐伯郡淺原村）口である。其の主力は總管赤川敬三（後ち甕助）の率ゐたる膺懲隊であつて、益田孫槌（親久）之が總指揮官となり、井上小太郞・久保無二三の二人參謀となつて本營を廣瀨（玖珂郡廣瀨町）に置き、後に井上聞多石州方面より來たつて參謀となり、來島龜之進の率ゐたる鴻城隊も來たり加はつた。かくて六月十四日、我が軍小瀨川を渡つて敵軍を進擊するに應じ、十九日龜尾川を渡り、淺原を過ぎつて津田（佐伯郡津田村）・保祖原（同上）を占領し、二十日大に十王堂にて戰ひ、常に小瀨川口の我が軍の搦手となつて之に應援したのである。

石州口方面の戰況と幕府軍艦の捕虜

藝州口方面の開戰に伴ふて、我が軍は六月十六日石見の益田（美濃郡益田町）に進入して敵兵と衝突した。是れ石州方面に於ける交戰の始めである。益田は濱田侯松平右近將監武聰の領邑であつて、福山の藩兵之を守り、濱田兵は津田及び遠田の要所を扼し、紀州兵もまた三隅（那賀郡岡崎村の内）に屯してゐたが、敵軍の根據

地は濱田であつた。そして此の方面に於ける我が軍の主力は南園隊・精鋭隊であつて、之に清末の育英隊・北第一大隊等參加し、參謀大村益次郎專ら作戰を掌り、直目付役杉孫七郎參謀を兼ねて軍務に任じ、瀧彌太郎厚徳も清末兵の軍監であつた。是日我が軍は津和野・濱田兩藩の境界にある扇原の關門を破つて敵兵を驅馳し、翌十七日益田に入つて各所を攻擊したので、幕府の軍監三枝刑部等之に殪れた。我が軍にもまた南園隊總管佐々木男也負傷し、其の他の死傷若干あつた。かくて敵兵は我が軍の追擊を支持すること能はず、走つて濱田に退いたので、十八日陣營を益田に移した。是時當島宰判都合役田北太中は、四境出陣の諸兵が炎熱に苦困しないでよく奮戰せるを察知し、藩公の近臣を派遣して之を犒勞せしめ、且つ消夏の藥劑を給與せんことを欲し、十九日次の書を君に送つて之を陳べ、また速に我が軍の大森銀山の占有を望み、藩公の名を以てして見るものゝ感動すべき檄文を發せんことを請ひ、なほ萩城下にある藏元役所附近の土壘工事に着手せば、敵艦襲來の防備たるのみならず、之に因つて人心の鬱結を解散して益々振肅ならしむべきを說いたのである。

酷暑之節彌御勇壯被レ遊二御抽勤一奉二拜賀一候、先以四境勝報御同慶此事奉レ存候、乍レ去兼而致二過念一候通、何分味方之勢は代り少く、始終隊は隊計之軍に付、甚以掛念之至御座候、就而は越俎之罪難レ遁候得共、當節御近臣之內一人充、四境へ被二差出一、當節炎暑中別而致二粉骨一候段、軍勞爲二御犒一被二差越一、何ぞ暑中凌之御藥共頂戴被二仰付一度御

儀奉レ存候、素より此等之儀無ニ御諫ニ事不レ能レ申候得共、婆心不レ得レ止申出候、兼而之儀に付、不レ悪御寛容是希候、且又先日も及ニ議論ニ候通、石州口は祖宗之遺澤、且又益田等は別而舊恩も有レ之、此度に而も壺漿して相待候氣味も有レ之哉に粗相聞、旁何卒此擧に乘じ、何卒銀山を致ニ收手ニ候はゞ、一層之勝利と奉ニ愚考ニ候、尙濱田等えは正氣檄を投し候而は如何哉、彼は水戸之別れに付、勤王正氣論には與しそふに被ニ相考ニ候、尤幕の親藩には一旦は命を奉し可レ申候得共、何卒御名文にて前斷之檄文御名にて相成候而は如何哉、是又御賢慮所レ祈御座候、尙先日御噂之御藏元下士疊論如何哉、當節欝抑之人氣激作之策には可レ然哉、譬右之最中敵艦襲來迚も、夫迄之成功は不レ容半途に而直樣引受可レ然哉、旁早々御英斷是希候、先は夜白苦心之餘、不レ入老婆心丸に打出得ニ貴慮ニ候間、何卒此時之儀と御憫察宜御取捨是希候、取紛亂毫御推覽是希候、時下暑中別而御自重爲レ國奉ニ專祈ニ候、恐惶頓首、

六月十九日　　太中花押

二白、幾重も貴躰御自玉奉レ祈候、且又季候は誠に順氣に立直り、近邊田野之色誠に嫩綠娛眼一段之儀御座候、書他後期申縮候、以上、

彥太郎樣　　玉机下御内覽跡御夏虫

時に幕府の軍監長谷川久三郎正直等津和野に駐在せしを以て、我が軍は其の交付を津和野藩に迫り、且つ貳心なきを盟はしめた。津和野藩は夙に勤王を唱へて我が軍の進入に抗抵しなかつたが、此の要求に

對し、藩力微少の故を以て、久三郎等の駐在を寛縦するの已なき事由を陳述して其の認容を哀願し、衷心貳なきを盟言した。會御使番役坪井竹槌正誼藩命を以て津和野に來たり、久三郎等の交付を求め、二十八日御徒士支配役梨羽又次郎直景等之を護送して山口に歸へつた。ついで七月二日津和野藩は使節大野庄吉直世・久野瀧之進後ち羽田均等を山口に遣はし、藩公父子の起居を候問せしめたので、君は椙原治人中村誠一と共に客館に於いて之に應接し、物を贈つて其の勞を慰した。事は柏村日記七月二日の條に、「石州津和野より使者來る、於客館御引請椙原治人・中村誠一・前原彥太郎爲應接罷越候事」と見えてゐるのである。

濱田城の陷落と我が民政の施設

是月五日我が軍は更に陣容を整へ、南園隊・精鋭隊・第一・第二・第四各大隊及び淸末兵等の進行を開始し、十五日大に大麻山周布村南方の敵兵を破り、勢に乘じ翌日再戰して周布村那賀郡を占領し、將に濱田城那賀郡濱田町を突擊せんとした。大麻山の敵は濱田兵にして周布村には紀州兵駐在し、專ら我が軍の進入防禦に努力したが、是に至つて各々營を棄てゝ潰走したので、收獲の銃砲糧食甲冑等の戰利品多大であつた。曩に濱田藩は益田の陷落後直に援拯を因州・雲州の兩藩に請ひ、ついで人を廣島に馳せ、閣老松平伯耆守宗秀に雄大の藩侯を選定して諸軍の指揮官に任ぜんことを進言し、且つ備前に使を遣はして救兵を乞はしめた。宗秀乃ち因州・雲州の兩藩に命じて其の急を援はしめたが、依違して未だ

應じない、備前侯もまた出兵を承諾しないので、濱田藩は支持しがたきを察して止戰講和を談議せんとし、十五日重役より我が軍に移牒して之を請はしめた。そこで我が軍は之に應じ、濱田藩使節の周布村に來たるに及び、杉孫七郎・瀧彌太郎をして面接せしめ、出兵の事由を説いて城中の諸兵を撤去せしめ、且つ濱田藩の趣意を列記して提出すべき要求の覺書を交付せしめた。されど翌十八日に至つて回答しない、我より之を促すも唯承意を報ずるのみであつたが、是日濱田藩は遂に自ら其の城郭を燒燬して雲州に逃去した。翌日我が軍は兵一大隊を差遣して直に入城せしめ、民人を撫綏して姦盜の掠奪を嚴戒した。大森駐在の幕吏も惶懼遁去したので、我が軍は營を玆に置いて民政を施し、專ら人心の安寧に努めた。是より濱田領及び石見の幕邑は、全く我が占有に歸した。二十六日山田宇右衞門は次の書を君に迄つて是等の狀態と藝州戰況の概略とを報じたのである。

石州表濱田落城之儀は、財滿其外より御承知可ㇾ被ㇾ成と存候、濱城も二の郭三の郭燒失、本丸は殘り居候付、我兵則本丸に入罷在候由、濱城以東も賊兵壹人も無ㇾ之、只今に而は鄕津川を分界にして、守兵出張、川邊之形勢に倚り、砲塲取建砲八門を相備、先づ是を行當り之境と相定居候へ共、銀山領代官は頓に脫走に而、是又無人之境に付、自ら鄕津本陣之管轄とも可ㇾ相成ㇾ勢に被ㇾ相伺ㇾ申候、濱公も餘程切迫より起り自燒被ㇾ致候事には可ㇾ有ㇾ之候へ共、市中迄も燒拂之沙汰は實に暴之極、最前紀州兵出張にて大抵暴を極め、其上一戰に敗走して濱城に相屯、防禦之心も無ㇾ之、銀山差し而遁去り、殊に安藤飛州は前日船に而遁候由、右之次第に付、濱公も紀を被ㇾ怒候樣相見、

紀敗走之節は領中へ沙汰し、食事宿等嚴禁相成候、就而は紀兵も大困窮、途中に而槍刀を投して走り、飢に不レ堪して畠之木瓜カボチヤを喰らひ候躰に御座候由、前顯之次第故、濱公も短慮之作廻被レ致候と相見候、尤濱公並御女儀方は因州共申、其他家來は播州かに壹萬石之地有レ之由、是之通込候由に相聞申候、右之通紀兵之初暴、濱之後暴に而、土人共大に怒り、爲レ其我兵を簞食瓢漿して迎候勢に相成、不レ圖二戰にて石州一圓平定之姿と相成候、石には紀・雲・因・福山等之兵罷居候由、最早勢之背之折し勢に相成、小瀨・龜尾は進軍にて、松ケ原・友田峠・玖島等を占居候に付、藝州へ幕兵再度大擧致候而も、勢ひ易與し可レ有レ之候、藝は此節目が覺め、當底幕兵を受候樣相成候へば、與レ西合して東境を防戰之覺悟に相極り、已に幕兵に代り、諸口出張之人數も盡く城下へ引揚候、付而は紀より又々出兵之積り歟、廿日市へ宿割致候處、過る廿二日自レ藝燒拂、千軒計り之宿、貳三百軒殘り候由に御座候、藝・石近況右之通に有レ之申候、

一、近日小倉に有レ事趣被二仰越一候處、英船砲擊より決論歟と被レ推申候、何卒愉快之捷報奉レ待候、貴兄も御幸福にて有レ之申候、廣澤も此內已來藝使爲二應接一高森え罷越、藝使一應引取返答、朔日比申來筈之由、夫迄は滯留之由、申來委元は御無人、尤此節は雜用は少く御座候へ共、時として不レ能二愚案一事件も起り、困窮罷在申候、早々以上、

七月廿六日　迂右衛門

彥太郞樣

一白、壯年之節江戶番手にて江都之桃櫻繁昌なれ共、不レ適レ意故遊步も不レ得レ催、扨此節之諸口之戰爭は心魂飛

舞之事に候へ共、滿頭之白髮にて長局跡定番人と成る、人事翻覆莫レ大レ焉、御憐察可レ被ニ成下ー候、以上、

此の書中に安藤飛州とあるは、紀伊藩附庸の田邊藩主安藤飛驒守直格にして和歌山藩兵と共に濱田方面の陣營にゐたのである。なほ之に據つて濱田に出張したる和歌山藩兵は其の駐屯中幕威を藉りて暴横を恣にしたが、敗北に及びて大に困窮せしことが知らるのである。

第二十七章　四境戰爭（其の二）附　勝義邦の應接

〇慶應二年小倉口方面の開戰と勝利

石州口方面の開戰に後るゝこと一日にして、六月十七日我が軍艦は田の浦・門司（門司市）に邁進して砲擊した　是れ實に小倉口方面に於ける開戰の始めである。此の方面に於ける我が軍の主力は奇兵隊にして長府の報國隊山內家の正名團等の兵が參加し、奇兵隊總督山內梅三郎其の總指揮官となり、海軍總督高杉晉作參謀を以て奇兵隊軍監山縣狂介・福田俠平・同參謀三好軍太郎・時山直八・片野十郎（瑜

と共に之を輔佐し、長府侯毛利元周も監督の任にあつたのである。敵軍は小倉兵先鋒となりて門司・田の浦に出陣し、肥後兵は大里の松原（企救郡大里町附近）を、幕府の陸兵は赤坂（企救郡足立村）附近を、久留米兵は長濱（小倉市の内）海邊の一帶を各守戍してゐた。我が軍は是日の拂曉を以て將に敵兵を進擊せんとするに方り、直に急使を山口に馳せて其の戰略を要路に告げた。折しも山口政府には、君及び木戸貫治・山縣彌八相倶に當直し、夜に入つて其の報に接したので、三人商議して九州諸侯に怨恨を結はゞ他日我が軍の上京に支障あるべきを憂慮し、且つ田の浦の民家を燒失せざらんことを欲した。即夜三人次の書を晉作及び久保松太郎（藏元役）に送つて其の趣意を陳べ、小倉城下を掃蕩して武器大砲等を奪取せば歸關して固守せんことを說いたのである。

寅の下刻御發之御報知、暮四ツ時相達、小倉打入之手筈致二承知一候、固り御蹂は無レ之事に候得共、小倉城下を一掃、器械大砲を奪歸、內地を固守し、九州諸侯え怨を結ぬ樣御所置肝要之事と存候、九州諸侯え廣く恨を結ひ候而は、上國に手伸ひ不レ申候、大に國家之不利と存候間、萬々無二御蹂一御指揮所レ祈に御座候、小倉城下は悉く燒拂候とも、何卒田之浦邊人家は助け被レ置候而は如何哉と奉レ存候、何も隔靴之譯には御座候共、不慮一得と不レ憚申上候

匆々以上、

六月十七日夜五ツ時認

前原彦太郎
山縣彌八
木戸貫治

右三人今夜當直

谷潛藏樣
久保松太郎樣

追啓

海軍を上方被レ進候樣に御所置相成候はゞ、藝州口も餘程手伸び可レ申被レ考申候、

此の書にて君等要路は他日茅塞を掃開して上京し、闕下に伏奏して正邪曲直を明白にせんことを覺悟せるのみならず、藝州口方面へ軍艦派遣を念とせることが知らるのである。是日早且我が軍は丙寅丸・癸亥丸・丙辰丸の軍艦三隻を田の浦に向はしめ、乙丑丸・庚申丸の軍艦二隻を門司浦に航せしめ、奇兵隊・報國隊・正名團等の陸兵は別に輕舸に乘じて之に繼ぎ進んだ。乙丑丸には、土佐藩の坂本龍馬が海援隊士と共に同乘して操縱した。是日海軍先づ發砲して戰火を交へ、奇兵隊・報國隊・正名團等の諸兵は其の援護によつて田の浦・門司に上陸し、大に敵を擊破して其の營に迫つた。敵兵防戰に力めたが支持しがたいので、閣老小笠原長行之に退陣を命じた。そこで敵兵みな走り去つて大里を據守

した。我が軍は久しく敵地に駐留するを危殆となし、機を見て再び雄飛進撃せんとし、諸兵擧つて馬關に歸へり、直に其の勝利を山口政府に報じたのである。こゝに於て幕府の軍艦順動丸は大里より我が沿岸を砲撃し、小倉の先鋒隊もまた砲臺にあつて之に應戰したが、二十日に至つて諸兵各要害を堅守し、幕艦小倉洋を浮游して我が軍の進攻に備戒したのである。君は小倉口の戰報に接するに及び、奥阿武郡都合役木梨平之進に四境共に我が軍の克捷を告げ、なほ前途遼遠にして各奮勵すべきを陳べた。二十九日平之進君に復書し、諸口の我が戰勝は幕閣の意外に出で、主客地を易へて彼退守の已むなきに至り、四ヶ年來の欝積一時に消散したるを喜ぶと共に、雲霧を披拂して天日を伏拜し、藩公の寃枉を雪滌せんが爲に京師に出づる百五十餘里の長途であつて、將來を考慮せば晝夜を寸歩するの感あるを述べた。即ち其の書中に「貴簡拜見いたし候、愈以御忠康御盡力可レ被レ成奉レ敬賀レ候、如二來諭一、追々諸口數度之進戰、彼の幕之意外に出て、主客易レ地退守一途に相成、四ヶ年來之欝積、一時龍躍之勢、左も可レ有レ之候得共、唯に可レ歎は驕惰之兵氣、迚も蕭然と申場合には至り申間敷、勝戰も國之餘力無レ之時は自斃に可レ至（中略）、實に雲霧を披き　天日を拜し　君寃雪き候迄之事に而は候得共、力守進撃京師迄一百五十里之長程、各藩之守備も有レ之、奪略侵掠之病は、將帥其人無レ之、治療思ひも寄らぬ事に存候、衆怨二國に歸し獨り君上を如何せん、英氣拔群忠義金鐵之士は山中幸盛之跡踏むか、又は時

勢之機に依而は、御國內割據之勢を成すか、將來之事考合仕候得は、寸步黑夜之思ひ、御憐察可被下候」とあるのである。

第二回の攻擊小倉兵死守の決定

かくて我が軍は戰機の熟せるを察し、七月三日海陸兩軍並び進んで大里の敵兵を攻擊した。其の前夜奇兵隊・報國隊・正名團等の諸兵は已に晴冥に乘じ、門司に渡つて潛伏した。是日曉天弟子待砲臺より烈しく大里砲臺を砲擊するに及び、我が潛伏の諸兵遽に起り、二派に分れて海濱と山麓とより勇進して齊しく大里の敵營を攻擊した。是時丙寅丸は大里松林の砲臺を砲擊して我が陸兵の作戰を擁護したが、幾ばくもなく丙辰丸を率ゐて共に大里の海上に來たつた。會幕艦順動・翔鶴・富士山の三隻小倉洋より馳走し來たり、丙寅・丙辰の二艦に屬目して之を砲擊した。二艦之を邀へて富士山・順動と戰ひ、弟子待沖にある我が庚申丸も翔鶴と砲火を交へてみな擊退した。折しも大里の敵軍は我が陸兵の攻擊を防禦する能はず、退去して赤坂に據つた。是日の戰況を七日に至つて馬關より君等に報告せしは次の如くである。

三日馬開戰

曉七ッ時海軍之戰爭相初、互に砲擊、

五ツ時比より陸戰互にはげしく相戰、四ツ時止戰、敵兵小倉へ退き、味方大里を乘り取り、人家不ㇾ殘放火、

大砲其外器械不レ殘取歸候事、

一、敵方手負死人數拾人、

一、味方手負死人合而二十に不レ足に御座候、

一、軍艦は少も怪我不レ仕候事、

荒增右之通に御座候、委曲又々可ニ申上一候、以上、

七月七日

之に據つて當日の戰鬪は未だ激烈ならずして、彼我の死傷は僅少であつたことが知らるのである。されど是時肥後・久留米兩藩の兵及び幕府の千人隊は各要所を守つたが、小倉藩より大里の急を告ぐるも、みな依々して出援しなかつたので、小倉兵獨り戰ふて甚だ苦困に陷つた。そこで五日小倉藩は諸臣と共に死守の志を決したのである。

長府藩兵の驕傲鎭定さ小倉攻擊の戰略

是時馬關の諸兵は、長府藩が報國隊の三小隊を出だしたるも、未だ其の根軸の精兵を參加せしめざるのみならず、軍監を派遣せざるに快然しなかつたが、其の爲め遂に紛議を發した。馬關駐在の久保松太郞は、大敵を覿面に控持して諸兵に紛紜あるを憂慮し、之を山田宇右衞門に報じた。宇右衞門もまた容易に抑止しがたきを深憂し、七月十日次の書を君に送り、其の措置に關して考慮を請ふたので

ある。

欝蒸難ㇾ凌、何卒一雲之雨來れかしと祈居申候、扨は唯今久保ゟ織迯にし而別紙差越申候、馬關議論込りものに御座候、元來長府方にも報國隊計りを差出、根之軍制え拘り候諸手内は、一人も不ㇾ差出ㇾ樣相見、其上軍監も報國隊出候へは、出張可ㇾ仕筈歟に相見候處、其儀も無ㇾ之、彼是に付、被ㇾ付込ㇾ候而も致方無ㇾ之候處、尖を付込候而勝手次第之儀有ㇾ之候而は、是又驕兵と申而も難ㇾ遁もの之樣被ㇾ相考ㇾ申候、兎に角別紙之趣に而は、大敵は在ㇾ前、實に不ㇾ相濟ㇾ、其上往々之處も大に被ㇾ案申候、乍ㇾ爾私抔に而中々治り之付候儀にも有ㇾ之間布被ㇾ相考ㇾ申候、如何所置相成可ㇾ然哉、御賢考被ㇾ成下ㇾ度奉ㇾ存候、他は拜眉に讓申候、恐々頓首、

七月十日

二白、參謀と申は大將懸相無ㇾ餘儀ㇾ被ㇾ相添ㇾ事に候へは、是非々々參謀なけれはならぬ規則にも有ㇾ之間布、且又山内へも關地出張之節は、指揮之心得とか申事御沙汰相成居候樣覺申候、左候へは山内に而も、右樣之論は說諭可ㇾ致職に御座候へは、山内を被ㇾ責候而は如何哉、其外御熟考可ㇾ被ㇾ下候、以上、

前原樣　御直披　山田

君は字右衞門等と之を凝議し、諸兵の驕慢を戒諭して鎭定せんとし、翌十一日藩命を以て山口を發して馬關に赴いた。かくて君は高杉晉作・山縣狂介に會晤して諸兵の紛論を鎭撫したが、偶彥島屯戍の

長府兵輕率に英船の通航を砲撃した。君等は其の措置を善處したが（第二十八章に見ゆ）、宇右衛門此の報に接して英人の難詰せんことを慮り、二十三日書を君に送つて之を告げ、且つ汽船購入費（一萬九千兩）を撫育局より支出して送金し（第二十八章に見ゆ）、また馬關援兵の派遣を報じて速に歸山せんことを促した。其の書は次の如くである。

益御忠壯被㆑成㆓御滯關㆒珍重奉㆓大賀㆒候、此度御奉命之一條に付而は、被㆓仰遣㆒候趣承知仕、何も其運に相成掛候處、山縣氣分相差起し、無㆓餘儀㆒遠藤論に相成、い曲昨書狀を以申上、可㆑被㆑成㆓御承知㆒奉㆑存候、右之次第に付、遠藤着之上都合之趣御傳授被㆓成置㆒候樣奉㆑存候、扨又此度又々火急蒸氣船買入之儀、金ニは殆込り候事ニ御座候へ共、實に當今急務之器手に入、重疊爲㆑國奉㆑賀事に御座候、金は募金之取沙汰も有㆑之候へ共、未だ集り申間布、御藏元も六ケ敷論と相考候付、御撫育修甫金取合せ一萬九千兩明日ゟ送り可㆑申候間、右樣御含置㆑被㆑遣候○彥島ゟ英船を致㆓砲發㆒候由、苦々敷事仕出申候、差向書中を以相斷候儀は於㆓御地㆒被㆓仰合㆒相運候事と奉㆑存候、何卒後々難題不㆓申參㆒候樣有㆑之かし、已に大砲居付之儀に付、奇隊ゟ申出之趣も有㆑之程之場合、臺場を被㆓相支㆒候而は、戰は負に相成、一發之失策、兩國之勝敗に相係候次第、長府人實に率忽之働、殘念百萬奉㆑存候、屹度被㆑罰候樣無㆑之候而は、性根は入申間布奉㆑存候、

南拾三大隊貳小隊拾壹同貳小隊馬關援兵として差出候樣申來候付、操出之手筈に致㆓約定㆒候段船木ゟ屆出候處、是

迄諸陣出張數願は御存知被ㇾ成候通、今夕迄も間斷無ㇾ之、然處に出張所におゐて、互に約定致候而相濟候樣に而、諸所惣而右之振合に相心得、終には不都合出來も難ㇾ計、素ゟ大急之節は傍隣申合、互に救援勿論之事に御座候處、間合も有ㇾ之事に候へは　上御承知之上に而被ㇾ考樣無ㇾ之而は、往々之所行ききられ申間布、愚存之處申上候間、御考味被ㇾ成下ㇾ、何とか御取計振奉ㇾ賴候、於ㇾ爰元ㇾ藤井七郎右衞門えは、私論丈は仕置申候、援兵入用に御座候へは、入用之次第御地出張所ゟ申來候樣有ㇾ之度奉ㇾ存候、草々敬白、

七月廿三日　　　　　　　　　宇右衞門

二白、御用被ㇾ成ㇾ御濟ㇾ候はゞ、早々御歸鴻被ㇾ成下ㇾ候樣奉ㇾ願候、以上、

彥太郎樣

時に君は馬關に稽留して專ら軍議に參畫したが、小倉攻擊の戰略に關し、東西兩口の先後につき雜論あつて容易に決しなかつた。そこで二十四日片野十郎は君の旅寓を訪ふて之を談議したが、狂介（微恙あり）もまた書を君に送つて機を失せず西口を先にすべきに同意なるを告げて決定を促した。其の書中に「今朝片野より御懇談候一事、御決相成候哉、時機を不ㇾ外樣仕度、猶西口より取懸儀、尤活用可ㇾ仕事と奉ㇾ存候、罷出可ㇾ申上と相考候處、朝以來下痢之氣味にて一脚湯仕度、其中何も可ㇾ然御決議被ㇾ爲ㇾ在候樣只管奉ㇾ願候、東口は兵着次第繰込候はゝ、　書時分位より取懸りも出來可ㇾ申歟、何邊速に御一決奉ㇾ渴望ㇾ候ㇾ」とあるのである、かくて晉作の旅寓白石正一郎の宅に會し、君は狂介。十郎及び三好

軍太郎等の軍監・參謀以下と共に敵軍擊破の畫策を凝議し、二十八日を期して小倉城を陷落すべきを決し、之を宇右衞門等の要路に報じた。宇右衞門等は諸兵が小倉城占領後にあらざれば敵地より敢へて撤去せざるの意氣あるを壯快とするも、全軍渡海して馬關の空虛となるの憂慮あるのみならず、長日の戰鬪に兵士交代の要あるを察した。會馬關に出張せる御藏元役藤井七郎左衞門典淸等の申告もあるので、藩公の決裁を仰いで厚狹・阿川兩毛利家及び毛利左門の各手兵を派遣せんとし、二十六日國貞直人と共に次の書を君に送つて之を報じた。

一筆致ニ啓達ㇾ候、然は來る廿八日期限に而、小倉城之決局御取極可ニ相成ㇾ御心算有ㇾ之、降落之兩條相極候迄は、寸歩も退去不ㇾ致との御決議相成候由、快捷所ㇾ祈に御座候、就ㇾ夫滯關之兵士も殘り少く、渡海之上は空虛之形に相成、猶長陣にも相成候は、、交代をも可ㇾ有ㇾ之、彼是藤井其外申立之趣、委曲被ニ仰越ㇾ致ニ承知ㇾ、早速及ニ御聞ㇾ候處、御取捨被ㇾ爲ㇾ在、厚狹一手一中隊阿川一手壹小隊毛利左門一手壹小隊御地出張被ニ仰付ㇾ候、御旨趣は能勢兩家之兵卒差出候へは、是にて八家之衆も大抵無ㇾ殘出兵に相成、且先年之失策雪耻之一端其上便利も宜敷、毛利左門儀は亡父之怨讎も有ㇾ之、他之三大夫初め宍戶・前田抔は孰も先鋒先陣罷在、毛利に限り未た出張不ニ得致ㇾ、旁之趣を以、右之人數出張可ㇾ被ニ仰付ㇾ梨大隊其外土着之兵卒は先見合置候樣との思召被ㇾ爲ㇾ在候間、阿川其外えは旣に其沙汰いたし、早々出關候樣申越置間、右樣御承知可ㇾ被ㇾ下候、先は御答計早々得ニ御意ㇾ候、恐惶謹言。

國貞直人景花押

山田宇右衛門　頼花押

前原彦太郎様

小倉攻擊と陸海諸軍の統一

翌二十七日奇兵・報國の兩隊長府兵・南第十一大隊・好義隊・毛利左門の手兵・正名團等海を渡つて天明大里に上陸し、我が海軍もまた庚申・癸亥・丙辰・丙寅の四艦を操縱し、彦島・弟子待・大里の海上を警戒して頻に敵壘を砲擊した。陸兵已に大里に入つたが、敵を見ないので、新町（企救郡赤坂附近大里町の中）に進んで赤坂を攻擊した。敵軍には熊本兵の一部も參加して克く拒ぐので、我が軍頗る苦戰したが、遂に拔くことを得なかつた。そこで我が軍は南第十一大隊の一小隊及び好義隊と軍艦一隻とを大里の斥候に充て、諸兵を馬關に歸へらしめた。會敵艦一隻大里の海岸を駛走し、近く馬關に進航し來つた。丙寅艦直に之を砲擊し、馬關の砲臺よりも一齊に亂射して驅逐した。是日我が軍が小倉城占領の志を達しえなかつたことは、君の大に遺憾とする所であつた。そこで之を政府に報じ、且つ山內梅三郎をして馬關口陸海軍の諸兵を總督せしめ、高杉晋作を其の參謀となして統一せしめんことを陳べ、なほ汽船の買得をも促した。また君は我が兵の激戰に疲憊せるを想察し、且つ敵艦の浮游に傾注して速に小倉附近の地利を占領し、之に堡壘を築造して持久の策籌をなすを急要となした。依つて翌二十八日次の書を山縣狂介・福田俠平に送つて此の意見を開陳し、疲頓の兵と代らしめんが爲め、船木より二中

隊を派遣せんとするを報じ、若し敵船我が兵の歸路を遮止せば扞禦の考慮あるべきを告げ、渡海して戰地の景狀を知らんとすることをも述べた。

昨日之戰は兵士と疲勞不二一形一事と奉二拜察一候。然處昨日之軍艦も上國之罷越候に相違も無レ之様子承申候。假令軍艦は其儘繋船仕候とも、軍艦中之兵を揚候か、又は中津邊之兵を催候に而可レ有レ之、深く慮候得ば、一日も速に向地を占め、持久之策を立候方肝要と奉レ存候、佛前之說法には御座候得共、攻城は自レ古難き事に御座候間、昨日之兵も如レ斯必死と相成戰候と奉レ存候、今日直に土壘抔築き置候はゞ、敵方急襲抔申策は決而相立申間敷、矢張前日之通砲臺を固守可レ仕奉レ存候、今日は舟木よりも一中隊出張可レ仕、且又報國隊中、品川生之手も昨日は疲勞と申程之事も無レ之様相考申候、成敗呼吸之間に有レ之申候。爲二邦家一御高案急速是祈候。不一、

七月廿八日　前原彥

二白、右向地之景狀は、小生罷越可二相伺一候、舟木兵其外渡海に而壘抔相築き、持久之策立候内には、兵士之疲勞も拔け可レ申奉レ存候、假令蒸氣船抔乘船絕二歸路一候患も、可レ有レ之候得共、是は如何様とも策は可レ有レ之かと奉二愚考一候。以上、

山縣狂介様

福田俠平樣御親析

藩政府は前日君の建言せる議に賛したので、二十九日藩公梅三郎を便殿に召して馬關口諸兵の指揮を命じ、晋作を其の參謀となした。依つて即日藩政府員は君に書を送つて之を報じ、且つ汽船購入の爲め財滿百合熊・林宇一（伊藤俊輔の變名）を長崎に差遣し、また井上聞多の請によつて鍾秀隊・集義隊を龜尾川口に出發せしめたるをも告げた。其の書は次の如くである。

益御忠壯被レ成御盡力ニ大賀此事に奉レ存候、過る廿七日には攻倉之擧有レ之候處、倉士も隨分能拒、加レ之、海軍應擊赤坂砲塢も持こたへす候由、殘念之至奉レ存候、扨は山內之事、谷之事共被ニ仰下一、兩君上に被レ爲レ於候而も、先可レ然事に被ニ思召一、其御沙汰相成申候、南第十一大隊も不レ得レ止參掛に付、是又御沙汰相成申候、且又軍艦御買入之儀、此場合に而は、片時も難ニ差置一、財滿・林兩氏崎陽其外被ニ差越一候由、何卒相應之分有レ之かしと祈居申候、代金引當之儀は、北條氏えも申談、何と歟之策略可レ仕奉レ存候間、右樣御承知可レ被レ下候、此間藤井正之進出鴻之節、眞文小判以下之古金類付記、夫々にて直段何程に可ニ受取一哉、林宇へ相渡し、ガ印申談呉候樣相賴置申候、定而早速相渡候儀と奉レ存候、且々に請取候へは、募金は後に廻し候而も、少も差閊無ニ御座一候、來書二通之內、一通にては財滿・林は既に出立之後にも相通、一通に而は未た御沙汰を相待候樣にも被ニ相考一、兎に角速成を貴ひ申候○爰元も至而御無人、龜尾川口ゟ昨夜高春歸鴻出立を懇願仕候へ共、致方無レ之、先鍾秀隊・集義隊丈を差出申候、其外諸大隊は隨分所々有レ之候へ共、中斷之案し、丸に思ひ切候樣にも難ニ相成一、蕭何之へこ持は、實に御斷に御座候、御

一快戰被ㇾ爲ㇾ在候は、何卒早々御歸鴻奉ㇾ待入一候、先は御答而已、他は又々可ㇾ申上一候、共內御自重專一奉ㇾ存候、以上、

七月廿九日　　御同局各中

彥太郎樣

二白、谷・久保兩氏へよろしく御傳聲奉ㇾ賴候、以上、

是日また明倫館騎兵塾は、馬關に於ける戰地斥候の軍旗の明諒ならで目標にならざる由を稟申した。依つて宇右衞門・直人等は、直に次の書を送つて之を君に報じ、關地にて一時適當の軍旗を用ゐしめ、詮議の後山口にて調製すべきを告げた。

過る廿七日馬關戰爭之趣、追々被ㇾ仰越一委縷致ㇾ承知一候、引續御配慮奉ㇾ察候、扨は今朝騎兵塾ゟ申出候は、關地におゐて戰地斥候之節、只今之使役旗にては目印に難ㇾ成候付差湊之由、右に付差向處、貴地におゐて可ㇾ然御取計御調被ㇾ成下、一統之儀は爰元におゐて評決之上、御伺相濟候はゞ、追而御調可ㇾ差越一候間、夫迄之處可ㇾ然御取計可ㇾ被ㇾ下候、追々被ㇾ仰越一件々、追而評決之上可ㇾ得ㇾ貴意一候、共內御盡力奉ㇾ專禱一候、以上、

七月晦日　　剛之助 花押
又太郎 花押

直　人　花押

宇右衛門

彥太郎樣

是より先き四境の戰局發展するに從ひ、軍需品の供給と兵士の增遣補充とに關し、山田宇右衛門等藩政府の要路は大に之を苦心したのである。中にも洋式短銃の彈藥は早く彈盡したが、馬關・長崎間の通航容易ならないので、其の購入甚だ困難であつた。そこで君は百方考慮し、遂に洋學者中島治平諱德をして製造の方法を思案せしめんとし、六月二十三日次の書を送つて之を依囑したのである。

君は彈丸製造を中島治平に命ず

溽暑之節に御座候處、貴恙如何申も疎に候得共、御加養專一に存候、追々戰爭も有ㇾ之候處、諸方奏ㇾ勝候、此後は一層苦戰に可ㇾ至と相考候、陳又プロイセン製ピストール玉盡果甚困り候處、崎陽え之通路も絕へ、容易に難ㇾ求に付、老兄御工夫御製造之御手段共は有ㇾ之間敷哉と相考差出候間、何卒御按し奉ㇾ願候、何分萬々可ㇾ然御賴申候、其內別而御自重是祈、

六月廿三日　　前原彥太郎

中島治兵衛樣　御內披

治平は長藩の朝鮮通詞中島三郎右衛門貞正の子である。夙に私費を以て長崎に赴き、英・蘭二國の語を

學んで理化及び冶金の術を修めた。元治元年製練局用掛を命ぜられて專ら火藥及びパトロンの製造並に銃砲の鑄造を研究し、慶應二年舍密局頭取となつてゐた。君の書に接し、既に戰爭開始せるを以て彈丸の急要なるを察し、疾を力めて速に其の製造の試驗に着手せんことを決し、即日次の書を送つて其の意を答へたのである。

尊書奉二拜讀一候、如レ命酷暑之候御座候處彌御多祥被レ成二御座一奉二恭賀一候、偖てプロイセン製ピストールパトロン御拂底に相成申候付、製造之儀工夫候樣被二仰聞一、委曲承知仕候、先達て以來之氣分相、今以快氣不二得仕一候共、追追諸方戰爭も相始り候得は、別而急務之品にて、何卒出來仕度、早速試驗に取掛り何分之儀是より可二申上一候間、旁右樣御承知被レ置可レ被レ遣候、先は御請迄申上候、早々頓首、

六月廿三日

二白、諸口之奏勝、積日之欝憂を散し、愉快之至に奉レ存候、以上、

前原彦太郎樣　　中島治平

是より治平は日夜刻苦研鑽し、凡そ十數日を經て漸く洋式短銃の模型を製造しえた。そこで七月九日次の書を君に送つて之を報じ、試驗に合格せば製造所を設けて鑄造せしめ、若し適用しがたくば更に講究すべきを以て、舶來の彈丸二三個を見本として送らんことを請ふた。

殘暑之節に御座候處、愈御勇健可レ被レ成ニ御座一奉ニ恐賀一候、扨は先達而被ニ仰聞一候プロイセン製ピストールパトロン製造之儀、夫々開驗仕、彼製に效ひ一通り相調差出申候間、御落手可レ被ニ成遣一候、尤火之發し工合如何御座可レ有哉、筒無レ之儀に付、試驗不レ得仕、氣遣鋪奉レ存候、御試驗被ニ仰付一候而、工合宜敷候はば、御製造御開き相成事に御座候はば、玉鑄型兼々鑄造方え被ニ仰付一御調可レ被レ成候、此分は下地之玉を以、調置申候に付、右鑄型御調に相成候はば、委細は是ゟ相授可レ申に付、旁其御含を以御沙汰可レ被ニ成遣一候、千一此分に而不工合之處も御座候はば、早速其段可レ被ニ仰下一候、尤其節は右ピストール壹挺玉二三箇御贈方奉レ賴候、左候はば現場試驗之上、相調差出可レ申候間、旁右樣御承知被レ置可レ被レ遣候、先は爲レ其得ニ貴慮一候、隨分時下氣色御保護專一に奉レ存候、早々頓首、

七月九日　　中島治平

前原彦太郎樣

君は治平製造の彈丸を直に試驗せしめたが、未だ快發しなくて不結果に畢はつたので、舶來の原品を送つて更に其の製造を全任した。依つて治平は之を長嶺豐之進（舍密局員）に謀り、相共に製造の方法を研鑽講究して試驗の好結果をえんことを期し、二十八日其の由を君に報じた。其の書は次の如くである。

尊書奉ニ拜誦一候、ピストール彈丸差出候處不發之由、短炮彈丸共御贈り給り、早速製造方試驗仕可レ申と奉レ存候、且又鑄型は僕御任を以、調製被ニ仰付一との御事旁以承知仕候、鑄型之儀は長峰豐之助申談、製造可レ仕覺悟にて奉レ存候間、旁被ニ聞召上一可レ被レ遣候、先は尊答迄、早々頓首、

初秋廿八日　中島治平

前原彦太郎様尊報

是に於て治平は百方工夫を凝らして苦辛したが、遂に使用しうべき洋式短銃の彈丸を始めて製造したので、之にて四境戰地の不足を補ひ大に其の兵勢を助けた。治平が舍密局惣管となつて彈丸製造を管理するに至つたのもまた是時である。

小笠原長行の遁走と小倉城の燒燬

我が軍は七月二十八日已に諸兵を部署して渡海を開始し、本營を大里に置いて將に小倉城を攻擊せんとした。翌二十九日小倉藩もまた明日全軍を擧げて大里に逼らんとし、使を肥後兵の陣營に遣はし、其の作戰を告げて應援を請はしめた。肥後藩には勤王・佐幕の二黨があつたが、此の頃勤王派其の勢力を獲て小倉の出兵を撤去すべきを決した。そこで肥後兵は小倉藩の要求に應ぜざるのみならず、將に撤去して歸國せんとした。依つて小倉藩は赤坂駐屯の幕軍に請ふて肥後兵に代らしめたが、小笠原長行其の死守しがたきを察して小倉に退陣せしめた。かくて肥後兵已に撤去し、長行もまた潛に富士山艦に搭乘して急遽長崎に奔竄した。ついで久留米・柳川二藩の兵みな撤營して歸國したので、幕吏も開城の已むなきを小倉藩に說き、其の兵と共に小倉を棄てゝ去つた。そこで小倉藩は全く孤立となつたが、なほ必死要害の地を堅守して我が軍に對抗せんことを決し、八月朔日遂に城を燒きて田川郡

に退き、香春町（香春）を其の根據となした。君は即日高杉晉作と連署して書を山田宇右衞門等山口藩政府の要路に送り、小倉城自ら燒燬せるを以て直に丙寅丸をして赤坂方面を砲撃せしめ、之に乘じて陸兵を進ましめ、敵狀を偵察せしめたが二十七日の激戰以來、彼れ恐怖の心を抱き、我に抵抗するものなくしてみな撤退したるを報じ、且つ河瀨安四郎・大田市之進より藝州沖へ軍艦派遣の要求に應じがたき移牒を中止せしめた。なほ更に一書を裁して小倉城の陷落を安四郎・市之進二人に報じ、幕兵との浪戰を愼み、寛嚴以て其の機先を制するの急要を告げしめたのである。其の宇右衞門等に報ぜし書の本文次の如くである。

陳小倉城も今午時より彼自放火之體に相見候に付、夕七ツ時丙寅艦を赤坂矢掛りえ進め頻に致二砲撃一陸兵も新町邊迄進み、彼之動靜相偵候處、焰烟□□相成、出戰之者一人も無二御座一、畢竟過る廿七日之激戰に彼恐怖し、自レ是は時々交代之兵と渡海之晝夜無二間斷一攻撃之勢を爲し候付、賊等力竭遂に落城仕候、尙又今日午時前河瀨・大田より藝州苦戰之樣子到來有レ之、就而は軍艦二艘急速差回し呉候樣との事に有レ之候得とも、先書にも追々申上候通、撤軍藝州え向ひ候も不二相成一、且蒸氣艦とては丙寅のみ有レ之、且小倉兵も存外之働も仕候付、此都合不レ決而は海軍應接も難二相成一段返答相認候處、不レ圖も意外に落城仕候間、右兩人え之返書閣置可レ被レ下候、左候而各別に御一書御認小倉城落城之段被二仰越一、勢を御附被レ下候樣、河瀨・大田兩人え被二仰越一可レ被レ下候、乍レ爾浪戰は不レ仕候樣、據

レ險占レ地、處女脫兎之場合肝要に奉レ存候、一曲之様子孰れ不日可ニ申上一候、

翌二日我が軍の先鋒は進んで小倉口に入つたが、全城殆ど焦土となつて僅に東南の一角を存するのみであつた。是時占領地の民治は一日も忽諸に付しがたきを以て、急に馬關民事局より小倉に出張所を設置し、君が其の長官に任ぜられて政務を掌つたことが懷舊記事に見えてゐる。即ち「俄然城を焚きて退去したるもの歟、其城下の市街には一も市民の影を見ず、民家は悉く開放して他人の濫入に任せたり、依て報國隊をして此地を守衞せしめ、民治の一日も忽かせにす可からざるを以て、急に馬關民事局より小倉に出張所を設け、前原彥太郞其長官に任ぜられて之が地方政務を掌どれり」とあるも、未だ他に見るものはないのである。初め我が軍は赤坂を攻擊して克つをえなかつたので、再び渡海して曠日彌久の策を畫し、以て之を占領せんことを決し、君は直に其の由を山田宇右衞門等に報じた。宇右衞門等は我が軍四境の敵を驅逐し、戰局の發展するに從ふて兵士彈藥武器等の輸送益々多くなつて中堅の虛弱ならんとするを憂慮したが、未だ小倉城の陷落を知らないのである。因つて是日宇右衞門は次の書を君に送つて拙速の却へつて巧久に優れるを陳べ、赤坂の敵壘を奪取せば直に兵士を闘地に撤退せんことを說いた。

任ニ幸便一呈上仕候、追々御報知之趣に而、小倉口之形勢大略承知仕候處、赤坂砲墩も堅固に防戰致候樣相見へ、且小倉城下は靜謐商賈農民職業相勤居候由、是決而恃所有レ之而之儀と被レ察申候、田ノ浦ゟ赤坂迄、沿海之地盡く守を失ひ、城下廿町之内迄被ニ押寄一候而、前顯之形容は上下決死と出る事に而、一通り言辭之說諭にては六ケ敷儀に可レ有レ之歟、且又廿七日之一擧に而、砲墩之準備は益嚴重、其他應援之手組も一層相調候樣可レ致候間、餘程勢力を不レ盡候而は難ニ乘取一、無理に押詰候而も味方死傷多く、四境に敵を受候上、前途程遠之事にて、中央繰出困窮に可レ至哉と掛念至極奉レ存候、已に石州表諸兵一先交代之手組も致し有レ之候へ共、出先之交代に付、當分は二倍之兵を爲レ致ニ出張一候譯に當り、其上銀山領えは不ニ討入一決議之處、近年其主宰無レ之に付、一揆蜂起に付、彼地より頻に進兵相願、不レ得レ已爲ニ取鎭一少々出張之由に而、石州敵兵無レ之內、守衛は減少も難ニ相成一候、龜尾川口も藝地へ進入に付、兵不足と相成、交代は差置、鐘秀其外を差出候、右之通四境不レ得レ止、無ニ餘儀一參り掛より一齊進軍に相成自然中堅を被レ突候節は、餘程苦戰之至被ニ想像一、其節は四境え兵卒彈藥等之繰出しも思ふ樣には難ニ行屆一事にも可ニ相成一哉、仍而愚考仕候處、小倉えも再度渡海宿陣と迄決議相成候は、定而深謀有レ之而之事に而、席上管見可ニ伺測一儀には素より無ニ御座一候へ共、戰機を見合候內、曠日彌久と相成候而は、所謂巧之久にて不利不レ可ニ勝而言一、然は不レ若ニ拙速一事に付、迅速赤坂砲臺を乘取、砲類分取相成候はゝ、速に鬪地え被ニ引揚一度奉レ存候、左候はゝ出兵諸藩之胆を落し可レ申候、其餘進入は先つ一着讓り置度事哉と奉レ存候、尤必死固守之敵を無理に攻擊致候而は、我兵死傷多く、他日其損を難レ償勢にも可ニ相成一、且蕞爾小倉城も肥之援を恃み、必死守防致候はゝ、容易に難レ拔、

却而巧之久に可レ相成一も難レ計、右兩條御熟慮所レ禱に御座候、乍レ爾老迂過慮申上試候迄に御座候間、御降恕可レ被レ成下一候、草々敬白、

八月二日　宇右衛門

彥太郎樣

廟堂にあつて宇右衛門の苦心焦慮もまた想察するに餘あるのである。

ついで君等が小倉城の陷落を報ずるに及び、世子將に直目付役林亘輔を馬關に遣はして將士の勞を慰せんとした。然るに元治甲子の京變後に藩內の紛論あるに方り、亘輔の態度に關して諸隊の士は疑惑を抱懷せるを以て、宇右衛門之を憂慮し、四日次の書を裁して君に送り、小倉城の陷落を慶すると共に君等の盡力と兵士の勇敢とを感銘したるを陳べ、且つ亘輔馬關に赴かば高杉晋作に謀つて世子の旨意の貫徹すべく斡旋せんことを請ふたのである。

藩公父子馬關軍に使節を差遣す

益御忠壯御在陣被レ成ニ御盡力一珍重奉ニ大賀一候、小倉城も濱田之轍に相成候由之處、濱田可レ憐之情實も有レ之、小倉は實に御兩國に住居仕候者、不レ惡は無レ之大讎敵、終に遁去に立至、誠にに大愉快可レ譬ものも無レ之、是と申候も賢兄方御盡力、兵卒憤勵に出候次第、感銘此事に奉レ存候、扨は此度　世子君深思召被レ爲レ在候而、御直書を以、御主意被ニ仰述一候由、御使とメ林侍御史馬關被ニ差越一候、然處林氏之儀に付而は、一昨年變動之節ゟ、有志之疑惑も有レ之候へ共、內實は右之通疑惑可レ仕程之仁には無レ之、先年安藤對州山下後再役之節、林氏決心建白彼を退

け候程の儀も有レ之、是等は人之不レ知功に有レ之申候、然共壯士不レ徹如何共致方無レ之候、此度馬關被ニ差越一候付而も　君公ゟ被ニ仰出一、林氏に相決候へ共、有志之思ふ所も如何可レ有レ之哉と之　世子君御案も被レ爲レ在、自然左樣有レ之候而は、折角　世子君御深慮も徹底如何と御案被ニ思召一候、付而は僕ゟ委曲貴兄迄申越可レ然との御事にて、御直々被ニ仰出一候付、態と一書差出申候間　世子君思召之程、御使柄に相拘り不徹底に而は不ニ相濟一事に付、谷氏被ニ仰合一　御直書之趣貫徹仕候樣、御取計是祈申候、爲レ其態と得ニ貴意一申候、草々頓首

八月四日夜　　　　　宇　右　衞　門　拜

彥　太　郞　樣

二白、此内已來腹合にて込居候折柄、今日歸宿之上、大に難澁起座に込居次第、本文相認候に付、別而亂筆略文御推恕被ニ成下一度奉レ願候、以上、

かくて頁輔は世子の命を含みて山口を發したが、藩公は五日使番役梨羽衞門を馬關の軍中に遣はし、小倉城自焚退去の後は敵を窮追せざるの飭正を嚴守せしめ、以て九州諸藩に結怨せしめざるべく申戒し、筑前及び中津（豐前下毛郡中津町）に侵入の意なきを明示して其の人民を安堵せしめ、なほ他領犯掠の禁止馬關防備の講究割據持久の畫策の六ヶ條に關する親諭を傳へしめた。依つて馬關中軍より使を筑前・中津兩藩に遣はし、藩政府も書を之に送り、各長藩開戰の本旨を明白にして兩藩に寸怨なきことを陳述し、其の人民を安綏せしめたのである。

馬關口海陸軍諸兵指揮官と君等の參謀任命

曩に君は馬關總軍の指揮並に參謀に專任せるものなくして發令區々となり、且つ隊外より高杉晉作を輔佐せるものなきを遺憾となし、其の人選を藩政府に進言した。藩政府其の議を贊したので、藩公は山内梅三郞を馬關口海陸軍諸兵指揮に命じて晉作を其の參謀となし、船木代官藤井七郞左衞門を罷めて藏元役となして出關せしめたが、會晉作に疾あるので、八月五日君を馬關口諸軍參謀の資格にて晉作と共に商議盡力せしめた。そこで藩政府は特に林三輔を馬關に遣はし、藩公の命と共に其の意のある所を君に傳へしめ、且つ晉作にも面晤せしめた。翌六日三輔馬關に着し、次の書を君に送つて其の意を陳べ、且つ藩政府の書を齎らしたのである。

益御淸健御滯關被ㇾ成奉ㇾ敬賀ㇾ候、微生昨朝山口發途、唯今來着仕候、御用筋奇兵總督海陸參謀被ㇾ仰聞ㇾ之次第等御座候處、其內老兄え萬端御示談仕置度件々有ㇾ之、過刻貴寓心掛候へ共、不案內にて弊寓岡本方え到着仕候、遺憾不ㇾ少次第に御座候、又々罷出候筈に御座候共、老骨鞍上殆困窮之爲躰、何卒乍ㇾ御苦勞ㇾ御掾杖被ㇾ成下ㇾ候はゝ、千萬辱次第に奉ㇾ存候、先刻谷氏えは一寸面會仕、明日總督一同期ㇾ面會ㇾ置申候、爲ㇾ其陳頓首、拜、

中秋初六

二白、泥途奉ㇾ懸ㇾ御足勞ㇾ候段、甚以奉ㇾ恐悚ㇾ候、不盡、

前原彥太郞樣御直拆　林三輔

となほ三輔の齎らしたる藩政府員の書は次の如くである。之に據つて初め君の馬關に出張したのは、越荷方儲米の賣捌を名として駐屯諸兵の紛議を解決せしことが知らるのである。

拜啓、最初契兄を馬關被ㇾ差出ㇾ候儀は、米一條之御用筋に御座候處、當日之形狀に相成候而は、貴地萬々御用繁之御事と奉ㇾ存候、就而は當地も御無人にも有ㇾ之、御用多之央には御座候へとも、契兄今暫く御滯關被ㇾ成、諸事御心配被ㇾ成都合克收拾相着候樣有ㇾ之度との御事に而、別紙之通御沙汰相成、御代間相濟せ差越申候間、右樣御承知可ㇾ被ㇾ下候、以上、

八月五日　　　　　　　　御同局各中

前原彥太郞樣

馬關替地の議と長府藩士の驕傲

是より先き君は高杉晉作等と商議し、長府兵驕傲の態度に關して懇諭戒飭せしが、其の後なほ弊習の艾除しがたいので、常に憂慨せるところがあつた。抑も馬關は長府藩の采邑で而も咽喉要衝の地であるから、其の防備を充實にしなくてはならないが、微力であつて完全の施設は期望しがたいので、宗藩の領地と交換の提議も起つたのである。然るに長府藩の要求は甚だ巨大であつて、其の事遂に行はれないが、外寇の憂患あるのみならず四境の戰端開始するに及びて宗藩は須臾も傍觀しがたく、益益其の防備の鞏固完成を計畫施設せんとした。されど君等は、他領に出張して其の實行を期することが甚だ困難なりとし、常に事由を藩政府に報告したのである。藩政府もまた君等の意見を諒解し、斷

然關地に於ける施政は宗藩自ら之を處理せんことを欲し、八月七日山田宇右衞門は次の書を君に送つて其の可否に關する意見を求めたのである。

追啓　極密事件

馬關地、長府御領に而は諸取計振差間多有レ之候付、此御方御預り地に相成候方、可レ然との事に而、被レ成二御承知一候通、當春之事歟御彼方へ御掛合相成候所、是迄多分之揚りものも有レ之、右に當る代地之儀申立相成、且切迫之場合彼是に付、今月迄其分に被二差置一候處、此節之次第に而は、馬關地は丸に此御方之御準備に而、終に此度之勝利に有レ之、就而は關地は無難に令二渡世一候次第、然るに此節に而は、別而諸取計筋、御領違に而は差間之廉も不レ少由に付、此節は關地政事方、當分於二此御方一御取計可レ被レ成との主旨、長府へ御達しに相成候而は如何哉、爰元に而論する所と實地之樣子と齟齬之儀は素より難レ測、且關地長府之人情にも關係不レ少儀に有レ之申候、旁御目擊之所を以、御氣付被二仰下一候樣奉二希上一候、爲レ右御內密得二貴意一申候、以上、

八月七日　宇右衞門

彥太郎樣火中

宇右衞門の此の書に對する君の意見の徵すべきものなきも、馬關替地のことは彼の要求我に容るゝをえないで遂に寢むに至つたのである。曩に宇右衞門及び國貞直人より君に送つた書中に「長府方より

此度合薬貳千貫目並鉛壹萬貫申出候、先達而萩よりも六百貫目相渡候由、此內已來每戰長府よりも捷報致候へ共、報國隊計り出戰之樣相見へ、其位之儀にて鉛藥共餘り之申出不都合にも相見へ、爰元にては長兵之出兵不ㇾ相分ㇾ候處、御間隙之節、彼方之樣子をも御聞合被ㇾ成被ㇾ仰知ㇾ候樣奉ㇾ存候」とあり、また二十三日二人より君に送つた書中にも「長府も餘程難澁に立至り、兵糧御無心等不日可ㇾ申出ㇾ形容に被ㇾ相窺ㇾ候由、最早彈藥御借用も數度に及び、猶又兵糧迄御借用抔と申樣、僅數月之戰爭に而さへも、右樣難ㇾ支躰にては、往先き之所被ㇾ思遣ㇾ候事に御座候、乍ㇾ去眼前飢餓之苦みを望觀と申譯にも不ㇾ參、實に込り物に御座候、全躰長府方は狡猾手段不ㇾ少候、頻りに御高諭被ㇾ爲ㇾ在、少しは氣鋒も折れ候姿に相成候由、此上も精々御高配奉ㇾ願候」とあり「例之驕傲兵卒を相手にして之御所置故、萬々御痛胸之御儀とは想像仕居候」とあつて、長府藩が國家の危難に臨み、其の全力を擧げて宗藩を輔翼するの籌圖なく、彈藥兵糧等軍需品の匱乏は常に供給を請ふのみならず、兵士常に驕傲なので藩政府の要路は之を遺憾としたが、君等の懇諭によつて改悛せしことが知らるのである。君は長府藩の態度を憂慮し、將來其の措置に關し、抱懷するところを密に書して既に宇右衛門に披瀝した。其の書は丙丁に付したるを以て遂に見るをえざるも、之に關して是月二十二日の深更に、君が宇右衛門に送つた書が保存されてゐる。其の書は次の如くである。

過日極密申上候事件は、實に天機也、萬々御秘密奉ニ希上一候、是は只先生御心算之御端に極密申上置候事に御座候、

萬々御秘密奉ニ希上一候、

○闔地魂氣能制候得ば、不レ出ニ五六月一諸弊略改り可レ申奉レ考候、

先生何卒一寸なりとも御越被レ爲レ在候而、戰地之模樣篤と御一見被ニ仰付一度奉レ存候、以上、

八月念二夜半

星山先生御親拆御火中　誠拜

星山は宇右衞門の雅號であつて、誠は前原一誠の略字である。之に據つて、君は闔地諸士の弊害を數月で掃蕩せんとするの決心なることが知らるるのである。而して之に對する宇右衞門の答書は、

略酬高許、來翰之趣は幾重も承知、即席謹封仕置候付、火中可レ仕候、素より漏洩は無ニ御座一候、重疊之御儀奉レ存候、何も相捌不レ申、近日萩行を相願申候、以上、

誠君机下　星山樵者

とあるのである。

鈴尾五郎の馬關諸兵指揮役と君の輔佐

敵軍既に小倉城を撤退して香春に本營を設置するに及び、金邊峠（田川郡採銅所村企救郡東谷村の境）・狸山（企救郡曾根村の）險阻を扼括し、附近の要害に砲臺を築造して其の根據を堅固にし、之に據つて、我が兵の進入を防禦せん

した。そこで我が軍もまた其の主力を金邊峠・狸山の兩口に分遣して進擊した。金邊峠口は八月九日敵兵が我が斥候兵を襲擊せし以來、相互に兵火を交へ、我が軍蒲生（小倉の南一里半許）・德力（小倉の南二里餘）・紺屋原（以上企救郡企救町內）等にて屢々奮戰したが、敵兵もまた克く頑强に抵抗した。そこで藩政府は馬關の情勢に鑑み、是月晦日鈴尾五郎（親德後ち芳山）を馬關諸兵指揮役となして軍事以外の機務をも處理せしめ、君の參謀兼任を免じて馬關駐在中藏元役の事務を辨ぜしめ、且つ手元役の心得で五郎を輔佐せしめた。五郎は庶般の機務に堪へがたきを慮つて之を辭せんとしたが、更に君の意見によつて決せんことを欲し、其の照會を山田宇右衞門に囑した。そして未だ君の回答に接せずして五郎は拜命の意を決し、九月六日馬關に赴いた。そこで翌七日宇右衞門は書を君に送つて之を報じ、且つ爲に周旋を請ふた。五郎の宇右衞門に送り、宇右衞門の君に發したる書は次の如くである。

八月晦日鈴尾五郎より山田宇右衞門に送つた書

書中を以申遣候、然は今日小生儀近々之內ゟ馬關出張被ニ仰付一候樣御內意有レ之候處、此處之儀は軍事一途之儀に而も無レ之、大きに苦心致し其邊之儀篤斗申上、色々御斷致候得共、是非被ニ仰付一候と申事故、一應御請申上候次第に御座候、右に付馬關樣子之儀は、都合直人ゟ承り致ニ承知一、然處野生出張致候而も、其詮有レ之間敷樣被ニ相考一、乍レ左兼而前原彥太郞考振も可レ有レ之樣被レ察候に付、貴樣は定而御承知に而可レ有レ之樣相考候間、何卒御公書に御問

せ之程御賴致候、萬一出關致候而も、不都合之氣味共御座候而は、實に苦心不レ可レ言候間、出先之情々佐藤彌兵衞歸山致都合相分り候得共、今一應彥太郎迄申越、其上に而彌之處相決候而は如何可レ有レ之哉、貴樣御考振可レ有レ之に付、何卒御公書に御聞せ賴存候、先は用件而荒々申遣候、亂毫御免、

八月晦日　鈴五郎

山田宇右衞門樣　急き

九月朔日山田宇右衞門より君に送つた書の其の一

各位御忠壯被レ成ニ御盡力一奉ニ大賀一候、扨は此度佐藤彌兵衞被ニ差返一、關地之樣子い曲承知仕候、被レ爲レ於ニ御兩公一候而は、關地之事は餘程被レ爲レ成ニ御掛念一候處、今一條御盡力被レ成候はゝ、規則も相立候樣可ニ相成一、大事之場合に付、地方之取締り其外廻船改之類、諸事爲ニ駈引一五郎殿出張可レ被ニ仰付一との御事、就而は前原君手元役之心得所勤之儀被ニ仰出一、其外佐藤彌兵衞根役より都合役座元〆之御用取計に而、廻船改引請にして遂ニ心遣一候樣御沙汰相成申候、然處五郎殿氣付に而は、迚も被レ行候事にも不レ被レ考、辭退被レ致度趣に而、別紙之通被ニ申越一候、則入ニ貴覽一申候間、御熟考被ニ成下一候而、如何取計候方御爲筋に可レ有レ之哉、早々御氣付之處、被ニ仰越一被レ下候樣奉ニ待入一候、明後三日には歸鴻可ニ相成一に付、其上に而去就可レ被レ決含に御座候、敬白、

九月朔日　宇右衞門

彥太郎樣

九月七日山田宇右衛門より君に送つた書の其の二、

本月三日之尊翰相達拜見仕候、五郎殿馬關行之儀に付、被ニ申聞一候趣を以、御乞合仕候處、其後萩ゟ被ニ罷歸一間合相成候付、未た馬關ゟ之返答は無レ之段申達候へ共、發途之取極も相成居、昨六日出立相成候由、途中迄人差越相留候も如何歟、無ニ餘儀一其儘に差置申候、出着被レ致候はゝ、何も可レ然御駈引被ニ成下一、不都合に不ニ相成一候樣御取計奉レ賴候、折角御乞合仕候而無ニ其詮一、恐縮之至奉レ存候、爲レ右以ニ飛楮一如レ是御座候、其內時下御自重專一奉レ存候、謹言、

九月七日　宇右衛門　花押

彥太郎樣

小倉方面援兵の派遣

是時に方り、敵兵は各所に要塞を築いて我が軍の進擊に備ふるのみならず、機を覘ふて攻勢に出でんとしたが、九月九日に至つて狸山口の兵と共に小倉及び湯川（企救郡曾根村）の地に侵入せんとした。狸山口は八月十日我が偵察隊が敵兵と衝突せしより曾禰（企救郡曾根村）・葛原（曾根と湯川の中間）・湯川等の各地に鬪戰したが、九月九日金邊峠口兵の來援するに及び、相共に小倉・湯川兩方面を襲はんとした。翌十日我が兵進みて蒲生に戰ふたが、敵軍は志井（企救郡企救町小倉の南二里半余）・高津尾（企救郡西谷村小倉の南三里許）の要衝一帶に砲臺を設け、將に小倉の城墟に壓迫せんとするの勢を示した。會我が兵に疾病多くして敵軍の驅逐に困難となつたので、君

は急に其の狀勢を藩政府に報じ、精兵二大隊の差遣を請ふた。因つて藩政府は、是月十二日粟屋帶刀の手兵半大隊鴻城軍四小隊を發して直に之を君に報じ、また藝州口出張の八幡隊をして小倉に赴かしめた。ついで君は戰地の形情に鑑み、八幡隊派遣の中止を請ふたが、既に發したる後であつて、幾ばくもなく其の兵は小倉に上陸した。事は藩政府より君及び高杉晋作に報じたる次の書にて知らるのである。

前原君え申上候、當節出張之內、病人多く御差閊に付、二大隊出張被㆓仰付㆒候樣被㆓仰付㆒候處、石州口交代も御沙汰相成、只今に而は後ロえ二重出張に當り、彼是差閊候付、粟屋帶刀人數半大隊鴻城軍四小隊え今日出張之沙汰相成申候、余は八幡隊山代より呼返し之詮議に御座候、其內も急々被㆓差出㆒候方可㆑然儀に御座候へは、八幡は間に合申間敷、別に端したを集候も無㆑之に付、其詮議にも可㆑仕候間、旁御答被㆓仰知㆒被㆑下候樣奉㆑存候、

九月十二日　御同局各中

彥太郎樣

八幡隊御地出張之御沙汰相成、新湊ゟ乘船に而御地罷越候樣子相聞候內、見合候樣との儀被㆓仰越㆒候に付、早速其段新湊迄飛脚を以申越、尙秋穗屯所え引取居候樣御沙汰相成申候、自然間違ひ御地致㆓出張㆒候はゝ、其趣を以可㆑然御取計可㆑被㆑成候、以上、

九月十四日　　　　　　　　　　　山口御用局中

谷　潜　藏　様

前　原　彦　太　郎　様

志井高津尾の陥落と止戰講和

かくて我が軍は鴻城・八幡の兩部隊等の來着し、兵勢の盛熾となるに及びて大擧の議を決し、十月四日より進擊して今村・守恒以上小倉市の南方・祇園原・八幡山以上八幡市の南方等各所の砲臺を破壞し、翌五日行事京都郡行橋・徳力に入りて志井を拔き、越えて七日遂に高津尾を陷れた。是日の戰況は小倉日記○井關源吾日記十月七日の條に、

西北の風さむくして空さへくもりたり、けふは城野村わたりより徳力石原なといふところ〳〵に、敵兵屯して軍のもよほしするよし聞えけれは、そをうちしりそけむとて、手配せらる、わか軍は奇兵隊鴻城隊八幡隊そのほかの兵ともあまたなり、三口にわかれて押しゆく、報國隊は太貫山のうしろに出て、からめ手を襲はむとはかりたり、奇兵隊の長山縣狂介そのほかの人々諸隊の兵をひきゐて先鋒にすゝみ、鈴尾とのは中軍の大將として出てたゝれけれは、おのれもそのそなへに從へり、參謀は前原彦太郎惣軍監は野村右仲なり、巳の時はかりよりたゝかひはしまりて、石火矢のこえ天地にひゝきていとすさまし、敵もいたくはたらき防きつれとも、すくる四日の日のたたかひにおほ

くの兵ともをうたせて力よわりぬるに、けふしもまたわか軍のいきほひ雄々しくするとけれは、けおされてひきいろに見ゆ、「名やおもきいのちやかろきものゝふの身をいしひやのたてとなしつゝ」かゝるをりにのそみても、なほよしなしことといひいつるを、いかにそやしりうこつ人もあめれと、昔もかうやうためし多かれは、思ふことをいは傳やはやむへきとて、さてしはしいとみ爭ふとせしかとも、敵かなはしとや思ひけむ、高津尾葛原なといふところ〳〵のとりてともに火をかけて田川郡香春のかたなる木部のたむけさして逃けゆきける。

とあつて、君が參謀を以て軍監野村右仲と共に馬關諸兵指揮役鈴尾五郎を輔佐して作戰を畫策せしことを記してゐるのである。

按に此の戰鬪の開始このかた、君の小倉方面に赴いた日時に關し、未だ明確に知るべき史料を發見しえない。久保松太郎日記九月二十九日の條に「小倉屋え前原・野村・湯川等會す、夜に入船に而長太迄歸る」とあつて、君はなほ馬關にあつて野村右仲・湯川平馬等と小倉屋にて敵兵進撃のことを謀議し、是夜松太郎細江町の長太樓に歸へつた。而して同日記十月三日の條に「朝飯後より伊藤傳之輔同道渡海奇隊本陣前原所等え行泊す」とあつて松太郎は伊藤傳之輔と共に渡海し、奇兵隊の本營にある君の旅宿に投じたことが見え、已に小倉地にて專ら敵軍攻撃の戰略を運籌せしことが知らる。

なほ次の詩は君の戰地にあつた時に賦した作である。

前豐營中

誓レ雪ニ君寃一不レ顧レ身、　三千壯士死爲レ憐、
秋風一夜落ニ枕上一、　馱數征西已幾旬、
一死許レ國猶未レ酬、　悲風黄葉又新秋、
何時得レ揮ニ博浪推一、　擊ニ碎姦臣一血ニ髑髏一、
万山風雪鐵衣寒、　壯士慘然更已闌、
殺氣横レ天烽火冷、　一騎徐過對壘間、

此の戰鬪の終るに及び、君はまた馬關に歸へつた。時に高杉晉作は依然病床に呻吟してゐたが、七日の捷報を久保松太郎に聞いて欣躍に堪へなかつた。翌八日直に次の書を君に與へて之を賀し、且つ鰹節を贈つて祝意を表はした。なほ狂介及び福田俠平へも鰹節壹箱を贈り、且つ略ぼ同意の書を致した。また以て晉作が小倉の戰況に常に囑目せると共に、君の作戰方略に傾注せることが知らるのである。

追々御進擊御勝利之段爲ニ邦家一不レ耐ニ喜躍一候、委曲久保氏ゟ奉ニ承知一候、乍ニ此上一御盡力所レ祈御座候、小生事も

日增全快に向候得共、根に入り候病に付、一樣の風邪之譯に速に快氣不レ被レ致、乍二遺憾一病地罷在候、御一笑可レ被レ下候、先は御勝利御祝之御見舞旁奉レ呈二寸翰一候、恐々謹言、

十月八日　谷潛藏

前原彥太郞樣

勝男武士相添

尙々勝男武士援兵の爲差送候間、御落掌可レ被レ下候、拜、」

敵兵慓悍にして各所に抗爭苦戰したが、志井又び高津尾の陷落後は、已に退却して金邊峠の險害を據守した。我が軍は戰勝に乘じて策略を講じ、更に日を期し將に大擧して海陸より攻擊せんことを計畫した。即ち八日鈴尾五郞の君に送れる書中に「其後引續き御配意千萬奉二推察一候、然は今日丙寅船將又三郞其外兩三輩參り、此間うの島（〇宇島にて豐前上毛郡の沿岸にあり）に而之戰爭、甚殘念之樣子に付、今一擧可レ及二覺悟一に付、何卒陸兵半大隊程同行被レ致度樣申事故、事柄は可レ然樣相考候得共、兵之儀は爰許に而は、難二相決一、早速其御地え參り、貴樣且山內君えも篤斗相咄可レ申樣申對候」とあつて、河野又三郞等は宇島の戰の不利を回復せんとし、更に敵地を砲擊して兵卒を上陸せしめんとした。九日山縣狂介の君に送つた書中にも「昨夜は只樣及二深更一、御疲勞左こそと奉二想像一候、斷然御決答相成、賊使今曉發足仕候

由、大賀此事御座候、只今之敵情にては、一戰に可ㇾ及は必然之事と奉ㇾ存候、差向一大隊位之兵、兼而其府えも相談仕置候得共、連日之戰爭に相成候ても分配之兵引足不ㇾ申候、何も可ㇾ然御指揮被㆓成遣㆒候樣奉ㇾ存候」とあつて、小倉藩の爲に福岡藩士が使者となつて馬關に來たり、止戰講和の議を提出したが、君等の辭せしを（第二十八章參照）賀し、且つ敵勢の窘蹙に乘じて香春を衝擊せんとし、其の戰鬪連日に渉らば我が兵員の不足せん事を憂慮して之を報じた。是日狂介君を訪ふて明日將に狸山・德力・太閤道（大興寺か小倉の南一里半）の三方面より進擊せんとする戰略を告げて、兵糧軍夫の準備を請ふた。君は百方考慮したが、急遽に糧兵軍夫の調達しがたきを以て、直に次の書を狂介に送つて之を告げ、兵は固より拙速を貴ぶも充實の爲に數日を猶豫し、且つ敵地に深入して浪戰の愧耻なかるべく熟圖せんことを請ふた。

先刻御來話之次第に付、兵粮人夫等之儀委曲致㆓取調㆒候處、明日之手筈は迚も間に合不ㇾ申候、昨日之算通りに御決相成候樣にと存候、貴㆓拙速㆒譯には可ㇾ有ㇾ之候得共、敵に今五六日を假し候とも、味方充實之方可ㇾ然と奉ㇾ存候、深入㆓敵地㆒大事之場合に而混戰候而は可ㇾ愧事に付、御熟考可ㇾ被ㇾ下候、以上、

十月九日　　前原彥太郎

山縣狂介樣

狂介等は君の書に接したが騎虎の勢猶豫しがたく、十日拂曉三方面より進擊を開始した。然るに敵兵

また抗爭するものなく、日暮に及び要地に諸隊を配備して天明を俟つた。會止戰講話の議起つて、四境共に戰爭の終局を告ぐるに至つたのである。

幕府の勝義邦差遣と木戶貫治君の歸山慫慂

幕府は征長の軍を發したが、其の連敗に因つて大に威勢の衰頽を暴露した。諸閣老大に苦慮して其の恢復に百方盡力したが、大厦の將に顚覆せんとするはまた奈何ともしがたき形情であつた。偶七月二十日將軍家茂が薨去したので、德川慶喜を後嗣となし、暫く其の喪を秘して止戰の勅諚を奏請し、藝藩をして我が藩に之を傳へしめ、以て弭兵の策を講じて後圖を畫せんとし、先づ密に軍艦奉行勝安房守義邦(後ち安芳)を遣はして之を說かしめんとした。義邦は麟太郞といひ、才幹あつて夙に木戶貫治・井上聞多等に交はり、長藩人士に其の名を知らるゝのみならず、防長再征の不可を唱へたる一人である。當時藝藩は長・幕の中介に任んじ、其の使節は屢々來たつて貫治及び廣澤兵助等に面接し、我が藩の幕府に對する趣旨を諒解せるも、因循姑息であつて閣老の命に抗議する能はざるのみならず、其の態度の曖昧模稜なるが爲に、我が軍の作戰計畫の遂行に影響することが多々あるのである。貫治は之を憤慨し、藝州の情態を君に報ずると共に速に歸山して政府の機務に盡瘁せんことを冀ひ、自ら代つて馬關に出張せんとした。蓋し貫治は要路の對外施設を憚ばないで、政事堂にあるに屑意がないのである。君は此の報に接し、同じく藝藩の策動に關し、嫌焉たらざるを以て四日次の書を貫治に送り、我より

彼に向ひて朝・幕の爲に正邪曲直を甄別して周旋すべく說かんことを欲し、且つ貫治の職掌及び地位に代るべからざるを陳べて其の交替を辭し、馬關事務の處理を畢らば歸山して相俱に樞機に盡力すべく告げたのである。

八月二日曉之朶雲奉ニ拜誦一候、藝州情態被ニ仰越一承知仕候、御高諭之趣御尤之事に奉レ存候、然處藝も餘り因循に過き申候、皇國之御爲に難レ忍を忍居候との事に而候得ども、終に轍鮒を枯魚之市に救ふと申樣相成候間、此邊は申上候も疎に候得共、爲ニ皇國一爲レ幕篤と正邪を見譯、決心候樣御噂有レ之候而は如何哉と奉レ存候、且又如何なる遠慮有レ之候かも難レ測事と奉レ存候、當境は谷・久保其外不ニ容易一心配に而、進退とも深御煩念不レ被レ成候樣奉レ存候、將又御根本御堅め之儀に付、老臺御出關小生早々歸山仕候樣被ニ仰越一恐縮之至に奉レ存候、老臺之御職掌御地位とも、小生と御交代と申譯には決而參り申間敷、如何之御心事に候哉と反復奉ニ恐入一候、尤小生儀叜元を望み、不レ及レ力候事を何か手傳も出來候樣之面らに而、長滯留仕候譯には無ニ御座一、行掛り故今少し形付候迄滯留可レ仕候、歸山之上は驥尾に從ひ、犬馬之勞を遂可レ申候、其中御自重是祈、匆々拜復、

八月四日　　寸暇拜

松菊老臺虎皮下

此の如く藝藩の態度常に確立せざるを以て、今また義邦の來たらんとするに方り、何等長藩の本旨を

慶澤兵助等宮島にて勝義邦に會見し休戰の協定

通達すること能はず、唯幕府の命のまゝ之を我に傳へんとするのである。

かくて八月十五日徳川慶喜は大坂に在る義邦を京都に召し、翌日密旨を授けて長藩に赴かしめた。依つて義邦は二十一日廣島に着し、徳川茂承・水野忠誠に面晤して下藝の旨を告げ、藝藩の臣辻將曹・植田乙次郎に會見し、長藩に赴いて要路に應接せんとするの趣意を説き、其の斡旋を請ふた。藝藩乃ち先づ乙次郎をして兵助及び小田村素太郎等に之を報ぜしめ、ついで西本清介（正道）を遣はして義邦の旨意を我が藩に傳へしめた。義邦はなほ其の旨意の徹底せざらんことを慮り、新港に赴いて吉川監物に面會せんとし、藝藩の臣深町三郎左衞門を岩國に遣はして自ら宮島に出でた。然るに監物は、宗藩に先だちて應接しがたき事由を陳べて之を辭せしめた。そこで義邦は、更に書を送つて岩國の用人安達十郎左衞門（舒長）に宮島にて面見せんことを求めた。時に長藩政府は既に乙次郎の報に接し、ついで清介等もまた來たり傳へたので、兵助・聞多及び大田市之進等を義邦に會見せしむべきを決した。岩國にては周防今津を彼我應接場に豫定して、之を義邦に報じたが、長藩要路は人心の動搖を慮り、境外藝地に於て會見せしめたので、岩國は直に之を義邦に告げ、宮島にあつて兵助等の赴くを俟たしめた。兵助は市之進・聞多又び河瀨安四郎等と共に岩國を訪ふて九月朔日宮島に着し、翌日大願寺にて義邦に會見した。義邦は慶喜の徳川家を相續せしを以て、近日關西諸侯を大坂に招いて長藩の事件を衆議に

決し、公平至當の處置をなさんとするを說き、速に兵を弭めんことを請ふた。兵助等は長藩が事の正邪曲直を質だして公明正大の叡斷を仰ぎ奉らんとするの本旨を縷述し、容易に弭兵しがたきを主張し、若し幕府直に公明の處置を成さんと欲せば、先づ自ら大坂の兵を解くべきことを痛論した。義邦乃ち幕府近日に解兵を發令するを以て、我が兵の進擊を止めんことを請ふた。兵助等之を約諾し、且つ幕府速に從來の非理を糺明せんことを切論し、遂に休戰の協定をなした。こゝに於て義邦は即日宮島を發して廣島を過ぎり、茂承等に面會して歸坂の途につき、兵助等もまた九日山口に歸着した。翌十日兵助は次の書を馬關にある君又び木戸貫治・高杉晉作等に送つて、義邦に會見論議したる概狀を報じ、若し止戰に決せば我が軍の占領せる石見・豐前兩地の措置に關して考慮せんことを請ひ、且つ貫治の歸山を促した。

尙々幾回も貫治樣には早々御歸山可レ被レ下候、別段御用狀を以可レ得二貴意一之處、僕ゟ此壹封を以、相束可二申上一段、諸彥御申合有レ之候間、右樣御承知可レ被レ下候、以上、

秋冷之節先以各位御忠壯被レ成二御精勤一奉二南山一候・引續き御配慮之御事萬御苦勞奉レ存候、拙者疾御承知も被レ爲レ在候通り、勝房州え應接とメ高田・大田同道、嚴島罷越一件相濟、昨九日歸山仕候、委曲別紙大略書差出候間、得斗御熟覽可レ被レ下候、是迄之幕情も餘程明燎承知いたし、大先生に而も、一言も無レ之次第可レ憐事に御座候、就而は

追々何と歟御處分振談判にも可ㇾ及哉と相考、一橋公御見込通にも被ㇾ相行ㇾ候得は、隨分而白形勢にも大一變之期可ㇾ有ㇾ之樣被ㇾ相察ㇾ、房州歸坂之上、趣に寄再度新港迄可ㇾ罷越ㇾ儀も可ㇾ有ㇾ御座ㇾに付、其節は報知次第急速出浮呉候樣申事に御座候、勿論小笠原閣老會津等、初め斷然黜陟被ㇾ相行ㇾ、是迄不條理之罪、明晰御實行相擧り候上は、隨分御談振も可ㇾ有ㇾ之、無ㇾ左而は、則房州之談話も引當に不ㇾ相成ㇾ段は飽迄申込置候、渠には此好機會を幸に大改正仕度との旨趣に相聞へ、內々申分には、此往き掛合振十分手强く行込呉候樣申事に御座候、就而は自然止戰に立至り候節は、豐・石地等始抹、彼是結局之所御確定有ㇾ之度、左候得は追々勝に而も誰に而も談判都合も有ㇾ之、何卒御熟考御氣付筋被ㇾ仰越ㇾ度奉ㇾ存候、且亦木戶君には、房州より重疊傳言も有ㇾ之、再度罷越候節は、何卒御相對有ㇾ之度奉ㇾ存候、彼是差向き御用筋も有ㇾ之候間、此狀相達次第、貫治樣には早急御歸山奉ㇾ待候、實に房州は尋常一樣之幕吏に而は無ㇾ御座ㇾ候、段々卓見高論も承及び難ㇾ盡ㇾ筆頭ㇾ、概略別紙を以御承知可ㇾ被ㇾ下候、時下爲ㇾ邦家ㇾ御加護奉ㇾ專ㇾ禱ㇾ候、爲ㇾ其計匆々如ㇾ此御座候、頓首拜、

九月十日　　兵　助

貫　　　治　樣
潛　　　藏　樣
彥　太　郎　樣
七郎左衛門樣

此の書にて才識卓見ある義邦も、我が正義の主張論難に對し、毫も辨疏應酬することをえなくて歸坂せしのみならず、此の機會に於て已に幕政改革の意志あることが知られ、止戰解兵の後石・豐占領地其の他に關する君等要路の處理は、尤も愼重の審議を要するのである。翌十一日京都薩藩邸に潛伏せし品川彌二郎は、岩下佐次右衞門の乘ぜる薩船の歸航に駕して三田尻に着し、十二日山口に出でゝ、京攝の事情を略ぼ山田宇右衞門等の要路に報じた。會兵助もまた義邦に面晤談判して歸山し、德川慶喜が幕政刷新に關して深意ある由を陳べたので、彌二郎は更に其の狡猾なるを說いて、我が藩益々注意の弛緩しがたきを告げたので、即日要路書を送つて之を君及び貫治に報じた。其の書中に「品川彌二薩州蒸氣船便を以、昨夜三田尻迄歸り、今朝出鴻京攝の近狀荒增承候處、都合最前近江屋罷下、傳聞之通御座候、廣澤一昨々日勝安房之應接相濟、歸鴻一橋之深意之處を以、相咄候由之處、品川彌二直話に而は、一橋も隨分狡猾と相見、中々油斷難レ相成、勝之應接書面は、過日差越候由に付可レ被レ成二御承知一、品川話難レ盡二筆頭一、岩下佐次右衞門通關に付、決而可レ申上一と奉レ存候」とあつて、藩政府は兵助等が義邦に應接したる其の書を君等に示して參考になさしめ、且つ佐次右衞門の通關に面晤して京攝の事情を詳にすべきことを推知したのである。

第二十八章　英艦應接と小倉藩の止戰講和（其の一）

○慶應二年汽船購入の爲め伊藤俊輔等の出張

我が四境の戰端開始するに及び、藩政府は形勢に鑑みて汽船購入の議を發したが、會七月朔日英艦一隻馬關に來着した。此の英艦は外商グラバーの有であつて、もとコンボート型であつたが、當時商船に使用してゐたのである。そこで此の英艦を購入して我が乙丑丸を賣却せんことを決し、海軍局は伊藤俊輔・藤井勝之進を之に同乘せしめて長崎に赴かしめ、其の賣買を交渉せしめた。是時長府藩もまた小汽船一隻の買得を二人に囑托したのである。越えて三日二人は馬關を解纜して長崎に向つた。事は是月二日久保松太郎から君に送つた書中に「英艦昨夜着、是はカラハ持之元コヌホートに而、當時商船に相成候由に而、釜は先日仕替候由、右を乙丑丸と買替度との論起り、海軍局より藤井勝之進。宇一同道、右艦乘與明朝より崎陽迄罷越候都合相成申候、程能談判相調かしと奉存候。先達而フロイセンえ御注文相成、ねせ込に相成候砲代、長府より一萬金丈可差出との事に付、何卒早々持來り呉候樣、宇一より申傳候に相決申候」とあるにて知られ、藩政府は賣買の意の如くならんことを希望してゐたのである。此の文に宇一とあるは即ち林宇一であつて伊藤俊輔の改名である。かくて俊輔等は長崎に赴き、薩邸に寄寓して英商グラバーに交渉し、遂に汽船二隻購入の約を締結して二十日馬關に歸着した。

時に小倉方面の交戰中に、彦島駐屯の長府兵が誤認して英艦の通航するを砲擊した。即ち山田宇右衞門が君に送つた七月二十三日の書中にも「彦島より英船を致砲發候由、苦々敷事仕出申候、差向書中を以相斷候儀は、於御地被仰合相運候事と奉存候、何卒後々難題不申參樣有之かし、已に大砲居付之儀に付、部隊より中立之趣も有之程之場合、臺場を被相支候而は、戰は負に相成、一發之失策、兩國之勝敗に相係候次第、長府人實に率忽之働、殘念千萬奉存候、屹度被罰候樣無之候而は、性根は入申間布奉存候」とあつて、藩政府の要路は既に君等が英艦に對し、事の齟齬を辨じて之を謝したるを想察するも、後患を貽さんことを深憂せると共に長府兵の輕率を遺憾とせることが知らるのである。

かくて藩政府は購入汽船の來航を俟つたが、何ぞ圖らん、俊輔等が買得を約した汽船は、已に幕吏の爲に强いて購收せられた飛報が到來した。そこで藩政府は、汽船購入の爲に再び俊輔を長崎に遣はして、海軍局員財滿百合熊。村田藏六等を之に從はしめ、且つ曩に英艦を砲擊したる誤認の事由をも明白にして、英人の諒解を求めたので、其の一行は二十九日馬關を出帆した。事は俊輔より木戶貫治に送つた八月朔日の書中に「軍艦之儀ガラバより變約申來、幕府に押付を以買取候趣、遺憾不少奉存候、只今之勢に而は、海軍ならては萬々六ツケ敷相成、夫故不得止此度私財滿同行再び出崎仕候、且過日英艦砲擊之一條も有之、旁出崎仕候へは都合可宜と奉存候」とある。越えて五日宇右衞門及び

國貞直人の君に送つた書中にも「蒸氣賣船三艘、蘭・佛之口入に而、英より幕へ損料貸し致候由、猶我注文之軍艦を横奪可ﾚ致等件々、幕吏之狡黠不ﾚ堪ｰ切齒ｰ候」とあるのである。

英艦の難詰と君等の應接辯解

かくの如く藩政府は英艦の砲撃に關して頗る之を憂慮し、已に其の措置をなしたが、果して八月十三日英艦一隻突如馬關港に入り來たり、艦將我が吏員に面會を求めて上陸した。因つて君は高杉晉作・遠藤太市郎と共に之に面接したが、艦將は主として馬關附近の砲臺再築と曩日の英船砲擊とを難詰した。君等は前年我が藩が馬關海峽の砲臺を再築せざるべく彼に約したるも、幕軍の來襲目睫に逼迫せるを以て、已むなく砲門若干を要地に配置したるを辨明し、英船の砲擊は長兵の輕率にして全く過誤なるを解說した。其の應接書の抄錄は次の如くである。

一、彼云、

先日英商船え大砲一發打掛候儀は、如何哉、

一、我答、

實に誤而及ｰ砲擊ｰ候得とも、貴國え對し何とも不ｰ相濟ｰ次第に付、既に一人長崎えも右之挨拶として差出候位之事に有ﾚ之候、眞之過ちには有ﾚ之候得共、約束に致ｰ關係ｰ候事に付、反復貴國え相斷度存候、然處無作法之罪は此方に不ﾚ被ﾚ免事に付、貴國より嚴に其罪を被ﾚ責候は丶貴國之檢證を請、軍法を以切腹いたさせ可ﾚ申と存居

候、爾貴國寛大之處置有レ之候はゝ誠に我幸也、

一、彼答、

眞過迚、此度之儀は措而不レ問候間、御安心可レ有レ之、尤他日右樣之儀無レ之樣嚴重御指揮有レ之度候、

一、我云、

寛廣之處置多謝、

一、彼云、

馬關え再砲臺を築候事不ニ相成一儀は、一昨年之在ニ條約一、若砲臺を築候はゝ、此段ミニストートルえ申越すへしと云、

一、我答、

決而儼然たる砲臺も不レ築、又以前之砲臺えは固く不レ据レ砲候得とも、幕兵其他之大兵向地境上に相備え、馬關打入之覺悟現に見請候付、人民之塗炭を可レ救術外に無レ之に付、海間樹間山上等え少々大砲相備え、一時之危急を救ひ、切迫之情實請察レ之、再條約有レ之儀に付、大砲据付之儀は、決而不ニ相成一と申儀に候はゝ、何時も可レ撤、

一、彼云、

無ニ確答一他日必ミニストル之裁斷を請候半と被レ察申候、爾決而暴なる處置は不レ仕に相違無レ之と、言語之端に被レ伺候事も有之申候、」

一、彼云、

兵士運動之ため山野之徘徊差免呉と申出候、
一、我答、
頃日兵士諸所に屯集罷在、萬一無禮之儀有レ之候而は不ニ相濟一候付、山野近在之徘徊は相斷、市中徘徊相免、
一、彼答、
諾、
一、彼云、
向ふ地散歩如何、
一、我答、
勝手次第、
一、彼云、
七日に二匹之牛を請ふ、
一、我答、
情實申述相斷、
一、彼云、
諾、

彼云、
來る十七八日於沖合大砲稽古仕度候間被差免可被下候、
一、我答、
六連沖合にて可許、
一、彼云、
諾、
右之外小々之談有之候得共不遑書候、

かくて英艦は論難することなく、直に揚碇して去つた。即ち久保松太郎の日記八月十三日の條に「英船將揚陸、遠藤・谷・前原逢、臺場之事、發砲之事を問答、有體之處都合よし」とある。然るに其の後未だ二週日を出でないで英艦再び馬關に來たり、砲臺築造のことに關して艦將特に木戸貫治に會晤せんことを請ふた。藩政府は此の急報に接し、直に之を貫治に通達して出關せしめた。是時要路の山田宇右衛門より貫治に送つた書中に「英艦より臺場之論難澁申立候由、幕より佛の尻をつゝき、佛より英等へ張込にて可有之、此論は中々六ケ敷奉存候」とあるが如く、陰に幕府が佛人に頼つて英艦を指嗾せしめたるを推想し、事の容易に解決しがたからんことを憂慮したのである。貫治は命を受け、直

に政事堂に出で丶要路と之を商議し、馬關に赴いて艦將に面接し、曩日君等の應答せる要旨に基づき詳細に辯疏した。こゝに於て艦將は我が砲臺施設の趣意を體認し、事件遂に紛錯を見ずして容易に解決したのである。

薩藩士我が戰況注視さ止戰講和運動

我が兵が四境にて幕軍と開戰せし以來、薩藩は常に其の狀況に注目し、七月朔日同藩士村田新八經倫・伊集院直右衞門兼寬の二人馬關に來たつた。翌二日直右衞門は去つて小倉に赴いたが、新八は我が兵の大里攻擊の終了を俟つて小郡に至り、更に山口に出でんとした。事は久保松太郎が七月二日君に送つた書中に「薩州村田新八・伊集院直右衞門昨夜着、伊集院は今日用事有之小倉え行、村田は明日戰濟次第船に而小郡迄行、夫より御地罷出候都合申合候」とあるにて知らる。ついで薩藩士西鄕眞吾從道もまた京都より廣島に着し、將に山口に來たらんとした。新八は同藩士黑田了介の來たれるに會し、十六日相共に山口に入つて高田殿に出で、藩公に謁して酒を賜はつた。かくて新八は了介に別れ、三田尻より海路大里に至つて高杉晉作の陣營を訪ひ、伊藤俊輔の上海に赴くに同乘して去り、了介は八月に入り、廣澤兵助等と俱に淺原口の戰況を目擊して廣島に出でた。ついで眞吾は廣島を發してまた山口に來たり、直右衞門も再び土佐藩士石川誠之助即ち中岡愼太郎と共に太宰府より來たつて之に會した。是時五卿の護衞に任ぜる薩藩士大山格之助は、熊本藩士古閑富次を伴ふて十一日の夜馬關に着した。當時馬關出張の

久保松太郎の日記七月十二日の條に「遠藤太市來、同道に而前原え行、昨夜薩藩大山格之助•肥後藩古閑富次兩人着に付、宿え逢對に行」とあつて、翌十二日松太郎は格之助•富次の二人を訪ふたが、君もまた晋作と共に之に面晤した。蓋し格之助等は我が戰況を探聞し、且つ去月二十七日赤坂にて熊本兵の戰ふたのは（第二十七章に見ゆ）、細川氏が毛利氏に怨あるにあらで誤解に出でたることを辨じた。なほ君等應接の狀を記するもの次の如くである。

薩人大山格之助肥後人古賀富次同作來訪彥太郎潛藏致二相對一候、富次曰、以二國情一薩人より御通し被レ下承知罷在候內、不レ計も二十七日之變に立至り、拙者是迄國元え論込候次第、不都合に相成候事に付、態々罷越承り度存居候事に候、

彥太郎潛藏曰、國論之儀は、先達而先鋒士官より呈書、且薩人伊集院などより申述候趣と、秋毫も相變候儀無二御座一候、二十七日戰場に而も、味方には一人肥藩と承知せし者無レ之、翌日士民之風聞にて、漸承知致候位之事に御座候、朔日小倉城乘取候節、弊藩戰死之死體、肥藩之手より御切被レ下候なとの事より、彌分明に相成候事に御座候、死體なと御切被レ下候儀は、御趣意も有レ之ての事ならんと致二愚考一、御忘れもの有レ之は始末致置候樣、諸手へも申含候、無二是迄一國情御通し致度存居候得共、防長鎖國之姿に相成、遺憾罷在候內、御來訪被レ下大慶存候、外患相迫候時節、海內之爭に而、數多之壯士を殺し、士民を苦しめ候儀は、素より不レ欲儀に候得共、主人之寃罪を雪さんと欲

する義心而已御座候、大藩之御盡力を以而、主人寃罪相霽候樣なる御盡力御座候はゝ、無二此上一大慶に御座候、

富次曰、御直に御咄承知致し安堵仕候、同國相爭實に無益之至御座候、此上は歸國乍レ不レ及、是迄之持論を達度云々、

格之助曰、格之助も甚大慶に存候、御兩藩御和談之儀、乃ち皇國之御爲と云々、

格之助又曰、太宰府公卿方御無事に被レ爲レ在御同慶存候、世上之風說に、尊藩御人數太宰府迄御出に相成候と申、彼地も餘程混雜、公卿方之儀は決而御懸念も無レ之御儀に候間、右樣御出浮無レ之樣願度候、

彦太郎潜藏曰、右樣之儀は眞之風說にて毛頭不レ存寄レ事に候、素より五藩御守衞之儀に付、兼而皆々安心罷居候、

格之助曰、右樣被二仰聞一甚辱存候、此儀は五藩中え申達候はゝ安堵致し混雜無レ之云々、

かくて眞吾・直右衞門の二人は藩公に謁し、誠之助を伴ふて二十一日馬關に來たつた。越えて二十三日松太郞之に會見したが、是日直右衞門は黑崎に至つて陸路歸國の途につき、眞吾は太宰府に赴いた。ついで九月六日格之助は眞吾及び幕吏小林甚六郞富政と共に來關せんとし、次の書を君及び晉作に送つて會見を請ふた。

極急速御引合申上度儀に付、只今參着仕候、何方に而御逢可レ被レ下哉、僕には馬關え是ゟ罷出居可レ申、早々奉レ伺候、頓首、

九月六日　大山格之助

谷　先　生

前　原　先　生　侍　史

君は即夜松太郎を訪ふて之を告げ、翌七日格之助の着關を俟つて其の旅宿に赴いた。格之助は五卿の命によつて、甚六郎の爲に馬關通航の安全を君に謀らんとするのであつて、福岡藩の汽船に眞吾・甚六郎の二人筑前人と共に同乘してゐた。是日眞吾は筑前人と共に上陸して君等に面唔したが、甚六郎は船中に殘つて出でなかつたのである。其の事は松太郎の日記に「九月六日夜、大山格之助來る由に而前原來る」とあり、また「九月七日大山南部（○馬關の町名）着に而、前原行逢、筑前蒸氣船來り、西鄕眞吾來る、筑人も來る、蒸氣え小林甚六郎も乘組居候由、碇泊す」とあるのである。是より格之助は馬關に稽留すること數日で、君を始め松太郎等と懇欵を結んだが、また小倉藩の爲に止戰講和の議をも相俱に詢謀せんとした。君は薩藩が此の際に啓釁の根幹たる長・幕の間に介立して其の正邪曲直を明晰に處理すべきに、徒らに枝葉なる小倉藩の爲に斡旋せんとするを以て、本末を辨別せざるものと思惟せるのみならず、事甚だ重大にして輕慮に同意すべからざるを察知し、八日次の書を木戸貫治に送つて熟圖を請ふたのである。（時に貫治馬關に出張し感冒の爲め寓旅に閉居してゐた）

御不快如何可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候哉、昨日之風波に又復御再發にともは無ㇾ之哉と奉二懸念一候、大山格之助來話之一條は、

頗重大事件に付、固より於二出先一有無とも可レ致二決答一様無レ之は、勿論之事に御座候處、元來戰之根本は長・幕にて、幕に左袒仕候國は、孰も幕兵と相心得候事に付、小倉の如き一旦窮候而、和を請ひ候ても、幕議執之道え決候か、不レ可レ測候得は、唯今容易に小倉如きえ和を許候ては、必術中に陷可レ申と奉二愚考一候、薩州にも箇様之小きか世話は打止め、長・幕之間え立ち、正邪分明至當之處置有レ之候様仕候はヽ、小世話はやかぬ方、却而可レ然ともには有レ之間布哉、何も御熟考被二仰付一候様奉二至願一候、小弟昨夜來風氣に侵れ、咽喉を痛み且頭痛に而困り申候、今日は不レ得二登臺一候、乍レ爾一寸鈴大夫えは罷越可レ申と奉レ存候、薩人之事各へは篤と相話置候、尙他日寛々御商議奉レ願候、以上、

九月八日　前原彥太郎拜

木戸貫治様御密拆

此の書に接して貫治もまた君の條理ある意見を賛襄し、小倉藩との交戰は固より枝葉にして根本の目的にあらず、若し天下の公論を以て事局を決定せざらんには、藩公多年の赤誠朝廷に徹上すること能はず、依つて同じく格之助の周旋を姑息となし、其の思慮の淺薄なるを痛惜し、即日之に次の如く答書を發したのである。

朶雲奉二拜誦一候、一昨夜來引續き御苦勞奉レ存候、御別れ申候後も、緩々愚考仕見候得は、益難澁之次第、容易に元

より返答にも難レ被レ及管見之まゝ可ニ申上一と筆を取り候處、西郷信吾歸關直樣相尋與、無ニ餘儀一筑人へも面會不レ仕而は不ニ相叶一都合と相成、彼是及ニ深更一、今朝も延引仕候中、御一書を頂戴仕候次第に而、御高論之趣、實に御同意に奉レ存候、於レ弟も此度之一條は、眞之枝葉に付、かゝる大難之末、輕々敷枝葉より手を立て候樣に而は、甚以前途之處無ニ覺束一候間、何分にも大根本に見すへ相立不レ申而は、卒爾に右手合われかたく、且又於ニ內地一も、名々思友之至情より論を起し候徒も有レ之、思君之至情より議を立候仁も有レ之、其中にも或は勝レ義或は勝レ欲、種々雜多苦戰苦鬪之あけくと申にも無レ之、氣隨之議論も未不レ少折柄に付、殊更於ニ大躰一天下之公論と申處、相立不レ申而は、乍レ恐　公上に公明至誠之處を以、內萬卒を御鎭壓被レ爲レ遊、多年之御誠意　天朝へ徹上と申邊も、いかゝ可レ有レ之哉と奉レ存居候事に御座候、兎角筆端難レ盡、拜靑可ニ申上一候、とふ歟昨夜來御風氣之御樣子、此節柄別而御自愛第一に奉レ存候、先は爲レ其多々頓首、奉復。

八日　　木　圭

前原老兄內密奉復

君は貫治の說に依つて益々其の自信を強くし、長・幕間の根本を明白に確定せば、枝葉なる小倉藩の講和は他人を煩勞せずして直に成立すべきのみならず、今日其の議を進捗するを以て大に我が不利となし、十一日更に次の書を送り、其の意を含みて格之助に應接せんことを請ふた。

朶雲奉ニ拜誦一候、昨日は、殘卒御驅逐無々御配慮之段奉ニ拜察一候、大山氏一條御高論之通、枝葉に而姑息之儀有レ之候而は、他日薩•長之間も如何敷儀出來も難レ測、且又根本長•幕之間、正邪明白に相成候上に御座候得は、枝葉之小倉抔は他人を煩はし和議を調へ不レ申候而も、戰候譯は無レ之道理に付、兎角本末を正し、本定而然後末治り候樣無レ之候而は、矢張當今流儀顚倒に相成可レ申に付、枝葉之和議は不レ仕、根本之處を篤と致ニ承知一候樣、都合能御取計、爲ニ邦家一奉ニ至願一候、只今與ニ小倉一和議抔之說は、實に御國家に取り候而は、不利之極に御座候、御密慮奉ニ希上一候、各へも未レ得ニ面會一候得共、定而不同意は有レ之間敷と被レ考申候、小弟儀風氣聢々無レ之、臥蓐罷在候得共、孰れ登堂萬縷御高論拜聽可レ仕候、右御請耳、他は期ニ拜靑一候、頓首拜復、

季秋中一　　寸晦拜

木戸老臺虎皮下

ついで貫治は再び復書して前說を反覆したが、格之助も君等の意見を諒解し、且つ形情に鑒悟して未だ時機の熟せざるを察し、遂に止戰の周旋を中輟したのである。偶君は風邪に冒されて寓旅に閉居したので、貫治は之に別を告げ、十四日格之助を伴ふて船木に宿泊し、翌日山口に歸へつた。藩公乃ち格之助を延見して之に物を賜ひ、貫治等要路は小倉藩と止戰講和の時機にあらざるを確答した。かくて眞吾は石川誠之助と共に馬關を去つて京都に赴いたが、格之助は山口を發して二十一日出關し、將

に太宰府に還へらんとした。偶肥後藩より小倉藩の爲に、長兵の攻撃停止に周旋せんことを依囑し來つた。因つて格之助は、肥後藩の書を君に致して盡力を請ふたが、其の出發に方つて更に貫治に書を送り、滯留中藩公に謁したるなどの懇情を謝し、小倉藩講和の枝葉なるを覺悟せるを以て之を中止すべきを陳べ、肥後藩の希望を寬容して暫く長兵の攻擊停止を乞ふた。其の書中に「宰府表肥後藩より倉藩之事件に付、猶亦懸合之趣有レ之、右之大本は於二其御許一奉二拜承一候通、罷歸候上は篤と事情相達可レ申候得共、態々彼表より爲二申越一趣に付、其儘前原君迄差上置候間、自然貴樣御方に御回達可レ被レ下候に付、御推覽可レ被レ下、貴諭之通枝葉之處は可二差置一候得共、書面之趣に付而は、實に差迫候姿に而、可二相成一は差當御攻擊不レ被レ下樣、何卒御盡力偏に奉二懇願一候」とあるのである。是日君は肥後藩古閑富次の格之助に送つた書を一讀したが、其の要旨は小倉藩の爲に止戰の講和を切望せるにあつた。しかし之に對する我が藩の態度は、君が既に貫治と共に議決して其の意を貫治よりも格之助に通ぜるのみならず、之を山口に伴ふて確答したのである。そこで君は再び肥後藩の使節來關して止戰講和を請ふも、更に藩命のなき限り、同じく前議を以て之に應答せんとし、即日次の書を貫治に送つて其の意を陳べたのである。

貴墨拜見仕候、御歸山後愈御淸榮被レ爲レ在奉二敬賀一候、二に小弟儀依レ舊碌々消光仕候、御冷笑可レ被二成遣一候、被二

仰越一之件々左に御答申上候、

一、大山歸國仕候處、今日も頗多事に而不レ得二面會一候處、與二小倉一止戰論は頻に主張之樣被二相伺一申候、肥後生古閑富次之書翰、大山へ到來之分も一讀仕候處、矢張同樣止戰論と相見へ申候、爾し是は先日御商議仕候通、於二出先一返答不二相成一事件に付、鴻城へ被二召連一候位之事に付、御地之御廟議御決定之所、不レ被二仰越一以前は矢張前議之通、相答へ置可レ申候間、左樣御承知置可レ被レ遣候、

一、借地止戰等之儀は、只管諸彥之論に從ひ可レ申候、於二小生一は敢而一言無二御座一候、爾此般之戰爭は義豐言極不レ得レ已より起候事に付、容易には難レ計事は申も疎に奉レ存候、寸前暗夜人心不レ可レ量、爲二邦家一御盡力奉二希上一候、

匆々奉復、

九月廿一日夜　　寸暇生

木圭先生虎皮下

かくて格之助は二十四日太宰府に歸着し、長藩の形情を三條實美に隨從せる土方楠左衞門及び福岡藩士等に傳へた。福岡藩は元治甲子の變後長藩と絕交したが、今や格之助につきて其の現情を審にし、家臣眞藤登・花房靜馬等を使者として差遣し、一昨年前の交誼に復すべく斡旋せしめ、且つ晉作が野村望東尼を姫島より奪還せしことをも交涉せしめんとした。そこで二十七日格之助は鹿兒島に歸へら

んとし、福岡藩の爲にまた君を始め貫治・晋作・松太郎の四人に宛てたる次の書を裁して其の事情を報じ、且つ登等を紹介したのである。

一翰拜呈仕候、日々冬氣相催候處、愈無二御別儀一被レ爲レ成二御奉職一奉二恐賀一候、偖も頃日は長々參候仕、不二容易一御懇篤被二仰聞一、千萬難レ盡二筆紙一次第御座候、委曲追て國許より細々可レ奉レ謝候、扨今般當筑藩眞藤登外兩人、其御藩へ爲二御使者一被二差越一候に付、何卒宜敷樣御引立振等御願申上呉候樣承り候に付、分て奉レ願候、其次第は一昨年來一方御絶交と申取相成候處、此節改て一昨年以前之通、御交情被レ爲レ在度との趣意に御座候由、旁可レ然御談判奉二仰希一候、將亦過る十七日藤四郎姬島へ押渡り野村望東奪去候趣も有レ之、右之段も彼是御打合申上儀も有レ之由に付、旁被二仰談一奉レ願候、僕事も今日漸々國許へ發足甚取紛れ、紛亂之書中恐入候得共、無レ據任レ賴荒々奉レ得二御意一候、尙後音亘細可レ奉二陳述一候、恐々頓首々々、

九月二十七日　　　　大山格之助

木戸貫治様
谷　潜藏様
前原彦太郎様
久保松太郎様

此の書中にある望東尼は福岡藩浦野重右衞門の女であつて、名を「もと」といひ、同藩野村新三郎の妻

である。後に新三郎と共に平尾筑前の山荘に隱居したが、新三郎の死後「もと」は薙髮して望東と號し、世人之を望東尼と呼んだ。元治元年晋作難を避けて此の山荘に潜伏したが、歸藩の後慶應元年望東尼は姫島に流竄せられた。是年九月十七日晋作は舊恩を思ふて、從僕權藤幸助等を遣はし、竊に望東尼を奪ふて相共に馬關に還へらしめた。そこで福岡藩は使節を遣はし、君等に依つて舊誼の恢復を謀らしむると共に、望東尼の動靜をも探らしめたのである。かくて世子は小倉口の戰況を視察せんとし、準一郎貫治の改名及び直目付役柏村數馬等を從へ、微行して十月三日馬關に來着した。是時恰も君は、戰地にあつたが、世子數日馬關に稽留して諸砲臺及び招魂場越荷方等を巡視し、小倉方面の戰況を詳にし、八日準一郎を馬關に留め、數馬等を隨へて歸山の途に上つた。是日福岡藩の使節眞藤登・花房靜馬・杉山三郎平は從者六人と共に馬關に着したので、松太郎は其の止宿を定め、徃いて之に面晤した。登等乃ち其の齎らすところの格之助の書を松太郎に授け、藩主黑田美濃守齊溥父子の中一人將に上京せんとするを告げ、其の事情を山口の藩政府に通報せんことを請ふた。準一郎は晋作・松太郎等と共に福岡藩使節に對する措置に關して互に謀議し、翌九日馬關を發して山口に歸へつた。やがて藩政府は福岡藩使節を小郡にて對遇し、之に物を贈つて遠來の勞を慰し、遂に歸國せしめたのである。

君の渡海と止戰講和の成立

薩藩大山格之助が小倉藩の爲に策動せし止戰講和の議は、君及び木戸準一郎等の意見で遂に寢み、

我が軍は志井・高津尾の要害を奪略したる勢に乘じ、將に大擧して敵兵の巢窟を衝擊せんことを期した。（第二十七章參照）敵兵必死を覺悟して善戰抗鬪せるも、隣藩傍觀して之を救援せざるのみならず、休兵止戰の幕令さへ到達したので、將士講和の意望を抱懷するものが多々あるに至つた。そこで小倉藩は竊に使者を太宰府に遣はし、五卿護衞の熊本藩に窮迫の情態を陳說し、薩藩と相共に講和に斡旋せんことを請囑せしめた。依つて熊本藩秋吉久左衞門等は小倉藩の爲に、薩藩三雲藤一郎・吉田淸右衞門を說いた。かくて藤一郎・久左衞門は金邊峠の險阻に據守せる小倉兵の首領に商議し、小倉藩山内武夫を伴ふて我が小倉の本營に來たらんとし、已に呼野（企救郡東谷村、小倉の南四里許）の境に至つた。我が先鋒の戍兵は之を遮止して明日を待たしめ、直に小倉の本營に報じた。そこで三人は金邊峠に還へつて一泊した。是は十月十日のことである。翌十一日三人召に應じ、相共に小森（呼野の北方）の營に赴いて我が軍光田三郎（後ち光明寺三郎）等に會晤し、武夫は止戰を請ひ、藤一郎等は休兵の朝命に從ふべきを陳べた。小倉本營にある野村右仲は、是日狀を君に報じて指揮を請ふたが、翌十二日小森に抵つて藤一郎等に面接し、若し今後小倉藩に長州再征の幕命下らば、之に對する國論の奈何を質正し、且つ確乎たる實行の證徵（人質の意）あるにあらざれば、容易に止戰の布告しがたきを力說した。藤一郎等後日之に答ふべきを約したので、右仲は此の談判中我が軍の進擊を中止し、且つ暴行を戒飭すべきを以て、小倉藩もまた各要衝に砲臺を築造す

ることなからしめた。此の小森に於ける談判は、右仲が君と合議したるものであつて、其の大要を君自ら次の如く記したのである。

一、先日肥後藩扱以來、止戰之心持を以、見合居候を追々砲擊に被ㇾ及、剩過る三日夜中豐後橋え狼藉に及候事、

一、休戰と申候得は、如何成御次第を休戰に相成候哉、眞に是迄之所御悔悟に相成、再ひ幕府ゟ御達相成候ても、出兵抔之儀堅く御拒絶に相成候御定論等有ㇾ之、且確然たる實行を立人質等惣軍之折合にも相成候程之儀無ㇾ之而は、今日に相成中々容易に止戰之布告も相成苦敷事、

但、右之次第を以、確跡相見候はゝ、可ㇾ成丈ケ止戰之儀心遣可ㇾ致、然上は御方要衝え砲臺抔御設等之儀無ㇾ之樣存候、萬一右等之儀有ㇾ之候はゝ、直に可ㇾ及二破却一勿論、此方兵士は精々粗暴無ㇾ之樣布告可二仕置一事、

是日右仲は更に次の書を君に送り、止戰談判中に於ける倉・肥・薩三藩使節の我が占領區域內通行に關する指揮を求めて速に渡海を請ふた。

昨日得二御意一候使節三人、至極差急候事之由、且兵士屯中久敷留置候も不都合に被ㇾ存候間、何卒急速黑白御差圖所ㇾ祈に御座候、小倉藩のみに候得は、現在敵徒に付、斷然取計候而も苦しかる間敷奉ㇾ存候得共、肥・薩兩藩通行懇願之候は、無法に相斷候も如何敷と存候、且薩藩は當節重く御待遇之手續も有ㇾ之候事に付、於二出先一失禮之取計も相成間敷、如何所置可ㇾ然哉、兎角一應速に御歸陣奉二待上一候、使節も隨分曖昧之言多く有ㇾ之候由、此期に臨み千一奸術も難ㇾ計、且我兵愉安之徒は自然惰氣を起し、激憤は不平を生候樣にも可二相成一と蹙眉仕候、先は爲ㇾ其重而申上

候、頓首拜白、

十月十二日

二白、前夜も申上候樣、根本無レ之烏合繁雜に而はもめ事計出來、兵卒は彌驕傲に相成可レ申、種々差閊起り候故、小荷駄出賄杯の儀も今に相運不レ申、出先之者は日增込り、上之御損は多く、役人之力不足とて捨置候得は、傍觀姑息に流れ、遂に收束之時は無レ之、縮る所上之罪と可ニ相成一と存候、妄言には候得共如レ此のみ、以上、

三白、此書狀達次第片時も速ニ御歸陣可レ被レ成候、兩惣督よりも左樣申事に御座候、

口城老兄御密拆　　迂仲拜

此の書中に三人とあるは、藤一郎・久左衛門・武夫である。君は止戰の談判を重大視し、是日急に馬關を發して小倉に赴いた。松太郎の日記にも「十月十二日、向地採銅所迄攻入候處、薩州一人肥後一人來り候由、先觸小倉人より持參、一應差返候處、又々持參候由に而、前原急に渡海相成候段竹田・藤井兩氏谷〇高杉晋作え之斷被ニ相談一候由」とあつて、竹田は竹田伊兵衛にして遠藤太市郎の改名、藤井は藤井七郎左衛門である。其の「竹田・藤井兩氏谷え之斷被相談候由」とあるは、君が航海に方り、七郎左衛門・太市郎二人をして病床にある高杉晋作を訪はしめ、小倉藩若し講和を請願せば、其の應接並に我が進擊軍の措置に關する意見を互に談議せんことを希望したのである。そこで即ロ七郎左衛門は晋作

を訪ふて之を談議し、翌十三日書を君に送つて其の狀を報じた。即ち其の書中に「御渡海後御配慮可レ被レ爲レ在奉二遙察一候、節角今朝より愚生も渡海之覺悟罷在候處、昨夜來之風波に而中々渡海難二相成一、何分御地仲取方御無人に而御込り可レ被レ成、仲取方役人丈けは、いつれ之道、渡海致させ不レ申而は、不二相濟一と掛念罷在申候得共、手式に不レ任、少し穩に相成候はゝ、直樣渡海致させ可レ申、昨日直樣谷氏え參りい細相談申候、決而和議說にて間違有レ之間敷、一應野村氏〇野村右仲に而も、應接相成候はゝ、模樣も可レ有レ之候得共、全躰山口近邊迄に而も、罷越させ山口政府も應接致させ可レ然、和議之應接に取掛り候はゝ、勿論進擊は見合せ不レ申而は不レ宜、其內彼より戰ひに及候はゝ、十分之曲、彼に在る事に付、進擊申迄も無レ之、旁其邊谷氏之氣付に御座候、於二愚生一も格別氣付と而も無レ之、いつれ之道於二山口表一御決定之儀被二仰出一候外は有レ之間敷と奉レ存候」とあつて晉作の意見を報じ、七郎左衞門は他に氣付なきを告げた。なほ此の書中に仲取方役人とあるは米銀物品の交付を掌る役員をいふのである。

懷舊記事に據るに、是時山縣狂介等は敵兵の根據せる香春を占領せんとして既に進軍し、將に十四日是月を以て之を襲擊せんことを期した。第二十七章參照　會十三日小倉先鋒軍事掛より、我が出張軍事掛に宛てたる一書を葛原口の營に投じ、止戰の談判中にあるを以て將に軍使を出だして交涉せんとする を告げ、其の受理の可否に關する答を請ふた。即ち其の書に「止戰御談判中の儀御承知可レ有レ之、依

て軍使差立及御乞合度存候、御引受可被成哉否、御答相待候、以上」とある。葛原口の先鋒から此の書を本營に送つたので、長州先鋒士官の名を以て翌十四日十五日の朝を期し、上曾根にて應接すべく小倉軍事掛に答書を發した。即ち其の書に「止戰の儀に付、御軍使被差立候段致承知候、上曾根相應の場所に於て、御相對可致候間、明十五日朝五ツ時、御出張可被成候、爲御答如此御座候、以上」とある。かくて十五日小倉藩野島要人・佐々木五郎右衛門が上曾根に來つたので、狂介は品川省吾（報國隊）と共に淨土寺にて之に面接した。要人等は止戰講和を乞ふ爲に來たるを告げ、諸事命に從はんことを陳べた。狂介等乃ち止戰講和のことは、之を山口政府に禀申して命を待つの意を告げ、貴藩已に止戰に一決せば、武器の用なきを以て預るべきを約諾せしめ、翌日兵を行事に進めて悉く之を收めた。そして德力口に於ては、君專ら小倉藩の使節に應接したのであるが、武器收管の談判に及ばなかつたことが見えてゐる。即ち「十五日予は報國隊品川省吾と俱に上曾根淨土寺に於て小倉の軍使に應接せり、其人々は野島要人・佐々木五郎右衛門と呼べり、彼曰く、小笠原某の命を奉じて講和止戰を乞ふが爲に來れり、萬事唯命之れ從はんと、予之に答へて、吾輩は先鋒の司令なれば、止戰講和の事は山口政府に陳情して命を待たんのみ、然れども貴藩已に止戰に一決せし上は、武器は不用なるべし、而して我藩に在ては、方に幕府と對戰し、勝敗未だ決せず、故に武器は我先鋒に預

かる可きこと、又明日先鋒の兵をして行事に繰込ましむること、此兩條を約諾せられんことを望む是れ先鋒司令の任務なればなりと述べたるに彼皆之を承諾せり、而して德力口は前原之に應接せり、前原は武器の談判に及ばざりしと聞く於レ是予は其翌日兵を行事に進め悉く其武器を收めたり」とある。是れ小倉藩は我が軍の香春に襲來せんとするを懼憂し、先づ其の攻擊を遮遏したる後に止戰講和の談判を進涉せんとしたのである。

かくて我が軍は曩に小森に於ける右仲の質問に對し、十七日を期して小倉藩の確答を催促した。時に小倉藩の要路以下既に凝議し、幕府若し征伐の再命を下さば條理を以て之を諫諍し、敢へて出兵せざるべきを決定したので、十六日武夫及び鷲見與兵衞を呼野に遣はし、我が應接員堀眞五郎・小笠原美濃助等に其の意を陳述せしめた。眞五郎等は兩軍對峙の形勢をなし、徒らに我が兵に止戰が命じがたく、誠意で之を欲せば、條理ある條件を明晰に具備して請ふべきことを說き、我が兵進擊の藩命を承くるも未だ止戰の令に接せざるを陳べ、直に此の由を山口政府に告げて其の指揮を竢つべき答をなした。事は是日石原高津尾附近の南方會議員より君及び野村右仲へ報告したる書にて知らる。卽ち其の書中に「今朝鷲見與兵衞・山內武夫致ニ應接一度申越候付、昨日御出可ニ相成一と只樣見合居候得共、一向御來臨無レ之事故、無レ據於ニ呼野村一及ニ應接一候處、過日野村樣と御應接仕、爲ニ御答一罷越候との事に而、其趣は縱令

天幕より命令有ㇾ之候共、幾重も諫爭申上、決而出兵は不ㇾ仕段、一統論決仕候而、此段御答に罷越候との儀に御座候、別封之儀は別人（田代馬之丞）を以、呼野關門迄、持參致候間、御落掌可ㇾ被ㇾ下候、扨今日右之應接相濟候後、和戰之儀は重大之事件に御座候處、今日迄之參り懸りに相成、容易に止戰致吳候樣被ㇾ仰聞ㇾ候而も、平士え對し、徒らに止戰々々と說得は難ㇾ相成ㇾ重大之事件は重大之御處置有ㇾ之度、且各兵相對し、双方攻守之形を顯しなから、止戰とは參り兼可ㇾ申に付、素より御藩一定之御議論有ㇾ之候は勿論に存候、然は彼廉は云々、此廉は云々、是を以止戰致吳候樣との御事に而こそ、平士は說得も相成候譯、然上は此御方よりも、彼は如何此は如何被ㇾ致度段、御願も可ㇾ申候付、急速御答相待候、右相伺候上に而こそ、出先にゐて暫く止戰も出來可ㇾ申、尤今日之儀は、僕輩出先之論に而、前段之通、止戰致居候而、寡君之號令を待可ㇾ申、今日之儀は僕等進擊之命を蒙り罷居候而已、未た止戰之命を不ㇾ蒙候得共、談判中暫く酌んで取計ひ候譯に御座候段應接仕置候」とある。そこで武夫は明後日までに答ふべきを陳べ、與兵衞と共に去つた。當時山口藩政府の要路は止戰講和に意あつて、君及び木戸準一郎等に山田宇右衞門が其の抱懷するところを示した。而して、我が軍は敵の要地を占領し置かんとし、書を藤一郞・久左衞門・武夫に與へて速に呼野に來たらしめた。武夫先づ來たり、翌十七日藤一郞等二人も抵つたので、君は是日野村右仲・山縣狂介と共に足立の本陣を發して此所に赴いた。即ち

小倉日記十月十七日の條に「かくて足立なる本陣にかへりつれは、敵の方より止戰の事いひ來りて和を乞ふよしきこゆ、その事とりはからはむためにとて、前原・野村・山縣なとの人々呼野のあたりへといてたちぬ、呼野は香春へいたる方の道なり、足立よりは四里はかりもありぬへし」とある。かくて君は眞五郎・美濃助等と相共に武夫・藤一郎・久左衛門の三人に面接し、狸山・金邊峠の要害を借りて姑く我が哨兵を置かしめんことを求めた。

（豐津藩筆記抄出）

十月十七日、從₂呼野長州陣所₁、山内武夫え應接致度書翰到來に付、夕刻より呼野え罷越、原狷介・小笠原美濃助・有田又四郎・南小四郎・竹下彌三郎四人え致₂面會₁、原狷介申出候は、此度之止戰出先一統不納得、少し之間違も出來致し候はゝ、忽進擊之模樣、誠に共餘說得も六ケ敷、就而は目前一統安心致し候御取計願度申候付、此上如何成儀を以目前御安堵之筋相立可ₗ申哉、無₂御遠慮₁御申聞被ₗ下候樣相尋候處、狷介申候には、東は狸山切所、西は金邊峠、兩切所御渡被ₗ下候はゝ安心も可ₗ致、右金邊峠・狸山兩切所御渡し被ₗ下、長州より番兵を置候得は、共上は一步も私曲不ₗ致との事、且前條之通り相成候上は、以後筑前黑崎通り、本藩え諸事御談判被ₗ下候樣申候に付、其儀者御即答は不₂得致₁重役共申談、明後十九日朝迄に可ₗ及₂返答₁候云々、

（此の筆記中に原狷介とあるは君の變名である。そこで當時君は小倉藩に原狷介として知られてゐたのである）

そこで三人相前後して去つたが、小倉藩の要路は大に之を審議して已むなく我が要求を容れ、次の條項を基本として休戰の約を結ばんとするに決した。

止戰に付御申談之條々

金邊峠・狸山兩切所之儀は、胸墻取除双方關門取立、締り之爲番人兩三人位差置、御約定之通、關門外に一步も猥りに不ㇾ踏出ㇾ樣、堅諸卒ぇ申付、萬一相背候はゝ至當之罪可ㇾ申付ㇾ事、

但夜中は關門ぇ燈灯相用可ㇾ申事、

一、弊藩山上出張之人數並器械等引拂せ可ㇾ申に付、尊藩御人數も右同樣御取計被ㇾ下度事、

一、巡邏亜篝火見切等、双方相止め申度事、

依つて武夫は十九日呼野に赴き、君及び右仲・七郞左衞門に會晤し、小倉藩我が要求を容れて金邊峠・狸山の兩所を交付すべきことを答へた。そこで君等は之を諾して是夕金邊峠に赴き、其の關門を巡視して歸へつた。翌二十日與兵衞は武夫と兵に呼野に來たつて美濃助及び森淸藏に會見し、前文と全く同じき次の止戰案を提出して之を商議したが、淸藏に異見があるので改更を約して去つた。

止戰に付御申談之條々

金邊峠・狸山兩切所之儀は、胸墻取除双方關門取立、締り之爲番人兩三人位差置、御約定之通、關門外に一步も

猥りに不㆓踏出㆒樣、堅諸卒え申付、萬一相背候はゝ至當之罪可㆓申付㆒事、

　但夜中は關門え燈灯相用可㆑申事

一、弊藩山上出張之人數並器械等引拂せ可㆑申に付、尊藩御人數も右同樣御取計被㆑下度事、

一、巡邏並篝火見切等、双方相止め申度事、

是日武夫また來たつて金邊峠の要所を交割すべく淸藏に告げたが、我が軍吏に二十一日を以て狸山の交割を要求した。其の日に至つて君は右仲と共に狸山に赴き、小倉藩大堀一・野島要人に會見して之を促したが、二十三日時山直八等遂に交割を終了した。時に七郎左衞門は、小倉藩の止戰講和の爲め、三藩使節の來たるべきを豫期して既に歸國したので、君は狸山交割の終了したるを之に告げ、且つ長谷川太郎左衞門を小倉に差遣せんことを請ふた。因つて二十五日、七郎左衞門は次の書を君に送つて三藩使節未だ着關せざるも、準一郎等の意見にて新地に旅寓を定めたるを告げ、且つ太郎左衞門及び山根秀輔相續いで渡海すべく、諸艦悉く二十七日を以て三田尻に廻航せしむべきを報じ、諸艦費の支出について考慮せんことを請ふた。

　其後引續御盡力御苦慮可㆑被㆑爲㆑在、先日は狸山も御請取相成候由、一段之御事奉㆑存候、薩・肥・小倉等之使節も未着關致不㆑申、宿は新地可㆑然、木戸其外之氣付も有㆑之候に付、其都合に相決置申候、太郎左衞門渡海之事被㆓仰下㆒、早

速渡海致させ可レ申と存候得共、先日以來之風波に而、船木米等少しも回着致不レ申、こゝ元搗出之黒米も最早拂底に相成、少々吉田ゟ陸送致させ、旁太郞左衞門も手透無二御座一候而、唯樣遲々相成、いつれ明日中位には渡海致可レ申候、秀輔も一同渡海致可レ申と奉レ存候、諸艦も來る廿七日一同關地出帆、三田尻乘廻し相決申候由、先日以來庚申丸・丙寅丸等ゟ太分之御銀拂出之儀申出、最早諸艦之御入費更に目途相立不レ申込居申候、別紙廉書差出申候間、御勘考可レ被レ下候、こゝ元格別相變る事は無レ之候得共、御銀拂出之多分相成候には當惑之至に御座候、先は爲レ旁共内御自愛申も疎候、頓首再拜、

十月廿五日　　　　　　　　　七郞左衞門

彥太郞樣御直闕

此の書にて、海軍は庚申丸・丙寅丸等常に小倉附近の海上に浮泛して我が陸兵の作戰を援助し、また軍需品の運送敵艦の驅逐等に努めたが、其の費も巨多であつたことが知らる。君が小倉藩の止戰講和の爲に、渡海せしより殆ど二週日淹留して客舍にあつたが、偶次の詩を賦した。

客舍官居共寂寥、　人間到底都無聊、
幕烟愁殺荒城裡、　懷レ舊寒烏鳴二枯條一、

小倉城陷落後の寂寞を想察するに餘りあるのである。なほ營中偶成と題して「時事恍惚月流、家山風

物定凄然、白雲千里起回首、紅葉一溪霜滿天」の詩あるも、また小倉方面戰後の景情を賦せるものと思はる。是より先二十三日、武夫は改訂したる次の止戰約定書案を齎らして金邊峠に來たので、我が軍之を受けて直に本營に報じた。

止戰に付御申談之條々

金邊峠・狸山兩切所之儀は、胸墻取除双方關門取建締り之爲、番人兩三人位差置御約定之通、關門外に一歩も猥りに不二踏出一樣堅諸卒に申付、萬一相背候者は至當之罪可二申付一事、

但、夜中は關門提燈相用可レ申事、

一、御約定之堺目限り立入申間敷事、

一、篝見切等は場所柄に寄相用申度事、

こゝに於て小倉藩と止戰の約殆ど成立したが、彼地の士民容易に我に服從しがたく、且つ開戰以來我が失費巨額であつて、君は其の支出に關して大に苦慮したが、若し明春再び干戈を交ゆるに至らば、財政甚だしく窮迫すべき深憂があるのである。要路にある山縣彌八も同じく之を痛憂して四境止戰となりしを機とし、軍事內政を刷新して其の基礎を鞏固にし、防長二州の持久維持を畫策すべき秋なるを思惟し、二十六日次の書を君に送つて其の意見を陳べ、速に歸國して根軸に盡瘁せんことを請ふた。

寒氣之時節に相成候處、愈御忠壯豐前地御在陣候由奉ㇾ敬賀ㇾ候、過日は應接有ㇾ之一先止戰に相成候由、一段之事に奉ㇾ存候、隔海之地地民年來之宿怨、且此度之戰に人家放火、其外餘程困苦せしめ候付、人民心服候事は六ケ敷可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ存候、何分米銀夫役等之軍費莫大之事に而、御繰出實に難澁之次第に御座候、不ㇾ容易ㇾ御心配之段は逐々承知仕候處、只今之形に而は、來春戰爭之目途は不ㇾ相立ㇾ候間、無ㇾ御疎ㇾ事に御座候得共、乍ㇾ此上ㇾ宜敷御自重奉ㇾ祈候、當今諸口共戰相止居候事に付、只今之内御軍政は元より、惣而御政躰不ㇾ相立ㇾ候而は、兩國持久御維持之處、乍ㇾ恐奉ㇾ懸念ㇾ候、何卒其地御用御片付相成候はゝ、御歸國根本え御盡力奉ㇾ賴候、逐々尊書被ㇾ成下ㇾ難ㇾ有、自ㇾ是は御無沙汰仕候、先達而は木戸・廣澤出關、薩人と於ㇾ馬關ㇾ生財之儀申合せ候由、未委敷は承知不ㇾ仕候得共、宜敷不ㇾ相謀ㇾ候而は、又一害を相生も難ㇾ計と掛念仕候、大塚も先達而變死、彼是御心配之御事に奉ㇾ存候、書餘万々申上度存候得共、不ㇾ能ㇾ筆紙ㇾ候、時季爲ㇾ邦家ㇾ御自重奉ㇾ專禱ㇾ候、恐惶頓首、

十月廿六日　　　彌　八　拜

再伸、藤井氏え書狀も不ㇾ差越ㇾ、無音仕候間、宜敷御致聲奉ㇾ賴候、以上、」

新儀一昨日出山仕候、以上、

彦　太　郎　樣　舌　代

此の書中に「馬關生財」とあるは、薩藩五代才助友厚が馬關に來着して木戸準一郎・廣澤兵助と共に通商生財のことを協議したのである。初め長・薩兩藩融和の形情に趨くに及び、大村藩渡邊昇もまた來た

つて舊知ある準一郎に會晤し、通商貿易によつて利財を豐富にせんことを談じ、去つて之を才助に說いた。そこで才助は汽船に乘じ、十月十日の夜馬關に來泊し、翌日上陸して久保松太郎に會見し、準一郎に面晤せんとするの意を陳べた。準一郎は松太郎の報に接し、兵助と前後して出關し、十五日松太郎と共に才助を大坂樓に招いて會飮閑話した。長・薩兩藩が物產交易を開始し、互に其の有無を融通して國力を培養せんとするは、他日の準備にあるもまた兩藩の緝穆を益々濃厚にせんとするのである。因つて君を始め準一郎等は、其の成効を冀望せるも巨額の資本を要し、春來我は費途多端であつて、其の支出に關して大に要路の苦慮するところである。才助もまた此の狀態を察して將來を期し、未だ熟議に及ばずして十七日上國に赴いたのである。

止戰約定書の改更に關し薩肥兩藩の斡旋

小倉藩既に止戰約定書を改更して提出したので、我が軍は速に使節を馬關に差遣して之を議定せんことを促した。小倉藩は薩・肥兩藩の斡旋に依つて止戰の議が成立したので、直接長藩と之を議定せば、他日破綻の憂虞があるので、薩藩三雲藤一郎・吉田淸右衞門・黑田嘉右衞門の馬關若くは山口に赴くに懇囑して特に使節を差遣せざらんとし、生駒主稅をして其の意を我が進藤判三・南小四郎に報ぜしめた。そこで君は馬關に歸へつて之を野村右仲等に謀り、二十八日更に次の書を山内武夫・野島要人に送つて使節を派遣せんことを促し、また鈴尾五郎の歸山に依囑して要路に商議せしめたのである。

一翰啓達仕候、爾後倍御壯健可レ被レ成二御盡力一奉二拜賀一候、陳は過日來御談判之事件に付、令レ得二拜話一度御座候處、遠路何共御苦勞之御事に候得共、御兩三人急に馬關表迄御越被レ下度御待仕候、巨細拜芝可二申述一候、此段爲レ可レ得二御意一、態々如レ此御座候、以上、

十月廿八日

野村右仲
原猾介
貫算三郎
武田伊兵衛

猶以御約條仕置候通、黑崎通り御發船に而、當地は伊崎御着船に相成候樣都合仕置候、以上、

山內武夫樣
野島要人樣

然るに武夫・要人は君等の書に接し、翌二十九日次の答書を發して嘉右衞門等薩藩士に依囑したる由を反覆した。

芳墨拜閱仕候、向寒之砌倍御壯健可レ被レ成二御忠勤一奉二敬賀一候、然は過日來御談判之事件、於二馬關一御面談可レ被レ下に付、兩三人同所え黑崎通罷越候樣、御示之趣承知仕候、然處薩藩黑田加右衞門此頃共御地え罷出候筈、且又弊藩之者は罷出兼候事情、昨日採銅所におゐて、新藤判三殿南小四郎殿え生駒主稅及二面談一置候間、御兩公より共御

地え御通達可有ニ御座ー候に付、御承知之上御賢慮宜御取計可レ被レ下候、右御答爲レ可レ得ニ御意ー如レ是御座候、以上、

十月廿九日

野島要人

山內武夫

武田伊兵衛様

貫算三郎様

原猾介様

野村右仲様

かくて鈴尾五郎は十一月七日山口に歸へつたが、嘉右衛門特に薩摩の藩務のみを含みて來たらんとし、また藤一郎・淸右衛門も小倉藩の和議に關しなかつたが、其の中に齟齬あることを知つた。依つて五郞は九日更に次の書を君に送つて是等の事情を告げ、且つ要路は國貞直人並に直目付役を馬關に出張せしめ、相共に機宜の處理に任ぜしめんとするを報じたのである。

引續き不ニ一形ー御配意御苦慮千万推察致候、然は小子儀一昨夕歸山致、早速小倉人書翰之趣詮議致候處、薩人黑田嘉右衛門は別御用に而參り候樣子、其外三雲・吉田兩氏も只自用に而少しも小倉和議之儀を委任致候儀に而は決而無レ之と申事故、左候はゝ、定而小倉之曖昧に而曠日いたし候所存と、猶更急激之至に御座候、將此間御談合之節、於ニ出先ーに應接は丸々廢止と御約束致置候得共、又々思召之旨有レ之、就而は書中に而も意味通し兼候間、國貞直

人侍御史之內壹人、早內々出關被ニ仰付ー候間、何も右兩人〻篤と御承知之程御賴致候、猶又此度侍御史被ニ差越ー候間、出先之情實中軍之御決論等無ニ腹臟ー御議論有レ之度、左候はゝ少々は耳目も一新可レ致、其邊之處眞の御內々申遣候、先は爲ニ國家ー乍ニ此上ー御盡力御賴致候、草々不具、

十一月九日　　　　鈴　五　郎

二白、幾應も御盡力御賴致候、藤井氏野村氏えも可レ然樣御賴致候、何も理論には大きに苦心致候、以上、

前原彥太郎樣內密用

我が軍の先鋒は小倉藩の眞意を疑ふて是日使節を馬關に派遣せざるを難詰し、將に進擊せんことを畫策した。そこで小倉藩茂呂三郎平等三人は、十二日香春を發して太宰府に赴き、薩・肥兩藩士に同行を請ひ、黑崎（遠賀郡黑崎町）を經て馬關に據らんとした。然るに薩・肥兩藩士は之を固辭したので、三人は十六日夕刻馬關に來たつた。依つて君は三人を白石正一郎の宅に止宿せしめ、翌十七日次の書を山縣狂介・福田俠平に送つて之を告げ、彼我の談判に關する意見あらば腹藏なく開示せんことを請ふた。

益以御起居御忠壯奉ニ敬賀ー候、小笠原家臣茂呂三郎平・野島要人・吉川種次郎昨夕方來着之由申出候付、白石正市郎方へ爲ニ止宿ー置候、今日面會可レ及ニ應接ー奉レ存候、就而は御氣付之趣、無ニ御腹臟ー被ニ仰知ー可レ被レ下候、御氣付之次第は、御來光に而得ニ拜晤ー候はゝ幸甚、萬一も御來光無レ之候はゝ、一ツ書にして御答可レ被レ下候、爲レ其匆々呈ニ腐毫ー候、立待ニ回報ー、不盡、

寸　暇　生

十一月十七日

素狂老兄　梧右

悠々老兄

此の書に接するに及び、俠平先づ君に會晤して强硬の意見を披瀝し、ついで狂介もまた來たつた。依つて君は藤井七郎左衞門と共に新地の林小九郎の宅にて、三郎平・要人・種次郞の三人に面接し、曩日小森にて薩・肥兩藩士等に會見して談議したる世子の出質を要求した。小倉藩主左京大夫忠幹既に卒して世子なほ幼ないので、細川氏に托して熊本にあらしめた。三郎平等は世子の出質に關して薩・肥兩藩士未だ曾つて之を語らないので、今之を聞くを始となして即答しがたきを辯じ、一旦歸國して藩論を確定せんことを請ふた。事は奇兵隊日記十一月十八日の條に「小倉人野呂三郎平・野島要人外に一人一昨夜馬關到着、昨十七日於₂新地₁前原彥太郞・山縣狂輔其外應接之所、至而曖昧之由、縮る處、幼主人質之處、來る二十五日を限り返答可₂致由に而、兩人歸國一人は滯關致居候段報知有₁之候事」とあり、また翌十九日俠平が談判の狀を時山直八へ報じた書中にも「扨小倉人も十六日晚馬關着、翌日於₂新地₁前原・山縣其外一同應接之處、意外之曖昧に而、先日薩・肥兩人え申含候趣、更に存不₂申樣子に相答候由、就而は三十餘日も遷延に打過、講和之基も不₂相立₁、且兵士一統疑惑氷解之目途も無₁之候段

反覆申込、來る廿五日を限り、幼君入質諭可及返答段相決、早天より兩人丈け歸國、今壹人は馬關差留有之候由」とある。君等乃ち三郎平三人の請を諾して談判を中止し、十日間を限つて回答せしめ且つ一人歸藩して二人は馬關に留まらしめた。依つて三人一旦歸宿して之を凝議したるも、幼主の出質は重大にして應諾すべきものにあらず、薩・肥兩藩に其の調諧の斡旋を依囑するの外なしと決し、三人相俱に馬關を去つて其の二人は若松より太宰府に直行して薩・肥兩藩士に盡力を請ひ、更に同所より別れ、一人香春に歸へつて其の狀を報じ、一人熊本に往いて事態を幼主の從臣に告げんとし、回答の延期を求むべきに定めた。會嘉右衞門山口を發して歸麑せんとし、木戸準一郎と共に馬關に稽留せるを聞き、之に斡旋を囑せんとして旅宿に招いた。君もまた七郎左衞門に謀り、三使の爲に嘉右衞門に次の書を送り、其の希望を通じて面會せんことを請ふた。

未奉得拜顏候得共、呈腐毫候、先は御滯關被爲在候御樣子は承知仕候得共、御伺不申上失敬之段奉恐縮候、御海恕奉希候、將又千萬卒爾之申上に候得共、小倉藩當境來着仕、明早朝出帆一先致歸藩候、就而は明曉迄に尊公樣へ是非願拜顏度候間、萬々乍御苦勞竹崎白石正一郎方宅迄、御賁臨相願吳候樣申事に御座候、甚以如何儀申上兼候得共、小倉藩へ可然御取合奉願上候、爲其不顧不敬呈腐毫候、頓首敬白、

前原彥太郎事

原　狷介

藤井七郎左衛門事
貫　算三郎

なほ是時君等が小倉三使と應接談判した概狀は、豐津藩筆記に見えてゐるのを抄出して參考となすこと次の如くである。

彼云、
今般遠路御苦勞に御座候得共、態々御立込相願候儀は、先達而薩藩三雲藤一郎肥藩秋久吉左衛門兩氏小森村に於て朝廷より休兵之命令相下り候に付、双方共以後止戰之儀、可レ然と之儀を以、御周旋相成、依て其後は止戰仕候、共際若君公御出質之儀申込置、共後何たる御答も無レ之に付、出先之兵士疑惑を生し候に付、近々之內、香春表より兩三名相見、確答有レ之と之旨を以、鎭撫方致し置候、就而は最早時日も相立候儀に付、右御出質之儀は、御國論如何御決定に候哉と相尋候、
我云、
薩・肥兩藩士を以、出質之御申込と之儀は、唯今先生方より初而承り候、我輩香春表出立之節、政府より申含候ケ條書も所持致し居候得共、右之儀は更に承り込不レ申候、尤薩・肥兩藩士へ御申込ならは、兩氏も政府へ通知不レ致譯は無レ之、如何之都合に候哉、何分只今始て承り候儀に付、御即答に難二出來一と申述候、
彼云、

然は先生方遠路御苦勞相成候儀は、何たる事件之爲なる哉、

我云、

先般來止戰御談判相整たる儀に付、往昔之儀は御取捨を願ひ、向後之御親睦取結はん爲め、且每度立越候樣申越に付、餘り不ニ相濟一儀に付、御斷り旁推參致し候、

彼云、

夫は先生方之申分に而は、餘り曖昧と申者、肥・薩兩藩士御政府へ御通報不レ致儀は有レ之間敷、畢竟御藩は事を曖昧にして時日を相待、再度幕之援兵を相待候事と、疑惑之至に候、右樣之儀出先之者へ相聞へ候節は、直に進擊可レ致候、最早止戰御談判は、破談之外致し方無レ之候、何分にも出先壯年之兵士說諭之方法無レ之候、

我云、

御兵士之向へ御說諭之方法無レ之と之儀は、至極御尤には候得共、素より弊藩之素志は、上は休兵之命令遵奉し、下は萬民塗炭之苦を思ひ、依て肥・薩兩藩士を以、止戰之運ひに相成、然る處、出質之儀、貴藩之御所望に應するとも否共判然不レ致內、止戰之儀破談と被レ仰候而は、聊左樣には參り兼候儀と奉レ存候、何分にも寡君之身上之儀に付、拙者共直に香春表へ罷歸り、政府へ此旨申通し御答可レ申候、夫迄之儀は、幾重にも先生御盡力を以、御鎭撫之程奉レ願候、御答申上候迄は、御進擊之段は御斷申上候、

彼云、

前申述候通、今度御立込相成候而、御確答有レ之儀と一統相待居候處、豈計んや、香春政府に而、御承知無レ之と之由にては、實に曖昧之次第に候、右出質之儀は、出先兵士鎭撫之一助と相成候に付、先生方御見込承り度旨申聞候

我云、

何分にも寡君之身を臣下之身として、如何共御答難ニ申述一、是非共政府に申通候而御答可ニ申上一候、歸國之上政府へ委細申聞候はゝ、定て愕然可レ致、何とならは　天・幕之命を受、田野浦表へ出兵之處、豈計んや、御進擊と相成、烏越合戰後、一時諸藩の兵引拂、其後は兩國之戰爭と相成、則公戰之末に候付、小國之弊藩に候得共、天下條理に於て出質と申儀候而は、如何可レ有レ之哉、始より貴國と私論之末、戰端相開き力之不レ及處より、甲を解き軍門に降るときは、出質と申事は勿論之儀と相心得居候得共、公戰之末に候得は、聊條理に於て困却可レ致樣相察申候、

彼云、

公戰之末と御主張有レ之候得共、決て今般之戰爭は　朝廷より出兵之命令は無レ之、幕府私闘と申者に候、夫に付ては、貴國より幕府へ種々申立相成候廉々信用し、終に擧兵之企と罷成り、此度之戰爭は御藩をして巨魁と言はさるを得す、

我云、

夫は意外之御高話、十五萬石微力を以、幕府へ如何申立候共、幕府に於て譬へは信用するとも、各藩出兵は可レ致筈は無レ之、若し弊藩之微力を以、全國之大軍を動かせしとの儀は、家名に於ても無ニ此上一名譽之次第に御座候、此儀

に付、種々議論と相成數刻に及ひ候に付、其當否は論決するに不レ及、要するに休兵之命令遵奉し、止戰と相成候儀に付、既往之事は御取捨只管願上候、此上にも平和に相運候樣萬禱之至に候、何分にも出質之儀、御確答差急き候儀に付、一時も至急に歸國之上、政府より御答可ニ申上一候、

彼云、

然は何日頃迄に御答被レ下候哉、一週間相待可レ申に付、御國論御決定之上、御確答可レ有レ之候、

我云、

急き而も一週間内に國議決定無ニ覺束一、寡君身上之儀に付、五郡中出張致居候隊長呼集、往後之日數も有レ之、一朝一夕之評決可レ致譯に無レ之、其上當所より香春迄往復之日數も相掛り候儀に付、期限定候儀は御斷申上度、宜敷御承引被レ下度候、

彼云、

ヶ樣事件、陣中之習、無期限杯とは甚了解難レ致、諸隊御召呼之儀、可レ有レ之候間、十日間相待可レ申、是非共夫迄御答被レ下度存候、尤御三方之內、一人御歸國、御兩名は御答有レ之迄、御滯留相成度旨申聞候、

我云、

然は今日は是迄之所にて退座可レ致、下宿へ引取重而申上候次第も可レ有レ之旨、申述置退座す、

右談判數刻に及ひ、下宿白石正一郎方へ歸着之節は、夕七ツ時前に御座候、夫に三人打寄種々評議致し、兎而も相

對に談判候共、期限相延へ候儀は難二出來一、且又三名之內、一人罷歸候而も、期限切迫之事故、二人は若松より太宰府へ直行し、五卿付之肥・薩兩氏え此趣申通、如何共盡力相願、共趣を以、同所より香春へ歸り、一人は肥後表に罷越巨細御報道申上、一人は直に香春表へ罷歸り、政府へ通報致不レ申而は不二相成一儀に付、是非共三人一同に若松迄は同船致し度、然る處、他藩之入込有レ之候はゝ致し方も可レ有レ之候得共、目今之形勢に而は、入込之藩は無レ之儀と苦配中、薩藩は兼而通路致し候事故、今日之談判探索之爲め一人は必す滯關致し居可レ申と相考へ、家主正九郎呼寄、萬一御當地へ薩州藩士滯在之向、無レ之哉聞合候儀賴度旨申聞候處、早速引受探索致し呉候處、黑田嘉右衞門滯候段申出候付、早速書面相認め、本日當藩へ談判致し候儀に付、御依賴申上度儀御座候間、御下宿へ推參仕候而、御支へも無レ之哉と紙面を以て申遣候處、明朝是より參上可レ致との返答有レ之、

之に據つて、君等は小倉藩世子の出質を强要して止まず、三使は小倉藩主小笠原忠幹既に歿し世子熊本に遺孤となつてをつたので、臣子の分として之を他國に質となすことは忍びがたいので、大に苦心せるの狀を想察しうるのである。嘉右衞門は薩藩使命であつて、正式の修交を表せんが爲め藩主島津忠義父子の親書を齎らし來たつて山口に出で、去月二十四日我が藩公に謁見したが、是月朔日三田尻に出でて十日馬關に來着した。また準一郞は其の答禮使として鹿兒島に赴かんとし、三田尻より丙寅丸に乘じて十六日馬關に寄港したのである。嘉右衞門は君等の書に接し、翌十八日朝小倉藩三使の旅

寓を訪ふた。三郎平等乃ち君等要求の事情を陳述し、三人歸國の同意と回答の延期とに斡旋せんことを懇囑した。嘉右衛門乃ち小倉藩の爲に之を準一郎に謀つた。準一郎は直に之を君等に告げて熟慮を慫慂した。そこで君は其の夜七郎左衛門及び狂介・俠平等と之を凝議したが、遂に三使の請を擯斥すべきに決した。狂介・俠平の二人は君の招きに應じ、是夕陣地より馬關の會議に參加したのである。即ち奇兵隊日記十二月十八日の條に「一、夕方より山縣・福田兩人前原彥太郎より申越候趣を以、馬關渡海候事」とある。依つて是夜君は七郎左衛門と共に三使に會見して頗る强硬であつたが、藩公寛大の旨意を考慮せるのみならず、嘉右衛門が準一郎を通じて依囑したので、二更に及びて三人相共に歸國の可なるを告げ、且つ回答の期限を十二月二日となした。翌十九日君等は更に書を小倉藩の要路生駒主稅等に與へて、前夜の談議に關する諾否を答書せしめた。主稅等は書中で確答しがたきのみならず、更に期限を延べんことを欲し、なほ使節に會見せんことを請ふたが、君等は直に次の書を主稅等に寄せて其の要なきを陳べて之を拒絕し且つ使節を歸國せしむべく促した。

朶雲致₂拜見₁候、然は今朝愚札を以得₂御意₁候件に付、御書中に而は御答難₂被₁爲₂成に付、今一應御應接被₂成下₁度段被₂仰越₁候處、御面談に而は、此餘何共分別も無₁之手段に絕へ候に付、御應接は仕間敷、期限も次第に差向候儀に付、何卒御引取御決議相成候樣、且日延之一條出先之者承諾仕候得は、格別之儀に付、其邊之處、旁早々御

取計被成下度奉存候、爲其得御意候、草々不悉。

十一月十九日

貫　算　三　郎

國　貞　直　人

原　　猾　介

生　駒　主　税　様

山　田　熊　太　郎　様

三　浦　治　右　衛　門　様

小　川　次　郎　太　郎　様

即日君はまた次の書を狂介・俠平に送つて小倉藩使節に應接の狀を報じ、已むなく剛腸を撓屈して延期したるを告げて其の諒解を求めたのである。

一昨夜は御疲勞致拜察候、小倉藩昨日も出立不仕、頗長議論に相成候處、老兄方へ不致御相談粗忽之取計に候得共、遂に三人とも差歸し、來十二月二日を致期限候段、昨夜二更に相決申候、既に一旦決定之議を變候儀、忍召も如何に御座候得共、實に不得已次第に立至り、少く剛腸を撓候、爾談判は昨夜に限り、其後は二日之決答を聞耳に申渡置候、二日之期限及相違候はゝ、最早不任心底候段篤と決置候、何分時日至遷延候段、一統可

レ然御取計可レ被レ下候、此間多少之議論有レ之候得共、不レ能ニ筆頭一萬縷期ニ拜靑一候、爲レ其急要而已。閣筆、

十一月十九日

尙々今朝致ニ出帆一候鴻城・八幡へは自レ是可ニ通達一候、以上。

椿東生

素狂老兄

悠々老兄

御直披

是日小倉藩使節は馬關を發し、前議に從ふて一人先づ香春に歸へり、二人は相共に太宰府に抵つて薩・肥兩藩士に會し、ついで一旦香春に還へつたが、其の一人更に熊本に赴いて細川氏の援助を請ふた。依つて熊本藩は、其の臣木村得太郎貞通等を鹿兒島に遣はして小倉藩の爲に斡旋せしめた。かくて小倉藩回答の期限漸く切迫するに及び、君は再び進擊の揣度しがたきを察し、二十一日次の書を狂介・俠平に送つて火攻を嚴禁し、我が藩公寬仁宏量の旨意の徹底すべく盡瘁を請ふたのである。

可レ被レ成ニ御盡力一不レ堪ニ敬慕一候、陳又彌期限に差向軍務不ニ一方一儀と致ニ推察一候、彌進擊と相成候は丶、只管火攻を嚴に御禁し可レ被レ下候。小倉城殁落後は、悉民屋町家而已に有レ之候間、是を及ニ放火一候而は、實に難澁戰旣に間近く前轍も有レ之候、且漫に及ニ放火一候而は、其國暫時我有と相成候而も、軍費莫太之上。燒失之家救助等子貢・仲

由之才雖レ有レ之、其後を難レ善候段御推察可レ被レ成候　且又持軍整肅秋毫無レ犯、不レ忘レ戮二一人一は　君上寛仁大度之思召、兼而將士より卒伍迄薫陶罷在候を顯はすに足り候と相考申候、且又皆樂レ爲二死戰一、所レ向有レ功者將士より賤卒に至迄、其忠勇義烈平生之所レ養、以て賊膽を冷すへき也、是釋迦之前說法申も痴に候得共、愚者之千慮或は智者之爲に一得有レ之も難レ測、婆心癢內敢致二呶々一候間、爲二國家一無レ忽御盡力不レ堪二千祈萬禱一候、不盡、

十一月廿一日　前原彥太郎

二伸、拙生儀可レ致二渡海一存候處、過日來之足疾今以不レ至二平快一、遺憾万々御憫笑可レ被レ下候、以上、

山縣狂介樣

福田俠平樣

君の此の書を發したるは、前書に參照し、我が兵常に小倉藩に含怨する所あつて止戰の條件も峻嚴ならんことを切望したので、若し再び勇士の進擊を開始せば、益々烈戰激鬪して彼の人民塗炭の苦を重ぬるのみならず、我が藩公寛宏の誠意に乖背せんことを深憂し、豫め温言にて戒飭をなしたることが推知せられ其の苦心が想像せらるのである。

第二十九章　英艦應接と小倉藩の止戰講和　（其の二）

○慶應二年出質回答の延期と我が兵の派遣

小倉藩の使節茂呂三郎平・野島要人・吉川種次郎の三人は、既に君等に應接して世子出質の回答を要求せられ、各馬關を去つたが、其の一人は（三郎平）香春に歸へつて談判の形情を要路に報じ、二人（要人・種次郎）は太宰府に赴き、五卿守衛の薩・肥兩藩士に會晤して窮狀を訴へ、ついで其の一人（要人）は熊本に至つて細川氏の援助を請ふた。かくて小倉藩は凝議し、再び薩摩藩大山格之助・肥後藩秋吉久右衛門を介恃して決答の延期を請ひ、十一月二十八日石井省一郎を特使となして馬關に赴かしめた。翌夜君は藤井七郎左衛門及び國貞直人と省一郎に會見し、我が先鋒諸兵の激昂甚だしく容易に制しがたきを陳說して決答延期の請を拒絕した。依つて省一郎は更に小倉藩の內情を縷述し、肥・薩兩藩に派遣したる使者の歸報まで延期を求めた。君等は已むなく十二月十八日まで延期し、諸隊の鎭撫策として藩狀視察の名にて香春・行事の地方に派兵すべきの意を告げた。是時の彼我談判の概要は、豐津藩記に次の如く見えてゐるのである。

我云、

先日茂呂三郎平ゟ御申立、世子一條十二月二日迄之期限に御座候處、薩・肥兩藩へ相談致し居候往復日數、何分十二

月二日迄は使者歸邑不レ致候間、右往復日數御延期被レ下度候、

彼云、

既に止戰御談判後、四十日之間、徒に日を送り、追々御因循に付而は、出先之兵士、疑惑を生し、鎭撫方困窮に付、既に大山・秋吉兩人えも延期申立候得共、右之條を以、返答仕置候、直樣書翰を以て、御藩へ申越候樣子に付、定而鎭撫無二覺束一儀は御承知可レ有レ之候、

我云、

成程其書翰は於二黑崎一致二熟覽一候、御出先之御兵氣、左御座候は、御尤至極奉レ存候、左樣有度事に候、然る處既に平尾野相破候節、今一と押に而、弊藩之兵氣、難二相支一、御藩之兵氣、破竹之勢有レ之候處、止戰御談判御承知に相成、今日延期一條に付、御鎭撫方難レ被レ成段、如何に被レ存候、

彼云、

御承知御座候通、國家一昨々年之多難、三家老之首を切、尾州侯へ差出、御寛大之御所置も可レ有レ之處、亦々疑惑を蒙り、永井主水正樣御下藝辯解之使に、聊御聞通可レ有レ之所、壹州侯宍戸備後介を被レ縛、申立之條一として御聞通無レ之、幾數通之歎願書差出候得共、更に御聞通無レ之、防長二州立所之無き處より、不レ得レ止事、今日之形勢に押移り候仕合、出先之士心、必死を極候情狀、元より頑固一途之者に候得は、止戰御談判無レ之前と相心得、三日早天より進入之氣込、何分難レ制存候、薩・肥兩藩は兎も角も、御一藩之御決議は如何哉、御一藩之御決議二日迄御答

可レ被レ下候、

我云、

御耻ヶ敷儀なから內情御打明し不レ申候而は、相分り申間敷、昨秋以來左京大夫表向不快に候得共、內實極て大切之容體に付、世子一族間柄之儀に付、肥後侯へ御委賴申居候得共、右等之大事件、第一寡少君へ申聞、且肥・薩兩藩えも及ニ相談一候後ならては、國議難ニ相決一存候、右に付往復日數御延期及ニ御相談一候儀に御座候、尤既に兩切所をも御預け申、且當今之士氣、中々御藩に對容相叶不レ申候、御疑惑も可レ有ニ御座一候間、御壹兩人位御立込御覽可レ有レ之候、

彼云、

左京大夫樣御內實に付、御世子樣御當君樣に被レ爲レ成候哉、

我云、

左京大夫不快に付、內實は當君同樣相心得申候儀は御察可レ被レ下候、

彼云、

御藩之儀は、一昨々年來、頑固一途之兵士怨みを挾み居候得共、御藩之儀を彼是と致し候得は、いらさる樣をなし候樣つふやき、却而疑惑を抱く輩も有レ之、實に困窮至極、無ニ此上一候、御一藩之御決議是非一日迄、御返答無レ之候得は、止戰御判談無レ之前と相心得可レ申候、

我云、
三日早天より御進入に相成候儀と奉㆑存候、左候は、御耻ヶ敷儀なから中々御支は難㆓相成㆒、眞に滅國にも及ひ可㆑申候、使臣之情實殊更に御察可㆑被㆑下候．
彼云、
既に一昨々年來の情態、且壹州侯御下藝後、今日之形勢に相運候、付而は六十餘州の外、石に出れは石に殺され、豐に出れは豐に斬れ、藝も亦同し、殆遁途無㆑之危窮無㆓此上㆒候、御藩之儀は天・幕え之道も通し、六十餘州何れも御道通し候へは、弊藩に比すれは御輕き儀奉㆑存候、乍㆑去御臣子之情實奉㆓體察㆒候、我臣子之情實、御互に難㆑堪、切なる者に御座候．
彼云、
延期は幾日位に候哉、」
我云、
薩・肥往復丈に候、」
彼云、
往復幾日哉、」
我云、

概略十二月十八九日迄相掛可ㇾ申候、乍ㇾ去鹿兒島之儀、格別手間取候はゝ、相延一兩日も掛り可ㇾ申候、早くは一兩日も早かるへしと存候、何れも先を押計り候儀慥に不ㇾ被ㇾ申上ㇾ候。

彼云、

先日大山・秋吉よりは十日位之延期に承り候、此儀は如何哉、

我云、

御尋御尤に候、大山・秋吉へ相咄候節は、未肥・薩より回報なき前之事に付き、肥より薩へ早打に而參り候日積り之概略相咄候、後昨二十八日肥・薩より回報有ㇾ之、肥藩木村得太郎・坂本彦兵衛弊邑清水勘解由・野島要人同道、二十六日發足に而並々之旅行に候得は、日合も相延候儀に御座候、

彼云、

十日位に而御返答被ㇾ下間敷哉、

我云、

其儀斷然と御返答難ㇾ相成ㇾ、若約定之上、又々間違に相成候はゝ、猶又不都合に御座候間、往復日數有ㇾ之儘申述候儀に御座候、

彼云、

御延期中幕府之兵動き候節は、一時の謀に陷り候抔と、無辨之兵士申立候に至り候而は、罪三人に期し可ㇾ申存候、

右に付日合今少し相縮申間敷哉、

我云、

幕府之兵動き候儀は、中々有レ之間敷候、萬一左樣之儀も有レ之候はゝ、御約定之通、幾重にも條理を以遂ニ諫爭一可レ申候、

彼云、

誠に以頑固之兵士、折合兼候處、格別之被ニ申立一、且御滅國にも及候儀は、臣子之情實、御互に難レ堪儀奉ニ體察一、三人身に卷き、鎭撫方仕候儀は、實に不レ堪ニ大任一候得共、御情實無ニ餘儀一所より御引受申上候、右に付立込情實拜見之儀、行事之方へ三小隊、香春之方へ三小隊も立込不レ申而は、兵士暴動御受合難レ申候、此儀御即答可レ被レ下候、

我云、

元より御立込之儀、一兩人位と申上候通、其位之御人數に候得は、差支無レ之候得共、御多人數に候得は、農民婦女子之動搖、何共難レ計御返答難ニ相成一候、歸邑之上政府え相伺重而參騔御答可レ申候、

彼云、

夫に而は御往復二日迄には、御返答難レ被レ成候間、是非御即答奉レ希候、

我云、

其儀決而御即答難ニ相成一候間、日合少し御待可レ被レ下候、重役へ申聞可レ成丈け差急き可レ致ニ渡關一候、

彼云、

二日迄相開不レ申而は、鎭撫方困り候付、先生明朝御歸邑被レ下、一日限り金邊峠へ御書翰にて御答可レ被レ下候。

我云、

致ニ承知一候、歸り次第政府へ可ニ申出一候、御返答は政府より可レ致、且海上之儀に候得者、風波之節は彌二日御返答難レ申候、

彼云、

風波之節は陸路御歸り可レ被レ下候、其取計可レ申候、

我云、

風波之節は御賴可レ申候、

彼云、

十八日期限には必御決答可レ被レ下候、若無レ之於ては破れと御勘考可レ被レ下候、且立込之儀は、一日限り必御返答可レ被レ下候、左樣無ニ御座一而は、必暴動可レ仕奉レ存候、

我云、

歸邑之上委細政府へ可ニ申出一候、

かくて晦日省一郎は香春に歸へつて使事を復命した。こゝに於て小倉藩は長兵入來せば、農民婦女子の動搖ある憂懼を陳べて之を辭せんとし、十二月朔日次の書を君及び直人・七郎左衞門に送つて、二三隊長の至るは支障なきも大兵の來たらざらしむべく請ふた。

石井與一郎儀、共御地へ差出候處、御談判筋御引請被㆑下、且御丁寧之御取扱に預り候段申出厚恭存候、其節御兩三人御立込にても不㆑苦段御話し申候由にも香春並大橋へ三小隊宛御差越被㆓成下㆒度旨御相談之趣、昨夜引取委細申出候、然處三小隊宛も御越に相成候ては、農民共並婦女子に於ては必す動搖致し可㆑申、左無㆑之候ても止戰後は安堵之筋申諭置候得共、兎角不㆓取留㆒風聞承り、動すれは動搖致し、取鎭方致㆓心配㆒候折柄に付、何卒御多人數御越之儀は御斷申度、御兩三人御立込之儀は差支之筋も無㆓御座㆒候間、御立込にて內情御察被㆑下度、何分農民共之情態御推察被㆑下、不㆑惡御承知可㆑被㆑下候、以上、

小倉　政事掛中

十二月朔日

原　狷　介　樣

國　貞　直　人　樣

貫　算　三　郎　樣

依つて君は七郎左衞門に謀り、我が先鋒諸隊に馬關口總管の命を傳へて小倉藩申請の決答延期を允許

し、且つ狸山・金邊峠兩口の陣營より、敵地偵察の爲に派遣せる各中隊をして克く嚴制を恪守せしめ、彼若し條理を紊つて再戰を開始することあるも、我は堅忍して名義を汚損するなからしめ、また小倉藩に復答して前書の請を郤け、形狀巡視の爲に進兵すべく告げたのである。そこで三日拂曉、金邊峠口の我が先鋒二中隊は呼野の營を發して採銅所に至つた。小倉藩の大池襲等之に應接して我が兵の進入に異議を唱へたが、軍令に從ふて行動せる旨を答へ、夕刻に及びて香春を去る七八町の地に着し、引藏寺に宿した。狸山口の我が先鋒三小隊もまた同じく行事・大橋 京都郡行橋町附近 方面に進んだ。小倉藩は我が兵の進入滯陣せるを大に嫌忌し、視察終畢の後速に撤去せんことを要請した。我が軍は馬關口總管の命に從ふて進退すべきを主張したので、小倉藩は更に使節を馬關に差遣して之を交涉せんとした。そこで金邊峠口より發したる我が軍は、即日次の急書を君に送つて、進兵の嚴肅なる狀況等を告げて小倉藩使節の應接に注意せんことを陳べ、且つ敵兵なほ各所に點在するを報じたのである。

今日九ツ時御沙汰通、二中隊喚野出發採銅所に於而、彼政府大池襲え應接、色々難澁申立候得共、終に暮六時香春宿ゟ七八丁手前引藏寺え着陣仕候、勿論御沙汰之趣を奉し、强而押出候譯も無レ之、行規嚴重一統疎暴之振舞等は仕らす、御休意可レ被レ下候、然る所此往滯陣之所を大に嫌らひ候樣被レ思申候、見窮相濟候得は、明日にも引上け呉候樣申立候得共、其儀は吾輩に而は相決難、進退之事は馬關惣奉行令に從よる外無レ之と答在候、付而は今より

も政府之內、此地出立御地え罷越候樣子に御座候、右候而引取之儀願立候間、御疎も無レ之事に候得共、程克御相對奉レ賴候、未委敷樣子も不二相明一候得共、隨分其所此所に屯集兵數も不レ少樣に被レ思申候、全延期之事も深き慮之有レ之は必然、實に今日之進入好機會、必引上け之御沙汰とも有レ之候而は、御國家之御大事御座候、爲レ右態と急飛を以得二貴意一候、尚追々可二申出一候、匆々不盡、

十二月三日夜十時　　八幡鴻城會議所

尙々太貫口之樣子も未不二相分一、小倉人え尋候而も同樣知れす候、事に寄れは一戰にも及ひ候間、急報次第御繰出事御手當置申上候迄も無レ之候、以上、

前原彥太郎樣大急事

此の報告の如く、五日果して小倉藩大堀一・吉川種次郎の二人馬關に着し、直に書を君及び直人等に寄せ、其の來意を告げて會見を請ふた。君は事務繁劇の爲に之を辭し、翌六日作間正之助臣正をして二人に會見せしめた。二使は小倉の藩情を縷述して、狸山・金邊峠兩口より派遣せし兵士の撤去を懇請した。即ち豐津藩記に傳ふる所は次の如くである。

彼云、

原猶介御面會可レ致之處、當節事務繁多に付不レ得ニ其意一、就レ右御奉使之旨趣一通り承り歸り候樣申聞候付罷出候、

我云、

去三日尊藩之御人數、弊邑形情御覽之爲、香春・大橋へ御立込、御巡邏も相濟御疑惑御氷解に相成申へく、且御承知も可レ有之由、舍村之下輩之者入混し、牛馬徘徊亂雜に有レ之、千一不都合之次第出來候而も殘念至極に付、御人數御引拂被レ下候樣相願候、

彼云、

至極御尤之次第に候得共、私より御答難レ用、原猶介へ申聞御返答可レ致と申置引取、

君等は正之助の報につきて之を議し、派遣の兵隊を急遽に撤退するを不可となし、八日書を送つて會見と共に之を拒絶した。其の書中に「此度爲御使者御越之砌、御紙面之趣致ニ承知一候得共、事務繁劇に付、御使者之趣領承之爲、作間正之助出置候、人數御形情致ニ拜見一候儀に付、引取候樣御纏々御申立之趣致ニ承知一候得共、先般御應接之節、石井殿之御衷情に付而は、身命に換へ延期御請合申上、先鋒へも及ニ布告一候處、幸に致ニ承知一其末人數差出御形情致ニ拜見一、漸氷解にも向ひ候央、間もなく急に引取候樣に而は、所々屯在數多之頑兵、如何程之變態を醸し出し、不レ得レ止御違約場合に立至り可レ申哉も難レ計、期限とても左程餘日も無レ之に付、諸兵鎭撫之爲、唯今通差出置候間、此段御聽通可レ被レ下候云

々」とあつて、禮を以て之を拒絶したのである。九日二使はまた正之助に依つて、香春の我が兵を一小隊に減ぜんことを請ふたが君等之を斥けた。ついで君等は二使の切望を容れて十日之に會見し、減兵に關して明日同僚のもの一人を香春に出張せしめ、屯兵の實況を視察したる後に確答すべきを約して歸藩せしめた。そこで翌十一日二使馬關を去り、君は正之助と共に十三日香春に赴き、書を小倉藩大堀一・吉川種次郎に送つて出張したるを報じ、且つ撤兵しがたきを告げた。然るになほ覆書せざるを以て、君は將に去らんとし、再び書を與へて之を告げた。其の書に「過刻寸楮得貴意候處、追而御答可被仰聞との御事に付、丁度致御待居候得共、未た何たる御物音も無御座、御樣子如何哉と奉存候、然る處此度當地罷越候儀は、偏に馬關に於て御約定致置候次第而已之儀に而、格別に得貴意度事件は無御座候間、御都合次第引取可仕哉、實は差急ぎ他用も御座候、旁爲御聞合得貴意候、草々頓首」とあるのである。是夜小倉藩山田熊太郎・廣瀨德次郎・吉川種次郎專ら周旋して酒肴を君等に饗した。翌十四日君は正之助と共に香春を發し、大橋に赴いて馬關に歸へつたのである。

小倉藩使節の來關と君等出質の促迫

是時に方り、小倉藩の薩・肥兩藩に派遣したる使節は、長藩の要求せる世子の出質に關し、其の撤回の斡旋を懇囑して苦慮奔走した。然るに薩藩は、固より長・倉間の止戰條件の決議に中介して之を周旋するを欲せず、肥後藩もまた藩內の事情急速に盡力しがたきを以て、使節は遂に空しく歸藩した

のである。而して小倉藩は決答の期限また切迫せしを以て要路之を凝議し、藩主小笠原左京大夫忠幹病歿して世子忠忱竊に家督したる事實を明白にし、出質の要求に應じがたき由を陳述して長藩の諒解を請ふべきに決し、直に正使小笠原織衞・副使生駒主稅等を差遣した。織衞乃ち主稅及び山田熊太郎・三浦治右衞門・小川次郎太郎を從へて香春を發し、十七日拂曉馬關に着した。君は此の報に接し、野村右仲・國貞直人・藤井七郎左衞門と連署し、次の書を主稅・熊太郎に送つて竹崎長泉寺にて應接すべきを告げ、之を招いて會見した。

一筆致二啓達一候、然は各樣方御一楯昨夜當地被レ成二御越一候由、酷寒之節遠路旁御苦勞之御儀奉レ存候、就而後刻竹崎長泉寺に於て御應接致し度候間、乍二御苦勞一彼寺え御出可レ被レ下候、尤其節御案內之者差出可レ申候間、旁之趣御承知被二成置一可レ被レ下候、書余拜芝之上と申縮候、草々不悉、

十二月十七日

貫　算　三　郎
國　貞　直　人
原　　狷　　介
野　村　右　中

生　駒　主　稅　樣
山　田　熊　太　郎　樣　左右

主稅等乃ち君等を見て曰つた、我が藩世子の出質を要求あるも、藩侯左京大夫已に病死したので、たとへ幼冲なりと雖も之が嗣主である、闔藩の內情頗る錯亂して今日の勢將に亡國せんとするの危殆に瀕んしてゐる、家門小笠原織衞代り來たつて山口の藩政府に出で、老臣に面晤して大に歎願するところあらんとするので其の執成を請ふと。君等は曰つた、小笠原織衞家門と雖ども既に藩臣である、今之を藩內に稽留するとも、出張の我が兵は頑固で、却へつて疑惑をなして容易に鎭靜しがたい、世子の出質已むことを得ざれば、懇親の爲め末家近江守（小倉新田壹萬石小笠原近江守貞正）を遣はして之に代へ、以て本家の危急を救拯すべしと。主稅等また曰つた、藩內紛糾の爲に萬事を近江守に委したので、遽に香春を去らしめがたきのみならず、小なりといへども彼諸侯に班列してゐるので、之を出質せば名義に關するのである、小倉藩の干戈を動かしたるは、固より天・幕の命を奉じたので、決して私情に出でたるものでないと。君等もまた曰つた、近江守一たび來たらざれば我が兵の疑惑遂に氷解することなかるべしと。主稅等また曰つた、貴諭切なるを以て書を香春に發して之を知照すべし、少しく十八日の期を延べんことを請ふと。君等乃ち之を諾し、且つ採銅所・刈田（狸山の東南）。與原（刈田の南）方面に駐屯せる小倉藩兵の撤退を求めた。此の談判の狀は豐津藩記に次の如くあるのである。

一、我云、

此度止戰御談判致し候、付而は世子罷出候樣、過日も茂呂三郎平へ御所望之所、未だ御届は不レ濟候得共、實は左京大夫昨年大病に而死去、乍ニ幼少一家中一統主君と尊奉致し居候事故、此段御斷且御懇親相結度爲に、家門小笠原織衞罷出、山口政府迄も參着、御家老中へも拜謁、偏に歎願御依賴申度念願御座候、此段諸先生御執成之程、拙者共より偏に御賴申度、右死去故政事向不行屆之儀も有レ之、家中錯亂之折柄、今日之事體に押移、家中婦女老少困苦に迫り、血涙死亡農民塗炭之苦惱不レ忍レ見。誠に切迫之至、昨今香春御立入に而、定而御見聞被レ下儀と奉レ存候、畢竟譜代家之悲さは、壹岐守殿故。今日之勢に相成、致し方も無レ之、已に滅國之危急、御憐察可レ被レ下候。

一、彼云、

御內情之次第御尤千萬奉レ察候、弊藩一昨年以來之困苦、朝敵之命を蒙り、進退相極り、臣子之情實再天日を拜し度處、奸吏之所爲故、憤懣不レ堪之國情、篤と御憐察可レ被レ下候、織衞殿御家門には御座候得共、御臣子之御列に付、出先頑固之諸卒、疑惑氷解之程愚昧之拙者共、鎭靜方行屆之程無ニ覺束一、世子之處は前條御演說之次第、一々御尤に致ニ承知一候間、何卒此度御懇親仕候爲めに、近江守樣一應御出被レ下、御懇篤之御談話被レ下候は丶寡君父子も安心、第一頑愚之諸卒愈御懇親被レ下候段、明白に疑惑無レ之樣可ニ相成一、此段御取計可レ被レ下候、御末家樣之御危急御救助可レ有レ之筈には無レ之哉、

一、我云、此儀は此度發足砌致ニ評議一候得共前條之通、家中錯亂に付而は、近江守之萬事御依賴申、一時も香春表相外し候儀相成兼、且小家に候得共、矢張諸侯一列之儀に付、罷出候而は名義に係り候、旁以而無ニ其儀一、依而

織衞御懇親相結度故罷出候、何卒山口政府御家老御面談之儀をも御執成可レ被レ下候、

一、彼云、近江守様御出は名義に係候由、御斷之趣に而は、寡君父子は賊と思召之事哉と奉レ存候、

一、我云、名義と申は、元來

天・幕之命に而譜代家之悲さ、乍ニ御隣領一動ニ干戈一、其末今日之事體に付、私情を不レ立證據に郭中自燒・金邊峠に人數屯集、今般止戰御談判に及候儀に付、私情を以て動ニ干戈一候とは違ひ候間、名義に係ると申候、畢竟姿に嫌疑有レ之段、御察可レ被レ下候、御藩御身晴不レ遠內可レ有レ之、左も無レ之候はゝ、實に

皇國之御恥辱、何卒寬大之御所置に而

皇國一和之處、弊藩一統奉ニ念願一事に御座候、

一、彼云、近江守様一應御出無レ之而は、何分頑愚之者、疑念氷解仕兼、御恥かしき事なから、拙者共心底に難レ任、御憐察可レ被レ下候、

一、我云、近江守事は只今申述候通、迚も拙者共見込は無レ之、心底に任せ難く候得共、右程之事を分而之御懇談に付、一應書翰にて香春へ申遣可レ申候段申述候、

なほ織衞の香春に送つた書中に「今十七日拂曉無レ滯着關、不ニ取敢一野村右中・原狷介・國貞直人・貫算三郎列へ生駒主稅・山田熊太郎・三浦治右衞門應接爲レ及ニ談判一世子一條打明及ニ懇談一候處、一々尤に承引相成、人質名目は强而之談論は無レ之候得共、何分拙者に而は臣下一列之事故、引受不レ宜、近江守様當地へ御立

込御挨拶之上、御懇親相結ひ度段申聞候間、內情打明け種々及₂談判₁候得共、何分左無ₗ之而は、出先之者一同疑惑氷解いたし兼候趣、野村右中始一同申聞候、右に付近江守樣一應御渡海相成候儀、篤と御評議有ₗ之度、勿論十八日少々日延之儀も談判相濟候付、採銅所・刈田・與原邊當方出張之人數、早々引拂に相成、雜卒たりとも一人も同所方角徘徊無ₗ之樣致度、左樣無ₗ之而は出先之者、疑惑之種に相成、御無禮仕候儀難ₗ計との賴談云々」とあるのである。越えて十九日君等は作間正之助を小倉藩使節の旅宿に遣はし、近江守の來否を二十一日までに出張の我が軍に決答せしめ、若し遷延せば諸兵の激憤鎭撫しがたきを以て、止戰以前の狀態に復すべきを告げしめた。主稅等之に答へて曰つた、近江守の出質に關し既に一書を香春に發したるも、事頗る困難なるを以て、朝廷幕府に奏聞したる後に公然來たつて懇親を結ぶの外なかるべしと。豐津藩記に、

十二月十九日拂曉、作間正之助白石正一郞方へ來云、

昨日も野村右仲始御談判申置候通、江州侯一應御立入之儀成否御決答之處、來る二十一日迄に出先之者へ御答被ₗ下度、左も無ₗ之而は頑固之兵卒鎭撫方相成兼申候、右等之處御斟酌御決議無₂御座₁候はゝ、止戰御談し無ₗ之以前と乍₂御氣毒₁御心得可ₗ被ₗ下候、

一、我云、野村君始御對談申置候通、江州侯一條は迚も見込は無₂御座₁候得共、事を分御懇談之故、早速書翰に而

申遣置候、再三御談示之事故、一人差返し候方は厭不レ申候得共、使者之情實御憐察被レ下度、空然罷歸り申通し候迄に而は、歸路之詮も無レ之に付、拙者見込には、天朝え申上、明白に近江守罷出、御懇親相結候而は如何哉之段及二返答一

正之助小倉藩使節に應接の狀を報ずるに及びて君等之を協議し、直に次の書を主稅等に送つて近江守出質を朝・幕に奏聞するの事由なきを難詰し、其の實行を見ざれば講和の成立しがたきを力說し、決答は二十三日早朝を期して之を香春・行事に屯營せる我が軍に致さしめ、若し決答を得ざれば已むなく破談の外なきを告げたのである。

過日及二應接一置候通、近江守樣暫時御預り之儀に付而は、一應
天朝幕府え御窺取之上ならては御越に相成間敷との御見込之段、今曉作間正之助引取委細申出候處、毎度申上候通、是迄御遷延に付ては、出先之者共不二一形一と疑惑を抱き、鎭撫方餘程心配仕候處、延期一條も身命に換へ致二御請合一候程之儀、其他御藩之儀に付而は、乍レ憚苦心盡力仕居候は、今日に至り無二思掛一御取計振り、當惑至極に奉レ存候、尤左京大夫樣御逝去被レ爲レ在候儀承知仕候付、御當君樣を御預り候樣不條理之儀は不二申上一候、依レ之御末家近江守樣を暫時御當君樣御名代として御預り不レ申候而は、御講和難二相成一次第に御座候處、
天朝幕府へ御窺取計之儀は、實に何共意外之被二仰聞一と奉レ存候、元來此度弊藩へ軍勢被二差向一、臣子之至情無二餘

儀ニ及ニ應戰一、隨而御藩共不レ得レ止御取合に及候儀、是全く天朝幕府之御沙汰とは不レ奉レ窺、偏に姦吏誣罔より差起候儀と推考仕候付、御講和に付御越に相成候儀も、今日に至り、

天朝幕府え御窺取抔は只管不レ能ニ愚案一候、縮處是非共近江守樣を御預仕度、無レ左而は最早出先之者之鎭撫方の手段に絕へ、御請合難ニ申上一候、万一其儀不ニ相叶一節は、不レ任ニ是非一御破談之外、更に致し方無ニ御座一候、隨而昨夜作間正之助を以申上候通、近江守樣御越に相成候哉、否御決答二十二日早天迄に香春・行事兩所出先之者迄一應被ニ仰聞一候樣奉レ存候、尤御引取之上、二十一日後之日延之儀、出先之者へ御談判被ニ成下一度との御事、今曉及ニ御返答一候通り、其儀は出先之者落着次第に付、如何樣共御取計爲レ成候而不レ苦候間、何分にも早々御決議御確答奉レ待候、右御答得ニ貴意一候、草々謹言、

馬關詰各中

十二月十九日

生駒主稅樣

山田熊太郎樣

三浦治右衛門樣

小川次郎太郎樣

此の書の言辭頗る穩便なるも、敢然近江守の出質を迫促したのである。そこで主稅等は即日君等に復書し、朝・幕に奏聞せば將來公然と長・倉兩藩の信義を結締しうべきを思惟したるを說き、交涉の破綻は甚だ憂慮に堪へざるを以て、一旦歸國の後斡旋すべきを陳述し、且つ君及び直人・七郎左衞門に面晤を請ふた。君等は既に面談の要なきとなして之を辭し、速に歸國して藩議を決せんことを促し、延期は直に我が軍の先鋒に承諾を得んことを告げた。因つて織衞等相共に馬關を去つて香春に歸へつたのである。

小倉藩開國轉退を決す

小倉藩には小笠原織衞の發したる十七日の書に接して小笠原內匠・原主殿等の重臣凝議し、長軍の希望に從ふて採銅所・刈田・與原等の戍兵を撤退すべきも、近江守を出質し能はざることを決し、十九日之を馬關にある使節に告げて事件の破裂せざるべく盡力せしめた。會翌二十日織衞等の使節は香春に歸へつて馬關談判の調諧せざるを告げ、二十二日を期して決答すべきを報じた。こゝに於て小倉藩重臣は各地の諸將を招集し、織衞及び生駒主稅と共に近江守の宅に會合して協商審議し、斷然徵質の要求を拒絕し、休兵止戰の上命を嚴守して開國撤退すべきを決定した。因つて二十一日の夜、小倉藩は上條八兵衞等を大橋の我が營に遣はして藩議の決定を告げしめ、且つ進擊の猶豫を請はしめた。我が營にては、時山直八等之に面接して明日之に答ふべきを約し、二十二日八兵衞等に書を寄せ、近

江守一身の故を以て宗藩の社稷を棄擲せんとするは其の意を得ざるものにして、國家の爲め再考あるべきを說き、武門の習氣として敢へて進擊せざるも、疑惑を解かんが爲に出兵して各地を探索せしむべきを答へたのである。なほ前日直八等が小倉藩大堀一・上條八兵衞等と會見の狀況並に藩士に開國を告げたる全文次の如くである。（豐津藩筆記抄錄）

今二十一日大堀一長人漂流坊海月（時山直八の變名）松下貫一・品川省吾新津村宿所へ罷越、應對談判之趣左之通、

我云、昨夜來御藩之形勢何と歟御覺悟之御樣子相見、庶民之動搖不二一方一候に付、右樣之儀無レ之樣御鎭撫可レ被レ下候、

彼云、何分出先之沸騰難レ制、何卒今暮迄御答可レ被レ下候、尤近江守樣御立込之上、御懇話無レ之候而は、鎭撫方相成兼候段申述候、

我云、然は只今より香春表へ罷越、右樣申談候積りに付、明朝迄延期賴入候、

今二十一日夜半、大橋に於て、漂流坊海月・松下貫一・品川省吾へ上條八兵衞・大堀一・和田卓藏・松室彌次兵衞對話左之通、

我云、近江守下の關へ立込難二相成一候付、無レ據開國之一條決答致し候、

彼云、出先之者妄動無レ之樣御受申上置、尊示之事件餘り重大之儀に付、引退申談候上、明朝五ツ時迄之內、御答可二申上一候、

家中從類向不ㇾ殘肥後表え差遣候、尤筑前小石原・大隈・飯塚三口、いつれの道通りに而も、便利に依而立退可ㇾ申候、且又筑前より肥後迄之間、役人泊所旅籠人夫に至迄、世話有ㇾ之候間、混雜不ㇾ致樣見計出立可ㇾ致候事、

但、肥後南之關へ差越候得は、落着所は御差圖有ㇾ之候事、

右之趣不ㇾ洩樣、急速從類へ相觸候樣、村々役人えㇼ申付ㇾ事、　寅十二月二十一日

之に據つて、我が軍は近江守出質の行はれがたきを察して敵の眞意を疑ひ、將に進擊せしめんとして諸兵動搖せるが、小倉藩は既に開國を決しながら、なほ竊に其の狀態を探索せんが爲め一等を遣はして直八等に會見せしめ、明朝を期して答ふべく約せしめた。然るに我が軍の形情切迫せるを探知し、即夜再び八兵衞等を來たらしめ、藩議の如く開意の決國を告げしめたことが知らる。翌二十二日山縣狂介・福田俠平が陣地より君の問に答へたる次の書は、彼我切迫の狀況を益々明諒にするに足るのみならず、二人は寛容論に反對し、小倉藩が泣血歎願するも毅然として之を排斥し、以て後患を貽さざるべく注意したのである。

尊牘拜誦仕候、彌期限差迫、今曉天より進擊之覺悟に御座候處、昨夜半香春詰之者壹人罷越、末家小笠原儀入質之儀は、い敷にも心躰に不ㇾ任候付、倉藩領地悉差出、家中一統今日ゟ領內境え曳取、追日肥後・筑前日田等え、分散

罷越可レ申に付、今朝より御進撃之儀、御見合被レ下候様歎願申出候付、先鋒居合之處迄、別紙之通返答に及置候、尚木邊口應接之趣、實に不二相分一候付、決答之次第、急に壹人罷越申合候都合御座候、旁之所御承知被二成置一可レ被レ下候、敵國覬覦之情態、時々刻々差迫、終には一戰爭に立至り可レ申は必然之儀と奉レ察候、此際に當り、泣涕流血歎願之次第、悉御採用に相成候様にては、他日之禍不レ少儀と奉レ存候、別段歎願申出候はゝ、御指揮に相待可レ申候、先は貴酬迄余は後鴻と申留候、敬白、

臘月廿二日正午　悠々居士

尚昨日之華翰拜讀、進撃之節放火等之儀は、如二貴諭一早速布告仕候、御投念奉レ仰候、今朝出關之儀被二仰越一候付、申合壹人可二罷出一奉レ存候、何も彼是多忙御推察可レ被レ下候様奉レ存候、以上、

椿東老臺座下貴酬　素狂

是日小倉藩は、主税及び三浦治右衞門を香春の我が陣營に抵らしめて、正式に開國の意を告げしめ、且つ老若婦女を隣國に去らしむる往復期間の猶豫を請はしめ、翌二十三日塚田多門を福岡藩に遣はし、使節小笠原織衞の一行が馬關にて君等と談判したる概況を報じ、若し撤退に際して敵兵追撃せば、已むなく應接の覺悟を陳べて之を依囑した。そこで光田三郎等は、是日主税・治右衞門の二人に會して

我が兵の追撃せざるを約し、直に領内を巡視すべきを告げた。越えて二十五日小倉藩は、築城・上毛・京都・仲津四郡の大庄屋等を大橋に召集して開國の趣旨を示し、長藩の統治を受くるあるも、毫も疎暴の行爲あることなく、各其の業に勉勵すべきを諭し、酒肴を與へて離別を表はし、諸兵を撤退せしめんとしたのである。

藩公の寛大さ小倉藩の開國中止

會藩公は椙原治人を我が先鋒の陣營に遣はし、小倉藩に對して寛大の意あるを告げ、且つ諸兵を慰諭せしめた。そこで二十七日山縣狂介・時山直八は生駒主税・三浦治右衞門を新津（京都郡行徳町）の本營に招き、之に告げて曰つた、長藩は決して强に媚び弱を凌ぐの意毫もあるなし、縱令明日干戈を交ゆることあるも、今日の懇情を以てして開國は之を止め、姑く留まつて田川郡にあるべく斡旋すべし、宜しく近江守及び老臣の誓書を得んことを欲すと。主税等乃ち我が深情を感謝し、誓書は要路に報じて答ふべきを約して去つた。因つて小倉藩は、遂に開國の意を飜へして諸兵を田川郡に留め、二十九日主税等を香春の我が營に遣はして我が軍の高義を深謝せしめ、近江守及び老臣の書を長藩に致し、今後幕府の再命あるも、其の不條理を諫諍して出兵せざるべきの覺悟を陳べしめた。かくて翌三年正月九日我が

〇慶應三年

營の南小四郎・井上彌吉（後ち勝）は香春にて治右衞門に會見し、重臣山口より來たつて馬關に駐在せるを以て、小倉藩もまた重臣を遣はし、彼我談判の局を終結すべく注意した。そこで十三日小倉藩の使節生

駒主税・保高直衞・三浦治右衞門・松室彌次兵衞は、沓尾浦を出帆して十六日馬關に來着した。君は直に野村右仲・國貞直人・藤井七郎左衞門と共に、林算九郎の宅にて其の使節に會見して曰つた、小倉藩開國の議決を聞いて其の意外なるに驚く、武士道に於いて弱を凌ぐは實に耻づるところなるも、徴質は我が諸兵の疑惑を氷解せしめんとするに過ぎない、我が藩公父子寛裕にして人質を要せず、また土地に關しては藩議企救郡を暫く預り、其の他は小笠原氏に還付するを以て、近江守も領内に移りて然るべし、更に將來懇親を結ばんが爲め主税等の小郡に來たらんことを望むと。即ち豐津藩筆記に、

彼云、

舊臘二十一日先鋒之者え、御應接之一件委細承り候處、誠に御困迫之次第に付、御開國之御決議相成候段被仰聞、實に存外之儀驚入申候、扨武士道に於ては、弱を凌き候儀は恥入候次第、畢竟人質御申受は一統疑惑之處より申出候得共、當今之御狀態追々彌氷解仕候付、決而人質と申儀には及ひ不申候、尤此度は山口表え罷越、寡君父子え申出候處、寛裕之取計致候樣被申聞候間、右之御咄申述候、扨舊臘御談判筋は陣中臣子之情實を以、失敬而已申述候得共、斯疑惑氷解之上は、既往は却而御取消被下度、實に粗暴之段挨拶仕候、且又此度甚乍御苦勞、小郡迄御越被下度、重役之者罷出、御挨拶且以後御信義結局之御咄可申述候間、御承知可被下候、扨申述候企救郡之儀は當分御預りに候得共、餘郡は御支配被成候儀當然之儀に付、近江守樣えも御領地え御引越可然。且御從類始御引

取御在住可レ被レ成、出先之者罷居候而も御遠慮無レ之、尤出先之者えは此方より早速可ニ申述一候、

とあるのである。

長倉兩藩講和條約覺書の交換と君等の苦慮盡瘁

小倉藩生駒主稅等は十九日馬關を發して小郡に向ひ、君等は是日書を長府に致して總奉行の命を傳へ、長府兵三百人以內を小倉地方に留めて其の他は悉く撤退休養せしめた。翌二十日主稅等小郡に着したので、越えて二十二日廣澤兵助は小田村素太郞と共に之に會見して從來の我が藩情を說き、藩公の趣意舊時に復して和親を尋盟せんとするにあるを告げ、姑く企救郡の地を借らんことを求めた。主稅等直に之を諾した。そこで兵助等は、一旦山口に歸へつて應接の狀を藩公父子の聞に達し、二十三日再び小郡に赴いた。即日兵助・素太郞は主稅及び保高直衞等に面晤し、藩公父子以下執政老臣みな和議の成立を喜び、將來永く互に親睦を保續せんとする意を告げて講和條約覺書を交換した。其の二十二日二十三日應接の狀並に彼我の覺書は次の如くである。

正月二十二日　豐津藩記抄錄

我云、

今般於ニ馬關一野村右仲君始、御一列より君侯御寛裕之御高義奉レ伺、欣然之至奉レ存候、

彼云、
此度遠路御苦勞相願候者、昨今御懇親致候に付、此末尙御親睦之種にも相成候間、弊藩國情開胸御咄申上候間、貴君樣方えも無二御隔意一被二仰聞一被レ下度、扨去る癸丑甲寅之間、
天・幕え寡君之微志致二呈啓一候處、其末中間壅閉致し寸志貫徹不レ致、却而罪科之形に相成、已に藝地に於て大監察え重役共より寡君寃罪之次第申上、逐一御賢容被レ下、御書付をも頂戴仕候得共、其後何之御沙汰も無レ之、追々御平穩之御所置に相運ひ可レ申と存罷在候處、思之外大兵を被二差向一、四民一統憤懣に不レ堪、不レ得レ止事二防禦一今日之事體に相成候、右は尊藩よりも御征伐之儀、被二仰立一有レ之候段をも傳聞にて頑愚之者共、疑惑憤懣不レ少、御藩に對し今日之形勢御氣毒千萬、併追々御情態承り氷解仕候付、寡君父子復舊之御親睦致し度、仍て當所迄御苦勞相願御相對仕候、去る頃は近江守樣且御重役より之御書面をも御遣し之處、右御書面中見込相違と有レ之候儀は、何等之處を以之儀に御座候哉、尤平士一統猥りに布告致し候には、決而無レ之候得共、寄々隊長之者えは、申聞置候得共、鎭撫之一端にも相成可レ申候間、御尋申候儀に御座候、

我云、
此儀は尊藩去寅五月二十九日期限之御受無レ之に付、致二出兵一候樣閣老より指揮有レ之候に付、君命不レ得二已事一處を以、田の浦表へ出兵之處、先すれは前人を制する之儀を以、弊藩へ御進發に付、無二餘儀一及二戰爭一候條、如何之儀哉難レ計候得共、閣老暗に引拂に相成、御仕所相尋候共、拜謁をも不レ遂、且諸藩も不意に陣拂にて終に孤立と相成

公戰之末、和戰之形に相運ひ候間、乍ㇾ心外ㇾ郭中自燒、田川郡え屯集罷在候、畢竟は右之次第に付全く見込違之儀に御座候、

彼云、

此末

天・幕御用命にて御出兵之儀、頻に御迫御座候はゝ、尊藩にては御當惑之儀と存候、

我云、

德川家は從來之恩澤も有ㇾ之儀に付、君臣之義、素より相守、書面にも相認候通、條理不ㇾ相立ㇾ候儀は、幾重にも致ㇾ諫爭ㇾ出兵不ㇾ致心得に御座候、其上疲弊之末、容易に出兵等相成兼候段は御賢察可ㇾ被ㇾ下候、

彼云、

尊藩金邊峠・狸山より內、企救郡之儀は、

天・幕之御所置振根極見通相付迄、乍ㇾ失禮ㇾ暫く御預り申度、唯今平士引上候も廉無ㇾ之に付、此段御承知被ㇾ下度候

我云、

御咄之趣一々御尤に付、企救郡丈は暫く御預け申候間、宜御取計可ㇾ被ㇾ下候、

彼云、

今日之御熟談之次第、山口表え罷越委細申達、御返答可ㇾ申述ㇾ候間、明日丈御滯留可ㇾ被ㇾ下候、且又不ㇾ遠內、爲ㇾ

御禮ニ尊藩え罷越可レ申候間、其節近江守樣並御重役中え拜謁相願、尙又此上之御懇親仕度奉レ存候、

正月二十三日 豐津藩記抄錄

彼云、

昨日御相談之次第、御國情等寡君父子重役共えも委細申聞候處、御困迫之次第、萬々御氣之毒、扨御談判相整候段、寡君始重役共一統本懷之至、愈幾久敷御親睦致度、依て先生方自然御轉役之節、御傳達之相違無レ之爲め、別紙拙者共心覺書面差出置候間、諸先生方えも聊無二御隔意一御覺書被レ下度賴存候、

我云、

君侯厚思召之段難レ有、兩先生御賢慮之趣、逐一御尤千萬致二承知一候、山口表えは宜御執成被二仰上一置可レ被レ下候、

覺

一、御懇親御取結之上は、萬一此後昨夏之行掛を以、
幕府より又々軍勢被二差向一候共、急度被レ及二御諫爭一、御出兵有レ之間敷と之事致二承知一候、
但、御領內は勿論、御領外迄も出兵之儀被二相達一候邊、御聞及之節は早々御通達被二成下一候事、

一、不條理之出兵不レ被レ致と御一決之上は、此後自然諸家より之出兵有レ之候共、容易に御領內え御引請被二成下一間敷有レ之度候事、

一、主人父子冤罪相霽候折迄は、昨夏防戰行成を以、企救郡一圓は御預置可レ申候事、

一、京都郡之内、稗田村にて家宅御取建御家族御引戻有レ之度と之御事致二承知一候、
但、家宅御取建は有レ之候共、砲臺等御築造之儀は御用捨被二成下一候事、

右

丁卯正月　廣澤兵助
　　　　　小田村素太郎

覺

一、今般御懇親御取結之上は、幕府始諸藩より軍馬啓行候樣之狀情相聞候はゝ、早速可二申述一候、
一、此後自然
天・幕之命を以、諸家出兵領内え進入之節、强而難二相斷一次第も有レ之候はゝ、其節御相談可二申述一候、
一、企救郡一圓は御國情
天・幕え致二貫徹一候期迄、御預可二申置一候、
一、從類之向他邦え遣し置候儀は、畢竟困迫之處より不レ得レ止事取計候得共、今日之御高義承り候上は、家宅取建出來次第、自國え爲二引取一安堵爲レ致度、勿論砲臺等營築之儀は、其節御相談可二申述一候、

丁卯正月　保高直衛
　　　　　生駒主税

三浦治右衛門
松室彌次兵衛

御書面之内、各藩之出兵領地え屯集無レ之様にと之儀御座候得共、天・幕之命を以、進入有レ之候得は、則官兵之儀に付、强而相斷對ニ天・幕ニ致ニ矛盾一候譯には難ニ相成一、是等野生獨案には御座候得共、重役迚も別に存込も有レ之間敷、歸國之上及ニ評決一候而者、此節之儀遲延に相成、却而御疑惑之種に可ニ相成一、此段乍ニ麁忽一及ニ御答一候、

彼云、

御勘考之次第御尤千萬、强而官兵御斷には相成間敷、進入之儀爲ニ御知一被レ下、人馬兵糧等御取計無レ之候はゝ、此度御信義相結候詮も相立忝奉レ存候、勿論寡君始重役一統可ニ申達置一候、

右、即席生駒主税・小田村素太郎へ席外にて及ニ談判一候事、

こゝに於て主稅等二十四日小郡を發して歸途に就き、翌二十五日藩政府は上山縫殿清也を馬關に遣はし、君等に傳達して奇兵隊を除き其の他の諸兵を悉く速に撤退せしめ、金邊峠・狸山兩地方に僅少の哨兵を置いて五日毎に交代せしめ、運輸の便ある小倉・足立の間に本營を設け、また企救郡は小倉藩の約諾によつて姑く之を占領し、時局の收拾處理を終畢せるまで石州に倣ふて民政を行はしめたのである。

按に去年十二月十三日を以て、君は木戸準一郎・廣澤兵助と同じく學校用掛干城隊頭取役の兼職を

免んぜられ、專ら馬關の機務を處理したが、是年二月十三日に「赤間關向地之御用是迄之通取計被二仰付一候條、當分滯在藤井七郎左衞門申談遂二其節一候樣被二仰付一候事」との藩命を受けたので、なほ馬關に淹留して藤井七郎左衞門と共に小倉占領地の民政施設に關して考慮計畫した。其の施設に關する要項の草案あつて、君の自ら記せるものが保存されてゐる。此の草案は藩政府の指示と共に君の意見に出でたるものと思惟せらるので、參考の爲め次の如く收錄したのである。

先般和睦談判相整、企救郡一圓暫く御預に相成候に付而は、此度奉行役出張被二仰付一、改而本陣被二差立一、地町御政事向萬端舊貫之通、取捌被二仰付一候條、御法度御沙汰幷に諸願等是迄之例に相心得可レ申、就而は各町方は家職貞實相勵み可申候農業貞實に出精せしめ御土貢等無二相違一可二相納一候、一統中へ篤と可二申聞一候事、

一、太貫坂・吉部峠・荒生・田中原四ヶ處へ關門造立、
　吉部峠野村ロロ兒玉七十郎組太貫・荒生・田中原山崎隊出張之事、

一、公墓其外家中諸墳墓手入申付候事、
　但、炎滅或は立去候寺には、末寺同宗に申付掃除供養等爲レ致候事、

一、庄屋中年寄中へ致二相對一、書附を以御趣き之次第申聞せ候事、

一、諸間道へ通路留之立札申付候事、

但、他領ゟ入込候者は、宿元ゟ一々屆出候樣布告被ㇾ及置候事、

一、筑前へ罷越、倉藩講和結局談判相整、企救郡暫く御預に相成候、就而は疆界隣接之儀　交誼益不二相渝一、万可二申談一、且關門往來取締方申合引取候事、

一、大里村　農具市、

東小倉　小糸市、

西小倉　牛馬市、

右毎月三日宛差免候事、

一、燒跡は菜園にメ燒失之民戸に配預、糊口之助に爲ㇾ致候事、

一、引痘局開場之事、

一、謊多見婦人誤傳之事、

一、法談之事、

但、人心鎭撫、

大里

小倉川口

右新地好義隊、

中原
荒生田
右兩所二十人宛山崎隊、
田貫坂
右壹小隊山崎隊、
喚野
右足輕御中間三十四人、
右之諸關門印鑑通行之事、
一、倉藩之儀は當今に而は先一泊限之事、
一、倉藩企救郡來去之儀、地下ゟ之屆は十日括之事、
一、長府御領之者、筑其外通行之者、本陣屆出印鑑取替之事、
一、十日廿日之期限に而、企救郡へ罷越し、商人十日廿日之定限中餘日有レ之、筑前其他罷越度段願出候はヽ、從二本陣一承正不審無レ之部は通行免許之印鑑可二差出一事、
一、關地兩渡海場之儀は、長府關在番所印鑑所持之者、新地渡海場へ出候時は、新地之印鑑相添へ渡海差許す、新地之印鑑所持之者、堂崎ゟ渡海之時は、堂崎舟場印鑑を可二受取一事、

一、小笠原廟所洒掃料之事、
一、御手惱寺社之事、
一、從來帶刀免許之者之事、
一、地下醫師之事、
一、廢寺無住寺院之事、
一、士分持田地之事、
一、同山之事、
一、御立山之事、
一、鋤下年限中開作地之事、
一、畑田租之事、
一、郡中櫨實總計之事、
一、板場數之事、
一、製蠟總計之事、
一、石炭價之事、
一、石炭山之事、

一、企救郡中石炭質之事、
一、屋敷跡町數之事、
一、戶籍人口之事町地
一、可レ改ニ舊貫一件々之事、
一、山崎隊入費、
米　菜代　油　蠟　炭、
一、喚野其外諸關門入費、
一、地町難澁者之事、
一、町方一年入費之事、
一、町方租稅之事、
一、自ニ古來一無レ例所之小倉川口出入津船え分懸り等之事有レ之由、
一、大石彌八郎不正之聞有レ之候付、屹度探索山口申出候樣との事、
右自ニ山口一申來、
一、都合役座改革、
一、同役所內規則並休日、

一、越荷改革、
一、諸藩待遇並客館、
一、外國應接場、
一、外國人應接人、
一、回船改並陸地改、
一、倉地租稅法、
一、倉地諸關門守衛、
一、田川郡京都郡其他交通、
一、郡代所規則、
一、郡代所中渾和、
一、企救郡之政治を聞て、田川其他之人民にメ羨望せしむる樣有レ之度事、
一、大里正兩人を置き三手永宛に分つ事、
一、企救郡之入を以、九州口兼而引受之兵を養ふ算立之事、
一、企救郡貧民賑恤之事、
一、町方局を分つ事、

一、內外兵備.

去年六月小倉城の陷落するに及び、翌七月君は小倉出張所の長官を兼ねて該地方の政務に任じ、軍事と共に辛楚慘怛之を處理したのであるが、九月止戰講和の議起りし以來、野村右仲・國貞直人・藤井七郎左衞門と共に專ら其の局に當り、常に我が駐屯諸兵の激昂を慰諭鎭撫し、屢々彼の使節に應接して樽俎折衝し、其の苦心焦慮多大であつた。かくて是年正月遂に講和約定書の交換を終了し、二月小田村素太郎・井上彌吉二人藩命を以て豐前添田（田川郡添田町）に赴き始めて好を通じ、四月小倉藩使節二木賴母等三人小郡に來たつて答禮し、且つ止戰和親を深謝した。こゝに於て長・倉兩藩の和解全く成つたのであるが、君等の苦慮盡瘁其の處置の權宜なりしこと與つて大に力あつたのである。

第三十章　四境戰爭後の經營と海軍興隆

○慶應三年馬關難局の克任と諸般の處理

慶應三年は、長藩四境戰爭の後を承けて民力の休養軍備の整頓教育の振作等其の經營施設の急務を要するもの多々であつて、要路の苦慮甚だしく、加之朝廷に於ける兵庫開港京都警衞長州處分等の難題さへ紛糾し、京攝形勢の變轉も未だ豫測しがたい虞憂があるのである。依つて藩政府は、止戰以來敵地駐屯の兵員を減少したが、なほ封內の警戒を弛緩することを得ず、特に馬關は西國咽喉の要衝であつて、外艦及び諸藩士の寄航往來が頻繁なので、豐前占領地と相共に戒嚴をなし、君及び藤井七郎左衞門は依然此所に稽留して其の難局に克任し、諸般の機務を處理したのである。會太宰府に在る三條實美の使節と稱して土州の浪士二人馬關に來着し、其の一人を山口に入らしめんことを強請した。君は要路の命に依り、國情を說いて之を去らしめんとしたが敢へて肯諾しない、また其の使事を聞かんとするも、馬關にて語りがたいと言つて之を辭し、漫然淹留せること已に數日に及んだので、正月四日次の書を藩政府に送つて更に指揮を請ふた。

各位益御忠壯可レ被レ成ニ御盡力一奉ニ敬慕一候、自ニ宰府一罷越候土州浪士之儀、御刎紙之通致ニ取計一候處、三四日相隔り候得共引取不レ仕、又々拙寓罷越、御國滯在不レ被ニ仰付一候段遺憾に存候得共、致方無レ之に付、早速宰府引取可

レ申筈に候處、條公ゟ御直之被ニ仰聞一も有レ之候間、兩人間壹人是非共鴻城罷出、御政府之御方直に申上度候儀有レ之、於ニ爰元一は不レ被ニ申上一抔申出候、大抵之儀に候得は於ニ爰元一刎切可レ申候得共、條公を口に藉候故、些取計兼居候間、又々御問申上候　如何取計可レ然哉、早々御答被ニ仰越一可レ被レ下候、以上、

正月四日　彥太郎花押

御國政各中樣

越えて六日藩政府は次の答書を發し、土州浪士の山口に入らんとして齎らせる用務を再び糾して其の强請を斥け、諭示して之を去らしめた。

御表諭致ニ承知一候、益御淸亨御滯勵奉ニ抃賀一候、土州浪士山口政府直對仕度、條公を口に藉き再應申募候由、如何之趣かは存不レ申候得とも、幸貴兄政府ゟ御出浮之事に付、則申上候而可レ然儀と奉レ存候、其上にて御返答振重大之儀に候はゝ、衆評にも可レ及事と相考候、畢竟山口えねだれ込所存ともにては無レ之哉と推察仕候、今一應山口政府え申度儀、貴兄御聞取被レ成候而は如何哉、左候而御諭解之上、早々引取候樣御取計可レ被レ成候、御答迄如レ此御座候、頓首、

正月六日　山口

御同局中

彥太郎樣

かくの如く他藩士と稱して我が國情を探索せんとし、馬關に來着せるもの多きのみならず、諸藩の船艦もまた屢々寄港するので要路は之を議し、是月九日君及び七郎左衛門に移牒し、改船方役をして入泊毎に應接せしめて嚴密に檢査せしめた。是より先き、安藝大崎の船頭由平なるもの、同業の八重藏と共に幕府の密命を含みて肥前唐津に赴き、巨多の石炭を所有の明神丸に載積して其の表面を普通の用品に紛裝し、竊に馬關を通航せんとして着港した。改船方役之を怪疑し、其の船に赴きて覈査し、遂に幕艦需用の石炭なることを自白せしめた。そこで君等は其の石炭を沒收せんとしたが、既に止戰休兵の上命あるのみならず、幕府に關係あるを以て事を愼重にせんとし、是月二十四日次の書に調査の書を添へて要路に報告し其の處理につきて決答を求めたのである。

一筆致ニ啓達ー候、然は藝州大崎大串村船頭明神丸由平・同八重藏と申者、昨年余分之石炭を積馬關致ニ通航ー候付、於ニ改船方ー取調にいたし候處、委細別紙寫之通申出、幕府軍艦用之石炭に相違無レ之候付、斷然取揚け之計ひ方致候而も可レ然樣相考候へ共、爲レ念一應致ニ御乞合ー候間、御評決之上何分之趣急速被ニ仰越ー可レ被レ下候、爲レ其得ニ御意ー候、恐惶謹言、

正月廿四日　　藤井七郎左衛門

國貞直人

前原彦太郎

山口御同僚中様

藩政府の要路は君等の書に接したるも、未だ速答しがたきを以て、二十六日其の由を報じて之を商議した。君等は既に去年十二月より明神丸を馬關に碇泊せしめ、船體の浸損せるのみならず、船頭の欝悒甚だしきを察して速に之を處理せんことを欲し、二月七日更に次の書を要路に送つて返答を促した。

一筆致二啓達一候、然者藝州大崎大串村船頭由平・八重藏と申者、余分石炭を積、馬關致二通船一候に付、於二改船方一取調候處、幕府軍艦用之石炭に相違無レ之段申出候付、取揚之計方致可レ申哉之段、先達而及二乞合一候處、追而何分之儀可レ被二仰越一との儀致二承知一候、然處舊臘以來長々繋泊に而、船等も損し、船頭之者甚致二難澁一候由に付、早々御道付相成候様、改船方より申出候間、御評決急速何分之儀御答被二仰越一可レ被レ下候、爲レ其態と得二御意一候、恐惶謹言、

二月七日

藤井七郎左衛門

前原彦太郎

山口御同僚中様

要路乃ち其の處置を再び凝議したが、内外の形勢に鑑みて去夏開戰中に闔藩に布きたる通航の船艦檢査の嚴令を緩め、其の載積物の上陸を止め、且つ戰時新設の改船方役を廢して事務を浦究役に移し、

舊例に復すべきを決して木戸準一郎・山田宇右衛門・廣澤兵助より九日之を赤間關都合役久保松太郎に達し、同日君等にもまた其の由を報じて明神丸を解放せしめたのである。君は十一日此の報に接し、明神丸の解放に對して固より異議なきも、突如馬關港回船改方役を停止せば、諸藩の船舶自由に此所を航行し、去年物産の貿易を約したる薩藩五代才助の疑惑あらんことを慮り、即日次の書を準一郎に送つて之を質だしたのである。

御答書奉ニ拜誦一候、益御勇健被レ爲レ在奉ニ敬賀一候、不日拜靑萬々拜聽可レ仕候、尙又御別紙久保氏此節佛事に付、一寸致ニ歸萩一居候付、祐之允決而致ニ披閱一候に而可レ有レ之、藤井氏より受取申候、然處今十一日自ニ鴻城一御用狀到來仕、馬關港改船方被ニ差止一候御沙汰有レ之候得共、久保氏え被ニ仰越一之趣も有レ之候付、五大え自然御不都合に相成候而はと相考、右御沙汰小生手元ェ留置、老臺え御乞合申上候、五大えども御書翰被ニ差越一候はゝ、急速御認御送り奉レ願候、尙又無ニ其儀一相緩候而可レ然事に候はゝ、其段御急答奉レ待候、爲レ其態々得ニ御意一候、以上、

二月十一日　　彥太郞　花押

準一郞樣

尙々久保へ之御書翰は、爰元え御送り可レ被ニ成遣一候、以上、

かくて津和野藩主龜井隱岐守茲監は、其の臣馬場半兵衞政芬を使節となして太宰府に赴かしめ、三條實

美を存問せしめんとし、馬關及び占領地の通過を我が藩に請ふた。藩政府は之を許容し、三月四日其の狀を君及び七郎左衞門に報じて通路の安全に注意せしめたが、柏村數馬は安致特に次の書を送つて斡旋を懇囑したのである。

一筆致二啓達一候、暖氣相催候處、愈御堅勝可レ被レ成二御在勤一珍重に奉レ存候、然は津和野ゟ馬場半兵衞と申御家來、太宰府

三條公え爲二御使者一被二差越一候付、往來旁此御方ゟ御差圖被二成下一候樣にと御賴越に付、渡海等之儀、御同局ゟ別紙に而申參候由に御座候得とも、九州表之模樣不案內に而、半兵衞儀も至而掛念仕居候間、萬端宜御差引被レ下、筑前路往來も無二遲滯一通行相成候樣、兼而筑藩御懸合之役向も御座候はゝ、被レ投二一書一不都合無レ之樣御取計可レ被レ下候、於二太宰府一御引請等之儀は、幸寺內も參合せ居候付、周旋相賴越、猶又木戸ゟも薩藩え添狀差越候事に付、決而都合能相運ひ可レ申候得共、前件筑前路通行之處は、爰許に而差引も相分兼、丸に御差圖相願候に付、宜御含被レ下御差圖被二成下一候樣奉レ存候、右爲二御賴一如レ此に御座候、恐惶謹言、

三月四日　　柏村數馬
安致　花押

前原彥太郎樣
藤井七郎左衞門樣

かくて藩政府は、曩日君の意見のあつたので、馬關港廻船改方を復し、四月十一日佐田忠太を之に補し、同十七日野村右仲に赤間關伊崎都合役兼任を命じ、ついで七郎左衞門をして當分の間赤間關伊崎新地都合役の事務を處理せしめたのである。

馬關往來の警戒

他國人の馬關通過に對し、海陸共に嚴重に之を警戒して覈査したが、我が吏員の往來は概ね其の事由を報告しまた移牒したのである。されば正月十三日、井原小七郎が太宰府に赴いて大喪孝明天皇の崩御の弔意を五卿に致さんとするに方り、山田宇右衞門は之を君に告げ、また青山上總・小野爲八二人が山陵調査の爲に前大津宰判赤間關地方に出張の命を受くるに及び、二月二十九日要路は之を君と藤井七郎左衞門とに報じて各其の通行を安全ならしめた。ついで三月九日、慰問の爲め長松文輔幹を豐前占領地に差遣せんとし、要路は同じく之を二人に報じた。而して豐前占領地の通行に關し、既に規則を定めて嚴戒したが、なほ猥りに渡海して不正の行爲あるの報があるので、五月四日藩政府は馬關及び小倉に各番所を設けしめ、印鑑を以て往來せしめた。かくて是月十三日、藩政府は馬關に屯營せる報國隊をして二三里の距離ある地に撤退せしめ、ついで呼野村に駐在せる足輕中間を去らしめて北第四大隊一小隊に出張せしめたのである。

君の辭官希望と木戸準一郎の留任勸告

是より先き、君は國家將來の經營に關して大に考慮したが、內外の形情に鑑みて寧ろ積極的に興利

を計畫するよりも、消極的に從來の弊習を芟除するを優れりとなし、已むなきものの外はすべて舊慣に從ふて新事を起さず、常に人材の涵養に傾注して士氣を質撲剛毅に誘導するを現下の急務となし、且つ躬ら過去三十年の行動を回顧追懷して忸怩に堪へざるものがある。今後冠を挂げて凡そ十年間專心經世の學說に刻苦せば、大に啓發する所あつて國政の稗補たるべきを思惟し、荏苒在職せば多過少功なるを覺悟せるを以て、將に木戸準一郎に面晤して抱懷する所を悉く披瀝せんとし、正月二十三日の夜次の書を裁して竊に其の胸裡の一端を吐露したのである。

近來御疎濶罷在、絕而呈書も不レ仕候處、益御忠壯可レ被レ成二御盡力一奉二欣慕一候、二に野生鄙況碌々依レ舊眠食仕候、乍レ憚御省念奉二希上一候、然處先日不レ圖罹レ病、一時は向死仕居候由之處、遂に蘇生復蹇二婆娑一候段汗顏之至に奉レ存候、御冷笑可レ被レ成候、陳又頃日は絕而鴻城之光景も聞知不レ仕候處、決而將來國家之御永圖御盡力と奉二拜察一候、兎角當今之急務は、國事は從二興利一は專除害候事を務め、大抵之事は先因二舊貫一新奇之事を少も不レ行、第一人才を養育し、士風を質直剛毅に仕候事、興國之要務かと愚案仕候、小生今春は大に悔悟仕、回二顧既往一仕候得は、汗浹レ背言行一々愧死之至に奉レ存候、自レ今往十年計も修行仕候而登二官途一候はゝ、萬一之御手傳も出來、且々功過相償候位には務可レ申奉レ存候得共、中々只今官途に居候而は、八分之過二一分之勞に而、國家之御稗益杯は、固措而不レ論所生をも辱しめ候に至り可レ申と、三十年來之非大に悔悟發明仕候、就而は御盡力奉レ願度儀有レ之候得共、不

レ能ニ筆頭一拜晤可レ盡ニ胸懷一と奉レ存候得共、少しく其端を發露仕候、御洞察奉ニ希上一候、其中爲ニ邦家一御盡力御氣色御自重是祈、不盡頓首、

正月廿三夜

默宇參差生拜

二白、谷氏之痼疾實に關心、谷氏にして罹ニ此病一、亦實に國之一厄也、

廣寒老臺虎皮下

一讀火中、嚴勿レ示レ人至願々々、

之に據つて、君は一面に毛利藤四郎・鈴尾五郎・河瀨安四郎是年三月朔日洋行許可が、留學の爲め前後して各洋行の途に就かんとするを欽慕し、一面に過去の實歷に鑑みて戰役の弛息したる機會に官職を抛擲し、姑く修養して他日國政の輔翼たらんとの冀望あることが知られ、また末尾に「谷氏之痼疾」とあるは、去年發病したる高杉晋作の未だ平癒せざるを痛歎したのである。準一郎は此の書に接し、君の戰後經營に關する意見に贊同し、益々邦家の爲に盡瘁すべきを欲して退官の念を斷たんことを望み、二月二日次の書を送つて之を告げ、且つ自ら國勢を察知して大に竭盡せんとするも、學識乏しきが爲め藩公の趣意を輔佐し得ざるを愧悟し、速に辭職して過去の禍罪の萬一を報償せんとし、退官を願ひたるも

聽許なきを縷述し、關地の事務を處理せば、歸山して政府の樞機に翼賛し、希望の貫徹に斡旋せんことを請ふたのである。

朶雲奉二拜誦一候、さて先頃は御不快に被レ爲レ居候由之處、至二今日一候而は、逐々御快方之御樣子、重疊之御事に奉レ存候、弟も春來兎角不快、漸一兩度外勤仕候而已位に而、御樣子も絕而不二相窺一、御見舞も不二申上一奉二恐入一候、于レ時爰元も近頃格別相變候事承り不レ申、先少穩と何れも被二相察一申候、乍レ然朝變暮移、今日之光景素より珍からす候得共、前途終に如何相成行可レ申哉、御示諭之件々逐一御尤之御儀と奉二感佩一候、就而は乍二此上一、益御盡誠被レ爲レ在す而は不二相叶一候處、御勇退之御望被レ爲レ在候歟に被二相窺一、甚以不安奉レ存候、弟ともこそ追二懷往時一仕候得は、不レ堪二赧顏一事而已に而、癸亥纔只知二可レ惡墨夷一、不レ知二他何事一、就中戊午也辛酉也壬戌也、大凡吾國力を顧み、盡力不レ仕而は不二相叶一事歟と、聊心付候得共、無學無識、終に々々
公旨万一を奉二稗補一候事出來不レ申、百事百緒却而禍端而已相殘、今更悔悟實に冷汗浹レ脊愧死之至に奉レ存候、只管切に愚考仕候、万一之可レ報事も無レ之、省二冗官一總而簡易を專らに致し候儀、亦今日之一急務に而、尙當時之人才も逐々御登用相成難レ有事に奉レ存候、就而は何卒速に退去、多年之大禍共万一なりとも相償度念願に而、逐々歎願仕候得共、今以徹上不レ仕、一先御地は御片付、御歸鴻も被レ爲レ在候はは、御盡力御願仕度と折角奉レ存居候事に御座候、御降察奉レ願候、先は御答旁奉レ得二御意一度申上候、其中時下別而御自玉肝要御事と奉レ存候、頓首百拜、

二月二日

尙々望東之儀被ニ仰越一、實に御公平之御議論と奉レ存候、弟も其儀に付候而は、先達而粗承り候事も有レ之、失念仕候間、早速御議論之趣相談し申候、早々とふ歟都合相立候由に承知仕候○薩人京より書狀差越申候處、幕にも海陸とも意外に手を盡し、只今之勢に候得は、不日急度目途も相立候事と被レ察、實に油斷大敵と而已、いつれも申事有レ之申候、とふ歟堂上方之御幽閉をとき、大に解兵等之令も下し候歟之模樣も有レ之候由、不日何と歟可ニ申來一と奉レ存候、左候而は益覺悟無レ之而は不ニ相叶一事と奉レ存候、敬白、

前原老兄　　　　竿鈴生

此の書にて、當時君と準一郎とが將來益々國家の基礎を鞏固にせんとし、其の施設に關する意見の符合せる所あることが推知し得らるのである。なほ書中に望東とあるは即ち晉作が筑前の志士を語らひて謫所より馬關に奪ひ歸へつた野村望東尼である。（第二十八章に詳なり）望東尼が馬關に稽留せるうちに、會晉作疾を發し專ら看病に務めたので、君は痛く其の志に感じ、益々之を庇護せんとし準一郎に謀つたのである。準一郎も之に毫も異議なく其の意見を賛し、且つ幕府の近情なほ我が警戒の弛緩しがたくて、益々覺悟すべきをも告げたのである。（晉作の死後望東尼には藩命にて山口に滯留し後三田尻に出で十一月遂に客死す、年六十二。）

出張兵士の交替及び撤去

曩に藩政府は君等に傳達して奇兵隊の外諸兵を悉く撤退せしめ、金邊峠・狸山兩地方の要衝に哨兵を置き、小倉・足立の間に本營を設けしめたので、直に其の趣旨を我が出張の軍に知照した。是は正月

二十五日であつた。（第二十九章に見ゆ）此の前日（二十四日）藩政府は、更に行事に出張せる兵を小倉に收めしめた。即ち奇兵隊日記正月二十四日の條に「行司え出張人數、今般思召之旨有レ之、昨年來御預り相成候郡中へ操揚候樣被二仰付一候事」とあり、懷舊記事にも同じく此のことが見えてゐる。かくて君は馬關及び豐前の現狀を察し、大兵を駐屯せしむるの要なきを認めて出張の鴻城隊を撤去し、占領地に關門を設けて小倉人に應接し得べきものを選び、僅少の戍兵と共に之を派遣し、我が事情の猥りに偵知せられざらんことを欲して速に其の交替を望み、且つ大喪の爲め解兵の上命あるに對して藩政府の措置決定せば、豫め之を聞かんとして二月十三日次の書を發した。

（前文欠）

座候間、追々借銀抔申出、既に此節も六百金計之借金申出候得共、未取上げも不レ仕、夫なりに仕居申候、且又當節之勢に而は、固大兵出張には決而及ひ不レ申候得共、是非共少々之關門守兵且々倉人應接位は出來候人、出張仕居不レ申候而は、往來等猥に相成、郡中之形容狀態悉皆倉人に被二目撃一候而は、甚不レ可レ然廉も不レ少候間、何卒急速交代被二仰付一候樣、御取計可レ被二成遣一候、尙又上國方今之形勢、且解兵等之儀に付候而は、將來之形勢御見込之筋可レ有二御座一、自今已後關地及倉地之御處置振等、御變革之儀も有レ之候はゝ被二仰越一被レ遣候樣奉二願上一候、以上、

二月十三日

御國政方各中樣　　彦太郎花押

依つて藩政府は書を君に送つて、鴻城隊撤去の遷延したる由を答へ、福井太郎彰信をして姑く司令に任じ、足輕及び中間の輕卒を率ゐて小倉に出張せしめしを報じた。其の書中に「鴻城隊交代之事過日以來其沙汰相濟居候得共、兎角司令差湊勝に而、例之萩地出いざり故、大きに遷延相成り込入、依之福井太郎を當分令出張候樣御沙汰相成、既に軍政管轄足輕御中間之者共引連、明朝出立之筈に御座候、太郎事根役歩兵教授方より眞の當分差出置、いつれ根司令如何樣ともして出張可被仰付に付、夫迄當月中と相心得出張仕候樣相勸め差出候事に御座候」とあつて、司令官人選の爲に鴻城隊撤退の遷延したのである。なほ藩政府は大喪の故を以て、既に小瀬川口に駐在せる遊擊隊を封内高森陣營に撤退せしめて專ら謹愼の意を表すべきを決し、是月七日坪井竹槌を藝藩に遣はして其の旨を告げしめたが、豐・石二州には形情の復舊まで依然屯兵の要あるをも報じた。即ち君に報ぜる書中に「猶又此度藝州え之御使者便（藝侯使者深町三郎右衛門等二月四日山口に來たつて明治天皇踐祚の儀畢りたるを告ぐ）を以、別紙之通士民歎願書（防長の君臣に速に平常寬大の朝命あるべき歎願書）差出御使者柄は、藝領出張遊擊隊不殘高森根陣え引揚被仰付候付、右借地中御答禮被差越候付、別紙之通、豐・石屯兵之儀は難引揚情實をも彼藩迄爲心得相達被置候事に御座候」とあつて、其の報告別紙の文に「朝廷御大變に就而は、深奉恐入御領内屯兵引揚之段、前日以使者得御意候、然る處收兵之

儀は、昨秋以來兩度陳述仕候次第に而、猶今般一統士民實情之別紙之通罷居、猶尊藩は素より國情御洞知之御事に付、士民共御依賴仕、且防戰之折柄、無餘儀御借地仕候事にも有之、御領內之儀は、收兵仕候得共、豐・石兩地に至候而は、及一戰幸御守禦も得候仕合、後來之所、如何之勢を相酬候も難計と只管掛念仕居候に付、兩地之所は、弊國御處置、平常如故之御沙汰被仰出候迄は、行形人數出張罷居候間、此段御含置被下候樣仕度候事」とあつた。而して要路は此の文意の諸藩に知られんことを欲し、君に與へた書中に「委曲現書を以、御承知可被下候、右書他藩えも自然と流布致候方可然哉に付、御都合次第太宰府寺內所迄被差送候儀、相成候得は、流布之都合可然哉、何分御尊慮次第御取計奉願候」とあつて、藩公の命を含み太宰府にて疾める三條實美存問の爲に赴いた寺內暢三通に送らんことを請ふた。ついで要路は、各地出戍の諸兵も減少交替の議を凝らしたが、君の意見もあつて德山の山崎隊を豐前に差遣し、二十一日足立(豐前)の本營に福原藏人を遣はして藩公の意旨を傳へ、奇兵隊をして吉田の舊陣に歸へらしめたのである。其の旨意は、

奇隊兵

石者去夏戰爭初發より馬關口出張被仰付置候處、交戰之度々粉骨令苦戰、終に今日之場合にも立至候儀、其功不少、御滿足被思召候、然る處、暑寒に涉り、長々之滯陣中、不容易遂苦勞、今般小倉藩講和之談判も相調候

に付、深思召之旨有レ之、休息可レ被二仰付一との御事に候、且諸口出張人數も、減少被二仰付一候趣も有レ之、旁吉田

根陣へ引取可レ被二仰付一と之御事、

とあつた。なほ奇兵隊日記二月二十一日の條に「御意之旨有レ之、福原藏人被二差越一候旨、明早朝會議所詰不レ殘罷出候樣京町本陣より申來る」とあつて、翌日洽く之を隊中に傳達したのである。此の奇兵隊の撤退に關し、諸隊より說諭して抑留せんことを請ふたので、君は之が許容あるも不可なしと思惟し、是日直に書を山田宇右衞門に送つて其の意を告げ、若し聽かずして本陣に歸へるも顧慮なきを以て速に決議し、野村靖之助の出山したるに命ぜんことを促し、且つ吉田營所の建築願書を提出せしむべく陳べた。宇右衞門即日之に答へ、靖之助及び山田市之允の山口に來たつて歎願書を出だしたるを報じたが、藩政府は前令を飜へさないで、吉田に撤退せしめた。其の往復の書は次の如くである。

開霽奉レ祈候。扨は奇兵引取一條に付候而、諸隊より說得抑留之歎願書差出候間、右如レ願被二仰付一候はゝ都合可レ然奉レ存候、假令御詮議替りと申候而。此儀は自レ隊願出候儀に付、少も御構ひは有レ之間敷に付抑留願之通被二仰付一、其餘奇兵隊不レ留本陣引取仕候はゝ、是は彼之事に御座候間、早々其詮儀相成候樣、野村へ被二仰付一奉二願上一候。

今日午時より妥元を發し歸陣之樣子に御座候。

一、奇兵隊陣屋建調願書、早々山口差送候樣、彌右衞門より與次右衞門え申遣候樣御授奉二願上一候、

一、彥太儀風邪に而惡寒强く、今日出勤不レ得レ仕候間、乍レ恐可レ然御聞濟奉レ願上候、頓首再拜、

二月廿一日　彥太郎

宇右衛門様

御表書之件々謹承、只今野村・山田罷越候而歎願書差出申候、御風氣之由隨分御加養奉レ專禱候、御請而巳、草々敬白、

乃

二白、木戸も昨夕歸山、直樣阿部へ罷越申候、以上、

彥太郎様　宇右衛門

かくて君は藩公の趣旨を深考し、止戰中奇兵隊の將士すべて歸陣して休養するの可なるを察し、二十五日次の書を山縣狂介に送つて其の意を告げ、異議なく圓滿に撤退せんことを冀ふた。

春雨蕭々に候處、愈御淸迪奉レ賀候、陳は時山直八儀先日老兄より承候通、玆元御沙汰相成候事に御座候哉、未た時山は御沙汰之趣不レ承候哉、右御沙汰既に當人へ相達候はゝ、一應は奉し候方可レ然と奉レ存候、表方相發候上は、瑣少に而も道筋は相立て不レ申候而は、上下之分も不レ相立レ事に付、老兄より御內々其御取計被レ成遣レ候は至極仕合可レ申候、其後之處は、野生屹度御請合可レ申候、尙又此度長陣御慰勞として奇隊休息被レ仰付レ候段、御意書面致レ拜見レ候、止戰中は一先根陣に而、一統休息も大に可レ然と於レ小生レは相考候、何卒一統無レ異議レ一應歸陣之御取計

申迄なき儀と奉存候、此儀相運ひ候はゝ、私論かは存せす候へ共、小生も歸萩暫時致休息度奉存候、其中御自保是祈、書外萬在拜晤、不盡、

二月二十五日

倘々過日は野村氏御同行有之、就中奇談若干、不堪捧腹候、呵々、

山縣素狂大兄御親拆

前原誠

殊功者の昇格と豐地氏政の視察

此の書にて君は、奇兵隊の撤退後萩に歸へつて暫く休舍を希望せることが知らる。なほ書中に「未だ時山は御沙汰之趣不承候哉、右御沙汰既に當人へ相達候はゝ、一應は奉し候方可然と奉存候」とあるは、直八の小倉戰功に對する賞褒の恩命あるを拜辭せんとしたので、君が之を苦慮したのである。奇兵隊日記二月二十九日の條にも「湯淺祥之助歸陣、山縣狂介山口行、時山直八歸省」とあつて、直八は是日遂に萩に歸へつたのである。

君は戰後の經營に方り、先づ殊功者を賞褒して人材を拔擢するを急要となし、藩政府もまた之に關して凝議するところあつた。依つて二月二十二日、廣澤兵助は次の書を君に送り、奇兵隊・南園隊・御楯隊の杉山莊一郎・尾川彌一郎・木村矢太郎・中村芳太郎・松本鼎三の五人を士御雇の格に列して士分となし、また品川彌二郎・伊藤俊輔・野村靖之助・堀眞五郎の四人を士御雇より三拾人通に陞格せん

として意見を求めた。蓋し此の四人は山縣狂介・林半七・時山直八の昇格したる例に從ふたのである。

得斗御僉議之上、成り丈急速御答是願候事、

覺

奇兵隊

御藏許付

杉山莊一郎

地方組

尾川彌一郎

山下組

木村矢太郎

右、從來有志之ものに而、京師已來引續致ニ心配一、尤矢太郎事は上京は不レ致候得共、中山公子致ニ御附一候趣も有レ之、根に入御詮議被レ下度との奇兵隊ゟ去寅正月申立も有レ之候得共、今以扣へ置候分、

南園隊

御藏許付

中村芳太郎

御楯隊

松本鼎三

右、同斷、京師以來引續致ニ心配一候付、根に入御詮議被レ下度との兩隊ゟ追々申立も有レ之候得共、今以扣へ置候分、

右、五人は士御雇に被ニ仰付一候而可レ然樣相見へ候事、

奇兵隊

地方組

岡千吉郎

御藏元付

元森熊二郎

右、兩人事、前件杉山・尾川同樣に相見へ、久坂玄瑞一同馬關攘夷に付、京師ゟ罷下候部に而候處、隊中ゟ申立も無レ之候得共、千吉郎は今以役附相勤居候樣相覺へ、熊二郎は近來隊中に而不ニ見請一、旁兩人共先見合置可レ然歟、

亥正月　品川彌二郎

同三月　伊藤春輔

同七月　野村靖之助

同十月　堀　眞五郎

右四人首書之通、士御雇被仰付、其後いつれも種々勤功も有之者に付、當年五年にも相成候事故、三拾人通根株被立遣候而は如何哉、

但、彌二郎同時山縣小助亥七月林半七・時山直八等は其後馬關戰功を以、三拾人通被仰付、御見渡も有之、如何可有之歟、

右之外去夏、戰爭段々申立も有之候得共、前件之面々えは勤功引足不申樣相見へ、尤奇隊其外御心當之者も有之候はゝ、御書加可被下、尤自然被仰付筋に而も、去夏來之戰功之外にメ從來有志一通を以、詮議相成可然歟奉存、何分御尊慮奉伺候、以上、

二月廿二日　兵助

彥太郎樣

君は直に之を賛したので藩議忽ち決定し、やがて彌二郎・俊輔・靖之助・眞五郎等各陞等したのである。かくて君は民政の施設を實視せんとし、三月三日野村右仲と共に小倉の占領地に赴いた。是日呼野の我が營より福井太郎來たつて、人夫の增加、戍兵へ酒及び月俸の支給、鴻城隊が救助した窮民に對する後來の措置等の七件につき斡旋を請ふたので、君は直に之を馬關在勤の藤井七郎左衞門に報じ

て考慮を求めた。翌四日君は郡代所に出でたが、其の歸寓後山崎隊々長森主水・軍監增野優太郎等來たつて戍衞の狀を報じ、また軍艦買得の爲め長崎に赴かんとせる遠藤謹助も過ぎつて訪ふた。五日君はまた郡代所に出で、金邊峠に關門の設立を必要となし、また在留の奇兵隊が蓮根を亂採するを禁じたので、即日是等と共に狸山・中原・荒生田三關の狀況を馬關にある七郎左衞門に報じ、且つ奇兵隊撤退の督促及び渡航船の選定等をも告げたのである。翌六日は終日旅寓にあつて來訪者に接し、七郎左衞門及び國貞直人等に贈れる書を認めた。事は君の日記に見えてゐて、三月三日より同六日に至るまでを抄錄すること次の如くである。

丁卯三月三日雨、野郁右仲與小倉え渡海、福井太郎呼野より歸來、用事左之件々申置、
一、增人夫、　一、伊勢社人回在願、
一、喚野窮民是迄鴻城隊より養來候人數後來所置之事、
一、酒之事、　一、月俸之事、
一、追捨狩之事、　一、山を燒事、
四日雨、
郡代所え出る、

午後歸宿、
德山森主水・有福二郞・增野勇太郞其外來、
夕訪二野翁一、
遠藤崎陽行に付、官廳を過る、
五日晴、
辰牌郡代所え出る、
一、金部峠關門造立之事、
一、奇兵隊蓮堀取候儀は已來被二差留一候段、郡代所え及二沙汰一、
但、蓮池之儀は元地下普請修補之爲に備候儀に付有レ之及二沙汰一、
一、荒生田關門、
一、中原關門、
一、大貫坂關門、
一、奇兵隊引揚催促、蓮池一條渡海船之事、
右藤井へ申越之事
六日晴

一、終日不レ出、五郎兵衞・兵次郎・七郎左衞門來、
午後野邨氏來訪、
國貞・藤井え書を贈る、
家書を爲り國貞え記し送、
奇兵隊中へ學科塾造立之申出有レ之候付、藤井へ送る、
薄暮眼鏡橋畔え轉居、

翌七日七郎左衞門は、君が小倉より發した書中の件々に對し、人夫の増加酒の給與金邊峠關門の建造を可とし、月俸の支出は藩政府の決定に委すべく等次の如く各之に答へたのである。

一、福井太郎ゟ御聞取相成候廉々被二仰越一奉二承知一候、當境に而愚生えも其趣相談申候に付、人夫は申出通相渡可レ申、猶御酒も何日隔に相渡可レ申なと取究め候事は出來不レ申、乍レ併時々取計を以、頂戴被二仰付一候位之事は相調可レ申と相談置申候。其位之事は御詮議被二仰付一候而可レ然歟と奉二愚考一候、鴻城隊在陣中宿主其外え賄渡來候由、何卒其風相止かしと奉レ存候、其邊申も疎之事に御座候、月俸之儀は於二山口一御取極相成候樣千葉介ゟ申越有レ之由、未其返答無レ之候、
一、金邊峠關門之儀被レ仰、何卒御氣附通御運相成候而は如何哉、
一、渡海船を以、從來渡世致來候者之儀は、船數當日別賃銀等書付を以、郡代所迄申出候樣、千葉介ゟ郡代所迄申越

させ置申候、右之渡海船被ニ召仕一候はゝ、諸郡割符等之船御引せ被レ成度、旁甚御爲宜敷事と奉レ存候、

一、城下近邊蓮堀取之事、奇隊ゟ何とも不ニ申出一候、申出候はゝ貴諭之通取計可レ申候、

一、郡代所ゟ兵粮其他渡方之儀奉ニ承知一候、

一、奇隊ゟ下積り貳册差出候由に而御送被レ下落手仕候、貴諭之通容易に御詮議相成候事に無レ之と奉レ存候、

一、御地仲取引揚之事は、一寸五郎兵衞歸關致呉れ候樣申越させ置申候、居合之手子兩人は、一人は後付壹人を差置、餘は引揚候而否無レ之歟と奉レ存候、其儀何分又々御乞合可ニ申上一候、

右廉々御承知被レ下度、爲ニ御答一旁匆々頓首、

三月七日　　七郎左衞門

彥太郎樣御直拆

此の書中に「奇隊より下積り貳册云々」とあるは吉田陣營建築の經費豫算書である。初め君は諸隊の意見に從ひ、奇兵隊の小倉占領地に稽留せるを不可としなかつたが、藩政府之に撤退を命じて德山の山崎隊に代らしめた。依つて山崎隊の出張と共に速に奇兵隊を撤退せしめざれば費額の多大ならんことを慮つて前書に之を促すべく報じたが、舍營建築の爲に遷延すべきを察し、其の落成に至るまで吉田本陣屯集の經常費にて姑く豐前に駐屯せしめんとし、更に其の意を七郎左衞門に告げた。そこで七郎左衞

門は山縣狂介の歸關を俟つて九日之に面唔し、奇兵隊の撤退に關して君の意見に基づき之を商議したが、反對なかつた。依つて吉田本營屯集の費額で姑く豐前に駐在せしむべく決せんとし、即日次の書を君に送つて之を報じたのである。

今朝山縣狂助え面會、奇兵隊引揚之儀如何致候哉、時日遷延に及候而は、交代之山崎隊も出張之事に付、御失費も兩端に相成、且節角御慰撫之　思召し有レ之事に付、早々引揚候樣に相談申候、於二狂助一も勿論引揚之心得に罷在候得共、吉田陣營建調之御詮儀、於二鴻城一粗御決し相成、前積をも差出候樣子、未當境え何とも其後申來り不レ申候に付、早速鴻城問合せ置候、建調被二仰付一候事に候得は、いつれ四五十日位は掛り可レ申と被レ察申候、右に付而只今之通仕渡候而は、實に御無益之御費に相成候事に付、貴諭之通吉田屯集同樣御仕渡可レ被レ下候間、吉田陣營普請中、右御仕渡を以、豐前地屯集致候樣、狂助え申聞候、夫に而は甚困究至極、左候へは時に酒のみ位被二立下一候而も可レ然候間、夫に而折合候樣、會計方其他え相授候樣にと申聞置候、狂介も何卒それに而折合せ申候而、何分返答聞せ候都合に致置候間、右樣御承知可レ被レ下候、長府も其後都合相變事は無レ之樣子、今日より三好内藏介鴻城罷越候樣子に相聞申候、重て聞繕書差出申候間、御覽可レ被レ下候、左候て鴻城え其趣少し被二仰越一置候ては如何哉、鴻城えは餘り樣子聞へ居不レ申歟と奉レ存候、先は眞の用事計草略、

三　月　九　日

再白、吉田奇兵隊陣營、是迄之分取繕計に而も、餘分金高に相成候樣子に相聞申候、新規建調と申而は、中々不二

容易事と被察申候、當境都合相變事は無御座候、誠

老臺野村御渡後寂々寥々、乍併御用は何歟湧き事多く御座候、茶花は無事之由、其後面會致不申、泥翁當節攖

得而盛々、

七郎左衞門

彦太郎樣

四境の開戰以來、奇兵隊は殊に驕傲であつて、高杉晋作病臥の後、君之に代はつて制馭したが、撤退に關してまた其の希望を斟酌し、吉田陣營屯集の經費を以て姑く豐前地に駐在せしめんとした。されど君は奇兵隊の長く、稽留しがたからんことを察したが、七郎左衞門が狂介と協議したる報に接し、是月十六日を期して其の經費を支出すべく告げた。七郎左衞門乃ち君の意見を賛し、十三日答書を發したが、其の書中にも「奇隊驕傲難制者と而、行成に差置候而、公平に不相成候段、誠に奉恭服候」とあるのである。翌十四日七郎左衞門はなほ此の撤退に關して豐前に赴き、君に面晤して互に商議した。君の想察せる如く、奇兵隊は吉田陣營の落成に至るまで二三ヶ月の間豐前に駐屯しがたしとなし、堀眞五郎をして十七日七郎左衞門に會見せしめ、淹留の耐へがたきを陳べ、一旦馬關に撤退して招魂祭を營み、直に吉田本陣に歸營すべく交渉せしめた。七郎左衞門之を諾し、即日次の書を送つて、狀を君に告げ、ついで十九日山口の藩政府に稟報せしめたのである。

今朝奇兵隊會田春輔野生處迄罷越、吉田陣營造作中、當境滯陣願出置候處、吉田陣營造作と申候而も、二三ヶ月は掛り可レ申、其際吉田根陣營屯集同樣之御仕渡に而、當境相滯候而も、實以立行六つヶ敷、最前滯陣之儀申立、尙又ヶ樣申もいかゝ敷候得共、吉田陣營え引取度段申出候、付而は來る廿四五日比當境を發、一應馬關え渡海、招魂場祭事相濟せ引取候都合に申立候に付、任二其乞一置候、右に付而は格別御高論も有レ之間敷樣奉二拜察一候、引取一件に付而は、少々雜費も入り可レ申候得共、是切に而暫時御失費も相減可レ申候、先は爲レ其、其內時下御自重申も疎候、匆々頓首、

三月十七日　　七郎ゟ

彥太郎樣御直拆急

小倉占領地の安民策と高杉晋作の死去

君は豐前に赴き、凡そ二週日を經て三月十六日馬關に歸着したが、其の稽留中に一日小倉城の廢墟を望見して轉々悲慘の狀を痛感し、

國破喬木在、　城陷春草深、
無レ主花空發、　兵驕少二野禽一、
滿目風光冷、　慘然獨傷レ心、

と、一詩を賦して其の懷衿を舒べた。かくて君は專ら民情の現況に留意したが、愴然たる戰後を承けて

其の困窮甚だしく、爲に怨讟の聲絶えずして、人心頗る不穩の狀あるを察知した。依つて君は小笠原氏（小倉藩主）を始め隣藩に對し、長藩の恥辱にして後圖の阻礙たるのみならず、若し再び干戈を交ゆるに至らば忽ち擧つて我に離畔抵抗せんことを深憂し、速に鎭撫收攬の策を講究して救助賑恤の仁惠を施爲し、以て藩公の誠意を貫徹せしむべきを急要となし、之が建言をなさんとして其の案を草し、先づ七郎左衞門に示したのである。即ち次の如くである。

記事入論是歐文、老兄近讀二八家文一、足レ見二其功一非レ小、

控へ

當境邊在所々、且市中えも、大抵微行回見仕候處、人心甚不穩、怨讟之聲民間に不レ絶樣子に被レ窺申候、最寒邨に到候而は、間々竹實等を採、食料に充候者も有レ之、就中少々は貯蓄仕候者も、前途を圖り、余り賣拂も不レ仕候樣子に御座候、

（已下論）

必竟如レ此困究に至り候儀は、昨臘一時之窮鋒に堪兼、前途を不レ測、納屋米を漫に糶候より起候事に可レ有レ之候得共、蠢愚之下民、是以今更難レ罪、且糶者も其罪其半には居候事と奉レ存候、兎角今日之形勢に而は、人心離叛仕、鎭

（二字眼目）

撫收攬御仁慈之

思召にも叶ひ申間布、且方今人心離叛仕候而は、小笠原は勿論（豈僅に萬石に換へき）、隣藩へ對し候而も、

御家之御恥辱永圖之大害に御座候間、鎭撫收攬救助賑恤、非常意外之御措置、爲二邦家一第一と奉レ存候、縱令少々非常之御政事有レ之候とも、舊を懷ひ新を疎み候は、人情天理之當然に御座候處、除レ害緩レ急候事も無レ之、舊貫よりは民之不利と相成候樣之事も有レ之、人心之恟々たるも宜哉と奉二愚考一候、万一方今動二干戈一候得は、暫時に下民は彼の用と相成可レ申樣と考申候、誘二下民一には、利ゟ外術有レ之間敷に付、大凡之目途を以、急に撫恤之御手段は有レ之間敷哉、縮る處昨年之入を盡候而も、得二人心一候方國家之永圖と奉レ存候、得二壹萬石許一と企救一郡之民心を永く得候と、利害得失雲泥懸隔之相違と奉レ存候、播攝邊之人心御國へ傾き居候も、必竟御誠意御仁政之間、有レ之に付而之事に御座候處、共有と成候而は、人民仰天仕候樣之儀御座候而は（入火思湯者）實に不二相濟一事に付、

（妙論、俗謠云、聞而可レ恐見而可レ駭接而可レ喜、今大に反す、一笑々々、）

御趣意貫徹仕、傍永圖之御措置、只管御出納局之御任大と奉レ存候、篤と御熟考、田川郡も來秋た相待候樣、御良策奉レ祈候（此規模無る可らす）愚者之千慮或は爲二智者一一得と、敢鼓二贅言一喋々仕候、恐々敬白、

彥太郎

七郎左衛門樣

（懇々說出、亦是一篇安民策）

此の書に短評を加へたるは七郎左衛門であつて、之を以て安民策としてゐる。なほ之に據つて、君は京攝の人々が癸亥以來常に我が藩に景慕同情せるに鑑み、豐前占領地の收米壹萬石を擧げて救恤費に充

て、民心を收攬するを以て國家將來の籌圖と思惟せることが知らるのである。かくて君は暇を請ふて姑く心身を休養せんとし、二十一日馬關を發して二十三日萩に歸省した。然るに馬關出張のものは、君の萩に淹留するを欲せず、久保松太郎より杉梅太郎に送つた書中にも「前原氏は孰れ不被出候而は、爰元治り付不申に付、何卒又々出關之儀御せつき可被下候」とあつて、機務の澁滯せんことを憂慮して速に歸關せんことを切望するのである。君の萩にあること凡そ三週日であつたが、四月十五日乙丑艦に乘じて萩を發し、夜に入つて馬關に着港した。翌曉松太郎の發した書は、會其の乙丑艦に到來したが、高杉晉作十三日を以て遂に永眠した訃報であつた。君大に驚き、直に上陸して松太郎の寓居を訪ひ、相共に其の出棺の燒香をなして之を送つた。即ち君の日記四月十六日の條に「曉乙丑艦え久保より書來、去十三日夜谷潜藏歿之訃を聞、直に揚陸、久保氏同行、到谷氏出棺之燒香をする」とあるのである。晉作は去年八月以來、肺患を疾むので、君は馬關にあつて諸軍の參謀心得に任じ、專ら其の軍機を輔佐したが、病勢漸く增進して二月十六日多量の吐血をなした。松太郎の梅太郎に送つた書中にも「谷も所詮不手際に付、却而氣支りにも可相成と御傳言之趣差控居候由、過る十六日俄に多分吐血に而、大に段か付申候、此先如何にも被案申候由」とあるのである。是より衰弱甚だしかつたので、藩公は其の功勞を思ひ、三月二十九日特に命じて一家を創立せしめ、大組に列して祿百石を食

ましめ谷氏を稱せしめたが玆に至つて遂に歿した。藩公深く之を惋惜し、香花料金十兩を賜ふて悼意を表した。君は去々年晋作が俗論黨鎭定の爲に兵を馬關に擧げし以來、竊に氣脉を通じて常に其の志を援助したので、大に信賴するところとなつて互に國事を商量談議した。而して晋作の病臥するに及び、君は馬關にあつて百方盡力したが、遂に其の効なく溘焉として死歿したのは、實に痛悼なるのみならず、打擊の最も多大なるものである。

君等長薩兩藩の親和に盡力す

長・薩兩藩の修交使互に往來せしより、益々敦睦となつて木戸準一郎專ら其の任に當つて奔走盡力したが、君及び久保松太郎もまた馬關にあつて屢々薩藩士に面會し、彼我の親和を深渥ならしめしことは尠少でないのである。是年二月薩藩大山格之助の京都より太宰府に歸へらんとするに方り、品川彌二郎の報によつて準一郎は小郡で之に會見した。ついで格之助は小郡を去つて太宰府に至り、二十六日鹿兒島に歸國せんとして其の途に就いたが、會君が小倉に着したのを知つた。そこで格之助は、君に面晤せんとして時宜を問ふたので、其の答に對して三月四日更に次の復書を發したのである。

先刻者御尊翰被レ下奉二拜讀一候所、今朝當城え御差入之段、遠路御大儀奉二存上一候、早速參候旁御談合之趣奉二拜承一度、尤樺山等えも懸合追付同道可二罷出一答御座候所、亦々唯今問屋亭主より今日は差控呉候樣申越候付、乍二殘心一明日早目に參候、旁御談合申上度、甚御差急き之事件、大延引失敬千萬奉レ存候得共、宜敷樣御汲取可レ被レ下候。

何も拜顏之上と中略候、草々不悉、

三月四日　　　　　　　　　　　　大山格之助

翌五日格之助は君に面會し、京情を告げて去つた。是時京攝の事情探索の爲め山縣狂介出張の命を受けたので、準一郎は薩藩士の東上に從はしめて、其の便を得せしめんとした。かくて是月七日、準一郎は藩公の命を以て、三條實美等存問の爲め太宰府に赴いた。會薩藩士伊集院金次郎・中村半次郎（後ち桐野利秋）の二人が京都より來たり、豐前を過ぎつて品川彌二郎の托した書を君に送つた。君は事務繁多にして、遂に二人に面晤し得なかつた。即ち君の日記三月十五日の條に「薩州伊集院金二郎・中村兩人自上國下る、品川彌二郎之書持參不得面會」とある。ついで十七日準一郎は太宰府に着し、是日金次郎・半次郎二人も同じく至つたが、また將に東上せんとした。準一郎之を聞いて二人を訪ひ、狂介を伴はんことを囑託した。幾ばくもなく準一郎は使命を果し、二十五日薩藩士吉田淸右衞門と共に歸着した。折しも君は萩にあつて淸右衞門に會見しなかつたが、松太郎は之を曙亭に宿せしめて面談した。かくて君が萩より馬關に出づるに及び　金次郎・半次郎の二人は狂介を從へて東上せんとし、また近日來着せんとした。會準一郎萩にあつて、金次郎等に會見しがたきを察し、二十四日君は之を山口の要路に報じた。要路未だ君に答書を發せざるに先ち、是日二人已に馬關に着した。依つて翌二十五日、君は

二人の旅宿を訪ふて之に面晤し、東西の近況を聞き、狂介を從へんことを請ふた。即ち君の日記四月の條に「二十四日薩州伊集院金次郎・中村半次郎來關、二人云、隅州侯本月十一日御入京に相成候由」とあり「二十五日薩兩人え林方に而面會」とある。しかし松太郎の日記四月二十五日の條に「薩伊集院金次郎・中村半次郎着、宇都見へ宿を命す、逢酒を出す、伊集院は兼而酒失有レ之禁酒、中村は下戸也」と見え、金次郎・半次郎は二十五日馬關に來たつた如くあるも、松太郎より準一郎等に送つた書中に「薩藩中村半次郎・伊集院金次郎過る二十四日新地着之由、翌二十五日承候付小生及二相對一候」とあるを以て、二人は二十四日馬關に着し、君も松太郎も二十五日之に面會したのである。山口の要路は君の書に接し、準一郎をして萩より馬關に赴かしめ、金次郎・半次郎に會見應待せしめんには時日を要すべきを以て、當地に召し歸へらしめて面晤せしめんとし、二十六日次の復書を送つて二人を山口若くは三田尻に出でしむべく周旋せしめたのである。

一昨廿四日御仕出之御書翰相達、委曲致二承知一候、木戸準一郎當出萩中に付、薩中村・伊集院兩氏ゟ之書狀、早速差送り、萩地ゟ馬關出浮迚も彼是日數相掛、殊更別御用有レ之令二歸山一候樣にとの思召も有レ之、旁早々當山口罷歸り、於二爰許一令二相對一候樣準一郎へ申越置候間、薩兩氏早々當地へ被二差越一候樣、御取計可レ被レ下候、尤蒸氣船共他船に而候はゝ、三田尻迄罷越候而も宜敷、何分可レ然御掛合致二御賴一候、右爲二御答一如レ此御座候、以上、

山口

御同僚中

四月廿六日夕八ツ時

前原彦太郎様

依つて翌二十七日、君は金次郎・半次郎の山口に赴かんことを慫慂したが、二人之を辭し、將に明日を以て東上の途に就かんとした。是日狂介は福田俠平と共に來たつて君を訪ひ、薩船に搭乘して上京せんとするを告げた。そこで君は狂介・俠平の爲に離別の宴を催したるが如く、君の日記に見えてゐる。即ち四月二十七日の條に「福田俠平・山縣狂介來、明朝薩人と同船に而上國罷越に付、暇乞に來、依而兩人と同登錦橋樓酌別杯」とあるのである。

按に君の日記四月二十七日の條に、山縣狂介は福田俠平と相共に薩船に乘じて東上の途に就かんとして君を訪ひ、君は二人の爲に別宴を開きたることを明記してゐる。が、奇兵隊日記四月二十六日の條に「昨日馬關山縣より書狀到來、薩人來關に付、近日之出帆之儀、福田俠平・時山直八・元森熊二郎馬關行」とあつて、其前日に俠平の馬關に赴きしことが知らる。そして狂介へ藩政府の下した辭令の中に「本書之外、奇兵隊より一人、狂介一同被差越候事」とあり、また久保松太郎の日記四月二十六日の條に「時々雨、朝丙寅出艦、伊集院・中村麿へ呼、置酒宿を明亭に替しむ、夜山

縣・鳥尾へ別盃大坂樓へ行、芝居へ行」とあり、是月二十八日同じく松太郎より木戸準一郎・山田宇右衞門等に送つた書に「山縣狂介事秋元竹之助、鳥尾小彌太兩人爲」引合」候得共、何分風相惡敷候付漸今日より乘船之都合相成候」とあり、狂介の懷舊記事にも奇兵隊中より鳥尾小彌太を選拔したことを記し、みな俠平の上京を傳へない。殊に葉櫻日記（狂介の著）には「ちきりおきたる薩摩の國人伊集院金次郎・中村半次郎なと伴ひて、五月の二日の日、赤間か關はやともの瀨戸の早せにきほひて舟をいたす」とあり「慶應三年五月二日はれわたり明はなるころ、しほあひよしとて船子ともそゝのかしければ、いそきていてたつ、みおくる人々は、久保松太郎・福田俠平・滋野謙太郎（○後ち清彦）・伊藤傳之助・河北義次郎（○後ち俊弼）・山本重助（○後ち毛利元一）などなり」とあつて、俠平は松太郎等と共に狂介を送つたことを記してゐる。松太郎の日記五月二日の條には「晴、夜五ッ時過蒸氣焚初、四ッ時揚碇出縣候處、前後商船有」之進退難」相成」に付、暫時見合せ十二時出船、芦屋沖に而夜白」とあつて、是日自ら長崎に向ふて出帆したことを記し、狂介を送つたことを傳へざるのみならず、俠平の東上をも載せないのである。なほ奇兵隊日記五月五日の條に「福田俠平・伊藤傳之助歸省」とあれば、君の日記は狂介の上京に依り、俠平之を伴ふて訪問し、三人相共に別宴を張りたるを傳へたるものゝ如し。されど松太郎の同じく準一郎・宇右衞門等に送つた書中には「薩藩中村半次郎・伊集院金次郎兩人

過る二十四日新地着之由、翌二十五日承候付、小生及二相對一候處、兩人申分に京都爲二探索一御國人三人被二差登一度に付、右兩人問被二仰付一度段、御書翰を以被二仰下一云々」とあつて三人の上京すべきを薩藩士に報じ且つ之を依囑したのである。そこで俠平もまた其の一人に加はらんとし、狂介と共に君を訪ひ、遂に中止するに至りしにはあらざるか、後の考證を俟つのである。

かくて二十八日狂介は東上せんとし、奇兵隊より鳥尾小彌太を従へて半次郎・金次郎と共に薩船に搭乘し、其の由を君に報じて、會風波劇烈であつた爲め、五月二日に至つて漸く解纜した。そして君は二十六日山口の藩政府より發したる書に對し、二十九日次の書を山田宇右衞門・廣澤兵助等に贈り、半次郎・金次郎は京攝の形情を憂慮し、山口に出づるをえないで、直に解纜したるを報じたのである。

御面書拜見仕候、各位彌御清堅御盡力被レ爲レ在候段奉二欣慕一候(中略)
薩人伊集院・中村兩人御地罷出候樣、可レ及二示談一奉レ存候處、上國之光景頗懸念之由に而、山縣狂介え面會、昨朝出帆仕候樣申來候、然處昨日之天氣合折角如何哉と奉レ存候、尙又長州人之儀に付候而、一日位は延引仕候哉とも奉レ存候間、右樣御承知置奉二願上一候、其中時下御自重爲レ邦奉レ祈候、奉復、

四月二十九日　　前原彥太郎　一誠

山田宇右衞門樣

廣澤兵助様

國貞直人様

此の書中に「尾州人之儀に付候而、一日位延引仕候哉云々」とあるは、尾州の人中山德次郎・吉田新介の馬關退去が、一日を延ぶべきを告げたのである。君が俠平と共に狂介の爲に別宴を催したる日、德次郎・新介の二人は薩藩士大山等・山田新介と稱して馬關に着し、金次郎・半次郎の旅宿を訪ふて面晤を請ふた。初め此の二人は尾州を脫して京都に走り、有栖川宮邸に數日潜伏したが、其の命を含みて太宰府に赴いた。然るに警戒頗る嚴であつて入りがたいので、大村藩に往いて渡邊昇に賴り、薩藩士と稱して再び太宰府に赴き、遂に三條實美に謁して隨從せんことを請ふた。實美等は之を疑ひ、其の請を聽さないので、大山格之助の意見に從ふて上京せんとすと稱し、金次郎・半次郎に面會して同乘を請ふたのである。然るに狂介が之を贊助しないので、二人は遂に同乘して上京すること能はずして留まり、晦日次の書を君に送つて其の由を告げ、なほ半次郎・金次郎に紹介せんことを請ふた。君は之を辭し、國情を說いて速に退かしめたので、二人已むなく馬關を去つたのである。

私共長崎表え罷下候折柄、宰府參詣仕候は、余之儀無御座、從來條卿を御慕申居候付、積年之杞憂竊に達御聽度存し、此段薩藩大山格之助迄申込候、何分當時に而は、左樣之儀一切不相叶之由に付、夫々大村藩渡邊昇え面會

仕度儀御座候付、右方え相越候處、少々仔細有レ之、又候宰府え引歸、大山格之助え面會仕、終に宿志を條卿御左右え相達申候、此上は寸刻も早く歸京候樣、大山氏よりも差圖有レ之候付、匆々御當地迄歸行仕候處、當時御當地に滯留仕候、伊集院金次郞・中村半二郞え用向有レ之大山氏よりも申聞候儀抔も御座候付、右兩人え面會仕、最早用事は相濟申候得共、天氣都合惡く出帆仕兼候付、今日迄滯留仕候儀に御座候、尙伊集院・中村兩人えも委曲御聞合可レ被二成下一候、以上、

四月晦日　山田新介
大山等

（上付紙）
「本書尾州藩中山德次郞・吉田新介、薩藩と相僞罷越候付、及二應接一相尋候次第書揚させ候事、尤不審成者に付早早追立候事」

海軍興隆意見と船艦購入

是日君は再び豐州占領地の民情を視察せんとし、野村右仲と共に德力に赴いて大庄屋の家に宿した。德力は小倉を距る二里餘の南方にあつて今の企救郡東紫村である。是夜大雨蕭索であつたが、偶君は子規の聲を聞き、忽ち「辭レ家西戍不レ期レ生、一片壯心事遠征、此夕蕭々眠不レ得、山窓烟雨子規聲」と一詩を賦して其の懷を抒べた。翌五月朔日君德力から馬關に歸へつた。卽ち君の日記に「四月晦日晴、野村右仲同道德力え往、里正之家へ投宿、夜大雨」とあり「五月朔日雨、四ッ時頃自二德力一歸」と

ある。かくて君はまた渡航して筑前の境域を巡見し、人民の疾苦を視察したが、十日三條實美の使節森寺大和守常徳・渡邊左右衛門の二人將に山口に赴かんとして小倉に來たつた。曩に幕府は國喪の故を以て解兵の令を發し、五藩をして實美等を京都に送還せしめ、藩公は木戸準一郎を使節として太宰府に遣はした。そこで實美等は歸洛の近きにあるを察し、使節を山口に遣はして告別をなさしめ、且つ從來の高誼を謝せしめんとしたのである。依つて君は是日直に馬關に歸へつて之を周旋し、大和守十七日山口に赴き、酒肴及び博多素麵等を長藩公父子に贈り、且つ其の起居を存問した。藩公父子乃ち大和守等を延見して之を饗し、且つ各銀三枚を賜ふたのである。是月十四日藩政府は急使を馬關に派し、藩議の要件數條を報じ、君は直に意見を付して之に答へた。事は君の日記五月の條に次の如くある。

十四日雨

一、自二山口一飛脚來、御用之件々左に記す、

一、海軍御興隆、

一、馬關御預り、

一、薩州御交際、

一、政事堂御規則、

一、士と隊と之交、
一、有松平七出勤、
右え當り夫々及ニ長答一、

茲に列擧せる海軍興隆以下の四件は、長藩が戰後の經營のみならず、將來の施設に關する重要問題であつて、君は是等に對して既に其の意見を縷述せしことが知らる。然るに其の海軍興隆に關する意見のみ僅に證徵すべきものあるも、他は散逸して未だ之を知ることをえないのが大に遺憾とするのである。初め長藩が朝旨を遵奉して國是を攘夷に決せし以來、防禦の畫策を講究せると共に、海軍の擴張を謀議して船艦の購入に苦慮した。元治元年四國聯合艦隊の馬關襲擊に依つて多くの堅艦を損じたので、闔藩其の補充の急要を察知せるも、購入の費額巨大なるのみならず、之が買得の手段もまた甚だ困難であつた。而して海內の形勢は常に變轉推移し、外寇內變の豫測しがたきを以て、藩政府は慶應元年八月薩藩の名にて汽船一隻砲艦二隻購入の議を決し、其の一隻は木戶貫治の斡旋に依つて、井上聞多。伊藤俊輔が長崎にて買得の契約をなしたる乙丑丸を取つて之に充て、其の二隻は新に海外に求めた。かくて同二年三月藩政府は砲鑑二隻の購入に着手したが、幕軍我が四境に襲來せんとするの飛報が傳はつたので、長崎に留まれる高杉晋作は更に汽船一隻を買得し、四月馬關に歸着した。之が

丙寅丸である。依つて四境戰爭中に、癸亥・丙辰・庚申の三艦も參加したが、戰鬪に堪へたる堅艦は實に此の乙丑・丙寅の二隻のみであつた。かくて君は戰況に鑑み、軍艦の購入を主張したが、七月英商よりコンボー型一隻を買得して之を第二丙寅丸と稱した。然るに藩政府は當時財政窮迫の爲に、是等軍艦代金の支拂に百方苦慮したが、己むなく撫育金九萬兩を出だし、之に諸費の節約金を合して、漸く拾參萬兩の準備をなした。最も拾壹萬兩の準備金の中、貳萬兩は既に馬關に送つたが、君等は忽ち軍費に消盡したので船艦購入費に不足をなし、國計益々困難の狀であつた。事は九月朔日山田宇右衞門の君及び貫治に送れる書中に「此度軍艦代金御米銀局には隨分胸にこたへ候樣相見候へ共、例之通兩三日相立候へは、忘候樣可相成、此間木戶君え申上候通、いつも壁に馬を乘掛候體にて込入申候、前原君より購艦之事は頓に申參り、其節より手筈を合有之候へは、か程にも有之間布、素より御難澁之御所帶、別而當節之御費用、十分之有余無之は、誰も承知之事に御座候へ共、諸事實意に掛念頭居候半は、夫丈け之手廻しは、相成事に可有之、正木〇市太郎小郡へ罷越候へ共、七千兩余漸く相集り〇人民の醵金をいふ長谷川三田尻へ行候へ共、壹兩にも不相成、萩えは白根〇多助歸候へ共、至期歸鴻不致、期限は相迫り居候事、無余儀撫局より九萬兩差出申候干城會議所に集る金山口三千余、彼等取集萩よりも送り十三萬兩之辻に相成申候尤拾壹萬兩之內、先達御地へ差出有之候貳萬兩差引殘九萬兩也、然處御地之貳萬は頓に皆無之由、實以驚天之至、コンホ

ー中金差閊に付、撫育よりは二重拂に當り候へ共、無致方暫時取替、追而越局（〇越荷方）之品賣拂之上、可立戻との約束に御座候處、夫を頓に遣拂來り、延期之コンホー中金は如何可致策略哉、又其節一隻（幕之勝取に致し候分也）之引當之内、壹萬九千兩之分は、此度之分に拂相成候へは、十月之中金は丸に目途無之、諸郡購艦金（〇購艦の醵金）は、多分年内中之事之由、撫局には實に致方無之、乍爾五兩のものを三兩に捨よと申御決議に御座候へは、貳拾萬兩三拾萬兩に差閊無之、尤底を叩く論に御座候、御本勘にも今少し本氣に相成、大なる所に眼を着、繰廻し相成度事に愚考仕候」とある。しかして乙丑艦は屢次の戰鬪に負傷したので、之を賣却して更に堅艦購入の議が起つた。依つて宇右衛門は同日の書にて、之を君及び貫治に報じた。即ち「乙丑艦も少々病氣付居候而、迅速は差閊候樣傳聞仕候、薩にも相賴候而、賣拂に相成候事手段は有之間布哉、左候へは別に小堅き艦之御買入に相成階梯にも相成可申と奉愚考候」とあつて、薩藩に賴つて賣却のことを謀つた。加之新に買得した第二丙寅丸も船型並に汽罐の位置が高くて軍用に適しなかつた。そこで十二月に至り、海軍局（三田尻より山口高田殿内に移す）は修繕費多き乙丑丸と共に賣却して新に堅艦を購入せんとし、之を建議して聽許された。そして我が四境の戰後、なほ幕府を始め諸藩みな防備に傾注し、外人を庸聘して海軍の經營を怠らないので、數年の後に其の興隆は明白なる形情である。我が藩は三面海に頻せるのみならず、西國の咽喉を扼してゐるので、其の防備を充

實にすること他よりも一層の必要である。四境の戰爭に勝利して其の危難を免れたるも、若し海軍の擴張を忽諸に付せば、遂に幕府及び諸藩の勢力に壓制せられて、皇威の恢復に盡瘁せる誠意も最終に及びて、遂に貫徹しがたき憂虞があるのである。依つて藩政府の要路は、是年正月前議に基づき、第二丙寅丸を賣却して砲艦二隻を購入せんとし、杉孫七郎・遠藤謹助を長崎に遣はした。二人は長崎に着して英商グラバーに交渉し、第二丙寅丸を一旦受け取つて直に賣却せしめ、新に砲艦二隻を本國にて製造せしむべき契約をなさしめた。是は二月十四日である。要路はなほ審議を凝らし、幕府及び諸藩の施設に後れざるべく外人を聘して船艦の操縦彈藥の製造器械の運轉等に關する學問技術を傳習せしめんとし、其の爲め先づ末家及び諸士の意見を徵して決定せんとし、之を君を始め木戸準一郎及び山田宇右衛門に報じて各抱懷する所を披瀝せしめたのである。其の草按の存するもの次の如くである。

海軍御興隆之儀は、去る丑八月奉レ伺候趣も有レ之、終に御軍艦コンホート貳艘新規御注文相成、猶又當卯三月（○二月の誤）同貳艘同斷被ニ仰付一、追付最前御注文之分、御請取にも可ニ相成一、然處海軍學校におゐて、英學御引立等被ニ仰付一候得共、只今之體に而は、右御興隆之御目途不ニ相立一事に付、何と歟被レ遂ニ御詮議一度、折柄傳聞仕候に、既に於ニ天朝一も開港之御規模被レ爲レ建、幕府は勿論列藩におゐても、外國人雇入傳習等いたし候由に付、兩三年之後、幕府其外海軍興張は必然に可レ有レ之、其節御手後相成候而は、兵威を以壓倒せられ、乍レ恐御兩國御維持も如何可レ有ニ御

座ㇾ哉、去夏來四境戰爭假成御勝利、一先御艱難被ㇾ爲ㇾ凌候所も、水泡に屬し候而は不ㇾ相濟ㇾ次第に付、斷然英人壹兩人御雇入被ㇾ仰付ㇾ候而は、如何可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候哉、尤

天朝え之御窺取候儀は、當節柄之儀無ㇾ余儀ㇾ事に付、追而御屆相成可ㇾ然哉と詮議仕、此段奉ㇾ窺候、

但、伺之通被ㇾ仰付ㇾ候はゝ、御末家樣初御一門其外諸隊惣督等向々え、左之通達被ㇾ仰付ㇾ氣附申出候樣可ㇾ被ㇾ仰付ㇾ哉、

海軍御興隆之儀、先年來追々被ㇾ着ㇾ御手を、去る丑八月御軍艦コンホート貳艘新規御注文相成候樣子、當三月同貳艘同斷被ㇾ仰付ㇾ、最前御注文之分、不日御請取にも可ㇾ相成ㇾ候處、今更不ㇾ及ㇾ演述ㇾ候得共、神州は環海に而、兵備將來海軍第一に可ㇾ有ㇾ之、當今之形勢、追年相開候は必然之事、殊に御兩國は三面海岸之御國柄、屹度御興隆之御目途不ㇾ相立ㇾ不ㇾ申候而は、幾年經候而も海陸御手當向御全備之期有ㇾ之間舗、依而は　御兩國御維持も如何可ㇾ有ㇾ之哉、深被ㇾ遊ㇾ御憂慮ㇾ之折柄、傳承仕候處既に於ㇾ天朝ㇾも開港之御規模被ㇾ爲ㇾ建並幕府初列藩においても、外國人雇入致ㇾ傳習ㇾ候由に相聞へ候付、於ㇾ御國ㇾも英人御雇入被ㇾ仰付ㇾ度、尤天朝え之御窺取之儀は、當節柄無ㇾ余儀ㇾ次第に付、追而御屆相成可ㇾ然哉との御評議候條、見込之趣氣附筋無ㇾ腹臓ㇾ申出候樣被ㇾ仰付ㇾ候事、

但、右御家來へ之書面故、御末家樣へ之分例之通相認可ニ相渡ー候事、

〔付紙、一〕

海軍御興隆英人御雇入傳習被ニ仰付ー候等之事、當今之要務、固不レ可レ欠事と奉レ存候、然處孰も御費用事に付、中も痴之至に奉レ存候得共、御國用局と御熟議被レ爲レ在、何卒議論不レ起候樣、爲ニ御國家ー奉ニ至願ー候、

彥太郎

〔付紙二　山田宇右衛門自筆〕

傳承仕候處、既に幕府初め列藩にても、外國人雇入致ニ傳習ー候由に相聞へ候付、於ニ御國ーも御手後れ不ニ相成ー樣英人御雇入云々、

〔付紙三、木戸準一郎自筆〕

既に於ニ
天朝ー條約　勅許被レ爲レ在候由、幕府初列藩におゐても、外國人雇入致ニ傳習ー候由に相聞候付、於ニ御國ーも御手後れ云々、

此の草按の第一附箋は、君の意見にして海軍に通ぜる英人を庸聘して其の技術を我に傳授せしむるを要務となし、之が費金の支出を御國用局（即ち會計局）員と商議し、紛論の惹起せざるべく注意したのである。第二附箋は宇右衛門第三附箋は準一郎にして、各原文の修辭補正に過ぎないのである。こゝに於て要

路は、英人庸聘の議を決定して其の意見を建言し、藩公は之を納れて末家及び諸士の意見を徴せしめたのである。其の稟申並に令文は次の如くである。

海軍御興隆之儀は、去々丑八月奉レ窺候趣も有レ之、終に御軍艦コンホート貳艘新規御注文相成候、猶又當卯三月同貳艘同斷被二仰付一追付最前御注文之分御請取にも可二相成一、然處海軍學校において、英學御引立等被二仰付一候得共、只今之體に而も、右御興隆之御目途不二相立一事に付、何とそ被レ遂二御詮議一度、折柄傳聞仕候に、既に於二天朝一も開港之御規模被レ爲レ建、幕府も勿論列藩においても、外國人雇入傳習等いたし候由に付、兩三年之後、幕府其外海軍更張は必然に可レ有レ之、其節御手後相成候而も、兵威を以壓倒せられ、乍レ恐御兩國御維持も如何可レ有二御座一哉、去夏來四境戰爭假成御勝利、一先御艱難被レ爲レ凌候所も、水泡に屬し候而も不二相濟一次第に付、斷然英人壹兩人御雇入被二仰付一候而も、如何可レ有二御座一哉、尤
天朝え之御窺取之儀は、當節柄之儀無二余儀一事に付、追而御屆相成可レ然哉と詮議仕、此段奉レ窺候。

但窺之通被二仰付一候はゝ、御末家初御一門其外諸隊總督等向々え、左之通達被二仰付一氣附申出候樣可レ被二仰付一哉、

海軍御興隆之儀、先年來被レ着二御手を一去々丑八月御軍艦コンホート貳艘新規御注文相成、尙當三月同貳艘同斷被二仰付一、最前御註文之分、不日御請取にも可二相成一之處、今更不レ及二演述一候得共、
神州は環海に而、兵備海軍第一に可レ有レ之、當今之形勢追年相開候は必然之事、殊に御兩國は三面海岸之御國柄、屹度御興隆之御目途不二相立一ては、幾年經候而も、海陸御手當向御全備之期有レ之間敷、依而は御兩國御維持も如

何可レ有レ之哉と、深く被レ遊ニ
御憂慮一候折柄、既に幕府初列藩に而も、外國人雇入致ニ傳習一候由に相聞へ候付、於ニ御國一も御手後れ不ニ相成一樣、
英人御雇入被ニ仰付一度、尤
天朝え之御窺取之儀は、當節柄無ニ余儀一次第に付、追而御屆相成可レ然哉との御評議候條、見込之趣氣附筋無ニ腹臟一
申出候樣被ニ仰付一候事、

但、右御家來之書面故、御末家樣へ之分、例之通相認可ニ相渡一事、

按に馬關は長藩最要の衝地にして長府・淸末兩支藩の采邑なるも、外寇の防備が完全でないのある。元治元年英・米等四國と止戰講和を締約せし以來、外人の馬關に來泊すること頻繁となり、藩政府の要路は其の統一を企圖したるも、異論紛然として起り、容易に進捗しえない。慶應元年木戶準一郎但馬より歸國し、形情に鑑みて管轄の統一せざるを憂慮し、外艦の襲來後馬關の殷盛殺減せられて窮民多きを察し、先づ長府・淸末兩藩の地に於て、米三千石を廉賣して一時を救濟せば、他日管轄統一の交涉開始に際し其の援助たるべきを君及び山田宇右衞門等に建議したが遂に用ゐられなかつた。其の後準一郞は、長府藩士にも謀議して奔走盡力したので、八月に至つて要路は馬關並に附近の地を宗藩に保管して防備を堅固にし、其の收入に對して米銀を代償するか若くは

相當なる土地と交換せんことを決して之を交渉した。然るに長府藩の要求せる金額が巨多金六萬拾五兩余であつた爲め、藩政府は十一月遂に之を拒絕して、姑く防備を長府藩に委任せしむべきに決して其の通告をなしたのである。かくて四境戰爭を經て、藩政府は此の要衝の地を長府藩に全任せば、永久の維持困難なるを深憂し、宗藩の地に替へんことを欲するも、私情割愛の忍びがたくて擧藩不平の爲に物議を惹起せんとするの艱虞がある。依つて要路は愼重の審議を凝らし、馬關全邑を預ることを得ざるも、必要の地二三町を宗藩に預つて其地料を支出し、以て外人應接の舍室を設けて監視警戒を嚴にせんことを策したので、君の日記にも「馬關御預り」とあるのである。また薩藩との盟約以來、其の親睦日に敦厚に趨き、我は益々信義を本旨として治亂緩急の別なく交誼を繼續すべきも、四境戰爭後なほ防守の地位にあるを以て、彼と等しく出兵せんことは國情が未だ之を許さないのである。然れども若し京都の危急切迫し、畏くも天皇の蒙塵あらせ給ふことあらんには、上下一致防長二州を拋擲して皇國の爲に盡瘁すべき從來の藩是であつて、毫も渝替なくして薩州の交際とは別議なることを決したのである。蓋し此の二件は要事中の要事にして既に君は五月十四日其の意見を陳述したのである。日記に據る　他の政事堂規則は職員の出勤時刻を嚴にし、當日の機務の決裁を藩公に稟伺せば、侍御史及び米銀局員は獻替し、藩公親しく諸局に臨

みて執務を視察し、他藩との交渉事件は末家及び諸隊總督の意見を徴する等である。また君の日記に「士と隊との交」とあるは、干城隊其の他の諸士と諸隊とに疏隔の傾向あるを以て、互に氣脈を通暢すべき措置を講ぜんとしたのであつた。是等みな四境戰爭後に於ける經營であるのである。

君の海軍頭取任官

かくて君は依然馬關にあつて、野村右仲・久保松太郎等と共に諸般の機務を處理し、且つ豐前占領地の民政施設に盡力したのである。藩政府は十二月に至り、三田尻代官松原音三をして海軍頭取を兼ねしめ、右仲の馬關伊崎都合役を免じて企救郡内の事務專勤となし、松太郎をして馬關代官を兼ねしめ、更に音三の兼任を罷め、三日君をして小姓役首班に列して海軍頭取を兼ねしめた。そこで君は即日次の請書を國老宍戸備前・毛利筑前・毛利出雲等に出だしたのである。

御奉書奉レ拜見一候、私儀御役人通り被レ準、御小姓之筆頭被二差置一、根役ゟ海軍頭取兼帶被二仰付一候との別紙御意書一通、差越候段被二仰下一、奉レ得二其旨一候、恐惶謹言、

十二月三日　　　　前原彥太郎花押

宍備前樣

毛筑前樣

毛出雲様

御主殿様

（此通りに〆御請相濟申候、以上）

初め慶應元年五月三田尻に海軍學校を置き、人員四十人を限つて入學せしめた。かくて藩政府は海軍局を馬關に開き、入學の生徒をして專ら船艦の操縱を練習せしめ、學理を山口兵學科塾中にて教授せしめ、戸田龜之助等を山口に住居せしめんとした。是は同二年春の藩議で決したのである。そこで其の後藩議に基いて馬關に海軍局を置き、九月海軍學校を山口明倫館中に移さしめた。然るに、また三田尻に海軍兵學校を置かんとするの議が起つた。依つて山田宇右衞門は、九月十二日馬關にある君及び木戸貫治に書を送つて之を報じ、馬關の地は生徒の養成に適せざる由を陳べて參考となした。其の書中に「海軍當節馬關被差建候處、馬關之議は軍艦乘組之面々計にして、海軍學校は山口兵學科同塾にして、戸田其外山口え引越被仰付度御事哉と被相考申候、右は去春初發之決論に御座候處、其後何んと無く、又々三田尻え一局相構候樣相成度、勿論御興隆之御妨申上候とは不相考、却而御興隆に相成可申歟と奉存候、外國に而も都而兵學科同一般にて、別に海軍局之學所差建候儀は無之由、尤是等は傳聞にて、遠藤〇謹助抔御聞糺被成候はゝ、實事如何哉相分可申と奉存候、且又馬關は些と場所

柄に付、生員之見習も不ㇾ宜、自然と規則を亂候樣相成、入費も隨而難ㇾ支儀共には有ㇾ之間敷哉と奉二愚考一候、併し井蛙之見計、毎度申立、汗面之至とは奉ㇾ存候得共、御賢考之一端と申上試候間、御取捨可ㇾ被二成下一候」とある。かくて君等もまた宇右衞門の意見に賛したので、十月藩政府は馬關出張の海軍局員並に諸軍艦を三田尻に歸へらしめ、十一月山口に海軍兵學校を移した。翌三年正月藩政府は干城隊の稱を廢して大隊編成の改革をなし、奇兵隊・遊擊隊の外諸隊を併合して振武隊・整武隊・鋭武隊第一大隊となし、兵器を改良して銃砲は文久元年式を採用し、海軍局入學員九十人として在學期限を三ヶ年とし、海軍局を三田尻に移轉した。ついで六月朔日世子自ら三田尻海軍局に臨み、海軍を興隆せざれば國家の維持しがたきを懇說し、各規律を嚴守し、同心協力して學實相共に講習し、他日の裨益たるべきを親諭した。かくて英人より借入れたる汽船を鞠生丸と稱して海軍局に保管せしめたが、遂に君をして海軍頭取となして督董せしめたのである。大村益次郎の君に贈れる書中に「此度海軍頭取役被ㇾ爲二仰蒙一、別而御多端中御苦慮之程奉二推察一候、就而は中島・佐藤早速出關、是非とも尊兄え相願い軍海（ママ）一改革致度段申談、出關仕候間、申迄も無ㇾ之候得共、何分御盡力是祈」とあり、久保松太郎の日記にも「前原被ㇾ準二御役人通一、御小姓筆頭海軍總督被二仰付一候由、中島四郎・佐藤與三左衞門來夜。曙より呼氣樓へ行」とあつて、中島四郎・佐藤與三左衞門は當時艦長であつて、各海軍刷新

の意見を抱懐し、京攝の風雲將に急ならんとするに際し、君の統督は大に苦慮を要するのである。曩に藩政府は君等の意見を徴して海軍興隆に關する審議を凝らし、海外の長所を採用せんとして遂に英・米人傭聘のことを決し、先づ將に語學者を招かんとした。君は會宿痾を發して出勤しなかつたが、稍小康を得るに及び、十二月二十四日語學校設立其の他海軍局並に船艦に關し、抱懷する所の要項を列記して國防方路要の批答を請ふた。其の概要は次の如くである。

語學校設立と海軍局並に船艦とに關する意見

一、三田尻海軍局内に外人の居所を設備すること、

一、米人傭聘の趣旨は、專ら生徒に語學作文を教授せしむるにあるを以て、少年の才幹鋭氣あるものを選擇すること、

一、入學生徒の外は、猥に外人の居所に出入するを禁ずること、

一、傭聘せる外人の散步せんとするに方り、山本重輔をして世話役の名にて附屬せしむること、

一、語學校の役員並に手子官屬を海軍局より兼任するは混雜の憂あるを以て、專務のものを命ずべきこと、

一、外人の希望により、蓄妾を許容すべきこと、

一、京攝地方より歸着せる軍艦は、速に馬關に回航せしむべく處理を要すること、

一、河野又十郎を速に馬關に出張せしめ、諸艦の董督をなさしむべきこと、

一、伊藤俊輔藩命を含み、更に英人を傭聘せんとして斡旋せるを聞くも、未だ海軍局並に海軍學校の施設完備せざるを以て、其の根軸を鞏固にして舊弊を一洗したる後に招かざれば、却つて我が醜態を外國に窺知せらるるの杞憂あること、

一、新に海軍局並に海軍學校及び船艦等の規則制定に關し、考究の後更に意見を具申せんとすること、

一、海軍學校の生徒にして語學を專修せるもの丶外は、語學校の出入を禁止すること、

なほ其の全文を錄して參考となすこと次の如くである。（文中に○印のあるは木戸準一郎の自筆にして、君の意見に對し答へたるものなり）

各位彌御忠壯可レ被レ成二御所勤一奉二欣慕一候、二に小生儀當節持病之胸痛劇發素餐之體奉二恐入一候、亞墨利加語學者御雇入相成候由之處、右亞人儀も於二華浦一學校被二差立一候由、就而は居處等早速取調不レ被二仰付一候而は現場不都合之儀御座候間、只今海軍學校之内に而、繪圖面相調え役人河内三郎ゟ三田尻申越候間、早速取繕之被レ成二御沙汰一可レ被レ下候、

○本書拜見、彌御清適に引つゝき御盡力奉レ賀候、此廉早速三田尻被二申越一候、尤先日準一郎よりも直々相授ケ置、調次第申出候都合に付、左候はゝ見分之上、早々馬關申越候手筈に御座候事、

一、此人元來醫術舍密に長し居候由之處、御雇入之趣は、決而語學文章專引立可レ被二仰付一事と奉レ存候間、諸士醫師之內に而、最少年有二才氣一者御撰擇入學被二仰付一度候、

○下四廉御同意に候

一、入學生之外、猥に出入禁止可レ被二仰付一事、

一、時々は亞人も步行等可レ仕候間、諸生之內に而壹人世話役之名目に可レ被二仰付一候事、山本重助に而も可レ然奉レ存候、

一、語學校懸り之役人手子引除き可レ被二仰付一候事、

但、海軍之儀は自レ今御改革相成候事に付、海軍局ゟ兼帶所勤仕候而は、必混雜之基と奉レ存候事、

一、彼一妾を蓄度段內々歎願仕候由、然處御國之者素ゟ從ひ申間布、且又甚失躰に御座候間、被二差許一候儀は相叶申間敷候處、幸此節長崎之娼來居候由に付、被二差許一候儀に候はゝ、如何樣とも取計相成申候、始嚴にメ後に緩み候樣之儀有レ之候よりは、始より被二差許一候方却而可レ然かと愚考仕候、

但、彼ゟ金を出し購申候、

右、此度語學校被二差立一之次第荒增申上候、

一、軍艦自二上國一歸着次第、鬪地被二差回一候段被二仰越一候處、今以爲レ何儀も無二御座一候處、如何被二仰付一候哉、被二仰越一可レ被レ下候、

○此廉庚申・癸亥・丙寅三軍艦、上國より三田尻歸着次第、馬關港へ差廻候段、御軍政局より松原音三へ投け相成居候に付、何分之儀詮議可レ致候事、

但、大村益二郎歸省中に而、巨細之儀不二相分一候得共、上國之模様により馬關警衛之爲、其節右之投け相成居候儀に可レ有レ之歟、何分之儀御軍政局ゟ可レ得二御意一候事、

一、河野又十郎急速一寸關地罷越候様、被レ成二御沙汰一可レ被レ下候、

○此廉早速及二御沙汰一候事、

一、林宇一郎ゟ承候得は、英國海軍者御雇入之御談判相成居由之處、已前御談判之夷人は萬一差閊候も難レ計候處、別人差越候都合にも相成可レ申か之由、然處夷人御雇入必無レ之候而は、不二相叶一事に候得は、少々時日之遷延には可二相成一候得共、此先に而も隨分御雇入不二相成一と申事も有レ之間布奉レ存候間、海軍學者之儀は今暫御雇入御延引被二仰付一候而は如何哉、於二宇一一共邊は如何様とも取計相成候様申居申候、小生儀毎々因循之論仕候得共、海軍局諸艦及學校之光景承合愚案仕候處、基本嚴重に相立、舊弊一新都合前之御目途相立候上に無レ之候而は、態々御雇入相成候程之功も無レ之、却而外國へ醜態を見せ候様にともは立至り申間布哉と奉レ存候、强而異論を立候儀には無二御座一候間、孰道前約之通被二仰付一候事に御座候はゝ、其段御答可レ被二成下一候、

○此廉林宇一被二仰合一御見込を以、將來之御爲可レ然様御計らひ可レ被レ成候事、

已下廉々致二承知一候事、

一、海軍局及諸艦幷學校御規則等、執御一新可レ被二仰付一に付、愚意之廉追而可二申上一候、

一、海軍學校諸生之內に而も、別に語學致二專業一入込仕候者之外は、語學校え出入堅可レ被二差出一事、

右、思出候儘荒增申上候、前後雜出御推考可レ被二成下一候、尙夫々御運相付候上、此書狀え御裡答被二成下一候樣御賴仕候、以上、

十二月二十四日夜　彥太郎花押

御國政方各中樣

尙々海軍之儀は、御軍政肝要之儀に付、大村氏えも篤と御示談可レ被レ下候、以上、

君は先づ是等事項の施設を終畢決行したる後に、考究覈査して海軍局並に海軍學校及び船艦に關する規則を制定し、漸次海軍の興隆を企圖して國防の完全を期望せるのである。

第三十一章　兵庫開港の勅許と長薩藝三藩の出兵協約

（慶應三年）明治天皇の踐祚と親王公卿の謹愼赦免

去歲臘月孝明天皇崩御し給ひ、翌慶應三年正月九日第百二十二代明治天皇踐祚あらせられ、關白二條齊敬をして攝政たらしめ、十五日有栖川宮幟仁親王及び權大納言正親町三條實愛等五人の參朝を許

し、前關白九條尙忠・權大納言廣幡忠禮・中納言德大寺實則等五人の謹愼差控を解かしめ給ふた。ついで二十三日幕府は令して大喪の故を以て征長の兵を解き、薩摩・筑前等五藩をして三條實美等を京都に送還せしめ、二十五日朝廷また有栖川宮熾仁親王及び前權大納言中山忠能等五人の參朝を許し、大藏卿豐岡隨資等五人の差控を免じ給ひ、二月十四日安藝藩主淺野安藝守茂長書を幕府に致し、長藩に令する書は直に毛利敬親公に付せんことを請ふたのである。

兵庫開港の切迫と其勅許奏請

時恰も兵庫開港の期が切迫したので、其の緩和の爲に、二月五日將軍德川慶喜自ら大坂に赴いて佛國公使ロッシュに會見した。ロッシュは曩に書を幕府に致して兵庫開港の決斷を促したが、是時もまた慶喜に豫め之を外國に布達すべく迫まつたのである。ついで十八日老中板倉伊賀守勝靜は、書を薩摩・越前・土佐・尾張等雄大の九藩に與へ、兵庫開港の勅許を奏請せんとするを以て、三月二十日を期して其の意見を陳述せしめた。翌十九日慶喜再び大坂に赴き、佛人に面晤して歸京したが、二十四日英國公使パークスもまた書を幕府に致し、兩都兩港開市の期切迫したるを以て、其の準備の爲に各國と同じく上坂して謀議せんとする由を開陳した。依つて晦日幕府は、更に肥前・土佐・宇和島・越前の四老侯及び尾張・紀伊・肥後の各藩主並に島津久光に意見を徵したが、事情急迫せるを以て曩の九藩の答申をも俟たず、三月五日上書して開港の勅許を奏請し、且つ英・米・佛・蘭四國公使を引見せ

んとして八日其の命を傳へ、來月上旬を期して上坂せしめたのである。

長州處分の寛大と兵庫開港との勅許

慶喜が兵庫開港の奏請をなすに及び、其の可否につき朝議紛然として起つたので、三月十九日に至つて更に將軍の之を熟考すべき御沙汰を下さしめ給ふた。ついで二十二日、慶喜は再び上書し、情實を推察あらせられて更に朝議を盡されんことを奏請した。そこで二十四日朝廷には、尾張・紀伊・加賀・越前・安藝・薩摩・因幡・備前等二十五藩に令し、兵庫開港の可否に關する意見を建言せしめ給ふたが、二十九日再び慶喜に勅して後命の至るまで允許せざらしめ給ふた。かくて越前・土佐・宇和島・薩摩の四藩から、松平慶永・山內豐信・伊達宗城・島津久光各上京して屢々會合凝議し、遂に長州處分を先決したる後に、兵庫開港に及ばんことを內定した。殊に薩藩は、幕府が長州再征の一擧このかた天下の物議を沸騰せしめ、人心離畔の狀態を招徠したるを以て、先づ其の公明なる處分を講じて正大の至理を盡すを急務としたのである。されど慶喜は、兵庫開港の期限切迫せるを以て、若し公使との內約に違背せば事を惹起せんことを憂懼し、之を先決すべきを主張し、慶永は二事を一時に奏上して解決せんとし、所謂二事並行の折衷案を提出した。此の二事並行案に對して、久光・宗城大に異議を唱へたが、五月二十三日慶喜は參內して二事一時に御裁可あらんことを奏請した。こゝに於て諸卿に紛論あつて、攝政二條齊敬容易に之を決するをえなかつたが、朝議は長州處分寛大の御沙汰あ

つて後に、兵庫開港に對する御返答あるべく內定した。然るに慶喜は、二十四日參內して諸卿の議を排し、奏請して長州處分を寛大にし、兵庫開港の勅許を得たので、薩摩・宇和島二藩は大に不平であつたのである。

島津久光の決心と山縣狂介等の歸國

君等に送られ、薩船に搭乘して東上した山縣狂介・鳥尾小彌太は、是時既に品川彌二郞・田中顯助等と共に京都の薩邸に潜伏して、小松帶刀・西鄕吉之助・黑田了助等と互に國事を論議し、專ら朝幕の形情に留意してゐた。かくて薩摩は越前・土佐・宇和島の三藩と相倶に、長州處分と兵庫開港との二大事件に關する緩急を辨明し、其の次序に順應して之を公明正大に處決せんとし、大に抗論盡力したるも、意見遂に幕府に貫徹しがたく、慶喜は兵庫開港を奏請して勅許を得たのである。そこで島津久光は樽俎にて折衝しがたきを察知し、狂介・彌二郞二人を延見し、土佐・越前・宇和島と共に皇國の爲に盡瘁せんとして建言したるも、採用せられざるのみならず、幕府また反正の目途なきを以て、更に爲す所あらんとする由を告げて、其の趣旨を長藩主に傳へしめ、且つ近日帶刀・吉之助を山口に差遣せんとするの意を陳べ、六連拳銃を與へた。狂介等乃ち退出して、吉之助と共に帶刀の寓居を訪ふた。帶刀更に久光の意圖は、幕府の譎詐奸謀が尋常の手段にて挽回しがたきを以て、長・薩聯合して大義を天下に鳴らさんとするにあるを說き、吉之助を遣はして長藩一定の議決を質だし、相共に振興の畫

策を講究せんとするを告げた。依つて狂介は六月十七日京都を發し、二十二日彌二郎・小彌太・顯助と俱に三田尻に着し、直に歸山して京都の形情を藩政府に報告したのである。

土佐の公議政體論と品川彌二郎柏村數馬等の上京

是時に當り、土州藩後藤象二郎等は公議政體論を提唱して薩藩に說き、老侯山内容堂豐信の贊襄を得て時局を轉換せんとし、爲に奔走盡力するところあつた。依つて薩藩小松帶刀・西鄕吉之助等之を商議し、暫く象二郎の誓約を容れて長藩と共に大擧に出でんとせる畫策の實行を延べ、時機の進移を俟たんとして村田新八を山口に遣はし、其の事情を報ぜしめて闔藩の意向をも訪ねしめた。新八乃ち京都を發し、七月十五日山口に來たつて大擧の延期を要路に報告し、且つ藩情を探聞した。長藩は京都の情報に接し、機宜を失せんことを慮つて其の措置をなさんとし、是月十七日新八と共に品川彌二郎・世良脩藏祗德を上京せしめ、相踵いで柏村數馬・御堀耕助をも入洛せしめて薩藩と合議商量せしめ、また木戶準一郎をして、伊藤俊輔を伴ひ長崎に赴かしめて九州の形勢を視察せしめ、將來の籌劃に資するところあらんとした。かくて彌二郎・脩藏先づ入洛し、ついで八月十一日數馬・耕助も着京して薩摩邸に投じた。數馬・耕助の二人は島津久光に面晤して長州の現狀を說かんとして之を請ふたが、會病を以て辭せしめた。そこで十四日二人は、其の齎らしたる藩公の親書と贈物とを吉之助に托し、且つ時局に對する薩藩の意嚮を求めた。是夜吉之助は大久保一藏と共に數馬・耕助を迎へて帶刀の寓居に會

し、薩・越・土・宇四藩の建議が既に容れられざるを以て、久光は口舌にて論諍しがたきを察し、斷然兵力に依つて其の趣旨を貫徹せんとするの決心なるを告げた。そこで數馬等は久光の意圖を諒し、京都薩邸を辭して大坂に出で、將に歸航せんとする薩船豊瑞丸に便乘し、二十一日豊前田の浦に着した。是より數馬等は馬關に上陸し、二十四日山口に歸へつて京都の狀況を復命したのである。

木戸準一郎の長崎出張と君の出山

曩に木戸準一郎は長崎出張の藩命を受け、山口を發して七月二十九日馬關に出でて數日淹留したが、會伊勢新左衛門も來たつたので、君と共に三人相會して時局に關する論議をした。即ち君の日記七月二十九日の條に「木準來關崎陽行」とあつて、八月四日の條に「大風雨伊勢新左衛門・木戸準一郎來」とあるのである。かくて準一郎は二人に別れて長崎に赴き、君は山口に出で十七日藩公に謁して馬關の狀況を進言し、酒を賜はつた。是日君は直に山口を發して佐々並に宿し、翌日萩に歸省した。即ち君の日記に「十七日雨。賜酒於君前、申牌發山口、宿佐々波驛」とあるのである。君が山口を去つた後二十日に至り、藝藩使節永田清助等來たつて三末家中の一人及び吉川氏並に老臣一人を大坂に召致するの幕令を藩政府に傳へた。是は前佐賀侯鍋島閑叟が上京して薩・越・土・宇の四侯と共に長州處分を閣老に論議し、朝旨を遵奉して寛典に出づべきを主張したので、幕府遂に之に從ひ、其の令を傳へんとして三末家中の一人及び吉川監物等に上坂を命じたのである。長藩は翌二十一日、此の幕令を

藩臣諸隊に普告して各意見を開陳せしめ、更に井原小七郎等を廣島に遣はし、末家及び監物等に知達せしを報ぜしめ、且つ世子淺野紀伊守茂勳が防長の爲に斡旋せし勞を謝せしめた。時恰も柏村數馬・御堀耕助の二人京都より歸へつて上國の情報を齎らしたので、藩公は要路をして其の措置を商議せしめんとし、書を發して君の出山を促した。即ち君の日記に「二十七日自山口公書到云、自幕府達我藩之書、藝藩行人齎來、且柏村數馬・御堀耕助上國歸審近情、因政府悉速應會鴻城爲商議、以二十八日爲期」とある。そこで君は翌二十八日萩を發し、是夜山口に出で、要路に列して幕令に對する審議を凝らした。君は形情を察し深慮するところあつて之を國貞直人に謀り、薩摩の一擧、土藩の同意長藩の出兵、薩藩の一擧に對する我が出兵の時宜の四ヶ條に關する意見書を草して藩公に上つたのである。

按に君が國貞直人と凝議して諮問の事項に對する意見書を進致せし事は日記に見えてゐる。即ち

一、二十八日雨、辰牌發萩城、夜到山口、

一、薩州一擧之事、

一、土州同意之事、

一、我藩出兵之事、

一、薩州一擧に付、我藩出兵彼之一擧之期に先後する事、
右等之ヶ條に付國貞氏申合認一書上る、

とあるも、其の上書逸して今之を知るに由なきを遺憾に思ふのである。

ついで九月五日、木戸準一郎長崎より歸へつて九州の情報をなし、君等要路と共に時局に關して互に商議し、幕府の召命に應じ、老臣一人に兵を從へて上坂せしめ、薩藩と行動を同じくせしめんとした。そこで藩公父子は、翌六日要路及び諸隊の領袖を會して、大に其の機宜を謀議せしめた。蓋し幕府の召命に對する要路の措置に對し、人々注目監視するところであつた。即ち野村右仲の君に送つた九月六日の書中にも「今般御國之御處置、從ニ朝廷一御沙汰之旨を以、幕達到來、御支藩樣方御登坂之儀申參候段、發冥之時節とは奉ニ存候得とも、一つには即今風雲變態多事之折柄、結局何事に出候哉と杞憂此事に奉ニ存候、大兄にも近日御出鴻之儀、御苦勞に奉ニ存候、御盡力申上も痴也、幕裁彌寛大出候はゝ、命之通志如ニ泥なるへし、下地昏惰逸驕之央、益增長一大俗世界に相成申間敷哉と蹙眉仕候、然則全吾黨之時には無ニ之、元龜・天正も亦不ニ可ニ期長歎々々」とあつて、幕裁の寛大は却つて我が士氣の衰微すべきを憂慮したのである。ついで九日君は要路と國事を論議したが、會御堀耕助と其の意見を齟齬したので、翌十日陳情の表を上り、憤然山口を去つて再び萩に歸へつた。即ち君の日記に「九月九

君と御堀耕助と意見衝突

日晴、御堀生と議論不ㇾ合」とあり「九月十日晴、上ニ陳情表一、斷然去ニ鴻城一」とある。然るに君の此の陳情表は要路之を保留し、遂に藩公の聞に達しなかつたが、後遂に散逸したるが如く、未だ之を見ることを得ないのである。當時諸隊のものは、君が事を處するに直情徑行なるを憚ばざるもの多く、或は俗論黨の巨魁であつた椋梨藤太の遺志を繼ぎ、米銀の支出を吝みて武備を施緩にし、諸隊の解散を謀つて有志の心を離背せしめ、國辱を顧みずして幕府に臣從し、以て一時の偸安を貪らんとし、且つ高杉晉作・井上聞多・伊藤俊輔等の舊惡を摘發して罪罰に陷れんとするなど、甚だしき疑惑を抱懷せるものあるも、未だ之を口頭に出すものがなかつた。會耕助泥醉に乘じ、諸隊に代つて之を發言したので、君之を聞いて其の誣罔讒構なるを憤慨し、國事多端の際といへども、强いて耕助と共に廟堂に列せば、面從腹非の誹謗を招くのみならず、其の議合はざれば奸謀誤國の論の起るを慮憂して斷然辭官せんとし、是月十九日次の書を宍戸備後助・杉孫七郎に送つて罷免の命あるべく斡旋を請ふたのである。

奉別已來、益御（拾壹字位欠）被ㇾ成ニ御盡力一奉（拾參字欠）陳又小生儀此度御（拾壹字位欠）申出候儀、實に詭（八拾貳字位欠）毛頭も無ニ御座一候段、何（拾字位欠）御了察奉ニ希上一候、所（拾壹字位欠）諸隊共外より第二椋梨（八字位欠）仕居候由に候得共、含蓄因循罷在、發露不ㇾ仕候由之處、御堀生諸隊に代り發言仕候哉に御座候、諸隊其外より椋梨視仕候譯は、甲子冬宍戸左馬介共外椋藤之手に死候を幸と仕、陰然椋藤之志を繼き、出納を吝に仕、武備

を馳施め、諸隊之解散を謀り、有志之士自然離散仕候樣、徐々企二奸謀一、遂に不レ顧二御國辱一、幕府に臣從一時之安を偷み候抔、意外之譏構疑惑、且又谷潜藏・高田春太郎・林宇一等之舊惡を探索仕、彼等を罪に陷候所存有レ之候と谷氏〻春太郎え氣を付候間、御堀生も此所へ心を用候樣抔申候事も御座候由、親しく御堀生より承申候、假令小生此事有レ之候に仕候而も、谷氏既に歿後遺言に託し候處に而、大抵公私分明と奉レ存候、乍レ爾死者に罪を歸候は、大丈夫之最可レ愧事に付、決而口外は不レ仕候、但可レ恐は浸潤の譏に御座候、何卒心事御了察被二成置一被レ遣候樣偏に奉二希上一候、抑堀生醉後之暴言に託し、小生を辱しめ候か、又は激し爲レ致二改心一候策かは不レ存候得共、既往之心可レ改樣決而無二御座一候、左すれは諸隊其外之疑惑氷解之期、決而無二御座一、自今已後再同勤仕候而、毎事に堀生如レ意被レ行候へは、又復而從腹非之謗を釀、萬一議論不レ合之儀御座候得は、奸謀誤國之論起り可レ申は必然之事に奉レ存候、

君上不レ被二知召一候事とは乍レ申、今日之詭構に依り、致職を奉レ願候儀、實以不本意に御座候得共、方今輕薄之人情に付、因循罷在候而は、乍レ恐畢竟御分明抔申觸し候も難レ測、螻蟻之小生式より御失德に至り候而は、重罪無レ所レ容レ身、次第に御座候、何卒速に御役被二差替一候樣、

御前邊可レ然御配慮奉二希上一候、是又微臣忠愛之至情、決而詭激自欺候心底秋毫も無二御座一候間、心事幾回も御了察奉二希上一候、其中時下爲二國家一御自愛奉レ祈候、匆々頓首敬白、

九月十九日　　前原彥太郎

宍戸備後之助様
杉孫七郎様　虎皮下

之に據つて君が耕助に對して大に感情を蠹害せるのみならず、辭官が忠愛の至誠に出でて毫も詭激自欺の心意なきことが知らるのである。

按に是時に君は廟堂に於て耕助と大に國事を論議し、意見互に乖違して遂に格鬪するに至つたことさへ傳ふるものがあるので、其の大に隔意をなして相憚ばざつたことがまた推知せらるのである。

長薩兩藩出兵協約

藩政府は既に長府・德山・淸末三支藩及び岩國の重臣を山口に會して、幕府の召命に關する意見を徵したが、異議なきを以て九月十四日藩公は、老臣毛利內匠に上坂を命じた。越えて十六日品川彌二郞・伊藤俊輔は薩藩大久保一藏・大山格之助と共に京都より歸へつて三田尻に着した。即夜彌二郎は自ら山口に馳せて之を要路に報じ、翌十七日一藏・格之助の山口に入るに及び、先づ木戸準一郎・廣澤兵助に會見して來藩の事情を告げた。蓋し薩藩が一藏・格之助を遣はしたのは、同藩老臣島津備後が兵を率ゐて已に入京し、之に代つて島津久光の歸國せんとするに隨從せしめ、其の途次に柏村數馬・御堀耕助東上の答禮と共に時局に對する決議をと告げしめて、兩藩聯盟行動の要項を協定せしめんとし

たのである。依つて翌十八日に藩公は一藏・格之助の二人を引見し、之に酒饌を饗して各物を賜ひ、且つ島津忠義父子に贈るところあつた。是日老臣宍戸備前を始め數馬・準一郎・兵助・耕助等專ら一藏・格之助を接待し、二人藩公父子の前にて京坂の近狀及び將來の畫策を陳述し、準一郎等其の疑はしきを質だした。かくて十九日、宍戸備後助及び數馬・準一郎・兵助・耕助は一藏・格之助と相會して互に商議し、遂に長・薩兩藩出兵の事宜數項を次の如く協約したのである。

一、國元より今般繰出候軍兵、一應三田尻へ碇泊御引合可ㇾ申上ㇾ候事、
　但、爲ㇾ差引ㇾ大山格之助來二十五六日頃より罷出、三田尻へ滯在可ㇾ申事、
一、於ㇾ尊藩ㇾ國元よりの軍兵三田尻へ着船迄は御待請相成、同時御出張の運に致し、弊藩軍艦二艘の內、一艘ㇾ日先に攝海へ着船注進の事、
　但、大坂にて一人差出置候事、
一、惣軍は翌日夜攝海へ着船の都合に致し、其翌晚を期限に可ㇾ相定ㇾ候事、
一、大凡當月中を期候得は、其上の時日は進退時機に應候事、
　但、期限內たりとも、不ㇾ得ㇾ止節は同斷たるへき事、
一、寡君出馬の節、京攝模樣に依り時機を見合候事も難ㇾ圖、其節は自然御領內何方なりとも、滯陣御願可ㇾ申上ㇾ儀も可ㇾ有ㇾ之候事、

一、華城攻撃の儀は、京都に於て一擧相濟候時刻を計り、少し後れて攻入候都合可レ然歟、

之に據つて薩藩は忠義の出軍を豫期し、また兩藩の兵は先づ京都に事を擧げし後に、大坂城攻撃の計策なることが知らる。かくて長・薩兩藩の出兵協約成り、一藏・格之助は山口を去り、彌二郎之を送つて三田尻に出でた。是より格之助は馬關を經て太宰府に赴き、翌二十一日一藏は長藩乙丑丸に搭乘して再び東上したのである。

長薩藝三藩出兵の協約

是より先き藝藩は、京都の形勢に鑑みて長・薩兩藩の出兵聯盟に加入せんことを畫策したが、同藩士黑田益之允養謙京都より廣島に歸へり、上國の近情を齎らして長・薩・藝三藩聯合出兵の約略ぼ成りたるを報じた。時に藝藩は、大久保一藏の山口に來たつた報に接したので植田乙次郎を急馳し、之に會晤して出兵の協約を確定せしめた。かくて九月二十日乙次郎は宮市に着し、將に山口に赴かんとした。會一藏の已に山口を發したのを聞き、其の出づるを途に邀へ、先づ京都の事情及び山口に於て協議したる顚末を詳にした。そこで乙次郎は一藏に別れ、山口に出でて藩公父子に謁し、木戸準一郎・廣澤兵助等に會晤して更に薩藩と協約した事項を明にした。準一郎等は、乙次郎が一藏の諒解をも得たるを以て、藝藩との出兵部署を商議して次の箇條を約したのである。

一、薩兵三田尻へ着艦の上、弊藩の船出帆一同罷登可レ申、貴藩の御船は御手洗にて御待合の事、

但、來二十五日六日頃、此度御上坂御人數の内、御一人三田尻へ御出、諸事致ニ御打合一弊藩船にて御手洗御出の事、

一、薩船二艘（内一艘は弊藩借受の筈）の内一艘は、一日先に攝海へ着、御藩並に弊藩の船は、翌日夜中着船と申邊、浪華にては人數彈藥揚陸等混雜は致間敷哉、

但、本文の次第に付、貴藩の御人數三ヶ一は直樣浪華へ御着相成、殘り御人數並弊藩人數は、西宮邊揚陸時機を待受候ては如何哉、此條本文之通實地の模樣により京都より報知可レ有レ之、

一、貴藩御船着坂、直に弊藩家老此度御達の趣を以、西宮へ着船の段幕府へ御達し被レ下、且浪華にて孰の所へ着可レ致候段をも御掛合被レ下候、御手順にては如何可レ有ニ御座一哉、

之に據つて、長藩は幕令に應じて老臣一人を薩兵と共に登坂せしむるに方り、藝藩は之を誘導すると同時に上國に出兵すべきことを約した。そこで長・薩・藝三藩出兵の協約が成立したのである。

第三十二章　長薩藝三藩の出兵と王政復古

（慶應三年我が兵上坂準備と薩艦の來着）

長藩は薩藝兩藩と共に出兵の協約をなせし後、藝藩に交渉して其の機宜を議し、世子自ら三田尻に出でて集合せる我が上坂諸隊を鞠府の松原に親閲し、諸般の準備を終了して薩艦の寄航を待ち將に發

せしめんとした。然るに薩船の來着豫約の如くならで、甚だ遷延した。そこで長藩の要路は大に疑惑をなし、若し期を失して晝策の水泡に歸せんには、後患を生ぜんことを憂慮したが、十月五日大山格之助等兵を率ゐ、汽船三邦丸に搭乘して三田尻に入港した。三田尻に屯集せる我が上坂諸兵の參謀楫取素彥・國貞直人直に格之助等に應接し、其の狀を山口に報じて要路のもの一人出張せんことを促した。柏村數馬乃ち之を木戶準一郞・宍戶備後助に謀り、翌七日自ら三田尻に赴いて格之助等に面晤した。格之助は長藩より歸國の後、各所に散在せる兵士の召集に時日を要したるを說き、期日の遷延を謝した。ついで九日、薩藩の平運・翔鳳の二艦もまた各兵士を搭載し來たつて小田浦に投錨した。依つて長藩は、薩藩の乘組員を犒いて酒肴を饗し、我が上坂諸隊の總督毛利內匠及び同參謀片野十郞等相與に薩艦を訪ひ、其の碇泊中彼我互に往來して益々兩藩の親交を敦くしたのである。

討幕の密勅降下

是時に方り、京都にては大久保一藏・品川彌二郞は廷臣中御門經之・岩倉具視に會見し、幕府討伐の次序を謀議したが、薩藩小松帶刀・藝藩辻將曹等と更に長・薩・藝三藩の聯合大擧のことを決した。そこで一藏は、曩に上京した廣澤兵助及び將曹と共に三藩を代表して、十月八日直に經之と中山忠能との兩卿に謁し、決議の要旨を進言して之を請願した。其の要旨は三藩の兵着坂せば朝廷に於て興起あるべく盡力あらせられ、各朝廷の爲に國家を抛ちて決死の努力をなすべきを以て、斷然疑惑あらせられ

ざるべく冀ふたのであつた。是日帶刀・一藏等は、書を忠能・經之及び正親町三條實愛の三卿に致して討幕の宣旨を三藩に下し賜はんことを稟請し、具視も王政復古の爲に大擧の議を草して之を忠能に密奏せしめた。こゝに於て朝廷には、三藩が合議したる大擧の建策を納れさせ給ひ、十四日實愛をして一藏・彌二郎に、德川慶喜を討つの詔書並に守護職松平容保・所司代松平定敬を誅するの宣旨を授け且つ錦旗を賜はしめたのである。

小松帶刀西鄉吉之助等の來藩さ長薩兩藩協力出兵の決答

是より先き、薩藩村田新八は世良脩藏と共に同藩豐瑞丸に乘じて大坂を發し、密勅降下の翌十五日三田尻に着した。蓋し小松帶刀・西鄉吉之助等は、薩兵の三田尻に來着せる期日遷延し、長藩にて改策の議ありし報に接したので、將に歸國して同藩主父子の趣旨を窺ひ、以て更に交涉せんことを決し、先づ新八をして三田尻に赴かしめ、姑く此所に留まつて薩兵到らば其の上坂を猶豫せしめ、また脩藏は廣澤兵助等の意を承け、京都の事情を要路に報告せんとて發したのである。依つて新八は格之助に會晤し、吉之助等の決意を告げて三田尻に留まり、脩藏は直に山口に入つて上國の形情を報じた。ついで兵助・彌二郎もまた帶刀・吉之助・一藏と共に薩船に乘じて大坂を發し、二十一日三田尻に着した。是日兵助は直に密勅を奉じ、山口に歸へつて之を藩公に上つた。翌日彌二郎は帶刀・吉之助を伴ふて歸山したが、一藏微恙の爲め三田尻に留まつた。そこで木戶準一郎等は帶刀・吉之助の二人に面晤

して互に時事を議し、二十三日藩公父子之を延見して京都の近情並に密策を聽き、長・薩兩藩協力の決答をなし、且つ酒肴を饗して各物を賜ふた。是日帶刀・吉之助は、山口を辭して三田尻に出でたので、會薩藩黑田嘉右衛門前日來たつて二人を待ち、一藏と共に四人豐瑞丸に搭乘して解纜し、二十六日鹿兒島に歸着したのである。

島津忠義の來着と我が兵の東上

君は長・薩兩藩聯盟の出兵の議に關し、御堀耕助と機宜の意見を異にせるのみならず、大に感情を害したので既に免職を内願したるも、遂に許容せられなかつた。されど耕助と共に政事堂に列して國事を商議するを屑しとせざるを以て、已むなく野村右仲と共に馬關要衝の警衛任務に服し、且つ小倉占領地の民政施設に盡力したのである。ついで十一月十四日、藩公は東上兵の參謀山田市之允・片野十郎に親書を賜ふて機宜の方略を次の如く示した。

長・薩・藝一體之儀に付、戰略等三藩氣脉互に貫通、諸事相謀候儀勿論といへとも、豫要件御決定大略如左、

一、至尊を奉ニ守護一　詔を四方に布き、

皇基相立候樣、三藩同心戮力相盡候事、

但、萬一も艱難之場合に立至、一旦

至尊恐多くも雲霧に被レ爲レ隔候時は、雲霧を掃盡し、

至尊を奉レ迎ニ　朝廷ニ御回復を目的と仕候事、

一、山陽山陰は、我專一之任と相心得、手下可レ致候事、

但、京攝之兵活用致候儀に付、藝兵一同大義順逆を以論說し、應レ機干戈勿論也、尤雲州は先差置一价之使節をも不レ遣孤立せしめ應ニ時機ニ之策第一也、

一、時機に寄、御一公御出馬之思召也、

一、假初も敵を侮るへからす、假令諸手全勝するといへとも、古人も深く戒むる處に而、謙遜を素とし、他に不レ矜功を諸藩に讓り、榮枯盛衰之理を考へ、滿而不レ溢之心を體し、偏に君上御誠意御貫徹

皇威御回復を期し奉り、一時之愉快に乘せす、萬世不朽維持之大計に基き、所謂智者垂成之際を謹む之意肝要候事、

君は長・薩・藝三藩の出兵に關し、常に之を重大視したのであるが、我が東上兵の機略をまた自ら次の如く書して保存したのである。

長・薩・藝一體之儀に付、戰略等三藩氣脉互に貫通、諸事相謀候儀勿論に候へとも、豫要件御決定大略如レ左、

一、至尊を奉ニ守護ニ　詔を四方に布き、

皇基相立候樣、三藩同心戮力盡し候事、

但、萬一も艱難之場合に立至、一旦

至尊恐多くも雲霧に被レ爲レ隔候時は、雲霧を掃盡し、

至尊を奉レ迎ニ　朝廷ヘ御回復を目的に仕候事、

一、山陰山陽え猥りに攻撃之手下不レ致候事、又一策也、

但、雖レ然援兵操出しに付而は、海路之難易實に難レ計に付、陸地操出候手組勿論也、海路容易なる時は、其時機に隨ひ迅速海路を發す、陸地を取る時、藝兵を先鋒とし、同心合從

皇國を維持する之大義を以、一を逐て相發す、初發之我練兵三隊也、尤出發緩急遲速は三藩決議に有レ之候事、

一、山陽山陰は我專一之任と相心得、手下可レ致候事、

但、京攝之兵活用致候儀に付、藝一同大義順逆を以論說し、應レ機干戈勿論也、尤雲州は丸に差置、一价之使節にも不レ及、孤立せしむる之策、第一と奉レ存候、

一、山陰は一价之使節を以、順逆大義を論說し、應レ機干戈之手筈勿論也、

但、山陽と違ひ山陰は戰略迄に而緩急遲速之利害有レ之候事、

先鋒我兵也、時におゐて津和野兵も可レ加、

一、時機に寄り

御一公御出馬之思召也、

一、假初も敵を侮るへからす、縱令諸手全勝するとも、古人も深く戒むる處に而、謙遜を本とし他に不レ矜、功諸藩

に譲り、榮枯盛衰之理を考へ、滿而不レ溢之心を體し、偏に
君上御誠意御貫徹
皇威　御回復を期し奉り、一時之愉快に乘せす、萬世不朽之大計に基き、所謂智者築城之際を謹む之意肝要候
事、

按に君の自ら記せる此の書は、六ヶ條より成れる原案にして、市之允等の授かりしものは、之を修正削除して四ヶ條となしたるものなるべし。

かくて島津忠義が三田尻に來着したので、世子出でて之に面晤し、また毛利内匠の發港等決定するに及び、即日要路は其の由を出張地三田尻より君に報じた。其の報告は山口を經て到來したので次の如く記したのである。

前略然は今十八日
若殿樣薩侯御出會被レ爲レ濟、從來之儀被ニ仰談一候處、薩侯今晩御揚碇に而、來る廿一日御着坂、廿三日御入京、内匠殿一手出先之儀は廿六日發港、廿八日西ノ宮迄着之上、薩邸ゟ之報知を相待候樣約條取極相成候、此段不ニ取敢一及ニ御注進一候、（以下略す）

十一月十八日

尙々西ノ宮え着後、三日之内には進軍之儀、薩藩手ゟ報知有レ之筈に申約置候、尙即夜當手發期之儀は、藝州え

も致二報知一置候、此又御承知云々。

右三田尻ゟ報知、十九日朝山口え相屆、

（山口ゟ來寫）

是日忠義は吉之助等を從へて三田尻を發し、翌日大坂に着して豫定の如く二十三日に入京し、また長藩東上の全軍鞠府に會して癸亥・丙辰・丙寅・乙丑・滿珠・庚申の諸艦に分乘し、内匠其の大部を率ゐて二十五日先づ出帆し、殘部は二十八日二十九日に揚碇した。ついで晦日吉田代官久保松太郎へ三田尻から報じたので、直に次の書を發して出兵の狀を君及び右仲に告げたのである。

愈御壯健御奉職被レ爲レ在奉レ賀候、然は只今三田尻ゟ報知有レ之候は、一昨廿八日薩艦壹隻上國ゟ歸着に而、過る廿日薩侯御着坂、同廿三日御入京相成候、各別相變儀無レ之由、到來有レ之、御國一ノ手廿五日夜半小田浦ゟ不レ殘發船、二ノ手銳武隊・整武隊廿八日朝發船、第壹第四半大隊宛夕方發港、伊勢翁なとは廿九日朝に相成候由申來候付、御報知申上候、匆々頓首、

十一月晦日　松太郎

右仲樣

彦太郎樣

長兵の宮門守衛と毛利平六郎の參內

かくて毛利內匠は、三田尻を發した翌日御手洗に着し、直に上陸して藝藩黑田益之允等に會見し、互に將來行動の時宜を商議した。其の議の畢はるに及び、長艦は藝藩の誘導船に踵ぎて解纜し、十一月二十八日淡路島に着した。翌日薩艦萬年が來たつて、長艦を誘導して攝津の打出濱に入つた。是夜黑田嘉右衞門・村田新八等來たり、長艦を訪ふて暫く後報を俟たしめ、山田市之允を伴ふて入京した。時恰も藝藩世子淺野茂勳既に京都にあつたが、長藩兵士東上の報に接し、前約に從ふて直に之を朝廷及び幕府に稟申した。やがて長藩兵士は打出濱を不便となし、其の屯營を上ヶ原に轉じたが、十二月朔日更に西ノ宮に移つて諸隊の部署を定めた。長藩は內匠等の上坂に方り、陸路梗塞の憂あらんことを慮り、堅田健助義信を總督とし杉孫七郎を參謀となして發せしめ、尾道に駐營して上國の形勢を窺はしめた。健助等は二日尾道に着して上陸したが、やがて京都の形情切迫せるの報に接し、孫七郎之を山口に報じて德山藩世子毛利平六郎の進發を促した。平六郎乃ち其の部下を鞠生・乙丑の二艦及び薩艦豐瑞丸に分乘せしめて拔錨し、四日尾道に着した。かくて西鄕吉之助は、長藩公父子復官赦免の廟議決して入洛允許の朝命の降つた由を、西ノ宮の本營に密報したので、內匠等進んで粟生の光明寺に到つた。會薩藩の使者來たつて、長藩公父子以下復官赦免の朝令と共に內匠等の召命をも齎らした。依つて內匠は、其の命を拜して翌十日入京したので、朝廷宮門を警邏せしめ給ふたが、更に蛤門を守

長藩公父子の官位復舊と入洛勅許

衞せしめ給ふた。文久三年京都の變後五年を經て、長兵また宮門を護衞したのである。ついで十五日平六郎もまた尾道を發して西ノ宮に着したので、內匠は光明寺に移つて其の到るを俟つた。かくて十九日平六郎は京都に入り、翌日之を朝廷に稟報し、二十二日參內して天機を候し奉つたのである。

曩に島津忠義に從ふて品川彌二郎と共に上京した志道貫一郎は、十二月十一日藩公父子官位の復舊入洛勅許の朝命ありし謄本を奉じて發し、十三日山口に歸着して京都の近情をも報じた。藩公直に朝旨を闔藩に偏く布告せしめ、十四日世子と共に執政及び藩政府の有司を召して諭書を示した。君は馬關にあつて十七日に此の諭書を受け、之を記せるものあつて次の如くである。

今般從二
朝廷一之御沙汰奉二拜戴一、誠以難レ有御儀不レ奉レ堪二感激一候、積年微忠素ゟ不レ愧二天地神明一事に候得共、近來之國難
御先靈樣え奉レ對候而も、深く奉二恐入一候處、今日至り徹上候も、畢竟國內士民一統、父子之素志を體し、維持せしめ候よりと祝着之至に候、然處方今京師之形勢不二容易一、此往如何樣之事變出來も難レ測に付、彌勵精藩屛之任不二相勵一而は、不二相濟一事候條、厚く相心得、於レ遂二奉公一者可レ爲二本懷一もの也、

丁卯十二月十七日

(下付紙)

「丁卯十二月十七日
公父子諭告書」

徳川慶喜政権奉還と王政復古の大号令渙発

是より先き、土佐老侯山内豊信は其の臣後藤象二郎等が主張せる公議政体論の要旨を賛し、老中板倉伊賀守勝静に其の建白書を進致せしめた。蓋し其の要は、大活眼大英断を以て王政復古敦令一致に出でんことを勧誘したのである。是より土佐藩士寺村左膳道成・神山左太衛郡廉は、象二郎と共に其の目的の貫徹に奔走し、藝藩主淺野安藝守茂長もまた其の臣辻將曹をして、政柄を朝廷に奉還せんことを進言せしめた。象二郎等は、長・薩兩藩が幕府を討滅して王政復古の畫策を實現せんとするを以て、慶喜をして圓滿に處決せしめんとして奔走したのである。是時慶喜既に時勢の推移を察したが、豊信の建白あるに及び、之を容れて勝静及び若年寄永井玄蕃頭尚志に謀り、更に諸藩の重臣を二條城に會して其の決心を告げ、十月十四日參內して遂に政權奉還の表を上つた。實に長・薩二藩へ討幕密勅の降下と同日であつた。是夜岩倉具視は中山忠能・正親町三條實愛・中御門經之の三卿に會し、王政復古の御治定將軍職辭退の內諭等に關して商議を凝らし、其の條目を定めて關白二條齊敬に進致し、以て朝裁を促し、翌十五日朝廷慶喜を召して政權奉還の奏請を允許し給ふた。是日朝廷には萬世不易の國是を議定せしめんとし、十萬石以上の藩主を徵し給ふたが、後列侯一同をも召し給ふた。時に慶喜は深く

既往を悔悟し、恐懼の意趣を稟申したので、忠能等は曩に長・薩二藩へ降れる討幕の密詔に關し、具視に謀つて其の御猶豫を奏請した。そこで朝廷勅して姑く討幕の實行を中止せしめ給ふた。かくて慶喜は將軍職の辭表を捧呈し、ついで十二月八日朝廷前權中納言三條實美・三條西季知等七廷臣及び長藩公父子の官位を復して入京を許し給ひ、また壬戌以來勅勘を被むれる具視等を赦免し給ひ、王政復古の斷行あらんとした。翌九日に至り、特旨を以て攝政・關白・征夷大將軍以下を廢し、新に總裁・議定・參與の三職を置き、有栖川宮熾仁親王を總裁となし、山階宮晃親王・忠能・實愛・經之・豐信・島津忠義・德川慶勝・松平慶永・淺野茂勳を議定となし、具視・大原重德・萬里小路博房・長谷篤信・橋本實梁を參與となし、慶喜及び守護職松平容保・所司代松平定敬等を罷免し給ふた。こゝに於て王政復古の大號令渙發せられ、舊制度の改革斷行せられたのである。

三條實美等の入京

初め德川慶喜が大政を返上せし報の太宰府に傳はつた時、三條實美等は之を聞いて政權の朝廷に歸一せんことを察し、將に闕下に馳せて大に盡瘁せんとし、從臣土方楠左衞門を長藩に遣はし、島津忠義の到るを俟つて之を商議せしめた。會薩藩士大山格之助太宰府に來たつたので、實美之に衷情を說いて上京の決心を告げた。格之助は事の急遽なるに驚き、直に人を鹿兒島に馳せて藩政府の指揮を請ひ、且つ書を木戸準一郎・廣澤兵助に送つて實美等歸洛の切なるを報じた。是は十一月五日のことで

ある。是日楠左衞門三田尻に來たつたが、忠義の到るはなほ數日の後なるを聞き、山口に入つて準一郎・兵助に面晤し、五卿上洛のことを謀議した。準一郎等は五卿の爲に大に同情し、上京の速ならんことを冀ふも、將來を察して薩藩の意嚮に從ふを善となし、容易に贊襄しなかつた。時恰も薩藩士黑田嘉右衞門が忠義の到着を俟つて中關にゐたので、十七日楠左衞門往いて之を訪ひ、實美等上洛せんとするを告げた。是日忠義三田尻に着したので、嘉右衞門は京都の一報を俟つて五卿の進退を決せんことを報じ、準一郎等もまた之を贊したので、楠左衞門一旦其の情況を齎らして太宰府に歸へつた。かくて五卿の復官と入洛の朝許との命があつたので、藩公は實美等の歸洛近日なるを察し、十二月十五日準一郎を太宰府に赴かしめて之を存問せしめた。準一郎即日山口を發して十六日馬關に出で、代官役久保松太郎に會晤し、京都の近報を語り、翌朝太宰府に向つて發した。其の途中に準一郎は五卿の使者森寺常德の來藩せんとするに逢ひ、實美等已に薩艦春日丸に駕して博多を發し、明朝馬關に着して暫く稽留せんとするを聞いた。そこで是夕準一郎はまた馬關に歸へり、書を兵助に送つて藩公父子の中一人出でて五卿を三田尻に迎へんことを進言せしめた。是日松太郎は書を君及び野村右仲に送り、前夜準一郎の談ぜる京都の近情並に五卿歸洛の途次に馬關に寄港せんとするを報じた。其の書次の如くである。

昨暮方木戸着に付相對、上國之模樣承り候處、八日公卿方惣參內、九日薩・藝・土其外諸侯惣參內終に關白職御廢止、二條殿下御愼、中川宮之參內止、守護職所司代廢止、會桑國元引取、一橋・會・桑之罪朝廷ゟ御正相成筈之處、尾老公・越老侯之被二仰立一に而、自ら罪を謝し可レ申候間、暫時御待被レ下候申出相成、十三日迄御待被レ遊候由、有栖川宮政事御總裁、中山卿・岩倉卿其外議傳薩・土・藝等御政事懸に而、四藩之兵禁中を固め、會預り之蛤御門被二差除一、土州え被二仰付一候由、八日には會・桑之兵不レ殘二條城え集り、既に兵機相顯、市中も騷立候由候處、夕方皆々引取候由、我兵も內匠殿被二召連一、非藏人口に而、中山卿とくゟ速に上京云々之御沙汰被二仰渡一候由御座候、木戸は宰府え御使者に參候由に而、今朝渡海候處、御彼方ゟ之御使者と行逢、同道に而幕方に罷歸候、薩艦春日丸過る十四日博多迄御迎に參り、今日中に博多迄御出浮、明日御乘船三田尻において御兩殿樣えも御逢被レ遊候御樣子御座候、右之段御報知申上候、十三日之報未だ不レ承如何相成候哉、誠に累卵之危に御座候、以上、

三條實美

先年以二一族一可二義絕一被二仰出一候處、今度被レ止二其儀一入洛復位被二仰出一候事、

於レ官者可レ稱二前官一、尤入洛之上闕官節(カ)可レ被レ復候事、

右之通御沙汰の由

十二月十七日　松太郎

彥太郎樣

右　仲　様

此の書に「十三日之報未だ不レ承如何相成候哉、誠に累卵之危に御座候」とあるは、前日即ち十六日に大村益次郎が京都の事情を君に報ぜる中に、

然る處豈計や、去る十日幕府より朝政は　朝へ奉レ歸、我兩君上並に御支藩共、御宮位如レ元被ニ仰出ニ、今日之形勢に立至り申候、殘る二ケ條大樹列侯に下り、所領分割會・桑嚴罰之儀は、尾・越兩公御取扱ひにて、幕府より會・桑の始末相付け、大樹は自責、十三日迄御延引と申事に候、然らは京師十三日始末、治平爭亂之境と相考へ、今一報知十三日の始末に而、尊臺並に中島・佐藤之進退も相決候而、可レ然哉と愚考仕候に付、此段兩生へも御噂可レ被ニ成下ニ候、十三日の一報今明日と相待申候、若し戰爭と相成候はヽ、兩生は北國に廻り、尊臺は三田尻へ御歸被レ遊度、又當分治平の形に相成候はヽ、兩生御召連れ相成、諸艦三田尻へ會湊し、斷然御改革御盡力之程是祈、

とあつて、慶喜の領土返納並に會津・桑名兩藩主の處罰に關し、徳川慶勝・松平慶永の斡旋に依つて朝旨遵奉の有無を稟申すべく十三日を期した。若し其の期日に至り、慶喜逡巡して朝命を奉ぜざれば、忽ち戰端を開始すべき覺悟を要し、また事平穩に靜治せば、此の機に乘じて諸艦を三田尻に聚合し、專ら海軍の改革振興に盡瘁せんことを慫慂したのである。君は海軍頭取役に任じ、なほ馬關にあつたが、常に脾肉の歎あつて、上國の形情如何に依り艦長中島四郎・佐藤與三右衞門等と共に進退を決せ

んとし、日々京都の報を俟つたので松太郎の書中に之を陳べたのである。かくて京報未だ至らないに五卿は已に馬關に寄港して二十二日に上陸し、長府藩世子毛利宗五郎元敏及び準一郎・松太郎等を引見したが延留せず、翌日解纜して三田尻に着した。藩公父子五卿に會晤して互に國家將來の施設を謀議し、廣澤兵助・井上聞多に随行せしめ之に別を告げて去つた。是夜五卿は各乗船して東上し、二十七日入京して即日三條實美參內して議定を拜命し、東久世通禧また參與に任ぜられたのである。

第三十三章　維新の戰亂と關東及び奧羽方面

○慶應三年德川慶喜に辭官納土の朝命と大阪城兵の激憤

王政復古の大詔渙發の後、朝廷は辭官納土を德川慶喜に命じ給ふたが、其の事洩るるに及びて二條城中の紛擾は益々甚だしくなつた。慶喜は此の形情を察して不測の變あらんことを憂慮し、旗本の兵五千餘人會津・桑名二藩の兵四千五百餘人と共に之を城中に斂めて外出を禁じた。是れ實に慶應三年十二月十一日である。然るに種々の蜚語流說相傳はつて城中の將士悲憤激昂し、慶喜の示諭も抑制も到底貫徹しがたくなつた。そこで慶喜は、二條城を去つて激憤せる將士の氣勢を緩和せんとし、翌十二日松平肥後守容保・松平越中守定敬・板倉伊賀守勝靜を從へて大阪城に移つた。かくて朝廷辭官納土の奏請を慶喜に促し給ひ、松平慶永等之を周旋したが、逡巡して容易に決定しない。依つて朝廷更に

辭官の先例に倣ふて慶喜を前內大臣と稱せしめ、政府の經費を其の領地より貢獻すべく天下の公論を以て決すべき趣旨を授けしめ給ふたが、未だ反省の實効顯はれざるのみならず、大阪城中の將士は薩摩藩を怨むこと甚だしく、將に干戈を交へんとし、其の論議熾烈にして殺氣天を衝くの情勢に趨き、京攝の要地は德川氏の兵之を扼據せんとするに至つたのである。

幕兵の江戶薩邸砲擊

曩に大政改革の報の江戶に傳はるに及び、舊幕府の有司は時勢を察しないで大に憤怒し、將に大兵を西上せしめんことを切論するもの多々であつた。時に庄內藩主酒井左衞門尉忠篤は、新徵組及び幕兵を指揮して江戶市中の巡邏警戒を嚴にせしめたが、往々浪士の暴行があるので、薩人の使嗾に出づることを探知して大に之に傾注し、輙もすれば其の藩邸を攻擊せんとの論議を主張するものさへあつた。會薩藩の支藩佐土原藩士の一隊は、幕兵の戒嚴峻烈なるを憤慨し、巡邏の屯所に發砲して其の吏員を殺傷した。忠篤大に怒り、遂に十二月二十五日の拂曉に薩摩・佐土原の兩藩邸を包圍攻擊して之を燒燬した。此の報大阪に達するに及び、旗本の諸隊は會・桑二藩の士と共に大に恚忿し、遂に擧兵を德川慶喜に迫まつたのである。

鳥羽伏見の戰と德川慶喜の東走

是時に方り、長・薩二藩は京攝及び江戶の形情甚だ切迫せるを察し、既に戰意を決して伏見の守兵を增加し、鳥羽方面もまた同じく其の警衞を嚴重にしたが、土・越・尾等の諸藩未だ是等の措置を贊

○明治元年

助せず、朝紳も概ね遲疑の狀態であつた。然るに兵庫港に碇泊せる舊幕府の軍艦開陽・富士山・蟠龍の三隻は、十二月晦日に入港せる薩船春日・平運・翔鳳の三隻に向つて翌日（明治元年正月元日）之を砲擊した。春日・平運の二隻は港内を脫出して鹿兒島に馳走し、翔鳳は淡路の海岸にて自燒し、乘組の將士は土佐藩の救助に依つて歸國した。此の兵庫沖の海戰に方り、德川慶喜の兵は伏見より進むものを本軍となし、鳥羽より發するものを別軍となし、竹中丹後守重固（若年寄並）兩道の軍を指揮し、松平豐前守正質（老中格）更に全軍を總督して塚原但馬守昌義（若年寄並）其の副將となり、兵數凡そ壹萬五千餘二日より北上を開始した。そこで翌三日、朝廷急遽に慶喜の入京を止むるの命を發し給ひ、長・薩・土・藝の四藩兵をして益々伏見の防禦を嚴にせしめ給ふた。長・薩二藩直に鳥羽・伏見扞衛の部署を定め、鳥羽は薩兵其の主力となり、伏見は長兵其の主力となつた。是日討薩の上表を携へたる瀧川播磨守具知（大目付）は鳥羽街道を進み、四塚の關門にて薩兵と戰端を開始したが、入京しがたきを以て上表を大垣藩に托して退去した。伏見表へは重固が淀を發して之に進み、鳥羽の砲聲を聞いて官軍と干戈を交へて激戰したが、遂に敗退した。長藩第二中隊の參謀後藤深造之に死し、小隊司令宮田半四郎の重傷したのは是時である。四日慶喜の軍は曉天を冒して鳥羽・伏見兩道より進んだが、會仁和寺宮嘉彰親王征東將軍の朝命を拜して出陣せられたので、長・薩の兵錦旗を仰望して士氣俄に振ひ、兩道の敵軍遂に大敗し、退いて八

幡・橋本を堅守した。官軍頻に敵軍を追撃し、六日長・薩の兩兵既に八幡・橋本を占領し、將に大阪城を激衝せんとした。そこで慶喜は形狀の非なるに鑑み、將に東歸して畫策せんとし、是夜松平肥後守容保・松平越中守定敬・酒井雅樂頭忠績・板倉伊賀守勝靜等を從へて密に大阪城を出で、天保山沖に碇泊せる開陽艦に搭乘し、八日拔錨して遁走したのである。

長藩海軍の改革に着手

君は客臘既に大村益次郎・久保松太郎の報に接し、京攝の急迫を知つて海軍の出動を準備し、其の應策に遺憾なからんことを期した。然るに其の後京情杳として、未だ傳ふるところがないのである。そして長藩海軍の改革興隆もまた焦眉の急に迫まつたので、君は其の着手を計畫して武歩を進めんとし、正月四日下關を發して翌五日拂曉三田尻に着した。當時海軍學校の規則が不備で入學志願のものを悉く許容したので、校舍の狹隘を告ぐるのみならず、教師の訓誨も徹底しないで進學の目的が立ちがたい狀態である。そこで其の惡弊を一洗して根本を刷新せんとせば、僅少の日子では不可能である。君が其の父彥七に送れる書中にも「過る四日關出帆仕、五元日の夜明に三田尻着仕候、然處海軍局言語同斷之混雜に御座候間、當分に形付候程、萬々覺束なく奉存候間、二月之末三月差入迄には、殿道歸宅仕度奉存候」とあつて、其の紀律の溷亂に一驚したのである。會教授戶田龜之助は、此の流弊を芟除せんが爲に、規則の改定に至るまで全校の生徒を退學せしめんことを稟請した。人材の教育は固より

一日も等閑に付しがたきも、從來生徒の採用方法が善良ならで、各自修業の囑望なきものが多いので、已むなく一旦退校せしめ、更に其の中より有爲のものを簡拔し、新規に依つて入學を允許せんとするのである。君は其の趣旨を贊して直に之を藩公に稟申し、正月八日裁許を仰いで翌九日生徒を退學せしむべく龜之助に報じた。是時在學のものは、杉留之進・土屋平四郎・世良修藏等凡そ四十六人で、諸隊より入りたるものあり、德山・長府の末藩より來つたものもあり、毛利出雲等の一門老臣の陪隷であつて生徒たりしものもあつた。龜之助は君の意を承けて生徒の退校を實行せんとし、即日書を君に送つて其の由を告げ、なほ將來の施設に關して商議せんことを報じた。其の書は次の如くである。

貴翰奉二拜誦一候、海軍學校生員當分不レ殘被二差除一候樣被二仰越一、委曲奉二承知一候、早速其取計可レ仕奉レ存候、何れ明朝罷出萬縷可二申上一奉レ存候得共、其中貴答迄如レ此御座候、草々頓首、

正月九日　戸田龜之助

前原彥太郎樣

木戸準一郎の備前行さ汽船回航の要請

是時に當り、藩公は京攝の形情を深憂して傍觀しがたく、竊に其の應策を木戸準一郎等に諮り、備前以西の諸侯を糾合して勤王の大義を決定し、以て維新の皇謨を翼贊し奉らんとした。そこで密使を岡山に急派し、同藩主池田備前守茂政に勸說して其の趣旨を貫徹せんとし、俄に内命を準一郎に授け

た。準一郎は直に山口を發したが、會其の途中で酒井忠篤が江戸の薩藩邸を掩襲し、また舊幕府の軍艦開陽・蟠龍の二隻が兵庫沖で薩船春日・平運・翔鳳の三隻を砲撃したる飛報に接した。是は尾道に出張せる長藩の兵より報じたのである。翌八日夜半、準一郎は之を伊藤俊輔に急報したが、京都の開戰に對して備前藩の向背が大に天下に影響せんことを慮り、速に藩公の趣旨を貫徹して計謀を畫策せんとし、十日上關に着した。偶風波が烈しくて、一歩も進むことが出來ないのである。そこで準一郎は、直に君及び大村益次郎に送れる書を裁し、之を急使に托して其の事由を告げ、三田尻碇泊の汽船を上關に回航せしめんことを請ふた。即ち其の書中に「今朝漸上ノ關に着船仕候處、風合いかにもあしく、一歩も難相進、且粗上國之風說承り候得は、取とめ候事も不相分候得共、何歟と不穩樣子、自然戰爭にも至り候はゝ、備藩之向背尤天下之望に相係り候付、何卒思召之通、迅急御旨趣之程相達し申度、付而は都合一晝夜ほとの間之事に御座候間、御地碇泊之蒸氣艦、早々急々上關まて御廻し被成下候樣奉願候、猶餘仕候而時機相後れ、萬一も御旨趣之貫不貫に相係り候而は、甚以不安奉存候間、何分にも早急御運ひ被下候樣、呉々も奉願候」とあり、また「尙粗承り候得は、今朝滿珠丸も當港通行仕候由、左候へはいつれ之艦に而も、只々迅急を奉祈候」とあつて、準一郎は時機を失せんことを深憂し、汽船派遣の急切を告げたのである。時に益次郎は山口にあつたが、鳥羽・伏見の勝利と共に

後藤深造等戰死の報既に至り、火急に兵士五百人を東上せしむべき命あつて、君をして鞠生丸に乘ぜしめ、將に明日を以て解纜せしめんとした。然るに鞠生丸急に故障を生じ、また乙丑丸は破損があつて用をなさないのである。君は準一郎の急を知つて、百方苦慮したが奈何ともしがたく、翌十一日拂曉次の書を急使に托し送つて其の事情を報じ、尾道で駕を飛ばして岡山に赴くの安全なるを告げ、且つ近日修理を完了せんとする丙寅・滿珠兩艦を兵庫沖で薩・幕交戰の危域に入らしめざるべく注意を請ひ、歸路之に搭乘せんことを說いた。即ち君が準一郎に送れる書は次の如くである。

奉二拜誦一候、

御內命にて備前御越之由、御苦勞千萬奉レ存候、陳又從二三日一於二伏水一、我兵與レ會戰、薩兵與二德川兵一戰候由、然處一時之捷報は有レ之候得共、其後如何哉と奉レ存候、尤後藤深藏其外拾二三人戰死仕候由に御座候、疾御承知と存候處、御使之口氣には御不承知之樣子に御座候間申上候、右に付火急五百人之兵士出張被二仰付一明日乘船從二備前一上陸之御手筈に御座候、右に付鞠生御引當に相成居候處、ケートル三ケ處も吹出し、誠に困り申候、乙丑は一步も動き不レ申、御火急之御心事は幾回も承知罷在候得共、何分とも不レ任二心底一候間、思召被レ分、尾道迄飛輿御越被レ爲レ在候方、萬全かと奉レ存候、御使之者、口頭よりも御聞取可レ被レ遣候、尙又於二兵庫邊一、薩船へ自二德船一數發及二砲擊一候付、近日當地普請罷下候由に御座候、丙寅船及滿珠船、何卒不レ入二危地一候樣御指揮是祈候、御歸之節は老臺

御乘組御歸港是祈候也、御出兵に付大村未出浦不ㇾ得ㇾ仕候、匆々急復、

正月十一日曉　　　彥太郎

準一郎樣

別紙直に仕出し仕候、

長藩世子の上京と君の斡旋

是月九日桂太郎は、京都より長藩の大阪城を襲擊すべき勅命を齎らして山口に着したので、藩公父子之を拜受し、十日直に奉答書を作つて朝廷に上らしめた。翌十一日井上聞多尾道より歸着し、兵を山陰道より進めて山陽道の兵と共に大阪を攻むるの策を建議した。大村益次郎等之を要路に商議したが、世子自ら諸兵を率ゐ、二十二日山口を發して山陰道より進軍し、其の先鋒をして將に十七日を以て出でしめんことを決した。藩政府乃ち十二日之を諸有司に頒示して各其の準備を命じたが、益次郎は松江藩兵と交戰あらんことを豫期し、汽船の北海回航軍隊の輸送等海軍局に關することが多いので、君に之を謀つて處理せんとした。然るに二人各山口・三田尻に遠隔して軍務に執掌し、而も多忙を極めたので、遂に會談謀議することが出來ないのである。そこで益次郎は君に代つて三田尻の船將を山口に召し、其の事情を曉知して施設せんとし、是日書を君に送つて之を報じた。其の書中に「然は上國之形勢に付、別紙之通り被ㇾ仰出ㇾ候に付、來る十七日先鋒出足、二十二日若殿樣に御出馬と被ㇾ仰

出候、就而は何分混雜に而、定而御場所御改革も六ヶ敷事と奉遠察候、時機に因而は、雲州と干戈を交へ候樣可相成も難計に付、御局と申合度儀も不少候處、小生出浦六ヶ敷、尊臺御出濱も御多忙中に而、出來兼候事と存候間、船將內誰に而も宜敷、早々出濱致候樣御授被下度存候、左樣相成候は、船將を以而、賢臺え御乞合事仕舍に候」とあつて、此の書中に別紙とあるは「若殿樣此度被遊御出候事に付、來る十七日先鋒兵出陣被仰付、同二十二日御出馬被遊候段被仰出候に付、諸器械等早早取調被仰付候條、其心得可有之候事」と、藩政府が發したる令文をいふのである。君は此の益次郎の書に接し、是日直に船將を山口に遣はしたが、また書中にあるが如く、兵馬倥偬の爲に海軍局の改革は進捗すべくもないのである。依つて其の改革を一先づ中止し、曩日退校を命じた杉留之進・土屋平四郎等八人を遽に海軍局に出勤せしめんとして急使を萩に馳せ、渡邊伊兵衞に書を送つて其の旨を通達せしめた。其の書中に「別紙之面々大急にして海軍局え致出張候樣、御沙汰可被下致御賴候、爲其急飛を以如此御座候」とあつて、別紙には「前田愛之助・平川藤兵衞・高須衞門八・植木太郎右衞門・土屋平四郎・山田熊之進・飯田常太郎・杉留之進」とあり、海軍局に出勤を命ずべき八人の氏名が列記してあつたのである。伊兵衞は之を中村誠一に謀つて君の要求に應じ、翌十三日留之進等八人に海軍局出張を命じたが、會太郎右衞門が山口にあつたので、更に政事堂の同僚に移牒し、其の旨を達せ

しめた。其の文中に「右之通前原彦太郎より大急出張之儀申來候付、致二其沙汰一候處、太郎右衛門事、山口住宅之由に付、於二其御地一早々御沙汰可レ被レ成候」とあつて事の急なることが知らるのである。君は三田尻に出張せし以來、海軍の改革等政務の多端なるに拘はらず、屢々書を其の父に送つて之を存問し、且つ内外の事情を告げたが、是日また次の如く京攝の戰況並に世子の進發等を報じたのである。

益御勇健可レ被レ成二御座一恐悅至極に奉レ存上候、上國之模樣、左之通大略申上候、

一、正月二日於二兵庫一、自二幕船一薩船を打申候、船余程破損仕候事、

一、同三日於二伏見一合戰仕候、最前出張被二仰付一候諸兵合兵薩摩兵其外他藩少々相加り、都合二千人計、敵方幕兵會津・桑名・松山・高松・紀州其外も有レ之、都合八千ゟ壹萬近く御座候事、

一、敵方死人千人計、

一、味方至而少く御座候、

一、游擊軍隊長後藤深藏討死仕候、

一、淀城を乘取申候、是ゟ大阪を攻候手筈に御座候、

一、仁和寺宮樣征伐將軍に御成被レ成候事、

一、藤堂官軍え降參仕候由に御座候、

一、七日に備後福山阿武を攻申候、如何之樣子とも慥に相分り不レ申候、

右其後も引續き合戰可レ有レ之奉レ存候、委曲之樣子相知候はゝ、又々可二申上一候、
一、若殿樣來廿二日御出馬被レ遊、山陰道石州地ゟ雲州通り因州御通り上方御登り被レ遊候、
一、十七日先鋒出立仕候、
一、軍艦も二艘雲州え乘回し被二仰付一候、私儀は殘り申候、
其中御用心專一に奉二存上一候、是度は誰殿へも手紙差出し不レ申候付、宜御傳聲奉二希上一候、尤一拂ひ靜まり候へは
殿道一寸歸萩候覺悟に罷在申候、三郞儀先文武之修行仕居候方、可レ然くと奉レ存候、恐惶謹言、

正月十三日　　彥太郎誠

親父樣　膝下

（同十六日渡邊ゟ持せ候事、十四日安三田尻迄遣候）

此の書中に「私儀は殘り申候」とあつて、君が常に事あるに臨み、出陣して國家の爲に報効せんことを期したが、世子の進發に隨從しえざるを遺憾とせることが推知せらるのである。なほ此の末尾に、「十四日安三田尻迄遣候」とある安は、君の忠僕にして後の江木安次郞である。常に君に從ふて諸所の戰に出で大に苦勞したので、明治三年十二月山口藩廳は之を賞して金五兩を與へた。其の時藩廳の辭令に「金五兩、佐世八十郎家來江木安次郞、右八十郎へ隨從諸所戰場罷出骨折候段奇特之事候、仍

右之通被レ遣候事」とあつた。同九年十月君が萩にて事を擧ぐるに及び、安次郎は其の亂に率先して、戰死したのである。さて世子の東上に關し、君は益次郎等に謀つて雲州派遣の艤船其の他を準備したが、會大阪落城の報山口に達した。そこで藩政府は俄に前議を變更し、世子の上京を山陽道の陸路經由となし、其の發程は豫期の如く二十二日に決した。依つて石州に赴いた聞多を召還し、十九日更に世子進發の稟報書を交付し、小姓役田中一介と共に上京して朝廷に上らしめた。是日藩政府また書を送つて世子進發路の變じたるを君に告げ、鞠生・癸亥二艦の北海廻航を中止し、更に鞠生・丙寅二艦を尾道港に碇泊せしめて世子の歸るを俟たしめた。其の書は次の如くである。

一筆致二啓達一候、此度
若殿樣山陰道通り御出馬可レ被レ遊之處、
思召之有レ之、山陽道
御上京被レ遊候段被二仰出一候、依レ之鞠生艦・癸亥艦北海被二差廻一候段、最前沙汰被二仰付一置候處、被二差止一鞠生艦。
丙寅艦三田尻歸艦次第、急速尾の道港迄乘廻被二仰付一、彼港に而
若殿樣御歸を御待合申上候樣被二仰付一候間、旁之趣御承知早々可レ被レ成二其沙汰一候、右爲レ可レ得二御意一如レ此御座
候、恐惶謹言、

鴻城
御同僚中

正月十九日

猶最前御日取之通、來る二十二日

御發駕被ㇾ遊候、此段御承知迄得ニ御意ㇾ候、以上、

前原彦太郎様

かくて二十二日、世子は干城中隊惣管御神本彈正介親祥・先鋒備惣管兼加判役山内梅三郎・干城隊參謀諫早作次郎等を從へて山口を發し、陸路東上した。益次郎及び柏村數馬・桂太郎等もまた隨從員であつた。君は是日宮市に出で、世子の駕を迎へて其の上京を送つた。ついで二月朔日世子は尾道に至り、翌日藝州の豐安丸に駕し、干城隊を鞠生艦に乘ぜしめて解纜し、三日大阪に上陸して七日入京し、十日參內して天機を伺候し、退出して河原邸に投じたのである。

〇明治元年汽船購入と米人傭聘

去年三月、杉孫七郎・遠藤謹助の二人は藩命を以て長崎に赴き、英商グラバーに談判してゴンホート型の軍艦二隻を本國にて新に製造せしめ、代金貳拾五萬元を支拂ふべき約をなした。其の後製艦のことに關して久しく狀報がなかつたが、是年正月十日英艦下關に來たり、新製のゴンホート一隻長崎に廻航したるを告げて、速に受理せんことを請ふた。そこで久保松太郎は英人の意を承け、乘組員十數

人を選び、下關より和船二隻に分乘せしめ、幕吏の注目を避けんが爲め藝人と稱して長崎に赴かしめ、直にゴンホートに駕して歸航せしめんことを欲し、即日書を山口政事堂に送つて之を報じ、且つ米人ベタールを三田尻に迎へて住せしめんことを請ふた。ベタールは米醫にして海軍局に傭聘せられんとし、去年十二月下關に來たつたが、未だ荷物の到着しないので、姑く稽留せしめたのである。即ち其の書中に「コンホート一艘成就に而長崎迄差越候由、今薄暮英艦より申來候、就而は乘人十三四人急速馬關迄差出可ㇾ被ㇾ下候、左候而當節柄之事故、當所より和船二艘程傭切、藝州人と唱、且於崎陽揚陸致不ㇾ申、直樣右コンホートえ乘組候樣にと英人申事に付、右樣御承知、急速海軍局へ其沙汰可ㇾ被ㇾ下候、當節之事故、片時も遲々難ㇾ相成ㇾ趣、英人よりも吳々申居候故、早々其御取謀可ㇾ被ㇾ下候、且又ベタル儀唯樣長滯留、餘程心急き候由、尙報國隊長威張彼是掛念にも御座候間、三田尻居家取繕ひ、半途に而も罷越候上に而、仕向相成候而可ㇾ然候間、是又早々連越相成候樣、御取計可ㇾ被ㇾ下候」とあつて、ゴンホートの受理と共にベタールを三田尻に移住せしむべきの急とを告げたのである。そこで藩政府は之を君等に謀り、河野又十郎をして乘組員十四人と共に長崎に出張せしむべきを決した。然るに道路梗塞の憂があるので、艤して未だ出帆しなかつたが、會大阪落城の報至つたので、十五日君は書を又十郎に送つて之を告げ、其の解纜を促した。又十郎は其の報に接したが、海上の風波を虞憂し

陸路を經由して長崎に赴かんことを決し、是夜次の如く君に復書して其の意を告げ、また將に明朝出發せんとするを報じたのである。

朶雲難レ有奉二拜誦一候。大阪落城徳川兵退候由、就而は如レ仰崎陽入港も容易之事にも候半と奉レ存候、猶又逆風海上所詮無二覺束一樣被二相考一候に付、明早朝より陸上可二罷越一と相決申候間、左樣御承知被二成下一度奉二願上一候。先は爲レ其貴酬而已。呈二愚札一候。匆々頓首、

正月十五日夜

尙々爲二國家一御用心申上も疎奉レ存候〇三子サーフル十五本飛舟え送申候間、於二御役所一請取方相成候樣奉レ祈候。以上、

自西泊　河野又十郎

前原彥太郎樣

要用急き托飛舟

又十郎は軍艦（ゴンボート）受得の爲に、陸路長崎に赴かんとして已に之を報じたが、十數人を從へて遠途其の勞に堪へがたきを慮り、更に變じて海上を經由するに決し、暫く風波の鎭靜を俟つた。會君は又十郎の爲に、其の需用品の準備を久保松太郎に依囑した。松太郎乃ち石炭・胡麻油・苧縣目・白米等を求め、之を和船一隻に載積して竹崎より出帆せしめたが、米人ベタールの下關に淹留せるを危憂し、速に

三田尻に移轉せしめんことを欲し、十九日書を君に送つて是等の事情を報じた。即ち其の書中に「被仰越候コヌホート崎陽迄來候付、爲受取河野其外以上十五人、彼地え船に而參候付、諸入用物仕向之儀被仰越、委曲承知仕、申合石炭五萬斤胡麻油八斗苧懸目八貫目白米拾五俵竹崎船壹艘仕向仕候、何分爰元も金間に而、御貢米局も御藏不殘拂底之次第、旁漸相ツバネ差向く御間を合せ候位、御憐察可被下候、ベタル儀御地え參候儀、追々催促仕候由、實は一兩日前も何物か、拔刀に而畏し候振を見せ候者有之たる由、又如何之間違より起り候事に哉」とあり、また「縮る處御地え早く連越候方可然奉存候間、御疎は無之事に候得共、旅館不相調候內は、いつれに而も暫時御仕向とも之御都合は如何哉」とあつて、當時攘夷論の思想が未だ全滅しないので、外人に對してなほ嚴重なる警護を要したのである。ベタールの傭聘に關し、大村益次郎は之に就いて注意を要するのみならず、受業すべき醫師の選定に苦心あらんことを慮り、既（正月十二日）に書を君に送つて、竹田庸伯に委すべきを告げ、且つ語學修養の志ある山根周作を學生中に加へんことを請ふた。即ち其の書中に「米人敎授之事御引受に相成、定而御面倒、且御苦慮之程奉察候、就而者醫者も稽古方可被仰付る存候、然は定而人物撰擧は竹田え可被仰付に付、竹田えも談置可申候得共、宮市山根周作と申醫生、老僕には候得共、先年來小生門人に而是迄和蘭書は充分讀候處、此度醫業を廢し米學研窮致度存念之由、何卒御差湊に無之候はゝ學生

中え御加へ可被下候」とあるのである。然るに君は甚だ多事であつて、未だベタールを招聘するをえなかつたが、松太郎が移住の速ならんことを促すに及び、急に其の準備をなして二十一日に之を報じた。松太郎乃ちベタールに南貞助・佐々木和三郎二人を付して乘船せしめ、二十三日三田尻に往かしめた。是日松太郎書を君に送つて之を報じ、且つ又十郎等の一行なほ滯關し、風波の穩和を俟つて解纜せんとするを告げた。其の書中に「米人之儀御仕向相調候由、爰元今朝乘船爲致、南貞助・佐々木和三郎乘組、御地迄罷越候間、着之上は萬端宜御賴仕候、食物も少々は持合有之由御座候、河野等風相不宜、于今滯關仕候、尤渡海船賃上石炭油等買入候付、不殘陸行と申譯にも參問敷候、最初着懸陸行可然段、小氣付申述候得共、多人數陸行は勞に堪不申由に而船に決し申候、何卒下り風吹かしと奉存候、其內御氣付之處相咄可申候」とあつて、君は出帆を促したのである。かくてベタールは三田尻に來たつたが、食物居室等に關し、海軍局の待遇を慊ばなくて不平を唱へたので、君は罷免せんとして之を藩政府に請ふた。藩政府は君と共にベタールの措置について互に商議せんとし、二月十四日御堀耕助書を君に送つて出山を促した。其の書中に「陳米人事此內已來、何歟小八ヶ間敷申立候由、福清殆と困入候様、何卒早々御出浮可被下候」とあつて福清は船將福原清助である。偶木戸準一郎よりベタールを明治政府に傭聘あるべく斡旋せんとし、入用の有無を杉孫七郎に問ふた。恰も好し、孫七

君に長崎出張の藩命

郎は一日も速に明治政府に採用あるべく盡力を準一郎に請ひ、二十日之を君に報じた。其の書中に「ヘタル於御國不用に候は朝廷御雇入可相成候付、早々返答之事、木戸より申越候付、兼而御咄仕候儀も有之、一日も早く御雇入に相成候様京都へ及返答置候」とあるのである。然るに君は國家の多端に際會し、米人傭聘の如き瑣事に關して廟議遽に之を決するの遑あらざるを察し、藩政府は食事等の待遇について親しくベタールに商議し、其の月費を定めて之を海軍局に送り、姑く朝廷に採用あるべきの期を待つべきものと思惟して之を要路に說いた。藩政府は此の意見を賛し、國重徳次郎正文書を君に送つて之を告げ、米人に對談して事を決せんことを請ふた。其の書中に「此間は緩々拜話本懷奉存候、陳は其節御話も被爲在候通、米人引受一件に付ては、何卒彼一局御賄其外壹ヶ月小積書出候様、役人衆へ御一令可被成下候、無左ては御仕送金の目途も立兼申候、然處此間も申上候様、最前約條書は有之候得とも、いよ／＼現人と對談相決せすては、半途之廉も有之様に相見、さしより第四條之處に、食物の儀一切彼より其費は差出し、我は唯肉野菜の心配迄にてよろしく候、又は何そ區別有之儀哉の處も相分不申、其他條々に當り、今一先御對決有之候はヽ、大に都合宜布可有御座と奉存候、千萬乍御手數其邊煩尊手度奉仰望候」とあるのである。後八月十八日に朝廷より採用の命があつたので藩政府は即日解雇し紅白縮緬五反を賞賜し、海軍局員有田良七をして神戸に送らしめた

是より先き、舊幕府の軍が鳥羽・伏見の戰に敗北した報の長崎に傳はるに及び、長崎奉行河津伊豆

守祐邦は急遽守地を棄て、外船に搭乘して遁去した。是は正月十四日である。祐邦の去るに及び、肥後・筑前の兩藩に後事を委したるを報じ、且つ其の趣を諸外國領事に告げた。肥・筑兩藩の邸吏は事の突如なるに驚き、其の措置に頗る困惑した。そこで土佐藩士佐々木三四郎（行高）・薩藩士松方助右衞門（正義）は諸藩士の代表と共に之を商議して委員組織となし、假に朝廷の爲に奉行所の事務を處理し、西役所を改めて會議所と稱し、急使を京都に馳せ、其の狀を上陳して朝命を請ふた。既にして長藩士楊井謙藏の議に因り、朝廷の爲に粉骨協力すべき諸藩は盟約書を作つて、互に盡瘁するの誠意を明白にした。長崎奉行の遁走並に豐前占領地の動搖のことは、是月十九日久保松太郎が君に送つた書中に「長崎も過る十四日鎮臺も脫走之由、豐前四日市邊暴動、御坊え致放火、長州を以相唱候輩も有之哉に而、甚不相濟事に付、野村氏も小隊引率、爲鎮撫今朝より中津邊え出張之由、決而花山院とか申人之統に而、浮浪之賊徒之所爲と相見王政之妨を仕候者可惡之至御座候、何卒早々縛に就かしと奉存候」とあつて、浮浪の徒が京攝の戰端開始に乘じ、長藩屯戍の報國隊を煽動して暴行を起したので、野村右仲が鎮綏の爲に出張したことをも報じたのである。なほ花山院の黨とあるは、前左中將花山院家理が朝廷の內旨を受けて西海道を鎮撫すると稱し、其の徒と共に天草・四日市を鹵掠したのをいふのである。（後家理は長藩に拘留し餘黨も平定した）

朝廷にては長崎出張諸藩士の稟報に依り、前主水正澤宣嘉を參與兼九州鎮撫總督外

國事務總督となし、井上聞多を外國官判事參謀となし給ふたが、更に長崎裁判所を置いて宣嘉に裁判所監督を兼ねしめ、聞多を長崎裁判所判事となして各差遣し給ふた。君は是等の報に接して傍觀しがたく、長藩も速に吏員を長崎に派遣して事情探聞の必要あるを藩政府に陳述するところあつた。會鞠生丸もゴンボート艦（河野又十郎等長崎にて受理せるもの）も歸港したので、要路は君を長崎に遣はして臨機の措置をなさしめんことを決した。そこで二月十四日、御堀耕助は書を君に送つて其の由を內報し、山口に出でんことを促した。即ち其の書中に「猶又鞠生艦も歸港コンボートも一昨日來港之由、旁以過日御示談仕置候趣も有之候に付、迅早御出鴻奉賴候、孰れ老兄に乍御苦勞鳥渡崎陽迄御出も願度候間、御繰合御出鴻奉待候」とあるのである。かくて十七日藩公は、君に長崎出張を命じたので、藩政府直に之を傳達した。是時京都より第三大隊・鍾秀隊・御徒士隊の三隊に東上しうべき準備をなさしめ、且つ振武隊を北國へ出張せしむべき命があつた。そこで杉孫七郎は其の伺書案を草し、君の意見を問いて後藩公の決裁を仰がんとし、二十日之を君に報じた。君は既に長崎出張の命を受けたので、是日三田尻を發して山口に出で、二日間淹留して諸隊上京の準備米人ベタールの罷免其の他の機務に關して要路と商議を凝らし、二十二日三田尻に歸へつた。即日君が父に送つた書中にも「私儀も山口へ二日滯留仕、夫より三田尻へ着、無事に所勤仕候間、乍恐御降念奉希上候、長崎被差越候段御沙汰

有レ之候間、近日より發船仕候覺悟に罷在申候」とあつて、將に長崎に赴かんとして之を報じたのである。

君の神戸及び長崎出張

曩に君は海軍局員に謀り、船將の交迭を斷行せんとして稟請したので、藩政府もまた之に同意し、二月十七日石川龜三郎の丙寅丸總管を免んじ、杉留之進を丙寅丸船將となし、翌日乙丑丸船將平川藤兵衞を罷めて來島龜之進を華陽丸（後に見ゆ）船將となし、二十二日佐藤與三左衞門を鞠生丸乘組員となして長崎出張を命じた。かくて君は長崎出發の準備が既に成つたので、與三左衞門と共に搭乘して解纜せんとした。然るに北條新左衞門より突如書を君に送り、英商グラバーの兵庫滯在中に鞠生丸を返還し且つ新艦ゴンホート（是月晦日丁卯丸と號す）附屬物の前約に齟齬せるを談判するに好機なるを告げて出張を促した。鞠生丸は原名アリケールと稱し、英商グラバーの有であつたが、上國の兵機切迫の形情あるに及び、去年九月伊藤俊輔出張の藩命を受けて長崎に赴き、二ヶ月間借入の約で廻航し歸へつた汽船であつて、其の船號は當時假に命名したのである。そこで君は俄に長崎出張を中止し、與三左衞門と共に直に兵庫に赴いて船艦一件を處理せんとし、二十七日次の書を要路に致して許容を請ひ、且つ旅費の支給を求めた。

御安壯可レ被レ成二御精勤一奉二敬慕一候、陳又昨日鞠生丸歸着仕候處、伊勢新左衞門より書狀到來仕候趣に而は、ガラ

ハ兵庫に在留仕候付、鞠生丸於二兵庫一差返候及二談判一置候付、今月中に兵庫迄被二差越一候はゝ、御費用も減少仕可レ然候間、是非今月中に兵庫迄乘來候樣との事に御座候、尚又如何事に御座候哉、小生儀も一寸兵庫迄來呉候樣との事に御座候間、何卒其取計可レ被二成遣一候、小生兵庫罷越候はゝ、ガラバ面會仕コンホート艦形之相違、艦中不足物等、篤斗ガラバえ談判仕候上にて歸港、長崎えは右不足物取糺し、且御買入物等之事も有レ之候間、他日罷越可レ然奉レ存候、兵庫は比日爲レ差開店も不レ仕候樣子に付、御買入物不足物等も無レ之樣子に御座候間、右樣御承知、急速被レ成二御取計一可レ被レ遣候樣奉レ賴候、明日中には發道發舟仕度奉レ存候付、御勘渡等も相運候樣御藏元役座え御沙汰奉レ願候、爲レ其匆々以二飛檄一得二御意一候、

要路は即日其の請を容れて旅費銀の支出を藏元役に通じ、且つ與三左衞門に攝海航行を命じ、君の送つた書の裏面に其の由を記して之を報じた。其の文は、

御紙表縷々致二承知一候、別納之通御沙汰相成候間、早々御乘組兵庫港御着之上は、鞠生丸返却都合克御取計可レ被レ成候、將又コンボート一件取糺等、ガラバえ御談判、何も臨機之御取計可レ然奉レ存候、御勘渡等之儀は、向座え早速申入置候付、如レ例可二取計一候、右御答迄早々如レ此御座候、以上、

二月二十七日

猶、貴公樣並佐藤與三左衞門乘組攝海行御沙汰之儀も相運び置申候、旁御承知可レ被レ成候、以上、

此の書中に別紙とあるは、是日に發したる辭令書であつて、其の文は「長崎表被二差越一候段沙汰被レ仰

付置候處被差除、兵庫表被差越候事」とあるのである。是日藏元兩人役山縣彌八は、要路の通知に接して直に路銀を支出し、なほ用意金に鞠生丸雜費五百兩の中を以て之に充てんとし、翌日次の書を君に送つて之を報じ、且つ船艦一件の處理に盡力せんことを請ふた。

鞠生丸御返し且コンボート御注文違ひ等之趣に付、兵庫御越被成候由　御苦勞之御事奉存候、右に付、御勘渡之儀被仰越致承知候、右は昨日出仕仕候、御用心金之儀は仕出不仕候間、鞠生丸諸雜用引當として金五百兩引當渡仕候付、御入用之儀も御座候はヽ、右金之内を以御遣拂可被成下候、器械不足其外約定相違之儀、御取締彼是御配慮奉存候、何分宜御盡力奉専祈候、其内時下御貴躰御自重専一に奉存候、匆々頓首、

二月廿八日　　山縣彌八

前原彥太郎様

君は是日鞠生丸に乘じて出帆せんとしたが、一日を延べて二十九日三田尻を發し、三月朔日兵庫に着した。是よりグラバーに面會して鞠生丸の返却新艦ゴンボートの不備等の談判をなし、略々終了したので四日大阪に至り、將に入京せんとした。然るに多事であつて遂に果しがたく、十四日再び兵庫に出でて未了の事件を解決し、十八日拔錨して二十日三田尻に歸着した。君は兵庫を發した後に船中で長崎出張のことを豫期し、未だ三田尻に着しない前日三原沖で次の書を認め、與三左衞門の歸萩に托

して其の父に送り、京攝旅行の概狀と共に之を報じ、且つ上國の買品を兩親及び妹等に致した。之に據つて君が常に孝心の深厚なることが想察せらるのである。

爲御勇健可レ被レ成二御座一珍重之御儀に奉二存上一候、陳又彥太儀二月廿九日乘船仕、三月朔日兵庫着、夫より夷人え相對仕、四日大阪着仕、彼是御用相勤候內、手子之者壹人三郞處え差越申候處、至而無事に御座候、京都罷登候覺悟に罷在候得共、御用繁に付登不レ得レ仕、過る十四日又々兵庫迄下り申候、兵庫にて御用相濟候、十八日晝九ツ時出帆仕、十九日不レ計尾の道に而、蒸氣船に乘しくじり、明日は三田尻着仕候心得に罷在申候、上方も至而御靜謐に御座候、大阪に而は少々滯留も仕候事に付、何一御土產取下り差上度奉レ存候處、多人數連下り候事に付　殊之外雜費有レ之、不レ任二心底一御汲分奉レ希上一候、乍レ爾左之通御土產差出申候、

一、象牙箸　一人前
一、吸物椀　十人前
一、木手しほ　三十人前
一、吸物膳　十人前
一、御袴地　壹反
一、御召縮緬　壹反
　但御かゝ様

一、結　城　島　　　貳　反

但おたきおくりへ

一、いろは文庫　　　十四篇

一、鐵こんろ　　　一

一、同へらやきなべ　　　一

一、たゝみ表　　　貳拾枚

右之通に御座候處、此度之便りに不レ殘差送申候段、無二覺束一御座候間、追々差送可二申上一候、尙又私儀直に長崎へ參り候樣被二仰付一候間、直に長崎へ罷越申候、四月中比迄には歸り申候覺悟に罷在申候、其中御用心專一之御事に奉二存上一候、書外歸國之上縷々可二申上一候、恐惶謹言、

三月十九日夜三原沖にて認め申候、

彥太郎

尙々幾回も御用心專一に奉二存上一候、誰殿樣へも手紙差出不レ申候間、可レ然無事之段御傳へ奉二希上一候、

一、茶二斤少々差上申候間、揚井翁へ御分け奉二願上一候、

家大人樣

かくて二十四日藩政府は再び君に長崎出張を命じた。そこで翌二十五日君は山縣彌八等と共に三田尻

を出帆し、二十六日の夜長崎に着して旅館上野屋に投宿した。時に九州鎮撫總督澤宣嘉已に着任し、外交其の他漸く安定したので、君は形情を探聞し且つ船艦一件を更に英商に交渉し、曩に來たつた久保松太郎等と共に同乘し、四月八日夜解纜して翌九日下關に歸着した。玆に淹留すること凡そ二週日に及んだが、野村右仲等と相與に小倉に赴いて占領地の民情を視察して其の施設を商議し、二十二日下關を解纜して三田尻に歸へつたのである。

丁卯丸の越後海差遣と第二丁卯丸の命名

君の長崎より三田尻に歸港せし時、既に華陽丸（伊豫松山の汽船にして小芙蓉丸といふ、英國製にて原名をチョウセンといひ是年正月捕獲して二月華陽丸と名づく）の蝦夷地廻航の朝命が下つた。加之、越後口海軍の應援に關する藩議があつた。君は丁卯丸を北行せしめんとし、其の內意を下關にある河野又十郎に報じた。又十郎は丁卯丸の船將であつて、錨其の他船中の不足品を下關に滯泊せる英商より受理せんとし、君が三田尻歸着の前日（四月二十一日）に入港したのである。君の報に接し、又十郎は北行の藩命あらんことを豫期し、他藩人若くは陸兵との應對に方り、艦中其の人少なきを憂ひ、二十三日書を君に送つて之を告げ、薩艦に倣ふて適任者を選び、乘組一人の增員を請ひ、且つ山田市之允を出張せしむべく斡旋を囑した。其の書中に「當艦過る廿一日着岸、天氣洞次第出帆之積に御座候、被仰越之癸亥艦之儀馬關着港次第、其應接可仕候間、右樣御承諾可被下候

却說今般北海行中他藩或陸軍等え應接に罷越候時宜も毎日可有之と奉存候處、御承知之通當御艦乘

少人數故、壹人も艦外相成兼候樣奉存候、薩艦におゐては應接方其外、根之乘組よりは兩三輩も增、乘組有之候樣子に御座候、彼艦に梭之は無御座候得共、現場に至り前斷之通差支りも出來可致候と奉愚考候間、可然仁物一人御撰乘組被仰付候はゝ、旁都合可宜奉存候、其賢慮を以、可然御取計被下度候奉賴上候」とあり、なほ「二陳本文之趣御詮議被下、是非一人乘組相成候樣奉賴候、猶相成事に御座候はゝ、山田市之進え被仰付候樣奉賴上候」とあつて、市之進を薦めたのである。かくて藩政府は君に謀つて、二十九日河上宗輔・古屋新作等を艦砲司令となし、華陽丸に乘じて發せしめ、また野村靖之助・品川彌二郎・南貞助・作間正之助を偵察の爲に上京せしむべきを決した。靖之助等の一行は、丙寅丸に乘じて閏四月十三日三田尻を發した。是日木戸準一郎は長崎出張の途次山口に寄らんとし、三田尻に着して君に面晤し、藩內の近況を聞いてまた京阪の現狀を語つた。即ち孝允の日記閏四月十三日の條に「今夕前原彥頃日出勤、野村右仲政府に擧らるゝ事を聞云々」とある。翌日準一郎去つて山口に入つたが、是日薩艦乾行丸三田尻港に來泊して君等に商議し、丁卯丸と共に越後に同行せんことを約し、十五日下關に航した。時に丁卯丸は下關に碇泊してゐるので、乾行丸船將北鄉主水等は北海航行の日程及び賊兵進擊の畫策等を又十郞に協議したのである。此の如く君は常に三田尻にあつて、要路に謀議して國事を決し、而も多忙であつたが、山口政府に其の人少なく、專ら機務

に當つてゐるものは、御堀耕助・國貞直人・野村右仲・藤田與次右衞門の數人で、耕助また將に藩公の上京に隨從すべく内定した。そこで君等は機務に老練熟達せる杉孫七郎を政堂に列せしめんとして之を慫慂したが、形情に鑑みて未だ應諾しなかつた。會準一郎の歸山せるを機として、孫七郎を說かしめんとし、君は直人・右仲・與次右衞門に謀り、二十二日次の書を送つて其の盡力を請ふた。

近來政事堂至極御無人に相成、星山翁は旣に起すへからす、老兄廣澤は當分御暇も出兼候事に付、差當り堂上は白面書生計り列座致し居候而も、世間之見る處もいかゝ歟、尙また御堀も上京御供被仰出候、餘は萩住居之者のみにて、時々交代をも致し、自然つき通しにし而樣子熟知之者無之、諸事不運ひ儀不少事に付、一人は吏事に老し、且當地住居之人無之而は不安次第に付　不取敢侍御史へ示談之上、當分杉氏借用之都合に申合候、老兄には不遠崎陽御越に相成、永く堂上へ御列座被下候譯にも參り兼、旁御出發後廟裴之形狀被思召分、弟等之心事も御酌量、是非々々杉出勤助力いたし候樣、老兄より御一聲被下度、此段舉而企望此事御座候、頓首、

後四月廿二日

前原
國貞
野村
藤田

木戸様

孫七郎の機務に參與するに關し、多少要路に議論のあるのである。孝允の日記閏四月二十二日の條にも「今日杉氏廟堂に出る事を聞、余公然不レ知レ之、竊に甚今日の事を怪む」とあり、同二十三日の條に「杉氏廟堂に出る旨趣、余曾て不レ知故歟、昨日同局より其旨趣を告る、依而昨日所レ認の返書と御堀に病氣尋問之一書を出す、御堀また議論ある歟、返書中所レ不レ解あり」とある。準一郎は君等の懇囑に依つて孫七郎を說き、耕助を諭して斡旋した。そこで孫七郎は用所役に任ぜられ、政堂に列して樞機に參與することになつた。かくて準一郎は、藩公父子に謁して人材登用戰地出兵等の急要四ヶ條を建言し、姑く山口・萩に淹留したが、五月九日に去つて長崎に赴いた。越えて十一日藩公上京せんとし、山口を發して三田尻に出で、翌十二日英船セトムス號に駕して解纜した。是時隨從のものを乙丑丸に分乘せしめ、英船に牽かしめたので君等は大に周旋したのである。曩に君は又十郎の意見に賛同し、市之允の北行に斡旋したので藩議之に決し、閏四月二十七日丁卯丸に乘じて越後海に航せしめた。藩公の三田尻出帆後、十三日市之允を載せたる丁卯丸は薩艦乾行丸・筑艦大鵬丸の二隻を伴ふて下關を拔錨した。去年英國に注文した第二ゴンボート艦が來着したので、二十四日藩政府は君等に謀つて之を第二丁卯丸と命名し、且つ癸亥丸の船將前田愛之助を罷めて其の船將たらしめた。又十郎が四月二十三日に君に送つた書中に「被レ仰越レ之癸亥艦之儀、馬關着港次第、其應接可レ仕候」とあるは、愛之助

江戸城ハ開城と白河平潟兩方面の平定

の船將轉任の應接であつて君の意見に出でたのである。

德川慶喜の東走後は、朝廷其の罪を聲らして征討の大號令を頒布し給ひ、また參與西園寺公望を山陰道鎭撫總督となし、參與橋本實梁を東海道鎭撫總督となし、大夫岩倉具定を東山道鎭撫總督となし、三位高倉永祜を北陸道鎭撫總督となして各進發せしめ給ふた。ついで二月九日總裁熾仁親王を東征大總督となし、議定嘉言親王を海軍總督となし、十四日參與西鄕隆盛等を大總督參謀となし給ふたが、二十六日前左大臣九條道孝を奧羽鎭撫總督となして三位澤爲量を副總督となし給ふた。かくて三月二日道孝等長・薩及び筑前・仙臺の兵を率ゐて其の途につき、五日大總督熾仁親王駿府城に入らせられ、八日東海・東山・北陸三道の先鋒總督に令し、是月十五日を期して江戸を進擊せしめられた。翌日舊幕臣山岡鐵太郞高歩駿府に出で、隆盛について慶喜の爲に哀を請ひ、舊幕府の陸軍總裁勝麟太郞もまた書を隆盛に致して陳情した。大總督府乃ち慶喜謝罪の實效を責めて之を斥けた。慶喜更に麟太郞及び舊幕府の若年寄大久保忠寬等を遣はし、隆盛について謝罪の條款を陳べしめた。そこで隆盛は其の誠意を認めて駿府に歸へり、慶喜謝罪の條款を大總督に稟申した。依つて大總督府は、三道の總督に令して其の進軍を止め、隆盛を京都に遣はして狀を朝廷に奏聞せしめられた。四月四日隆盛の駿府に歸へつて朝旨を復命するに及び、即日東海道先鋒總督橋本實梁・副總督柳原前光江戸城に入り、勅意を田

安慶頼に傳へて慶喜の死一等を減じ五事の實效を命じた。五事は慶喜を水戸城に幽し、江戸城及び軍艦銃砲を收め、家臣を廓外に展け、其の與謀を處分するのである。總督高倉永祜は副總督四條隆平と共に既に越後の高田に着したが、大總督府の軍令に接して北方經營を中止し、是日江戸に入つた。ついで十一日實梁江戸城を收めて慶喜は水戸に赴いたが、舊幕府の海軍副總裁榎本釜次郎（武揚）夜船艦八隻を率ゐて舘山に走つた。かくて會津藩主松平容保官軍に抗するの報が臻つたので、朝廷長・薩・佐土原の三藩に命じ、兵を北越に出だして奥羽の官軍に應援せしめ給ふた。時に道孝は進んで陸奥の岩沼に陣し、諸藩に令して會津を討たしめ、また爲量別軍（薩長二藩の兵）を率ゐて庄内に向つた。ついで十九日朝廷新潟・府中の二裁判所を置き、北陸道先鋒兼鎮撫總督四條隆平を新潟裁判所總督兼鎮撫總督となし、山陰道鎮撫總督西園寺公望を府中裁判所總督となし、北陸道先鋒總督高倉永祜を北陸道鎮撫總督兼會津征討總督となし給ふた。是より先き、仙臺・米澤の二藩は會津の爲に救解を謀り、伊達慶邦（仙臺藩主）其の書を大總督に上らんとして總督府に致したが、道孝斷然之を郤けた。然るに仙臺・米澤の二藩は、なほ會津の救解を謀つて諸藩と共に兵を擁して進めず、連署して書を總督府に致し、征討兵を弭めんことを請ふた。道孝また之を斥けて其の軍を督進したので、仙・米等諸藩は參謀の所爲なるを疑恨し、閏四月十九日世良脩藏（參謀）を福島に殺した。加之、翌二十日奥羽諸藩の老臣白石に會盟し、遂に道孝を要

して仙臺に入れ、其の外出をとゞめた。五月三日慶邦は、上杉齊憲米澤藩主と共に重ねて奥羽の二十五藩老臣を仙臺に會盟し、再び班師を奏請して其の勅允をえざれば、君側を清むるを名として相共に兵を擧げ、以つて長・薩を擊たんことを決した。越後の新發田・長岡・村上・村松・三根山・黑川の六藩もまた此の同盟に參加したので、奥・羽・越に於ける官軍の形勢頗る不利となつた。八日永祐・隆平既に江戶を發して再び高田に着したが、十五日官軍東叡山の賊徒を掃蕩して總・房地方も略ぼ平定したので、大總督府は陣容を改めて東海道先鋒總督橋本實梁・副總督柳原前光・東山道先鋒總督岩倉具定・副總督岩倉具經・海軍先鋒大原俊實を罷め、翌二十日具定を奥羽征討白河口總督となして具經を副總督となし、永祐を越後口總督となして奥・羽・越の賊兵を追討せしめた。ついで六月七日大總督府は、具定・具經に代つて鷲尾隆聚を奥羽追討總督となしたが、十日參謀正親町公董をして隆聚に代らしめ、隆聚を參謀となして白河口に赴かしめた。朝廷にては慶邦・齊憲が奥・羽・越の諸藩を糾合したる報の臻るに及び、二人の京邸を沒して其の家臣の入京を禁じ、また奥・羽・越諸藩に諭告して順逆を誤ることなからしめ給ふたが、十四日軍務官知事嘉彰親王を會津征討越後口總督となし、北國鎭撫兼三等陸軍將西園寺公望・三等陸軍將壬生基修を各參謀となして發せしめ給ふた。かくて二十二日嘉彰親王の發せらるゝに及び、二十七日大總督府は北陸道鎭撫使兼會津征討總督高倉永祐を罷めて七月三日參謀四

條隆謌を仙臺追討總督となし、五日奥羽追討總督正親町公董を免じて參謀鷲尾隆聚を再び白河口總督となした。白河口及び平潟口兩方面に對する大總督の征討は、既に六月四日より策動し、薩摩・佐土原・大村の兵は海路によつて十六日平潟に着した。ついで柳川・備前の兵も之に加はつて、泉（福島縣相馬郡高平村）・新田（同郡石神村）を拔き、二十九日湯長谷（同縣石城郡磐崎村）を陷れた。かくて笠間・長州・因州の兵も相踵いで平潟（茨城縣多賀郡平潟町）に着した。また白河口方面は陸路より進み、六月二十二日長州の兵白河城（福島縣西白河郡白河町）に入つたが、二十四日棚倉（同縣東白河郡棚倉町）を陷れた。ついで阿州・彥根・稻田・肥前の兵も加はつて平潟方面の兵と共に進み、磐城・岩代の東部を徇へ將に會津・仙臺を攻擊せんとするの勢となつたのである。

嘉彰親王の柏崎到着

曩に仙臺藩が奥羽鎭撫總督九條道孝を城中に入るゝに及び、米澤藩もまた兵を新庄（山形縣最上郡新庄町）に遣はして副總督澤爲量を要せんとした。五月朔日爲量は薩・長・筑前等の兵を從へて新庄を發し、三日湯澤（秋田縣雄勝郡湯澤町）に着した。ついで九日久保田（同縣秋田市）に赴き、藩主佐竹義堯を獎勵した。義堯依違して容易に決せず、藩政府も爲量の滯在せるを欲しない、即日爲量は弘前（青森縣弘前市）に赴かんとして十六日大館（秋田縣北秋田郡大館町）に達した。かくて參謀前山長定仙臺に入るに及び、詭辯を以て慶邦を說き、道孝を奉じて歸京せんとすと稱し、十八日倶に仙臺を發して盛岡に赴いた。然るに藩主南部利剛官軍に應じないので、道孝また將に久保田に赴んとした。時に久保田に義徒の一派起り、義堯を匡諫して勤王せしめ、使を盛岡に遣

はして道孝を迎へ且つ爲量に之を報じた。そこで爲量は弘前に赴いたが、藩主津輕承昭拒んで之を入れないので、能代（秋田縣山本郡能代港町）に移つて將に函館に航せんとした。會高松藩の商船出雲崎より能代に歸へり、軍資金彈藥を爲量に交附し、また道孝の使も來たつて久保田に赴かんとするを報じた。六月二十九日爲量能代を發して道孝と共に久保田に入り、長・薩・筑・肥・小倉五藩の兵其の旗下に集つて之を護衞した。爲量は道孝に別れて以來久しく間關崎嶇互に辛苦を具にしたが、茲に二人始めて相合するを得たのである。道孝乃ち義尭を莊内征討先鋒となして進撃せしめ、ついで嘉彰親王柏崎（新潟縣刈羽郡柏崎町）に着かせられたので、越後口の官軍益々振張し、連に諸城を陷落して奥州口の官軍と共に會津・米澤・庄内方面を平定するに至つたのである。

第三十四章　維新の戰亂と越後口方面

○明治元年越後口方面の開戰と長岡城の陷落

初め北陸道鎭撫總督高倉永祜の高田（中頸城郡高田町）陣營を撤去せし後は、越後諸藩の情態漸く變轉して奥羽の形勢に靡傾せんとするに至つた。そこで朝廷は四月十四日、長・薩・佐土原の三藩に北越の出兵を命ぜられ、十八日長府藩へも同じく其の令を下し給ふた。依つて長藩は在京の奇兵隊六小隊・長府兵二中隊を出だし、薩摩・佐土原二藩の兵と共に、越後に赴かしめた。長藩山縣有朋・薩藩黒田淸隆

各北陸道鎮撫總督參謀に任ぜられて閏四月十九日高田に着し、長・薩及び加州・富山・高田諸藩の兵を合して進撃の部署を定め、山道軍を支隊となして海道軍を本隊となした。是より越後口の戰端が開始したのである。かくて山道軍は千手（中魚沼郡十日町の西北）に至つて二派となり、二十七日會津領の小出島（北魚沼郡小出町）を占領して小千谷（北魚沼郡小千谷町）に進んだ。海道軍は各所に激戰して二十八日柏崎に入り、小千谷と共に南軍の根據地となして高田に會議所（軍議所）を置いた。ついで山道軍は五月三日會津兵の來襲を逆撃して片貝（北魚沼郡片貝村）を取り、海道軍は六日椎谷（刈羽郡高濱町）の陣營を奪ひ、翌日永祜は副總督四條隆平と共に再び高田に入つて本營を此所に設けた。かくて山道軍は長岡（長岡市）を攻撃せんとし、有朋は時山直八（奇兵隊參謀）と共に其の領堺なる榎峠（古志郡六日町村妙見山）の地形を視察し、十三日間道より奇兵隊を進めて朝日山（中蒲原郡）の敵壘に迫らしめた。直八奮戰して之に死し官軍遂に退却した。是日海道軍は十日町（古志郡十日町村）・關原（三島郡關原村）等を占領し、進んで石地驛（刈羽郡石地町）・出雲崎（三島郡出雲崎町）を抜き、三好重臣挺身奮闘して十九日長岡街に入り、諸兵を指揮して遂に其の城を陥れた。越えて二十一日、長藩軍艦丁卯丸は薩州軍艦乾行丸・筑前軍艦大鵬丸と共に柏崎に着した。丁卯丸は其の載せ來たつた長府兵及び奇兵隊軍監福田俠平を今町（南蒲原郡今町）より上陸せしめ、他の二艦と共に附近一帶の海濱を掃攘し去つて、能登の七尾港に入つた。是時敵軍は越後諸藩の外に會津・桑名・米澤・庄内の四藩兵舊幕府並に水戸藩の脱兵等にて新潟を根據となし、各所の

要害を堅守して甚だ優勢であつた、二十五日山道軍の本營を小千谷より關原に移したが、時恰も敵兵長岡を奪還せんとして猛烈に與板（三島郡與板町）方面を攻撃した。官軍與板の諸口を固守して二十八日敵兵と激戰し、彼我の損害頗る多く諸援隊此の地に集合して防禦の部署を定めた。ついで六月二日敵兵長岡の北方三里にある今町に來侵せしこのかた、日々各地にて多少の戰闘があつたが、官軍の兵員寡くて意の如く奏功しなかつた。そこで朝廷は既に北地援兵の續發を長藩に命じ給ひ（五月二十八日）戰地よりも書を藩政府に致して援兵の派遣と彈藥の輸送とを請ふことが急切なのである。

君の干城隊副督任命と越後出張

長藩政府は北地の賊徒頑強にして官軍苦戰の狀を察したが、殊に援兵續發の朝命を拜せるのみならず、戰地將士の催促が急なるに對し、更に出兵のことを凝議し、先づ干城隊一中隊・奇兵隊二小隊を派遣すべきを決した。ついでまた干城隊二中隊を増遣すべきを決し、六月四日君は干城隊の副督となつて北越に出張の命を受けた。是時の辭令に「佐世八十郎、根役より干城中隊副督被仰付候事」とあつて、其の氏名が佐世八十郎と舊稱を以てした。是は君が形勢に鑑みて、戰地に出張の逆睹しがたきを慮り、舊稱を用ゐんことを欲し、稟請して閏四月二十七日既に復名の藩許をえたのである。また干城隊は世祿の士を中堅として組織したる一團の兵である。慶應元年三月干城隊と名づけ、君其の頭取役であつたこともあつたが、同三年之を廢して散兵中隊を編成した。同年十月復興して干城中隊と稱した

が、茲に至つて君また其の副督となつて出張の藩命を受けたのである。翌五日平岡通義干城隊參謀となり六日老臣毛利內匠總督に任ぜられ、久保無二三等其の吏員を命ぜられた。此の干城隊二中隊は四箇小隊あつて、平野拾五郎・諏訪衞守・林秀次郎・三浦政三郎の四人が各隊長であつた。君の出張中は山縣彌八が海軍局御用掛を命ぜられ、杉孫七郎に謀つて其の事務に任ずることとなつた。彌八は君が海軍頭取役となつてこのかた、其の興隆を輔佐して大に刷新するところあつたが、之に代つて規律の弛緩せんことを憂慮し、拜命の翌八日赴任に先だち書を君に送つて北越の出張を賀し、且つ趣意を陳べて海軍局機務の要件を記して示訓せんことを請ふた。其の書は次の如くである。

別後御壯勝干城隊副督被ニ仰蒙一、北越御出張之由奉ニ敬賀一候、暑之節別而御苦勞之御事奉レ存候、小弟儀御留守中、海軍御用掛り被ニ仰付一候段、昨日被ニ仰渡一候、然ル處不才之私、其上海軍之儀、丸々承知不レ仕、御請仕候も奉ニ恐入一候付、其段御同役迄申入候處、杉孫七諸事申談可レ致との事に付、御請は仕置候、昨日直樣御地罷出、御傳可レ承と奉レ存候處、出張前種々之申出有レ之、彼是御用相嵩、出浦不ニ得仕一、節格老兄規則相立候樣被レ就ニ御手一候處、御留守中又々不規則を始候樣之儀とも有レ之候而は、不ニ相濟一と煩念仕候、何卒い曲御書被ニ成置一可レ被レ下候、杉孫も今朝より出浦、御一同萩罷越候付、い細彼方えも被ニ仰告一可レ被レ下候、尙又四斤其外此度之御艦便に萩廻し之儀、脇右兵衞迄本〆より申越候間宜敷御駈引奉レ賴候、爲レ右如レ此御座候、御出張中別而御自重申も疎に奉レ存候、匆々頓首、

拜、

再白、拜青不ㇾ得ㇾ仕幾重も、殘懷奉ㇾ存候、爰許御荷物其外之儀、何そ御用向も御座候はヽ被ㇾ仰越ㇾ可ㇾ被ㇾ下候、以上、

六月八日　　　　　　　　彌　八

八　十　郎　樣　拜　呈

ついで君は北越出張中藏元役の兼任を命ぜられて軍費の出納をも掌り、また明倫館歩兵塾にある三村六之助・神田新太郎・楊井半二郎・香川恒助・三浦久熊等二十人出張を命ぜられて内匠に屬した。曩に丁卯・乾行二艦と共に越後に赴いた大鵬丸が、輸送の爲め再び萩に來着したので、十六日干城隊一中隊・奇兵隊二小隊を之に駕せしめて先發せしめた。此の干城隊一中隊の小隊長は福井太郎・平岡來三郎であつて、君の弟佐世三郎及び族の鷲頭恒太郎も隊中にあつた。君の私記に「六月十五日干城中隊越後え行、佐世三郎、鷲頭恒其外出船」とある。之と同乘した奇兵隊の小隊長は三浦梧樓・三好六郎であつた。大鵬丸は十九日柏崎に入港し、干城隊・奇兵隊は上陸して直に戰地に赴いた。翌二十日筑前藩の汽船環瀛丸もまた萩小畑浦に來着したので、二十三日君は總督以下と共に之に搭乘して萩を發した。即ち君の私記に「六月二十三日佐世八十郎其外一同出船、毛内匠殿被ㇾ行見立として先小畑迄重富・鷲頭

同船に而行候事」とある。また廣澤兵助が六月十六日京都より山縣有朋に送れる書中に「成丈御國之兵力を盡し、東北共寒氣不差向中、御鎭定相成不申ては不相濟、就ては毛利內匠殿・佐世八十郎其外、干城隊四百人餘、一大隊砲隊半座、其御隊先達而上京之部八十人共合六百人餘、已に去月二十九日比於萩港筑前蒸氣艦に乘組都合に相決候」とあつて、是時派遣兵士の概數を知りうるのみならず、北地は自ら長兵主となつて鎭定すべき傾向となり、君等其の責任の大なることが察せらるのである。かくて君等の一行は、二十六日柏崎に着し、直に上陸して翌日戰地に赴き、二十八日太政官の攝津艦もまた軍務官判事吉井友實及び親兵を載せて柏崎に入港したのである。

君の作戰運籌と長薩兩兵の競勇

君等に先發して戰地に赴いた干城隊・奇兵隊は、敵兵の來襲を逆へ擊ちて六月二十二日福島（古志郡新組村）を回收したが、小隊司令福井太郎戰死し同三好六郎も負傷した。是より官軍は出雲崎水門（中頸城郡直江津町）等にて賊兵と戰ひ、之を驅逐して二十六日に及んだが、干城隊田北次郎鶴また戰死した。是日君は柏崎に着して二十八日長岡の陣營に赴き、始めて戰況を視察し、七月朔日橡尾（古志郡橡尾町）の敵兵を擊退せんことを決した。翌二十九日君は次の書を父に送つて越後到着このかたの狀を報じ、且つ三郎・恒太郎の善戰並に太郎・次郎鶴等の死傷を告げた。

君上益御機嫌克奉恐悅候、將又尊公樣御母樣其外樣彌御勇健奉大賀候、廿六日越後着、廿七日干城隊直に戰

地出張、私儀は廿八日長岡え出張仕候、明七月朔日大合戰と決定仕候、賊兵も恐るゝに足り不ㇾ申候、三郎・恒太郎も誠に盛に合戰仕候、御悅ひ可ㇾ被㆓成遣㆒候、實に何とも申譯け無ㇾ之儀は、田北次郎鶴討死仕候、隊長福井太郎も討死仕候、其外七人手負御座候內、兩人は快氣も六ツケ敷奉ㇾ存候、乍㆓殘念㆒私儀は大合戰之現場え得出不ㇾ申候間命に別條無㆓御座㆒候、少も御氣遣ひ被ㇾ成被ㇾ遣間布候、不ㇾ遠內勝軍之御知せ可㆓申上㆒候、隣の次郎はまめに相成申候、御傳へ可ㇾ被ㇾ遣候、何分いそがしく御座候間、只一筆申上候、尊公樣其外樣偏に御無事を奉ㇾ祈候、恐惶謹言、

辰ノ六月廿九日　越後國長岡陣中に而認之　　八十郎誠

家大人樣　膝下

（四通一包に〆九月五日屆）

此の書にて、君は常に帷幄の中にあつて專ら運籌を掌つたが、未だ戰線に出張して敵兵を擊破しえざるを遺憾とせることが想知せらるゝのである。かくて豫定の戰略によつて、七月朔日山道軍は長・薩・加州・松代の兵を以て森立口（古志郡荷頃村）より賊徒を擊攘し、榎尾の堅壘に迫つた。諸口の官軍大勝して將に榎尾に入らんとしたが、賊兵死守して激抗し遂に拔く能はずして退いた。翌曉、賊兵大擧して干城隊小隊の成れる水門（古志郡八町沼附近）・十二瀉（同郡黑條村）等の砲臺を急襲したが、長・薩・高田・龍岡（信濃佐久郡田野口藩）の諸兵激戰して之を郤けた。ついで三日官軍また水門方面の賊兵を砲擊して退却せしめた。此の三日間

の戰鬪に彼我の死傷多く、小隊司令三浦政三郎も負傷した。山道軍の進擊開始の日參謀西園寺公望は高田を發し、翌二日柏崎に移つて之を本陣となした。そこで君は官軍の形情を察して公望に將來の作戰並に長岡移陣の意見を陳述せんとし、五日自ら柏崎に赴いて之に謁した。是より公望は大に君に信賴するところとなつた。是日また君は柏崎より次の書を父に送つて、六月二十二日より七月三日に至れる戰況を報じた。

殿樣益御機嫌克恐悅至極に奉レ存候、將又

尊公樣御勇健可レ被レ成二御座一恐悅奉レ存候、二に八十儀今日急御用有レ之、長岡ゟ柏崎迄罷歸申候（長岡ゟ柏崎迄十里許）間、一筆申上候、今以日々小戰爭絕不レ申、いつ賊兵亡申候と申目途相立不レ申、甚困り申候、過る二日曉に干城隊一小隊に而守候臺場、賊兵襲來不意に打入申候而、討死手負多人數出來申候間、一端臺場を退候得共、直に盛歸し申候、是迄長州は餘程手際宜御座候處、此日之戰不手際に而、誠殘念千萬に奉レ存候、尤三郎・恒太抔之隊に而は無二御座一候、三郎は殊之外達者に御座候、御悅び奉二希上一候、着掛之一合戰三郎等が隊大に手際宜敷、夫己來勇氣益强く相成候樣に相見へ申候、平岡來三誠に能働申候、恒太も誠に盛に働申候、少々之金や衣服は恒太・田中信抔へも私ゟ氣を付遣し申候間、其段御傳奉二願上一候、七月朔日二日三日と討死手負左之通に御座候、

七月朔日　　森立ロ戰

手負　林英太郎
同　長養次郎
同　島田謙吉

浦瀨口戰

手負　豐田半三郎

右之外他藩にも少々御座候、

七月二日曉

福島水門戰

討死　張司馬
同　羽仁又左衛門
同　北村熊太郎
同　竹內作次郎
同　佐方內藏允
同　草刈右衛門七
同　高村助之進
同　增野榮藏

同　上田八十郎
同　湯淺省三郎
手負　三浦政三郎
同　渡邊瀨兵衞
同　高須辰之進
同　河越隼人之助
同　佐々木增藏
同　山本彌太郞
薄手　平佐彥七
同　佐伯龍藏

同日　十二潟戰

討死　江川一之助
手負　杉山瀨兵衞
同　兒玉幾次郎
同　湯淺武造

三日　水門戰
討死　服部龜太郎

同日　浦瀨戰
手負　伊木勢三郎

六月廿二日　福島戰
討死　福井太郎
手負　繁澤敢士
同　市川三右衛門
同　乃美助十郎
同　勝田四方藏
同　宇野重之進
同　町田梅之進
同　澤半三郎
同　小者壹人

廿六日夜明　福島水門に而

討死　田北次郎鶴

右先月廿二日より七月三日迄戰爭死傷に而御座候、誠に以氣之毒千萬落涙之至に奉レ存候、右之通に討死手負は御座候得共、戰之强き事諸國へかけ、長州が第一に而御座候、是又御悅ひ可レ被レ成遣レ候、いづれ十月中には日出度歸國戰之模樣御咄可ニ申上一候、其中偏に御用心專一に奉ニ願上一候、恐惶謹言、

辰の七月五日夜　八十郎誠

越後國柏崎に而認之

家大人樣膝下

重留・鷲頭・兒玉・楊井・國司其外へも手紙差出候筈に御座候得共、何分忙しく候間宜御傳奉ニ希上一候、以上

達者に相勤申候間、其段宜御傳奉ニ願上一候

（九月五日屆）

此の書に據つて、君が將士の死傷を勞悒せることの深きと諸藩の隊中にて長州の兵卒が最も優秀にして精强なることが察せらる。また之と共に君は十月迄に賊徒を鎭定して凱旋せんことを豫報し、双親の意を安んぜる孝心のことも知らるのである。開戰このかた長・薩二藩の兵士は、各地に於て常に賊徒征討の中堅となつて進擊し、他藩の兵は槪ね之に參加應援の狀態にあつたが、二藩の兵互に其の强

勇を競逐するの傾向があつた。君の此の書中に長兵の秀鋭を誇りとして父に報ぜる如く、曩に黑田淸隆が吉井友實に送つた書中にも「外城兵は城下の兵隊には相劣り、甚殘念の事に御座候、長州の奇隊と申せば天下に秀たる鋭兵、夫れに相交り候得は、心配此事に御座候」とあり、また「乍殘念も野元助八隊歟樺山十兵衞隊歟、古海軍右之內一隊丈け御遣可被下候、左候得は決して長州と比較しても、格別耻敷事萬々有之間敷候」とあつて、競勇の意を示してゐるのである。

君の北越官軍參謀拜命と海軍の行動

是月六日山縣有朋は其の願に依つた北越官軍の參謀を免ぜられ、君代つて之に任ぜられたのである。按に君の參謀に任ぜられしことは百官履歴に「明治元年七月六日同藩山縣狂介儀、北越官軍參謀依願被免、其方へ右代り被仰付候事」とあるも、太政官日誌・北征日誌・奇兵隊日記などには之を記しない。そこで山縣有朋の越の山風に「前原が參謀に任ぜられたるは何時頃のことなりや、奇兵隊の日記には勿論太政官日誌及び北征日誌等にも絕て之を記しあらずと雖ども、前原が參謀として戰地に在りたるは事實にして、余の記憶違ひに非ざるを確信す」とある。なほ辭職允許の令が京都より戰地に達したことは、奇兵隊日記七月十六日の條に「山縣狂輔參謀御免之段京都より御沙汰有之候付、公卿樣御逢ひ被成との御事に而、呼寄之儀小西直記より申越候」とあるのである。

是時長・薩二藩の兵は、長岡と關原とに分營してゐたが、八日或は九日西園寺公望は君等の議に從つて長岡に移つた。依つて有朋は更に君等に謀つて福田俠平を長岡に遣はし、會議所の移轉を議せしめて十一日玆に徙つた。こゝに於て會議所を公望の宿陣に開き、君及び有朋・黑田清隆・吉井友實相共に集合して專ら戰略を謀議することとなつた。曩に山田顯義は丁卯丸の船將河野又十郞と共に越後海に來たり、乾行・大鵬の二艦と同じく敵艦順動丸と寺泊にて戰ひ、遂に之を坐礁燒燬せしめ五月二十四日其の後能登の七尾港を根據となし、常に沿岸一帶を回航して賊の巢窟を砲擊威嚇し、また官軍の運輸船擁護に勤勞したのである。かくて戰局の發展に伴ふて船舶を要すること多く、顯義等は柳川藩の千別丸が新艦なるを見て、之を留めて海軍の專用になさんとし、總督府に稟請交涉したが許容せられなかつた。そこで顯義は、海戰の期漸く迫まつて陸軍の爲に船艦の自由に使用しえざるを遺憾となし、七月十二日君及び友實に次の書を送つて之を告げ、加州藩の錫懷丸を萩に廻航せしめて千別丸の海軍に專屬すべく盡力を請ひ、且つ賊に先だち佐渡を占領して海上の權を制するの急なるを說き、陸兵二百人大砲四門の貸付を促したのである。

引續御苦慮之段拜察仕候、然處先日參營之砌縷々申上置候、海軍一統石炭拂底に付、其後孰の船にても來着次第、必海軍に用立候覺悟に而、先日以來柏崎滯在着艦相待居候處、此度千別丸來着、直樣七尾表乘廻し候樣及二談判一候

處、豈計

督府ゟ既に國元迄、今一度往還候樣御沙汰有レ之候由、驚愕之至に御座候、海軍之儀は四十里外七尾に碇泊仕、耳目手足とも無ニ御座一候、貳百十日は來る十四日に相當候由、海軍戰爭之期限も今纔に相成、進退とも不自由千萬、度々陸軍之爲に遮られ、千歲之遺憾此事と歎息罷在候、付而は昨日平川新二郎態々其地迄罷越候に付、御決答も可レ有レ之候得共、又々爲レ念申上候、賊も軍艦買入候由確報有レ之、是非々々急速大進擊不レ致而は不 相叶一と奉レ存候、右に付先日も申上置候、陸軍人數貳百人大砲四門位、必借用仕度存候、急速進擊之御手都合に不ニ相成一候得は、賊必佐渡に根據を占め、出雲崎柏崎之間に出沒致し可レ申候、左候得は陸軍兵隊幾多有レ之候も、決而備足申間敷、新潟は不レ可レ拔なり、乍ニ愚案一申上候、此方よりも佐渡は急に手を付不レ申而は、暴波に至り運漕船之滯泊處も無レ之樣可ニ相成一候間、其邊篤と御勘考被レ下、人數大砲等拜借奉レ願候、千別丸之儀是非御願申度儀は別事に無レ之、是迄海軍に屬し候運用船、更に無ニ御座一候に付、一同究困之次第も不レ少、其上船足至而早く、新造船にて有レ之、彼是勝手なる船故、必拜借可レ被ニ仰付一候樣御配意致ニ御賴一候、昨夜加州船(此分は宜しき船と相見申候)一艘來着に付、此分を萩表御廻し相成候而は如何、若此船にて御濟せ相成候はゝ、海軍之仕合不レ一方一奉レ存候、先に任ニ急便一草々奉レ得ニ貴意一候、頓首、

七月十二日十時　山田市之允

吉井幸輔樣

前原彦太郎様急呈

此の書に據るに、顯義等は陸軍のみにて新潟の容易に拔くべからざるを察し、敵をして佐渡に占據せしむるを危険と思惟したのである。福田俠平もまた參謀部は海軍の論に委して速に新潟を砲撃せしむるの利なるを察し、海陸兩兵駢進說の爲に其の機を失せんことを憂ひ、是日書を君に送つて之を說き、且つ友實に謀つて顯義を攝津丸に乘艦せしめ、千別丸を稽留せしむべく周旋せしめた。攝津丸は太政官所屬の軍艦で、曩に友實が親兵と共に搭乘し來たつたもので、俠平は顯義を之に駕せしめ海軍の作戰に有利ならしめんことを冀望した。其の書は次の如くである。

海軍之論、兎も角も御任せ不二相成一而は相濟間布、付而は定算も可ㇾ有ㇾ之候得共、急々一戰之手段可ㇾ然奉ㇾ考候、所詮海陸並進之論より、却而時機を失候方多、寺泊邊よ　新潟砲撃仕候はゝ、差向陸軍之助と可二相成一、其余陸兵相揃候上は、又並進之策も相立可ㇾ申候、又攝津丸え山田市之允乘組候事、吉井先生御相談御運可ㇾ然奉ㇾ存候、諸事御評議之上御指揮奉二願上一候、千分丸御差留に相成候はゝ、是も督府之御沙汰異り、改而御留心御沙汰申上も疎に奉ㇾ存候　書余拜靑萬々可二申上一候、拜具、

七月十二日

別紙柏崎便りに御面倒ながら、御送り奉二願上一候、以上、

総督宮の柏崎到着さ陸海軍新潟攻撃の戦略

時に長藩干城隊一中隊の附属大砲隊・振武隊三中隊・薩藩四隊・藝藩銃砲隊二隊・越前兵相踵いで來着し、總督府は之を關原・長岡・與板・出雲崎等の各地に分遣せしめた。ついで是月十五日會津征討越後口總督嘉彰親王もまた柏崎に着せられ、姑く此の地を以て本營と定められ、即日片岡源馬を長岡の陣所に遣はし、總督を拜命して出馬したるを報じ、同心合力して速に成功を遂げ以て宸襟を安んじ奉らんとするの旨意を越後口出張の諸藩に布告せしめられた。翌日更に勅使壬生基修を長岡に出張せしめ、諸藩の將士數月滯在して盡力せるを叡感遊ばさる御沙汰を傳へしめ、酒肴料金二千兩下賜の旨を達せしめられた。是時君は已に山田顯義・福田侠平の意見を考慮したが、總督宮の來着あらせられて長・薩・藝・越等の諸兵續到したので山縣有朋と協議し、先づ海軍を統一して其の根軸を堅固ならしめんことを欲し、此の前日十五日書を關原にある吉井友實に送つて之を謀つた　友實之を賛して直に海軍會議所を關原に設け、諸船將をして此所に居らしめ、兵艦の集合を俟つて歸陣せしめんとし、是日十六日に復書して之を君及び有朋に報じ、且つ總督宮の來着を賀して下賜金の支出を促した。即ち其の書中に「昨十五日之貴簡、今朝相達拜見仕候、海軍都合宜候はヽ早々歸陣致候樣承知仕候、山田君にも昨朝より丁卯丸迎に柳川船より御越、一人にて諸手當共致居候、海軍も頻と根本不相立候

に付、當所へ海軍會所相立、諸船將相詰居候樣、昨日も相達置候、不日に兵艦共相揃可申候、直に繰出し早速歸陣可仕候に付、其内何歟宜く御盡力奉願候」とあり、また「宮樣昨夕御着陣、恐悅御同慶御座候、早速より御用多く込入候、餘程此邊之人心喜悅之體に相見存候、追々御進軍相成候樣可致候、今日壬生殿其地へ御越相成候、軍士御慰勞として金三千兩被下候由、右三千金未屆不申候に付、其許會計方より取換を以、一日も早く御下渡相成候方可然相考申候、宜しく御取計可被下候」とあり、なほ越の山風に「十五日には仁和寺宮愈よ柏崎へ御着陣につき、西園寺卿は御出迎の爲め、同所に出張せられたるが、吉井は柏崎より書翰を送り、山田と打ち合せの上、海路進發の諸兵を來る十七日までに柏崎へ集合することに評決したる旨を報じ來れり、依つて余は前原等と協議の上、長州兵の中よりは現に與板に在る所の分、即ち奇兵・報國各一小隊及干城隊二小隊は其方面へ差向けることとし、十六日に越前兵六小隊と之を交代せしめ、直ちに柏崎に出張したり」とある。翌十七日小濱藩兵柏崎に着し、既に二十三藩の出兵となつたが、福知山・足守・三日月・小野・小松・明石・高鍋七藩の應援兵も漸次來たらんとして官軍甚だ優勢となつた。そこで君等參謀は、陸海夾擊の作戰を實現して其の功を收めんとし、軍艦より新潟を砲擊せしめて附近の地點に陸兵を上陸せしめんことを決し、干城隊・奇兵隊・報國隊及び薩兵四百人秋月・因州二藩二百人合計六百人をして海軍に呼應し、不意

に新發田領の松崎（北蒲原郡松ヶ崎濱村）を攻撃せしめんとした。即ち君が七月十八日父に送つた書中に、

又々申上候・頃日は戰は至而少く御座候得共、戰士は晝夜臺場詰に而御座候付、痢病時疾之類も少々流行仕候・爾強而大流行と申にては無二御座一候間・御安心可レ被二成遣一候、諸藩も此節は廿三藩計も出兵仕候付、官軍も餘程多勢に相成申候、不レ遠内大進軍一戰可レ有レ之奉レ存候・會津兵此節越後口には至而少く御座候樣に相考申候・仙臺・米澤抔弱兵に而御座候間・格別不レ足レ恐と奉レ存候〇干城隊一中隊岡部富太郎・山中梅之進隊長にて御座候分、奇兵隊・報國隊一小隊・薩州兵二百人・秋月兵・因州兵合て二百人、〆六百人・軍艦え乘せ組新潟ゟ七里計先き芝田領松ヶ崎え不意に進軍、明十九日には必一戰爭・賊之肝をぬき可レ申手筈に御座候・

とある。更に參謀は其の作戰方略に關し、審議を凝らして之を顯義等に面議した。ついで二十一日總督府は顯義及び薩藩本田親雄に各海軍參謀を命じ、久保無二三・白井小助二人を海軍周旋となして岩村高俊を軍監となし、長・薩・藝及び高鍋・明石等の諸兵を從へて二十三日に開航せしめた。而して攝津・丁卯・千別・萬年・錫懷・大鵬の六艦に、海軍作戰の任務に當らしめた。此の部署に關して君の自ら記せるものあつて次の如くである。

新發田進擊　　薩兵百人

二度目上陸

長兵	百	人
藝兵	二百卅	人
長大砲	二	門

右、島見・名太夫兩村之間濱手へ上陸、直樣新發田進入之事、

松か崎口

薩兵	百	人
長兵	百	人
秋月兵	九十	人
薩大砲	貳	門

右上陸直樣松か崎進入之事、

以上

大鵬丸乘組

徵兵	百八十五	人
明石兵	五十	人

右、島見上陸豫備兵時機に寄急應之事、

右、輜重警衛兵　　　　　　　　　　栃木兵　五　十　人

右、諸兵上陸一報次第柏崎注進之事、　　千　別　丸

右、松か崎沖碇泊之事、　　　　　　　兩　軍　艦

大　鵬　丸

錫　懷　丸

右、島見沖碇泊之事、

七月廿三日二字より四字迄乘組、七字揚碇之事、

賊兵の長岡城奪還さ官軍の收復

是月二十三日は諸兵を搭載せる軍艦出航の期日であつて、總督親しく諸藩の隊長及び吏員を本營にて引見し、軍令を示して之を激勵した。こゝに於て長岡の官軍は、關原方面より新潟の背後を衝擊する諸兵に呼應して正面攻擊をなさんとし、平地は薩兵主力となり、山地は長兵主力となつて各諸藩の兵を從へて兩道より新潟に進むべく決し、將に明日を以て發せんとした。然るに賊兵は長岡街の警備薄

弱なるを探知し、官軍の行動に先だつて二十四日の夜突如襲撃した。官軍不意の夜襲を受けて遂に拒守しがたく、君は山縣有朋と共に妙見に退き、西園寺公望・吉井友實もまた關原に卻いたのである。是夜君は火焔の上るを望み、官軍の今町附近を攻撃したるものと誤認して之を喜んだが、有朋の急報に驚いて相共に妙見の要衝を扼守せんとして退却せしことが越の山風に見えてゐる。參考の爲め抄錄すれば次の如くである。

我々は長岡城外に出で、兵を集中して恢復を謀らざる可らざるにより、先づ妙見の要衝を守備する決心なり、足下〇長三洲は此旨を西園寺卿に告げ、錦旗と卿とを擁護して速かに關原に退却すべしと命じ、去つて前原の宿舍に至れば前原は屋根に上りて火の手を望見し、快哉と連呼し居たり、蓋し前原も亦此火を以て官軍の今町附近を攻擊するものと思ひ誤りしなり、因つて余は事の極めて急なるを報じ、且つ人數を纒めて一同に退却を爲すの必要なるを語り、約に從ふて妙見の方に引揚げたり。

こゝに於て長岡口の官軍は、其の作戰の齟齬したるのみならず、柏崎にて浮說蜚語の行はれたので、士氣沮喪して之に參加せる諸藩の兵もまた動搖の形情があつた。依つて總督宮を始め君等參謀は深く之を憂慮したが、翌二十六日督府令を下して嚴に諸兵を戒飭し、また關原本營より諸藩兵を督勵して要衝の地に分遣した。是時海軍諸艦は豫定の如く、二十五日松崎附近の大夫濱に着して其の載せたる

長・薩・藝及び明石等の兵を上陸せしめ、翌夜山田顯義は柏崎に航し、關原に來たつて狀を報じた。ついで顯義は、再び松崎に歸航して上陸官軍の進擊を促さんとした。時に官軍既に二派に分れて進み、其の一は新潟に向つて松崎に屯營し、其の一は新發田に向つて賊兵を壓迫し、新發田先づ降附したが、二十八日三日市藩もまた降つた。松崎に屯營せる官軍は、賊兵を阿賀川（東蒲原郡）・沼垂（中蒲原郡沼垂町）に破つて數日對峙したが、二十九日海軍と呼應して激烈に新潟の堅壘を攻擊し、遂に之を陷れた。また關原の本營より進發令を受けた長岡方面の官軍は、長兵專ら主力となつて是日總攻擊を開始し、大に賊兵を破つて長岡を收復し、更に附近の要地をも占領した。是より越後口の形勢大に變轉して賊兵速に崩潰し、官軍は之を追擊掃蕩するに至つたのである。

村松城の陷落と越後の大勢平定

新潟及び新發田口の官軍は八月二日三根山藩を下し、越へて四日村松（中蒲原郡村松町）を取り、また橡尾・長岡方面の官軍も笹岡（北蒲原郡笹岡村）・月岡（南蒲原郡月岡村）・三條（同郡三條町）・加茂（同郡加茂町）等の賊を驅逐し、五日までに漸次村松城に入つた。君も長岡より加茂に移つて更に村松會議所に詰め、七日參謀協議して長・薩・高田・新發田・松代・越前の諸藩並に親兵の各一部隊を此處に屯營嚴守せしめた。其の發令を君の自ら記せるものあつて次の如くである。

長州

干城隊四小隊
同斥候一小隊

右、村松え被進候事、

同
振武隊

右、同前

八月七日

長州
砲隊二門

右、村松出張被仰付候事、

八月七日

高田
一小隊

右、村松出張被仰付候事、

八月七日

坂田口出張　新發田一小隊
大登出張　同一小隊
陣ケ峰出張　同一小隊
右村松出張被仰付候事、
八月七日
加茂
松代　二小隊
砲一門
長州
奇壹小隊
同半隊
盤一小隊
報半隊
御親兵
四小隊

三小隊

八月七日

松代

二小隊

砲一門

右、村松出張被仰付候事、

八月七日

薩州

二小隊

同

砲三門

右、村松出張被仰付候事、

八月七日

大小荷駄

右、村松出張被仰付候事、

八月七日

おひ日山出張
越前
一小隊

右、村松出張被仰付候事、
八月七日

御親兵
一番一小隊

右、里水出張被仰付候事、
八月七日

是日君等は更に相議し、親兵の領袖桑原謙藏をして一小隊を率ゐて加茂を警戒すべく命じ、且つ諸隊に令して敵の殘黨並に間諜等を捕縛せば玆に檻送せしめ、なほ賊徒の鄉邑山野に隱伏せんことを慮つて之を糺察稟告したるものを褒賞し、掩匿庇護せるものを嚴罰に處せんことを決して洽く其の趣旨を町村に達した。其の全文の君が自ら記せるものまた次の如くである。

御親兵
桑原謙藏
一小隊

右、當地取締被$_{二}$仰付$_{一}$候事、

八月七日

賊殘黨
幷間者
不審者

右、致$_{二}$捕方$_{一}$候はゝ、加茂宿陣御親兵桑原謙三隊へ可$_{二}$申出$_{一}$候事、

八月七日

今度賊徒爲$_{二}$追討$_{一}$官軍被$_{二}$差向$_{一}$候處賊徒追々退散候得共、猶鄕村或は山野に隱れ居候殘黨可$_{レ}$有$_{レ}$之も難$_{レ}$測に付、在町並諸所小村に至る迄嚴重に取糺し、申出に於ては褒賞可$_{レ}$被$_{二}$宛行$_{一}$候、若於$_{二}$隱匿$_{一}$は殘黨同罪之可$_{レ}$被$_{レ}$及$_{二}$御沙汰$_{一}$候事、

右之通、一町一村も不$_{レ}$洩樣可$_{二}$觸達$_{一}$候事、

八月七日

前日壬生基修は新發田に入つて八日西園寺公望三條に移つたが、越えて十二日總督宮も此所に至らせられた。是日官軍は賊兵の高石を根據とせるを偵察し、之を擊破して潰走せしめたので、越後の大勢は略ぼ定まつたのである。去月賊兵長岡に夜襲せしこのかた、兵馬倥偬にして君は暖席の遑なく、父にもまた戰況を報じえなかつた。越後の形勢大に平定したので、長岡にて夜襲を受けしこのかた村松の占領に至れる概況を報じた、即ち其の書中に「先月二十五日曉長岡にて夜襲に出逢ひ、ぢばん一まいも無之樣燒申候得共、命は別條なくのがれ申候、其節安次郎敵一人打殺し、大に手際仕候、長岡敗北之後、妙見山迄引退き申候處、雨は降續き晝夜わらじをとき候隙も無御座、誠に苦しみ申候、二十九日之朝より大に合戰を始め、干城隊三小隊薩州三小隊に而進み、九ッ過に又々長岡落城より直に相進み申候處、其勢に而何れ之賊軍も大抵敗北仕、七日には村松城まて罷向ひ申候、新潟之口より進候部は、餘り戰も無之、新發田も降參仕候、尤村松も降參仕候、當君は會津え遁込申候、私も此節は村松城に滯陣仕候、近內に庄內口村上城え取かゝり申候手配に御座候、會津も餘程よわり申候　尤其迄之處、戰爭之度々彼是申上度、如山如海御座候得共、何分晝夜多用に而一々不申上候間、御了簡奉希上候、何分越後之軍には、あきはて申候、干城隊も死傷百餘人に相成候、井上彌八・平野拾五郎も手を負ひ申候、何卒快氣仕候得はよろしくと祈居申候、村上城落候得は、越後一國は先平らき申候間

夫を限りに御暇願度と夫のみ相考居申候」とあつて、長岡の夜襲には君も僅に身を以て免る程の危窘であつたが、收復後賊兵各所に敗退し、官軍將に進んで村上城を攻擊せんとし、其の陷落によつて、越後全國平定するので、君は姑く暇を請はんとするの意志なることが知らるのである。

西鄕隆盛の來越さ長薩兩藩兵の調停

是より先き八月六日、西鄕隆盛は薩兵を率ゐて鹿兒島を發し、十日柏崎に着したが、官軍新發田を占領して新潟方面の形勢已に平定したるを聞き、上陸して總督宮に謁し、直に回航して松崎に留まつた。また島津登も薩兵を率ゐて八月三日に鹿兒島を發したが、途中風波の爲に遲延して十三日新潟に着した。此の新來の薩兵は、十六日海路に由つて秋田方面の官軍應援に赴いたのである。隆盛の越後に來たつたのは、固より官軍の急に應ぜんとせることと論なきも、心竊に長・薩領袖の間に疎隔あるを察し、其の調和を謀らんとしたことが越の山風にて知らる。また山縣有朋も常に長・薩の軋轢あるを深憂したが、隆盛に會晤して互に四月以來の經歷を語り、其の協調に心勞したりしことも傳へてある。未だ他に之を證徵すべき史料なきも長・薩競勇より互に意志の疏通を闕ぎしことは認めらるのである。越の山風に散見するのを抄錄すれば次の如くである。

前原は又當初は痛く薩人を嫌ひ、或る時の如きは、黑田と感情の衝突よりして參謀を辭して歸國せんとまで云ひ居たる程なりしが、頓て大ひに吉井と親密になりたり、後ちに聞きたる所に據れば、爾來吉井は深く前原を稱揚し、以

て長州人中罕に見るの人物となし、前原も亦吉井の人と爲りを稱揚せりと云ふ、

また

此の薩と長とも常に同心一致し居れるに非ず、機に觸れ事に臨みて往々意見と感情との衝突を免かれざりしことは上來の記事を見ても之を察するに餘りあるべし、殊に黑田に對する長州人の不滿は、實に非常にして殆んど得て制止すべからざるものあり、余の如きも、眞逆に前原の如く職務を抛ちて歸國せんとまでは考へざりしも、而かも參謀を辭して奇兵隊の一人として行動するの一身に愉快なるは勿論、結局朝廷の爲めにも忠義となるべきを思惟し、斷然辭表を提出したることありしなり、而して余の辭表は一旦聽屆けられたるも、尋で總督宮より懇諭あり、遂に又留職することゝなれり。

北征日誌の七月十七日の條に御沙汰として、

薩　黑田了介
長　山縣狂介

右越後口參謀奉命以來、不二容易一盡力被レ遊二御感一候、當表御出張之者迅速賊徒平定奉レ安二宸襟一度思食候間、彌盡力之儀御依賴被レ遊候旨、總督宮御沙汰候事、

とあり、是れ即ち余の決心を飜へしたる事情なり。

また

予は十四日月○八新津を出發し、片野十郎と共に新潟に赴く、西郷に面會の爲めたり、西郷は曩に奥羽援兵の增遣準備中に、越後の急警頻りに至りしのみならず、戰地に於ける薩・長の關係に付ても、憂慮する所ありし由にて、終に自ら海路越後に來ることに決心し、兵を率ゐて越後に着し新潟に入りしなり、予は西郷に會し、互に四月以來の經歷を語り、悲喜交〻至るの感あり、西郷は越後口略既に平定に歸したる今日、其兵を此處に留むるの要なし、是れより庄內の賊を擊たんとす、既に越後に在る兵員中よりも幾分を割き、鼠ヶ關方面に出し吳れよとのことにて、予は勿論之を諾したり、從來とても余は勉めて薩・長の軋轢を避けんとし、長州の隊長等に向つて注意を加ふるに怠らざりしも、西郷に面會して互に杞憂を叙べたる後は、一層此點に注意することとなれり、去れば壯年血氣なる長州人の中には、余が薩人に讓步すること多きを慨し、竊に不平を抱きたる者も少なからざりし由。余は後に至りて始めて之を聞きたり。

君の總督府詰と津川紫崎兩口の官軍若松進入

官軍既に新發田を占領し、之に接近せるは會津領であつて、直に此の方面に向つて進擊を開始せんとした。其の主力隊は長・薩二藩兵にして之に新發田・藝州・加州の諸藩兵及び親兵加はり、津川口（津川は東蒲原郡津川町）と赤谷口（赤谷は北蒲原郡赤谷村）との兩道に分れ、八月十四日より駢行して進軍した。是日賊兵大擧して新發田を襲擊せんとしたが、赤谷口の官軍之を破つて津川口の官軍と共に赤谷に進入し、翌日新谷（東蒲原郡新谷川附近）に宿營した。ついで十六日官軍津川の前面角島に進んだが、賊兵對岸に堅壘を築いて嚴守した

ので、彼我川を隔てゝ砲火を交ゆるのみであつた。官軍急に造舟を計畫して其の成るに及び、二十五日奇兵隊先づ川を渡つて津川に入り、諸隊相踵いで進んだ。是より先き賊兵は阿賀川北岸の石間（東蒲原郡下條村）・小松（同上）及び寶珠山（北蒲原郡安田村の東嶺）等を固守して、官軍の進入を拒扞せんとした。そこで新發田を發したる官軍の一隊は、進んで小松・石間地方の賊兵を掃攘追撃し、二十六日津川に入つて本軍に會した。是日君は命を以て村松會議所を去つて總督府に屬したのである。而して津川口の官軍は更に前進して二十七日上野尻（河沼郡上野尻村）に至り、翌日天屋（河沼郡束松村）等を經て只見川（大沼郡阿賀川）沿岸に出でた。賊は對岸一帶の要地に堅固なる防禦工事をなし、河畔なる船橋村（河沼郡高寺村）の船橋を撤去して嚴守した。依つて官軍の一隊は船渡村の上流なる柳津（河沼郡柳津村）に向つたが、賊兵の防備嚴にして容易に渡りがたい、官軍已むなく二十九日其の兵を分ち、阿賀川を渡つて津川の上流なる柴崎（耶麻郡新郷村）より石坂峠に進軍せしめた。此の一隊は即日阿賀川を渡つて進入し、晦日石坂峠に向つた。九月二日干城隊・奇兵隊は諸藩兵と共に陣ヶ峯（三島郡桐島村）・赤岩（陣ヶ峰の附近）諸村の賊を攻撃し、野澤（河沼郡野澤村）の松代兵等もまた阿賀川を隔て赤岩の賊を攻撃して官軍に應戰した。そこで賊兵遂に潰敗遁走したので、官軍は阿賀川を渡つて將に館野原（耶麻郡山都村）に進まんとした。翌三日福田俠平は野澤の營より次の書を君に送つて是等の戰況を報じ、且つ全軍只見川を渡らば兵士の增遣粮食の多量を要すべきを以て其の周旋を請ひ、爲に山縣有朋の出づべきを告

げた。

別後御不快之御樣子、爲レ國御加養專一に奉レ存候、津川口追々都合宜進軍、本筋天屋と申所迄相進、川を隔對陣、夜白渡川之手段罷居申候、本筋より右手西方と申所に、二三日前敵襲來、無レ間逐拂候、東松峠よりは若松城之砲聲放火等相見、今少しに相成遺憾此事に候、芝崎口干城隊全力奇兵隊其外諸藩之手を以、昨曉進擊至而都合よろしく、陣峰迄取切申候、勢に乘し今日も立の原陣屋を一掃之積りに御座候、死傷も隨分有レ之申候、惣軍渡川之上は兵員も甚不足仕、隨而兵粮等御配慮可レ被レ下候、今日當り狂介御地え參り可レ申候、委曲御直御聞取可レ被レ成候、不二取敢一あらまし申上候、御快氣之上、早々御出馬奉レ待候、匆々頓首、

九月三日

野澤會議所ら

前原彦太郎樣　虎皮下

福田俠平

君は曩に總督府詰を命ぜられたが、此の前日(九月二日)本營を新發田に定められたので、俠平の書を此所にて受けしなるべく、また之に依つて微恙ありしことも知らるのである。翌四日野澤會議所より津川會議所に送つた書があつて次の如くである。

城も未レ拔由、しら川口も山に據相戰候樣子、左すれは當一手を以、巢窟一掃之手段に可レ仕、就而は兵員甚不足仕

則荒尾駿河も夫耳に差返し候、大略積り書御一見相成候半差送り可ㇾ申候、山縣新發田行故、幸急速御手筈可ㇾ被ㇾ下候、只今に而は透間は無二油斷一候。夫迄に兵粮等御繰込置可ㇾ成候、米澤之事狂介疎は無ㇾ之候へとも、官軍ゟ精兵少々繰込、諸事駈引仕らせ、當口之勢に隨ひ、彼地よりも討入候樣是又御勘考之上、山縣迄御申越。可ㇾ被ㇾ下候、最初はしら川口之勢に寄相進候事故、五十小隊位に而相運候樣相考候、前斷之事故、兵員無ㇾ之而は相叶不ㇾ申候、尙少々寒氣日に相募り申も疎に候、號旗速に御調御送り可ㇾ被ㇾ下候、過日之書面は御地え遣し候のを肩書うろたへ申候。新發田へ御急飛を以、廉々御申越奉ㇾ賴候、余は又々可二申上一候、匆々頓首。

九月四日　　　　野澤會議處

津川會議處樣大急

是日官軍進んで大に館野原・木曾村（耶麻郡山都村）に戰ふて賊兵を擊退した。館野原に會津代官所の陣營があり、木曾村には大鳥圭介も脫走の舊幕兵を率ゐて出陣したが、遂に敗北したのである。此の日の大戰に、官軍賊の要衝に進擊して苦鬪せしことは、是月八日平岡通義より君に送つた次の書中にて知らると共に會津城內の情報もまた悲慘であつたのである。

朶雲難ㇾ有拜見仕候、如ㇾ命冷氣相募候得共、
尊公樣愈御勇健可ㇾ被ㇾ成二御忠勤一之由奉二欽慕一候。扨御分袂後取紛意外之失敬丸に御海容奉ㇾ祈候、實は村松長滯

留に相成、機會に後れ、津川之先鋒にも、間に合不レ申、彼是遺感如レ山、乍レ併例之まけ惜み故、津川に而山狂出會之節も、少し氣ざも耳に入候得共、表向當惑之躰も不二相見せ一候得共、武門之習。實に切齒扼腕之至り、直様脫走には無レ之候得共、一計略を以、同晩津川を出發、野津え向ひ候處、干城隊は芝崎口を究に引受呉候様、作間神太郎を以申越候間、前件之行掛りも有レ之、無レ據六小隊を以、押出し及二戰爭に一候處、過日原田ゟ申上候通り、近比之快戰に而．本道筋は怪我人も更に無レ之、戰士も一入相競 老馬生も興に乘し候氣味に而、實に側面白く、又 老生壹人に而．足も腰も不二相立一位、乍レ併我勞を申上候は、味噌咄に而御座候得共、惣督之番人多く、玉先えは壹人出る者無レ之、偶相働候中島氏も手疵を負、只今に而は原田良輔之外は無レ之、別に各藩ゟ相談人數も無レ之．愚生壹人之見切を以、數多之人命え關係候儀を駈引仕候事は、寔に天道えも愧入候次第、且身之責め所謂此世之地獄如レ斯歟と相覺申候、此内兩度之進擊は全老生之罪に而、數多之死傷出來仕候間、偏に手筈合兼候事故、可レ歎々々、既に四日之進擊は、賊要衝え悉く相備、且隱し臺場抔相構え、敵策え落入候氣味に而．甚難澁一旦は敗走に立至りかけ候得共、直様取返し、終に立野原・木曾迄相進み、初發苦戰に付、此日十分に手ぬひ不レ申、殘念千萬、是又手筈合兼候ゟ、かゝる次第にも相至り候事に付、何卒申上兼候得共、大事之前之小事とは被二思召一候得共、御斷り相立候事ならは、急速御出張被二成遣一候はゝ、隊中壹統も別而相歡可レ申、何にしても御操合せ出來申間敷哉、最早死傷も百六十餘名に相至り、已に此内は今日を限りと覺悟を相極め、戰士に不レ劣勉强仕候心得には御座候得共、未た助命何とも申譯無レ之次第、生之心事御扱方可レ被レ遣、何も巨細申上候得は、難レ盡二筆紙に一、先は今生之御暇

乞と、決而相成可ㇾ申、不ㇾ容易ㇾ御懇篤に預り、萬々奉ㇾ多謝ㇾ候、取込中故眞の御禮迄、匆々頓首、

九月八日

尙々幾重も時下御攝養奉ㇾ專禱ㇾ候、結構之御送り物、萬々難ㇾ有、早速拜味可ㇾ仕、隊中え分配仕候、實は運輸甚不便利に而、此内之戰爭は兵粮も無ㇾ之、引續き野立にて難ㇾ堪事計りに付、節角御送り物に而、近來之腹を相潤し別而御懇儀奉ㇾ謝候、余は申殘候可ㇾ祝、

一、舊幕軍艦も合せて九艘脫走之趣、一方之害眼前に御座候、決而京攝之間襲來、又は西え共向ひ候程は難ㇾ計愚按仕候、越地も夫々要地え防禦之御手當相成候由、別而御配慮奉ㇾ恐察ㇾ候、以上、

一、會城も中々落去申場合に至り兼、此節は日々夜々貳拾三十人位突出、悉く法名相記し、何月何日討死と書懷中仕候由、又城中は家中之家内共焚出し致候趣、此方之破裂之度々、女子供泣さけひ候聲山に響候由、素ゟ覺悟とは乍ㇾ申可ㇾ畏候、大亂筆前後大不分り、丸に御推讀可ㇾ被ㇾ遣候、實に不ㇾ得ㇾ寸暇ㇾ當節も賊壘え僅五六丁之場合に相對し居申候、余は略ㇾ之、

彥太郎樣 玉右　　　　兵部拜

而して只見川沿岸に進みたる官軍は隔河砲擊を繼續したが、會白河口より進みて若松を圍める〔八月二十三日〕官軍、其の砲聲を聞いて津川口官軍の近きにあるを知り、九月五日諸隊の兵各一小隊を分遣し、直に船渡村の賊背を衝擊した。賊兵障扞しがたくして潰走し、柳津の賊もまた守ること能はずして撤退した。

そこで官軍相踵いで川を渡り、塔寺（河沼郡高寺村）に進んで附近の殘賊を掃攘した。かくて津川口の官軍は、十日若松に入つて其の包圍に加はり、柴崎方面より進みたる官軍も是日舟岡・慶德（耶麻郡慶德村）・山崎（同郡慶德村）等諸所の賊を破り、翌日高田村（大沼郡高田町）に戰ふて之に勝ち、漸次若松城下に入つて包圍の官軍に合した。かくて米澤口（米澤は山形縣米澤市）の官軍もまた將に其の一部は會津に向はんとし、若松城の陷落近日に迫まつた。そこで君は十三日次の如く父に復書を發して會津の切迫干城隊の奮戰等を報じ、若松城陷落して奥羽平定せば直に歸國の意あるを陳べ、また五日以來兒玉五郎兵衛等百五十餘人の戰死したるを悼惜し、且つ總督府詰となつて大に困苦せるをも告げたのである。

尊翰謹奉㆓拜誦㆒候、
殿樣益御機嫌克可㆑被㆑爲㆓御座㆒恐悅至極に奉㆑存候、將又　尊公樣彌御勇健可㆑被㆑成㆓御座㆒珍重至極奉㆓恐悅㆒候、越後地も官軍大勝利に相成、干城隊も會津城ゟ二里計前迄進居申候、不㆑遠內會津も落城可㆑仕奉㆑存候、乍㆑爾雪にはこまり申候、干城隊も誠に烈敷働き申候間、死傷も餘程澤山に出來申候、當九月五日迄に百五十七人程に相なり申候、兒玉五郎兵衛も討死仕候、甚難㆑堪奉㆑存候、釆女え別に書狀出し不㆑申候間、宜御傳言奉㆓願上㆒候、其外多人數御座候間、佐藤與三左衛門ゟ御聞取奉㆓願上㆒候、誠に惜しき人を多人數死なせ殘念に奉㆑存候、恒太郎・三郎は至而無事に合戰仕候、御安心奉㆓願上㆒候、會津落城奥州出羽平らき候はゝ、直に歸國仕候心得に罷居申候、然處私も

八月廿六日より　宮様御本陣詰被ニ仰付一、誠に困り居申候、馬具一揃送り申候、御請取被ニ成遣一候様奉ニ願上一候、菓子を送り申候間、楊井翁へ一箱御送り奉レ願候、山田重作へも一箱御送り奉レ願候、鷲頭其外へもよろしく御願申上候、親類中へも書状差出不レ申候、山田頴太郎儀何卒整武隊を斷り候様御申聞せ奉ニ願上一候、隊之儀少々承り候事も御座候處、甚面倒に奉レ存候間、何卒斷候方可レ然奉レ存候、私歸國仕候上宜工夫御座候、何分何も佐藤〻御聞取奉ニ願上一候、おかゝ様其外へも別に手紙差上不レ申候間、是又宜奉ニ願上一候、孰不レ遠内歸國も相成可レ申奉レ存候、幾回も御用心專一に奉ニ存上一候、右は御答御見舞旁如レ此に御座候、恐惶謹言、

九月十三日　　彦太郎一誠

親父様膝下

總督宮の微行と越後義勇隊

是日早曉總督宮は參謀壬生基修軍務官權判事松尾相永等を從へて微行し、津川驛に至らせられて諸軍を犒ひ、十四日險路を冒して下野尻（中頸城郡名香山村）に着せられた。翌十五日また下野尻を發して塔寺（岩代）に宿陣し、二十一日に新發田に歸へられたのである。

按に越後鄕勇隊日記とて、明治元年八月四日より同年九月十一日に至れるまで新發田民間の勤王有志が團結せる義兵の行動を傳へたものがある。此の團隊は八月四日に新發田銃隊鄕勇隊と命名して直に臼井（中蒲原郡臼井村）に宿陣し、長藩千城隊來原多十郎等に依つて常に官軍を援助した。即ち

該日記に「八月四日新發田銃隊郷勇隊と名付、直に臼井表に着陣、八月四日四ッ時大野町御出張長州御藩來原多重郎殿會野半七殿同所御出立、鷲木新田え御着、大庄屋眞柄友次郎方に而書飯、夫より西笠卷村え御立寄、來原多重郎殿同所名主眞柄和右衞門方御宿陣、中の口組銃隊御警衞、會野半七殿は臼井表え御出張、大庄屋新井田八郎右衞門宿陣之事」とあつて、此の多十郎は故の來原良藏の養子である。また翌五日臼井村宿陣より大野町會議所にある隊長井上小太郎へ次の書を發したることが見えてゐる。

以飛札得貴意候、一昨日以來、嘉茂方（〇嘉茂は南蒲原郡加茂町）之進撃模様、諸方慥成報告も有之、悉く御承知にも可有御座、此地にも種々聞書等も有之、一覧仕候得はいつれも紛々といたし信用難相成、其内別紙屆書慥らしく相見候に付、乍御不用御回申上候、長藩隊長は前原彦太郎と申事に相聞申候、尤此地銃隊進撃は如何取計可申哉、兎に角小須戸邊（〇小須戸は中蒲原郡小須戸町）まで繰出し候而如何、猶宜敷御指揮被成下度奉存候、以上、

八月五日　　會野半七
　　　　　　來原多重郎

井上小太郎樣

之に據つて君が長藩兵の隊長として賊兵に其の名傳はり、また越後義勇隊を官軍應援の爲に小須戸に出陣せしめんとして小太郎の指揮を待てることが知らるのである。なほ防長回天史には越後の人仙石學の談に因つて、彼の地の有志が勤王の義氣を興起したるは、長谷川鐵之進の力の之に與かることの多きを傳へてゐる。鐵之進は西蒲原郡下粟生津村の人であつて鈴木文臺に經書を學び、後朝川善庵の塾に入つて刻苦勉勵した。善庵の歿したる後、各所に尊攘の論漸く盛なるに及び、鐵之進慨然として諸國巡遊の志を起し、文久三年京都にあつて七卿の西下に從ひ、三田尻に來たつて長藩士に交はり、遂に忠勇隊を統率した。翌元治元年七月長藩兵と共に京都に迫つたが敗北の後は高杉晋作に屬して各地に戰つた。其の後東北諸國を遊說して竊に畫策するところあつたが、明治元年征討軍の越後に至れるを先導して、賊徒の平定に功があつた。總督宮の新發田を發して津川・下野尻等を巡視せらるに方り、鐵之進は君に謀つて之を斡旋した。事は九月十三日鐵之進より君に送つた書にて知らる。其の書は次の如くである。

拜啓

昨日は久濶得ニ拜顏一欣躍之至奉レ存候、その節願之一條如何可ニ相成一哉、今曉宮樣津川口へ

御發駕に相成候趣、左候へは猶而岩村君御指圖之通り、今日當　御本營へ罷出、直に松尾君へ伺候而も如何と奉レ存候、先づ　尊君之御內諭を奉二伺上一度、乍二失敬一以二寸楮一可レ奉レ得二貴意一如レ此御座候、頓首再拜、

九月十三日

追啓、もし官務之御妨にも不二相成一候はゝ、以參伺上度候、

從二當所旅宿一地藏器町高關や久藏方

長谷川鐵之進

前原先生侍史

此の書中に岩村とあるは、總督府軍監岩村高俊であつて、鐵之進の旅宿は今の西蒲原郡地藏堂町である。

そして越後の有志隊に居之・北辰・金革の三隊あつて、其の稱は君の命名するところである。後に、越後府の兵となつて兵部省の直轄に屬し、明治三年の春東京出張の命を受け、十津川・伏見の親兵と同じく親兵となつて遊軍隊と稱した。會其の年の秋廢刀の命があつたので、有志等之を欲しなかつたが、君は越後戰爭以來の關係を思ひ、慰諭して蝦夷地屯田兵たらんことを慫慂した。有志等なほ之を好まないで遂に解隊を決し、政府は賞典及び歸農の金を賜ふたことを學の談とし

て記してある。此の談話中にある越後の有志隊に居之・北辰・金革の三隊あつたことは明治史要にも見え、其の中の有功若くは死亡のものに、明治三年五月晦日賞典金金高なし賜與のことをも記してある。しかし明治二年の秋に廢刀の命あつたことは誤である。庶人の雙刀を佩ぶるを申禁したのは、是年の十二月二十四日であつて一般に散髮廢刀を許したのは翌四年八月九日である。當時君は既に兵部大輔の官を辭して萩の鄕里にあつた。また廢刀令の發布即ち大禮服及び軍人警吏の制服着用の外は、其の帶刀を禁止したるは同九年三月二十八日である。なほ蝦夷地を開拓せんと欲するものは、士民の別なく其の土を割與することを令したるは明治二年七月である。また蝦夷地を北海道と改めしは是年八月であつて、奥羽の士族を募つて屯田せしむることの許されしは同七年である。黑田淸隆が北海道屯田憲兵事務總理を命ぜられたのは是年六月二十八日のことである。參照の爲め越後有志隊に關する仙石學の談話に依つて防長回天史に記せるものを示さば、其の全文次の如くである。

越後人仙石學は其兄仙石徹と共に當時義勇隊中の人たり。其語る所に據るに、越後蒲原郡に鈴木文臺といふ經學家ありたり、義勇隊に屬したるは概ね此人の感化を受けたる草奔の有志なり、故に蒲原郡附近の者多し、就中長谷川鐵之助は嘗て文臺の塾頭なり、後ち江戸及び京師に出て勤王の有志と交り、遂に七卿に從ひ長州に赴き隊兵

米澤庄内仙臺等の降伏と若松包圍の完全

に加はる、越後草莽の有志か翕然として勤王の氣運を迎ふるに至りたるは長谷川の力の之に與かる事多し、官軍の東征に際し、此有志等進て嚮導の任に當り、長岡・與板二方面に分れて官軍に屬す、長岡再度の落城後は合して一隊と爲り方義隊と稱す、有志中の錚々者は高橋竹之助・脇屋式部・松田秀五郎・五十嵐伊織等なり、有志隊の費用は蒲原郡田上村の富豪田卷一家の義俠心にて、主として之を支辨したり、官軍の漸次前進するに從ひ、新發田領にも一團の有志隊起り、又博徒等結合の一團も起りたるより方義隊は名を居之隊と改め、新發田の有志團は北辰隊、又博徒の團結は金革隊と號したり、此三稱は中庸の古語を分用せしものにして長州の前原の命名せし所と覺ゆ、三隊とも後ち越後府兵と爲り、兵部省の直轄を受く、明治三年二月頃東京に出駐を命せられ、十津川親兵伏見親兵と共に親兵と爲り遊軍隊と稱す、其年秋廢刀の命あり、有志等之を欲せす、時の兵部大輔前原一誠は越後有志隊とは、越後戰爭以來關係淺からす、前原之を慰諭し脫刀を欲せすんは蝦夷地屯田兵たらんことを勸む、有志等猶之を欲せず、以爲らく、始め勤王攘夷を以て起る、今や勤王の業遂く、攘夷の事は則ち時勢旣に違へり、解隊するも可ならすやと、遂に解隊に決す、政府賞典金及ひ歸耕金を賜ふ、但し賜金は團隊の負債償却に充用せし爲め個人としては何等の得る所なし仙石語る所大略此の如し。

之に據り越後の義勇兵が官軍の征伐を助けて其の功を奏し、以て宿志を貫徹したことは、また君の力に與つて大なることが知らるのである。

米澤口に向つた官軍は、新發田を進出して八月十日以來大に各所の賊兵を撃破したので、九月四日

藩主上杉齊憲遂に其の罪を謝して降を請ふた。そこで十二日官軍米澤に入つて附近の殘賊を掃蕩し、其の一部は若松に向ひ、其の一部は庄内城（庄内城は鶴岡城山形縣鶴岡市）に向つた。初め齊憲が其の老臣毛利上總等を遣はして謝罪狀の歎願書を上るに及び、總督宮は之を允許して即日軍監岩村高俊を監察使として米澤に差遣せられた。翌五日齊憲の世子茂憲は米澤を發して八日新發田に着し、父に代つて出でたる由を總督府に報じ、十日更に歎願書を致した。蓋し其の要は曩に會津征伐の朝命を受けて遂に今日の形態に至り、亂臣賊子の刑典に遁れがたきも寬宥を仰いで允許を蒙つたので、鞠躬盡瘁して勤王の實効を奏せんことを覺悟せるを以て、未だ降服謝罪せざる諸藩追討の先鋒を命ぜらるれば、一致死力を竭して奮戰し、洪恩の萬一に報ぜんとする衷情を披瀝し、若し其の聽許をえば至幸之に加ふるものなきを陳述したのである。依つて總督宮は、茂憲を營中に引見して其の願意を聽許せられ、會津征討先鋒を命じて即日歸藩せしめられた。時に君は戰況に鑑み、齊憲の降伏を機として之と奧羽列藩との離間策を運籌し、其の結合を解散せしめて速に擾亂を鎭定せんとした。然るに高俊は米澤より歸營して疾に臥し、此の機密を謀議すべき人がなかつたので斷然進擊を決し、時の到るを俟つて之を行はんとした。會賊軍を驅逐して塔寺に屯營せる山縣有朋より、書を君に送つて兵糧の輸送を請ひ、且つ窘窮せる敵兵を追躡するの下策なるを告げた。そこで君は十五日次の如く復書して抱懷せる畫策を有朋に告げ、茂憲

を遺歸したるに介意せざらんことを報じ、且つ出陣を冀ふも仍ほ總督宮の嚴命に從ふて因循にも營中にあつて之を輔佐せるの已むなきを陳べたのである。

從二塔寺一之華墨拜誦、連日御進軍に付而者、不二一形一御配慮遙察罷在申候、窮寇を追ふの下策者御同按に而、米之一策何卒行度と存候得共、會人之口氣を以量レ之候に餘程巧に不レ致候而は、迚も被レ行申間布被レ考申候、其中に兵隊之操込も遷延、彼又兩端を抱候樣とも相成候而は、好機會を誤候に付、疾進兵申候、米澤若主歸國被二差許一之事に付而は、決而御懸念も可レ有レ之存候得共、米澤之儀は何卒御懸念被レ下間布候、例之一策其宜を得候と不レ得とは一向存二其人一之事に付、不レ任二心底一事に御座候、岩村も罹レ疾不レ能レ起候間、機密之儀は其他に難レ任に付、先斷然直入と致二決定一、其中に好機會も有レ之候はゝ一策を施し、於二出先一速に列藩之分四可レ然と決定仕候、何分不レ當二實地一之事に付、席上談に而甚愧入申候、兎角米澤と奧羽列賊藩と結怨候樣結構仕候事第一也、御地之近況絕而不レ得二新報一候處、近日道路之說には、落城仕候抔申觸候樣子に御座候、夜白憮々御盡力と被レ存候、弟も屢御辭退申上候得共、宮樣より重き御命令を親く奉候、例之小條理拘泥し、一疾も有レ之今日迄因循仕候、爾長人之去留は、最早第一人に相成申候間、因循も亦妙也、暫功名心を收め何も期二他日一候決心也、御冷笑可レ被レ下候、何分一日も速に一度御平定を祈申候〇粮之事は精々盡力可レ仕候、會計には殆金も竭申候、吉井は今以臥蓐甚困り申候〇村上口之近況別紙備二電覽一候、正寒爲二國家一自重千金、

九月十五日認　　誠　拜

悠々翁へ可レ然御致意是囑、弟は舊病發出大困窮仕候、

此の書に據つて、君は當時宿痾を發して大に困難し、吉井友實もまた病床にあり、福田俠平は有朋と共に塔寺の陣にあつたことが知らるのである。是より先き八月、庄內方面に向つた官軍は出雲崎口を發したる後、將に村上城（新潟縣岩船郡村上町）を進擊せんとした。翌十一日越前兵を先鋒として長・薩諸藩の兵之に踵いだが、城中の賊自燒して庄內に走つた。依つて官軍は山道・海道の兩路より庄內を進擊せんとし、十七日より行動を開始した。かくて九月朔日より、海道の軍は鼠ヶ關（山形縣西田川郡念珠關村）を衝き、山道の軍は十一日關川（鼠ヶ關の渓名）・雷峠（山形縣西田川郡念珠關村）を占領した。前日天童藩主織田兵部大輔信敏降り、ついで村松藩主堀左京亮直賀・上ノ山藩主松平伊豆守信庸もまた相踵いで降つた。是時山道の軍は既に米澤口より派遣せる官軍を合し、二十一日を以て庄內に大進擊を決行せんとして其の兵備を整へた。然るに若松城陷落の翌二十三日、庄內藩主酒井左衛門尉忠篤其の罪を謝して降を請ふたのである。また平潟口（平潟は茨城縣多賀郡平潟町）の官軍は二本松（福島縣安達郡二本松町城主丹羽右京大夫長國）を陷れたが、八月三日中村藩主相馬因幡守秀胤が降つたので、仙臺方面に向つて進擊した。九月十五日仙臺藩主伊達陸奥守慶邦遂に罪を謝して降を乞ひ、福島藩主板倉甲斐守勝尙もまた降つた。是より山形藩主水野和泉守忠弘・棚倉藩主阿部美作守正靜等相踵いで

降つたが、獨り若松城が未だ陷落しない、若松城は白河口の官軍八月下旬に之を圍んだが、賊兵屢々襲擊して長く戰鬪が繼續した。かくて津川其の他諸口の官軍相踵いで會津に進入し來たるに及び、九月十四日總攻擊を行つて將に高田（福島縣大沼郡高田町）方面と城中方の交通を遮斷せんとした。十六日米澤方面の官軍も、新附の米澤藩兵と共に若松に着して包圍に加はつた。翌十七日城兵青木（福島縣河沼郡廣瀨村）附近に進出せんとしたが、官軍之を擊破して退却せしめた。依つて今や官軍の包圍玆に完全し、城兵の城外通路悉く杜絕した。十八日奇兵隊・振武隊は諸藩兵と共に高田に總進擊をなして掃攘したので、若松城南には賊兵の據守するところなきに至つた。是日高田にある桂讓介次の書を君に送り、會津に干城隊の增遣若松城兵の進出並に津川口干城隊の戰死者員數の傳聞等を報じたのである。

追啓

只今小倉孫市出先ゟ罷歸候樣子、荒增なから申上候、干城隊之儀十六日會津城下操込候樣子に御座候。只今に而は戰も格別之事も無レ之、乍レ併昨十七日會城ゟ西之方壹里程之所え、賊兵一大隊出浮候由に而、市中町家寺抔え火を懸け候由、是も未委しき事相分り不レ申候。津川口ゟ相進候干城隊も百餘人も死傷有レ之候樣噂さ有レ之、依レ之爰元も一統城下迄相進覺悟に奉レ存候、右樣御承知可レ被レ下候、扨爰元會議所ゟ只今達し有レ之、當隊死傷付、戰記等來る廿日御地え可二差出一との事に御座候、戰記未た格別無レ之、死傷四番中隊程は別紙付立、尊公樣迄差出候間、程

克御取計被二成下一候樣奉レ希候、委細之儀は罷歸候役人え相噺置候間、御聞取可レ被レ遣候、何も可レ然奉レ希候、以上、

九月十八日

彦太郎樣御直覽　　讓介

君の悲歎と若松城の陷落

君は總督府詰を命ぜられしこのかた、會計及び軍需品傭夫の輸送等の事務に任じ、其の抱懷せる戰略の再び運籌しがたくして素志に乖背せるを大に悲歎したが、奈何ともすることをえない、已むなく戰死者の墳墓を哀弔して負傷者の治療に盡力せんとし、九月十八日次の書を平岡通義に送つて其の思を舒べ、且つ干城隊の死傷の報告を促し、また干城隊の精強を却へつて嫌忌するものあるをも告げて戒心せしめたのである。

益御勇壯可レ被レ成二御軍務一奉二敬慕一候、遙に高山之雪を望み、御地之寒冷想像仕候、戰士之苦勞嘸かしと奉レ存候、然處御地之戰場相分り不レ申候、弟儀は遂に御本營之木守りに相成、且宮樣ゟ屢御命令も降り、不レ得レ已御本營滯り居申候、最早只今之體にては、諸君之驥尾に從ひ駑鈍を盡し候事も出來不レ申候、實に意外之事と相成、背二素志一遺憾に奉レ存候、爾近日にては大にあきらめ、自今以後は戰死之墓を弔ひ且傷者之養ひ等之事なりとも心配仕、後世大事と心掛可レ申候○御本營中、乍レ恐本は少も立不レ申候、實に驚愕之次第に御座候、爾弟此節之務は會計に荷駄人夫等之事に而、全眞俗吏に相違無二御座一候○諸君へ別に不レ呈二書一候

間、可レ然御致意奉ニ希上一候、戰士諸壯士へ御同樣奉ニ希上一候〇干城隊中死傷並傷者之薄手厚手を御記、御本營へ御屆被レ下候樣に奉レ存候、何分長州には本陣無レ之に付、長州出張之兵隊は孰も屆無レ之に付、於ニ御本營一死傷相分り不レ申候、尚御地之事情篤と承度、態と林之助差出申候間、被ニ仰含一被レ遣候樣に奉レ希候、米澤之樣子も甚不分明に付、兩人計差遣申候、未レ得ニ新報一候、村上え少々進候得共、今に何も埒明き不レ申候、白井良三郎は久保田へ差越申候、尤軍監被ニ仰付一候、何分一日も速に御成功御歸國偏に奉レ祈候、其内爲ニ國家一御盡心奉ニ至願一候、尙寒氣御自重千金、

九月十八日　八十郎

兵部樣侍史下

尙極密申上候、干城隊餘り强く而は、脇之邪魔になり候樣相考候族有レ之も難レ測、何分干城隊中之力之弱り候を好み候部は、必不レ少候間、申上候も疎に候得共、御惜み爲ニ國家一に奉レ祈候、御一讀御火中、

平岡兵部樣平安御親閱火中　佐世八十郎

是時兵部は未だ君の書に接しなかつたので、若松城の包圍殆んど三旬に及び、曠日持久の狀態をなして未だ陷落すべくもなく、後世に嗤誚を貽さんことを切齒痛憤し、君を出張せしめて作戰の方策を籌圖せしめんことを切望し、之を吉井友實に謀つたが徹底しないので、更に作間正之助を新發田の本營

に遣はして其の措置を君に請はしめた。そこで十九日通義は更に次の書を君に送つて之を報じ、且つ速に君の出張を促したのである。

糸賀関藏罷越候節、朶雲難レ有奉二謹誦一候、愈御淸適御盡力被レ成候由奉二欽慕一候、扨先達而吉井幸輔迄尊兄御出張之儀、數願書差出候處、今以不二相運一候間、此度作間氏態々差出候間、萬事隊中之情實御聞取之上、惣督府え直々數願申上候而可レ然哉、御同役中え申込可レ然哉之邊、諸事御駈引奉レ憑候、實は追々申上候通、最早他日之餘謀無レ之而は不二相叶一、然る處無位無官之生輩實に艱難差迫り居候間、申上るも乍レ疎、何卒御奇策を以、片時早く出馬論に奉二渴望一候、委細は作間氏より口上を以申上候間、得と御聞届重疊御憑仕候、當邊も攻城之議論種々相建候趣に而、互に小節目を議し、公明正大之論は更は無レ之、實に遺憾此事に御座候、天下之兵を擧、聊若松城に三十日覘覦候而は、實に天下萬世之笑を取り、切齒之至り此事に御座候、只今之儘に而迚ても、今三四十日之内に攻城之策は相決し申間敷、何卒此時之事に御座候間、迅速御出鞍、伏而奉レ願候、其他申上度海岳御座候得共、難レ盡二紙表一に差控申候、其内爲二皇國一御氣躰御攝養奉二專禱一候、先は用件迄、草々頓首、

九月十九日　　　平岡兵部

前原彦太郎様内御直披

尙々前件之趣、幾重も御配意奉二懇希一候、何も拜靑を相待居、余は申上縮候、可レ祝、

かくて若松城中の糧食彈藥等大に缺乏し、官軍の攻擊益々激烈であつて其の陷落は旦夕に切迫した。そこで君の出張を俟たないで是日會津の重臣手代木直右衞門・秋月悌次郞永胤等米澤藩の陣營に赴いて遂に降伏の趣旨を陳述した。參謀伊地治正治之を土佐の本營に至らしめたので、二十一日更に使臣二人を遣はして歎願の旨を述べて歸順他意なきを誓つた。ついで官軍之を容るゝに及び、二十二日藩主松平肥後守容保城を致して降を乞ふた。依つて官軍直に大砲小銃刀槍等を收め、容保父子は庶民婦女子を赦免あるべき歎願書を呈出して瀧澤村の妙國寺に蟄居した。即日千城隊會議所より書を君に發して狀を報じ、且つ速に凱陣しうべき周旋を請ふた。其の書中に「扨は昨二十一日土州固場所え兩人歎願之趣申入、御採用相成候儀に御座候はゝ、明二十二日朝四ッ時迄に實効を表し候段、先鋒士人より取繼候處、早速於會議所論判相決、今二十二日朝四ッ時、肥後父子上下着用、家老は熨斗目袴着用脫刀にて罷出、城門前において應接相濟、七ッ時肥後父子城外妙國寺と歟申寺に而蟄居、御裁許相待候との儀に而、薩・土兩警衞にて彼寺連越し、器械は各藩え相渡申候、左候而城中之人員不殘猪苗代え罷越謹愼、明後二十四日城明渡と相決し（中略）、右に付而は、千城隊之儀は越後應援として被差越候に付、會議降伏相決候上は、速に凱陣相成候樣申は痴なから御周旋之程、擧而奉希上候」とある。是日通義は若松に着したが、翌二十三日開城したので次の書を君に送つて是等の狀を報じ、また

君が曩に告げたる總督府詰の重任を負ひ、進退自由ならずして素志に齟齬せる其の苦慮を想察し、なほ注意せる干城隊の戰績を忌める頑陋のものあるべきを陳べ、速に歸國の命あるべく周旋を請ひ、且つ戰死者並に負傷輕重者を詳記して出だすべきをも答へたのである。

降啓

朶雲難レ有奉二謹誦一候。益御勇健被レ成二御盡職一候由奉二欽慕一候、陳會城降伏謝罪に相決し、既に今日城明渡し候に相決、昨夕ゟ器械不レ殘請取申候、肥後父子者別紙數願書差出、城外瀧津峠麓明刻寺え蟄居仕居申候。其邊は委細林之助より御聞取可レ被レ遣、且尊兄に者益御重任に而、只今之御樣子にては、御進退容易に難二相決一候御都合、幾重も難二御堪一兼而之思召と相違、彼是御苦慮想像仕候、然處會城も落去仕候得は、兼而御內々申上置候樣、一先歸國被二仰付一度、實は死傷も殊之外數多出來、是又老生共之不行屆之罪不レ少、其邊者御賢察奉二申上一候。尙末文被二仰越一候樣、餘り十分過き候而者、還而世上之含恨も有レ之間敷哉。其邊は不レ能二愚意一御推量可レ被レ遣、追々少々之行違も出來勝は世間之仕事しも有れは、頑陋之者も有レ之、樣々之有樣。萬事大兄御引揚け後は、公明正大之事件無レ之、朝暮不平海岳萬御洞察奉レ願候、何卒御盡力を以、片時も早く一先歸國被二仰付一候樣伏而奉レ希候、其罪は老生歸心頻りに相促候て、尊兄壯年輩には左樣之議論更に無レ之候得共、御憐察可レ被レ遣、被二仰越一候死傷付手負厚薄委曲付記一差出候間、程好御取計奉レ願候、余は得二時節一再拜に可二申上一候。其內千金之玉體爲二國家之一偏に御攝養奉二萬禱一候、匆々頓首、

亂筆僻文御推讀奉ㇾ願候。

九月廿三日　　　　　　　　　　兵部拜

前原尊兄御執事

なほ此の書に據つて、君が總督府詰となつて戰線を去つた後は、公明正大の措置を闕いで諸士に不平のもの尠少ならざりしを知りうると共に、出陣中よく將卒の心を收攬したことが察せられるのである。

君の村松藩斡旋と大總督宮の北東平定奏上

君は若松城陷落の報に接するに及び、小藩であつて速に歸順し、其の實効の顯著なるものには、本領の安堵あらんことを冀ふた。殊に村松藩は官軍の進擊に際して藩主堀直賀先づ脫走し、會津を經て米澤に赴いたが、藩內正義の一派百五十人は嗣子直弘（貞次郎といひ是年八歲）を擁して直に降伏し、各地の戰に參加したので同藩士沼外記將に東京に出でて本領の安堵を哀願せんとした。君は其の志を贊襄し、次の書を大村益次郎に送つて抱懷せる意見を陳述し、且つ外記に面接せんことを請ふた。

春來嘸々御盡力奉二拜察一候、小生儀も北越出張被二仰付一候處、不ㇾ圖もお先に而參謀被二仰付一、誠に當惑千萬然る處遂に今日迄所勤、稍平定之姿に相成御同慶に奉ㇾ存候、右に付小生儀も不ㇾ遠內脫歸と罷在申候、當境之情態は追々可ㇾ被二聞召一故に不二贅言一、此度村松藩も正義黨、幼主人を奉じ、歸順追々戰爭實功も相表し申候、乍ㇾ爾本領安堵之御沙汰は未無ㇾ之候得共、本領之儀何分之御沙汰有ㇾ之候迄、致二支配一候樣御沙汰に相成居申候、是等之小藩は本

領安堵被ニ仰付一而可ㇾ然儀と奉ㇾ存候、尙又此度村松藩士沼外記と申者、御地罷越候付、從ニ小生一も先生へ添書仕置候樣相賴候、御間合も被ㇾ爲ㇾ在候はゝ御相對被ㇾ成、下情御一聞奉ニ希上一候、其中時下爲ニ國家一御自重專一に奉ㇾ存候、書外萬縷期ニ拜靑一候、頓首敬白、

九月廿六日　　　前原彥太郎

大村益次郎樣侍史

此の書に據つて、君は歸省の念の益々切なることが知らるるのである。かくて益次郎は君の書に接し、また外記に面晤して村松藩の情實を詳にした。依つて總督宮に隨從して一たび京都に歸へり、閣員に謀つて村松藩の爲に盡力せんとし、十月二十日次の書を君に送つて其意を陳べ且つ車駕の御東着を報じた。

再來御多祥御盡力之程奉ニ拜察一候、諸方稍平定之姿と相成、御同慶此事に存候、弟も不ㇾ圖當地え被ニ差越一、死力を盡肝を煎り候得共、何分御規則多端出たらまへ之事已に而、微力短才之者、周旋可ㇾ致時節に無ㇾ之、殆と當惑仕候、偖而近日　總督宮御歸京相成候間、是非とも御供仕一旦御暇願度含に候、至尊も去る十三日着御、追々御變革被ニ仰出一候、就而は村松藩之事、縷々被ニ仰越一候御主旨拜承候間、諸彥え可ニ中入一候、其中時下爲ニ

國家ニ御自愛是祈、萬縷期ニ拜靑ニ申縮候、恐々頓首、

十月廿日　大村益次郎

前原彥太郎樣御侍史

其の後政府は東北平定の後に審議して之を決せんとし、未だ君の意見の直に容れられなかつたが、十二月に至つて會津藩主松平容保及び與黨の處罰あるに方り、直賀は隱退を命ぜられて直弘に襲封せしめられた。是れまた君の意見の與つて力あつたのである。是より先き、泉藩主本多能登守忠紀・湯長谷藩主內藤政養・前磐城平藩主安藤對馬守信正・長岡藩主牧野駿河守忠訓・盛岡藩主南部美作守信民等前後してみな降つた。こゝに於て會津征討越後口總督嘉彰親王は、十月十三日戰死の士を新發田城に祭つて十五日新發田を發し、信州路を經て東京凱旋の途につかれ、また東征大總督熾仁親王は二十三日上表して東北平定を奏上せられたのである。

第三十五章　維新の戰亂と越後口方面の施設

○明治元年君の徵士越後府判事拜命と民政施設の深慮

會津征討後越後口總督嘉彰親王の柏崎に着せられたのは實に七月十五日であつた。(第三十四章に詳なり)ついで政府は二十七日柏崎縣を置いて新潟裁判所總督兼北海道鎭撫副總督四條隆平を知事となし、また前中將四辻公賀を越後府知事となし、是日君を徵士越後府判事となして之を輔佐せしめた。時に君は村松の陣營にあつたが、常に戰地に於ける民政の施設に深甚の考慮をなし、新潟附近に其の局なくして人心の安定せざらんことを察し、五泉(中蒲原郡五泉町)に屯在せる參謀吉井友實に書を送つて之を告げた。友實も君の意見に贊同して其の施設をなさんとし、八月八日書を裁して之に答へた。其の書中に「御手狀拜見、其表賊情如何御座候哉、夫々御手配も御調候半、打續御配慮奉察候、新潟邊其外民政局無之、民心定り兼候由に付被仰越候處、承知仕候、未民政局も不相見得、參候はゝ早々彼表へ差遣候樣可仕候、民政局もとふて人數引足申間敷、弊藩にも全く人柄無之、誠に人少致方無之候得共、猶勘考可仕候」とある。ついで十一日官軍村上城を取り、越後全國殆ど平定するに及び、二十四日總督府は民政局を新潟に置き、薩藩本田親雄・長藩高須梅三郎・新發田藩富樫萬吉を假に民政掛となして國民の治安に任ぜしめ、また賊徒の爲に兵燹水害に罹るものは本年の田租を免じた。なほ會津領民の兵燹に罹

るものにも、本年の田租を半減して危急のものに扶助米を給せしめた。是時君はなほ、戰線にあつて大に進擊の計謀に盡力したが、是月二十六日總督府詰を命ぜられた。（第三十四章に見ゆ）是より君は專ら全局の戰鬪鎭定を畫策せるのみならず、民政の施設にも深憂することとなつたのである。

武器及び軍用金調達の苦心

初め君が參謀を拜して北越に來たりしこのかた、賊徒の平定に灰身の劬勞を具にしたが、藏元役を兼任したので小笠原太郎兵衞と共に長兵の軍需品等の配給にも非常なる苦慮盡瘁したのである。曩に總督宮の柏崎に着せられた翌十六日本營を此處に定められ、參謀壬生基修を長岡に遣はして酒肴料下賜の恩命を傳へしめられた。是時干城隊の諸士は、薩藩兵へ朝廷特に裝條銃二十挺を賜はつた說あるを聞き、直に其の陣營より次の書を君に送つて同じく下命あるべく斡旋を請ふた。

內々承り候得は、
天朝ゟ薩州え元込ミネール貳拾挺と歟御渡に相成候樣子、實否如何哉不レ存候得共、左樣之事御座候はゝ、當隊えも御貸渡被二仰付一候樣御心配奉レ賴候、餘は拜靑可二申上一候、頓首、

七月十六日　　干城隊本陣

前原彦太郎様

かくの如き事あれば諸隊みな之を君に訴へたが、君は常に公平に處理したのである。ついで官軍新潟方面攻撃の計畫成つて諸藩の兵各其の部署についたが、會干城隊附屬の砲兵司令湯淺祥之助和則は砲彈の不足せんことを憂ひ、柏崎の鑄物師に四斤彈丸の鑄造を命ぜんとして七月二十二日之を君に謀つた、然るに會議所の議が容易に定まらないので、祥之助は翌日書を君に送つて其の決答を促した。其の書中に「昨日申上候四斤彈丸鑄造之儀、如何御決議爲ㇾ成候哉、當所鑄物師一日に而三拾發宛は相調申候注文一日相後候得は三拾發隙取申候、其内萬一脇方之受合申間敷哉も難ㇾ測御噂さ有ㇾ之候、柏崎鑄物師は是迄製造も不ㇾ仕、仕度始而之事に付、假令注文致候共、彈形を始新規相調候事に付、中々當分之間に相叶ひ申間布奉ㇾ存候、願くは當所鑄物師え今日より先千發丈注文仕而は如何哉、其段何卒御答被ㇾ仰聞ㇾ可ㇾ被ㇾ遣候」とあつた。君は其の鑄造の急速ならざるを察し、近日人を藩地に遣はして彈藥武器等軍需品の輸送を促さしめんとし、祥之助の要求を姑く猶豫せしめた。かくて振武隊の殘員凡そ七十七人京都にあつたので、各自月俸より控除の約にて金百兩を前借して發せんとした。藏元役山縣彌八之を君及び小笠原太郎兵衛に報じ、振武隊到着後は藩政府貸付の金額を各の月俸より受取らしめた。是は八月十五日のことである。是より先き、君は北地の平定に關して長藩出張の諸士に對する費金のなほ十二三萬兩を要すべきを推測し、七月二十七日青木平右衛門を歸國せしめて武器彈藥等の軍

需品と共に其の調達を藩府に請はしめた。（九月朔日歸國す）是時君は書を彌八に送つて同じ趣意を說き、送金の準備を請ふた。藩政府は維新戰亂の爲に既に多大の出費をなし、急遽に巨額の金員其の負荷に堪へがたきを以て姑く太政官の貸付を稟請し、若し允許をえざれば之を大阪豪商に借らんことを決した。偶藩政府は、軍務官判事櫻井愼平（直養）が官金十萬兩を齎らして北地に出張したるの報に接した。蓋し愼平が軍務官判事を以て北越出張の命を拜したるのは、八月十日のことである。依つて長藩政府は先づ一萬五千兩を平右衛門の歸越に交付し、また振武隊（即ち七十七人）が兵庫にて汽船を借つて一旦歸國し、再び北越に出張せんとするを以て更に一萬兩を之に托した。彌八乃ち九月九日次の書を君に與へて送金の狀を陳べ、且つ武器彈藥は既に佐藤與三右衛門・佐々木次郎四郎の搭乘せる久留米の汽船に載積（冷泉三郎宍戸荒熊糸賀閑藏三人北越出張の藩命にて同乘す）して出帆せしめたるを告げ、なほ裝條銃は藩內に乏しいので京都にある捕獲品の輸送を周旋せしめんとし、其の意をも報じたのである。

秋冷之節愈御忠壯御盡力且又總督府參謀被仰蒙候由奉敬賀候、御着陣後も引續戰爭、干城隊も至而勇鋭之由、士官之面目欣然之至に御座候、乍爾干城・奇兵其他可惜勇士、大分戰死慨歎之至御座候、最早越後一國落去次第に賊巢へ相迫候付、其後も烈敷戰爭は可有之、且又次第に寒に差向、寒中之凌ロ御配慮奉推察候、先達而は青木平右衛門被差返、七月廿七日越後出發之樣子に御座候處、能登之沖難船其後揚陸手負人之世話仕候而、漸過

る朔日歸着、御書翰尙被ニ仰含一候趣い曲拜承仕候處、引續き而之戰爭に付、失費も莫太之儀に付、拾二三萬金は御仕送り不レ仕候而は御差湊之趣に候處、御承知之通急に拾萬餘金御仕送り之儀は不ニ相調一候儀に付、京都えい細申越太政官え御拜借金之御願相成候樣申越候、夫も不ニ相調一候はゝ、大坂に而御借銀なりとも致候都合に申越置候、平右衞門越後出發ゟも最早四拾日余に及、實地は嘸々差湊居可レ申に付、其內差向處壹萬五千兩、平右衞門歸陣便差送り候都合に致置候處、近々整武隊北國出張に付、兵庫に而蒸氣船借受罷歸候都合に御座候間、右船え壹萬兩は積込差送り候都合に致置候、先達而櫻井愼平え要用金拾萬兩餘被レ成ニ御持せ一御地被ニ差越一候由に付、決而右金之內少は御借用相成候と奉レ存候得共、平右衞門歸陣候はゝ、當節堺場之次第急に京都迄申越候樣相授け置申候、い細は口頭に御聞取可レ被レ下候、同役中一人出張之儀も被ニ仰越一候得とも、當節至而御無人□翁も轉役、長屋も一應退役漸過日再勤、急に出張不ニ相成一、尤小弟は不レ遠京都迄は罷出候含に罷在候、左候而都合次第一寸なりとも御地罷越度奉レ存候、

一、器械彈藥は過日佐藤・佐々木兩人之船え積込差出候、尙此度平右衞門申歸候分は、此度出張之整武隊之船え積込候都合に御座候、元込銃至而無數、京都にとも分捕之分御有合少しは有レ之歟之樣に承り居候、平右衞門京都立寄御有合候はゝ持參候樣相授置候、此後北海通船六ヶ敷、器械彈藥等御仕送り之儀難澁に付、來春迄之處大會計え能々被レ就ニ御手一、調製等も越後に而相調候樣被ニ仰付一度、無ニ御疎一事に奉レ存候、書餘萬申上度奉レ存候得とも不レ能ニ筆紙一、乍レ愚時下御貴軀御自重爲ニ邦家一奉ニ專祈一候、恐惶頓首、

九月九日　　　　　　　　　　　　　　　彌　八

八十郎樣內呈

千城隊の銃器購入新發田藩の官金借用の歎願

當時各隊共に齊しく銃器と軍用金との闕乏に痛く困難して、其の供給を京都若くは大總督府に請求するのである。是月朔日福原内藏之允・宮田兵馬は君等の許容をえて榎本吉三郎と共に東京に出で、奇兵隊士に先だちて大村永敏(益次郎)に會晤し、裝條銃の北越輸送を請ふた。會裝條銃二百挺を已に越後の奇兵隊へ輸送したるを聞いて大に遺憾となし、更に政府若くは長藩東京詰出張所にて五百挺を買得せしめて之を輸送せんとし、其の斡旋を永敏に懇請した。然るに長藩の東京出張所は、戰局の開展後出費多くして銃器買得の金員皆無の狀態であつた。そこで兵馬・内藏之允等三人は京都に出で、木戸孝允(準一郎)・廣澤眞臣(兵助)に戰地の事情を說いて五百挺を買得せんとし、君の名を以て書を二人に送らんとし、之を永敏に謀つた。永敏は越後口出張の長兵に對して更に送金しがたき狀あるを察し、其の畫策なきに困惑し、已むなく事情を鎭將府の三條實美に吐露して一萬金の貸與を請ふた。鎭將府も出費巨大にして餘裕がないのであるが、實美其の窮狀を察して默止しがたく遂に之を許容したので、二千金を奇兵隊に分ち、八千金にて銃器彈藥の買得其の他の費となさしめた。然るに橫濱商人の現有せる裝條銃は、僅に百挺に過ぎないのである。依つて內藏之允等は之と共に三百挺を購入し、一挺每に彈藥二百

發を附すべきを約せしめ、先づ百挺を越後に發送せしめた。そして內藏之允等は、若し此の代金の東京にて支出しがたからんには、一人京都に出でて其の調達をなし、銃器の購入を果して歸越せんことを決した。そこで內藏之允・兵馬は九月十一日次の書を君及び平岡通義に送り、是等の狀を報じて指揮を請ひ、若し永敏の注意如何に依つて回答を俟たずして直に上京すべきを告げたのである。

各位益御勇猛日々御進戰と奉二恐賀一候、扨は野生共儀日夜早駕籠を以急き候處、六日町と申處に而奇兵隊器械方岡田周介と申者、東行之段承り候に付、頓に急速彼者え追付可レ申と心配仕、人夫等を增し候得共、熊谷宿邊よりは、夜中は散賊共市中を襲入之儀、實に不用心に而道路之往來可レ恐之至に付、深更は見合、日之中を大急き仕候得共、人夫多人數に而も、土地雨中に破れ、通行大困窮故、終に朔日晝前東京因州邸え着仕候處、奇隊懸も唯今着と申處に而、未た大村え對談も不レ仕之內に付、野生共奇兵隊に先ち、大村ゑ及二內談一合候處、先般越後表ゑ申遣し候二百挺之銃は、唯々奇兵隊ゑ之引當と申儀に有レ之候處、矢張間違いに而、百挺丈大村手に入候故、直樣百挺隊へ送り出し申候に付、實に殘念之至に御座候、依レ之是非々々五百挺、親規御買入相成候樣、
天朝之御金御貸渡無レ之候得は、長州東京詰之於二政府に一御買入相成候樣にと、色々及二論談一候處、長州之金は一錢も無レ之、且又
天朝之御金といへとも一錢無レ之、手段無レ之との事に付、然れは野生共橫濱より京都え參り、金作仕可レ申候に付、

是非々々五百挺丈けと申、差掛り急便を以、木戸・廣澤迄前兄之御書翰え、弟共より東京着之上之實情とを一翰相添差送り、又々大村え及ニ論談一候處、大村に於ても長人之儀共上奥州口之引請之人柄に而、越後口之入用金は難ニ差出一之難情細密有レ之、其上實に東京に於て金無レ之、終に策盡き、三條殿え數願に罷出候（大村之智也）、依而越後口長州え一萬金御貸渡しの御沙汰に相成候故、内一千金奇隊え御貸渡（奇隊も三條殿えは出不レ申候共大村之差圖を以也）八千金を以銃彈藥其外買入差出申し候、然共此節横濱に於て本込百挺丈けより外有合無レ之、一挺二十二三兩位故、八千金を以三百挺一挺に付彈藥二百發宛己に有レ之、實は二百發に而は不如意に有レ之候得共、八千金之借金實無理事に付、一旦八千金を以折合、三百挺と一挺え玉藥二百發を以算用を相濟せ、又々數之折も可レ有レ之、先有掛り之百挺を送り、横濱え銃參り次第可ニ送出一候、前段三百挺彈藥共之外買入之金、於ニ東京一不ニ相成一候節は、一人京師え參、金作直樣銃彈買入歸越と心得候得共、餘り御世話過候付、京行金作之儀は一御返翰を伺仕候間、進退之儀早く御聞せ可レ被レ下候。尤其内大村之見込も有レ之候はゝ、不レ待レ命上京仕候、此段御承知成置被レ下候樣奉レ賴候。大幸は高田より榎本吉三郎來着に依而、兩人は殘り居後策仕、榎本吉三郎一歩先ち百挺之銃取歸り候間、細事は榎本より御聞取被レ下度、其内若松落城、奥州兵と御合併も可レ有レ之哉と一書面奥州えも差出置申候、唯々東京無金大困窮、野生共旅料に勞れ、借金相願候共、實に六ツケ敷誠に難澁仕候、越後より東京迄之駕籠賃旅籠共一人別三十五六兩も入用故、與板宿之賃錢は東京に於て内々借請拂方仕候位に而御座候、依て登樓等も出來不レ申候、細事榎本より御聞取御一笑可レ被レ下候樣奉レ願候、急速御返書奉レ願候、眞之用文已、草々謹言、

九月十一日

前原彦太郎様

平岡兵部様

宮田兵馬

福原內藏之允

之に依つて、當時東京に於ける軍資金の窮乏の甚だしきことが想察せらるのである。永敏は東京にて銃器購入の代金を支拂ふべきの利なるを說いたが、會君等の報をえたので二人に歸越を命じた。二人は君等の報があつたので、遂に京都に出でないで歸越すべきを決したが、旅費金なきに窘窮して長藩出張所員內藤左兵衞・林友幸につきて其の支辨を請ふた。左兵衞等は出張所の金員支出しがたいので、已むなく干城隊用金爲替の意にて三人に各三十兩を授け、其の手形を君に送つて計算を請ひ、且つ次の一書を托して之を報ずると共に、今後人を出京せしめば往復の旅費を給與せしめたのである。

各位御堅剛奉ㇾ珍重ㇾ候、扨は此度宮田兵馬・福原內藏之允・榎本吉三郎東京え被ㇾ差越ㇾ候處、歸路料其外必至難澁之趣申出有ㇾ之候處、爰元御操出し甚六ツヶ敷、申出通取計相成不ㇾ申に付、干城隊用金替せ之筋を以、別紙手形之通、人別金三拾兩充相渡申候、依ㇾ之手形貳通差送申候間、歸越之上御差引可ㇾ被ㇾ成候、此後御用有ㇾ之、爰元被ㇾ差越ㇾ候儀も御座候はゝ、路料用金往來分御渡相成候樣御取計可ㇾ被ㇾ下候、無ㇾ左候而は、爰元に而取計難ㇾ相成、實に金詰之事故、甚込り入申候、此段御含被ㇾ置可ㇾ被ㇾ下候、最早當節は會津城下御打入にも相成可ㇾ申、引續不ㇾ容易ㇾ御

苦慮、乍ㇾ此上ㇾ爲ㇾ天下ㇾ御盡力奉ㇾ祈候、其内隨時御自重奉ㇾ肝要ㇾ候、以上、

九月廿四日　左兵衞

半七

尙以宮田・福原兩氏一兩日之內、爰元出足之由に付、東京之樣子直に御承知可ㇾ被ㇾ成候、以上、

彥太郎樣

太郎兵衞樣

是時朝命にて京都を發した愼平は、既に越後に來たつたが、新發田藩財政の窮迫を哀訴して官金十五萬兩の拜借を請願した。新發田藩は官軍新潟方面に進擊せんとするに方つて、密使を馳せ闔藩を擧げて之に應ずべきの意を致した。官軍新發田に向ふに及びて重臣之を迎へて降り、遂に其の先鋒となつて各所に戰つた。ついで藩主溝口誠之進は柏崎の本營に出でて總督宮に謁し、前過を謝して歸順を乞ふた。總督宮之を許して厚遇せられ、新發田轉陣まで本營に留めしめられた。かくて總督宮の新發田轉陣に誠之進は嚮導を命ぜられ、其の藩兵新潟方面の攻擊に盡力した。そこで君等は、新發田藩の官金拜借の請願を拒みえなくて之を愼平に謀つた。愼平は大金の要求しがたきを察し、五萬兩若くは三萬兩にて辨ぜしめんには會計官に事情を通ぜんとし、九月二十五日書を君及び吉井友實等に與へて

之を報じ、其の他を辭せしめ、且つ一萬兩の送金をも告げた。即ち其の書中に「今般軍資金壹萬兩取集差送申候、正金を以御送申度、種々手を盡候得共　御發輦當分之儀に付、いかにも相運不」申、不」得」止金札を以差送申候、御聞に相成候はゝ、　月別金十萬兩之部參着可」有」之候間、右之內御取替に相成度奉」存候、扨又溝口え御談判金之儀に付、彼藩必至困窮之儀申立、會計官え申出、拾五萬兩拜借を願候樣子、勿論會計官に而は不」相運」と相考申候、何分近々月別金送方は無」相違」相運候事故、相成儀候はゝ十五萬金之儀、三萬或は五萬位に而も御濟せ被」成、其餘は御破談には相成間敷哉、若御破談に相成候はゝ、其段早速被」仰越」可」被」下候、會計官え相通し置申候」とある。是時誠之進の請願は、直に貫徹するに至らなかつたのである。曩に歸越の旅金を長藩東京出張にて借りた內藏之允・兵馬は東京に留まつたが、同行の吉三郎を先發せしめて銃器購入の狀を報ぜしめ、且つ左兵衞・友幸より君及び小笠原太郞兵衞に宛てたる書を齎らして、通義に致さしめた。吉三郞は東京を發したる後、九月二十八日歸越して銃器買得の狀並に內藏允・兵馬の苦心を報じた。通義は吉三郞等が東京にて購入せる銃器の希望に齟齬せるを遺憾となし、翌二十九日次の書を君に送つて之を告げ、なほ事情を內藏之允・兵馬二人に報ぜんとし、其の由を陳べたのである。

過日は御急務中度々御投書難」有拜見仕候、陳引續御苦慮之御樣子幾重奉ニ恐察一候、過日御高按之東京壹條、漸昨日

榎本吉次郎歸營仕、彼地之情實且兩人之心配振りも相分り候間、即別紙差出候付、御覽可レ被レ遣候、尙ミネーも當節有合無レ之に付、先百挺丈け取り歸り申候間、差出入ニ御覽一申候、實は本込み口込み兩用にて、至極便利之器には御座候得共、短人多く甚込り入申候、其邊は素ゟ東京え差越候、兩人も步兵塾に罷居、功者之事に付、得と申含候得共、人之長短も有レ之、力之强弱も有レ之事に付、總て一般之論にも參り兼可レ申候、喩は正宗之刀に而も、三尺五六寸之長き之者え、同し寸之名刀を持せ候而は、其妙用出來申間敷と相考申候、是又跡事に而致方も無レ之、悉く任せ候事は、老僕之意とは相違仕、殘念此事に奉レ存候、乍レ併此度之機會を誤候而は、容易に銃仕替と申事は六ツケ敷相考候間、兎角銃專ら買入置候はゝ、何時も仕替は出來候半と愚存仕候、且當隊も進退如何被ニ仰付一候哉難レ計候得共、庄內口ゟ報告も有レ之候はゝ、御胸算通り北陸通り歸營も可ニ仰付一節は、右銃一件越後地え取り歸り候而は間に合申間敷候間、彼地ゟ直樣京・大坂之間え相運ひ候而は如何可レ有レ之哉、其邊は御氣付も被レ爲レ在候事に付萬事御斟引奉レ冀候、いつれ近日罷出御尊諭相伺可レ申候得共、榎本吉次郎昨日歸營仕候間、東京之近情尙器械買入壹條、旁不ニ取敢一差出候間、委御聞取可レ被レ下候、尙今明日之內には、會議所詰之內ゟ壹兩人差出候間、是又よろしく御冀仕候、老僕事も大草臥に而、仰之疝氣少々差起り込り入申候、併當まへ之事にても可レ有レ之、御憐察奉レ冀候、其內不レ能ニ愚意一候得共、冷氣相募候間、千金之玉躰別而御攝養奉ニ專禱一候、先は過日之御答旁呈ニ寸楮一候、匆々頓首、

晩秋念九

再白、幾重も時候御自愛奉萬禱候、余は近日拜青縷々可申上候、此内作間え御傳言之趣は奉畏候、内外之御駈引幾重も難御堪次第に奉存候、以上、

一、前件申上候銃一條は、東京え罷越居候兩人え急速返答相遣し度奉存候間、御手ゟ急便有之候はゝ至極仕合せ申候、自然御便り有兼候はゝ、東京ゟ壹人連歸り候者御座候間、機密を除き此者え書狀持せ、差返し候半と相考居申候、何樣御聞取之上、御急答奉待入候、以上、

彥太郎樣左右　　兵部拜

ついで內藏之允・兵馬もまた歸越するに及び、鎭將府の借金八千兩にて支出したる銃器彈藥の代價並に旅費等を計算し、なほ二兩餘の不足なるを次の如く君に報告した。是は十月二十一日である。

覺

一、七千五百三拾八兩一分貳朱、

但、根込銃二百九拾九挺並藥包六萬發古鞍拾挺舶來皮百枚代、

一、三拾一兩一分貳朱、

但、長持買入荷調諸具買入代、

一、二百三拾六兩

但、東京より若松迄之賃錢足し代、
一、四拾兩二分と五百三拾三文、
但、兵馬・内藏允東京より若松迄、駕籠夫旅籠上下三人代、
一、五拾兩、
但、於二若松一人夫軍夫方より差出不レ申候に依、庄屋を以近村之百姓人別壹歩宛に而雇代、
一、六拾一兩一分一朱、
但、坂下より津川迄人足賃錢尤　宮様御東行に依而宿々差閊に依増賃錢拂、
一、拾六兩、
但、石間より新潟迄川船雇代、
一、二拾二兩、
但、時計壹ツ於二東京一買入、
一、七兩一步二朱、
但、毛利内匠殿買物取替、
〆八千二兩三分三朱と五百三十三文、

一、金八千兩

但、東京に於て

大總督府會計局より御貸渡高、

差引殘而

二兩三步三朱と五百三拾三文、

但、兩人取替

右之通、今般御銃買入と〆兩人東京被ニ差越一候處、三條樣え歎願に罷出、金八千兩御貸渡に相成候、尤銃彈藥代差引現器者大村益二郎より相渡、殘り六百兩余兩人え會計方より現金渡方に相成候に依而、大鞍並符調等相拂餘金有レ之候處、此度諸藩引揚に依而、宿々問屋場差問意外之雜費に相成深奉ニ恐入一候、此段御役座迄致ニ御届一置候間可レ然致ニ御賴一候、以上、

十月廿一日

宮田兵馬

福原內藏允

前原彥太郎樣

振武隊干城隊へ下賜金さる
君の誤解に對する木戸孝允の辯明

長藩振武隊も北越に出張すること久しく、干城隊等と同じく既に軍資の闕乏を總督府に要求したが、更に神崎小右衛門・內山半藏を京都に遣はし、戰地の窮狀を木戸孝允に訴へて下賜金の斡旋を請はしめた。二人の京都に出でて北越の苦艱並に米銀の窮乏を訴へたのは八月二十九日である。孝允は夙に戰士の困苦を察して憐憫の念にたへがたきも、朝廷の北越諸兵に米銀輸送の計畫確立して其の恩旨優渥なのである。而も長兵のみ其の闕乏を哀訴し、其の爲に特に斡旋するは實に忍びがたいのである。依つて孝允は自ら北越に赴いて米銀の輸送に盡力し、諸兵の戰鬪に後援せんとして歎願書を上つた。然るに朝廷孝允の請を允許し給はず、特に三千兩を振武隊に下し賜はつた。孝允乃ち朝旨を小右衛門・半藏に懇諭して歸陣せしめたので、翌日（九月十日）將に京都を發して北越に赴かんとした。二人の滯京中に孝允は曾つて北越の陣營にある山縣有朋へ出兵と東北諸侯の處分とに關する書を發せし爲に、端なくも君の疑惑不平を招徠したるを聞いた。蓋し長藩の維新創業を輔翼せんとする國論が、京都廟議の朝暮變移に依つて自然其の施設に齟齬をなすことのあつた爲に、君が孝允に對して疑惑を抱懷したのである。依つて孝允は國家浮沈の危機に際し、君の疑惑あるを痛憂浩歎して措くことが出來ない、そこで二人の發せんとする前日（九日）次の書を托して君に送り、振武隊・干城隊へ三千兩の下賜金があつたので、山田顯義の北越出張に囑して廻付すべきを報ずると共に誤解を辨明し、且つ其の疑惑の事由を

詳細に開示せんことを請ひ、なほ不審もあらば有朋及び福田俠平に質正すべきを告げたのである。

亂筆高恕

先以御清適に御盡力奉二大賀一候、さては此度振武隊より兩人上京數願之趣も有レ之申候處、委元之都合何分にも彼存願之通りにも相運兼、い細は兩人より御承知可レ被レ下候、誠些少之事に御座候得共、三千金丈別に相下り候間、山田氏（顯義）便りを以御地へ相廻し申候間、振武隊・干城隊へ被二立下一候はゞ、御手元より御下け渡可レ然と奉レ存候、奇兵隊は最初より出張之兵隊に而、此度第一初發之兵隊丈けには、衣服を賜り候御詮儀有レ之候由に付、奇兵隊は定而此御詮議内々可レ有レ之と奉レ存候、乍レ去現場之處は可レ然御料理奉レ祈候、御地は大小荷駄等も不案内之もの而已出張に相成居候由に而、總而運輸甚不便千萬に而、餘程困窮之由、逐々承知、軍費之處も、初發より關東同樣御繰出相成候處、いかゝ之故障歟と一統懸念、先達而櫻井愼平も被二差越一候に付、粗軍務局之御都合も御承知に相成、御手之相立候事と奉二推察一候、于レ時又如レ此儀匆卒得二御意一候は、甚以いかゝ敷奉レ存候得共、近頃傳承仕候得は、老兄餘程弟を御疑惑に而、御不滿有レ之候由、不審至極に奉レ存候、强而不レ能二辨解一事と奉レ存候得とも、只々一身一己之事而已に而も無レ之、乍二不肖一今日御同樣所勤仕居候而は、かゝる事之有レ之、陰に疑説之往來仕候は、實に國家之御爲ならすと奉レ存、一應敢而申上候、御不落着之廉有レ之候はゝ、明白に御教示奉レ願候、山縣狂介と歟へ書面を差越候事により起り候事歟とも承知仕候、然處狂介へ出張後書面を投し候事再度に而、其一度は彼より出兵之儀

を弟と廣澤・中越・相談之上一書を相投し申候。今一度は越後之賊驕奢之折柄、東北諸侯も或は傍觀いたし居候內、秋田藩仙臺之使者を斬、斷然方向を相立候に付而は、折角相公よりも此趣出先へ可二申越一との御事に御座候間、則其書面之參謀各位と相認め、上書きは前原彥太郞樣山縣狂介樣と相認差越申候、然る處御地に而御披見之都合はいかかに御座候哉、其前後二通之中に、御國情之事も大略相認候歟とも相考、得とは覺へ不レ申候得共、必竟其主意は當春御國之論に而。京都居合に被二仰聞一候事も有レ之申候處、當時之形勢朝換暮移自然㝡初被二仰聞一候邊と齟齬に至り候廉も不レ少、然處上國と御國東西之情實、日々相遠し候譯にも至り兼候內、終に大に疑惑出來、何事も益不通と相成、政府に出仕之ものも無レ之歟に相聞、深く痛心仕居候處、一同江戸より山縣狂介・福田俠平浪華に歸り來り四月五日之夜なり東北之形勢等具に相語り、今日之機會不レ可レ失に付、早々上京、西鄉を助け盡力仕吳候樣に相論し候に付、於二上國一粗決定之次第、具に相語り、尙其節御國之情實懸念之趣相歎し、實に此上益出兵に而も被二仰付一候得は、屹度內外一致に無レ之而は、大事不二相成一と存込、旨趣申論候處、いつれも同意に付、福田と一應歸國仕候處、彼是時日も相移り、政府にも老兄御出頭にて、且他之疑惑說も稍相解、尙於二老兄一も名々於二上國一相考候邊と何も符合に而、此節老兄之御出動に相成候も國家之幸と福田へも相語り候而別れ申候、然處弟も一應崎陽へ罷越、重而上京仕候處、情實尙不二相解一事も廉々有レ之候歟に而、粗々議論出來、廣澤などの滯京等に付候而も、甚やヶ間敷逐々隊中よりも上京仕候而も、始終相訴、且出兵之前後等も、頻りに相論し、元來御國之儀は議論は不レ絕方に御座候得共、天下如レ此之形勢に而、已に千里之外に師を出し、全國浮沈兎角ヶ樣之都合に至り候は、いかにも浩歎

之至と相考、尙又其主意は粗初發之氣脈相通し候ものには、大略承知不ㇾ爲ㇾ致候而は、またいか樣枝をわかち候歟と相考、序に相認候事も有ㇾ之候事と奉ㇾ存候、尙此上は別而申上候事も無ㇾ之、何卒巨細に御疑惑之廉被㆓仰聞㆒度奉ㇾ願候、先は右得㆓御意㆒申度奉呈候、其中時下御自玉第一に奉ㇾ存候、匆々頓首拜、

九月九日　　　　　　準一郎

彥太郎樣御直拆

本文之件、尙御不審に被㆓思召㆒候はゝ、一々山狂・福俠二子へ御尋可ㇾ被ㇾ下奉ㇾ願候、於ㇾ弟も始終如ㇾ此之儀、出來仕候はゝ、爲㆓邦家㆒甚以不安奉ㇾ存候、拜、

君の戰後經營意見木戶孝允の應答

かくて若松城陷落し、會津其の他の藩主相踵いで降伏し東北地方が鎭定したので、總督宮の東京凱旋もまた近日にあらんとした。依つて山縣有朋は東海道に至り、車駕に供奉せる木戶孝允に面晤して戰地の實情を報じ、將來の施設に關する朝旨を窺はんとし、君に其の由を告げて南野一郎と共に三島驛に出でた。孝允二人に會晤して北越諸隊の近況を聞き、遠隔の爲め常に朝旨の貫徹しないことの多きを知つた。是は十月七日である。翌八日孝允は有朋・一郎に東京にて再會すべきを約し、別を告げて去つた。ついで有朋・一郎は車駕の行幸に先だちて東京に出で、十五日孝允を訪ふて互に閑談して

夜半に及び、翌十六日また之に會して時事を談じた。是時有朋は君の意見となし、北越に關する諸件を陳述して採用あるべく斡旋を請ふた。其の要は總督宮の東京凱旋のこと、矢島半平を新潟府判事となして民政掛高須梅三郎に代らしむべきこと、會津・庄內各藩主の處分のこと、北越軍費九十萬兩の償却あるべきこと、越後國本年の貢租を半減にすべきこと、長州兵一大隊を戍兵として北越に留め奇兵隊・干城隊に歸藩を命ずること、北越戍兵に參謀一人を附して其の屯營地を選ぶこと、村松藩の降人を處置すべきこと、新潟府民政局員を選擇すべきこと等であつた。十七日有朋の君に送つた書中に「老臺之事は頻突込置候、御氣遣ひ有レ之間布奉レ存候、乍レ去引當にならぬ世間、此邊は御斷仕候、矢しま之事も急に相運ひ可レ申候、黃四之事も申置候得共、何分繁雜中猶京師え御促し被レ下度奉レ存候○宮様御引揚之儀も隨而相決候様子、松尾より御聞可レ被レ下候」とあつて、君の進退のことをも論じたのである。なほ君が有朋に依囑して孝允に陳述せしめし事項は次の如く記せるものがある。

一、矢島半平え新潟府判事被㆑仰付㆒、高須梅三郎と交代被㆑仰付㆒度事、

一、北越之事體庶政山縣在㆑御頭㆒、

一、長州兵一大隊を北越え被㆑差殘㆒候事、

一、奇隊干城歸國之事、

一、北越戍兵參謀一人可㆑被㆑置候事、

一、可㆑置㆓戍兵㆒土地之事、

一、村松降人御所置之事、

一、會御所置之事、

一、酒井御所置之事、

一、民政局撰充之事、

但、當勤之人物簡擇之事、

一、矢島半平御撰擧新潟え出張被㆑仰付㆒高須梅三郎と交代被㆑仰付㆒候樣御取計之事。

但、矢島不㆑被㆓差出㆒候而は、高須も引揚に相成不㆑申候次第は山縣承知、

其他何も山縣委曲承知に付縷述不㆑仕、兵隊引揚候はゝ、彥太も直に歸國仕候、其節萬縷可㆓申上㆒候也、

九月廿六日　　彥太郎

翌十八日孝允は次の書を東京より君に送つて有朋の縷述したる要件に答へ、且つ齟齬のことあらば示諭せんことを請ふたのである。

大亂筆高恕

去月櫻井歸京之折、朶雲御投與拜見仕候、尙此度山縣狂介三島驛出浮、段々御地之近情も承知仕、同人も一應東京へ罷出申候　先以

御淸適に引續き御盡誠奉二大賀一候、實に初度來之御苦慮に而、北地も意外に平定、且は降順等之運に相至り、爲二天下一大幸之至に御座候、さては御傳言之件々左に相認候に付、御一覽被レ下度、尙齟齬之邊も御座候はゞ、御存分に御申越可レ被レ下候、

一、大總督宮御引拂之儀、御傳言御座候に付、早速申立置、早々御達之御都合に候處、とふ歟若松通東京へ御出之御樣子相聞候に付、至極之御事と其儘に相成居申候事、

一、此件御請御座候はゞ、都合之處今一應御聞せ可レ被レ遣候奉レ賴候、

一、高洲梅之助被レ免、其替に矢島半平被二差出一候との事承知仕候、惣而是等之儀は、議事に相かゝり候に付、好み注文も不二相成一候得共、高洲は内間を申立、替りに矢島を申出置候はゞ、何と歟の評議可レ有レ之と相考申候事、

一、會主御所致元より斬は至當之律に而、弟等も凡條理は相立建言仕置申候處、若松へ打入候參謀とものの建白も、

意外之邊も有レ之、爾他未衆議一定と申處無レ之、何分にも此一段は尤公議を被レ爲レ盡、後世へ渉り御遺策無レ之様有レ之度と、只々祈念罷居申候、いかにも一等を寛にする之説は頻に耳に入申候、

一、北地御入費九十萬金云々、實に莫大之事に御座候得共、此件はいつれとも御詮議御償ひ無レ之而は不二相濟一事と奉レ存候、い曲相公へも申出置候に付、御調らへ有レ之候事と奉レ存候、左様御承知可レ被レ下候、且又半税に至り候事種々會計等におゐても議論有レ之候よし、其譯はとふ歟越後之百姓とも逐々申出、土地により戰爭も有レ之、水災も別而甚敷、たとへ半税に不レ被二仰付一とも、所詮半税難二相出一處も有レ之、また處により候而は、格別戰爭も無レ之、相應に田地出來立候處、半税に被二仰付一分は不レ苦し而、意外に仕合せ候等之部も有レ之候云々との事に御座候、乍レ去現地におゐては如レ此と違ひ、齟齬之事も有レ之候儀と奉レ存候、尙廉々逐一御示諭可レ被レ下候、

一、爾他御氣付之件々は相認候而差出置申候、高洲も何事を奉命仕居候哉、弟も得と存不レ申、何分にも巨細之事は、弟も更に承知不レ仕候に付、御高按之廉々無二御腹臟一御存分に被二仰越一可レ被レ下候、於二爰元に一相運候事に御座候はゝ、精々盡力可レ仕候事、

先は右申上度捧呈仕候、其中時下御自玉爲二邦家一申上も疎に御座候、匆々頓首拜、

十月十八日

尙々於二京都一何歟思召之邊傳承仕、甚以意外之儀に而、必竟爲二國家一歎息仕居申候處、得と承り候得は、何事もとふ歟粗齬（マヽ）より起り候事之由、實に已往之事を追憶仕見候得は、

爲二國家天下一に粉骨盡力仕候ものは、多くは不レ可レ見之人と相成、弟等却而今日之御盛時に遭遇仕、何事によらす相觸候、毎々往事を追憶し、不レ堪二感慨之至一、今日陰然種々之疑惑往來仕候は必竟國家之御爲にも無レ之、自然巳後何歟御聞及之事も御座候はゝ、御存分に御糺正可レ被レ下奉レ願候、爲レ其匆々頓首、

前原老兄御內拆　　干令生

之に據つて君は櫻井愼平の歸京に托し、北越の近況を孝允に報ぜしことが知らる。（孝允の日記九月十七日の條に「櫻井愼平越より歸る大略北國之形勢近日巳に平定の勢ありと云、前原彥山縣素狂書面來る」とあるも君の書逸して見ることを得ず）また孝允は廟堂にあるものに對して、君の疑惑あるを常に深憂したが、有朋に面晤して其の事のみな齟齬に起りしを明にせると共に、國事の爲に粉骨碎身遂に難に殉んじて、盛時に遭遇しえざる亡友を追憶して感慨に堪へざるを陳べ、將來に關して蜚語流說あらば糺正せんことを勸告したるをも知らるのである。有朋は既に君の依囑を果しえたので將に歸國せんとし、翌十九日孝允の旅寓を訪ひ、別を告げて東京を發した。是時孝允は梅花の短刀に一詩を附して有朋に贈り、大に將來を激勵したのである。

君の越後府留任

是より先き、越後口總督宮は山縣有朋等の東京に出でし後、君が歸國の念の切なるを慰留し、越後府知事四條隆平・參謀西園寺公望を輔けて專ら戰後の經營に任ぜしめられた。そこで君は已むなく其の念

を飜へして姑く留任を決し、明春を俟つて歸省せんとし、之を父に報じた。即ち其の書中に「越後之樣子は三郎其外より委細御聞取奉㆑願上㆒候、陳又私儀は明春迄は是非滯陣被㆓仰付㆒候段、仁和寺宮樣より御直之御賴に付、不㆑得㆑已滯申候、度々御斷も申上候得共、達而被㆓仰付㆒候付、致方無㆓御座㆒御請仕候、乍㆑爾少も御氣遣ひ被㆑成㆑遣間敷候樣奉㆓願上㆒候」とあつて、總督宮の信賴厚くして其の命固辭しがたく、遂に滯陣を決せしことが知らる。また三郎とあるは君の弟にして、干城隊にあつて越後口の戰に參加して既に歸國の途中にあるのである。

君再び意見を木戸孝允に開陳す

かくて君は木戸孝允の發したる書に接し、其の抱懷する所を已に山縣有朋が東京にて陳述したることを知つた。時に會君は病に臥してゐた。十月二十六日平岡通義の君に送つた書中にも「昨夜當驛着にて承り候得は、老臺にも先日已來之御病氣、今以靆々無㆓御座㆒由にて、逐日別而御難儀被㆑爲㆑在候由掛㆑濡候地、御左右も承り不㆑申、意外之失敬丸に御宥恕奉㆑希候」とあるのである。ついで二十七日孝允は再び書を君に送つて前日の書意を反覆した。そこで君は其の趣旨を諒解し、即日次の書を孝允に送つた。其の書の要は越後國の貢租を一般に半減せば人人の幸不幸は免れざるも、府知事之に留意して施設を怠らざれば、農民蜂起の杞憂なかるべく、今や民政局に才幹あるものがないので、人心恟々として小瑣の動搖測りがたきを說き、高須梅三郎の民政局出勤は、臨時明春まで府知事の抑留せしが爲

になほ其の任にあるを報じ、北越の軍費鉅額なるも民心を收攬せば悉く速に償却するに及ばず、中産以下人夫のものに對して急を要せるもの凡そ金四拾萬兩を今年內に支辨せば可なるを陳べて其の盡力を請ひ、會津藩主に嚴刑の處分あらんことを冀ふたが、再考熟慮せば天下の公論に因つて後世の範典あるべきを欲し、且つ歸國せんとして姑く滯越の已なきに至つた窮情をも告げたのである。即ち君の書は次の如くである。

本月十八日之朶雲同廿七日奉二薰讀一候、益御勇鋭御忠勤可レ被レ成奉二欣賀一候、一に小弟鄙況碌々諸賢之驥尾に付、瓦全罷在申候、

一、半税に被二仰付一候而も全國諸民之幸不幸固不レ免處に御座候處、是は知府事之處に而用心候得は、百姓蜂起仕候程には至り申間敷候得共、民政方未レ見二其人一、故に民心恟々一二蜂起は未レ可レ測候、

一、高洲生民政へ出候儀は、不レ得レ止假に出候儀に御座候處、四條公御抑留に而明春迄は在勤と申事に御座候、

一、北越御軍費莫大に御座候處、先得二民心一候はゝ、今年悉くに御償無レ之候而も相濟可レ申歟、唯急に償遣度は、中人已下及人夫等に御座候、何分不規則多く何も不如意之事計に付、嘸かし算外之冗費も可レ有レ之奉レ存候得共、石龜之じんだんだ、如何とも致方無レ之、乍レ爾何卒して今年之內に四十萬金御拂丁之御手段出來候得は可レ然奉レ存候、何分御盡力奉レ祈候、此頃之害は御金拂底第一に御座候、

一、會主之儀に付候而は、山狂とも粗議論仕置候事も御座候處、弟も亦再思仕候得は、嚴刻なる御所置は却而不レ可レ然歟彼盡二國力一抗二王師一國盡力盡て肉袒降二軍門一、其晩節不レ得レ全候得とも、亦胸中に一點之風味あるに似たり、天下之公議を集め、後世不拔之典に被レ處度奉レ存候、是天下人心之向背所定に御座候、此節有二一奇事一、會津眞龍寺僧、弟か寓居に來曰、會津重臣之者託レ僧曰、汝長州之人に依り、會津眞に前非を悔ひ、改心後來を愼み王事に可レ盡は、固不レ待レ言候付、主人を寛典に被レ置、血食を得候はゝ、實に死を生し骨に肉する之至恩、臣子死すといへとも無レ限也、依二他藩一此事を哀訴せんとすれとも無レ由、貴藩に訴る外無レ他言と涙下、他日之叛は不レ可レ知、今日之情は可レ憐也、敢一言仕備二高案一候、

一、弟儀も頓に歸國仕候心得に罷在候處、當地戍兵有レ之候付、明春迄滯候樣被二仰付一、無レ據滯越仕候、實に困窮之情態御憫察可レ被二成遣一候、

中上度事海岳に御座候得共、臨レ書胸中水火相鬭不レ能二百一一、時正寒御自重千金、

十月念七夜、書終已過二三更一、四隣人定雨聲更蕭々遙想今夜、

老兄君爲情

千令老臺侍史　　　　　　　誠　　拜

御秘閲

越後全國の半租斷行

按に君が北越戰後の慘狀を痛く矜憫し、貢租の半減をなして齊しく人民の困窮を救濟せんとし、

之を木戶孝允に謀つた。是時越後全國に半租を施行せば、戰禍を被らざる地方もあつて甚だしき偏頗なりとして之を論駁し、廟議は容易に決しなかつた。君は焦眉の急要にして須臾も忽諸に付しがたきを察し、民部官・會計官の指揮を俟たず、知府事に謀つて半租を斷行したるも、之に關して未だ詳叙するの史料を發見しえざるを遺憾とするのである。大隈昔時譚に次の如く記せるは、君が半租を斷行したるを傳へたものである。

彈正臺等の唱ふる所は名を仁政てふ美稱に假りて徒らに支那流の太平を支飾するに過ぎず、到底其實行を見る能はさりしものなり、然れとも兎角に稱して仁政といふ其一般民人の之を渴望するは固より言を俟たす、加ふるに恰も維新革命の後に際し世情猶ほ恟々として民人頗る困弊したるを以て、鰥寡孤獨の貧を救恤し、租稅調庸の重きを輕減す、所謂仁政を欲望するの情、特に深く爲に仁政てふ呼號は到る處に反響し、而して其呼號する者の勢焰は甚た强盛なるに至れり、是を以て地方官たる府縣知事の中にも、之に附和して仁政の施すへきは唱道するもの多く、彼新潟府の知事たりし前原一誠の如きは、全く民部・大藏の命を矯めて專橫にも越後全國の民人に對して其租稅の半を減免して所謂仁政を斷行せり、亦驚くへきにあらすや、

彈正臺の臺員等も彼の窮民救助の詔勅〇八月二十六日なり下りたるにも拘はらす、其局に當りたる余か種々の原因によりて速に之を救助する能はさるを把柄とし、終に違勅の罪を以て余を彈劾し、府縣知事も亦同時に余を目して收斂

の酷吏苛察の奸臣と爲して黜退を内閣に逼るに至れり、

彈正臺員との對決は局を結ひしも、余は其後引續きて地方官たる府縣知事の重立ちたる諸氏とも亦、内閣に於て對決することゝなれり、其地方官の中には故の樞密顧問官たる海江田信義もあり、大藏大臣たりし松方正義もあり、彼專斷横恣遂に、越後全國の租税の半を減免せし新潟の知事たる前原一誠もあり、

なほ河北勘七の談に

越後の戰爭の濟んだ後に戰亂の後であるから其の年の租税を免除すべしとの議を前原は政府に建白した。所が明治政府は出來た計りで迚も租税免除などは出來ないといふので、中央政府と衝突をしたさうである。是は越後で前原が宿泊して居つた、同地の豪家市島氏の話であるから、間違ないのであらうと思ふ。

とあつて參考にすべきものである。

北越戰後の施設に關し、君は專ら民政に傾注して其の疾苦を訪ひ、人心の收攬に努めて安定を圖つた。租税の半減若くは後に叙述(第三十六章)せる信濃川治水工事等に大に奔走盡力した。されば越後の人人齊しく之を德とし、君の名聲は汎く喧傳せられて遂に參議に登庸せられた。君が後年出だせる辭表の文に「一昨年王師北征之日、豈圖虚名謬傳行間卒徒之間、誤而蒙御登庸」と記し「虚謬傳行間卒徒之間に、蒙拔擢、聞命震驚」と記せる謙遜の辭は、懿名令望を言へるものである。

西園寺公望の新潟府知事任官と君の輔佐

是月二十八日政府は、新潟府知事四條隆平を罷めて越後口總督府參謀西園寺公望を之に代らしめ、君は北越本營に在勤の朝命を拜し、依然新潟府判事を以て之を輔佐し會津の民政を管掌したのである。曩に越後各地並に會津の戍兵を公望に督せしめ、君を留めて新發田を發せられし越後口總督嘉彰親王は十一月四日東京に凱旋せられ、錦旗節刀を奉還せられた。こゝに於て越後口總督府は廢せられたのである。翌五日政府は柏崎縣を新潟府に併せ、知事久我通城を罷めたので新潟府の管掌が益々擴大した。是時に方り、知事以下君等の盡瘁せる重なるものは、各地の戍兵を督率して民心を安定し、軍費の供給に闕乏なからしめ、また隊士の病治を謀つて速に歸國せしむることであつた。ついで君は佐渡に赴いて民情を視察せんとし寺泊に至つたが、會風波の爲に航しがたくして姑く淹留した。公望は朝命に依つて管內の民政改革を協議せんとし、十一月十四日書を發して君の歸營を促した。即ち其の書中に「民政改革之事、被仰出候間、早々一應歸營之儀賴入候也」とある。かくて大聖寺の藩兵四小隊新發田に到着したので、參謀松平源太郎は民心鎭定の爲に、柏崎・小千谷に各一小隊を遣はして二小隊を新潟に駐めんとし、また庄內藩にて沒收したる武器を高田に輸送せば、其の費千兩餘を要すべきを以て、會計方は姑く之を該藩に委托せんことを欲した。そこで源太郎は十六日次の書を君に送つて其の意見を求めた。

一、大聖寺兵隊四小隊着に付、何れゑ分配致候て可ㇾ然哉、柏崎民政小千谷民政等頻りに內達有ㇾ之候付、右兩所ゑ一小隊つゝ、新潟へ二小隊差置候ては如何可ㇾ有ニ御座一候哉、

一、庄內器械當所ゟ高田ゑ送り候には、入用千金餘りも入り候由、可ニ相成一當藩ゑ御預替に願度と會計中出候、島渡御相談申上候、雪氣にて寒一入强く御風氣如何候哉、折角御自重奉ニ専祈一候、其內拜趨可ㇾ仕候、早々頓首、

十一月十六日

松平源二郞

前原彥太郞樣拜呈

また村上方面には薩藩兵屯營して其の鎭撫に任じてゐたが、送金遷延して防寒の服裝完備せず、凛冽に苦むもの多々あるのである。そこで參謀池田次郞兵衞・大迫慶藏は之を憂慮し、鹿兒島よりの送金なほ遲引すべきを察し、次の書を送つて三萬兩の貸付を請ふたのである。

口上手控

此節村上表ゑ被ニ差殘一候我兵、當時內外之憂患も御座候、付而は非常之用意、兼而十分仕置度、尤兵隊寒苦之患も御座候、右に付先般神速金可ニ差送一旨、國許ゑ申越置候得共、何分遠路之儀急埓不ㇾ仕、無ㇾ據時機御座候付、御金三萬兩御拜借被ニ仰付一被ㇾ下度、左樣御座候者、御陰を以變動之準備十分相調置度、左候而國金相屆次第、御返上仕候樣可ㇾ仕候、此等之趣御含被ㇾ置被ㇾ下度儀奉ㇾ賴候、以上、

十一月

薩州參謀

池田次郎兵衛
大迫慶藏

君は是等の諸件に關し、公望に謀議して措置したが、米澤に幽せる村松藩の姦徒十數人もまた嚴科に處すべき內許をえた。然るに米澤藩は、重役をして姦徒の寛典を哀願すべく村松藩に切論せしめた。そこで村松藩は、姦徒の死罪一等を減ぜらるべき歎願書を呈出した。君は寛典を乞ふ事情を明にしたので、之に同情して直に本營より之を東京に送致した。會政府は村松藩主堀直賀に退老を命じ、庶子直弘（直次郎）をして襲封せしめ、且つ姦徒の氏名を稟申せしめた。依つて君は、曩に進達したる姦徒寛典の歎願書が朝命に齟齬せるを憂慮し、村松藩をして東京に出でしめ之を辨疏しめた。時恰も木戸孝允・大村永敏等が東京降伏人の處理を掌管したので、君は十二月二十七日次の書を孝允に送つて其の事情を說き、歎願書の朝命に對する諒解を請ふたのである。

益御勇健可レ被レ成二御忠勤一奉二敬賀一候、陳又先般村松奸徒米澤へ御預に相成候者とも拾數人、處二嚴科一度段最前內內願出候趣も有レ之、略御聞屆けにも相成候處、其後米澤人兩人計重役之命を受、右奸人等之助命之儀に付、村松え罷越、反復致二論辨一候趣に付、不レ得レ已死罪一統（マヽ）を被レ減被レ下候樣にと歎願書差出候付、即當地御本營より御地へ差廻し申候、然處此度堀貞次郎家督被二仰付一候御沙汰面中、但書にも奸黨之姓名申出候樣との御文言有レ之候、付

而は最前數願書差出候儀、甚不都合に被レ考申候間、村松ゟ東京罷登候而、委に申出候樣申聞候間、御繁忙中には候得共、何卒御聞濟可レ然御所置奉レ希上レ候、實は於ニ村松一は奸魁七八名位は處ニ嚴罰一度心底に相見へ申候、何分最前之數願書と此度之御沙汰と致ニ前後一候儀、如何にも不都合に相考申候間、何卒可レ然御取計御賢慮を奉レ煩候、鄙況碌々頗多病にて、僅保ニ餘生一居申候、其中時下爲ニ皇家一別而御自玉是祈候、匆々頓首、

臘月仲七日　彦太郎

準一郎樣侍史

戰地患者の治療施設

初め新潟方面の戰局開展せるに方り、負傷者が益々多くなつたので、君は大に之を憂ふて速に全癒せしめんとし、吉井友實に謀り洋醫を招いて治術を施さしめんことを欲し、事情を大村永敏に報じて其の周旋を請ふた。永敏も戰地の狀況を察して爲に盡力したが、洋醫甚だ乏しくて僅に一人を派遣することを決した。そこで八月七日永敏は書を君及び友實に送つて其の由を報じ、且つ赤川玄櫟をして野戰病院の主任たらしめんことを告げた。即ち其の書中に「然は西洋醫御雇入之情被ニ仰越一早速横濱え懸合候處、壹人とをか承諾致呉候樣相成と申候、就而は赤川玄櫟委細承知に候間、同人より御聞取可レ被レ下候、尚又御地病院も出張諸藩合一相成候方可レ然哉、且又病院規則も横濱同樣可レ然哉、委細は玄櫟承知に候間、同人を病院頭取にても被ニ仰付一諸世話御委任に而は如何哉、御都合次第御勘考之上可レ然

御取計可㆑被㆑遊候」とある。玄樸は長春好生堂（醫學校）の教諭であつた。かくて玄樸は專ら病兵の治療に盡瘁したので、其の功績著しかつたが、高田病院は患者の衣服並に雜用の費額を要求し、諫早作次郎直接に柏崎本營に禀請して吏員大に困惱し、已むなく金四百兩を支出して之を辭した。事は九月六日小笠原太郎兵衛より君に送つた書中に「干城隊・振武隊高田病院も金之儀申參り實に込入申候、高田よりは諫早氏柏崎え直に申越、役人共餘程込候由、病人雜用且衣類調として六七百兩位も入用之由、色々相斷候へ共、手詰之申懸に付、金四百兩拂渡致候由申越、實に右樣之儀御座候而は、甚以込入申候、筋道も不㆑相立㆑事に付一應御耳え入置申候」とあつて、干城隊・振武隊等費金の請求相踵ぎ、其の支辨に關して君等の常に苦慮するところであつた。かくて君は洋醫を横濱より招聘したので、高田の病院を適當の地に移轉して患者を治療せしめんとし、之を友賓に謀つた。友賓は新潟の便利なるを察したが、其の地が卑濕で惡水なるを聞き、柏崎に決定せんことを欲し、十四日書を君に送つて之を報じた。其の書中に「芳翰拜誦仕候、扨病院伺書數通一々尤に相見候得共（高田柏崎に而は）遠路患者を送候に不便と存し、新潟可㆑然と見込居候得共、土地卑濕且惡水に候得は致方無㆑之、何分早々柏崎え御決定、何篇紀律被㆑取建㆑度奉㆑存候、可㆑然御指揮被㆑成下㆑度奉㆑願候」とあつて、紀律を設けて指揮すべく委したのである。其の後洋醫横濱より來たつて玄樸と共に其の治療に盡さしめたので、快癒するものが益々多く

なつた。また白河・日光方面にて負傷せしものは、多く横濱病院にて治療を施し、手足の痿痺久しく全癒するのである。依つて平間重助は新潟附近の患者を速に柏崎病院に移し、平癒のものは順次歸國の途に就かしめ、重傷のものは横濱に治療せしめ、また戰死者の墳墓の後年荒廢に屬せんことを慮り、小池谷・新潟・高田の三所を選び、茲に合葬して石碑を建んとし、糸賀閑藏を新發田の本營に遣はして是等の要件を君に謀らしめ、且つ書を送つて其の意を陳べた。即ち其の書中に「此度糸賀氏御地え罷越候間、い曲申合せ置候間、御聞取可ㇾ被ㇾ下候、病人も追々柏崎え相集り候由、至極宜事に御座候、然處先日横濱よりドクトル參り候後は、諸病人一際快方に相成候由に付、新潟邊え入院之節、片時も早く柏崎え送り度奉ㇾ存候間、是又閑藏罷歸り候間、御差圖被ㇾ成遣候樣奉ㇾ伏ㇾ希候事、白川日光口之怪我人は、横濱え送り付候由、然處治療之工擶も有ㇾ之、且風土に被ㇾ侵候氣味も可ㇾ有ㇾ之候得共、右兩口之怪我人は手足之疵にては相果候者少く、太概快氣仕候事に付、只今少々よろしき部は横濱え差送り候都合には御配意出來申間敷哉、實は今日に至り候而は、無事之者は勇々敷歸國と申場合にも立至り候得共可ㇾ畏は怪我にて御座候間、可ㇾ成丈は手厚く仕向仕度奉ㇾ存候間、役配之内より兩三輩殘居精々看病仕度、尚快き部は御國え差歸り、手厚き部は前斷之都合に取計候而は如何可ㇾ有ㇾ御座ㇾ候哉、御賢慮偏に奉ㇾ待入ㇾ候事、戰士之墳所も四ヶ所に有ㇾ之、永年に至り、甚麁略にも相成り可ㇾ申も難ㇾ計候

間、左之通りにて如何御座候哉、小池谷・新潟・高田右三ヶ所に合葬之心得を以、石碑共を相建候而は如何可ㇾ有ㇾ之哉之事、津川え假留之部は新潟え合葬之取計仕候事」とあつて、戰士の墓地は小千谷・新潟・高田の三ヶ所に定めた。かくて君は柏崎病院中の患者に不平の聲あるを聞き、通義をして其の實情を調査せしめた。通義乃ち病院に赴いて之を探聞し、稍偏頗の措置あるを知り、十一月二日書を送つて君に報じ且つ寒烈に耐へがたきを慮り、暖衣の準備として人別金三兩を給與せんことを請ふた。其の書中に「野生宿所え罷越、病院之情態逐一相承り候處、成程双方之不處置も有ㇾ之樣子、併一々とけしらけ仕譯にも參り兼、氣之毒之事と奉ㇾ存候、追々快分は餘程歸國仕候由、既に此節もよろしき分貳拾人程も、歸國致させ候含に相聞へ申候、然處追々寒威相募候間、銘々綿入之壹枚位は相調候樣子、彼是難澁之趣に相聞申候、尤醫師之申分に而は、前々衣類は入らぬ樣相見へ候得共、是は表通り何枚とか之內には入り候得共、素より寒防第一之事に御座候得は醫よりは度々衣を相渡し候間、何不足は有ㇾ之間敷と申張り、病人は何日に如ㇾ此き豆のもる樣な物を壹枚に襦袢壹枚之外貰受候覺無ㇾ之と、双方より誹り合候氣味も不ㇾ少樣に相見申候、扨夫は兎に角寒防手當として三兩宛借銀なりと不ㇾ被ㇾ仰付而、即今差閊居候部も不ㇾ少、實は餘り金之手を詰候と、自然不ㇾ得ㇾ止御國辱をも曳起し候事も難ㇾ計、既に當驛に而も不ㇾ堪ㇾ聞に次第追々出來實に込り入居申候」とあつて供給充分ならず、患者

は其の郷國と氣溫を異にせる病院にあるを以て、齊しく寒威の凛冽に困苦せることが想察せらるのである。ついで病院にある吏員は、次の件々を記して其の回答を請ふた。君は即答しうべき事項に各附箋して之を返却した。

覺

一、此度御國ゟ被二差越一候組之者九人之儀は、干城隊え被二附置一候哉又は長州兵隊一統之世話被二仰付一候儀に御座候哉之事、

(附紙) 此御沙汰面如何、

一、病人歸國之節に御添狀無レ之而は不レ可レ然哉之事、

(附紙) 本書赤川玄櫟ゟ添狀差出候而可レ然候事、

一、歸國之御掛渡は其隊々々ゟ取下け候而相渡候哉、又は醫局ゟ一同取下け相渡候哉之事、

(附紙) 本書醫局ゟ一同取下け候事、

一、十二月ゟ之月俸は度々請に罷出候哉、又は御送方被二仰付一哉之事、

(附紙) 本書從二大到來一送候事、

一、病人之内必至困窮之仁有レ之節は、如何取計可レ申哉之事、

一、病人之内たんぜん無二御座一部五六人も有レ之候、付而貳三枚不足に付如何取計可レ申哉之事、

（附紙）本書たんぜん儀ハ孰も自分持に付、不レ被レ及ニ御沙汰一候事、

一、病人之内死去有レ之節は入費も御座候故、兼而與用金若干御下け渡し被レ下置度候事、

（附紙）本書從ニ太政官一三兩被レ下候儀に付、其餘入費有レ之候も要用金之内を以可レ致ニ取計一候事、

一、寒氣に付病人中え被レ下候御銀員數、病人寡少に相成候付而は御詮議振も可レ有レ之奉レ存候事、

（附紙）五兩・三兩之割、

一、定夫之者給金之儀、是迄は一日に御國札銀拾八匁宛被ニ立下一候由之處、氣分相に而滯居候ものえは此先き如何可レ仕哉之事、

一、筆墨紙入用に付御下け渡可レ被レ下候事、

（附紙）本書多分之入用にも有レ之間敷に付、時々買揚勘定書差出候はゝ可レ被ニ立戻一候事、

右之條々致ニ御問出一候間、御詮議之上委細御附紙可レ被ニ成下一候事、

十一月　　病人諸世話掛り

なほ柏崎に殘留して歸國しえざる奇兵隊の患者に對する防寒衣服の麁惡なるを以て、本營より羅紗の蘭服なきものに其の料として一人毎に三兩の給與あるべき金員未だ到らず、また病院は總督宮より人別に五兩を給與せらるべく既に布告をなしたが、なほ實行せられないので、甚だ困難の狀態であつた。依つて特に一人毎に四兩の貸與あらんことを冀ひ、加藤隼之助將に新發田に赴いて之を歎願せんとし、

是月十五日先づ書を君に送つて此の事情を報じ、爲に周旋せんことを請ふた。隼之助は奇兵隊士であつて九月十日津川口にて負傷した一人である。其の書中に「本陣より病人懸りとして岡千吉郎殘置、是迄羅紗蘭服無之面々えは服料相渡し金三兩宛に月俸相渡し候樣申置候間、一兩日之内には柏崎え到着可致筈と申殘、直樣歸京仕候處、過る七日に到着致候得共、月俸之外金子無之と申渡方不仕、至極難澁に立至り候處、病院よりは宮樣御不便に被思召、金子五兩宛御下け渡相成候なそ布告仕候得共、是以御言葉計に而至極込入候處、賄方之行餘り不宜に付、呼出聞合仕候、六合壹朱之處、其内人夫二十六人遣方致候得共、三藩より十五人相立、殘拾壹人の兵粮給金差引殘りを以、賄方可致との儀に付甚難澁に御座候」とあつて、給與の不足と患者の困難とが想像せらるのである。そこで君等は之を商議し、前に病院吏員の問に答へたる旨を以て、患者一人毎に五兩乃至三兩を給與すべきを決した。ついで玄樑は、十二月二十四日振武隊患者の全治したるもの三十四人を歸國せしめたが、更に戍兵中の病人四十八名新に入院した。そこで玄樑は明年正月に病院を撤去せんとした計畫が齟齬せるのみならず、數多の振武隊患者入院せば、諸藩に於て長兵の爲に病院を設くるが如き嫌疑もあらんことを慮り、二十五日書を君に送つて之を報じ、江戸に倣つて大病院の建立あるべく盡力を請ひ、銃傷患者の平癒せるものへの交付金並に歸國の途にある振武隊三十四人の返金の處理に關して指示を求めた。其の書

は次の如くである。

前　略

倍御盡力爲二國家一幸甚、先日は不二一形一御世話被二成下一、爲二吾道一奉二恐悅一候、陳歸院仕見候得は、振武隊戍兵は百然病患者四拾八人殘置、暴に病院入込爲レ致、本陣出足其後醫士も先後致仕方無レ之候間、至二今日一迄厚治療相加居候、病症は楳毒十に八九、吾儘千萬誠に困窮仕居候、先日御話申上候振武隊二拾四人は、過る廿二日曉當地出足に相成候、然處又々多人數入込に相成候而は、正月早々引揚難二相調一、甚以心痛罷在候、官軍病人而耳之處え、戍兵之患者數多入込に相成候而は、對二諸藩一嫌疑も有レ之候得は、實に長州而耳之病院を差建候譯にも不二立至一、曖昧罷在候、御察被レ下候、此患者追々善路に趣き候はゝ、銃傷患者同樣御金五兩宛渡方可レ致候哉、御指揮可レ被レ下候、其御都合に相成候はゝ、請取置候金に而は大に不足に御座候、又々登營仕候、尙又先日歸候振武隊患者三十四人之分、彼隊ゟ金三兩宛渡方致候由、此度世話方ゟ返納呉候と申事に付、是又如何取計可レ仕候哉、早々御差圖可レ被レ下候、前段之趣に付、戍兵大病院御沙汰一件、早々御詮議被二仰付一候樣御取計可レ被レ下候、實は江戸表に於而は、大病院是迄之通、當分被二建置一候御樣子、當國も同樣被二立置一候樣奉二願上一候、何卒私等は正月下旬ゟ二月中旬迄には、必引揚仕度心底盡力罷在候、何分にも振武隊之患者揩に込入候、何れ來春早々今一度奉レ得二拜晤一候、乍レ序申上候、先日も御話申上候御診一件、急速東京迄被二仰越一候由、

至上過る八日

御發輿被レ遊候御様子に相聞、左候はゝ又々
京都迄早々御申越被レ下候はゝ、來春病人曳連滯京之節、
御沙汰相成候樣、先以御申遣置被レ下候樣奉ニ懇願一候、尚又不具之病人從ニ諸藩一屆出相加、誠に終身之廢物憐之至
に御座候、何角御詮議筋有レ之候はゝ、早々御沙汰可レ被レ下候、屆書相添差出申候、先日御約諾仕候灌腸器一御送
候、御落掌可レ被レ下候、大到來ゟ書面件々成丈心配候も、決定に相成候はゝ急速申上候、左様御承識可レ被レ下候、
申上度儀も可レ有レ之候得共、御用煩中奉ニ恐縮一候、拜具匆々謹言、

十二月廿五日　　赤川玄櫟

二伸、時候御自重奉ニ祈上一候、
京都迄御書面一件、急速御賴仕候、草陳已上、

前原彦太郎様

之に據つて、君を始め玄櫟等は常に入院せる諸隊の患者が遠地に稽留せるの久しきを不便となし、速に平癒歸國せしめんことを考慮せるのみならず、明春を期し悉く其の途につかしめて病院を撤去せんことを念とせることが知らる。なほ此の書中に「御診一件」とあるは玄櫟が一たび拜診の恩典に浴し奉らんことを冀ふて已に其の衷心を君に吐露して斡旋を請ふたが、更に之を促したのである。

戍兵及び病院の費額

戰亂平定の後、會津及び越後は新潟府の管統に屬したが、輙もすれば竄匿の脱兵なほ各所の士民を

煽動せんとせるを以て、君等は其の鎭綏に任じ、また戍兵の給與患者の治療に關して大に苦心せしことは既に叙述の如くである。そして君は戍兵並に病院に要する費金に關し、將來支出の準備をなさんとし、會計方に其の調査を命じて次の報告をえた。即ち一ヶ月の支出額は凡そ金四萬貳千四百參拾九兩餘である。其の內譯は小倉・高田・加賀・越前・備前・米澤六藩の戍兵凡そ四千九百四人にして食費一日六百拾參兩を要し、之に酒代を合して一ヶ月貳萬壹千七百拾貳兩を費し、臨時費同役俸給人夫賃を加ふれば總計貳萬七千參百五拾貳兩となる。なほ越後に駐衞せる長・薩諸藩兵壹千四百五拾餘人に對する食費其の他壹萬貳千八拾七兩餘と若松・越後の病院費參千兩とを綜合せば金四萬貳千四百參拾九兩餘となる。其の報告書は次の如くであつて、當時の國計に對して此の出費のまた尠少ならざることが知らる。

若松戍兵

一、人員四百六拾壹人、　小倉藩
　但、七小隊外に諸役輩共、
一、同貳百七拾九人、　高田藩
　但、四小隊同斷、

一、同千四百四拾壹人、　加州藩
　但、八小隊同斷、
一、同九百七拾三人、　越州藩
　但、六小隊大砲隊同斷、
一、同貳百五拾人計、　備前藩
一、同千五百人計、　米澤藩
右人數凡四千九百四人、
　此賄料諸入用見込左之通り、
一日壹人に付、金貳朱宛に〆、
　金六百拾三兩、
一ケ月分
○金壹萬八千三百九拾兩、
一、兵士人員三千四百八拾人、
一ケ月壹人に付、酒代金三分つゝ見込、
○金貳千六百拾兩、

一、夫卒人員千四百貳拾四人、
一ヶ月壹人に付、金貳分つゝ見込、
○金七百拾貳兩、
一ヶ月分
○合金貳萬千七百拾貳兩、
外に
一ヶ月臨時入用見込、
金五千兩、
同役々え被レ下月給見込、
金四百九拾兩、
同總人足三千人と見込、
金百五拾兩、
△〆五千六百四拾兩、
○△
〆高金貳万七千三百五拾貳兩、

越後戍兵

一、惣人員千四百五拾人斗、
一日壹人に付貳朱之賄料、
金百八拾壹兩壹分、
一ヶ月分
金五千四百三拾七兩貳分、
同諸役月給、
金千五百兩、
同繼人足賃金、
百五拾兩、
同臨時入用見込、
金五千兩、
〆金壹萬貳千八拾七兩貳分、

病院入用

一、三千兩

若松
越後

惣メ金四萬貳千四百三拾九両貳分、

右壹ヶ月入用凡積如此御座候、以上、

辰十二月　　會計方

北越の詩作二十詠

君が北越の陣中にあつて、櫛風沐雨霜鋒を冒して苦楚辛酸を共にしたが、また感ある毎に賦せる詩あつて、其の二十詠を列記して參照となすこと次の如くである。

戍越作

滿山烽火照軍營、十萬貔貅悉練兵、馬革裹屍男子事、丈夫期處唯功名、

同

地勢平坦列戍連、將帥謀密不成眠、曉來失守水門動、拔甲笑聲號令傳、

偶作

半歲從軍功未成、風驚短髮已秋聲、夜深營外更寂寞、一帶烽烟月一泓、

同

越地山河多戰場、廢垣頹壁認人鄉、蹤躅何又別官賊、總是兩軍無嫖姚、

北越作

爭城以戰屍盈城、滿野風曝白骨橫、吐握只應治國下、聚知道絕奈蒼生、

北越妙見嶺

斷巖絕嶂路羊腸、陣跡烟消草樹荒、冷々孤猿[illegible]、陰蟲唧々鳴斜陽、

長岡

江山滿目舊時觀、敗郭荒城氣味酸、幾多壯士空枯骨、寒鴉枯木夕陽寒、

井栗陣

兩軍相對勢堂々、烽火滿山誇月光、夜半初知秋將老、鐵衣秋冷滿天霜、

營中偶成

時事恍惚歲月流、家山風物定凄然、白雲千里起回首、紅葉一溪霜滿天、

同

無限山河踏未周、風聲落葉滿天秋、回思舊友亡強半、夜雨殘燈不堪愁、

攻津川到安田村途上（安田村は北蒲原郡）

秋風黃葉暗消魂、落日寒雲汗馬奔、野老不知壯士恨、樵歌遙過水邊村、

軍中

朔風捲雪犯征裳、殺氣震天北越州、日暮未遑飲馬窟、三軍烟火滿山頭、

（[illegible]）

磽确穿レ鞋行路難、雪殘峻嶺山雨寒、風光無レ處レ似二郷國一、滿畝菱花五月看、

到二出湯一途上偶作（出湯は北蒲原郡笹岡村）

誓拂妖氛志未遂、論レ兵獻レ賦事總空、春風途上立回レ首、羈旅十年如二夢中一、

營　中

五斗折腰自覺レ慚、塵紛如レ雨事參差、營中春日髀生レ肉、坐對二江山一慰レ所レ思、

出湯探梅

何圖越地翠山隈、爲レ養二宿痾一探二野梅一、身似二浮萍一無二定跡一、不レ知何所埋二形骸一、

寄三舍弟穎太郎戍二蝦夷一

世亂兄弟相値稀、山河萬里思依々、知汝浴雨梳風苦、爲易二寒衣一寄二鐵衣一、

夜　座

剔盡青燈眠不レ成、水聲如レ雨夜三更、双親今夜爲二何夢一、弟戍二東夷一兄北征、

此の詩賦に據つて、君が戰爭の慘禍を深く愁傷せることと共にまた在越の情懷をも想察しえらるのである。

西園寺公望の書

明治二年正月君は新發田にあつて、專ら新潟府知事西園寺公望の施設を輔佐してゐた、公望は北地平定の事情を稟報せんとし、是月十九日東京に出でた、其の將に發せんとするに方り、公望自ら揮毫して君に與へたのが表面の四大字である、此の文字は易經の繫辭上傳に「聖人以此洗心退藏於密」とあるに出でたのである。

第三十六章　治水工事の計畫と參議拜命

○明治二年殘賊警備と軍制養兵等に關する建言

君は新發田にあつて明治二年の春を迎へ、新潟府知事西園寺公望を輔佐し、北地に駐屯せる諸藩の戍兵を董督して降人の護送國民の綏撫等に盡瘁したが、なほ潜伏の賊徒所在に出沒して騷擾することがあるのである。正月五日新發田戍兵の軍監は米澤・村上兩方面に賊徒の現はれたる警報に接し、會津本道赤谷口の守備薄弱なるを察して遊軍一小隊を特派し、且つ之を新潟府に告げて更に應援を促した。即ち其の報告書中に「今夕新發田久保士駈來、米澤•村上兩口え賊徒相見得、夫々手配に及候處、會津本道赤谷え干城隊纔一小隊と新發田兵少々出張甚懸念に付、早々人數繰入候樣にとの事に付、當地遊軍一小隊今晚より差出候、御地遊軍有レ之候は丶、早々出兵被二仰付一候樣御取計被レ下度御願申上候」とある。かくて君は此地の形情に鑑み、賊徒の潜伏降人の護送等に充つるに駐屯兵の一部を以てし、其の他を漸次歸途につかしめて各藩屛の任を盡さしめば、諸侯の勢力の大に加はるのみならず、軍費もまた輕減して朝廷列藩の利なるべきを思惟した。また京都軍務官の計畫常に齟齬して不意の出兵の爲に軍費の闕乏を告ぐること多きを憂ひ、速に根軸の規則を確定せんことを冀ふた。なほ軍制を英國若くは蘭國の洋式に則り、朝廷の貢納を校計して養兵の員數を定め、其の訓練に傾注すべきの急務をも

察した。若し歳入歳出の豫算を明確にして之を施設せざれば、用兵撫民の方策を始め武器の製造蓄藏修理等の統制を闕きて一事も成功の目途立ちがたきを憂慮した。依つて君は默視しがたく、是月十日次の書を大村永敏に送つて是等の意見を披瀝し、且つ北地に淹留するを欲せざるを以て速に罷免して歸國の命あるべく盡力せんことを請ふた。

（前文缺く）様子に御座候間、

朝廷向何卒御取計相成候儀に御座候はゞ、歸邑被ニ仰付一度奉レ存候、右等御所置相付候藩は、速に引取被ニ仰付一、藩屛之任相勤候様被ニ仰付一候はゞ、隨而諸藩之力も養ひ、且戍兵等も御減少に相成、朝廷諸藩とも利益有レ之事と奉ニ愚考一候、何卒御盡力奉レ願候、

一、西京軍務官之御算用も毎々相違、今に至り候迄不意に出兵被ニ仰付一、御軍費は不レ足實に當惑千萬罷居申候、何卒御根本之御規則、急に御確定有レ之度奉レ存候、

一、天下一般之兵制は、英となりとも蘭となりとも被ニ仰出一度奉レ存候、

一、朝廷之御領は幾萬石に幾人之御兵制に御座候哉、今日之第一急務は養兵用兵に御座候處、此算不ニ相立一候而は、用兵も撫民も製造も儲蓄も修繕も萬事混雜仕、遂に一事も御目途相立申間敷かと老婆之氣遣仕候、

一、僕儀先日來

御沙汰之趣も御座候處御斷申出候、御受仕候とも迚も思ふ様には運ひ不レ申候間、私儀是非とも歸國被ニ仰付一候様、御盡力偏に奉ニ願上一候、委曲坂田より御聞及ひも有レ之可レ申奉レ存候、

一、申上度儀萬々に御座候得共、筆頭に而は種々憚も御座候間奉レ期二拜靑一候、其中御自重專一に奉レ存候、頓首敬白、

正月十日　　　　　　　　　　彥太郎

大村先生函丈

越後府判事の任官

之に據つて、君は已に登庸の內命を受けたるも之を辭して歸國せんことを決し、會新潟府權判事坂田潔の東京に出づるに依囑し、其の意を永敏に開陳せしめたことが知らるのである。かくて十九日公望は東京に出で、東久世通禧・大原重德に面晤して北越の近情を報じ、翌二十日潔を隨へ木戶孝允を訪ふて大に之を諭じた。是日孝允は通禧の命に依つて外國官の件に關し、書を君に送つて之を報じた。即ち孝允の日記、正月二十日の條に「此日尤多事、西園寺卿北越より出、彼地の近情を論す、坂田潔も亦隨從す、外國官の一條に付、東久卿の有レ命、一書を認めて前原に送る」とある。其の孝允より君に送つた書は逸して未だ內容を詳にするを得ざるも、新潟港は去年十一月東京開市と同時に開港したので、外交の監理に關してまた之を報ずることなきを傳へたと思はるのである。

かくて二月八日朝廷、再び越後府を置いて三等陸軍將壬生基修を知事となし、十八日君を從五位に叙して同判事に任じ給ふた。ついで二十二日新潟府を縣となし、楠田英世を其の知事に任じて佐渡縣を越後府に合し、二十四日越後府知事をして府兵及び戍兵を管轄せしめ給ふた。依つて當時越後府は、

北方に於ける重鎭となつて樞要なる官廳であつた。曩に越後より東京に出でたる西園寺公望は、是月四日京都に歸へつて卽日知事を免ぜられたが、君が越後府判事に任ぜられて基修の大に倚賴せるを知り、書を君に送つて之を報じ且つ强いて拜命せんことを請ふた。其の書中に「公望事、正月十九日東京に出、件々言上、其後二月四日着京、而越後知事御斷被㆑聞召㆒候事に候、委は從㆓坂田權判事㆒御聞取可㆑被㆑下候、先生には又々推て被㆓仰付㆒御苦勞存候、壬生にも頗先生に依賴之趣に候間、此度は枉て御受之樣いたし度、公望にも懇願候」とある。君は旣に再三任官の內達を辭したが朝許なきのみならず、會公望の書に接したので遂に意を決して拜命し、三月二十二日書を父に送つて之を報じ、且つ御沙汰書の保存を請ふた。卽ち其の書中に「八十郎儀、御本營參謀御免被㆓仰付㆒此度改而越後府判事被㆓仰付㆒、誠に以當惑仕候、三度迄は御斷申上候得共、遂に御許容無㆑之、此上は致方も無㆓御座㆒御請仕候、右御沙汰書送差上申候間、御請置被㆑遣候樣奉㆓希上㆒候、乍㆑爾六月比には一寸御暇御願申上候而、歸國仕候心得に罷在申候」とあつて、六月には賜暇を請ふて歸省せんとするを告げて父母を慰安したのである。君は判事拜命の後は越後に稽留し、基修を輔けて府兵及び戍兵を統督し、大に安民の施設に盡瘁したのである。

越後諸藩の　去年十月東北地方の平定するに及び、朝廷治河掛を置いて議定中御門經之・參與後藤象二郎を之に

信濃川分水工事建白

任じ給ふたが、翌十一月更に治河使を置いて大に水利を修治すべく府・藩・縣に布告せしめ給ふた。是時經之は治河の全權を掌つて、專ら其の事務を統轄した。そして越後の信濃川は、上越後の高原中越後の低野を貫流して中津・淸津・澁見・五十嵐・小阿賀等の諸水を收容し、新潟市街の東北に至つて海洋に注げるが、古來其の水害は國内第一と稱せらるのである。依つて信濃川中流の北海に接近せる大河津より寺泊港までを開掘し、其の水勢を分ちて被害を除去せんとせる所謂大河津堀割工事の議は享保年間より屢々主唱せられて、既に測量したこともあつたが遂に實行せられなかつた。明治元年五月に信濃川未曾有の洪水あつて氾濫せるのみならず、長岡を中心として各所に戰鬪があつたので甚だしき慘狀を極めた。かくて北越の戰亂戡定するに及び、諸藩翕然として慘害の治水策に傾注し、大河津分水の議を起した。そこで被害の最多なる新發田藩率先して高崎・與板・村松・峰山・三日市・村上の六藩に交涉し、連署して大河津分水の議を越後府に建白した。越後府は乃ち吏員を派し、大河津並に其の附近を測量せしめた。是は是年の九月である。翌二年正月長岡藩もまた大河津分水の議に加はつたので、更に八藩連署して之を建白したのである。

信濃川分水工事の急要を木戸孝允に説く

君は夙に治河使設置の趣旨に基いて越後の水利を計慮し、殊に信濃川流域の被害の跡を目擊して之を防止せんことを思考したが、新發田等八藩の建言あるに及び、平野屋嘉兵衛（長藩用人）に謀つて畫策せし

めたが、其の費が巨額であつて府廳の支出の繼續しがたきを察知した。依つて君は二月四日嘉兵衞をして東京に出でしめ、其の事情を木戸孝允に詳報せしめたが、更に次の書を送つて治水經費の豫算を確定せざれば事業の企圖しがたきのみならず、太政官發行の金札のみにては未だ融通の困難なるべきを陳べて箱舘の戰況を問ひ、且つ歸國の朝命あるべく斡旋を請ふた。

益御勇猛可レ被レ成ニ御盡力一奉ニ敬賀一候、次に小弟儀瓦全今以滯越仕候、乍レ憚御省念奉ニ希上一候、陳又此度佳平東京罷越候儀は、當國水利之儀に御座候處、素より申迄も無レ之、御行ひ有レ之度儀には御座候得とも、乍レ恐御入費御續兼可レ被レ成と奉レ存候、豫め屹度御定算無レ之候而は、必御取掛り無レ之方可レ然と被レ察申候、尙又御入費も金札計にて御定算有レ之候而は、越後國中にては迚も被レ行申間敷奉レ存候、申上も疎に奉レ存候得共、御高案端に申上候、陳又小弟儀は氣魄頗沮喪孰道出替へ不レ申候而は何も御奉公出來不レ申候間、何卒一日も速に一度歸國相成候樣、御盡力奉ニ希上一候、

越府之事は園卿御出府之ヽ、御聞及びと奉レ存候間、不レ贅レ之候、當地も御金つみにて、奧羽邊え探索も差出不レ申候處、蝦夷之事情如何御座候哉、鴻便一筆奉ニ願上一候、申上度儀海岳に御座候得共、臨書胸中水火相鬪不レ能ニ百一一、餘は期ニ他日一候、時春寒猶在爲ニ　國家一御自重千金、二月四日、誠頓首再拜、

前原誠

木戸君侍史

從ニ北越柴城一

当時君が國事の要件に關する胸裡を開陳して之を謀咨せるものは、孝允・永敏の二人であつた。そこで君は屢々登庸の內命あるをも辭して歸國を決したので、其の志を果さんとして前後して二人に之を懇請したのである。かくて嘉兵衛は東京に出で、十八日孝允の旅寓を訪ふて治水に關する君の意見を縷陳し、且つ歸國の念の切なるをも報告して委托の書狀を致した。卽ち孝允の日記十八日の條に「平野屋嘉兵衛越後より來る」とある。ついで二十三日孝允は次の復書を君に送つて、嘉兵衛の周旋せる治水工事に關する趣意を當局に通達すべきを告げ、金札の信用薄くして未だ越後に行はれがたき說を賛し、箱館の賊徒なほ降伏しないので、海軍をして陸軍に應援せしむべく令し、軍艦運輸船各四隻を して品川を拔錨せしむべきを以て幾ばくもなく平定すべく、また廟議遂に異論を排して蝦夷地の開拓を決し、且つ車駕再び京都を發輦し給はんとするをも報じた。孝允は肥後藩人が徒に京都の浪士を煽動し、其の爲になほ攘夷論の熾なるを聞いて之を深憂し、また薩・長・土・肥の四藩率先して版籍奉還を奏請せし以來、諸侯の之に倣ふものあるも、終局を大に考慮して君の意見を示さんことを請ふたのである。

　過日は朶雲御投與奉二拜誦一候、彌

　　亂毫御推覽可レ被レ下候、別册に御まきれに呈上仕候、御笑留可レ被レ下候、

御淸適に御盡力奉ㇾ大賀ㇾ候、爾後東京も別に相變り候事無ㇾ御座ㇾ候、平野屋佳平周旋之一條は其引受ケ々々え申通置候、如ㇾ貴諭ㇾ金札而已之引當にて取かゝり候事は、甚以不ㇾ可ㇾ然と奉ㇾ存候、弟も頃日出立仕候事に付、御示し之邊も申殘置申候、箱舘は其後逐々挫折之趣も相聞へ申候、乍ㇾ去殘り居候ものは、全孤守之覺悟と被ㇾ相察ㇾ申候、彌來る三月朔日軍艦一同品川海揚碇之都合に御座候、いつれ三月中には必平定に可ㇾ至と被ㇾ存候、逐々會人にも面仕候處、至ㇾ今日ㇾ候而はまして愍然たる情實も有ㇾ之、於ㇾ朝廷ㇾも最早一統を仇視被ㇾ爲ㇾ遊候譯は無ㇾ御座ㇾに付、人を遇し候之御扱に而無ㇾ之而は不ㇾ相成ㇾ、少々議論も有ㇾ之候得共、蝦夷開墾之運ひに相成申候、筆頭に難ㇾ盡邊も有ㇾ之、逐々御承知に可ㇾ相成ㇾと奉ㇾ存候、

御發輦も彌來月七日より十日頃之間に御決定被ㇾ爲ㇾ在候由、京都も當節肥後藩根主と相成、段々浪士を皷動し、餘程攘夷論なと盛に有ㇾ之、隨分やケ間敷趣も有ㇾ之候由に相聞申候、前途如何落着可ㇾ致哉、實以御大事之譯と奉ㇾ存候、土地人民返上論も、逐々諸侯より出申候、是とても其決末之處肝要なる事に御座候、御高按之邊も御存分に御示教奉ㇾ願度候、先は御答旁奉呈候、其中時下別而御自玉爲ㇾ邦家ㇾ第一に奉ㇾ存候、匆々頓首拜復、

二月廿三日　準一郎

彥太郎樣拜復

分水工事の急務を東京の要路に說く

是時に方り、越後の有志は京都に出でて治河使中御門經之に面晤し、信濃川水害の甚大なる實況を陳述して歸國した。越後府は其の狀を聞いて三月分水事業の起工を決した。ついで車駕東京城に着御し

給ひて（是月二十八日）駐輦あらせられたので、君は越後府管內の現狀を朝廷に奏上し、且つ信濃川疏水工事の議を進言して要路の許容を得んとした。然るに治水に關し、舊幕府以來諸民屢々其の起工を歎願したのであるが、閣老常に因循にして之を斷ずること能はず、加之幕吏賄賂を貪り農商を欺いて徒に遷延したので、君は壬生基修・坂田潔等に謀つて地理を明究し、水路の測量を精確にして其の經費を計算し、凡そ金百六十萬兩を準備せざれば工事の竣功しがたきを知つた。なほ君は水路を測量せしむるに及び、民心大に鎭定せるを見て、巨額の費を要するも此の工事の忽諸に付しがたきを察し、朝議の速に決せんことを冀ひ、若し會計官其の出金に躊躇せば、越後府貢租の金額を五ヶ年間越後府に委任の命を受けて之を工事費に充て、剩餘あらば上納せんことを決した。依つて君は是等の趣旨を要路に說かんとし、五月十七日越後を發し、ついで東京に入つて長藩神田邸に投じ、次の詩を賦した。

書生何幸二錦衣榮一、驛吏慇懃掃レ道迎、
自愧輕把賢者笑、芒鞋蓑笠入二東京一、

之に據つて君の出京當時の狀を知りうるのである。時恰も越後府は既に分水事業の開掘に着手せんとして其の計畫を發表し、人心鎭定の狀をなした。（分水渠の長さ四千九百九十七間三尺にして人夫賃金のみで四萬六千五百十五兩餘を要す）かくて六月四日、君は神田邸より父に從つて東京に出でたるを報じた。其の書中に「陳又尊公樣益御勇健可レ被レ成二御

座ニ恐悅奉レ存候、次に私當節江戶に罷居中候、江戶は殊之外にぎやかに御座候、とうこうも胸之わるき事計に御座候、とても長居はなり不レ申と奉レ存候、いつれ七月には越後へ歸り、八月比には一寸御國迄歸り度奉レ存候」とあつて、君は東京に淹留するを欲せず、要件を處理せば七月一旦越後に至つて之を復命し、翌八月に歸國せんとした。時に輔相三條實美は君に物を贈つて出京の勞を慰し、且つ北越の近狀を知らんとして五日從者城戶司馬太を遣はし、長藩神田邸を訪はしめた。會君外出してゐなかつたので、翌六日司馬太書を送つて是日實美の在舘せるを以て面謁せんことを告げ、時宜もあらば再び訪はんとするを報じた。卽ち其の書に「霖雨之候御安康奉レ賀候、然は輔相公御內命に而拜顏仕、萬縷蒙命之趣申上度、昨日相伺候處、折節御不在之趣、御家來衆中之內え粗品之段相賴置候而罷歸中候、今日は參叩可レ仕候得共、若先生御寸隙も御座候はゝ、乍ニ御苦勞ニ輔相公今日は御在舘に御座候間、御參殿被レ降度奉レ待候、其內御時宜候得は參上可レ仕候、旁御模樣承知仕度、大略以ニ書中ニ如レ此御座候、匆々不備、六月六日」とあつて、君は實美に北越の事情並に信濃川分水の件をも通達したのである。ついで君は信濃川分水工事に關して大に盡力したが、廟議他に急要のもの多くて未だ之を允許しなかつたので、其の狀を坂田潔に報じた。壬生基修之を聞き、若し朝議請願を許容せずして起工を中止するに至らば、人心益々沸騰して意氣の銷沈せんことを深憂せるのみならず、基修自らも衆民を欺瞞せ

ることとなつて其の罪輕からざるを察し、潔を東京に遣はして君と共に商議協量して趣意の貫徹に盡力せしめんとし、六月二十日次の書を送つて之を君に告げた。

追而、折角爲ニ國家一、時候御自愛祈入候也、

嚴暑之砌彌御安康御在留之趣、傳承珍重之至候、然は去月來登京後、種々御盡力之程令ニ推察一候、今度坂田迄御申達之條、何も傳承候、信濃川分水一條、於ニ
朝廷上一當節御見合之御議論も有レ之哉之趣御申越、實に右樣相成候而は、越國民心益沸騰、正氣瓦解御爲如何と心配候、於ニ其修一も衆民を欺き候罪不ニ容易一、可レ然御所置之程奉レ待候、外無ニ他事一候、何卒坂田共御談考、宜御周旋盡力之程渇望候、仍艸々安否、御尋旁如レ此候也、不備、

六月廿日　越府知事

前原判官大人

箱舘鎮定と辭官の決定

初め君の東京に出でんとして、越後を發したる翌日、賊將榎本武揚等遂に五稜廓を出で降つた。ついで君の東京にあるに方り、六月十二日室蘭の賊澤貞說もまた降つて蝦夷地悉く平定した。此の追討の官軍に長藩整武隊參加し、君の弟山田頴太郎も隊中にあつて箱舘に赴いたが、鎮定するに及びて東京に凱旋した。依つて君は二十四日書を父に送り、之を報じて其の意を安んぜしめ、且つ秋季までに歸國せんとするを告げた。其の書中に「陳又箱舘も戰相濟み申候而、頴太郎も無事に東京迄歸着仕候間

信濃川分水工事の建白と中止の朝命

御安心被レ遊候樣に奉レ存候、整武隊も御守衛として東京へ當分滯在被ニ仰付一申候、右に付顯太郎も當分歸國は不ニ得仕一候」とあり、また「彥太郎儀も是非御斷仕候而、秋迄には殿道歸國仕可レ申、少々は御咎に逢候而も最早所勤は不ニ得仕一候」とあつて、君は信濃川分水工事の爲に盡力せるも貫徹しがたきを以て、譴責を受くるも辭官せんとするの決心なることが知らるゝのである。

ついで七月壬生基修は君等に謀つて更に建白書を提出し、分水工事は信濃川河畔の損害を除きて衆望に協ひ、大に地利を起して越後に於ける民政施設の第一要務なるのみならず、永久の善策なるを說いて速に評議を遂げて治河の命を下さんことを請ひ、若し允許を獲ざれば其の測量が一時民心を鎭撫せる權謀となつて、知事及び判事等の罪免るべからざるを以て、各之を處罰して朝廷の公正を徧く天下に明示せんことを請ふた。其の建白書は次の如くである。

越後國信濃川之水害、越後第一之民害に有レ之候付、堀割分水之儀に付而は、舊幕府以來諸民屢及ニ歎願一候由に候得共、舊幕府因循、加之舊幕吏爲要ニ賄賂一欺ニ農商一致ニ遷延一居候內、去年之水害殊に甚敷候處、幸大政御一新に付而は、民情頗切迫に致ニ歎願一且諸藩領に於ても、其害を受候地多く有レ之候間、從ニ諸藩一も屢致ニ歎願一候付、右堀割場所地理研究水路測量方差出、且右分水被ニ仰付一候、付而從來爲レ除ニ水害一令ニ盡力一候者とも、右場所出張明細に地理研究候樣相達、尋て追々致ニ測量一候處、大凡之算頭に而、御費用百六拾萬兩は屹度御手當無レ之

候而落成難ニ相成ー候、然處右測量方差出候以後、民心大に致ニ鎭定ー、且民心之方向も定候間、莫大之御入費には有レ之候得共、治河之議斷然御決定可レ被ニ
仰付ー候樣御盡力可レ被レ下候、右金會計官より御操出し御目途無レ之候はゝ、越後府全入稅五ヶ年越後府え御委任被ニ
仰付ー候は、豐凶平均にして、分水御入費及諸入費とも相調可レ申候哉に被ニ相考ー候、右樣被ニ
仰付ー候はゝ、落成之上過不足明細錄を以、差引可レ申候、猶餘計も有レ之候節は可レ致ニ上納ー、不足之節は到ニ其節ー御詮議相願可レ申候、尤四ヶ年目諸官員交代、被ニ
仰付ー候御制度之儀に付、其節は毛頭も無ニ相違ー、後官へ付讓可レ申候、右分水之一事、除ニ民害ー塞ニ民望ー起ニ地利ー候、越後民政之第一に而、且思ニ永圖ー是よりも善は無レ之、猶且王政之民を救に急なる處をも、深可レ奉ニ感戴ー候間、速に御評議治河之御沙汰可レ被ニ
仰付下ー候、萬一不レ被レ遂ニ御詮議ー候節は、測量も一時之權謀を以、致ニ鎭撫ニ民心ー候に相涉候間、知事及判事等各有レ罪、相當之被ニ處罰ー
朝廷之公明致ニ貫徹ー候樣、御所置被ニ
仰付ニ可レ被レ下候也、

七月　　越後府

（下付紙）

「信濃川治水建白

七月　越後府ヘ

按に此の信濃川分水に關する建白書は、君の草するところである。其の自ら書せる起案の原稿があつて、前後共に破損し且つ汚瀆せるも、之を淨寫して參考となすこと次の如くである。

(前文缺)

且右分水被仰付候、付而は、從來爲分水令盡力候者とも、右場所出張明細に地理取調候樣相達候處(中缺)候、然處右測量方差出候已來、民心大に致鎭定、從是民心之方向も大に定候間、莫太之御入費には有之候得共、治河之議斷然御決定可被仰付候、右金會計官より御操出し方、御目途無之候はゝ、越後府全入稅五ヶ年越後府へ御委任被
仰付候はゝ、豐凶平均にして分水御入費及諸御入費とも相調可申哉に被考候、右樣被
仰付候はゝ、落成之上過不足明細錄差出、餘計有之候節は可致上納候、尤四ヶ年目諸官員交代被　仰付候御制度之儀に付、其節は毛頭も無相違後官へ付讓可申候、右分水之擧除民害塞民望起地利、越後民政之第一に而、且思永圖是より善は無之事、猶且王政之民を救に急なる處をも深可奉感戴候間。速に御評決治河之御沙汰可被
仰付候、萬一も不被遂御詮議候節は、測量は一時之權謀を以、致鎭撫民心候に當候間、知事及判事等、各有罪、(以下欠)

なほ新潟縣知事楠田英世も調査して信濃川分水計畫の工事費を積算し、四月九日之を外國官副知事兼會計官副知事大隈重信に報告してゐる。其の費額は凡そ參拾萬金となし、疏水の爲め永く貳拾四五萬石餘を利し、また沼池を埋掘せば更に拾萬石若くは貳拾萬石の墾田を獲べく報じてゐる。君の計上せる百六拾萬金に比較して甚大の逕庭あるは、或は新潟縣管內の工事費のみを積算したるなるべし、參考の爲に抄錄すること次の如し、

僕頃日まで所在には、信濃川分水數願に付、幸之事隨分治河仕組相定、右堀割と申候は百五六十年以來土地之立願に有之、利害明白之事候へとも小藩寄持之土地多大分之出銀不ニ相叶一迚、幕府より手を付不ㇾ申故、政之費是迄人民之難澁無ニ申計一、入費之處願候に依り相積候得は卅萬金よ之事に而、然も永世所利は廿四五萬計之現利相見候、其上治河成就候はゝ、傍沼池を掘落し海え流し候得は、十萬廿萬之新地開發可ㇾ有ㇾ之と被ㇾ存候、當三月初旬右爲ニ見分所々出張いたし粗成算相成候、

また英世は壬生基修及び坂田潔に面晤し、管內の改革を斷行せんと欲せば、行政官の定論にして咽喉腹背をなせる新潟縣と越後府とを併合して內政外交ともに統一の施設をなすの利便なるを說破した。然るに基修は外交に暗晦にして之を固辭し、君も潔も同じく未だ全般に關する政見のないのを甚だ遺憾として之を重信に報じてゐる。卽ち同じ書中に次の如くあるのである。

此際壬生殿・坂田潔樣着に付面會、全國一府之事熟談いたし所詮御改革之事候條、新潟をも越後府え御合せ相成候方行政官終末之定論たるへく旨、新潟は、越全國之咽喉全越には新潟之腹背惣身のことし、片々に而迚も運動不レ可レ然候段、中碎き候得とも外國交際方極々然案内之由、何も固斷り相成候、前原も坂田も惣體之見込更に無レ之候、僕儀實に殘心不レ斜怏々之至不レ堪候、

然るに朝廷其の經費の巨大を考慮し未だ之を許容し給はなかつたが、七月二十七日越後府を水原縣となし、之に新潟縣を併せて基修を知事に任じ、是日また令して信濃川の開濬は姑く後命を待たしめ給ふた。初め越後府權判事平岡通義は信濃川分水工事に關し、君及び基修に說いて大に斡旋したが、朝命の下るに及び、上京して民部官副知事廣澤眞臣・會計官副知事大隈重信等を歷訪し、請願の允許あるべく奔走盡力せしも、遂に其の目的を達することをえないで歸越した。ついで名和緩水原縣判事に任せらるに及び、其の管內の施設困難なるを察して之を辭せんとし、眞臣を訪ひ胸裡を吐露して指圖を請ふた。依つて九月七日、眞臣は緩の爲に書を送つて之に答へた。蓋し其の要は下の如くである。先づ今日の形情で各は得意の地位にあつて機務に執掌せんとするは其の望の達しがたきを說き、性質純良にして牧民に適切なる基修を輔佐し、國家の爲に盡瘁せんことを慫慂した。なほ水原縣現時の難問題は信濃川分水工事の件である。其の河流氾濫の爲に人民の慘害を被むること甚大にして工事を竣功

せば、新開貳拾餘萬石の地を獲て利益の巨多なるを知るも、其の經費百六十萬兩は財政の窮乏せる會計官の支出しえざるところである。かゝる大工事を越後府が遂行せんとするは實に輕率であるが、俄に之を中止せば民に信を失ふは必然である。是れ越後府官吏の措置を誤まつたものであるが、維新以來撫恤の趣旨に基づいて工事を計畫したので、政府もまた其の責を負ふべきである。依つて政府は此の工事の俄に着手しがたき主旨を說き、君及び通義等の論議に抵觸せずして直に許容しえざる由を懇諭せんとす、通義が既に歸越したので是等と心を協せて政府の失策を彌縫し、人心の安定すべく盡力せんことを請ひ、且つ民政の要道もまた玆にあるを說いたのである。其の書は次の如くである。

奉二拜讀一、先以御清安、過日は水原縣大參事御奉命旁奉レ賀候、追て御歎願之旨趣御尤には候得共、今日之形勢孰れ得意之場合に安着は決して不二相成一次第、御互に無レ據參り掛御明らめ候て、一際御勉勵國家の爲め奉二萬禱一候、折角知縣事壬生殿へ對し、前年の御行懸を以て、前原其他長州人へ御依賴の央、一同御付屬の手替りも難二御堪一奉レ存候處、先生御補翼の所御奉命定て御安堵の御儀と奉二遙察一候、右府公奉レ始御西下の御方には御同前、可レ成丈は御手傳仕、後來之御苦心被レ爲レ伸、實に其職務の大小輕重は閣議朝廷の御爲め御誠忠の所貫徹仕候樣萬禱千祈、知縣事公も御純良なる御生質にて收民の御職務は御適當に可レ有レ之奉レ存、何分被レ就二御氣一候樣奉二仰願一候、陳差向き水原縣の難題は信濃川分水堀割目論見一件にて、粗御承知相成候半、今日大藏省の御逼迫にては、其入費百五六拾萬圓金と申事にて決して御繰出不二相成一、然越府被二差立一候以來、段々其施行方に手を着け掛、勿論頻年水害多く尤昨年の

洪水にて田畑家作等流失、加之溺死も不レ少、越國の人民疾苦は第一此水理に有レ之、從て水拔は不レ患樣相成候得は歳入も餘計との事、詰り高貳拾萬石の新開にも相當可レ申哉との良旨趣に候得共、莫太の入費にて不ニ相調一次第に付、素より今日迄於ニ政府一御許容無レ之、只々窺中於ニ越府一追々手を重ね、終に不レ被ニ差免一所にては、民に信を失ひ候爲體にて、畢竟是迄府之官員失策に候得共、是亦不レ得レ止所より段を込み候儀、畢竟御一新以來撫恤之實効相立度情狀より差起り候事故、政府か其失策を半分かつき、當分難ニ相調一段告諭相成都合に御座候、就ては前原・平岡なとの論には餘り不ニ取拵一有レ之儘なる所を以て告諭可レ然との見込も有レ之、平岡既に歸越に付、兩人共被ニ仰談一此儀可レ然御取計、人民安堵候樣奉ニ萬禱一候、御出張抑失策之燒直し御氣の毒之至りに奉レ存候、其他御出張之上現實御目擊、御氣付筋も候はゝ被ニ仰越一候上可レ成丈御加勢可レ仕、只々民政は無ニ良策一民心安堵藩縣の官員を信し產業勉勵せしむる所可ニ深意一事にて、如何程良法美制有レ之候共、人心居合を得す勘辨不レ仕ては決して被レ行不レ申、所謂興ニ一利一不レ如レ除ニ一害一之處置、肝々要々無レ疎事なから婆心の儘得ニ貴慮一候、其中時下御加護爲ニ國家一千禱萬祈奉レ存候、匆々頓首、

九月七日　　廣澤

亂毫御推讀是願

名和先生拜答

依つて水原縣は、已むなく十七日分水工事の中止を命じ、其修は責を引いて翌十八日上京し、二十

四日右大臣三條實美に辭表を致して免官を請ふた。君は實美・眞臣等と共に其の留任を百方勸說したが、固辭したので十月三日基修遂に東京府知事に轉任した。こゝに於て君が基修等と共に畫策せし信濃川分水工事の開始は、頓挫するの已むなきに至つたのである。

按に信濃川分水工事に關し、君が獨斷にて百六十萬兩を其の經費に充て所期の目的を貫徹せんことを計畫したる籌圖に對して痛憂せしは、民部官副知事廣澤眞臣であつた。蓋し眞臣は長州人が容易ならざる大事業を發起し、若し其の終局を善處せざれば諸府縣に影響することの甚多ならんことを虞慮したのである。事は七月七日木戶孝允より伊藤博文に送つた書中に「前之字なども廣氏之說に而承り候得ば、例之一流義に而、於ㇾ越而も堀割之事を獨斷し、百萬金之入費に相かゝはり候處、餘程失策之由に而、此決末如何と甚痛心いたし居、府縣に而如ㇾ此事を長人より出仕し候に付而は、彌此始末を立不ㇾ申而は、諸方之知縣事等何を以可ㇾ被二制裁一なと、長人之長人に係る私情を以も申居候樣之事に御座候處、何分御氣に入多く、存外至極之仕合、最早手も足も立不ㇾ申候」とあるにて明なるのみならず、また君の越後に人望の多かつたことも知らる。然るに君は參議を拜命して入閣し、朝廷また其の工事を止めしめ給ふたので、眞臣等の慮危は杞憂に終はつたのである。後明治四十二年七月大河津分水工事の起工式を擧げ、凡そ十五ヶ年を輕て大正十三年に竣功し、長さ二里二

十町幅百五十間乃至四百間の一大新路を見るに至りしは、君等また與て力あるものである。

御太刀料及び永世祿の下賜

是より先き、朝廷祿高百萬石を以て復古功臣戰功將士の賞秩に充て、軍務官に命じて軍功を檢覈せしめ給ふた。ついで東北平定するに及び、君が久しく帷幄にあつて兵部卿嘉彰親王を輔翼し、戰鬪の策略機宜に中れるを賞し給ひ、御太刀料として金三百兩の下賜があつた。かくて四月軍務官は賞典調査の資となさんとし、君が北越官軍の參謀を以て管統せる諸藩士並に徵兵の各所に於ける、戰鬪の優劣强弱軍監軍曹使番會計方兵糧方の勤惰に各差等をなし、また出兵諸藩情實の善惡勞逸等と共に之を記載して速に報告せしめた。其の知達の全文は次の如くである。

前原彦太郎

今般賞典御取調に付、參謀勤役中管轄致居候諸藩幷徵兵諸所戰爭之勤惰强弱、各差等を附け別紙雛形え相記可ㇾ申事、

一、藩々情實之善惡勞逸等は、別紙可ㇾ記事、

一、軍監軍曹御使番會計方幷金穀兵食方等相倆丈勤惰之差等、是又別紙に可ニ相記一事、

前件之通、被ニ

仰出一候條、至急取調言上可ㇾ致候事、

四月　　軍務官

會君は疾痛であつた。四月十一日正木基介の君に送つた書中にも「陳于レ今御全快と申には無レ之御様子、嘸々御難儀と奉レ察候」とあつたが、其の疾の癒ゆるに及び、北越に於ける戰功を覈査して、之を軍務官に稟申した。かくて五月榎本武揚等五稜郭を出で降つて蝦夷地悉く平らぎ、六月朔日北征諸藩の兵東京に凱旋したので之を慰勞して解還せしめ給ひ、翌二日詔して去年諸所征討の軍功を賞し、嘉彰親王以下三百三十九人並に諸兵隊各藩船艦等に祿を賜ひ、官位を進め差を以て褒詞を下し給ふた。是日君もまた山縣有朋と同じく六百石の永世祿を拜受した。其の行政官の辭令文に、

參謀の命を奉し、軍務勉勵北越强悍之賊に當り、苦戰益奮指麾其宜を得、遂に成功を奏し候段叡感不レ淺、仍て爲二其賞一六百石下賜候事、

と、また太政官の辭令文に

高六百石

依二軍功一永世下賜候事、

とあるのである。

按に論功行賞のあつた當時に、君の武勳に對して其の恩典の寡薄なりしを言へるものがあつた。君は之を聞いて六百石を受くるもなほ過分となす、給祿の多少を論ずるは予の大に耻づる所であると

して一笑に付したと傳へられてゐる。此の傳説に關するる史料は未だ發見せざるも、君の詩に「以レ身殉レ國豈讓レ人、榮達於レ吾輕ニ於塵ニ」の句があつて、其の名利に恬憺にして寡欲なりしことは推察せらる。なほ君が賞典下賜の朝命を拜受するに及び、一旦之を辭謝し奉つたことは、權大史作間正之助が六月二十一日次の如く辨事より却下あつたことを報じたので知らるのである。

御賞美御書付御返上御願書へ御附紙相成候に付、自レ私御屆仕呉候樣との事に而、別封昨日辨事より被ニ相渡一候付、御見舞旁今日持參仕候舍に御座候處、俄に休日止に相成不レ得ニ其儀一無ニ是非一持せ差出申候條、御落掌奉レ願候、爲レ其草々拜上、

藩公の隱退と世子元公の家督

是より先き、藩公は隱居して世子元德公に家督を續がしめんことを決し、三月六日上書して之を請願したが、六月四日に至つて聽許せられた。依つて君は是日元德公に謁して家督の允許ありしを賀した。會木戸孝允もまた退朝後大村永敏を訪ふて暫く國事を談じ、參殿して元德公に謁し、同じく家督を賀して酒饌を賜はり、圖らずも君に面晤した。即ち孝允の日記、六月四日の條に「五字退出、大村益次郎を訪ふ、山田〇山田顯義等に面會す、別席に至て大村氏與暫巳往將來の事を談す、皆同意なり、七字去て杉を訪ひ、直に參殿　世子公に謁し、今日御隱居御家督の御禮を言上す、酒饌を賜ふ、不レ圖前原氏に逢ふ、十一字過歸寓」とあつて、是日君は孝允と親睦の談語をなすの遑がなかつたのである。翌

官制の改定と參議拜命

五日の朝、君はまた廣澤眞臣を訪ひ、越後府管内の事情を具に語つて之を議した。眞臣の日記六月五日の條に「今朝前原彥太郎來議、越後府之事情具に承知す」とあるのである。時に議定岩倉具視は君の歸任を留めて廟堂に列せしめんことを欲し、十四日書を輔相三條實美に送つて幾多の機務を謀ると共に其の意を陳べた。即ち其の書中に「前原彥太郎東京御召留め之儀は不二相成一哉、右荒々申入候」とあるのであつて、己に入閣の議があつた。

按に當時君は越後より出でて東京に稽留すること久しかつたが、專ら內外の形情に注視し、入閣を欲せずして切に歸國を冀望してゐたのである。

君の越後にあるに方り、參與大久保利通は軍務官判事吉井友實に因つて其の人と爲りを知り、參與に就職して木戶孝允・大木喬任(二人みな參與)等と同心戮力宏謨を翼賛せば大に稗益あらんことを考慮した。そこで廟堂に人材を登庸するを現時の急務となし、去年十月二十七日書を輔相岩倉具視に致し、君を入閣せしむべく推薦した。卽ち其の書中に「就而者粗言上仕候、前原伊助(マヽ)(○伊助は誤聞なるべし)儀是非御召相成、參與職にても被二仰付一候はゝ、木戶・大木等合力同心いたし、大に有益可二相成一と愚考仕候、兎角人物を被レ爲レ得候事、何より之急務に候間、的實に御推求有レ之度、前原は越後之方を任し候心組の由候得共、其爲レ人吉井より承候得は、今日にては是非廟堂に御用ひ可二相成一人と奉レ存候」とある。かくて

是年五月君の越後より東京に出づるに及び、會朝廷戊辰戰功の賞典を行はせ給ふたが、具視は君を留めんとして其の意を輔相三條實美に告げたことは既に前項に見えゐるのである。然るに君は毫も其の意がなかつた。ついで朝廷諸藩版籍奉還の奏請を聽許して知藩事を置き給ふたが、七月八日に至り太寶令を參酌して官制位階を改定し、行政官を太政官とし民部・會計・軍務・外國・刑法の五官を廢して神祇官及び民部・大藏・兵部・宮内・外務の六省等を設け、其の位を初位より一位に至る凡そ二十階となし、三條實美を右大臣となして岩倉具視・德大寺實則を大納言となし、君を副島種臣と共に參議に任じて從四位に叙し給ふた。參議は大納言と同じく大政に參預して其の可否を獻替し、勅奏宣旨を掌るを職とした。而して君の登庸に關して實美・具視は之を深慮し、密に木戶孝允・廣澤眞臣二人を召して其の人物實情等を腹藏なく進言せしめた。孝允乃ち廟堂の根軸を鞏固にするに人選の重大なるに鑑み、毫も私情を挾まず卒直に君の長短を開陳して尋問に答へ、直に之を眞臣に報じた。眞臣もまた同じく上言するところあつた。是は七月五日である。こゝに於て廟議決し、八日坂田潔を名代として參議任官の命を君に傳へしめられた。君は信濃川分水工事の建言（前に詳なり）未だ用ゐられず、時局に對して不滿あるのみならず、廟堂に入るを喜ばないので、朝命あるも疾と稱して出仕しなかつた。利通は之を憂ひ、翌九日君に親交ある友實に次の書を送り、君が速に拜命しなければ種臣等の困却せる

情實を陳述せしめて出仕を勸說せしめた。

御安康奉二敬賀一候、然は前原にも昨日名代に而參議被二仰付一候、坂田咄には格別之容體には無レ之由、兩三日もいたし候得は、快氣可レ致と之事に候、尤先日より鳥渡罷出候含に候へ共、寸切と無レ之、夫故未た其儀不二相調一段傳言も承候、就而は奉命之處如何に可レ有レ之候哉、同人御請不レ仕候而は迚もいたし樣無レ之、副島にも困却之至と相察候、貴兄御知識之事に候間、甚自由奉レ存候得共、今朝に而も御氣張被レ下、是非御受相成、少々快氣候はゝ、勉强參朝有レ之候樣御示談被レ下ましくや、小生には未一面識も不レ仕候、突然參候而も、心事吐露いかゝと先差控候、此旨一應御願申上度、早々如レ此、頓首、

之に據つて、君は未だ利通に面識なきことが知らる。友實此の書に接し、黑田淸隆・村田新八及び山田顯義をして先づ君の奮起を說かしめ、後自ら其の旅寓を訪ふて出仕を慫慂せんとし、卽日次の書を利通に送つて指揮を請ふた。

拜見仕候、昨日坂田名代を以、前原にて參議被二仰付一候由、就ては小生兼て知識之事にも有レ之候付、今朝にても差越早目出仕候樣相進め度承知仕候、先黑田・村田之兩人を以申入、且兩人より山田邊へも申諭し、小生には二ノ手相勤候方却て可レ宜と愚考いたし候、如何御考被レ成候哉、於二御同意一は先生より兩人へ御申越可レ被レ下候、其模樣により御一緒に參り候方きまり可レ宜存申候、此旨貴答、匆々頓首、

是時孝允・利通は復古の功臣を以て、特に優遇を蒙つて待詔院學士の朝命を受けたが、二人共に之を

拜辭した。依つて朝廷更に待詔院學士を改めて待詔院出仕となし、國事の諮詢に參朝すべき御沙汰書を二人に下し賜はつた。然るに待詔院出仕は固より閑職であつて樞要の地位でないので流言百出し、諸官も互に軋轢して二人が參議に任ぜずば內閣も將に瓦解せんとするの形情に趨き、具視は朝令暮改の責を負ふて天下に謝せんとするに至つた。そこで君は此の情勢に鑑み、益々參議を拜命するを欲しなかつた。實美は世論を察し、孝允・利通を廟堂に立たしめて時局を收拾せしめんとし、自ら二人を訪ふて之を懇請したが、各意見を披瀝して起つべくもなかつた。卽ち孝允の日記七月十七日の條に「今早曉三條公御來光、近日の事情不ㇾ面白ㇾ件不ㇾ少、故に人々生ㇾ疑、種々の浮說往來、不穩勢あり、余已に今日御改革の數件を建言し、多ㇾ不ㇾ行事ㇾ、至ㇾ于今日ㇾ、諸卿似ㇾ有ㇾ所ㇾ悟云々」とあり、また利通の日記十八日の條に「今夕右大臣殿御出、參議御受之事御手厚承る」とある。かくて利通は、友實の報に依つて君が容易に出仕せざるを察し、是日更に書を送つて廣澤眞臣を說かしめ、眞臣若し之を肯んせざれば板垣退助・副島種臣の二人各參議を拜命すべく盡力せんことを請ふた。其の書中に「昨夜は御投翰之趣承知仕、御尤至極に奉ㇾ存候、前原を推而御進め廸も相調不ㇾ申候、廣澤に而板垣を被ㇾ居候は大に可ㇾ宜、廣澤六ヶ鋪候はゝ、先板・副兩士に而しつとして普く御求め被ㇾ成候方、萬々可ㇾ然候云々」とあるのである。翌日實美更に君の寓居を訪ふて現況を說き、參議に就任すべく勸告した。こゝに

於て君は已むなく拜命すべく其の意を決し、二旬日の賜暇を請ふて越後に赴き、諸般の政務を處理せんとして二十日東京を發した。其の發せんとする前日次の書を父に送つて任官の事情を報じた。

殘暑之節に御座候得共、

君公益御機嫌能可レ被レ爲レ遊二御座一恐悦至極に奉二存上一候、將父上樣益御勇健可レ被レ成二御座一恐悦至極に奉二存上一候、陳は私儀從四位參議被二

仰付一誠に驚入候事に付、度々御斷申上候得共、御許容無レ之候付、不レ得レ已廿日之御いとまを願ひ、一寸越後迄、明朝より罷越申候、右に付來月十日頃には、又々東京へ登り申候、夫故此秋御國へ歸り候事は、決而出來申間敷と奉レ存候、此節は木戶も參議は被レ替申候、木戶は朝廷え出候而も、矢張同樣あいまい千萬と相見へ申候、實に私儀

朝廷之御役人に相成候事は、あくまていやにて御座候得共、三條右大臣樣私宿へ御下りに相成、色々御話有レ之實に恐入候儀に付、御受仕候事に御座候、爾十月霜月頃までには京都迄出度奉レ存候、京都迄出候はゝ、必御國へ歸り可レ申候、明日東京出立越後國罷歸申候付、取込一筆申上候、幾囘も御用心專一に奉二存上一候、書狀奉レ期二後喜之時一候、恐惶謹言、

七月十九日　八十郎

父上樣膝下

（八月十七日國貞より持參候事）

按に君は六月五日に廣澤眞臣を訪ふた後は、之に會晤しえなかつた。かくて眞臣は君の越後に赴かんとするを知り、七月二十一日三條實美の邸に至つて國事を議し、畢はつて之を訪はんとした。會坂田潔より是日の朝君已に東京を發したるを聞き、之を止めて歸宅せしことが日記に見えてゐる。卽ち七月二十一日の條に「直樣前原彥太郎可ニ相尋ニ之所、今朝出足之段坂田潔より承知に付正午歸宅」とあつて、君の東京を發したるは二十一日の如くである。

かくて君の越後に赴いた後、二十二日・二十三日に利通・眞臣相踵いで參議に任じたが、孝允は實美・具視等の慫慂を固辭して其の疾を箱根の温泉に療養せんとし、賜暇の願書を提出して遂に入閣しなかつた。ついで大納言德大寺實則は君が越後に稽留せんことを慮り、二十八日次の書を送つて民政施設の大綱を決せば、瑣末の事件を府廳の有司に委して速に歸京せんことを促した。

一翰令ニ啓達ニ候、彌御壯健御奉職珍重存候、陳は先頃參議

宣下之儀、右府より御內諭之處御拜命に相成候趣爲ニ朝野ニ欣然之至に候、然處越後表民政御取扱掛之件々有レ之候付、日を期暫時御下向之由承候得共、當節殊に御多事之折柄、緊要之職務闕員に相成居候ては、實以不安之次第に存候條、其表民政之大綱、凡御取捌相濟候はゝ、自餘之條件同僚中へ被ニ付托一、一日も早々東京へ御出頭可レ有レ之、屈指相俟居候、右爲レ可レ得ニ貴意一、一書進呈候、匆々不典、

七月廿八日

二伸、呉々其表御濟次第一日も疾く御出頭之程渇望致候、時々折角御厭之樣存候、不乙、

前原彦太郎殿

徳大寺大納言

依つて君は諸政の處理を終了し、且つ庶務方吉澤千柄をして公金の收支を明白にせしめ、八月四日越後を發して東京に歸へつた。時に民部・大藏兩省合併の廟議があつて、眞臣等は其の權勢の偏重して弊害を釀成せんことを深憂し、實美・具視に抱懷する所を開陳した。二人稍々悟る所あつたが、十二日大藏・民部兩省を合し、民部卿松平慶永をして大藏卿を兼ねしめ、民部大輔大隈重信をして大藏大輔を兼ねしむることとなつた。之が爲に廟議なほ紛糾し、諸官軋轢の形情があるので君は之を快としない（君は歸京後兩國の中村屋を旅寓となし十五日眞臣、之を訪ひ平岡通義・坂田潔等と共に酒宴を催ほした）、會々疾あつて出勤しないので、實美・具視之を憂ひ、眞臣をして其の疾を問はしめ、且つ奉職を促さしめた。そこで眞臣は二十四日次の書を君に送り、英醫の胸痛を來診せる狀を問ふて實美・具視の意を傳へ、速に奉職して出仕せんことを慫慂し、且つ民部・大藏兩省の合併に對して憂慮せる事情を報じ、國家の爲に相共に盡力せんとするを告げたのである。

兎角雨濛鬱陶快霽相續樣にと禱候、先以御都合御清安奉㆓抃賀㆒候、爾後御胸痛いかゞ、承知候得は英醫え診察御賴之御含も有ㇾ之との事如何哉、何分爲㆓國家㆒篤く御療養奉㆓專禱㆒候、折角右府亞相公方より宜敷相傳呉候樣重疊被㆓

相託ニ候、只々少々御快方被レ爲レ在候得は、當分參退は御自由に而可レ然候間、政府え御出席被レ爲レ在候樣との御事勿論、最前より種々御辭退之御心事は有レ之候得共、右府公初段々御心配被レ爲レ在候末、終に御受被ニ仰上ニ候事故、追而は兎も角、一先斷然御奉職不ニ相成ニ而は不ニ相濟ニ譯柄に而、格別條・岩兩卿に於て、御配慮被レ爲レ在、於レ弟も何分御奉職御勉勵之所奉ニ萬禱ニ候、陳又先夜は罷出、彼是御懇情之次第奉ニ多謝ニ、久振御寛話を得、欝屈を散し申候、其節粗申上候卓見氣取連、頗る我意を恣にし、小弟彼是申立候得は、根元民部・會計不レ合之論を以て、相爭ひ候姿に相當り、前途之事不レ堪ニ杞憂ニ次第、既に於ニ御國ニ得と承知する所に而、今日は尤其甚敷物に而、畢竟大隈はしめ其同氣集合候より起り候事に而、前日も條・岩兩卿え申立候得共、聊御覺りに候得共、其深意は御不移りに有レ之、不レ得レ止可レ堪を耐へ、可レ忍を忍ひ、孰れ政府はしめ、世世其弊害なる所、分明露顯之場合可レ有レ之、非ニ其時ニ而は不レ可レ救事と、獨り默々痛心いたし居候處、則至ニ今日ニ、政府一統知覺、於ニ諸官ニも十に七八は不レ服、實に今日之憂は、此輩跋扈する所にありと、一統相憂候段相聞へ始而於ニ政府ニ弟口を開く之時に至り、殘る參議も同論に而、只々弟存志、同樣其時節を相待居候次第と申事に而、一同右府亞相卿え申入候處、近來世間之模樣、稍御承知に而、彼此御煩念被レ爲レ在候由に拜承、尤御當惑之至、畢竟其根元筆頭に難レ盡次第、兎角一事我意に不レ適事あれは、辭表と歟何と歟政府に迫り、其機嫌を取り萬端其意通り被レ爲レ行候故、萬機御依賴之姿に相成、大權大藏省ある之勢に相成り、政府あれ共なきか如き姿に而、今日之勢なれは、不日政府之評議は眞の下評議にして其決を大藏に取る樣立至り候は必然、一日々々政府に罷出候共實に不快、世間大不服を抱き居、終に如何可ニ相成ニ哉と默視仕居候際に當り、氣附なから其責を請け、跋扈之極自ら覆るを相待候儀、馬鹿々々敷事に付、參議一同相決候上、兩三日前申立候は、

彼等實に有力者に而、屹度御用にも可ニ相立一に付而は、猶十分被レ成ニ御委任一度段、前顯之次第を以、難レ被ニ相盡一形行委曲申立候處、余程御當惑に而、締り政府確乎相立、假令諸省之有力者たり共、相制候儀、御請合に而更に御動搖無レ之事に候得共相勤め可レ申、兩端に而曖昧たる事に而は、決而前途之目的も無レ之段を以て言上仕候所、最前御委任相成候儀、如何にも御後悔、いつれ木戸之論には相觸候得共、爲ニ天下一十分言上、素より彼黨御役不ニ相受一と申筋に而は決而無レ之、制と被レ制との差別に而、其派合一に御遣方有レ之候而は、必弊害を生し候段申入候事に御座候、彼此日に增難澁不レ少、何分御互に地獄堂に陷り、今一際盡力可レ仕に付、只々至急御快方是祈候、兩卿御傳言も有レ之、爲ニ御見廻一匆々如レ此御座候、頓首拜、

八月廿四日

彦太郎様御直披　　兵助拜

尙々前文之次第に而、民部・大藏兩省合併は、申事に而頗る混雜、殆と瓦解にも可ニ立至一哉之勢と申事に而、兎角越後縣之事も相運ひ不レ申事に御座候、以上、

翌二十五日岩倉具視もまた君に面晤せんことを欲し、其の意を大久保利通に告げた。其の利通に迭つた書中に「今日退出の後前原え行向候心得に候」とある。かくて九月三日具視は君の旅寓を訪ふて參議の拜命を促した。こゝに於て君は姑く其の疾を養ふて十二日より奉職せんことを決し、平岡通義をして之を眞臣に報せしめた。事は眞臣の日記九月三日の條に「岩倉卿前原旅寓に御尋有レ之、同人事病氣得と

養生を加へ、來る十二日より參仕可レ致段平岡兵部を以て申越候事」とある。ついで十二日君遂に參議を拜命して出仕するに至つた。そこで眞臣の日記にも「九月十二日晝晴前原參議今日より初而出仕之事」とあるのである。かくて君は其の疾稍々癒ゆるに及び、遂に九月十二日參議を拜命して出仕するに至つた。王政復古の後屢々官制改革したが、參議を置くに及び始めて任官せしは實に君と副島種臣とである。君の父に送つた書中に「陳は私儀も且々無事に罷在申候得とも遂に御許免無レ之、無レ據來十二日より參朝仕申候、日々烏帽子垂直に而　天子之御前え出、恐入り候事には御座候得共、困窮古今無双に奉レ存候」とあつて、俄に廟堂に跪座班列して痛く窮屈を感ぜしことが窺ひ知らるのである。君の父は軀幹魁偉であつて居常寡言であつたが、稟性剛直にして名利に淡白であつた。されば君が任官の報に接したるも深く之を怡懌せず、君の書に答へた中に「其方御役實に驚入候、何卒御斷相成候樣に內よりもいのり申候」とあつて、拜辭せんことを勸告したのである。

第三十七章　兵部大輔任官と軍備擴張策

附　品川彌二郎の任官

○明治二年官制改革後の蜚語流說さ德川慶喜等處分の寛嚴論

初め朝廷官制を改革して太政官を設けしめ給ふに方り、左右大臣は各一人大納言・參議は各三人を以て定員となし給ふた。君が副島種臣と共に登庸せられた後に、大久保利通・廣澤眞臣の入閣したので、參議に列するもの四人となつた。然るに木戸孝允・西郷隆盛等名望あるものなほ野にあるので、蜚語流說なほ熄まず、陰に薩・長離間と兩藩排斥とを策動するものもあるのである。國貞直人が此の形狀あるを聞いて痛く憤慨し、八月二十五日君に送つた書中にも「廟上にも薩・長御擯斥之氣味有レ之、抗二王命一者は兩藩抔と申謗りも有レ之趣、兩公無レ他之御赤心は、條公其外樣御熟知之事とは相考候得共、心外之妄說耳底に入り、呑レ涙裂レ腸爲二國家一千歲之遺憾此事奉レ存候」とある。こゝに於て大納言岩倉具視等は毛利敬親・島津久光及び西郷隆盛を起用して政府の基礎を鞏固にし、以て人心安定の策を講ぜんとし之を利通に謀つた。即ち九月二日具視の利通に送つた書中に「薩・長兩老卿西郷等召之儀等閑に相成候而は不二相濟一と存候、御賢考可レ給候」とある。此の策に對して久光・隆盛二人は、利通自ら之を說かんとするも、敬親を起たしむるには君や眞臣では不可能の感がある。そこで翌三日、利

通の具視に致した書中に「追而薩・長兩老卿被レ召候事、尙勘考可レ仕候」とあつて、三人を出廬せしむるは容易ならないので考慮を要するのみならず、汎く人材を網羅せんことを欲したのである。なほ是時に官軍に反抗した德川慶喜等の處分に關し、寛嚴兩論の廟議について容易に決定しがたかつた。そして君は寛宥の議に極力反對したので利通之を憂慮し、十五日自ら其の居を訪ふて大に說破した。そこで君も形情に鑑み、已むなく遂に其の主張を枉げて利通の說に同意するに至つた。即ち利通の日記九月十四日の條に「今日慶喜以下處置前原異論云々、依而相談として廣澤同道副島え訪」とあり、同十五日の條に「今朝前原え訪、慶喜以下御處置云々之事件に付、篤及二示談一候處、異論無レ之候」とある。之に據つて利通は已に種臣・眞臣に相謀つて寛宥論を主張し、以て君の反對を說破せしことが知らる。蓋し利通等は戊辰の戰陣に臨まずして樞機に參與し、平定後の趨勢に鑑みて寛宥論を抱懷するのである。之に反して、君は長く北越の陣にあり、千軍萬馬彈丸雨飛の間を馳驅奔走して戰友の死傷を目擊し、幾多の將士と共に苦楚辛慘を具にせしのみならず、深く大義名分を考慮し道義に基づいて嚴罰論を主張し、玆に彼我の意見に齟齬をなしたのである。

西郷隆盛の推薦と辭表提出

かくて君は寛大なる大久保利通と博識なる副島種臣とあつて廣澤眞臣また吏務に長ぜるを察し、三人同心戮力して諸政を處理せば其の施設に失墜なきことを信ずるも、岩倉具視等の謀議せる西郷隆盛

の入閣を切に冀ふた。隆盛固より特に時局收拾の畫策を抱懷せるものにあらざるを知るも、彼をして久しく野にあらしめば徒々輿望を厚くし、輙もすれば衆人の紛嘩を招徠せんとするの憂慮がある。依つて速に之を入閣せしめば、人心を安定して妄に薩・長の離間策を弄するの際罅なく、從つて蜚語訛傳もまた寢みて廟堂の鞏固となるべきことを思惟した。なほ君は官制の改革に方つて參議の重任を拜命したるも、廟堂のもの北越にあつた時の名聲を謬傳過信せるに基因せることを慮つて再三辭表を提出したのである。然るに其の衷情貫徹しないで已むなく就任したるも、强いて賢路を塞ぐの懼あるのみならず、近頃頗る多病にして出勤しえざることが少小でない、そこで其の事情を明知せざるものは、或は朝廷に不平あるかを疑ひ、或は過分の優遇を蒙つて猥に官祿を盜める不忠不義なることをさへ傳ふるものもあるのである。君の率直なる性質を以て之を聞く每に背汗沾衣し、肺腑もまた破裂すべく痛感するものである。君自ら淺學短才にして時務に暗く且つ技能なきを知るも、固より國家の艱難に臨みては、匪躬の節を竭し敢へて人後に落ちざるべきの覺悟があるのである。然れども偶此の浮說訛傳の行はるるは自己不德の罪なるを察し、將に隱退せんことを決し、書を右大臣三條實美に致して是等の事情を具にし、且つ參議の定員に餘あるを以て辭官を許容して其の罪を緩縱し、永く天恩を全うすることを得せしむべく懇請したのである。其の書は次の如くである。

謹上二晋府公閣下一ハ、誠頓首拜、再前日議略定處之西鄕御迎之儀、如何被レ遊候哉、何卒速に御擧用有レ之度奉二懇願一候、今日受二參議任一者、大久保之寛大、副島之博識、廣澤之吏務、三人戮力協心不レ怠レ勤候得は、施設恐くは失墜有レ之間敷奉レ存候、雖レ然其人望に至ては卓然逸出二三人之右一矣、不二出仕一人望益高、朝廷不レ用レ賢之有レ誹、而西鄕之人望は日益隆に可二相成一奉レ存候、縱令西鄕雖レ蒙二御登用一、於二今日之事一、別に非レ有二治道一候得共、下以て安二有志輩之心一、上以て薩・長離間之道を絕し、囂々之議は必止み可レ申候間、一日も速に御任用再三奉二懇願一候、

一、去年北伐之日、誠藩兵之間に御拔擢を蒙り、爾來虛名謬傳此受二重任一、再三雖レ上二辭表一、終に無二御許允一ハ、不レ顧二身分一自强て塞二賢路一ハ、實不レ堪二恐懼戰慄之至一候、加之近日頗多病、每レ怠レ勤不レ知者、或云誠有レ不二平於朝廷一ハ、故堅臥不レ起也、或云　朝廷之優待出二分外一ハ、然るに誠稱レ病堅臥不レ起、以要レ上、官祿之竊盜實不忠不義之人也、朝廷用レ人之濫至二于此一焉、官治り職擧んや、誠每レ聞レ之、背汗沾レ衣、五內如レ裂、殆不レ堪レ座、雖レ然非二言者罪一ハ、實に誠之罪也、將恨レ誰哉、獨自顧而已、抑誠奉命以來、不レ獻二一益一ハ、螻蟻之身を以て、却て瀆二聖朝之明一ハ、至二于此一ハ、實死有二餘罪一ハ、雖二萬死一不レ足レ贖二萬一一也、雖レ然誠淺學薄才、實に時務に暗、只臨二艱難一而朴忠、知レ致レ身耳、更に他之無レ有二技能一也、安能贖二此大罪一哉、伏願　閣下幸誠之察二鄙衷一ハ、參議定員以レ有レ餘、誠之罪を緩し、聖明終始之恩を全ふするを得せしめは、何幸加レ焉、誠病愈必不レ出二數日一ハ、近日請二　拜謁一ハ、以可レ盡二鄙衷一也、誠恐惶頓首々々、

初め君の參議に任んせらるに方り、兵部省は嘉彰親王其の卿とならせられ、大村永敏大輔となつた。

兵部大輔大

村永敏の遭難と後任の内定

永敏夙に兵制改革に關して豐富なる畫策を懷してゐたが、鄕里の父に面會せんことを欲して賜暇を請ひ、七月二十七日東京を發して其の途についた。是時朝廷、永敏に京阪地方にて兵學校創設並に器械製造の用務調査を命じ給ふた。ついで八月十三日、永敏京都に着して三條木屋町の旅宿に投じ、稽留して宇治火藥庫並に大阪鎭臺・同兵學校の建設地を檢し、海軍準備の計畫等を講究した。會兇徒あつて、九月四日永敏の旅宿を襲ひ、刺して重傷を負はしめたので、大阪病院に入らしめて治療せしめた。永敏遭難の報は是月八日に東京に達し、君を始め閣員大に驚愕した。かくて永敏の傷創容易に平癒しがたく、兵部省の機務澁滯せんとした。岩倉具視等之を憂慮し、君をして其の事務を處理せしめんとし、兵部權大丞船越衞・香川敬三等に謀つて決定せんことを嘉彰親王に進言した。親王之を賛せられ、二十四日復書して具視に答へられ、翌二十五日省中に其の議を開かせられんとして周旋せしめられた。事は親王の復書中に「開二書牘一而拜見候、彌御安康奉レ賀候、陳は三木前原兵部省云々、明日明後兩日中兵部卿邸え參り、其砌舟越・香川其外云々委曲敬承、御尤に存候、併小子愚存には、尤御用談に候間、當省え參集可レ然、且當省中議事所も有レ之候間、明一字比當省へ參り候樣、御取計被レ下度、此段小子愚存之萬々御相談申上候、乍二御面倒一否拜承仕度、早々御答迄如レ此候也」とあるのである。是より君は兵部省の機務に參與することゝなつた。永敏の遭難後は閣員の警衞益々嚴にして、木戶孝允・

廣澤眞臣等は常に二十餘人を從へ、君もまた十餘人に護せしめて外出するに至つた。十月六日君が其の父に送つた書中に「陳は當地は越後とは違ひ、誠に面倒多く、甚困窮仕候、且小氣味惡敷、夜中抔は一寸も外出も相成不レ申、御屋敷內に而暮申候處、參候者も無レ之、夜中は靜に而仕合申候、木戸・廣澤抔は上下二十人餘も御座候處、私方は上下十人許に而御座候間、そうさも强而入不レ申候、大に仕合申候」とあつて、浮浪の徒徘徊して物騷であつたことが想察せらるのである。當時兵制の改革漸く其の緒に就いたが、永敏の遭難後大久保利通は適任者の推薦を急務となし、之を眞臣等に謀つて君に軍務を委せんとし、其の由を三條實美・岩倉具視に進言した。かくて利通は形情を察して速に之を決せんことを欲し、九月十九日書を具視に致して之を促した。其の書中に「尙々前原兵部省引受之事は、早目之方に奉レ願候」とある。蓋し利通・眞臣等は君が參議の職にあるを欲せず、また軍務に關して其の經畫を抱懷せることは、既に永敏の認識するところあるを知るのみならず、屢々戰爭に參加して偉勳あるを以て之を推薦したのである。かくて廟議は遂に君を兵部大輔の後任に內定して其の趣を傳へたが、疾の故を以て未だ就任を諾しなかつた。十月十五日利通の具視に送つた書中に「前原も未所勞不レ參之由、尊命之通兵部省之事、即今急務、當分通にては迚も相濟み申間鋪候得共、既に前原え被レ命候付、自ら近々快氣參朝可レ仕候間、勵精いたし候樣、尙御談被レ爲レ在事と奉レ存候」とあるのである。

按に君は參議に列して常に廟堂の施設に不平であつたが、兵部大輔の轉任もまた憚ばないのである。そこで旣に轉任の廟議内定せるも其の就任を延べ、此の間に舊友と相會して或は長藩のことを議し、或は先師吉田松陰の墓に詣し、或は酒宴を催して暢氣に消日したる觀があるのである。事は眞臣の日記にて之を推知しえられ、參考の爲め抄錄すれば次の如くである。

十月十七日　夕御屋敷正木へ尋問、前原・林・境相席寛話、御國より申來候件々評議等夜九字歸宅、

十月二十六日　極早朝前原・御堀・正木・宍戸・境・林半七同道若林御下屋敷え遠乘、明廿七日吉田松陰先生正忌に付招魂參拜、小野爲八寫眞相催其外山田市之允・野村靖之助・三好軍太郎等參集歸り掛一同有明樓へ大會、酒談數刻を移し夜半過歸宅、

十月二十九日　夕前原同道退出掛深川御中屋敷同人寓居へ尋問、木戶・御堀・正木・宍道・境・野村・三好其外大集會、酒談數刻を移し、夜一字過き歸宅、

十一月五日　夕第四字退出前原同道半岡兵部を訪ふ、外出中故第六字歸宅、

大村永敏の死歿と兵部大輔轉任

かくて十一月五日大村永敏遂に歿し、其の報の東京に臻るに及び、大久保利通は外務權大丞黑田清隆・外務大丞勝安芳・川村純義を各兵部大丞に登庸して陸海軍を分擔せしめんとし、大に斡旋するところあつた。翌六日君も利通を訪ふて廣澤眞臣・副島種臣等と國事を論じ、兵部省職員のことをも議した。眞臣の日記六日の條にも「正午より大久保・副島・前原集會に付、例之通饗應、夕第六字分

散」とある。かくて二十三日清隆・安芳・純義の三人各就任したが、君は閣員の意思疏通を缺げるのみならず、廟堂の根軸未だ鞏固ならざるを察して眞臣及び正木市太郎・杉孫七郎・品川彌二郎・境榮藏等と屢々會合して之を議し、容易に兵部大輔の拜命を肯んじなかつた。そこで兵部大丞山田顯義及び純義・清隆等相會合して商議を重ね、利通もまた頗る苦慮した。事は十一月二十七日清隆の利通に送つた書中に「今朝川村氏被ㇾ參、山田と示談之趣咄有ㇾ之、小生にも尙も熟考仕候處、迚も今形ては不㆑相濟ㆍ事故、川村氏と同道、山田え篤と赤心を明かし、熟談仕候處、今日前原參朝之由に候、退出懸け同人處え被ㇾ參との事、何とか前原謂くも可ㇾ有ㇾ之、明朝神田御第え、其段川村氏え可ㇾ通と返答御座候」とあり、利通が同日淸隆に答へた書中にも「今朝は川村氏入來にて山田談合之趣承申候、就而尙又御示談、御同道山田え御出懸赤心を以御議論被ㇾ成候由、如何にも御親切之御趣意深感銘仕候、前原云々に而、山田より川村子迄、返詞可ㇾ有ㇾ之との事候、同人儀今朝參朝いたし懸候處、持病にて俄に胸痛致、不參に而今日は別段兵部一條御評議に至兼申候、何れ明日は前原も參朝可ㇾ有ㇾ之候」とあるにて知らる。翌二十八日顯義は君の決心を知つて、兵部大輔拜命のことを岩倉具視に進言した。依つて是日具視は利通を訪ふて之を談議し、十二月二日君を兵部大輔に轉任するの朝命があつた。是日君は「今日は兵部省之儀に付、萬一不勤仕候も難ㇾ測御座候間、此段御屆仕置候、宜御沙汰奉ㇾ願候以

上」と書して之を辨官に出だし、翌三日拜命して其の由を兵部省に報じた。眞臣の日記三日の條にも「前原參議事兵部大輔え轉任之事」とある。四日會兵部卿嘉彰親王同少輔久我通久共に登省しなかつた。依つて兵部省の丞官は次の書を君に送り、各大輔の拜命を希望してゐたるを告げて、爾來軍務に關する督責と指導とを請ひ、且つ疾恙を治療して速に出勤せんことを促し、なほ顯義の就任を喜び贈書は直に卿及び少輔に示すべきをも報じた。

奉ㇾ謹誦ㇾ候、陳者殿下昨日參議御免を御蒙り、兵部大輔御叙任被ㇾ爲ㇾ蒙ㇾ仰候段、御報知之趣奉ㇾ拜承ㇾ候、折角一同奉ㇾ渴望ㇾ居、爾來別而御督責御教誨奉ㇾ願上ㇾ候、今日は御不例にて御登省不ㇾ被ㇾ在候よし、是又御來書之趣奉ㇾ謹承ㇾ候、今日は兵部卿兵部少輔兩御方も御出勤無ㇾ御座ㇾ候間、御來書早速差上可ㇾ申奉ㇾ存候、折角御治養被ㇾ爲ㇾ成、早々御登省之段奉ㇾ祈上ㇾ候、山田氏も御受相成候よし、一同力を得申候、右多忙中一應之御受迄奉ㇾ得ㇾ貴意ㇾ候、頓首謹言、

十二月四日　　兵部丞

兵部大輔殿拜復

ついで十四日君は其の父に書を送つて、兵部大輔に轉任したことを報じた。其の書中に「八十郎儀且且無事に所勤仕候、御安心被ㇾ遊候樣奉ㇾ願上ㇾ候、過る三日兵部大輔え轉役被ㇾ仰付ㇾ申候」とあり、また「私儀も來正月上旬には、是非とも五十日許之御暇を願候心得に罷在申候」とあつて轉任したるを

機會となし、請暇歸省の念があつたのである。

海軍諸規則の發表を愼重にす

君は參議の官にあつて兵部省の機務に執掌せしこのかた、主として大村永敏の計畫に基づき、船越衞・香川敬三等に謀つて之を實施せんとした。然るに十月十九日衞・敬三等は永敏の趣意に從ひ、海軍操練所に諸藩生徒の入學期限並に學資金等を定めて之を發表した。そこで君は海軍に關する布告は、商議の後に示さんことを欲し、直に其の旨を二人に報じ、且つ會津藩降伏人自炊の請を許容すべく告げた。依つて二人は翌日次の書を君に送り、專ら永敏の旨を承けて既に發表したる由を陳べ、軍務に關して意見あらば更に示諭せんことを請ふた。

奉ニ拜讀一候、舊會降伏人自炊之儀願之通、御評決相成候旨、御達之趣奉レ畏候、早々取計可レ申奉レ存候、

一、海軍布告之儀、催促見合置候樣承仕候得共、既に昨日布告仕候事に御座候、此儀兼而大輔被ニ申置一候一月千金位入費を以、手始め可レ申樣と之儀に付、其趣意を以、差建之事に御座候、再應御來書之趣にては、海軍御深算可レ爲レ在樣奉ニ恐察一候、此後御張出相成候に至も、今日手始之儀更に御障りには相成不レ申候間、可レ然言上之程奉ニ願上一候、全體當省之儀は、大輔被ニ申置一之段序を蹈、取行居候得共、別而被ニ仰出一等も御座候得は、其段內々御諭不レ被ニ成下一候而は、謭劣不肖之私共、實に諸事取計苦敷、此情萬萬御憐察御示教奉ニ希上一候、右は拜答旁御願迄奉ニ申上一候、謹言頓首、

十月廿日

前原參議公閣下

香川兵部權大丞
船越兵部權大丞

是時兵部省は海軍規則を制定して速に之を布告せんとしたが、君は愼重の審議を凝らさんことを欲し、二十三日また書を送つて其の意を陳べた。そこで二人は更に次の書を君に送り、衆議の歸一するところを以て之を決し、朝裁を仰ぎて布告せんとするを答へた。

拜誦仕候、海軍布告催促之儀に付、縷々御紙上之趣奉ニ拜承一候、海軍式之儀は勿論、何も相定めは不レ申、先つ英・蘭相混し入用仕居申候間、左樣御承知可レ被レ遣候、其上衆議之歸る處を以、式相定め候節は、御伺之上奉レ仰ニ朝裁一候心得に御座候、萬御承知被レ置可レ被レ下候、拜答旁申上度、如レ此御座候、頓首謹言、

十月廿三日

香川權大丞
船越權大丞

前原參議公殿下

陸海軍興隆の御下問

ついで十月二十七日、天皇集議院に行幸し給ふて御下問の陸海軍興隆に關する議を聞召し給ふた。
是時君は陸海軍興隆に關する閣員の答議を反覆熟讀したが、其の要領の明白ならざるのみならず、時勢に適合せる方法と確任することをえなかつた。そこで君は、將來皇威の發揚と我が國防とに鑑み

て、先づ之に必要なる兵員數を確定し、列藩の石高に應じて之を徵發し、また各藩に海軍を置くを禁じて其の費を上納せしめ、之に歲出の剩餘を加へて製鐵造艦等の諸局を設け、外人を傭聘して軍艦汽船を作り、其の汽船を列藩商估へも賣却して運輸交易に便利あるべき準備をなさんことを欲した。なほ答議は熟考の後に更に建白せんとし、是等の趣意を次の如く上言したのである。

海陸二軍御興張之答議、反覆熟讀終に不ㇾ見ニ至當適實之議一候得とも、就ㇾ中て勤儉勉本之論の如きは、富有盛大之國と雖、一日も不ㇾ可ㇾ不ㇾ行は固不ㇾ待ㇾ論也、即今陸軍は各藩萬石幾十人の兵員を定め、順次交番等の事、議中具に盡ㇾ之、擧行而可なり、尤六十州にて、陸兵員幾百萬を置く大本不ㇾ定は、萬石幾十人の員を定むへからす、又藩々にて海軍を措く事を禁し、是亦萬石幾金の課金を令ㇾ貢而、朝廷歲入之高を測り、不ㇾ可ㇾ缺之入費、水旱飢饉の備え其餘を以て
皇城守衛常備兵の費用に充て候雖、
朝廷別に世祿の費不ㇾ大、則莫大の可ㇾ有ニ餘計一、以ㇾ之て大に製鐵造艦等之局を起し、海外に人を傭ひ、軍艦賣船幷打造し、賣船は諸藩えも賣り、商賈えも賣り、大に出交易を許すへし、租稅の事は外國之法、自ら精密ならん可ㇾ用、
一、海陸二軍之御下問答議反覆熟讀仕候得共、未ㇾ得ニ要領一候間、上言不ㇾ仕候、尤愚考略就ㇾ緒候はゝ可ㇾ奉ニ建言一候、

かくて三條實美は軍備に關する施設の急要を慮り、其の案を具して閣議に付せんことを冀ひ、種々

君に之を示諭した。君もまた常に深甚の考慮をなし、其の畫策するところを自ら記述して呈出せんことを欲したが、會微恙あつて未だ之を果しえないのである。そこで十一月十八日、書を廣澤眞臣に送つて之を報じ、其の事由を實美に進言せんことを請ふた。即ち其の書中に「今日は是非押へて參　朝仕候心得に罷在候處、頗背骨を痛み、無ㇾ據不參仕候間、御多忙之中奉㆓恐縮㆒候得共、可ㇾ然御取成奉㆓願上㆒候、軍務之事に付候而は、條公よりも色々被㆓仰聞㆒候付、弟愚考之處を認度奉ㇾ存候得共、未ㇾ能ㇾ筆候、右件々申上候、宜御取計奉ㇾ願候」とある。ついで君は久我通久・山田顯義等と共に協議商量し、是月永敏の起草せる大綱を斟酌して陸軍常備兵・親兵の各員數を定め、兵學寮入學順序、兵隊精選定則並に鎭臺、軍艦造作場、海陸兵學寮砲銃火藥製造局、兵書上木局、海陸軍練兵所、軍醫院等の設置及び位置に關し、省中的準の案を提出して閣議に於て之を決せんことを請ひ、また軍艦を選擇して艦隊を編成し、軍港を設置して海軍の基礎を確立せんことを冀ひ、其の目途並に方略を草して之に添付した。即ち君の自ら書せるもの次の如くである。

陸軍定備兵概算

一、高一千石に付　兵隊三人、
一、同一萬石　同三十人、

一、同拾萬石　同三百人、
一、同百萬石　同三千人、
一、同千萬石　同三萬人、
一、二千萬石　同六萬人、
但、三百人以下、合併隊編入之事、
但、三百人以上より、砲騎兩兵撰擧之事、
此外
天兵二萬人と定、
兵學寮入學順序
第一、年齡十八以下語學所入込之事、
拾九歲以上二拾六歲迄、兵學寮輕步兵操練場へ入込之事、
第二、今正月より三藩兵の内より士官三拾人宛兵學寮入込之事、
其他名々願により御免可ㇾ有ㇾ之事、
兵隊精撰定則之事
凡五畿七道を以大算し、先一道之藩により、行先士官と可ニ相成一見込有ㇾ之候人物を撰擧し、石高に應し人員を定め、兵學寮に入れ、教諭を受けしめ、練熟の上、其藩々の兵隊を練兵場に出さしめ、右士官に附し教練せしめ、成

熟の上士官兵卒共其職を命し、其位を定め紀章を付けしむ、一道の兵一般に相成候上にて、鎭臺を置、一團と名く、

一、天兵改正之事、

但、藩々にても給用持参候得は、編入差免候事、

一、姑息士官取建之事、

但、藩々え御布告相成、人員を定め御免有レ之事、

右之內より撰擧、

天兵之士官被レ命候事、

一、兵學寮幷火藥器械製制處に雇入候事、

一、火藥器械製造之事、

但、中島兼吉御召之事、

置ニ製造司ニ事、

一、海軍學寮を大阪に取建之事、

但、肥後軍艦御用之事、

一、大阪ゟ五畿內鎭臺を可レ置事、

一、兵學寮大阪に移候事、

但、藩々に布告し、人員を定め、入寮御許容之事、

一、藩々之兵改正之事、

但、一道より順序を定め御改正之事、

一、火藥幷器械造船方の外國人御雇之事、

一、佛人治部助之事、

一、製造器械浪華え運輸之事、

一、翻譯師御召之事、

一、兵書上木局を兵部省え可ㇾ置事、

一、軍艦造作場を要害之地え可ㇾ設事、

一、今般大阪に於て、海陸軍練兵所幷に兵學寮御取立相成度候事、

大阪は所謂海陸四達之要地にして、皇國の中央に位す、四方の變に應し易し、故に軍務の根本たる學校等を立る、此の地を以て最上とす、

第一、兵部省役廳を設建すへき事、

第二、海陸兵學寮を造營すへき事、

兵備の精粗は士官の良否によれり、故に人才を教育するを以て最も先務とす、

第三、陸軍の屯所を建築すへき事、

兵士なければ繰練の實技擧らされはなり、

第四、砲銃火藥製造局を置くへき事、

天下の砲器火藥方今外國より償求す、是尤も兵法の忌む所也、速に國內に於て製造せん事を要す、

第五、軍醫院を設置くへき事、

是又海陸軍兩軍共に缺くへからす、但し即今同府大病院より兼しむへし、

右の條々何れも府城內外に造營せんことを要す、

但し、火藥製造所は豫め山城國宇治に決す、屯所は當時銃兵一大隊の造營成就するを以て過日既に京都河東精兵凡百人操込置けり、不日兵隊を入れ右兵士をして敎授せしむ、

兵學寮造營幷に鑄造火藥製造所病院等造營に及ふへし、續て軍艦一艘攝海に繫き洋人を傭入之を以て海軍の初業とす、右何れも洋人を雇ひ入るへし、

以上故大村兵部大輔軍務前途之大綱に候、就ては省中何れも右の目途に候間、何卒御決評相成度奉レ願候、

十一月　　兵部省

海軍

一、皇國に於て、即今海軍創立之目的及方略、

一、費用之算計及辨達、

一、海軍所創建幷出張所目論見、

一、省中之規則制定、
一、局中之官員精撰、
一、海軍幼壯兩學校創建、
一、洋人雇入、
一、從來海軍研究勉行之人々召寄、
一、洋學に熟達し文筆に巧なる人員召寄、翻譯局を立て、海軍の諸件に必用之洋書至急翻譯、
一、新艦を横須賀•長崎兩所にて製造及外國え註文、
一、在來の軍艦を撰ひ、至急一艦隊を編制し、當月下旬より横濱其外之諸港を不ㇾ殘回見、港內之規則取調、又出張所造立之地所見積り、航海中艦內法則及艦隊之約束等、可ㇾ成丈精細に吟味、六月中旬までに、品海え歸港致し、海軍創立之諸件并開港內守衞艦之法則等、航海中之評議を根據と致し、省中に於て猶厚公議を遂け、政府伺濟之上、五港え一艦宛差向け、嚴密港口を保護し、常備艦之規律を守り、海軍之基礎を立可ㇾ申事、

此の軍備擴張策は固より大綱であつて細目の成案ではなかつたが、提出後閣員其の急要を認容した。されど當時維新戰亂の後を承けて、なほ焦眉の施設のものが多いので、未だ其の商議を凝らすに至らなかつたのである。

按に君が此の軍備擴張策を建言せんとするに方り、山田顯義もまた其の抱懷せる意見の要旨を開示

して參考となした。蓋し其の大略は朝廷の根軸を鞏固になすに、兵備の成否に關係すること多大なるを察し、速に軍費を覈査して豫算し、國計の歳入を分割して之に塡充せんことを欲した。また薩・長・土三藩より貢獻した徵兵を精選し、兵學校に入れて教養し、之を根幹となして陸軍を編成せんとした。此の根幹を養成するに及び、諸藩の精銳を簡擇して三十ヶ年間之に俸祿を給與し、其の後は一切之を停止して雜兵減少の次序をなすのである。なほ堅艦四隻若くは六隻を選び、其の乘組員を外人に附屬せしめて操縱發砲等の教を受けしむ。更に海軍の經費を調査し、見習士官數名を選びて外國軍艦に駕乘せしめ、其の技術を修養せしむるなどに依つて、海軍を編成せんとするのであつて即ち次の如くである。

一、萬機之堅固相成候は、兵備之速に成と不ㇾ成に關係せり、因而急速海陸軍用之大算相立、歳入を分別して常用軍費兩端に被ㇾ備置ㇾ候事、

一、陸軍編製、

先是迄三藩より差出在候徵兵之内より精選し、別兵學校に入れ、初め生兵教練より士官藝術に至迄熟達せしめ是を以基本とし、他之諸兵を撰ふへし、

一、雜兵減却之次第、

凡陸軍之基本相立候上にて、精練之者を撰取而後、是迄各藩世祿之輩に布告するに、全國之力と兵備之自然と

を以てし、尙遊民素餐之憂を諭示し、然る上にて從レ今先き三十年は俸祿如レ舊遣すへし、三十年後は給祿一切禁レ之、仍而銘々身分相當之御奉公肝要とすへし、

一、海軍編製、

但、堅剛之軍艦四艘又は六艘を撰ひ、外國人に付托し、動運規則總て彼より傳授すへし、別に海軍大算相立候上にて、士官數名御撰相成、外國軍艦え見習士官として御出可レ然也、

（山田顯義自筆）

品川彌二郞の任官固辭と其の周旋

是より先き朝廷、毛利敬親公及び島津久光をして皇謨を翼賛せしめんとし、二人を東京に召さしめ給ふた。七月十一日敬親公朝命を拜し、十月に至つて公及び將に東上の途に就かんとしたが、故あつて其の期を延べた。依つて二十九日山口藩大監察高杉小忠太・同整武隊副總官品川彌二郞に命じ、上京の延期並に闔藩の近情等を東京出張の吏員に報ぜしめた。かくて二人は山口を發し、十一月八日橫濱に着した。會是日木戶孝允橫濱に來たので、二人其の旅寓を訪ふて敬親公出京の延期等を告げ、翌九日東京に出でた。是より彌二郞は君及び孝允・廣澤眞臣を歷訪し、また三好重臣・野村靖等に會見して時事を論議した。かくて彌二郞の東京稽留中に、閣員之を彈正臺に登庸せんとするの議が起つた。彌二郞之を聞いて未だ仕官を欲せず、機を見て將に洋行せんことを冀ひ、君を訪ふて其の衷心を吐露し、爲に周旋を請ふた。依つて君は彌二郞の爲に、眞臣に之を謀つて閣員の諒解をえんことに努めた。眞臣は君の意見を

替し、三條實美に暫く拜命の猶豫あらんことを請ふた。實美乃ち十三日書を岩倉具視に送つて之を告げ、彌二郎の拜命に關して苦慮せる事情を知らんとし、其の內示を求めた。其の書中に「品川彌二郎儀彈正御達申付候處、廣澤より暫御猶豫願度旨頻りに申居候、先刻の御書中にては、彼是不ㇾ容易ㇾ御苦慮も有ㇾ之候趣、如何樣之情實に候哉、今一應御內示願度候」とある。かくて君は種々盡力したが、請願の趣旨遂に貫徹しがたいので、已むなく二十二日次の書を彌二郎に送つて其の由を報じた。

御起居如何、別紙之通に御座候間、則入二貴覽一候、迚も小弟微力に及び不ㇾ申候間此段申上候、弟も昨夜來胸痛丸に謝ㇾ人居申候、匆々已上、

十一月廿二日　　　　　　　　前原誠

品川彌二郎樣御親展

ついで晦日君の參朝するに及び、大納言德大寺實則之を見て、十二月二日彌二郎に任官の命あらんとするを告げた。君は彌二郎の心事を察し、其の疾を以て拜命を固辭せんとするを說いたが、容易に聽許あるべくもなかつた。そこで君は彌二郎をして山口藩政府に任官拜辭の書を出ださしめ、其の添書をえて、再び請願せしめんとした。依つて君は、即日次の書を彌二郎に送つて是等の事情を報じ、且つ病狀を提示せば自ら副書をなして實則に致すべきを告げたのである。

其後御氣色如何御座候哉、陳今日於御所從德大寺殿被仰付候は、老兄御事明後二日斷然と御沙汰に相成候由に御座候、然處老兄病臥之段は、懇々申上候得共、最早小生口頭にては防禦不相成勢に相成申候、付而は從老兄御國政府へ御書面御差出に相成從政府添書付仕候而、今一應被差出候而は如何と奉存候、其内明日中に小生迄、老兄御病狀御申越可被下候、左候はゝ其御書面へも從小生添書、德大寺公へ差出可申候、爲其態々得御意候、十一月晦日、誠頓首、

前原彥太郞

品川彌二郞樣御直閱

然るに閣議既に決して、君の周旋も遂に其の効なく、九日彌二郞は朝命を拜して彈正少忠に任ぜられたのである。

永世賞典祿の拜辭

初め朝廷戊辰己巳の戰並に王政復古に功あるものを賞して、祿を給し位を進め物を賜ひ褒詞慰勞等各差を以てし給ふた。是時木戶孝允は率先して再三永世の給祿を拜辭したが、遂に允許せられなかつた。かくて鍋島直大は賞典を以て、北海道開拓の費に充てんことを請ふたので、朝廷本年に限つて其の半を納れしめ給ふた。ついで鹿兒島知藩事島津忠義・山口知藩事毛利元德・福岡知藩事黑田長知・參議大久保利通・同廣澤眞臣各上表して賞典祿を辭し、十二月廣島知藩事淺野長勳・彈正少弼吉井友實・宮內權大丞平松時厚また之を辭したので、本年に限り其の半を納れて救荒の資に充てしめ給ふ

た、是月十二月君は兵部少輔久我通久・同大丞河田景與・同山田顯義・同黑田清隆・同權大丞香川敬三・同船越衛・同少丞曾我祐準・同增田明道・同石井藹吉十人と同じく各賞典祿を陸海軍の費に充てんことを請ふたので、本年に限つて其の半を納れしめ給ふた。此の十人の中にて、賞典永世祿の多きは清隆の七百石君及び顯義の各六百石であつて、其の少きは祐準の百五十石藹吉の百參十石であつた。之を綜合して參千五百參拾石となり、其の半額壹千七百六十五石が本年の陸海軍費に納れられた。なほ德川慶勝・德川德成・松平慶永・松平茂昭・小笠原忠忱・井伊直憲・戶田氏共・島津忠寬・秋月種殷・橋本實梁・清水谷公考・西鄉隆盛・小松清廉・板垣退助・岩下方平等凡そ十九人も前後して賞典を辭したが、みな聽許せられなかつたのである。

第三十八章　山口藩諸隊の動搖と君の歸國中止

○明治二年木戸孝允の歸藩と常備軍の貢獻

木戸孝允は其の輿望に反して依然入閣を肯んぜなかつたが、要路の施設を姑息となし、薩・長二藩各至誠を以て遠大なる皇謨を翼賛するにあらざれば、到底廟堂の根軸を鞏固にしがたきを察し、其の趣旨を右大臣三條實美・大納言岩倉具視に建言するところあつた。參議大久保利通も入閣後の形情に鑑み、毛利敬親公及び島津久光並に鹿兒島藩大參事西郷隆盛の起用を冀ふたが、會孝允の意見あるを知つて其の抱懐する所を披瀝した。孝允は利通の奮發を喜びて之を賛し、互に提携して國家の爲に盡瘁せんことを約諾した。そこで利通は之を實美・具視に進言して參議廣澤眞臣を說き、十二月三日更に君及び參議副島種臣の同意をえたので、茲に孝允と共に歸藩のことが決した。利通の日記十二月三日の條に「今朝副島子え參、尙又篤と及示談候、十字參朝今日御前評議有之、小子進退之事、尙前原及示談候處異論なし云々」とある。かくて十三日孝允・利通は、相共に參內して天顏を拜し、優詔並に恩物を賜はり、將に民部大丞井上馨・黑田淸隆及び彈正少忠品川彌二郎等を從へて歸藩せんとした。是より先き朝廷山口藩に命じ、警衛の爲に精兵四百人を選拔し、常備軍を編成して貢獻せしめ給ふた。かくて山口藩知藩事毛利元德公は朝命を奉じ、十月常備兵貳千人を獻じて親兵となし、

其の千人を守衛に供して殘り千人を藩內に駐め、交代して上番せしめんことを請ふた。朝廷之を允許し給ひ、先づ千五百人を徵して其の餘は姑く藩內に置かしめ給ふた。ついで十一月二十七日、山口藩は兵制を改革して從來の隊號を廢し、常備軍を編制して第一・第二・第三・第四の各大隊と稱せしめ、其の他をすべて解散せしめた。そして彌二郎は孝允の出張に隨ふて歸藩せんとし、貢獻せんとする貳千人を親兵となして守衛せしむるに訓練を要すべきのみならず、其の將來並に諸隊の解散等を考慮し、十二月十三日君を訪ふて之を談議し、且つ抱懷せるところの意見の吐露を請ふた。君は素より山口藩兵制の改革が時勢に適應せるを贊襄せるも、多年戰功ある諸隊の解散に方つて愼重の審議を凝らし、其の措置に錯誤なからんことを冀ひ、殊に貢獻の親兵に關して大に苦心するところであつた。會彌二郎の憂懷せるところを聞き、今將に我が兵式を佛國の制に倣ふて改定せんとするの廟議あるを以て、貢獻の貳千人も姑く山口藩に屯集して之を佛式に訓練し、試驗に依つて精選したる後に出京せしめ、其の費はすべて大藏省より支辨送金せんことを欲した。然れども初め貢獻せんとする親兵の經費は、石・豐占領地の納租を以て之に充つべき趣意であつたので、固より山口藩の負擔なるといへども、また朝廷の根本を鞏固にすべき精銳を簡擇するの緊要なることを思惟した。なほ孝允の歸藩に關し、利通の說破で已むなく其意に從ふたが、之に依つて國論動搖し、爲に藩是の確定しがたくば、却つて

忠勤の道を闕き、薩藩其の他の侮蔑を招徠せんことをも杞憂した。また輙もすれば廟堂にあるもの、概ね世態民情に通曉しないで、制度の改革を速にせんことを希望するもの多きも、今日の急務は民心の收攬にあつて衆人協和一致せば、制度の更革の容易なるべきを考思した。そこで君は翌十四日、彌二郎に是等の所懷を開陳した次の書を送つて、歸國後は藩政府の要路に謀つて大に斡旋せんことを懇囑したのである。

昨夜御來訪被二成下一奉二多謝一候、陳御國之兵隊之儀に付候而は、實に弟も種々愚考仕候得共、此上可レ然工夫も出不レ申候、苦心御事に御座候、然處於二朝廷一いつれ佛式を基本にして式を定可レ申に付、右貳千人之兵隊も於二御國一佛式相學、學術都合調候上に而罷出候都合に而は如何、夫迄之處は從二大藏省一二千人之費を御國へ贈り候都合に相運候はは如何、右出兵之本は豐・石云々より起候事は、公然相顯れ居候事に付、夫を包隱事は、とても出來不レ申候、夫に而、朝廷へ出候迚も、基本之兵に不二相成一候と申事は、於レ弟萬々不レ得二其意一候、最前軍太・靖之助兩人之咄を、弟も聞誤候廉有レ之哉に相考申候、基本之二字其歸處は、矢張兵隊之基本に而、政令を行候器に可レ有レ之相考居候處、次郎助等之咄に而は、全左樣とも不レ被二相考一候、老兄之意乃如何、今日は弟も少々不レ快に付、登省も不レ仕候間、乍二心外一御無音申上候、御國之事萬々可レ然御盡力奉二專祈一候、將又此般木氏歸國に付候而は、御國論之處も甚懸念、遂に乍二不服一任二其意一候抔之事有レ之、萬一も御國論浮動確定之御國是不二相立一候而は、御忠勤之道も缺け、且薩其外他方の侮を受け可レ申愚考仕候、今日官途に居候而は世上之情態も不二相分一候得共、人心實に大に離

叛、一府縣之爲民を願候民一人も無之、萬一不測之事有レ之候とも、爲ニ王師一には人足一人出候程も難レ測被ニ相考一申候、弟於ニ越地抔一は、現に承知之廉も御座候故に、當今之急務は得ニ民心一收ニ攬人心一候事第一也、然上にて制度之改革等如何様とも可レ成也、今日一諸侯令に違候者有レ之候時は命ニ諸藩一可レ討也、諸藩進ニ討之一則可也、必不レ討也、爲レ之合從可ニ哀訴一は必然之勢也、此哀訴する者を合て欲レ討レ之、又他の諸藩又爲レ之訴るならん、是畢竟同病相憐之勢をなせはなり、是必竟王政德化人心に不レ周を以なり、王化人心に周く相成候迄は、小鮮を煮候心持に而居候か肝要ならん、其中四方に戰起候時は、是等之因循論不レ立候得共、衣冠之上に付而言也、非常之論は別に有レ之、期ニ面陳一、頓首、

臘月十四日　　　　　　　　　　誠　　　拜

品川野兒郎樣　御親展

尙々千萬奉ニ恐縮一候得共、手こり一つ御國迄御持歸り被レ下候はゝ、無ニ此上一大幸に奉レ存候、頓首、

彌二郎は君の書に接し、自ら淺見微力にして重事の處理しがたきを察せるも、之を長藩要路に說いて注意を促さんとするのみならず、また孝允歸國の一大事なるを深慮し、君の意見の如く諸子に謀り國論の動搖せざるべく盡力せんとし、卽日次の書を送つて抱懷するところを陳述したのである。

懇々之尊翰謹拜讀仕候、兵隊之事に付ては、當地にて野兒か何と御請合しても、矢張空談に歸し可レ申候に付、歸國之上當地形勢篤と一統へも相談し、何とか決着可レ仕候、木君御歸藩は實に一大事故、一統示談致し可レ成丈け、動

かぬ處に御決定相成候樣、精々乍レ不レ及盡力此時と奉レ存候、野兒も寐てかほうを待つもりにては無レ之候得共、目の見へぬと力のないのに、實に赤面の至に御座候、心事御垂憐、伏して奉二願上一候、御送りものは慥に御とゝけ可レ仕、其中時下御自愛御盡力之程奉二伏願一候、早々拜、

十四日　　やじ　拜

兵部大輔閣下

是等の書に據つて、君は久しく北越にあつて戰後の民政に盡瘁し、先づ人心を收攬して之を安定するを以て目下の急務となし、孝允の歸國に依つて藩內の疑惑を招徠せんことを痛慮し、彌二郎も同じく其の杞憂を懷きしことが知らるのである。孝允は時局の趨勢に鑑み、利通と共に敬親公及び久光等をして皇謨を輔贊し奉らしめて、廟堂の根軸を益々鞏固にするを緊要となし、漸を以て遂に廢藩置縣をも斷行せんとする遠謀を抱懷し、玆に君等と聊か政見を異にせるところあることが察知せらるのである。

山口藩脫隊の騷擾と君の歸國準備

木戸孝允歸藩の廟議の定まつた後に、君もまた歸省せんことを決した。君が歸鄉せんとするは、越後の戰亂平定後このかたの宿望であつて屢々其の意を父に報じ、知友にも告げたが、四圍の事情が之を許さないで大に遷延した。然るに孝允及び大久保利通歸藩の爲に、毛利敬親公及び島津久光・西

郷隆盛が大政に參畫するを承諾すと雖へども、其の上京は明年正月若くは二月にあらんことを豫期し、此の間に歸國せんとした。即ち十二月十四日君が父に送つた書中に「私儀も來正月上旬には、是非とも五十日計之御暇を願候、心得に罷在申候」とあり、また二十五日同じく父に致した書にも「私無事に所勤仕候間、乍レ憚御安堵奉二希上一候、明正月一寸歸國之儀御願差出居申候、決而御許容可レ有レ之奉レ存候」とあつて、既に賜暇の請願をなして其の允許を竢てることが知らるゝのである。曩に君が憂慮せる長藩常備軍編成の趣旨は、洽く徹底しないで遊擊隊先づ紛議を起し、諸隊と共に凡そ二千人山口を脱して宮市に屯集し、隊中の長官及び廳員の罷免を强請した。藩廳は俄に諸隊の賞典を發して常備軍の輕擧を戒め、大に警備を嚴にしたが、形勢甚だしく險惡に趨いた。時に孝允等は歸國の途中神戸にあつて、未だ山口に到着しなかつた。そこで宍戸三郎(後の璣)・木梨信一・野村素介等の要路は、知藩事公父子が脱隊騷擾の爲に、藩政の基礎が確立しないで廟堂の根軸にも影響せんことを痛憂せるを察し、二十六日次の書を君及び廣澤眞臣に送つて暴動の概況を報じ、二人相共に速に歸國せんことを請ふた。

彌御淸寧御奉職奉二敬賀一候、陳此度諸隊改正一件に付、兵士中長官と分裂に相成、一時不二容易一擧動を釀候勢に有レ之、當節漸々一鎭靜には相成候得共、遂に種々之變症も有レ之、此先き之所何とも苦慮不レ少、此模樣遷延に及候而

は、終に天下之大勢にも關係いたし、第一藩政之御基不二相立一儀と
公上にも深く御煩慮被レ遊候、唯今迄在職之者のみに而は、不都合も有レ之候事に付、何卒兩尊臺被二仰合一、早々一應
御歸國被レ爲レ成下一度奉レ願候、御地も御職務御多端中、御拔脚勿論御六ケ敷儀と奉レ存候得共、御國論之儀は
朝廷之御基礎に相係候儀と奉レ存候に付、兎角御差繰を以、暫時御歸國企望仕候、委細は林・吉田より御聞取被二成下一
候樣奉レ存候、爲レ其匆々、不盡、

臘月廿六日

野村素介　花押
中村誠一
國貞廉平
木梨信一　花押
宍戸三郎　花押

廣澤兵助樣
佐世八十郎樣

此の書にて山口藩の要路は、其の在職者のみにて紛擾の容易に鎭撫しがたきを察して、君及び眞臣の歸藩を促し、また書中に「林吉田」とあるは、林萬樹多・吉田半輔であつて、二人情報の爲に是夜山口を發して東上したことが知らるのである。こゝに於て君は長藩の事態を大に深憂し、將に歸途につ

かんことを欲せるも、曩に建白せる兵部省の施設に關して廟議の決せざるもの多くて、未だ出發しがたい情勢であつた。翌三年正月四日の政治始に方り、諸省各其の管掌の機務を奏上せんとするのである。そこで船越衞・香川敬三は、前日次の書を君に送つて、兵部省將來の施設に關して之を建言せんことを請ふた。

亂筆御推覽奉ニ願上一候、

御吉慶目出度奉レ存候、過日拜賀御登城被レ爲レ在候處、遂に不レ得ニ拜眉一、失敬恐入奉ニ萬謝一候、陳は明四日御奏事始に付而は、諸省共其職務之要なる處、各奏問相成候よし、因而は兵部省おいても、前途之御目的御賢慮之處、御建白可レ被レ在候得共、聊愚案之餘、別紙書試乍レ恐奉レ備ニ御參考に一候間、何卒明日御參朝之節は、必御建言御座候樣致度、甚虛飾ヶ間敷御氣取可レ被レ在歟も難レ計御座候得共、則兩生之微衷に御座候間、萬々御賢考宜敷御執奏之程奉ニ伏願上一候、餘は拜眉之節、萬々可レ奉ニ申上一、謝罪可レ仕奉レ存候、頓首謹言、

正月三日夜　　香川敬三

船越洋之丞

兵部大輔公　呈下執事

ついで五日、朝廷兵部省に所轄せる北海道移住の松平容保の舊臣を、其の子容大に還付して現米四萬

五千石を給與し給ひ、十日京都警衛の諸藩兵を兵部省に管せしめ給ふた。翌十一日の夜林萬樹多・吉田半輔東京に着し、十二日早旦元德公の親書（君等を召す）を齎らし來たつて眞臣を訪ひ、諸隊紛擾の狀態を告げたので、眞臣は神田邸に出でて君及び正木市太郎・山田顯義等と共に之を商議した。眞臣の日記正月十二日の條に「御國より林萬樹多・吉田半輔昨夜着京に而今早朝罷越、知藩事公御直翰持參、去冬諸隊沸騰一件に付而之事件なり、同人等去臘廿六日山口發足之由なり」とあり、また「夕前件に付御屋敷へ正木・山田・前原其外談合す」とある。君は其の形狀を深憂して歸藩の允許をえんとし之を眞臣に謀つた。眞臣之を贊し、岩倉具視に進言して斡旋するところあつた。三條實美も具視と共に長藩脫兵の紛擾を憂慮し、其の鎭撫の爲め君の歸藩に同意して暫く請暇を許容し、汽船にて進航せしむべく內定した。依つて眞臣はなほ君が直に條・岩二卿に歸國の事由を開陳して懇請しなければ、其の趣旨の貫徹せざらんことを慮つて、十四日書を送つて明日參朝して決定せんことを促し、且つ速に歸國して知藩事公父子の意を安んせんことを說いたのである。即ち其の書中に「御國之事も兩公に於て、餘程御按思も被㆑爲㆑在、兵部省に於て、僅之日數且々御暇相成候得は、御用を以て暫時歸國被㆓仰付㆒、蒸氣船をも航海可㆑被㆓仰付㆒との御內決に而、省中御繰合成否御待相成候事に御座候、何分明朝御參朝御決定相成候樣奉㆓仰願㆒候、實に公上之御直翰拜承候而は不安之次第、締り防長之艱難而耳ならす、實に天下之大體

三條實美の和歌

明治二年十二月二十六日山口藩の宍戸 璣木
梨信一等は書を君及び廣澤眞臣に贈つて諸
隊の暴動を報じ・且つ二人の歸國を請ふた、
君は之を憂慮し・ 翌三年正月十五日右大臣
三條實美大納言岩倉具視に面謁して歸藩を
請ひ、其の許容をえて將に出發せんとした、
是時實美の咏みて君に與へたのが此の和歌
である。

にも關係いたし候事故、神速御所分肝々要々に有ㇾ之、何分先生僅之御暇を以て、御歸國相成候得は、昨朝之評議振も徹底、公上御安堵にも立至り可ㇾ申、省中御都合相成所奉ニ萬禱一候」とあつて、元德公も書を萬樹多・半輔に齎らしめて東上せしめ、眞臣に授けしめたことが知らる。（前の日記にも見ゆ）翌十五日君は三條・岩倉二卿に面謁して更に歸藩を請願し、其の許容をえて出發せんことを期した。そこで實美は君が山口藩に盡瘁せるもまた朝廷の爲なるを思惟し、次の和歌を詠じて之を送つた。

前原兵部大輔還ニ于長州一歌

父母の國につくすも大君の
御爲とおもひ立かへりてむ

かくて君は歸國の途につかんとしたが、會風邪に冐されたので、書を大典醫青木研藏に贈つて其の症狀を告げ、散藥の調合を依囑した。越えて十九日、研藏散藥を送り且つ復書し、速に脚湯を施して發汗せしめ、腦溢せる血液を去らしむべきことを注意した。其の書中に「奉ニ拜披一、昨日來御風氣に被ㇾ爲ㇾ在候よし、御容體縷々被ニ仰聞一拜諾仕候、卽御散藥御歸り藥差上申候、近日之うちより御歸國相成候樣承り居申候、嘸々御氣揉被ㇾ成候事察上申候、血液御頭部激迫仕候御素質へ、早速御脚湯御行、發汗被ㇾ成候策可ㇾ宜と奉ㇾ存候」とあつて、君に充血の素質あると共に歸國を準備せることが知らる。

ついで二十五日、眞臣は長文の書を元徳公に呈し、先づ今回の騒擾が煽動者共の一身を保護せんことを欲し、驕傲なる諸隊兵卒と結托せるに起因したるを憤慨し、遂に海内に影響すべき重大事件なるを以て往年南奇兵隊脱走者の處分に傚ひ、藩命に從はないものは斷然討伐の已むなきを進言し、速に歸國して厚恩に報いんとするも、廟堂の機務多端であつて、進退意の如くならざるを遺憾とせる衷情を開陳した。なほ君の歸國は既に允許あつたので、到着後之に諮り、孝允及び要路のものと熟議を凝らしめ、時機を失せずして決策を斷行せんことを請ひ、此の措置は獨り防長二州の爲のみならず、朝野の物議を鎭壓するの根本たるべきを縷述した。卽ち其の書中に「其後準一郎共より報知之趣承知仕、如何にも不レ堪二切齒一奮懣之至、之を要するに煽動者之者我身上を保護する爲め兵卒を固結する之策に可レ有レ之、彌以不レ可レ赦極罪と奉レ存候、此度之御所分振、獨御兩國之事而已ならす、天下之大體に奉二關係一、實以最大至重之御事輕易可二申上一儀に無レ之候得共、聊愚存奉二申上一試、大要先年南奇兵隊倉敷脱走御所置に傚ひ、罪之輕重を關き、不レ從二御指揮一者は斷然御討伐之外有レ之間敷歟と奉レ存候、假字令文口頭上を以て稍平穩に御鎭定相成候共、乍レ恐御威權之回復する所無二覺束一、元來諸隊兵卒之驕慢跋扈する弊、一朝一夕之事にあらす、然に王政御一新以來、長官共漸々天下之大體に通達し、兵隊之暴威を押へ、御權力相立候所奉二補翼一候折柄、如レ此瓦解に立到り、又候兵力に被レ壓、曖昧之御所置

有レ之時者、政府之御權力彌以隊中に陷ち、驕暴傲是か爲め深可レ恐可レ慮之至、實に大治療可レ被レ施好機會に可レ有レ之、篤度御評議被レ爲レ盡御深算被レ爲レ立、御斷策有レ之度奉ニ仰願一候」とあり、また「早速拜趨歸國昔年來之御厚恩萬分の一をも可レ奉レ報事に奉レ存候得共、進退不レ任レ意殘懷至極奉レ存候、委曲條・岩兩卿え及ニ言上一置候所、餘程被レ爲レ成ニ御煩念一、彥太郎御用を以て暫時歸國迄之所、尖に御進相成り、此往之御模樣に寄、朝廷向御都合振いか樣共可ニ相成一哉に奉レ窺候間、其邊は御安慮被レ爲レ在、準一郎・彥太郎其外要路之者え、極密御熟議被レ爲レ在度、委細之儀者彥太郎言上可レ仕不具候、重々申上愚之至奉ニ恐入一候得共、只々御國是爲ニ御變換一者勿論、從來政府はしめ諸隊士官に至る迄、總而引續御用立候者は、彌以御信用被レ爲レ在、不レ被レ爲レ失ニ時機一決極御斷策之所奉ニ仰願一候、所謂雨降而地堅御大幸に而、前途獨御兩國之爲而已ならす爲ニ朝廷一天下物議御壓倒之御基本共可レ被レ爲レ成事歟と奉レ存候」とあつて、其の「朝廷向御都合振いか樣共可ニ相成一哉に奉レ窺候」とある本文の側に「此御深算は、兵部大輔承知す、願は兵力を御拜借なき方妙なり、尤爲レ念御軍艦へ陸軍乘せ組監察御差向は可レ有レ之、其上臨機の所置たるへし」の五十九字が細書してある。之に據つて、眞臣は諸隊の紛擾に關して寬宥することなく、大に强硬の處分を主張し、苟も藩命に反抗せるものは斷乎討伐して驕慢なる弊害を矯正せんとし、而も竊に謀り、天兵の差遣を俟たないで之を鎭定し、以て防長國是の根本を鞏固

君の歸國中止と廟堂の根軸に盡瘁

にすべく冀ふたことが知らる。かくて二十九日、澤田武次の君に送つた書中に「陳は今般御用之趣御座候に付、急速御本國え御發駕御座候由奉レ伺、就而は野生儀御暇旁昇殿可レ仕之處、御用多にも可レ被レ爲レ在哉奉ニ恐察一候に付昇殿不レ仕、尤暫時之際には御歸京相成可レ申噂承知仕候間奉ニ待上一候」とあり、また二月三日研藏の君に送つた書にも「今日御上舟相成可レ申候、申疎に候へ共、一入御保護奉レ祈候、私も御暇乞に參上仕度候處、無レ據差支有レ之失禮仕候（中略）、先夜御約束仕候御藥は門生へ申付置候、御受取被ニ仰付一度奉レ祈候」とあつて、知人同僚が已に歸國を送れるのみならず、君も出發の準備をなしたことが窺はれるのである。

是より先き、三條實美は山口藩脫兵の嘯聚せるを憂ふて家臣森寺常德を遣はし、九州諸藩の動靜を視察せしめて毛利氏を訪はしめた。常德先づ薩摩に往き、肥後・筑前を經て山口に到り、實美の手書を毛利元德公に致した。時恰も木戸孝允既に歸國して山口にあつたが附近の湯田に赴き、常德の逆旅を訪ふて諸方の風說を聞き、具さに長藩の情實を告げた。是は正月十三日であつた。ついで十八日元德公は常德を客館に延見し、實美に送れる復書を托し、宴を設けて之を饗した。是日孝允は脫隊の形情に鑑みて野村素介を訪ひ、吉富簡一の宅に會して國勢回復の策を講じ、井上馨を東上せしめ、同志及び長藩差遣の徵兵の東京に駐在せるものを率ゐて歸らしめんとし、翌日之を凝議して決定した。そこで二十一

日馨は潜に小郡に出で、直に海路東航した。かくて常徳歸京して九州及び山口の事態を實美に復命し、馨もまた二月四日東京に着して廣澤眞臣等に脫兵騷擾の現況を告げ、且つ元德公以下の要路徵兵を假らんとするの趣意を詳述した。是時元德公は更に朝廷に上書し、藩兵を以て臨機に暴徒を處置せんことを候し、且つ在京公用人宍道直記をして一時徵兵の歸藩允許を請はしめた。依つて翌五日早旦君は佐々木男也是時字多朗太郎と稱すと共に眞臣を訪ふて之を議せんとした。眞臣乃ち二人と共に神田邸に赴き、馨及び正木退藏・三浦梧樓等に會して脫隊の事情を詳細にし、之を直記及び正木市太郎・山田顯義・境榮藏・林半七と協議し、山口藩兵にて暴徒討伐の奏請書を朝廷に致し、姑く徵兵大隊の請暇を願ふべきに決した。ついで眞臣は君に先だちて參朝し、實美及び岩倉具視に面謁して山口藩脫兵のことに關する意見を候し、且つ元德公の致せる親書を見るをえた。之に據つて、眞臣は山口藩が徵兵の歸藩を請ふたのは、孝允及び權大參事杉孫七郎等の商議のみならず、元德公の決意に出でたるを明白にした。そして實美・具視等は、山口藩脫兵の暴擧を機とし、東京及び京阪地方にある浮浪の徒を嚴覈して天下の物議を鎭靜せんことを欲した。そこで兵部大丞山田顯義を京阪地方に遣はして暴徒の緝捕に任ぜしめ、山口藩の騷擾は知藩事の裁定に委し、君の歸藩を停めて專ら輦下の鎭撫に盡力せしめんとした。眞臣之を知り次の書を君に送つて之を報じ、顧慮疑惑することなく、斷然歸國の念を斷ちて大に

根軸の鞏固に盡瘁せんことを請ひ、七日參朝すべき實美の命をも傳へた。

先刻は御先え失禮、早速參朝御國之事件、右府公亞相公方え奉レ窺候處、聞多相咄候通、知藩事公より右府公え御直翰拜見仕候所、情實云々、終に兼而差出置候徵兵、暫時御暇被レ下度との去月十九日御認之御書に而、い曲聞多より御聞取被レ下度との趣を以て、相考へ候得は、全く木戸•杉等而耳に而決議之譯に無レ之、知藩事公御決定勿論に奉レ窺候、然處兼而御承知之通、當三春中、天下大事之場相に而、草莽之者妨害致候蹤跡相顯候上は、斷然御所分天下物議御鎮壓無二御座一而は、締り御威光不二相立一而耳ならす、如何樣之御厄害相生し候も難レ計段は御覺悟之前に而、今般長州之擧動相發候上は、彌其機會に而斷然京攝間及當地迄可レ被レ就二御手一御內決に而、依而は土方中辨先達而上京之所、井上共船便一同歸府に而、同樣之儀留守官より言上之趣も有レ之、京攝間之慥なる兵部大丞被二差登一度との事申來り、折角山田適任に可レ有レ之、就而は先生には何卒當地御根脚御在勤有レ之度、兼而も暫時御暇すら難レ被レ免之所、幸於二御國一相濟事ならは、乍二御殘念一斷然御止り、前件に付兵部之御見込被レ成二御立一候樣との事に御座候、今朝も及二御示談一候通、愈御歸國可レ然相考候得共、折角御心事還而無益に屬し、種々之疑惑被二相受一候儀遺憾之至、就而は斷然御踏止り、根本御盡力有レ之度奉レ存候、就而は明後日朝第十時、御參朝被レ成候樣との右府公はしめ申附に御座候、實に〳〵御國之事、廿一日後如何と煩念仕候得共、此度は諸先生へ丸々相任し、入さる心痛不レ仕方可レ然歟と奉レ存候、公臺え奉レ對不安次第候得共、致方無二御座一、御明らめ奉二萬禱一候、爲レ其匆々頓首、

二月五日

兵部大輔様　　眞臣

なほ眞臣の日記二月五日の條に次の如くある。

井上聞多着府に而、早朝前原兵部大輔・宇多朔太郎來談、折角今朝神田邸に於て會議之約有レ之、兩人同道第十字彼邸え御物見に於て集會、聞多並同行正木退藏・三浦五郎等より事情細詳承知、於二御國一決議之所、尚衆評相決し、既御屆並當地徵兵大隊暫時御暇願等至急差出筈、邸内居內に而は正木・山田・境・宍道其外林半七參集、畢而第三字參朝、條・岩兩公え前件形行得と言上並朝廷御都合振御示談仕置、五字歸宅す、

前條に付前原歸國之所、於二朝廷一御差添之趣有レ之、被二差留一之段御內決相成候事、

かくて眞臣は實美の命を傳へたが、是日大納言德大寺實則もまた書を君に送つて、七日の參朝を促した。其の書に「彌御淸穆珍重存候、陳者明後七日密議有レ之候間、一字頃參朝可レ給候、早々以上」とあつて短文なるも、君の參朝を冀ふことが切なのである。そこで七日、君も眞臣等と共に參朝して廟議に列した。此の議に依つて、朝廷元德公が藩兵を以て暴徒を討伐せんとするの請を許し、徵兵一大隊をして赴援せしめ給ひ、且つ三府及び五畿・山陽・西海・四國の藩縣に令して逋逃を緝捕せしめ給ひ、翌八日更めて馨を山口藩に差遣し給ふた。卽日馨・男也・萬樹多等は徵兵一大隊と倶に乘艦して歸

國の途についた。ついで元徳公は管内に令して、歸隊の暴徒を討伐せしめたので、藩兵其の部署について忽ち之を撃退した。會西郷隆盛・村田新八等薩摩より來たつて孝允に面晤し、騷擾の形情に依つて鎭定に應援せんとした。孝允事の重大なるを察して直に之に面接し、遠來の勞を謝して其の厚意を辭した。時に擾亂略ぼ鎭定したので、十四日隆盛等去つて歸國の途についた。是日馨東京より歸山して廟議の決定を告げ、且つ都下の近狀を報じた。此の馨の齎らした廟議其の他の報道は、同日眞臣の京都府權大參事槇村正直に送つた書で、概略が覘知せらるのである。其の要は先づ君等に謀り、諸隊の紛擾に關して南奇兵隊脫走の徒を處分した先蹤に準じ、斷然討伐して峻嚴の措置をなし、以て藩政府の威信を維持せんことを決したが、會孝允が權大參事野村右仲等と議し、馨に國勢恢復の策を授けて東上せしめ、廟堂の指揮を請ふた其の趣に符合せるを告げた。なほ世人防長の國情及び諸隊の傲慢なるを辨知しないで、多年有功ある將卒を討伐するの暴斷なる流說をなし、俗藩草莽の徒が猥りに之に雷同附和し、遂に之を朝廷に入說して山口藩政府を瓦解せんとする陰謀あるを痛く憤慨し、强硬の態度を以て速に諸隊騷亂の戡定に成効し、却へつて浮言を宣傳せるものの肝膽を寒冷ならしめんことの希望を陳べた。卽ち其の書中に「旣に先年〇慶應二年先生御盡力之南奇兵隊御所置之先蹤に傚ひ、斷乎たる所分に出、鎭壓する之外無レ之、此沸騰之到來、當地え有レ之と直に前原其他當地居合之者と決議い

たし候事に而、爾後木戸歸國之報告、並此度井上聞多出府之報知共、斷策同案に出、抑御國之事、前顯南奇兵隊御所置より八幡隊にも少く同樣之事有レ之、伏水官軍發戰後、於二宮市一遊擊隊之御所分等、屢武斷を以て鎭壓有レ之、藩廳之威權兵隊に不レ陷之所以なり、是等他藩に而者、不レ通二用一之國情、人人驚愕する所以なり、且世間えは從來諸隊被レ申、美名傳聞中なる故、如レ此暴慢なる兵卒とは不二相辨一、多年有功之諸隊を討果すとの響きにて、長藩政府暴斷との說紛々、就中俗藩草莽等好レ事者、表者平穩鎭撫を唱へ、朝廷え入說し山口藩政府を瓦解なさしめんとの陰謀も有レ之、實以浮說流言多く、其出所も太概推量相成る程に而、不レ堪レ聞切齒憤懣之至奉レ存候、仰願所は於二御國一斷策之成功相立、今日之浮說流言、反而人に膽を寒冷なさしむる之實況傳聞するを冀望す」とある。孝允も陰謀あるを聞いて驚愕痛歎し、其の日記に「井上世外東京より歸鴻せり、東京に意外の說あるを聞不レ堪二慨泣一也」と記してゐる。元德公もまた馨の報告に依り、諸隊の暴擧を機として三府及び諸藩の浮浪動搖し、種種の陰謀を企圖せるの流傳あるを聞いて大に驚き、是日直に書を君及び眞臣に送り、藩內既に鎭定の狀態に趨き、且つ孝允の稽留せるを以て、二人東京にあつて勅使並に天兵の山口藩に差遣なかるべく盡力せんことを請ふた。其の書は次の如くである。

今般沸騰之一件に付、兩人歸藩之儀申越候處、聞多報知之趣に而、東京及列藩之形狀相分り驚入候、內亂も一擊之

上、先平定之姿に相向ひ、準一良も滯在中之事に付、其方等においては、行形滯府、即今勅使御下向　天兵御繰出抔之儀無レ之様、精々盡力所レ賴也、

二月十四日

按に孝允等が諸隊の騷擾を鎭定せんとするに方り、他藩の應援を受くるを國辱となし、隆盛等の厚意を辭拒したが、若し天兵の差遣あらんには恐懼に堪へざるところと思惟したのである。是は眞臣もまた君等と共に同感であつて、元德公に致せる書中に「朝廷の御深算は兵部大輔承知す、願は兵力を御拜借なき方妙なり」とあつたが、元德公は廟議の狀を馨に聞いて大に恐悚し奉り、此の書を二人に送つて天兵の差遣及び勅使の下向なかるべく盡力を請ふた。然るに此の書の未だ至らざるに先だち、勅使已に西下の途に就かせられたが、遂に天兵の差遣のなかつたのは、君等の周旋また與つて大に力あつたのである。されば騷亂平定の後に、木梨信一より君に送つた四月十五日の書中にも「御國許混雜之一件、不二容易一次第に立至り、第一君上之御苦心、二には諸彥御痛胸之程奉二恐入一候次第、畢竟弟等不肖措置不レ得レ宜儀と深く奉二恐縮一候央、幸に名勅使名監察御下向に而、速に落着に相成、天兵は勿論列藩之兵も不二相借一、御內輪にて決極に及ひ大慶不レ過レ之候、最初懸念に相考候は、道路之說には天兵御差向け、或は列藩援兵、或は攘夷流之天使監察御下向のと種々樣々之取

沙汰に而、殊之外苦心罷在候得共、偏に老兄方御高配之所ㇾ致に而可ㇾ有ㇾ之何も都合宜敷外之手を不ㇾ借して始末相着き候段、天之冥助歟とも相考悦ひ居申候」とあるのである。

こゝに於て君は、去年以來歸鄕せんことを切に希望し、已に旅裝をも準備したのであるが、國家の重事に直面したので、忽ち其の宿意を飜へして朝旨を奉承し、眞臣等と共に浮浪の徒を檢覈して廟堂の根軸に盡瘁すべく決したのである。

君の歸國中止に關する流言と傳說

按に君が、越後在勤の頃より、切に歸省せんことを希望して屢々双親並に知人に其の意を告げ、既に賜暇を請願して允許を俟つたが、會山口藩諸隊の紛擾あるに及び、同藩要路は廣澤眞臣と共に歸藩を懇請し、廟議もまた差遣すべく內定した。正月太政官の辭令書に「御用有ㇾ之山口藩へ被ㇾ差下ㇾ候事」とある。然るに山口藩の諸隊騷擾を機とし、列藩浮浪の徒動搖の形情があつたので、朝議俄に君の請を許容しないことに決し、二月太政官令にて「御用有ㇾ之山口縣へ被ㇾ差下ㇾ」の樣被ㇾ仰付ㇾ置候處、御模樣により被ㇾ止候事」と發表があつたので、世人往々疑惑をなして種々の流言蜚語を傳へたのである。當時不平の徒は、薩・長兩藩を嫉視し、常に其の離間を策動しければ、諸隊の騷擾に乘じて陰に百方浮說を宣傳したことは想察に餘りあるのである。されども毛利元德公の三條實美に致せる手書の趣旨は、井上馨の東上して眞臣等に報告せるものに同じく、山口藩の情實之に依つて廟

堂に明白となつた。そこで廟議は大局に鑑みて、此の機會に乘じ、三府及び諸藩縣の浮浪を緝捕して益々朝威を振肅し、國家の禍難を未萌に防止せんことを決し、君をして其の根軸に盡瘁せしめんとし、已むなく歸藩を中止したのである。事は眞臣の君及び槇村正直に送つた書で察知せられ、決して後世に流傳せるが如きことはなかつたのである。なほ山口藩政府の要路は、暴徒の情勢に鑑み、一旦君及び眞臣の歸國を請ふたが、脫兵の騷擾に關する列藩の態度と彈正臺の意嚮とを憂慮せるのみならず、孝允等が常備軍並に海軍を指揮して支藩の應援を得て、既に暴徒を擊破したので、二人東京にあつて廟堂の根基に盡力せんことを熱望し、十六日杉孫七郎等更に次の書を君に送つて疑惑なからんことを請ふた。

拜啓各位彌御忠壯御盡誠奉二敬賀一候、扨は追々御承知被レ成候通、御國においては常備編制一件より、兵卒共我儘千萬に陣處を脫し、終に不二容易一事件に立至り、不レ得レ止過る九日十日攻擊之上、先つ平定仕候、此一件に就而は、最初より姦吏抔と誹謗も不レ少、旁從來居掛り之役人に而は、處分仕苦敷儀も不レ少に付、公上御書を以、兩賢臺御呼下し之御都合に相成、尙又薩人え御托しにも相成、刮目御歸藩相待居候處、井上聞多歸國、東京並列藩之形狀承り候へは、列藩においても本藩非常之寵眷を被レ爲レ蒙候を初め、功を嫉む之輩も不レ少、此混雜に付け込み、甘心する所存も有レ之候而、援兵操出し之歎願仕り、或は例之彈臺抔には檢證として、

勅使御下向、御すゝめ仕候儀も有レ之趣、旁不レ堪ニ懸念一候、藩内之兇豎を掃攘する等、藩力に不レ堪して列藩之兵を借り候様にては、他日天下に面目無レ之次第、且即今

天使御下向等有レ之候而は、困窮不ニ大形一、間近く加州之覆轍も有レ之、將來之處不レ堪ニ過慮一事に付、御内輪は何となり共闘を合せ、外侮丈けは不ニ相禦一候而は相叶不レ申、乍レ去老兄方を御呼返しに相成候而は、右之手段を根脚に盡し候仁無レ之様相成、却而手拔けに相成候而は、益々不ニ相濟一との事に而、又々佐々木源藏を以、被レ成ニ御書一候譯に御座候、然處、前後表裏之様に相響き、或は御疑惑可レ有レ之も難レ計、畢竟藩外之形勢不案內、殊に一時之混雜に取紛れ、彼是違却仕候段は、篤と御領掌外事御盡力被レ下候様仕度、弟輩におゐても、懇願仕候儀に御座候、右は爲ニ其計一匆々敬白、

二月十六日　　康平

誠一

孫七郎

兵助様

八十郎様

此の書を眞臣の書に對照して君の歸國中止に關し、後世に傳はれる諸說が多く誤謬なることが推知せらるのである。

或は云ふ、井上馨已に歸藩して君の舊部下にあつた干城隊の士が脫隊の暴徒に助勢せんとする形情あるを察知し、在京の長藩兵を以て之を鎭定せんことを謀り、三浦梧樓と共に東上した。會梧樓は此の際に於て、君が若し歸國せば、干城隊士の勢焰益々熾烈となつて暴徒鎭綏の容易ならざらんことを憂慮し、之を三條實美に進說した。こゝに於て、俄に君の歸國を中止せしむべき朝命が下つたと。此の傳說の出所に關し、未だ確實なる史料を見ることをえないのである。抑も脫隊の暴動に方り、萩に屯集せる干城隊が形勢を傍觀し、依違として國難に馳赴しなかつたのは事實である。即ち木戶孝允の日記、正月十六日の條に「過日來干城出鴻の事あり、遷延至₂今日₁未ㇾ得₂確論₁、今日國家の浮沈之際、干城の恩臣一人未此難に馳せるを不ㇾ見、實に不ㇾ堪₂慨歎₁也」とあつて、孝允等は干城隊が專ら知藩事公父子の護衞をなさんことを冀望したのであるが、厚恩を忘却して一人も趨參せるもののなきを憤慨した。同日記十九日の條に「登館四字退出、直に淸末知事公旅館に至り拜謁す、直に矢原に至る、世外等と前途の大略を評議し、彌東行之事に決す、終夜相論し連ㇾ枕て臥す、此際廟堂の諸子亦其心志不ㇾ測のもの亦不ㇾ少、當₂時難₁人情の輕薄可ㇾ知也」とある。孝允は日々藩廳に出でて暴徒の鎭定を謀議したのであるが、干城隊の誠意ないのみならず、要路の中にも其の心事の測知しがたいものあるを痛歎し、東京に駐在せる山口藩兵並に同志のものを誘致歸國せしめんと

し、是日馨を東上せしむべきことを決した。なほ同日記二十日の條に「十二字過登館、于レ時扇洲（品川彌二郎）等議事官に在り、諸子諸隊の强盛を聞茫然たるもの多し、雖レ然今日の形勢前途の大略を不レ定は何日此國家あらん、只御守衛兵の乏敷を憂ひ、過日來屢干城隊出鴻の事を論し、干城亦因循傍觀不レ知レ馳ニ國難ー有レ命漸出鴻に決す、而して昨夜又有ニ議論ー出鴻をととむ、朝移暮變不レ堪ニ慨歎ー也、不レ得レ止海軍華浦揚碇の事を謀り、歎願一書を廟堂に出すに決す」とあり、是日整武隊長官品川彌二郎等議事堂にあつたが、要路と共に脫隊徒の强横なるを聞き、驚惶して茫然自失し、殆ど爲す所を知らざるの狀態であつた。孝允は獨り毅然として暴徒を鎭壓し、以て國家將來の大略を確定せんことを決したが、知藩事公父子を護衛せる兵士の少乏を深憂した。會藩命で干城隊を出山せしむべきに決したが（東條太市・神代浪江萩に赴くべき命を受く）廟議其の誠意なからんことを疑懼して忽ち之を停止せしめた。孝允は要路の意思が强硬ならで朝令暮改あるを慨歎し、已むなく三田尻碇泊の海軍を下關に廻航せしめ、暴徒の鎭定に應援せしむべく決したのである。そこで翌二十一日、岡義右衛門・杉孫七郎・伊勢華等は孝允を訪ふて之を謀議し、船將佐藤與三右衛門三田尻に赴き、馨は小郡方面より潜出して東上の途についた。卽ち孝允日記二十一日の條に「岡・井上・杉等來訪、伊勢突然來訪共に登館、昨夜來歎願書を認、今日中に各東西に相別る、佐藤三田尻に至り海軍揚碇の手筈を立、世外小郡口よ

り潛出、今日の事實に一日如年」とあつて、脫隊暴徒を鎭定すべき畫策をも、是日に略ぼ決定した。馨は是より暴徒並に藩廳要路の實情を齎らして出京し、藩內鎭綏の後二月十四日に歸着したが、梧樓の東上に關する史實が明晰でない、梧樓は去年十一月品川彌二郎・野村靖・三好重臣等七人が常備兵の監事となつたとき原川魁輔・堀江芳輔等七人と共に其の次席なる錄事に任じた。諸隊の動搖するに及び、十二月八日平日の訓諭を誤つた責を引いて辭表を提出した。藩廳は之を聽許しないで家居後命を待たしめたので、十三日更に魁輔・芳輔等と共に連署して上書し、謝罪謹愼して處分を請ふた。其の後梧樓は馨等と東上して歸國したが、孝允の日記には一切之を記さない、孝允の萩に赴くに及び、三月十九日梧樓來たつて時事を痛談したことが始めて見えてゐる。卽ち「今日客來尤多し、三浦五郎等も來て時事を痛談す」とある。かくて元德公の鹿兒島に往くに及び、四月二十日梧樓は福原內藏允・河野龜太郎等と共に隨從を命ぜられたのである。

君と木戶孝允との疎隔

そして是時、君は歸國の中止せられたのを木戶孝允等の遮遏せる所として頗る疑念を抱懷した。孝允もまた君に此の疑惑あるを傳聞し、大に之を憤慨し、端なくも二人互に疏隔をなすに至つた。諸隊脫走の徒の征伐鎭定に關し、固より孝允及び山口藩要路の意見もまた廟堂にある君及び眞臣等の趣旨も、其の根本の方針に於て毫も異條あるにあらざるは、既に叙述したので明諒である。然るに

此の二人の疑念及び憤慨は、山口藩の脫隊情報を齎らし、また之に對する廟堂の主旨を傳へたる井上馨等の思慮に齟齬のあつたに原因せるものの大なることが推知せらるるのである。事は山田顯義が二人の疎隔を憂慮し、三月十五日孝允に送つた書中に「御國中も大に鎭定相成候由、不㆓容易㆒御盡力御苦慮之程遙察仕候、先日作間正之介即ち一介林半七即ち友幸歸京い細之情實縷々承知仕候、然處兩人とも口上に而は、老臺・前原之間、餘程之間隔相生し、老臺之御奮怒又不㆓容易㆒由、愕然之至に奉㆑存候、此度之儀に付ては、前原氏之見込も、廣澤其他之見込も一切相替候事は無㆑之と愚按仕候、唯先日品川に而正木退藏え海軍之擧動を是非申候由、併是とて根に入て何と申事は無㆑之樣被㆑察候、其子細は境○榮藏佐々木○源藏抔能承知致居候事故、御直聞可㆑被㆑下候、實に外面に對し兩立之形相見れ候樣相成候而は、善事も善と言はす候樣相成候半と痛心罷在候、此度之事丈は、何歟御國中に而意味違之事か、又は好く情態を知らさるより起り候かと愚存罷在候間、猶御思考申も疎に候得共、爲㆓國家㆒千祈仕候、兩氏歸京口上に而は、井上氏先日上京之節、前原論不良に付、私に君命と號し滯京相成候樣取計候樣申候處、全く左樣之儀には有㆓御座㆒間敷と相考候に付、再度問返候得は、全く左樣に候樣申立候、付而は廣澤・前原其他も聞多○馨彌左樣之心底ならは、後來彼の言は不㆑可㆑信と大に憤怒罷在候處、如何之次第にて御座候哉、實に井上氏之身上、行所每に鼻を突候樣相成候而は、とて

も成業之日も有レ之間敷、別而此度之事件は、口に出し喋々申立候樣にては、實以大事之事故、是非々々老兄之處に而、陰に御助け被二成下一度懇願仕候、井上氏へは別に申遣候得共、懸念之餘內々申上候、併此事は此書限と被二思召一可レ被レ下候」とあつて、其の「海軍之擧動を是非申候由」とあるは、君が正木退藏の歸國を送つて品川に出で、孝允等が脫隊の徒を討擊するに方り、海軍を指揮したを非難したるを誇大に傳へしなるべく、當時顯義は兵部大丞で君と同じく兵部省にあつたので、此の記述は事實と思惟せらるのである。なほ同日木梨信一の君に送つた書中に「先般老兄御歸藩之事に付、前後行違ひ之御沙汰に候旨趣は、先便委細申上候處、跡にて佐々木・勝間田（○百太郎後の稔）より承り候得は、策略家か中へ入り、邪魔をなし候儀も有レ之たるよし驚入申候、且老兄品海迄御出懸け萬々御苦心之趣も承り不レ堪二想像一、直樣潜に老公えは林良（○林良輔）公えは小生罷出、老兄御苦心之工合、現場之情實、佐々木より承候儘、委曲申上候處、御驚歎被レ為レ在候儀に御座候位に付、御情實は尖に徹上仕居候、是又御安心可レ被レ遣候」とある。また顯義の書中にある佐間正之助は山口藩より歸京して孝允憤怒の狀態を報じたが、其の齟齬の源由を知らざるを遺憾とした。卽ち是月十四日正之助の孝允に送つた書中に「陳前原一條境より御聞取可レ被レ為レ成、實に大齟齬に御座候、廣澤氏不レ遠御歸國可レ被レ為レ成に付、其節委細御承知可レ被二成遣一、如何之事よりして斯は間違候哉と

殘念至極に奉レ存候」とあり、其の傳聞に乖違あるに驚き、眞臣の歸藩を俟つて其の實情を詳明にせんことを冀ふた。ついで四月五日眞臣勅命に因つて歸國するに及び、また齟齬せる事情を孝允に說いたが、其の後君の疑念の久しへ氷釋しなかつたのは、固より私情にあらで互に政見を異にせるに起因せるも、實に邦家の爲に痛惜に堪へないのである。

或は云ふ、君は脫隊徒の首領大樂源太郎等を說いて暴發せざらしめんとしたが、孝允等は兵力を藉りて之を鎭壓し、以て朝威を示さんとし、君の畫策其の爲に沮止せられたので、二人の意志互に衝突を來たしたる原因なりと。されど兵力を以て脫隊の徒を討伐せんことを決したのは、君も眞臣等と同意見であつたことは前に收めたる書〇眞臣顯義の書にて明白である。なほ諸隊の暴發して忠正公の館に迫まつたのは、正月二十一日であつて之を重圍したのは同じく二十六日である。そして君の將に出發の途に就かんとしたのは二月三日であるから、既に諸隊の暴發した後であつて、君の疑念を抱いたのもまた是時以後であつて傳說の如きは揣摩臆測なることが知らる。此の事實をなほ一層明晰にすべきには、諸隊騷擾の鎭定に關して君自ら抱懷せる意見を記述した史料の未だ發見せざるを遺憾とするのである。

第三十九章　海軍創立の建議と兵部大輔の免官

○明治三年宣撫使の山口藩出張と廣澤眞臣の歸國

山口藩脫兵の騷擾は既に鎭定したが、其の捷報が未だ東京に達しないので、二月十二日朝廷大納言德大寺實則を宣撫使となし、中辨土方久元・彈正少弼吉井德春・大史巖谷修等を從へて山口に赴かしめ給ふた。實則乃ち東京を發して二十八日三田尻に着し、豊浦藩知藩事毛利元敏及び木戶孝允・林友幸等に迎へられ、翌二十九日山口に入つた。毛利敬親公父子出でて之を途に迎へ、山口の客館に候して其の勞を慰した。事既に平定したので、實則は諭書を元德公に授け、巨魁を刑戮し逃亡を緝捕し、悔悟歸正のものを安撫せしめた。かくて實則は三月三日山口を發し、途に大村永敏の墓に展して九日東京に歸着した。孝允は參議大久保利通と共に薩・長二藩の協力に依つて、朝廷の根軸を鞏固にせんとしたる畫策は、騷擾の爲め遂に其の目的を貫徹するをえなかつた。利通もまた孝允に別れて正月十九日歸藩し、島津久光及び大參事西鄕隆盛に東京の形情を說いて起たしめんことを斡旋した。然るに久光は廟堂の政策を嫌厭して之を固辭し、隆盛もまた藩內の事情が未だ其の上京を許さなかつた。そこで遠大の志を懷いた利通も、空しく鹿兒島を發して三月十二日東京に歸着した。是時參議廣澤眞臣は、山口藩脫兵の紛擾後に於ける處理を憂慮したが、會元德公の召があるので、歸國して孝允等に之を

謀議せんとし、其の許容を右大臣三條實美・大納言岩倉具視に請ふた。二人之に同意し、やがて歸藩のこと內定したので、眞臣は大臣・納言・參議の協議を經て是月下旬に東京を發せんとし、十七日書を君に送つて其の由を告げ、國家の爲に堅忍不撓の決心を以て、益々內外の機務に勉勵せんことを勸告した。即ち其の書中に「陳拙者御國一件も彌以御內決相成り、今明日大久保歸京に付、三職集議相濟候得は、爾後何時も發途相成都合に候得共、當下旬飛脚船便迄は如何共致方無レ之、折角公臺御召に應し歸國候共、諸彥御手揃一段落後、格別御手傳可二申上一放慮も無レ之候得共、實以今日淺劣之身を以て、僥倖高位高官を奉レ辱候儀、畢竟多年公臺海岳之御厚恩奉レ蒙候より之事に而、何そ不肖相當之御用も被レ爲レ在節は、尙一層之死力を盡し、億萬分之一をは奉レ報度素志に有レ之、御用成否は閑き身に取難レ有仕合、責而は兩公臺御安慮之一端にもと歸志切々、發途待遠之至奉レ存候、併前日も及二御示談一置候通、奉レ對二先生一候而は、恐懼之至奉レ存候得共、幾回も不レ得レ止形行御勘辨可レ給、尤御互何處迄も內外之所在職中は、不レ屈不レ撓御報効可レ仕、何卒御勉勵爲二邦家一奉二萬禱一候」とある。眞臣は君が常に廟堂にあるを憚ばず、疾の爲に缺勤多きを憂ふたが、歸藩に關して益々不懣あらんことを虞り、其の已むなき事情を披瀝して諒解を求めたのである。會翌十八日君が登省した報に接したので、眞臣は喜んで直に之に復書した。其の書に「昨日は華墨辱奉二謹誦一、先以御淸廸御奮發を以御登省被レ

爲ㇾ在候段、爲ニ邦家ニ奉ニ歡慕ニ候」とあつた。かくて二十二日眞臣は山口藩に赴いて藩政改革に盡力すべき朝命を拜し、二十四日東京を發した。ついで眞臣は四月五日山口に着し、元德公父子に面謁して朝旨を傳へ、且つ孝允及び權大參事宍戸璣・杉孫七郎等に會晤して藩政の刷新を商議し、二十二日歸京の途についたのである。

按に君は二月十二日宣撫使の東京を發したる後も、疾の故を以て出勤しないことが多ほかつたが、眞臣と屢々面晤し、之に正木市太郎・山田顯義・境榮藏・佐々木源藏・作間正之助・檜了介・林半七等が會合してゐる。事は眞臣の日記に見えて、君の廟堂に列するを常に怏々として怡懌しなかつたことが察知せらるのである。參照の爲め其の日記を抄錄して列擧すること次の如くである。

二月十七日　夕前原大輔を尋、正木・山田・境等集會、夜十二時歸宅、
三月三日　晝後前原・山田・正木・佐々木・檜・越の遠藤等同道舟行花見、遠藤へ立寄、夜十二時歸宅、
三月四日　夕正木・前原・山田・作間來話、御國之事情懇談す、夜十一時分散、
三月十日　朝神田邸より正木・林半七一同前原を問、昨日宣布使歸京に付、御國之事情並身柄歸國御願一件等寛話す、
五月十二日　夕前原兵部大輔・櫻井愼平來話、薄暮分散之事、

禁衛諸軍の御親閲

かくて四月十六日、天皇將に薩・長・土・肥等禁衛の諸兵を駒場野に親閲せんとし給ふた。會雨天の爲に一日を延べさせられ、翌十七日龍馬に乘御し、三條實美等を從へて駒場野に臨幸し給ひ、岩倉具視等先着して奉迎し、烽火一發を期して諸軍操練を開始し、銃砲の聲地を動かして硝煙天を蓋ふた。親閲畢はつて兵部省奏任以上の官員を御前に召させられ、天杯を賜はつたので、君は衆に代つて之を拜受した。次に各隊長を召させられて天杯を賜はり、聯隊長池田彌一また衆に代つて之を拜受した。時に實美旨を宣して諸隊熟練御滿足に思召され、爾後益々竭盡して國威を發揚すべしといつた。やがて號砲一聲車駕發御あらせられ、午後六時東京城に還幸し給ふた。是日士民途上で鹵簿を拜觀するもの多く、畏くも親しく玉體を拜し奉つたのは蓋し之が始めてである。兵部少輔久我通久は病の爲に供奉しえなかつたので、君は之に書を送つて天恩のありがたきを報じ、且つ當日の景狀を告げた。翌十八日通久も復書して君の好意を謝した。其の書中に「陳は昨日銃陣天覽、御都合能被レ爲レ濟候趣御示奉二恐悅一候、附而は彼是御繁多之折柄、引籠何とも恐縮之至に存候、昨日もおして參陳致度存候得共難二相成一、殘心之至存候、御念書御尋被レ下候段奉二萬謝一候」とある。

陸海軍經費の廟議と君の辭表提出

去年十一月君は、大村永敏の計畫に從ふて陸海軍の擴張策を廟堂に提出したが、是年二月朝議陸軍所及び軍事病院を大阪に創設すべきを決し、十九日久我通久を彼地に差遣の命を發した。時に君は疾

の爲に登省しえないので、通久東京出發の豫定を告げんとし、二十四日書を送つて之を報じ、且つ海軍所設置に關する意見書を示し、其の趣旨の閣員に徹底すべく説明を請ふた。即ち其の書中に「御不快如何、甚以無音申上恐入候、御保養專一奉レ存候、陳は海軍見込書出來候間御回し申上候、御出勤之上、政府え宜敷御披露奉レ願候、扨小生儀來る二十七日乘込之心得に付、任二幸便一申上候」とある。ついで二十九日、朝廷濱殿を以て假に海軍所となさしめ給ふた。通久は已に大阪に赴いて陸軍所等建設の狀況を調査したが、兵部省はまた將に兵部少丞曾我祐準・同權大錄原田叙を差遣せんとした。然るに大阪駐屯の諸兵は二人の下阪を憚ばないで、異論の多ほきが爲に紛糾を招徠せんとするの情勢であつた。そこで通久は之を憂ひて櫻井直養（初め愼平、元軍務官判事）を登庸し、本官に任じて大阪に差遣せしめんことを冀ひ、若し此の事行はれざれば兵部大丞山田顯義を急に赴かしめんとした。三月二十五日通久次の書を君に送つて其の由を開陳し、直養・顯義二人の中を大阪に差遣あるべく盡力を請ふた。

拜啓仕候、陳は大阪今般陸軍御創業之秋に當り、曾我・原田兩氏今度下りに相成候處、今日省中之取計振に付而も衆人不レ服物議を生し、密に彼是沸騰仕候、拙生方えは日々朝夕に數人來り、如何之心得なそ申來り、當今實に難澁、省中之事件右にて彼是種々不都合有レ之、何とも於二拙者一は實に奉二恐縮一候、附而は一兩日櫻井氏着阪に相成候、何れ東下之樣子承り候、此人を本官に被二仰付一、當阪地に被二召遣一候方奉二强願一候、萬一被レ行すは山田氏を至急に

御下し奉レ願度候、可ニ相成一は櫻井氏に被ニ仰付一候はゝ、總而之都合宜敷、此儀は是非至急に奉レ願候、右兩條不レ被レ行候はゝ、拙生一日も當地に難ニ相勤一、早々東下可レ致心得に候得共、此時に當り、右樣申上候も奉ニ恐入一候得共、實に彼是物議にて、此樣子にては大に開業は六ケ敷、翻而御不都合を生し候間、是非とも櫻井氏歟山田氏歟至急御下阪、當阪地出張所總而御任し有レ之度、呉々も奉ニ强願一候、段々之情態は拙生東下之上可ニ申上一候、何卒御賢察至急御取計偏に奉レ願候、今三月中には必御評決、下阪に相成候樣致度候、

櫻井氏此地に未た滯留候、滯留中に此儘にて被ニ仰付一候はゝ、無ニ此上一事なから、是は御六ケ敷歟と存候、何れえとも至急前文之通り奉ニ强願一度、呉々も宜御察し御取計奉レ願候、萬縷東下可ニ申上一候、至急右相願度如レ斯候也、

三月廿五日　大至急

兵部少輔

兵部大輔公　內々啓

こゝに於て君は題義を大阪に赴かしむると共に海軍規則を議定せんことを欲し、兵部權大丞船越衞等に起案を命じた。當時海軍所の設立に關し、意見多くて廟議が區々であつた。利通の日記三月二十九日の條に「黑田兵部大丞海軍見込御下問」とあつて、兵部大丞黑田淸隆にもまた諮問があつた。そこで衞等は海軍所規則を起草せんとし、君が疾を以て登省せざるに困難し、三十日書を途り、其の事情を告げて出勤を促した。其の書中に「御古痛未だ御快全不レ被レ至、定而御苦痛奉ニ拜察一候、今日は御參　朝之御達に付、被ニ仰遣一候趣拜承仕候、且山田兒阪行差急候に付、海軍規則等早々御定相

成候樣、御催促可ニ申出一旨意、御示諭之儀銘肝仕候、何分閣下御登省不レ被レ在候而は、萬事不都合有レ之、甚杞憂苦痛仕居申候、千萬御憐察可レ被レ遣候」とあつて、君が任官以來缺勤多いので三職之を憂慮し、省中の屬僚も齊しく事務の處理に困却するところであつた。かくて海軍所の建設地に關し、廟議が東京・大阪の二派に分れたので、四月二日其の可否を君に諮詢あつて、翌三日東京に置くべく決定した。利通の日記四月二日の條に「兵部大輔前原え、海軍浪華東京兩樣之見込御尋有レ之」とあり、同三日の條に「海軍之儀、東京と御決議之事」とある。是日有栖川宮熾仁親王兵部卿に任せられた。ついで去年十二月嘉彰親王の辭職後久しく闕いでゐたが、茲に至つて兵部卿の任官があつたのである。ついで朝廷顯義の大阪差遣を允許あらせられ、且つ大阪府兵の不規律を調査せしむべき由を同府廳に知達せしめ給ふた。依つて八日辨官書を發して其の旨を君に告げ、顯義に之を口達せしめた。卽ち其の書中に「頃日御談有レ之、山田大丞阪行之儀、其御省之御用掛御都合次第、何時に而も出立被レ致宜敷候、大阪府兵不規則取調之見込も、同人彼地着之上可レ被レ伺候、府へも其旨可ニ相達一候間打合可レ申候、同人へ御口達可レ被レ成候」とある。こゝに於て君は顯義を大阪に遣はして、彼地の軍務を處理せしめたのである。かくて君は清隆等と共に參朝し、民部卿伊達宗城・大藏大輔大隈重信と海陸軍經費のことを協議した。利通の日記四月十五日の條に「民部卿大藏大輔參朝、兵部大輔大丞は同斷にて、海陸

軍の費用之論有レ之、今日退出より右府公納言參議有レ之」とあつて、畢はつた後更に三職の議があつた。ついで二十日再び之を議し、拾萬石を海軍に拾貳萬石を陸軍に各配當して其の經費をなすことに略ぼ決した。是日君は商議に參加しないので、其の配當額の少なるを可としない、書を出だして參拾萬石を折半し、陸海兩軍の各經費に充てんことを建議し、且つ其の文中に「接境屬國も無レ之云々」の句があつた。淸隆は夙に樺太の施設を憂慮してゐたが、君の書中にある接境屬國も無きの文字を以て、海軍の急務にあらざるを言へるものと速斷し、大に怒つて之を駁論した。是より二人互に激論をなしたが、一日君は突如憤起して議席を去つた。蓋し君は英國の印度に於けるが如く、接境屬地ならざるものは、陸軍の經費を要すること多きも、我が國には未だ其の事なきを以て現狀海軍の擴張を急務となすべきの趣意であつた。然るを淸隆は其の意を解しないで之を反對に考へ、激昻して遂に暴論をなすに至つたのである。君は大に淸隆の輕率を憤恚して遂に辭意を決し、二十五日次の表文を草して免官を奏請した。

兵部之事、實に御國威盛衰之所レ係、故に被レ任二大輔一候人は、博聞達識且方今海外萬國之兵事を致二通曉一候人、御撰充無二御座一候而は、終に兵政一定不レ仕候と奉レ存候、然處私儀本頑固愚陋鄙野之一武夫を以、一昨年王師北征之日、豈圖虛名謬二傳行間卒徒之間に一、誤而蒙二御登庸一、誠に以分外之鴻恩、雖二萬死一不レ足レ奉レ報、然處奉命以來、涓

竢之可レ言無レ之、
聖恩優渥に甘へ、御一新忽卒之間とは乍レ申、今日迄奉レ瀆ニ
朝廷之明一候段、不レ勝ニ悚懼戰慄之至一候、即今萬機略就レ緒、諸省亦規律粗定候樣奉レ伺候處、就中兵部省之如き
は、自今以後最第一之御大事件と奉レ存候、私儀實に不レ當ニ其任一、然るに自不レ揣今日迄塞ニ賢路一、其罪不レ輕儀と奉
レ存候、蓋是迄之尸素は只管寬大之
思召を以、御宥恕被ニ仰付一、別に速に賢能才智之人、御撰充被レ爲レ遊、私職務御免
聖恩終始を全仕候を得せしめ賜え、實に至誠切迫敢て矯飾仕候に而は、秋毫も無ニ御座一候段、深御昭察被レ下、此餘
一層之
聖慈を被レ爲レ垂、退職被ニ
仰付一候樣、御執奏偏に奉ニ歎願一候、以上、

四月　　　　一誠

辨官御中

(付紙に)辭表之趣不レ被レ及ニ御沙汰一候事、

君は此の辭表を提出せると共に、直に其の事情を船越衛に報じた。衛は陸海軍の經費參拾萬石の分割に闘し、廟議の紛糾せるを知つて、君の登省して辯論解決を切望したが、突然辭官奏請の報に接して大に驚愕した。されど君の重大の時機に方つて辭表の允許なきを察知せるも、君が登省せざるを不利

となし、即日次の書を送つて之を促した。

朶雲奉ニ謹誦一候、御安康御起居被レ爲レ成奉ニ拜壽一候、然は三十萬石之分與に付、縷々被ニ仰遣一候趣奉ニ拜承一候、頃日來議論百端如何共難レ決、何分閣下御登省無ニ御座一候而は、決議に難レ至、御登省渇望仕候處、豈計御辭表御差出被レ成候云々驚愕仕候、何等之御趣意に御座候哉、不肖之小生更に方向を相失居申候、御辭表相成共、迚も御許容不レ被レ爲レ在、御胸宇も承知不レ仕、强而奉ニ申上一は失敬之至恐縮仕候得共、何分御登省之程奉ニ伏願上一候、右拜答旁奉レ得ニ貴意一度、如レ此御座候、頓首百拜、

四月廿五日　　船越衛

一誠賢臺閣下

かくて君は二十八日の廟議にもまた出でなかつた。そこで岩倉具視は之を憂ひ、陸海軍經費及び制服に關する兵部省の意見を聞かんとし、辨官に命じて明日參朝すべき旨を傳へしめた。辨官の君に送つた書中に「今第十字御用召之處、御所勞に而參朝不ニ相叶一趣、御用之次第は過日御會議相成候服製並海陸軍御定費其他、急々御省御見込承知被レ成度趣に而、御所勞次第にては明日も參朝有レ之候樣、岩倉大納言より可レ致ニ通達一旨に候」とある。君は辨官の通牒に接したが、なほ病氣の故を以て參朝を拜辭し、大久保利通に書を送つて陸海軍經費の分割に關し、淸隆と意見を異にして遂に激論に及びし由

を報じ、免官の命あるべく斡旋を請ふた。利通其の事情を糺して全く淸隆の麁暴なるを痛憂し、五月朔日書を具視に致して、淸隆を開拓次官に轉任せしめんことを請ふた。其の書中に「昨日前原大輔紙面之趣、黑田大丞と激論云々之次第、昨夜形行承糺候處、全意味違より事起候儀に御座候、全體海陸軍入費分配之事件に而、一應二十日中之評議は、拾萬石を海軍拾貳萬石陸軍と內定致居候處、前原不參に而書面を以、三拾萬石を中分いたし、拾五萬石宛に分ち可ㇾ然、尤即今接境屬國も無ㇾ之云々と之文言有ㇾ之、黑田は御案內被ㇾ爲ㇾ在候通、兼而唐太之事件晝夜至憂候折柄、接境屬國も無ㇾ之事故、海軍は急務に無ㇾ之といえる趣意と汲取、忽に面色を變し爭論に及候發端と聞へ申候、終に互に詞咎めに相成、前原も颯と席を立候時機の由、しかるに前原之趣意は、英國之印度に於ける如く屬國に依、陸軍入費許多に及候得共、日本は其邊之事は無ㇾ之故、何分海軍は急なりとの意底に而認たる事に候由、全意味齟齬いたし候より、變な行違に相成候、全體事に臨而不ㇾ能ㇾ制、黑田之氣質に而、直に暴論に及候次第にて、無前原も迷惑之儀と甚氣之毒に相考候、乍ㇾ去少々之意味違之譯けにて、何之子細も無ㇾ之候問、昨夜も河村へ示談致置、同人心配可ㇾ仕と之事に付、御安心可ㇾ被ㇾ下候、右府公も定而御懸念も可ㇾ被ㇾ爲ㇾ在候に付、宜舖被ㇾ仰談ㇾ置可ㇾ被ㇾ下候、此內々評之通、開拓次官轉勤之事、速に御運相成候方可ㇾ然」とあり、また「前條黑田事件、何之子細も無ㇾ之故、則解釋可ㇾ仕候へ共、只今之まゝに

而轉勤に而は、同人は少も子細無レ之候得共、前原に對しては何か不平に依而、すね候樣引受さるものにもあらす候間、乍レ恐此内より之御内評之續、當人願望之趣は、殿下よりに而も前原え御移し、同人安心之上御運之處奉二仰望一候」とあつて、利通の君及び清隆に對する苦慮が察せらるのである。かくて君の辭表は却下せられて其の請を允されず、九月清隆は開拓次官に轉任して二人の爭論漸く解決したのである。

海軍創立の建白と其の施設の漸進

海軍の創立は、君が兵部大輔就任このかたの主張であつて、實に內外の形勢を洞察して我が將來を深考したる籌圖である。曩に大村永敏の計畫を襲套して陸軍の擴張を建白するに方り、海軍の創設をも附言した。（第三十七章に見ゆ）爾來君は其の施設の實現を切望して、根基の確定を屢々廟堂に促したが、僅に陸軍所及び陸軍病院を大阪に設けて海軍所を東京に置くべきことのみが決したのである。ついで陸海軍の經費參拾萬石分割の議に關し、端なくも君は黑田清隆と意見の齟齬をなし、遂に官を辭せんことをも決心した。然るに清隆兵部省を去るに及び、君は歐洲諸國の海軍現況を叢査せしめて我が地勢と國力とを考究し、皇威を海外に益々發揚して外寇を防禦しうべき施設の方案を起草し、久我通久・船越衞等に商議し、之を建白して廟議の決定を請ふた。此の海軍創立の建白と共に、陸軍を完備して隣邦の滿淸が英國の侮辱を受けたるが如きことなく、克く外寇を扞禦して我が國光を四海に輝耀し、以て

民士を安全に保護すべき急要を論じ、其の經費は歳入の四分の一を之に充つべきを說いて廟議の裁斷を促した。其の文は次の如くである。

至急大に海軍を創立し、善く陸軍を整備して護國の體勢を立へきの議

輓近宇内の形勢一變し、各國交際の道大いに開け、外皆公議を唱えて内各私心を逞し、或は他邦を併呑して己が有とし、或は良港を開て互市の場とし、盛に蒸氣車蒸氣船を通じて遠隔の地も自在に往來し、五大洲恰も比隣の如く密邇せり、因て海國と山地とを論せす、天然の險を待んて自國の固めと爲せしも、其險恃む可らさるに至る、爰を以歐羅巴・亞墨利加兩州の各國、勉めて海陸軍を增備し、互に相對立するの勢を閑ふす、萬國公法に、所謂自護の權を大なりとする者是也、然るに亞細亞の全洲、交際の道晩く開けて、宇内の情狀に通達せす、護國の軍實を備ゑさるを以て、滿淸の如き宇内無雙の大國も、屢英國に侵入せられ、竟に京城を陷沒せらるゝの大辱を取るに至る、實に警戒せさるへけんや、今也、

皇國御維新の時に當り、宇内の情勢に隨ひ外國の交際日々に開かせられ候に付ては、片時も護國至急の海陸軍を嚴備し、對立の勢力を張せられす候ては、平時は輕侮を受け、戰時は敗衄を取ること目前に候、就中皇國は海中に獨立し、數島に分在する故に、海軍の嚴備に非れは、自護の固めを保つ能はさるに、當時各國競て增備するの海軍、我に於ては尙全く缺如するを以て、彼れ殊に我を蔑視し、或は不敬の言を發し或は非法の行を爲すに至る、我今數百艘の軍艦を嚴備し、數萬の精兵を常備せは、彼縮然畏敬の心を生し、安そ敢て今日之擧動を爲すを得んや、然らは則海陸軍の嚴備すると否さるとは、

皇國の安危榮辱に關する所にして、實に至大至重の國事たれは、上下奮勵全國力を合して大に海軍を振起し、能く陸軍を整備し、依て民土を保護するの權力を養成して、彼れの强悍を壓制し、數千歳堂々たる我國體を擴張して皇威を四海に宣布すること最急最要の國務にして、兵部に於て最第一の任責たり、但し海陸軍を嚴備するには、夥多の費用を要す、故に國力を費すや大なり、然れとも國に軍備有るは猶禽獸に爪牙あるか如し、爪牙なけれは禽獸其身を保護する能はす、軍備なければ國其民を護り安全ならしむるを得す、是天然の勢にして國家の軍備に止む得さる所以也、而して禽獸の爪牙獨り其首領を保護する者にあらす、其全身を保護する具也、國の軍備獨り其政府を保護する者に非す、其全國を安全にする備なり、故に軍備の費用は天下と普く共にすへし、今西洋各國を視るに、政體は異同ありと雖も。全國の歳入を分て海陸軍を備え、主宰たる者之を統轄して其國を保護するに至ては一也、而其費用と歳入の比較、各國多寡ありと雖も、之れを平均するに、平時の費用は歳入凡三分の一にして、國に事あるの時は、軍艦を增製し砲臺を增築し兵員を增加する等、都て臨時の調金を以て之を辨し、爾後他費用を節して年々に之を返濟す、爰を以て國債は大抵軍事に費すもの也、而して國債返辨の高も亦各國不同なりと雖も、之を平均すれは凡歳入四分の一に上れり、故に平時の軍備と國債返辨とを合すれは、歳入殆と三分の二にして殘り一分餘を以て自他諸般の國用を辨す、是當時西洋各國歳計の大略にして、其軍事に國力を竭すの大なる事見るへき也、今や、皇國御一新、内は平和に歸すると雖も、外は前文の如く外國に屈辱せらるゝ故に、正に越王膽を嘗むるの時にして上下決して平時の看を爲すへからす、必戰時の思を爲し、大に諸用を節して軍備に供し、歳入の半を以て勉めて至急に海軍を養成せは、數年を出すして對立の勢を爲すへきなり、然れとも從來の國態ありて非常に減する能はす、

故に宜く先づ全國歳入四分の一を以て軍備の定額と目的すへし、但し此分も猝かに辨し難からん譯は、當時國用多端、加ふるに征討の費悪貨の弊歳收の歉府藩縣共に疲耗す、因て始め七ケ年間は全國歳入五分の一を以て海陸軍備に供し、尤諸藩は疲弊殊に甚しきを以て、三四年間十分の一を課し、第八年目より齊しく四分の一を全備すへし、是を標準として時勢を斟酌し、海軍創立と陸軍整備との方略を省中に於て厚く評議を遂け、陸軍の省議は既に呈する以て、海軍の省議を今別冊に記し、天下の公議と廟議の明斷を請ふなり、庚午五月

また海軍創立の要を分つて、海軍の全力、成立の年限、全力の費用、海軍の造構、海士（水兵）の教育等凡そ五項となしたのである。而して海軍の全力は軍艦の數大小貳百隻を備へ、常備人員士官以下貳萬五千人を蓄へて之を十艦隊に編成し、更に之を三分隊と砲艦隊・護送船とに分つ。依つて各分隊は各四隻の軍艦より成り、砲艦隊は六隻護送船は二隻である。此の軍艦及び兵員を準備せば英・佛若くは米・露の聯合艦隊に對し、其の入寇を優に防禦驅逐しうるものとなした。また成立の年限を凡そ二十ケ年として之を三期に分ち、其の間に軍艦の製造及び海士の養成を完了するものとなし、全力の費金は此の經費の總額であつて、之に金壹千萬兩と米貳拾萬石とを要するものとなした。但し一石金七兩として合計凡そ百五十萬石となし、歳入壹千萬石の七分の一を以て其の經費に充てたのである。また海軍の造構は之を以て全國一圓の海軍を成立し、諸藩各其の石高に應じて經費を分擔上納せしむ

べきを述べ、海士の教育は海軍士官の養成を説いたのである。其の建白は次の如くである。

大に海軍を創立すべきの議

夫海軍の創立せんと欲するときは、地形と時勢と國力とを參考洞察して緩急大小其宜きに處すべきなり、試に西洋の數國を引て之を辯解せん、英吉利は魯西亞に比すれは、國小にして陸軍の數大に劣ると雖とも、海軍の力は遙に勝れり、是れ海中に孤立する國と大陸に彌漫する國と、素り地形の異なるに因て、其專備と爲す所、自然らさるを得す、又海外に屬地を領し或は通商を事とするの國は、殊に海軍を要用とす、彼强大なる魯西亞・獨逸と雖も、往時其備へ有らさりしに、葡萄牙・西班牙の如きは、却て夙に之を盛備せしか如し、其地形に隨て右の如く不同ありと雖とも、又た時勢の變革に因て大異を生するなり、昔時閣龍氏亞墨利加を發見せしより、各國靡然爭て航海の術を講し、就中輓近蒸氣船を發明して萬里懸隔の地も比隣の如く往來し、之に加るに厚鐵艦を新製して鐵壁の堅城を以て自在に水戰の猛力を逞ふするに至り、海軍の備へ各國通して最大緊要の國務となれり、往昔の伯徳兒帝傭工に變し、和蘭に入て自ら造船の術を學ひ、大に海軍の基礎を建しこと時勢事情を遠察する大功業と謂つへし、爾後其遠志を繼き、次第に海軍を增加し、近來益々强大と成し、勉て英佛に匹敵せんことを期す、魯國の海軍を兼備するは諺に所謂虎に翼を副ゆる者にして、其大欲を遠近に逞ふする豈際涯あらんや、又孛生に於ては二十年前（千八百四十八年に始て海軍を創起す、因て舊日幕府長崎に於て蘭人海軍を傳習する頃、孛國も尙之を蘭國に學ぶと聞けり）始めて之れを創起すれとも、俄に强大と爲し、去年既に宇内第一等の厚鐵艦をも造備せり、佛國も當帝に至り大に之れを增盛し、僅か十餘年間にして其艦數殆と昔日に倍し、英と雌雄を爭ふに至る、是れ時勢の大變革にして各國の著目する所、遠く國威を强め洪ひに國益を起すは、海軍の力に依

らされは、更に致す能はさるを以て也、時勢の變換斯の如と雖も、國力の大小に隨て、海軍の進歩多寡なき能はす、魯荷蘭海軍の如きは、昔年英と雌雄を爭ひ、又魯の師範たりしか、今日に至りては唯英に三舍を避る而已ならす、魯に讓る又數等なり、是時勢の變態に通曉せすして然るに非す、二國に比すれは國力小にして歳入少く、海軍を增備するの力足らさるを以てなり、故に地形を考へ時勢を察し、國力を計るに非されは海軍を創立するの模範を確定すへからさるなり、我

皇國地形を論すれは、突然海中に獨立し、四圍船艦の航すへからさるなし、殊に數島分斷し氣脈の相通する唯水路に依るのみ、因て海軍の嚴備を要するや英國にも勝れり、時勢を語れは上文論するか如く、宇內競て海軍を强盛にするの日に當るのみならす、先年米艦品海に突入し內地の情狀を觀察せしより、外國概して我を輕視し、魯國は駸々我北境に侵入し、又目を對州に注き勉めて宿志を達するの一助を得んとす、魯國の宿志は亞歐二大洲を混一して己が有せんとす而其手を下すや近きを先きにし遠きを後にし、難きを遺し易を取り漸次に國土を廣大となす故に歐羅巴の西邊亞細亞の北部之と境壤を接する者一も其侵略を受ざるはなし而して未た大に其志を伸る能はざる者は亞細亞洲也海軍を備て根據と爲すの良地を得さる故也、彼曾て土耳其を取て地中海に突出し亞歐二洲を中斷せんとす英佛力を合て之に抗するを以て果さず、近年黑龍江に沿ひ滿洲の地を取て我が北海道及朝鮮と境を接し、遂れて皇國支那朝鮮の北境に壓迫す今若し海に突出して良港を得、海軍を盛備するときは其大欲終に制止すべからずして二洲の大害之れに若くものなかるべし實に皇國に於て戒心すべきの第一にして斷然之れを壓止するの大策を講ぜざる可けんや、英の如きは我內地に常備を置き、擅に兵威を張て國益を謀る、又英と米とは耶蘇、佛は天主を主とし各邪教を布かんとす、我　皇土は寸分も失ふへからす、他の兵權は決して我國內に容るへからす、邪教は斷て我

皇民を惑はす可らす、今彼か行はんと欲する所は、我か嚴に禁する所にして戰端未た發せすと雖も其機已に伏す、其發するに及んては海備有て而して之と雌雄を爭ふへく、海備なきときは更に之に抗するの術なかるへし、故に海軍

の嚴備を要するや、今日より切なるは無し、而して
皇國の人民の數を算れは凡三千萬口に及ふ可く、歲入の高を計れは凡三千萬石に出るへしと、其れ民士强大なる此
の如きは、西洋各國に於て幾許か有るや、故に此國力を用ひて形勢に隨ひ海軍を嚴備せしときは當時彼の五大國
英佛魯墺孛と唱る者と雖も、我に抗して何漫りに其强大を誇るを得んや、然るに護國至要の軍備を闕如し、竟に今日の
外侮を釀成せし者は他なし、二百年來鎖國の議を固執し、更に宇內の變革形勢を通知せさりし故也、今也、
大政御維新　皇威を四方に宣揚し給ふの際、外國の交際日々に繁く、魯虜の情態殊に此の如くなるときは、
皇國今日の事、上下一心全國協力、至速に强大の海軍を振起し、之を用て數千歲赫々たる我
皇國を擁護し、內地は悉く外兵を逐ひ、北海は拓て盡頭に至り、更に朝鮮を復して屬國となし、西支那に連ねて魯
虜の强悍を壓制するの外他なし、但し此大事業を爲すに、獨り海軍の力を以て足りとするに非す、必すや陸軍の兼
備を要する也、抑國に海陸軍を雙備するは恰も人身に兩手を具ふか如くにして、素より偏廢すへからす、而して海
國は海軍を以て右手とし、山國は陸軍を以て右手とす、今　皇國海軍の備なきは猶人身右手を缺くか如し、安そ他
と力爭するを得んや、英國初め海軍の備へ整はさりしときは荷蘭人に擊破され、蘭船の「テームス河」を遡り龍動
府に迫るも更に支ふる能はさりしに、後只管海軍を盛大と成せしより、遂に今日の富强を致す、右手たる海軍の其
國體に大切なる此の如く著大なり、尤海軍を强立するには遠大の識力と夥多の費用と幾許の歲月とを要す、極めて
重大の事件也、廟謨能く其體裁方略を確定し、委任其人を得て施行適當するに非されは、功績擧る可からす、因て
厚く省議を加へ、左に體裁の概界を條記して廟議の決定を請ふ也、

一、海軍之全力

一、軍艦大小二百艘、

内

蒸氣厚鐵艦大小五十艘、

同木鐵兩製艦同七十艘、

同大砲船六十艘、

同護送船二十艘、

外に

蒸氣及帆前運送船二十艘、

此分は省中　於て廻船の法を設け、平常環海の運輸を便にし、兼て學士水夫習練を進歩せしむ、故に艦隊を編入せず、

一、常備人員二萬五千人、

内

士官以上二千人、

裨官三千人、

水手壹萬〇五百人、

水兵五千人、

火手二千三百人、

諸職工共外二千二百人、

右は大略を擧る也、但戰時は人員を倍すへし、

右二百艘を十艦隊とし、毎艦隊各二十艘又各艦隊を小別して三分隊と大砲船隊・護送船兩艘とす、毎分隊は各四艘にして大砲船隊は六艘也、今此海軍を整備するときは外寇を壓倒するに足る、何者、英・佛・米・魯の如きは各五六百艘の軍艦を保備すると雖とも、內地の備あり屬邦の固めあり、殊に萬里懸隔の地へ海軍を送るは其費用莫大なる故に、假令は英・佛若くは米・魯力を合して攻來るとも其艦數一百艘に出へからす、故に我彼れに倍するの海軍を以て品攝兩海を根據とし、各二艦隊を嚴備し、其外長崎・新潟・箱館・樺太え各一艦隊を備え、他の二艦隊を游軍とし、或は對州或は馬關の如き樞要の諸港に分置し、彼れ大擧して來るときは我却て彼れ等の根據とする地を襲擊し、彼れ我か港口に攻め近くときは陸軍と力を合て拒戰するの方策を畫定し置けは勝算我れに有ること現然たり、況や我新製之二百艘は彼れ舊製の四百艘に當るへし、因て右を先つ　皇國海軍の全力と目的す、

一、成立之年限、

前議の如く至急の國務たるを以て、凡時も速に皆成すへし、然れとも國力に分限あり海士の教育を要す、因て二十ケ年間を皆成の期限とし、凡每年十艘宛新製增備すへし、尤新製の艦三十ケ年餘の久きを保持する者あれとも、間々十ケ年を保たさる者あり、故に平均二十ケ年を保持すると概算し、每年十艘宛新製するときは二百艘の全力は永久保持し得へし、但是より二十ケ年を三期に分ち、先づ第一七ケ年の方略を確定し、七ケ年目に再

ひ第二期七ケ年の方略を議定し、第十四ケ年目に第三期の方略を議定す可し、因て第一期の方略を別冊に記す、

一、金力の費用

一、金千萬兩、

一、米二十萬石、

右合して凡百五十萬石（一石に付平均七兩二分して）を備え、前件海軍全力の費用に充つへし、但艦數の增加するに隨ひ、入費も增加するに付、第一期七ケ年は別冊に記するか如く、初二ケ年は凡四百萬兩つゝ、次二ケ年間は凡五百萬兩つゝ、第五ケ年目より凡七百萬兩宛を供し、第二期の始めより本文の金數を備え、米穀も亦之に准て增加すると概定すへし、尤第二期迄は艦數未た充たさる全金數を要せされとも、艦數人員に關係する費用之外、海軍出張所造艦場保艦場厚鐵艦製造所諸品圍場其外築造の大事業ある故に、右の全力を豫備し、艦數相充たさるの間に海軍必需の築造を整ふへし〇百五十萬石の石數は、當今全國の歲入凡千萬石と概算するときは、凡七分の一に當れり、故に英國の歲入五六分の一を海軍に供する者に比すれは、其力を用ゆる少にして、金數は彼の費す所の四分一に出す、他日宇內に相雄飛せんと欲するときは、尙國力を海軍に盡すの策を議せさる可らす、況や七八年の後は全國の歲入多分增加すへきに付、第二期の議定は當時の目的より倍增す可し、

一、海軍之造構、

海軍は全力一團を成す爲に、施行一途に出されは、外寇を防くに足るの强力を整備する能はす、因て以來海軍の儀は、都て

朝廷に於て開かせられ、諸藩は石高に應し相當の軍賦を納むるの法を立つ可し。

一、海士の教育、

軍艦は士官を以て精神とす、士官なければは水夫其用を爲す能はす、水夫用を爲さゝれは船其用を爲さすして無用の廢物となる、而して海軍士官の學術深奥にして容易に熟達する能はす、故に速かに學校を創立し良師を撰み能く學士を教育すること又海軍創立の第一緊要事なり、

右の件々海軍を創立するの目的方略なり、其手を下すの細目に至ては、別冊初期七ケ年の方略中に備載す、然れとも目的決定せされは細目議定すへからす、故に先つ目的の廟決を請ふ也、庚午五月

なほ兵部雜記と題し、明治三年より凡そ七ケ年間に毎年軍艦十隻を造り、更に同八年より七ケ年間に毎年軍艦十二隻を造り、かくして七ケ年毎に其の數を多くし、二十三ケ年目に至つて二百七十六隻を備へて完整し、此の費金凡そ壹千七拾參萬六千兩を要する豫算を細錄したるものがある。之に海軍創立の目的及び方略並に歐・米强國の陸海兩兵力軍費國債高をも抄記して添へたものがあつて次の如くである。

兵部雜記

當庚午歳より始めて七ケ年の間は、年々軍艦十艘宛或は外國に被レ命、或は内地にて打立、第八ケ年目より七ケ年の間、同十二艘宛、第十五ケ年目より四ケ年の間十六艘宛・第十九ケ年目より廿ケ年めまて同十九艘宛、第廿一ケ年

めに至て同廿艘宛、打立の事を被レ命へし、凡造艦は命より三ヶ年目にして成の見込みなり、第廿三年めに至て漸く二百七十六艘の艦全整す、全艦數年々の諸出費凡千五百萬兩に及ふ、然れとも其二百七十六艘全備の後は、歳々の雜費大ひに減し、大凡千七十三萬六千兩にて足るへし、其算當大略左の如し、

但、船艦製造の强弱艦職の勤惰航海の巧熟くと不巧熟くなるは皆之れ船齡の長短に關するなり、故に今爰に論し難しとす、然れとも大凡船艦壽齡なるもの三十歳を限る、先づ並て二十三年を以て齡と見込み、之れに充るものは別に新艦を造立し、以て之を換ふへし、其古艦に換ふの新造艦は又後議あるへし、尤會計の增減もあるへし、今爰に論する所のものは通常の目途を記するのみ、

英國海軍の入費一ヶ年凡四千五百五十萬トル、

但、一ポンド四枚半を以て算、

吾

皇國海軍興起の金貲は英國の凡四分の一を論す、

軍艦一艘、

代金四十五萬兩、

馬力　四百、

長　三十五間、

幅　六分の一、

備砲
二百封度　アルムストロング　一門、
七十封度　　　　　　　　　　六門、
乘組人員　　　　　　　　　　二百名、

右艦の大小及び裝銕は、其フロート（四艘一隊をいふ）に依て價も亦異り、故に凡平均綱目を記す、
〆八百五十五萬二千兩、

十二年目
一、五百四十萬兩、
十年十一年目幷今年三十六艘價三分の一、
一、三百三十八萬四千兩、
初年より九年迄九十四艘入費、
一、二十萬兩、
四年目之十艘修覆、
〆八百九十八萬四千兩、

十三年目

一、五百四十萬兩、

十一年十二年並今年卅六艘價三分の一。

一、三百八十萬六千兩、

初年より十年迄百六艘入費、

一、二十萬兩、

五年目之十艘修覆、

〆九百四十一萬六千兩、

十四年目

一、五百四十萬兩、

十二年十三年目並今年卅六艘價三分之一、

一、四百二十四萬八千兩、

初年より十一年目迄百十八艘入費、

一、二十萬兩、

六年目之十艘修覆、

〆九百八十四萬八千兩、

十五年目

一、三百六十萬兩、

十三年十四年目廿四艘價三分の一、

一、二百四十萬兩、

今年新規十六艘價三分の一、

一、四百六十八萬兩、

初年より十二年目迄百三十艘入費、

一、二十萬兩、

七年目之十艘修覆、

一、二十萬兩、

初年之十艘再修覆、

〆一千百〇八萬兩、

十六年目

一、百八十萬兩、

十四年目十二艘價三分の一、

一、四百八十萬兩、

十五年並今年三十二艘價三分の一、

一、五百十一萬二千兩、

初年より十三年目迄百四十二艘入費、

一、廿四萬兩、

八年目之十二艘修覆、

一、二十萬兩、

二年目之十艘再修覆、

〆一千二百十五萬二千兩、

十七年目

一、七百二十萬兩、

十五年十六年目並今年四十八艘價三分の一、

一、五百五十四萬四千兩、

初年より十四年目迄百五十四艘入費、

一、二十四萬兩、

九年目之十二艘修覆、

一、二十萬兩、

三年目之十艘再修覆、

〆一千三百十八萬四千兩、

十八年目

一、七百二十萬兩、

十六年十七年目並今年四十八艘價三分の一、

一、六百十二萬兩、

初年より十五年目迄百七十艘入費、

一、二十四萬兩、

十年目之十二艘修覆、

一、二十萬兩、

四年目之十艘再修覆、

〆一千三百七十六萬兩、

十九年目

一、七百六十五萬兩、
十七年十八年並今年五十一艘價三分の一、
一、六百六十九萬六千兩、
初年より十六年迄百八十六艘入費、
一、二十四萬兩、
十一年目之十二艘修覆、
一、二十萬兩、
五年目之十艘再修覆、
〆一千四百七十八萬六千兩、

二十年目
一、八百十萬兩、
十八年十九年並今年五十四艘價三分の一、
一、七百二十七萬二千兩、
初年より十七年迄二百二艘入費、
一、二十四萬兩、
十二年目之十二艘修覆、

一、二十萬兩、
六年目之十艘再修覆、
〆一千五百八十一萬二千兩、

二十一年目

一、八百七十萬兩、
十九年廿年並今年五十八艘價三分の一、
一、七百八十四萬八千兩、
初年より十八年迄二百十八艘入費、
一、二十四萬兩、
十三年目之十二艘修覆、
一、二十萬兩、
七年目十艘再修覆、
一、二十萬兩、
初年之十艘三度目修覆、
〆一千七百十八萬八千兩、

二十二年目

一、五百八十五萬兩、

　廿年廿一年目卅九艘價三分の一、

一、八百五十三萬二千兩、

　初年より十九年迄二百三十七艘入費、

一、二十四萬兩、

　十四年目之十艘修覆、

一、二十四萬兩、

　八年目之十二艘再修覆、

一、二十萬兩、

　二年目十艘三度目修覆、

〆一千五百六萬二千兩、

二十三年目

一、三百萬兩、

　二十一年目二十艘價三分の一、

一、九百廿萬六千兩、

初年より廿年迄二百五十六艘入費、

一、三十二萬兩、

十五年目之十六艘修覆、

一、二十四萬兩、

九年目之十二艘再修覆、

一、二十萬兩、

三年目之十艘再修覆、

〆一千二百九十七萬六千兩、

海軍創立之事件

一、皇國に於て即今海軍創立之目的及方略、

一、費用之計算及辨達、

一、海軍所創建並出張所目論見、

一、舊幕於二長崎一海軍傳授以來、於二諸藩一も海軍に執心其筋別て勉强いたし候人員至急召寄事、

一、洋學習熟兼文筆に達候人員至急召寄、海軍必用之諸件夫々飜譯可二相整一事、

一、省中規則制定、

一、局中之官員精撰、

一、海軍幼壯兩學校創建、
一、洋人雇入、
一、新艦を横須賀・長崎兩所にて打、
海軍練繰所入用、
壹ヶ月、一萬兩宛、
壹ヶ年、十二萬兩、
東京、函館、長崎、兵庫、敦賀、
右、五ヶ所水夫稽古場取建、水夫一ヶ所百人宛養ひ右入費、
一ヶ月凡五千兩宛、
但、一人に付一ヶ月十兩宛、
一ヶ年　金六萬兩、
合金十八萬兩、

一、在來之軍艦を撰ひ、至急一艦隊を編制し、當月下旬より横濱其外之諸港を不レ殘同見、港內之規則取調又出張所造立之地所見積り航海中艦內之法則並艦隊之約束等、可レ成丈詳細に吟味、六月中旬迄に品海歸艦いたし、海軍創立之諸件並開港內守衞艦之法則等、航海中之評議を根據といたし、省中に於て猶厚く公議を遂、政府伺濟之上、五港え常備之爲、一艦宛差向港口を保護、海軍之基礎を可レ立事、

亞米利加合衆國

土地　二百八十一萬九千八百十一方里、
　外魯西亞より買入れ地
　三十八萬五千方里

人口　三千四百五十萬〇五千八百八十二名、

海軍艦數

　厚鐵艦數種　七十五艘、

　蒸氣艦數種　四百〇一艦、

　帆前艦數種　百十二艦、

總計　五百八十八艘、

大砲　四千四百四十三門、

海軍人員

　總督　一人、

　副督　一人、

　後督　二十七人、

　士官總計　二千〇四十八人、

　軍艦に勤務する者總計　一萬三千六百人、

陸軍兵員
歩兵士官　千〇三十二人、
兵卒　三萬五千六百八十一人、
騎兵士官　二百六十四人、
兵卒　七千二百四十八人、
砲兵士官　二百七十三人、
兵卒　四千八百九十人、
總計　四萬九千三百八十九人、
歳入　十二億七千〇八十八萬四千一百七十三ドル、
英、二億六千四百七十六萬七千五百三十六ホンド、
我、十億〇五千九百〇七萬〇一百四十四兩、
千八百六十三年
海軍費用　四千三百三十二萬四千一百十八ドル、
英、九百〇二萬五千八百五十七ホンド、
我、三千六百十萬〇三千四百二十八兩、
陸軍費用　二億八千四百四十四萬九千七百〇二ドル、
英　五千九百二十六萬〇三百五十四ホンド、
我　二億三千七百〇四萬一千四百十六兩、

海陸軍費合して歳入の大凡四分の一、
國債返濟並利息　七億五千三百三十八萬九千四百六十七ドル、
英　一億五千六百九十五萬六千一百三十九ホンド、
我　六億二千七百八十二萬四千五百五十六兩、
國債拂入　歳入の大凡三分の二、
國債　二十七億八千三百四十二萬五千八百七十九ドル、
英　五億七千九百八十八萬〇三百九十一ホンド餘、
我　二十三億一千九百五十二萬五百六十四兩、

墺地利
土地　二十二萬七千二百三十四方里、　但英里法、
人口　三千二百五十七萬三千〇〇三名、　但一千八百六十六年
海軍
蒸氣軍艦三十九艘、　厚鐵艦八艘、　八百馬力三艘　六百五十馬力同　六百馬力二艘
大砲　六百三十九門、　馬力　一萬一千七百三十疋、
帆前軍艦　二十艘、　大砲　百四十五門、

海軍人員

副總督　二人、
後備將　三人、
水兵副都督　一人、
大艦將　十人、
中艦將　二十五人、
士官　八十四人、
試補及學士　三百十五人、
水夫及水兵　一萬三千九百九十一人、
總計　一萬四千四百三十一人、

陸軍

平時

步兵　十六萬二千三百十八人、
騎兵　四萬〇三百四十四人、
砲兵　三萬二千八百七十五人、
建築兵　五千九百九十八人、

土工兵　三千七百九十七人、
全員　二十四萬五千三百三十二人、
馬數　四萬二千二百〇一疋、
戰時
步兵　四十四萬二千〇〇三人、
騎兵　五萬七千七百五十九人、
砲兵　五萬四千八百八十一人、
建築兵　八千九百六十八人、
土工兵　六千四百十六人、
全員　五十七萬〇〇二十七人、
歲入　三億二千〇二十三萬〇五百二十六フロリン、　一千八百六十八年
英　三千二百〇二萬三千〇五十二ホンド、
我　一億二千八百〇九萬二千二百〇八兩、
海陸軍費　一億三千九百萬〇〇九千〇八十三フロリン、
英　一千三百九十萬〇〇九百〇八ホンド、
我　五千五百六十萬〇三千六百三十二兩、

海陸軍費用　歳入の凡三分の一、

國債利息並取扱雜費　一億五千六百九十八萬〇五百三十二フロリン、

英　一千五百六十九萬八千〇五十三ホンド、

我　六千二百七十九萬二千二百十二兩、

國債利息　歳入の大凡三分の一、

國債　二十六億〇〇九十九萬四千四百六十九フロリン、

英　二億六千〇〇九萬九千四百四十七ホンド、

我　十億〇四千〇三十九萬七千七百八十八兩、

佛蘭西

土地　二十萬〇七千四百八十方里　英里法、

人口　三千八百〇六萬七千〇九十四名、　一千八百六十六年

海軍

厚鐵艦　五十九艘、（千馬力　三艘、五百馬力　一艘）　九百馬力　十四艘、

其他三百馬力以下百五十馬力迄

蒸氣　二萬六千〇二十馬力、

大砲　八百十門、

木製艦　二百三十七艘、
蒸氣　五萬四千八百九十五馬力、
大砲　九百五十六門、
外車艦　七十三艘、
蒸氣　一萬〇三百二十五馬力、
大砲　二百〇八門、
帆前艦　百十一艘、
大砲　七百七十六門、
總計　四百八十艘、
大砲　二千七百五十門、
海軍人員
大總督　二人、
副總督　二十六人、
後備將　四十九人、
大艦將　百三十人、
中艦將　二百七十人、

士官　七百五十人、
水兵分隊長　六百人、
士官試補　三百人、
學士　三百人、
定住士官　七十五人、
士官總員　二千七百〇八人、
機關方共外水手等迄　四萬三千〇八十人、
戰爭の時には六萬六千五百三十五人併し尙ほ增加の十七萬人に至るの定制あり、
陸軍　平時
本陣　千七百七十三人、　馬　百六十疋、
步兵　二十五萬二千六百五十二人、　馬　三百廿四疋、
騎兵　六萬二千七百九十八人、　馬　四萬八千一百四十三疋、
砲兵　三萬九千八百八十二人、　馬　一萬六千〇四十六疋、
建築兵　七千四百八十人、　馬　八百八十四疋、
武器方　二萬四千五百三十五人、　馬　一萬四千七百六十九疋、
衣食方　一萬五千〇六十六人、　馬　五千四百四十二疋、

總員 四十萬〇四千一百九十三人 馬八萬六千三百六十八疋 戰時

本陣 千八百四十一人、 馬 二百疋、

歩兵 五十一萬五千九百三十七人、 馬 四百五十疋、

騎兵 十萬〇〇二百二十一人、 馬 六萬五千疋、

砲兵 六萬八千一百三十二人、 馬 四萬九千八百三十八疋、

建築兵 一萬五千四百四十三人、 馬 一萬四千疋、

武器方 二萬五千六百八十八人、 馬 一萬五千疋、

衣食方 三萬三千三百六十五人、 馬 一萬二千疋、

總員 七十五萬七千七百二十七人、

總馬員 十四萬三千二百三十八疋、

歳入 十九億五千四百五十二萬五千二百四十四フランク、一千八百六十八年、

英 七千八百十八萬一千〇〇九ホンド餘、

我 三億一千二百七十三萬四千〇三十六兩餘、

海軍費用 一億四千八百〇五萬一千四百八十二フランク、

英 五百九十二萬二千〇五十九ホンド、

我 二千三百六十八萬八千二百三十六兩餘、

陸軍費用　三億四千八百十三萬一千二百三十八フランク、
英　一千三百九十二萬五千二百四十九ポンド、
我　五千五百七十萬〇〇九百九十六兩、
陸海軍費用合して歳入の凡四分の一、
國債利息　三億四千〇八十六萬六千四百〇八フランク、
英　一千三百六十三萬四千六百五十六ポンド、
我　五千四百五十三萬八千六百二十五兩餘、
國債利息拂入　歳入の大凡六分の一、

孛漏生
土地　十三萬七千〇六十六方里、英里法、
人口　二千二百七十六萬九千四百三十六名、一千八百六十八年
海軍
甲鐵艦　四艘、
千百五十馬力　一艘、　八百馬力　一艘、　三百馬力　二艘、
木製艦　十艘、
四百馬力　七艘、　百六十馬力　一艘、　二百馬力　二艘、

大砲艦　二十三艘、

八十馬力　八艘、　六十馬力　十五艘、

外車船　三艘、

三百馬力　二艘、　百二十馬力　一艘、

總計蒸氣艦　四十艘、

蒸氣　八千一百七十馬力、

大砲　二百二十四門、

帆前船　大小五十九艘、

大砲　二百八十一門、

海軍人員　一千八百六十七年

總督　一人、

後備將　一人、

大艦將　十九人、

中艦將　三十三人、

士官　百十三人、

水手　二千百九十人、

總計　三千五百五十七人、

陸軍　一千八百六十六年

	平時	戰時
歩兵	十三萬八千五百三十九人、	二十五萬三千五百〇六人、
騎兵	二萬九千〇四十九人、	三萬六千〇十三人、
砲兵	一萬八千百九十四人、	四萬二千五百二人、
砲數	四百三十二門、	八百六十四門、
土工兵	五千四百人、	九千〇十八人、
トレーン隊	二千〇九十七人、	二萬九千〇三十四人、
右野戰隊總計	十九萬三千二百五十九人、	三十七萬〇〇七十三人、
歩兵	千九百七十二人、	十一萬六千二百三十二人、
騎兵		八百人、
砲兵	四千九百九十五人、	一萬六千二百人、
土工兵	三百五十人、	千九百五十人、
城砦備兵總計	七千三百十七人、	十三萬五千一百八十二人、

陸軍全力

二十萬〇八千五百七十六人、　六十萬〇九千六百六十九人、

豫備兵

十萬〇四千四百十四人、

歳入　一億六千八百九十三萬九千八百七十三テール、　一千八百六十七年

英　二千五百三十三萬九千四百八十一ホンド、

我　一億〇一百三十五萬七千九百二十四兩、

海軍入費

一百八十三萬四千七百三十七テール、

英　二十七萬五千二百十ホンド、

我　一百十萬〇八百四十兩、

陸軍費用

四千一百五十七萬四千三百四十八テール、

英　六百二十三萬六千一百五十二ホンド、

我　二千四百九十四萬四千六百〇八兩、

海陸軍費用合して歳入の大凡五分の一、

國債差引

三億四千一百三十四萬二千三百六十五テール、

英　五千一百二十萬〇一千三百五十九ホンド餘

我　二億〇四百八十萬〇五千四百三十六兩、

英吉利

土地　十二萬〇八百七十九里（沿海諸島の土地は、此中に算入せず）

人口　二千九百三十二萬一千八十四名、（此内沿海諸島の人員十四萬五千六百七十四名）

海軍　一千八百六十八年

甲鐵艦　三十一艘、

千三百五十馬力　三艘、

千二百五十馬力　三艘、

千馬力　六艘、

八百馬力　六艘、

六百馬力　四艘、

五百馬力　一艘、

四百馬力より百六十馬力迄　八艘、

蒸氣浮臺場　四艘、

裝鐵蒸氣艦　四十二艘、

木製蒸氣大艦　ソ一ト船　四十八艘、

同中艦　フレカツト　三十五艘、
同小艦　數種　三百十二艘、
蒸氣艦總計　四百七十二艦、
帆前船　二十九艘、
總艦數　五百〇一艘
海軍人員
高士官より水手迄　三萬六千五百〇二人、
若輩及稽古人　七千四百三人、
水兵　一萬六千二百七十一人、
總人員　六萬〇一百七十六人、
海岸備兵　七千七百人、
陸軍
士官　七千一百四十九人、
下士　一萬三千六百〇二人、
兵卒　十一萬五千七百四十一人、
總兵員　十三萬八千六百九十一人、

・印度

士官　三千五百九十二人、
下士　五千三百十八人、
兵卒　五萬五千五百五十六人、
總員　六萬五千二百九十二人、
此外に助兵民兵等の編制あり、
歳入
六千九百六十萬〇〇二百十八ホンド餘、　一千八百六十八年
我凡　二億七千八百四十萬〇〇八百七十二兩、
海軍費用
一千一百十六萬八千九百四十九ホンド餘、
我凡　四千四百六十七萬五千七百九十六兩、
陸軍費用
一千五百四十一萬八千五百八十一ホンド餘、
我凡　六千一百六十七萬四千三百二十四兩、
海陸軍費用合　歳入の凡七分の三、
國債利息並元減
二千六百五十七萬一千七百五十六ホンド餘、

我凡　一億〇六百二十八萬七千兩、

國債拂　歳入の凡七分の二、

國債　七億四千九百十萬〇千二百二十八ホント、

我　二十九億九千六百四十萬〇五千七百十二兩、

魯西亞

土地

七百六十一萬二千八百七十四里　英里法、

人口

七千三百九十九萬二千三百七十三名、

海軍

厚鐵艦　二十四艘、

蒸氣　八百馬力以上數種、

大砲　百四十門、

木製艦數種　二百四十八艘、

蒸氣　三萬七千〇〇七馬力、

大砲　二千三百八十七門、

帆前船　大小六十二艘、

大砲　一千三百〇四門、

總計　三百三十四艘、

海軍人員

總督より士官迄　三千七百九十一人、

水手及水兵　六萬〇二百三十人、

陸軍

	平時	戰時
歩兵	三十六萬四千四百二十二人、	六十九萬四千五百十一人、
騎兵	三萬八千三百〇六人、	四萬九千百八十三人、
砲兵	四萬一千七百三十一人、	四萬八千七百七十三人、
建築兵	一萬三千四百十三人、	一萬六千二百〇三人、
總兵員	四十五萬七千八百七十五人、	八十萬〇八千六百七十人、
一番豫備	十萬〇〇二百八十五人、	十二萬七千九百二十五人、
二番同	二十五萬四千三十六人、	十九萬九千三百八十人、
全員	八十一萬二千〇九十六人、	百十三萬五千九百七十五人、

歳入　三億九千七百〇八萬八千三百五十四ルーブル、　一千八百六十七年、

英　六千二百八十七萬二千三百二十二ホンド、
我　二億五千一百四十八萬九千二百八十八兩、
海軍入費
　一千六百六十四萬三千百十五ループル、
英　六千二百八十七萬二千三百二十二ホンド、
我　一千〇五十四萬〇六百四十兩餘、
陸軍費用
　一億二千〇四十五萬〇八百三十三ループル、
英　一千九百〇七萬一千三百八十四ホンド餘、
我　七千六百二十八萬五千五百三十六兩餘、
海陸軍費合して歳入の凡三分の一、
內外國債利息
　七千三百八十四萬六千一百五十四ループル、
英　一千一百六十九萬二千百四十六ホンド餘、
我　四千六百七十六萬八千五百八十四兩、
國債利息拂　歳入の凡六分の一、

國債

十三億七千五百三十八萬五千ルーブル、

英　二億一千七百七十六萬九千二百七十三ポンド、

我　八億七千百〇七萬七千〇九十二兩、

荷蘭

土地　一萬二千七百九十一方里、

人口　三百七十五萬六千百十六名、

海軍

厚鐵艦　中小十艘、

四百馬力　五艘、

百四十馬力　五艘、

裝鐵浮臺場　一艘、

木製艦　大小六十一艘、

總計蒸氣艦

七十二艘、　大砲　七百十九門、

帆前船　大小八十一艘、

大砲　九百三十六門、

海軍人員

大總督　一人、

准總督　一人、

副總督　二人、

後備將　四人、

大艦將　二十人、

中艦將　四十人、

士官　三百四十人、

士官試補　百十五人、

俗務方士官　百二十三人、

水手　六千人、

海軍步兵士官　五十二人、

水兵　二千一百十九人、

陸軍

步兵

士官　一千二百六十七人、　兵卒　四萬三千二百〇七人、
騎兵
士官　百八十五人、　兵卒　四千三百十人、
砲兵
士官　四百二十七人、　兵卒　一萬〇四百五十四人、
建築兵
士官　一百〇二人、　兵卒　九百五十四人、
總兵員
士官　一千九百八十一人、　兵卒　五萬九千〇〇九人、
屬邦隊
二萬八千九百十一人、
歳入
一億〇〇八萬二千三百十七ギュルデン　一千八百六十八年
英　八百三十四萬一百九十三ホンド餘、
我　三千三百三十六萬〇七百七十二兩餘、
海軍費用
一千〇三十萬〇二千七百四十二ギュルデン、

英　八十五萬八千五百六十二ホンド、

我　三百四十三萬四千二百四十四兩餘、

陸軍費用

一千四百八十八萬五千ギュルデン、

英　一百十八萬二千〇八十三ホンド餘、

我　四百七十二萬八千三百三十二兩餘、

海軍費用合　歲入の四分の一、

國債利息並元減

二千八百〇二萬九千六百六十九ギュルデン、

英　二百三十三萬五千八百〇六ホンド、

我　九百三十四萬三千二百二十四兩、

國債拂　歲入の凡四分の一、

國債

九億六千九百四十五萬〇九百十三ギュルデン、

英　八千〇七十八萬七千五百七十六ホンド、

我　三億二千三百十五萬〇三百〇四兩、

初め朝廷濱殿（京橋區）を海軍所となさしめ給ふたが、其の後閣議に依つて之を東京に置くべく確定したので、兵部省は更に愼重の協商を凝らし、品海一帶の水路を浚深して船艦を玆に備裝し、附近に砲臺を設けて海軍の根據地となさんとした。そこで濱殿附近より金杉（芝區）に至るまでを區畫し、海軍所開始の經營地として設計せんとしたのである。かくて海軍所創立の建白あるに及び、五月十三日大臣・納言・參議の三職は君を廟堂に召し、之に關する意見を徵して論議したが、其の事業宏大にして容易に決しなかつた。其の前日の夕刻に君は櫻井愼平と共に眞臣を訪ふて是日廟堂に出でたのである。眞臣の日記十二日の條に「夕前原兵部大輔・櫻井愼平來話、薄暮分散之事」とある。されど軍務は忽諸に付しがたいので、二十四日三職更に海軍所設置の敷地を論難凝議したが、翌日兵部省に抵つて君等と共に其の狀況を詳諦にした。即ち利通日記の五月十三日の條に「參朝御評議毎之通、兵部大輔御呼出、海軍所之こと御評議有ㇾ之退朝」とあり、同二十四日の條に「三職一同種々有二討論一、海軍所建置に付、兵部省より申立有ㇾ之」とあり、また同二十五日の條に「一字より三職兵部省え出席、大輔・卿以下一同海軍所見分いたし候」とある。ついで利通は海軍のことに關し、外務大輔寺島宗則・東京府大權大參事鮫島尙信の意見をも徵したが、六月木戶孝允の參議に任ずるに及び、先づ民部・大藏兩省の分離問題を解決して二人相共に廟堂の根基を堅固にすべきことに盡力し、後徐に諸般の施設に着手するに至つた。さ

れど君が曩に提出したる海軍創立の建白書は、事甚だ重大であつて、已に朝廷より集議院に下問あらせられた。集議院は之を凝議し、建白中にある七ヶ年間全國歲入の五分の一を以て海陸軍備に充つべき案に關し、大に紛論が起つて此の費額に對する其の興張の程度を稟伺した。依つて朝廷には、兵部省の出だした造艦の計畫並に豫算を年度に配當せる其の書の直に下しがたいので、七月九日兵部少丞高屋長祥を召して二十二日まで取捨して更に呈出せしめ給ふた。そこで兵部省もまた覈査したる後、其の期日までに之を出ださんとし、卽日久我通久次の書を君に送つて其の由を報じた。

辨官より御用召に付、高屋少丞參　朝仕候處、別紙御渡しに相成候、其次第は集議院に於而、かの五分一之論、紛紛に相成候に付、議院より申出には、五分一を以て、海陸軍何程御興張に相成候哉、伺出に付、朝廷よりは過日當省よりさし出しに相成居候海軍見込書を議院え御下けに可ニ相成一なから、あのまゝ御下けに相成候ては不レ宜所有レ之歟に付、兵部省に於而至急猶篤と取捨致し、廿二日中に可ニ差出一旨御沙汰相成候得共、廿二日には勤差出段、御答申上置に相成候、廿二三日には必可ニ差出一旨に御座候、右早々別紙相添奉ニ差上一候也、

七月九日

至急亂毛御推覽

大輔公机上　　　　通久

かくて君は通久に復書し、海陸軍經費に全國歲入の五分一を充てんとせる建白に對し、集議院に紛論

あるを辯明せんとして其の起案をなさしめた。通久是日直に之を兵部省同僚に謀議したが、長祥に異見があるので、姑く其の答辯を猶豫せんとした。依つて通久更に書を君に送つて其の趣を報じ、なほ猶豫の趣旨は妄に兵部省の意見書を集議院に提出し、且つ集議院の稟伺に對して我が省より答辯するを不利とせるにあるをも告げた。卽ち其の書中に「五分一之論、彼是御座候よし、今日之御書翰卽一同え申談仕候、右之議に付ては、高屋少々見込有レ之候間、至急に御答は不レ仕候心得に御座候、右見込は當人より可ニ申上一候得共、荒々は海軍見込書なそにせよ、餘り彼是集議院御出し不レ宜歟、且又省中一定とは乍レ申、政府え院より伺出候事を兵部省之見込にて御答も如何なり、且又省より未た五分の一の御返答不ニ申上一今日は、彼是申居船越と兩人承り置候、何れ先生え御相談に可ニ相來一候半と存候、右に付御答之處は、暫時御見合可レ奉レ願心得に御座候間、御思召奉レ伺候」とあつて、長祥其の意見を君に陳述せんとした。然るに君は五分一に關する意見を集議院に提出せんことを冀ひ、翌十三日其の案文を通久に促した。依つて通久其の草を起したが、會廣澤眞臣の意見があつたので、集議院の稟伺したる趣旨に關して言上せんことを決した。卽ち通久次の書を君に送つて其の由を告げ、且つ過日の朝命は五分一に對する辯明にはあらで、曩に提出した海軍創立建白書中の改刪にあることをも反覆して報じた。

拜啓仕候、陳は御念慮奉ニ畏入一候、五分一之御返答書は、外に猶又見込書を當時書試爲レ致置候處え、廣澤　御見込猶又拜見仕、深く畏入候、此文も出來次第可レ入ニ御覽一候、

過日申上候議院より伺に相成候儀を及ニ言上一候心得に御座候處、文體彼是御分り兼と奉ニ恐縮一候、拜眉萬可ニ申上一候得共、過日　朝廷より御命は省え五分一之御返答可ニ申上一旨には無レ之、餘り議院にて論多きに付、何歟政府え伺出仕候、右に付前日省より差上置候海軍見込書を、書改可ニ差出一旨御命に御座候、併し右見込書之中にも、議院え差出候ては不レ宜議も御座候間、一應奉ニ申上一候事に御座候、御分り兼候段重々奉ニ恐縮一候、拜眉可ニ申上一候、匆々、

七月十三日　　　　　　　　　通　　久

前　原　君　机　下

二白、亂毛御免可レ被レ下候也、

ついで通久は、他省已に海陸軍費の全國歳入五分一に關して各其の答書を提出したるを聞き、十八日また書を君に送つて、起草せる兵部省の答案に對して示教を請ふた。其の書中に「過日差上置申候五分一之儀御下問に付、御返答見込書御思召も御座候はゝ御示教奉レ願度、他省は皆々御返答申上候樣子に付、當省にも議論決定之上、御返答仕度、此段奉レ伺候、是又宜御賢考之上、書類申降度、最早御參省にも可ニ相成一候はゝ、御持參奉ニ願上一候、何分宜御指揮奉レ願候也」とあつて、海陸軍の經費に關して各省の意見を徵せられ、既に其の答書を上つたことが知らる。かくて海軍創立の建白未だ容易

に決定しなかつたが、君の主張せる意見は漸を以て進捗せんとする趨勢となつたのである。

○明治元年鐵道敷設の廟議と停車場の位置に關する君の奏請

明治元年二月大木喬任は、東京・京都間に鐵道敷設の建言をなせし以來、廟堂其の議があつたが焦眉の急務多くて、未だ之が大事業を企圖するの遑がなかつた。翌二年鐵道敷設の議進捗して十一月始めて之を決し、將に其の資を英國に借らんとし、伊達宗城・大隈重信及び大藏少輔伊藤博文をして事を掌らしめた。卽ち大久保利通の日記十一月十日の條に「十字參朝鐵道御開のこと評決有レ之」とある。然るに英國との交渉我に不利の條項が多いので、廟議一旦之を破談すべきに決した。依つて利通は更に和蘭に資金を借らんとして之を兵部省出仕赤松則良に謀り、横濱に遣はして其の交渉をなさしめた。是は同三年六月二日である。（後英國倫敦の東洋銀行に托し始めて九分利付公債四百八十萬を募りて資金とした）

○明治三年

當時敷設の企畫は漸く其の武歩を進め、十八日民部省は其の官吏を派遣し、外人を從へて線路の里程を測量せしめんとし、山城・攝津・近江の府・藩・縣に之を告げ、ついでまた同じく大和・丹波・尾張・參河・美濃の諸藩にも令した。而して其の經營の第一期は、東京・横濱間の敷設であつて、離宮濱殿の附近に停車場を置き、延長して築地を起點となし、玆に商戸を移して墨田川河口を浚深にし、海陸の運輸に便にして内外の貿易を盛にし、以て都下の人民を益々繁榮せしめんとした。君は之を知つて兵部省の吏僚に商議し、且つ自ら思ふに、鐵道の便によつて貿易愈々繁昌し、萬民益々富盛に趨くこと明瞭であつて、其の敷設は實に急要の事

業である。今や兵部省は、曩に叡慮を以て濱殿を海軍所と定めさせ給ひしこのかた、其の御趣旨を奉じて海軍の根據地を此の近傍に置かんとして考究計畫せるところである。然るに鐵道の敷設に方り、若し築地附近に停車場を置かば、軍備の基本確立しなくて國防を嚴重にしがたい、宜しく一家の言を偏聽せず、上は公議に付し、下は輿論に詢ふて其の是非を公正に裁斷あるべきことを切に冀ふのである。そこで六月其の思惟する所を上書して之を奏請した。其の文は次の如くである。

聖慈以臣等上言、乞レ停下止開二車道一以便中互市上、特降二
天音一不レ允者血誠已竭而
廷議不レ行、虜氣方折而卑情不レ達、强諫不レ回二宿昔之所一レ期、面從後言即有レ愧二于所一レ學、是以敢復獻二瞽言一希二彼萬一一、夫立レ國之要在レ立二基本一、而待レ我之策武備爲レ急、基本不レ立國家從レ之、武備不レ嚴我則生レ心、今
朝廷承二德川積衰之餘一、百事草創、因レ之以二師旅一、繼レ之以二饑饉一、物價騰貴、桂玉不レ啻二道路一、咨嗟民不レ聊レ生、而武備未レ張、士氣未レ振、器械鈍弊倉廩空竭、帷幄無二籌策之臣一、行伍無二貔貅之卒一、虜人因二其無聊一乘二其無備一、威以脅レ之、利以誘レ之、民之從レ亂何所レ不レ至、當二此時一雖レ有二韓白一、不レ能レ善二其後一、況如二臣等輩一、又何以應レ變二于猝一乎、故乞下停二止車道一以治中海軍於築地上者、不四獨所三以待二暴客一、亦所三以立二基本一也、入秋以來陰雨連旬、夫雨也者、徵二之天道一、求二之易象一、爲レ陰爲レ匿爲レ兵爲レ亂、爲二小人一爲二夷狄一、今生民之失レ職既已如レ彼、上天之垂レ戒、復又如レ此、夷狄兵亂不レ待二智者一而後知也、獨不レ可レ知者、遲速遠近耳、賈誼曰措二火于積薪之下一、其未レ及レ燃因

而曰安、臣不佞敢復爲ニ
聖明ニ誦レ之、且今民部開ニ車道ニ以便ニ互市ニ者、特資ニ其利ニ耳、夫基本不レ立武備不レ嚴、而國從レ之則雖レ有ニ其利ニ將
安用レ之、橫濱距レ此數里、陸運海漕一日而達、又何苦費ニ萬金之資ヿ、强行ニ人所レ不レ欲、以爭ニ利于寸晷之際ニ也乎、
況虜情難レ測、萬一破レ約、雷疾風駛、乘レ車而至、將何以待レ之、甚可レ懼也、伏願
朝廷公聽並觀、不ニ敢偏ニ聽一家之言ヿ、上付ニ公議ニ下詢ニ輿情ヿ、是非所レ在必爲レ之、歸舍已從レ人從レ諫、如レ流行レ之、
方今可ニ以御世施レ之、後代可ニ以垂レ法、若猶臣之頑陋不レ知ニ
廟謨之所レ在、則又願明ニ示其詳ヿ、以下諭ニ至當之言ヿ、不ニ敢唯命是聽ヿ、冒ニ瀆
天威ニ不レ勝ニ悚懼待罪之至ヿ、

一　誠

之と同時に兵部省もまた濱殿に密接せる樞要の地に海軍の基礎を置かんとするに方り、其の附近に停車場を設けて外國と互市の便を助けんとするは、府內の雜沓を益すのみならず海軍の根基確立に支障をなし、我が國家の擁護に妥當ならざるものとし、長文の書を辨官に致して其の事由を詳細に反覆論述し、將來の爲に利害得失を深考し、廟堂に於て之を愼重に審議せんことを請ふた。其の要は東京奠都の大策を說いて東京城の防備に及び、府民の風習街衢が鄙陋卑狹であつて改善釐正の要あるを論じ、外人と貿易を競ふべき商戶は概ね橫濱に移すの利なるを述べ、更に東京・橫濱間の鐵道敷設に濱殿

附近並に築地に停車場を置くの九害を列擧し、宇內萬邦に比類なき我が國體に考へて得失緩急を深慮せんことを請ふたものであつて、君の自ら書せるもの次の如くである。

過日標題而已を添申上置候、築地近傍え蒸氣車會所を設くるは、御國體之爲め不レ可レ然之議、省中之見込委細別紙之通御座候、厚く廟議を被レ爲レ遂度、右は違く御評決之上、民部省に於て既に取掛りにも相成居候得共、容易に變移難レ被レ爲レ成儀に可レ有ニ御座一候得共、前度も申上候通り、濱殿近傍より金杉迄之處、是迄於ニ同省一手入相成候分は、いつれ之通、海軍所御創立相成候にも、其通手入仕候半而不レ叶に付、約り御失墜之筋共不ニ相成一、第一大に御國是に相關候儀に付、利害得失篤と御參考何卒省議を御採用被レ爲レ在候樣奉ニ懇願一候、此段至急申進候也、

庚午六月　　　　兵部省

辨官御中

帝城之地は宏莊にして嚴肅文敎を盛にして、風俗を厚し武備を嚴にして威重を示し、器械を精ふして工術を巧にし、地形は全國を維持するに便にして其都を守るに堅固なるを要す、故に貿易の地、富麗繁華啻に運輸に便なるを尊ふと齊からす、然るに今度蒸氣車道の會所を郭內濱殿近傍に設け、因て外國と互市の便を助け、府內の雜沓を進め、殊に濱殿近傍樞要の地に海軍所を造築し、爰に海軍の基礎を立るの妨障と爲るは、御國體の爲め大に不可なる之議、今度王政御一新大に御國體を御興立被レ爲レ在、江戶を東京と唱へ皇居の地と被レ爲レ定候に付ては、此地は今日　帝府の京にして、舊日幕府の都と大異なるときは、嚴然京府の體裁を備へ候樣、諸般御改正被レ爲レ在候はて不レ叶儀

は申上る迄も無二御座一候、乍レ恐

桓武天皇平安城を御造建、爰に　皇居を被レ爲レ定候より、一千有餘歳更に遷都の議なく、列聖の御廟所も京都に被レ爲レ在候處、今日に至り斷然　皇居を東京に被レ爲レ遷は宇內の時勢と　皇國の地形とに隨ひ、不レ得レ止の情勢を御洞見被レ爲レ在候故也、何者魯國近來黑龍江邊の地を領してより、漸次に樺太に進入し、我北境を侵奪せんとするの勢を逞するに、我

皇化の所レ及は尙ほ未た奧羽に洽からす、況や北海道の開拓は稍其端を啓くのみ、何を以て强虜の大欲を厭制すへけん、因て速かに　皇化を東北に普達して　皇國の盡頭に至り、東北の民新に　皇化を被むること西南の民久く　皇化に浴すると齊からしめ、兼て北門の鎖鑰を嚴備して魯虜をして敢て我北境を覬覦するの釁なからしむること現今至急至要の國務たり、故に京都に偏安せられす、東京に遷都爲せられ候て形勝の便を占據し、依て全國を保護維持するの大策に出るなり、豈舊幕府の市民、俄かに都下の衰るを以て、生產を失ひ糊口に窮するを救助する、一時姑息の小計に基つく者ならんや、夫れ東京の地たるや、屢船路を通して北海道及樺太に至る可く、速に車道を修して靑森に達し易し、依て海陸の運輸を便達して、開拓の事業を進步し移民の生產を得安からしめ、兼て北門の守備緩急に應するや、京都に比すれは至便なり、而して東京城の防禦の方に至ては觀音崎と富津崎とに對應せる至牢至堅の砲臺を築造し、多く重大の大砲を備へ、以て內海の咽喉を緊扼し、品川臺場を改正增築して內港の嚴備とし、更に品海に强大の海軍を盛備して內外港を嚴守し、且樞要の所には水地雷火を裝置するの方を豫備し、嚴に海陸双備するの方策を畫定し置かは、魯・英の强國連合して襲來するも、容易に我京城に攻め近つく可からす、故に全國を維

持するに便なると、京城を守るに堅固なると、共に東京の地形　帝府に適當するは明著なり、但府內の人口繁庶にして亦

帝府に適可なるか如しと雖とも、府民の風習と街衢の位置とに至ては、大に鄙陋卑狹にして

帝府の體裁に非さるを以、嚴に改正を加へさる可らす、一體舊幕全國を力制網羅してより、諸侯の妻子を質として都て此地に置き、又參勤を頻繁にして滯府の人員を多くし、諸藩の歲入を多分爰に費耗せしむ、故に府下數百萬の住民獨り耕織を業とせさるのみならす、職工を勤むる者亦僅少にして啻に幕臣と諸藩士に衣食住の用を辨し、且其遊樂に供するを以て生業とし、數口の全家一女の力に賴て、安然糊口を致す者夥多なり、是遊民の爲めに生路を設くるか如き者にして、富國の大道を失する論を俟たさるなり、右の如く全國の力を空費して一時偷安の策を爲し、更に護國の軍實を備へさるを以て、竟に外國に內情を看破され、亞艦の突入せしより國內動搖し、速かに大政を返上するに至る、是

聖運の然らしむる所と雖とも又舊幕の顚蹶を促かすは、其著目する所、唯偷安を主として護國の大旨趣を失するに由なり、而して更始の際、兵隊は更に放肆市民は概ね遊樂に供するを渡世とし、都風益頽敗す、其餘弊曳て今日に及ひ、官務の爲め來勤する者と、學術の爲め來遊する者と、兵備の爲め來屯する者とを論せす、多く此弊風に浸染し又各士歸藩するに至て、其流弊次第に各藩中に傳播す、因て府下の弊風遍く僻地に達し、其害擧て言ふへからさる者あり、夫帝京は全國の標準にして政治の府、文教の源、武備の本なり、然るに右の如く、却て弊風の源となる、豈可ならんや、英國の如きは、其學術の正、我神聖の道に及はすと雖とも其政治の宜き、自ら聖賢の旨に合ふ者

あり、其王都龍動府の如き、民庶の繁榮なる東京に勝ると雖とも、嚴然娼婦を置くを許さす、然らは則我府下の近狀は實に彼れに對して愧つへきの至りに非すや、宜しく速に府內娼婦娼妓の巢窟を一掃し、從來の弊習を斷絕し、嚴に風俗を整正するを以て、府政の專務と爲すへきなり、而して廣く中小學校を設けて、善く兒童を敎導し、大學校を盛にして諸科を精究せしめ、更に博物館を建て今古宇內の產物を陳羅し、禽獸園艸木園を築て萬國の動植物を養植し、病院・貧院等を設けて鰥寡孤獨の窮苦を救恤し、其施設都て人の知見を廣め、兼て風俗を厚ふするを以て目的とす、而して市民の商業を欲する者は、漸次に橫濱に移住せしめ、恒產なき遊民は勉めて職工の諸業を修めしめ、其下劣なる者は移して開墾の地に住せしむへし、一體橫濱港は運輸の便地なるを以て、皇國の產生糸蠶卵紙の如き高價の品大抵玆に輻湊す、故に貿易大に盛にして我商民の移住するもの日月に倍增し、其蕃昌の進步する實に人目を驚かす、今日の景況にては橫濱の富麗大阪に抗するに至る亦近きに在り、而して商民の旣に移住する者外國人と商鋒を競ひ、活潑勉勵すること大に東京の市民遲緩怠惰なるの比に非す、故に商民は成丈橫濱に移住せしむるを良法とす、其轉移の仕方は、家造會社を建て橫濱及ひ開墾所に於て、各需に便なるの地を計り、豫しめ大小の借家を立置き、其來住する者に便利にして之を貸し、府民の火災に遇ひ家屋を新建すへき者は、之を諭示して其人體と家業とに隨ひ、兩所に分住せしむへし、而して府內の市民は、只管諸般の職工を修して精功を究めしむるを目的とし、恰も京都西陣の職工に巧みなるか如く、刀劍砲具を始め一切日用の要具に至るまて、其品精良にして其價下廉なるに至らしむへし、且西洋より紡績組織其他諸般製作の器械數種を購求し、便利にして精巧の諸品を製造せしめ國益を計るへし、譬は皇國の產物中最第一の貿易品たる生糸の如き、其製方善良ならさるを以て、佛國「リヲン」

等に於て改製し、組織に供す、故に其價下直なり、若し之を良品に製して改製を要せさるときは、其價を増す多分也、是稍々心力を勞するのみにて、國益を得る大也、若し西洋の好みに適するの品物を組織し、生糸を賣すして織物を賣るに至ては、國益を得る更に一層ならん、茶に於ても亦然り、一體富國の源は商業に非すして工業にあり、英國古へ數十年佛國と戰爭し、國民に賦税を課する倍增せしと雖とも、國民は却て富饒となれり、是偏に職業を勉勵して其頃蒸氣器械とを發明し、諸品の製作を巧にして之を各國に輸出し、隨て商法方を盛んにして大に國益を得し故なり、因て東京の遊民は可レ成丈、勤勉して職工を修めしむるを國益の第一とす、而して商民を減して職工を增すは獨富國の術に於て可なるのみならす、又府內の風俗を正すの一助也、何者職工は終日心力を勞して其利を得る大抵定限あり、故に財を得るの難きを知り、之を濫費するの害少なく、善く恒心有つて質素の風を守るを以てなり、又街衢は端莊にして淸潔廣濶にして佳麗人目に適し、往來に便なる樣、全府中改正するの目的を豫め計畫し置き、人家轉移或は火災の後、順次に之を釐正し、且市民の家屋は可レ成丈け齊列なる樣、改造するの方法を立つへし、如レ是處置するときは府內を宏莊にする、指を屈して期すへきなり、更に海陸軍兩學校を盛立し、廣く府藩縣華族士族の子弟を集め、兩校に於て海軍の諸科と陸軍の諸科とを學習詳究せしめ、依て多く精達の將士を養成し、且樞要の地を撰んて海陸軍の常備を屯在せしめ、規律を格守し操練を勉勵し、兼て巡邏を嚴勤して府內を警固せしむ、諸般右の如く施行するときは、府內嚴然肅然人の郭內に入る者、我皇民と外國人とを問はす、仰て天子の尊きを知り、其敎化の厚きに感し、其武威の重きを畏れ、皆禮敬の心を生して我國法を謹守せさる者なし、府治既に如レ此なるときは德威と敎化と速かに全國に普達する、亦影響の如くなるへし、然るに今度民部省に於て、

東京より京都まで蒸氣車道を築造するの企ありて、即今先つ東京より横濱に達し、東京の車道會所を濱殿近傍に設け、且墨田の河口を浚深にして海陸運輸を便にし、築地上下沿河の地に商戸を移して內外貿易を盛にし、因て府內の民庶を繁榮ならしむるの施行ある由、若し然るときは、前件府內の悪弊を一新して禮文の盛京に改正するの議に全然相反するのみならす、更に我國體を損して啻に外國人の便利を增す、大に國是に非さるなり、其譯逐次に之を細論すへし、今築地の居留地近傍まて蒸氣車道を達し、依て運輸の便を助け互市の場を盛んにするときは、忽ち外國人の爰に移住する者多く、隨て各國「コンシユル」來住し、公使も亦府內に轉居を促すへし、我政治兵備今日の如く未た整はさるに、早く來住するときは、彼れ益府內を蔑視横行すへし其害一なり、報國の志士外人の驕態を視るに忍ひすして、或は無智の暴行を爲すあらん、然るときは外國擧て不敬不法の罪を鳴らすへし其害二也、外人若し暴行に遇ふときは護衞を名義とし、彼の兵隊を引き入れて府內の地に常備すへし、抑西洋各國に於ては帝王の他國に至ると雖とも、兵隊を携る者なく、各國素より他の兵權の其境に入るを許さす、然るを横濱に於ては、英・佛の常備兵を免許す、實に獨立の體裁に非す、況や府內

陛下咫尺の地に萬一之を許容するの事あらは、益國辱を大ひにす、其害三也、現今外國人概ね其國の强きを賴て、其所行動もすれは我を輕侮するの事あり、依て外國人に使役する我下民の無智なる者、或は彼か威權を借て却て我法度を侵凌するの情態あり、此悪習横濱に於て猶見聞するに忍ひす、況や引て府內に及ふときは、益國威を損す其害四なり、外人の横濱に居住する者、大抵居宅を大にし衣食を美にして、日用費す所我國民の比に非す、依て横濱の住民其澤を仰き糊口する少からす、故に外人を尊敬する或は國民に逾越し、平常外人を唱るに異人樣の號を以て

す、此弊習引て府内に漫延する亦國威を損するの一端にして其害五なり、外國と貿易の盛衰は、畢竟外國へ輸出する物産の多寡と、外國より輸入する物品の多寡とに應して更に東京と横濱との區別とに由て差違あるなし、今若し築地に於て互市を盛んにするときは、横濱の繁榮は必す減却すへし、故に貿易を盛んにし國益を得んと欲するときは唯勉て絹糸茶蠶等彼の好て購求する物産を増益するに在るのみ、現今貿易の惣金高に應すれは、外國人の横濱に來住する者過多なる由、故に東京繁華の地に互市の便を得るときは外國人直ちに此に移住し、從前國民の所得とする商業をも奪ひ取るへし、是我に損有て彼に益あり、其害六なり、横濱は密賣を禁するの法度能く行はるへしと雖とも、府内に於て互市を盛にするときは、其禁止困難たるへし、其害七なり、品海より内地海岸に沿て車道を通するときは、海岸の民戸多少其産業を妨碍す、其害八なり、殊に聖慮を以て既に離宮濱殿を海軍所と被ㇾ爲ㇾ定候、一體海軍所を建てゝ多くの船艦を保持修補し、或は新規製造し且船具武器等を貯藏するの府庫を立つるの場所は、海軍の根據たるを以て、長江大河若くは內港の深奥にして、容易に敵艦の攻め近つく能はさるの勝地を要す、今　皇國の河江及內港右の目的に必適するの良所あるなし、但濱殿近傍は品海より一帶の水路を浚深するときは、稍深奥にして其需めに適合す、且河口は東京城の咽喉なるを以て、何れの道砲臺を嚴備せさる可らす、故に敵艦を禦くの術能く備り、而して海軍所より品海へ軍艦を備裝するに甚た至便にして實に樞要の地なり、爰を以聖旨を奉戴し、厚く省議を遂け、濱殿及近傍の地を經營して海軍所を造築し、大に海軍の根據を立んとす、然るに右の近傍に車道會所を設るときは、其經營を妨障して海軍所の全局を具る能はさらしむ、其害九なり、此九害のも

のは皆御國是を害するものなり、抑蒸氣車は速力至大なるを以て、遠路懸隔の地に通するを主とし、小距離の平坦地馬車等を以て自在に來往するの路に設くるを要せす、外國の都府に於て、車道會所は大抵郭外に設け、可ㇾ成丈府內の街路を遮斷せす、是其妨害するの多くして利益するの少きを以てなり、龍動の如き車道を府內に縱橫設くる者は、屋上若くは地底を通する者多し、然るに今前件の諸害を顧みす、深く府內に達す其利益何くに在るや、當省に於て曾て了解せさる所也、若し此會所より後日直ちに青森に通する爲めの便宜を計るの目的たるときは、築地より兩國邊東京繁華第一の場所を橫斷して奧州地へ達するは、前件の如く其害大なりとす、故に今度設くる所の會所を以て中心とし、直に南北に達せんと欲するときは品川裏手より海道を遮斷せすして直ちに城西に達し、糀町近傍然る可き場所を撰定して會所を建るに若はなし、然るときは獨り青森に直達するの便のみならす、信州路・甲州路にも直ちに此會所より支分し、一所四達の中心となるへし、但城西にては品海より舟路運輸の便を缺か如しといへとも僅かに其趣向を施すときは濱殿近傍と大同小異なり、何者城外の壕を浚深し且其壕より會所に通して一帶の新壕を穿ち、河口より自在に川蒸氣船を通するの水路を設くるときは、更に不便有る無けん、然らは則其利害を顧みす、強て築地近傍に達する者は、啻に互市の便を助け府內の繁華を期するのみならん、是迄同所互市の盛ならさるを以て蘭コンシュル等の如き、始め居留せし者も、既に去て他所に行く、實に國家の大幸と云ふへし、然るを我より求て互市を便にし、內備未た整はさるに早く雜沓を進め、若し外國と混雜を生し、兵端を發するときは、何を以て皇城を守衛せん、何を以て外敵を驅逐せん、乍ㇾ恐神祖建國以來數千歲赫々として未曾て他邦に屈するの國辱を受けさせられす、實に宇內萬國比類無きの御國體、今日に至り支那の覆轍を踏む可ならんや、是省中恐懼痛心に勝へさる

所なり、因て當省の見を述るときは、車道は成丈け急築して南北に兩達すへし、但會所は即今先つ郭外に設くへし、尤後日の便を計るときは城西に設け然るへし、右は互市の便を助けすして車道の便を得るの良策なり、是小事件なるか如しと雖とも、委曲前文の如く御國策の是非に闘する大なり、仰て願くは、利害得失緩急輕重深く御洞察、御國是を被レ爲レ得候樣奉ニ懇願一候、誠恐敬白、

庚午六月　　　　兵部省

君の辭表提出と其の朝許

是より先き君は兵部の要職に轉じてこのかた、專ら陸海軍の根軸を鞏固にせんとして屢々意見を開陳し、且つ建言書を上つたが反對說が出でて、其の趣旨の廟議に貫徹しないので、常に怏々として之を樂しまなかつた。會微恙あつて全快しないので、其の故を以て未だ出勤しなかつた。五月十七日兵部少丞佐野常民の君に送つた書中に「昨日より少々御感冒之末、例之咽喉焮衝之御病症に相成、御不參の旨、縷々御示之趣奉ニ敬承一候、誠に以御場所柄之御痛にて、嘸御困可レ被レ遊と奉ニ恐察一候、何卒御加養之程伏而奉レ禱候」とあり、六月十七日船越衛等の送つた書中にも「過日來より之御胸痛、昨夜來殊に御劇痛に御差募之由、御笑止之御事奉レ存候、隨分御養生專一に爲ニ國家一奉レ祈候」とあつて、胸部に疼痛あるも强いてなほ機務を執掌し、七月下旬に及びて依然平癒しなかつた。兵部省の陸海軍分課をなして所屬官吏の變更を行ひ、兵部權大丞蟻川某を免せんとして七月二十四日兵部卿熾仁親王の意

見を聞かんが爲め送られた書中に「今以兎角御不快之旨、如何之御事哉、委敷承度存候、少々に而も御快氣に候はは、御出省候樣希候」とある。かくて君は兵部大輔の要職にあつたが、常に不滿を懷いて陰忍其の疾を養ふこと殆んど百日に達するのである。そこで望外の鴻恩を蒙りながら、未だ涓埃の報効もなさないのは、朝廷の明を瀆し奉るものなるを懼慄し、次の表を上つて免官を奏請した。

私儀淺學不才を以、虛名謬二傳行間卒徒の間に一蒙二御拔擢一、聞レ命震驚屢上二辭表一候得共、遂に無二御許容一爾來頻に重任に御登用被二仰付一、是又屢上二辭表一候得共、御許容不レ被二仰付一、不レ得レ止今日迄
朝廷之明を瀆し奉り、涓埃の功も無レ之、殊恩に甘へ寵榮を叨冐罷在候段、雖二萬死一難レ奉レ報、不レ堪二恐懼悚慄之至一、且兵部大輔之任、國事成敗之所レ係、且博識瑰奇之人を得、御撰充無レ之候而は、一日も不二相濟一儀に御座候處、兵部の事任二大輔一之人實に國威盛衰の所レ係、英邁達識、且方今萬國の兵事にも通し候人御撰充無レ之候ては、兵政相立不レ申候、然るに一誠元頑固愚陋鄙野の一武夫を以、一昨年　王師北征之日、虛名謬二傳行間卒徒之間に一、誤て御登用を蒙、實に望外之鴻恩雖二萬死一不レ足レ奉レ報、然處奉命以來涓埃之可レ言無レ之、但
聖恩優渥に甘え御一新忽率間とは乍レ申、今日迄奉レ瀆二
朝廷之明一候段、不レ堪二悚懼戰慄之至一候、今庶政略就レ緒諸省規律粗定と雖も、乍レ恐未た善美を被レ爲レ盡候とも難レ申、就レ中兵省の如き、自今以來最大之儀と奉レ存候、一誠實に不レ當二其任一、愚者自不レ揣塞二賢路一、泚顙不レ啻、且居二其職一不レ能レ盡二其職分一、不忠之罪亦不レ小、蓋是迄之尸素は只管寛大之　思食を以、御宥恕被二　仰付一賢能才智

之人御撰充被レ爲レ遊、一誠之職務御免、
聖恩終始を全ふ仕候を得せしめ賜え、實に至誠切迫敢て矯飾仕候に而は、秋毫も無ニ御座一候段、深御照察被レ下、此
餘一層之
聖慈被レ爲レ垂、退職被ニ仰付一候様、御執奏偏に奉ニ歎願一候、以上、

前原一誠

辨官御中

然るに朝廷之を聽許し給はないので、益々其の官にあつて賢路を塞ぐを懼れ、再び上表して宿痾に醫術の施しがたきを陳べ、天恩を垂れて速に解職し給はんことを奏請した。

嚮者、上表乞ニ以レ疾解ニ兵部職一、天聽未レ被ニ回照一、寤寐而待レ之翹レ首以望レ之、(何カ)□焉無レ所レ訴、戚々然不ニ自安一、治レ病非レ無レ藥、措レ身猶ニ不レ容、遂不レ能ニ自制一、敢復布ニ腹心一、雖レ知下罪在ニ不レ赦、所ニ以情亦可レ憫、臣某誠惶誠恐頓首々々、臣素海西一鄙夫、蒙ニ罔極之殊恩一、待ニ罪兵部大輔一、萬死不レ知レ所ニ以報一、又何疾之足レ謂乎、況在下孛・佛方鬩ニ宇内一將ニ一大革一之時上、使ニ我 皇國武威一能張ニ於五大州之外一者非レ兵而何也、則亦非ニ臣等之責一而何也、又況聞近者孛・佛戰ニ于横濱一、無レ禮既如レ此、虜情難レ知、變故不レ測、海内不逞之徒、覬レ釁思レ亂者、亦不レ爲レ尠、而天下之兵備今何如也、
陛下之宸憂方何如也、苟在レ職者王事靡レ盬、六軍之士、不レ遑ニ啓處一、然而臣獨養ニ病于家一、曠職殆乎百日、今猶無

レ事、不レ能レ置二身於帷幄之議一、一旦不虞、不レ能レ致二死於抱皷之急一、區々微臣之疾不レ足レ謂、而天下兵事之重、不レ可二以一日緩一、聖恩廣大、縱恕二臣罪一、臣豈獨不二自愧一乎、陛下苟廣求二衆議一、溥海之濱豈無二其人一乎、今者臣猶塞二其員一、設令有二其人一、亦不レ得レ在二其職一、使下國家有中不レ得レ才之憂上、而豪傑有下不二盡用一之歎上、是亦累二臣之罪一也、每二一念及一レ此、不レ覺涙下沾レ衾也、至情迫切、心魂顚倒、體日有レ癯、而疾亦無レ愈、藥餌雖レ良、醫術雖レ巧、亦莫三復措二其手一矣、伏願天恩垂レ慈、早解二臣職一、別得二其人一而授レ之、與レ之俱算二帷幄一、則六軍貔貅、當レ及レ用レ之、四夷豺狼、將レ絕二覬覦一、是不二獨天下之幸一、臣亦得二安而養一レ病、若幸不二以レ此死一、將レ有レ報二於他日一也、吐二露肝膽一、冒二瀆天威一、無レ勝二屛營之至一、

かくて前後三たび辭表を上るに及び、九月二日朝廷遂に其の請を允し給ふたが、依然東京に留め給ふたのである。君の辭表提出中に八月山縣有朋入りて久我通久と並びて兵部少輔に任ぜられたが、十二月通久其の官を罷めた。兵部大輔は君の挂冠後姑く之を闕いたが、翌四年七月有朋之に任じ、十二月兵部大丞西鄉從道同少輔に進んだのである。

木戸孝允等君の滯京を冀ふ

曩に山口藩脫隊徒の紛擾鎭定するに及び、同藩權大參事久保斷三（初松太郎）は書を君に送つて其の概況を報じ、且つ善後策の難題多々あるを以て、暫時にても問暇を請ふて歸藩せんことの希望を陳べた。是は二月二十二日である。即ち其の書中に「舊冬常備軍御編制一件によりて、諸隊々中之者宮市へ脫走、其後色々被レ盡二御手一候得共、兼而之驕兵奉レ命之色無レ之次第に暴動相募、終に兵力を以御鎭壓相成、

先今日に而は不ㇾ殘歸順之樣相見候得共、此後之所如何可ㇾ相成ㇾ哉と懸念仕候、右一件に付而は、木戸・井上等殊之外被ㇾ致ㇾ心配ㇾ候、老臺にも御歸省相調候はと相考候處、御暇出不ㇾ申由、此後之御所置も甚御難題之事、數多可ㇾ有ㇾ之被ㇾ相考ㇾ候間、何卒一寸成とも御歸り被ㇾ成下ㇾ度は〻と奉ㇾ存候ㇾとある。

かくて君の辭官聽許の後は、將に歸國して山口藩大參事に任ぜられんとするの傳說があつた。こゝに於て斷三は、君が輿望あつて且つ時勢に曉通せるを察し、若し山口藩に任用せられなば、自己の意見の行はれざらんことを憂慮し、九月十五日大阪に赴き、之を大藏大丞井上馨・兵部大丞山田顯義二人共に大阪在勤に謀つた。ついで二十五日斷三は歸國し、卽日書を木戸孝允に送つて所懷を開陳した。其の書中に「然處風に承り候得は、前原氏徵士御免に而、歸國相成候由、夫なれは定而大參事奉命にも相成可ㇾ申、左候得は人望も有ㇾ之且時勢も承知被ㇾ致居候點に付、小生如き迂遠成者、其中に交り僻論を唱候とも、中々被ㇾ行候樣には參り申間敷、先夫迄之所丈盡力之積に御座候」とある。是時馨・顯義は斷三の意見を聞き、二人同じく君の歸國を憚ばなかつた。そこで馨は君が東京に稽留せるか或は他縣の知事に任せんことを冀ひ、二十八日書を孝允に送つて之を告げ、爲に周旋せんことを請ふた。其の書中に「過る十四五日頃、久保烏渡上阪、實に同人精實は感心、益々憤發罷在候、色々會計之事抔相談し、既に二十五日歸國仕候、同人も一難事之思慮は、前原事御免に相成候由、同人歸國候と迚も異論のみにて、

萬事不ㇾ被ㇾ行、且杉抔必不平を生し可ㇾ申とて、苦慮罷在候、實に尤に候間、何と歟御高按を以、前印事とこ歟の知縣事歟、又は東京詰の兩條御押付、陰に御周旋偏に奉ㇾ祈候」とある。ついで十月六日顯義もまた書を孝允に送り、君の進退に關して考慮せんことを請ふた。其の書中に「先月中旬には久保氏も上阪相成、井兄申合、色々示談仕候處、素より申迄も無ㇾ之、老先生之事に付、隨分目的も有ㇾ之候樣子に御座候、然處承り候得は、近々前原氏歸國之由、萬一同人歸國相成候而は、とても久保氏目的も相違せられ申間敷と煩念至極に御座候、此邊御勘考偏に奉ㇾ願候」とある。孝允は馨・顯義二人の書に接し、君の將來を慮り暫く滯京して徐に進退を決せんことを欲し、爲に斡旋するところあつたが、廣澤眞臣等の意見未だ一致しなかつた。會君は已に朝許をえたので、歸國の途につくべく決した。依つて孝允は二十五日書を馨に送つて其の由を報じた。卽ち其の書中に「前原も不日歸藩仕候よし、過日老兄且山田より被ㇾ仰越ㇾ候邊も有ㇾ之、虛心を以相考候而も、東京に滯留いたし候方可ㇾ然と存候、少々周旋仕見候へとも廣なとも大量と申もの歟、意味不ㇾ相分ㇾ、彼等も出入賴候よし歟一定不ㇾ仕、其中歸り候に相決し申候」とあつて、君の歸國に關して知友各之を憂慮したのである。

京父彥七の上

初め君は朝命を奉じて將に山口藩に向はんとしたが、廟議一變して中止の已むなきに及び、機務の多忙に鑑みて歸省の期日の逆睹しがたきを慮り、父彥七の上京を冀ふて屢々之を慫慂した。彥七もま

た出京して維新後の状況を觀覽せんとするの意があつた。そこで三月朔日君に送つた書中に「拙者東京まいり度存候得共、道筋あき不レ申候」とあつて、諸隊騷擾の後を承けて所々の警戒なほ嚴であつたので、上京を果さなかつた。幾ばくもなく藩内全く平定するに及び、彦七遂に意を決して出京した。四月十五日木梨信一の君に送つた書中に「尊大人御事、御東上被レ爲レ在、久し振御面晤御欣喜之御事奉二想像一候、此地にて弟方えも態と尊駕を勞り賜り御厚意不レ知レ所レ謝奉レ存候」とあり、翌十六日井上小太郎の書中にも「尊大人樣此度御登被レ爲レ在、久々之御相對御悅可レ被レ爲レ在奉レ存候、委曲情實御聞取可レ被二成遣一候」とある。孝心深き君は北越出征以後に於ける面會であつて父子互に其の健康を喜び、また感慨無量であつたことが想察せらる。而して彦七の出發は四月なるも、其の歸國並に滯京中のことに關して傳へたるものを未だ見ないので此の間の事情を知るに由ないのである。

第四十章　君の歸縣と其の後の政況

〇明治三年君の歸萩と官祿の給與

君は明治元年越後出陣このかた、閑暇あらば歸省せんことを切に冀望したが、國事多端の爲め遂に其の宿志を果しえなかつた。而して免官後もなほ朝命に依つて已むなく滯京したが、淹留するを欲せず、歸國して其の疾を靜養せんとし、次の書を辨官に致して之を請願した。實に明治三年十月二十日である。

私儀

一昨年越後出張仕候以來、歸省不レ得仕一候付、當春歸省奉レ願候處、御多端之御時節令ニ暫滯一候樣、御付紙を以御沙汰被ニ仰付一、其後多日臥病罷在、謝上表之通

御免被ニ仰付一、

聖慈深奉ニ感戴一候、尤猶御用有レ之東京滯在仕候樣御沙汰之趣奉レ畏候、然處病氣今以全快と申にも至り不レ申候間、歸省並保養旁千萬奉ニ恐縮一候得共、當分御暇下賜候樣、此段偏に宜御沙汰奉レ願候以上、

庚午

十月廿日　一誠

辨官御中

ついで朝廷此の請を聽許し給ひ、三十日間の暇を賜はつたので、君は東京を發して萩の故山に歸へつたのである。

按に君の東京を發して鄕里に着した時日に關し、未だ明確に知るべき史料を見出しえないのである。廣澤眞臣は山口藩より歸京後に、六月九日・七月十一日・十月三日・同十七日の四回のみ君等に會合したことが、其の日記に見えてゐる。中にも十月十七日の會合は、江木淸次郎・國重德次郎・佐々木男也・笠原半九郎の歸國を送つた別宴であつて頗る盛であつた。參照の爲め其の日記を抄錄して列擧すれば次の如くである。

六月九日　夕神田邸え行、正木・山縣・野村・前原同道船行す、寛話有明樓にて一酌夜十二字歸宅、

七月十一日　午後前原兵部大輔尋、夫より同人一同平岡邸へ行、山縣・正木・奥平等集會寛話、夜八字歸宅、

十月三日　夕神田邸え行、夫より山縣・野村・正木・藤井・藤田・國重・佐々木・江木・木梨・奥平・前原同行に而兩國中村樓え行、山縣・正木明日より歸藩に付、前原待招なり、夜十一字歸宅す、

十月十七日　夕江木淸次郎・國重德二郎・宇多朔太郎・笠原半九朗明日より歸藩に付、爲ニ別抔一外前原從四位・藤井勉三・藤田與次右衞門・長沼總次郎・奥平謙介・多田辰三郎・木梨平之進・天野勢輔等同道今戸有明樓え行、夜半歸宅、

そして君の歸萩後幾ばくもなく、十一月三十日に山口藩内の概況を眞臣に報じた書があるので、其

の數日前に鄕里に着したことが知らるのである。其の書中に歸國の途次大阪に種々の蜚語があつて、知友に疑念あるに驚愕したことを報じ、また歸着後未だ一日も出でざるに、旣に異論を主張するの流說あるを虞憂せることをも告げてゐるのである。即ち其の書中に「弟歸國之節浪華に而も色々浮說承り、弟も意外之疑を受候事に付、實に驚愕仕候得共出帆仕候、御國え着仕候而未一兩日も不レ立候內に、はや弟が何とか異論立候樣申事有レ之、實に寒暑之見廻も半途之內にケ樣之說起り、只管恐怖仕居候外無レ他候」とあつて、君の歸國に依つて當時大阪・萩地に於ける舊友知人が疑念を懷いて之に傾注せることの一端を窺知しうるのである（歸鄕の途中大阪で刺客に遭つたとか、親交の廣澤眞臣の暗殺に際し君の萩の居宅で放銃したものがあつたとか、後に之を傳ふるものもあるが確證する史料はないのである。）

かくて君は家居して胸痛を疾んだが、常に山口藩の爲に畫策を企圖せんとするの念慮があつた。事は十二月七日親交せる佐々木男也に送つた書中に「御國之近況更に相分り不レ申候、縱令分り候而も、最早末一段に付不レ聞レ口候方萬々良策と奉レ存候、別に斷然たる一策相企爲二天下國家一はとうか相分り不レ申候得共、つまり一身之策になりとも可二相成一奉レ存候、此事は期二拜靑一候、御出萩被レ成候はヾ御來杖御投宿奉レ願候、弟病氣も日々快方に相向申候、不日全快可レ仕奉レ存候」とある。然るに君は家事の艱難に依つて病勢を增し、漸く寓居の附近を徘徊しうるの容態であつた。二十五日同じく男也に送

づた書中に「弟も漸々快方には御座候處、無ㇾ據家事艱難より少々胸痛相添候間、少々近方へ遊歩仕候、當月中には是非御訪可ㇾ仕候處、私家出仕候而は家內頗困窮之體に付、當年は御無音申上候」とあつて未だ快癒しなかつたので、更に出京の猶豫を請願して療養に勉めた。會翌二十六日朝廷君が在職中の勉勵を思召され、官祿六百石の三分一を終身給與し給ひ、東京府に貫屬すべく命じ給ふた。其の辭令の文に「前原從四位、在勤中職務勉勵に付、官祿六百石之三分一終身下賜、東京府貫屬被二仰付一候事」とある。當時の官祿は凡そ十六等に分ち、其の第一等は現米千二百石、第二等は千石、第三等は七百石、第四等は六百石であつて、以下各遞減し第十五等は二十六石第十六等は更に三等に分け十三石を最少祿に定めたのである。

かくて君は鄕里にあつて、早くも明治四年の春を迎へたが、舊友知人の嫌疑が多くて、煩厭に堪へないので常に閉居して其の面接を避け、毫も時事を語らず宛然隔世の觀があつた。そこで明年を俟つて藩籍を脫し、骸骨を朝廷に奏請して山林に隱退し、閑雲野鶴の伴侶たらんことを冀ふに至つた。加之君は父彥七の苛細に困惑し、正月十二日次の書を大阪兵營にある弟山田穎太郎に送つて其の衷情を吐露したのである。

○明治四年歸萩後抒情の詩歌

山田市之充へ御面會之節、可ㇾ然御致意是祈、

彌御清適珍重に存候、將又於御國も御兩親様及皆々無事に暮候間、可被成御放念候、陳又歸國以來は寸歩も不出門、恰如隔世人、然る故に天下の近況毫も無所聞、頗迂濶に罷在申候、予身上頗嫌疑多く、五尺微軀終無所容、從今已後山林に老死之外無之と決心、即今頻に其手當最中に罷在候、故に此頃は敢而不接外人、絕口而不言時事、御憫笑可被下候、家君當年五十九歲に御成被遊候付、家君三分へ御讓り、來年御退隱可然と存候、予は一先は藩籍を脫し、然後乞骸骨於朝廷之心算也、いつれ今年中には閑雲野鶴之身相成可申候、屈指相待申候、兒玉翁も御承知之通、生理に迂なる翁に付、今般の減祿にて氣魄大減却に付、是も予乍不及將來の目途相立遣度心算也○家君此頃別而苛細、實に予一身之患厄不過之、是も前生之因緣とあきらめ之外無之候、先は區々之情實如此に候、其中時下御自重爲邦家御勉勵是祈候、書外萬縷在他日、正月十二日、源一誠不乙、

二陳、幾回も御自重是祈、

穎太郎足下

之に據つて、君の歸萩後は四圍の事情纏綿して憂悶懊惱せることを想察するに餘あるのである。なほ君が挂冠して鄕里に歸臥したる後に、其の懷想を舒展したる詩歌がある。

少壯從戎事、　歸休遂野情、
松筠三徑足、　軒冕一毫輕、

卜二宅幽林下一、　都忘二寵辱情一、
田園三畝足、　軒冕一銖輕、
解レ印正歸去、　悠々心始平、
林泉多二雅興一、　豈肯羨二公卿一、

百戰身猶全、　歸來田畝中、
十年把二戟手一、　無三復揖二王公一

十年勞二世事一、　頑僻與レ時違、
從レ此謝レ官去、　歸山掃二荊扉一、

去年帝京客、　今歲田舍人、
但聞二民訛言一、　知二政旦夜新一、

指月山頭雨雪昏、　鶴江臺下浪花翻、

獨喜地僻無二公事一、　一樹梅花香二滿川一、
薄才綿力罷二官途一、　事業功名意轉疎、
物移星換人事改、　强顏尙談二聖賢書一、
皇道凌夷欲二式微一、　王公誰復賦二無衣一、
躬耕本是英雄事、　老死南陽未二必非一、

新しき御代の四とせの春なから
　またはれやらぬ九重の空、

また以て君が官爵を辭すること弊履を捨つるが如く毫も顧念なきと共に、朝廷の雲霧の開霽せざるを憂慮せることが知らるのである。

勅使の鹿兒島山口に來着と西郷隆盛君の出仕を望む

是より先き參議木戸孝允は、薩・長兩藩が維新後に於いて皇謨輔翼の畫策に竭盡を缺けるを痛歎し、參議大久保利通・廣澤眞臣等に其の抱懷するところを吐露して百方苦慮したが、未だ貫徹しないので常に之を深憂してゐた。其の後時機到つて利通は孝允を訪ひ、大に將來の計畫を說き、歸藩して

盡力せんことを告げ、且つ之を諮つた。孝允其の旨趣が宿志に符合せるを喜びて之を賛し、此の機に山口藩をして鹿兒島藩と共に其の全力を擧げて王事に竭さしめんことを冀ひ、更に眞臣に謀つた。かくて右大臣三條實美・大納言岩倉具視は、孝允・利通が薩・長兩藩をして朝廷を輔翼し奉らしめんとするを知り、二人をして商議策謀せしめた。是より二人は互に其の衷情を披瀝して細論熟議し、各歸藩せんことを決して之を實美に詳陳した。實美大に之を賛襄し、孝允を召して二人歸藩の時宜を凝議し遂に決定した。こゝに於て朝廷、具視を勅使となして鹿兒島・山口の兩藩に差遣せしめ給ひ、天皇親しく孝允・利通を御前に召し、各歸藩して毛利敬親公及び島津久光の出京に盡力すべき內勅を下し給ふた。ついで孝允・利通の二人は十一月東京を發して各歸藩の途につき、具視は十二月十八日鹿兒島に到つた。會久光疾に臥してゐたので、其の子忠義をして鹿兒島藩大參事西鄕隆盛を從へて勅使に迎謁せしめた。かくて二十三日具視は鹿兒島城に臨み、忠義を召して勅書を授け、且つ其の趣旨を陳べた。久光乃ち先づ隆盛をして東上せしめ、朝命を俟たしめた。依つて翌四年正月、具視は利通・隆盛等を從へて鹿兒島を發し、七日山口に抵つた。毛利敬親公父子出で迎へて其の勞を謝した。九日具視は藩廳に臨みて勅書を敬親公に授け、且つ其の趣旨を陳べた。勅書は久光に賜ふものに同じく、其の文の中に「朕が不逮を助、左右群臣と同心戮力皇業を賛成し、朕をして復古の成績を遂しめよ」と宣はせ給ふ

○明治四年

たのである。

按に君は去冬歸萩せしこのかた閉居して出門せざりしかば、勅使岩倉具視等の來藩を聞知せるも未だ其の事情を詳細にしえなかつたのである。そこで十二月二十五日に佐々木男也に送つた書中に「岩倉大納言・木戸參議御國へ被レ下候由、御用向は不ニ相分一候處、定而前途之御目的事と被レ考申候、廣澤參議は西京へ出候、山狂・大久保は薩行と申事に御座候」とあり、また正月十二日に同人に送つた書中にも「岩倉卿御西下之御模樣は不ニ相分一候得共、彌將來之目的御定と相見へ申候」とある。なほ此の書中に「老兄及弟輩は餘程惡まれ者と申事に御座候、爾首を斬手段之なきには無二こまり可レ申候と獨一笑罷在申候、但弟之困究は家事之艱難に御座候、何分當節之樣子にては寸歩も外出仕候而は不ニ相濟一勢に相成、唯泣血罷在申候御憐察奉ニ願上一候」とあつて、當時君は男也等と共に藩廳要路の爲に厭忌せらるゝの浮説ありしのみならず、君は家事の艱楚に苦慮せることが推知せらるのである。

かくて十四日、具視は山口を發して東上し、孝允・利通・隆盛等は勅使に請ひ、十六日三田尻を出帆して其の翌日高知に赴いた。孝允は高知藩大參事板垣退助に會晤し、利通・隆盛等と共に來たつた事由を說いた。そこで高知藩もまた鹿兒島・山口の兩藩に合同して大政輔賛に盡瘁すべき宏圖を賛し、退助之に斡旋すべきを約諾した。依つて孝允・利通等は高知を發し、二十二日神戸に着した。孝允等上陸し

て始めて廣澤眞臣の遭難正月九日を聞き、驚愕痛歎した。眞臣は去年京都の庶政を刷新すべき朝命を拜したが、先づ東京浮浪の徒を檢擧捕縛せんことを企圖し、遂に兇漢の暗殺に遭ふたのである。ついで孝允・利通・隆盛等は二月三日東京に歸へり、六日具視もまた歸京し、翌日參朝して復命した。こゝに於て廟議鹿兒島・山口・高知三藩の兵を徵して朝廷の根基を益々鞏固にし、大政の改革を計畫すべきことを決した。かくて十三日朝廷、三藩の兵を徵して親兵となし、之を兵部省に隷せしめ給ふた。是れ蓋し勅使の差遣に從ひ、孝允・利通各歸國して斡旋せること與つて大に力あると共に、やがて廢藩置縣の斷行を見る基いである。隆盛の入京するに及び、宮內大丞小河一敏舊知を以て之を訪ひ、互に時局を談論した。其の時隆盛は出京の尙早を知つたが、大に國事に盡力せんとする決心を示し、且つ君の蹶起を望める意を述べた。君に信服せる坂田潔は之を一敏に聞き、是日書を送つて眞臣の死を惜むと共に、君の退官は時を知るの明あつたを述べ、また一敏に聞く所を報じ、出京して隆盛と共に國事に盡瘁せんことを慫慂した。即ち其の書中に「去月八日夕廣澤兄如ㇾ此之禍を蒙れり、愁苦落力不ㇾ過ㇾ之言外に御察可ㇾ被ㇾ下候、於ㇾ此乎亦先生知ㇾ時之明慮感服之至奉ㇾ存候、何卒好時節到來致候はゞ、速に御出京爲二天下一御盡忠之程奉ㇾ祈上一候、薩西鄉吉之助先日出京に相成、小河老人對面之處、今時少々早く候得共、不ㇾ得ㇾ止より出京候事故、此上は兎も角盡力致度積之由、談示有ㇾ之候旨、小河老人より承知

仕候、先生之事も西郷氏大に望仰之由に御座候、此時を爲レ然之好時にも候はゝ、何卒御出京西郷と御同力之段奉レ祈候」とある。なほ其の書中に「當時之治策可レ施之術、少々なりとも御示教被レ下度、北越以來只先生之膝下に罷在候、萬々御示教を受け勤仕之處、昨年御歸邑後は忠告善導之藥無レ之、愚益愚不知日に不知、日新之効廢絕仕候間、何卒三千里相隔候得共、不ニ相變ー御教訓は奉ニ願上ー候」とあり、「小河老人吉井幸輔兩人は不ニ相變ー、先生を仰慕之旨、序に可レ然申上候樣と之事に御座候」とあつて、君の歸國後は指導の益を請ふものなきを歎じ、一敏及び民部大丞吉井友實二人の慕心深きことが知らる。二十日神祇官權少祐天野勢輔もまた書を送つて眞臣の遭難を痛惜し、且つ君の速に歸京せんことを促した。其の書中に「扨廣澤氏一條誠以御同憂之至、何卒速に追捕方一同祈居候へ共、于レ今讎賊手掛無レ之哉之由、切歯此事に御座候、承り候へは尊公樣にも御歸國已來、餘り御外出も不レ被レ爲レ在候よし、折角御療養奉ニ專禱ー候、併一日も速に御歸京御盡力之程不レ堪ニ至願ー候」とあつて、君は歸萩後なほ殆ど外出せず、勅使の隆盛・利通を從へて山口に抵り、また孝允等の歸國するも遂にみな面晤しないで疾の療養を專一にしたのである。

敬親公の薨去と君の拜葬

曩に毛利敬親公は勅召の命を拜せしこのかた、闕下に參趨して獻替するところあらんことを期し、日夜之を念としてゐた。偶疾あつたので知藩事毛利元德公をして代つて上京せしめんとし、上書して

其の由を具奏した。かくて敬親公は其の病篤くして益々衰弱が加はつた。實に三月二十五日である。公は自ら病の平癒しがたきを知り、優渥なる勅召を蒙つて叡旨を遵奉しえざるを苦憂し、翌二十六日平生の所懷を元德公に口授し、之を朝廷に上らしめた。越えて二十八日溘焉として遂に薨じたので、四月三日藩廳は喪を發し、私に忠正と諡して遺骸の納棺を終はつた。ついで十日其の遺骸を山口香山の塋域に葬つた。是日靈柩を拜送するもの數千人に及び、闔藩の士民みな追悼して哀涙に咽んだのである。

按に去年十二月君に東京府住居の朝命が下つたが、疾の故を以て出府の猶豫を請ひ、爾來保養の爲に家居して出でなかつた。依つて忠正公の薨去に際し、君は御由緒あるも公然出でて遺骸を拜しがたく、葬儀の日にもまた密に其の靈柩を拜送せしことと思はる。翌五年三月二十七日より公の一周年祭の行はるるに方り、君は旣に萩住居の允許をえたる後であつたので、歎願して御由緒の列に加へられ、拜禮をなして神酒神供の頂戴を免されしことが次の如く舊記に見えてゐる。

前原彥太郞

右忠正公御代廉有御役相勤、別而御用に相立候付、昨年御由緒に可レ被ニ相加一筈に候へとも、在東京に付不レ被レ及ニ御沙汰一候處、歎之趣も有レ之、此度御祭祀之節、拜禮神酒神供頂戴被ニ差免一候事、

之に據つて去年三月には君が東京在住の故で御由緒に加へられなかつたことが知られ、從つて公の

葬儀に關する舊錄中にも、君の名が記されてないのである。また公の葬儀の日に方り、兵部少丞三浦梧樓初め五郎は君に會晤して上京を慫慂した。君之を諾したが遂に上京しなかつたことを傳ふるものがある。梧樓の山口に歸省したるは、大藏少輔井上馨と同日であつて、公の葬儀を畢はつたる後四月十三日である。そこで梧樓が君に面會せしとせば、十三日以後ならんも、未だ之に關する史料を發見しないのである。是時廟堂が馨をして梧樓を伴ふて山口に赴かしめし要件は、東京の事情を木戸孝允に通じて知藩事公と共に東上すべく促すことにあつたのである。そこで孝允の日記四月十四日の條に「曇井上世外・三浦五郎來て東京の近情を談話」とあり、また「世外・三浦切に余に東上の事を促す、又三條・岩倉二卿よりの御內命もあり、且大久保よりの書狀も到來せり、今日別に岩倉卿御書翰も到來、頻に余の東上云々の事あり」とある。そして防長回天史に、馨・梧樓二人の歸國のことを記したる所に、梧樓の直話を割註にて示してある。其の割註は君に關することであつて次の如くである。

三浦子の直話に、井上の西下は前原にも關係を有したりと云ふ、前原は去年九月兵部大輔を罷められし後、萩に退隱せり、之を放任すれば、守舊士族等の爲め遂に方向を誤るの虞なきに非ず、木戸・井上等は之を勸めて再び出廬せしめんとせるなり、其頃前原は病氣回復次第上京すべしとの朝命をも受けたり、

此の直話の要は、馨が君の萩にあるを孝允と共に憂慮し、再び之を起たしむべく慫慂せんとし、其の意をも含みて西下したることを談ぜるものであつて、梧樓の之に關係あつたことに及んでゐないのである。しかし馨も孝允も山口滯在中に、君に面晤したることを傳へたる確實のものがないので、二人共に會見しないで東上したものと思惟せらるのである。

萩住居の朝許

去年十二月、朝廷君に終身官祿の三分一を賜ふて東京府に貫屬せしめ給ふたが、是年四月之を罷めて金百兩を賜はり、更に東京府貫屬の命あつて辨官其の出京を促した。其の朝命の文に、

從四位　前原一誠

先般在勤中、官祿三分一終身下賜、東京府貫屬被ニ仰付一候處、御詮議之筋有レ之、御取消相成候間、此旨相達候事。

辛未四月　太政官

とあり、また

從四位　前原一誠

東京府貫屬被ニ仰付一候事。

辛未四月　太政官

とあつて、廟堂に於て君の郷里にあるを憂慮し、其の出京を冀ふたのである。そこで君は五月十五日次の書を東京府に致し、疾未だ快からざるの故を以て暫く出京の猶豫を請ふた。

私儀、去冬三十日之御暇に而歸藩仕候處、胸痛差起難儀仕候付、出府日限御猶豫之儀願出、御聞屆相成療養仕居候中、東京府貫屬被仰付候段、御沙汰相成難有仕合奉存候、就而は早速御府下え轉住をも可仕之刻、又候辨官より御用有之候付、病氣平癒次第東京可罷出段、更に御達有之奉畏候、然處病體今以聢々無御座に付、出府之儀今暫御猶豫被成下候樣、旁御聞屆之程奉願候、以上、

君の此の請願は聽許せられなかつたが、幾ばくもなくまた出京の命があつた。そこで君は速に朝命を奉ずべきも、疾のなほ平癒せざるのみならず、双親多病にして看護するものなきの故を以て、翌五年一月次の書を致して鄕里に住居せしめられんことを請ふた。

○明治五年

私儀

昨年四月東京府貫屬被仰付難有奉存候、付而者早速家族引越可仕筈之處、其節病氣に付、暫時御猶豫御願仕、願之通被仰付難有奉存候、其後治療相加申候得共、今以全快不仕、且老父母近來頗多病に而、別に定省を託候者も無之、誠に苦慮罷在申候間、親子之至情思召被分、國元住居に被仰付奉はゝ、莫大之鴻恩深難有奉存候、宜御執奏何卒出格之御沙汰偏に奉願候、

かくて朝廷は、君の請を允許して山口縣に貫屬せしめ給ふたので、是より萩に屛居したのである。此の頃君の賦せし詩として傳へられたる次の作がある。

心死人間萬事安、　出門世路太艱難、

從レ今默々林泉下、　高臥淸風保ニ褰殘一、
水濁無レ由レ濯ニ我纓一、　行吟澤畔歎ニ斯生一、
從レ今脫却人間事、　賣レ劍買レ牛自在レ耕、

之に據つて、當時君の高臥せるのみならず、歸耕せんとせる心事を想察するに餘あるのである。

廢藩置縣の行はれた後、毛利元德公は東京に移住し、士族に對して既に舊來君臣の關係なきに至つたが、情誼に於て默止しがたいのである。依つて、舊藩諸臣の中、各の勳功に應じて物品金員を贈與せんとし、家職のものに其の詮議をなさしめた。其の稟伺の文に「一統之御賞美は安政五年以來不レ被レ行候付、年延に而積功之者多人數に相成候、依レ之先例に不レ拘、左之通〇御意銀持掛り、遺跡御警掛り、了簡銀被立下候部、無間其外之御警掛・十年以上勤務のもの等詮議可レ被ニ仰付一哉、尤官員錄書繼區々に付、一昨巳年觸達之上、差出候勤功書をも引合せ候得共、其節不ニ差出一面々も有レ之、在役年數等不レ審に付、相知れ居候面々より被レ行、其他は精詮之上追々可レ被レ遂ニ詮議一哉」とあつて、安政五年このかた廢藩置縣に至るまで舊臣の勤功を調査し、各差を以て贈與があつた。之を受けたものは、木戸孝允・井上聞多・宍戸璣・杉孫七郎・青木周藏・野村素介・柏村數馬・高杉丹治・兼重讓藏・中村誠一・林良輔・中村文右衛門・藤田與次右衛門・椙

〇明治四年官制改革と全權大使の歐米各國出張

原治人・玉木文之進・木梨信一・山縣彌八・吉田右一・國貞廉平等凡そ七百四十餘人であつた。しかして君及び楫取素彥・小幡彥七・大津四郞右衞門・松原音三・河北一・正木市太郞・林萬樹多・國重德次郞・赤川又太郞・藤井勉三・八木隼雄・椨崎殿衞等十九人は同じく御野相召御袷壹領と金千疋とを受けた。其の文に「右數年御役堅固相勤、近年殊更御用多之砌、彼是心配遂二苦勞一候、依而格別之筋を以前書之通〇御野相召御袷壹金金千疋被レ下候事」とあつて是は五年三月のことである。ついで五月毛利家の東京移住につき、數年公の側にあつて勤務せし由緒あるもの、八家を始め君及び杉孫七郞・久保斷三・柏村數馬・高杉丹治・林良輔・中村誠一・河北一・林萬樹多・正木市太郞等八十八人にまた物品を贈與せられた。是時君は紋章ある梨地箱壹個を受けた。其の文に「御紋梨地箱壹、前原彥太郞、右御家督以來重き御役被二召仕一候處、今般東京御引越被レ遊候に付、此品被レ下候事」とあつた。かくて東京高輪邸は修築落成し、十月十五日移轉あつて二十八日より玆に事務所を開始されたのである。

是より先き、西鄕隆盛・木戶孝允は共に參議の首位に列して制度の改革を商議し、其の調査委員の議長となつて進捗したが、七月十四日詔して藩を廢し悉く縣となし給ふた。此の後大學・民部省等を廢して文部省を置き、また太政官の官制を更定して正院及び左右院を設け、左右大臣以下を廢して、太政大臣・參議・正權樞密大少史等を正院に議長及び議員を左院に各置き、右院を以て諸省長次官の機

務を議する所となした。ついで樺太開拓使を北海道開拓使に併せ、神祇官を神祇省と改め更に官制を釐定して太政官を本官となし、諸省を分官となし、官位十五等を立て勅任・奏任・判任の等級を更め始めて鎮臺を東京・大阪に置き、全國の城廓を兵部省に屬せしめた。かくて特命全權大使岩倉具視は副使木戸孝允・大久保利通等と共に歐・米各國に向つて發した。此の官制の一大改革の斷行と共に散髮廢刀や華族平民の婚姻などが許され、穢多非人の稱を廢して悉く民籍に編し、地方官に令して士族の郷曲に、武斷する陋習を禁ぜしめて之を戒飭せしめた。是等の釐更は固より時勢に伴ふた進歩であるが、保守の思想を抱持せるものには急劇の改革となして之を擇ばず、輙もすれば各地の奸民舊知藩事の解任に口を藉き、結黨して暴行をなさんとするものもあるのである。そこで政府は各官廳に令して之を鎮遏せしめ、君もまた各地の狀況を憂慮して東京の知人某氏（名を逸す）に所懷を陳述した。其の知人某の復書中に「然は如ニ尊命一天下之形勢變革仕、四民困窮に及候事實に歎息至に御座候、此節に而は徳川氏之政事を思ひ出し、四民上下如ニ父母一存候よし巷に充滿仕候、乍レ恐王政徳化なと申候事、夢にもしらぬ樣子に而、朝廷之惡口大道に而憚申さす、歎敷事に御座候、其一二を申上候」とあつて凡そ六ケ條を擧げてある。其の中の一は「太政大臣條公之事も、三さん三てき此度島原引拂被ニ仰付一候處、品川樓引越難澁に付、三さんの處えむしんにやつたら五百兩くれたなとしやれに申候、條公にも町人

姿に而、町々通行も有レ之候由、專評判仕候」とあり、其の二は「札場々々に張出し有レ之候御觸に、華族平民互に婚姻勝手次第、尙に不レ及と申御觸之隣に、穢多非人之稱被レ爲レ廢、平民同樣に被ニ仰付一候と申御觸有レ之、諸人是を見て肝をつふし候、穢多非人は歲暮歲旦之祝儀貰はれぬと申て悲候、官吏は不レ及レ申、悉王政を惡み候種と相成申候」とあり、其の三は「此度岩公・木戸・大久保・伊藤此四大臣、外國十三ケ國順見として出立に御座候、方今御多用之御時節如何之御用に候哉、二年計之見籠之由に御座候」とあつて、末尾に「天下之士民悉其處を失ひ、今一度王政復古祈候聲衢に滿申候、實に爲ニ朝廷國家之一御盡力は此時と奉レ存候、一御分別奉レ祈候」と記し、君の奮起を促してゐる。君の書は九月十四日と十月五日とに發し、此の復書は可成〇匿名と署して十月十日付にて送つたのである。是等流說の報告に依つて、君をして益々時局の非なるを痛歎せしめたことが追想さるるのである。かくて十一月二日より大に府縣の廢合行はれ、二十二日に至つて海內を擧げて三府七十二縣となり、郡縣の制始めて定まつたのである。

〇明治五年車駕の西巡さ君の天顏奉拜

翌五年五月車駕西巡の爲め東京を發輦あらせられ、品川より龍驤艦に乘じ給ひ、二十八日大阪に抵らせ給ふた。ついで京都に入らせ給ひ、六月二日孝明天皇の山陵に參拜あらせられて、七日大阪を鑾し給ひ、十日下關に着御あらせられて阿彌陀寺町伊藤九藏の宅本陣を行在所となし給ふた。十二日

六連島の燈臺を天覽あらせられ、侍從番長高島鞆之助を櫻山招魂場に遣はして戰死殉難のものを弔祭せしめ給ひ、幣帛料を賜はつた。是時君は萩より下關に出でて車駕を奉迎し、十一日行在所に召されて天顏を拜し、白晒二匹を賜はつた。車駕に供奉せる宮內少丞兒玉愛次郎の私記に「十一日御駐鑾半晴半陰、暑氣酷烈、午後四時前原一誠謁見、晒布一匹を下賜す、山口縣參事中野茅長○後ち梧一 權參事久保清○即ち斷三 小倉縣參事伊藤源藏等謁見す、又別に濱田縣令佐藤信寬を召見し、縣下震災の景況を御親問罹災人民救恤の爲め御前に於て金參千圓を賜ひ、左の御沙汰あり川瀨侍從長之を傳ふ。

管下人民當春未曾有之震災に罹り不愍の事に付、思食を以て極難澁の者へ別紙目錄之通下賜候事」

とあつて、川瀨は河瀨眞孝である。ついで十三日君は車駕の御發輦を奉送して後、大津郡を廻遊して歸萩せんとし、是日從者熊次郎に次の書を托し、父に送つて其の狀を報じた。

彌御勇健可レ被レ爲ニ御座遊一恐悅至極に奉レ存候、

主上にも十日御着に相成、十一日拜謁被ニ仰付一、白晒二匹於ニ御前一拜領被ニ仰付一候、今十三日下關御發船、長崎へ御出に相成申候、何も至而穩に御座候間、萬事御安心奉ニ願上一候、熊次郎差歸申候、私は大津へ回り歸り申候間、少少歸宅延引仕候間、左樣被ニ思召一可レ被レ遣候、其中御用心專一に奉ニ願上一候、恐惶謹言、

六月十三日　　彥太郎

多葉粉十玉送差上申候、以上、

親父様膝下

かくて車駕下關御發輦の後、長崎・熊本を御巡幸し給ひ、二十二日鹿兒島に抵らせられ、其の本城を以て行在所となし給ふた。ついで七月二日鹿兒島を御發艦あらせられ、丸龜・神戸に着御し給ひ、十二日東京に御還幸あらせ給ふたのである。こゝに於て君は書を吉井友實に送り、車駕の御還幸を奉送し、下關にて恩物を拜領したるを報じ、且つ奥平謙輔の登庸あるべく盡力を請ふた。そこで友實は九月二十七日次の書を君に送り、車駕の東京に御還幸あらせられしを恐悦し奉るを報じて君の出京を促し、なほ謙輔の爲に周旋すべきを告げたのである。

御離袖已來亦々御胸痛之由、折角爲二邦家一御自愛專要奉レ祈候、爾後聖上にも御機嫌克御巡幸、七月初旬還幸恐悦御同慶此事に奉レ存候、於二馬關一御拜領物御禮之儀委細承知仕候、何卒少にても御快方被レ爲レ向候はは御東上頻に御待申上居候、扨亦奥平君之儀拜承候、地方には多分之人御用に而、何方え歟御登庸可二相成一丈ケ早目相運候樣周旋可レ仕候〇御約束申上置甕種物未好種手に入り不レ申、何れ後便差上可レ申候、先は右御報知如レ此御座候、恐々敬具、

九月廿七日　吉井

前原先生

征韓論の分裂

○明治六年

明治元年このかた、我が政府は朝鮮の修好に關して交渉を重ねたが、彼其の趣旨を諒解することができなくて、有司傳令の書中に皇國を侮辱するの語を排列するに至つた。そこで朝野の間に於て益々朝鮮の無禮を憤慨し、輿論鼎沸して其の暴慢不問に置きがたき形情となつた。三條實美等之を深憂し西郷隆盛・板垣退助・後藤象二郎・江藤新平等の諸參議と凝議し、先づ全權使節を派遣し條理を以て利害得失を曉諭し、若し傲慢にして我が要求を峻拒せば、直に其の罪を聲らして糾問すべきに決した。而して隆盛自ら韓遣使節たらんことを冀ひ、閣議もまた略ぼ之に內定した。時は明治六年八月十七日であつて、所謂征韓論は是である。ついで實美は閣議の事情を具奏して宸斷を仰ぎ奉つたが、天皇は叡裁あらせられず、岩倉具視の歸朝を俟つて更に奏問せしめ給ふた。時に木戶孝允は大久保利通と前後して既に歸朝してゐたが、遣韓使節の事件の外に樺太露人の亂行臺灣生蕃の暴虐も頗る難問題であつた。そこで孝允は歐・米各國の形情に鑑み、內治の急要を說いて韓遣使節の時宜にあらざるを論じ、局面の轉換に奔走したが、誤つて馬車より落ち遂に疾に臥した。幾ばくもなく具視の歸朝するに及び、利通參議に任じて閣議に列し、大隈重信・大木喬任と共に遣韓使節に反對說を主張した。隆盛は退助・象二郎・新平及び副島種臣の四參議と大に之を論駁し、速に勅裁を仰ぎ奉らんとした。會實美憂悶の爲に激疾を發したので、閣議益々紛糾を極めた。かくて隆盛・退助等の五人は閣議の決定を

迫まつたが、具視辯明して之に應じなかつた。そこで隆盛等激昂して大に之に抗論した。依つて具視は參內して實美・隆盛等の論旨を奏陳し、且つ意見書を上つた。天皇乃ち具視を召し給ひ、國政を整へて民力を養ひ成效を永遠に期すべき勅旨を賜はつた、實に十月二十四日である、こゝに於て隆盛・退助・象二郎・新平・種臣の五人は辭表を上つて聽許せられ、伊藤博文・勝安芳各參議に任じた、隆盛はやがて東京を發して歸國の途につき、鹿兒島出身の陸軍少將桐野利秋・篠原國幹等挂官して之に從ふものが多々であつた。世に之を征韓論の分裂といふのである。是時君の知人より送つた書中（此書また署名を缺く）に「扨輦下形情も日に切迫、當十八日大鼎沸より諸省も只々惴々然たるのみ、西鄕も餘程憤然之樣子、引上之說は先脫走同樣之體なり、副島・板垣・後島等は府下在留なり、此上は新進之參議如何之名策あるや、刮目以て可ㇾ觀、一轉せは實に皇室之安危も此一擧に相迫り、木戶は過日陳圖爭之亞流なるにや、馬車より落于ㇾ今高臥之趣、三條は小心翼々終に發狂症に罹り、獨り御得意なるは勝・伊東等ならん、何分百日間位には、黑白相決可ㇾ申、樺太の如きは魯人既に我倉庫を發き、猖獗之極又無ㇾ可ㇾ言者、朝鮮にては釜山浦にある我官廳一擧して盡く相毀ち、併而官吏等も追攘はんとするの形勢なりとそ、嗚呼亦可ㇾ悲夫、縱令官吏基礎既立、人情粗定とするも、輿論を如何せんや」とあつて、征韓論分裂の狀を報ずると共に事件後の輿論紛糾を深慮せるを告げたのである。

第四十一章　佐賀の亂と木戸孝允の歸縣

○明治七年佐賀の賊徒征討

是より先き大分・敦賀・北條・福岡・名東等諸縣の小民には、政府施設の趣旨を誤解して新令を嫌厭せるもの各群起して擾亂したが、幾ばくもなくみな鎭定したのである。然るに征韓論の分裂このかた、世論鼎々紛囂して佐賀人士には其の目的を貫徹せんと謀るものあつて之を征韓黨と呼んだ。また現政府の制度を非難して舊時の封建に回復せんとする憂國黨もあつたが、後兩黨相結托して共に事を擧げんとした。會江藤新平の歸國するに及びて征韓黨を統べ、憂國黨は前秋田縣令島義勇を推して首領となした。かくて兩黨相提携して各戰備を整へ、其の徒を嘯聚して二月一日遂に佐賀に兵を起し小野商會の金帛を劫掠するに至つた。此の報の東京に臻るに及び、政府は直に鎭臺兵を佐賀に派遣しまた曩に佐賀縣權令に任じた岩村高俊東京にありに歸縣を命じて其の鎭撫に竭さしめた。ついで政府は、鹿兒島・白川・山口・高知等諸縣の人士に此の賊徒に應ずるものあらんことを憂慮し、遂に參議兼內務卿大久保利通に佐賀討伐を委して熊本・廣島・大阪の鎭臺に出陣の準備をなさしめ、陸軍少將山田顯義・野津鎭雄等に命じて戰地に赴かしめた。利通乃ち權大判事河野敏鎌等を從へて二月十四日橫濱を發し、大阪にて鎭雄及び陸軍少將三浦梧樓に會し、兵を率ゐて十九日博多に上陸して本營を福岡に

置いた。時に高俊は熊本鎮臺の兵を率ゐて十五日佐賀城内の縣廳に入つたが、是夜賊徒の襲撃に遭ふた。官兵之を拒いだが、賊徒の勢熾烈であつて克つことができなかつた。ついで十八日佐賀城遂に陷落し、高俊は筑後に遁走した。翌十九日新平は雲霧を拔き、錦旗を奉じて朝鮮の無禮を問はんとし、之を沮止するものに戰を決するの議を奏問し、義勇もまた上書して中興の諸元老島津久光・西郷隆盛・木戸孝允等を登庸あらんことを奏請した。利通二十一日より進軍して翌日砲火を交へたが、賊徒對抗しがたくて次第に退却したので、本營を蓮池（神埼郡蓮池村）に移した。既にして新平等遁走し、殘徒もまた降伏したので、三月一日官軍佐賀城に入り、利通は顯義・敏鎌等と共に宗龍寺（城下にあり）の本營に着した。是日征討總督仁和寺宮嘉彰親王は近衞步兵二大隊を率ゐて東京を發せられ、八日福岡に上陸して十四日佐賀に着陣あらせられた。時恰も佐賀は平定したる後であつて、宮は征討總督を罷めて賊徒の處分に任ぜられ、利通其の命を受けて輔佐した。かくて義勇は鹿兒島にて捕へられ、新平も高知にて縛せられたので、敏鎌裁判長となつて餘賊と共に之を刑に處したのである。

君の蹶起と募兵の檄文

初め岩村高俊は東京を發したる後、直に任に赴かんとして下關に來たつた。其の時佐賀縣參事森長義の至るに會して騷擾の狀を聞き、山口縣士族を募集せんとして山口に赴かしめ、自ら急に熊本に向つた。佐賀縣參事堀尾重興もまた江藤新平等の亂を起すに及び、下關に來たつて賊勢の猖獗なるを告

げて出兵を山口縣に請ふた。會山口縣屬山根秀輔が佐賀の事情を探聞して形勢の切迫を縣廳に告げ、小倉縣權令小幡高政もまた肥・筑の動搖を報じた。そこで山口縣權令中野梧一は管内の情態に鑑み、若し佐賀の四隣守を失はゞ其の勢必ず我が縣に波及して紛擾を惹起せんことを深憂せるも、廳内に尺兵寸鐵なくて奈何ともなしがたいのである。依つて君を起たしめんことを欲し、二月八日萩に赴いて其の寓居を訪ひ、縣下の爲に盡瘁せんことを請ふた。君は挂冠後久しく萩地に閑居してゐたので、遽に出づることを欲せざるも、國家の大事に方つて袖手傍觀しがたいので、梧一の懇請を容れて鎮靜すべく約諾した。梧一は更に邏卒を募集し、之に武器を携へしめて隊伍を編成し、縣下士民の方向を定めんとした。かくて事變應急の畫策が略ぼ成つたので、十二日梧一は書を參議木戸孝允に送り、其の事情を詳陳して專斷を謝し、且つ君が縣下の爲に盡力すべく示諭せんことを請ひ、特に縣屬茅原信行（因州の人）を上京せしめた。ついで十五日君は縣下の同志を糾合して事變に應ぜんとし、其の趣意書を示した。其の要は先づ梧一の來訪せし由と防長二州は毛利氏勤王の故國であつて朝威を維持し奉つた根基となつたこととを說き、二州の士に朝臣ならざるものなく、また毛利氏の舊士ならざるものなくて幸に姦雄の嘯聚に誘惑せらるゝものなきも、若し不逞の徒をして我が毛利氏の故地を蹂躙せしめたならば、啻に宸襟を惱まし奉るの懼あるのみならず、また地下において忠正公（毛利敬親）に見ゆるの面目なきを陳べ、

苟も志を同じくせるものは協力して賊徒の使節を懇諭退去せしめ、若し聽かざれば四境を堅守して一歩も逾越すること勿からしめ、今日各大義を辨じて國難に赴くは士の本分なれば、苟も武名を墜して九州烏合の衆に笑嗤せらるゝことなからんことを述べた。其の全文次の如くである。

九州地方紛擾の形勢漸く盛大に及んとす、共名義の在る所未た確證を得すと雖も、或は征韓を唱或は私怨を報する意有りと云、毒焔の及ふ所、四隣の守を失ひ、縣官職に安せす、其勢必す將に我縣に波及せんとす、燒眉の急座して之を待へからす、本月八日中野梧一萩地に來り、此事を弟に謀る、弟辭職以來久しく閑地に居て、今復出つへからす、然れ共天下の大事座しなから視るに忍ひす、故に梧一に於て德なく又怨なしと雖共、斷然之を許て疑はす、惟ふに二州は毛利氏勤王の故國、朝廷維持の基する所、凡そ二州の士誰か朝廷の臣ならさらん、昔し誰か毛利氏の士なからんや、幸に姦雄の嘯集に誘なはれすと雖共、若し不逞之徒をして我祖宗の地を蹂躪せしめは、啻に聖天子の宸憂を增のみならす、復何の面目有て先公を地下に見えんや、諸君苟も共志を同ふせは、宜く力を合共に謀彼の使に來らは、是を得て之を說、彼若聽されは堅く四疆を守り、賊をして步を越さらしめんと欲す、大平以來頗る俗吏に侮られ、殆んと士を視る土芥の如し、然れ共今日大義を辨し國難に赴く是士の本領なり、諸君共疑勿れ、丙寅の役戊辰之擧、我二州の武實に天下に名有、昔し精銳聲を墜し九州烏合衆の笑と爲る勿れ。

明治七年二月十五日　　前原一誠

此の檄文に據るに、君は山口縣下の同志と共に專ら境域を嚴守し、賊徒をして寸尺も防長の地を蹂躪

せしめざるの趣旨である。或は傳ふ、是時梧一をして君の出廬を慫慂せしむるに至つたのは、奥平謙輔の説破するところなりと、謙輔は字を居正といひ弘毅齋と號した。倜儻にして大志あり、學を好み、文を能くした。夙に君を知つてゐたが、北越の軍に從ひ始めて面接し、其の言論を聞いて欣喜し、爾後推服して之に兄事した。奥越平定の後越後府縣判事に任ぜられて佐渡に赴き、其の治績があつたので、州人深く之を德とした。山口藩脱退の亂に方り、君の弟穎太郎と同じく干城隊にあつて其の平定に功があつた。明治三年四月君の父彦七の東京に出でた後、謙輔が其の友人落合濟三に托して贈つた書中に「自今以後海內豪傑處二於足下一矣、故舊以僕厚二於足下一、問二其爲一レ人、僕曰眼中無レ人、今膽二落於源兵部一（○君をいふ）矣、僕視レ人如二草莽一、而以其推服如レ此」とあつて、常に推讓敬服してゐた。君の挂冠して萩に退くに及び、日に往來して山河に漁獵しまた詩酒を娛樂とした。そして梧一は君が募集したる兵士をして、機に乘じて九州に派遣せしめ、之を討伐せしめんことを籌圖した。會大久保利通佐賀征討の爲め東京出發の電報に接したので、梧一疑惑を懷いて君と共に之を商議せんとし、翌十五日次の書を送つて山口に出でんことを促した。

寸楮拜呈、陳は昨夜東京よりの電報寫差出候後、鎭西之內情探知せし作有レ之、其情樣を以考候得は、內務卿之出張、少々疑惑を不レ生にあらす、彼是之意味筆上に難レ盡、付ては追々申上候通り、一應御出山奉レ願候、草々不一、

再申、稔より御目達之趣、委細承知仕候。

此の書中に稔とあるは、縣廳勝間田稔である。是日稔も梧一の意を承け、また次の書を發して君の出山を促したのである。

別紙權令書翰にて有レ之候樣、疑惑之廉も不レ少、且今朝大に東西の内情を偵知仕候儀も有レ之、必竟中野御直談に無レ之而は、不レ可レ盡二事情一御座に付、何卒速に御入鴻奉二企望一候、餘在二面晤一、草々不一、

二月十五日午一時

今朝五つ時過着鴻仕候、途中にて駕を馬にけられ半身泥濘、兩人損傷を被るに至る、呵々、

一誠樣內呈　稔　拜

佐賀の平定と募兵の解散

君は是時出山しなかつたが、中野梧一は廣島鎭臺に照會して、已に募集兵に携帶せしむべき武器の借入を約して其の軍備を怠らなかつた。ついで十七日梧一は、軍艦已に下關を通航して佐賀に赴いた電報に接した。そこで梧一は、官軍の出陣が迅速であつたので、佐賀の賊徒忽ち敗北して平定すべきも、其の禍根を芟除して鎭綏するは容易ならないので、必ず再び紛擾を惹起せんことを豫測し、國家の爲に大に蕓痒すべき秋なりと思惟し、十八日書を君に送つて、其の意を縷述して考慮を求めた。即ち其の書中に「扨又昨夕甲鐵艦九州筋へ向、馬關沖通航、今朝日新艦え歩兵二大隊乘組、同斷航海仕

候趣電報を得申候、就而は今明日には戰爭可ニ相成一、官軍出兵之速なるを以推考候得は、此暮は佐賀弱兵敗北迄に而仕舞に可ニ相成一、乍レ去病之源因を探り得、眞の治術を施し候儀は萬々無ニ覺束一、左すれは無レ程二の暮相開き可レ申歟、其間憂國者盡力すへき秋と奉レ存候、賢考如何、尙又別紙電報差上申候」とある。初め君が梧一の懇請を容納して兵士を募集するに方り、是月十三日福原又市・佃恭作次郎（諫早）と共に明倫舘に赴いて之を訪ひ、其の趣旨を質だした。君は募兵を明倫舘に屯集して動かさず、縣疆を鎖鑰して防長二州の地に賊徒を侵入せざらしめんとし、局外中立の主意なるを答へた。依つて二人は君が衆議に諮らないで、獨り募兵を明倫舘に屯集せしめて佐賀の騷亂を傍觀せば、忠憤義烈の志氣を沮喪せしめ、遂に闔縣士民の方嚮を誤惑せしめんことを憂慮し、叛跡顯著であるから勅令を待たず、速に進擊して機宜を失謬せざらんことを冀ふた。こゝに於て二人は、君と全く攻守の意見を異にした。君固より憂國の念深く退官後常に廟堂の施設を憤慨し、機會に乘じて之を革正せんとするの意なきにあらざるも、今や梧一の懇願に依つて招募したる兵士をして、二人の言に從ふて妄に進發せしむることをなしえないのである。依つて二人は更に募兵千人を率ゐ同心戮力自ら激徒進擊の衝に當らんことを說いたので、君は僅に二百人の兵を授けんとした。そこで二人は君が妄に我が主張を縛緊せるものとなし、自重と進擊との是非を衆議に問ふて之を公正に決定せんとしたるも、其の趣意が貫

しなかつた。かくて此の議論を、凡そ二週日の久しき間繼續して二人は募兵を進發せしめんとし、諸人に之を斡旋せしめたが、遂に其の目的を達しえなかつた。會大久保利通が出兵を縣廳に促達した徹るを聞いて、二人猶豫しがたく、基清は同志岡部富太郎・岸本孫三郎と共に梧一を訪ふて之を謀らんとし、翌二十七日山口に出でた。時恰も基清が將に縣廳に出兵を强迫せんとするを告ぐるものがあつた。是夜梧一は直に基清等三人を其の旅宿に捕縛して之を禁錮し、即日又市にもまた謹愼を命じた。依つて又市は書を縣廳に提出して誣告の事情を建言し、且つ口演をなしたが顧省せられなかつた。そこで又市は已むなく之を闕下に哀訴歎願して、司法卿の裁判を仰がんとし、二十八日萩を發して上京の途についた。事は又市の出京始末に詳であつて、次の如くである。

出京始末

一、今般鎭西地方不穩趣相聞ゑ、二月七日八日の頃中野權令萩地に來り、舊士族前原彦太郎え面會、何か示談に及はれ候由にて、其翌日より俄に舊明倫館内に於て、募兵屯集相始候得共、吾輩未た其旨趣は不ㇾ辨、勿論其議にも預らすと雖も、目今の形勢片時も拱默座視難二相成一に付、同十三日諫早作次郎と共に舊明倫館に至り、彦太郎に面會、此度募兵屯集に付、一定の方向相尋候處、彦太郎曰、先局外中立と答ふ、吾輩曰、局外中立とは何の謂そや、今日の事は國内の騷擾なり、局外各國の事と視るへからす、況や足下は元天下の大臣、假令閑地に居り、當時其事に係らすと雖も、何そ其責に任せさることを得んやと詰問に及ふ、然るに局外中立の議を立て

闔縣を鎖鑰し、土地を保護すると曰ひ、斯く國内の騷擾に及て、秦人越人の肥瘠を見るか加くするは、義務の當前と曰ふ可けんや、抑又今日の儀は彥太郎一身上の事に非す、動もすれは之か爲に闔縣の士庶をして終に其方向を誤らしむるにも至るへし、然るに衆議公決を取らす、自已の獨見を主張し、輕率に國事を處分するは如何、不レ得二其意一一也、

一、鎭西の激徒反跡顯然の上は、勅命の下るを待たすと雖も、其毒焰を未熾に撲滅するは、忠慨義憤の士有爲の秋なり、然るに自已の獨見を主張して、闔縣の守正歸順の輩をして、其忠慨義憤の士氣を沮抑せしめ、萬一賊勢猖獗之か爲に時機を失し、事制すへからさるに至らは、他日何を以　聖天子に謝せんや、不レ得二其意一一也、

一、吾輩凡そ募兵千人を以て自ら任せんと謀りしに、事敢て決せす、遷延數日に及ふ、抑彥太郎の議は土地保護に有り、吾輩の策は激徒進擊を主とす、攻守其趣を異にすれはなり、故に彥太郎に從ひ相共に土地保護せんと欲する者、吾輩敢て拒す、吾輩に同心戮力激徒を進擊せんと欲する者は、彥太郎是を拒むの理なし、今日の事は人々をして自主自由の權を以て義務に從事するにあり、然るに彥太郎兵員二百を限り吾輩に任せんと曰ふ、是人を束縛するの甚と曰へし、蓋し攻守共各其志す處に任して可なり、然るに其限をなすは如何、不レ得二其意一一也、

一、募兵の儀は前原彥太郎中野權令と謀るのみにして、全勅命を奉すと曰へからす、然らは闔縣の士庶をして宜しく共議を盡さしめ、攻守共各志す處の至當至正の公決に歸して可なり、然るに即今其事を執る者は、彥太郎平生親昵する兩三輩に過すして、吾輩の論は措て顧みす、是を公論と曰んや、和論と曰んや、不レ得二其意一一也、

右の始末に付、二月十三日より同廿六日に至る迄、明倫館集議處出張諸人に依り前件募兵進發の儀切々相謀候得共、一事として擧ることなく、徒らに事機を遷延致すのみにて罷在候處、鎭西出張大久保內務卿より出兵の達相成ると聞く、此上は中野權令え示談に及ふへしとの儀にて、同廿七日同志諫早作次郎・岡部富太郎・岸本孫三郎の三名山口に赴候處、同夜山口旅宿に於て三名の者、捕縛禁錮相成候、予も當日縣廳聽訟局より謹愼の命有レ之候に付、最前より建議の趣旨書面を以て一應及二演舌一候得共、更に採用なく、抑當今の事一匹夫たり共、情實上達徹底其議を盡さしむるにあり、其是非曲直を問はす、壅蔽鬱抑暴に捕縛禁錮相成候ては、我々共に於て迷惑至極に罷在、此余は致方無レ之に付、斷然出京の上、闕下に哀訴歎願、司法省の公裁を仰ぐの外他事無レ之と決心し、翌廿八日縣下出足致候事、

かくの如く保守と進擊との議論久しく紛糾したる爲に、時日大に遷延したので山口縣は遂に九州に出兵の期を失した。そこで曩に舊諸隊の士を招いて應援せしめんことを梧一に知達した。出陣中の山田顯義は書を正院に送り、山口縣募兵が約に背いて出發しなかつたことを報じ、侍從長米田虎雄は木戶孝允を訪ふて其の畫策を謀つた。卽ち孝允の日記三月八日の條に「米田虎雄・山田顯義書狀持參、書狀中に山口縣の募兵背レ約至二于期一不レ發、大に不都合なりと、前原一誠等の主意齟齬するものありと傳聞せり、實に可レ歎なり」とあつて、君が出兵の趣意に齟齬をなしたる爲め、其の期を失したることを傳聞して之を歎じたのである。ついで顯義もまた山口縣の募兵が後患を貽さんことを深憂し、書を孝

允に從つて其の措置に關する考慮を請ふた。かくて佐賀の賊徒は漸く平定したが、萩屯集兵士の形情が不穩であつて、井上小太郎（義輔）は之を憤慨して自盡し、捕縛せられた甚清等もまた君に乖背するに至つた。小太郎は小郡の人で性忠直であつた。君は同志と共に憤死を悼み、十四日其の靈を祭つて次の文を捧げたのである。

明治七年三月十四日、前原一誠與某々數輩、以淸酌庶羞之奠、祭亡友井上義輔之靈、古人有言、天道非耶是耶、嗟吁孰謂賊魁逸而君則死乎、佐賀之事起也、天下士人彈劍而舞、農夫輟畊耳語、舞者將欲以有所試其武、耳語者將欲以有所訴其苦、譬之皇天隱雨百川皆溢漲、汙濁之所澎湃、東決西潰未可議也、況一二三姦張目怒頬搏而激之、方是時我二州之不滅裂者、名義之所維持不啻一髮也、孰執其義、非君而誰何以執之、惟死之依均是死也、短兵接兮殘屍、騰首雖離兮心不懲者士之常也、至君之死、敵在百里外、軍門未流血而授命、一死報國、衆心始一刄鋒利如雪兮、誰謂堅乎君之堅於鐵矣、血淋漓兮、誰謂赤乎君之心亦于血矣、嗚呼君之一死重於泰山、士因以振、國因以安、天道是非、蓋不在死生之間也、嗚呼君而有知耶、九國既平、君可以瞑矣、唯憾將軍之事、不能起居於九泉而共其議也、嗚呼哀哉尙饗、

山口縣廳は佐賀の騷擾平定するに及び、其の隣國の動搖もまた略ぼ鎭靜したので是月次の令を發し、其の招募に應じて聚合したる士族を慰し、各解散せしめたのである。

士族隊中

去月佐賀縣賊徒蜂起に付、波及之勢難レ測、因而管下鎭壓保護として速に集合し、國家のため周旋盡力候段神妙之至候、然處賊徒平定に及候段御達に付、即解隊申付候、尙此後緩急時機に依り、彌勉勵從事せしむへき事、

明治七年三月　山口縣廳

按に是時君の招募に應じて集聚せる諸士の中には、飛檄の趣旨を諒解せざるのみならず、時局の大勢に暗晦にして或は佐賀賊の追討に馳趨せんことを切望し、或は征韓の一擧あらんことを期待せるものも尠少でなかつた。然るに君は愼重の態度に出でて檄文の主意に從ひ、無事に苦めるものの輕擧妄動を排斥し、專ら境彊を堅守して遙に官軍の應援をなすべき準備をなし、以て士心の鬱勃を鎭綏して克く縣内をして平穩にあらしめたのである。

萩壯士集議所設置の計畫と小倉方面の狀況

是より後、應募屯集の士は漸次分散したが、君は萩壯年の輩をして新聞雜誌を通讀せしめ、之に依つて時勢の概況を知得せしめて其の進歩に後れざらしめんとし、明倫館中に集議所を開き、茲に五六名交番に宿泊せしめんことを欲して勝間田稔等に謀つた。稔等大に之を賛し、此の機に於て其の企圖の實現を冀ふた。卽ち稔の君に送つた書中に「壯士連明倫館え五六名交番にして宿泊之事、委細承知仕、吉田・正木兩氏へも示談仕候處、詰り金之一事は纔之事に付、如何樣共手段無レ之に非す候得共、已

に解隊後復た引續き、集議處を設け候樣にても、世上之物議も可レ有レ之歟と奉レ考候、尤新聞社抔の儀は至て好手段にて、且士族中も世上の景況も相分り、面白く可レ有レ之に付、新聞紙は一兩種宛毎號差送り可レ申に付、明倫館中え一處を設け、其處え新聞紙を雜陳し、彼の壯士連も是を基にして、日々朝より午迄か、午より夜迄か、相詰候位之事に而は如何御座候哉、宿泊仕候ても夫丈け之事務も有レ之間敷、只半日詰に仕候而も、所在より出候者も、其處を目適にして罷出候はゝ、萬事示談盟約も可二相成一と奉レ考候、前斷宿泊して小會議處を設け候儀、中野飯縣仕候はゝ、又好手段も可レ有レ之に付、暫時右之位之事に相成候而は如何御座候哉、別に御氣附も御座候はゝ被二仰越一候樣奉レ願候」とあつて、新聞雜誌を會讀せるのみならず、互に諸事を談議盟約する團體を組織せんとしたことが推知せらるのである。時に君の實弟陸軍少佐山田穎太郎は小倉の分營に在勤してゐたが、四月十五日書を送つて、彼地の近況江藤新平・島義勇の處刑島津久光・西郷隆盛の動靜等を報じ、且つ陸軍中將西郷從道・同少將谷干城の部下に屬して將に臺灣征伐に赴かんとするを告げた。其の書中に「當地は舊冬來動搖寧日なく、江藤前參議も書生之爲に罪囚となり、終に梟首せらるゝに至れり、島義勇も同罪に處せらる、鹿兒島は前議を主張し、依然として不レ動由、三郎殿も未た上京せす、況や大西郷は上京不レ致事と奉レ存候、小西郷陸軍中將今般臺灣御所分之儀、御依任之趣にて、本日は當地え着可レ仕積に御座候、谷少

將も同行なり、就而は私兵隊と共に臺灣に罷越申候、本月十七八日當地出發之心得に御座候」とある。之に據つて佐賀附近の大勢は略ぼ鎭定したるも、小倉方面にはなほ動搖の狀あることが知らる。かくて山田顯義は、九州出張中常に山口縣の事態に傾注してゐたが、歸東の途次二十一日下關に着し、將に萩に赴かんとした。稔は其の報に接し、君が之に會見して臨機應變の論議をなし、縣下の情態を詳細にせしめんことを欲し、直に書を送つて其の面晤を慫慂した。然るに顯義は、下關にあつて縣内の事態を探聞し、遂に萩に赴かないで東上し、君もまた強いて之に面會を欲しなかつたのである。

按に君の檄文を發して同志を萩地に嘯聚するに及び、其の貫屬の希望あるを察知して將來の弊害を胎孕せんことを虞憂せるものも多々あつたのである。宮城縣參事宮城時亮も遙に之を深憂し、四月十日書を木戸孝允に送つて之を開陳した。其の書中に「山口縣も佐世殿檄主にて多人數屯集方向一定之由奉ㇾ賀候、然るに彼氏は別に議論有ㇾ之、是を以て貫屬之望も有ㇾ之、此度人數集合よりして一種の弊出來されはよしと亦腹案せられ申候、是等は勿論奴輩か口頭に喋々可㆓申出㆒事には無ㇾ之、諸彥無㆓御疎㆒御事と奉ㇾ存候、何分僻地之奉職萬事困却仕候」とある。孝允もまた君の爲に錯誤なからんことを憂慮し、宮内大丞杉孫七郎の歸國に囑して之を探聞せしめ、孫七郎は伊勢華及び中野梧一に謀つて君の胸裡を臆測し、其の憂念なきを察して五月八日之を孝允に報じた。其の書中に

「前原一條先日御咄有之候付、早速伊勢翁へ相談且中野へも相咄置候、多分不都合は有之間敷と小生は相考候へとも、御不安心に被爲在候はゝ、御直に伊勢へ御咄旨意御聞取り被成置度奉存候」とあつて孝允の杞憂せることが知らるのである。

中野梧一等の上京と木戸孝允の歸國出發

曩に佐賀の亂起るに及び、中野梧一は書を木戸孝允に送り、君が蹶起して縣下の爲に盡瘁すべく諭示せんことを請ふた。孝允は國家の非常に際し、各其の分を竭すは固より人士の義務なりとし、梧一の請に從ふて突如殊更に君に勸告をなし、却へつて疑懐を生ぜんことを慮つて遂に書を發しなかつた。依つて三月二十日、吉田右一に書を送つて其の由を報じた。其の書中に「さて過日中野縣令よりも書狀到來、前原へ弟より一書差越候方、可然云々之情實も御座候へとも、元來際非常、各盡其分候は、當然之義理に候間、却而今日之際事あたらしく申越候も如何と相考候に付差控申候、實に中野縣令にも此際不一形苦配と想像仕候」とあつて、梧一の苦心を遙に想察した。かくて梧一は佐賀騷亂の平定したる後、伊勢華を伴ふて東上し、四月九日孝允を訪ふて春來の縣下事情を報告し、且つ孝允に對して君等萩士族の疑迷あるを憂慮し、將來の畫策を謀らんとして二人相共に出京したるを陳べた。是日梧一等二人の外に、宮内大丞杉孫七郎及び山口縣參事木梨信一もまた同じく其の席にあつた。そこで孝允は下の如く思惟した。余の廟堂にあるに方り、常に維新以來の條理に基づいて着實に國民

を誘導せんことを念となす、往々政府が輕率に新令を發して開明を促し、其の爲に阻害を招徠せんとするの患憂あるに及び、屢々駁論討議したるも、なほ意の如くならざること多くして實に慷慨に堪へざるものがある、然るに山口縣下の士族此の事情と是非とを辨知しないで、却へつて余を疑ふものあるを聞く、君の如きは從來公然余に對して敢へて時事を論議したることなし、而して今や竊に紛紜の說を主張し、其の爲に疑惑をなすもの尠少ならざるを甚だ遺憾となすと。事は孝允の日記四月九日の條に「中野山口權令來て當月來山口縣内の事情を談す、余平生一新已來の條理を以、着實天下の人民を欲レ誘、雖レ然、輕々率々發ニ新令一、促ニ開化一の弊有ニ不レ可レ防者一、余憂患の餘屢討論、不レ如レ意も の十に八九、不レ堪ニ慨歎一なり、然して山口縣の士族等も、却て有ニ疑レ余者一、前原彥太等從來公然對レ余時論を口外するものなし、竊に紛紜の說を主張し、爲レ其惑ふもの不レ少、人多くは不レ知ニ其是非一、權令も其等を憂ひ欲ニ料理一、伊勢を同行して出京せりと、杉孫七郎・伊勢氏華・木梨信一等も同席相談し とあつて、四人の來訪せしことと君等山口縣士族の疑念に對する胸臆とが記してある。ついで萩地の士族に關して流言蜚語があつたので、孝允・孫七郞及び參議伊藤博文等の縣下より東京に出身せるものは、齊しく大に之を憂慮したのである。會孝允は臺灣征伐に反對して廟堂を去つたので、速に歸國して其の弊を矯正し、後世に禍根を貽さざらんことを冀ふた。既にして孝允は福原又市の上京に面接し

萩地紛擾の情實を知り、歸途京都にて落合濟三・横山幾太（二人共に山口縣廳に仕ふ）が、梧一の書を齎らして迎へ來つたのに會晤し、山口縣士族の近情を益々詳にした。こゝに於て孝允は、縣下の士族がみな大刀を携帶して、其の結髮を異形にして妄に種々の論説をなし、また隊伍を編成して調練を縣廳に迫らんとするの暴狀あるを知つて大に憤慨し、歸國の後此の弊害を一洗すべく盡力せんとした。事は孝允が博文に送つた書中に「佐賀騷動以後世間も少々おかしき氣合に相成、山口縣之士族とも皆大刀を横たへ髮までも變し、其景色實に可憐奴ともに御座候」とあり、また「中野書狀中に、壯士輩種々論説を設け、練兵仕度申頻に相迫」とあり、孝允の日記の六月十三日の條に「河北・三浦來て九州の事情及山口縣の近況を語る、不面白事も亦不少、爲前途聊懸念せり、無間横山幾太・落合（二字缺）來訪、中野縣令よりの書狀持參せり」とあつて、河北俊弼（統計寮七等出仕）・三浦安の九州より歸京來訪せるに會し、山口縣下の近況面白からざるを聞いて深憂したのである。

仙崎深川及び山口に遊ぶ

是より先き四月二十三日、君は萩を發して大津郡仙崎に赴き、二十五日深川の溫泉に至り、延留して五月二日山口に出で、正木基介の宅に投じた。越えて五日山口を發して深川に出で、仙崎を經て十七日萩に歸へつた。ついで二十二日君また萩を發し、船に乘じて翌日深川に赴き、仙崎を經て三十日萩に歸へつた。會中野梧一萩に來たつて、宗像宗兵衛の宅にあつたので、君は基介及び勝間田稔・佐

木戸孝允の歸國と君等士族救濟策の商議

々木男也等と共に之を訪ふて互に時事を談じた。翌三十一日梧一もまた君の居を訪ふて去つた。六月六日君三たび萩を發し、船に駕して深川に至り、仙崎を經て十四日家に歸へつた。前後八週日、君は大津郡の勝景を娛み專ら心身の靜養に努めたのである。

かくて木戸孝允は七月四日三田尻に着し、淹留すること數日にして九日山口に入り、阿部平右衛門の宅に投じた。是より中野梧一・伊勢華・高杉小忠太・正木基介・木梨信一・吉田右一・河北一・林萬樹太・横山幾太・落合濟三・勝間田稔等交々來たつて孝允を訪ふもの多く、君もまた其の歸着を聞き、將に山口に出でて面晤せんことを欲し、之を基介・幾太・華・稔等に報じた。そして君が未だ來たらないので稔及び幾多・基介は、十三日飛脚を萩に馳せ、次の書を齎らしめて華及び梧一等と共に翹首して俟てるを告げ、若し事あつて延日せば詳報せんことを請ふた。

暑中以來御投書之趣に依て、昨夜迄には必御入鴻御座候半と、僕等一同延頸企足して奉㆑待候處、御來駕無㆑之、實は中野・伊勢翁共、日々御待仕候而、調停の策に窮候勢、何卒御洞察被㆓成下㆒度、萬一御様子も御座候はゞ、詳細被㆓仰聞㆒度、爲㆑其態々以㆓飛脚㆒一書拜呈仕候、草々頓首、

七月十三日午前七字三十分

正木基介

横山幾太

此の書中に「調停の策に窮候」とあるは、春來萩城の士族が佐賀擾亂の爲に動搖して面目を汚損したるを恢復して、其の方向を改むべく君と共に盡力せんとしたのである。君は此の書に接し、翌十四日萩を發して山口に出でた。孝允之を聞き其の日記七月十四日の條に「前原彦太郎今日萩より來鴻、余歸縣に付面話の爲なり」と記した。君は先づ梧一・基介・右一等に會合して互に談議するところあつた。ついで十六日君は、梧一・基介・右一・稔及び進十六等と倶に孝允に會晤して互に時事を談じ、縣下士族の方向を議した。翌十七日君は孝允の旅寓に赴き、十九日孝允もまた君を訪ひ、長時間に渉つて從來疑惑のあつた原因を説き、萩地士族將來の方嚮等を論じ、去つて基介の宅に赴いて再び君に會した。孝允の日記七月十九日の條に「十字前より前原を訪ふ、從來疑惑せし元因を語り、萩城の士族前途の方向等を論す、不レ覺三字半に至る、余の見と無二違者一其より木梨を訪ふ不レ在、萬代屋にて小憩し正木に至る、又不レ圖前原にも出會し、談話數字」とあり、孝允の論旨は君の意見と齟齬なかりしことが知らる。依つて君は將に歸萩せんとし、二十日孝允を訪ふて別を告げた。翌二十一日孝允もまた君を問ひ、萩地士族の誤認多きを改悛せしめ、其の面目を一新して將來自立の方嚮を確定せしめ

んとし、なほ前日來の協議を繼續した。孝允は若し說述の趣旨を誤解せば、士族の爲に却へつて害惡あらんことを憂慮し、更に意見を開陳した。梧一・信一・右一等みな列席して、君と共に之に同意であつた。是日君は山口を去つて歸萩した。卽ち孝允の日記七月二十一日の條に「九字中野權令を訪ふ不レ在、前原を訪ふ、中野・木梨・吉田皆同席、萩士族等の事に付、不心得の云々不レ少、前原彼等の面目を一新し方向を改むる一條に付、過日來相談せり、然るに主意齟齬するときは、却て爲二後來一士族の害とならん、依て尙又愚意を陳述し置けり、前原今日より歸萩せり」とある。孝允は常に鄕國の爲に報ゆることあらんとし、貧窮せる士族の狀態を憐みて其の救濟策に苦心した。會佐賀騷擾の勃發するに及び、海內の形勢を辨知しないで、妄に狐疑の念を懷いて時事を了解しえざるのみならず、將來の目的を決定することをえないのを深憂して之を君と商議したが、また其の聞く所を縣吏三浦芳介に語つて斡旋せしめた。卽ち孝允の日記七月二十二日の條に「今朝三浦へ、昨日前原より承知せし萩の樣子を語れり、余報二故鄕一憐二貧士一の至情より、年來多少の苦心をし、此度の一條も又萩城士族不レ知二時情一、只狐疑一片なり、故に不レ能レ解二時事一、不レ能レ定二前途の目的一忘外の極なり」とあるにて知らるのである。

萩士族の爲

君は萩に歸へつた後、木戶孝允等と商量協議したる趣意に基づき、士族の態度を改新して將來各自

の覺悟を決定せしめんとし、同志に謀つて之に盡力した。ついで孝允は萩壯士が三浦芳介に嫌猜あるのみならず、君もまた疑念あるを察し、之に面晤して其の心情を披瀝せしめんことを欲して萩に赴かしめた。孝允なほ書を君に送つて之を報じた。そこで七月二十五日芳介萩に往いて君を訪ひ、互に胸裡を吐露して萩地壯士の爲に盡さんとした。こゝに於て君は芳介に對する疑念全く氷解したので、翌二十六日次の書を孝允に送つて之を報じ、且つ萩地壯士が斷然武器を携へて調練せるを止め、學舍を設置して各自智能の啓發に斡旋あるべきを希望し、毫も紛擾の患憂なきを告げた。

朶雲奉ニ拜誦一候、奉別已來溽暑特に苛烈に御座候得共、倍御清穆被レ爲レ渉候段奉ニ敬賀一候、猶又滯鴻中は屢登門、御饗待被ニ仰付一奉ニ肝銘一候、陳は發途之日被ニ仰聞一候三浦生之事、概都合克若者へ說諭仕置申候、後御書翰之通、昨日三浦來訪、寛々面晤双方何も釋然氷解仕、從來交誼有レ之申候、朋友等不日會話も可レ仕樣子に御座候間、聊御懸念被ニ成遣一間敷樣奉ニ至願一候、何分多人數之事に付、常之齟齬謬傳は不問に置候外手段無ニ御座一奉レ存候、此後何歟訛言も御座候はゝ、聊無ニ御用捨一御叱問被ニ成遣一候樣奉レ願候、且又壯年輩調練體之事も斷然相止、學舍御造營之御運を一統希望相待申候、秋毫も紛紜無ニ御座一候間、御案慮可レ被ニ成遣一候、其中時下盛暑御自嗇是祈候、匆々頓首奉復、

七月廿六日　　彥太郞再拜

木戸孝允樣　執事

かくて八月十五日、孝允は山口を發して萩に赴いた。舊友知人孝允を訪ふものが多い。ついで十八日君もまた佐々木男也等と共に之を訪ふて時事を談じ、孝允之に酒肴を饗した。依つて君は伊勢華・坪井宗右衞門等と相謀り、孝允の爲に舟遊を催して其の懷を慰せんとし、二十日次の書を送つて弟三郎を遣はして之を促した。

拜呈、過日は登門御饗待被仰付奉肝銘候、陳は千萬奉恐入候へとも、今日小畑邊へ御舟遊奉願度奉存候、何卒其御都合に被思召可被遣候、猶伊勢翁・坪井へは從小弟馳一使可申候、尤舟用意調次第又々可申上候、頓首敬白、

八月廿日　　彥太郎再白

木戶樣執事

再陳、此惡風に付萬一風濤之患有之、小畑へ航候事六ツケ敷御座候はゝ、川內に仕度奉存候、

孝允は君等の招に應じ、是夕小舟に乘じて小畑に遊び、大に愉快の感をなした。孝允の日記八月二十日の條に「今夕前原・坪井・佐々木等の招にて、三字過より小畑へ舟行す、鮮魚を網し或は釣し又近來の一興なり、在席のもの小川・山縣・勝間田・淺野其他男女二十餘人夜三字歸寓」とある。是より君は屢孝允と往來し、曩日山口にて商議したる萩地士族の將來に關して種々談論し、授產敎育の施設を講

究した。孝允の萩に稽留する已に旬日に及んだが、片言隻語も壯士輩の異說難論あるを聞かないで甚だ靜肅であつた。孝允も其の日記八月二十五日の條に「萩城の形勢從來少壯のものを誘導する不レ得ニ其道一、擧て　朝廷を罵詈するの弊あり、當春の事擧なとも一日の事にあらさる云々、尤至ニ今日一候ては、余出萩已來半言之異論半言之難論を不レ聽、脫刀の部も日を逐て多し云々」と載せて、佩刀を脫するものも多くて君の趣旨の徹底したことが推知せらるのである。

木戸孝允深川に赴く君往いて之に會す

かくて木戸孝允は姑く萩に淹留し、君等に謀議して春來紛擾ありし事後の善處に盡力したが、未だ根本の刷新しがたき情弊あつて頗る不快であつた。卽ち孝允の日記九月五日の條にも「萩城春來紛紜にて縣令始余の歸鄕を促せり、余又爲レ國尤盡力、然して此節の事余甚不快として怪むもの不レ少、依て斷然欲レ辭ニ關係一」とある。依つて孝允は精神靜養の爲に、將に萩を去つて大津郡深川の溫泉に遊ばんとし、六日君及び奥平謙輔等を訪ふて別を告げた。君もまた是夕孝允の寓居に赴いて互に時事を談じ、歸途楊井謙一を訪ふた。卽ち君の日記九月六日の條に「晴栗屋眞來、予學資金のことを定む、尋て木戸來訪、夕訪ニ木戸・楊井一」とあり、また孝允の日記九月六日の條に「前原・山縣・小川・奥平等の宅を訪ふ、伊勢・前原・佐々木・祖式等來話夜雨」とある。ついで十日孝允萩を發して深川に赴かんとし、玉江の梅莊に至つた。朝來之を送るものが多かつた。君もまた孝允を送つて玉江に赴き、別を告げて歸

へり、坪井宗右衛門を訪ふて霑醉し、遂に歸一の宅に泊した。即ち君の日記に「九月十日晴、木戸發途之深川玉江迄送る、歸路過ニ坪井ー大醉宿ニ柳井ー」とあり、孝允の日記九月十日の條に「晴伊勢・佐々木一泊、祖式其外數客來訪、十字出立和田に至る、十二字玉江梅莊に至る、前原彥太郎今朝來訪、余于レ時謝レ客依て同氏來ニ于此ー朝來相待と云、祖式・佐々木も亦送り來る、四字諸氏と分袂」とある。之に據つて、君は是日早朝孝允の寓居を訪ひ、更に玉江に至つて其の來たるを待ち、佐々木男也・祖式宗輔等と共に之を送つたことが知らる。かくて翌日孝允は深川に至り、姑く玆に淹留して温泉に入浴し、知人と共に鬪棊を娛樂となして專ら世事を避けた。君は孝允の去つた後、鄉黨人士の爲に盡力せしを德とし、二十一日男也と共に萩を發して澤江に宿し、翌日深川に赴いて之を訪ひ、曩日の高誼を謝した。即ち君の日記に「九月二十一日晴與ニ佐々木ー發レ萩宿ニ澤江ー、二十二日雨到ニ深川ー訪ニ木戶ー」とあり、孝允の日記九月二十二日の條にも「晴前原彥太郎・佐々木男也來訪云々」とあるにて推知しえらる。是時中村一介・大津四郎右衛門・祖式宗輔・岡政一等は萩より來たり、吉田右一等は山口より到り各孝允を訪ふた。かくて君は深川に稽留すること一週日であつたが、一日孝允及び男也・一介等と共に漁網を投じて香魚を獲た。即ち孝允日記九月二十三日の條に「雨又晴前原・佐々木・繁澤等始終來話、三字後與ニ佐々木・中村等ー網打に出り」とある。ついで四郎右衛門・宗輔・一介・政一等萩に歸へ

り、右一もまた山口に去つた。二十八日君も深川を發して澤江に泊し、翌日萩に歸へつた。かくて十月二日中津の人久保益尋萩に來たつて君を訪ひ、越えて四日歸國した。ついで二十日偶雨あつて、君は次の一詩を賦して所懷を抒べた。

夜窓疎雨不レ堪レ聞、　獨座山堂萬感生、
當時志氣未ニ全盡一、　（結句闕く）、

之に據つて、君の志氣のなほ旺盛なることが察せらるのである。

木戸孝允歸京の勅旨を拜す

是より先き十月五日、木戸孝允は深川より下關に出で、東京より歸國した井上馨に會晤し、毛利元德公及び防長出身の同志が、山口縣下士族の誘導並に授產を委囑せる趣旨を聞いた。ついで孝允は小幡高政・南野一郎等の舊知に會見し、十日馨と共に汽船に乘じて三田尻に着し、翌日再び山口に入つて阿部平右衞門の宅に投じた。是より馨及び縣令中野梧一（七月權令より縣令に進む）を始め、木梨信一・吉田右一等來たつて縣下士族の授產協同會社設立の擔任を孝允に慫慂懇囑し、且つ其の方法を商議した。かくて孝允は馨及び梧一・信一・右一等に會し、更に授產協同のことに關して互に論議したが、情實纏綿して將來士族の爲に明白なる規則の設定しがたく、未だ時機到らずして盡力するも効なきを察知し、其の趣旨を開陳して斡旋を固辭した。然るに梧一・右一等は、此の規則決定せざれば、士民齊しく狐疑を懷

いて諸事瓦解の危惧あるを說き、各私心を去つて孝允の趣意に從ふべきを陳べて盡力せんことを懇願した。孝允其の誠意に感じ、已むなく士民の授產・協同二事業を明瞭に區分して擔任すべきを約諾した。偶參議伊藤博文孝允に面晤せんとし、東京を發して下關に來たるべき電報に接した。是は日淸葛藤の談判紛糾して容易に解決しがたいので、太政大臣三條實美等の內命を含み來たつて孝允を起たしめんとしたのである。依つて二十五日孝允山口を發し、小郡を經て翌日下關に着した。ついで十一月一日博文は、孝允が下關に來着した報に接したので之を訪はんとし、偶途中にて之に遭遇し、相共に其の旅寓に赴いて東京の近情を語つた。翌日博文は齎らしたる勅旨を孝允に傳へて其の使命を果した。其の勅旨は國家の安危に關せる事態があるので速に歸京すべきことであつた。孝允既に御沙汰を蒙つたが、俄に上京しがたいので、猶豫を奏請せんとして其の書を認め、博文に托して之を上らしめた。是日博文直に別を告げて上京の途についたのである。

木戸孝允の出萩と授產教育に盡瘁

かくて是月十三日木戸孝允もまた下關を發し、深川を經て十六日再び萩に來たつた。君の日記十一月十六日の條に「木戶從₂馬關₁來」とあつて、二人未だ面晤しなかつたのである。ついで十八日孝允は、萩地の諸氏と集議所に會して士族授產の商議を開始した。卽ち孝允の日記に「同十八日〇十一月十八日晴九字授產一條に付、諸氏集會々議之爲、萩會議所中、一別席へ出勤、今日より授產局の着手を始めり、

四字前退散歸寓」とある。是より孝允日々集議所に出でて授産及び敎育の方法を協議し、二十四日吉田右一・落合濟三・吉山喜一等と舊明倫館内に新築せんとする正則小學校(巴城學舍)及び新聞雜誌並に新譯書等を展觀せる讀書場設置の地を見た。二十七日更に戸長を集議所に召して士族授産の方法を相與に商議し、各戸長に授産掛を命じたのである。かくて孝允は縣下士族の授産敎育に關する其の次序略ぼ決したので、二十八日君を訪ふて之を談議し、且つ授産章程の草を示した。君の日記に「二十八日木戸來訪」とあり、孝允の日記に「十一字より前原一誠を訪ひ(中略)當縣下授産敎育等着手の順序も相語れり」とある。そして翌二十九日の孝允日記に「十二字集議所に至る、過日來種々苦按せし舊新士族前後甲乙の都合漸按定、章程ケ條中へ其道理を大略認置けり、四字前歸途、舊明倫官に至り、學校讀書場等の地割建築を見分し四字過歸寓」とあつて、其の進捗せしことが推知せらる。かくて孝允はなほ日々集議所に出でて授産敎育の施設を協議し、十二月十二日山縣彌八及び區長坪井宗右衛門を擧げて萩城用掛(萩地士族の用掛)を委囑した。越えて十四日有志佃基凊等凡そ四五十人相謀つて、將來の方向を一にし國家の有事に際して同心戮力し、孝允の指揮に從ふて盡さんことを約し、之を金崎屋に招請した。孝允其の招きに應じて赴き、時勢の變遷と將來の心得とに關して所懷を縷述した。翌日君の弟佐世一淸・横山俊彥・都野久綱・佐藤保介・久芳昌吉等孝允を訪ひ、各其の衷情を吐露して將來の誘掖を依賴し、

佐々木男也もまた同じく席にあつた。孝允前日の趣意を反覆して時勢の變遷と將來の目的とを陳述した。卽ち孝允の日記十二月十四日の條に「三字過より金崎屋の集會連よりの招に赴けり、此集會人凡四五十人、後來方向を一にし、國家有レ急ときは同心戮力差圖に可レ隨云々約束して今日余を請招せり、依て余も亦時勢の變遷と後來の心得を陳述せり」とあり、同十五日の條に「晴佐世一淸・横山・都野・佐藤・久芳・田中等來て眞情を露述、後來を依賴せり、佐々木男也亦在二此席一、余亦時勢の變遷と後來の目的を陳述せり」とある。是時授產敎育に關する施設の方法概ね決定したので、孝允將に萩を去つて山口に出でんとし、十七日河內屋商舗の座を借りて知人舊友の爲に離別の宴をなした。男女來り會するもの百餘人あつたが、會佃基淸・福原又市醉に乘じて私論をなし、一座甚だ紛擾であつた。宴終はるに及び、孝允之を憚ばずして歸寓した。君の日記十二月の條に「十七日木戸別杯を唐樋河內屋に酌、諫早〇佃基淸福原頗酗醄すと云、壯士六七名來て予家に宿す」とあり、孝允の日記十二月十七日の條にも「雨客來多々、十一字より集議所に出席、學校論困窮士族へ授業料分與等の事を談し、四字歸途唐樋の河內屋に至る、今日河內屋の座舖を借用して爲二別杯一、舊來の知己其外少壯のものを招けり、男女來會するもの百人餘、就中諫早・福原爲レ酒小紛擾を起せり、此兩人誓レ心、余に依賴して從來の事の指揮を受けり、然して今日の擧動余甚不レ樂依て謝絶せり、一字過皆分散又至二于寓一もの數人」とあつて、

二人の將來を依囑せしを謝絕した。翌十八日基清・又市前夜の擧動を大に悔悟し、孝允を訪ふて將來を懇囑し、右一及び木梨信一もまた二人の爲に周旋したが、孝允みな之を固辭した。孝允は萩に淹留すること久しく、士族の將來を誤らんことを深憂し、授產敎育の施設を講じて其の方嚮を定めんとし、大に苦慮したのである。翌十九日百餘人の舊知に送られて萩を發し、山口に至つて片山喜八の宅に泊した。つい二十二日孝允山口を發し、二十四日下關に出でた。會伊藤博文人を馳せ、參議大久保利通來たつて將に孝允を迎へんとするを報じた。こゝに於て孝允大阪に赴いて利通に會晤せんとし、滿珠艦に乘じて東上した。實に明治八年一月四日であつたのである。

第四十二章　任官の勸告と君の出京

○明治七年木戶孝允仕官慫慂と伊藤博文の斡旋

佐賀の亂後、なほ征韓・封建の兩說を主張するものが少なからで、新政を謳歌せざるものは妄に之に共鳴するの傾向があつた。そこで木戶孝允・參議伊藤博文等は山口縣下士族の之に雷同附和せんことを憂慮し、速に方嚮を改めて將來の誤惑なからしめんことを冀ふた。また之と同時に、君の萩地に退隱して鄕黨人士の爲に、遂に其の渦中に投ぜんことを憂惧し、仕官を切望したのである。是年七月孝允の歸國するに及び、君は山口に出でて之に會晤し、互に萩地士族の面目を一新して其の方嚮を改めんことを謀議した（前章に見ゆ）。是時孝允は山口縣令中野梧一及び同權參事吉田右一等の意見を參考し、君の縣令に就職せんことを慫慂した。君も其の勸告を聞いて仕官の意なきにあらざるが如きも、家庭並に周圍の事情を說談し、俄に之に確答しなかつた。事は是月孝允が博文に送つた書中に「前原先日より出山面會いたし申候、同人も悔悟候處有レ之候歟、態々爲二面會一出山候なと申事、一珍事に御座候、小天狗男也（○佐々木男也）とも少年を惑はし、左候而、益同人押立候工合有レ之候樣に承り及申候、逐々權令（○中野梧一）其外之說も承知候處、何分前原は縣令に而も被二仰付一候方可レ然との說多く御座候、於レ僕も左樣相成候は可レ然と存申候、同人も其底意有レ之候樣相察申候、尙又見込一定候上は可二申進一候間、可レ

然御配神可レ被レ下候、同人之事は格別六ケ敷も有レ之間敷、諸大臣も御承知之事と奉レ存候」とあるにて知らる。ついで八月孝允萩に赴き、淹留して屢々君に面晤し、また仕官を勸告した。是の時孝允は、君の父頑固にして母もまた爲に疾み、容易に出京しがたき情實あるを聞き、其の已むなきを察して二十四日之を博文に報じた。即ち其の書中に「前原も出京は度々促し見候處、當時爲二家內一出京は難レ致情實有レ之候、當人之申處に而は、左も可レ有レ之歟と相考申候、同人父尤頑强に而、母なとは爲レ其時々發病、漸彥太郎之其間に在るありて、且々治りしと申位之よしに御座候」とある。そして博文は、君の輦下に奉職して海內の形情に通曉せんことを冀ひ、會出京したる梧一に其の由を告げて之を孝允に傳へしめた。孝允固より博文の意見を賛し、君の奮起出廬せんことを欲し、之に面晤して國家の爲に盡瘁せんことを再び勸說した。然るに孝心深き君は、老衰せる双親の爲に遠隔の地に奉職しがたく、京都・大阪附近殊に奈良縣の縣令を希望してゐた。そこで孝允は九月十七日博文に書を送つて其の事情を報じ、君の爲に斡旋せんことを請ふた。其の書中に「前原一條曾而中野へも御傳言御座候に付、其前同人心事も推問いたし候得共、尙また重而尋ね詰候處、つゝまる處、地方官位ならは奉職仕度との事に而、其も京攝近邊を頻に希望いたし居申候、是亦心事尤なる論も御座候、其譯は兩親共に老衰、隨分內輪もこたゝゝいたし申候間、同人考にて最早餘命有レ之間敷と存詰居申候、付而は餘り

隔絶いたさぬ處に奉勤いたし、自然病氣等之節にも間に合候樣いたし、平生も內輪之事等、容易往復も相成候樣仕度との心願に御座候、隨分同人之老父と申ものは、有名之頑物に而、一家にとり候而は稀なる難物と申事に御座候、一體之事を考候而も、同人は他へ奉勤仕候方、爲ㇾ縣にも爲ニ朝廷一にも可ㇾ然歟と存申候、同人も大に奈良縣を望み申候、たし歟此節奈良には縣令無ㇾ之歟と相考申候、御配意相調候得は重疊に御座候」とあり、孝允は山口縣の爲にも朝廷の爲にも君の速に奉職せんことを欲するも、家庭の事情俄に出京しがたくて、地方官に任ぜんとするの意あるを察し、其の望に副ふべく博文に周旋せしめた。が、孝允既に現職を去つて廟堂にあらざるを以て、自ら任命の衝に當ることを得ず、遙に博文を督促するの外なく、常に隔靴搔痒の感があるのである。なほ君が地方官就任の希望を吐露せしことは、前日十五日孝允の宮內少輔杉孫七郎・文部兼敎部大丞野村素介に送つた書中に「前原は地方官え出候と申事に付、是は過日伊藤より申來候行かゝり御座候に付、申越置候、其か可ㇾ然と相考へ申候、其事も屢尋談漸打明け申候」とあるにて知らる。時に井上馨もまた君の萩にあるを憂慮してゐたが、任官の意あるを孝允の統計寮七等出仕河北俊弼に語つたを聞いて、之を出起せしめんことを冀ふた。依つて二十七日書を孝允に送つて其の意を陳べ、君をして奉職せしむべき考慮を請ふた。其の書中に「何分にも前原萩に居留り候而は、甚以著手之不都合も可ㇾ生候間、何卒外え同人を出し候樣

之御工夫第一と奉ㇾ存候、河北氏より承り候得は、老臺之御話にも隨分出ぬ事は有ㇾ之間敷哉に被ㇾ仰候由、右樣候得は尤妙と奉ㇾ愚考ㇾ候」とあるのである。そして當時奈良縣には、縣令藤井千尋がをつて其の地位が俄に動かしがたく、名東縣權令富岡敬明を他へ轉じて、君を之に任ぜんとし、十月博文書を孝允に送つて其の意を告げた。ついで十一月孝允は、博文が東京より來たつたので、之と下關にて會し、君の仕官のことをも議し、士族の授產敎育の爲に十六日再び萩に入るに及び、更に地方官就職を慫慂せんとして其の意を佐々木男也に告げた。越えて十九日男也は君を訪ふて孝允の大に盡力せるを語つた。即ち君の日記十一月十九日の條に「佐々木來云、木戸盡力を以、足下を他縣令に推擧す」とある。會君は宿痾の爲に屛居して孝允を訪ふことができなかつたので、翌二十日次の書を送つて其の好意を謝した。

奉別以來濶焉御起居を不ㇾ候候處、益御淸穆御入萩被ㇾ爲ㇾ在候段、昨日從ニ佐々木氏ㇾ敬承仕候、且御懇切之蒙命奉ニ萬謝ㇾ候、早速拜趨可ㇾ仕筈之處、少々從來之持病を發し、且無ㇾ據家事纒縛、乍ニ不敬ㇾ今日は不ㇾ得ニ拜趨ㇾ候間、不ㇾ顧ニ不敬ㇾ呈ニ腐毫ㇾ候ニ御起居ㇾ候、

彥太頓首再拜

十一月廿日

木戸樣侍史

かくて二十三日博文の書また到つて、更に君を小田縣（後ち岡山縣）縣令に任ぜんとし、其の意を報じた。即ち孝允の日記十一月二十三日の條に「去十五日付伊藤博文書狀到來、前原小田縣え云々等の事なり」とあり、また博文の書中に「前原小田縣に被ㇾ任候筈に而、今明日中御呼出可ㇾ相成ㇾ候に付、速に出京候樣御高配奉ㇾ願上ㇾ候、若此度出京無ㇾ之樣にては少々失ㇾ面目ㇾ候而已ならす、申譯にも困却仕候、偏に御依賴申上候」とあつて、博文の盡力せしことが知らるのである。

按に君は孝允・博文の斡旋に依つて、小田縣の縣令に任官の朝命あらんことは、旣に之を內聞したのであるが、徵召なくて將に其の達書を郵送せられんとするを慨歎してゐるのである。初め孝允の慫慂にて、君は已むなく奈良縣の縣令を奉職せんとするの希望を陳べた。然るに家庭の事情に鑑みて、容易に出鄕しがたきを慮り、上書（此書傳はらず）して其の降命を辭したので、小田縣縣令の奉職もまた罷免せられんことを豫期し、九月十四日書を男也に送つて之を告げてゐる。會是日仲秋であつたが、双親同じく病蓐に臥して、內外の艱苦蝟集して懊惱に堪へざるのみならず、痛切に家庭の寂寞を感傷し、「世の中にかはらぬものは月はかり」とさへ俳句を謠ふて其の衷情を抒べ、之を男也に示すと共に次の書を送つた。

御一讀御火中

奉別後御起居如何、當境依舊靜謐也、陳は弟小田縣令之事、郵便を以降命相成との事に御座候、朝廷之衰至ニ于此ニ實慨歎之至に不レ堪奉レ存候、尤弟已に最前之御沙汰御除被ニ仰付一候樣書面差出候間、又此事も多分被レ罷候歟とも奉レ存候、鴻城邊に何そ噂は無ニ御座一候哉、昨日老母俄に病氣甚困難危篤之容體を發し、一時大に苦心仕候處、今日は得ニ輕快一稍安心仕候、上野老人も一昨日より臥病、內外之艱難一時蝟集、鐵石心腸亦將レ碎、御憫察奉レ祈候、從ニ茅原一書來云、因州も此節三派に分れ議論紛々之由、尤從レ因壹人不日來報知有レ之申候、中村眞金も近日來萩之報知有レ之申候、○市川翁事は如何之樣子に御座候哉、趣に因り、弟市川翁へ往致ニ面談一、以後之處も折合能樣に相談仕見度奉レ存候、御答奉レ賴候、何分方今無ニ人物一之世の中、猥に人を捨てるは甚不レ宜、旁御勘考奉レ賴候、右申上度如レ此に御座候、頓首、

九月十四日　　　　一誠

今夜は八月十五夜に當り候へとも、兩親とも病に臥し、家內頗物淋しく獨り何かと思てゝ

世の中にかはらぬものは

月はかり

御一覽に備申候

男也盟兄侍史

此の書に依つて、因州の人茅原信行（前に見ゆ）は當時鳥取縣にも、新政に不平の徒あるを告げて中村眞金の萩に來たつて入事を謀らんとせることが知られ、また市川翁とあるは敎師の市川文作である。文作

は性寛弘にして夙に舊藩政府に仕へ、明倫館御用掛より御藏元檢使役・遠近方役・小郡代官役に歴任し、明治三年に明倫館講師となつて後萩地の學事に盡したものである。

かくて孝允は御沙汰もあらば、直に出京して奉命赴任すべく君に告げ、二十六日書を送つて其の由を博文に報じた。其の書中に「前原へは御沙汰次第出京可レ致旨申越置候、其後面會いたし不レ申、其中面會候は、尙得と申通可レ申候、今日承り候得は此節眞病のよし」とある。君は出京の意なきにあらざるも、父彥七容易に其の膝下を去るを聽さず、頗る頑强にして敢へて他人の解諭に從はないので大に困惑し、是日次の書を孝允に送つて實情を報じ、且つ復答の遲延を謝した。

朶雲奉二拜誦一候、御入萩後益御淸適被レ爲レ在奉二敬賀一候、就中授產之儀に付、不二容易一御配慮被レ爲レ在候段奉二拜察一候、陳又小生身上之事に付、御懇切之儀深奉二感佩一候、實は過日も無二隱匿心一發露仕候、頑父之束縛未解釋不レ仕大に困却罷在申候、夫と申候而も、他人之說諭に而は、秋毫も被レ行不レ申候間、小生如何にも盡力仕可レ申奉レ存候、然處過日來不快に罷在、昨日來より頻に咄に相成、却て今日は爽然を覺へ申候間、力レ疾今日は上野へ參、又々說解之端を立可レ申候、御旅宿へ御無音仕候段は偏に御海容奉二至願一候、御答稽延是又御海恕奉レ祈候、書外不日登門萬縷可レ奉二陳述一候、頓首再拜奉復、

十一月廿六日　　一誠拜

木戸樣侍史

之に據つて、孝允・博文は君の將來を慮つて百方其の仕官に斡旋盡力し、君はまた父の强頑剛愎に苦慮痛心せることが推知せらるのである。會孝允は出京の朝命已に下りたるを聞き、其の狀を知らんとして二十八日君を訪ふた。君は父の疾めるを以て、姑く出京の猶豫を請はんとし、事情を告げて之を孝允に謀つた。孝允は君の希望に依つて周旋したが、其の爲め朝命の下るに至つたので、故なくして遷延しがたきを陳べ、直に猶豫を奏請すべく促した。孝允の日記十一月二十八日の條に「十一字より前原一誠を訪ひ、同人頃日御用召有ㇾ之候に付、上京候專相尋候處、實父眞病に付、少々猶豫等相願度趣相談せり、余の又尋ねし所以は、同人當夏心腹吐露、縣官は所勤いたし度趣依賴せしに付、東京へも委曲申越せし末、此度の御沙汰有ㇾ之候に付、無ㇾ故遷延に及候は、不都合故催促せしなり」とある。翌二十九日孝允の博文に送つた書中に「前原えも御達有ㇾ之候由に付、早速樣子相尋候處、折惡當節同人實父眞病に而、兼而有名之頑物なる上、病苦に而同人も甚困却いたし居候而、如何可ㇾ致哉との事に御座候間、然らは病中に而延引仕候に付、御猶豫之御願申出置候方可ㇾ然と申聞け置候、依而此段をも入二御耳一置申候」とある。翌三十日孝允は次の書を君に送つて、已に博文に事情を內報したるを告げて、速に上京の考慮をなすべく促し、且つ授產章程の返却を請ふた。

過日は御妨申上候、爾後貴恙御快方と奉ㇾ存候、昨日東京へ御內情之趣申越置候、何卒精々速に御上途之御工夫奉

レ祈候、さては授產局章程懸御目申候間、御一覽被レ下候はゝ、御返與相願申候、必竟是は局中限り之ものに御座候得とも、爲二後來一不都合と御二考付一之邊も御座候はゝ無二御容赦一御示可レ被レ下候、先は爲レ其草々頓首、

十一月三十日　　　　孝允

一誠老兄御內披

君は卽日次の書を孝允に送つて就任に關する懇情を謝し、猶豫願書を東京へ發したるを報じ、且つ双親と共に妻もまた疾に罹つたが、自らは未だ不快には至らざるを告げ、授產章程の草按を返したのである。

過日は御枉顧被二仰付一難レ有奉二拜謝一候、其節は頗麁之御引受仕奉二恐縮一候、平に御海容奉二至願一候、猶縷々御懇話拜聽奉二本懷一候、且又東京へ御猶豫願書早速差出申候、折角此書狀相調候處へ朶雲辱奉二拜誦一候、早速東京へ御申越被二仰付一候由奉二萬謝一候、當節は兩老人も賤恙に罹り申候處、荊妻も一昨夜病に罹り譫語計に而、丸に化物屋敷と相見へ申候、次に小弟事は强て不快には趣き不レ申候、乍レ憚尊慮易被二思召一可レ被レ下候、授產章程早速一讀早々可レ奉二完壁一候、書外萬縷奉レ期二拜靑一候、頓首奉復、

十一月三十日　　　　前原

木戶樣奉復

按に山口縣下の士族凡そ一萬五千餘人の授產敎育に關し、夙に毛利元德公を始め木戶孝允・伊藤博

文・山縣有朋・井上馨・山田顯義・杉孫七郎等みな苦慮するところであつた。そして元德公以下奏任官以上のもの各應分の醵金をなして之を資本とし、其の方法は孝允の歸縣に委囑するに決した。依つて孝允の歸國するに及び、其の施設を君等に謀議し、中野梧一・吉田右一・正木基介・山縣彌八等大に斡旋した。君もまた其の急要を察して考慮するところがあつたので、孝允は授産章程の草成るに及び、之を示して意見を求めたのである。なほ君の授産敎育に對する抱懷の明知すべき史料を未だ發見せざるも、後年自ら記せるものの中に、僅に次の斷片あるに依つて常に傾注せることの一端を窺覘しうるのである。

三千五百石之學資、

官員より積金學資、

　合三萬三千六百貳拾圓許、

一統より出す處の學資、

　總計　十萬戸にして六萬圓

一、全縣小學校、

一、官員の出金は、内外一致論より起り、全く士族の學費に充ると云。

一、從三位公之金を以、中野梧一恩を責形になること、

一、勸業金を吏等全く中野の功に歸せしは全く己の爲にするのみ、勸業金は全く舊藩の所有にして、士族支配處其他銃器山林及諸部署の撫育修補金を集むるのみ、祿制一定に相成候由、付而は士族か寒餓も不日に至り可レ申候、且萩地は士族の餘米にて商人食に充來候處、彌金祿と相成候上は、此地困究の第一番なり、授産の方法を種々立見度內意有レ之申候、他日縷々可ニ申上一候、是は人を誘ふに利を交せる手段なり、

かくて君に上京の命のあつたことは、既に正院の日誌にも謄載せられたので、弟山田穎太郎之を見て、十二月十四日書を送つて勸告したが、遂に起つことを得なかつた。其の穎太郎の書中に「二伸、尊兄上京の命ある由、又正院の日誌に於て一讀せり、且亦斷然上京しては如何、併今日の情實御推察申候也」とあつて、君の任官拜命を慫慂すると共に其の情實の纏綿せるをも考慮したのである。

木戸孝允の去萩

かくて十二月十九日、木戸孝允萩を去つて山口に出で、二十四日下關に至つたが、なほ君の速に上京せんことを欲し、翌二十五日佐々木男也・山縣彌八に書を送つて其の意を傳へしめた。其の書中に「前原家にも病人逐々全快と存申候、實に少々之間はいつれ之家にも有レ之候ものに付、可レ成はよき間合に早々出立候方可レ然と存申候、最前之都合も御座候間、此段御序に御傳聲御願申候」とあつて、常に君の進退を介意して止まないのである。孝允は歸國以來山口縣下士族の狀態に鑑み、有爲の君をして萩地に幽居せしむるを欲せず、其の仕官の意あるを察して之を伊藤博文等に諜り、百方盡力して漸

く召徴の命あるに至つたが、家庭の事情之を許さざるのみならず、君の決心未だ堅固ならざりし爲に、遂に其の宿志を貫徹すること能はずして明治七年を終はつたのである。

是より先き征臺に關する日・淸の葛藤は、參議大久保利通の盡力に依つて平和に解決した。然るに廟議は天下の形勢に鑑み、輿望あるものを迎へて內閣を改造し、同心戮力大政を輔翼し、內治を整頓して外交を救濟すべく決した。こゝに於て利通は伊藤博文等と共に大阪にて木戶孝允に會晤し、互に政見を吐露して將來の施設を論議した。世に所謂大阪會議は是である。是時孝允は利通・博文の外參議兼開拓長官黑田淸隆及び板垣退助・井上馨・小室信夫等に會見して甚だ多忙であつたが、また君の出京を冀望し、伊勢華に書を送つて其の東上を促さしめた。依つて華は二月四日君の居を訪ひ、孝允の書を示して奮起上京を勸說した。卽ち君の日記二月四日の條に「佐々木來訪、從二正木・勝間田一書到、伊勢華携二木戶之書一來促二東上一、木戶之書亦然」とある。

○明治八年木戶孝允等君の出京を促す

按に木戶孝允は君の故園に吟臥せるを深憂せるのみならず、頑冥の徒の時勢を曉悟せずして妄動せんことを懼慮し、百方勸說して奮起せしめんことを盡力した。然るに君は當時の閣員と政見を異にし、廟堂の施設を慊ばないで未だ蹶起するの眞意がないのである。そこで孝允の苦心に對し已むなく唯々諾々として陽に承順し、常に家事並に疾病の故を以て之を謝絕したるが如く察せらるのであ

る。君の日記を見るに、客年十二月孝允の萩に淹留して去らんとし、有志の之を招請せるの日に當り、君は岡田謙道を訪ふて置酒快談黃昏に及び、更に其の夜正木基介・佐々木男也・堺吉次と共に大醉徹宵して欝を散じた。即ち十二月十四日の條に「訪二岡田生一、置酒快談及二薄暮一歸、歸路過二楊井一、夜正木・佐々木・吉次來訪、劇飲大醉殆及レ明而撤、諫早等大會于金崎屋」とある。謙道は石見の人であつて萩の醫である。性淳厚にして氣槩があり、且つ見識が高邃であつた。夙に萩に來たつて醫術を修め、また馬嶋春海・近藤芳樹につきて漢籍國典を學んだ。文久年間家塾を萩に開いたが、明治維新後は醫業を廢して專ら教授に任じた。君は其の人と爲りを愛して親交してゐたのである。ついで十七日孝允別杯をなしたが、君また出でなかつた。華が孝允の意を傳へて上京を慫慂したる後數日にして杉民治（吉田松陰の兄）が來たつて君を訪ふた。君之に酒を侑め、終に醉に乘じて官吏を怒嘖し世態を罵倒し、民治もまた胸奧を吐露した。即ち二月八日の條に「霽鷲丈人來光、家君來光、又杉民治訪來、置酒話二疎濶之情一、予終醉、怒レ吏罵レ世、民治亦乘レ興聊發二胸中之秘一」とある。また以て當時君に出仕の誠意なきことが推知せらるのである。

君は孝允の好意默止しがたく、疾の癒ゆるを待つて將に上京せんとし、書を送つて之を報じた。事は孝允の日記二月十六日の條に「晴前原彥太郎書狀到來、近日上京せしよしなり」とある。ついで孝

允は、山口縣令中野梧一等にも書を送つて君の上京を促さしめた。梧一は孝允の去つた後の縣下の事情等を報ぜしめんが爲に、山口縣權參事吉田右一及び佃甚清を出京せしめんとし、二十八日書を送つて之を告げ、且つ君が疾の爲に未だ東上しえざるを報じた。是時恰も孝允は既に歸京し、三月八日參議に任じた。ついで右一・甚清の二人は東京に出で、屢々孝允を訪ふて山口縣下の事情を報告した。梧一もまた孝允任官の報に接し、十七日書を送つて之を賀し、且つ君の爲に出京の猶豫を請ふた。時に君の宿痾なほ癒えがたく、胸痛劇甚にして大に困苦した。其の狀は君の日記に見えて、之を鈔錄すれば次の如くである。

三月二十日、雨、宰君御來臨、予胸痛、粟屋眞折簡以招ㇾ妻、從二楊井一歸、
同　二十一日、晴、胸痛甚劇、岡田來訪、薄暮文莽來診、
同　二十三日、痛胸同二前日一、
同　二十四日、晴、淺野往來・横山俊彥來訪、夜村田・岡田來、一字散痛稍覺ㇾ緩、
同　二十五日、晴、胸痛比二昨日一稍劇、終夜痛胸甚劇不ㇾ能ㇾ眠、

此の日記に文莽とあり村田とあるは、村田文莽であつて常に君の疾を診察せる萩の醫師である。

明治元年十月藩政府は文莽が一家和親して醫業に精勵なるを賞して銀三枚を賜ふたことがある

かくの如く君は連日胸痛の爲に困難したが、會右一東京より歸へ

り、孝允・博文が出京せざるを以て大に苦心せるを報じた。そこで君は萬難を排し、將に四月十日を以て上京の途に就かんことを決した。然るに君の東上に關し、知人舊友の贊否區々であつたが、壯士の輩は其の進退を論議して遂に鼎沸をなした。事は君の日記に次の如く見えてゐる。

四月十三日、岡田來、奧平來、予進退論有レ之、胸痛大に起臥蓐、
同　十四日、大風、壯士輩予が進退論議論鼎沸、奧平來訪、
同　十五日、雨、壯士拾數名進退論にて來る、朝坪來云、食客生を放逐すへし、奧平を絕すへし、予答云々、蓋し、壯士等之論也、使二坪井言一也耳、和智傍に在て聞レ之、夜奧平來鷄鳴去、
同　十六日、晴、頗無事胸痛依然不レ退、作レ書與二正木・佐々木一、蓋病狀を陳する也、

玆に岡田・奧平とあるは岡田謙道と奧平謙輔とであつて、また坪井・正木・佐々木とあるは坪井宗右衞門・正木基介・佐々木男也である。そこで君は壯士などの情念を鎮綏し、且つ疾の快癒を俟つて東上せんとし、二十日次の書を孝允・博文に送つて姑く猶豫を請ふたのである。

謹白、兩臺益御淸穆奉二至燭一候、陳は小弟東上頗及二稽延一奉二恐縮一候、蓋本月十日を以て發途東上相決居候處、胸痛不レ愈而已ならす、却て劇痛を發し起臥不レ能レ如レ意氣息奄々僅に殘喘を保候容體に相成、日夜療養仕候得とも、今以不レ能レ起、苦楚罷在中候間、無レ據又復及二稽延一、實に兩臺ノ御配慮御苦心之狀吉田右一より傳承、於二小弟一も自不レ能レ安候、乍レ爾實に小弟困臥之實狀御洞察、偏に兩臺の御厚情を以て、今暫御猶豫相成候樣御取計、偏に奉二懇

願一候、得ニ輕快一候はゝ必東上可レ仕候、於ニ小弟一萬々　朝命を忽にするに非す、雖レ然他人不レ知者、或以て可レ有レ言、兩臺幸保護之力を奉ニ至願一候、其中時下爲ニ　皇家一御自重奉レ祈候、書外萬縷東上期ニ拜謁一候、頓首々々、

四月廿日　　　　　　　　一　誠

木戸孝允様

伊藤博文様　下執事

毛利元徳公の出萩と讀書場規則

曩に木戸孝允は歸京したる後、幾ばくもなくして高輪邸に出で、毛利元徳公に見えて山口縣下の近情を詳陳し、士族の授産教育に關する施設の方法を縷述した。公は郷國士族の方嚮につき、常に憂慮してゐたが、五十日間の請暇をなして祖先の展墓公子の存問等を名とし、五月一日東京を發して歸縣の途に上り、二十日萩に來たつた。公滯留すること五日、萩士族の方嚮を示諭し、上等小學及び讀書場を巡視して學業を奬勵した。是時讀書場の規則既に成つて、之を校則・舍則・教則の三大別に分つた。其の校則は生徒入學の手續及び通學・宿學の分別を明にし、また通學生の授業闕席の規定をなし、且つ擧動を戒めて休日定例を示した。舍則は宿學生の學費及び闕席他人應接起臥掃除盥嗽自習就眠外出入浴等を定め、教則は學科並に其の課程進級等を示したのである。是等は去年孝允が萩淹留中に、君を始め右一及び山縣彌八等の意見を聞いて決定したるものであつて、其の規則は次の如くである。

讀書場規則

校則

第一條

本校へ入學の志ある者は校中幹事局へ屆出へし、

但し士族に限るへし、

第二條

生徒は通學宿學とも各自の便宜に任すへし、

第三條

通學生は每朝起業時限十分前には必す控所迄出席すへし、

但し時限は別に掲示す、

第四條

父母兄弟及ひ自身の病氣等已むを得さる事故ありて闕席するときは、必す其由を幹事局へ屆出へし、若闕席十五日を越ゆるときは一應其級を除くものとす、

第五條

給貸品及ひ戸壁障子等を汚毀す可らす、

第六條

校外に在りても必す不行狀の擧動ある可らす、

第七條

休日定例

孝明天皇　一月十二日、　祈年祭　二月四日、

紀元節　二月十一日、　神武天皇御例祭　四月三日、

神嘗祭　十月十七日、　天長節　十一月三日、

新嘗祭　十一月二十三日、

暑、七月廿日より八月十九日に至る、　寒、十二月二十一日より翌年一月十日に至る、

每月、日曜日、

右の外臨時休業は其時々掲示すへし、

舍則

第一條

宿學生は一ケ月食料金壹圓二十八錢を每月頭五日迄に幹事局へ納むへし、

但し米價の騰落あるに因て每月末には必す其過不足の差を算用すへし、

第二條

病氣にて闕席三日に及ふときは校監に訴へ醫師の診察を受くへし、若し十日を經て未た愈さる者は舍を退て療治す

へし、

但し重症急症は此例に非す、

第三條

外人應接は必す應接處に於てし舍內に誘導す可らす、

第四條

晨起の時限堅く相守り掃除盥嗽畢れは則ち起業時限迄舍中に於て自修すへし、

但し時限は別に掲示す、

第五條

夜中は自修就眠各自の意に任すへし、

但し人の自由を妨けす己の健康を害さゝる様注意すへし、

第六條

業暇の外出は必す幹事局に告くへし、若已を得さる事故ありて止宿するときは其由を屆出へし、

第七條

入浴は火曜土曜の日と定む、午後三時より四時に畢る其時々幹事局より切符を分賦すへし、

第八條

飲酒吟詩戲作稗史等を讀むことを禁す、

第九條

夜中就眠の後は音讀且つ他室に徘徊することを禁す、

教則

第一條

本校入學の者は上下等小學の課程を經さる者に付、先つ一般普通學科を敎ゆるものなり、

第二條

前條掲くる所の普通科を敎るものと雖とも其年齡已に長し粗書算に渉し者は各專門の學を修めしめ以て課外生となす、

第三條

課程を五級に分ち一級一期の習業とし五級合て在學二ケ年半を以て期限とす、

但し一年を二期に分ち即ち六ケ月を以て一期となす、

第四條

毎級の業を五課に分ち即ち一日五時間の習業とす、

第五條

毎級毎課の上に於て各の名簿を作り以て毎日缺席の點を符し其數の多少を以て勤怠表を作る、若し五課の業に於て一時間一課業を缺も其日の全出席とはなさゝるなり、

第六條

一期の末に至れは從前學ひし所の書算を擧て大試驗を行ひ、以て各席の黜陟定級の及落をなすものなり、

第七條

各級課程を示す左の如し、

第五級

地理學、
日本地理小誌を獨見し來り輪講せしむ、

歷史學、
國史略或は皇朝史略を授く、

窮理學、
窮理圖解或は登高自卑を授く、

修身學、
勸善訓蒙を獨見し來り輪講せしむ、

算　術、
一週一時 以下倣之

作　文、
俗用書牘公用文體を作らしむ、

第四級

地理學、輿地誌略を獨見し來り輪講せしむ、
歷史學、十八史略或は日本外史を授く、
窮理學、物理階梯を授く、
修身學、西國立志編を獨見し來り輪講せしむ、
算術、
作文、前級の如し、

第三級

歷史學、萬國新史或は泰西史鑑を獨見し來り輪講せしむ、
窮理學、

博物新編或は同本補遺を授く、

修身學、

英氏泰西修身論を授く、

政體學、

立憲政體略或は憲法類編を獨見し來り輪講せしむ、

算術、

作文、

眞片假名交りの文を綴らしむ、

第二級

歷史學、

歐州文明史或は日本文明論を授く、

窮理學、

格物入門或は同本和解を獨見し來り輪講せしむ、

修身學、

自由之理を授く、

政體學、

國際法或は國法汎論を授く、

算術、

作文、

前級の如し、

第一級

窮理學、

人身窮理或は生理發蒙を授く、

政體學、

萬國公法釋義或は性法略を授く、

經濟學、

經濟小學或は英氏經濟論を授く、

化學、

化學訓蒙或は化學入門を授く、

算術、

作文、

前級の如し、

課程の書目は右の如く定むと雖とも便宜に從ひ他の書を代用することあるへし、

第八條

右定むる所の諸規則謹愼遵守すへし、若實際扞格する事條ありて其由を幹事局に啓申せは、事態取糺の上更に改正することと之ある可し、

明治八年十月　　　　　　　　讀書場

君は佐賀の亂に募集した萩壯士の解散後に於ける狀態を察して之を深憂し、其の見聞を博めて時勢に後れざらしめんとし、新聞雜誌の讀書場を設けんことを企圖したが、山口縣令中野梧一・同權參事吉田右一等みな之に贊成した。勝間田稔は之を以て壯士輩敎育の一方法となし、姑く日新眞事誌・東京日日新聞・橫濱新聞の三種を選びて明倫館中の集議所に備へた。是は實に明治七年四月十九日である。第四十三章に見ゆ事は其の前日に稔の君に送つた書中に「新聞誌は明日より差送り可ㇾ申、尤坪井迄可ㇾ相達」に付、左樣御承知可ㇾ被ㇾ下候、種類は日新眞事誌・東京日日新聞・橫濱新聞との三通りに御座候」とある。かくて木戶孝允の歸へるに及び、君を始め梧一・右一等と之を商議し、遂に此の規則の成立するに至つたのである。

公は萩にあつて君の疾あるを聞き、冷泉彌五郎を遣はして之を訪はしめ、且つ鷄卵壹筐を贈らしめた。君は直に名代を公の邸に候せしめ、其の厚恩を謝せしめた。翌二十五日公は萩の概況を知り、去つて山口に歸へつた。事は君の日記にも五月二十四日の條に「晴、從三位公〇元徳より卵壹箱頂戴す、冷泉彌五郎奉二使命一來」とあり、同二十五日の條に「晴、三位公御發駕」とある。かくて公は山口を發し、六月十一日東京に歸着したのである。

君上京の途に就く

君は疾の爲に既に東上の猶豫を參議木戸孝允・伊藤博文に請ふたが、四月二十四日坪井宗右衛門より左院・右院を廢して新に元老院・大審院を置き給ふ詔書の寫を送つた。依つて君は立憲政體略を讀み、其の趣旨の君民同治の政體なるを知つた。即ち君の日記四月二十四日の條に「雷雨午後雹降、楊井岳父所訪、立憲政體を可レ行に付、新に元老院・大審院を被レ設、本月十四日之詔書寫從二坪井一贈る、依て立憲政體略を讀むに、全く君民同治の政體なり」とある。ついで地方官會議を東京に開き、各地方長官に六月二十日までに上京すべき命ありしことが傳へられた。そこで君は此の機會に東上せんことを欲し、其の疾の癒ゆるを俟つた。かくて君の疾漸く快癒に趣いたので、六月十八日上京を決して村田文葊・楊井孫右衛門に別を告げ、翌十九日双親姻族及び友人數十人を會して離宴を張つた。即ち君の日記に「六月十八日晴、東上を決す、村田・楊井を訪ひ告別」とあり、また「十九日晴、友人數十名來會置酒、

家君北萱昨日より御出渡、兄亦同斷、親戚悉來集開二離宴一、夜二二更に至る」とあつて、此の行君は大に決心するところあつた。二十日君は横山俊彦・岡田謙道等と共に上京の途につき、之を送つて金谷に至れるもの四五十人、また明木まで從ふもの十一人であつた。蓋し此の十一人は、明治三年の脫隊に參加し、常に君に敬服せるものである。是夜君は山口の木津屋に宿し、正木基介・佐々木男也と會飮して互に時事を談話した。即ち君の日記六月二十日の條に「發途送て到二金谷一者四五十名、到二于明木一者十一名、蓋此十一人は脫卒也、薄暮到二于山口一木津屋に宿す、夜正木招飮、佐々木來會、談話到二二時一」とある。翌二十一日君は基介・男也及び木梨信一・河北一を歷訪し、山口を發して宮市の大島屋に泊した。基介・男也送り來つてまた會飮し、越えて二十三日二人各別を告げて去つた。蓋し君の上京は、基介・男也等の大に期待するところであつた。君の日記二十一日・二十三日には次の如くある。

二十一日晴

朝、訪二木梨・河北一、午後訪二正木一、相携て訪二佐々木一、四時發二山口一、六時宮市に到る、大島屋に宿す、十時正木・佐佐木送來、置酒痛飮到二二時一、夜大雨、

二十三日晴

午前到二三田尻一、正木・佐々木送來、午後三時別れ歸る、從レ此甚無聊、作二家書一托二正木一、

君の出京と

かくて是月二十四日君は華浦を解纜し、海路に由つて七月五日に兵庫港に入り、翌六日上陸して汽車

木戸孝允
奉職慫慂

に駕し、直に大阪に着した。ついで八日岡田謙造・横山俊彦等と汽車にて神戸に赴き、東京丸に乘じて十日横濱港に着した。翌十一日拂曉上陸して君の族楊井清八(鐵道寮十二等出仕)を訪ひ、遂に横濱に泊した。十二日君は東京に出でて參議木戸孝允及び國司仙吉を訪ひ、夜半横濱に歸へつて伊勢屋に宿した。仙吉は君の甥にして秋田縣權令に任じたが、是年五月官を辭して東京にあつた。君の日記に「十二日霧、外夷二人見二時計一に來る、午後往二東京一尋二國司・木戸一夜半歸二横濱一寓二伊世屋一」とあつて、孝允の日記七月十二日の條に「晴九字淺草議院に至る(中略)、七字前歸家山田顯義・山本重介・前原彦太郎(前原は此頃來著)・奥平正介來訪」とある。此の日記に淺草議院とあるは、地方官會議を淺草の本願寺に開き、孝允其の議長となつて日々出勤したるをいふのである。是日君は書を弟一淸に送り、出京して見聞したるところを報じた。蓋し書中の要は、先づ地方官會議已に半を過ぎたが、其の狀は記するに堪へない、新聞に載せたるをも見ても一笑するに足るべきを述べ、次に副島種臣の召命に應ぜざると勝安芳の退職家居三浦安の入京山縣有朋の海陸兩卿兼勤の大任(海軍卿兼任の辭令なし)及び佃基清等の櫻屋館(旅館)に宿泊せるなどを報じ、萩讀書場を盛にして日夜壯士を勉勵せしむべき教育の大急務なるを說き、在廷の人に畏敬すべきもののなきを告げた。其の全文次の如くである。

未レ入二東京一在二横濱一て認レ之、故に東京の近況を不レ能レ盡、横濱頗寥寞なり、人氣甚薄惡可レ惡〇會議殆半に到る

不レ堪レ書、就ニ新聞紙一て可レ見足ニ一笑一矣○副島再三の命あれとも不レ奉○勝安芳は退職家居す○山縣海陸兼勤なんと大任てはないか○都會に在ては亂氣を不レ見、邊鄙に在ては稍人心の向背見るへき所あり○諫等數名櫻屋に割據す○三浦安昨入ニ東京一予は今日入京す、然れとも寓居は横濱に占め、毎日汽車にて往來の心算なり○今日の大急務只萩讀書場を大に盛すること尤緊要なり、諸君夙夜勉勵御振興、遙に不レ堪ニ企望之至一也、東京其他都會の地は、人心怜悧輕薄正氣掃レ地候得共、田舍に至ては全不レ然、勉勵せは猶挽回の時あるは必然なり○頃日支那に一英傑を出せり、歐夷等も稍畏憚の色ありと云、今忘レ名已に支那界外ニケ所に多分の土地を得しと云○在廷の士一人可レ畏の人なし、實に諸君日夜勉勵の時なり、東京より實地の光景委曲に報すへし、時下萬々自愛、

七月十二日　從ニ横濱一　一誠

横山氣魄凜々、謙道依レ舊、蓋老物躊躇多し可レ患、其他の從者一人無レ可レ取、大和無ニ氣魄一大に困まる、

一清足下

此の書の末尾に横山とあるは横山俊彥であつて、謙道は岡田謙道、大和は大和魂一である。翌十三日君は横濱にあつて、清八と共に酒を飲みて夜散歩し、ついで數日淹留して京横の情態視察に努めた。十七日青森の人永岡久茂・竹村俊秀來たり訪ふたが、君は不在であつて面晤するをえないので去つた。久茂は舊斗南藩士であつて敬次郎と稱し、慷慨氣節を尚び、廣澤富次郎安任・眞龍寺上人凝塊・小出哲之助光烈・山川大藏後ち浩・山川健次郎・秋月悌次郎胤永等と同じく、君の人と爲りに敬服してゐた。竹村俊

秀は久茂の與黨である。久茂等の君を訪ふた日に地方官會議が畢はつたので、君はまた一淸に書を送つて見聞するところを報じ、外人の跋扈、財政の窮迫、露國と千島樺太交換の傳說、木戶孝允等得意の顏色、基淸の零落等を告げたのである。其の全文次の如くである。

御堅固可レ被レ成ニ御勉强一致ニ遠察一候○地方官會議十七日にて彌終る○松園生尋來る、予は不レ逢、謙道と應接す、依レ舊虛喝氣不レ止○東京の光景は何とも筆紙に難レ盡、外夷は盛に跋扈、鐵道製作等の事まて迫まる由、大藏は頗空乏、然るに釘まて西洋から買込樣子○樺太は彌魯西亞え渡した由し、爾蹤跡秘密分明ならす○朝鮮又葛藤を生した話し盛に有る、未た分明ならす、十八（合二字爲一字）等の顏色を見るに、頗る得意の色あり、釜中の鮮たるを不レ知可レ憐、とう考えても今の體にては維持は出來ぬ○金札も此上漫に作るとは外國から支わつて許さぬ樣子、方今の體にては全く日本は半主國の體裁なり、古來未曾有の國辱屹度勉强せねは、數千年不拔の皇恩には報われぬ、萬一事あれは官吏は大抵西洋か米夷かえ走るに相違なし、今ては日本の籍を脫して外國の籍にても入らるゝ樣子に聞く○諫等の體を見るに彌零落せり、頗る官吏を羨望する由し、今にては等外出仕も甘して可レ受○田中千町・伊尻正介は仕方のないゝぬ奴なり、謙道も大に當惑してをる、東京にて放つ積り○豐太の事は與三え申遣す、與三の考へも有らう、余は萩て學問をするか第一と思ふ故え、斷然歸えしてよき事なれとも、與三の考へもあらうかと思ふ故、一先つ問合せ候也、○國司仙は礦山吏となれり、容易に歸國の積りとは見えぬ○佐世彌三等の徒、余程澤山にあるまし、人間もかう間違ふては救ふ手段無レ之○鷲恒は虛言を云ふと云話評判わるし、其中御自愛是祈、七月十七日一誠、

一清殿要事

翌十八日君は再び東京に出でて櫻屋に泊したが、清八の爲に二十一日次の書を孝允に送り、横濱在勤より神戸・大阪の間に轉任すべく周旋を懇囑した。蓋し清八の父去冬このかた疾に臥し、今春に至つて漸く快癒に向ふたが、大に老衰して切に清八に會晤を希望せるを以て、君は私情已むなく之を請ふたのである。

鐵道寮十二等出仕楊井清八、何卒神戸・大阪之間へ當官に而出仕被ニ仰付一候樣何卒御配慮奉ニ祈上一候、實は彼生父客冬末より臥病、春末に至り稍快起仕候得とも、甚衰弱仕、頻に清八へ逢度由に御座候へとも、外海之風濤を凌き、又遠路之人力車抔に身體不レ能レ堪候樣に相成、前途不レ遠候や、思レ子之情切迫に而罷在申候間、親子之至情思召被レ分、何卒御配慮相成儀に御座候はゝ、横濱と御振替被ニ仰付一候樣奉ニ祈上一候、浪華・神戸之間に罷在候はゝ、老人も且々罷越可レ申奉レ存候、左候はゝ、晩年一日之歡を添可レ申奉レ存候、言私論に干渉し甚申上兼候得とも、老情は又格別と被ニ思召一、偏に御配慮奉ニ祈上一候、此段賤生より偏に御依賴仕候、頓首拜呈、

七月二十一日　　一誠再拜

二陳、此事伊藤參議へも依賴仕置申候間、何卒被ニ仰合一偏に御配慮奉ニ祈上一候、敢賜を企望仕候頓首、

前原

ついで二十二日君は東京到着の屆書を史官に出だし、高輪邸にて毛利元德公に謁し、更に孝允及び參

議伊藤博文を訪ふたがみな不在であつた。即ち君の日記二十二日の條に「東京到着之届を出す、午前謁二從三位公一、訪二伊藤・木戸一皆不レ在、午後訪二浮田一、永岡在レ座、相携て上二懸明樓一談二時事一夜歸二佐倉屋一宿」とある。其の永岡とあるは永岡久茂である。ついで片岡讓之・警保寮出仕伊藤退藏及び久茂の徒大橋清斌等交々來たつて君を訪ふた。清斌は越後の人で一藏と稱し、學識あつて夙に四方に遊歷し、會津・秋月等の人々に交はりが多々であつた。孝允は君の將來を考慮し、其の出京を機として元老院議官を拜命せしめ、輦轂の下にあらしめんことを欲し、二十八日仙吉が來たつたので、所懷を陳述して慫慂せしめた。是時元老院議官には、有栖川宮熾仁親王以下柳原前光・長谷信篤・壬生基修・後藤象二郎・由利公正・福岡孝弟・吉井友實・黑田清綱・陸奥宗光・鳥尾小彌太・三浦梧樓・山口尙芳・加藤弘之等二十三人であつて、君の舊友も其の中にあるのである。依つて仙吉もまた孝允の意見を賛し、君の東京に勤務して國家の爲に盡瘁せんことを切望し、其の趣意を詳陳して百方之に就職を勸告した。然るに君は東京にあつて元老院議官に任ぜらるるを懼ばず、小田縣に赴任するを冀ひ、已むなくば小倉・濱田・山口三縣中の縣令を欲して其の周旋を孝允に依囑せんことを請ふた。そこで仙吉は君の心の飜へしがたきを察して大に困惑し、八月一日孝允に次の書を送つて其の事情を告げ、四縣中の縣令に任ぜらるべく盡力を懇請したのである。

益御淸適御起居被レ爲レ在奉レ賀候、扨は先日御話有レ之候前書愚叔身上之儀に付、登館仕候處、御不在に付、乍レ失敬ニ呈書仕置候、愚叔え縷々御懇示之趣申聞候處、何分元老抔は大閉口、且東京は我儘には候得共餘り不レ好、可ニ相成ニは最初より粗話有レ之候、小田縣なれは誠に仕合、若六ケ敷は小倉・濱田・山口と雖も、御受可レ仕に付、其段尊臺え呉々も御依賴申上候樣との頑答、誠に仕方無レ之候間、何卒前四縣之內え御採用相成候樣、卑生より御願仕候、爲レ其草々委細は拜靑之上可レ申候、頓首、

八月一日　仙吉

木戶尊臺座下

元老院議官奉職辭退の事由と歸國出發

初め元老院章程を定むるに方り、參議板垣退助は大阪會議の盟約を顧慮せず、急進論を主張して木戶孝允の漸進主義に反抗し、爲に內閣の紛議を惹起した。孝允は參議大久保利通・伊藤博文等に謀つて大に盡瘁したので、退助遂に其の主張を撤去し、七月五日元老院開院式を擧げさせられ、ついで大審院の設置せらるるに至つた。かくて退助更に立法行政の分離問題を起して、其の意見を太政大臣三條實美に建言した。之は當時頗る內閣の難題であつたが、會元老院議長の推薦に關して、更に紛紜の議が起つた。此の議長につき實美は左大臣島津久光を推し、容易に應諾しなかつたが、後には自ら拜命せんとした。然るに議官中に久光の議長に反對者多く、爲に內閣の動搖を招徠せんとした。君は是等の情勢に鑑みて將來を憂慮し、出京以來現政府の施設に反對なる永岡久茂等と陰に謀るところあつ

たが、地方にあつて盡さんとし、東京に稽留するを欲せず、遂に元老院議官の就任にも應じなかつたのである。是時博文及び中野梧一等は、竊に君の在京せる行動に關して注視してゐた。八月一日博文の孝允に送つた書中にも「中野縣令今朝來訪談話中、板氏前原を訪ひ候處、前原大に民撰議院論を主張と申事、福地之探偵にて相分り候由、既に御承知乎は不ㇾ奉ㇾ存候へ共承候儘申上置候」とあつて、君が板垣退助に面晤して大に民撰議院論を主張せし説が傳はつたのである。孝允は君が内外の大勢を考慮しないで妄に民撰議院主張の論者に雷同し、爲に將來を誤らんことを憂慮し、即日書を博文に送つて就任に盡力を促した。其の書中に「前原板垣面會云々、眞僞如何と存申候、探偵者之未ㇾ盡儀には無ㇾ之歟とも相考へ申候、前原之處も催促候に付、何と歟御決着に相成度奉ㇾ存候」とあつて、孝允は君が退助に會見せしことは未だ信じなかつた。君の日記にも退助を訪ふたことは載せてないのである。そして君は東京及び横濱に稽留すること將に三旬ならんとし、此の間に久光を始め海江田信義・内田政風・副島種臣・小河一敏等九州の人々壯士の輩に會晤すること多々であつたが、仕官して廟堂の根軸を輔佐せんとするの決心はなかつた。久光は當時左大臣の顯要にあつたが、常に政府が舊慣を保守しなくて開明に進趨せんとし、洋風を模倣せるの施設に反對であつた。そこで明治五年車駕西海に巡幸あらせられ、鹿兒島に駐輦し給ふの日、既に意見書を上つた。かくて同七年五月また意見八

ヶ條を書して太政大臣三條實美に致し、右大臣岩倉具視と共に之を議せんことを請ふた。其の中に禮服の復舊、兵士の復舊、租稅の復舊、不急の土木停止、陸軍を減じて海軍を盛大になす等あつて、參議兼內務卿大久保利通之に異議あらば直に罷免し、若し採用せられざれば自らもまた辭職を請願せんとするの主張であつた（事は第四十三章に詳なり）。君は久光に面晤して其の抱懷せる意見の條理あるに痛感し、非常の時事に際して勇斷の措置あるを急要となし、上は天皇に對し奉り、下は國民且つ將來の爲に大に決心して內閣員の施設を詰責せんことを再三勸說切論した。久光固より其の意があつたが、遽に發しがたいので、徐に之を熟圖して開陳せんとするの答應をなした。依つて君は後日の會見を約して去り、五日の夜次の書を男也に送つて之を報じ、且つ萩の壯士にも示さしめたのである。

左府は頗條理家也、僕故云ふ、素より條理を以て御處分に相成儀は至當之事に御座候得とも、非常之時非常之事に臨ては非常之御所分を以て、一誠に於ては至當の御處置と奉ㇾ存候間、爲ニ至尊ㇾ爲ニ蒼生ㇾ爲ニ萬世ㇾ非常之御所分を敢て御責め申上候と再三及ニ議論ㇾ候處、左府にも余も其意はあれとも即答に難ㇾ及、熟慮之上可ㇾ致ニ發言ㇾとの御答に而約ニ後日ㇾ去申候、

此事壯士達へ無ㇾ書、此書を以て壯士へ召し賜へ、

八月五日夜　一誠

男也兄足下

ついで九日孝允再び來たつて君の旅寓を訪ふたが、不在であつて遂に其の心事を聞き、また所懷を吐露することをえなかつた。翌十日博文佐倉屋に君を訪ふて就任を慫慂し、遂に一宿して去り、十一日信義もまた久光の內命を含んで來たり、東京に留まらんことを說いた。即ち君の日記八月十日の條に「大雨、訪二乃木一、大橋來、伊藤博文來佐倉屋に宿す」とあり、同十一日の條に「雨、有志輩來訪、夜永岡・松本來訪、海江田來予を抑留す、蓋左府の命なり」とある。こゝに於て君は、親族及び舊友知人に訣別して鄕里を發した時の氣概なく、速に退京しなければ遂に去りがたいことを慮り、其の所懷を閣員に徹底すべく披瀝もしないで、十三日竊に壯士の輩に別を告げ、獨り俊彥を留めて夜急に橫濱に赴いた。翌十四日俊彥は君が爲に、信義を訪ふて退京の事情を告げ、同じくまた橫濱に出でた。そこで君は退京の屆書を史官に進致し、是日俊彥と共に東京丸に乘じて橫濱を解纜し、十五日神戶に着した。即ち君の日記に次の如く見えてゐる。

十三日晴

永岡及壯士と日本堤に別れ歸る、新富町の宿及佐倉屋の會計を濟ませ夜橫濱に出つ、橫山殘て在二東京一、

十四日

橫山海江田を訪ひ、予去二東京一の情實を陳ふ、橫山十二時比出濱、浮田送來、桐山・吉田亦送來、此日屆書を進達

す、二時東京丸に駕す、四時拔錨、

十五日晴

在二遠州洋一、中村眞金同舟、夜二時神戸に達す、

君の東京出發と木戸孝允等の憂慮

君の東京を發した翌十四日、國司仙吉は之を知つて直に木戸孝允を訪ひ、其の歸縣したるを報じた。孝允之を聞き、其の出發の急遽であつて條理ならざるを憚ばず、且つ疑惑あらんことを憂慮した。孝允の日記八月十四日の條に「山田顯義・國司仙吉前原一誠歸縣を報知せり同人の進退甚不條理なり・內垣末吉來話」とある。是日伊藤博文は、直に歸縣の途中大阪にある中野梧一に打電して之を報じ、同縣權參事吉田右一・同縣屬勝間田稔等と共に君を留めんことを請ひ、十五日孝允に其の狀を告げた。翌十六日孝允もまた電信を發したが、梧一直に返報して君の東京丸に搭乘せざるを答へた。孝允の日記九月十六日の條に「晴昨夜伊藤博文より申來候趣有レ之、前原一條に付、中野へ電信を今曉通せり、其返答來る、又別に前原東京丸に不二居合一の趣電報來れり」とある。是日君は俊彥と共に神戸より汽車にて大阪に至り、再び神戸に歸へつて更に運貨丸に駕し、將に揚碇せんとした。會商人青木群平山口縣人にして君を知る來たり訪ひ、十四日より木戸・伊藤兩參議の電信四回到つたるを告げ、梧一及び右一・稔等をして君を稽留せしめんとするを報じた。是夜深更に及び、右一は稔と共に君の運貨丸に乘ぜるを探知し、漸く之に面晤して孝允

・博文の意を傳へた。即ち君の日記八月十六日の條に「晴神戸七時の汽車に上り、横山と浪華に至る、六時神戸に歸る、十時運貨丸に乘る、適青木軍平來云、從二十四日一到二今日一大凡四度の電信、木戸・伊藤兩參議より到る、蓋梧一及右一・稔浪華に在るを以て、彼等に託して予を抑留するなり、夜半稔・右一終に尋到、亦青木の說の如し」とあるのである。翌十七日仙吉は君の行動を深憂し、再び孝允を訪ふて君の善後策を謀り、是日梧一もまた電信を發して君の歸縣を報じた。孝允は去年萩の壯士に會見し、將來の爲に其の方嚮を示諭したが、君の歸縣後また動搖せんことを憂慮し、十八日梧一及び木梨信一に書を送つて盡力を請ふた。ついで吉田右一は梧一に別れ、大阪より東上して二十一日に着京し、翌日孝允を訪ふて君が歸縣の事情を報じた。孝允の日記九月二十二日の條に「晴、吉田右一中野縣令辭表一條前原彥太郞歸縣云云に付昨夜東着せり近藤芳樹・杉山孝敏・奧平正介來話」とあつて、右一は梧一の辭職を留任せしめんことをも謀つた。翌二十三日梧一は孝允の書に接し、同じく萩壯士のことを深憂し、奧平謙輔の登庸を冀ひ、且つ君は母の病平癒を俟つて更に上京すべく處理あらんことを欲し、即日書を送つて之を請ふた。

扨前原脫歸一條に付、委縷之事情被二仰聞一拜承仕候、右は早速尊書相添、私より木梨・正木等へ縷々之容子申遣、其筋合へ事情判然と貫徹候樣可レ仕候、旁御承領被二仰付一置可レ被レ下候、且又同人歸縣に就ては、又々何と歟頑陋先生

方集合等相醸可レ申哉、御懸念被レ爲レ在候趣被ニ仰聞一、御尤千萬に御座候得共、前原より若年者を語らひ候様成事は仕間敷かにも愚考仕候、尤與平事兼て御承領之人物、口工者にこて々々申立、前原上京を相拒候様なる事も有レ之哉に承候事も御座候間、折能風配にて政府之御所置は、如レ此因循とか何とか口に任せ異說を唱へ、若年輩を爲レ迷候様なる事有レ之間布とも難レ被レ申、重々之事にて申上兼候得共、承り候得は正院中に儀則課を被レ爲レ設候趣に付、同人八九等出仕か、或は元老院書記生に成共被レ爲レ召候哉、御都合に相成候得は、強てかち々々口利く者も有ニ御座一間布かと奉レ存候、且前原事に付ては、此上種々と御心配被レ爲レ在候ては、却て 朝威にも相關候御場合も可レ有ニ御座一候間、老母全快候はゝ上京位に被ニ成置一候ては如何可レ有ニ御座一か、被ニ思召一被レ爲レ在候はゝ、吉田上京に付、同人へ御示し被レ下度奉レ頼候、右不ニ取敢一御答申上度、呈ニ亂毫一候、早々拜復、

八月廿三日　　中野梧一

再白、私本文申上様候、リヤウマチ病にて筆取不ニ相協一候間、簡一（○簡一は吉富簡一である）へ申付け御答申上候、此段不レ惡御聞濟奉レ頼候、以上、

木戸孝允閣下

君等の駕せる運貨丸は、十七日拂曉神戸港を拔錨して翌十八日朝三田尻に着した。其の一行の上陸後、横山俊彦は山口に大和魂一は佐々並に各泊したが、山縣信三・長屋精一等は君と共に直に萩に歸へつた。即ち君の日記に「八月十八日晴、朝六時華浦に到着、横山滯ニ山口一大和領ニ荷物一て宿ニ佐々並一、予及其

他は直に歸レ萩」とある。ついで二十八日木梨信一より木戸孝允に送つた書中に「前原先生突然歸縣は、過る十八日三田尻着岸、第一番之通船に而上陸貳人引人力車に而、山口は元より無音に而驅通りに付、誰れ壹人も知る者なし、同夜に同船之者山口え歸り、始而承知仕候、何たる御旨意やら一向了解仕かたく、正木・佐々木男也等も右之次第に付、跡に而承知しあきれ果申候」とあつて、君の竊に山口を通過したるを知るものなく、正木基介・佐々木男也の如き殊に親交あつて、上京に大に望を囑して別を送つたものも、之を聞いて其の期待に乖違したるに驚き、信一と共に大に惘惑したのである。

ついで君は母の疾卒癒の豫め期しがたき故を以て、九月十四日書を史官に致して召徴の命を除かんことを稟請し、十月四日に至つて聽許された。其の書は次の如くである。

御用召に付、先日上京滯京中、從二國元一老母病氣之報知有レ之候に付、願之上歸省仕候處、其後老母病氣追日加レ重、此節にては素より起臥も不レ任レ意、大凡何頃快起と申目途も相立不レ申、依て無二掛念一看病仕度奉レ存候間、何卒最前之御用差除被二仰付一候樣、御沙汰御取計伏奉二歎願一候、以上、

明治八年九月十四日　　從四位　前原一誠

史官御中

別紙願之趣聞屆候事、

明治八年十月四日

是時吉田右一は既に東京より歸縣したが、木戸孝允・伊藤博文等が君の行爲を憂慮せるので、翌五日萩に來たつて其の宅を訪ひ、切に仕官を勸告し、且つ將來の方嚮を質だした。君は數年閑居したので、廟堂の多事を目擊して出仕の困難を察知して當惑せるのみならず、老母疾病の再報に接した爲に、突如歸國の途に就きたるも、毫も不濟あるにあらざる事由を辯明した。なほ頑夫は病弱の老母を看護しえないので、之を措いて出萩しがたい、固より國家の非常に際し直に赴趨すべく覺悟せるも、平時は召命の宥免あるべく斡旋を懇請したのである。即ち君の日記十月十五日の條に「晴春日社祭事至ニ楊井一〇吉田右一來、頗る出仕のことを勸む」とある。右一は君の決意の容易に飜へしがたきを察し、十三日次の書を孝允・博文に送つて面晤の狀を報じた。

冷氣相募候得共、各位益御勇健御奉務奉ニ敬賀一候、陳は私事此間出萩、前原相對突然歸縣不始末に付ては、將來之落着振り懇々及ニ尋問一候處、實は五六年も引籠居御地罷出、實際之景況目擊考見候得共、此多端之御時節、迚も縣官は勿論、其他之場所に而も奉勤之程萬々無ニ覺束一當惑之折柄、老母病氣之到來兩度に及ひ、彼是に而突然發程致候參掛りに而、聊不平は無ㇾ之、御懇切之御理解に候得共、御承知之通、頑父尙病弱之老母看病等之俗事にも差閊、第一は前に申如く、政府御多端之御時節、會計御不足の事を始、實に不ニ容易一御場合、如何にも奉勤之心底無ㇾ之、乍ㇾ併千一非常之事に候得は、素より速に罷出御手傳申上候心得に候得共、先平日之所に而は、只管御免許相願度、此邊程好申上、先日操込置候御用除之御運被ㇾ下候樣、幾回操返し而も同樣之申分に付、此餘致方無ㇾ之事と奉ㇾ存

候、右始抹は歸縣後、速に出萩落着振聞取可ニ申上一心得之處、道中以來不氣分、木梨も少し不快、彼是及ニ遲延一甚
不都合恐縮之至奉ㇾ存候、此段御聞濟被ㇾ下度奉ㇾ願候、其內隨時御保護奉ニ專禱一候、草々謹白、

十月十三日　　　　右　一

再陳、前原歸縣格別異情無ㇾ之樣相考候得共、此間木戸樣御內密被ニ仰聞一候、島津家家內通之事情は精密探索、追
追可ニ申上一候間、左樣御聞置被ㇾ下度候也、

木戸君

伊藤君　閣下

是時佐々木男也は右一の萩に來たつて君を訪ふた事情を知らんとし、書を送つて其の要旨を示さんことを請ふた（其の書を逸す）。依つて君は十五日男也に復書して之を答へた。其の要は右一が來たつて百方任官を懇諭したが、家眷の煩累と共に時局に對して廟堂施設の錯謬せる窘窮との概略を陳述したので、强いて慫慂しえず、却つて徵命の寬免に周旋せんとするの意あるを報じ、且つ閣員にもまた不平のもの三四人あるべきを告げた。なほ朝鮮國旣に兵端を開き（九月二十日我が海軍中佐井上良馨搭乘せる雲揚艦江華島にて戍兵に砲擊せらる）我が運送船長崎に歸港して春日艦の解纜したる傳說もあれば、一大快事の惹起せんことを想察し、木戸孝允疾に依つて出でざるも、副島種臣・板垣退助・大久保利通其の交戰を主張して廟堂大に混雜し、諸縣にもまた漸く征韓論の紛起せる報あるをも告げた。君は此の機に乘じ、山口縣の夢寐を醒覺して活躍奮勵せんこ

とを欲するも、疾病の爲め飲酒さへ中止して殆ど臥蓐に同じく、國難を浩歎せるよりも寧ろ家庭の艱苦に困惑せるを縷述した。其の他正木基介・落合濟三に面晤したるも、君の歸國後に横山幾太の來たらざるを怪疑し、奇策ある奥平謙輔に謀議しないで計畫せんとするの念慮あるを陳べ、福原又市に代はつて岡部富太郎の縣吏に任ぜられたるを嗤笑し、萩壯士の一人曾禰采亮の虛誕等をも報じた。其の書は次の如くであつて、右一に答へたるは表面のことで、時局に對する胸中の眞意が知らるのである。

朶雲奉ニ拜誦一候、吉田來萩種々懇諭仕候、僕家事の差障に取交せ、且天下之形勢廟堂之失策困難等荒々致ニ陳述一申候處、右一も其餘强て勸も不レ仕候、御用御免之事は右一任て周旋可レ仕と被レ考申候、然し廟堂上四五名は不平之人屹度可レ有レ之奉レ存候、

朝鮮は已に兵端を開き候由相違無レ之、運用艦歸長後春日艦後向ニ朝鮮一發艦すと云、此末必一大快活事出來可レ仕被レ察申候、東京よりは未た一報も無レ之候、

正木出萩兩三度面會、時勢も隨分談し申候、此節は中々氣魄よろし可レ喜、落合には一度面會仕候、

今十五日僕御用御免之御指令相成申候、大に安堵仕候、

副島・板垣・大久保も此度は戰争を主張するよし、廟堂は大かたつき、木戸は病氣にて引籠たり、去月二十九日に寸參朝す、以後又不參例の御得手か又出たかと見え申候、

諸縣にも追々征韓論起るよし、今月七日八日頃に雲揚艦長（井上某 薩人）東上征韓論決着に到ると云、

此縣にも寢て計りも居られ申すまじく、一奮發此時かと奉ㇾ存候、然處小弟も疝癪か起り臥蓐同樣御一笑可ㇾ被ㇾ遣候、何分國家の艱難よりは家事の艱難被㆓差向㆒候大困究仕候、却說陳をかしき事は、小弟歸國後橫山幾太絕て不ㇾ來、此人の心中も思ひやられ申候、爾方今の勢に推移り候上は、小弟の方先見あり如何如何、小天狗は絕て不ㇾ來何そ奇策を出す積りか知らるとも、今度彼に相談なしに一大功立度者なり、一笑々々、福又の代りに岡部と云は、味噌を嫌ふて糞を食ふ也、庶務課斷いやと云積りに相見へ申候、小弟は疝癪にて一向酒か飮まれませぬ、老兄は如何、釆亮か虛誕には實にこまり申候、五十圓も其實は三十圓也、其中秋冷爲㆓國家㆒御自愛是祈、萬在㆓他日㆒頓首一誠、

十月十五日

男也盟兄

かくて他縣人の來たつて君を訪ふもの多く、萩壯士の意氣軒昂して黨派の軋轢があつたが、江華島事件勃發して朝野の問題となるに及び、議論漸く紛囂するに至つた。依つて君は其の鎭綏を謀り、十一月六日明倫館に例會（同志の集會）を開いて朝鮮對策を議し、遂に征韓論を決して元老院に建白した。卽ち君の日記十一月六日の條に「晴例會に付明倫館に至る、征韓論を決す、從㆓永岡㆒書到、先月二十九日發

書」とある。永岡は卽ち永岡久茂であつて、君の東京稽留中に屢々來たつて互に時事を談議したものである。ついで秋月の益田靜方もまた來たつて君を訪ひ、因州の茅原信行も東京より書を送つてゐる。是等の情報東京に傳はるに及び、孝允は深く之を憂慮し、博文に謀つて君の行動を右一に探索せしめ、また去年歸縣して苦慮盡瘁したことの水泡に屬したるを甚だ遺憾とした。是月二十五日孝允の杉孫七郎に送つた書中にも「昨日萩城之近況承り候處、帶刀連段々增長候歟之よし、前原歸萩後の尻押と相見へ申候、昨年段々苦しみ候事も無益と相成、甚殘念に御座候、乍レ去一黨反對之もの御座候間、決而悉には不二得仕一候」とある。此の書に「一黨反對のもの」とあるは、蓋し佃基清等の徒黨（諫早黨）をいふのである。是時基清既に東京より歸縣してゐたが、他國人の來萩せるもの相踵いで疑念を懷けるもの多く、殊に君が征韓の議を元老院に建白せしこのかた、浮說蜚語あつて壯士の輩動搖の狀あるを察し、之が鎭撫の意見を縣廳に進言した。基清は佐賀出兵論（前章に見ゆ）このかた君と相和せなかつたので、人人鎖事をも誇大に流傳せるの傾向がある。右一は常に是等に注意してゐたが未だ憂虞なきを察し、二十九日また次の書を孝允・博文に送つて其の事情を報ずると共に、廟堂の動靜に依つて異變の紛起逆睹しがたいので、切に國家の爲に盡瘁せんことを冀ふた。

寒冷相募候處、各位益御勇健被レ爲レ涉奉二敬賀一候、先頃以來朝鮮事件其他、不二一形一御苦慮之程奉レ察候、就而は前

原之事も被二仰聞一、無二油斷一探索仕候處、成程他縣人も折々罷越候得とも、何事を相謀候哉、流言浮說に付、何社證跡も無レ之、縮處先日元老院え建白書差出候由、夫丈け之事に可レ有二御座一奉レ存候、諫早も先日歸縣、兼而同盟人數申合鎭撫方之心得に而追々縣廳えも氣付筋申立候位之事に付、格別御氣付被レ下間敷候、御承知之行掛りに付、前原黨と不和よりして双方鎖細之事も、兎角仰山に相聞候氣味有レ之候得共、爲レ差事は無レ之見込御座候、已往唯政府之動靜に依而、異情も難レ計奉レ存候付、此際一入御勉强之程、爲二御國家一不レ堪二渴望之至一候、尙現場之景況、三浦・正木より御聞取可レ被レ下候、下略、

十一月廿九日　　右一

木戸公
伊藤公　閣下

○明治七年佃基淸の征韓論主張の趣旨

此の書にて、孝允・博文は君が急遽に東京を去つてこのかた、其の動靜に關せる情報に接して萩人士の爲に痛憂し、右一等もまた大に苦心せることが知らるのである。

初め佐賀の亂の起るに方り、山口縣權令中野梧一は佃基淸の出兵を强請せんことを憂慮し、遂に之を獄に投じた。（第四十章に詳なり）君は基淸の叛狀なきを梧一に說いて其の罪を獲ざらしめたが、七月木戸孝允の歸縣するに及びて全く解決した。卽ち孝允の日記七月十四日の條に「中野權令吉田參事來訪、諫早・

福原等の所分今日相決す、都合の處、有レ故明日に至れり、縣内の事情等を談論す、諫早・福原二氏所分の一條に付、余不レ可レ言苦心不レ少、其元因は當日の是非と後來の平和との際なり」とあつて、福原又市も基清と同じく嫌疑があつたが、漸く其の事の決せるのみならず、孝允は將來縣下士族の平和の爲に苦心せしことが知らるのである。是より孝允は屢々君に會晤して遂に從來の疑惑を解き、また士族の授產教育の爲に斡旋し、前章に詳なり翌八年二月歸京した。ついで三月基清上京して屢々孝允を訪ひ、井上馨・大督學野村素介・司法大輔山田顯義等と縣下士族の授產教育の施設を協議し、四月歸國の途についた。越えて六月基清再び萩を發して東上し、君に先だち出京して屢々孝允を訪ひ、稽留久しくして歸へり、江華島事件の爲に征韓軍起らば之に參加せんとし、十月六日書を孝允及び馨に送つて其の採用を請ふた。是より後基清は君に表裏して征韓論を主張し、別に舊干城隊・四大隊・脫隊等の中凡そ七百餘を糾合し、密に山口・廣島・松山の各鎭臺の同志にも盟約するところあつた。然れども基清は時勢の是非を論議し、將來の政策を深講して征韓を唱道するものでなかつた。そこで征韓出兵に關する内閣の近情を知らんが爲に、人を東京に出だして探聞せしめたが、若し政府が許容しなければ之を强訴して其の私意を貫徹せんとするの覺悟はなかつた。されば萩の人士が內閣の紛議あるに乘じ、其の倒壞を畫策して擧兵の企圖あるを探知せば、基清は之を緝捕して官憲に愬告せんとした。依つて基清は

陽に征韓論を主張して結隊し、之に依つて萩の士心を收攬し、陰に政府を擁護して君等の勢力を剗剝し、其の企圖計畫を顚倒せんとするの意志があつたのである。事は當時の情報に詳にして、之を抄錄すれば次の如くである。

一、諫早は別に一種の論を立て前原とは表裏、萩中の議論は二派に別れ、壯士兵隊の人望歸する諫早なり、

一、同人〇諫早作次郎は愛國時勢論客に非す、唯一途に征韓のみを主張す、然れとも彼か心事議を建て、許可と許可せさるは政府の權に任すと、

一、諫早か征韓の議を建つるや、舊干城隊・第一大隊・第四大隊・脫隊等の中、隨身事を同ふせんと謀るもの凡七百人餘、然れとも一々面會誘說したるに非す、重立ものと議したる計なる由、而して逐次增員すると云ふ、然れとも時々集會するにも非す、山口・廣島・松山鎭臺等へも征韓の事起らは、共に先鋒す可きを密に約したる趣なり、其盟約の者多くは兵卒なり、士官中にも聊か有レ之乎、其着手するは多分舊脫隊同志より促したるものならん、

一、諫早同志の中許可なきときは、强訴す可きか或は要路の人に迫る可きかとの說もあれとも、彼に皆壓せられ、又壓力彼か右に出るものなし、故に皆命を聞き彼又私意を逞ふせん爲に麁暴の擧動を爲すは素旨に非す、誓て之を防禦すると今日征せさるも他日征するの期あるへし、素より征するの日は勝算あるとす可し、然るを今要路の人に對し、麁暴の擧を爲すは下算にして、內國の人材を損害するのみならす、不理極りなし、是れ我黨の恐れ最も謹む可きことにして、誓て此擧動なき樣盡力する、然るに他に近來東京紛紜議あるに依て、縣地にも

雷同するの黨もあり、彼等は今要路の人を退け、私意貫徹せされは萬に一も亂暴の行を爲すも難レ計と思慮せり、密に探偵萬一不逞の謀策あらは官に訴へ捕て肉を食はんと云ふ、前原黨を指す、

一、概見する處、陽に征韓の論を主張し、兵隊を結ひ人望を得て、以て陰に政府を奉し、前原を顚さんとする意ありて、他の不逞徒に結ひ事を爲すより却て恐る、萩中殺氣を帶たるを、

之に依つて基清の與黨所謂諫早黨の征韓論は、政府其の出兵を許容せば糾合の士族を率ゐて從軍し、若し允可せざれば君等同志所謂前原黨の陰謀あるを究察し、事起らば之を鎭定せんとしたるものであつて、固より内閣倒壞の企圖なかつたことが知らるのである。

第四十三章　內閣の紛議と品川彌二郎の歸萩

○明治八年立法行政の分離論と江華島事件の勃發

初め君の東京に稽留せるに方り、參議板垣退助の提議せる立法行政の分離論には、左大臣島津久光も賛同して之を太政大臣三條實美に迫つたが、未だ其の解決を告げなかつた。そこで實美は右大臣岩倉具視に謀つて退助の意見を參議木戸孝允に示し、參議大久保利通を招いて互に其の處理を商議した。是は實に明治八年九月一日である。そして此の分離問題に關聯して大藏省改革の意見があつたが、利通は參議大隈重信・同大木喬任と共に之に反對であつた。孝允は人民誘導の爲に、漸進主義を維持して利通と同じく退助の急進論を排斥せるも、大藏省の改革を斷行して財政の基礎を鞏固にせんことを欲し、退助もまた之と均しき意見を抱懷してゐた。依つて孝允は內閣の確立を謀るに、利通・退助と相與に實美の面前で、各胸憶を吐露して互讓協議するの外なきを建言した。然るに實美は其の益なきを察し、孝允の利通と協和提携するを主要となし、井上馨を內務卿に登庸して諸參議の長官兼任を罷め、以て內閣の紛糾を解決せんとした。孝允は退助が急進論を頑强に主張して屈せず、利通もまた孝允の畫策を援助せざるのみならず、其の意見を異にしてみな大阪會議の盟約を無視せるの傾向があるので、自己の所懷の施設しがたきを察知し、勇退して姑く宿痾を治療せんとし、其の意を利通・退助の二人に

告げた。實美之を聞いて大に驚き、自ら孝允を訪ふて其の心事を披瀝せしめ、利通・馨もまた參議伊藤博文に謀つて相共に奔走周旋した。退助も孝允の留任を冀ふて其の主張を貫徹せんとしたが、會朝鮮江華島の事件が勃發したので、九月二十九日博文・馨の勸告に從ふて其の意を飜へしたのである。

〇明治五年島津久光板垣退助の劾奏と免官

是より先き明治五年六月、島津久光は車駕鹿兒島御駐輦の日二十二日時務に關する建議書を上つた。其の建議は服制を定めて容貌を嚴にし、學術を正し人才を愼擇し言路を洞開し地租を輕減する等凡そ十四ケ條であつた。ついで同七年久光左大臣に任ずるに及び、更に上書して時務を痛論し、洋服並に洋式の兵制太陽曆の復舊等の意見を主張し、內閣の人選中に參議大隈重信・同寺島宗則・左院副議長伊地知正治・特命全權公使吉田淸風・參議上野景範を免轉し、君及び西鄕隆盛・板垣退助・副島種臣等の召徵あるべきこともあつた。其の爲に忽ち內閣の紛議を惹起し、久光官を辭して歸國せんとしたが、天皇之を親諭し給ふに及びて再び大命を奉じた。翌八年三月久光は、また服制・兵制・曆制・學校規則に洋風を重んじたる等の制度法令に關する質議二十ケ條を列擧し、之に對する實美・具視の明答を要めた。依つて實美・具視は諸參議を會して商議し、四月悉く附箋して之に答へたが、久光なほ慊ばないで宸斷を仰ぎ奉らんとしたので、二人遂に之を具奏した。天皇また久光を召見して親諭し給ふた。

〇明治八年

かくて朝野共に征韓・封建・民權の黨與あつて其の議論が紛糾したので、具視は三大臣一和協力して

輔弼の責に任じ、内閣の根軸を鞏固にせんことを欲し、九月二十五日久光の家令内田政風を招致して旨を傳へしめた。政風は君の在京中に來訪して、時事を談じたことがある八月四日。久光は具視の意見に異議なかつたが、服制・兵制・暦制の改正急要を論じ、また退助の内閣分離の主張をも賛した。會江華島事件が起つたので、十月四日天皇正院に臨幸あらせられ、閣員の勉勵を親諭し給ふた。依つて實美・具視は、分離後に朝鮮處分を議せば錯雜の憂あるを察し、姑く舊慣に仍るを便となした。然るに退助は、先づ内閣分離を斷行して官紀を肅正せざれば、海外の事件處分しがたきを切論して之を實美具視に迫つた。孝允は廟堂の形情を憂慮し、利通・退助等諸參議を集合して反覆討論して其の可否を決せんことを進言した。實美乃ち諸參議を聚會し、姑く内閣分離の時日を遷延して江華島事件の鎭定後に之を解決せんことを謀つた。衆みな其の說を便なりとして賛同したが、獨り退助は辭意を決して之に抗論した。實美・具視等は決議の趣旨を具奏して宸裁を仰いだが、退助もまた意見を奏上し、且つ封書を上つて實美の内閣分離を延期したるを彈劾した。依つて十九日天皇大臣・參議を召し給ひ、内閣分離は朝鮮事變の鎭定に至るまで中止すべき旨を親諭し給ふた。大臣・參議畏みて聖旨を拜承し奉つたが、久光は密に封書を上つて實美の罷免を劾奏した。二十二日天皇久光を召見し給ひ、論奏の採納しがたき旨を親諭あらせられて其の封書を却下せしめ給ふた。こゝに於て久光大に恐懼し、即日

征韓民權封建論と内閣倒壞の畫策

退助と同じく辭表を上つたが、二十七日に至つて二人各其の官を免ぜられたのである。

島津久光・板垣退助免職のことは、君の日記にも十一月八日の條に「左大臣島津公・參議板垣、先月二十七日依願免職」と載せてゐるが、征韓・民權兩論を主張せるもの丶頗る注視するところであつて、やがて不平の士族を煽動して陰に内閣の倒壞を企圖するものが多くなつたのである。二人が辭表を上つた翌日木戸孝允の日記に「左大臣昨日來の事情同意のもの相合し、征韓黨封建黨民權不平の徒を總して煽動し、密封書等も直に世上へ流布せしむ、其の黨類たる皆性質氷炭の別ありと雖も、其合するものは只不平より生す、中人已上に立つの徒、其持說を半年間維持するもの甚稀なり、其不平の爲めに變移無ㇾ窮、其品位實に鄙劣なる本邦の將來を推考し不ㇾ堪二慨歎一なり、板垣退助・河野敏鎌等は皆民權家にして封建家と合せり」とあり、なほ京都府參事槇村正直に報ぜる書中に「一手段には征韓論を主張いたし、大に征韓家を抱き込今日之政府に而は、決而征韓は不二得致一に付、政府を一掃いたし基本を定め候而、征韓之實行相立事と申煽動不ㇾ怠、又大に可ㇾ怪は民權家退職連中之不平、皆其尻に喰付（板垣退助河野敏鎌其外多人數）申候、元來民權と封縣（島津の事は六七年前より相分民權家には敵の筈なり）氷炭性質を異にいたし候ものも相合し、必竟人物之品位下等之故なり、對二外人一候而可ㇾ耻之至なり、種々姦計密謀是非政府を轉覆いたし候との巧みなり、爲ㇾ其諸縣不平之士族をも爲二煽動一、處々へ派出し候由（前原彦太郎も內通之よし）實に不二容易一次第、於二

此際ニ益政府之方向不ニ相締一は、益爲ニ後來ノ人民之大不幸と存申候、幸に海陸軍確乎と不ニ相動一云々」とある。是れ孝允が廟堂にあつて、都下の現況諸縣の情報に基づき、征韓・民權を論議せるものゝ狀態を觀察せるものであつて、君もまた旣に之に內通せるの探聞に接したることが知らるのである。

君の廟議反對と他縣人の來訪

君は辭官後故山にあつて臥雲の伴となつたが、士民の將來を憂慮して常に政府の施設に嫌焉たらず、殊に出京して內外の形狀を探聞し、其の歸萩するに及び、國務を處理せる閣員の誠意なきを思惟し、旣に同志と共に征韓論の主張を決議した。なほ君が事を擧げたる後、闕下に諫死伏奏せんとして島根縣に遁走し、縣吏淸水淸太郎の問に告白せる政見の廟議に異にせるは、征韓論と共に次の五ヶ條なることが傳へられてゐる。

(一) 地租改正の舊制を破壞せる事、
(二) 千島樺太交換の不利なる事、
(三) 士族の常職を解去したるも後策の善計なき事、
(四) 廟議扞格して大臣私黨を樹立せる事、
(五) 大臣豪商と結託して投機をなすの不肅なる事、

卽ち其の傳ふるところは、また次の如くである、

始め余か現政府と方針を異にするは第一地租改正の一事にあり、曩に品川彌二郎余に贈るに國法汎論を以てす、試に之を讀むに、政事の基本は國土國民制なれはなり、余之を抛て曰く、政府若し之に傚へは、吾か二千年來の王土王民の基礎を變更せさるへからす、今や吾か國體汚染政令出つる毎に、唯新法を見るあるのみ、抑も大基本を改む、聖主自ら之を行ひ給ふも猶ほ諫奏すへし、況んや姦才無耻の俗吏等の敢て爲すへきことに非さるをや、王土を破りて國土と爲す、此を尊王と謂ふへけんや、余は斷して之を賊となさんのみ、初め余をして此の如き世界に化せしむるを知らしめは、豈に天下に先たち維新を首唱し汗馬の勞に服せんや、假令世は氣運に從ひ、千變萬化するも已れ聖撰を辱ふし廟謨に參與する者勉めて人事を盡し、我か大基本を保守せさるへからす、變すへからさる者を變する者天下の大患なり、藤田彪言へるあり、我か朝制古より唐に傚ふも放伐と禪讓とは取らさるなりと、今や百度歐米の文明に傚ふも宜く我か短を捨て彼の長を取るへし、然るに我か寶祚の尊き國體の重き彼輩等夢にも見さる所、之を奈何そ彼に代へんや、是れ一誠か諫死を期する一なり、

吾か樺太を以て千島に易ゆるは得失相償はす、實は之を與ふるなり、啻に外邦人の之を環海に指笑する而已ならす各彼に傚ひ、又來りて脅求する事あらは我何を以て之を拒まんや、豫防策之を今日に講せさるへからす、是れ一誠か諫死を期する二なり、

要路肉食の者各私黨を樹て甲乙意見を異にす、是を以て廟議矛盾する者多く、每に宸襟を惱ませり、甚しきに至りては、動もすれは聖天子をして彌縫の勞を執らしむ、君臣の分安くに在るや、是れ一誠か諫死を期する三なり、

士族の常職を解き祿劵を製するや閣議蓋し士族困頓して若し不平を鳴し暴擧に至る者あらは、之を討滅するに兵力

を以てするに在りと云ふ、抑も我か百萬の士族何の罪かある、政府果して此の心を以て士族を制馭せは必すや天下の大亂を釀さん、是れ一誠か諫死を期する四なり、

身貴官に居り政權を握り、猥りに私利を貪り、暗に豪商に托し、己か爲めに糶糴せしめ、擅まに米價を低昂す、民權を蹂躪する是より大なるは莫し、是れ一誠か諫死を期する五なり、

神功皇后陛下の三韓を征し給ふ、豐太閤の叉之に繼くや、共に皆其の不廷を責むるに在り、此を無名の師と謂ふは彼自ら唱ふるのみ、孰が復た之を許さんや、江藤新平の斃るゝ所以、西鄕隆盛の退く所以皆玆に在り、然るを朝廷恩貸若し彼をして獨立國たらしめは、則ち淸之を鯨呑せんと欲するなり、魯之を鷲攫せんと欲するなり、其の勢將さに戰を開かんとす、乃ち兩國來りて道を我か對馬・壹岐に假ることを强請せは、則ち我は齊に事へんか、楚に事んか、其の處置の困難亦言ふへからす、然らすんは魯之を護らんか、淸之を助けんか、朝鮮羽翼既に成る、反覆常無きの國情、固り舊恩を忘れ我を仇敵視するや必せり、是れ則ち一屬國を失ひ、而して三敵國を得るなり、當さに王師問罪一討して彼を我か版圖に復せしめ、而る後ち泰然徐に萬國公法を正すへし、是れ一誠か諫死を期する六なり、

君が同志に謀つて征韓論を決した（第四十二章に見ゆ）、翌々日（十一月八日）弟三郎及び松岡忠・長屋精一の三人を小倉に遣はして九州の近情を探聞せしめた。即ち君の日記十一月八日の條に「三郎之小倉、松岡忠・長屋精一同行」とある。是日秋月の人益田靜方來たつて君を訪ふた。同じく君の日記に「秋月之士益田靜方來訪」とある。靜方は礒淳・宮崎重遠（車之助）を首領とせる國權擴張派の與黨である。樺太問題韓國問題に

對する政府の措置を慊ばないで時弊を矯正せんとし、自ら東京に出でて其の方法を永岡久茂及び大橋清贇に謀つたことがある。久茂は同志竹村俊秀と共に七月萩に來たり、また清贇は君の出京中に會晤してゐる。（第四十二章に見ゆ）茲に至つて靜方は君に面會し、國權擴張派の畫策を告げ、且つ萩士族の狀況を探聞して去つた。ついで十二月七日、伊藤退三（警保寮出仕伊藤退藏なるか）なるもの鹿兒島より歸へり來たつて其の近況を君に報じた。即ち君の日記に「七日雪、伊藤退三從ニ鹿兒島一歸來、薩の近況を聞、西郷（○隆盛）は依レ舊て兎を狩る、桐野（○利秋）は兎を狩り且開拓す、退三眞卒の應接を以て大に薩人の歡心を得たりと云、士氣は甚壯、縣廳吏と士人と素より同心なり、議論可レ聞事甚多し、石介・彥介・保介・正吉來會」とある。退三は君の出京中屢々君の旅寓を訪ふたが、是に至つて鹿兒島の情報を齎らし來たつたが、後其の蹤跡を晦ましてゐる。是日佐賀の人田中七四郎・家永泰種・重松龍之進の三人來たり、前日來肥後の人木村一郎もまた君を訪ふたが、みな之に逢はなかつた。翌十日に至つて已むなく、七四郎等三人に面晤したので、十一日相共に歸國した。即ち君の日記十二月九日の條に「佐賀人三名田中七四郎・家永泰種・重松龍之進來訪不レ遇、昨日も肥人木村一郎來訪、亦不レ遇」とあり、同十日の條に「德山人飯田端來、奧平來、相尋て家永・田中・重松三名來、薄暮辭去」とあつて、是日德山の人飯田端も來たつて君を訪ふた。端は厚藏と稱し、君が德山に赴き其の藩論を是正した時からの知人である。是夜佐世

西郷隆盛の書

君は弟佐世一淸をして長屋精一等と共に小倉に赴かしめ、九州の事情を探聞せしめた、一淸等實に明治八年十一月八日であつた、一淸等九州に淹留すること殆と一ヶ月で、十二月十日の夜に萩に歸へつた。是時一淸が小倉で獲たのが此の隆盛の書である。事は君の日記十二月十日の條に「夜十二時前一淸從鎭西歸」とあり同十一日の條に「一淸西郷之書[illegible]幅を小倉夏吉之家に得て歸る」とあるので知らるるのである。

一清は九州の近況を探聞し、且つ西郷隆盛の書幅を獲て歸萩した。君の日記十二月十日の條に「夜十二時前、一清從ニ鎭西一歸夜雨」とあり、同十一日の條に「佐賀人三名歸縣、一淸西鄕之書一幅を小倉夏吉之家に得て歸る」とあつて、七四郞等佐賀の三人は二三日滯萩して去つたのである。君の日記には、一淸が隆盛の書幅を齎らしたことのみ見えてゐるが、當時萩狀報告書の中に、君は人を遣はして其の復答をえたることをも載せてある。其の要は鹿兒島に激徒頗る多きも、凡そ二千餘人は論客であつて鎭靜しやすい、其の他は土佐人に結び、或は佐賀の殘黨を起して福岡の士族を誘ひ、或は長士を促して事を擧げんとするの論をなすも、みな輕率に信ずべからざる由を答へたといふのである。之を鈔錄すれば次の如くである。

西鄕え使を遣したる趣にて、西鄕の答に當縣激徒頗る多し、二千人計は同論客に付鎭撫は可ニ行屆一なれども、其餘の激徒は土人と結ひ、肥の餘燼を起し、福岡士族を誘說し、長を促して先手とし事を企つるの密論あり、迂濶に策に係る可からすと返書ありたる趣にて、最初土人の說く所とは聊か相違ある故か、轉じて征韓の建議を作り、一時前日の論を避たる趣なり、

かくて後長府の人桂謙太越後の人長谷川保養・隈江淸次肥後の人麻生眞淵等來訪し、また此の間に萩士族の門を叩くもの多々あつたが、概ね志を得ざる不平の徒であつて、內外の形情に暗きもののみで

ある。是等他縣人の來萩の爲に、君の邸宅は日夜雜遝にして翌九年の春を迎へたのである。

○明治九年萩地不穩の情報

かくて萩地士族に關する情報は、屢々東京に臻るを以て、防長出身のもの之を深憂せるも、未だ山口縣吏其の措置をなせるを聞かないのである。權參事吉田右一は木戸孝允・伊藤博文に書を送つて、君の動靜に注意せるも憂慮ないことを報じてゐる。そこで孝允は、縣吏が事情に迂遠にして探査の徹底せざるを慮り、一月十八日書を三浦芳介（縣吏）に送り、之を督勵して萩地の近況を報ぜんことを促した。其の書中に「さて此頃頻に傳承候處に而は、屢九州邊之帶刀連萩表へ入込、學校（讀書場歟と相考申候）へも無袴無刀を禁し（無袴は禁するとも無刀を禁し候讀書場彌不都合なるもの歟と必竟爲萩人歎息いたし申候）逐々士族なとを煽動候由、主として前原・奥平等出席と申事に御座候、眞に可二懸念一等との事に御座候へは、第一木梨・吉田尚貴兄よりも御報知有レ之候事と相考へ候得共、兎角萩城之事は、都而山口には迂遠之事も自然可レ不レ少、何卒時々事情御知らせ御賴仕候」とあつて、萩人士の方嚮を錯誤せんことを痛憂して之を未發に防止すべきを切望し、屢屢事情の報告を請ふた。蓋し孝允が之を芳介等に請ふたのは、佃基清が次の書を送つて、警察の勢力なきことを説いたので大に之を憂慮したのである。

生竊に言す、今日萩地の形勢情實に於る、固より警察事務なる者、飛耳長目詳悉之れを洞察する者、生の辨を不レ待と雖とも、或は儉約同盟と號し調印する者有り、或は征韓隊と唱え血盟連判する者有り、何れも武朴の素風を振

興し、立産愛國の志念より起る、義は生等之れを信し、之れを不レ疑と雖とも、目今前原を始め時勢の變遷を不レ知、兵機に暗者空しく無用の長劍を帶し市中を徘徊す、其の弊哉或は橋欄を斬り揭示の竹木を斬毀し、或は夜襲と號し青年の學校を襲ひ、教師の面目を打擲し、生徒の心膽を驚愕し、加之名は讀書場と號し、其の讀ところ何んの書そ其の論するところ何に事そ、職外の事を議し職外の權を振ひ、之れを禁せんと言ひ之れを興さんと言ふ、論議紛々其際人心を動亂し、風化亂り法に戻る者不レ少、然るに官吏之れを督責せさる者は、學務其の風熖を提る歟、幹事其の糟粕を甞る歟、兩なから相陰默、姑息を以て是れを上達せさるに因る也、然れとも皆是其の根元の依て起る所の者有以也、是れを默許し措て其の弊を不レ警は徒らに滿城雜氣の風俗を醸し、異徒の者又劍を帶するに至ては劍刄林立其の弊や大矣、一旦事齟齬し已を不レ得一場の爭場を開に至ては、遂に兵刄を振ひ鮮血を流すに至らん、雖レ然僻土頑固の慣習固より勢の然らしむる者と雖も、今哉内外事情切迫、勢ひ兵革を用るに至らん、此の際に當り合心戮力外侮を防くの秋にして、同族相殺傷するに至らは、乃政治に害有て國に無レ益也、立産愛國の志念何にか有る、畢竟警察の責少なくして、其の力捕亡に止り、其勢力の以て風化を維持する不レ足歟、願閣下是を悉察せは幸甚、

ついで二十五日甚清は、また書を孝允及び元老院議官井上馨に送つて、萩地に種々の浮説流傳して山口縣下動亂の萌兆あるを報じ、二十八日芳介も復書して、不穩の餘波岩國・德山等にも及ばんとするの虞あるを告げた。其の後二人更に萩地の情報をなすに及び、孝允は海内の大勢に鑑み、國民をして益々開明に嚮はしむるを以て自己の責任となして盡瘁したのだから、脫隊の徒もまた君等といへども

寸毫も憎惡の念あるにあらず、只管に山口縣下の士族をして將來の方向を誤らざらしむべく誘導せんことを欲したが、遂に不穩の狀を聞くに至れるは、是れ全く誠意の貫徹せざるところなりとして大に之を悲歎した。卽ち吉富簡一に送つた書中に「於ㇾ弟も從來天下之大勢を顧み、今日之方向に至り候に付而は、天下之人民をして此方向に向はしむるは、己の責任に御座候間、我縣之脫隊ともなり前原等なり、毫厘も惡しと思ひ候心底は無二御座一、とふそ誤らす樣誘導可ㇾ致と平生之一念に御座候處、終に如ㇾ此有樣に至り候は如何とも難ㇾ致、微誠之不ㇾ達處に可ㇾ有ㇾ之、付而は强藩之あと今日に至り候而も、非二道理一に僥倖を得、政府にも其を以今日不安といたし居候は、實に弟之難ㇾ忍ところに御座候」とあるのである。

君間諜に腹心を說く

萩地にては一月十二日鹿兒島の人指宿貞父一に辰次に作る・小林寛なるもの來たり、西鄉隆盛・桐野利秋の內意を含むと稱して君に會晤を請ふた。君は初め之を疑ふて會見を辭したが、二人强いて請ふに及び、已むなく之に面晤した。其の議論は壯烈であつて、諸縣有志の說に優つて君が未だ聞かざるところであつた。二人は隆盛・利秋が名義を重んじて敢へて動かざるも、君民の爲に身を殺して仁をなすを大となし、足下幸に盡力せば小銃大礮ともに贈與すべしといつた。君は二人の說の新奇痛快なるを私に喜びしも、未だ深く之を信んじなかつたが、隆盛・利秋の胸憶を探知せんとし、遂に其の心裡の一端

他縣人の來萩益々多し

を吐露して之に答ふるところあつた。是日來たり會するものは、奥平謙輔・横山俊彦・佐藤保介等であつて、鷄鳴に及んでみな歸へり去つた。即ち君の日記正月十二日の條に「雪、伊藤信亮來、薄暮鹿兒島人指宿貞父・小林寛來、奥平・横山・佐藤來會、夜到二鷄鳴一歸去、夜雪積數寸」とあり、後日君が内務大丞品川彌二郎に送つた書中に「弟頑愚固陋且實地之景況に暗く、諸縣有志と稱する者へも致二面會一候得とも、格別動レ人程之論も無レ之、或は弟等よりも固陋、取に不レ足者多く、就中薩の指宿者、西郷・桐野の内命を含と稱し來訪、然るに弟始め辭して不レ逢候へとも、彼敢て請二面晤一候故、不レ得レ已及二面會一候處、其議論壯烈諸縣有志抔と稱する者より未二曾聞一處也、且言西郷・桐野は名義を重んして決て不レ動、然れとも爲レ君爲二蒼生一殺レ身爲レ仁、名義是より大なるは無し、指宿貞父は決て因循不レ能レ偸レ生、足下幸盡力せは小銃大礮併て贈與すへしと云、雖レ然尚未た深く不レ信、蓋西郷・桐野の深意を見る一端とも可レ成と相心得及二返答一候云々」とあつて、當時のことを知るに足るのである。

かくて是月十九日奥平謙輔・横山俊彦・佐藤保介等十數人來たり會して君と忘年會を催し、二十一日讀書場に集まるもの五十餘人、互に時事を談議した。ついで二十八日謙輔及び山田穎太郎・小川彦左衛門等君を訪ふたが、會徳山の今田濤江も東京より歸へり來たつて面晤した。濤江は夙に京都に出で、久我家の諸大夫春日仲襄潜庵の門に入つて陽明學を修めたものである。即ち君の日記正月の條に次

の如くある。

十九日霽、

家君來臨、夜奥平・和智・久芳・都野・佐藤・田中・横山・伊藤・兒玉・山縣・大和・三隅・奥平・馬來・長屋・松岡・曾禰來、

催二忘年會一五更辭去、

二十一日晴、

展覽場集會人員五十有餘名、

二十八日霽、

奥平・山田穎・小川彥來、德山人今田濤江來「東京より」春日潛庵門生也、濤江云、客冬青森人七百名計餓死す、

旣にして俊彥は、隆盛等の事情を知らんが爲めに鹿兒島に赴かんとし、之を君に謀つて將に二月二日を以て發せんとした。依つて君は其の前日旅費金二十五圓を之に貸した。卽ち君の日記二月一日の條に「晴、今田生發途西下す、横山生以二明日一發如二鹿兒島一、金二十五圓をかす」とあつて、濤江もまた是日九州に赴いたのである。越えて三日德山の人藤井道介・兒玉次郎來たつて君を訪ふた。次郎は淹留して屢々君に會晤した。ついで二十日濤江九州より歸へつて、薩摩の近況を報じた。二十二日栗本義喬もまた九州より歸へり來たり、兩肥及び島原の事情を君に告げた。卽ち君の日記二月二十日の條に「晴、今田從二九州一歸來、薩之近況を聞」とあり、同二十二日の條に「陰、栗本從二九州一歸來、兩肥

島原邊の動靜を聞」とある。義喬は東京に住して君の出京中之に會晤し、去冬萩に來たつた。十一月二十九日君の意を承けて九州に赴いたが、茲に至つてまた來たのである。越えて二十六日君は和智精一・曾禰采亮を伴ひ、奈古（萩の近邑）に至つて狩獵を試み、翌二十七日萩に歸へつた。是日鹿兒島に往いた俊彥は隆盛の書を齎らして歸へり、彼地の近情を報じた。即ち君の日記に次の如く見えてゐる。

二十六日、晴、和智・與平・曾禰と同獵二於名古一終宿、

二十七日、晴、午後從二名古一歸、午後横山從二鹿兒島一歸、吉之助之長書到、

或は云ふ、隆盛は俊彥の來たるに面會し、曩に君を訪ふた指宿貞父・小林寬なるものを知らず、恐らくは間諜なるべし、自重して注意すべきことを勸告したりと。俊彥の持ち歸へつた隆盛の書は逸したが、また其の意であつたらうと思はる。君は俊彥の報で始めて二人の爲めに賣られたることを知つて大に悔憤した。（是事次に詳なり）君の日記は簡であつて其の意を載せざるも、後日品川彌二郎に送つた書中に「豈圖や、西郷・桐野此指宿者は一面識も無レ之者に而、指宿者は數年前鹿兒島を去りたる人にて、西郷・桐野の內命抔云は、全く弟を欺くの詐術也、弟愚昧其欺きを信し、終に其の賣る所となるを知る」とあり、また「又指宿去二當地一之後、屢贈書候得とも、一度も不レ及レ答候」とあるのである。二十八日義喬將に去つて東京に歸へらんとし、君に別を告げた。會越後の人大橋淸贇秋月の人白根成一と共に、橫濱

から歸へり來たつたので、翌二十九日君を訪ひ、東京の近況を報じたので、義喬も其の出發を延べて萩に留まつた。君の日記二月の條に「二十八日晴、夜栗本・奥平・玉木・兒玉來、栗本以二明日一發、歸二於東京一」とあり、また「二十九日晴、大橋清贇・白根某、本月二十一日發二横濱一今日到着、栗本亦滯」とある。三月一日飯田端再び德山より來たつて君を訪ふた。是夜君は端及び謙輔・清贇・義喬・成一等の來たるに會し、相互に事を議した。此の議に依つて、翌日義喬は土佐を經て東京に歸へり、清贇は成一の西歸と共に九州に赴いた。君の日記三月一日の條に「晴、飯田端來、夜奥平・大橋・栗本・白根等來會、栗本以二明日一發、到レ土經二上國一而歸東、大橋・白根下二九州一」とあつて、東京及び九州の同志に氣脈を通せることが知らるのである。ついで八日曩に指宿貞父と共に來たつた薩人小林寛また至り、君に面會を請ふた。君は之を謝絶したので、翌日寛脱走して萩を去つた。十日佐々木男也が來訪したので、是夜君は堺屋に赴いて之に會して事を議した。坪井宗一・久芳昌吉・伊藤石介・佐藤保介・田中行介・都野久綱・和智清一等も其の席にあつた。君は壯士の輩が怯懦柔弱であつて其の意志が强固でない、輙もすれば反覆の情勢あるを察し、大に怒つて之と絶交せんとした。即ち君の日記三月十日の條に「晴、佐々木上野に來る、夜堺屋え行、坪井・佐々木・久芳・伊藤・和智・佐藤・田中・都野・采亮在レ座、彼等の體を見るに怯懦柔弱不レ堪レ見、於レ是予大怒一發、彼等反覆の情彌定る」とある。

翌十一日玉木正誼・長屋精一等來たつて、壯士の態度に關する君の怒を解かんことを請ひ、十二日宗一・男也もまた大に周旋した。かくて十六日清贇の發した肥後の情報が至つたので、俊彥之を君に告げたが、會是日秋月の人宮崎伊六・同哲之助二人來たつて、俊彥に面晤した。翌十七日清贇九州より歸萩し、越えて二十日其の約に依つて、島原の人和田要太郞なるもの肥後の同志を伴ひ來たつて俊彥に面晤した。ついで二十七日益田靜方また來たつたので、石介・久綱之に會見して九州の事情を聞いた。かくして他縣人の萩に來たつて、君等に會晤するもの益々多くなつたのである。

本間忠麿の談（忠麿は君の黨派の一人である）

一誠は（中略）急き萩へ歸着した、母の病氣も左程の事もなく、一誠の心も先つ安かに、夫よりしては閑雲野鶴閑地に歌ひ、膝組んで水月を樂んだが、寸刻も忘れ難きは勤王の大義國家の前途である、大久保・岩倉卿等を以て國家を過るものとなし、之を憎む事深く、如何にもして是等君側の奸邪を拂ひ、國家を泰山の安に置きたいものだと勤王一途の一誠は逢ふ人毎に之を語つて自から慰めて居た、一方大久保卿の方に於ても、此爆裂彈から決して監視の目を外した事はなかつた、烟硝は古びても烟硝、此奴必ず爆破せずには措かぬ奴と睨んだ、某の日西鄕隆盛からの使なりと稱する密使が一誠の邸に到つた、一誠且驚き且喜び急ぎ、其の齎す所の密書を披き讀み下すに、其の文意に曰く、岩倉・大久保の輩は國家を害ふ奸賊である、今にして之を除かずんば、遂に國家を傾け蒼生を過るに至らん、某の月某の日を期し、大擧鹿兒島を打つて出で、先づ大阪鎭臺を奪ひ、東海道を攻め登らん、

足下も兵を率ゐて之に來り加はれ、西鄕隆盛よりとある、其の筆蹟も隆盛に相違ないので之を讀み了つた、一誠心懷躍り意氣昂ぶつて腕の肉の鳴るを覺えた、乃ち立つて家傳の一刀を拔き放ち、躍つて空を切り、空を切つて叫び且つ呼んだ、光鋩閃々紫電空を走つて、傍に見て居た密使の先生膽肝を拔かれて了つた、一誠直に快諾の旨を書し送つた、

所が思ひ掛けなくも、此の密使は大久保卿の手先で、大久保卿が巧みに西鄕の手を僞せて此密書を送り、一誠の意中を探つたのである、それとは知らぬ前原一誠、又もや大久保卿にしてやらるゝ處となつた、遂に一大事の發端とはなつた、

奸邪を誠つて、闕下に伏奏せんと西鄕隆盛より齎らしたる秘書を讀み、待ちに待つた時機到來、念願成就と喜び、勇み劍を拔いて舞ひ快を呼んで跳つた前原一誠は、定めて激越なる文句を認めて返答した事であらう、其の返書がマンマと大久保卿の手に入つたので驚破一大事大久保卿の眼玉は異樣に輝いた、

飛耳張目一誠の行動を探つた大久保卿は果せる哉、探り當てたる一誠の異圖禍心、折角押込だ兵庫の禁獄を出した事の今更虎を野に放ちた思ひ、直に一誠に捕手を差し向た、

萩地情報の頻繁さ奧平正介の歸萩

是より先き、君及び奧平謙輔等の動靜並に他縣人萩地來去の頻繁に關する情報が、佐々木男也・三浦芳介・勝間田稔・正木甚介等から屢々東京に到達するのである。そこで木戸孝允・伊藤博文等は鄕國の爲に深憂し、之を無事に鎭定せんことを切望して苦心したのである。其の中にも一月二十八日芳

介より孝允への報告に

陳は萩地の景況も引續騷々敷、然し先日よりは少し平穩之姿に相成候得共、何分例之萩地故、甚以困却仕居候、此際は奧平天狗羽をひろけ、老人や少年之者の妨けを致し、人心を動搖致し候事不レ少、或は閣下之事を侮譏し、或は木梨・吉田之不德を吐き、攘夷論を說き、御政事を罵り、不平黨を煽動し、刀劍をすゝめ候樣之事致候は、全く以天狗之仕業さ、明倫館學校え張札致し、脫刀脫袴を禁する抔之所業も、是以天狗なり、仰之通他縣人も追々萩地え入込む樣子、現今在萩之他縣人十人餘も居合之由、是れは先日滯京中申上候通、玉木・前原・奧平等に滯留之由、未た其姓名は聞知得不レ仕、一兩日前より壹人探索に差出置候に付、此者歸り候上は何も明細に可ニ相分一と存居候間、其上姓名等は委曲可ニ申上一候、山田穎太郎（前原の弟）免職後歸萩、不平黨之巨魁に相成、當節は夜中に壯士を集め何か申合せるとの事、現今在萩之他縣人は大概皆小倉・筑前邊之者之由、之れを以て推考するに、前條夜中之集會も巷說計りては無レ之かと奉レ考候、何分仰之通、燈臺本暗し之氣味にて、二百里外之錦地えは、僻地之事情も明瞭に相分り、實以私共之罪も不レ少候得共、當今格別着手之仕樣も無レ之、唯特立獨行閣下之御趣意を確守する而已と決心致居候に付、近頃は餘り萩地之事に懸念不レ致、掛念すれは際限も無レ之、徒らに目視仕位之事に御座候木梨も當節は不快勝ちに付、格別に相談人も無レ之、實に困迫之事も不レ少故、右樣決心仕居候、御推憐奉ニ願上一候、岩國・德山邊えも少しは萩地之不平病か移り候由、先大津には百姓共か騷き立ち一揆之振舞、目今警察之者多人數出張、鎭靜之手段最中に御座候、諫早はる樣之時分には、實に大丈夫なる男にて萩地に孤立、眞盡力、諫早黨之者も多分反服、不平黨に與みし、加之、前原・奧平等より頻りに親しみを請ふと雖とも、確乎として不レ動、却而老幼之者え說諭致し候由に御

座候、縣下之近況大概如レ斯、唯特立獨行、人之正邪を不レ顧確然と御趣意を守るより外、更に申上樣も無レ之心事萬
萬御笑憐奉レ仰候、

とあり、また縣參事木梨信一及び勝間田稔・正木基介・佐々木男也・落合濟三等六人連署して三月三日孝允・博文及び井上馨への報告に、

萩薩と連合の策ある由、風說仕候得共、未た其確證は探偵不ニ得仕一、過日薩人と號し、一兩度入萩のよし相聞候得共是亦其詳悉を知る不レ能、或は云ふ、橫山彥輔の薩に往きしは人質の爲めにして、薩よりも亦一人萩え差越之約ありと、又金圓器械等は悉く薩より貸渡すへしとの約ありと、初め一薩人の來りしは十二月頃の事にして、其後一月二十日頃兩人とか入萩し、右の條約皆な其節の談判に決せしとの事なり、橫山の赴薩は去月六七日の頃にして爾來一報無レ之由、橫山の赴薩は勿論相違なき事に候得共、其餘の風說は素より未レ得ニ確證一不レ足レ信事と愚考仕候、井上公朝鮮に赴くと稱し、實は于レ今馬關碇泊の軍艦中に潛伏し、中野も亦其艦中に伏在す、是は薩の虛に乘し暴擧あらんことを慮り、萩薩の間に兵を擁して竊に其擧動を伺ひ、一は以て萩地に備ふる政府の深謀なりとの風說、萩地に傳聞し人甚た之を信するに至ると、其虛說を信し、時勢に迂遠なる多くは此類なり、依レ是推考すれは萩地の景況地方に傳聞するも、亦是類多くして東京の事情萩地に通せさる十の八九は此類にて、終に彼是東西虛說の眞を失ふ者、居多なるへくと推考仕候、
一月二十日頃薩人と號し入萩せしは、當時警保寮出仕石塚何某（薩人なり）等九州より歸り掛り立寄りしものならんかと推

察仕候、御參考可レ被レ遣候。
東西隔絶事情の不レ通よりして、萩地は百般の狐疑を生し、前條無根の浮說も行なはれ、自ら迫るの切なるより益凝結仕候樣相見へ候、此間往來の書狀類、外間に漏洩仕候而は不二相濟一已往閣下各位よりの貴翰は、必す信一壹人ぇ當て御差出被レ遣候樣奉二願上一候、
今日の急務は、萩地の疑惑を解くを第一と推考仕り、今日より男也萩地へ罷越候付、實際着手之都合は、追而詳悉可二申上一候、

之に據つて、當時萩地の事情報告の概況を知ると共に、信一等縣廳在勤のものの傾注並に苦心を想察しうるのである。是日男也は山口を發して萩に赴き、稽留して屢々君及び其の同志に面會し、疑惑を解いて物情を鎮定せんことに努めた。即ち君の日記三月十二日の條に「坪井・佐々木來る、伊藤等と調停する論なり、夜雨」とあつて、坪井宗右衛門・伊藤爲藏等もまた男也と共に、穏和を冀ふて周旋せしことが知らる。謙輔の兄正介（初め數馬）は當時東京にあつたが、萩地の不穏を憂惧し、歸鄕して壯士の輩を說諭せんとし、三月二十二日に出發して二十五日京都に着した。會宮內少輔杉孫七郎近畿に出張して京都に稽留せるを以て、是日孝允書を送つて萩地紛擾の狀と共に正介の西下を報じ、且つ謙輔の意を飜へさしむべく懇諭せんことを請ふた。時恰も孫七郎は、山口縣吏より京都に留まつてゐた中野梧

佐々木男也の勸告と君の定論披瀝

一に送つた書を見て、已に萩地の事態を知つたが、其の中に孝允及び大久保利通を君の同志が狐に譬へたる語があつた。依つて孫七郎は二十八日孝允に復書して之を報じ、且つ諫輔の爲に正介を說くべく告げた。即ち其の書中に「過る二十五日內密之御書翰相達、熟讀仕候、前原等實に意外大馬鹿物驚入申候、屹度懲戒有ㇾ之候方可ㇾ然と相考申候、二水〇奥平正介をいふとは同夜集會仕候付、謙介之事は內々小生之氣を以、相咄置可ㇾ申候、先達而中野梧一へ送り候書狀の文中に、準一と云ふ狐、市藏と云ふ狐云々之儀有ㇾ之可ㇾ笑々々、委細歸府之上可㆓申上㆒候、二水へは內々氣を付置申候、正直翁には大心痛に有ㇾ之候氣毒千萬也」とあり、君等を懲戒すべき意見を陳述せる共に、正介の痛心せるに同情したのである。かくて正介は萩に歸へつて百方諫輔を說いて、遂に一旦改心せしめたる思をなして東上した。後に諫輔の口述書中にも「今春養父正介東京より歸り、親しく教諭を受るにより、自分宿志を縷述せしに、曲けても嚴命に從ふへしと申付られ、夫より改心し同志の交を絕ち、棋を圍み詩を作り閑靜を以て樂とせり」とあつて、陽に姑く同志の往來を絕つて圍棊詩作を娛樂としてゐたが、陰に其の畫策を進捗したのである。

初め君は佐々木男也の人と爲りを信賴し、肝膽相照して互に胸裡を吐露し、屢々往來して飲酒遨遊に鬱結を散じ、また時事の論難評議に憤懣を慰せしことは、尺牘並に日記等にて之を知りうるのであ

る。然るに男也は木戸孝允・伊藤博文・井上馨等に會晤して内外の形情並に廟堂の施設を詳諦にし、また吉田右一・正木甚介・木梨信一等知友の意見を考慮し、漸く時勢に關して覺悟するところあつた。そこで既に君の寓居を訪ふて大に説くところあつたが、(前に見ゆ)其の意志の强固であつて容易に顧省すべくないので、將來の爲に之を孔憂し、更に三月二十二日書(其書逸して傳はらず)を送つて、政府の施設並に孝允・博文・馨等の衷情を陳べ、時事を憤慨するの餘り、壯士有志の激勵に附和して輕擧妄動せざらんことを戒愼せしめ、且つ任官を拜命すべく勸告したのである。君は男也の變心せる深意を諒解し、越えて二十八日長文の書を送つて衷款の頑結して鐵石の如く堅確して毫も動搖しがたきを吐露し、其の抱懷せる定論(即ち政見)を披瀝して之を縷述した。其の書の趣旨は下の如くである。即ち先づ單に青年有志の演舌を妄信して現勢に忿激するものにあらず、廟堂閣員の言動を悉く否認して不善となすにあらず、また孝允・博文・馨等に私怨あるにあらざるを辨じて、我が國體と大勢とに關する論議なることのみの趣旨を説いたのである、而して其の國體は漫然と自ら尊大にして海外諸國を夷狄禽獸視し、之に暴慢無禮を加へんとするにあらず、内は君臣の大義を明白にし、外に對して彼我の分別を確立せんとするのである。今や君威の輕くして官吏の重きことの證左は、其の登庸と私黨あるとにても知らる、加之、綱常彝倫の根本を棄てて功利器械の末葉に勉めたので、人心潰敗して各利を見て義を忘るる

に至る、抑も民法（去年七月地方官會議に附せんとしたる法案）の如きは、實に利の極といふべきである、假令民法の施行に依つて僥倖に國家富强となるも、人心に孝悌忠信の敎訓なくんば佛蘭西の富强と同轍にして忽ち衰微を招徠するのみ、我が國體は君主を重しとして國家を輕しとなす、現時の外交は之を公法に照考せば、恰も半主國の體裁なる觀がある、是れ我が國積衰の時に方り、海外の列强と交際せるを以て其の情勢の已むを得ざるにあつたといへども、信義公道に於ては決して彼我の强弱あることなし、故に彼聊爾たりとも公道に乖背せば其の國交を斷絕し、且つ戰端を開始するも不可なし、若し戰敗れて國民悉く鬪死するも固より臣子の分である、畏くも天皇の祖宗在天の聖靈に報じ給ふところであつて、洵に我が國是である、此の根幹の確立したる後に、末葉なる功利器械を始め凡百の技工といへども、其の國益となるものを採用して始めて開化といふべきである、其の根本を忘却して末葉に奔走し、濫に金銀を海外に流出して我が國力を匱乏したので、財政困迫して人心離畔し、外夷の跋扈もまた日に甚だしいのである、而して政府は依然此の狀勢に悔悟の色なく、去年四月立憲の降勅あるや之を以て國民を欺き其の實は壓制である、また外交は千島に換へて樺太を露西亞に讓與し、朝鮮の談判を曖昧に糊塗し、上下を欺いて泰平を修飾せるのみならず、なほ民法に依つて人心の維持を名となし、以て內外雜居を許容せんとす、若し之を許容せば國家の滅亡は智者を待たずして知るべく、是れ奸臣賣國の術といふ

べきである、方今海内に布告せる令達の實行せられざるものは十に六七である、然るに貧乏せる國力を以て海外の列强と雜居し、なほ區々の民法を施行して億兆の人心を維持せんとするは、眞に諒解しえざるところである、人心既に輕薄に趨いたので聊か條理を辨解するものといへども、利を見て忽ち義を忘るること往々である、況んや國内に忠厚の薫陶なく、功利を唯一の教訓となせるを以て、至るところ人心益々浮薄に赴いて偸安に流る、是れ實に予の所見である、政府閣員に一二の美事あるを說くとも、予の心腸既に頑固凝結して動蕩せざることは鐵石の如くである、而して時弊を挽回して匡救するに、未だ畫策もなく勢力もなし、固より他縣有志の煽動鼓舞に乘じ、猝遽に輕擧妄動して國家を誰誤せざることは覺悟してゐるのである、されど恢復の機運もあらば偏起せんとし絕對に不動といふにあらず、若し遂に反正の機會をえざれば國家と共に泯滅し、或は山林に老死するもまた遺恨あるなし、假令大謀ありといへども、自ら屈弱して官吏となるは予の慙愧とするところである、まして暴桀を輔け盜跖を助くることは、敢へて成しえざるところであつて之が予の定論とする概略であるといふのである。是れ實に君の時局に對する政見であつて、其の全文を錄すれば次の如くである。

一昨日之御示諭にて老兄之御深意は粗了解仕候、乍レ爾僕亦只々青年有志輩の口頭に付て今日の時勢に激するに非す、且又要路の人々に付て其言ふ所其行ふ所一つも可レ取者なしと云に非す、又孝允・博文・馨等に私怨あるに非す、只

大日本の國體と大勢とに付て論する耳、蓋此國體と云も漫に自尊大にして外國を惣て夷狄禽獸と云ふに非す、又外國え對し漫に暴慢無禮を加ふるに非す、內に在ては君臣の義を明かにし、外に在ては內外の分を立る事也、然るに方今の體を見るに、君の輕き臣の如く官吏の重き如レ君、吏人の登用及ニ私黨一其證左なり、且綱常倫理の本を棄て功利器械の末を勉め、人心潰敗見レ利而忘レ義、如ニ民法一實に利の極と云へし、假令是を以て僥倖に富强を爲すとも人心に孝悌忠信の教なきときは近く佛夷の富强と一轍耳、是等眞に夷狄の事也、且日本の國體は君を重しとし社稷を輕しとす、然るに方今外國交際を見て之を公法に照準すれは、半主國の體裁あり、是我日本積衰の時に當て彼富强の外國に交る勢不レ得レ已して至ニ于此一と雖も、信義公道に於て決して强弱あることなし、彼若し聊公道に背かは斷然交を絕するも可なり、戰ふも可なり、萬戰敗れて三千五百萬人悉戰死するは臣子の分也、乍レ恐
天皇陛下は祖宗在天の靈に報し玉ふ所以の孝道なり、國是如レ此定て而後功利器械其他百技百工の末業といへとも國に益あるもの悉く取て之を行ふへし、是則開化と云へし、然るに猶本を棄て末に走り、金銀濫出國力空乏四海困究人心離叛外夷跋扈日甚一日、然るに政府聊悔悟の色なく、去年四月立憲の勅を以て萬民を欺き、而して其實壓制特に甚し、且樺太を魯に贈り、朝鮮の事件は塗糊曖昧に歸し、欺レ君欺レ人以て太平を修飾し、此餘民法を以て國家人民を維持するを名とし、內外雜居の體に移ては、國家の亡滅智者を不レ待して可レ知也、是奸臣賣國の術也、今日海內え布告する所の令すら不レ行者十六七也、然るに此空乏の國力を以て富强の外國と雜居し、區々の民法を立神州の人心を維持せんとす、實に僕は萬々不レ解也矣、且方今人心輕薄聊義理を解する者と雖も、或は利を見て義を忘するゝ者往々有レ之、況や國に忠厚の教なく、功利を以て最第一の教とし、浮薄偷安不レ至ところ無き人心をや、僕の

鄙見全く此に在り。故に老兄政府吏の一二美を說くと雖も、僕の心頑固凝結如二鐵石一動かす可からす、雖レ然之を挽回する無レ策又無レ力、素より他縣有志輩縱令煽動鼓舞するとも僕決して遽に輕擧妄動して國家を不レ誤なり、蓋し崛起して挽回するの機を得は即ち可レ起、強ち不レ動と云に非す、崛起反正の機を得されは國と共に亡ふへし、終に山林老死するも不レ恨ところなり、縱令有二大謀一も屈レ身て爲レ吏、僕實に所レ愧也、然るを況や佐レ桀而爲レ虐助レ跖而爲レ盜をや、多事匆々不レ盡二百一一、蓋僕の定論略如レ此、

三月二十八日　　彥太頓首

男也老兄足下

二陳、試使二永岡・大橋一讀一、果失望歟否、至囑々々、

之に據つて、君は去年萩を發して上京し、地方官會議を傍聽して其の形情を察知し、また島津久光等に面晤せし以來益々時事の非なるを憤慨し、機會もあらば蹶然として起ち、綱紀を肅正して彝倫を砥礪し、秕政を改革して外交を恢復せんとする意見を包藏し、全く仕官の念慮なきことが推測しえらるのである。

君等困迫の情報と品川彌二郎の歸國

奥平正介の東京を發した後に、木梨信一の伊藤博文・井上馨に送つた萩地の狀況を報じたる長文の書が到來した。蓋し其の要は萩壯士中の巨擘にして屢々君と往來せる久芳昌吉が山口に出で、警保局員石塚清武の間諜なる指宿貞父・小林寬に欺瞞せられしことの發覺せし以來、君及び佐世一清・山田

潁太郎・奥平謙輔・横山俊彦の五人各表面和平を扮裝せるも、其の衷情甚だ切迫せるを說き、寛宏の處分あらば必死五人の計畫を抑遏すべき胸裡を吐露したるを報じ、縣廳に於て之を鎭靜すべきを以て若し萩士族糾彈の廟議あらんには鄕黨の爲に制止の盡力を請ひ、且つ會津の人永岡久茂の徒なる大橋淸賛來萩後の狀況をも告げたるものであつて次の次くである。

拜啓先以御淸祥奉ニ敬賀一候、扨而は萩城形勢過日來、再度連名に而申上候後も、大秘密に而吉田申合せ、眞味之ある處を探偵着手相心掛け候得共、第一は探偵も人を不ㇾ得より焦心仕候折柄、先日井上君馬關よりの御信書を拜讀し、頻りに配心せし央、意外之事に而確報を得候に付、左に申上候、

昨日久芳昌太郎と申者（壯士連中の巨擘前原と無二に往來する者なり）出山、其譯は近日前原兄弟三人奥平謙輔・横山彥助（彥助は先日薩行の男なり）五人之者、擧動表向は和氣平心なれ共、內情餘程切迫之樣、何か之話に而も被ㇾ察候に付、從來之交誼を以、頻りに相叩き候得共、內情切迫之趣は、一向に明し不ㇾ申、如何共忠告すへき端緒を不ㇾ得、同志中も其邊不ニ一形一心配仕候、折柄前原え無二之出入する何某、切迫之情實は暗に存居、其者より聞得候得共、其者より外に存知る者之れなく、突然申出候而も、右之者之難儀と相成候而は、此先き之都合丸而不ㇾ分に可ニ相成一、漸を以切迫之情勢は解へき見込に有ㇾ之由、當年一月中旬頃か、生宿某（薩人にて當時崎陽寄留と申す）小林某（藝人と唱へし人）兩人萩え罷越し、前原を尋問いたし候處、生宿なる者は前原兼而伊藤退藏なる者より傳聞にて存し候故か、直樣相對いたし候處、彼者之申分は、薩摩當日之形勢は不ニ容易一事態に而、餘程人數も有ㇾ之、縣廳も元より同志に而、此際一擧相企つる支度最中、乍ㇾ去從來薩摩は

反覆無常之謗を受居ること、此度は始唱之積りなり、依て後事を託するは萩城之外致方無レ之、就而は器械彈藥要用なれは、何程に而用達すへく抔、餘程辯巧を究め說得仕候故か、前原も實際彼等の說く處間違なしと確信し、十分夫れに應し、我輩一呼すれは二三千人數は、立所に出來る抔其他種々談論を重ね候由に而、其末横山彥助なる者を薩え遣し、生宿なる者之れか先導を爲し、横山入薩後は、生宿何地か退散し、如何と存し、桐野其外相尋同人等之話に而、始而生宿・小林兩人者、警保官員石塚清武之手先たることを了知し、驚愕啻ならす、直樣歸萩、而して又た萩に而者横山出足後、生宿に器械之談判半途故、奧平謙輔之代筆に而生宿に當て之書牘を小林に託し、然るに小林は慥に生宿に相屆るとて、其實は東京え報知し、又々入萩返書模擬して持參候得共、横山も歸り居、彼等之爲に被レ欺たることを了知せし後なれは、小林なる者直に脫走之由、右之次第に付、頓に政府之聽にも達し、何時捕縛に逢ふかも不レ知、風聲鶴唳も心を動搖し、其氣遣之餘り、寧ろ纍紲之辱を蒙るより、切死か窮鼠爲體と被レ察候に付、今日に而實に一身之置處なく、切迫を究め候模樣、憐笑に不レ堪候、抑久芳等之分離するも、自然五人之者より疎外される勢に而、幾分か隔意挿まさる不レ得よりして、久芳等一違より前原等を疎外するに無レ之、然れ共何となく隔てられ、心中幾分之不滿を生し、出山之主意も、究竟は前原と兼而之交誼もあり、然るに前條之如く、自から禍を買ひ、內情切迫實に傍觀に不レ堪、若しも政府より着手相成候而、實に心外之事故、少し寬裕に被二成置一候はゝ、死を以も彼等を抑制し、決して縣廳の御厄害を不レ懸して盡力可レ仕候心情を吐露仕候、全體此迄彼等も小生等を疑ひ居候も、大に氷解仕候、萩城之着手に込り候事、大極は目的も相立ち、久芳等一違此度に而大に迷夢醒し候、從而讀書場始末十分都合可二相成一と愚考仕候、前段申上候通事情に付、若しも萩城え御着手之廟議も無レ之とも難レ申に

付、其節何卒御制止奉ㇾ希候、不ㇾ然れは風波なく濟むへき方略も畫餅と相成、實以遺憾至極に御座候、此段右呉々も御考味奉ㇾ願上ㇾ候、

・　別段

會津人長岡派之男に而大橋某と申者、之れは佐々木男也在京之節相對存知人物、過日來萩前原も信し居候由、萩に而は隨分煽動說を唱へ、爾後福岡縣秋月を差して罷越之由、其者東京に而佐々木の談判と雲泥表裏に而、餘程佐々木憤怒いたし居候、然るに秋月に而、又々彼是と萩城說申觸しも致方は無ㇾ之候得共、全體入萩なれは佐々木に知らする約ある由、秋月より歸りには、又々萩城え來るへく由なれ共、矢庭に彼者を誘ひ來り、直に東京に而談判と齟齬する所を以、行詰候得は、自然前原之內情吐露せさるを不ㇾ得事相成、而して佐々木者勿論、壯士連一同膝詰に而手强く忠告いたし候得は、前原之角も容易に折れ、鎭靜可ㇾ仕候、乍ㇾ去實に疑惑之深き人故、㒵友は次第々々疎する氣質、終身實に保證難ㇾ仕候得共、此際之事は何而も叩付け可ㇾ申候、依て壯士之內壹人、九州え大橋なる遊說之跡探偵し、且つ當人を誘引し、一應萩え連歸り、何分決極付る迄論定仕候間、壯士之內壹人、九州行決し而不軌之爲に非す候間、此段御聞置可ㇾ被ㇾ遣候、

前文拙陋長文御不解之儀可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ恐入ㇾ候、何分筆力意之如く自由ならす、可ㇾ然御推覽奉ㇾ賴候、此度之報知は連名は差控、小生より申出候、決し而御信用可ㇾ被ㇾ成候、拔掛け私書に而は無ㇾ之候、先は要事のみ匆々敬白、

三月十五日　信一

博文樣

馨　　様

尙々木戸翁え可レ然御取成奉ニ希上一候、

此の書にて、君等は警保寮の間諜に其の心事を吐露した爲に、謀策の畫餅に屬せんことを痛憂せると共に、親交の知友も縣吏其の他の說諭に依つて漸く離叛せるもののあつたを覘知しうるのみならず、信一等の平穩に鎭撫せんとする苦心をもまた想察せらるのである。馨は全權副使となつて朝鮮に赴き、江華島事件の談判を終了し、其の歸途下關にて萩の景情を聞き、三月四日東京に着した。博文・馨は此の信一の書に接して之を孝允に示した。孝允の此の書を見たのは二十三日で、其の日記に「山口縣より報知あり、前原彥太郞兄弟三人奧平謙輔・橫山彥介等探偵人へ意衷を吐露、終に薩摩へ武器の相談に、橫山なるものを薩摩へ遣わし候始末に至り、竟に探偵人なることの摘發し、前原兄弟奧平・橫山等政府の捕縛を恐れ、進退窮迫切り死ても可レ致歟の爲體なる趣、諸士の始末可ニ憫笑一の至なり、於レ縣平穩に取鎭むへくに付、政府より突然着手無レ之樣懇請の書意なり」とある。依つて馨は大に憂慮し、二十五日孝允を訪ふて萩士族の動搖鎭定及び將來の措置に關し、相共に之を商議した。是より孝允は博文・馨及び陸軍少將三浦梧樓・司法大輔山田顯義・教部大輔宍戶璣・毛利家々令柏村信等に會見し、種々謀議するところあつた。是時品川彌二郞は既に歐洲より歸朝し（三月八日歸京す）權大史兼內務大丞に任（四月一日）じてゐたが、萩

の狀態を知つて同じく深憂し、殊に往年君と共に松下村塾にあつて螢雪の苦學をなせしを思ひ、屢々孝允等を訪ふて之を改悛せしむべき方法を協議した。されど遠隔の地にあつて各意志の疏通せざるを慮り、自ら君に面晤して互に胸臆を披瀝し、之を說諭せんことを決したのである。

君其の衷情を品川彌二郎に吐露す

かくて品川彌二郎は、四月五日に東京を發じて七日神戶に到り、大阪に赴いて松本鼎を訪ひ、之に山口縣下の近情を聞いて九日下關に着した。直に南野一郎を其の寓居に訪ふて、更に山口及び萩の現況を詳にした。鼎も一郎もみな君の知人である。ついで彌二郎は十一日萩に來たり、先づ玉木文之進を訪ふて君に面晤せんとする意を告げた。文之進之を君に報じたので、君は日を期して彌二郎を自邸に招かんとし、卽日次の書を送つて其の意を告げた。

別紙相認有處、玉翁より老兄之傳言相達、縷々致ニ敬承ニ候、付而は本宅歸次第御報知可ニ申上ニ候、右樣御承知置是祈候、匆々頓首、

十一日薄暮　　前原彥太郞

品川彌次郞樣

ついで十三日君は、明十四日に彌二郎を招いて面會せんとし、次の書を送つて本宅に來たらんことを請ふた。

明日は終日家居罷在申候間、千萬乍二御苦勞一拙生本宅へ御枉駕被レ下度御賴申候、爲レ其呈二寸楮一候、不罄、

四月十三日　　　彥太樓

品川老兄虎皮下

依つて彌二郎は、十四日君の居を訪ふて久濶を述べ、指宿貞父等を西鄕隆盛の使者と信じて遂に之に衷情を吐露し、且つ小銃の輸送を請ふた爲に陰謀の發覺し、また佐々木男也等より內閣倒壞の企圖あるを報じたるを告げて其の眞情を披瀝し、決然宿志を飜へさんことを懇諭慫慂した。そこで君は、男也等が違約して陰謀あるを報告した爲に、政府憂慮紛擾し、特に彌二郎を差遣して予を說諭せしめ、以て萩地の動搖を鎭靜せんとするの計謀なることを思惟した。即ち君の日記四月十四日の條に「晴、品川彌二來、予指宿に與え小銃を乞ふの書發覺、加之、佐々木其他伊藤已下反覆、予揚レ兵大政を覆すの企ありと訴ふ、故に政府紛擾、使二彌二一說レ予、以鎭靜を謀るなり」とある。玆に伊藤とあるは警保寮出仕伊藤退藏と思はる。時に君の父彥七もまた彌二郎に面晤して萩の事情を詳說し、齟齬なからんことを希望し、君をして其の意を告げしめた。依つて十五日君は、次の書を彌二郎に送つて前日の厚情を謝し、且つ父の意を告げて明日の時宜を示さんことを請ひ、なほ十七日自ら訪ふべく報じた。

拜啓昨日は御枉顧奉二萬謝一候、陳は愚父事久振に而一寸得二拜晤一奉レ存候得とも、此節は定而御多客に而罷出候へ

とも、却て御邪魔歟とも奉レ存候、乍レ去御來駕を願候も恐入候間、今明日之間に朝夕之內、若御閑隙被レ爲レ在候はゝ一寸參堂之上、內々折入て申上度事も有レ之候由、從レ弟申上吳候樣申事に御座候、御多忙之中千萬煩候へとも、御貴答是祈候、頓首、

四月十五日

二陳、弟は十七日之夜罷出度奉レ存候、御都合次第深更に而も、更に於二小生一厭不レ申候、

川しま　彥太

品川君執事

君は彌二郎が在京知友の懇情に依つて遠く來訪したるを深慮し、翌十六日更に書を送つて貞父等に欺詒せられた事由を詳述して大に悔恨せるを告白し、之に依つて若し朝憲に觸れて捕縛せられなば、固より其の罪を一身に負ふて連累者なきことを法廷にて開陳せんとせる覺悟なるを吐露し、幸に舊誼を以て予の死地にあるを拯恤せば、其の再生の宏恩は言語の竭すところにあらざるを披瀝して、切に盡力せんことを懇請した。

過日は御枉駕奉二萬謝一候、陳は其節弟身上之儀に付、在京舊交之諸彥、且老兄御直之御理解、一々敬服深奉二肝銘一候、畢竟弟頑愚固陋、且實地之景況に暗く、諸縣有志と稱する者へも致二面會一候得とも、格別動レ人程之論も無レ之、或は弟等よりも固陋取に不レ足者多く、就中薩の指宿者、西鄉•桐野の內命を含と稱し來訪ふ、過日及二面晤一候通、弟

始め辭して不レ遇候へとも、敢て請ニ面唔一候故、不レ得レ已及ニ面會一候處、其議論壯烈諸縣有志者といへとも未ニ曾聞一處也、且言西鄕・桐野は名義を重して決て不レ動、然れとも爲レ君爲ニ蒼生一殺レ身爲レ仁、名義是より大なるは無し、指宿貞父は決て因循不レ能レ偸レ生、足下幸盡力せは、小大の銃器併て贈與すへしと云、雖レ然尙未た深く不レ信、蓋西鄕・桐野の深意を見る一端とも可ニ相成一と致ニ愚考一、斷然及ニ返答一候處、豈圖や、西鄕・桐野此指宿者は、一面識も無レ之者に而、指宿者數年前鹿兒島を去りたる人にて、西鄕・桐野の內命抔云は、全く弟を欺くの詐術也、弟愚昧其欺きを信し、終に其賣る所となるを知る、雖レ然弟の一言實に觸ニ朝憲一、蓋其罪弟之一身に止り更に連累ある無し、甘して執縛一度法廷に心事を吐露すへしと決心罷在候處、老兄幸に不レ棄ニ舊誼一、弟を濟ニ必死之地一、再生之恩、言語之能く及ふ所に無レ之候、老兄彌何日頃御東上に相成候哉、已に過日不レ殘ニ餘蓄一肝肺を吐露候へとも、何卒今一應得ニ拜靑一度、爲レ其呈ニ一書一候、頓首、

四月十六日　　　　　　　一　誠

二陳、久振に而得ニ拜唔一、七年間之欝悶頓に消却、誠に本懷奉レ存候、且又指宿去ニ當地一之後、屢贈書候得とも一度も不レ及レ答候、萬在ニ面陳一、

彌次郎樣拜啓侍史

なほ之と略ぼ同文にして宛名及び署名を闕ける次の草案があつて、而も君の家に存せるので錄して參考となすのである。

過日は御枉駕奉ニ萬謝一候、陳は其節弟身上之儀に付、在京舊交之諸彥、且老兄御直之御理解、一々敬服深奉ニ肝銘一候、畢竟弟頑愚固陋、且實地之景況に暗く、諸縣有志と稱する者へも致ニ面會一候得とも、格別動レ人程之論も無レ之、或は弟等より固陋取に不レ足者多く、就中薩の指宿者、西鄕・桐野の內命を含と稱し來訪、然るに弟始め辭して不レ遇候へとも、彼敢て請ニ面晤一候故、不レ得レ已及ニ面會一候處、其議論壯烈、諸縣有志抔と稱する者より未ニ曾聞一處也、且言、西鄕・桐野は名義を重して決て不レ動、然れとも爲レ君爲ニ蒼生一殺レ身爲レ仁、名義是より大なるは無し、指宿貞父は決て因循不レ能レ偷レ生、足下幸盡力せは小銃大礮併て贈與すへしと云、雖レ然尙未た深く不レ信、蓋西鄕・桐野の深意を見る一端とも可レ成と相心得及ニ返答一候處、豈圖や、西鄕・桐野此指宿者は一面識も無レ之者に而、指宿者は數年前鹿兒島を去りたる人にて、西鄕・桐野の內命有りと詐術を以て弟を欺き、終に其賣る所となるを知る。雖レ然弟の一言實に觸ニ朝憲一、蓋其罪弟之一身に止り、更に連累ある無し、甘して執縛一度法廷に心事を吐露すへしと決心罷在候處、老兄幸に不レ棄ニ舊誼一、弟を濟ニ必死之地一、再生之恩、言語之能く及ふ所に無レ之候、老兄彌何日頃御東上に相成候哉、已に過日不レ殘ニ餘蓄一肝肺を吐露候へとも、何卒今一應得ニ拜顏一度、爲レ其呈ニ腐毫一候、頓首拜、

尙々指宿生當地を去るの後、書數通を贈致すれとも、弟一書も不レ及ニ回答一候、

之に據つて、十四日の彌二郎の訪問に對し、君は餘蘊なく其の肺腑を披瀝し、且つ陰謀の暴露した爲め已に覺悟を致して連累者を出ださざらしめんとせるのみならず、貞父に面會したる後に彼屢々書を送りたるも之に應答しなかつたことが知らるのである。

品川彌二郎の懇說と萩壯士の靜肅

ついで是月十七日の夜、君は品川彌二郎の寓居を訪ひ、互に胸襟を開いて心事を披瀝し、七年以來の鬱悶を消散して愉快を極めた。是時彌二郎萩の壯士輩が勉學に託して君等と共に、陰に九州の徒と結びて事を謀議せるを山口縣廳は旣に察知し、將來を懲過せざらしめんことに深憂せるをも說いた。そこで翌十八日君は次の書を彌二郎に送り、前夜厭倦を顧念しないで長座大醉して談語の深更に至りたるを謝し、山口縣廳は風聲鶴唳にも驚愕せるの景情あるも、毫も介意なからんことを陳べ、予の言は已に信憑せられないので、先輩の玉木文之進に囑託せば可なるべく、決して淺見の爲に進退谷まるが如き愚瞽をなさざるべきを說き、且つ山口在留の諸友に其の由を曉悟せしめ、また壯士の過慮は學問進步の妨害となるので、之を解諭せんことを請ふたのである。

昨夜は七年已降なき所、眞に肺肝を吐露盡二愉快一申候、依て不レ顧二御厭倦一長談非常之大醉平に御海容是祈候、其節御約束仕候書持せ差出候間、御鑒定奉レ祈候、猶又古城瓦一枚呈上仕候、御落握奉レ祈候、匆々頓首、

四月十八日　　一誠

彌次郎老臺侍史

二陳、猶又山口縣念之暴徒に付而は、決て萬々懸念は無レ之事に候へとも、山口も風聲鶴唳にも驚候景況に相見候を、弟一人受合と申候而も、信を取に足り申間布、老臺より玉翁へ御附託有レ之候而は如何、弟九州人と約し、時

日を期して事を擧ると申事なれは、假弟か止候ても、彼の九州人弟え屹度迫る筈なり、寂として無ㇾ聲、弟も左樣に淺慮なる進退極る樣なる愚なる事は萬々不ㇾ仕候、山口在留の諸賢へ老兄より能御說諭奉ㇾ祈候、弟は中老にも及ひ候故、山林に老死するも聊悔ゆる事無ㇾ之候得とも、壯士等從ㇾ今已後進步尤肝要に付、今少し肝を張つて學問するを企望罷在候、壯士の過慮は甚進步之妨と相成申候樣、老婆心より愚考仕候、幸に老兄何卒可ㇾ然御說解奉ㇾ祈候、

猶又

松陰先師之肖像寫眞を何卒弟へ御附與是祈候、老兄には東京にて別に御調奉ㇾ願候、

彌二郎は君及び彥七の父子に面晤して內外の形勢を陳べ、萩士族將來の爲に其の方嚮を誤惑せざらしめんことを懇切に說いた。之に依つて萩地は一時壯士の往來少なくて稍靜穩であつた。君の日記にも「十五日晴、詣二上野一山田穎太來る、夜橫山文庵來、伊藤石其他七名より書來る。十六日晴、終日宿醉、十七日晴、岡田生來、夜品川生を訪、十八日晴、女兄來宿」とあつて、君の邸宅は頗る寂寞であつた。十八日三浦芳介より木戶孝允に送つた書中にも「萩地も品川氏歸萩後、稍穩靜之姿に相成候得共、今以浮浪之徒多人數出入、實に困却之至に御座候、一兩日之中品川氏、萩地出立之由に付、其上は何も能く明瞭に可二相分一候得共、實に諸彥之御寬大と車軸之回り兼候には殆んと困迫心事御推察奉ㇾ仰候、いつれ品川氏着京の上は、何も明細に御耳に入候間、此度は陳述不ㇾ仕、品川氏當地に着之上、車の回

りかけんに依り候而は、斷然上京去年來之件々巨細に可ニ申上一と相考候に付、此段前以御屆申上置候、此際兎角情義とか私情とかか流行に付、萩地の例之先生は申迄も無レ之、其他之不平黨も大幸を得し者多く、實に殘念之至に御座候」とあつて、萩地の表面は稍靜肅の狀あるも、浮浪徒の出入の未だ止まないので彌二郎の去つた後を憂慮し、且つ縣廳が寛大であつて情實に拘束せられ、英斷の措置に出でて禍厄を未發に防止せざるを遺憾としたのである。是より先き、廣島鎭臺司令官代理高橋勝政（即ち熊太郎）は、君が間諜たるを知らなくて、指宿貞父に衷情を吐露した爲に罪罰を蒙むらんことを憂惧し、遂に機先を制せんとして日夜其の黨を結び、山口營所を襲撃して縣廳を奪略すべき準備をなし、將に暴發せんとするの勢あるを察して縣官大に困惑せるの報に接し、直に山口に赴いて狀態を詳にして事を議すべきを陸軍卿山縣有朋に告げた。依つて有朋は此の報に接した翌日（十八日）次の書を孝允に送つて更に其の狀を告げた。

一昨夜は御妨申上候、扨覇城之近況は品川より申上候由、然處昨日廣島鎭臺より之一報有レ之候付、即左に大意を記載仕候、

山口縣前原黨動搖之儀に付、同縣令之內命を奉し、吉田申助今曉廣島到着、其旨趣は嚮に鹿兒島人と僞り、前原え面晤を乞、種々之談話に及ひ、前原持論之肺肝を吐露し、其後鹿兒島人も政府之探偵なる事を覺り大に後悔し

如何なる罪戾を蒙候哉も難レ計と憂愁恐怖之餘、人に先つ之策を計り、日夜其黨を結ひ、先つ山口營所を襲ひ縣廳を奪ひ候等之準備を爲し、殆と暴發之勢を釀候趣にて、於二縣官一も大に當惑致し拙者是は高橋熊太郎也神速山口え出張諸事致二示談一度との事にて、兎角一應同處出張探偵且遂二示談一可レ申云々、

此書東は過る十日廣島を發し、昨日到手、兼て高諭も有レ之候樣、固より爲レ指儀は無レ之事と察候得共、此際に臨ては、嚴正に諸事御處置無レ之而は、後日之災害を增候事と奉レ存候、猶萩城より之報知も可レ有レ之候得共、不二取敢一申上置候、匆々拜具、

四月十八日　有朋

松菊老臺御机下

木戸孝允等君の悔悟を喜ぶ

此の書中に「品川より申上」とあるは、君の黨與が陰謀暴露の爲に困迫せる由を彌二郎より孝允に報じたのである。即ち孝允の日記四月十七日の條に「品川彌二郎より山口縣の近情を報知せり、前原黨隱謀暴露益困迫の由なり」とあるのである。

ついで是月十九日、品川彌二郎は君等が悔悟して異圖なきを察し、其の居を訪問して別を告げ、奧平正介と共に萩を發して下關に出で、直に歸東した。君の日記四月十九日の條に「晴、品川彌二郎來告別」とある。彌二郎は下關に出で、二十一日電信を伊藤博文に發して君が一身を委したるを報じ、且つ種種の傳說は、全く恐怖より起りたるを告げた。博文は電文簡にして詳ならざるも、山口縣廳が君等の恐

怖に起因せる行動を憂慨したるを怪み、二十二日書を孝允に送つて之を報ぜんとした。會警保寮權頭石井邦猷來たつて博文を訪ひ、速に該寮吏員片桐讓之を山口に遣はして萩の事情を探索するの可なるを告げた。是は警保寮が永岡久茂の徒と萩士族と互に氣脈を通ぜるを察し、彌二郎の說諭で君等の狀態に變動ありとするも、一たびは糾問の已むなきを告げたので永岡黨大に困迫し、刺客に結びて事を謀らんとするの報があつた爲め、讓之を山口に遣はすの急を要したのである。依つて博文は更に其の由をも加筆して次の書を孝允に送つた。

本書相認置候處、今朝警保の石井罷越片桐は速に差越候方可ㇾ然歟之氣付も有ㇾ之候、其故は過日萩地之景況如何品川電報昨夕相達申候、今日之郵船より歸府可ㇾ仕事と相見申候、前原も丸々品川へ委身降伏と被ㇾ察、是迄之話は相變候乎難ㇾ計、事宜に寄候而は、前原抔も其儘難ㇾ差置ㇾ旨、長岡連へ申聞候處、其以來彼等も窮鼠の有様にて、恐怖心より相起候事に可ㇾ有ㇾ之、夫に致候而も、山口之縣廳、萩之恐怖を尙亦恐怖致候は、一奇事と奉ㇾ存候、電昨今刺客と結ふ云々の情態有ㇾ之哉に御座候、乍ㇾ去取定候事は無ㇾ之、尙探索之上篤と面晤之節可ㇾ申上ㇾ候、以上、報は今日船に乘組と相見候付、別に返事不ㇾ仕、片桐も差越候樣申來候處、兎角品川歸着之上にて可ㇾ然歟、少々之遲速大なる得失も有ㇾ之間布、伏乞ㇾ垂ㇾ敎示ㇾ、余は拜靑可ㇾ申上ㇾ、誠惶拜具。

四月二十二日　　　　　　　　　　　　博　　文

松菊老臺親展

之に據つて、孝允・博文・有朋等が常に君等の態度に注視し、萩士族の爲に憂慮せることが知らる。かくて彌二郎は二十七日横濱に着し、正介は直に東京に歸へつて萩の事情を孝允に告げた。彌二郎は横濱に淹留せんとし、是日書を孝允に送つて、同じく萩の形狀を報じた。其の書中に「萩表乃事情は一々可二申越一候筈之處、前翁え拜謁手間取り候故、結局は漸く出足前日迄に相成候位ひにて、嘸かし御煩念とは存しなから、今日迄も呈書延引之段奉二恐謝一候〇返逆なりと何なりとも國乃爲めと思ひし事は、各やりとけるかよひと野兒より論し込み候處、終に野兒門に降伏致され候に付、白旗の一卷を受取申候間、御安心可レ被レ下候、何も明日拜芝之上と閣筆」とあつて、先づ君が彌二郎の說に服したるを報じて、孝允の意を安んせしめ、二十九日歸京し、翌日訪問して更に詳細に告げた。其の事は孝允の日記四月三十日の條に「品川彌二郎來て萩城の近情を語れり、前原彥太郎等過日薩人にて警察の探偵にはかられ、謀反の擧動あるを聞く、一身上の不平より良民を迷亂する實に男子の所レ耻、爲二同氏一に深歎惜せり、雖レ然於レ法所レ不レ免、如何とも難レ致考居し處、同人も大に悔悟、頻に品川に謝し、後來は誓て謹愼食言せさる趣を以陳謝せり、眞悔悟なるときは獨り同人の幸而已ならす萩城中幾人歟の幸なり、一昨年も同人は誓二與余一、後來反復の事を不レ疑しに、昨年出京世上不平之徒に煽動され、終に背レ約不レ告して歸縣せり、男子の反復無レ常は實に可レ耻の至なり、玉木老人も頑陋自負、雖レ

然同人年已に七旬に近し、今如何ともいたしかたし、只後進の少年を誤るを憂ふ、品川も面會して近情を語り、同人の議論も陳述せりと云」とあつて、君が朝召によつて去年上京し、歸國の事由を告げなくて突如去つたので、孝允甚だ不快の感があつたのみならず、謀反の企圖發覺せるを聞いて深く歎惜したが、彌二郎の說諭に從ひ、眞に前非を悔悟せば、實に獨り君の幸なるのみならず、萩士族一般の幸なりとして大に之を喜んだのである。

品川彌二郎の歸京と井上馨の來山

品川彌二郎は橫濱に着した時に、井上馨もまた歸縣せんとするを聞き、直に書を君に送つて之を報じ、之に會晤せんことを慫慂した。ついで馨は五月四日孝允を訪ふて歸縣せんとするを告げ、片桐讓之を從へ、東京を發して山口に着した。是より先き山口縣廳は、橫山俊彥等に學事を視察せしめんとし、爲に上京を命じた。依つて俊彥等將に十日を以て發せんとし、君もまた之に別を告げたが、會馨の來たつたので、縣廳は俄に之を止めた。是夜讓之來たつて君を訪ひ、出山を促して十三日山口に歸へつた。時に君は遽に病を發して重態であつた。醫師村田文莽來診し、左腕に刺絡して其の血を去り、翌十四日百方治術を施したので、夜に入つて稍人事を辨ずるに至つた。即ち君の日記五月の條に次の如くある。

十日雨、橫山其他以二今日一發程東上、予亦往告レ別、已而自二山口一發程を止む、蓋井上馨山口に來を以て也、夜片

桐讓之來、

十一日晴、片桐生訪、

十三日晴、片桐生歸二于山口一、予罹二卒中病一殆危篤、岳父來臨。文莽來刺二左腕絡一、

十四日晴、朝楊女兄來訪被レ宿、家君御出、文莽來診、種々施二發泡頭針而項下及二兩腕一夜稍辨二人事一、

そこで十五日君は、其の病狀を山口の知友に報せしめたが、翌十六日木梨信一書を送つて出山を促した。こゝに於て十七日君は、山田穎太郎を山口に遣はして馨に面晤せしめた。馨乃ち穎太郎に長藩が文久二年公武合體の爲に朝廷幕府に周旋せしより今日の形勢に趨きたる變遷を說き、終に士族救助のことに及び、各其の方嚮を誤らずして益々勉勵すべきを縷述した。十九日穎太郎山口より歸萩し、馨の示諭せる要旨を君に報じた。君は之を聞いて一笑に付し、孝允の口吻となして傾聽すべくもなかつた。君の日記五月十九日の條にも「山田弟還レ自二山口一、井上馨謂二山田弟一云、戊年公武合體御周旋より到二今日一時勢の變遷より說出し、終に士族救助のことに及ふ、以て可レ付二一笑一蓋木戸の口吻」とある。ついで馨は、遂に君に會見しないで東歸した。依つて二十六日君は、次の書を彌二郞に送つて曩日來萩の懇情を謝し、疾の爲に馨に面晤し得ざりし由を陳べて諒解を請ふたのである。

從二橫濱一之朶雲、本月八日相屆難レ有奉二拜讀一候、過日は寬々得二拜晤一本懷に奉レ存候、且又不二容易一御配慮被二成

下ニ奉ニ肝銘ー候、井上氏下縣に付而は、如レ命面會仕度奉レ存候處、過る十三日卒然急症之病に罹り、殆今世の者に不レ在候、以の故に不レ得ニ面晤ー、不レ悪御閲濟是祈候、猶今以精神恍惚執筆亦甚難し、蓋奉復餘り稽延に相成申候間、力レ疾寸楮奉復仕置候、書外快氣之上萬申上殘候、頓首拜復、

五月二十六日　　　　　一誠

彌次郎老兄虎皮下

君は常に馨の人となりを懌ばなかつた。馨が廟堂にあつて巨萬の富を積みたる説あるを大に卑しみ、其の自ら記せるものに「井上馨は舊藩に在し時より公金を掠め、爾來朝廷に在て後五十萬圓の富を致す、全彼が盜術より出たるなり」とあるのである。されば馨が適遠く來たつて君の爲に穎太郎に説きしも、之を以て孝允の口吻に同じとなし、たゞ一笑に付して信順しなかつたので、殆ど其の効はなかつたのである。

第四十四章　萩の亂と君の最期（其の一）

○明治九年品川彌二郎歸京後の萩地景情と一擧の決定

內務大丞品川彌二郎の萩を去つた後、君は幾ばくもなく疾に臥して病床に呻吟すること久しく、六月五日に至つて衰弱して大に其の躰重を減じた。卽ち君の日記六月五日の條に「以二權衡一驗二身體之量一、昔日より減する殆壹貫八百目也」とあつて、其の疲憊せることが想察せらる。此の間には壯士輩の訪問も他縣人の來歸も少なく、萩の表面は頗る靜肅の觀があつた。他縣人には永岡久茂の書を齎らした因州の松本正直來たつて君を訪ひ、ついで長崎の小見川勝盛秋田の小管成勳二人の至つたのみである。君は勝盛・成勳にはみな面會を辭した。是時萩壯士の中で、君に親密にして而も巨擘である久芳昌吉・都野久綱等は既に各仕官したが、なほ屢々面晤を請ふた。されど君は昌吉等の態度を怪疑し、常に謝絶して之に遇はなかつた。君の日記に六月二日の條に「久芳正吉不レ遇、彼等來訪不レ解二其意一、蓋可レ怪也耳、午後都野久綱來訪、彼等頻に來訪甚可レ怪也、恐來伺二察余形狀一者也耶」とある。曩に（五月十八日）東京の學事視察に赴いた橫山俊彥・長屋精一・松岡忠等は、六月十八日相共に萩に歸着した。ついで二十五日俊彥二十大區（萩町）の區長となつたので、君は東京よりの歸着と仕官とを祝して鯛二尾を之に贈つた。君の日記七月八日の條に「橫山へ鯛二を贈る、蓋し歸國及仕官之悅也」とある。君

は一たび間諜の爲に詐欺せられて困惑し、二たび品川彌二郎・井上馨の解諭勸告を受け、三たび病魔膏盲に入り、加之、同志佐々木男也・伊藤退藏等既に離背し、壯士の中堅であつた久芳昌吉等もまた乖違し、之が爲に苦楚辛慘を具にしたが敢へて屈撓せず、益々承順藏跡して心身の回復を俟ち、九州其の他の同志と共に抱懷せる宿念を貫徹せんことを期し、俊彥及び奧平謙輔等の數輩と密に肝膽を照らして謀議し、常に時機の到來を待つてゐた。然るに、是等君の腹心のものみな內外の時勢に暗くて、宿念の貫徹にも善謀の畫策をなすものはないのである。會肥後の人二人秋月の白根戚一再び來萩して君に會晤し、一擧を約して去つた。君の日記七月八日の條に「橫山來、肥後人二人及秋月人白根來」とあり、同じく七月二十日の條に「肥後人二人白根來り義擧を約す、夜奧平來る、山田來る」とあつて、是夜謙輔及び山田穎太郎來たつて之を議し、翌二十一日玉木正誼を東上せしめて久茂等に謀らしめた。卽ち君の日記七月二十一日の條に「晴、肥後人義擧の事に付、玉木正誼實父の病に託し東上、以二今日一發す、路費五拾圓山田穎太郎辨レ之」とある。ついで二十五日德山の小野槇太郎來たつて君に面會し、肥後人一擧のことに關し、互に談議して去つた。君の日記七月二十五日の條に「德山人小野槇太郎來る、彼の一事を談ず」とある。槇太郎は今田浪江・飯田端・坂田明敬・莊原簡等と同じく君の擧を贊し、夙に其の志を通じてゐるのである。ついで八月三日小倉の山本某來萩し、君に面晤して九

州の近情を報告し、翌四日歸途についた。其の夜君は謙輔及び小倉孫一・横山俊彦・長屋精一・松岡忠・山縣信三・山崎久熊・奥平左織・馬來杢・三隅藤次郎等と相共に、舟中に會して密議を凝らした。即ち君の日記八月三日の條に「晴、横山俊彦來小倉人山本某」とあり、同四日の條に「晴、小倉人去、訪二横山一訪二楊井一、夜奥平謙介・小倉孫市・横山彦介・長屋精一・松岡忠・山縣新藏・奥平左織・馬來杢・三隅某等と舟中に會す、天催二雨氣一不レ降」とある。越えて六日、端及び明敬の二人德山より來たつて、君に面會して去り、八日佐賀の人田中七四郎・重松龍之進も至り、みな訪問して歸縣した。是時二人は西肥の士の事を擧げんとするの虛實を疑ひ、若し眞に起らば直に應ぜんとするの意を陳べて去つた。君の日記八月四日の條に「晴、田中七四郎・重松龍之進來る、西肥の事を議す、二人云、西肥の事甚難レ信、蓋實行の擧るを見れば則可レ應と云、即日歸國」とある。ついで二十一日肥後の人また來たつたので、翌二十二日俊彦之に面接して熊本同志の近況を詳にした。かくて九月九日、玉木正誼は東京より久茂等の報を齎らし、熊本に赴いて歸へつた。熊本には敬神黨の一團あつて、大田黑伴雄・加屋霽堅等を首領となし、極端なる攘夷保守派である。常に明治政府の施設に反對し、密に同志を秋月・萩に遣はして各地の事情を探らしめたが、是年三月禁刀令の發布あるに及び、斷然擧兵の議を決した。爾來敬神黨は軍議を凝らして兵備を整へ、其の黨のもの屢々萩に來たつた。そこで俊彦

の東京より歸へるの途次東肥に往いたが、彼の敬神黨はなほ疑ふて面會を辭したので、空しく歸萩した。卽ち君の日記九月九日の條に「玉木正誼、自二東京一、經二于東肥一より今日歸來る、敬神黨は疑て不レ値」とある。越えて十一日、久茂の同志竹村俊秀・小笠原某來たつて時機の切迫を告げ、將來の擧兵を畫策し、往復の暗號を定めて十四日東歸した。君の日記に「九月十一日晴、會人竹村・小笠原來、盖切迫論なり、村田來診」とあり、また「九月十三日雨、竹村・小笠原來、將來の策を議し、往復の暗號定む」とあり、なほ「十四日雨、竹村・小笠原歸レ東」とある。後に君からワタネアゲ（綿値上げ）ニシキミセビラキ（錦店開き）などの電報暗號も是時定めたもの〻中と傳へらる。ついで二十五日、敬神黨の同志緒方小太郎また來たつて君に面晤し、十旬を出でずして擧兵せんとするを告げ、大に決行を促して去つた。君の日記九月二十五日の條に「晴、松岡忠來、東肥敬神小方小太郎者來、不レ出二百日一奏二實行一すへしと云」とある。こ〻に於て君は俊彥等に謀り、秋月の宮崎重遠等及び熊本の敬神黨關東の永岡久茂等と東西並び起つて政府を倒壞し、以て閣員を改還せんことを決した。依つて君は密に弟一清を須佐（阿武郡須佐町）に遣はし、坂上忠介を說いて同地の士族を起たしめた。然るに忠介等は自重論を主張し、未だ俄に之に應じなかつた。そこで君は、忠介等須佐の士族の時勢に暗きを惜んだ。君の日記に「十月七日、晴、自二昨朝一一清木部え往、直に須佐え往、坂上忠介を訪ふ」とあり、また「十月十一日雨、

村田來診、一清還レ自二須佐一、一清至二須佐一訪二坂上一、々々頗自重論、且晤二時勢一如二盲人一云、須佐人亦物然り」とあるのである。君は疾を發せしこのかた、凡そ百五十日に達したが未だ全快しない、頭顏に充血して腦裡震撼するの感あつて、大に靜養を要するの容體であつた。卽ち君の日記に「十月四日、翳、予自レ罷レ病、大凡百五十日許、今日に到り猶未二全快一、座則頭如レ浮、行則地如レ搖」とあり、また「十月十六日晴、予甚不快、全身震動、頭如レ浮如レ飛、又如レ閉且顏色甚赤し」とある。依つて西肥東京の輩交々來たつて、萩同志の蹶起を促迫するも、君はなほ愼重の態度に出で、且つ疾の爲め概ね家居して密に謀議したので、表面頗る靜穩であつた。そこで是時伊勢華が上京し、木戸孝允を訪ふて山口縣下の近況を報じたが、殊に萩士族の鎭綏を告げてゐる。是は十月六日であつた。孝允は華の報告を聞いて大に之を喜び、縣下安和の基因は平均にあるので、縣廳の吏員玆に傾注して其の措置を誤らざらんことを冀ひ、翌七日書を權參事吉田右一に送つて之が趣意を陳べた。卽ち其の書中に「昨日より伊勢翁來泊、近況も承知仕候、萩城も無事に可レ有レ之、何卒無事平安祈念いたし申候、無事平安之基は平均に有レ之候間、乍二此上一縣廳よりも平均を不レ失樣有レ之度希望いたし申候」とあつて、常に縣下の爲に深甚の考慮をなせることが知らるのである。

曩に熊本敬神黨の同志緒方小太郎は、萩に來たつて擧兵の決定を君に告げ、其の歸途秋月に赴いて

同じく斷行の趣意を宮崎重遠等の徒に報じた。かくて敬神黨の首領大田黒伴雄・加屋霽堅は、事の已に漏洩せるを察し、十月二十四日遂に同志を糾合し、其の數凡そ百七十餘人を七隊に分つて夜襲をなし、熊本鎭臺司令官陸軍少將種田政明等を其の宅に殺し、熊本縣權令安岡良亮に重傷を負はしめて奇捷を制した。然るに翌曉伴雄・霽堅等營所を攻擊し、鎭臺兵と戰ふて死歿したので、其の勢頓に衰へて餘衆各地に逃散し、或は自盡し、或は捕縛せられて擾亂忽ち鎭定した。是時に方り、宮崎重遠・磯淳等は常に熊本・萩の形狀に注視してゐたが、敬神黨の暴發を聞き、越えて二十六日同志百五十餘人とまた秋月に亂を起し、小倉を經て山口に入り、君等に合して共になすことあらんとした。然るに官兵直に之を擊破し、十一月一日重遠・淳等七人自盡して餘黨全く平らいだのである。

遂に死す

君等同志の糾合と官軍擊退

是より先き玉木正誼は、形情探聞の爲め赴いて小倉にあつたが、急馳して歸萩し、敬神黨已に擧兵して秋月其の他の同志之に響應せんとするの情報を齎らした。是は十月二十六日であつた。こゝに於て君は、曩日緒方小太郎の報告の虛ならざるを察し、騎虎の勢已に制しがたく、遂に此の機に乘じて兵を起し、遂に敬神黨の擧に策應せんとし、即日山田穎太郎・佐世一清の二弟及び奧平謙輔・横山俊彥・奧平左織・山崎昌輔・山縣信三・小笠原長一・小倉信市・有福半右衞門・渡邊源右衞門・三隅藤次郎・粟屋元吉・松岡忠・馬來木工等腹心のものを竊に東光寺に會した。君は是等同志に、正誼の報道を告

げて國威恢復の秋なるを說き、急遽山口を衝擊して之を占領し、大擧して政府の奸吏を芟除し、以て闕下に伏奏せんことを決した。依つて謙輔をして次の書を草せしめ、信市に齎らしめて德山に遣はし、之を同志飯田端・坂口明敬・小野槇太郞等に送らしめて蹶起應援せしめた。

昔、我忠正公、悼二朝廷之失職一、憤二德川之違命一、座薪甞膽、枕レ戈以待レ旦、而士大夫亦感二其誠心一、啜レ血相誓、斷レ死不レ顧、遂能安二海內於一一、以致二諸聖天子一、當二此時一、木戶孝允等出二入帷幄一、寵待無レ比、而先君之業、掠爲二已功一、敢逞二其胸臆一、擧二祖宗之土地一以獻レ焉、其所レ爲、以二法律一爲二詩書一、以二收斂一爲二仁義一、講二文明一欺二公卿一、藉二夷狄一以脅二朝廷一、要レ之、夷狄橫行、海外疲弊、神州安危、朝不レ謀レ夕、則不二唯先君之仇人一、抑亦朝廷之賊臣也、廼者、東肥人斷二諸義一、一戰鏖二鎭兵一、餘威所レ及、九州風靡、實曠世之一事也、諸君衣二先君之衣一、食二先君之食一、亦有レ年矣、亂賊之人、從而不レ誅、豈能忍二於懷一哉、始レ事雖レ讓二于他縣人一、收レ功猶有レ望二於諸君一矣、

十月二十六日　　前原一誠

之に據つて、去々年君が木戶孝允の懇篤なる勸告に從ひ、今茲の春品川彌二郞の痛切なる說諭に將來を誓つた盟書を致したのは、みな已なき表面の事であつて毫も誠意の自覺でなく、なほ常に三條實美以下（一〇九四頁參照）の閣僚を奸臣となし、之を誅除して改造せんことを念慮としてゐたことが知らる。君はなほ大事を擧ぐるに後患あるを慮り、是夜佃甚清を刺殺して其の與黨を驅逐せんとし、左織等に之を謀らしめた。甚清先づ之を探知し、同志數十人と共に萩を發して山口に遁れたので、左織等遂に之を搜索す

るをえなかつた。翌二十七日君は謙輔等と共に萩の舊明倫館に移つて之を本營となし館門に榜して殉國軍といつた、更に區長横山俊彥をして各戸長を諭して士族を集會せしめ、また沖原製造所の洋銃彈藥を强借せしめ、更に正誼及び一淸に命じて吉田與十郎等を須佐に遣はしめ、該地の多根十郎をして同志と共に武器を携へて明倫館に聚合せしめた。俊彥直に各戸長をして君の回章を士族に傳へしめ、是夜須佐の同志凡そ三十八各銃器彈藥を提げて來萩した。或は三十日となす君はまた自ら西鄕隆盛より小銃三千大砲八門各彈藥と共に輸送したる書を作り、俊彥をして區長の奧印をなさしめ、之を縣廳に送つて縣令關口隆吉の指揮を請ふた。是れ曩に隆盛の銃砲輸送の流說があつたので、虛聲を宣傳して士民を皷舞し、縣吏を怯怕せしめんが爲めであつた。其の僞書は次の如くである。

一、小　銃　　三千挺　　但彈藥添、

一、野戰砲　八　門　　但同斷、

右鹿兒島西鄕隆盛より贈來、先大津へ着船候處、風波にて萩地え回漕難澁に付、於レ彼急速受取申候樣申事に付、早速受取候都合に取計候間、此段致二御屆一候、猶縣廳へ可レ然御進達可レ被レ下候也、

十月二十七日　　　　　　前　原　一　誠

横　山　俊　彥　殿

前書の通屆出候處、如何取計候て宜敷哉、何分の御指令奉レ願候也、

十月二十七日　　　　　　　　二十大區々長　横山俊彦

隆吉は扱所書記の中一人を遣はし、隆盛輸送の銃器彈藥共に之を請けて番人を附し、火害に注意して速に處分を受くべく次の如く指令した。

前原一誠屆出候趣は、其扱所書記の內差出し大小銃彈藥共に受取、番人等附置、火害に注意し速に屆出、何分の處分可ニ伺出ヿ此旨相達候事、

但、先大津の內、何れの地に着候哉、聞糺し可ニ申出ー候、

君はまた聚合の同志が勢に乘じて掠奪を恣にせんことを憂慮し、次の軍令を發して之を戒諭し、辛苦を忍びて犯違なからしめた。

一、人民の物は秋毫も犯すべからず、

一、賊吏の物といへども猥りに分捕すべからず、輜重より始末致し候事、

一、義兵之儀に付、辛苦をこらへ、不自由を常とおもひ、宿陣等にて飲食の好みを致すべからず、

右義兵之儀に付、屹度相心得可レ申候、若法を犯すもの義兵にあらず候間罰すべし、

但、武功の後は、功勞に依て從ニ朝廷ー御賞美之儀、本陣各中方より屹度申立候事、

殉國軍本陣

ついで二十八日、舊明倫館に聚合せる同志凡そ百餘人（或は百六十人）と共に、君は是夜を以て豫期の如く、山

口に進入せんことを決し、潁太郎等をして隊伍を編成せしめ、將に發向せんとした。會隆吉は縣吏百村發藏を萩に馳せ赴かしめ、敬神黨の騷擾已に鎭定せるを以て、速に屯集の士民を解散すべく達せしめた。君等は發藏が單身危險を冒して來たつたのを怪み、其の背後にある鎭臺兵に恃憑せることを顧念し、之を急猝に進攻せば、忽ち敗衄して益なし、殊に基清の黨徒我が虛を衝撃せんとするの惧憂あるのみならず、德山同志の向背も未だ確實ならない、此の形情を以て直に戰鬪を開始せば、勝利の期しがたきを察し、寧ろ山陰道を經由して東上し、若し道路梗塞せば、已むなく之を排闢して闕下に至り、精誠を以て秕政の改革を諫奏し奉り、遂に聽容せられざれば自刄して死すべきことを決心し、山口進擊の戰略を急變した。是れ實に君が其の誠意を闕下に伏奏し奉らんが爲に、萩の根據を放棄して北路東上の企圖を決定したるにあるも、また後日速に縲絏の窘辱を受くるに至つた基因の一は、此の畫策を忽遽に變更したるにあるものと思はるのである。かくて君は赤川千代秋をして發藏に面接せしめ、陽に命を奉せし由を應へしめて去らしめた。ついで君等の去らんとするに臨み、謙輔をして隆吉及び鎭臺士官に與ふる書を草せしめ、之を汎く傳播せしめた。其の隆吉に送つた書は次の如くである。

隆吉足下、一二三年來、天下多事、是豈好レ亂人也哉、蓋不レ過下發二憤賊吏一以明中聖德於四海上耳、僕鄙人也、然弄二兵潢池中一、非二其所一レ好而傍二觀民疾苦一、如三秦人以視二越人之肥瘠一、亦所レ不レ能、今將取二道山陰一、至二闕下一、精誠以諫

諫而不レ聽、死以繼レ之、然賊徒充ニ塞道路一不レ通、則蹴而過耳、蒙ニ足下辱撫一久矣、將レ去、遺レ書以報、十月二十八日、

また山口營所に送つた書は次の如くである。

鎭臺司令官足下、維新以來、小人在レ位、以擅ニ國憲一、忠義之士所レ不レ堪、是以往年有ニ佐賀之擧一、今又有ニ熊本之事一僕丙寅以來東奔西走、無ニ役不レ從、豈有レ他哉、亦唯一族勤王耳、夫鎭臺兵、天子之守衛、一非ニ賊吏所ニ得私一、是以僕不レ好下與ニ鎭兵一戰上、然佞賊吏以レ妨ニ忠義之路一、則亦不レ得レ不レ戰、兩肥之事、非ニ僕所レ欲、是以同志之志、千有餘人、將下以諫ニ死九闕下一、盡中臣子之分上、足下輩若或斷ニ其道路一、以妨ニ忠義之志一則賊吏之私人、而非ニ天子之守衛一也、不レ能レ不レ誅、不レ告而誅有レ憾、僕心幸留レ意焉、十月二十八日、

時に君は旅費なきに苦み、縣令より區長に送つた僞書を作り、之に俊彦の書を副へて長一に齎らしめ、扱所書記神田久一に達して公金七百圓を奪掠せしめた。依つて君等は濱田に赴かんとし、後事を小笠原彌右衛門に囑し、二十九日拂曉舊明倫館を發し、萩を距る約二里の黑川村に至つた。萩地暴動報告書の中にも「二十八日夜午後三字頃萩地出足、石州口へ遁逃せり、人員百人餘」とあるのである。是日君は縣內人士の疑惑あらんことを慮り、維新以來廟堂の諸大官が結黨して朝廷を欺紿し奉り、上下の困迫窘蹙せるを座視するに忍びがたいので遂に同志に相謀り、山陰道を經由して東京に出で、誠

意を披瀝して闕下に決死諫奏し奉らんが爲に、父母妻子を棄擲して出發したる心事を諒解せしめんことを冀ひ、謙輔をして次の如く其の趣旨を草せしめて之を一般に傳へしめた。

御一新以來諸大吏結黨して朝廷を欺き、上天子より下々民に至迄、困窮切迫至さる所無し、吾等天子之粟を食ひ、萬民之上に立ち、害弊之至忽視に忍ひす、故に同志之士申合せ、山陰道を經、禁闕之下に迫々精實之心を以 天子を諫め、諫て御採用無レ之節は一死以て之に繼の決心なり、嗚呼吾輩の志如レ此、是を以て父母を省せす、妻子を見さる既に數日なるも、一點一寸心に關事無レ之候得共、諸民諸士諸季之爲諸之爲其暇有らさるなり、心迫て辭拙なり縷々不レ能、幸に吾輩心事被レ諒度もの也、

君等は即日黑川村を發し、翌三十日須佐に至つて益々同志を募り、隊伍を編成してなほ殉國軍と名づけた。是より部下を二派となし、其の陸路に由れるものは、石見津和野（鹿足郡津和野町）より濱田（那賀郡濱田町）に向はしめ、君等は海上より之に赴かんとして乘船したが、會風烈しく浪高くして進みがたく、みな再び須佐に還へつた。時恰も萩町無辜の士民の捕縛せられたる情報に接した。君等は基清等の爲す所ならんことを慮り、大に憤恚して先づ之を掃攘し、其の機に乘じてまた將に山口を衝撃せんとし、即夜須佐より乘船して萩に向つたのである。是時隆吉は萩地の事態益々急迫せるを知り、三十日自ら赴いて暴徒を鎭壓せんとし、其の罪を正して追擊するもなほ悔悟自省せば寛に處し、脫走者の妻子に異心なけ

れば問はざるの諭達を發して大區扱所に入つた。（或は云ふ佃華清隆吉に從ひたりと）ついで大隊長心得陸軍大尉諏訪好和もまた分營隊一大隊を率ゐて明木に着し、哨兵を要衝に出だした。翌三十一日警吏小笠原彌右衛門等を捕縛し、好和もまた萩の近郊に入つて本營を金谷に定め、前衛を大區扱所附近に置いた。是日君等は越ケ濱（萩の沿岸）に着し、上陸して隊伍を整へ、進撃の部署を定めた。時に奥平左織斥候隊を率ゐて進み、官軍の前衛を衝いて大區扱所を襲ふたので、始めて萩街で戰端を開始した。こゝに於て君は、大に兵氣を鼓舞激勵し、自ら戰地を奔走して連に官軍を撃破した。官軍支へがたくして退却し、好和負傷して隆吉もまた僅に身を以て免れた。是日の戰闘は頗る激烈であつて、君の弟山田穎太郎傷き玉木正誼は殪れたのである。

官軍の進撃と萩の亂の鎭定

是時に方り、廣島鎭臺司令長官陸軍少將三浦梧樓は、熊本鎭臺出張の命を受けて其の途にあつた。會萩地の警報に接して大に之を憂慮したが、時恰も山口縣出張の命を受けた。是は陸軍卿山縣有朋が木戸孝允・伊藤博文と已に鎭定の方法を講じ、熊本差遣の途にある梧樓をして山口へ向はしめたのである。そこで三十一日梧樓は、山口に來たつて本營を置き、暴徒鎭定の畫策をなして其の部署を定めた。翌十一月一日より官軍暴徒の拒戰を大谷口及び椿山・明木等に撃破し、四日大阪鎭臺兵も山口に到着し、海軍中佐有地品之允は軍艦孟春號に駕して下關に來泊した。是日梧樓は、君が山口營所に贈つた

書に對して次の如く答へた。

前原一誠足下、不二相見一六七年、忽有二今日之事一、得二足下書一、足下嘗擧二重職一辱二顯位一、雖三退臥二草野一、廟議所レ不レ合、宜二極言論陳一、何有レ所レ慊、而甘爲二叛亂賊一乎、率二無頼兇徒一、流二毒州郡一、生靈何罪、所レ過慘虐放火爲レ盗、國憲所レ不レ赦、僕辱二鎭臺司令之命一、來督二軍士一地方鎭臺之備、方爲レ誅下兇賊如二足下一者上耳、僕將下不日指二揮陸軍一操二旗鼓一相見上、以答、

かくて官軍連に暴徒を撃退し、孟春艦もまた萩沖に廻航し來たり、海上より市街に向つて發砲した。ついで官軍は本隊左右兩翼に分れて三道より進み、長驅して六日遂に萩町に突入し、此の間軍艦屢々發砲して威嚇し、以て陸兵の行動に應援した。是より暴徒支へずして潰走し、官軍之を追撃して須佐に進み、軍艦また江崎（阿武郡田萬崎村）に廻航して發砲し、八日に至つて萩町及び附近の戰亂全く鎭定した。初め暴徒の明倫館に聚集したものは、凡そ五百餘であつて、小倉信市・有福半右衛門等各所に奮戰して其の勢頗る猖獗であつたが、衆寡敵しがたくて敗衂し、君の父彦七及び玉木文之進・渡邊源右衛門は前後して自盡し、捕虜となるもの百餘、其の他は多く死傷したのである。（官軍の死傷も凡そ七十七名といふ）

按に君等が舊明倫館に同志と共に聚合して將に山口に進入せんとするに方り、翌二十九日縣廳は電報にて其の狀を東京に報じた。右大臣岩倉具視は其の勢の熾なること、熊本・秋月の暴動の比にあ

らざるを知りて虞憂し、木戸孝允を訪ふて鎮定の方法を講せんとし、即日次の書を送つて在否の口答を請ふた。

昨朝御書令ニ拜見一候、今朝從ニ山口縣一電報、前原始め士族集合兵機云々、不ニ容易一事件に而、熊本・秋月之如き比較に非すと、頗る懸念、至急得ニ相談一度、唯今より出頭致し度、御在否御口上に而よろしく、御答承知致度候、早早以上、

十廿九　　具視

木戸殿

尙々若し御差支候はゝ、午後何時よりに而も、御都合次第參上候事、

之に據つて具視は急に孝允に面晤謀議せんとしたことが知らる。孝允は前日萩士族の舊明倫館に屯集した電報に接し、是日電報到來して深憂してゐた。會具視の書を見て、直に太政大臣三條實美と二人へ所懷を陳述し、且つ自ら其の難處へ馳せ赴いて鎭撫に盡力せんことを請ふた。孝允の日記十月二十九日の條に「山口縣の電報到來、前原彦太郎等屯集、製造所の兵器借用等申張甚不穩趣に付、屬のものを遣わし說諭すると雖も分散せす、依而關口縣令兵隊を率ひ、爲ニ鎭靜一出張せりと云、又德山士族脫走巡査屯所へ放火、米構藏へ符着せしと云、其內電報數度到來、三條・岩倉二大臣に至

り、愚見を陳述し、余馳レ難盡力いした度趣をも賴み置けり」とある。是日孝允は伊藤博文と共に、山縣有朋の宅に會して事を議した。夜に入つて、また山口電信局より君等が其の徒百五十名と共に萩を脫し、石見に向つて發し、山陰道を經て闕下に出でんとする趣意書を遺して去つた。博文乃ち之を孝允に報じ、且つ軍艦を石見・出雲の間に急航せしめて殲滅せしめんとし、其の意見をも告げた。其の書は次の如くである。

過刻拜別後、山口へ爲ニ問合一候處、左の通昨今及ニ通報一候、

山口局午後九時二十分

萩の賊徒前原・奥平・横山共外百五十名程萩地を脫走、石州高津に向け出發せり、山陰道より闕下に出るとのこと彼等書き殘し置けり、此段御屆け、右は電信局よりの報知に御座候へ共、確實なる者に相違有レ之間布候、又他の探偵より承り候處、熊本一擧前萩へ肥後人數名往て謀りたる趣なり、承り候儘申上候、軍艦に兵を乘せ、急に雲・石の間に差廻し、一擊の下に殲し候外、有レ之間布と奉レ存候、尙明日拜晤可ニ申上一候、

拜具

廿九日夜

博文拜

木戶公密啓

越えて十一月一日孝允は、十月三十一日萩の暴徒が俄に扱所を攻擊し、遂に鎭臺兵と開戰して死傷少

なく、縣令も漸く免れ歸へつた電報に接した。君等が已に脱走して此の事あるは、孝允の諒解しえない所である。或は縣令の殘徒に迫まることの過刻であつたか、或は君等が再び萩に歸へつたかを疑ひ、擾亂の速に鎭定せざるを故國の爲に痛憂した。即ち孝允の日記十一月一日の條に「今朝の電報に而昨日萩城において區務扱所を俄に攻撃し、終に臺兵と開戰に及ひ、死傷も不レ少、縣令漸免れ歸る云々等の事なり、前原等脱走するときは、如レ此の擧動をなすものなし、或は縣令の殘類に迫るに刻なる歟、又前原等再歸せし歟、未レ能レ解、只々爲二故國一に不レ堪二憂痛一也」とある。孝允が身を挺して鎭撫の任に當らんとせることは、内務卿大久保利通もまた同意であつた。事は是日利通の博文に送つた書中に「木戸君出張云々之事、御同案に候、先賊の形況も增盛之勢と申にても無レ之、僅僅たる山賊に不レ過事に候、山縣出張之事も、今後の模樣次第に可レ有レ之」とあるが、君等の脱走の爲に萩地方の鎭定に依つて孝允の請願は朝許せられなかつた。そして事件の勃發このかた、孝允・博文・有朋を始め山田顯義・品川彌二郎等君の知友は、其の鎭定に苦心した。そこで萩地に出張した彌二郎は、戰況並に戰後の狀態を報告して、孝允・博文等の意を安んじた。其の一は十一月十日博文・有朋に發したので、次の如くである。

引續御配慮之程奉二遠察一候、電報にて大略は御承知之通、過る六日未明より、大谷口より萩地に進擊候處、椿山濁

淵邊にて、賊兵少々支へ候のみにて、不レ殘散亂、鎭臺兵六中隊は追擊候て、松本口より三手に分れ、須佐迄進み候得共、戰爭らしき事元より無レ之、壹兩名位ひ此地彼地にて捕縛居候、擊殺せしのみなり、實に奇々怪々、野見は萩地に進入すると、直に高島大佐同行にて、猛春艦に乘組み、江崎浦に乘廻し、前原等を必らすこの地にて手に入るへしと存候處、豈圖らんや、前原等は七名連にて、初戰の日（十月三十一日夜）萩地に航し、須佐・江崎を經、石州地え漁船にて逃去候由、須佐戶長より略承知し、空しく一昨夜、萩に歸り候、玉木翁は六日之日、養子正誼の墓前にて割腹せり、佐世彥七は六日之朝松本邊に逃去り、翌日萩宅にて巡査に圍れ割腹、其外小笠原男也（太郞兵衞事）粟屋新熊割腹す、置去りにせられし老人達は、中々士氣を出して、腹なととん／＼切りしか、巨魁の四五名等急速に逃出せしは、流石評判通り之前原に負かすと云ふへし、一笑々々、今日より越ケ濱泊之太平丸にて、巡査二十名許りを乘せ、松江え前原等を連れに遣し申候、

一昨々日迄に捕縛せしもの百五十名、今日は二百名餘に相成申候○萩戰地に出て對戰せし兵は、多くは須佐の兵なり（六七拾人は出萩せしよし）これは前原より坂上忠輔（前原より金刀を贈る）多彌字一え依賴し、出兵させしものなり（賊の病院に須佐兵の傷者二十名餘もあるよし）

先年佐賀變動之節、須佐より出萩之者え、五圓又は十圓宛縣令より賞金を與えしよし、此度も右同樣と心得、出萩せしもの、澤山あるよし可レ憐々々、

六日は海陸より大砲を萩に打込候得共、幸にして一屋も燒失せす、唯去月三十一日賊兵關口縣令を襲ひし節、橋本町邊六十八軒許り燒失す、萩地の秋景色は筆頭に盡し難し、今朝より杉山莊一歸京、外に縣廳よりも壹人東京え差

出候間、何も直に御聞取可レ被レ下候（中略）前原等始末の事も岩村判事に御任せ相成候得は、輕易に事運ひ可レ然事と存候得共、御規則も有レ之事に而、大審院より出張に相成哉と相待申候、何も々々杉山より直に御聞取被レ下度候、拋筆、

十一月十日午後　於萩

品川彌二郎

伊藤工部卿
山縣陸軍卿　閣下え

ついで十五日に認め十七日に書き添へて孝允に送つて書束は次の如くである。

先以御安全御奉務可レ被レ爲レ在と奉ニ敬賀一候、萩地も意外に容易平定に及ひ、御同慶此事奉レ存候、これ迄もなく、一書呈上事件巨細に可ニ申上一之處、何かに取紛れ、御無沙汰仕候段奉ニ恐謝一候、

去月卅一日午前前原等須佐に百名餘須佐兵共より引返し、小畑濱先邊より上陸、直に縣令の止宿元勘場を取圍み、大橋脇にて鎭臺兵と戰ひ、終に放火、橋本町不レ殘燒失て留る小橋に、縣令は彈丸の中をくゝり、漸くにして山口に歸り、鎭兵は大谷に引上け、前原等兄弟三人奧平・橫山・白井林藏人なり唐樋町の馬來木工は、同夜因・石邊にて事を擧けると欺き、船にて石州を指して逃去、雲州瓜生浦にて、今月四日五日兩度に捕縛せらる、評判に負かさる前原の臆病思ひやられ申候、今明日には太平丸にて右七名の賊、萩地に連れ歸り可レ申と相待申候　裁判所は元の淸光寺なり前原等着の上は淸光寺の經堂え押込める筈、余の賊兵は

所の藏に入れ有レ之申候佐世彦七は雁島の舊宅に匿れ居、巡査取圍候處、咽を突き死せんとせしか不レ果して捕縛せられ、賊の病院蓮池院にて昨日死去せり、割腹せしものは玉木正韞翁の事・小笠原男也・栗屋新熊・渡邊源右衛門・蜷川小次郎なり、前原去りし後、六日の朝迄、首として指揮せしものは小倉信一なり裁判所にて立派に白狀し前原に欺かれしを怒り流石武士と一統より賞せらるゝはこの男壹人なり、余は多くはこん人株にて聞苦しき事計りなり○何心なしに、すわ大變とて、甲冑を着し槍を提げて、土原馬場丁にて撃れしものは井上七郎三郎なり、藝か身を亡せしは内藤作兵衛なり、六日朝兵隊に出逢、帶刀を渡せと聲を掛けられ、何武士の魂をと例の上段に構らるゝや否、とんと撃殺されたり○三十一日八丁にて、玉木の養子並に六本松にて吉田小太郎は打死、杉民治は三十一日の朝萩を發し、山代に出張、くさい〳〵○大津翁は先大津の士族を集め、賊軍に一人も加えさせす、實に大出來なり、昨夜出萩に相成、今朝一寸面會仕候○困却せしものは、萩の士卒族の拔刀にて明倫館に出るを迫られ、又は金穀を獻上して放火を免れしもの等なり、眞に兵卒になりて戰ひし隊は、須佐の百餘名なり、これも兵卒等は先年の佐賀騷動と同樣に心得、又拾圓の御賞金と思ひ出掛けしもの不レ少、須佐の巨魁は萩にて縛、坂上忠輔・多彌字一一昨日須佐にて捕縛せらるなり○須佐は擧て賊軍になせしか、出萩して戰ひしものは、百貳拾名にて、この奴原は一昨日萩迄、捕縛して送り來れり、前原等か御寛典に處せらるゝ事なら、萩市中より歎願して前原等は斬首してもらひたしと迄申、人心に相成居候に付、これにて賊徒の暴逆を働らきし事、御推察可レ被レ下候○野兒も急に歸京と申譯けにも不レ參に付、大略片付候迄は滯留する積りに御座候、巨細は歸京之上と眞の大略延引なから亂毫を以て申上候、草々、

十一月十五夜

大進擊の日は、萩地兵火に罹りし者一人もなく、誠に不幸中の幸と相悅ひ申候、尤生雲にては賊兵より火を放ち、

少々人家燒失せしよし（中略）前原等も今朝請取申候、酒を飲み湯に入させ、元清光寺の經堂にふち込む最中なり、

十一月十七日午前

木戸様　やじ

德山同志の暴動と其の平定

曩に君が檄文を德山の同志に送るに及び、豫ねて氣脈を通ぜる飯田端・坂口明敬・小野槇太郎等相謀つて起ち、次の書を發して與黨に其の趣意を陳べた。

吾輩得二前原君之投書一、實皇國人民之職分也、捨レ之無レ他、忠與二不忠一在二此一擧一、願諸君斷二諸義一、速鏖二賊臣等一、上則安二朝廷一、下治二萬民一、諸神州之恢復、若捨二忠與一レ義、與二亂賊人輩一加二天誅一也、

かくて二十七日會するもの凡そ三十八、火を大區扱所に放つて茲に屯集し、萩に呼應して山口を來撃せんとした。是夜今田浪江等は山田村（花岡附近）を襲ひ、倉庫を發きて蓄米を奪ひ、火を小祠に放つて花岡（都濃郡末武北村）に屯集し、同地の警察出張所を圍んだ。ついで二十九日浪江等の徒は、來船して三田尻に赴いたが、萩の形情の非なるを聞き、且つ警戒の嚴なる爲に、再び花岡に歸着した。會山口縣廳出張の警部巡査德山に來たり、端及び敬明・槇太郎等を縛し、また花岡にて浪江等を捕へて共に山口に送つたのである。

永岡久茂等の捕縛

明治七年佐賀の亂に江藤新平の敗歿するに及び、政府の施設に反對せる士の君の威名を欽慕するものが多々であつた。殊に永岡久茂は君の人と爲りに敬服し、大橋淸賛等に謀り、之を推して首領となし、熊本・秋月の不平の徒を語らひ、東西並び起つて爲すところあらんとした。然るに熊本・秋月の徒先づ兵を擧げ、ついで君等の起るに及び、久茂は遙に之に應じ、往いて千葉縣廳を襲はんとした。十月二十九日曉旦久茂は同志の竹村俊秀・中根米七等と共に、東京小網町の思案橋より船に乘じて將に發せんとした。警吏先づ之を偵察して久茂を捕へ、餘黨もまた相ついで縛に就いた。世に思案橋の變は是である。かくて久茂は翌十年一月囚中に死し、俊秀等は斬に處せられた。が、米七は獨り脫走して薩摩の桐野利秋に依つたといはれ、また君の同志の冷泉增太郎も遁逃して西鄕隆盛の處に投じた。西南の役に前原一格といへるは、增太郎其の人と傳へらるのである。

毛利元德公萩の人士に忠告す

君等擧兵の警報の東京に傳はるに及び、毛利元德公は大に驚愕し、各意見あらば建言の路洞開せるに拘はらず、大義名分を顧みずして俄然暴動を起し、國安を妨害するの亂賊たるのみならず、無辜の士民もまた其の慘禍を被らんことを痛歎悲愁して飯食も嚥下しえなかつた。是れ旣に版籍奉還の後は主從の誼なきと雖も、祖宗已來山口縣下士族の祖父と共に戮力一致國事に鞅掌して朝廷に忠誠を竭したので、往昔の情義を懷ふて空しく傍觀しがたいのである。依つて十一月三日、家扶東條賴介を歸國

せしめ、次の書を齎らして是等の事情を陳べ、已に悖逆の名を負ひたるものは、國憲の許さざるところであつて其の處分あるべきは當然のことなるも、各祖先の志業を追憶し、名義名分を深考して須臾も悖逆の名を負ふが如きことなかるべく諸士に忠告したのである。

元德此度前原一誠等の擧動を聞き、其名義之ある所を知らす、驚愕悲歎之至に候、萬一思惟する所も候はゝ、建言之路も可レ有レ之候處、其義なく、俄然無レ謂暴動相働、引て無辜之士民迄えも迷惑を掛け候段、實以て國安を妨害する亂賊にて、法律之容さゝる所に候、元德一念此に至り、哀痛悲歎食咽を下る能はさる也、先きに版籍奉還之後、君臣誼は無レ之共、宗祖已來士族中之乃祖乃父と力を戮せ國事を經營し、以て　天朝に奉し候事に付、今日と雖往昔之情義空敷傍觀難レ致、就ては此度之事件、相互之祖先に對し遺憾之至ならすや、乍レ然一旦悖逆之名を負し上は、至當之御所分可レ有レ之、此又當然之筋に候、總て士族に於て、祖先已來之志業を想像し、假初にも悖逆之名を負はす、名義名分のある所を勘辨いたし候樣有レ之度、此段及ニ忠告一候也、

明治九年十一月　　從三位　毛利元德

此の書にて、元德公が防長二州の國家多難であつた往事を追懷し、當時に遭遇せるもの若くは其の子孫の爲に將來を深く顧念し、各方嚮を失誤せざるべく、戒飭せる其の情誼の篤厚なることが推知せらるるのである。賴介は元德公の長子興丸（今の元昭公）五男五郎等の山口縣にあるので、之を慰問すべき內命を

も含み、五日東京を發した。なほ萩地擾亂の爲に公の憂慮せしことは、六日家令楫村信・家扶井上庸一より國にある家扶河北一・林萬樹多に送れる次の書にて察せらるのである。

過る十月三十日、御地萩士族共俄然沸起、不㆓容易㆒形勢に立至り申候由、御地縣廳より内務省え電報之趣、承り驚愕仕候、就而は別而彼是御配意も可ㇾ有ㇾ之奉ㇾ察候、電報之儀に付、巨細相分り不ㇾ申、折角實況御報知可ㇾ有ㇾ之と相待居候、其後如何體之模樣に相成候哉、何卒速に平定に可ㇾ及と奉ㇾ禱候、

従三位樣益御煩念被㆓思召㆒、就而は御地御寄留御家族樣、御見舞として昨五日より東條賴介殿と被㆓差越㆒、昨午後六時横濱乘船歸縣仕候、委細直に御聞取可ㇾ被㆓成下㆒候、其内時下御自重專要奉ㇾ存候也、

十一月六日　　信
庸一

一　様
萬樹多様

君等脫走の事由と石見沿岸通過

初め君等は、勇戰して一旦官兵を撃退したが、三十一日萩町に貯藏した彈藥已に奪はれて濠底に沈められ、また士民の應ずるものも却つて僅少であつた。奥平謙輔は形勢の甚だ非なるを察し、一戰の後徐に自刄せんことを決して之を君に謀つた。君固より同盟のものと共に其の死に就くを屑となすも、いかにもして微衷の闕下に達せざらんことを慮り、殊に彈竭き糧乏しくして士氣の消沈せるに方つ

て、謙輔の策の拙なるを思惟した。依つて人人みな怯懦となすも、相共に脱走して一たび東京に出で、此の擧の顛末を伏奏し、然る後に誅戮に就くもなほ遲緩ならざるを懇諭し、遂に其の議に決した。そこで此の夜三十一日君は、山田頴太郎・佐世一清の二弟と共に竊に家を出で、謙輔及び横山俊彦・馬來木工・僕の白井林藏と同じく越ヶ濱より小舟に乘じ、拂曉江崎港に着して附近の須佐に入つた。是より須佐を出で、漁舟を雇ふて江崎港を發したが、會風波が烈しいので、石見の都野港那賀郡都野津町に投錨した。茲にて終夜互に過去將來を談語して悲歎しつゝ天明となつた。二日は風雨が甚だしく、海に波浪の遮遏があり、陸に巡邏徘徊して捕縛の深憂がある。そこで黃昏を俟つて都野港を揚碇し、危險を冒して石見の沿岸を駛走して出雲に向つた。即ち君の日記に

十一月一日十月三十一日の誤かの夜夢幻の如く、家を出てて越ヶ濱にて船をかり、各の身のなりはては白波のよする汀をたゝよひ、夜の明かた又江さきの湊に揚陸し、又船をやとひ、順風に帆を揚け、日の暮方波風はけしく漸く都野の碇をおろし、ともまもるへに、夜もすから皆々まとひして、越方行末をかたらひ、けにねしけ人のしこはさに落しより、よるへなき身となりぬるを、打なけきつゝ夜をあかしぬれと、かなしむものは草はのひまにのこりし秋の虫はかり、二日雨風はけしく、陸には巡邏のいますあり、海には波風のへたてあり、今もなはめにかゝるかと、いとこゝろ細く、雨洩るとまか、深くもかくれ、やうやくに日をくらし、くるゝをまちて、都野湊を舟出して夜もすから石見の

沖をはしり、波風いともはけしく骨もしほるはかりにぬれけり、

とあり、また次の詩は其の時の舟中の作である。

報レ國忘レ家男子誠、　人言難レ脱故郷情、
思レ親思レ子思ニ妻妾一、　夢悤蓬窓潮落聲、

一片扁舟去ニ故郷一、　風濤萬里向ニ東洋一、
轗軻撫レ志空慷慨、　到處山河總斷腸、

双親及び妻妾嗣子への贈書と宇龍港到着

是日君は二弟と共に因幡に赴かんことを期し、書を双親に送つて之を報じ、君國及び萬民の爲に事を擧げて宿志を貫徹せんとし、却つて佐々木男也・佃基清の謀に陥つて失敗したるを畢生の遺憾となし、人間に七生して以て此の姦賊を滅ぼさんとするの願を陳べ、吾等を忠臣義士と思ふて不幸の罪を赦さんことを請ふた。其の書は次の如くであつて甚だ悲痛である。

御揃被レ成ニ御勇健に御はたりニ天地神佛に奉レ祈候、私とも兄弟三人無レ恙因州迄は參り申候、實に此度之失策は何ともかとも言葉に難レ盡、皆々姦人佐々木・諫早等之謀に落入り、終身之殘念此事に御座候、七たび人間に生れて此賊を亡し可レ申候、陳私ども身のはては少しも御き遣ひ被レ遊間敷候、只々誰殿様にも御揃うきもたのしきも御供々に遊

はし、兄弟三人不孝の罪は、何とぞ〳〵御見免し偏に奉二祈上一候、古より忠臣義士の艱難辛苦は今にはじめぬ事故、偏に不孝の罪を御免し、三人の者を忠臣義士と被二思召一可レ被レ遣奉レ祈候、何事も只君の御爲國の御爲萬民の爲と一心に覺悟を極め思立候事も、姦人に先を取られ候より萬々不運之至に御座候、幾回も殘念至極に御座候、開運之日御座候はゝ、目出度拜顏仕候まゝ幾回も〳〵御機嫌克御暮し奉二祈上一候、

十一月二日

一誠
穎太郎
一清

父上様母上様

君は是日出雲の國境に入つて、また次の書を舟中より妻妾に送り、双親に言へるものを反覆して切に孝養を盡さんことを冀ひ、兄弟三人の容體を報じ、若し神佛の冥護に依つて身命あらば、再會することあらんも其の期しがたきを陳べて嗣子昌一を教育するの肝要なるを說き、死後のことをも告げたのである。

山田・重富其外へは別に手紙出し不レ申候、宜敷傳へ奉二祈上一候、

私とも此度の事を世上には、嘸かし惡口も仕へく惡くみも仕り可レ申候へとも、私とも心には少も耻候事無二御座一

候只萩の士も是切にてぐづおれ候事と殘念に奉レ存候、

御別れの後は御兩親樣はもとより、そもじ御二人とも涙のかはき候日はこれあるまじく、御さつし申上げまゐらせ候、陳此度のやぶれも佐々木や諫早のはかりごとにおち、もはやくひてかへらぬうきわかれと相成候へども、古より忠臣義士の身の上にはかやうなる事は、幾百人もある事ゆへ、さまでに御かなしみなさるべからず候、御二人にて御兩親樣を大切に御孝行被レ下候はゞ、千萬無量あり難く存じ上げまゐらせ候、猶又兄弟三人とも相揃ひおり候へども、二人は手をひにて夜る晝るのかんびやうに手をつくし候まゝ、よぎもうすく候へども、風も入り申さず候、きずも思ひの外にいたみもなく候、そもじの病氣はさつぱりよろしく相成まゐらせ候、此上天地神佛の御たすけもあり候はゞ、生きてふたゝびめもじなり申べくもはかりがたく、もし武運拙なく相果候はゞ、日本もほろび申べく候、かく申すわもじも人なきときには、血の涙をこぼし候へども、けつして人には見せ申さず候、昌一は夫まゝ日のほしにのこりおりまゐらせ候、昌一をわもじと思ひ御そだてかんもじに存候、たのむまじきは人心に御座候ところ、謙道・文庵はまいり候哉、かはらず參候はゞ、行久しく御かたらひ可レ被レ成候、其中身の上御用心御兩親樣の御爲にいのり上げまゐらせ候、

出雲國より

十一月二日

一誠

奥おくりさま

お秀どの

御二人へ參る

申たき事山々候へども、何もかきのこしまゐらせ候、

尙々法事と申事に致し候へば與も秀も髮を切り不レ申候では不都合に付、兎角何も御都合次第に而宜御座候、

不吉と申事、これはせずともよろしく候へども、左やう無レ之くば法事も又妙策かと奉レ存候、

なほ君は穎太郎に謀り、二人の嗣子昌一・克介の成長後に、吾等が上は天皇下は國民の爲に大義を明にせんとして却つて奸人の術中に陷り、其の宿志を遂げなくて遂に死歿した事由を諒知せしめんとし、更に次の書を與へたのである。

尊攘之大義を重し、賣國之奸臣を惡み、かしこくも上天皇陛下之御爲、下萬民の爲め、臣子の大義を天下後世に明かにせんとす、却而奸人の術中に陷り志不レ遂、中道にして死す、汝生長の後我等心中可レ被レ爲レ察候、謹言、

明治九年丙子十一月二日

前原昌一殿　　一誠　花押

山田克介殿　　穎太郎　花押

かくて三日は烈風激浪の爲に、屢々覆舟の憂懼があつたが、辛うじて出雲の宇龍浦（簸川郡日御崎村）の港口權現島に着して避難した。こゝに於て船中强いて家鄕のことを互に反復談話し、勇猛なる武夫も悲涙に袖を濡ほし、時雨さへ降り來たつて、轉哀情を深くした。日暮に人聲が靜まつて、夜半に渴を覺ゆる

も船中に一水もなし、窃に水夫に命じて水を索めしめたが、忽ち巡邏に捕へられて事端を發覺した。

即ち君の日記に

三日波風はけしく船もくつかへるはかりなりしを、やうやくに出雲の國瓜生の湊に船をつなきぬ、けふとなりてはいよ／＼内の事をもわすれて、たひかにいろ／＼のくりことなとかたり、いかにいとたけきますら男も、涙に袖をしほりはへりぬ、又おり／＼はしくれ來ていともあはれをそへてけり、さて日も落人もしつまり、はや夜半すきになりけるころ、船に一口の水もなきまゝ船人におふせて水を求めしに、はからすも巡邏にとらへられ、それより事のやふれとなりぬ。

とある。

なほ宇龍の悲曲（島根縣人藤村久藏の編輯）十一月三日の條に、

怪しの船と認めた同地の水先案内者大國慶三郎は、組長安田市郎兵衛に旨を報じ、市郎兵衛は更らにこれを用係木村啓右衛門組長安部忠三郎に報じた。事務閑散な一小漁村の役場、吏員木村・安部の二人は、闘棋に餘念もなかつたが、それと聞くや直ちに區會所である福性寺に馳せつけて、戸長永岡五郎右衛門に計つた。協議の結果は、先づ怪船の素性を探ぐる事に決し、入港船問屋當番木村かつの代理甚吉を迸つて尋問したが、一行の尊大な態度は甚吉輩にては埒明かず、副戸長高木儀助は早飛脚を以て杵築警察署に急訴した。同夜警部岡田透が三宅・小笹の兩巡査、手先宮本正五郎・土江富五郎を引率して急行し、詰所と定められた高木豐之助方に入り、直に組長以下村内屈強の

若者を召集し、自衞團を組織し、沿岸各所に配置して警戒の任に當らしめた、（以下略）

とあつて、村民が君等の容貌の峻嚴であつて武雄なる態度に恐怖し、周章狼狽したる狀が想察せらる。翌四日は風雨なほ甚だしくして拔錨しがたく、水夫もまた歸船しなかつたので、互に遁逃のことを考慮したが、會縣吏來たつて俊彥に面會を求めた。蓋し警吏は前日捕ふるところの水夫に依つて、船客が君等であることを知り、縣廳に急報した爲である。俊彥乃ち其の僕白井林藏と共に上陸したるもまた遂に歸へり來たらない。君等は船中で之を憂慮しつゝ其の夜を明した。即ち君の日記に

四日雨風はけしく船出しならす、いかにもしてのかれ出んとせしかとも、船人はかへらす、いかゝせんと思ひしに役人來り橫山にあいたき事を申ぬるゆへ、林藏つれ陸にあかりけるに、夫よりつひにかへり來らす、其夜はたゝそのまゝに船にて夜をあかしけり、

とある。

また宇龍の悲曲十一月四日の條に

翌四日船は立花（〇宇龍港内にあり）から西へ廻つて藤村仁之助宅（〇宇龍の悲曲を編輯したりし家なり）の海岸に繫ぐ、此日必らず誰れか船中より上陸する者ありと豫想した小笹巡查は、用係に變相し、三宅巡查は小使に紛して、捕縛の手筈を整へてゐた。果して元萩の大區橫山俊彥僕白井林藏を隨へて上陸、かゝる計畫ありとは知るや知らずや、案内にまかせて區會所福性寺に到り、用係と對談を初めんとする時、小笹巡查は小使に火鉢を命じ小使の三宅巡查は火鉢を持參すると見せて突

然横山の眉間めがけて投げつけた。同時に前後の襖は明け放たれて、隱れてゐた手先の者等は一時になだれ掛りて御用とひしめいた。横山俊彦は憤然として「余輩は汝等に向つて暴行する意志はないのに汝等は何故にかゝる不法を敢てするか」と、大喝叱咤したりしかど、一同は耳にもかけず毆打亂撃し、數時にして横山は遂に縄目の悲運に捉らはれて仕舞つた。流血淋漓、無慘の身の果てを籃に護られて福性寺の後方谷間より黑田に出で、密かにも杵築に押送せられて仕舞つた。(以下略)

とあるのである。

島根縣屬清水清太郎來る

島根縣廳は、君等來着の報に接して擾亂あらんことを憂惧したが、縣令佐藤信寛は警吏に委するの非なるを察し、屬官清水清太郎に次の書を齎らし、赴いて之を招致せしめた。蓋し其の書の要は、君等が皇國の精氣を恢復せんが爲め、闕下に諫死せんとして既に事を擧ぐるも、今一歩國境を超ゆれば忽ち囚繫の辱を受くるの狀態である。幸に我が管內に來たので、舊交の情誼と舊藩公の心緒とを思ひ、他人の處分に觸れしめ、普通の囚徒となして恥を與へしむるに忍びない、若し一身を我に委し、君等をして平穩に東京に護送するをえば、闕下に伏奏せんとするの初志を達することの難からざるべきを以て、之を辯解せしめんとして清太郎を派遣するの意を陳べたのである。

仄に聞、公等

神州之精氣挽回之爲、闕下に諫死せんとし、一旦事を擧て鎭西諸縣を騷擾す、蓋不就（マヽ）して纔に數十名を以諫死せんとするか、果して然るも此擧たる僻陲僻邑三歳之兒童も之をしる、一歩界を出る哉、忽囚繋之辱を受け、天地之間實に身を容るゝ所なし、幸に今信寛か管內に來る、直に捕吏を發して之を捕縛する、袋を探て物をとるが如しといへども、舊交之情議と舊君公之心緒を思へは、他人之所分にふれて尋常之囚徒となして辱を與ふに忍す、若一身をして信寛に委するあらは、必す公等をして穩便に東京に護送する事を得ん、一度闕下に至らは大政府の所分に係るといへども、諫死の志を達するも亦難にあらさらん、之を辨せんとして清水清太郎を派出す、乞ふ解悟あれ、

五日風波依然甚だしく、君等船中にあつたが、清太郎は警部岡田透及び小吏志立傳八郎を隨へて是夜杵築（簸川郡大社町）に來たり、使者を遣はして此の信寛の書に手書を副へて送り、面晤しがたきも事已に茲に至つて意の如くならざるを告げた。其の手書は次の如くである。

別紙小生持參、即及二轉致一候間、御熟覽之上何分御回答相成度、小生も貴面申述度儀も有レ之候得共、事已に此に至り不レ能二其儀一、萬御察可レ被レ下候、右馳二一价一得二御意一候、草々不乙、

十一月五日　　　清水清太郎

前原一誠様座下

巡査出張は小生罷出候に付、一應爲二止置一候間、御用意等には及不レ申候也、

逐啓

警部濱松人
岡田透
雲州人微官也
志立傳八郎

小生實は申承度旨も有レ之、旁別紙持參にて昨夜十二時過杵築迄到着仕候也、又白、

君は信寛等の書に接し、心事を吐露せんとして直に次の答書を清太郎に送り、闕下に諫死せんが爲に東都に赴かんとし、風濤に遮遏せられて發露せるを以て、將に縛に就んとするの決意をなし、會書をえて生をえたるの思をなせるを陳べて宇龍に來たらんことを請ふた。

薫香拜讀仕候、平生久要之心を不レ忘、深銘ニ心肝一候、僕今日之情態、實所レ不レ忍ニ傍觀一、故に闕下諫死之決に候處風波に阻れ發露此に到、萬事付ニ天命一、捕縛相待候處、不レ謀得ニ足下之書一、萬死中如レ得ニ一生一、心事萬端不レ能ニ筆紙一、幸に御來照相成候者、區々之心情、可レ致ニ縷述一候間、乍レ憚船次迄、御來臨是祈、其余拜靑之上萬縷、十一月五日、一誠頓首復、

清水清太郎樣

清太郎は、君の答書をえて杵築より宇龍に出でて藤村與太郎の宅に投じ、更に次の書を送つて、毫も

疑念を懷くことなく人目を避けんが爲に微行して旅寓に來たらんことを請ひ、且つ俊彦の捕縛せられたる狀を語らんとするを陳べた。

御答意に應し、小生只今到着仕候、甚申上兼候得共、左之處迄御來臨被㆓成下㆒間敷哉、何分にも邊村之人氣にも關し候に付、可㆓相成㆒御微行可㆑被㆑下候、何も小生相含置候間、一點も無㆓御疑念㆒樣奉㆑願候、横山氏之事も拜靑可㆓申述㆒候、右御乞合迄走㆓一筆㆒候、再拜、

十一月五日　清太郎

前原樣座右

逐而小生へ隨行之者壹名有㆑之候得共、決而御懸念被㆑成間敷、爲㆑念申上置候、又白、

逆旅　藤村與太郎方

こゝに於て君は、穎太郎・一淸等と共に上陸して淸太郎の旅寓に抵つた。淸太郎乃ち酒肴を饗して放談寬話したが、君等は感慨自ら禁じがたく、また俊彦の警吏の爲に毆打拷問せられて、旣に松江市へ檻送せられたるを聞き、憂慮に堪へなかつた。即ち君の日記に次の如くある。

五日波風はけしく、其儘船にありけるうちに、島根縣佐藤より淸水淸太郎をよこし申けるは、もはやのかれぬ事故に、各方のこゝろさしにまかせ、穩便に東京へ送り越すへしとの事ゆへ、その意にまかせ淸水の宿え皆々あつまりもはや必死をきはめしゆへ、いとゝこゝろもおちつき、酒のみなとして打かたらひ、横山の事なと　たつねとひし

に、横山はきのふとらはれ島根へ送られぬ、且横山ははけしくうたれぬと申事なり、我々は誠にていねにあつかはれ、島根迄は繩もかゝらぬやうに清水のはからはれしなり、

とある。また宇龍の悲曲十一月五日の條には

五日午後三時、島根縣から中屬清水清太郎一等警部室木閑之助○清太郎の書には岡田透さなすを初め、警部巡査數十人を率ひて來着、藤村仁之助○清太郎の書には藤村與太郎さあり宅に到り、直ちに一書を草して船に送る。清水は長州藩士前原・奧平等と同じく松陰門下に遊んだ舊知の友である。一誠は直ちに返書を認め奧平に托して清水に送る。清水更らに書を送るや、夕刻に至り前原以下上陸藤村邸に入る、清水の前原一誠を遇するや、尙ほ參議の禮を以てした。此夜一同清水等と共に痛飮吟唱して徹宵し、悲壯慷慨飮んで醉はず、歌つて不ㇾ盡、唯々悲運を天に謝するのみであつた。

とある。

君等松江の獄舍に投ぜらる

かくて六日、君等は宇龍浦藤村仁之助の宅から警吏の監守せる駕に乘せんとした。其の時君は仁之助の爲に、和歌及び自畫賛を揮毫して與へた。其の和歌は

鹿をさして馬といふてふ世の中に
わかまこゝろは神そ知るらめ

とあり、また露根の蘭の畫に自ら賛して

神州何處託芳根、　戲撫北南三筆意

と書したことが宇龍の悲曲に見えてゐる。ついで君等は護送せられ、其の途次に險阻なる雲見坂を登つた時、西向して家鄕を遙拜し、時雨と共に涙に袖を霑はした。ついで出雲大社の祠前に抵り、駕中に端座して伏拜し、杵築に着して少憩した。折しも秋の末にて野邊の草木既に萎凋し、遠く蟲聲の絕絕なるもみな君等の悲哀を添ふるもののみ。駕中互に涙泫して禁じがたく、君は次の二首を詠んだ。

草も木もこゝろありてやかるゝらん
　はにも衣にもみな涙なり
嵐吹峯も谷間ももみちして
　赤きこゝろの色をそへけり

進み行く道路の傍に、幾千の男女竚立して愴然たるものもあり、また怪訝の顏色をなすものもあつて、實に愛憫されたる囚人であつて、是夜平田（簸川郡平田町）に宿した。即ち君の日記に

六日雨風はけしく、各駕籠にて瓜生の湊を出立し、いともけはしき雲見坂を越へはるかに西に向ひ內の方を伏拜見、時雨の雨ますら男の涙とともに袖をぬらし、
大社の御前を過るとて、かこの中より伏拜見ぬ、杵築の宿にて少しやすらひぬ、ましてこゝらははや秋の末なれは野への木草打しほれ、虫の音さへたへ〳〵にいとすこく、雨はます〳〵はけしく二里はかり日を暮しぬるに、かこ

の後となんとには巡邏の提灯とりまはし、且道のへには幾千人の人たちまはり、かなしむもありあやしむもあり、いとはれなる囚れ人にてありける。夜五ツ時平田の宿につきぬ、いとねんごろのあしらいに、こゝろひそかにはしはへりぬ、夜半より岔風つよくあられ降りぬ、出雲の國のありさまを見るに、いとひらけたる國にて、水田多く富饒の國と見へはへりぬ、大凡越後の國のさまに似たり、尼子の古へなと思ひ出しぬ、

とあつて、信寛・淸太郎等舊知のあつた爲にみな厚遇せられ、且つ君は出雲の土地の豊饒なるを見て、遠祖尼子氏の疇昔をも追憶したことが知らる。なほ平田村戸長（佐木某）の宅で君が賦せしと傳へらる次の詩がある。

群芳敗績野原空、猶敵勁霜獨此公、
潔白傲香皆苦節、纔留餘景殿(二)秋風(一)、

是れ君が苦節を凛然たる霜威に萎靡せざる菊花に比喩して咏じたものである。翌七日は、風雨が甚烈であつた。適君は二十三夜のことを思ひ、年毎に親族團欒して談話し、或は骨牌或は將棊などにて月待せし家鄕を回想した。ついで君等みな島根の監獄に投ぜられ、信寛は法廷に出でて位記の褫奪せられたことを傳へた。是時君は、同志と共に君民の爲に決死して政治の改革を闕下に諫奏せば、斬罪に處せらるも毫も遺恨なき心事を陳述した。かくて各獄舍に入つたが、喫煙を嚴禁せられた。此の禁煙

は同囚のものみな不平であつて、信寛に𢤦々の思をなしたので、君は是を制止せんとする心をなした。されど明日にもまた刑罰に處せられんとするものに、僅の喫煙の聽されざるの無情は甚だ不快であつた。君の日記に

七日きのふよりもはけしき日となり、二十三日夜待もよく相覺へねと、きやふこのころかと夜あけ方より思ひ出て、いつも親類打集ひ相かたらひ、あるはかるたあるは將碁なとと、このみにまかせ遊ひ樂しみも過し夢とのみ覺へらる、あゝ浮世ほとはかなきものはなきものなり。(中略)

また

七日雨降る、彌四人となりて島根のひとやにつなかれぬ、縣令佐藤信寛に白洲にてあひける、縣令よりは一誠の位記を奪はれたる事を申渡せし計なり、一誠よりは一誠並に諸同志、

聖天子の御爲萬民の爲、此身をころして

朝廷へ訟へ、此御政事を御改ためあらん事を諫め奉り候て後は、斬首腰斬如何樣被ニ仰付一候とも恨なき事を荒まし申置たり、囚屋は三まい敷にして六つ有り、六つにわかれておかれぬ、山田穎太は疵有る故に、林藏を介添保人として一つ囚屋に入れられたり、たはこをいたくとめられたるに、人々まことにこまりぬ、此六七の內にて、一誠は第一に年もとりたりけれは、皆々の不平佐藤への不足を申すをもとゝむるこころなれとも、あすおしきとなるもはかりかたきに、たはこの一ふくものませぬはいとなさけなき事と、一誠もこゝろのうちこゝろよくもおもひはへ

らす、

とあり、後に淸太郎に與へた書に、

曩在二宇龍一、放懷縱談、不レ寢及レ明、邏卒側聽、初知二吾人忠義事一、而大悔下捕二横山氏一之蒼黄上也、沿道父老有二流涕者一、而足下亦以在二檻車一、群中頗恠レ之矣、入レ檻後、六人分居、頗寂々也、請二喫煙一不レ許、得二一詩一、里民癡態亦堪レ憐、佞レ佛唯祈二首領全一、縣吏恐非二忠厚士一、檻中不三敢許二吹煙一、昨使三醫生私煙及酒於二左右一、以二律嚴一不レ能二之狀答一焉、僕囚奴、亦變則囚徒也、幸諭二信寛一可也、宇龍驛來辱レ愍不二一而足一、今又狎レ之矣、蓋賴三足下爲二君子一也、

とあつて、喫煙の解禁あるべく信寛を說諭せんことを請ふたが、また宇龍で淸太郎に會晤せしこのかた入檻までの景狀が略ぼ知らる。また島根に入つた時の君の詩に、

愁雲横二四野一、　塘樹夕陽昏、
慚三愧煩二夫卒一、　檻車入二島根一、

とあつて、數人の爲に幾多徒卒の煩勞を痛心せる其の同情の深きことが察しえらるのである。翌八日穎太郎は、疾の爲に獄舍にあつたが、君等交々召に應じて出廷した。君は胸裡に正氣を充滿して毫も撓屈することなく、上は朝廷の秕政下は萬民の疾苦と官吏の不正とを陳說し、更に維新以來九ケ年間の事態を遺漏なく縷陳した。なほ君等が島根に來至せるは、決して逋竄したのではない、萩の騷亂に

捕縛殺戮せられたるものは、みな忠義の心に出でて叛逆の意なきを東京に赴いて、之を伏奏せんが爲なることをも詳述したのである。卽ち君の日記に

八日曇り雨降る、山田は病氣ゆへ呼出しにもならす、其余の人はかはる〲呼出しになりぬ、縣廳へ出る時は、皆こし繩をかゝりぬ、いとおかしかりき、しかし我々は顏色もけしきよく正氣腸に滿ぬれは、いささかひるむ事もなく、上は
朝廷御政事のよからぬ事より下萬民の苦しみと諸役人々正しからぬ證據なとくはしくあけ、そのうへ忠正との思召し、日本忠義の士舊幕府のために打ち殺されたることより戊辰の御一新となり、戊辰の御一新より又舊幕府の末の如き樣子におし移り、實に
聖天子の御爲め忠義の士一日も安座して居られぬ事、御一新より九年の間の事を大ていもらさす申おきたり、猶又我等當地に來たりし事は、にけかくれ候にてけつして無ㇾ之、いかやうなりともして東京に上り、萩にて死にたる人とらはれたる人、實に忠義のこゝろより起り、いさゝか叛逆なと申こゝろなき事を、
天子の御きゝにたつしたき一念よりこゝに來たる事をも、くはしく申述へ置たり、しかし役人も、我々をとりしめ候口上はすこしもなかりき。

○明治九年萩人士への謝罪と東送の催促

第四十五章　萩の亂と君の最期（其の二）

初め君等は、萩町に兵を擧げて多少の壯士を浪戰に死傷せしめ、且つ全街の老幼を驚駭せしめたのみならず、また同志に無實の處罰を受けしめんことを痛憂憤悶して、將に奥平謙輔等と共に自刄して之を謝罪せんとした。然るに此の擧の實情を天下に明白にせんには、徒らに自盡して其の意志の貫徹しがたきを思惟し、互に含涙萩を棄てゝ山陰道に向つたのである。かくて君等松江の牢獄に座臥し、日夜萩街の狀情を追想回憶すれば、實に惻怛愁悒に堪へない。依つて次の書を草し、擧兵の衷情と闕下に上奏せんとする覺悟とを披瀝し、已むなく脫走して獄舍に囚繫せられたる事由を說述して深く其の罪を謝し、之を清太郎に委囑して萩の人士に送らしめたのである。

罪友一誠等謹白、萩城諸君足下、方今姦吏政權を弄し制度萬端私意を主張し、遂に先王典刑を視る土芥の如に至る、要レ之海內の人をして塗炭の苦を受け以ニ其怨毒を一、乍レ恐天皇陛下御身上に收しむ、依レ之堂々たる神州を夷狄に致し、唯憂色無レ之のみならす、却て恬然得色有レ之、實に開闢以來の大賊吏と謂へし、於レ是誠等闕下に上陳し其罪を正さんとす、須佐に至て賊兵我留守を幸とし、暴動を働く報知あるを得る、竊念一於ニ出鄉一則賊兵我墳墓の地を汚す、實に殘懷之至に不レ堪也、於レ是船首西指市城に合戰し

多少の壯士を浪戰に死し、滿城の老幼を驚駭し、且諸君子をして無實の罪を蒙らしむるは皆誠等の罪也、依而一同屠腹謝罪と決心罷在候處、竊念此擧天下に不二明白一徒に致二屠腹一候ては、戰士者は勿論同縣の諸君子へ對し一分不二相立一候に付、其夜脫走し三日雲州に至り、其事を縣吏に上陳し松江に囚繫し、東都の差圖を相待申候、無レ程東都に護送せられ其情實を貫徹し、然後死刑に被レ處候は、實に誠等の本懷也、唯萩城卒爾の罪は萬々奉二恐入一候、死罪一書差出陳謝候間、何分御海恕是祈、心切而辭拙、幸に誠等の心事御察可レ被レ下候、以上、

此書淸寫、乍二御面倒一萩城御送可レ被二成下一候、以上、

四奴一誠　六人頓首

淸水淸太郞樣　足下

ついで君等は、速に東都に出でて其の宿志を達せんことを冀ひ、十一日更に書を草して淸太郞に囑し、之を信寬に致さしめた。其の要は、去月二十八日萩を出でし以來の心事を述べ、憤怒の餘り家鄕にて兵火を交へたるも、其の素志にあらざるを說き、若し僻陬の地にあつて誅戮に處せられなば、天下の人々是非を論ずること能はざるを遺憾となし、信寬の示諭に從ふて欣然縛に就きたるを言つて、躊躇することなく東送すべく促したのである。卽ち其の文に

曩者、瓜生辱レ書、諭以下護二送東都一、使レ伸二素志一事上、方今吏中不レ忘二舊誼一、如二足下一者亦稀矣、且感且泣、語曰、君子伸レ知レ己、旣遭二足下一、敢不三少吐二露肝膽一乎、抑方今聖天子憂二勤於上一、百姓呻二吟於下一、夷狄猖二獗於外一、神州安危實在二旦夕一、而二三大吏、袖二手其間一、曾不レ知三禦侮

爲ニ何物一、

聖天子所ニ以付托一者、如レ此其隆、士民所ニ以依賴一者、如レ此其重、而其所ニ以孤負付托依賴一者、如レ彼其甚、忠義之士實憂焉、客月二十八日、啓ニ行萩城一、東詣ニ闕下一請ニ其罪一、持ニ其兇器一者、慮ニ道路梗塞一也、不レ出ニ山陽一而出ニ山陰一者、與ニ鎭兵一戰非ニ其志一也、及レ至ニ須佐一、有ニ急遽云一、有三賊入ニ萩城一、略奪無レ諱、衆曰、姑剪ニ滅之一而後東、未レ爲レ遲也、於レ是乎有ニ萩城之役一、顧出ニ憤怒之餘一、非レ所ニ其志一、故遁逃自首到レ此、雖レ然、僕死ニ於吏一、議者必誣以ニ此役一矣、昔者我忠正公、勤ニ王於京城一也、幕吏以レ砲ニ擊禁闕一爲レ罪、而不四復問三其志、在ニ尊攘如何一也、吏議誣レ人、古今一轍、何憾焉、所レ恨者、使三僕就ニ戮於僻邑遐陬之地一、天下之人不レ得レ論ニ其是非一、如ニ江藤新平一是耳、及レ得ニ貴諭一、如レ合ニ符節一、乃欣然就レ繫、捕レ賊之功、既屬ニ足下一、而如レ此、世界生亦無レ益、僕又決矣、檻車東送、幸勿ニ躊躇一也、

明治九年十一月十一日

四奴源一誠輩七人、頓首白

佐藤信寛足下

とあつて、其の文詞悲慨であつて、君の衷情を知曉しうるに足るものである。なほ此の文の末尾に「右將三以錄示ニ信寛一、而獄吏頗有ニ難色一、是信寛囑レ之乎、將三以投ニ水火中一、顧余生無レ幾、則文字亦幾遂錄呈」とあり、草已に畢つて將に信寛に示さんとしたが、會獄吏が之を難ずるので、水火に投せん

としたが、更に餘命切迫して執筆の希少なるを顧念し、遂に之を清太郎に托して信寛に致せしことが知らる。そして信寛遂に之に答ふるところなかつたのである。

萩戰死者の靈祭と覺悟

君等は、出雲にて囚繫せられし爲に、同志の痛恨あらんことを憂慮して已に謝罪の書を草し、之を清太郎に囑して萩に送らしめた。越えて十三日、同志の陣歿したるものを悲哀し、君等相謀つて其の靈を弔祭せんとし、更に文を草してまた清太郎に托し、萩に赴くの日之を別に錄し、義者をして墓前に讀ましめた。其の文辭は浪戰に斃れしめたるを深謝し、死は易くも生の難きを成さんが爲に、遁走の苦辛を具にし、將に東都に出でて同盟諸士の赤心を明にし、以て徐に戮に就かんことを決し、敢へて忠信の義を忘るゝにあらざるを陳べて諸靈を慰めたのである。

明治九年十一月十三日、囚奴源一誠等、謹飾ニ不腆之辭一、以祭ニ萩城陣亡士一、其文曰、皇天疾レ威、降ニ禍下土一、醜人在レ位、竊弄ニ禍福一、皇帝神武、吏則撓レ之、皇帝寛仁、吏則抑レ之、夷所ニ笑侮一、民所ニ呻吟一、社稷安危、實在ニ旦夕一、

凡我諸君、匪石之心、貫日之誠、威不レ能レ屈、利不レ能レ誘、指レ天爲レ正、有レ墜無レ他、取ニ路山陰一、直指ニ闕下一、上ニ陳微衷一欲ニ以有レ報、足及ニ須佐一、有ニ急遽云一、賊入ニ萩城一略奪無レ諱、衆怒如レ火、曰剪滅東、何遲之有、乃船首西指、合ニ戰市城一彈丸既盡、空拳相搏、氣勢隆々、屠腹成レ列、誠等不敏、客氣不レ勝、以使ニ諸君死ニ於浪戰一死罪擢髪不レ足ニ以謝一遁走至レ雲、自ニ首縣吏一就ニ戮東都一明ニ諸君志一古人有レ言、死易生難、誠等以ニ一日長一唯難是擇、使ニ死者生一、生者不レ愧、忠信之義、其忘ニ諸心一、尙饗、

なほ此の祭文の終に「右祭二萩城戰死士一文、錄二呈足下一、両轅之日、別錄以示二知レ義者一、使下之讀二其靈前一、以知中僕等心事上、僕等萬死無二遺憾一矣、非二敢所レ望、敬布二腹心一、辱奴頓首、淸水君足下」とあつた。君は獄舍にあつて、淸太郎所藏の楊椒山・史可法の文集陳龍川集要等を借覽して其の帙裱に謾書した。椒山文集の帙裏に更に次の如く書してある。

椒山遺囑文悉寫以て家に遺さんとす、偶獄中無レ紙不レ能レ如レ意、以て遺憾とす、淸々公幸官暇の日謄寫以て僕か家妻兒に贈られ、以て僕死後僕か家の家法となさしめ賜え、泣血歎願の至に堪す、

僕死之後、老親妻兒妾等寒餓立至る素當然也、偶憐者あるも、縣官天吏の睚眦を怖れ、決不レ能レ如レ意、先大津大西良輔と云者あり、家事を以之に託せは彼義膽あり、近くは寒餓を免かるへし、淸々公願くは之を家累に教示し賜え、家鄕老双親及家累のこと日夜胸に迫り、實に不レ堪レ情、雖レ然僕等爲二朝廷一以二一死一盡力も亦惜二今日一無レ日也、朝廷の大吏、於二今日一少しく太政に心を注き、人倫名教の學を興し、聚斂苛刻の政を廢し、三千萬人をして實に

天子の恩澤に感し、怨讟の聲四海の地を掃らはゝ神州維持すへきなり

天日嗣猶可レ久也、當路の大臣狼戾非を遂くるの心猶不レ止、兵力を以て壓制の政を行はゝ、此神州の亡滅は政府といへとも自ら相知て行レ之耳、亡二神州一は政府の謀にして、僕等は眞に神州の爲に力を盡して政府に欺き殺さるゝなり、悲夫、僕等又何言ん、僕等盡忠の赤心達レ上、實に無二覺束一、此心の明なる何日、未レ可レ知、只負二賊名一て入ニ

九泉一遺憾なきに非す、然れとも事已至于此一千歳の公論に付して一日の死を急く耳、其死を急く所以は爲レ斷レ情也、乞二閔察一、

楊椒山年譜亦寫し、以て僕の兒に贈與し賜え、

千古丹心在二此中一、

之に據つて、君は盡忠の丹誠上達しがたくして、心事の明白になることの容易ならざるを慮り、賊名を負ふて黄泉の下に潜寢するを遺憾となすも、形情已に切迫して奈何ともすること能はず、寧ろ速に死して之を千歳の公論に委付せんことを覺悟し、其の胸臆を披瀝して清太郎に表示せると共に、椒山遺囑文を家訓となさんとし、謄寫して妻兒に送らんことを請ふたことが知らる。實に悲壯哀痛の極みである。

按に君は萬延元年晩春の頃、胸痛の爲め久しく家居してゐたが、其の病間に傳習錄明の王陽明の語錄を繙き、また楊椒山年譜を讀んだ。卽ち君の手記に「二日翳、胸痛緩、讀二傳習錄一」とあり「十七日翳、終日不レ出、讀二楊椒山年譜一」とある第六章參照。蓋し是れ君が二人の碩學と其の性狀とを崇重したのである。松江の獄舍にあつて、また楊椒山文集を精讀して益々其の氣節の高邁なるを敬尊した。椒山は號であつて、名を繼盛字を仲芳といひ、明の容城の人である。蚤く母を喪ひ、庶母之を妬忌し

て牧牛に從事せしめた。椒山刻苦力學して世宗の嘉靖六年（我が天文十六年）進士に及第し、累遷して兵部員外郞となつた。同三十年仇鸞（權臣）の建議なる馬市設置の十不可五謬を奏言して貶謫せられ、同三十二年また嚴嵩（同じく權臣）の十大罪五奸を疏劾して同三十四年遂に棄市せられた。時に年四十であつた。其の刑に臨み從容として次の二詩を賦した。

浩氣還ニ太虛一、丹心照ニ千古一、
生前未レ了レ事、留與ニ後人補一、

天王自ニ聖明一、制度高ニ千古一、
平生未レ報レ恩、留作ニ忠魂補一。

或は次の一詩となすものもある。

浩氣還ニ太虛一、丹心照ニ千古一、
平生未レ報レ恩、留作ニ忠魂補一、

當時人々其の死を愍み、涕泣して此の詩を傳誦した。穆宗立（我が永祿十年）つに及んで、直諫の諸臣を恤み

て椒山を首となし、太常卿を贈つて忠愍と謚した。後人其の高節を重んじ、蒐羅して帙をなしたるものが、楊椒山文集（楊忠愍文集）である。君が之を讀みて、帙裏に「千古丹心在此中」と書し、また之を家訓となさんと欲したるも所以がある。なほ君が囚中の詩賦に

報國丹心天地知、　人間苦節獨淸夷、
如ㇾ斯世界生無ㇾ益、　可法椒山是我師、

とあつて、其の境遇に鑑みて椒山を師父と尊んだのである。

君等の萩護送と遺書遺詠

是時に方り、關口隆吉は君等を山口に護送せしめんとし、佐藤信寛に之を知照した。信寛は君等を東京に護送するの前約を履行せんとするのみならず、其の心事を矜察して隆吉の照會に應じなかつた。依つて隆吉は、已むなく命を參議兼內務卿大久保利通に請ふて其の指揮を俟つた。利通乃ち參議兼司法卿大木喬任の山口に出張すべきを隆吉に報じ、且つ其の命に從はしめた。喬任の山口出張の命を受けたのは、是月十一日であつて其の辭令に「今般西國に於て、暴動の賊徒等犯罪處分之儀、御委任出張被二仰付一候に付、其他に就て臨時裁判を聞き、本月八日司法省へ御達し相成候罪名大目に依り、裁決處刑濟之上可ㇾ遂二奏聞一事」とあつて、君等の處刑に關する大綱は、已に是月八日廟議で決したることが知らる。かくて喬任は、信寛に命じて君等を山口に護送せしめ、十日越ヶ濱に碇泊せる太平丸に巡査貳

拾餘人を載せて松江へ航せしめた。時に謙輔は隆吉の稟請せる內情を知らないで、事の意外なるに驚き、信寛の違約を痛憤して大に詐罵したが、君は桎梏の身を以て奈何ともなしがたきを懇諭して、之を制止したことが傳へらる。ついで君等は松江より汽船太平丸に乘せしめられ、島根縣警部大塚杉三に依つて護送せられ、十七日萩に着したが、隆吉自ら之を迎へて准圓寺本願寺別院の經藏に囚桎し、其の待遇を甚だ寬優になした。そして君等を警護せる巡査は、東京より來たつた會津の人が多かつた。品川彌二郎の報告書中にも「前原等を守護して居るものは東京より來りし巡査多くは元の會津人なり。彼是思ひ合すれば、實に遺憾之至りなり」とあつて、同じく吉田松陰の門人で、時勢と共に推移しえなくて、玆に至つたことは實に遺憾であつた。かくて數日の後、君は最期の漸く切迫せるを察して慈母並に妻妾の後事を隆吉に懇囑し、また昌一の修養を淸太郎に委托した。依つて次の書を舅父及び妻妾等に送つて之を告ぐると共に、前原の家名を廢して佐世家の一となし、また君民の爲に賊名を負ふも、後世に明白となるべきを說き、兄弟二人の後嗣並に親族建墓のことまでに及んだ。なほ舅父並に妻妾等に各辭世の歌を示し、且つ述懷の歌數首を詠んだ。實に悲哀痛慘であつて、之を讀むもの暗淚に咽ぶのである。

前原・佐世兩家を一家に致し、楊井の附籍相成事出來候へは尤妙、前原の家名を絕し佐世を殘し度存候、母樣並にそもしたちの後々とり續きは、關口隆吉へ賴置候間、御あんしこれなくやうに賴候、

昌一は學問出來候上は、醫者の稽古を致させ度と存候、爾し昌一之志次第なり、今より十年も過き候はゝ、世の中わとんなにかわるかはかり難し、其時は其時の事と存候、

清水清太郎と申人へ色々頼置候事多く御座候、參り候はゝ直に御逢ひ御聞取可ﾚ被ﾚ下候、昌一の心得に相成候書物の事も頼置候、昌一成人致し候はゝ、淸水へ付き書物を學ひ候事宜と存候、

父樣之御事は何とも申上樣無ﾚ之、此上は母樣先き長く御なからへ遊はし、後世の事を御わすれ遊はし、御寺まいり抔誠によろしき御まきれと存候、實に一誠等兄弟不孝の罪はかへすく\も御見ゆるし奉ﾚ祈候、

天子の御爲人民の爲と思ひ、かへつて賊名をとりはて候も、後の世にはかならすあかるく相成申へく候、

豐島芳輔は大津へ丸に賴み候方よろしくと存候、

「船頭に賴み送候袋に、若し金かあり候はゝ、百ても二百ても宜さかひやへ印に御かへしの事、殘り金これほと送り來候と申候て御かへしの事、

山田も一二年位は且々に暮し可ﾚ申候へとも、其先き六つケしく存し互に救わねは濟まぬ事ゆへ、その御こゝろもちたのみ候事、

なる事なれは橫山へもみつき度、すこしにてもよろしく、

病に死するも刄に死するも死は同し事なり、我は忠義に死すると思ひつめ候人も、奸吏も我等を賊となりとも盜となりとも云はゝいへ、こゝろは誠に淸く潔く候まゝ、天地神佛へ對し

天子樣へ對し聊はつかしきこゝろこれなく候まゝ、我等死候とても少も御悔みなきやう偏に祈候、

忠臣義士孝子義奴烈婦の事を書き候本を、少しは金か出候ても御かり御よみ候事よろしく候、秀等も同様の事に候、
重富豐太の樣子さつはり相分り不ㇾ申、きつかひ候、無事なれは川上へ歸り、暫く辛抱致し鋭氣を養ふが宜しく候、
重富へ別に無ㇾ書、此書は親族中へは御見せ候てよろしく候、
岡田謙道は如何致し候哉、我行狀傳抔の事は岡田へ任せ度候、
田中・河北の二妹へもよろしく御傳へ、
重富の妹、嘸力を落し候と存し候、しかしかゝらん事は、武士の常ときつよく御かたらひの事、
たゝし母樣にも、そもしも秀等も、まめたつしやにて、昌一の成長を御樂しみ被ㇾ下度、此れ實に我ねかひに御座候、
穎太郎も一濤も誠に元氣よく候、若者てなくては、中々忠義も時折ふしはつかれ申候、御一笑々々々、
山田克介も醫學ともか宜しくかと存候、穎太郎も其噂致候、
墓石の字は下手ても岡田にかゝせ度候、上手ても輕薄者はいや也、

丙子十一月　　　前原一誠

遺囑

楊大人に奉る

殘し行く母や妻子のゆく末を
あはれみたまへかへすぐも、

鹿をさして馬といふてふ世の中に
　あひし我身のさちなかりけ李、

一誠

渡邊姉さまに奉る

「妹（我妻）も同し姿になりはつる
　世にうき事のたへなかりけむ、
「情ある人を思ひの増す鏡
　夜な〳〵移す囚洩る月、
「一すしに誠をたねと咲花の
　ひらきもあへすちりはつるかな、
「母も妻も子やめかけらも嘆くらん
　たゝたのむなり君の御こゝろ、
「國のため盡すこゝろはうたかたの
　あわと消ぬる身とそなりけり、

一誠

妻へ

「けふよりは我にかはりて何事も
　みなたのむなり君かこゝろに、
「はてし我を思ふこゝろに引かへて
　母とうひ子にこゝろかけてよ、

二　誠

秀　へ

「けやふよりは妻もめかけもけちめなく
　母と我子につくせまこゝろ、
「我事はいふなおもふな何事も
　残りし人につくせまこゝろ、

一　誠

なりたけ人をたすけそもし獨に罪をかふむり候やういたし候、
上野え後の土地はとられは致すまいと存候、さすれは且々食物はありしと存候、これらの事は楊井御父様御願ひ申より外無レ之候、
御父様もあしきむこを重々御とり遊はし、御心勞の御程深く奉ニ恐察一候、
附籍になり候へは、又々宗旨もかはり候事と存候、わもしの墓はとこへたて候もよろしく候、

（〇行年三十九歲六ケ月は四十二年十ケ月の誤なるも、何故に誤算せるか未だ明ならず）

明治九年何月何日沒行年三十九歲六ケ月
前原一誠墓
配楊井氏
妾　秀

年はしらへの場にてきまりしゆへ矢はり夫を用ひ候方よろしくと存候、
お綾殿は
清操院
お秀は
霜翠　同
戒名はそもしたち百年ののち墓石の裡へ御刻之事、
親族内の難澁はたすけ合を第一と致し度候事、
七ころひ八おきといふ事あり、こゝろをたしかにはり詰め居る事大事なり、
此節はわもし寫眞かよく賣れる様子て、寫眞屋は大よろこひのよし、是もおかしな事に御座候、そもし書殘し書面
清水へ賴置候、是は字の違ひ文の違ひもあるべく候へとも、よくなおし候へは、追々世上へひろかり候てよろしく

候、

長州の人は誠に情なく候へとも、他國の人は誠に我等の咄しをきゝ、涙を流し役目をやめ候人もあり候、船中なとにては我に書を書ひて吳候様申人か幾百人といふ限りもなくこまり候、夷人か煙草を送て吳候様にまて相成候、

たらちめを思ふ心やいや増る囚の內に夜な〳〵の夢、

かしこくも御國の末の安けれは身を捨るこそ賤か本意なる、

かくはかり峯の嵐のはけしくて木の葉とともに散る我身かな、

討れたる我をあはれと見む人は御國の爲に盡せ眞こゝろ、

たらちめの母の心やいかならん子にます母のこゝろつくしは、

呼出しの夢松虫屋秋の末、

なほ君の吟詠せるものゝ中に、次の詩歌がある。

忠孝誰知レ有レ所レ期、　因循自笑終無レ爲、

一死可レ喜有二一事一、　未レ及二神州亡滅時一、

人はいさにくみぬるともそしるとも

我かま心は神そ知りぬる、

また囚禁中の遺詠として、左の如く傳へらるゝ詩歌がある。

平素忠憤氣、　磅礴溢二寰區一、
古道何欺レ我、　固執守二我愚一、

四十年來重二五倫一、　精忠卻爲二不忠臣一、
月別猶是私有否、　不レ照檻倉獨座人、
欲レ掃二元惡一不レ顧レ身、　死生得失風前塵、
生來始灑二丈夫涙一、　不幸弟兄殉國人、
九年海內事擾々、　恰似二將軍末路年一、
神州形勢危二累卵一、　微臣致レ死太遷延、

一筋に誠をたねと咲く花の
　ひらきもあへす散りはつるかな

國のため盡す心はうたかたの
泡と消えぬる身となりにけり、

蓋し是等の吟詠は、君が國家の爲に閣臣施設の非なるを憤慨し、必死を決して其の掃蕩を企圖したる衷情の貫徹せざる所懐を舒述したるものである。

君の遺書に「思ひのまゝ」と題し、時局に對して抱懐するところを記したるものがある。すべて十六項あるも、之を綜合すれば先づ賢材を登庸し、誠心を以て諸事の實行を期し、國體を明にして士民を愛養すべき爲政の要諦を說き、西は朝鮮・支那との隣睦を絕ちて、北は樺太を露國に失ひたる錯謬と大臣上に協和せずして萬民下に怨嗟せる憂慨とを陳べ、官吏歐米の文明に心醉眩惑し、妄に之を進取せる弊害を縷述して彼の敎を待つの必要なきを痛論したのである。なほ外交に方り、各我が國體を尊重して之に應接するを大宗となし、之を忘却して徒に歐米の利便を採用せるは、共和政治を行ふと同じく夷狄の道となし、彼との使節は往來を本旨として貿易は不足品の補充に止め、國防は朝鮮を取つて根據として臺灣に出兵し、更に支那を奪ふて亞細亞全洲を統轄し、以て歐米各國を鎭壓せる長計の畫策を國是に定むべき等の意見である。卽ち其の文次の如くである。

一、鄕有二鄕賢者一、里有二里賢者一、而有二一國之賢者一、有二天下之賢者一、登二用之一則國治民安、

一、以二實心一行二實事一、
一、明二國體一、審二君職一、養レ士愛レ民、内繹二近代賢主之政跡一、外索二妖賊動靜之狀情一而已、
一、西絕二交于朝鮮・支那一、北失二樺太于魯夷一、
一、大臣不レ和二于上一、萬民怨二于下一、
一、雖レ非二賢才有能之人一、善媚レ上、及損レ下益レ上者、無レ不レ得二登用一、
一、普天率土、王土王民、撫二育之一、何外夷之敎を待たん、
一、日本者、天皇國也、外夷我皇國を以て、或は帝國とし、或は王國に置くこと、何其無禮之甚しきや、我皇國小と雖、天地之中央に位し、天子萬世一統、君臣之大義、萬國に超絕し、秋毫亦外國之輕侮を受くるの理なし官吏の彼に心醉し、彼に落膽する所以のものは唯器械功の末技耳、
一、神州今日之勢、眞に貧弱といふへし、而して彼と華美奢侈の風を爭ひ、以て文明開化とす、必竟官吏憂國の心なき故なり、
一、文明開化は、眞に公平無事の道となすといはは、彼何故に、萬里の波濤を凌き其の國の自然の非として、已の國の作爲を是とし、且軍備を嚴にし、功利を爭ひ、奇器浮功を製作し、以て之を眩惑し、親子遠方に離別して日夜孜々、勉强不レ息也乎、要するに、文明開化は公平無事の謂ひにあらさるなり、
一、先取二朝鮮一爲二根據之地一、臺灣を以て出城となし、奪二支那一以て歐洲各國を鎭壓し、亞細亞全洲を統轄するの長策を立て、以て皇國の國是と定むへき事、

一、與二外夷一交るは、只使節の往來を以て本とし、物品交易に到りては、有無相通するも、只欠缺を補足する耳、

一、各國皆有二國體一、與二外國一交之道、重二國體一より大なるものなし、忘二國體一只便を取る、是眞に夷狄の道なり、

一、君主專制は、直に帝王の道也、君民同治、共和政治に至りては、則是夷狄の道なり、

一、教二婦於初來一、教二子於嬰孩一、

一、父子之嚴、以不レ可レ狎、骨肉之愛、不レ可二以簡一、簡則孝慈不レ接、狎則怠慢生焉、由レ命士以上、父子異レ宮、此不レ宮之道也、

君同志の寛典を哀願す

君は上下の爲に、內閣を改造して弊政を刷新せんとし、遂に兵を擧げたが、自ら其の巨魁となつて國憲を犯せる大罪の萬死を覺悟せるも、また同志のものをして寛典に處分あらしめんことを冀ひ、事件の顚末を記したる書を出だして哀訴歎願した。卽ち其の書は次の如くである。

山口縣第二十大區七小區士原百八拾五番屋敷居住士族佐世一淸同居士族

前原一誠

三十九年九月

一、身分儀維新の日、越後府判事に擢られ、參議に任せられ、又轉して兵部大輔に拜せらる、此時に當て二三の大臣と論議每に合はす、終に職を辭し引退すること已に八年なり、熟々惟るに、維新以來已に九年の久を經ると雖も聖天子恩澤毫も萬民に及はす、人心下に離れ、且巧利の說盛に興り、廉耻の風地を掃ひ、甚しきに至ては父子

兄弟利を爭ふことに至る、人心此の如し、夫れ外夷の猖獗を制するに遑あらんや、加之、收歛苛刻年より甚しく、士は其常職を解き、祿制も亦一變し、怨聲四方に囂然、さらに寧歲なし、是則其微なり、中就て佐賀の一擧を以て最も大とす、此時前縣令中野梧一より各士族鎭撫の事を托せられ、則ち檄文を作て衆を集め之を諭す、衆幸に動かす、然るに檄文世上に傳播し、大に虛名を四方に馳せ、因て同志の者陸續來訪、常に國家の時を論す、當七月中青森縣士族竹村秀俊なる者、同縣長岡久茂の意を承け、東京より至る、自分偶病に臥し長談すること能はす、因て横山俊彦を招き、佐世一淸と倶に竹村秀俊の宿所に就き、東西事の緩急を通する爲云々の暗號を作らしめ、倶に之を分つ、當十月二十二三日と覺ゆ、熊本縣士族緒方某自分宅に至り、不日熊本一擧の企あることを報知し、且つ相應せんことを謀る、則ち之を諾せり、時に横山俊彦山口に在り、直に書を贈り、熊本の事は半疑なれ共豫て約するか如く、暗號ワタネアゲ二十五六日頃開店と、長岡久茂に電報すへしと達す、ワタネアゲは熊本一擧の事を指揮す、然るに十月二十六日玉木正誼小倉より歸り、同月二十四日熊本變動の事を告け、又秋月・小倉も響の如くに相應すと云ふ、此に於て始て緒方某の前言を信し、此機失ふへからす、急に兵を擧け相應せんと斷決し、而して奧平謙輔・横山俊彦・奧平佐織・山崎昌輔・山縣信三・小笠原長一・小倉信市・有福半右衞門・渡邊源右衞門・三隅藤二郎・粟屋元吉・玉木正誼・松岡忠・馬來木工及舍弟山田穎太郎・佐世一淸等を招き、玉木正誼の報知を告け、且つ曰、國體を挽回す此時に在り、急に山口を衝き大擧して遂に政府の官吏を艾除せんと、衆議亦此に決す、因て昔者我忠正公云々の書を奧平謙輔に作らしめ、小倉信市をして德山の同志飯田端・坂口明敬・小野槇太郎に致さしめ、應援云々の事謀る、此夜黨與を討たんとすと聞き、依て先つ基淸を

刺んと欲し、則ち奥平佐織其他數名を遣り捜索せしむと雖も、事遂に成らす、則翌二十七日自分始明倫館に屯集し、區長横山俊彦をして戸長を呼ひ、諭して各士族の集合を促さしむ、次て玉木正誼・佐世一淸に命し、杉宇一・吉田某をして須佐多根十郎に書を寄せしめ、一昨年明倫館へ集合せし如く刀を持し急速同館に至んと告けしむ、時に自分策を設け、西鄕氏より銃三千挺砲八門彈藥附にて送致せし云々の書面を作り、區長に與書を爲さしめ之を縣廳に出し、其處分を乞はしむ、是れ全く一時の虛聲を藉て士民を鼓動せんか爲なり、同二十八日會する者百餘人、遂に此夜を以て山口進擊に決し、山田穎太郎等をして兵隊を編製せしむ、夜に至り山口より進軍の訛傳あり、將に戰んと兵隊を整列するに至る、時に縣令より百村發藏をして書を以て、熊本騷擾は已に鎭定せしにより屯集を解くへしと達し來り、赤川千代秋をして應接せしめ、陽に其命を奉して去らしむ、察するに彼單身此に來るは、果して鎭臺兵の續き至るを恃に因ると、然らは今之を衝くも亦益なし、况や佃黨後へにあり、德山應接の事も成否如何を詳にせす、終に必勝の算無きを慮り、因て寧ろ道を山陰に取り、道路通せされは則ち戰ひ、遂に闕下に至り諫めて而して死するに如かすと決心し、去るに臨て當縣令並に鎭臺士官へ贈る書を奥平謙輔に作らしめ、四方に傳播せしめんとす、且自分復策を設け、公金を集はん爲め、自ら筆を採り縣令より區長に贈る僞書を作り、外に區長の書を添け、之を小笠原長一に齎し、扱所書記役神田久一に達する所、則金七百圓を獲たり、之を以て路用に供ふ、

一、同二十九日午前二時明倫館を擧け發足、黑川村に至り、御一新以來云々の書を謙輔に作らしめ、以て之を長防人民に示さんとす、而して三十日須佐え着、益兵を募り隊伍を編製す、之を名つけて殉國軍と云ふ、此日海路

は濱田を指し、陸路は津和野より進むへしと一同相約し、自分は乘船、然るに風烈しく進むを得す、又須佐に歸る、此時萩より報あり、無辜の士民を縛し狼藉を極むと、是れ必す佃黨の所爲ならんと憤怒に堪へす、因て先つ之を攘ひ、機に投して山口を衝かんと欲し、同夜又乘船萩に向ふ、三十一日拂曉越ヶ濱に達し、上陸直に隊伍を整列せり、此時奥平佐織斥候隊を率ひ、勇を恃み先に進み、自分共と、距離大に隔る處、唐突八丁の扱所を襲撃し、鎭臺兵と戰端を開くにより、大に兵氣を鼓舞し、所々戰地に走り、指揮すと雖も、曾藏むる所の彈藥は已に水に投棄せられ用を成さす、所謂力盡き矢盡き、復如何ともすへからす、時に謙輔に會す、謙輔曰、勢迫れり戰ふて死せんと、然るに兵氣甚た振はす、其策用ゆへからす、因て遂に此を脱し、東京に至り此擧の顚末を陳し、然る後誅戮に就くも遲からすとの議に決し、則同夜出發、十月一日須佐に至り、奥平謙輔・横山俊彦・山田穎太郎・佐世一清・馬來杢・從者林藏と倶に乘船、石州津和野を經、同三日雲州宇龍浦に繫船、同五日同所に於て縛せらる、今や囚虜の身を以て哀訴するも恐懼に堪へされとも、自分巨魁となつて國憲を犯せし大罪は萬死固より甘する所なり、然れとも他同志に至ては偏に寛典の御處分を蒙り度事、

之に據つて、君が擧兵の顚末概要を知りうると共に、其の終焉に至るまで同志の爲に慘悴惻愴せしことが察せられて慟切に堪へないのであるが、國憲を犯したる罪は實に重大であつて已むをえないのである。なほ、君が萩の獄中にあつて、次の詩を賦して隆吉に示せしと傳へらる。

幽囚憶レ國涙潸々、諫奏無レ功斃二故闕一、

自許忠肝貫二天日一　唯憂妖霧蔽二龍顔一、
吟呻晝暗浮洲雨、　慷慨宵寒指月山、
曾在二虞廷一徒掣肘、　誤斯四十二年間、

是れ君が常に忠肝天日を貫徹するの雄志を抱懷して妖雲の蔽塞を深憂し、擧兵諫奏を企圖して其の功効なく、空しく郷邑に斃殪せんとするを悲憤慷慨したものである。

暴徒處分の寛大

是時に方り、大木喬任已に司法大丞兼司法大檢事渡邊驥を隨へて山口に來たつたが、山口裁判所長岩村通俊は覈査の形情に鑑み、殺戮の多數に及ばんことを憂慮し、十一月十八日より豫審を開始し、其の確定するに及び、十二月三日宣告をなして、君を始め山田穎太郎・佐世一清の二弟奥平謙輔・横山俊彦・有福恂允・小倉信一を除族斬刑に處した。君及び謙輔への宣告文は、次の如くであつた。

其方儀、朝憲を憚らず、黨與を各所に謀合し、兵器を弄し官兵に抵抗し、逆意を逞せる科に依り、除族の上斬罪申付る、

前原一誠

其方儀、前原一誠の逆意を佐け、衆を集め兵器を弄し、官兵に抵抗する科に依り、除族の上斬罪申付る、

奥平謙輔

また今田浪江を除族して終身懲役に處し、其の他奥平左織・馬來杢等凡そ五十人を除族し各其の罪の

差を以て十年以下の懲役を命じ、放免のもの四百餘人あつて佐賀其の他の處分に比し、極めて寛大であつたのである。

按に九州騒亂の報東京に達するに及び、內閣顧問木戶孝允は其の措置を遷延して慘禍の擴大せんことを深憂し、自ら難に赴いて速に之を鎭定せんとし、出張の命あるべく太政大臣三條實美・右大臣岩倉具視に請ふた。即ち孝允の日記十月二十七日の條に「已に頃日も時勢を大臣に陳論し、不レ經レ日肥後の暴動等出來せり、而今日遷延誤レ時ときは、又人民上えいかばかり之不幸を釀成するを不レ知、依而一昨日余九州え蒙レ命出張せんことを兩大臣へ請願せり、又果而今日筑前の電報を得る、依而重而兩大臣え前主意を陳論し、速に下命あらんことを請願せり」とある。翌二十八日山口縣士族明倫館に屯集の電報があつたが、二十九日再三臻つた。依つて孝允は之を善處せんとし、更に兩大臣に意見を陳述して歸國の朝命を請ふたが、會岩村通俊が東京にあつたので、山口縣下の狀情を詳諳しなくて處理の公平を失はんことを虞憂し、陸軍少將兼司法大輔山田顯義と共に之を訪ふて其の事態を懇談した。孝允の日記十月二十九日の條に「山口縣の電報到來、前原彥太郎等屯集、製造所の兵器借用等申張甚不穩趣に付、屬のものを遣わし說諭すると雖も分散せす、依而關口縣令兵隊を率ひ爲ニ鎭靜ニ出張せりと云、又德山士族脫走、巡査屯所へ放火、米構藏へ符着せしと云、其電報

數度到來、三條・岩倉二大臣に至り愚見を陳述し、余馳ㇾ難盡力いたし度趣をも賴み置けり、歸家後、岩村通俊（山口縣出張裁判官）の處へ山田顯義一同到り、山口縣の情態を談し置けり、岩村は明日品川彌二郎等一同縣に至れり」とあつて、權大史兼內務大丞品川彌二郎もまた通俊と共に歸國した。孝允が顯義と共に山口縣士族の情態を說き、且つ彌二郎の歸國したのは、君等同志の裁判に方つて、公平を失はないで寬大であつたに與つて大に力あつたのである。孝允はなほ萩の子弟の非命に斃るるものの多からんことを悲歎し、歸國して速に之を鎭定せんとし、出張の朝命を拜せんとして大に斡旋した。即ち孝允の日記十月三十日の條に「先年山口縣下脫隊の紛亂に多く防長の子弟を失す、今又不幸にして此動亂を釀し、子弟の非命に斃るる必不ㇾ少、不ㇾ堪二悲歎一なり、依而余速に歸國し、爲二鎭定一微力を盡し、又誤而受ㇾ寃ものあらは、爲ㇾ其にも亦事情を通暢せんことを慮り、屢歸國の許可を願ふ、今日亦及二催促一へり」とあり、十一月二日の條に「昨夜の電報を一閱すれは、萩城未二鎭定一、故國の難を思ひ、實に不ㇾ能ㇾ安、萬一不ㇾ得ㇾ止の事情より終に萩城のもの及二一擧一ときは實に不ㇾ堪二憫然一、兎角に歸國の情甚切なり、依而又今日も其の許可を强求せり」とあり、また同三日の條にも「山口縣內一統の苦情を想像し、寢間にも不ㇾ能ㇾ忘、依而今日も伊藤博文を以、尙哀情を陳述し、歸縣の許可を願置けり」とあつて、百方歸國を請願したのであるが、遂に朝許せられなかつた。

ついで鎭臺兵大擧して萩地攻擊の報臻り君等出雲に走つて捕らへられ、また玉木文之進等自盡せるを知つて大に痛心し、首謀のものは已に助くるに道なきも、寃罪のものを憐憫し、其の爲に寛典の處分あるべく盡力した。即ち孝允の日記十一月十五日の條に「此度の變動首謀のものは助くるの道なしと雖も、或は强迫され或は欺かれ方向を誤りしものは、實に不ㇾ堪ニ憐憫一、余も屢爲ニ其等一に寛典の處分有ㇾ之度頻に希望し、今日は又大に盡力せり」とあるのである。

本間忠磨の談

時は明治九年の十二月三日ぢや、骨を削るやうに寒い師走の風がビユー〳〵と木立を吹き渡つて、梢頭の枯葉雪の如く地に墜つるの日、私は愈々今日が斬首の日かと窓外の光景を伺ふに、四顧の景物何となく物凄く物悲しく、熟々と世の無情を嘆じた、もう首斬りが始まるか、もう前原等が引き出されるかと心も心ならず連りに動悸が打つ、首斬場と云ふのは我等の牢屋の前一間許りの處に設けられ、板を立て連ねて我等の目を隔つ、之は大に我等の度胸を貫かうと云ふ仕組であつたのである。

閼口縣令も前原等に別れを告げに來た、いよ〳〵時間が迫つたなと考へて居ると、前原一誠・奥平謙助と呼出しの聲が聞える、一誠外六士は何れも白裝束で刑場に居並んだ、許しあつて此の七人が交る〳〵我等の獄前へ長の別を告げに來る、何れも臆したる氣色なく、靜に別れを告げて退く、中にも横山俊彦は大聲に「只今斬に就く諸君氣を付けられよ」と叫び立てた、前原一誠は白羽二重の裝束で進み出た、莞爾として打ち笑み心靜に一同を眺めて「只

今冥土へ行く何にしても勤王が第一だぜ」と凛乎として言つた、其處に僞りなき誠心が見える、燃えるが如き勤王の心が見える、私は此一言を聞いて感涙に咽んで了つた。

挨拶が終ると此度は前原等七人の別れの宴が始る、生玉子を肴にして酒を飮み、酒既に耳に熟して朗々たる吟聲が起つた。

死に臨んで死を知らず何と云ふ大膽な事であらう、朗々と起る吟聲に耳傾くれば之ぞ「攝河泉州」と云ふ彼の楠公父子勤王の詩である。

死する眞際にも誠忠勤王の心やまず、楠公の詩に其赤心を吐く一誠が胸の中見上げた男ぢやと一方ならず感動した吟聲はいよ〳〵高くなる、「攝河泉守臣正成、有二一嗣子一名二正行一、父子忠魂戍二天子一、日月双輝千早城」忘れもせぬ此吟聲が高く低く閑寂聲なき獄中に響き渡つて勇ましいとも勇ましいとも、之から首が落ちる沙汰とも思はれない流石は前原一誠ぢやエライ男ぢや。

祭典の擧行と贈位

酒宴終り吟聲止んで七人は何れも斬首の席に就く、前原一誠を始めに奥平謙助、横山俊彦、山田榮太郎、有福半右衞門、小倉信一、佐世三郎の六勇士がズラリと居並ぶ、前原の最後と聞いて諸方から筆蹟を乞ひに來る、其紙が幾十枚となく膝の前に置かれる、前原は一々筆を執つてスラ〳〵と夫に書き付ける、餘り悠然と構へて居るから掛役人が「さあ早く〳〵」と促す、前原は促されて心にも留めず「任せた命ぢや騷ぐな」と平氣で筆を動かして居る、落付いたものぢやないか。

君は既に宣告を受くるに及び、萩町本願寺別院淮圓寺の附近後の客屋に於て、四十二歳を一期として

斬に處せられ、弘法寺の境域に埋葬せられて永く黄泉の客となつた。其の刑せらるゝ前日、關口隆吉來たつて相共に藁莚に座し、自ら觴杯を君に屬し、鷄卵を割きて侑めて訣別をなしたといふ、また君の辭世の詩賦及び戯句に

吾今爲レ國死、　死不レ負二君恩一
人事有二通塞一　乾坤弔二吾魂一

これまてはいかい御苦勞からたとの
よひ出しの聲まつむしや秋の風

とあつたと傳へられてゐる。

かくて星霜を經ること十有三年、明治二十二年二月十一日帝國憲法發布の大典あつて大赦令の出づると共に、君等生前の罪を追赦せられた。そこで是年六月二十四日、舊友知人相會して莊嚴なる祭典を東京芝紅葉館にて擧行し、君及び山田穎太郎・佐世一清・奧平謙輔等の十靈を綏慰した。是日禮拜するもの多くして甚だ盛大であつた。其の祭文は次の如くである。

八十日日刀日波多可禮杼常夏乃花咲久時梅實乃色附久時乃此頃乎好時乃好頃刀撰定米家所澤爾波有禮杼玉垂乃陵邊爾沿比弖楓樹乃繁左

備立留高樓乃此乃館乎好家乃好所登覔出弖奧津小床乎忌淸米掃淨米荒草巖乃蓆乎取敷支氐眞木乃嬬手乃新志支八取乃机乎置列奧山乃伊豆乃眞榊神籬成林立百足受八十能隈手乃彼方與里遙々爾招奉利令坐奉留畏支前原一誠命、山田顕太郎命、佐世一淸命、奧山謙輔命、横山俊彦命、有福恂允命、小倉信一命、河野義一命、佐世彦七命、玉木正韞命、都弖十柱乃神靈乃前爾齋主中講義長岡信一忌廻利淸廻利畏美都々申左久

顯御神刀大八洲國知食須須掛卷毛綾爾恐支天皇我大御代乃維新爾立榮延給波武刀將留秋爾當利身乎碎支心乎苦米種々爾勞支盡志給閉利志汝命等乃厚支忠義心止高支勳績刀波誰邪志人可知邦良牟如何奈留者加稱閉邪良牟然留乎中頃與利止難支事乃勢爾牽禮乃遂爾御命乎殞志給布耳奈良受皇國人乃耻刀毛耻刀忌嫌閉留醜名乎左閉爾負比坐介留波如何奈留禍神乃禍事爾可在介牟思閉婆胸痛久言閉婆長息叙先立都伊傳也暫古曾然流穢介支名波負坐世禮御心波固與利毛眞澄乃鏡乃淸支赤支忠人等爾座須禮婆古今爾比類無御政本津大御憲乎世爾敷施良志給布時爾當利天皇乃特奈留御仁慈以氐科戸乃風乃雲霧乎吹拂布事乃如久彼乃醜名乎志除去志米波實口聖明乃御世乃美之大御擧刀奈毛仰留々茲乎以弖汝命等爾緣故有留高支官貴支位乃君等相議相集比今日乃御祭以弖御靈等乎慰米給布事乃狀乎平介久安介久聞食弖相和美相宇豆那比天皇我大御代乎手長乃御代乃茂乃御代爾幸閉奉利茲爾集波須君等乃身乎母喪無久事無久守利給閉止畏美畏美毛申須

明治廿二年六月廿四日

其の後更に二十有七年を經て、大正五年四月十一日朝廷維新前後に於ける勳功を思召し給ひ、特旨を以て君に從四位を奥平謙輔に從五位を各追贈せしめ給ふた。天恩洪大であつて枯骨に及んだ。君等の

靈もまた地下に感泣して瞑目したのである。ついで七月三十一日、前原・奥平の兩家主催となつて、贈位奉告祭を萩の明倫小學校に行ふたが、參拜するもの多くして頗る盛であつたのである。

因に、君の妻綾子楊井氏及び妾秀栗橋氏みな貞淑溫順であつたが、同じく子なく、弟穎太郎の次男昌一養嗣子となつて前原家を繼續した。君の母末子は天性溫和恭順で賢母の稱があつたが、明治三十三年九十二歳の高齢で逝き、大正十一年綾子また七十八歳で歿した。秀は君の死後幾ばくもなく鄕里越後に歸へつて歿し、大正十四年昌一五十二歳にて逝き、長男百合雄家督した。かくて昭和三年百合雄また歿するに及び、其の弟彦八相續したのである。

○

○追補　君の擧兵に際し、同志を聚嘯せる檄文の其の一は次の如くである（一〇三〇頁參照）

太政大臣三條實美以下數十名の大吏鄙猥の資を以て顯榮の位を竊み、盜賊の心を以て收歛苛刻の政を行ひ海內を掊克し尺寸餘り無し、之を外夷に輸出し、以て苟安を謀る、又自ら其爲る所人意不滿なるを知る、刺客の禍或は巳の身に及はんことを恐れ、天子の邏卒を以て其身を衞る、而して天子の左右皆大臣以下數十人の私人、名は君を奉すと謂、其實は之を幽するなり、天誅赦さゝる所神人同しく憤る所、忠義の士以て刄を其腹中に剸せんことを欲する者多年なり。本月二十五日肥後人義兵

を熊本に擧け一戰鎮臺を鏖にし、其機會を奪ひ風馳して東す、諸縣守城なく野に交る兵なし、小倉以南以て糧を裹み以て待つと云、一誠不敏なりと雖とも、聖天子其嘗て微勞あるを記し、一誠を卒伍の中に拔き之を參政の末に置く、議論實美と不レ合、引退して待者今に八年、天子の幽辱を悲憤し、實美の跋扈に慷慨し將に大義を天下に唱へ、以て聖知の萬一に報せんと欲す、肥後のことを聞くに及て懷巳む能はす、袂を投して一呼從者如レ雲、賊を山陰に擊つ、敢て一人我か鋒に攖するもの無し、夫神州の禍福宜しく神州と之を共にすへし、一縣得て私する所に非す、是を以て飛書天下に示す、凡そ我同志糧を裹み馬を躍し、首を束して馳せ元惡を東都に誅し、天子を幽辱に出し、以て敵愾の誠を表せよ、今は失て時なし矣、愼て抓疑猶豫して以て後至の誅を貽すこと勿れ、其功罪に至つては國有ニ定律ニ天子存す。

明治九年十月　　　　前原一誠

前原一誠傳　終

跋

明治維新の變革は外國との關係があつたので餘りに急激に行はれた、加ふるに封建制度に束縛せられてゐた民衆の反動により政治上・經濟上・社會上その他各般に亘つて我が國民生活上の變化激甚を極めたのである、この激甚なる變革を憤りて犧牲となり、凶刄に斃れたものは横井小楠・大村益次郎・廣澤兵助等の重臣であり、時勢を怒つて動亂を企てたものは米澤藩士雲井龍雄・華族外山光輔・愛宕通旭等であり、政府の對韓政策を怒つたものは江藤新平の佐賀の亂、熊本の神風連の亂、萩の前原一誠の騷動となり、最後に鹿兒島の西鄕隆盛の擧兵となつて西南戰役を起すに至つた、これ等は何れも急激なる變革に伴ふ民衆衝動の結果に外ならぬのである、そしてこれ等の變亂はその手段としては共に誤れるものにして見解も必ずしも正鵠を得たりとは

云ひ難きも、その主張は共に愛國の至誠に出で、止むに止まれぬ武士本來の目的を達成せんとしたものであることは否むことが出來ぬ。

王政復古により武家政治の根本組織をなした知行制に基づく藩の廢止により國民は擧つて王臣となり、地方分權の制が破れたると共に中央集權の基礎が確立し、國民はその權利・義務の分限を明かにして政治上の人格が認められた、そして公家大名の稱は廢せられて士・農・工・商の四民は共に平等の地位に置かれ、徵兵制が布かれて全國皆兵の主義が確立せられた、かくて兵事は武士の常職であると云ふ多年の因襲は一朝にして廢せられた、爲めに武士階級は恰もその世職を棄却せられし感を抱き不安に驅られ、畏懼の念が熾烈であつた。

我が國が急速に開國して列國と交通するに及び物質文明の劣勢なるに驚き、急激に上下歐風模倣の風潮を生じた、特に政府は民心一新の必要から進ん

で舊來の陋習を破り歐風に倣はしめたから歐風模倣の風潮は一層拍車をかけられ、國民相競うてこれに進み、その傾向は滔々として一世を風靡した、これが爲めに我が風俗習慣は急に改められ、物質文明は異常の發達をなした、その結果舊物は一切破棄するの思想を生じ、封建時代の城郭は勿論その他のものを破壞遺棄して顧みない風が起つた、これに伴ふて我が美俗良習は全く地を拂つて喪はれんとした、これに對して保守の思想を有し、國粹保存を主張するものは敢然として時勢に憤慨し、政府に抗爭してこれを抑止せしめんとした。

武士階級は世職を奪はれて不安に嚇え畏懼の念に驅られながら日に沈淪せんとし、我が習俗は一朝にして遺棄せられんとし保守の思想を抱くものは憤慨措く能はざるに及んで、相踵で政府に建議して是正を仰がんとした、また政府の對韓策に不平なるものは相率ゐて廟堂を去つたが。これ等は不平の武士

階級と合流し、保守思想を抱て時勢を咀ふものと相結んで各地の反亂となり騷動となつたのである、これ實に時勢の變革に伴ふ自然の犧牲として止むを得ぬことであつたのである、夫の萩に於ける前原一誠の騷動も亦この犧牲の一として數ふべきものであると共に、時勢の趨嚮を說明するに足るべき適切な事相と考へらるべきものである。

騷動の頭領たる前原一誠は佐世家に人となり、八十郎と稱し後に彥太郎と呼んだ、その先は近江の舊族佐々木京極家の出にして米原の地を領し、これを氏とした、室町時代に京極家が分れて出雲守護となりし時に從ふて下り佐世に土着して豪族となり、氏を改めた、出雲が戰國時代に毛利家に併さるるに及びその世臣となり幕末に及んだ、そこで一誠は舊姓米原に復せんとして前原を稱した、一誠は夙に吉田松陰の高風を慕ふて松下塾に遊び誠實を以て稱せられ、至孝を以て譽とした、幕末の國難には長州藩の要路に擧げられ內

憂外患共に臻れる時に克く時局を處理して誤らなかつた、そして四境戰爭には高杉晋作と共に總督山内梅三郎の參謀として小倉口に戰ひ、後海軍頭取となつた、尋で戊辰の役には長藩士で組織せる干城隊の副總督となつて出征し、更に參謀として越後奥羽に轉戰し、會津城の攻擊に際して降伏に斡旋し、深く士心を收めた、そして會津藩の將來を憶ひ優秀なる子弟を王化に浴せしめんとして保護養成に盡し大成せしむるに努めた、曩に越後府判事となつて德化を施し、やがて參議に任ぜられて廟議に參し、兵部大輔となり軍務の要衝に參畫した、されど至孝なる性情は慈親を省養せんとする切なる念に驅られて弊履を棄つるが如く顯職を辭して鄉里萩に歸臥し、孝養を致した、その間にありて山口藩に諸隊の騷動が勃發し、幕末戊辰の戰士多く罪せられ、時勢に不平なる武士、固陋なる戰士、及び戊辰役の戰勝に醉へる舊隊士は相率ゐて事變を惹起せんとして蠢動した、故山にありて悠々自適し孝道にのみ專

念してゐた一誠は、これを見て同情の念に耐えなかつた、もとより匡救の雄志は抱いてゐたが、初めは自重して傍觀するに過ぎなかつた、然るに形勢は日に惡化し、萩の武士は連袂して暴發せんとするの狀勢となり、佐賀には騷亂起り、續いて熊本・秋月等の動亂起らんとし、鹿兒島の暴動も亦勃發せんとするの形勢を示した、是に於て平素政府の施設に嫌焉たる一誠は鄕黨の輿望を負ふて殼を脫して難に赴くこととなり、終に蹶起するに至つたのである。

一誠が政府の施設に對し嫌焉たるものは次の數條と傳へられてゐる。即ち地租改正の件、樺太・千島交換の件、大官無責任の件、士族善後處置を誤るの件、當局者投機に關係の件、及び征韓論拒絕の件等である、これ等に關して一誠は地租改正は我が國の根本義たる王士王民の制を破壞すると云ふにあり、また樺太・千島交換は外國に我が領土呑噬の端緖を與ふるものとなし、大官は要路にありながら事每に宸襟を惱まし奉り政令一に出でざるを難じ、

武士の失職を說いて祿劵下附の不合理を論じ、これが制馭を誤れば大亂を釀成すべきを說き、大官が豪商と結托して投機をなすの說を信じ、續いて征韓は國威伸張の上に必要なるべきことを論じたのである、これ等は當時熾に唱へられたるもので時弊たりしには相違なきも、その所論は偏局にしては尙ほ檢討に闕けたる點が多々あることは否むことが出來ぬのである。

旣に政府の施設に慊焉たるに加へて同志の窮乏に深く同情した一誠は、鄕黨に擁せられて暴動を起し、一敗地に塗れ賊名を負ふに至りしと雖も、その精神に於ては實に同情に價すべきものあり、亦敬服すべきものがある、それは一誠が萩を遁逃して北海に航するに當り、畏友坂上忠助にその志を述べた書中にも自ら「心忠にして形賊なり」と說き、また獄中からその兄弟三人相率ゐて難に赴きし狀を慈親に致せし書中にも、

兄弟三人不孝の罪は何卒々々御見免し偏に奉希上候、古より忠臣義士の艱

難苦勞は今に始めぬ事故、偏に不孝の罪を御赦し、三人の者を忠臣義士と思召遣はさるべく奉祈候、何事も只君の御爲め、國の御爲め、萬民の爲めと一心に覺悟を極め思立ち候事も姦人に先を取られ候が、萬々不運の至りに御座候

とある、これ等に徴しても一誠は國家に對して忠臣義士たるべきを覺悟し、全く精忠無二であつた心事は流石に松門の士たるに耻づる所がないのである、唯惜らくは手段を誤りて亂賊となり、多く有爲の同志を慘死せしめた責は免ることは出來ぬのである。

維新の變革の如き國史の前後を通じて容易に見ることの出來ぬ大事件に遭遇しては、上下內外に相當の犧牲を拂ふべきは古今東西の歷史を通じて當然のことと云はねばならぬ、萩の亂も亦この意味に於ては早晚必ず起らなければならぬことであつて、一誠は遇々萩にあつたが爲めに推されて首領となり、

やがては自ら進んで闕下に至り、貫日の誠を披瀝して伏奏し、姦吏を除き外夷を壓し、民衆を救はんと志したのであるが、中道にして捕はれ、賊名を負ふて刑せられるに至つた、その維新回天の功勳は沒籍せられるのみならず却て反賊として罪を獲たのは全く氣の毒と云はねばならぬ、されど皇天は深くその衷情を憐まれ、やがて罪を赦されて贈位の恩典に浴することが出來た、これその貫日の誠が天聽に達し、形賊を脫して心忠を彰かにしたものと云はなければならぬ。

この度維新史に造詣深き妻木忠太君の手により一誠の傳成ると聞き、その事歴の詳細はこれによりて明瞭となり、その進退出所も十分節制あるべきことは知り得らるべしと信じ、その出版の速かならんことを祈て居るのである、そして平素萩の亂、特に一誠の心事に對し同情する所が尠くなかつたので玆に所感の一端を叙して跋文とし、簡單ながら一誠の行動に就き月旦を試

みた次第である。

昭和九年九月

渡邊世祐識す

昭和九年十月二十三日印刷
昭和九年十月二十八日發行

前原一誠傳

定價拾圓

著作權所有

著作者　妻木忠太
東京市神田區小川町二丁目一二番地
發行者　森田一郎
東京市小石川區戸崎町九四番地
印刷者　土屋弘

發行所
東京市神田區小川町二ノ十二番
振替口座東京四一六六四番
積文館書肆

大賣捌
東京堂・東海堂・北隆館・文修堂
勇林堂・川瀬書店・柳原書店

東京○中央印刷株式會社・小石川